検索

関西大学『学の実化』

Vol.10　No.4

自己点検・評価報告書

学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）

検索

刊行にあたって

関西大学 学長　　楠　見　晴　重

高等教育を取り巻く環境の変化は、18歳人口の減少、国際的な大学間競争、大学・大学院の教育の実質化等一層厳しさを増してきました。

18歳人口減少に伴う受験生の減少については、1990年代からその危機が叫ばれていましたが、更に、競争的資金の分配による教育・研究評価の導入・拡充、情報公開の義務化、第三者機関による認証評価の受審、教育の質保証やグローバル化等、常に第三者との関わりの中での急速な変化を求められており、各大学は、このような状況に対応するため、一層の自助努力と自己革新の必要に迫られています。

本学では、1994年４月に関西大学自己点検・評価委員会を設置して以来、「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」を３年に一度（2011年度までは２年に一度）刊行しています。今回発行する本報告書で10回目の刊行となりますが、毎年刊行されている教育研究活動の全容を数値データで示す『データブック』と併せてHP等で広く学外に公表しています。これらは、本学の現状、そして今後の方策を知ることができる貴重な情報源となっており、本学の構成員や各機関は、この報告書を基に自己改善・改革を積極的に行ってきました。

2004年度に認証評価制度が導入されてからは、従来の第三者的立場で評価の公平性を保つことを基本とした体制から、本学として自己点検・評価を行い、その改善に自ら責任を持って実施するという姿勢がより強く求められるようになりました。そのため、執行に携わる者による自己点検・評価体制を実現させることを目的として、2009年４月に自己点検・評価体制を大幅に変更し、従来の大学のみの自己点検・評価活動から、学校法人が設置する併設校部門、事務部門も含めた体制として、学校法人関西大学自己点検・評価委員会を設置しました。

その委員会の下に置かれる大学部門委員会は、従来の本学における自己点検・評価活動を継承した機関として設置したものです。委員長は副学長、副委員長は学長補佐とし、その他の構成員は、各学部・研究科や各機関に設置された自己点検・評価委員会の委員長等となっています。加えて、各機関の自己点検・評価活動の客観性や公平性を担保し、学外者による定期的な評価を実施できる体制を整えるため、外部評価委員会を設置しています。

本学は、2012年度に大学基準協会による機関別認証評価（２回目）において「適合認定」を受けました。今回の機関別認証評価では、「長所」が６項目、「努力課題」が６項目、「改善勧告」が１項目となりました。「適合認定」は受けましたが、この結果を真摯に受け止め、長所は更に伸ばし、努力課題及び改善勧告については、早急に改善策を打ち出し、取り組んでおります。また、専門職大学院認証評価に関しては、法科大学院・臨床心理専門職大学院は2013年度に、会計専門職大学院は2014年度に認証評価を受けて「適合認定」を受けております。

以上の活動を踏まえた本報告書は、新体制となって以降、３回目の報告書となります。新たな委員会体制に基づく自己点検・評価体制や毎年全学で行う中期行動計画の検証作業等もこの５年間において、軌道に乗ってきたと感じています。

本学は、2008年７月に学校法人関西大学の長期ビジョン「KU Vision 2008－2017」、2009年10月に「長期

行動計画」を策定しておりましたが、「長期行動計画」が策定後5年目を迎えたことから、過去5年間の活動実績に関する検証及び後半5年間（2017年まで）の計画内容、遂行体制等について見直しを行い、2013年5月に「長期行動計画【改訂版】」を策定しました。その際には、学生、教職員、教育後援会、校友会等の関係者からも貴重なご意見をお寄せいただきました。

本学は、まもなく創立130周年を迎えますが、長期ビジョン「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」の下、これからの国際社会をリードする創造性に富んだ人材、国や地域、社会の発展に主体的に参画できる人材の育成をめざして、今後も様々な改革を進めていく所存です。

最後になりましたが、今回、各部署、組織で点検・評価項目に従い仔細に検討し執筆してくださった各機関の教職員の方々、とりわけ膨大な報告書を前に真摯に確認・点検作業に取り組んでくださった学校法人関西大学自己点検・評価委員会大学部門委員会委員の方々に、衷心より感謝申し上げます。

2015（平成27）年3月

検索

目　　次

刊行にあたって　　関西大学学長　楠見 晴重　巻頭

第１編　大学

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか …… 3

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか …… 4

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか …… 4

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 5

【3】将来に向けた発展方策 …… 5

Ⅱ　教育研究組織

【1】現状の説明

［1］大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか …… 7

［2］教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか …… 8

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 8

【3】将来に向けた発展方策 …… 9

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか …… 10

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか …… 10

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか …… 12

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか …… 12

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 13

【3】将来に向けた発展方策 …… 14

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 14

【3】将来に向けた発展方策 …… 14

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか …… 15

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか …… 15

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか …… 16

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか …… 16

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 16

【3】将来に向けた発展方策 …… 17

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 18

【3】将来に向けた発展方策 …… 18

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか …… 18

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか …… 19

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 20

【3】将来に向けた発展方策 …… 21

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 21

【3】将来に向けた発展方策 …… 22

検索

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か …… 22

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか …… 23

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか …… 24

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか …… 24

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 26

【3】将来に向けた発展方策 …… 26

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 27

【3】将来に向けた発展方策 …… 27

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか …… 28

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか …… 29

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 29

【3】将来に向けた発展方策 …… 30

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 30

【3】将来に向けた発展方策 …… 30

V　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか …… 32

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか …… 32

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか …… 34

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか …… 35

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 35

【3】将来に向けた発展方策 …… 36

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 36

【3】将来に向けた発展方策 …… 36

Ⅵ　学生支援

【1】現状の説明

［1］学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか …… 37

［2］学生への修学支援は適切に行われているか …… 37

［3］学生の生活支援は適切に行われているか …… 40

［4］学生の進路支援は適切に行われているか …… 42

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 48

【3】将来に向けた発展方策 …… 49

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 50

【3】将来に向けた発展方策 …… 51

Ⅶ　教育研究等環境

【1】現状の説明

［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか …… 53

［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか …… 53

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか …… 55

［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか …… 58

［5］研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか …… 59

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 60

【3】将来に向けた発展方策 …… 61

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 63

【3】将来に向けた発展方策 …… 64

検索

Ⅷ　社会連携・社会貢献

【1】現状の説明

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか …… 66

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか …… 67

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 70

【3】将来に向けた発展方策 …… 71

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 72

【3】将来に向けた発展方策 …… 72

Ⅸ　管理運営・財務

1　管理運営

【1】現状の説明

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか …… 74

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか …… 76

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか …… 77

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか …… 78

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 79

【3】将来に向けた発展方策 …… 80

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 81

【3】将来に向けた発展方策 …… 82

2　財　務

【1】現状の説明

［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか …… 83

［2］予算編成及び予算執行は適切に行っているか …… 84

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 85

【3】将来に向けた発展方策 …… 86

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 87

【3】将来に向けた発展方策 …… 87

検索

X　内部質保証

【1】現状の説明

［1］大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか …… 89

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか …… 89

［3］内部質保証システムを適切に機能させているか …… 91

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 94

【3】将来に向けた発展方策 …… 95

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 96

【3】将来に向けた発展方策 …… 96

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動 …… 97

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 109

【3】将来に向けた発展方策 …… 110

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 111

【3】将来に向けた発展方策 …… 111

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流） …… 113

効果が上がっている事項

【2】点検・評価 …… 117

【3】将来に向けた発展方策 …… 117

改善すべき事項

【2】点検・評価 …… 118

【3】将来に向けた発展方策 …… 118

検索

第２編　学部・大学院

法　　学　　部 …… 121
文　　学　　部 …… 143
経　済　学　部 …… 163
商　　学　　部 …… 177
社　会　学　部 …… 201
政策創造学部 …… 219
外国語学部 …… 241
人間健康学部 …… 261
総合情報学部 …… 277
社会安全学部 …… 293
システム理工学部 …… 311
環境都市工学部 …… 311
化学生命工学部 …… 311
法学研究科 …… 337
文学研究科 …… 353
経済学研究科 …… 367
商学研究科 …… 383
社会学研究科 …… 405
総合情報学研究科 …… 421
理工学研究科 …… 437
外国語教育学研究科 …… 461
心理学研究科 …… 479
社会安全研究科 …… 493
東アジア文化研究科 …… 511
ガバナンス研究科 …… 523
人間健康研究科 …… 539

第３編　専門職大学院

法務研究科（法科大学院） …… 553
会計研究科（会計専門職大学院） …… 593
心理学研究科　心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院） …… 709

おわりに …… 775

検索

〔資　料〕

１　関西大学自己点検・評価委員会の活動記録 …… 779
２　点検・評価項目 …… 781
３　学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程 …… 785
４　委員会名簿 …… 789

検索

第1編　大　学

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪1大学全体≫

本学は、我が国が法治国家としての体制を整えつつあった1886（明治19）年に、関西最初の法律学校として誕生した。自由民権運動の高まりとともに、自由闊達な近代国家への発展をめざす様々な法整備が進められ、法律に関する国民大衆への啓蒙、教育の必要性が高まりつつある時代背景の下で、自由民権運動の活動家吉田一士は、司法省顧問ボアソナード博士に教えを受けた井上操ら大阪在勤の若き司法官に教育機関創設を働きかけ、大阪控訴院長児島惟謙の指導と協力を仰ぎ、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」を設立目的として、1886年11月４日、大阪西区京町堀の願宗寺を仮校舎にして本学の前身「関西法律学校」を設立した。創立者たちは「法律が市民のものであり、市民は法律によって自らを守るべきである」ことを教え、正義と自由を愛する本学の学風が生まれた。また、児島惟謙が大津事件（1891年）の審理に大審院院長として関わったことで、後に「正義を権力より護れ」を本学の建学の精神とすることとなった。

更に、本学が旧制大学令による大学への昇格を果たした1922（大正11）年、総理事山岡順太郎は、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を提唱し、「学の実化（じつげ）」を説いた。その後、本学の学是（教育理念）として定着した「学の実化」は学歌にも歌われ、その後も時代の要請に従い読み解かれ、現在に至るまで本学の教育を推進する上での礎となっている。

更に、第２次世界大戦後の荒廃からの復興期の1947年、当時の学長・岩崎卯一は「われらの関西大学は、いま文化的ルネッサンスのあけぼのを迎えんとしている」と学生に呼びかけ、「大学を良き識と豊かなる知とをもって、たくましくまもり抜かねばならぬ」と訴えた。“関大ルネッサンス”という合言葉は、本学の戦後復興のバックボーンとなった。

1949年に多くの国公私立大学が新制大学として発足したその前年、1948年に関西学院や同志社、立命館、神戸女学院、國學院、上智、日本女子、東京女子、津田塾、聖心女子の各私立大学並びに兵庫県立神戸商科大学とともに全国のトップを切って、法、文、経済、商の４学部を擁する新制大学として、新たに出発し、その後1958年に工学部（2007年にシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部に再編）、1967年に社会学部、1994年に総合情報学部、更に21世紀に入り、政策創造学部、外国語学部、人間健康学部、社会安全学部と、時代の要請を踏まえて新たに学部等を設置しつつ、高等教育機関として更なる発展をめざして活動を行ってきた。

「学の実化」は、本学の学是（教育理念）として時代・社会環境に応じた受け止め方がなされている。この20年は、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を柱とする３つの教学の基本戦略を継承し、グローバル化する社会、情報化社会に対応することができる有為な人材の育成という時代に則した教育理念・目的として読み解かれ、この間新設された学部、研究科も、本学の教育理念に即して設置され、運営されている。

現在、本学では、「学則」第１条に記すように、「教育基本法」（平成18年法律第120号）に基づき人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに、深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的として、それぞれの学問分野において学部・大学院（修士課程、博士課程前期課程・後期課程）と、高度専門職業人養成に向けて専門職大学院を設置し、社会の要請に応えるべく教育・研究活動に邁進している。各学部は、「学則」第２条の２に、専門職大学院を除く研究科は「大学院学則」第３条の２にそれぞれの教育研究上の目的を

規定するとともに、本学HPを通して「学生の受入れ方針」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」を明示している。

専門職大学院も、2012年４月から教育研究上の目的を、「学則」第２条に記載するとともに、「学生の受入れ方針」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」については、他の学部・研究科と同様に本学HPに明示している。

また、2008年に発表された長期ビジョンにおいては、「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く」という標語が掲げられ、本学を「考動力」あふれる人材の育成拠点とするビジョンが掲げられ、新たな教育実践を進めつつある。これに従い、全学的な教育・研究活動の充実向上に資することを目的に、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部を設置している。また、各学問分野において適切に教員を配置し、大学が社会との繋がりの中で培ったアカデミック・リソースを活用することで教育水準の向上を加速している。

こうして、「学の実化」の下での教育を糧として、本学の自由闊達な教育風土の下に育った卒業生は、国内はもとよりグローバルに社会を支える人材として、様々な分野で活動している。この意味において、本学がめざす教育は社会にしっかりとした実りをもたらせ、本学の学是（教育理念）である「学の実化」に基づく取組は、社会の負託に沿った人材養成を実現している。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪１大学全体≫

本学の教育に関する理念・目的等は、HPをはじめ、『総合案内』、入試広報用の『大学案内』等を通じ、広く公開している。また、学内においては、本学が掲げる理念・目的等に沿った自己点検・評価活動を実施することで教職員の理解を向上させている。また、その報告書については、教員に配付するとともに学生、職員、更に社会に開示するためにHPに掲載している。

また、本学の長期ビジョン・長期行動計画については、大学構成員・関係者への意見聴取を行った上で策定しており、毎年ローリング方式で見直しを行っている中期行動計画と併せて構成員で共有して浸透を図るとともに、自己点検・評価活動との融合を図るべく取り組んでいる。これらの長期ビジョン・中長期行動計画についても、HPをはじめ印刷物等を通じ広く社会に公開することで、情報公開・説明責任を果たすよう努めている。

＜学部・研究科共通＞

学部・研究科の理念・目的については、構成員（教職員及び学生）へは学部・研究科のHPや印刷物等で周知・公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、入学式、新入生ガイダンス、教育懇談会（父母懇談会）等で重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。また、社会へもHPやパンフレット等の冊子を通じて広く公表している。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

≪１大学全体≫

本学では、教学全般に関わるデータを毎年収集するとともに、大学基準協会が定める点検・評価項目（評価基準）等に基づき、理念・目的の検証をはじめ細部にわたる自己点検・評価活動を３年サイクルで実施することによって検証している。この内容については、学外有識者による外部評価委員会においても検証されている。

2005年「私立学校法」の一部改正に伴い、従来の教学・法人の両輪としての高等教育への取組は、より密接な関係を保ちつつ行われるようになった。その象徴的なものとして教学・法人が一体となった長期ビ

ジョン及び中長期行動計画の策定があげられる。中期行動計画については、毎年度検証を行い、次年度に向けて見直しを行っている。更に長期行動計画についても、10年スパンの中間年度に見直しを行っている。このように、本学では実質的なPDCAサイクルを形成できる体制が構築されており、教学と法人が一体化して定期的な検証を行っている。

＜学部・研究科共通＞

教授会・研究科委員会やFD等の日常的な活動、父母対象の懇談会、企業対象の懇談会のほか全学的な自己点検・評価活動等を定期的に実施しており、理念・目的の適切性について検証を行い、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪１大学全体≫

本学の学是「学の実化」は、時代の要請に従い読み解かれ、現在に至るまで本学の教育を推進する上での礎となっている。各学部・研究科はもちろんのこと大学全体に浸透し、様々な活動に反映されている。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪１大学全体≫・＜学部・研究科共通＞

大学・学部・研究科共通の取組のほか、適宜独自の冊子や高等学校等への出張型講義等により周知を図っている。

また、自己点検・評価委員会（大学部門委員会）が中心となって、2011年から卒業生・新入生を対象とした全学的な学生アンケートの実施により検証している。この学部卒業生（2014年３月）を対象とした学生アンケート結果では、高等教育機関として「世俗から超越して学問を究めていくべきである」という意見が17.5％あり、一方で「学問の成果を世のため人のために役立てていくべきだ」とする意見が63.3％となっており、本学が推進する「学の実化」が理解されているものと考えられる。各学部・研究科においても同様の傾向が見られる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

全学的な自己点検・評価活動の中で定期的な検証を行うことができている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪１大学全体≫・＜学部・研究科共通＞

本学は2016年には創立130周年を迎えることとなり、これを機に本学のミッションの共有と浸透を図る取組を進めることとしている。

このほか、大学・学部・研究科で効果が上がっている事項については、引き続き積極的な取組を行う。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪１大学全体≫・＜学部・研究科共通＞

2011年度以降毎年、全学的な学生アンケートを実施し、理念・目的の浸透状況に関する調査を行っており、今後も改良を加えながら実施していく。なお、卒業生・企業を対象としたアンケートの実施等についても検討する。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

≪１大学全体≫・＜学部・研究科共通＞

2014年度から進めている次期長期ビジョンの策定や2016年度に向けた創立130周年記念事業に取り組む際にも検証を行う。

Ⅱ　教育研究組織

【1】現状の説明

［1］大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

本学は、学部・学科制としており、学部と大学院との関係は基本的には、いわゆる煙突型組織となっている。学部・研究科については、いずれも設置基準に基づき設置し、法令要件を満たしている。また、いずれの学部・研究科においても本学の理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野に対応する教育・研究・社会貢献に取り組むための組織を設置している。その他に、研究所を設置するとともに、教育・研究・社会貢献・国際化を推進・拡充していくため、副学長を部長とする「部」を設置している。具体的には以下のとおりである。

1　学部・学科

本学では「学則」第１条に示す教育の実現をめざして、法、文、経済、商、社会、政策創造、外国語、人間健康、総合情報、社会安全、システム理工、環境都市工、化学生命工の13学部を設けている。また、各学部においては、「学則」第２条の２に示した各学部及び学科の教育研究上の目的の実現に向けて専門教育を行っている。全学部の学生を対象とした外国語の基礎教育及び教養教育としての共通教養教育は教育推進部に設置した共通教養教育推進委員会の下で実施している。

各学部の学科構成は、13学部の内、４学部のみ複数の学科を設置している。具体的には、政策創造学部は、政策学科、国際アジア法政策学科の２学科、システム理工学部は、数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科の４学科、環境都市工学部は、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の３学科、化学生命工学部は、化学・物質工学科、生命・生物工学科の２学科となっている。

2　大学院・専門職大学院

大学院には、学部を基礎とした法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化、ガバナンス、人間健康の13研究科を設置している。研究科は博士課程前期課程（修士課程）には19の専攻を、博士課程後期課程には14の専攻を設けている。

また、専門職大学院については、法務研究科（法科大学院）、会計研究科（会計専門職大学院）を設置するとともに、心理学研究科の中に心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）を設置している。大学院教育についても、「大学院学則」に示した各研究科の教育研究上の目的の実現に向けた専門教育を行っている。

3　研究所

本学には、教育研究機関としての学部、大学院の他に、主として研究活動を実践する機関として経済・政治研究所、東西学術研究所、先端科学技術推進機構、法学研究所、ソシオネットワーク戦略研究機構及び人権問題研究室を設置している。これらの機関では、本学独自のプロジェクト研究や、文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」「共同利用・共同研究拠点」等に採択された先端分野における大型のプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果は学部と大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成をめざした取組に発展できるように整備充実を図っている。各研究機関はそれぞれの規程により目的、展開すべき事業等を明確に示した上で活動している。更に、2007年度文部科学省グローバルCOEプログラムとして採択された文化交渉学教育研究拠点は、2011年度までの５年間精力的な教育研究活動を続けてきたが、2012年からは東西学術研究所

の中に文化交渉学研究を推進する文化交渉学研究拠点（ICIS）を設置し、グローバルCOEとしての研究機能を引き継ぎ、更に発展、充実している。

４　教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部

従来、本学では、各学部教授会を意思決定単位とした教学運営を行ってきたが、教育・研究・社会貢献・国際化を更に推進・拡充していくためには、体制の強化を図り、それに相応しい新たな教学ガバナンスを構築することが必要となった。そこで、2008年10月、私立学校法改正に伴うユニバーシティ・ガバナンスの再構築をめざして寄附行為を改正したことを機に、教育、研究、社会連携、国際の４分野について「部」組織を発足させた。このことにより、教授会自治を尊重しつつ、大学としての方針、政策、総合的判断について意思決定できる体制を整備した。各部は、担当副学長が統括し、副学長を委員長とした専門委員会の下で、所管事項に係る協議及び意思決定機関として活動している。ただし、制度変更等所管事項を超える事項については、学部長・研究科長会議の審議に付している。以下にそれぞれの委員会の学内での位置づけを示す。

教育推進委員会は、全学的（専門職大学院を除く）に調整を要する教学事項を取り扱う協議・意思決定機関である。委員会は、各学部副学部長等を委員として構成している。

研究推進委員会は、全学的視点から研究分野全般（研究所を含む）を取り扱う協議・意思決定機関である。委員会は、各学部副学部長等を委員として構成している。

社会連携委員会は、全学的に調整を要する高大連携を含む社会連携事業に関する協議・意思決定機関である。委員会は、各社会連携委員（教学主任をもって充てる）等を委員として構成している。

国際委員会は、全学的視点から国際研究、国際教育、国際協力、国際戦略等を企画・立案し、実施する協議・意思決定機関である。委員会は、各学部副学部長等を委員として構成している。

［2］教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

教育研究活動への取組は様々な形態の下で検証している。例えば、教授会・委員会等を中心として検討する場合の他、必要に応じてプロジェクトを設置する場合もある。教育研究組織の適切さを評価する基準は、課題に応じて多様である。しかしながら、教学事項に関して大きな変更がある場合には、最終的に教学の最終意思決定機関である学部長・研究科長会議において、変更理由も含めて審議あるいは報告され、その後、学校法人との連携の下に組織改編等が進められる仕組みになっている。

設置形態を超えた大学間連携についても、既に国公立大学との連携や本学がリソースを持たない分野である医科・薬科系大学との連携等を行っている。

全学の教養教育については、教育推進部の下に設置された共通教養教育推進委員会が担当している。同委員会は各学部から選出された委員や科目分野の担当教員等により構成され、学部や科目分野の個別事情を踏まえつつ、全学的見地に立った活動を行っている。

これらについては、全学で定期的に行う自己点検・評価活動でも検証している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

学部・大学院・研究所においては、その理念・目的に照らし合わせ、大学の長期行動計画と整合性をとり、それぞれの計画を中期行動計画として具体化し、明確な目標の達成をめざして、継続的な取組が展開

されている。

学部横断的な取組を推進するために発足した教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部では、それぞれ大学教育改善に向けたプロジェクト、研究力改善のための学内研究資金の再編、産官学による連携事業の推進、留学生別科の設置を含む国際化プログラム等、時代と社会のニーズに対応した試みを機動的に、かつ積極的に展開している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

効果が上がっている事項については、今後とも積極的に取り組んでいく。

教育研究組織が展開するプロジェクト、及び学部横断的取組として各部が展開するプロジェクトのPDCAサイクルが確立されており、今後はプロジェクト間の整合性を常にチェックし、学長のリーダーシップの下、必要に応じて組織の新設や統廃合も視野に入れ、プロジェクトの相乗効果も得られるよう、教授会や委員会での議論を更に深める。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学の教員・教員組織については、「教育基本法」「学校教育法」「大学設置基準」等に定められた要件に基づき、「職員任免規則」「教育職員選考規程」等を定めている。「教育職員選考規程」第２条には、教育職員選考の根本基準として「教育職員選考は、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績等に基づいて行うものとする。」と規定している。

それぞれの学部・研究科は、大学の教育理念「学の実化」をより具体化した「国際化」「情報化」「開かれた大学」の柱の下に、各学部・研究科の専門分野に相応しい教育理念・教育目標を掲げている。各学部・研究科は「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」を明示し、これを具現化するために、それぞれの専門分野を考慮した教員組織を構成することを教員組織の編制方針としている。

本学では、いずれの学部においても学部の教育・研究に相応しい教員が「大学設置基準」で定める必要専任教員数を満たして配置している。

各学部を基礎として、高度な学問を教育・研究指導する大学院各研究科は、博士課程前期課程（修士課程）と博士課程後期課程より構成されている。更に、専門職大学院として法務研究科（法科大学院）、会計研究科（会計専門職大学院）、心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）を設けている。いずれの研究科にも、大学院の教育・研究に相応しい教員が、「大学院設置基準」又は「専門職大学院設置基準」で定める必要専任教員数を満たして配置されている。このほか、研究科における特色を実現するために、「豊富な実務経験を有する研究者」「研究所出身の研究者」等も採用している。

また、上記の組織以外に、教育推進部及び国際部に専任教員を置いている。

教育に関する諸権限と責任は、基本的にそれぞれの教授会が担っている。しかしながら、実際の運用においては、各教員がカリキュラム上の講義を行い、更に成績管理を行っているが、これらは全て教授会等の組織の中で与えられた権限・責任であり、全学的コントロールの下に運営している。

全学的な教育に関する諸施策を協議・決定する機関として教育推進部が設置され、その下に置かれた教育推進委員会がこの任にあたっている。教育推進委員会の下に共通教養教育推進委員会が置かれ、共通教養科目と外国語科目を統括する体制となっている。外国語科目については、大綱化以降に行われた改善・改革を継承しつつ、外国語学部がその実質的な運営を担っている。なお、教員免許を中心にした各種資格関係科目の運営は教育推進部の下に設置した教職支援センターが担い、FDや授業評価等は同じく教育推進部の下に設置された教育開発支援センターが担っている。

本学のカリキュラムには、同一科目を複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によるリレー講義によって教授する科目もある。これらの授業科目では、授業に先だって、担任者が相互に教育目標の共通認識を深めた後、その教育内容を協働でシラバスに仕上げ、次学期の授業に臨んでいる。具体的には、多くの兼任教員が担当する外国語科目について、外国語科目担当者連絡会議を開催し、一定の教育の質の保証をめざして、授業概要・到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準等についての方針を定めている。このように、当然のこととして、担当者間に密接な連絡調整を行っている。

授業科目担任者は、学部によって多少の差違はあるものの、学科、専攻、専修、学問分野等の単位で調整しながら決定し、最終的に教授会で承認している。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学の教育職員は、「職員任免規則」第４条において、専任（教授、准教授、専任講師、助教（一部の

助教は任期付))、専任に準ずる者（特別契約教授、特別任用教授、特別任用准教授、特別任用助教、RISS助教、特任外国語講師及び留学生別科特任常勤講師)、専任以外の者（客員教授、特任体育講師及び非常勤講師）として定められている。

本学の特別任用教育職員は、４種類に大別でき、いずれも規程等を整備している。

1　専門職大学院において実務経験を有する者を雇用し、「設置基準」上、専任教員に算入できる者（いわゆる「みなし専任」）

2　グローバルCOE等に申請する共同研究遂行のために必要な優れた経験を有する者として任用される者

3　文部科学省各種GP等の事業推進のため、補助金により任用される者

4　優れた学識経験や豊かな実務経験等を有する者で、いわゆる「専任教員枠」を用いて任用される者

本学の専任教員については、その定年が「職員就業規則」第17条第１号で満65歳と定められている。ただし、教育研究上、優れた業績を有し、教育上の能力を有すると認められ、授業上必要である場合、教授に限って、定年後２カ年までの延長が認められる。この場合、定年延長の審査は、１年毎に行われる。更に、「特別契約教授規程」によって、「職員就業規則」第17条第１号但し書きに規定する定年を２カ年延長された後に、引き続き再雇用（１年更新で２回を限度に更新できる）される特別契約教授制度がある。したがって、本学では最高齢として70歳の教授職にある者が認められている。

大学基準協会の教員組織（大学基礎データ表２）の区分に従うとすれば、専任教員は、本学規定に基づく専任のほか専任に準ずる者の内、特別契約教授及び専門職大学院に所属する特別任用教授と特別任用准教授（専門職のみなし教員）である。

本学では、上記のような専任教員を各学部・研究科に配置することにより設置基準に定められた必要数を充足するのはもちろんのこと、専任教員一人当たりの在籍学生数にも配慮した構成としている。

専任教員数は、2008年度の学部長・研究科長会議で了承された「教員配置の進め方（方針)」に基づき、2009年度以降、計画的に各学部・研究科において「教育課程の編成・実施方針」を基に必要な分野を検証するとともに、当該分野について順次増員を図っている。これらは中期行動計画にも反映しつつ推進している。

また、継続して適正な定員管理を厳格に進めることにより、収容定員と在籍学生数との比率の改善もめざしている。

各学部専任教員の年齢構成についてみると、『データブック2014』（専任教育職員の年齢構成・平均年齢）によれば、教授、准教授、専任講師、助教のいずれも中核となる年齢層に教員が厚く配置されており、教育・研究を充実させつつバランスを保っている。

本学における女性専任教員比率についてみると、『データブック2014』（専任教育職員の男女構成）によれば、前回認証評価時（13.7％）と比較して14.3％と0.6ポイント上昇している。

民間企業出身者等社会人及び外国人教員の受入れは、学問分野やその特殊性によって異なっている。特に、「国際化」は今後の大学発展の重要なファクターになるが、外国人研究者数は、全学の教員数から考えて少数である。また、民間企業出身者等社会人の専任教員としての任用は、教育における「学の実化」をより一層鮮明に推進し、多様な教育サービスを提供するためには、今後とも推進する必要がある。

本学では、専任教員の授業担任責任時間数が「職員就業規則」に一週当たり教授で８時間、准教授、専任講師及び助教は６時間と定められている。ただし、助教は４時間に減免することができるものとされている。

大学設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとされている。学部によって専任教員の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられており、設置基準の条件を満たしていると判断できる。

大学院の研究指導（補助）教員の資格審査は、各研究科における大学院授業担当資格に関する内規等に基づいて厳格に行っている。理工学研究科においては、教授会の下で５年を期間とする大学院担当の更新審査を行っている。

各学部等における専門科目についてはカリキュラム検討会等で対応している。また、共通教養科目については、教育推進部（共通教養教育推進委員会）を中心として、科目編成及び運営等（新設、変更、廃止、科目担当、履修方法、クラス編成等）について審議し、適合性を判断している。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の任用・昇任等の手続きに関しては、「職員就業規則」「教育職員選考規程」「各学部・研究科における内規・申し合わせ」等に明示されており、これらに基づき、各教授会等の下に設置される人事教授会等で厳格な審査が行われる。その結果を基に、学長が理事会に推薦を行い、理事会がこれを任命している。

なお、本学の大学院は、法務研究科、会計研究科、心理学研究科心理臨床学専攻を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を有してはいない。各学部で任用・昇任された専任の教員が兼担で大学院の教育・研究にあたっている。

更に、教育推進部、国際部には規程に従って両部の設置目的の実現のために、それぞれの専門性に基づいた専任教員（教育推進部４名、国際部４名）を配置している。これら部に属する教員の任用人事については、学部長・研究科長会議において審議・決定した申し合わせにより厳格に審議し、その結果を基に、学長が理事会に推薦を行い、理事会がこれを任命している。

また、募集に際しては、選考日程・求める人材像・審査手続き等を明示し、必要に応じて公募等を行っている。教員人事を進めるにあたっては研究業績を評価することはもちろんであるが、「教育職員選考規程」にも明示しているとおり、それ以外の教育歴等も評価の対象としている。これに基づき各教授会等において協議の上教員を任用している。また、昇任人事においても、各教授会等において審議している。

なお、2011年度から導入された学生提案科目では、科目及び具体的な講師名を学生が提案し、共通教養教育推進委員会及び教育推進委員会がこれを審議決定するという手続きがとられている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本学では、毎年新任教員オリエンテーションを開催しており、その中では①本学の現状、②教育目標、③大学教育一般、④教育・研究に関わる事項等を共有し、教育研究活動が円滑に行えるようにするとともに、教員としての資質・意識向上に努めている。

研究活動については、①研究水準向上に資すること、②外部資金の獲得等を促進すること、③研究活動を活性化させること等を目的として様々な支援経費を設定しており、各教員はこれらの獲得に向けた努力を通じて、教員としての資質・意識向上が図られる仕組みとなっている。このことが科学研究費補助金の応募・採択件数の増加にも繋がっている。また、国際研究（派遣・受入）や国内における研修に関する制度も整備している。

本学では、災害時に備えた全学的な取組として、授業時間中に教職員・学生が参加して地震避難訓練、地震対応シミュレーション訓練をはじめとした大規模な訓練を行っている。これは「関大防災Day」と銘打った訓練で過去５回実施しており、2014年度の参加者数は約10,000名となっている。このほか、危機管理マニュアルの策定等も行っている。

また、人権問題に関する啓発活動、ハラスメントに関する研修会を開催している。このほか、高等教育に関連する様々なトピックにあわせた学部・研究科等主催の客員教授による講演会（2014年度36回）、更に教育推進部・社会連携部・国際部・研究所等が開催する学外有識者による講演会等を多数開催し、教員の資質向上を図っている。

研究業績に関しては、学術情報システムで公開している。このシステムが本学における研究と社会との窓口としての役割を持ち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における研究の質の維持・向上に寄与している。

社会貢献活動については、社会連携方針にしたがって取り組んでいる。例えば、第Ⅷ章に示すように、国や地方公共団体への委員等としての活動や市民講座や高校生へのセミナー等を通じて、各教員がそれぞれの専門分野や個性を生かして貢献することで、資質の向上を図っている。

管理業務については、必要に応じて学外団体が主催する各種研修会に参加する等により、資質の向上に取り組んでいる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学が掲げる理念を実現するために、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部を全学的な諸施策を協議・決定する機関として設置している。各機関では諸施策の実施・実現をめざして、専門的人材として教員等を配置しており、これが機能している。

特に共通教養科目、外国語科目については、全学的なコンセンサスの下、方針を明確にした組織を編制し、それぞれの組織において質保証・改善を図るべく取組を進めている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学では、教員の定年年齢を見直し、特別契約教授制度を創設（2009年度から適用）するとともに、それを機に法人・大学執行部をはじめ全学的なコンセンサスの下教員を60名増員することとした。その配置については、当時設置されていた学部の専任教員に対する在籍学生数等を念頭において2008年に「教員配置の進め方（方針）」を策定し、現在その取組を実施している。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

① 各学部・研究科において、教員組織の編制方針に基づき、公募による募集・任用等を適切に実施している。昇任についても厳格に実施している。

② 全学的な規程や各学部・研究科における内規・申し合わせ等に基づき、教員の人事を進めている。

③ 非常勤講師の募集・採用に際しては、規程等に基づき厳格に行うとともに、研究業績に偏重することなく幅広い観点から評価し、有為な人材を獲得している。

④ 科目提案学生委員会を共通教養教育推進委員会の下に設置し、科目及び具体的な講師名を学生が提案し、教育推進委員会の議を経て、翌年度から科目を開講する制度を置いている。（2011年度開始）

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

研究活動における様々な支援制度の設定、その獲得に向けた各教員の努力を通じて、教員としての資質・意識向上が図られている。このことが科学研究費補助金の応募・採択件数の増加にも繋がっている。

災害時に備えた全学的な取組として、授業時間中に教職員・学生が参加して地震避難訓練等を実施することにより防災に関する危機管理・意識を向上させている。

社会貢献（国や地方公共団体の委員、市民講座等）を通じて、各教員がそれぞれの専門分野の資質向上を図っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

今後、研究推進部についても専任教員を配置する予定である。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

「教員配置の進め方（方針）」に即して取組を進めており、各学部における増員手続きが年次計画により進行している段階にある。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

今後も明文化された規程に基づき、厳正に資格審査を行う。なお、非常勤講師の募集・採用に際しては、教育に優れた人材を獲得するために幅広い観点から弾力的な運用を行う。

科目提案学生委員会は2011年度に開始した制度であるため、実施状況を踏まえ、今後更に充実・発展させる。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

2011年度にも学内研究費の再編・新設（研究拠点形成支援経費・若手研究者育成経費等）を行い、研究水準の向上・研究活動の活性化を図っており、今後も科学研究費補助金への申請件数の増加が見込まれる。これらの取組を通じた教員の資質向上を図っていく。

今後も危機管理・防災意識の向上や社会貢献活動により、教員の資質向上に努めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

年齢構成、男女構成、外国人教員の配置については、各学部・研究科で一定の配慮がなされているが、必ずしも明確でないため、多様性やバランスに配慮する必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

年齢構成、男女構成、外国人教員の配置に関する多様性やバランスへの配慮について、教員組織の編制方針に基づき検討する必要がある。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

≪１大学全体≫

本学では、学是（教育理念）に基づき各課程の設置目的について、「学則」に以下のとおり定めている。

学士課程	本大学は、「教育基本法」（平成18年法律第120号）に基づき人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
修士課程	修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
博士課程	博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
専門職学位課程	専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

「学則」には「教育研究上の目的」を規定している。また、それぞれの学部・研究科において「学位授与方針（ディプロマポリシー）」を定め、HP等で公表している。

各課程の設置目的と教育目標との整合性、学士課程と大学院の教育目標の相対的分化、教育目標と学位授与方針との整合を図っている。

学位授与の要件については「学則」、『大学要覧』及び『大学院要覧』等に、成績評価方法については、シラバス等に明示している。

また、全学的な学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を含んだ「関西大学の教育方針」を教育推進部で策定し、2014年10月15日の学部長・研究科長会議において了承された。

＜学部・研究科共通＞

学部・研究科の教育目標に基づく学位授与方針については、2010年９月開催の学部長・研究科長会議で了承されており、以後毎年度末に教育推進委員会で全学的に内容の確認を行い、これを明示している。

[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

≪１大学全体≫

学位授与方針と同様に、全学的に「教育課程の編成・実施方針」を定め、HP等で公表している。

教育課程は各学部・研究科における委員会等の審議を経て、編成している。必要に応じて、卒業後の進路や教育プログラムに応じた履修コースや履修モデルの提示を行っている。

学部から大学院への入学を志す優秀な学生を対象とした早期卒業制度については、文学部、商学部、社会学部、システム理工学部、環境都市工学部で実施しており、『大学要覧』で周知している。

本学は、単位制、セメスター制を採用している。科目区分、必修・選択必修・選択の別、単位数、配当年次、卒業所要単位数等については、『大学要覧』、『大学院要覧』及びシラバス等により明示している。

＜学部・研究科共通＞

学部・研究科の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針については、2010年９月開催の学部長・研究科長会議で了承されており、以後毎年度末に教育推進委員会で全学的に内容の確認を行い、これを明示

している。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

≪１大学全体≫

本学では、教育目標に基づく学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を各学部・研究科で策定するにあたり、各教授会・研究科委員会のほか学部長・研究科長会議で審議・了承した。これらについては、教育推進部や全学自己点検・評価委員会等で共有するとともに、学内外に浸透させるべくHP等で周知している。

＜学部・研究科共通＞

学部・研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、構成員（教職員及び学生）へはHPや印刷物等で周知徹底するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、新入生ガイダンス、教育懇談会（父母懇談会）等で重ねて周知を図っている。また、社会へもHPのほか印刷物（関西大学総合案内、データブック等）を通じて広く公表している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

≪１大学全体≫

「教育目標」は、頻繁に変えるべきものではないが、必要があれば見直すことも必要だと考えている。このため、各学部・研究科等の教授会、カリキュラム会議、自己点検・評価活動等において、当該学部・研究科の、更には本学の理念に鑑み、社会的な情勢や評価（入試・就職状況の推移等）も勘案しつつ、入学後の学生・父母を初めとするステークホルダーからの意見等を反映させるよう努めている。

なお、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」は、2010年９月に各学部教授会・研究科委員会等において審議決定がなされ、学部長・研究科長会議において審議の上策定した。その際に、社会の動向に対応し、各学部・研究科でそれぞれの方針に対する改訂を検討するとともに毎年度末に教育推進委員会を通して、全学的に検討することが申し合わされている。

＜学部・研究科共通＞

各学部・研究科では、教授会・研究科委員会等で毎年度見直しを行い、教育推進委員会、学部長・研究科長会議で全学的な検討に付している。また、全学的な自己点検・評価活動を定期的に実施しており、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行い、その結果を自己点検・評価報告書として取りまとめることとしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

これまで、各学部・研究科の学位授与方針については、学部長・研究科長会議において審議・了承され、公開をしてきたが、全学的な学位授与方針はなく、普遍的な学是（教育理念）に準拠してきた。より積極的に分かりやすくステークホルダーに理解していただくため、新たに全学的な学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を含んだ「関西大学の教育方針」を策定し、学内外に公表した。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

これまで、各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針については、学部長・研究科長会議において審議・了承され、公開をしてきたが、全学的な教育課程の編成・実施方針はなく、普遍的な学是（教育理念）に準拠してきた。より積極的に分かりやすくステークホルダーに理解していただくため、新たに全学的な教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を含んだ「関西大学の教育方針」を策定し、学内外に公表した。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、毎年度検証を行っており、その過程で周知徹底をすることができている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

前述のとおり、社会的な情勢や評価（入試・就職状況の推移等）も勘案し、年に一度、教育推進委員会において見直しを行っている。この過程において、学内構成員の共通認識を深めることができている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

構成員はもとより、本学に関心を持つ全ての人々が容易に学位授与方針にアクセスできるよう、適切なメディア等を通じた周知徹底を図り、浸透させる。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

構成員はもとより、本学に関心を持つ全ての人々が容易に教育課程の編成・実施方針にアクセスできるよう、適切なメディア等を通じた周知を図り、浸透させる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

構成員はもとより、本学に関心を持つ人々が容易に各方針等にアクセスできるよう、適切なメディア等を通じた周知方法を検討し、より一層浸透させていく。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

毎年度、教育推進委員会において継続的に検証を行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

英語による社会への公表が十分とは言えない。グローバル化に対応するために、英語での情報発信をしていかなければならない。

【3】将来に向けた発展方策

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

英語による 3 方針及び教育課程の公表に向けた検討を関係部局と協議する。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学では、「学則」に基づき、以下の科目を置いている。

1　共通教養科目

2008年 4 月から導入した全学共通科目は、2013年度から共通教養科目に名称変更し、教育推進部に共通教養教育推進委員会を設置して運営している。共通教養科目は、学生自身が身近な事柄に学問知を発見し、大学の学問知に興味を抱くこと、学問の進め方を体得すること、将来を見据えて行動すること、本学で学ぶ意義に目を向けること等に重点を置いている。

具体的には、導入教育やキャリア教育、学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目、自校教育等からなる五つの科目群（基盤科目群、自己形成科目群[領域：人間性を知る、社会を知る、自然と向き合う、世界と向き合う]、実践科目群、大学・学部連携科目群、関西大学科目群）により構成されている。共通教養科目の必要な開講クラスの策定については、共通教養教育推進委員会で原案が示され、審議・了承後、更に上部機関であり各学部副学部長が構成員の教育推進委員会で審議のうえ決定される。

共通教養科目の科目群、科目区分等とその中に配置する個々の科目は、毎年度検討・調整が加えられている。また、 5 年毎に科目編成の枠組みを含めた抜本的な見直しを行うこととしている。

2　外国語科目

社会のグローバル化が急速に進み、外国語による実践的なコミュニケーション能力が必要となっている。その習得には、知識を単に積み重ねるだけでなく、訓練することが必要である。本学では外国語科目をはじめ海外語学研修や様々なオプションを利用して、外国語教育を実践している。

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語を開講している。

外国語科目の開講クラス数の策定は共通教養教育推進委員会で原案が示され、審議・了承後、更に上部

機関であり各学部副学部長が構成員の教育推進委員会で審議のうえ決定する。外国語科目もそれぞれの学部が、「学則」において必要な科目を定めており入学定員や在学者数から必要クラス数を策定している。

3　専門教育科目

各学部・研究科では、「教育課程の編成・実施方針」に基づき、教育課程を体系的に編成し、その専門に関する授業科目を順次性をもって開設している。また、学部によっては履修モデルを提示している。専門科目については、各学部・研究科で詳述する。

大学院におけるコースワークとリサーチワークのバランスについては、「学則」上に定める各研究科の教育研究上の目的に従い、専攻及び課程に応じて設定している。

[2] 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

Ⅳ-2-[1]に示した教育課程の体系的編成のあり方を踏まえて、具体的に提供している教育内容について記述する。

共通教養科目は、前述の五つの科目群からなっている。学是「学の実化」を踏まえ、社会に対する問題意識を持ち、広い視野から学ぶことで総合知を獲得すると同時に、それを社会の中で積極的かつ協調的に発揮する能力を備えることで自立した個人となるためのプログラムである。例えば、「基盤科目群」は、本学が必要と考える基礎能力を養うものであり、各科目においてはクラス編成の工夫等により水準に幅を持たせ、多様な学生の需要に応えている。特に「基盤科目群」の「スタディスキル科目」は、新入生を対象とした演習・実践型の講義で初年次教育に配慮した特徴的なものであり、大学での学びに必要なスキルの習得を目的としている。「自己形成科目群」では、「人間を知る」「社会を知る」「世界と向き合う」「自然と向き合う」の四つの領域について、領域の目的・性格に即して科目提供を行い、様々な学問分野への知的関心を刺激すると同時に、学ぶ機会が十分でなかった学問分野に関するリメディアル教育の役割も担っている。また、学際的な科目は、科目の目的や学習効果を考慮しつつ推薦母体の意見を尊重しながら決定し提供している。また、学生の意欲的かつ積極的な受講を促すために、科目内容が「学生参加型」になるように可能な限り努めている。また、「自己形成科目群」には、共通教養ゼミを設け、共通教養科目を基盤としてポケット・プログラムを設置している。これは、広い視野と高い学習意欲をもって専門課程の学問分野を学ぶことができるよう、特定の分野の内容をコンパクトな科目群を通して経験することによって学びの基礎的素養を身につけるプログラムである。主に１、２年次生を対象にしているが、上位年次生の受講も可能にしている。更に「自己形成科目群」には、「チャレンジ科目」を設け、科目内容や授業内容の面で実践的、挑戦的な試みを行っている。「実践科目群」には、「健康・スポーツ・人間支援科目」及び「キャリア教育科目」を設置し、「健康・スポーツ・人間支援科目」については、2015年４月から実技科目、理論科目の再編を行い、それぞれ「健康・スポーツ科学実習a･b･c（種目名）」「健康・スポーツ科学論」を設置し、「生涯にわたるスポーツライフの基盤づくり」「“和の循環”の促進」をめざし、現代の社会情勢や学生のニーズに合わせた科目提供を行うための学内的な手続きを進めた。「キャリア教育科目」は、「自己形成科目群」で身につけた総合知や学部教育で身につけた専門知をキャリアデザインへと展開していく過程を支援する科目となっており、初年次から行っている。「大学・学部連携科目群」には、「大学連携科目」「学部連携科目」を設置し、それぞれ大学コンソーシアム大阪プログラム、学部オープン科目では、学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目を提供している。「関西大学科目群」では「関西大学を知る」と「大学生活の充実」の２群を設置し、本学のコミュニティに属する学生としてのアイデンティティーを形成することを促す科目や本学で学生生活を送る上で身につけておくべき知識（薬物等のリスクを含む）や素養を学ぶ科目を提供している。これらの２科目群は学生自らが現在の立ち位置を確認し、大学で学ぶ意味を客観的に捉えるよう意図されており、学ぶことへの真の動機付けを担う科目群であり、初年次教育の一環をなしている。このように共通教養科目は、４年間の在学期間を通じて学部教育を補完しな

がら分野横断的に学びを発展させる機会を広く提供している。

外国語科目のうち、英語については、英語を外国語として学び、高い運用能力を身につけた教員と、英語教育を専門とするネイティブ・スピーカーの指導の下生きた英語、使える英語の習得をめざしている。英語については、2015年度から学生の習熟度を判断するためのプレースメント（クラス分け）テストを入学前と１年次の終わりに２回実施するとともに、全学的に習熟度別クラス編成を行い、三つのレベルの習熟度（初級・中級・上級）毎の到達目標と講義概要を設定し、それぞれの習熟度レベルの到達目標に相応しい統一教科書を選定するとともに習熟度毎に成績評価（秀～不可の割合）の傾斜を設け、より適切かつ公平な学習機会の提供を可能にすることとなった。また、クラス人数（クラスサイズ）は現行の１クラス50人から初級（30人）、中級（40人）、上級（30人）へとより少人数のクラスサイズへと変更し、学生の個によりきめ細やかに対応することが可能となる。また、豊富な視聴覚資料を自由に活用できるようにCALL教室や自学・自習用スペース（メディア・ライブラリー）等を配置している。

一方、英語以外の外国語については、異文化への友好と理解を深めるために七つの言語において実践的な教育プログラムを実施している。特に、一般になじみの少ない英語以外の言語は実践的かつ効果的な取組が重要であることから、各外国語とも共通の教科書を用いて担当教員間の連携を図り、きめ細かく指導するとともに、一部では日本人教員とネイティブ・スピーカーがペアを組んで学生を指導する「タンデム制」を採用している。

高大連携への配慮としては、本学の社会連携部高大連携センターの各種のプログラム（講義受入型プログラムである「Kan-Dai 15セミナー」等）を実施し、科目の大半は高大連携を初年次教育に結びつけた教育内容となっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

「共通教養科目」となって個々の科目が体系的に整理・再配置され、全体的に制度的な自由度、柔軟性が高まった。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

2013年度から「共通教養科目」となって、より実践的・挑戦的な科目の提供が可能となった。特に、自己形成科目群の改善・充実が図られ、より多様なスキルを効率的に身につけられるプログラムを提供できるようになった。例えば、自己形成科目群の「チャレンジ科目」では、受講生である学生が主体となり、教職員と協働し科目の開設を提案する「学生提案科目」を提供し、新たな視点による意欲的な科目の設置を可能にした。また、自己形成科目群の「ポケット・プログラム」では、13学部を擁する本学の総合大学としての強みを活かし、主専攻の学習の質とその学習効果の向上に資するような新たなプログラムを提供できるようになった。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

2015年４月から「実践科目群」のうち、健康・スポーツ・人間支援科目の再編を行い、「生涯にわたるスポーツライフの基盤づくり」「“和の循環”の促進」をめざし、現代の社会情勢や学生のニーズに合わせた科目提供を行う予定である。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

科目提案学生委員会の活動は、単に科目の提案に留まらず、学生の勉学意欲や活動意欲を刺激する広範な可能性を秘めており、自主性を尊重しつつ必要な支援を行う。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

前述のとおり、各学部・研究科では、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、教育課程を体系的に編成し、その専門に関する授業科目を順次性をもって開設しているが、更に、学生が学習したい分野について、どのように履修・学習を進めていけばよいかを明確に示す必要がある。そのためには、ナンバリング制度の導入が必要になる。ナンバリングは教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の連携や科目内容の難易を表現する番号で、文部科学省の中教審答申においても、基本概念や仕様形態が示されている。

また、ナンバリング制度に加えて、カリキュラムマップやカリキュラムツリーという方法で、学生に計画的な学修を促す必要がある。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

共通教養科目の規模（開講科目数）は、2014年度の数字で見ると206科目となる。今後、推薦母体との連携により科目の改善・改廃の作業をくり返す中で、科目の分野的バランス、専門科目や外国語科目との関連等を考慮しながら、全学的な教育方針を見据え、科目の開講を見直すこと（授業科目のスクラップアンドビルド）が必要である。また、科目の分野別開設数の不均衡や成績分布が著しく偏っている科目、受講者数が著しく少ない科目、従来の発想や内容をそのまま踏襲した科目も見受けられ、これらの点も改善が必要である。

「共通教養科目」の科目（テーマ）の推薦母体を、授業担当者の推薦に留まらず、学部や教育推進部との連携の下、関係科目（テーマ）の内容改善、廃止、新規科目（テーマ）の提案等を積極的に行う組織と位置づけたことにより、推薦母体が主体的かつ日常的に科目（テーマ）の内容や必要性を点検し、必要な改善を提起することができるようになってきた。また、「共通教養科目の運営要領」を作成したことにより、成績管理、シラバスの点検、授業評価、授業科目のスクラップアンドビルド等について、教育推進部並びに共通教養教育推進委員会が主体となり、能動的に科目体系や個々の科目の改善、新しい企画をより積極的かつ恒常的に進められるようになってきた。更に「共通教養科目担当者向けガイドライン」を作成したことにより、授業運営形式、成績評価、休講、教室環境の維持、出席、授業評価アンケート、開始・

終了の時間等科目運営上の具体的な課題について、授業担当教員に改善を促すことができるようになってきた。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

今後、共通教養教育推進委員会内に小委員会を設置し、「授業科目のスクラップアンドビルド」の作業に入っていく必要があるが、場合によっては大がかりな改革になる可能性もある。学部の理解と協力を得つつ着実に進めていく必要があり、全学的な協力体制等の環境整備も含め検討を進める。

また、科目ナンバリングについては、外国語学部が、2013年度新入生から導入し、『大学要覧』で明示している。現在、教育推進部を中心に大学全体としてのナンバリング制度の導入を検討しており、2015年度内の制度化をめざしている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

授業評価、授業科目のスクラップアンドビルド等について、共通教養教育推進委員会内に小委員会を立上げ、検討を開始する方向で検討している。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学では、学部・研究科の教育目標の達成に向けて、授業形態を「講義」、「演習」、「実習（実験）」の三つに大別している。

「講義」は大規模授業となることもあるが、一方向的に講義を行うのではなく、ワークシート、ミニッツペーパー、小テスト、クリッカー等を取り入れたアクティブ・ラーニング型の授業を展開している教員もいる。教員はTA（ティーチング・アシスタント）を活用することで、小テストで誤答が多かった項目を解説したり、ミニッツペーパーの意見をまとめて発表したりすることができ、資料の配付と回収に関しては授業支援SA（スチューデント・アシスタント）を利用することができる。クリッカーを活用して多人数の学生の意見結果を基に議論をするような授業も展開されている。

また、講義にグループワークを取り入れ、学生の主体的な学びを促進する工夫を実施している教員もいる。グループでの意見交換を促進させるために、TAやLA（ラーニング・アシスタント）が活動する場合もある。とりわけ初年次教育では、主体的に学習を行うモデルやグループワークのファシリテーションを行う学部学生としてLAを配置し、初年次から自ら学び、他者と協同的に学ぶための学生の支援に力を入れている。またグループワークで学んだことを省察するため、授業後に授業支援システム（インフォメーションシステム・CEAS）を活用することがある。学生は、授業支援システムに提示された他者の意見を読むことで、改めて自分の活動や考えをふりかえる機会を得ることができる。また、授業支援システムに提示された授業外の課題に取組、予習・復習として活用する等の学習支援も行っている。教室内でも授業支援システムを活用できるようモバイルPCカートを導入し、通常教室におけるICT利用を進めている。

「演習」「実習（実験）」はきめ細かい教育が可能となるよう出来る限り少人数クラスとし、TAを配置する等の努力をしている。ただし、全ての「演習」「実習（実験）」にTAを配置しているというわけではない。

「大学設置基準」の趣旨や授業時間外の学習時間を確保し、単位の実質化を図るため、履修科目登録の上限については、2012年度から全学的に資格関係科目を除いて50単位未満となっている。これらは、『大学要覧』に記載され、学生に周知されている。

学習指導体制としては、通常の授業時間内の指導のほか、学部によっては担任制を取り入れる等している。加えて、入学前教育、新入生ガイダンス、補習授業の実施、学部学生相談主事の設置、オフィスアワーの設定、成績不良者との個別面談・指導等それぞれの学部において取り組んでいる。

授業の予習・復習は、学生にとって必須だが、その点を徹底してシラバス上に明示するよう項目を設け、記入することとしている。また、CEAS/Sakaiシステムにより、学生同士の意見交換ができ、学生の閲覧、書き込み数が把握できるフォーラム機能や、学生同士で文章を構築するために有益な機能等が整備され、より学習者中心の授業実践を実施できる環境が整備されている。

大学院における教育は、「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする」と定められている（「大学院学則」第12条）。

また、学位授与については、「学位規程」において定められ、申請に関する手続きは、『大学院要覧』等を通じて学生に明示している。

研究指導は、研究指導計画に基づき適切に行われている。具体的には、学習・研究ともに教員の指導の下に行う仕組みになっている。学位論文の作成に当たっては、論文執筆の着実な進捗を促すとともに広く批判やアドバイスを受けて、完成度の高い論文をめざす仕組みができている。

専門職業人養成をめざす専門職大学院では、教育方法・学習指導面において実務的能力の向上に資するものとなるよう配慮している。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは、学生と大学・大学院担当者との契約的要素（お互いの責任）を有していることから、学生が履修しようとする授業科目の授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準等をあらかじめ学生に提示し、学習目標を充分に理解させることを目的としている。このことは、全学共通の『シラバス作成の手引き』によりシラバスの目的として教員に周知している。

シラバスの記載項目は、①授業概要、②到達目標、③授業計画、④授業時間外学習、⑤成績評価の方法、⑥成績評価の基準、⑦教科書、⑧参考書、⑨備考となっており、『シラバス作成の手引き』に基づき記述することとしている。

この統一した様式の下、各教員はWebを利用して必要項目を入力している。

講義計画については、共通教養科目で授業内容等が回毎に記載されているが、回毎に示されていないものについては、自由記述により内容を示している。授業には、毎回の内容を事前に示せるものと、例えばPBL型授業（Project-Based Learning：プロジェクトに基づく学習）や講義と演習を併用する授業のように、毎回の授業内容を事前に記載できないものもあることを勘案すれば問題ない。

成績評価基準並びに成績評価方法については、全科目において明示されている。また、受講生の理解の度合いや授業の進捗状況等を踏まえて、授業計画の変更が望ましい場合には、到達目標の達成等に配慮しながら、適宜、修正する等、シラバスの弾力的な変更や授業の弾力的な運営が図られている。ただし、それがシラバスにおいてあらかじめ宣言されているケースはさほど多くない。

なお、シラバスは本学HPにおいて全科目公開されている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

試験による成績評価（100点満点）については、「学則」第25条にて次のとおり定められ『大学要覧』にて学生に周知している。100～90点を秀、89～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格と評語で記載する。成績に疑義等のある学生は定められた期間に教務事務の窓口を通して問い合わせができ、それを受けた教員は成績の根拠を説明しなければならない。

成績評価の方法と基準はシラバスに明示している。シラバスに明示された成績評価の方法・基準と結果との整合性については、2014年３月卒業生(学部)対象の学生アンケートの結果に鑑みれば、「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との問いに対して92.5%の学部生が「(ほぼ) 基準どおりであった」と回答していることからもほとんどの学生に理解されている。

GPA制度は全学部で実施しており、成績分布等を参考にして、教育方法・内容の見直しに取り組んでいる。今後、更に有効な活用方法について、教育推進委員会を中心に全学的視点からも検討する。

単位制度については、「学則」第14条に定めている。同条には、授業科目の内容・形態等を考慮し、単位数の計算基準等について定めている。この内容は、「大学設置基準」を踏まえて規定されており、学生には『大学要覧』により単位制の考え方を含めて周知している。

また、他大学や入学前の既修得単位等の認定については、「学則」第22条の２及び第22条の３に明記している。

現在、国内の他大学等と単位互換協定を締結しているものは、大学コンソーシアム大阪の単位互換制度、早稲田大学との単位互換制度、関西四大学大学院学生の単位互換制度、大阪大学との大学院単位互換制度、大阪薬科大学・大阪医科大学との医工薬連環科学プログラム及び関西５大学連携事業における単位互換制度である。

また、外国の大学との単位互換制度については、1984年度より「交換派遣留学」と「認定留学」の二種類を留学制度として設けている。

このほか、共同学位プログラムとして、2000年９月、アメリカのウェブスター大学との間で共同学位プログラム（DDプログラム）協定を締結した。これは相手大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を得ることができるプログラムである。2013年12月には、北京外国語大学とも同様の協定を締結した。このように単位互換や交流協定の実質化が滞りなく行われている。

外部試験等の活用については、例えば、外国語検定試験の成績により、通常の外国語科目で学習した場合と同じように単位を認める制度として「検定認定制度」を設けており、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語を適用対象としている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育推進部の傘下に、大学及び大学院の教育改善を担い、本学のFD活動を支援する機関として、教育開発支援センターを設置している。この業務を遂行するために、４名の専任教員が配置されている。

次に、教育開発支援センターを中心とした取組について記述する。

１　授業評価アンケートの実施

直接的に教育の効果を測定・検証する手段として、授業評価アンケートを実施している。センター設置を機に、同アンケートの大幅な改訂に着手し、2011年度春学期に新アンケートを実施した。改訂点は、設問内容及び統計的な解析の導入等である。統計的な解析の導入により、授業担当者に定量的な形で、授業改善の方向を示すことが可能となった。加えて、実施時期を中間期と学期の最終時期の２回とし、前者では比較的迅速な改善が可能と考えられる項目を問い、後者では総合的な判断を問うている。

評価結果については、従来、各設問の平均値を示すのみであったが、それぞれの設問に対する学生の総合的な判断を示す数値と、改善に着手するべき優先順位が明らかになるようにしている（CS分析：影響要因分析）。即ち、当該授業における重要度・学生の総合的評価のいずれもが高い項目については現状を維持し、前者が高いのに、後者が低いものについては優先的に改善に着手するのが望ましいことを明示するようにした。また、教員を対象としたアンケートと学生による授業評価とを比較して、学生と教員の認識の相違を見ることができるようにもした。これらは教員が自己の授業の方法を改善するための重要な資料となっている。

このほか、成績評価については、学部、学科、専修別に秀・優・良・可の単位認定比率を取りまとめた『データブック』を毎年作成し、自己点検・評価活動の一助としている。

2　FDフォーラムの実施

FDフォーラムを春及び秋学期に実施している。本フォーラムは、教育改善に関する講演、パネルディスカッション、実践報告等を内容として、学内外の著名な先生はもちろん、学生にも登壇願い、参加者とも議論が行えるように努めている。FDフォーラムで得た知見は、参加者以外の教員にも様々な媒体でフィードバックされている。

3　TA研修の実施

授業の内容によっては、TAの参加が学生の学習意欲の増進と理解度の向上に繋がる。各科目の専門的な内容についての指導は、担当教員によるが、TAとしての基礎的知識や技能等については、高等教育機関としての本学の視点から教育開発支援センターが研修を通して指導を行っている。また、同時にTA間の情報交換の場となるような仕組みを設定している。

4　『ニューズレター』、『高等教育研究』、『教育推進フォーラム』の発行

教育推進部では、諸活動の情報発信等を行うため、Webページを開設することに加えて『関西大学教育開発支援センターニューズレター』、『関西大学高等教育研究』、『関西大学教育推進フォーラム』を紙媒体で発行している。『ニューズレター』は、教育改善に有益な記事を中心に、教育開発支援センターが年3回発行している。『高等教育研究』は、教育開発支援センターが年1回発行する紀要であり、学内外の教育職員及び事務職員の高等教育改善に関する研究・実践等を発表・報告する。また、『教育推進フォーラム』は、教育推進部として行っている事業や諸活動についてお知らせすることを主たる目的としている。

5　「三者協働型アクティブ・ラーニング」の取組

2009年度大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラムに採択された「三者協働型アクティブ・ラーニングの展開」は、3年間の取組期間終了後も継続して充実を図っている。具体的な成果として、「アクティブ・ラーニングをめざす科目の細分化」、「同上科目の履修（希望）者の増大」、「LA活用教員並びにクラスの増加」、「LA活用授業に対する高評価（好評価）」、「他大学から多数の問い合わせ」、「他大学における同種同様の取組のひろがり」を挙げることができる。

年　度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
LAの人数	12	38	47	68	68	84
LA活用クラス数	10	23	39	53	54	72
LA活用授業担当教員数	2	11	14	19	24	30
スタディスキルゼミクラス数	40	46	54	56	56	56
スタディスキルゼミ受講者数	663	704	1087	1172	1042	1179

なお、この取組は2014年度に「大学教育再生加速プログラム（AP）」に申請することにより引き継がれ、更に充実させてゆく見込みである。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育方法及び学習指導は適切か

TAやLAの活用により、受講生はグループワークにおいて個別支援を受けたり、ICT活用による授業外学習を促進されたりする効果が見られており、教育方法や学習指導が充実してきたといえる。TAやLAの活用については、学期前に各担任者から提出される申請内容を、教育開発支援センターで精査している。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

継続した自己点検・評価作業を続けてきたこともあり、シラバスに対する考え方が担当者に浸透し、統一性のとれたものとなりつつある。これにより、各講義の計画が明確となり、計画、実施、評価、改善がより行いやすい形になってきている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

GPA制度に基づく相対評価は、論文試験等の評価にはなじまないが、学部の中には「秀」の比率を明確にする等の積極的な相対評価への取組の方向性を示している事例がある。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本学として、TA、LA、SAといった教育補助者・学習支援者を充実させるように取り組んでおり、その数は年々増加する傾向にある。教育的な効果について分析・検証した論文も発表されており、双方向型授業の運営を支える仕組を構築している。

FD活動における“How to Teach”から“How to Learn”へのパラダイムの転換は、主に初年次教育において展開されているPBL型の授業科目において、徐々にではあるが効果が上がっている。受講希望者数が飛躍的に増加し、既習者の中にはこれらの科目においてLearningを支援するLAを希望する者も多くなっている。LAを活用する授業についての情報や知見も教員の間で蓄積され、共有されつつある。

また、教育研究として、外部資金等を活用した取組が積極的に行われ、カリキュラムに組み込む等、よりよい学習環境の構築に全学的に取り組んでいる。

授業評価については、2011年度からCS分析（影響要因分析）の手法を導入することにより、評価結果を授業改善に結びつけるための情報を個々の科目別に得ることが容易になった。また、教員を対象とした質問項目を設けることにより、学生の認識とのギャップをみることもできるようになった。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育方法及び学習指導は適切か

授業内に加え、授業外の教育方法及び学習指導についても、「ライティングラボ」における授業外のライティング指導と授業との連携を推進する等により、充実を図っていく。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

2015年度からはシラバスに「授業時間外学習」について記載することを促すため、これを必須項目とすることを教育推進委員会において決定した。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

GPAを成績優秀者表彰や奨学金の受給者決定の基準として用いる等、積極的に活用する学部の事例を他学部にも情報として広め、活用の拡大を図る。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

今後は、2014年４月から教育推進部長の下に立ち上がった「教学IRプロジェクト」を中心に、教育成果・学習成果を測定できるような調査を設計し、新入生及び卒業生を対象に実施していく予定である。また、2014年度に申請予定の「大学教育再生加速プログラム（AP)」において、考動力を測定する指標の開発と運用を行う予定としており、教育成果・学習成果について定期的な検証を行えるような仕組を複層的に整備していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育方法及び学習指導は適切か

TAやLAの活用については、学期末に各担任者から提出される活用報告書を精査する等、更なる教育方法及び学習指導の改善に資するような対策も必要である。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

受講生はシラバスに従えば計画的に準備学習をすることができるようになっているが、シラバスに要求される事項が、必ずしも講義担当者に周知徹底されていない。特に「授業時間外学習」については、その内容が明示されているものは一部に限られる。授業外の事前並びに事後学習を促すための工夫を施す必要もある。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

GPA制度の更に有効な活用方法についての検討は、カリキュラム内において一貫して安定した成績評価が行われていないため、活発に行われているとは言い難い。教育推進委員会を中心に全学的視点から検討する必要がある。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

受講生はシラバスの「授業計画」に従えば計画的に準備学習をすることができるようになっている。しかし、「授業時間外学習」については、その内容が明示されているものは一部に限られる。授業外の事前並びに事後学習を促すための工夫を施す必要もある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育方法及び学習指導は適切か

TAやLAの活用について、教育方法及び学習指導の優良事例を収集し、HPやFD関連の研修・ワークシ

ョップを通じて、学内外へ共有・展開していく。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの重要性については、教育推進部が中心となって全学的な啓蒙を進めているが、自己点検・評価に基づき、毎年度記載内容等を見直していく必要がある。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

GPA制度の更に有効な活用方法について、教育推進委員会を中心に全学的視点から検討を行う。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

2015年度から、シラバスに「授業時間外学習」の記載を必須化することとなった。これにより、授業外の事前並びに事後学習を促していく。授業時間外学習の実態については、教学IRプロジェクトで検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつける。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学では、全学的な教育理念や教育目標の他に、学部（学科）・研究科毎に「教育目標」や「教育課程の編成・実施方針」、「学位授与方針」が定められ、HP等で明示している。いずれの学部（学科）・研究科も、この目標や方針を基準として成果を検証することが可能である。ただし、その評価指標の活用並びに新しい指標の選定・設定については慎重を期する必要があると考えている。

シラバスでは「講義概要」の項目に到達目標を明示している。いくつかの指標に基づいて、この目標を満たした学生を合格とし、更にその達成度にしたがって４段階の評価で学生に示している。したがって科目毎に、それぞれの目標に沿った成果が上がっているかどうかを個々に評価指標を設定して検証することは可能である。しかし、学習目標の達成度を測る指標については、学部・学科による差異はもとより、同じ学部・学科の中であっても、講義型、PBL型、演習併用型等、その授業スタイルによって異なる場合もあるため、現時点では全般的な了解を得られたものはない。全学的な了承についても同様である。

また、その設定や選定は、個々の科目において、これを開発することは可能であっても、学問領域による学習方法や学習スタイルの違いを勘案すると学科並びに学部単位での共有はかなり困難であると考えられる。だが、学部（学科）や研究科毎に明示されている教育目標がどの程度達成されているかを掌握し、必要に応じて新たな課題を設定するためには、現行のものを改善し、ある程度の普遍性を有する評価指標を開発する必要がある。即ち個別科目においては指標を細分化して詳細な評価ができるように、学部（学科）・研究科においてはそれぞれの教育目標に照らし合わせた評価と全学的な評価ができるように、それぞれ工夫をこらした指標を開発する必要がある。

本学では、学生のアクティブ・ラーニングを展開するGPにおいて、従来型の講義とは異なる学習環境・条件を提供し、そこでは教育目標の達成度についても、従来とは異なる評価指標を用いるべく、その開発に取り組んでいる。更には受講生を対象とした自己の成長評価も実施している。これを一つの契機と

して、学部（学科）や研究科を単位とした評価指標、ひいては大学全体を対象とする評価指標を改善することをめざしている。

学位授与状況、就職率・進学率、主な資格取得者数等については、毎年データを収集して蓄積をしている。それは学内外ともに公表している。また、卒業生に対する就職先の評価については、企業との窓口となっているキャリアセンターに直接、声が寄せられている。これらは各単位における教育目標の達成状況を把握するための重要な資料となっている。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位授与の基準については、学則に定められた「教育研究上の目的」及び各学部・研究科における「教育目標」に基づいて2010年９月に全学的に「学位授与方針」を明文化した。規定上の位置づけは、「学則」、「大学院学則」、「学位規程」、及び「大学院規則」において定められており、その具体的な手続きについては、学部・研究科によって種々異なる要件があるため、学部においては各年度版『大学要覧』、大学院においては『大学院要覧』に明示し、またHPにも掲載している。『大学要覧』、『大学院要覧』は、学生・大学院生の全員に配付しており、HP上で広く社会に公開している。

また、博士課程後期課程については、2011年に「大学院学則」及び「大学院規則」を改正し、従来、休学を含め入学から最長14年（原則として10年）以内に修了することが可能な制度になっていたところを、合理的な期間内に実質的かつ計画的に研究指導を行い、課程博士の学位を授与することをめざして、原則として８年（最長で10年）以内に学位請求することとした。また、同時にこれまで学位請求者の便宜を図るために単位修得済み退学者の再入学や退学後３年以内ならば再入学によらずに学位請求できることになっていた点も改め、これらの制度はいずれも廃止することとした。

「学位授与方針」を踏まえ、また「大学院学則」、「学位規程」に定める要件・手続きに基づいて、各研究科において学位を授与している。これらは全学的な共通理解の下に進めており、いずれも学位論文審査基準として『大学院要覧』で公表している。更に2010年度からは、それまで慣例または内規として運用してきた「修士論文提出要件」及び「博士論文提出要件」を『大学院要覧』に明記することにし、これによって修士又は博士の学位を得ようとする者の在学中の勉学・研究の達成目標を明確にするとともに、課程博士の学位請求に当たっては既に一定程度以上の外部の評価を得ていることを要件とすることによって、学位授与の客観性・厳格性を確保している。

更に本学では、大学院生に対しては複数指導体制をとっている研究科もあり、かつ研究科によっては、学位審査の過程で必ず学外者を論文審査委員に含めるよう内規等で定めている。また、公聴会の開催や口頭試問の実施により、学位審査の客観性・厳格性を担保している。

また、博士の学位論文については、これまで印刷公表を行っていたが、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、学位規則（昭和28年文部省令第９号）が2013年４月に改正されたことに伴い、本学においても同年４月に学位規程を改正し、2013年９月期以降に博士の学位を授与された者は、博士論文及び論文審査の要旨について、インターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表することとしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

卒業生評価については、キャリアセンターが、就職した卒業生へのアンケート（卒業後２年目と４年目）

を実施しており、教育目標の達成状況を把握するための重要な資料となっている。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位の授与について、博士の学位授与の現状とその改善の方向についての文部科学省の答申を受けて、本学博士課程後期課程に所定の修業年限である３年間在学し、単位を修得して、大学院学則第55条第２項の適用を受けて退学した者が、退学後３年に限り、博士課程後期課程に再入学することなく学位を取得することができる制度を、2012年度新入生から廃止した。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

今後も教育目標の達成状況を把握するための一助として、学生アンケート調査等を充実させていく。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位の授与について、近年、大学院教育の組織的な展開の強化と学位の国際的な通用性・信頼性を確保することが求められており、学位審査に係る透明性・客観性を保持し、厳正な学位審査体制を確立するために、論文の審査委員は指導教員を主査とすると規定していた学位規程を改正し、2015年度から適用する予定である。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

学部（学科）や研究科毎に明示されている教育目標がどの程度達成されているかの評価指標を開発する必要がある。また、学習目標の達成度を測る指標については、専門性や講義形態（講義型、PBL型、演習併用型）等によって多様であるため、その設定や選定のあり方について検討する必要がある。

卒業生評価については、卒業後の進路や経過年数等を勘案した上で対象者を選定し、その調査内容を慎重に設定した上で実施することが必要である。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位の授与について、指導教員と学位論文審査主査の分離、ベンチマークとの照合は実施していない。更に客観性・厳格性の確保をめざした取組が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

GPA制度の実質的運用のためにも、普遍性の高い評価指標の設定やその利用の可能性、有効性について検討を進める必要がある。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

2012年３月に大学院設置基準が改正され、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、博士課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する学則に定める履修上の区分（コース、プログラム等）において、各大学の判断により、「博士論文研究基礎力審査」の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えて、前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件として課すことができるようになった。

課程を通じて一貫したプログラムを持った体系的な博士課程教育を構築を検討する必要がある。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学では、学部・大学院ともに、理念・目的、教育目標と整合性のある学生の受入れ方針を策定し、本学HPや各入試要項、大学案内等の印刷物での公開を通じて、より広く明示・公表する体制を整えている。

学生の受入れ方針のなかには、学部・研究科毎に、求める学生像や特に修得しておくべき科目・具体的な能力を提示している。更にそれぞれの入試制度毎に、出願資格・選考方法を、学力検査を実施する入試については試験教科科目・出題範囲等を示すことで、修得しておくべき知識等の内容や科目について明示している。

併設校からの受入れについては、特性を活かして、学部説明や模擬講義等を積極的に展開すること等により連携を強化することで、求める学生像に合致した学生を受入れる体制を構築している。

障がいのある学生の受入れについては、併設校卒業見込者入試を除き各入試要項に、その程度に応じて受験時や入学後の学習環境に配慮するので、出願に先立ち、入試センターに相談するように明示している。大学として責任ある教育ができることを前提として、学習環境に配慮が必要なものについては、学部・研究科や学生相談・支援センターと連携して、本学での支援や学修上の配慮について受験生と事前に相談する体制を整えている。なお、併設校からの内部進学者については、本学と併設校との強堅な連携の下に入学者を受入れていることから、関係学部・関係部署との情報共有が図られている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

1　大学全体

担当副学長、入試センター主事及び入試センターが中心となり、受入れ学部・研究科との連携の下、学生の受入れ方針や各種入試制度の趣旨に基づいた入学者選抜を策定し、公正かつ適切な学生募集・入学者選抜を実施するよう取り組んでいる。社会人入試や帰国生徒入試等、特定の受験生を対象とした入試については、当該入試制度の趣旨を明示している。また、入試に関する事項は、各教授会において審議・決定している。

なお、大学院入試に関する検討事項については、2013年１月に教育推進部の下に設置された大学院教育検討委員会を通じて、共通の懸案事項の検討や情報共有を行っている。具体的な審議・決定は、入試日程は学部同様に入試センター主事会で行い、その他の事項は研究科毎に学生募集方法、入学者選抜方法が異なることから、基本的には入試センターと大学院担当副学部長または副研究科長が調整し、各研究科で審議・決定している。

2　学　部

⑴　学生募集方法について

学部入試での学生募集方法については、「一般入試・センター利用入試」、「AO入試」、「推薦入学」及び社会人入試や外国人学部留学生入試等の「多様な入試」の四つに区分することができる。一般入試とセンター利用入試については、筆記試験により学力の高い学生の獲得を、また、AO入試では、筆記試験では測定できない個性や高い意欲や熱意をもち、入学後の学部教育を受けるに相応しい十分な基礎学力を有する学生の獲得をめざしている。推薦入学では、高等学校と大学との信頼関係に立脚し、本学での学習意欲と高い基礎学力を有する学生を学校長の推薦により受入れる指定校制推薦入学、論理的な思考力を有する学生の獲得をめざすシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の公募制推

薦入試、及び、学部での学びとの強い関連性を重視し、英語や情報処理、商業に関する検定試験の合格者を対象とする商学部公募制推薦入試等を展開している。更に、多様な入試においては、帰国生徒、社会人、留学生の獲得をめざした選抜に加えて、優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象として、評定平均値とスポーツの競技成績の基準を出願資格として設定し、「学生文化のフロントランナー」として飛躍できる人材の獲得をめざすSF入試を実施している。帰国生徒や社会人を対象とする選抜については、一部の学部での実施となっているが、門戸を閉ざしているという訳ではなく、AO入試を活用して出願できるようにすること等で、効率的、効果的な選抜ができるよう工夫している。

学生の受入れの方針に基づき、それぞれの選抜方法が効果的に機能しているか否かについては、高等学校や予備校等学外の意見を集約しつつ、入試センター主事会、SF入試選考委員会等、学内の各種委員会での検討により検証を行っている。特に、高等学校や予備校、進学塾からは、①本学が独自に実施している高等学校・予備校教員等を対象とした説明会での個別相談、②入試センター職員による高等学校や予備校、進学塾での説明会や相談会、③入試センター職員やアドミッション・コミュニケーター（各地域に配置している校長経験者等）による高校訪問等を通じて幅広く意見を集約し、学生の受入れを適切に行うための体制の検証に活かしている。

⑵　入学者選抜方法の適切性と透明性確保の取組について

多様な入試の実施結果及び一般入試の問題と解答例、出題者の講評をまとめた『入学試験の概要』（CD-ROM）を全国の高等学校や予備校に送付することで、公正性と妥当性の確保を図っている。また、一般入試とセンター利用入試の個別学力検査で各教科・科目間の不均衡が生じないよう中央値方式や標準得点方式による得点調整を行っており、センター利用入試等では、各学部の入学者受入れ方針に応じて設定した各教科・科目のウェイトを反映すべく傾斜配点方式による得点換算を行っている。加えて、一般入試については、不合格者に対して、合格最低点と本人の総得点、志願者数と合格者数を通知している。また、受験生の出身高等学校に対しては、受験生本人が承諾した場合に限り、合否結果、総得点及び各科目の得点を通知している。なお、センター利用入試については、４月15日まで得点を開示できないため、入試成績の通知は行っていない。入試問題については、採点終了後、正答状況や選択肢の選択状況、平均点や得点分布を出題者が確認し、設問の適切性と正答の妥当性を検証している。加えて、第三者機関に入試問題の解答の作成を依頼し、本学模範解答との照合を行うことにより、設問内容が適切であるか、受験生にとって誤解を生む要素がないか等を検証している。次年度以降の問題作成にあたっては、高等学校教諭が主催する懇談会（例えば、大阪府立高等学校数学教育会「大学入学試験連絡協議会」）でのコメントや、出版社、高等学校、予備校から寄せられた講評を参考にしている。

学力検査を課さないAO入試については、選考委員による講評と、第１次選考・第２次選考での評価のポイント等をAO入試リーフレットで明示することにより、公平性や透明性の確保に努めている。また、外国人学部留学生入試においては、日本語学校の訪問や説明会を通じて、積極的に意見の集約を図っている。

3　大学院

⑴　学生募集方法について

大学院入試の情報は、大学院入試情報サイトに掲載しており、募集要項、過去問題集、大学院広報用冊子を請求者に無料で送付している。また、2011年度から全研究科の募集要項を前記のサイトに掲載するとともにWebエントリーシステム（出願支援システム）を導入し、出願者の負担軽減に努めている。

博士課程前期課程・後期課程及び専門職大学院では以下の入試を実施している。

（博士課程）

○学内進学試験、学内進学試験（早期卒業）、一般入試、留学生入試、社会人入試、社会人１年生入試、現職教員１年制入試、飛び級入試、５年一貫教育プログラム、特別選抜入試、留学生特別推

薦入試、全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試、留学生別科特別入試
（専門職大学院）
○学内進学試験、学内進学試験（早期卒業）、一般入試、卒業見込者特別入試、実務経験者特別入試、指定校推薦入試、留学生入試、社会人入試、全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試、留学生別科特別入試

上記のうち、特別入試としては、2007年度から本学協定校を中心とした推薦依頼校を対象に留学生特別推薦入試を実施しており、2014年度時点で文学研究科、商学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科の５研究科で募集を行っている。また、2010年度から「全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会」との特別推薦入試に関する協定（2009年９月14日締結）に基づき特別推薦入試を実施しており、2014年度時点で法学研究科、経済学研究科、商学研究科、ガバナンス研究科、会計研究科の５研究科で募集を行っている。更に、2013年度からは本学留学生別科からの特別入試を実施しており、2014年度時点で文学研究科、商学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、会計研究科の８研究科で募集を行っている。

⑵　入学者選抜方法の適切性と透明性確保の取組について

入試に関する事項は、各研究科委員会（法務研究科・会計研究科は教授会、心理学研究科心理臨床学専攻は専攻会議）において審議・決定している。専門職大学院を含む大学院全研究科の入試業務全般を入試センター大学院入試グループが担当しているが、研究科毎に学生募集方法、入学者選抜方法が異なることから、研究科個別の内容については後述することとする。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

私立大学として経営面の安定を図るとともに、大学としての社会的責務を果たすため、入学定員を設定しており、これを充足すべく合格査定を行い、できるかぎり正確に定着予測を行っている。しかし、学部においては他大学の入試形態や経済状況の変化等の変動要因により、入学定員と入学者の比率が予期したとおりにならず、比率が全体的に適正な水準となっていない。更に、収容定員に対する在籍学生数比率については、成績不良による残留者の存在が在籍学生数を増加させる要因伴っており、結果として、比率が高水準で推移している。成績不良者への対応は「Ⅳ 教育内容・方法・成果」「Ⅵ 学生支援」で記述する。

なお、少子化が進行するなかでも一定の志願倍率を保持していることが示すように、本学への入学希望者の多さを考慮し、適切な入学定員の管理についての検討を常任理事会、教授会等で行った。その結果、文部科学省に入学定員の増加申請を行い、認可されたことにより、2012年度入試からの入学定員は、その前年度の約1.09倍となった。本学ではこの間の常任理事会・教授会等における議論を踏まえ、また、追加合格の手続きを定めることにより、一層厳格な定員管理を行うこととしている。本学ではこの間の常任理事会・教授会等における議論を踏まえ、一層厳格な定員管理を行うこととしている。

修士課程及び博士課程前期課程においては、学部同様に一部にかなりの定員超過がみられる。収容定員に対する在籍学生数比率は、東アジア文化研究科が1.75倍、外国語教育学研究科が1.38倍となっている。他方、未充足の研究科も多く、法学研究科、経済学研究科、総合情報学研究科、ガバナンス研究科のように収容定員を大きく下回っている研究科も存在する。修士課程及び博士課程前期課程については、定員超過の研究科と定員未充足の研究科があるが、結果として課程全体としては収容定員の0.90倍となっており、ほぼ適正な値となっている。博士課程後期課程については、定員超過の研究科と未充足の研究科の差が著しく、課程全体としては定員を充足していない。特に、理工学研究科の定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数比率が0.23であり、極めて低い状況にある。また、法学研究科、経済学研究科、商学研究科の定員充足率もかなり低い状況にある。

大学院の定員充足問題については、大学執行部の下2008年度に専門委員会を設けて種々議論を行った上

で一定の方向性を示しており、その後の取組について2010年度に検証を行っている。今後、検証結果を踏まえ、定員の見直し等も含めて継続的に検討を行っている。

また、三つの専門職大学院のうち、法務研究科と会計研究科の定員充足率が低いが、この点については、常任理事会、教授会の下で改善策を検討中である。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

「入試センター規程」に基づき、各学部選出の入試センター主事が、入試制度等の改善について全学的な検討を行う入試センター主事会、「学生の受入れ方針」に沿った各教科と科目の入試出題について検討する出題主管者会議と出題者会議等を設置している。

学生募集・入学選抜方法については、「入試センター規程」に基づきそれぞれの会議体が所管する事項について、関係諸機関と協議の上検証及び企画・立案し、必要に応じて学部長・研究科長会議の承認を得て実施しており、全学的・組織的に取り組んでいる。

「学生の受入れ方針」の策定・検証や入試査定の実施・検証については、基本的に各学部・研究科における教授会・研究科委員会が主体となって毎年見直しを行うことにより、厳正に対応している。

なお、入試種別毎の入学定員（募集人員）については、入試センターと各学部が連携して毎年見直しを行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

単に学生の受入れ方針のみならず、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針と併せて、相互の連続性を明確にして公表していることで、ステークホルダーの理解度の向上に寄与している。また、学部・研究科において毎年検証が行われている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

一般入試等において、採点終了後に、正答状況や選択肢の選択状況を確認し、設問の妥当性や選択肢の適切性を出題者が検証している。2013年度入試より、成績上位の学生が正答を選んでいるか、大問毎にしっかりと得点できているかを把握し、正答の適切性等を検証する資料として、大問得点率分析図と設問解答率分析図を作成し、出題者による検証体制を強化した。

また、AO入試リーフレットにおいて、評価のポイント等を公表することが、学力検査を課さない選抜において抱かれがちな不透明感の払拭に繋がっている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度入学定員増に係る認可申請準備等を進めるなかで、定員充足、厳格な定員管理に対する各学部長・研究科長間の認識の共有が促進された。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生の受入れ方針については、学部長・研究科長会議を通じて全学的に毎年検証・見直しを進めている。それとともに、各学部・研究科で効果が上がっている取組については、入試センターと当該学部・研究科との連携の下、引き続き積極的に取り組んでいる。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

引き続き学生の受入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜となるよう、AO入試については、AO入試リーフレットを作成し、選考者からのメッセージや評価のポイントを明示することにより、AO入試要項で明示している求める学生像を更に明確にしていく。また、一般入試については、一般入試の問題と解答例、出題者の講評をまとめた『入学試験の概要』（CD-ROM）を全国の高等学校や予備校に送付するとともに、高等学校教諭が主催する懇談会での意見交換を行い透明性を確保していく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

教育の質保証の観点や社会的要請等を踏まえ、学内における定員管理の厳格化への認識は高まっており、追加合格等の手続き的な内容も含めて全学的に対応する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

合格査定段階での定着率予測の精度の向上に加えて、厳格な定員管理に向け追加合格の実施等の仕組みを構築する必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度入試から新入学定員により募集することになり、それを機に定員管理を厳格に行うこととなった。多様な入試の定着率は比較的安定しているが、一般入試やセンター利用入試については、複数の受験機会があり、複数合格する者の多寡によっては定着率に影響することもある。また、他大学との併願受験する者も多数いることから、合否査定を安定させるためにも、査定資料の拡充を図り、定着率予想の精度を向上させることが必要である。

Ⅵ　学生支援

【1】現状の説明

［1］学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

本学の長期行動計画では、学生支援改革の分野における基本方針として「学生一人ひとりを大切にした、入学から卒業に至るまでの各種学生支援サービスをトータルに展開することによって、学生の自立や『考動力』の育成を支援し、愛校心も育むようなエンロール・マネジメントを確立する」と掲げており、この方針の下に活動を行っている。

修学支援については、教育推進部の下に、留年者及び休・退学者の対応、補習・補充教育に関する支援、障がいのある学生に対する修学支援等を行っている。

学生への経済的支援としては、2007年度に導入した新給付奨学金制度の効果的運用、奨学金制度全般的事項として出願手続きの簡素化、地方自治体・財団等奨学生枠獲得活動の推進、優秀な社会人大学院学生への新たな奨学金制度の導入、専門職大学院給付奨学金の運用の見直し等を進め、更に、従来11あった各種奨学金委員会を１つに集約し、統合的な審議・報告が可能となった。また、創立130周年記念事業にむけて、新たな奨学生組織や奨学金制度の構築についても検討を開始した。

生活支援については、健康診断受診率の向上、体育会学生へのきめ細かな対応、診療所開所時間の工夫、高槻キャンパス保健室の環境整備等を推進し、また全てのハラスメント行為を防止し対応する全学的な体制への移行、学生相談体制の充実をめざしている。課外活動についても、施設面の充実とともに、様々な指導のための企画を実施し、課外活動の充実と発展のための支援組織を新たに検討している。

進路支援については、キャリアセンターが実践するインターンシップや各種就職活動支援等の正課外の取組に留まらず、各学部・大学院における正課教育において、キャリア形成支援の視点を取り入れた教育活動を充実させ、自立して将来の自分の在り方に取り組める学生の育成をめざしている。

更に、学生支援の新たな形態として、学生同士による支援の取組を進めている。「平成19年度新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP)」に採択された「広がれ！学生自立型ピア・コミュニティ～関西大学で育む21世紀型学生気質～」の取組では、８つのピア・コミュニティが創出され、学生支援GP終了後も取組は継続され、これまで多くの学生が活動してきた。このコミュニティが本学独自の学生文化の１つとして広く認知され、新たな「教育実践の場」として、また「課外活動の場」として新たな意義と価値を持ち始めている。

［2］学生への修学支援は適切に行われているか

1　留年者及び休・退学者の状況把握と対処について

留年者及び休・退学者の状況把握は、教務担当窓口で情報収集し、そのデータを各学部執行部に提供している。更に、これらの予備軍と目される単位修得不良学生についても、春学期及び秋学期の成績を基に抽出し、執行部から当該学生が所属する学科、専修等に情報が提供され、教務担当部署、学部執行部と当該学科・専修等が連携して、学生面談等の対応がなされている。修学支援はこれらの取組を通じて適切に行われている。

2　補習教育に関する支援体制とその実施について

補習教育については、各学部が、学部教育の特徴に基づいた独自プログラム（例えば経済学部では「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部では「物理（電磁気・力学)」「数学」「化学」に関する補習等を行っている）を設定し、対象となる学生を抽出し、

補習教育プログラムを受講することを勧めている。

また、2012年10月に第１学舎１号館５・６階に「ライティングラボ」、2013年４月に総合学生会館メディアパーク凜風館１階に「コラボレーションコモンズ」を開設し、ライティング支援等を行っている。

３　障がいのある学生に対する修学支援の実施について

2012年度に授業支援グループ内に“障がいのある学生に対する修学支援チーム”を設置し、専門的知見のあるコーディネーターを配置し、研修を受講した学生支援スタッフによる主に身体的な障がいをもつ学生のノートテイクやパソコンテイク、点訳等の支援を開始した。

そして、2013年４月より、身体だけでなく発達障がいの学生、その他様々な悩み事にも対応するために、①『障がいのある学生に対する修学支援窓口』と②『総合相談窓口』の２つの役割を担う学生相談・支援センター（以下、「センター」）を開設した。

障がいのある人もない人も、ともに学べる環境を整備するため、センターは障がいのある学生に対する全学的な修学支援体制の窓口として各学部・研究科、その他学内の関連組織と連携し、支援に関する連絡・調整を行い、組織的なサポートを行っている。

主な支援内容は、以下のとおり

○共通の支援……個別相談、学内設備の改善等

○視覚障がい……教材のテキストデータ化、教材の点訳、支援機器の利用等

○聴覚障がい……ノートテイク、パソコンテイク等

○肢体不自由……車両の入構及び駐車許可、休憩室の利用、授業教室の調整、ノート作成補助等

○内部障がい……授業時の配慮（着席位置、途中退席許可）等

○発達障がい……障がいの状況に応じて個別に対応

また、聴覚障がいのある学生への支援及び啓発行事として、学外の講師を招き2013年度春・秋学期及び2014年度春学期に手話講座を開講した。

センターのリーフレット、学生相談窓口リーフレットを作成し、広報活動を行った。併せて学生向け、教職員向けガイドブックを作成した。

2016年４月の障害者差別解消法施行に向けて、全国全ての大学がその対応を迫られている。現在、センターでは、関西学院大学・同志社大学・立命館大学等の障がい学生支援担当部署と連携を図り日々の障がい学生修学支援業務を遂行している。

４　学生への経済的支援（奨学金制度）について

奨学金制度には、その目的から分類すると「経済支援型（ニード型）」と「育英型（メリット型）」、形態から分類すると「貸与型」と「給付型」がある。

経済支援・貸与型奨学金は、主なものとして学外制度の日本学生支援機構奨学金（奨学生約12,000名）、学内制度の関西大学貸与奨学金（奨学生約320名）がある。また、育英・給付型奨学金には、主なものとして学内制度の関西大学第１種から第７種給付奨学金（奨学生約1,700名）がある。

本学が取り扱う奨学金制度の概要は、「関西大学が取り扱う奨学金制度」に記されている。また、奨学生数等の実績は、『データブック2014』（p.249（ア）学生数に対する奨学生の比較及び奨学金の貸与・給付状況等（2013年度））のとおりとなっている。

⑴　奨学基金の設置について

受益者負担の公平性の観点から、特定の学生に限定して支援する奨学金の財源を少しでも経常費以外から措置できるように、第３号基本金を設定し、同引当特定資産の運用益を活用して事業費に充てている。

⑵　奨学金規程の整備状況について

奨学金制度の運用に際しては、個人情報の適正かつ安全な管理、出願機会や選考の公平性の確保等が

求められる。このため、本学では各種奨学金の規程及び細則を定め、募集や選考に係る事項を奨学金委員会で審議・決定し、遺漏なく運用している。

⑶ 奨学金制度の周知方法について

奨学金制度の周知は、奨学支援グループのWebサイトをはじめ、在学生、受験生、保護者向けに次の方法で周知している。

在学生には、学生ポータルシステムである「インフォメーションシステム」を利用して適宜周知している。また、本人の意思確認を必要とする場合（行事への参加意思確認等）は同システムの「アンケート」機能を利用している。

受験生には、奨学支援グループのWebサイトや『進学ガイド』での制度の周知に加え、合格者には入学手続き書類にパンフレット『奨学金の案内（学部・大学院）』を同封して、より具体的な情報を提供している。

保護者には、教育後援会が刊行する『Kansai University Guide』の中で、学生の経済状況全般について解説を付し、更に本学が取り扱う奨学金制度や出願時期等についても情報を提供している。

このような情報提供で、「学生アンケート結果」では、学部は82.0％の学生が「制度を知っている」と回答している。

⑷ 奨学生割合の推移について

『データブック』（学生数に対する奨学生の比較及び奨学金の貸与・給付状況等）の過去３年間（2011～2013）のデータ「学生数に対する奨学生の比較」でみると、全奨学生数のうち学部の学外貸与奨学生（日本学生支援機構奨学生）の割合が40％を超えている。これは、日本学生支援機構奨学生が年々増加してきたことによるもので、2010年度が35.6.％であったものが2013年度では41.1％となっており、奨学金が学生生活に欠かせないものとなってきている。

併せて、奨学金実績では、学部の学内給付奨学金が増加している。これは、「学部・大学院給付奨学金制度」のうち、新設学部の「第３種給付奨学金」が学年進行とともに奨学生数と奨学金実績が増加したことによるものである。また、奨学生割合では、大学院の学内給付奨学生の割合が30％台を堅持している。もともと学費が本学よりも低く、学費減免制度も充実している国立大学等を視野にいれて、大学院生の学費負担の軽減に努めている。

⑸ 株式会社オリエントコーポレーションとの提携による教育ローンの対象者の拡大について

2010年１月に、本学学生（学部生・大学院生）全てを対象として、㈱オリエントコーポレーションとの提携により新たな教育ローン契約を締結した。

この教育ローン制度の特長は、過去に債務不履行等がない等の条件を満たせば、家計急変者でも連帯保証人がいれば契約できる制度で、導入後年間300件を超える利用実績となっている。

入学前の受験生に対してはこの制度を適用していなかったが、2012年度より適用を開始した。利用者数は学部・大学院を合わせて30件程度ではあるが、真にその時期に困ることになったであろう層にも対処可能となった。

⑹ 奨学金受給を通じた学生の成長及び奨学金制度の有効性の検証について

奨学金制度を通じて学生の成長を図り、加えて奨学金制度の有効性を検証するため、2011年度から学部・大学院給付奨学生全員（2014年度は1,719名）を対象として奨学生証授与式を開催した。

この式典に参加できることが学生の名誉や誇りとなり、他の学生のチャレンジ精神を奮い起させるものになることを期待している。同時に、奨学生本人の“やる気”を持続させるために「自己目標管理」を試験的に導入し、PDCAサイクルの手法により、自らが目標を設定し、その結果を自らで振り返ってもらう機会としている。具体的には、学生ポータルシステムである「インフォメーションシステム」のアンケート機能を利用して目標設定を行い、11月に取組状況の中間報告、３月に自己評価及び来年度の改善点を報告してもらうことにしている。

また、2013年度には学生生活実態調査においても奨学金について取り上げ、その有効性と重点を置くべき項目について整理した。

⑺　奨学金委員会の再編と新しい奨学金制度について

2013年度よりこれまで11あった各種奨学金委員会を１つに集約した。

これにより学部・大学院・専門職大学院とそれぞれ審議・報告内容が分断されていたものが、同一テーブルでの審議・報告が可能となった。この委員会の下に検討部会を設置し、昨年度は①奨学金の配分②奨学金の原資③奨学金の効果に関する検証等を中心に検討を行い、その過程から学部給付奨学金の改編の必要性が確認された。

創立130周年記念事業を２年後に迎えることになり、⑹で述べた学生の成長を図るために奨学生会（葦の葉クラブ(仮称)）の設立と新しい奨学金制度（『学縁』給付奨学金制度）の構築について検討し、2016年度より導入することとなった。

５　留学生に対するその他の奨学金について

前述以外に、本学では国際交流に要する資金を「国際交流助成基金」の運用果実から支弁する奨学金がある。これには４種類あり、①協定大学への交換派遣留学生及びDDプログラム派遣留学生に対するもの、②協定大学からの交換受入留学生に対するもの、③本学に在学する私費外国人留学生に対するもの、④成績優秀で次学期も引き続き在学するか、本学の正規課程に進学する留学生別科生に対するものとなっている。

このほか、私費外国人留学生に対し授業料減免制度（授業料の30％）が用意されており、また、認定留学制度で海外へ留学する学生に対し、１学期あたり認定留学在籍料（10万円）を納入することにより、当該学期の授業料等を免除している。

［3］学生の生活支援は適切に行われているか

１　心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮について

⑴　心身の健康保持・増進のための健康管理体制

本学では、医師・看護師・保健師を配置し、全国の大学の中でも数少ない保険診療所を併設しており、来学時の受診が可能となっている。また、例年４月に実施している定期健康診断の結果、治療若しくは精密検査が必要と認められた者には、後日、呼び出し医師または看護師面談を行い、医療機関と連動したフォローを行っている。特に循環器や胸部その他基礎疾患を有するクライアントには在学中、事故のないよう健康管理、健康相談を行っている。2012年度はノロウィルス、2013年度には風しん罹患者を確認した。学校施設は集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合、特に大きな影響を及ぼすことになるため、罹患者を確認した際には速やかに対策を講じる等、学内の公衆衛生を守る活動を積極的に行っている。また健康啓発キャンペーンとして健康を題材とした講演会・説明会、テスト、各種検査・測定等を計画的に各キャンパスで行っている。

⑵　心身の健康保持・増進のための学生相談体制

『総合相談窓口』を担う学生相談・支援センター（以下、「センター」）を設置したメリットは、「誰かに相談したいけれど、どこに相談に行っていいかわからなかった」学生が、気軽に訪れることのできる場所ができたということである。

開設２年目の2014年５月末現在、センターを訪れ、なんらかの支援を受けている学生数は100名を超えている。センターは、千里山キャンパスの入口（新関西大学会館北棟１階）にあり、入りやすいことから、いわゆる道案内（教室や、手続きの場所等を案内）を行うことも少なくないが、例えば「履修方法がわからない」とたずねてきた学生が本当に相談したかったことは別にあり、センターに相談することにより、学生本人も気づいていないある意味本当の困りごとが出てくることがよくある。

また、カウンセリングを希望しているにも拘わらず、一人で心理相談室を訪れることに抵抗を感じるような学生には一緒に心理相談室をおとずれるような支援も行っている。

⑶　安全・衛生を目的とした支援体制や啓発活動

学生生活上におけるトラブル（悪質商法やカルト団体による勧誘等）や病気、怪我、薬物乱用問題等、在学中に予見される危険性をあらかじめ周知し、その予防と解決手段として、本学独自の冊子『かんだいLIFE』等を新入生全員に配布及び応急手当の基礎知識や基礎実技（AEDを含む。）等の習得を目的に「普通救命講習会」を実施し、啓発を行っている。このほか、薬物乱用防止に向けた講演会を2008年度から継続的に実施しており、2013年度の同講演会には近畿厚生局麻薬取締部に協力を依頼し、100名以上の参加があった。また、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学薬物防止連絡会」を設置し、定期的に情報交換を行うとともに、「薬物に関する意識調査」を四大学共同で実施し、各大学において薬物乱用防止の啓発に取り組んでいる。

⑷　課外活動中の事故・怪我等の予防と、心身の健康保持・増進への配慮

ア　AT（アスレティックトレーニング）ルームの設置による取組

課外活動中の傷害予防に関する指導及び傷害時の応急手当やリハビリテーションが適切に施されるよう、各種講習会の実施、応急処置やリハビリテーションメニューの作成、医療機関との連携を図っている。

イ　パワージム・トレーニングルームの設置による取組

利用者に対し、利用のルールを徹底させ、安全な利用と危機回避方法の習得及び効果的なトレーニング方法について学習するための講習会を開催している。また、専門のトレーナーが常駐し、トレーニング機器使用の説明や補助も行っている。

ウ　熱中症講習会、AED講習会の実施

体育会学生を対象に、救急車搬送前の救急処置法に関する講習、熱中症を予防し、対策を立てる講習等、各種講習会を開催している。

2　ボランティアセンターによる活動について

⑴　ボランティアプログラムの実施

ボランティアセンターは、本学学生の社会参画活動を支援することにより、学生の自主性と社会性の涵養に資することを目的としている。そのため、ボランティアセンターでは、学生が主体的にボランティア活動を行うことができるように、①ボランティア活動の考え方、②ボランティア活動に取り組む上での心構え、③ボランティア活動を行う上で有益なスキルの向上、に係る講座・講演会を、2005年のボランティアセンター開設当初より継続的に実施している。

また、「学生目線から学生のボランティア参加のきっかけ作りを行う」という理念の下活動する学生スタッフとともに、ボランティア体験ツアー等のプログラムを実施し「ボランティアに興味はあるけれど、どうしたらいいかわからない」「ひとりで参加するには不安がある」といった学生に、ボランティア活動に参加するきっかけを提供している。

⑵　ボランティア活動に関する相談体制

ボランティアセンターでは、学生が円滑にボランティア活動に取り組めるように、随時、窓口相談を行っている。「ボランティアに興味はあるが具体的に何をしたらよいかわからない」という学生や、活動に対して悩みや不安を抱える学生に対し、日常的に指導・助言を行っている。

3　ハラスメント防止のための措置

「ハラスメント防止に関する規程」及び「ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、キャンパス内におけるハラスメントの防止に努めている。

本規程とガイドラインに基づき、学生センターが所管部署となり、学校法人及び設置学校における全て

の構成員を対象としたハラスメント相談窓口として、外部の専門家２名と教職員の相談員22名からなる相談窓口を設置し、日常的に相談にあたっている。また、これら相談支援に加え、全ての構成員を対象とした啓発・研修を通じてハラスメントの予防や調停及び救済措置等の対応、この基本的政策の立案・実施のために「ハラスメント防止委員会」を設置している。なお、ハラスメント防止委員会では、2010年度から年に１回教職員を対象とした研修会または講演会を開催するとともに、全ての構成員を対象とした本学独自のリーフレット『関西大学はハラスメントを許しません』を配布して、啓発の一助としている。

［4］学生の進路支援は適切に行われているか

１　進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

本学における学生のキャリア形成・就職活動支援は、2006年度に文部科学省の現代GPとして採択を受けた「総合大学における標準型キャリア教育の展開－学生一人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP〈Kansai University Career Education Program〉）－」の基本概念を基に、2009年度の文部科学省・学生支援GPとして採択を受けた「景気に左右されない職業選択力を育む関西大学キャリアサポート」の概念を合わせて展開した。なお、2009年度から2011年度まで助成を受けた本学生支援GPについては、その３年間にわたる本学の支援事業内容に対して2012年10月29日付で文部科学省より最高位の「S」評価を認定され、併せて「優秀校」として日本学生支援機構のHPで広く事例が紹介された。

⑴ K-CEPの継続展開

ア　大学とともに　～キャリア支援Ⅴ段階システム～

本取組の主要部分となる「大学とともに」においては、本学学生を対象とした正課教育カリキュラムとキャリアセンターが実施する正課外教育プログラムとを有機的に融合させた「キャリア支援Ⅴ段階システム（V-STEP PROCEDURE）」によって学生一人ひとりのキャリアデザインを促進し、自律型社会人の育成をめざして全学的な取組を展開した。

【STEP Ⅰ】では、「キャリア意識の啓発」を目的として、全新入生に対しキャリアデザインブックを配布し、各学部の新入生ガイダンスや導入科目において初年次のキャリアガイダンスを実施するとともに、主に１・２年次生を対象とするキャリアプランニングセミナー（上位年次生の参加も可）を正課外の教育として開催した。同プログラムには、2011年度には2,719名、2012年度には4,332名、2013年度には7,531名の参加者（延べ人数）を得た。

【STEP Ⅱ】の「キャリア教育」では、学生の勤労観・職業観を体系立てて涵養することを目標とする全学部対象の正課の教育課程を開設した。2012年度までは全学共通科目のエンパワメント科目群キャリア教育科目として、2013年度以降は共通教養科目の実践科目群キャリア教育科目として、１年次秋学期から順次開講している。開講科目である『キャリアデザインⅠ』では、「働くこと」を主なテーマとして、①生き方を考える、②社会を知る、③働き方を考える、『キャリアデザインⅡ』では、「仕事の世界」を主なテーマとして、①職業を知る、②業界を知る、③企業を知る、『キャリアデザインⅢ』では、「私の仕事」を主なテーマとして、①自分を知る、②自分を表現する、③自分の将来を考える、という内容で授業が行われている。なお、2011年度～2014年度の期間の『キャリアデザインⅠ』（１年次配当、秋学期開講）、『キャリアデザインⅡ』（２年次配当、春学期開講）及び『キャリアデザインⅢ』（２年次配当、秋学期開講）の履修者数の推移は後述のとおりである。

【履修者数の推移】

授業科目名	履修者数			
	2011	2012	2013	2014
キャリアデザインⅠ(働くこと)	389	429	452	466
キャリアデザインⅡ(仕事の世界)	195	119	156	158
キャリアデザインⅢ(私の仕事)	308	※153	318	未定

※履修届時に履修者数の制限を実施　　(2014年５月現在)

【STEP Ⅲ】の「インターンシップ事前講座・実習」は、【STEP Ⅳ】とともに本学のキャリア形成支援システムのコアプログラムに位置付けられており、職業選択のミスマッチを回避するだけに留まらず、しっかりとした職業観を涵養するために、「業界を知る、企業を知る、学生と社会人との違いを知る」ための“気づきのプログラム”として展開している。全学的な取組を開始して以来、2013年度で17年目を迎えた。キャリアセンターが所管するビジネス・インターンシップは、国内インターンシップA（本学が実習学生を選考し決定するもの）・B（受入れ先が実習学生を選考し決定するもの)、国際インターンシップ、長期インターンシップ、学外公募インターンシップ、外国人留学生対象インターンシップの６つに種別されるが、2011年度には425企業・団体に736名（延べ人数、以下同様)、2012年度には526企業・団体に748名、2013年度には415企業・団体に732名を派遣している。

【STEP Ⅳ】では、「インターンシップ事後講座」として、学生自らがインターンシップ実習の成果を検証し、その後の就職活動にスムーズに繋げていくことが期待されている。本学では学生をインターンシップに派遣するだけでは教育効果があるとは考えておらず、就業体験で得た成果をどのようにその後の進路選択に活用するかという振り返りのメカニズムによる効果を重要視している。

2011・2012年度においては、「事後講座Ⅰ」として、派遣学生、受入れ企業等担当者、キャリアセンター主事が参加し、実習体験報告を基にしたプレゼンテーションとパネルディスカッションを実施した。「事後講座Ⅰ」に続いて実施される「事後講座Ⅱ」では、キャリアデザイン担当主事が、学生の実習体験を振り返り、ワークシートを使って各自の体験を言語化することにより、自己理解や職業理解を深めながら、今後の進路決定・就職活動にどのように生かしていくかを考えることを企図したフォローアップ研修を実施した。なお、2013年度は、事後研修の効果を向上させるために「事後研修Ⅰ」と「事後研修Ⅱ」の内容を入れ替えて実施している。

【STEP Ⅴ】では「就職活動への誘い」として、具体的な就職活動の支援プログラムを多彩に展開し、学生一人ひとりのキャリアデザインの具体化とその実現を支援している。

この段階が冒頭に紹介した文部科学省の学生支援GPに採択された「景気に左右されない職業選択力を育む関西大学キャリアサポート」の事業として特化された内容となっている。

本支援事業は、2008年秋のリーマンショックをきっかけとする世界的な経済危機が我が国にも暗い影を落とし、それまで好調であった新規大学卒業予定者の雇用環境が2009年度以降一変することとなり、各大学における積極的な学生の就業支援を後押しするために学生支援GPの一分野に設定されたものである。本学では、2006年度の現代GPに採択された「関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP)」を基に、特に職業選択場面での学生の行動を強く支援する内容とした。具体的には、就職活動支援のため、キャリアカウンセリングを基軸としたきめ細かな学生相談体制を維持するとともに、2012年度及び2013年度実績で年間1,400社を超える企業を学内に招く各種企業セミナーの実施、各界で活躍するOB・OGとの懇談会等を精力的に実施して、学生の志気を鼓舞する多面的な支援事業を展開した。

まず基本的な行事としての「就職・進路ガイダンス」を、主に学部３年次生及び修士１年次生を対象に合計３回実施している。第１回（４月頃開催）では、当該年度１年間の大まかな流れを説明するとともに、関西大学インターネットキャリア支援システム「KICSS（Kansai University Internet

Career Support System)」の利用方法、大手民間就職支援サイトの登録方法、企業側の採用の着眼点についての説明を実施している。第２回（９月頃開催）では、進路希望登録（求職登録）と秋以降の行事予定について、第３回（11月頃開催）では、翌年の１月～２月にかけての行事予定案内と就職活動についての直前指導を行っている。

これらの「就職・進路ガイダンス」の他にも５～７月にかけて「就活準備講座」を設定し、2013年度には①筆記試験対策を始めよう、②「働く」ことを考えよう、③情報収集をしよう、といった内容で実施した。

更に10月から１月には「就活対策講座」を設定し、2013年度には①業界・企業研究を始めよう、②筆記試験対策、③エントリーシート対策、④面接-基礎編-、⑤面接-応用編-、といった内容で実施し、わかりやすく、実用的な解説とアドバイスを行った。この他、学生が具体的な職業選択をできるように多くの企業等や本学卒業生の協力を仰いで多様な支援行事を提供しており、2011年度には118,213名（延べ人数、以下同様)、2012年度には125,709名、2013年度には128,909名の学生が参加している。

これら多様な取組の相乗的な成果により本学の就職活動者に対する就職決定率は、2011年度は95.3%、2012年度は95.8%、2013年度は96.3%と何れも当該年度の全国平均値を上回った。また、規模別の就職状況をみても、巨大・大企業へ2011年度59.8%、2012年度60.5%、2013年度59.7%の結果を残している。更に、卒業時の学生アンケート結果によると各自の進路について「大変満足している」及び「まあ満足している」と回答した者は、2011年度は75.2%、2012年度は79.5%、2013年度は81.0%となっており、就職決定率と進路に対する満足度は景気の回復とともに上昇していることが読み取れる。

なお、キャリアデザイン担当主事の川﨑友嗣社会学部教授が中心となって開発したコンピュータによるキャリアプランニングシステムであるCAP（Computer Assisted Career Planning）システムは、2009年度の「文部科学省・教育研究高度化のための支援体制整備事業」の一環として採択され、以後継続的に補完し、その活用を図ってきた。同システムは関大生の特徴に合わせた独自のプログラムで、6種類の適性テストと42種類のワークから構成されており、基本的に学生自身が一人で自由に使えるシステムではあるが、キャリアセンターの各種行事やキャリアデザインルームでの相談とリンクした活用がなされている。なお、同システムの利用件数は、適性テストについては、2011年４月15日～2014年５月11日の期間に12,185件（累積件数)、ワークについては、2011年４月15日～2014年４月30日の期間に15,268件（累積件数）であった。

また、大学生等の就職・採用活動については、大学等で構成される就職問題懇談会と日本経済団体連合会をはじめとした経済界とが毎年協議を重ねて一定のルールを設けている。これまでは、採用に関する情報公開については、学部学生３年次・修士１年次の10月１日以降、採用選考については、学部学生４年次・修士２年次の４月１日以降とすること等が日本経済団体連合会の倫理憲章に定められていた。しかし、2012年度からは、採用に関する情報公開については12月１日以降とする変更が行われた。これは、現状の学生の就職・採用活動が早期化・長期化することによって学生の学習環境に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、就職問題懇談会が、長年にわたって是正を要望してきたことに対し経済界側が少し応えたものである。ただし、採用選考については現状のまま変更はされなかった。本学でも倫理憲章改定の趣旨を尊重することとし、採用情報の提供に資する学内セミナーの開始は12月１日以降にする等の変更措置をとって学生支援の取組を行うこととした。

イ　大学の前に　～小中高等学校教員向けキャリア教育研修～

大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会との連携により、初等・中等教育に携わる教員を対象とする「キャリア教育入門－キャリアカウンセリング研修－」が夏休みに実施されている。この研修では、キャリア教育の必要性やその観点、学校運営におけるキャリアカウンセリングを用いた生徒・児童の指導法等の内容を、傾聴トレーニングやアサーショントレーニングを盛り込んで提供している。キャ

リア教育に関する認識を有した教員を少しでも増やして、教員から、児童・生徒はもとより、保護者にも働きかけ、その視点を家庭教育にも広げてもらうことを期したものである。2011年度には86名（延べ人数、以下同様）、2012年度には51名、2013年度には72名が参加した。

ウ　大学の後に　～卒業生就業支援の展開～

卒業（修了）後５年程度の卒業生を対象に、キャリアセンター内に卒業生就業支援室を設置して就業支援を実施している。具体的には、就業上の悩みや転職等の相談、在学生に準じたKICSSの利用、求人情報や就職活動に有効な資料の閲覧等の便宜供与を行っている。2011年度の登録者は629名、2012年度は587名、2013年度は493名であった。

⑵ 新たな課題への対応

ア　採用選考における適性検査対策

近年における企業の採用活動では、一旦多くの学生をエントリー（応募登録）させた後にSPIをはじめとした適性検査を受験させて面接選考に進ませるという方法をとる企業が増加している。そのような中で、本学学生がこの適性検査で芳しい成績を収めることができず、そのため折角有為な人材が多数いると察せられるのに面接まで進むことができない学生が多数いるとの指摘が大手企業を中心に寄せられていた。このような状況に鑑み、代表的な適性検査であるSPIの模擬試験を大学として無料で受験できる措置を2012年度から講じ、併せて対策ガイダンスを開講する等の対応を行うとともに、エクステンション・リードセンターにおいて2010年度から開講している「SPI試験対策講座」の積極的な利用を勧奨した。なお、当該適性検査は大学生としての基礎学力を問う内容でもあることから、受験申込み時に「受験結果は、統計資料として活用する場合がある」旨、本人の了解を得た上で、2012年度及び2013年度の模擬試験成績結果を試行的に入学形態別に分析した。その結果、センター入試、一般入試、併設校からの入学者が高得点を挙げている等の一定の傾向が読み取れた。これらのことに鑑み、今後は、本学の出口・入口政策や教育方法の検討等、学生支援に資する教学IRを推進するという趣旨で、学生生活評価アンケート等と併せてその活用が期待される。

イ　グローバル人材の養成

社会の急速なグローバル化に伴い、グローバルに活躍できる人材の養成が大学において喫緊の課題になっている。そこでキャリアセンターでは、従来の国際インターンシップの取組を基に、キャリア教育の観点からグローバル人材養成の取組の重点化を図り、米国ウェブスター大学との協定に基づくミズーリ州の米国企業等でのプログラムが2012年度で終了することに伴い、従来のロサンゼルスでのプログラムに加え、2012年度にはニューヨーク、2013年度にはサンフランシスコ、カナダのトロント、台湾・台北でのプログラムを開始している。何れも約４週間の派遣期間で滞在方法もホームステイ型や現地のレジデンス利用等様々である。各プログラムは現地の就業受入れ企業が必要としている語学レベルによって応募基準を設定し、多様な学生が参加できる工夫を行っている。2011年度には14名、2012年度には15名、2013年度には28名が国際インターンシップに参加している。

また、本格的な国際インターンシップの助走的な位置づけで、主として低年次生を対象とした「グローバル企業体感プログラム」を2013年度より上海で実施し、11名の参加を得ている。更に2014年度からは、上海に加えベトナム・ホーチミンにおいても実施することになっている。

これらの体験実習型プログラムに、体系的にグローバル人材を育成するための講義形式によるグローバル人材養成ガイダンスやセミナー、及び本学に留学している外国人留学生を対象とする支援を加えた一連の取組を、2013年度より「グローバル人材養成プログラム」と総称して展開している。

なお、外国人留学生を対象とする就職支援に関しては、キャリアセンターに留学生担当のスタッフを配置し、適切に相談対応ができる体制を整えている他、日本人学生と同様に参加できる各種行事以外にも、外国人留学生に特化した就職支援セミナーを実施している。また、2013年度からは外国人留学生対象の就活対策講座の実施、インターンシップ派遣、『就職活動ガイドブック』の作成を、2014

年度からは外国人留学生のキャリア意識の啓発を目的に、国際部と連携し、入学時オリエンテーションにてキャリアセンター主催行事等の支援制度を紹介する等、新たな取組にも着手し、日本での就職をめざす外国人留学生を力強くサポートしている。

一方、近年、ASEAN地域出身の学生を希望する企業が増加する中、本学の外国人留学生は圧倒的に中国出身が多い（ASEAN地域は１ケタ）という現実があり、時代の要請として、大学全体のグローバル化のなかでそれらのニーズへの取組も期待される課題といえる。

更に、前述のようなグローバル人材養成の取組の基本となる語学力向上に対する支援策として、2012年度まではTOEIC IPテストを年３回（６月、11月、12月）学内で実施し、2013年度からは、６月及び12月に実施されるTOEIC公開テストの内、１回のみ受験料の一部を大学が補助するようになり、実質1,000円での受験ができるように改めた。これに伴い、学内でTOEIC IPテストを実施していた2011年度は1,648名（延べ人数、以下同様）、2012年度は1,365名であったのが、2013年度には2,561名へと大きく受験者を増やす結果となった。

⑶　資格取得等支援　～エクステンション・リードセンター事業の推進～

本学では、キャリア形成及び就職活動支援の一環で、在学生、卒業生を対象に、各種資格取得や難関国家試験合格等に結びつけ、また一般社会人を対象とする生涯学習の場の提供としてエクステンション・リードセンターを設置している。本センターでは、受講生のニーズを最優先に常に開講講座の見直しをしており、2011年度～2013年度の３ヵ年においても、本センターが開設初期から開講していた「社会保険労務士講座」、「通関士講座」及び「弁理士講座」は2013年度をもってそれぞれ閉講した。一方、就職環境の好転に伴うグローバル人材養成の社会的な要請に伴い、成果がすぐに現われる「英語講座」や、キャリアセンターと連携し就職筆記試験対応のために積極的に受講を推奨した「SPI試験対策講座」等を開講した。更に、例えば「公務員講座」のように、東日本大震災の影響による“買い控え”や公務員批判が強まると、公務員志向の落ち込みにより受講生が減り、逆に民主党から自民党への政権交代後、公務員採用増の方向性が示されると受講生が増える等、社会情勢の影響を強く受けた講座もある。以上のように開講講座のスクラップ＆ビルドや様々な社会的な情勢の変化等の影響を受けたものの、2011年度～2013年度の３ヵ年における全開講講座の受講生数は、2011年度は2,986名（延べ人数、以下同様）、2012年度は2,976名、2013年度は3,148名と横ばい、又は微増で推移している。

一方、国家公務員試験をはじめ各種資格試験等の2011年度～2013年度の３ヵ年における本学の合格者数においても、本センターの受講生から多くの合格者を輩出している。また、夏季及び春季休業期間等を利用して「公務員講座」や「公認会計士入門講座」受講生の希望者を対象に実施した合宿は、各界の卒業生の協力を得た内容となっていることから、参加者の志望意欲を更に高め、成果を導き出す一助となっている。

⑷　学校インターンシップ

学校インターンシップはビジネスインターンシップと同様、将来就くであろう職業について実地体験する機会を設けることを目的に、2003年度から実施している。2005年度には『人間性とキャリア形成を促す学校Internship』が平成17年度特色GPに採択されている。2012年～2014年度には、全学の学生を対象としてインターンシップ生の募集、近隣の幼、小、中、高校及び支援学校への学生の受入先の募集、学生への事前指導、受入校とのマッチング等を経て、７月下旬～12月中旬にかけて、本学学生がインターンシップを各学校で行っている。学生への事前指導では、近隣の教育委員会から講師を招いた「学校業務講座」、研修にあたって必要なビジネスマナーについて学ぶための「ビジネスマナー講座」を実施している。また、学生の選考に当たっては各学部の高大連携センター委員を中心に学生の面接を行い、受入校決定後も、これら委員をはじめ本学教員が受入先を訪問する等、全学的に取り組んでいる。2012年度は235名、2013年度は158名、2014年度は177名の学生が研修に参加しており、研修期間中、学生には業務日報の記入、研修終了後の報告書の作成を、そして10月と12月に開催する事後報告会のいずれか

への出席を義務付けている。終了後、学生の活動内容を精査した上で、各学部において単位認定を行っている。自分より若い世代と接する機会は、学生に責任の自覚と成熟を促し、隠れていた指導者としての素質を引き出す効果も認められる。

2　キャリア支援に関する組織体制の整備

⑴ キャリア形成・就職支援体制の強化

本学では、就職活動を行う３・４年次生のみならず、１年次生の段階から、学生一人ひとりのキャリアデザイン（将来設計）の支援や進路指導を行うことによって、学生自身が自律的に行動して各自の将来を導き出すことを支援するためにキャリアセンターを設置し、様々な取組を展開している。同センターには、学生の資質向上を図ることも企図して、難関国家試験及び資格取得等支援の取組を展開するエクステンション・リードセンターも併置している。また、キャリアセンター所長は、学長の信任職としてエクステンション・リードセンター長を兼務している。

キャリアセンターには、各学部選出主事、所長推薦によるキャリアデザイン担当主事及び事務管理職者主事で構成される主事会を、またエクステンション・リードセンターには、学長推薦及び所長推薦の運営委員並びに事務管理職者運営委員で構成される運営委員会を組織し、それぞれの事業計画を協議・実行する体制をとっている。更に、理工系３学部については、それぞれの学科にキャリア担当教員を複数名置き、学生の就職相談、企業の求人応対、学校推薦業務等を行っている。事務局体制としては、キャリアセンター事務グループ、キャリアセンター理工系事務グループ、卒業生就業支援事務グループ、エクステンション・リードセンター事務グループの４グループからなるキャリアセンター事務局が設置されている。これらの事務室は千里山キャンパスに設置されているが、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスにも、それぞれキャリアセンター分室が設置されている。

また、本学の首都圏における企業や官庁との接触・情報収集の場として設置されているJR東京駅・日本橋口のサピアタワー内にある「関西大学東京センター」においては、従来どおり、本学学生に対し、就職活動における就職情報検索のためのパソコン利用、各種証明書の発行、就職関連雑誌の閲覧、休憩スペースとしての利用等のサービスを提供している。同様に大阪・淀屋橋にある「関西大学中之島センター」においても、就職情報検索のためのパソコン利用のサービスを提供している。

⑵ キャリアデザインルームでの学生相談・指導及び就職専門相談員の配置

キャリアセンターでは、キャリアセンターの各事務室で学生の相談に随時対応しているが、併せてキャリアデザインルーム（進路支援室）を設置し、専門のカウンセリング技術を有したキャリアデザインアドバイザー（臨床心理士、産業カウンセラー、心理相談員、キャリアカウンセラー等）が学生相談（事前予約制）に対応している。

2011年度、2012年度、2013年度においても、キャリアデザイン担当主事の指導の下、６名のキャリアデザインアドバイザーが学生の個別相談に対応した。なお、これまでキャリアデザインルームで対応していた教職専門の相談指導については、2011年度に教育推進部の下に設立された教職支援センターへその機能を全面的に移管することとなった。

同ルームの利用者は、2001年度の開室以来継続して増加傾向にあったが、2006年度をピークに2010年度までは減少、または横ばい傾向にあった。2011年度の同ルーム利用者は、前述のとおり、教職専門の相談指導が教職支援センターに移管されたことに伴い、1,722名（延べ人数、以下同様）と前年度比2,246名の大幅な減となったが、それ以降は2012年度1,743名、2013年度2,178名の利用者となり、増加傾向に転じている。

参考までに、2013年度のキャリアデザインルームの利用者総数2,178名の内訳は次のとおりである。

①　個別相談・セミナー参加者1,016名（個別相談902名、セミナー114名）
　　内、高槻・高槻ミューズ・堺キャンパス分室での相談対応579名（個別相談465名、セミナー114名）

② 情報提供利用者1,162名（資料閲覧・書籍貸出し911名、その他251名）

なお、学生支援GPの助成期間が終了した2012年度以降、前述のキャリアデザインルームにおけるキャリアデザインアドバイザーの相談に加えて、相談状況の多寡に応じ、就職専門相談員（キャリアカウンセラー）をキャリアセンター事務室に配置し、学生一人ひとりの相談に即応できるきめ細かな体制を継続的に維持している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

本学の長期行動計画において、学生支援改革の分野における基本方針として「学生一人ひとりを大切にした、入学から卒業に至るまでの各種学生支援サービスをトータルに展開することによって、学生の自立や『考動力』の育成を支援し、愛校心も育むようなエンロール・マネジメントを確立する」と方針を掲げたことにより、学生支援に関わるそれぞれの部局において、方針を意識した取組が行われるようになっている。

［2］学生への修学支援は適切に行われているか

教務担当部署において、留年者及び単位修得不良学生の情報収集と学部への情報提供、休学・退学希望者への対応等、就学支援に係わるきめ細かい対応を行っており、学生の修学状況把握と学習意欲の創出を促す情報の提供を、各学部に提供できる体制となっている。

教育推進部を中心とした全学レベルの学習支援体制を検討してきたが、「ライティングラボ」の利用者数は、開設以来年々増加している。また、「コラボレーションコモンズ」では、ライティング支援等に関する講座「Learning Café」等を実施し、学生の正課学習と課外活動に応じた支援を行っている。

また、成績優秀者や家計急変者、災害時支援、留学生に対する等、様々な奨学金制度を整備している。

授業支援グループ内の障がいのある学生に対する修学支援チームが障がい学生への修学支援を行ってきたが、2013年４月より、学生相談・支援センター（以下、「センター」）を開設することにより、障がいのある学生に対する修学支援の窓口を明確化することができた。

学生の困りごとを解決（軽減）するために、センターでは、関係部署（学部・研究科教員、オフィス、教務事務グループ、授業支援グループ等）と連携協力して対応を行っており、学生と関係者の面談等を経て、支援関係者で協議を行い、その困りごとが障がいによるものであると判断された場合には、「合理的配慮」として、教員、職員が協力して支援を行っている。

［3］学生の生活支援は適切に行われているか

学生相談・支援センター（以下、「センター」）は、①訪れた学生の相談内容に応じて専門的相談窓口へのコーディネートを行う『総合相談窓口』と、②『障がいのある学生に対する修学支援窓口』の二つの機能を持っている。

センターを設置したメリットは、「誰かに相談したいけれど、どこに相談に行っていいかわからなかった」学生が、気軽に訪れることのできる場所ができたということである。センターで受けた相談内容に応じて、教務センター、授業支援ステーション、学部オフィス、各キャンパスオフィス、学生センター、キャリアセンター、国際部、保健管理センター等の専門部局にコーディネートしている。

また、特にセンターから心理相談室へ繋ぐ事例、心理相談室からセンターへと繋ぐ事例も出てきており、心理相談室がセンター傘下となったことで学生への生活支援は充実したといえる。

［4］学生の進路支援は適切に行われているか

(1) 2009年度から2011年度まで文部科学省の学生支援GPに採択された「景気に左右されない職業選択力を育む関西大学キャリアサポート」の３年間にわたる本学の支援事業内容は、2012年10月29日付で文部科学省より最高位の「S」評価を認定され、併せて「優秀校」として日本学生支援機構のHPで広く事例紹介される結果となった。特に大学生の雇用が低迷している時期に本学学生の士気を鼓舞するため、企業の協力の下、業界研究会、学内企業研究会、合同企業研究会、関西四大学全国有力企業研究会、OB・OG懇談会等の取組を精力的に展開した。その結果、これらの学内企業セミナーを利用した者の内、2012年３月卒業生で80.8%、2013年３月卒業生で81.4%、2014年３月卒業生で82.3%が自己の進路や職業選択に役立ったと評価している。

(2) 本学の学生のキャリア形成支援の取組において、インターンシップはコアプログラムとして位置付けている。各年度のインターンシップの事後のアンケート結果から学生の実習総合評価（実習内容、実習環境・職場環境、実習期間、行動評価等）をみると、５段階評価で「４」又は「５」とした学生は、2012年度で94.9%、2013年度で93.7%と９割以上の学生が高い評価を示している（なお、2011年度はアンケート項目が異なるため本記述には含まない)。また、実習経験を通じて自分自身に変化がもたらされたかについては、①組織の一員として自らの業務に責任を持ち、困っている人が居れば無償の協力を惜しまない姿勢を見て社会人としての在り方を学んだ。②自分に足りないものが多くあることを感じ、このままではいけないと危機感を覚えた。③「ものの見方が変われば、人生が変わる」と教えていただき、初めからできないと決めつけることは絶対にやめようと思った。④働く、ということに対し具体的なイメージが持てるようになった。また、仕事の面白さを自分で見出すことができればどんな職種についてもやっていけるのではないかと思えるようになった。という声が寄せられている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

方針が設定されたことにより、その方針に沿った取組が行われてきた。その後も各部局において新たな取組に関する提案が行われている。取組内容が発展するとともに、新たな方針の設定も必要となるので、機会をみて検討を行う。

［2］学生への修学支援は適切に行われているか

教育推進部を中心にして、入試種別による修学状況分析についての分析手法及び解析手法等について検討を進めている。ライティング支援等については、千里山キャンパス以外の拠点における学習支援を検討する等、更なる充実を図っていく。

障がいのある学生に対する修学支援をセンターと連携して行っている教員、職員への啓発活動や研修をより充実させていく。

［3］学生の生活支援は適切に行われているか

センター傘下となった心理相談室をはじめ他の相談窓口との連携をより強化する。

ハラスメント防止のため、印刷物・研修会等を通じて取組を進める。

［4］学生の進路支援は適切に行われているか

2013年４月19日に安倍晋三内閣総理大臣が、我が国の成長戦略の一環として採用活動のあり方についての是正を日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会に要請を行った結果、2015年度の企業等の採用活動が大きく後ろ倒しされることになった。これまで企業の採用情報の公開が学部３年次・修士１年次の12月１日以降であったものを３月１日以降に、採用選考を学部４年次・修士２年次の４月１日以降であったものを８月１日以降とするものである。これにより、学部３年次・修士１年次までの学業成績が明確になってからの応募が可能となり、落ち着いた学修環境を取り戻す見込みがたった。また、職業教育の観点からは、これまでともすれば大手企業を見据えながらの職業理解や産業理解であったものを中堅・中小企業に至るまで可能な限り丁寧な指導ができる時間を付与されることになるものと期待される。

グローバル化社会の到来で、大学教育においてしっかりとしたキャリアビジョンを描くことが出来るようにすることが今後一層求められてくる。本学においては、下位年次でのキャリア教育科目の必修化やインターンシップと専門教育の連動等、各学部の学位授与方針に則した人材育成を行うために教養教育や専門教育と相俟って相乗効果をもたらす改革が引き続き求められている。併せて学生の将来支援の一助として機能しているエクステンション・リードセンターにおいても、リードセンターで開講する講座が、本学の人材育成像に合致した内容であるかを十分に検証して拡充させていくことが今後益々求められると思われる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学生への修学支援は適切に行われているか

学籍、履修・成績状況や授業の出席状況、奨学金受給状況、学費支払い状況、課外活動状況等を総合的に閲覧できる学生カルテシステムが全学的に構築されているが、修学支援の観点からの運用、利用範囲等の検討を進める必要がある。

［4］学生の進路支援は適切に行われているか

(1) 体系化した支援を展開しているにも関わらず、卒業生対象の「学生アンケート」結果によると、キャリアセンター（各キャンパス分室を含む）での相談について、「キャリアセンターでの相談を利用しなかった」と回答した学生の割合が2012年３月卒業生で32.5%、2013年３月卒業生で30.9%、2014年３月卒業生で30.3%と毎年３割程度の占有率となっている。また、キャリアセンターが実施している種々の支援プログラムにおいて、2014年３月卒業生は、具体的な企業等からの説明を受ける学内企業セミナーには69.9%が利用しているのに対し、自己の職業観を涵養する各種行事については44.6%の利用率に留まっている。なお、卒業生全体で在学中にキャリアセンターの各種サービスやプログラムを全て「利用しなかった」と回答した学生の割合は、2012年３月卒業生は全体の8.4%、2013年３月卒業生は全体の7.4%、2014年３月卒業生は全体の8.2%で、その内「キャリアセンターの存在を知らなかった」「キャリアセンターは役に立たないと思っていた」と回答した割合は、2012年３月卒業生で全体の42.2%、2013年３月卒業生で全体の47.2%、2014年３月卒業生で全体の44.4%と４割～５割弱の占有率となっている。確かに2012年度以降緩やかに採用環境が回復を示しているため、外部の採用情報媒体企業や採用企業自体の広報活動が活発になっている傾向は認められるが、大学としてキャリア形成・就職活動支援の取組を充実しているにも関わらず支援の存在・役割についての認知が相変わらず全体に及んでいないことは問題である。

(2) インターンシップに対する大学としての教育的評価と学生自身の自己評価が高まっているが、2015年度以降、企業等の採用選考スケジュールが従来より大きく後ろ倒しに変更され、８月以降にピークを迎えるため、従来のように夏季休業期間中を中心としたプログラムの継続が危ぶまれる可能性がある。
(3) 多キャンパス化したことにより、キャリア教育科目をはじめ種々の補完行事も同様・同質のコンテンツを複数回提供する必要があり、教育コンテンツの開発と人的リソースの確保に係る問題を抱えている。また、前回の自己点検・評価時に本学における正課のキャリア教育と正課外のキャリア教育補完事業とを有機的に連携させて、より効果の上がる教育体系の構築を目的とする委員会等の設立を提言したが実現に及んでいない。
(4) エクステンション・リードセンターで開講している講座では、比較的短期間で成果が現われる「英語講座」、「SPI試験対策講座」や政権交代による公務員採用増員計画への見直しに連動した「公務員講座」に受講生が集中する一方で、時間をかけて計画的に取り組んで成果を導き出す「司法講座」、「公認会計士入門講座」、「税理士講座」、「弁理士講座（2012年度をもって閉講）」といった難関資格試験等対策講座の受講希望者は年々減少している。
(5) 学校インターンシップについて、業務日報や研修報告書の記載内容が不十分であったり、提出をしなかったりする学生が少数ではあるが存在する。また、トラブル等が発生しても、研修先や大学に連絡を十分にとらないケースもあり、そのような学生に対しては従来よりも丁寧で細かい指導が必要となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生への就学支援は適切に行われているか

学生カルテシステムの修学支援の観点からの運用については、ITセンターと教育推進部とで連携し、検討を進める。

［4］学生の進路支援は適切に行われているか

(1) 最近の学生の状況を見ると、しっかりと時間をかけて自己を見つめてキャリアを考えるよりも、すぐに仕事の中身を見て自分の肌に合うかどうかで判断する行動をとる傾向が再び高まりつつあることが懸念されている。例えば本学のインターンシップにおいても、申し込み時に第５希望まで受入先を希望できる制度になっているが、ここ以外には行きたくないと限定した申し込みをしてくる学生が近年増える傾向にある。これは自分の思い通りになれば受け容れるが、自分の視界を外れると柔軟に受け容れられないという最近の学生に多い思考傾向に起因しているものと推察することができる。思考を変えることは容易ではないので、大学生活における目的意識の醸成から将来の自己のあり方までを段階的に啓発する取組について学生が興味・関心を持ちやすいテーマ設定に変更する等、従来とは異なる手段により他の学内学生支援機関とも連携しつつアプローチする。
(2) 現状の本学のインターンシップ制度は、1997年度に組み立てられた制度を基盤として拡充してきたものである。一部には３～６ヶ月に及ぶ長期的な取組も実行しているが、学生の勉学に配慮して多くは夏季休業期間中を中心としたものとなっている。今回の採用活動スケジュールの後ろ倒しに伴い、相応な実施時期及び大学教育として実効性のある取組形態の変更等の措置について、早急に本学としてあるべき制度案を策定しキャリアセンター主事会に提案する。
(3) 多キャンパス化を前提に、千里山キャンパスでの取組と他のキャンパスでの取組を全て均一化することは現実的ではない。特に企業の協力を仰ぐことになる学内企業セミナー等については、単独学部しか配置されていない本学の高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスに千里山と同等規模で企業を招へいす

ることは難しい。このため、キャリア形成の基本的行動や思考についてのプログラムについては同等のものを提供することに努め、各サテライトキャンパスではそれぞれの学部・研究科の特色に応じた取組の特化を図り、その専門性に則した産業・企業研究のプログラムの開発を更に推進する。

(4) キャリア教育にとって、計画的かつ長期間にわたって取得した資格や技術が具体的にどのような人生を拓いていくことができるかを視認させる取組が重要である。資格等の取得に関わりのあるエクステンション・リードセンターの受講生募集に際して、講座体系の説明に加え、連動する具体的な職業の実例等を紹介する行事やメッセージの発信を同センターの協力を得つつこれまで以上に展開する。

(5) 学校インターンシップを経験した学生で、研修を通じて自分の進路について悩みを持った学生には、教員経験者や教育相談の経験者に個別に相談できるような機会を設けている。また、毎年８月下旬に大阪府教員を対象に開催している10年研修に、学校インターンシップ経験者を中心とした教職志望の学生が参加し、当日参加した現職教員とグループ討論を行う等、現職教員と交流することができる機会を試行的に提供し、一定の成果を上げることができたため、今後の実施方法等について検討していく。

Ⅶ　教育研究等環境

【1】現状の説明

[1] 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

学是「学の実化」に基づき、本学の長期行動計画では、教育改革（大学・大学院）の分野における基本方針として、「教員・職員・学生の三者協働体制の下、共通教育、とりわけ高大接続に配慮した初年次教育を充実しながら、アクティブな学修姿勢の土壌を形成しうる教育環境の整備を図る。併せて、学部専門教育との密接な連携による『知の循環』システムを構築することにより、『考動力』あふれる人材を育成する。また、『鍛えられた研究力』に支えられた大学院教育の活性化を図り、生涯教育の機能（ソーシャル・ネットワークの拡充）をも併せ持つゴーイング・コンサーンとしての学園構築をめざす」と掲げている。また、研究改革（産学・知財連携を含む）の分野における基本方針として、「本学の独創的・創的研究あるいは研究領域を選択し、研究資源の集中的投入によって、本学独自の国際的に競争できる研究を育成する」と掲げている。これらを実現する組織・運営基盤の構築の分野においては、「21世紀型総合学園に相応しいキャンパスの整備・充実」に努めることを長期行動計画として明確に定めている。

キャンパスグランドデザインについては、前身となる「施設再整備計画検討専門部会」を発展的に再編し、常任理事会の下に2012年４月に設置した「キャンパスデザイン会議」において検討を進めてきた。

また、同時期である2012年４月から、事務組織として管財局管財課の下に「キャンパスデザイン室」を設置し、建築デザインや構造設計に関する外部の専門家の意見を有効に取り入れながら、キャンパスグランドデザインの根幹にあたる概念・理念等を今日的に見直してきた。

これらの活動の結果、2013年12月に千里山キャンパスにおける「キャンパスデザインガイドライン」を策定するに至った。また、キャンパスデザイン会議においては、これらの活動に加え、耐震改修工事や大学への進入路の問題等、様々な具体的事案を検討している。

大学設置基準に基づき、校地・施設・設備を整備するとともに、図書館・食堂の座席数についてもキャンパス毎に配慮している。

[2] 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

1　校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

本学には、学部生・大学院生が学ぶキャンパスとして、４キャンパス（千里山・高槻・高槻ミューズ・堺）を設置しており、それぞれ校地・校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な面積を満たしている。

キャンパス毎の学部・研究科設置状況は、千里山キャンパスには10学部・13研究科、高槻キャンパスには１学部・１研究科、高槻ミューズキャンパスには１学部・１研究科、堺キャンパスには１学部１研究科となっている。

校地等の管理責任体制は、「固定資産及び物品管理規程」第７条第１項に「固定資産は用途及び目的に応じ、学部長、部長、館長、所長、室長及び局長がその管理の責に任ずる」と定めている。

校舎整備状況については、多くの学部を設置している千里山キャンパスをはじめ、それぞれの教育・研究のニーズに応じた最新の設備を有した校舎を整備している。また、取得後経過年数が経っている校舎や耐震補強が必要な校舎については、建替え若しくは改修計画を進めている。

2011年度以降の主な耐震改修物件としては、第４学舎２号館(教室棟)、簡文館、中央体育館(天井部)、百周年記念会館（天井部)、千秀館(天井部)、高槻キャンパス体育館(天井部)等があり、2014年度についても、第３学舎１号館及び第４学舎２号館（研究棟）の施工が進行中である。

新設を行った校舎としては、2013年２月に「高槻キャンパスK棟（情報演習棟）」を新たに竣工、演習指導の充実と学生サービス機能の充実を図った。また、2014年３月には老朽化の著しかった「弓道場」の建替えが完了、学生の課外活動の充実を図った。加えて、2014年度には第４学舎第２実験棟の建替えが進行中であり、後期授業からの利用に供する予定である。

これらの整備事業の他、国際学生寮の充実施策の一環として、独立行政法人日本学生支援機構が所有していた「大阪第一国際交流会館１号館」を取得、本学の新たな国際化推進拠点とするべく、2012年４月から「関西大学南千里国際学生寮」として新たなスタートを切っている。また、同時期である2012年２月に「関西大学南千里国際プラザ」も竣工し、国際学生寮としての機能に加え、海外からの研究者の利用にも供する環境を整備している。

また、2012年度には千里山図書館空調設備の全面改修、移転した事務室跡地等の閲覧室への改修等を行い、2013年度には博物館のリニューアル工事も行った。

電気設備についても計画的に更新工事を行っており、2013年度には高槻キャンパスにおける高圧受変電設備更新工事及び発電機設備設置工事を施工し、全域停電回避対策として、エネルギーの複線化も併せて行った。

同じく2010年度に設置した堺キャンパスでは、人間健康学部を開設していたが、2014年４月、新たに人間健康学科が開設され、必要な施設･設備の整備を行った。

キャンパスのバリアフリー化についても、学生相談・支援センターと連携しながら、積極的に進めている。建物及びその周辺整備（駐車スペースの確保、スロープ設置、エレベーター設置、ドアの自動化・引戸化、身障者仕様トイレの設置等）がほとんどの校舎で完了している。

環境配慮の取組状況、地域社会との意見交換の場の設定については、「キャンパスデザイン会議」に設けるワーキングループにより、それぞれの目的に沿った具体化方法を策定する予定である。また、高槻ミューズキャンパスにおいては、まちづくり協議会に参画しており、地域や行政との協議の場を設けている。

なお、2013年度に関大前駅北東側土地を新たに取得した。狭隘化解消や千里山キャンパスへの通行安全確保への活用等、「アクセス空間」の整備と「知的創造空間」の創出をめざし、現在は教育・研究上の今後の具体的利用計画について検討を重ねている段階である。

２　校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

学内における防災・防犯等の対策の整備と体制の確立、危機管理マニュアルの整備、安全関係シンポジウム・講演会の開催、地元自治体・警察署・消防署との協力体制の確立等、「安全・安心」づくりに向けた諸活動を展開している。

具体的な防災・防犯等の対策面については、「危機管理規程」において、「円滑な法人運営に支障をきたす危機事象が発生した、又はそのおそれがある場合に、学校法人関西大学及び学校法人関西大学が設置する学校における危機管理体制について必要な事項を定めることにより、本学の学生、教職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、教育・研究活動の早期再開を実現することで、本学の社会的責任を果たすことを目的」（第１条）と定めている。

この規程に基づき、危機管理委員会で策定された基本方針を中心として、非常時における学園危機管理体制を強化するために、防災に関する想定訓練等を開催し、構成員に対する危機管理意識の向上を図っている。2008年度から継続して大規模地震避難訓練を実施しているが、2013年度には千里山キャンパスほか３つのキャンパス（高槻・高槻ミューズ・堺）で避難訓練を実施した。千里山キャンパスでは、学生･教職員約１万人が参加し、防災講演会のほか近隣連合自治会をはじめとする地域住民と一緒に炊出し訓練等を実施して、課題・問題点の洗い出しを行った。

更に、危機管理に必要な知識を身につけた人材の育成にも取り組むとともに、危機管理委員会の決定に基づき、大規模な災害が発生した場合を想定し、人命の安全確保並びに被害の軽減、二次災害防止を図る

ため、３日分の食料を中心に、対策本部、救援・救護、自衛消防隊、避難生活、安否確認、情報収集に関する用品を備蓄している。

また、本学では、大学キャンパス内における事件・事故防止のため、照明設備等の増設及び夜間の警備体制を強化し、警備員による「声かけ」を重点的に行っている。

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

1　図書館

⑴ 学術情報基盤の整備状況とその適切性

（図書収集方針）

図書収書方針については、教育・学習支援、研究支援及び学術情報基盤としての諸機能（電子ジャーナルの提供等）を果たすために、適切な蔵書構成によって利用者のニーズに応え、学内外の学術情報関係機関との連携を視野に図書資料の充実を図り、特色あるコレクションを形成することで、内外の利用者のニーズに対応できる蔵書の構築を図るとしてきた。図書の調達及び管理責任については、図書館長が担っている。

（図書資料の所蔵及び受入状況）

図書資料の所蔵数については、2014年３月末現在で、千里山キャンパス総合図書館2,120,046冊、高槻キャンパス図書館51,069冊、ミューズ大学図書館39,553冊、堺キャンパス図書館40,875冊、全体で2,251,543冊となっており、図書館全体として前年度より28,117冊増加した。また、特色ある蔵書として、近隣の学術情報関係機関への貢献を視野に入れた大型学術資料の充実をはじめとして、大阪に立地する大学として経年的に収集してきた「大阪文藝資料」や東アジア地域の学術研究に貢献してきた「内藤文庫」等世界に誇る特色あるコレクションは26に達する。

（図書館利用状況）

図書館利用状況については、2013年度の図書館利用者数は、４図書館を合わせて延べ819,473人、年間貸出冊数331,696冊であり、多くの利用がなされている。

なお、図書館の近隣住民等に対する地域開放や、大学間での相互利用等も実施している。

（学術情報の電子化の流れと4図書館体制の下での収書方針と図書館図書費）

2013年度に購入したe-ジャーナルとe-ブックのコンテンツ数は27,288コンテンツ、これにデータベース購読料を加えた電子資料の経費は259,335,206円で図書費の総額に占める割合は43.45％であった。図書費に占める電子資料の経費は上昇傾向にある。

2013年度における図書費執行額は596,804,373円であり、その内訳は総合図書館546,752,453円、高槻キャンパス図書館9,589,736円、ミューズ大学図書館13,453,536円、堺キャンパス図書館27,008,648円であった。

蔵書構成として、各キャンパスに設置された学部に関連する分野の蔵書をバランスよく所蔵している。ただし、総合図書館については、自然科学（400類）6％、技術・工学（500類）8％と他の３図書館よりも比率が小さい。これはe-ジャーナル等の電子資料が図書に取って代わりつつあることが一因であると推測できるが、今後推移を見守る必要がある。

⑵ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

（利用環境）

閲覧座席数について、総合図書館（以下、「総合図」という。）の座席数の収容定員数に占める割合は2013年４月の収容定員の増加により１割を下回り9.53％となった。また、高槻キャンパス図書館(以下、「高槻図」という。)、ミューズ大学図書館（以下、「ミューズ図」という。)、堺キャンパス図書館(以下、「堺図」という。)の同割合は、順に10.33％、11.70％、20.30％である。

開館日数は、総合図で310日、３分館で各262日、開館時間は、いずれの図書館も最終授業終了後、学生が学修できるよう配慮している。情報検索インフラについては、OPACやNACSISへのアクセスのほか、本学蔵書検索システムKOALA等を整備している。これらのインフラを利用するため、各図書館にPC（総合図78台、高槻図９台、ミューズ図11台、堺図16台）を設置している。

スタッフ(専任職員・委託業者)については、106名のうち司書が70名おり、その割合は66％である。また、図書館の専任職員を学内外の研修会や講習会に参加させ、人材の育成と資質の向上を図っている。

(図書館の利便性は向上しているか)

利用者は、PCや携帯電話からオンラインサービス（蔵書検索、予約申込、相互利用申込、購入希望、貸出期間更新等）を利用できる。また、個人伝言サービスにより、図書館から予約資料、複写物及び借用本の到着、返却督促等の連絡を利用者へ送信している。

2013年９月にKOALAをバージョンアップし、電子資料を含めた図書の検索が同一画面で行えるようになった。文献・情報データベースは60種ある。

(4図書館体制における利用環境の充実・利便性の向上はどうか)

総合図は専任職員21名、委託業者64名、高槻図、ミューズ図及び堺図の分館は委託業者のみで、それぞれ７名、８名、６名となっている。

３分館は図書館間相互貸借（ILL）の機能を持たず、総合図を仲介した形で学外相互利用を実施している。各分館とも借用件数は若干であるが、ILLが必要であることを示している。

４図書館間での図書の貸借を行っており、いずれの館でも200万冊以上の図書館蔵書を対象に相互に利用できるようになっている。また、図書の取り寄せだけでなく、各キャンパスの学生も総合図を利用し、千里山キャンパスの学生や総合情報学部学生も特にミューズ図をよく利用している。

(場としての図書館機能)

総合図の３階グループ閲覧室は年間569回、１日平均1.84回、また、２階グループ閲覧室は年間3,685回、１日平均11.89回の利用があった。３階は、教員の指導の下に行われるゼミ等の授業使用が多いのに対し、２階は、少人数の学生によるグループ学習室として使用されている。

図書館主催でツアーやガイダンス（蔵書検索、文献の探し方、入庫及びDBの使い方等）を各館で実施しており、総参加数9,046人は在学生数の29％を占める。

⑶　国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

(学外相互利用状況)

国内外での図書館間相互利用件数を見ると、提供（閲覧、貸出、複写）は2006年度から年々減少している。提供数は2006年度の6,228件から2013年度には3,857件になり、38％の減少である。また、依頼（閲覧、貸出、複写）についても、2006年度の4,525件から2013年度の3,130件へと、31％減少している。減少の原因を特定するのは容易ではないが、世界的に文献のデジタル化が急速に進行しており、相互利用制度を利用せずに必要な文献を入手しやすくなったことが一つの要因ではないかと考えられる。本学では、オンラインで自宅から申し込むことができ、個人伝言サービスにより到着・結果情報を知ることができるシステムを導入しており、利便性の向上が図られている。2013年度は2,360件のWeb申し込みがあった。

(コンソーシアム参加状況)

本学は、私立大学図書館コンソーシアム（PULC）が2003年に発足した時から参加している（当初は関西から４大学)。以後、公立大学を加え（2006年)、国立大学のコンソーシアムとも連携し（2011年)、組織名も新たに大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）として、加盟校507を数える組織となっている。2013年には、JUSTICEに委員を派遣し運営にも積極的に関与しており、発足から今日に至るまで十分な活動を行っている。

（図書館の発信機能）

「関西大学学術リポジトリ」を通じ図書館が所蔵する学術情報を公開している。なお、2014年度より機関リポジトリ業務が図書館へ移管されたことを契機に、機関誌『図書館フォーラム』掲載原稿を登録するとともに、全学的な学術情報発信基盤として、コンテンツ充実を推進する体制の構築に着手している。

2　博物館

博物館は1994年に「博物館法」による博物館相当施設として開館され、我が国の大学博物館では全国有数の規模を誇っている。ユネスコの中に組織された国際博物館会議（ICOM）に規定される理念と、日本国内法である「博物館法」第２条に規定される目的に準拠して運営している。具体的には「博物館規程（以下、「規程」）」第２条に理念・目的が明記され、これらを達成するために多彩な教育研究活動や普及活動等を精力的に展開・推進している。

博物館は千里山キャンパス内の簡文館（旧図書館本館、登録有形文化財）と、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」の採択を契機に建設された増築棟に設置されている（総面積1816.28㎡）。付帯施設として、高松塚古墳壁画再現展示室が設置される。博物館の管理運営は「規程」に従い、博物館運営委員会によって行われている。自己点検・評価委員会も設けられており、２年毎に自己点検・評価報告書を作成している。博物館に関する事務は博物館事務室が行い、「博物館規程細則（以下、「細則」）」により運営されている。

博物館が収蔵する史資料の中心は、富民協会農業博物館から本学に移管された考古資料を主体とした登録有形文化財（考古）本山コレクションである。その後、考古学研究室による発掘調査で得られた資料や購入資料、寄贈資料等を加えた、多彩な史資料で構成されている（収蔵資料総数は40,431点）。これらの博物館収蔵の史資料は博物館運営委員会の承認を得て、博物館等の展示会に対する館外貸し出しも積極的に行っている（2013年度貸出件数は12件77点）。

博物館は「細則」の規定に従い開館し、入館料無料で展示公開している。入館者は1994年４月の開館以来、着実に増加している（2013年度開館日数は107日、入館者数は7,019名）。年１回、企画展を開催し、特別展も随時開催している。定期刊行物として『博物館紀要』を年１回、彙報として『阡陵』を年２回発行しているが、教職員のみならず担当教員の指導の下、次代を担う大学院生等にも積極的に発表の機会を与えている。併せて、企画展に合わせた公開講座や講演会やミュージアム講座を定期的に開催している。その他、博物館収蔵品の３D撮影や学術リポジトリへの掲載、バーチャルミュージアム、博物館HPの改訂等を行っている。

博物館では、博物館実習や考古学実習の履修生等を受入れている（2013年度49人）。博物館実習展は本学博物館学課程の特色を示すものとして学外的にも高く評価され、マスコミで紹介されることもあり、近隣住民を中心に一般の参観者も多い。更に、実習展図録が専門研究者の資料として採用されるほど充実した内容に到達した事例もあり、その教育効果は多大である。その他、企画展・特別展や収蔵品等が授業や大学院の専門演習等に利用される機会も多く、多様な形態で大学教育研究に活用されている。

3　インフォメーションテクノロジーセンター

インフォメーションテクノロジーセンター（以下、「ITセンター」という。）は千里山、高槻、高槻ミューズ、堺、天六の５キャンパスを結んだキガビットネットワーク“関西大学学術情報ネットワーク「KAISER」”や学内の無線LAN環境の管理を行うとともに、ITセンター本部、サテライトステーション、各学舎の情報処理室に設置されたコンピュータシステムを運用・管理することで学内の教職員・学生に先端のICT環境を供給している。

ITセンターが統一的に整備しているパソコン548台に加え、各学舎の施設に約1600台のパソコンを設置している。また、ITセンター管理外であるが、学部独自の演習室等に約1700台のパソコンを設置してい

る。2013年度のオープンPCコーナー及びサテライトステーションの利用率は、それぞれ50%、及び28%である。サテライトステーションの一部は、グループ学習に利用できるよう可動式の机とノートパソコンを導入している。

ITセンター４階及びサテライトステーションの「利用相談コーナー」においては、利用相談員２名が常駐し、機器やソフトウェア利用の支援や、書籍・マニュアル等の貸出を行っている。なお、ITセンターが提供するサービスや利用方法等は、スタートガイドブックやWebサイトを通して利用者へ広報している。

キャンパスネットワークKAISERは、SINET４と１Gbpsで外部と接続している。千里山キャンパスを中心に無線ネットワーク（KU Wi-Fi）の拡充を図り、600を超えるアクセスポイントを設置している。

ITセンターでは、主に、学部生、大学院生、教育職員、事務職員を対象に、各種講習会を開催している。受講後のアンケート結果から97.4%の受講者が十分に有益若しくは概ね有益と回答しており、受講者の満足度は高い。

2010年度まで取組を継続してきたIT化推進プロジェクトにより、各基幹システムをはじめとする既存システムがリニューアルされ、併せて新たな形での情報活用を可能とする統合情報基盤が完成した。しかしその後も、本学では「留学生別科設置」等新たに様々な事業が展開され、また他方では携帯情報端末の飛躍的普及等、システムを取り巻く環境も大きく変化を続けている。この状況を受け、(1)基幹システム構成を補填するローカルな分野でのシステム開発、(2)デバイスシフトへのシステム対応、(3)統合情報基盤のIR等への活用、(4)制度変更等へのシステム対応・バージョンアップ・既存システム機能拡張の４点を軸として、取組を進めている。

ITセンターの管理下にあるeラーニング関連の情報システムの改良や学内組織からの依頼による講義コンテンツ制作を行っている。コンテンツ制作の利便性を図るため、2013年度から４教室に自動講義収録システム(Argos View)を設置している。2012年度には、TV会議コントロールシステムを導入し、TV会議が支障なく運用できる体制を整備している。当初215コンテンツで参加したiTunes U Kansai Universityは、現在650コンテンツを公開している。また、2013年度の設立当初から参加しているJMOOCにコンテンツを配信している。2013年度には、アクセス集中時の処理を円滑に処理できるようにCEAS/Sakaiシステムサーバの増強を実施している。

ITセンターでは継続的なセキュリティ強化のためシステムの改善を行っている。大学HPやメールシステム（Webメール）をデータセンターに移行することにより、24時間365日の運用を可能にしている。迷惑メールを防ぐために、SPAMメール監視システムを導入している。ファイアウォールは、学外との接続だけでなく、学舎間にも設置し、キャンパスネットワークの安全を維持している。これらのファイアウォールと無線環境に侵入検知装置（IPS）を設置し、不正侵入やサービス妨害、不正アプリケーションの使用を防いでいる。Webサーバの外部ネットワークからの不正アクセスを防ぐために、Webアプリケーションファイアウォール（WAF）専用機を設置している。キャンパスネットワークにユーザ認証や機器認証が可能な機器を導入し、ネットワーク設定の簡素化とともにセキュリティを強化している。

[4] 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

１　研究支援体制

本学では、研究推進に関する諸施策を協議・意思決定し、もって、研究の充実向上に資することを目的として研究推進部を設置している。

経費面での条件整備の中心となる個人研究費は、「個人研究費取扱規程」に基づいて、研究者個人の研究活動を支援することにより本学の学術研究の推進を図るために毎年度、専任教員全員と、心理学研究科、法科大学院及び会計専門職大学院の特任教育職員に対して配賦する研究資金である。

また、教育職員の研究専念制度として在外研究員制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国

内研究員制度、研修員制度を整備している。

その他、PD（ポストドクトラルフェロー）やRA（リサーチアシスタント）を雇用できるように制度が整備されている。

なお詳細については、「XI 研究活動」で記載している。

2　研究室等の施設・設備

学部単位に研究棟があり、そこに個人研究室、合同研究室及び資料室等が配置されている。原則として教授には個人研究室が与えられているが、その他の者はテーマ毎の合同研究室、実験・実習室に個人研究室としての機能を持たせて利用しているのが現状である。

なお、近年における改善状況としては、2014年９月に竣工予定の第４学舎第２実験棟内に新たに個人研究室を８室増設し、理工系学部における研究環境の改善を予定している。

3　教育・学習支援体制

本学では、各学舎に授業の質的向上を目的とし、教員・学生に対してサービスを展開するため、授業支援ステーションを設置し、教育支援体制を整備している。教員に対しては、ICT活用や学生対応等授業で必要となる様々なニーズに適時にすばやく対応し、教育・授業の質的向上を支援している。また、学生に対しては、授業に関する軽易な相談、演習資料の印刷及び各種システムの操作方法指導等、多様なサービスを行っている。授業支援ステーションには、授業支援SA（スチューデント・アシスタント）を配置し、授業時配付資料の印刷、プロジェクターやAV機器等の設置及び利用補助、出席票の配付、回収、整理、レポートの回収、整理、授業のビデオ撮影、授業期間中の試験問題の配付、回収等の業務を担当している。なお、千里山以外のキャンパスでは同等のサービスを各担当の窓口で請け負っている。

設備に関しては、2012年度にライティングラボを設置し、学生のレポート作成の相談に対応している。2013年度にはコラボレーションコモンズを開設し、授業外の学習をサポートするための学習環境を整備している。加えて、モバイルPCカートを導入し、教室の形状に関わらずICTを活用した授業を実践できるようにしている。

また、教育支援体制として、授業支援SA以外にTAとLA（ラーニング・アシスタント）制度を運用している。

TAは、共通教養科目や、各学部の情報処理関連科目や実験・実習科目を中心に、補助を行うために配置されている。また、LAは、主体的に学習を行うモデルとして初年次学生を支援する学部学生である。LAは、ファシリテータとして授業内で学習の支援を行っている。

［5］研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

本学では、2007年１月に「研究倫理規準」を制定した。本規準においては、その前文に続いて第３条で研究者が遵守すべき倫理を述べ、第４条に研究遂行過程における留意事項が、第５条に研究成果公表に関する留意事項、第６条に研究費に関する留意事項が、本学における研究活動の倫理のあり方として述べられている。

このような研究倫理規準に加えて、文部科学省等からの通達に基づき、「公的研究費等取扱規程」等競争的資金を中心とした公募型の研究資金の倫理上の適正な管理を行うための規程を定めている。研究倫理に関わる規準・規程については、HP等を通じて学内外に広く周知している。

遺伝子組み換え生物等に関しては、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する管理規程」を定めて、遺伝子組換え生物使用の安全かつ適切な実施を図っている。

研究成果の知的財産権については、「発明規程」を定め、法人並びに発明者の倫理的な取り扱いを明示している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

「21世紀型総合学園にふさわしいキャンパスの整備・充実」という長期行動計画に基づき、2012年４月に設置した「キャンパスデザイン会議」における検討では、教育・研究現場の教員や学生の声を採り入れ、喫緊の課題と中長期の課題を整理しながら、即効性と将来性をバランスよく整備すべく、具体的な計画の策定を継続的に行っている。

また、土地の取得等の問題を集中的に議論する「土地問題検討プロジェクト」を常任理事会の下に設置している。

［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

・第３学舎や第４学舎の耐震改修にあたっては、建替えとリニューアル双方のメリット、デメリットを現場教員とともに協議しながら、管財局キャンパスデザイン室においても慎重に検討を重ねてきた。結果、歴史的価値のある建造物の保存と最新の教育・研究環境の整備との調和を視野に入れながら、大学構成員のアイデンティティ醸成やモチベーションの高揚を図る計画を策定することができている。

また、これら改修工事以外でも、食堂座席数の更なる確保と学生の憩いの場の創出を主眼に置いた、2013年度に行った第１学舎エリアにおけるテーブル・ベンチの設置や環境整備工事を始め、現場利用者を交えた検討を適宜行い、総合的に検討を重ねた結果を基として実行段階に移行できている。

環境に配慮した取組としては、2012年度に「ビル・エネルギー・マネジメント・システム」を導入した。これにより、学内の電力量の一元的な把握が可能となっており、照明のLED化の推進等を目的とした分析の一助としている。また、節電への取組も継続的に行っているが、特に高槻ミューズキャンパスでは、環境に配慮した取組として①エネルギーに寄与する建物・空間のあり方の策定、②エネルギーの「見える化」、③エネルギー原単位・CO_2削減目標設定等がほぼ実現されている。

地域社会との連携例としては、2013年に取得した関大前駅北東側土地の活用方法を検討するため、地域との共生を専門領域として研究している教員を構成員としたワーキンググループを設置しており、同土地を、地域住民や商店経営者との融和や、本学の研究成果の還元と憩いの空間提供に寄与することを視野に入れて検討している。

・過去から継続実施した大規模な地震避難訓練や、イベント・各種の研修会の参加を通じて構成員には防災に関する意識の向上が見られる。

また、本学の全てのキャンパスにおいて、災害時備蓄計画を立て、地域住民の一時避難にも対応できる想定となっている。

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

・蔵書検索システムの更新により、図書・逐次刊行物・電子ブック等の書誌情報を統合的に検索することが可能になった。

また、2015年４月オープンをめざして総合図書館内にラーニング・コモンズを設置し、学生の自主的学習・学びの発表等を支援することになった。

更に、2014年４月より関西大学学術リポジトリを図書館が所管することになり、図書館の発信機能を強化できた。

・企画展や特別展、各種講座の開催等により、開館以来入館者数が着実に増加している。

また、重要文化財16点を含む貴重な考古資料である本山コレクションが、「登録有形文化財（美術工芸

品部門考古資料の部)」に登録されている（2011年度)。博物館の展示室を活用した本格的な実習企画展の催行は、学生の実践的な学力向上に繋がっている。

・2013年３月に全学に先駆けてサテライトステーションの玄関スペースにグループ学習用の利用環境を整備した。利用者に好評で、その後、総合学生会館メディアパーク凜風館１階のコラボレーションコモンズやサテライトステーションのサテライト２室にもグループ学習用スペースが設置され、学生らが自由にグループで議論できる場が増えてきていることは望ましい。

無線ネットワーク環境が大幅に整備され、学生らは教室や公共スペースで自由にインターネットができる環境が整ってきている。現在、千里山キャンパスでは、ほとんどの教室や会議室、公共スペースでWi-Fiの利用が可能である。更に、申請すればゲスト用のWi-Fi環境も用意できるため、本学で開催される研究会や国際会議でも利用されている。

昨今の学生のほとんどは、スマートフォンを利用している。2014年３月からインフォメーションシステムを手軽に閲覧できるスマートフォン用アプリ「モバイル関大」を公開した。このアプリは、インフォメーションシステムの情報に留まらず、教室マップやキャンパスの天気情報まで閲覧でき、多くの学生が利用している。

「情報システムの利活用に関する提案シート」を導入し、教員や事務組織から現行の各種システムの問題点や改良点等の多数の情報を得ることができ、実際にシステム改善に利用されている。また、2008年４月から設置されているヘルプデスクでは、ITセンターのサービス利用、学内ネットワーク接続、各種申請等に関する相談に応じている。

［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

・高槻キャンパスにおいては、新たに「K棟（情報演習棟)」を建築し、2013年４月から運用開始している。また、千里山キャンパスにおける第４学舎エリアについて、第２実験棟の建て替えや、２号館研究棟の耐震改修を進めるにあたっては、教員の意見を聞きながら、よりよい研究室の在り方を模索して実行に移してきている。

また、教室等へのICT・AV機器等も授業支援グループとともに、計画的に整備充実している。

・授業支援ステーションは、学生・教員ともに概ね好評を得ている。特に、短い休憩時間の合間に、教員自身がプロジェクターの設置や、印刷物の準備や配付、出席の調査等の業務をしなければならなかったのが、授業支援SAが代行することにより、授業をスムーズに開始運営できるようになっている。

LAについては、初年次科目である「スタディスキルゼミ」の中で、既修者自らの成長の軌跡を伝えるメッセンジャーとして、また身近なラーニング・モデルとして、１年生の学習支援を行い、本学が掲げる「考動力」の育成を促す教育方法として効果が上がっている。

［5］研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

本学では、規程等により倫理面からの研究条件や体制整備を行い、研究推進委員会で議論を重ねるとともに、その経過を教授会等で構成員に披露することによって学内の啓蒙に努め、社会的責任を果たしてきた。これによって、研究における倫理面の重要性が、研究者に浸透しつつある。これらの適正な運用を図っていく。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

教職協働型の「キャンパスデザイン会議」が既に発足しており、千里山キャンパスにおける「ガイドラ

イン」を策定する等の成果を上げている。同会議の下には、適宜ワーキンググループを設置して具体的な案件の検討を作業部会レベルでの検討を進めてきており、2013年９月に取得した関大前駅北東側土地の活用方法についてもワーキンググループを設置しており、引き続き検討を行っていく。

また、土地の取得等の問題については、常任理事会の下に「土地問題検討プロジェクト」を2013年度に設置して、集中的に議論を行っているが、例えば、天六キャンパスの売却及び梅田地区鶴野町の土地・建物の取得に関して常任理事会への意見具申を行うに至っており、今後も種々検討を行っていく。

［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

本学では、建替えと耐震改修の各計画を整合させながらキャンパスデザインを計画している。今後、新築の施設を中心にLED照明器具への更新や太陽光発電等の自然エネルギーの導入等、エコ・キャンパス化を更に計画的に推進していく。

また、関大前駅北東側土地についても、本学のみならず地域に貢献する利活用方法を鋭意検討中である。

他キャンパスにおける要望や課題についても、定期的な会合を開催して意見集約を行い、全体計画を中期的に策定しながら、計画的に実行していく。

千里山キャンパスについては、関大前駅北東側土地及び関大前通りも含めて、吹田市と協働してまちづくり協議の体制を整えつつある。

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

・2014年４月より関西大学学術リポジトリが図書館の所管となったことを契機に、図書館蔵書検索システムに学術リポジトリを加え、図書・逐次刊行物・電子ブック・学術リポジトリを統合して検索できるシステムの構築をめざす。

また、2015年４月に開設予定のラーニング・コモンズでは、アクティブラーニングを実質化するための施策を実施する。そこでは図書館と教員との協働による学びの機会を創出し、TAによる学修支援体制も導入し学生によるプレゼンテーション活動の活性化を図る。

更に、図書館貴重書蔵書のデジタル化を推進し、デジタル化された学術情報として図書館より内外に発信する。

・収蔵資料の保全のため、文化庁指針の基準を充足した収蔵庫を拡張する。また、学芸員養成のための実習空間を更に充実させるため、温度、相対湿度及び照度等について文化財の適切な保存環境を維持することができる、文化庁指針の基準を満たした展示室の拡充を図る。限られた人員による効率的な運営をめざすとともに、学芸員の増強や研究支援組織の創設により、多様化する博物館業務に対応する。

・全学的なWi-Fi環境が充実しつつある。Wi-Fi環境が整備されることにより、BYOD（個人所有のノートパソコンやタブレット端末をキャンパス内で学習等に利用すること）の普及、教科書等の電子化、会議のペーパーレス化に発展する可能性を秘めている。

［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

キャンパスグランドデザインに基づく施設設備の整備計画を更に具体化させ、教育研究活動の進展に合致した教室・研究室等の整備充実に引き続き努めていく。

理工系学部においては、化学系実験場の建替えが既に決まっており、施工段階にきているが、キャンパス内が風致地区にあるため、高さ制限や緑化率等のネックがあり、大幅に改善することが困難である。また、自習室においても同様に適当なスペースの確保が困難なことから、ICT環境の整備等により、教室外学習をより発展させる環境整備を進めていく。

老朽化した施設の更新時には、複合的・多目的な機能を盛り込むことや、前述の法規制の緩和策―例え

ば、キャンパス隣接地の取得等―の検討を進めている。今後、役所や地域と規制緩和に向けた折衝を継続していくとともに、既存建物の建替え時に建物の複合機能化等を含め、教職協働型のキャンパスデザインを検討していく必要がある。

授業支援ステーションについては、授業支援SAを対象とした研修を更に充実させることで、満足度の高いサービスを提供できるようにしていく。

教育開発支援センターが中心となり、学生の能動的な学習を促すことにより教育効果を高め、加えてTA・LA活用方法のモデルづくりを行うための諸活動を推進していく。

［5］研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

公的研究費の適正使用については、規程の整備と並行し、不正防止計画を策定し毎年実情に応じた見直しを行い実行することにより、研究者や研究費の事務を担当する所管事務室等に対して、意識の向上を図っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

これまでのキャンパスグランドデザインは、千里山キャンパスを主な対象としてきており、2013年度に発行した「キャンパスデザインガイドライン」も千里山キャンパスに関するものである。しかしながら、近年設置した二つのキャンパスを含む四つのキャンパスの将来計画をも踏まえた大学全体のグランドデザインの策定にまでは至っていないことから、今後の検討にあたっては、それらをも視野に入れたキャンパスデザインを策定することが必要となっている。各キャンパス共老朽設備の更新の際に、現状に即した設備設計を行い、高効率の機器を選定する等、エネルギー消費量やランニングコストの削減に努める。

［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

・千里山キャンパスでは、幹線道路からキャンパスへのアクセス道路が狭隘であり、特に一高前の踏み切り付近の橋からのアクセス改善が喫緊の課題となってきているため、行政側も交えて検討中である。また、具体的な施設・設備の懸案事項としては、教育研究の現状に鑑み必要性・緊急性が高い事項として「共通講義・演習棟（仮称)」、「グラウンドの拡充」等がある。建物については、行政側の規制が設定されている現状では実施困難な部分があり、財政上の課題とは別に、関係各所と調整しながら慎重に行う必要がある。

また、2010プロジェクトの実施等により拡充したキャンパスを含めた複数のキャンパスの適切な管理運営に腐心しており、財政面に配慮しながら将来計画を慎重に検討している。

環境への取組として、高槻ミューズキャンパスを除くキャンパスでは、①エネルギーに寄与する建物・空間のあり方の策定、②エネルギーの「見える化」、③エネルギー源単位・CO_2削減目標設定について、進行中の部分が多い。特に「見える化」については、関係者のみならず、Web上での公開についても検討を行っているが実行には至っていない。

・危機管理委員会が中心となった、防災に関する研修会の開催、訓練の継続的な実施が必要である。

また、危機管理基本マニュアルをはじめとする各種の危機管理マニュアル及び備蓄計画に関しても状況の変化に対応した見直しを行う。

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

・増え続ける図書の収容空間を確保するため、書庫の狭隘化対策を講じる必要がある。
　また、価格高騰を続けた結果、図書館図書費の大半を占めるようになった雑誌購入費を軽減する方策を講じる必要がある。
・Wi-Fi環境が整備され、ネットワークの利用が増加するにつれ、外部とのネットワークの増強が必要視されている。外部ネットワークとキャンパス間ネットワークの増強が予定されている。更に、千里山キャンパスでは、Wi-Fi環境が整備されてきているが、他キャンパスは導入が遅れている。今後、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパスへの展開も行っていく予定である。
　学内のコンピュータがウィルス等により乗っ取られ、そこからの攻撃やサービス妨害が起っている。今後、学内からの攻撃に対する対策も必要になってきている。
　eラーニングシステムのサーバ増強は実施されたが、システム自体の老朽化も問題である。例えば、普及がめざましいスマートフォンへの対応は必須だと思われる。

［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

　研究室のスペースについては、現在、特に理工系学部で狭隘となっていたが、建て替えや改修時に最大限の改善策を行ってきている。
　また、校舎の建築にあたっては、高さ制限等の法規制の壁があり、その制限のなかで対応している。
　キャンパスグランドデザインに基づく施設設備の整備計画を更に具体化させ、教育研究活動の進展に合致した教室・研究室等の整備充実に努める。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

　千里山キャンパス以外のキャンパスにおいては、堺キャンパスにて「堺キャンパスデザイン会議」を不定期に開催し、教員の意見を取り入れながら、中長期的な施設設備の拡充計画の検討を重ねてきている。他キャンパスにおいても定期的にヒアリングを行ってはいるが、具体的な中長期的計画を策定していく事が今後の課題となる。
　また、慢性的な狭隘化という課題を抱えている千里山キャンパスについても、改善策の策定により一層の力を入れる。
　各キャンパス将来計画を策定・実行するにあたり、教学側の要望と、法人側の経営の観点をすり合わせる組織体が必要と考える。
　現状の組織体を勘案すれば、キャンパスデザイン会議で大まかな方針を立て、財政問題検討専門部会で具体的事業計画決定という仕組みにできないかを鋭意検討したい。

［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

・千里山キャンパスにおいては、風致地区であること等、吹田市の行政側の規制緩和が無い限り、これ以上の大幅な改善が困難な状況である。このため、新たに土地取得した関大前駅北東側の土地活用方法や、国家的な補助金事業への参画を足がかりにすること等、これまでとは異なったアプローチの方法を模索していく必要がある。
　また、これらのことには地域住民との融和も必要不可欠であり、地域と共生できるキャンパスの在り方を探っていく。
　また、全キャンパスにおいて、少人数教育施設の充実に努め、ICT環境の整備等により、教室外学習を

より発展させる環境整備を進めていく。

・備蓄計画に基づき、各キャンパスに災害関連の備蓄場所を配備し、災害時等の対応に必要な物資・資材を備蓄・整備し、点検・管理を実施しているが、状況の変化に応じて計画の見直し及び新たな資材等の確保を行う。

［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

・書庫狭隘化に対応するため、現実的な保存書庫計画を早急に策定する必要がある。保存書庫ができるまでの間、暫定的に蔵書を倉庫業者に預けるための予算を獲得しなければならない。

また、新規雑誌購入に際してはスクラップ・アンド・ビルドを行うことを原則とし、書庫空間及び雑誌以外の図書費を現状維持しなければならない。

価格高騰を続ける雑誌価格については、コンソーシアム活動により出版者に対して有利な交渉を行わなければならない。

・eラーニングシステムを拡張した学習管理システム（LMS）の導入が必要視されている。LMSを導入するためには、カリキュラムや授業体制の見直しまで検討する必要があると思われる。また、キャンパス間格差が問題視されている。どのキャンパスでも同様のサービスが受けられる環境が理想的である。

［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

前述のとおり、千里山キャンパスにおいては、風致地区であること等、吹田市の行政側の規制緩和が無い限り、これ以上の大幅な改善が困難な状況であるため、新たな学部増設時等に必要な環境整備が大きな課題となっている。

このため、同キャンパスを発展的に整備していくためには、様々なアプローチで吹田市との連携を行い、更なる良好な関係性を築いていくことが不可欠であるが、国家的なプロジェクトへの参画等も視野に入れて課題解決を図っていきたい。

また、2010プロジェクトに伴って新設したキャンパスについても、長期的なスパンとはなるが、将来的な修繕やインフラ設備の更新計画を立てて、安心・安全な環境整備に努める。

Ⅷ　社会連携・社会貢献

【1】現状の説明

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか

本学では、学是「学の実化」の下、社会連携・社会貢献について、社会連携部、図書館、学生センター、博物館等を中心に取り組んでいる。

1　社会連携部

社会連携部では「社会連携基本方針」を定めており、2012年度には今日的な社会情勢に鑑み、基本方針の改定を行った。そこには、「本学の知的資源と学外の社会資源との融合により、新たな知の創出と活用を戦略的かつ効果的に推進することにより、我が国の社会、産業の発展に貢献する」ことを第一としつつ、産学官連携・知財・地域連携・高大連携に係る６項目を掲げている。

組織としては、学長直轄の社会連携部に産学官連携センター、知財センター、地域連携センター、高大連携センターの４センターを置き、多様な連携事業を展開している。社会連携基本方針の改定に併せ、各センターの活動におけるポリシーについても公開を行った。各センターの規程及びポリシーは、大学の理念を踏まえて策定されており、中長期行動計画等にも反映させ、具体化している。

規程に従い各センターには委員会を置き、各センターでの事業進捗の確認、事業内容を精査し、適宜社会連携委員会に建議している。社会連携委員会では各センターでの事業内容について全学的な協議を行っている。

特許・技術移転に関しては、独自に作成した知財ハンドブックを用い、発明の取扱いフローや諸手続きの解説を継続的に行っている。

基本方針・各ポリシーや事業成果・連携実績等、社会連携部の取組については、Webサイトや各種パンフレット、中長期行動計画等で学外にも明示している。

2　図書館

2005年の中教審答申「わが国の高等教育の将来像」を受け、本学理事会では同年５月の基本方針の教学事項に社会貢献機能を具現化するための「地域連携の推進」を明記した。本学図書館はこの方針に基づき、2005年から１年半のモニター期間を経て、地域開放を実施している。図書館における地域連携の方針は、地域市民に対して大学図書館の直接利用の途を開き、地域社会における学術情報流通に貢献することである。

3　学生センター

ボランティアセンターでは、「関西大学ボランティアセンターにおけるボランティア団体の紹介に関する方針」を定め、HPに公開している。これに基づき、本学に寄せられるボランティア情報のうち、①公益性・公共性が高い活動、②営利を目的としない活動、③活動に当たり、安全性が高いと判断される活動、④受入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする団体における活動、に該当する情報を学生に紹介している。

4　博物館

博物館は、多様な史資料・図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的として設置している。この目的にしたがい、各種の講座や講演会の開催等、社会の今日的な要請に対応した社会連携・貢献活動を行っている。

5　地域との連携

⑴ 吹田市

地域との共生をめざす本学は、2004年に吹田市と締結した「関西大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書」に基づき、両者が相互に連携して災害に強いまちづくりを進め、災害に対する予防や災害発生時における応急対策を行い、地域社会と学術研究の発展に寄与することを目的として、2013年に「災害に強いまちづくりにおける連携協定」を締結し、協力関係を構築している。

本協定の具体的な取組として、2013年５月には「吹田市地域防災総合訓練」を本学千里山キャンパスで実施した。

⑵ 堺市

本学と堺市との間では、相互に協力し地域の発展・活性化に大きく寄与することを目的とする「基本協定書」が締結されている（締結日：2008年８月７日）。これを受け、「堺市と関西大学との地域連携協議会に関する覚書」（締結日：2012年４月９日、再締結日：2013年４月１日）が交わされ、「堺市と関西大学との地域連携協議会」が設置されている。この協議会において、毎年度、本学と堺市との地域連携事業の活動方針を定めている。

また、人間健康学部では「ラボラトリ企画運営委員会」をおき、「堺市との連携事業企画会議」、「社会連携委員会」と連携をとり堺市との地域連携事業を推進している。

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

1　社会連携部

社会連携基本方針に基づき、社会連携部が実施している取組状況は以下のとおりである。

産学官連携については、2013年度の学外共同研究、受託研究及び指定寄付等は307件（2012年度301件）を扱い、研究費総額は540,803千円（2012年度480,773千円）となっている。取扱件数は2012年度より微増となっているが、金額的には約6,000万円の増となった。これは、①景気動向による企業からの受入れ研究費の増加、②国等委託事業（各省庁による研究開発委託事業）について、大型プロジェクトの採択等が挙げられる。受入れ件数の増加並びに受入れ研究費の増額を目標に、本学教員や産学官連携コーディネーター（以下、産学官連携CD）の積極的な活動のほか、本学東京センターやクリエイション・コア東大阪、東京都大田区等の地域での技術交流セミナー等の開催、他大学との学学連携でのセミナー開催、JSTでの新技術説明会等を行い、外部資金の獲得のための活動を鋭意継続している。

知的財産権については、2013年度には67件（2012年度は64件）の発明届が知財センターに提出され、発明委員会で法人承継の審議を行い、66件の特許出願（企業との共同研究を含む）を行った。知財センターへの発明の届出数は昨年度比微増となっている。これは企業等との共同・受託研究の成果としての特許出願件数が増加したことや、国の各種委託事業からの特許出願件数等が増加した影響と思われる。2013年度末までの発明の届出件数は累計499件となり、その中からJSTの外国出願支援制度を活用し、外国出願の取扱件数も漸増している。また、積極的に技術移転を行うため、イノベーションジャパン等の展示会に出展するとともに、JST等の対外関係機関のデータベース等に成果の登録を行っている。

地域連携については、キャンパスを置く自治体と公開講座を共催するとともに、子ども向けや、ビジネスパーソン向けの実務即応型の少人数制講座等、年間50以上の講座を実施している。また、東京都や福井県においても地元のニーズを反映した講座を継続開催している。大学との連携についても、大阪府立大学・大阪市立大学との連携公開講座を開催しており、2013年度は本学が幹事校となり２回開催し、多くの参加者を得た。

連携自治体の地域課題に対しては、教員の研究分野からの支援だけでなく、学生がフィールドワークとして地域に出向き、市民や自治体と連携して取り組む事業も増加しており、学生の成長にも寄与している。例えば、堺市との連携事業協力資金を用いた各連携事業等があげられる。

その他、産業界や他大学等、多様なステークホルダーを巻き込み、本学と一自治体の連携に留まらず三者以上での連携を創出し、文理融合・学部横断型プロジェクトも増加している。また、連携自治体・団体等の参加を得て、統一学園祭では連携地域等の地域資源をアピールするコーナーを設置し、来場者に本学の連携事業について紹介し、大学と個別の地域ではなく、大学をハブとして地域が繋がる仕組みとなるよう工夫を行っている。

高大連携センターでは、「次世代の人材育成」を目標に掲げており、同じ使命を共有する教育委員会、小中高校、支援学校等との連携を積極的に推進している。小、中、高校生を対象とした各種セミナーの企画、開催及び本学学生への教育効果とキャリア支援に資する「学校インターンシップ」を柱に以下の取組を展開している（学校インターンシップは、別途「Ⅵ 学生支援」に記載）。高校生を対象に実施している「大学の学び」に直接触れる機会を提供する「Kan-Dai 1 セミナー」、「Kan-Dai 3 セミナー」、「Kan-Dai 15 セミナー」、「Kan-Daiネックレスセミナー」に加えて、気軽に実験を楽しむことができる「Kan-Dai理科実験クラブ」を2012年から開始し、より一層メニューを拡充している。

また、2009年度から取り組み始めた「WEB版模擬講義」は、地理的、時間的制約のある高校生を対象に本学の講義を気軽に体験することができるプログラムであり、各学部から計39のコンテンツ（2014年11月現在）が揃っている。2013年度は従来の講義形式に加え、ゼミ形式の新たなタイプのコンテンツも配信し、更に理工系学部による実験をまじえたコンテンツも企画しており、その充実に努めている。加えて、近隣の教育委員会との連携協定に基づく教員研修講座や、大学コンソーシアム大阪が主催する大阪中学生サマーセミナー、夏休みに小、中学生を対象として実施するサイエンスセミナー等、地域に開かれた学びの場をめざして、幅広い層に対し、本学の教育・研究成果を基にした社会貢献活動を展開している。

2　図書館

（図書館の地域開放の具体的事実）

本学はキャンパスが立地している自治体等と積極的に連携協定を締結している。この連携協定に基づき、地域社会における学術情報流通に貢献することを目的として、自治体住民に対して図書館を学習・調査・研究のための利用に供している。総合図書館では吹田市・池田市・八尾市、ミューズ大学図書館では高槻市、更に、2012年２月から堺キャンパス図書館でも堺市の各在住者に対して、本学図書館Webページや各市広報誌等を通じて利用者の募集案内を行っている。なお、2013年度の利用登録者は、それぞれ153名、94名、15名である。利用登録者の推移を見ると、特に総合図書館では再登録者数の割合が高くなっており、制度として定着したものと判断できる。利用者は電子化された図書館のサービスを通じて、本学図書館の蔵書だけでなく、全国の大学図書館等の学術情報を容易に収集することができるようになっている。

3　学生センター

ボランティアセンターでは、ボランティアを通じた地域交流事業を展開している。その一例として、2007年９月から活動している「ボランティア体験ツアー～淀川掃除ボランティア～」は、順調に参加者数が増加し、その実績が認められ学生スタッフは、2011年１月に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から「淀川サポーター」としての認定を受けた。そしてその活動は継続し、2011年度から2013年度の淀川清掃ボランティアの参加者の総数は3,289名と大幅に増加した。また、本学が協賛する「大阪マラソン」の給水ボランティアに、ボランティア体験ツアーとして、第１回目（2011年度）から毎年参加している。

ボランティアセンターには、例年320件程度のNPO法人等からのボランティア情報が集まり、当センターの方針に基づき、実績ベースでは250件程度のボランティア情報を学生に紹介している。また、大阪家庭裁判所との連携事業「大阪家庭少年友の会学生ボランティアプログラム」は、本学からの推薦学生によって行われる活動で、一般的なボランティア以上に活動の責任や安全性に配慮している。

「学校ボランティア」に関しては、教育委員会や他の教育機関と連携している学内の高大連携センター・教職支援センターと相互に情報を共有し、学生に情報が伝わりやすい連携体制を築いている。また、

自治体から学生派遣を依頼される窓口である社会連携部地域連携センターとの連携を通して、活動分野の拡充と創出に努め、奈良県明日香村との連携事業「飛鳥光の回廊」や大阪府・高槻市・NPO法人芥川倶楽部との連携事業「ミズヒマワリ駆除活動」等の活動を実践している。更に、学内のボランティア団体や文化会・体育会等の課外活動団体に対し、ボランティア情報を提供することで地域交流や社会貢献活動の促進に努めている。

一方、スポーツを通じた地域社会への貢献も実施している。

本学周辺地域の小・中学生を対象に本学体育会各部への「１日体験入部」を実施し、日頃あまりできないスポーツを体験することで、これらのスポーツに興味・関心をもち、更には競技人口を増加させることを目的としている。2013年度は２日間にわたって開催し、延べ約1,000名が参加した。

また、2007年に本学と佐賀県武雄市との間で、「相互の人的、知的資源の交流と物的資源の活用を図り、地域づくり、教育・文化の振興、人材育成等を推進する」ために連携協力協定を締結したことに伴い、スポーツ交流会を年間１回のペースで開催している。2013年度はバレーボール教室を開催し、約100名の小・中・高生が参加した。

本学周辺地域の園児・児童・生徒の健全なる心身の育成とスポーツの振興を目的とし、社会貢献に寄与するために、カイザーサッカースクールを開設している。千里山キャンパス北広場において本学サッカー部指導者と部員が指導にあたり、サッカーを通じて子供達が礼儀や道徳を身につけ、仲間と助け合える人間に成長することを指導方針としている。

4　高槻キャンパス

高槻キャンパスでは、アイスアリーナにおいて高槻市民を対象にした「カイザーアイススケートスクール」をはじめ、小・中学校の校外学習活動等を実施し、数多くの市民の参加を得ている。2008年度からジュニアフィギュアスケーターの育成と、地域社会におけるスポーツ振興に寄与することを目的として開催していたジュニアフィギュアスケーター演技会「氷の甲子園」を、2013年度は関西全域のジュニア選手の登竜門的な位置づけの競技会と、本学アイススケート部員によるフィギュアスケートエキシビジョンを「2013年全関西ノービス競技大会　兼　全国有望新人発掘合宿派遣選考会及び関西大学トップスケーターエキシビション」として実施し、地域住民約400名の来場者を得ている。また、毎年５月には総合情報学部生が企画・運営を行う学生主体のイベント「高槻キャンパス祭」を開催している。ここでは、学生同士の交流はもちろんのこと、地域住民とのふれあいの場となり、世代を超えて大勢の方が楽しんでいる。

5　堺キャンパス

人間健康学部では、「堺市と関西大学との地域連携協議会」に基づく連携事業の拠点として連携事業を推進している。堺市内で実施された「水辺の楽校まつり」、「堺市体力向上プログラム」等への学生ボランティアの派遣、「すこやか教養講座」等の公開講座・講演会、「地域住民の幸福に資するスペクテイタースポーツの利用に関する研究」「堺市内の小規模多機能型居宅介護事業所における地域社会との繋がり構築についての質的調査」等の研究・調査、学校インターンシップ等の堺市内高等学校との連携、堺市の各種委員への委嘱や講師派遣等を実施している。

6　博物館

本学博物館では、地域に開かれた社会教育行事として「関西大学博物館なんでも相談会」を実施しており、小学校児童や中学校生徒の夏季学習や総合学習に対する義務教育への支援活動の一環となっている。この取組は、展示・収蔵資料を有効的に活用し、関係教職員の調査研究成果を社会還元することも目的としている。また、北大阪にある50館園で「北大阪ミュージアム・ネットワーク」を運営している。各館園の連携を活性化し、地域文化資源の整備・活用に積極的に取り組んでいる。その他、文部科学省による「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラム等の共催や、オープンキャンパス開催時における高校生の

博物館見学受入等、積極的な活動を推進している。

７　研究推進部

科研費を獲得した研究者に対して、日本学術振興会による研究成果の社会還元事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」に参加するように呼びかけ、小・中・高校生に対する研究成果の還元を図っている。同事業への採択件数は、2011年度３件、2012年度３件、2013年度５件である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか

・本学で実施する大規模地震避難訓練「関大防災Day」に、協力団体として吹田市からも協力を得て、地域住民と一緒に炊出し訓練等を行い、有事に備えた連携及び防災意識の向上が進んでいる。

千里山キャンパスが吹田市の「一時避難地」に指定されていることを受けて、吹田市と協力してキャンパス出入口に案内看板を設置する等、周辺住民への避難場所周知が進められている。

・本学では、学是「学の実化」を実践するために社会連携部を設置しており、そのもとで社会連携・社会貢献に関する「社会連携基本方針」として６項目を掲げ、活動を展開している。

研究成果を社会に還元するための特許・技術移転活動では、知財ハンドブックが公開されており、取り扱いが「見える化」されていることが特許出願、技術移転の促進に寄与している。

2013年度には、社会連携部及び研究推進部が協力し、研究費の支出ルールについて、学内研究費と学外機関からの受託・共同研究費等と取り扱いの異なっているところを統一し、マルチキャンパス化し取り扱いの増えた外部資金の適正で迅速な執行ができる体制とした。

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

・産学官連携については、従来からニーズの高い理工系に加え、文系学部教員による連携自治体との受託研究や国等プロジェクトの受託、中小企業経営者にマーケティングや人材育成について講師としてアドバイスを行う等、文系学部教員も積極的に外部との連携事業に関与し、研究成果の社会還元に係る裾野が広がっている。

また、産学官連携CDの積極的な活動、広域での技術交流セミナーの積極開催等により、景気動向等の関係もあり研究費総額及び取扱件数は漸増している。

地域連携では、2011年度中期行動計画の中で「地域連携事業の持続的な取組と教育・研究としてのフィールドワークとしての拡充」を掲げ、それ以降この目標に基づいて18の自治体、各種団体、金融機関等と連携協定を締結し、文理融合型の連携を図っている。共催事業を積極的に開催して運営経費・人員等を分担し、資源の有効活用と組織間交流に繋げている。例えば、京都府八幡市では、本学・同市・UR都市機構と連携し、同市男山団地の再生等のプロジェクトが進行し、学生等も積極的に関与している。

知財センターの活動では、研究成果の特許化やその管理はもとより、知財ハンドブックの整備や知財マインド向上のためのセミナーを開催している。また、学外機関へ知財インターンシップの学生を派遣する等人材育成も視野に入れた活動を活発化させている。

・2008年度からジュニアフィギュアスケーターの育成と、地域社会におけるスポーツ振興に寄与することを目的として開催していたジュニアフィギュアスケーター演技会「氷の甲子園」を、2013年度は関西全域のジュニア選手の登竜門的な位置づけの競技会と、本学アイススケート部員によるフィギュアスケートエキシビジョンを「2013年全関西ノービス競技大会　兼　全国有望新人発掘合宿派遣選考会及び関西大学ト

ップスケーターエキシビション」として実施し、地域住民約400名の来場者を得ている。

高槻キャンパスでは、アイスアリーナにおいて高槻市民を対象にした「カイザーアイススケートスクール」をはじめ、小・中学校の校外学習活動等を実施し、数多くの市民の参加を得ている。また、毎年５月には総合情報学部生が企画・運営を行う学生主体のイベント「高槻キャンパス祭」を開催している。ここでは、学生同士の交流はもちろんのこと、地域住民とのふれあいの場となり、世代を超えて大勢の方が楽しんでいる。

・2013年度で高大連携事業に取り組み始めてから10年が経過し、2013年12月には「高大連携10周年記念シンポジウム」を開催し、10年間の取組の意図・成果・課題を検証したが、本学における様々な高大連携事業は、学外と学内の人の交流によって大学を活性化してきたことを学内外に広報することができた。また、各学部から選出された高大連携センター委員を通じて各種高大連携プログラムに協力を依頼することにより、長期的・安定的に学内教員の協力を得ることができ、各種高大連携プログラム実施に当たっての組織的体制が強化されつつある。

・地域に開かれた博物館として「関西大学博物館なんでも相談会」が定着し、参加者数が着実に増加している。高大連携事業や学生・大学院生の研究活動の場として有効に機能している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか

・地域住民の避難を想定した備蓄計画を立てているが、状況に応じた内容の見直しを行うとともに、防災に関する講座、イベント等を実施して更なる防災意識の向上に努めていく。

・「社会連携基本方針」に沿った社会貢献活動を実現するために、具体的な活動を中期行動計画等に掲げて取り組み、その結果について検証し、基本方針の見直しに活かし、その活動をより充実させる。

知財ハンドブックを公開し、特許出願、技術移転の促進に寄与している。また、産学官連携CD用のマニュアルの策定を行い、業務内容や方針、手続きフローの「見える化」を行っている。なお、産学官連携CDについては、文部科学省「大学等産学官連携自立化促進プログラム（コーディネーター支援型）」に採択され、2012年度末まで当該コーディネーターの人件費及び活動費について補助金を得ている。これらの実績から、更にコーディネート体制の充実を行う。また、知財ハンドブックの改定を行う。

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

・産学官連携・地域連携については、理工系教員のみならず、文系学部教員の関与も増加しているが、更に連携事業に積極的な関与を促し、連携事業の分野及び裾野を広げる。

知財センターの活動において、学外機関に知財インターンシップの学生を派遣する活動等充実させるとともに、学内知財インターンシップのプログラム内容の充実を図る。

社会人基礎力の観点から、大学が社会と連携することにより、教育研究活動を社会で実践することができる環境を今以上に多く確保する。

・本学の特色を生かして、教職員・学生が協力して取組を進める。

・夏休みに小、中学生を対象として実施しているサイエンスセミナーや大阪中学生サマー・セミナーについては、申込者が定員をオーバーして抽選となることもある人気プログラムで、参加者の満足度も高い。

また、これらのプログラムには学生や大学院生が講師の補助をすることが多いが、これらの学生の親切・丁寧な対応に対する参加者の評価も高く、本学のイメージアップにも繋がっている。高校生以外の「関大ファン」を一人でも増やすことができるように、今後も小、中学生を対象としたプログラムは継続して実施していく。

・社会連携事業を充実させるため、本学社会連携センターや学内諸機関、近隣の博物館園、教育委員会等と一層の連携を推進する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか

連携地域の増加、事業内容の多様化により、活動に協力する教員の負担が増加しているため、連携事業への新たな協力者を探索するとともに、事業内容を精査し、時間及び人的資源を効率的に投入する点検評価を常に行う必要がある。

また、連携地域が拡大することにより、不測の事態に対応するための危機管理体制の再構築が課題と考え、その整備に取り組んでいる。

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

・連携協定先が年々増加する中、連携のきっかけとなった事業が終了するとそれ以降に続かない場合もあり、今後協定を締結するにあたっては、活動実績や今後の計画を踏まえて、一定のガイドラインを作成する必要がある。

産学官連携、知財、地域連携の活動は、連携する意義を見出し、その成果が出るまでに一定の時間を要するため、中長期的な視点に立った企画・運営が求められる。専任職員については、複雑な契約交渉等を進める必要があり経験が求められるため、計画的な人材育成・人員配置が必要となる。また対外機関との繋ぎ役である各種コーディネーターについても、研究プロモーション（研究計画の策定と実行支援、終了後のフォローアップ）を行うには一定の期間を要するため、雇用のあり方について検討を要する。

・高大連携センターでは、各種高大連携プログラムは毎年充実してきており、参加者数も安定している。しかしながら、高校の現場においては、本学が提供する高大連携プログラムを「入試広報」の一環であるようなイメージで捉えられることも少なくない。2012年度に制定された高大連携ポリシーには、「大学で行われる教育・研究に触れる機会を高校生へ提供し、大学の教育内容への理解を深め、様々な学問領域への興味・関心を喚起することにより、アカデミックな学習、研究意欲を高め、進路選択や将来についての意識の向上につなげる」とあり、社会貢献事業として実施している本学の「高大連携の理念」とのミスマッチが生じることも多くなってきた。今後は「次世代の育成」という使命を意識して、高校の教員と大学の教員がともに協力して、「真の高大連携プログラム」に改革していく必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか

多様な連携活動に係る利益相反や、事業の国際化に伴う安全保障貿易に対応するマネジメント体制を教学部門で対応できる部分と法人部局と連携して組織化する部分に分け、早急にマネジメント体制を構築する。

また、連携事業協力者の負担増加については、貢献度に応じたインセンティブを付与できる制度の検討を行う。

［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

・連携地域の選定については、社会連携委員会等において、連携提案を受けた際の受諾可否についての基準を明確にするために審議し、学内に周知を行う。

　また、対外機関と研究成果の実用化には一定の期間を要するため、若手コーディネーターを継続的に雇用できる制度の検討、活動量が多く成果を上げているコーディネーターの在り方、人事面での配置の重要性について認識を高め、併せて研究推進部との連携や本学URA体制との積極的な連携を図る。

・小、中学生を対象としたプログラムは人気が高く、抽選の結果参加できないケースもある。できるだけ多くの方に参加してもらえるようなプログラムの実施方法を検討していく。なお、サイエンスセミナーについては現在のところ参加費無料で実施しているが、今後は資料代として、わずかでも参加費を徴収することを検討していく。

Ⅸ　管理運営・財務

1　管理運営

【1】現状の説明

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

1　中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

2008年７月に学校法人関西大学における長期ビジョン『KU Vision 2008－2017』を策定し、学園の将来像即ち当該10年間の経営理念・基本方針の方向性を明確にした。ここでは、めざすべき方向性として、「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」と掲げ、それを支える５つの柱を設定している。具体的には、①躍動的な「知の循環」システムの構築、②「考動力」あふれる人材の育成拠点、③教育を支える「鍛えられた研究力」、④ソーシャル・ネットワークの拡充、⑤ゴーイング・コンサーンとしての学園、をビジョン５項目としている。次いで、2009年10月末に、この長期ビジョン実現のための戦略と具体的施策のあり方を示した「長期行動計画」を策定し、概ね10年先を見据えたロードマップを示した。その後、2012年４月から2013年５月には、「長期行動計画」の前期５年間の進捗状況を検証するとともに、後期５年間に向けた改訂版を策定した。これらは現状における大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているものであり、HP等で学内外に広く発信・周知している。

また“構成員への周知”の観点からは、冊子配付、HP発信に留まらず、その策定・公表前に広く意見募集を実施しその結果もフィードバックする等、できるだけ多くの構成員の意見を取り入れ参画できる仕掛けを築き関心を寄せる工夫を施した。HPにはその策定プロセスも掲載している。

長期行動計画（改訂版）では、８分野（①「教育改革（学部・大学院）」、②「併設校の教育改革」、③「研究改革（産学官・知財連携を含む）」、④「学生支援改革」、⑤「大学入試改革」、⑥「社会連携・生涯学習改革」、⑦「国際化」、⑧「組織・運営基盤の構築」）における推進主体と基本方針、行動計画を設定し、その根拠・背景を明示している。このほか、行動計画を推進するための具体的施策とその年次計画案、実施主体を明示しており、これらは、中期４年の行動計画、更に単年度計画へとブレークダウンされて計画を遂行している。

「中期行動計画」は、理事会の下で毎年度ローリング方式による見直しを行うこととしており、各部局において原案を策定している。2014年度の中期行動計画では、長期行動計画（改訂版）を着実に実行することを掲げ、長期ビジョン実現に向けて取り組むとともに、創立150周年を見据えた次期長期ビジョン等の策定をも掲げている。

なお、教員組織に関する方針等については、「Ⅲ 教員・教員組織」で記載した方針にしたがって取り組んでいる。

2　意思決定プロセスの明確化

2005年４月に私立学校法が改正されたことを受け、本学では理事会を学校法人の最終意思決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者として、その権限と責任を明確にしている。一方、教学においては、伝統的に培ってきた教授会自治を基礎としたこれまでのあり方を尊重しながら、各分野の専門性を活かした戦略的な教学運営を可能とし、教育・研究・社会貢献・国際化の分野で今後更なる発展・拡充をめざすために、2008年10月に教学ガバナンスを再構築した。そこでは「迅速な意思決定と責任ある執行・監視体制の強化」「合意形成のための適正手続きと教職協働」「経営と教学の一体化」「情報開示と説明責任」を方針とし、トップマネジメント体制は理事長・学長方式としている。また、職務上理事制に基づき、副学長・学部長等・校長・園長・本部長等のうちから理事会の構成メンバーを選任するとともに、理事会の下

に一定の権限を委譲された常任理事会を設置し、教学と経営の一体的な意思決定体制を構築している。

学長は、寄附行為上の教学を代表する理事（１号理事）として理事会及び常任理事会において学校法人の運営に関し重要な役割を果たしている。そのリーダーシップの下、教学の意思決定を統括している。

本学における教学の意思決定システムは以下のとおりである。

ア　学部長・研究科長会議

教学ガバナンスの再構築により2008年10月に設置された学部長・研究科長会議は、「学則」及び「学部長・研究科長会議規程」に基づき、本学の教学における最終意思決定機関として、教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び大学全般にわたる重要な事項を審議する機関である。その構成は、学長、副学長、各学部長及び研究科長、専門職大学院の研究科長、大学本部長及び学長室長である。

意思決定にあたっては、全教授会あるいは全研究科委員会の一致を尊重しつつ、必要に応じて多数決による採決方法を採用している。その場合、議事は、学長、副学長、大学本部長及び学長室長を除き、各学部長（研究科長）、専門職大学院の研究科長の３分の２以上で決する。ただし、この議決方法は、学部固有の事項及び特定複数学部間の協議を要する事項については用いないこととしている。また、同規程に基づき、「学部長・研究科長会議運営要領」を制定し、議題設定や議決等の詳細を定め、適切な運営がなされている。

イ　大学協議会

大学協議会は、「大学協議会規程」に基づき、設置された機関である。2008年10月からは新たな学部長・研究科長会議発足に伴い、学長が教務統括する上で協議する必要が生じた場合の協議機関として位置付けられている。構成は、学長、副学長、各学部長、心理学研究科長、法務研究科長、会計研究科長、各学部及び法務研究科から選出の教授各２名、会計研究科及び心理学研究科から選出の教授各１名である。なお、審議事項として、副学長の推薦に関する事項を定め、その他、学長が教務統括上必要と認めた事項、大学教育職員の懲戒に関する事項、学則上学部教授会等の審議事項と定めたものであっても、学長が教務統括上特に必要と認めた事項を協議事項としている。

ウ　教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部各委員会

教学ガバナンスの再構築により、2008年10月に、教育、研究、社会連携、国際の４分野について「部」組織が置かれ、担当副学長が統括するもとで、所管事項に関する専門的な企画・立案を行い、各教授会及び関係機関との調整を経た上で、全学的な観点から柔軟な運営を行っている。各部にはそれぞれの規程に基づき、副学長を委員長とした専門委員会（教育推進委員会、研究推進委員会、社会連携委員会、国際委員会）が置かれ、所管事項に係る協議及び意思決定機関と位置付けられている。ただし、制度変更等所管事項を超える事項は、学部長・研究科長会議の審議に付すことになっている。

3　教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

2008年10月の寄附行為改正により、理事会が最終の意思決定機関となっている。また、この時新たに設置された常任理事会は、理事会が定める「議案取扱基準」に基づき、従来理事会が有していた意思決定機能の一部を担い、原則として毎週１回開催されている。

教学組織との関係においては、教学側で決定された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項等については、前述の「議案取扱基準」に基づき、理事会または常任理事会で審議され、決定される。

また、理事会の構成員には、教学から、学長、副学長１名、学部長・法務研究科長及び会計研究科長のうちから10名が加わっており、理事総数36名のうち、最低12名は教学から選出される理事で構成されている。加えて、学識経験者等その他の選出区分から大学教員が選出される場合もある。なお、常任理事会は、理事長、学長、専務理事、常務理事、常任理事が構成員であり、教学からは、学長と副学長のうち２名がその構成員となっている。経営と教学の構成員の数に違いがあるものの、経営と教学の連携の下に意思決

定がなされている。

中期行動計画に掲げている「ユニバーシティ・ガバナンス体制の更なる強化」については、常勤の役員（理事長、専務理事及び常務理事）、学長、学部長、校長及び事務管理職者等の専決処理すべき事項の見直しを行い、「学校法人関西大学事務専決規程」を制定（2014年４月施行）することで責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務処理を図ることとした。また、2014年５月から理事会の諮問機関として寄附行為改正検討委員会を設置し、寄附行為及び同附属規則の更なる整備に向けて、検討を行っている。

４　教授会の権限と責任の明確化

学校教育法第93条第１項に規定する「重要な事項」に関して審議を行うものとして各学部・研究科にそれぞれの規程に基づいた教授会が設置されている。

学部固有事項は主として①学生の学籍等身分に関する事項（入学・卒業・退学・賞罰等）、②所属教員の人事（任用・昇任・昇格・懲戒・名誉教授の推薦等）、③教育課程や教育方法に関する事項、④その他重要な事項である。これ以外の全学的に調整を要する事項で、教育・研究・社会連携・国際の各分野に関することは、四つの部に設置する各委員会での審議事項とし、学部長・研究科長会議においては報告事項とされている。

また、各教授会は、学部長・研究科長会議及び各部に設置する委員会の協議・意思決定事項として報告された事項であっても、必要に応じて再議を請求することができることと定められている。各教授会は、これらの委員会に、あらかじめ学部等の代表者（副学部長等）を参画させ、教授会の意向を反映させている。

「大学院学則」に従って各大学院研究科は研究科委員会を設置し、研究科長の下で大学院教育に関する事項を審議している。

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

１　関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

「職員就業規則」には、専任職員（教育職員・事務職員）の遵守義務として、「この規則及び附属諸規程並びに業務上の指示命令を遵守して誠実に職務を遂行し、所属長は所属職員の人格を尊重して、一致協力して本学の発展に努めなければならない」（第３条）と定められている。また、「職員懲戒規程」により、規程に定められた懲戒事由に該当する行為をなした者は、手続きを経て、懲戒処分を受けることとなる。

コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備は、企業のみならず、大学にあっても喫緊の課題であり、本学においては学内規程に従い活動が行われている。また、研究分野の不正行為防止を目的として、2007年１月に「研究倫理規準」を制定している。ここでは、研究者個人の遵守事項を定めるとともに、本学の責務として、「本規準の精神を学内に周知徹底し、本規準に則った教育・研究活動を具体的に遂行するための計画立案、諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する」と定めている。

２　学長、副学長及び学部長・研究科長の権限と責任の明確化

ア　学長

「学則」第59条により「本大学に学長及び学部長を置く」と規定されている。その職務は、教学を代表する学長理事（１号理事）として理事会及び常任理事会の構成員となり、大学運営全般に関する様々な大学の教務を統括することとなっている。

イ　副学長

「副学長規程」に従って、副学長が置かれている。副学長は、学長から委任された職務の代行者として、学長が統括する教学面の運営管理を補佐している。関連部署の規定に従い担当する総務・渉外、教育、研究、社会連携及び国際の各分野の職務について、連携を図り、随時調整が行われている。なお、理事会においては、副学長のうちから１名が職務上理事として理事会の構成員となる。副学長の

選任方法は、学長が専任教授のうちから、大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命している。任期は、学長任期と連動して４年である。

ウ　学部長・研究科長

各学部教授会規程に従って、学部長が選出され、学部の教学を統轄する。原則として、学部長は、各研究科長を兼任している。ただし、理工学研究科長は理工系３学部長のうち１名が兼任する。また、心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科については、それぞれ研究科長を置いている。心理学研究科心理臨床学専攻においては、専攻長を置いている。

理事会においては、学部長、法務研究科長、会計研究科長のうちから10名が職務上理事となり理事会の構成員となる。

３　学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長は、「学長選挙規程」の第２条「理事会は、この規程に定める手続によって選出された最終学長候補者の推薦を受け、学長を任命する。」の定めに基づいて選任される。その任期は４年で、再任は妨げられないが、引き続き８年を超えることはできない（「学長選挙規程」第３条の２）。学長の被選挙権を有する者は、本学の専任の教授である。ただし、「職員就業規則」第17条第１号ただし書きによって定年を延長されている者及び満65歳を超えて学長の職にある者を除いている（「学長選挙規程」第４条）。その選任方法は、全学の専任教員及び50名の事務職員による投票方式に基づくものであり、選任の手続きは、「学長選挙規程」に定められている。また、2009年４月の学長選挙規程改正にあわせ、「学長辞任請求規程」を制定している。

学部長・研究科長の選考は各学部教授会規程、「学部長の任命及び任期に関する規程」、「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」等に従い適切に選挙によって選出され、学長によって理事会に推薦され、理事会が任命している。任期は２年とし、再任を妨げないことになっている。

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

事務組織は、「事務組織規程」に事務の組織及び分掌を規定し、法人本部・大学本部・内部監査室の３部門で構成している。

法人本部には、総合企画室、総務局、財務局、管財局、初等中等教育事務局、創立130周年記念事業・募金事務局を設置し、併設校を含む学園全体の経営面に関わる業務を担当している。

大学本部には、学長室、学事局、高槻事務局、堺事務局、入試事務局、学生サービス事務局、キャリアセンター事務局、学術情報事務局を設置し、教育職員と連携して教育・研究・社会貢献等、教学に関わる業務を担当している。

内部監査室は、学園全体の業務全般の管理運営を監査するという業務の性質上、法人や教学とは独立した機関として設置している。

年度当初に学園全体の経営方針・教学方針を掲げ、これに基づき、法人本部及び大学本部における各部門の局・室長は、自部門の方針を策定するとともに、自部門の目標と課題を設定する。これを受けて、各部門内の課・事務・グループ長は、部署目標と課題を設定する。そして、部署目標・課題に基づき、課・事務室・グループのメンバーは、それぞれ個人目標を設定する。この間、部門の長、部署の長は下位者と十分な話し合いを行い、目標や課題の共有化を図ることとしている。

このように、学園全体の方針が、各部門、各部署、各メンバーまで連鎖し、業務遂行する仕組みが構築されている。

大学業務を支援する事務組織が適正かつ合理的に構成、配置されているかについては、例年秋期から年末に開催する「事務組織検討委員会」で検討し、次年度以降の事務組織原案を策定している。事務組織検討委員会に関しては、「事務組織検討委員会要項」に規定され、理事長が指名する常勤の役員、本部長、

局・室長で構成されている。なお、構成員には副学長１名が、委員会が必要と認める構成員として加わっている。事務組織原案の策定に際しては、各局・室長が傘下の部署の意見・要望をあらかじめ集約し、改善等の必要があれば、委員会に提案し、その検討結果を翌年度以降の事務組織の改編に反映させている。

2006年８月の教務センターの設置と同時に「グループ制」が導入された。それ以降、８年余りが経過し、グループ制を導入する部門も増えてきている。その趣旨は、部門内の各部署間にある壁を少しでも低くし、部門が可能な限り一体となって分掌業務を遂行することで、事務の合理化・効率化と人材育成に資するというものである。しかしながら、導入当初に明確な趣旨や方針が周知徹底されなかったこともあり、事務職員間で認識の相違が見受けられるようになった。そこで、2013年度の事務組織検討委員会において、グループ制の検証と課題整理を行うとともに、改めてグループ制の運用指針を取りまとめ、全事務管理職者宛に通知された。

また、2014年１月には事務組織検討委員会の下に教学事務体制検討作業部会を設置し、本学の教学事務体制について包括的な検証を行うこととした。とりわけ、事務組織に係る中期的課題である教務センター体制のあり方を鋭意検討し、その結果を事務組織検討委員会に報告することとしている。

2010プロジェクトについては、完成年度までの学年進行による計画的な人員配置を行うとともに、５キャンパス（千里山、高槻、高槻ミューズ、堺、北陽）、２センター（東京・中之島）での事務体制について、所管学部の質・量を踏まえて効率的な経営資源（人材）の在り方を促進的に検討するとともに、職員の採用・昇格等に関しては、「学校法人関西大学職員就業規則」に基づき、適切に運用を行っている。

なお、機動的で迅速な事務体制を構築するために、旧福武学園（北陽高等学校）からの事務職員の移籍者についても、労働条件のバランスに配慮しつつ統一した就業規則や給与規則を適用することとした。

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

本学の人事制度は、資格制度を中心に人事考課制度、目標管理制度、自己申告制度、昇格制度、能力開発制度、賃金制度を基盤制度として運用するとともに、適宜プロジェクトチームを編成し、制度内容や運用方法等について継続的に改善に向けた取組を行っている。

特に、成績考課、行動考課、能力考課を総じて称される人事考課制度は、事務職員の個々の職務遂行状況、勤務振り、保有能力を一定の方法や基準により評価することによって、職員個々人の能力レベル、特色、能力発揮度を把握するために行っている。

この人事考課は、①被考課者の指導・育成及び業務改善への活用、②役職任用、配置及びローテーション、③昇格、昇給、賞与への反映等に活用されており、人事制度の根幹といえる部分である。

この人事考課制度に大きく関わる項目として、勤務に関する項目がある。昨今の業務の複雑化、グローバル化等様々な原因により、長時間労働が社会問題となっているが、この長時間労働の解決は、とりわけ職場のリーダーたる上位資格者のマネジメント能力に係ると言っても過言ではない。

長時間労働の削減は、ワークライフバランスの観点から働きやすい職場づくりに向けた課題であるとともに、人件費の効果的かつ効率的な活用に向けた課題でもある。

本学の事務職員についても、超過勤務の削減、業務の効率化と見直しは喫緊の課題となっている。人事制度の適正な運用の下、各部署の長を中心としたマネジメント性の高い職群を中心に、業務内容の見直しと整理を行うことで、専任事務職員が担うべき業務内容の選別と役割分担の適正化を図り、長時間労働の削減だけではなく、適正人員配置と人材育成の推進に向けて取り組んでいる。

更に、2010年度以降、法人本部長、総務局及び人事課担当者が、適正人員配置や人事考課制度の適正運用等人材マネジメントの観点から、各部署の管理・監督職を中心にヒアリングを行い、業務遂行状況を把握するとともに事務組織の活性化、人材育成の推進に向けて取り組んでいる。

次に、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策については、現行制度において、人事考課は、①適正処遇、②人材育成、③業務改善の大きな３つの役割を担っている。特に③業務改善は、成績考課にお

ける質的成果と量的成果を見極め、被考課者において問題点を認識させると同時に、考課者にその改善策と対応を求めることで、全構成員が問題点を共通認識し解決するための一助となっている。

本学においては、これら人事考課制度に基づき、１次考課、２次考課を経た上で、全学的な調整を行い、客観的かつ効果的な人事考課を行うこととしている。更に、人事考課結果については、被考課者の指導・育成の観点から、考課者が被考課者に対してフィードバック面談を行っている。

人事制度のもう一つの大きな柱である目標管理制度については、目標面接及び自己申告に基づく人事面談等の関連諸制度を運用することにより、業務目標の設定とその達成度について、上司と部下が円滑かつ十分な話し合いを通して、共通の着眼点と尺度を持ちあえることをねらいとしている。これによって、透明性と納得性の高い評価を実現するとともに、評価結果を的確に踏まえた部下の指導・育成へと結びつけることが可能となり、組織の発展と個人の成長をともに実現することができる。

最後に、人事制度の基盤でもある能力開発制度では、事務職員一人ひとりが、自己の強み、持ち味を活かして自発的な課題解決を行い、その結果について自己責任を負える「自律型プロフェッショナル人材」の育成をめざしている。

その内容は、自己啓発促進・支援方式を採用し、①職場内研修、②職場外研修、③自己啓発促進・支援研修といった研修形態により、それぞれ多彩な企画や外部のメニュー等も用意し、各自が自発的に取り組み「考動力」あふれる人材へと成長できるよう、全事務職員に随時情報を提供し、研修への参加を呼びかけている。

自己啓発促進・支援研修については、これまで同様、インフォメーションシステムを通じて人事課から適宜研修に関する情報を配信し、予算等の範囲内で受講可能な体制をとっている。また通信教育のパンフレットも作成し、全職員に毎年度配付を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

・長期ビジョン及び長期行動計画（改訂版）の策定に伴い、全構成員がその内容を広く理解・共有し、同一方向へとベクトルを合わせ、一丸となって取り組む体制が整備されている。

2012年４月から2013年５月にかけて行った長期行動計画の検証・改訂作業に関しては、常務理事や副学長、関係事務局の役職者等が協働して進めることにより、その内容の浸透を図ることができた。このことは、最終的な長期行動計画（改訂版）において、８分野毎の推進主体や具体的施策の実施主体を明示することにも繋がっている。

長期ビジョンの実現のために策定された長期行動計画（改訂版）を基に、中期行動計画、更に単年度の事業計画にブレークダウンして、計画を遂行できる仕組みが整備できている。

・教学ガバナンスの再構築の前提としての基本方針を踏まえ、学長のリーダーシップの下で、迅速かつ規程にのっとった適正手続により意思決定が行われている。

学部長・研究科長会議が大学（教学）における最終意思決定機関として明確化されたこと、教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部を置き、各分野についての協議・意思決定をそれぞれの「部」組織に委ねたことにより、それまでの学部長・研究科長会議での議事運営と比べ、審議事項の件数が削減された。特に、学部長・研究科長会議、「部」組織、教授会で意思決定する事項の区別・関係が付議基準のなかで明確化され、教学事項全般に関する各組織の議案取り扱いが、学部長・研究科長会議の了解の下で円滑に運用されている。これにより議案毎の最終的な意思決定組織や責任主体、関係会議体における最終決定時期等がより明確となった。

更に、「部」組織の下では、各分野の専門性に応じた各種のセンターが設置されており、諸課題に係る企画・立案及び推進が可能となった。特に教育推進部及び国際部には、両部における専門的な課題を推進するため専任教員が配置されており、本学の教育の質的向上や新たな国際化政策の策定等において効果を上げている。

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

学部長・研究科長会議の運営について、教学ガバナンスの再構築以前は申し合わせにより実施されていたが、現在は「学部長・研究科長会議規程」及び「学部長・研究科長会議運営要領」が規定化されたことによって、全学的な教学の意思決定がそれに基づき円滑に執行されている。また、名誉教授や客員教授等の委嘱や教育推進部及び国際部に所属する教育職員の人事に関する事項は、学部長・研究科長会議において申し合わせ事項を作成し、そのうえで審議にあたっている。

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

グループ制が導入されて８年余りが経過し、事務職員間でも認識の相違が見受けられるといった状況に鑑み、事務組織検討委員会において、グループ制に関する検証と課題整理が行われた。その結果、グループ制の運用指針が示されたことで、その趣旨、制度概要、期待される効果及び今後の課題についての事務職員間の認識の共有化が図られた。

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

グローバル化、ICT化の進行に対し、教育研究に係る諸制度の充実を図ることにより教育研究水準を高めること、また、学生のキャンパスライフの充実を図るためにキャンパス環境等を整備することが必要となることから、事務職員研修運営委員会等において、それらの方策を具現化するために必須である事務職員の意欲・資質及びチームで協同するための信頼関係を構築する能力の向上等を目的とした、階層別研修等について、教育職員とも連携して効果を上げられるような企画・検討を行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

・「学校法人関西大学の長期ビジョンに基づく2014年度版中期行動計画について」（2014年３月13日）の「中期行動計画（４年）総括表」に示す「長期行動計画（改訂版）の推進及び次期の長期ビジョン等の策定」の計画を実行していく。具体的には、長期行動計画（改訂版）の推進及び検証、創立150周年を見据えた次期長期ビジョン等の策定を進める。
・大学の意思決定プロセスを効果的に運用するには、各種会議体における議案の付議基準レベルの更改だけでは不十分である。大学の意思決定をそのまま理事会に反映する仕組みを導入するために、現行寄附行為第６条第１項同第２号の理事（副学長のうちから１名）及び第３号の理事（学部長、大学院法務研究科長及び会計研究科長のうちから10名）の選出人数や選出方法の見直しが考えられる。

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

現行各会議における付議基準については、運用実績を積んだうえで、付議基準規程の制定を検討する。

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

グループ制を導入した最大の趣旨は、いわゆる“縦割り意識”を排除し、広い視野に立って協力・連携を行えるような弾力的な組織運営とすることであり、今回の指針に則った運用を徹底する。

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

長時間労働の削減、適正人員配置及び多様で優秀な人材の活用については、ワークライフバランスの観点からも働きやすい職場づくりに向けた喫緊の課題であり、2013年に「男女共同参画検討プロジェクト」、2014年には「学校法人関西大学男女共同参画推進委員会」を設置し、所管である人事課を事務局として、ワークライフバランスを含めたダイバーシティ・マネジメント、即ち、多様な価値観を有する幅広い層の人材を確保し、その能力を最大限に発揮してもらうことで、価値創造に繋げるという観点から、長時間労働の削減に向けた方策を含め、組織の活性化や働きやすい職場環境の提供を図るための方策に関して、今後10年程度の間に取り組むべき方針及び短期で取り組むべき事項について検討している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

学部長・研究科長会議での意思決定は、「学部長・研究科長会議規程」第６条第３項に基づき、構成員全員の一致を原則としているが、必要に応じて３分の２以上の特別多数決による議決が可能となっている。現行の学部長・研究科長会議においては、特別多数決に依存することは望ましくないことから、可能な限り13学部３研究科の全教授会の同意をもって教学運営が行われている。しかし、こうした慎重な議事運営が一方では迅速な意思決定を妨げる可能性もあり、慎重かつ迅速な意思決定のあり方を再検討する必要がある。

また、各「部」組織においても、「部」に設置された委員会の議事を学部・研究科における検討を経て委員会にフィードバックする段階で、各分野に関する各学部・研究科の意思を反映した対応ができていない場合がある。

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

現在、教育推進部及び国際部に所属する教育職員の人事に関する事項は、「教育推進部規程」または「国際部規程」の定めに関わらず、学部長・研究科長会議において作成した申し合わせ事項により、学部長・研究科長会議で行うこととなっている。2008年10月に両部が設置され、既に予定された定数の専任教員が配置されていることから、両部の規程に基づく取り扱いが行われる方向となっている。

また、学部長・研究科長会議における再議請求制度や複数の研究科長を兼任する学部長の議決権や代理権の問題等、運用上の課題を更に整理しておく必要がある。

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

事務組織検討委員会において、グループ制の検証と課題整理を行った結果、今後の検討課題として、①目標管理制度や人事考課制度との関係で、年度内の異動が難しい、②部門内の人材育成計画と事務組織全体の人事異動との調整が図られていない、③各部署の人員に余裕がなく、部門内で繁閑期が重なることも多い、④業務の細分化や専門化が進み、協力体制をとるのが難しくなってきている、⑤事務職員の意識や認識に濃淡があり、他部署を支援するインセンティブも働きにくい、の５点が挙げられた。同時に、これ

らの根本的な解決を図るためには、現行の人事制度や人員配置のあり方を見直す必要があり、本学における人事政策の基本方針を改めて策定する方向で、早急に検討する必要がある。

また、教務センターを含む教学事務体制のあり方については、事務組織に係る中期的課題として、引き続き検討を行う必要がある。

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

能力開発制度を充実させることにより、職員の職務遂行能力の向上を図ることができるが、前述の長時間労働に関して記述したように、日常業務に追われ能力開発に取り組む時間的余裕がなくなってきていることが今日的な課題となっており、法人本部長、総務局及び人事課担当者により、各部署の管理・監督職を中心に人材マネジメントに関するヒアリング等を行い、業務遂行状況を把握するとともに事務組織の活性化、人材育成の推進に向けて継続的に取り組んでいく。

また、人事制度については、「事務職員人事制度再構築プロジェクト」における検討内容に基づき、目標管理制度において、業務目標をチャレンジ性のあるものに限定するため、2013年度より目標設定数を３点から２点に発展的に減らすとともに、ウエイト幅及び難易度を改正する等、人事課において、人事制度の一層の整備に向けた検討を行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

各「部」組織及び各「部」組織に設置された委員会の権限を明確化し、各「部」組織の独自性と主体性の下で協議・意思決定が可能となるよう調整を図る等、学部長・研究科長会議との有機的な連携と役割分担について再検討する必要がある。

［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

2008年10月から施行した現行の教学ガバナンスの見直し・検証の時期のため、現行運用上生じた課題や問題点を取りまとめ、大学執行部において改正検討のための作業に着手する。

［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

グループ制に関し、事務組織検討委員会における検証と課題整理の結果、今後の検討課題が挙げられているが、これらの解決に向けた取組が不可欠である。同時に、これらの根本的な解決を図るためには、現行の人事制度や人員配置のあり方を見直す必要があり、総務局が中心となり本学における人事政策の基本方針を改めて策定する。

また、2014年１月には事務組織検討委員会の下に教学事務体制検討作業部会を設置し、本学の教学事務体制について包括的な検証を行うこととした。とりわけ、事務組織に係る中期的課題である教務センター体制のあり方を鋭意検討し、その結果を踏まえて、一層機能的な事務組織の実現をめざす。

［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

日常業務に追われ能力開発に取り組む時間的余裕がない問題に対しては、上司、先輩職員による職務指導（OJT）の充実により業務の効率化を促進することができるよう働きかけるとともに、職員の研修ニーズや利便性等を勘案し、派遣研修や通信教育等について多様なメニューを提供するよう今後も取り組んでいく。

また、2014年度の事務組織検討委員会において、各部署の管理・監督職を中心に人材マネジメントに関

するヒアリング等の結果等を踏まえた人事施策の実施、事務組織の改善にあわせた適正人員配置について、検討を行う。

2　財　務

【1】現状の説明

[1] 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

1　中長期計画と財政状況

本学では、学園の10年後のあるべき姿を示した長期ビジョンと、これを具現化するための長期行動計画（改訂版）を定めている。また、これに連鎖させる形で中期行動計画（４年）、事業計画（１年）を定めており、将来を見据えながら長期→中期→単年度へとブレークダウンさせることで、諸事業を計画的に実行する体制を整えている。

財政面においては、“教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立する”ために、長期行動計画（改訂版）において「平成29年度までに120億円の翌年度繰越消費支出超過額縮小の確実な達成」を謳っている。具体的には中長期財政指標として、①帰属収支差額45億円の確保、②基本金組入額を平均25億円に抑制、③人件費比率50％以下に維持することをめざし、総人件費を管理するとの方針を定め、時機に応じて適切な投資も必要であることも踏まえながら、フロー・ストック両面における財政的基盤の確立をめざしている。

また、これを着実に実行するために、常任理事会の下に設置された中長期財政問題検討専門部会において中期財政試算を策定し、中期試算→予算→決算→中期試算といったPDCAサイクルを回している。また、多額の投資が必要となる施設設備の整備についても、同専門部会において、中長期施設設備整備計画とこれを裏付けるための財源確保策について検討・策定している。

2011年度から2013年度の財政状況を概観すると、まず、2010年度に同時開設した、初等部・中等部・高等部、社会安全学部・研究科、人間健康学部、北陽中学校（以下、「2010プロジェクト」という。）は2013年度までに完成年度を迎えた。2011年度から2013年度までの事業費は４億3,300万円、総事業費は319億1,200万円に達した。

2011年度には、文部科学省の通知に基づき、退職給与引当金計上基準を期末要支給額の100％に変更したことにより、退職給与引当金特別繰入額63億7,500万円を計上し、引当金と同額の特定資産を保持している。

消費収支差額は、2012年度は５億7,300万円の収入超過となったが、2013年度は人件費や教育研究経費の増加により６億500万円の支出超過を計上し、翌年度繰越消費支出超過額が415億3,900万円となっている。

次に、2011年度から2013年度までの３年間における財務比率の推移を、2012年度日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による学生・生徒等数の規模区分が10,000人以上の学校法人の全国平均（以下、「全国平均」という。）と比較した。

消費収支計算書関係比率については、支出面では、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率において、概ね良好な比率を示している。

特に、教育研究経費比率は、2012年度は全国平均36.1％を上回る38.2％、2013年度は39.6％となり、限られた財源を教育研究活動に積極的に投下している。

人件費比率は、2010プロジェクトに伴う人員体制を年次計画により整備したこと等により漸増し、2012

年度には全国平均49.3%を上回る49.7%、2013年度には50.2%となった。退職給与引当金特別繰入額を計上した2011年度を除くと、初めて50%を超えた。

基本金組入率は、2010プロジェクトに係る施設設備整備が完了したことや、中長期財政指標の達成をめざして組入額を抑制しているため、2012年度は6.3%で全国平均11.5%を下回っている。

収入面では、寄付金比率は、2012年度は1.2%と全国平均1.7%を下回るが、2010年度から恒常的募金活動を開始したことに伴い、2011年度に３億9,400万円であった寄付金収入は、2013年度には５億2,500万円となり、着実に増加している。

補助金比率は、新設学部の学年進行による経常費補助金の増や、施設設備の整備費補助金等に多数採択されたことにより、2011年度10.8%、2012年度11.5%（全国平均9.7%）、2013年度12.5%と増加している。

また、学生生徒等納付金比率は、補助金の獲得や経済状況の好転に伴う資産運用収入の増加により、2011年度の77.7%に比べ、2012年度には74.4%（全国平均63.2%）、2013年度には74.6%と減少し、収入が多様化していることを示している。

帰属収支差額比率は、2011年度に前述の退職給与引当金特別繰入額を計上したことに伴い、一時的にマイナス8.9%まで落ち込んだが、2012年度には7.5%で全国平均6.1%を上回っている。

貸借対照表関係比率については、消費収支差額構成比率はわずかに改善したが、2012年度にはマイナス19.9%で全国平均マイナス14.9%を下回っている。また、施設設備の整備に係る費用負担の平準化を図るため、借入を行った結果、総負債比率は2010年度の10.4%から2013年度の13.9%に増加したため、自己資金構成比率は2010年度の89.6%から2013年度の86.1%へと低下した。しかし、2012年度の総負債比率13.7%（全国平均14.7%）、自己資金構成比率86.3%（全国平均85.3%）は全国平均と同水準となっている。

なお、流動負債と第４号基本金の合計額を現金・預金として保有する方針としているため、流動比率は、2012年度は155.2%と全国平均209.2%を大きく下回ってはいるものの、安定した数値で推移している。

２　研究費に関する外部資金の状況

研究費については、本学の厳しい財政状況から、学内研究費の増額等は極めて難しいと認識し、財源の多様化に努めてきた。特に、理工系分野における研究内容の高度化・大型化に対応すべく外部資金の導入を積極的に推進している。外部資金の中心となる科学研究費助成事業（科研費）の交付額は2009年度で３億6,180万円（申請375件、内定178件）、2013年度は５億5,255万円（申請463件、内定269件）となっており、この５年間で52.7%増加した。この他、受託研究費及び研究助成目的の指定寄付金は、2009年度実績約４億9,500万円に対し、2013年度は約５億3,100万円で7.3%の増となっており、本学の研究の充実発展と社会への研究成果の還元を促進している。詳細は「XI 研究活動」を参照されたい。

[2] 予算編成及び予算執行は適切に行っているか

１　予算編成の適切性と執行ルールの明確性

予算原案は、中期行動計画のうち、重点的に取り組む項目を中心に単年度の事業計画として反映させた予算編成方針に基づき、各学部・機関からの予算申請を受け、予算担当課によるヒアリング、法人役員との予算折衝を経て、１月までに作成する。その後、大学予算委員会（大学の予算編成に関する事業計画の審議を行う学長を委員長とする機関）、常任理事会及び理事会の審議を経て、評議員会へ諮問する予算原案を確定し、最終的には評議員会での答申を受けて、理事会で事業計画とともに議決される。

予算の立案及び予算の実行を分担する活動単位は、「経理規則細則」により、法人部局、大学、高等学校（３校）、中学校（３校）、小学校、幼稚園の10の予算単位に区分し、予算単位責任者（常務理事、学長、校長、園長）を置いている。その下の予算実行単位（各学部・機関）には予算実行単位責任者を置き、予算実行単位における予算執行状況については、予算担当課において、経理規則等の規程に則して予算管理

を行い、財務システムを活用して、執行状況や会計処理の適正性等を精査する。

２　決算の内部監査

監査については、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ定期的、あるいは必要に応じて連携をとりながら役割を分担することで、効率的かつ効果的に行っている。

監事は、当年度取得した建物や設備等に関する現地監査及び資産状況に関する帳簿監査等、財産状況の監査を行い、また、理事会及び評議員会に出席した際の重要な決裁書類の閲覧、定期的な監事打合せ会の他、監事が設定した項目等についての業務監査を行っている。

外部監査としての監査法人による監査は、毎年、理事長及び監事に対して提示した「監査計画概要書」に基づき、①内部統制の評価、②実査、③計算書類項目、④固定資産の現場視察、⑤当該年度の重点監査事項について、年間延べ120日程度行っている。

内部監査は、理事長が決定した内部統制組織として設置している内部監査室が、監査計画に基づき①業務監査、②会計監査、③資産保全監査、④システム監査を行っている。また、科学研究費補助金をはじめとする公的研究費についても、監査を実施している。

監事は毎年度末に内部監査室から「監査報告書」の報告を受け、監査法人からは毎年５月に、法人役員及び内部監査室長同席の場で監査結果を聴取して意見交換を行っており、監事、外部監査、内部監査室による三様監査の連携強化を図っている。

３　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

実効性のある計画に予算配分を行うため、予算申請では事業別に事業概要と成果目標を設定し、複数年にわたる計画については、全体計画を提示させ、中長期計画と連動した予算編成となるようにしている。

また、申請段階では、経常・臨時・制度・収入見合いの四つの経費区分に分類した申請とし、執行段階においては、各経費区分の考え方を遵守した執行状況となっているかを厳格に管理し、事業計画予算と実績の差異分析と検証を随時実施している。

年度途中で発生した事業計画については、予算の流用、予備費の使用、補正予算の編成等により、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。

また、次年度予算の査定においては、過去の執行実績や申請時点での執行状況に基づき、事業計画の達成度合いを検証して、限られた財源を最大限有効に配分した予算を策定している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

中長期財政問題検討専門部会では、理事長、学長をはじめ法人・教学の双方から委員を選出し、財政指標の策定・明示とともに、財政に係る様々な情報や課題を共有し協議している。これにより、経営と教学が一体となり、中長期的な財政見通しを持った将来構想を立案・検証・改善する体制を確立している。また、長期ビジョン、長期行動計画（改訂版）、中期行動計画の策定といった取組により、本法人の将来構想を学内外に積極的に公表することで、学生の確保や財政基盤の確立にも繋がっている。これに加え、収入の多様化を図るため、学生生徒等納付金に次ぐ補助金の戦略的な獲得に向け、法人・教学が一体となったプロジェクトを設置することで、適正かつ漏れのない申請に繋げるとともに、必要に応じて迅速な学内対応を行う体制を整備している。

また、中長期財政指標の数値目標を達成するために、収入の確保と支出の抑制に向けた方策を講じている。

定員管理の厳格化に対応するため、入学定員を増員する学則変更の認可申請を文部科学省に行った。入学定員は、2011年度5,935人、2012年度6,452人、更に完成年度を迎えた新学部でも増員を行った結果、2014年度からは6,522人となった。また、中長期的な財政予測を踏まえると、今後、教育・研究充実のための基盤整備を更に推進する上で、収支の均衡を保つことが極めて困難になると予測されたため、2013年９月に2014年度学部新入生の学費改定を決定した。

寄付金については、「学の実化促進募金（教育研究促進募金）」、「考動する関大人育成募金（給付奨学金等募金）」を柱に、積極的な募金活動を展開し、2013年度からは寄付者へ記念品の贈呈等を行う顕彰制度を設けるとともに、インターネットを通じて募金できる環境を整えた。

資産運用については、2009年度に設置した資金運用委員会の下に、2011年度からは、運用方針等を立案する資金運用小委員会と、運用状況をモニタリングする資金管理小委員会を置き、相互に牽制関係を持つ運用体制を構築した。なお、運用結果及び運用方針はHPで毎年公開している。

2012年８月には、「支出の抑制」と「新たな収入源の獲得」を戦略的に行うことを目的として、本法人100％出資による事業会社「株式会社関大パンセ」を設立した。決算初年度には、法人に対して1,500万円の寄付が行われた。

人件費関係では、2008年度に改善した定年延長制度により確保した60名の増員枠を利用し、若手教員等の多様な人材の任用がなされ、大学教育職員の質的・量的な充実等、人的基盤の充実を図りつつある。

施設設備関係では、多額の支出を伴う建築工事及び改修工事において、2009年度に指名競争契約と随意契約の金額基準を明確化した。2012年度には、契約の透明性、公平性及び妥当性を更に高めるために「工事契約に関する取扱内規」を制定して、設計業者と施工業者の分離を規定化し、入札参加者数を「３名以上」から、設計業者選定は「４名以上」、施工業者選定は「５名以上」に変更した。

また、教育研究環境の整備のため、将来的な施設設備等の取替え更新に向けた財源の内部留保を進めている。本学では、減価償却累計額の２分の１を特定資産として保持する方針としており、2013年度末の減価償却累計額（902億9,700万円）に対する特定資産は378億円、割合にして41.9％となった。

［2］予算編成及び予算執行は適切に行っているか

中期行動計画と連動した事業計画に基づき、前年度の執行状況や大学の財政状況も勘案し、予算申請システムによるきめ細やかで、全学的な統一基準に則り予算編成を行っている。

また、統一的な基準に基づき予算申請が行われ、予算担当課が集中して予算管理を行っていることから、予算執行においても、適正な執行ルールが遵守されている。2014年度には、「研究費の支出に関する取扱内規」を制定し、科研費や受託研究費等の外部資金及び各種学内研究費等、研究費毎に異なっていたルールや基準の統一化・明確化を図った。

事業計画については、決算時だけでなく、月次毎に予算と実績の差異分析を行うことにより、その達成状況を確認することとしている。

監査については、監事監査・外部監査・内部監査がそれぞれの役割分担に応じて監査を行い、三者が連携を強化し、積極的に情報交換を行うことで、内部統制の有用性を高めている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

策定・明示した財政指標が“絵に描いた餅”に終わらないようにするためにも、実務レベルにおいても法人と教学が一体となって課題を共有することで活発な議論を展開し、より踏み込んだ財政改善策を提案・推進できる体制を確立する。

2014年度以降も、創立130周年記念事業、大阪梅田の新拠点開設等の新規事業を展開するため、財政基盤を確立することは喫緊の課題であり、種々の方策を推進しなければならない。

収入面では、収容定員増を行った結果、これまで以上に安定して学生の確保を行うことができるようになり、経常費補助金の増額も期待できる。

支出面では、施設設備整備の財源確保について、既存の減価償却引当特定資産に加え、2014年度予算において、計画外の施設設備の取得等に備えた将来計画等引当特定資産（５年間で100億円を積立て）を、併設校の施設設備等の整備充実を目的とした小・中・高等学校整備充実資金引当特定資産（毎年度１億2,000万円を積立て）を設定し、費用負担の平準化を図っている。

［2］予算編成及び予算執行は適切に行っているか

予算執行については、2014年度から、事務専決規程の制定及び経理規則細則の一部改正に伴い、財務課所管の予算執行に関する契約については、100万円以上200万円未満のものは局長及び室長が、100万円未満のものは課長、事務長及びグループ長が専決することとし、迅速な予算執行と事務の効率化を図った。

監査については、三様監査の更なる効率化と有効性を高めるため、三者の連携体制の強化と、積極的な情報交換等を行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

直近２年間の翌年度繰越消費支出超過額の実績は、2012年度で約409.3億円、2013年度で約415.4億円となっており、最新の中期財政試算においても、今後ともゆるやかに拡大していくと見込まれる。

この主な要因は、①耐震工事や施設の老朽化への対応等により、基本金組入額が中期財政指標に定める25億円を超えていること、②消費支出が上昇傾向にあり、特に2016年度以降は人件費比率が中期財政指標の50％を超えると予測されること等による。

収入面では、寄付金収入については、恒常的な募金活動を展開し、顕彰制度やインターネット募金を導入したが、十分な成果を得るためには、時間を要する。

支出面では、2013年度に完成年度を迎えた2010プロジェクトや既存の各部門について、その収支を検証し、特に千里山キャンパスのようにスケールメリットを発揮できない他キャンパスにおける、適切な収支状況について検討しなければならない。

［2］予算編成及び予算執行は適切に行っているか

2012年度及び2013年度予算においては、教育研究経費支出及び設備関係支出をあわせてゼロシーリング、管理経費はマイナス3％シーリング、2014年度予算にあっては、消費税増税分を含めてゼロシーリングの予算枠を設定した。各予算実行単位においては、更なる支出の合理化・効率化を図り、所管事業を厳しく見直す等して、限られた財源をこれまで以上に効果的に活用しなければならない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

中長期財政問題検討専門部会において、財政的基盤の確立に向け、次のことを進めていく。まず、中期

財政指標と比較して基本金組入れが過大となっている点については、先行投資的な側面もあることから、中長期の施設設備整備計画のなかで平準化するよう調整を行う。次に、人件費比率が高止まりする見込みである点については、年齢構成や採用実績の検証を行うこと等により原因の把握を行い、解決の可能性を模索する。また、これまで行ってきた法人全体の財政分析だけでなく、セグメント（部門）の収支状況についても十分な検証を行い、必要に応じて個別に改善策の検討を行うとともに、他大学と比較して「要積立額に対する金融資産の充足率」が低いことから、部分除却を徹底する等、資産規模・構成の適正化策を検討し、実施して行く必要がある。

2012年度から、新しい募金活動やインターネット募金等を開始したが、成果を得るには今少し時間を要する。また、2016年度に迎える創立130周年に向けて、2014年度から創立130周年記念事業募金を開始した。千里山キャンパスの「知的創造空間」の創出等記念事業所要資金総額は40億円、そのうち20億円を募金目標額に設定しており、積極的かつ効果的な募金活動を展開する予定である。

支出面においては、各設置学校や学部別の適切な収支状況について判断する指標を検討する必要がある。

［2］予算編成及び予算執行は適切に行っているか

予算と実績の差異分析については予算担当課で行っているが、事業計画に対する成果報告を予算実行単位責任者から徴収する等して、相互に費用対効果を検証し、既存事業の見直し・改善、更には廃止まで踏み込むことができるシステムづくりに向けて検討しなければならない。

予算編成方針では、人件費予算について、帰属収入の50％をめざすことにしているが、2013年度決算では50.2％、2014年度予算（第１次補正）では、51.1％となっている。引き続き、人件費抑制に向けた中長期的な人員計画と予算枠のあり方を検討していく必要がある。

Ｘ　内部質保証

【1】現状の説明

［1］大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

1　自己点検・評価活動の実施

本学では、「学則」、「大学院学則」第１条の２に自己点検・評価の目的として、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と明記している。また、専門職大学院についてもそれぞれの学則に明記している。これらを基に教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するために自己点検・評価活動を実施している。

自己点検・評価活動については、1994年に「関西大学自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動等の改善改革に努めてきた。更に、2009年４月には併設校も含めた法人全体の点検・評価体制を構築すべく「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」及び「外部評価委員会規程」を新たに制定し、より実効性のある自己点検・評価活動をめざし、法人と連携した活動へと発展させている。新しい自己点検・評価委員会における大学部門委員会では、大学基準協会が定める評価基準に加え、本学の活動に強く関与する「研究活動」「国際交流」の２項目の評価基準を加えた12項目の評価基準を定め、かつ、それぞれに評価指標を設定して、自己点検・評価活動を強化してきた。2012年度は認証評価への対応を中心に大学部門委員会を２回、2013年度は次年度作成予定の自己点検・評価報告書の編集方針の検討及び自己点検・評価報告書作成のための資料となるデータブックのデータベース化等に関して１回開催した。また、本学がエビデンスに基づく自己点検・評価活動を進めるにあたり、現状の調査・分析を行うことを目的として、2010年度から学生アンケートを実施している。対象者は、卒業生及び新入生とし、2010年度卒業生から実施している。アンケート結果は学内にフィードバックし、自己点検・評価活動に活かしている。

2　自己点検・評価の結果の公表

本学における自己点検・評価活動結果は、1994年以来2010年度までは２年周期、2011年度以降は３年周期で、全学的に「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」として取りまとめ、現在までに９冊の報告書を作成している。報告書は毎年発行している『データブック』とともにHPに掲載し広く社会に開示している。また、構成員へも配付するとともに、関連する機関へ送付している。更に、各部局の自己点検・評価委員会等では、独自の報告書を必要に応じて取りまとめている。

なお、2006年及び2012年に受審した大学基準協会による認証評価結果についても、本学HPで公開している。

3　情報公開の内容・方法について

教育情報の公開について、学部・研究科・入試・学生生活・就職等の基本情報や、自己点検・評価委員会が編集する『データブック』については、従来、各該当部局のHPで公開していた。2011年４月の学校教育法施行規則等の一部改正に伴い、それらの教育情報を集約し、学部・研究科の３つの方針も含め、「データで見る関西大学・留学生別科・併設校」というコンテンツとして大学HPトップからワンクリックで閲覧できるようにした。また、法人の財務関係の情報については、積極的に公開している。

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか

1　内部質保証の方針と手続きの明確化

1994年に設置した「関西大学自己点検・評価委員会」における組織のあり方としては、現状に対する責

任を担う学部執行部とは別組織とし、第三者的立場で公平性を保つことを重視してきた。

しかしながら、2004年度に第三者評価（認証評価）制度が導入されたことから、「関西大学として自己点検・評価を行い、その改善に責任をもつ」という姿勢がより強く求められることとなり、従来の第三者的な自己点検・評価委員会では、十分な役割を果たし得ず、委員会内部での議論において改善が求められた。その方向性として、①実効性のある改善策を提示し実践するには、現状に対する責任を担う各部局の執行（部）に近いメンバーにより委員を構成すること、②自己点検・評価活動本来の主旨を踏まえて、委員会は、その任務を遂行するに当たって、個人の権利と学部の自治等各機関の自主性を尊重すること、③自己点検・評価活動の客観性ないし公平性を確保するために外部者による定期的な評価を実施すること等をはじめ様々な議論を行った。

この議論を受け２年間の全学的な議論に基づき2009年４月に制定したのが、前述の「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」及び「外部評価委員会規程」であり、これにより本学が全学的な自己点検・評価活動を実施し、より一層教育研究水準を向上させるための体制を整えた。

現在、本学では、10年後の将来像を示した「長期ビジョン」を策定・公表し、具現化を図っている。そのめざすべき方向性は「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」であり、達成目標の一つに、「『考動力』あふれる人材の育成拠点」となることを掲げている。自己点検・評価活動においても、この目標の達成に向けて、また、ビジョン項目の一つとして謳われている「ゴーイング・コンサーン」＝未来に存在・発展し続ける学園づくりを実現させるため、法人全体のPDCAサイクルの確立・強化を推進することを明示している。自己点検・評価と長期ビジョン及びそれに基づく行動計画は連動している。具体的には、策定した長期ビジョンの実現に向けて、ビジョンに基づく長期（10年）行動計画を理事会の下で策定し、更にその長期行動計画を踏まえ、中期（４年）行動計画を策定し推進している。中期行動計画は毎年度ローリング方式により見直し、更新を行っている。長期行動計画についても、2013年度に中間見直しを行っている。各部局での自己点検・評価結果により抽出された重点項目が、中期行動計画に反映されるシステムが構築され、教学と法人の連携の下でPDCAサイクルが形成されている。

２　内部質保証を掌る組織の整備

前述の新たな規程では、常任理事会が指名する常勤の役員を委員長、学長を副委員長とした「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」を親委員会として設置しており、その下に、従来の本学における自己点検・評価活動を継承した「大学部門委員会」を設置している。

大学部門委員会の構成員は、副学長・学長補佐を委員長・副委員長とし、各部局の自己点検・評価委員会委員長、副部長、副機構長、事務組織の局・室長等を委員としており、主として、各部局の執行に携わっている者をメンバーとしている。大学部門委員会以外に、親委員会の下には、学校法人が設置する大学以外の併設校の自己点検・評価活動を統括する「併設校部門委員会」（2013年９月12日付で「初等中等教育部門委員会」から改称）を設置している。

また、本学では教学ガバナンスの見直しに伴い、新しい学部・研究科や「部」の設置等組織改編が進んでいる。新たに設置された組織のみならず、全ての部局における自己点検・評価活動についての規程化がなされ、活動のための委員会が整備されている。

2008年10月に総合企画室に学園全体の内部質保証を掌る事務組織として点検・評価推進課（グループ制の導入により、2010年度から点検・評価推進グループに名称変更）を設置し、大学部門のほか、外部評価や併設校部門の学校評価を含む全学的な評価体制の枠組みの調整・運用を中心に行ってきた。

その後、中期行動計画の管理業務に加え、長期行動計画の検証・改訂業務を担うようになり、「Check」「action」だけでなく「plan」の部分に関与する度合いが増してきた。また、「点検・評価」だけでなく、それを改善に繋げ、本学の活動を充実させ社会に寄与することが部署本来の目的であること等から、これまでの部署名と業務内容に乖離が生じるようになってきた。以上の経緯を踏まえ、事務組織検討

委員会で検討の結果、2014年度から将来構想に係る業務を主に担う企画調査グループと統合し、企画管理課に組織改編を行い、全学的な見地から内部質保証の強化に取り組んでいる。

3　点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

従来の教学組織を中心とした活動に留まっていた自己点検・評価活動の問題点を解消するために、発展的に新たな組織へと改編したことにより、自己点検・評価活動に関して法人と教学との情報共有を図り、PDCAサイクルの実効性を高める体制へと変革させている。更に、自己点検・評価活動は、前述のように「長期ビジョン及びそれに基づく行動計画」と連動して、各部局での自己点検・評価結果により抽出された項目が、中期行動計画に反映される仕組みとなり、より実効性が期待できるシステムへと変革されている。

4　構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法務委員会を設置するとともに、総務課に法務室を置いて法令遵守の確保に努めている。

ソフトウェアの適正な利用を教育機関として推進するために「ソフトウェア管理規程」を制定するとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的として、「個人情報保護規程」を制定している。

また、組織的又は個人的な法令違反行為に関する職員等からの相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めるため、「公益通報者保護規程」を制定している。

更に、本学が保有する情報を適正に管理し、社会に対する説明責任をより充実させるべく、「学校法人関西大学情報公開規程」を制定するとともに、「学校法人関西大学文書取扱規程」を一部改正し、より公正かつ透明性の高い運営を実現するよう努めている。

なお、「学校法人関西大学職員就業規則」に専任教職員の遵守義務を定めており、「職員懲戒規程」により規定された懲戒事由に該当する行為をなした者が処分を受ける制度が整備されている。

5　研修会の開催

本学自己点検・評価委員会では、点検・評価活動の在り方の議論のみならず、大学基準協会における自己点検・評価への考え方を委員会の中で随時紹介し、本学の活動の在り方の基本材料を提供することによって、自己点検・評価活動の学内での啓蒙活動を展開している。

6　内部監査について

本学における内部監査については、「内部監査規程」に定めており、これに基づき、内部監査室が1997年10月１日から理事長の直属機関として設置されている。

同室の定時監査は、概ね３年一巡方式で全部署を監査することを基本方針とし、2014年度は16部署の監査を実施する予定である。監査内容は、業務監査、会計監査、資産保全監査及びシステム監査の４つを対象としている。その他、必要に応じて臨時監査を実施することとしている。

また、2004年度から文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）」について内部監査が義務付けられたことにより、同室がその監査を行っている。2014年度は、通常監査（書類監査）として27件、及び特別監査（実地監査）３件を抽出して実施する予定である。

なお、年度末に理事長に監査報告をするとともに、別途、監事及び監査法人に対しても監査報告を行っている。

[3] 内部質保証システムを適切に機能させているか

1　組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

大学部門委員会では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告書を基に、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告している。その報告書は、

学長が意見を付し委員会の議を経たのち、学校法人の自己点検・評価を行う親委員会に報告することとなる。改善が必要と認められた場合は、大学の構成員や各機関は自己点検・評価結果に基づき、行動計画へ反映させる等して、その改善に努めている。これにより、本学のPDCAサイクルは実現されている。

また、全学的な自己点検・評価システム以外に、各部局に自己点検・評価を分掌する委員会等を設置しており、当該部局の学部執行部との連携の下活動している。このことにより、点検・評価活動への意識は深く学内に浸透している。具体的には、認証評価で求められる水準や自己点検・評価委員会で定めた方向性等を共有し、自己点検・評価報告書作成のみならず日常の組織運営上の参考資料として整備している。

機関別認証評価の受審サイクルは、法令上７年に一度受審することが義務付けられた。本学ではこれまで自己点検・評価報告書を２年周期で作成していることを踏まえ、その受審サイクルを６年と定めている。一方で、従来２年周期で活動をしていた状況では、報告書作成に追われるばかりで、本来の改善改革への議論と立案を十分に行うことができなかった。点検・評価のみに追われるいわゆる「評価疲れ」を起こさないようにするために、2011年度の報告書作成以降は報告書作成周期を３年サイクルに改め、各部局で実施する中期行動計画の運用と自己点検・評価の連動を強化することにより、実質的な内部質保証を充実させている。

2　教育研究活動のデータ・ベース化の推進

本学では、自己点検・評価活動の一環として1994年度から毎年『データブック』（Ａ４判・約500ページ）」を作成している。2014年度から「点検・評価活動支援データベース」を構築し、『データブック』の完成までの期間を大幅に短縮するとともに、経年比較が容易にできる環境を整えた。研究業績については、学術情報システム・学術リポジトリでデータを逐次集積しており、全て学内外に発信している。

3　学外者の意見の反映

本学では、学校法人関西大学自己点検・評価委員会活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上をめざして学外有識者による評価を行い、自己点検・評価活動に反映することを目的として、2009年４月に外部評価委員会を設置している。

外部評価委員会は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会が行う自己点検・評価活動に関する評価を行い、その結果は学校法人関西大学自己点検・評価委員会に報告され、またその内容については、学内外にHPを通じて発信されている。外部評価委員の選定については、大学評価に精通する有識者、他大学で所属大学の大学評価に携わった経験を有する教育職員、大学の財務等に詳しい有識者、初等中等教育における学校評価に精通している有識者等を委員として選定している。

4　文部科学省からの留意事項への対応について

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省から指摘される留意事項に対しては、「履行状況報告書」により報告するとともに遺漏なく誠実に対応している。

5　大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項について

本学では、2006年度に続き2012年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審している。2012年度の認証評価では、改善義務のある「改善勧告」１項目、努力義務となる「努力課題」が６項目にわたって指摘された。この評価結果は、学部長・研究科長会議及び理事会等で報告し、全組織において共有した。そして、評価結果が公表された約２ヵ月後には、その内容を具体的な改善・改革に向けた活動に繋げるため、特に「改善勧告」「努力課題」となった項目及び総評部分でマイナス評価された内容について、関係部局に改善方策を具体的に策定するように求め取りまとめた。

6　専門職大学院認証評価に関する指摘事項について

⑴ 法務研究科

法務研究科（法科大学院）は2013年度に大学基準協会による認証評価を受審し、「適合認定」を得ることができた。

しかしながら、勧告として２項目（①平常点の採点基準が定められていないこと、②「会社法」担当教員の最近５年間の研究業績が存在していないこと）、問題点（助言）として６項目（①修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合が65％を超過すること、②入学前指導において授業の前倒しの可能性があること、③シラバスにおいて全ての授業科目に成績評価の基準が明記されていないこと、④法学未修者コース合格者に入学前指導を行ったうえで「法学既修者認定試験」を受験させる環境が整えられていたこと、⑤入試における社会人の定義が広範に過ぎるきらいがあること、⑥学生数の減少に伴う教育の質の維持・向上に係る取組とその継続的な検討を行う体制が確立されていないこと）の指摘事項が挙げられた。

これを受けて、以下のとおり指摘事項の是正に取り組んでいる。

勧告①について

2014年１月22日開催の法務研究科教授会で次のとおり審議・了承された。

2014年度シラバスから、全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70％、平常点＝30％）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、５回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」ことを記載すること。また、平常点の採点基準についても全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示すること。

各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、法務研究科教育推進委員会に諮ることが確認され、継続して検討されている。

勧告②について

当該教員については、2014年４月１日付で法学部へ移籍しており、法務研究科授業科目「会社法」の授業科目担当者から外れている。

問題点（助言）①について

法務研究科カリキュラム検討委員会を設置し、指摘事項の改善に加え、司法試験法の改正に伴うカリキュラムの変更を検討する。

問題点（助言）②について

執行部会で検討のうえ、2015年度入学予定者を対象とした入学前指導から、法学の入門程度の内容に留めることとした。

問題点（助言）③について

2013年度シラバスから、旧カリキュラムの科目も含め、全ての授業科目において、評価割合を明示している。

問題点（助言）④について

2015(平成27)年度入試から、「法学既修者認定試験」を廃止した。

問題点（助言）⑤について

2014年４月23日開催の教授会にて、次の文言への修正が審議・了承された。「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社等における勤務経験（パート・アルバイト等も含む）、自営業者としての経験、その他の社会活動（家事専従も含む）等、通算して２年以上これに携わった経験を有する者とする。」

問題点（助言）⑥について

法務研究科教育推進委員会にて継続して検討中。

⑵ 会計研究科

会計研究科は、2009年度に認証評価を受審し、要望事項に対し改善を行い、その結果を踏まえ、今年度会計大学院評価機構による２期目の認証評価を受審中である。なお、11月上旬に訪問調査が実施され、2015年３月に評価報告が通知される。

⑶ 心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）

臨床心理専門職大学院は、2013年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している旨の評価結果を得た。

適合していると認定された大学院に対して、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言が行われ、そのうち「勧告」及び「改善が望ましい点」については年次報告書にて毎年改善状況を報告することになっており、「要望事項」についてはレベルアップのための努力目標である。

なお、今回の認証評価において、本専門職大学院に対する「勧告」はなかった。

今回、「改善が望ましい点」として種々指摘を受けたが、大部分はカリキュラム及びその内容に関するもの並びに実習施設及び臨床実習に関するものであった。

カリキュラム等については、2013年度中に指摘に対応するかたちで改正し、2014年度から実施している。また、実習施設等に関する指摘についても、2014年度春学期に以文館別館の整備を行いプレイルーム及び面接室を設置し、秋学期からは梅田において心理臨床センターを開設することにより対応可能とした。

上記の２点により、「改善が望ましい点」については、大部分の対応ができるものとして2014年５月に年次報告書を提出している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

2009年度に新たな自己点検・評価活動体制を構築したことに伴い、従来の自己点検・評価HPを大幅にリニューアルした。これは、自己点検・評価活動について効果的に情報発信・公開を行うことを目的としており、大学評価、学校評価、外部評価そして認証評価というカテゴリーを揃え、学校法人総体としてコンテンツを充実させている。このことにより、学校法人総体としての活動を理解いただくことを企図している。

これらの活動により積極的に情報発信・公開を進め、社会への説明責任を果たすことにより、ステークホルダーからの信頼、関心度も高く得られているといえる。㈱リクルート進学総研が発表している「進学ブランド力調査」において、本学は2008年度の調査開始時点から７年連続で志願度１位を獲得している（いずれも関西エリアにおける）。

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか

自己点検・評価の実効性を期待することのできる法人を巻き込んだ活動が可能な組織改編を行った。内部質保証の実効性を高めるために、従来個別に実施してきた自己点検・評価活動と行動計画に基づく活動を連携・融合し、実質的なPDCAサイクルを実現しつつある。自己点検・評価に関する理解の促進並びにその実行を目的とした研修を随時行っている。

2013年度の内部監査において、フォロー監査（2012年度に監査を実施した17部署に対する当室からの「改善要望等の指摘事項」の改善状況調査）の結果、58件の指摘事項に対し「改善した」（24件：42％）、「間もなく改善できる」（17件：29％）を合わせ、計71％の達成状況であるとの回答が得られた。

コンプライアンスは、企業のみならず大学にとっても早急に体制を整え解決すべき課題である。本学では社会からの要請を受け、速やかな規程の制定と体制の整備に取り組んだ。その結果、個人情報や公益通報者の保護等の規程を整備し、その周知を図り、法令・モラルの遵守意識の向上に寄与した。

［3］内部質保証システムを適切に機能させているか

自己点検・評価活動と行動計画との連携の下で、前々回の認証評価において「助言」を受けた「図書館の座席数」についての整備をPDCAサイクルの実施例として実現している。

2012年度の認証評価受審を前提とした自己点検・評価においては、大学の活動をより的確に点検・評価するために、本学の活動に即した評価基準を設定した。具体的には、自己点検・評価委員会の議論に従い「研究活動」「国際交流」を独自の評価基準として設定して点検・評価している。また、本学独自の評価指標を開発し、自己点検・評価の際の参照資料とすることができた。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

教育情報の公開のあり方についても検討し、より効果的な情報発信・公開を推進する。

大学HPに関する全学的な基本方針は、広報委員会で審議・決定し、その傘下に設置された「ホームページ小委員会」で定期的に細部の検討を行っている。広報委員会を所管する広報室広報課では、トップページを中心とした日常的な運営を担当しており、引き続き各部門と連携をとりながら、内容の充実に努めていく。

また、自己点検・評価HPについては、毎年度更新時期を定め、自己点検・評価委員会として定期的・継続的に内容を検証している。

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか

内部質保証の実効性を高めるために、自己点検・評価活動の認識を深める研修等を継続して実施する。コンプライアンスの普及については、学内構成員に対する研修会・講習会等の開催や、情報発信を通じて取り組む。

内部監査については、現状に即してPDCAサイクルをスパイラルアップさせ継続的な業務改善を図っていく。また、文部科学省のガイドラインを基に、更に本学独自に培ってきた経験を加味し、より適切かつ実効性のある監査を実施していく。

［3］内部質保証システムを適切に機能させているか

中期行動計画や自己点検・評価活動を連動して進める中で明らかになった課題について、積極的な改善に取り組む。また、内部質保証を重視した取組を進めていく。評価指標については、現場からの声を基に更なるブラッシュアップを行う。

検索

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか

情報システム及び電子媒体等を利用する場合における、機密事項を含む情報の保護方法について整備が必要となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］内部質保証に関するシステムを整備しているか

情報システム及び電子媒体等を利用する場合に限らず、書面による管理も含め、機密事項を含む情報の具体的な保護方法に関する規程の整備に加え、ガイドラインを策定するよう、引き続き努める。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

1　大学全体

大学の研究環境に対して、大学基準協会が以前示していた「大学基準」「大学基準の解説」には以下のように記されている。

「大学基準」……大学は、教員が十分な研究活動を行えるよう、研究環境に配慮しなければならない。

「大学基準の解説」……大学教員は、学術研究の進展に寄与する任務を担うため、大学は、相当の研究費を支弁し、安全に配慮した適切な広さの研究室と研究用施設・設備、及び十分な支援体制を整備しなければならない。また、教員の研究活動を活性化させ、その資質向上に必要な研修機会を確保するために、教員に対する適切な時間的配慮をする必要がある。

所属する教員（研究者）が研究活動の充実に努め、その成果をもって社会に貢献することは、大学の重要な使命である。このことから、本学では、大学基準協会では設定していない独自の評価基準として「研究活動」を設定している。

ここでは大学基準協会が設定する評価基準「Ⅶ 教育研究等環境」の評価の視点として示されている「教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保」、「教育研究支援体制の整備」のうち研究支援スタッフに関する内容、「ＩＸ 管理運営・財務　２財務」の評価の視点である「科学研究費助成事業(科研費)、受託研究費等の外部資金の受入れ状況」について点検・評価するだけでなく、研究活動状況を自己点検・評価する上で特に本学が重要と考える「論文等研究成果の発表状況」「国内外の学会での活動状況」「当該学部・大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況」「研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況」「附置研究所と大学・大学院との関係」等について、点検・評価する。

⑴ 研究組織

研究活動支援組織とその活動状況について、本学の研究活動を支援する組織として、2008年10月に研究推進部を設置し、その中核となる研究推進委員会を発足させた。委員会構成メンバーは、大学院・研究推進を担当する副学長を委員長として、教授会組織をもつ学部等の執行部（副学部長等）及び附置研究所の長を代表する委員から構成している。この委員会によって、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成を行い、迅速な意思決定を図っている。

2009年度より、研究推進委員会の下に学内外の公募型競争的資金を審査する部会が設けられた。この部会における厳正な課題審査やヒアリングを通じての申請内容の改善提言等が、本学の共同研究プロジェクトのレベル向上の一助となっていることは間違いない。

また、これらを支援する事務組織として、2006年９月に学長室の直轄組織として新たに研究支援センター（現、学長室（研究推進担当）研究支援課）を設置し、学内に分散していた研究支援事務の一元化を達成している。これによって、効果的かつ効率的な研究費の執行管理体制の強化・充実はもとより、外部の競争的資金獲得のための実質的な支援機能の拡充等、学長のリーダーシップを短期間で具現化しうる組織体制が整備、確立されている。

⑵ 研究費の状況

本学は、2009年度に文部科学省から「教育研究高度化のための支援体制整備事業」の採択を受けている。この事業は、一定規模の大学院学生数を有し、かつ一定以上の科学研究費助成事業(科研費）採択実績を有する大学を募集対象としたもので、研究拠点形成の核となる大学の機能を一層高度化するためのものである。これによって、成果公開促進や研究プロジェクトのマネジメント等を担う専門スキルを有するスタッフを配置し、教育・研究における全学に共通する支援体制を整備する等、本学の研究支援機能

を的確に向上させている。その実績を踏まえ、2012年度から、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を行い、研究活動の活性化や研究推進体制の強化等を支える人材を、URA（University Research Administrator）として戦略的に配置しており、大型プロジェクトの申請支援にURAや産学官連携コーディネーターが積極的に関わり成果を挙げている。また、商学部の学生が化学生命工学部の技術シーズをテーマにビジネスアイデアを出し、企業等の多様なメンバーとの対話を通じて事業化をめざす「イノベーション対話ワークショップ」やソリューションの導入による分析・提言等、URA支援体制を軸に研究力強化に向けた多角的かつ戦略的な活動を推進している。

こうした体制の充実によって、①教員・若手研究者らの教育・研究の質と効率性が格段に向上し、②科学研究費助成事業等学術研究振興のための外部資金の獲得が促進され、③国の政策課題型研究への対応や、④研究成果の公開促進、情報発信力が向上し、本学の特色ある研究が促進されている。

研究環境の整備に関して、教育研究を遂行するための経費は、「学内研究費」と「外部資金」に大別される。そして「学内研究費」は、経常的な研究経費と学内公募型の競争的研究経費とに分けられる。

経常的な研究経費の主体となるものは、個人研究費である。個人研究費は、研究者個人の研究活動を支援することにより本学の学術研究の推進を図るための基礎となる研究資金であり、毎年度、専任教員全員と、法務研究科、会計研究科及び心理学研究科の特任教育職員に対して交付している。その執行率は、各所属（学部等）ともに90％を越えており、本学の研究活動に対する本経費の重要性を表している。

その他に、経常的な研究支援経費としては、個人研究用コピー費、学会開催補助費（上限50万円）及び外国出張補助費（１人上限20万円）がある。また、研究成果を公表するための助成制度として、研究成果出版補助費や論集（紀要）刊行補助費等がある。

公募型の競争的研究経費は、本学での共同研究等の促進のための制度である。この経費は、学術研究助成基金、重点領域研究助成制度、特別研究・教育促進費制度から構成され、いずれも課題審査を前提とする競争原理を導入した学内公募型の助成制度として多くの実績を挙げてきたが、これらの制度を更に発展させるため、中期行動計画に基づき、外部資金の導入を促進し、研究力を向上するための学内研究資金の再編を行った。2012年度からそれまでの学内研究費を再編し、次の四つの支援制度：①研究拠点形成支援経費、②若手研究者育成経費、③教育研究高度化促進費、④教育研究緊急支援経費に移行したのである。これによって、より大型の研究組織の形成支援と若手研究者育成に重点を置いた支援が可能となり、更なる成果が期待されている。

「外部資金」獲得の方針は、我が国の基幹的な研究経費とされている科学研究費助成事業(科研費）への申請を活性化することを基本としている。その結果、科学研究費助成事業の申請、採択、交付金額ともに近年上昇傾向にある。交付金額は、2010年度以降、４億円を突破しており、全ての４年制私立大学の中で常に上位（2011年度12位、2012年度10位、2013年度12位、2014年度12位）にある。各学部等の執行部と学長のリーダーシップによる様々な制度的・組織的な支援体制の拡充という取組の効果が、数値に顕著に表れてきている。

本学は、文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」を活用し、大型研究プロジェクトの組織化に積極的に取組、先端研究分野の共同研究組織・拠点を構築している。

また、NEDOや科学技術振興機構をはじめとする特殊法人が募集する各種の研究事業や経済産業省所管のコンソーシアム事業への申請の状況も、2012年度69件、2013年度76件と増加傾向にある。

専任教員以外の研究スタッフ（PD、RA、研究支援者等）は、上記の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択を受けたプロジェクトの他、各研究所等における大型の受託研究や学外との共同研究組織での雇用が認められている。これらの研究スタッフの任用実績は2013年度で74名となっている。2012年度からは、「研究拠点形成支援経費」においても研究スタッフの雇用が認められることとなり、2014年度に２名が任用された。

⑶ 研究環境

本学教育職員の研究時間の確保については、様々な取組が行われている。2009年度から、学部教員の増員がなされている。また、在外研究員制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度等の研究専念制度が設けられている。

学部単位に研究棟があり、そこに個人研究室、合同研究室及び資料室等が配置されている。配置状況は、文系学部・法務研究科・会計研究科・心理学研究科における個室率は100％充足されているが、理工系３学部ではその率が約85％に留まっている。理工系３学部では研究テーマ毎に学生を交えた合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとっているため、原則として教授には個人研究室が与えられているが、その他の者はテーマ毎の合同研究室、実験・実習室に個人研究室としての機能を持たせて利用している。

⑷ 研究成果の発表状況

本学教員の研究業績は、「学術情報システム」や「学術リポジトリ」を通して社会に広く開示している。この「学術情報システム」に登録されている2013年の著書・論文数をまとめると、著書は全体で118件、論文数は全体で767件となっている。詳細については、『データブック2014』を参考のこと。しかしこの数字は各教員が自主的に学術情報システムに登録した業績の集計であり、実際にはこのほかにも多くの業績が様々な形態で発表されていると考えられる。今後、成果発表に対する支援・評価を考えるとき、研究領域によって、どのような手段が成果発表の主要な方法となっているのか、実態に即して考慮する必要がある。

研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況、当該学部・専門職大学院としての特筆すべき研究分野での研究活動状況については、各学部、研究科、研究所等で記載されているので参照されたい。

⑸ 特筆すべき研究活動

本学では、学長のリーダーシップによる戦略的展望から見通す政策的な研究分野と、将来性のある萌芽的な研究や優れた研究成果を期待できるものへの重点的な資源配分を行っている。これまで行ってきた教育研究両面での基盤強化を背景に、高度な先進的教育研究能力を備えた研究組織を構築し、世界水準の教育研究拠点の形成を図っている。この戦略構想による大きな成果が、「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成－周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出－」として、グローバルCOEプログラムに採択されるという形となって実を結んでいる。

当該プログラム拠点は、若手研究者養成の中心的な拠点として活発な活動を続け、2009年度に実施された中間評価でも高い評価を得ている。また拠点が創成した新領域「文化交渉学」を世界的に確立するため、本学が主導して設立した国際学会「東アジア文化交渉学会」には、世界中のアジア研究の中枢的研究機関が参画し、現在、25の国と地域から400名を超える会員数を数える。年次総会は、2009年度の本学での開催を端緒に、2010年度は国立台湾大、2011年度は華中師範大、2012年度は高麗大、2013年度は香港城市大、2014年度は復旦大で開催した。今後、2015年度は法政大、2016年度は130周年記念行事として本学で開催の予定であり、本学の教育研究活動の国際的展開を象徴する存在となっている。

こうした成果に対しては、グローバルCOEプログラム期間終了後も、東アジア文化研究科を設置し継承するとともに、当該拠点が創設した国際学会の事務局を引き続き本学が担当し、世界に向けた情報発信の拠点としての役割を果たしている等、優れた活動成果を大学が責任をもって継続する姿勢をはっきりと打ち出している。

また、この東アジア文化研究科を対象として、文部科学省の「卓越した大学院拠点形成支援補助金」に採択された。この補助金は、グローバルCOEプログラム等トップクラスの大型補助金に採択された拠点のうち、中間評価がA以上の評価を受けた専攻だけを対象として実績を審査し交付されるもので、より一層優秀な博士課程後期課程の学生を惹きつけ、世界で活躍する研究者を生み出すことを狙いとするものである。交付の対象となったのは24大学78拠点で、私学では早稲田、慶応と本学の３大学のみが

対象であり、なかでも、本学は、最優秀であるSグループとして評価され、上位18専攻に選ばれた。

また、本学は、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の採択件数において全国１位の実績を持っている。1995年度に発足した前身の「学術研究高度化推進事業」から通算するとこれまで48件の研究拠点を形成してきた。この制度は、最先端分野の研究を格段に高度化するための研究施設・装置・設備の整備と５年間にわたる研究費とPD／RA等若手研究者育成に要する経費を国が総合的に補助するものである。大学の研究戦略を示しつつ申請した拠点形成構想が採択されることによって、大学の「世界的研究・教育拠点」としての力量が評価され、一層強化されることとなる。30％台の採択率に加え、中間及び事後評価の厳格化等、近年ますます厳しさを増す本制度において、全国１位を維持していることの意義は大きいといえる。

これらの研究プロジェクトを推進する母体組織は、人文社会系全体では、東西学術研究所、法学研究所、博物館、理工系を中心とした全学的な産学連携・先端研究プロジェクトの拠点（先端科学技術推進機構）、共同利用・共同研究拠点（ソシオネットワーク戦略研究機構）等の附置研究所等、大学院研究科である。

次に、大学院研究科を母体とする２件の先端的研究プロジェクトを説明する。まず、文化財保存修復研究拠点（ICP）は、2008年から2012年までエジプトのサッカラ遺跡（世界遺産）の壁画等の文化財を研究対象として、現地関係機関の協力を得て共同研究を行った。文化財科学と基礎科学（化学分析、防菌防黴化学、高分子化学等）の結びつきは、日本の文化財研究においても望まれているものであり、文化財科学と人文科学の結びつきは、文化財の活用を考える前提となるものであった。基礎科学と人文科学の結びつきも、日本と気候風土が異なるために日本には存在していない石造建築物、地下建造物、壁画等の文化財の研究の橋渡しをするものであった。本プロジェクトには、エジプト及びポーランドの専門家も含まれており、大学の夏季・冬季休業期間には現地に集合して計画的な研究活動を行ってきた。そしてそれらの成果を2010年11月にはエジプト大使を本学に迎えて、国際シンポジウムを開催して発表した。2011年１月に勃発したエジプト革命以降は現地の政情不安により多少の計画変更を余儀なくされたが、最終年度の2012年には国際シンポジウム「世界の壁画修復の最前線」を開催し、エジプト、日本、中国（敦煌）等の壁画を巡る研究成果を総合化して国際的に公開する等、精力的な調査研究を進めた。日本は文化財科学、基礎科学の双方に高い技術をもっている一方で、前者は海外の異なった文化財に応用する研究の蓄積、後者は文化財保全に応用する研究の蓄積に欠いている。これを補うため日本、エジプトやポーランドの研究者と、現地の文化財の特性を踏まえた研究、エジプトと類似した石造建造物や壁画を扱う欧州の実績を踏まえた研究を連携して行うことが重要であった。

文化財保存修復研究拠点（ICP）の成果を発展させて、2013年から国際文化財・文化研究センター（CHC）は、エジプトの文化財を中心に更に国際的な場で理工系基礎科学と人文系学問を融合する研究を行っている。これによって、文化財科学、エジプト学、エジプト社会、化学分析、防菌防黴化学、高分子化学、地盤・建設工学、マルチメディア工学、異文化研究、博物学、古典学等にまたがる「総合文化財学」を確立するものである。2013年は、夏にいわゆる軍事クーデタにより千人を越える死者が出たため、現地調査の代わりにエジプトから人材を本学に招へいし、研究のネットワークの充実を図った。考古大臣及び考古省の６名の実務者を招へいし、エジプトの文化財の危機的状況についての情報を入手し、また現場での課題と活動の実態の報告を受けて意見の交換を行った。更に、カイロ大学考古学部の研究者（５名のエジプト学者、５名の文化財修復研究者）も招へいして、エジプト学とエジプト文化財のセミナーを開催し、エジプト学・エジプト文化財修復を総合的に日本に移転する体制を整えた。加えて、サッカラ村での文化財の活用を図るため、住民５名を招へいし、日本の文化財活用と比較して問題点を探った。また、若手研究者を育成し、社会人教育を行うために、文化財セミナーを開催した。これを通して文化財に関わる日本国内の先端研究者とのネットワークを強化した。国際文化財・文化研究センター（CHC）は、2014年も中国の敦煌研究院で国際フォーラムに招へいされる等、「総合文化財学」

の確立に向けた多様で国際的な研究を精力的に推進している。

なお、本プロジェクトの研究活動状況については、各研究班のテーマ毎に計画的に外部評価委員に報告を行い、高い評価と今後に向けての改善のためのアドバイスを得ることにしている。

社会的信頼システム創生センター（STEP）は、天神橋筋のリサーチアトリエに加え、奈良県葛城市にKU-RENKAを、また、被災地である岩手県上閉伊郡大槌町にはKU-SHIPを地域連携拠点として設置し、地方と都市を結びつけながら地域の問題解決を図るモデルを実践的に展開してきた。葛城市のKU-RENKAでは発達障がいであり中学校に不適応症状を示している生徒約10人を地域と連携して週二日受入れ、大学と地域が連携して生徒をサポートするという新しい仕組みづくりを行った。結果、生徒の発達に大きな前進がみられ、大学、地域、そして行政が連携する成功モデルを提出した。また、東日本大震災の発生を受けて、2012年より被災地の雇用創出と人材育成活動を展開し、大槌町被災地域に設置したKU-SHIPを拠点としながら新規にIT企業の創設を支援するとともに、大槌高校との間をインターネット回線で結び遠隔コミュニケーションシステムを利用した英語の遠隔授業プロジェクト（KUPIDO）を開始した。高校生の学習意欲と英語能力に改善がみられ、被災地の人材育成支援の新規モデルとして注目された。また、構想調書に記載の限界集落の活性化については、四万十町を対象地域として展開し、町及び県立高校と連携しながら地元学を展開するという試みを行い、小学校廃校跡地利用に大学が協力するという実践を展開した。また、リサーチアトリエの来場者は着実に増加し、３年間で約1,100名が来場し、商店街に設置された研究拠点の成功例として大きな注目を集めている。更にデータ解析・ラボでは、自殺のデータベース作成をすすめ、独自の自殺率のベイズ推定値を算出し、これらの値を基にした自殺と信頼感の因果推定が展開している。シミュレーション・ゲーミング・ラボでは、シミュレーションゲーミングを利用した信頼実験とネットワークシステムを使った実験が展開し、ポジティブネットワーク形成の理論的基礎が前進した。これらの成果を基に、各種の実践の展開事例の要素を抽出し、ポジティブネットワーク形成の理論的、数理的解析へと展開が図られている。

以上の２件のほか、これまでに採択を受けた特徴的な研究プロジェクトの中には、理工系分野の最先端研究の領域をはじめ、「空間・コミュニティ・公共政策・マネジメント」の融合等、文理融合、複合・境界領域に迫るものを意識した意欲的な研究も少なくない。こうした大型の研究プロジェクトの形成活動を数多く経験する中で、本学の研究者及び支援者を含む組織構成員は、複合・境界領域における「人材育成」と「先端研究」という二つのミッションを、高い水準で達成するための組織的な取組方と運営スタイルを採り、鍛錬を積み重ねてきている。

2　附置研究所と大学・大学院との関係

本学は、1922（大正11）年の大学昇格以来、「学の実化（学理と実際との調和）」を学是（教育理念）としている。大学・大学院共にこの学是に沿って教育・研究に取り組み、卒業あるいは修了生を送り出している。このため本学では、大学院と附置研究所の共同による大型研究プロジェクトの設置や、この研究プロジェクトへの博士課程前期課程及び後期課程学生の受入れを積極的に推進している。

そのもっとも成功した例は、前述の文部科学省グローバルCOEプログラム「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成」である。文学研究科と東西学術研究所のほか、学内外の協力により実現した拠点形成であり、この研究拠点を中心に東アジア文化研究科が創設されている。その他にも、理工学研究科と先端科学技術推進機構との連携により「私立大学学術研究高度化推進事業」や「戦略的研究基盤形成支援事業」を継続的に申請している。これらの研究プロジェクトには多くの大学院生が研究員やRAとして参画し、活発に活動しており、研究活動を通じての実践的教育の場となっている。これらの共同研究の推進により、更に総合的で専門的な教育・研究を実施することが可能となっている。

本学の研究活動は学外研究費の獲得状況から見ても、年々大型化・活発化の方向にある。学内の競争的研究経費をベースとして研究プロジェクトを立ち上げ、その研究成果に基づいて学外の大型プロジェクト

に挑戦するという形が定着しつつある。当然、これ以外にも単独の研究者による優れた研究への支援や若手育成のための研究支援も重要である。

また、これまでの本学の研究支援は研究経費の支援を中心に行われて来たが、今後は経費支援のみならず、この経費の使途の拡大や手続きの簡素化、そして研究時間の確保等、人的資源にも配慮すべき時期に来ていると考える。

いずれにしろ、学外からの研究費の受給状況から見ても本学の教員の研究が年々活発化し、外部から期待され、また、評価にたえうる高いレベルの研究に従事していることは明らかである。

(1) 東西学術研究所

1　研究所の目的

本研究所は、1951年４月、東洋・西洋文化の比較・交渉研究を行うことを目的として設立され、2011年で60周年を迎えた本学でもっとも長い歴史をもつ研究所である。2011年10月には東西学術研究所開設60周年記念国際シンポジウムの開催及び『東西学術研究所開設60周年記念論文集』を刊行した。

2　研究所の組織

組織としては、所長、幹事、主幹（各研究班の代表者）、研究員（本学教員）、外部からの委嘱研究員、客員研究員、非常勤研究員、準研究員からなる。現在、研究班として、言語接触研究班・近世近代日中文化交渉（日中移動伝播研究）班・東アジア宗教儀礼研究班・非典籍出土資料研究班・比較信仰文化研究班・日本文学研究班・西洋文学における異文化交流研究班の７研究班が活動している。いずれも2013年４月～2016年３月までを研究期間としている。

本研究所の研究班の構成は、学内において公募により全学の教員を対象とし、学外においては、国内外ともにそれぞれの分野で活躍中の研究者を委嘱研究員、客員研究員として迎え、広い視野から共同研究を行っている。更に大学院教育との連携を図るため、大学院博士課程後期課程に在籍する優秀な大学院生を共同研究に参加させるため、2003年度から準研究員制度を導入している。準研究員は、指導教員の推薦の下、当該学生が所属する研究科の研究科長が所定の手続により選定している。

外部資金の導入を念頭に置き、各研究班、研究員には毎年、科研費の申請を奨励し、とりわけ非常勤研究員においては、「東西学術研究所非常勤研究員内規」に申請義務を明記している。

また、2007年６月に本研究所の活動を基に文部科学省のグローバルCOEプログラム「関西大学文化交渉学教育研究拠点」が選定され、2011年度末に終了した。このプログラムの遂行により2011年４月より大学院に東アジア文化研究科が新設された。更に2011年５月には、本研究所から申請した文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として「東アジア文化資料のアーカイヴズ構築と活用の研究拠点形成」を遂行するアジア文化研究センターが選定され活動を継承し、2013年度の中間評価はAAの高評価を得ている。更に、本研究所内研究班のうち、言語接触研究班、近世近代日中文化交渉（日中移動伝播研究）班・東アジア宗教儀礼研究班は、グローバルCOEプログラムの成果を基に研究を更に進展させるために設置され文化交渉学の視点から研究を継続している。

3　研究活動と成果

研究活動としては、研究例会、国内外の研究者を招いての特別講演会及び国際シンポジウム等を行っている。研究例会は、2011年度９回、2012年度８回、2013年度15回を数えている。2011年以降、法政大学沖縄文化研究所、韓国海洋大学校国際問題研究所、2013年度には、台湾国立政治大学との学術協定を締結し、内外の研究機関との学術交流を推進している。

研究成果の公開に関しては、毎年『東西学術研究所紀要』を刊行して、年度毎の成果を公表している。また、研究班の成果の刊行物として、『研究叢刊』、2011年度２冊、2012年度２冊、2013年度５冊、『訳注シリーズ』、2011年度１冊、2012年度２冊、『資料集刊』、2012年度３冊、『国際共同研究シリーズ』、2011年度１冊、2012年度１冊、『国際シンポジウムシリーズ』、2011年度１冊を刊行している。

⑵ 経済・政治研究所

1　研究所の目的・目標

本研究所の目的は、「経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献すること」である（「経済・政治研究所規程」第２条）。

2　研究班の構成

本研究所の目的を遂行するために、2014年５月現在、以下の４つの研究班を組織して、研究・調査活動に取り組んでいる。

(1) 大阪の社会労働運動と政治経済研究班（研究員８名：法学部３名、文学部２名、経済学部１名、政策創造学部１名、委嘱研究員１名）

(2) 東アジア経済・産業研究班（研究員９名：総合情報学部４名、経済学部３名、商学部２名）

(3) 朝鮮半島における経済と政治研究班（研究員４名：経済学部２名、商学部１名、委嘱研究員１名）

(4) 市民自治力向上とアクション・リサーチ研究班（研究員５名：社会学部２名、環境都市工学部１名、委嘱研究員２名）

各研究班とも、その研究員は複数学部にまたがって組織されており、研究所の目的を具体化して実行することをめざして、学内の研究交流を活性化する役割を果たしている。

各研究班について、(1)は、2011年度中期行動計画に基づく関西・大阪に関する重点研究班である。(2)は３研究所連立型研究班として、重点研究班である。(3)及び(4)は、2014年度中期行動計画に基づく社会貢献に係わる研究班である。

なお、2013年度で研究活動を終了した研究班として、財政・社会保障制度研究班があり、研究成果として、『行財政改革先進事例等調査報告書』（『調査と資料』第111号）を刊行している。また、子どもの安全とリスク・コミュニケーション研究班は、研究成果として、『子どもの安全とリスク・コミュニケーション』（『研究双書』第159冊）、『子どもの安全とリスク・コミュニケーションⅡ』（『調査と資料』第112号）を刊行している。更に、地域社会と情報環境研究班は、『地域社会と情報環境の変容―地域における主体形成と活性化の視点から―』（『研究双書』第158冊）を刊行している。この研究双書第158冊、第159冊は、関西大学出版部から市販本として刊行している。

3　研究活動

本研究所における主要な研究活動における公開事業は、以下のとおりである。

大阪商工会議所、大阪市工業会連合会、大阪市産業経営協会、株式会社りそな銀行の後援で、産業セミナーを開催しており、2013年度は年間５回開催し、テーマは産業・企業について包括的に考察する課題を設定し、研究班の研究成果を公開している。

公開講座としては、2013年度においては３回開催しており、主として現代的な課題を中心として、学外講師による講演を行っており、産業・経済の解明に資するテーマを取り扱っている。

公開セミナーとしては、2013年度においては７回開催しており、各研究班の研究内容に沿ったテーマで、学外講師による講演を行っている。

３研究所合同のシンポジウムを2013年度も開催し、３研究所のコラボレーションに資する活動を展開している。また、国際シンポジウムとして、2013年５月24日に、「第４回関西大学・復旦大学経済フォーラム」を開催している。この３研究所合同シンポジウム及び国際シンポジウムは、2013年度中期行動計画に基づくグローバルネットワーク構築に向けた社会連携の公開事業である。

4　研究業績

研究成果の公開に関しては、以下のとおりである。

各研究班の研究成果を収録した出版物として『研究双書』と『調査と資料』があり、2013年度は、前述のとおりそれぞれ２冊ずつ、2012年度は、『研究双書』２冊と『調査と資料』１冊、2011年度は『研究双書』３冊と『調査と資料』２冊を刊行している。

また、産業セミナー及び公開講座の報告を収録した出版物として『セミナー年報』があり、毎年度刊行している。更に、公開セミナーについても、その報告を『セミナー年報』に掲載して公表することがある。

こうした研究活動に関しては、原則として、本研究所のHPにおいて電子化・公開している。

⑶ 法学研究所

1　研究所の目的・目標

本研究所は、「立法、司法、行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与すること」を目的（「学則」第69条）として1987年４月に設立された。近年の国際化・情報化、技術革新、産業構造の高度化等に起因して生ずる様々な法律問題に関して、学際的、国際的視野に立った共同研究によって研究を進めており、研究成果の公表、社会への還元を促進することで目的の具現化に取り組んでいる。

研究所の運営にあたっては、幹事会、運営委員会、研究所会議を構成し、更には、広く学外からの意見を反映させるために、外部の有識者を顧問として採用し、研究所の活動が公平かつ円滑に行われるよう努めている。

2　研究班の構成

研究所では、研究テーマ毎に研究班が組織され共同研究を行っている。新たな研究班及び研究課題は、全学に公募し、提出された「研究計画書」に基づき運営委員会において決定される。2014年度は18名の研究員（内、学外の委嘱研究員３名）が４つの研究班に所属しており、各班の研究員は法学部、政策創造学部、法務研究科の専任教員が研究推進に当たっている。ただし、全学公募方式にみられるように、法学部のみに止まることなく、これまで学部では文学部、政策創造学部、環境都市工学部、大学院では法務研究科、会計研究科等幅広い分野の専任教員で構成されてきた。

更に、専任教員のみならず、大学院から委託を受けた博士課程後期課程に在籍する大学院学生が、研究成果を発表する機会や、外部を含めた多くの研究者との交流を深める等の研究活動に参加できるよう、準研究員制度を設けている。

また、研究所事業として、各研究班は公開講座・現代法セミナー・特別研究会等を積極的に開催している。これらの行事は学外にも開かれたものとなっており、毎回の参加者も多い。このような事業を通じて、研究成果の社会的な還元にも努めている。

3　研究活動

研究所では、１期２年（通常２期）の活動を基本とする４研究班を編成している。2012年度は「インド・南アフリカ財産的情報」「例外状態と法」「経済法」「地域主権」が、2013年度・2014年度は「欧州私法」「例外状態と法」「経済法」「地域主権」が、国内外で研究活動を行っている。

各研究班は海外の大学・研究所との交流を盛んに進めており、具体的には、ドイツ・スペイン・アメリカ・イギリス・インドへの調査出張、シンポジウム等の講演会における中国・韓国・ポーランド・ニュージーランド・ドイツ・アメリカからの講演者の招へい、「外国人招へい研究者規程」に基づくフランス・韓国・スペインからの招へい研究員の受入れ等が挙げられる。

また、本学に附置されている東西学術研究所、経済・政治研究所との間では、統一テーマの下で３研究所合同シンポジウムを年１回開催する等の連携が行われている。

こうした具体的な研究活動状況等の詳細については、参考資料のパンフレット『法学研究所2014』を参照願いたい。

4　研究業績

各班の研究活動の進捗状況は半年毎に本研究所の総合研究会で報告しており、その内容は『ノモス』（1990年創刊、現在第33号まで出版）に掲載されている。更に、研究期間終了後１年以内には、研究成果の集大成として『研究叢書』（1989年創刊、現在第51冊まで出版）を刊行し、研究成果を広く公

開している。

なお、2008年度には文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に「マイノリティと法−21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」が採択され、当研究所の下に「マイノリティ研究センター」を立ち上げ、2012年度に終了するまで、海外招へい研究者を迎え、国際的な活動を続けてきた。この研究成果は紀要「マイノリティ研究」に収容され、現在でも貴重な研究資料となっている。

⑷　先端科学技術推進機構

本機構は、先端的共同研究、プロジェクト研究、産学共同研究及び産学官連携・協力を推進することを目的に、４研究部門（N［新物質・機能素子・生産技術］、I［情報・通信・電子］、B［生命・人間・ロボティクス］、E［環境・エネルギー・社会］）と３研究センター（戦略研究総合センター、医工薬連携研究センター、地域再生センター）を擁する理工学系を中心とした研究機関である。

本機構の研究員はいずれかの研究部門に所属し、研究活動を行っている。また、必要に応じて所属部門を見直すことで、社会ニーズの変化への対応に柔軟性を持った研究体制を築いている。各研究部門では、年２回程度の研究部門別発表会の開催を通じて、「見える研究成果」の発信を行い、革新的な研究や技術を芽吹かせ、育成するために研究会を組織している。現在、14の研究会が活動を行い、この研究会を基盤に現在10研究グループがそれぞれ活発な研究活動を展開し、新たな大型研究プロジェクトの萌芽となっている。

３研究センターのうち、戦略研究総合センターは、2008年度から実施された「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（文部科学省）」に採択されたプロジェクトを包括し、本学における特色ある戦略的な研究基盤を形成するための組織として、2012年に設置された。現在、11プロジェクト（７プロジェクトが稼働中）が採択される等、高度な研究活動が持続的に展開されている。

これらの事業では、若手研究者の育成を視野に入れ、PDやRAのほか、研究プロジェクトに参画する本学大学院生を準研究員として積極的に登録し、教育効果の向上をめざし、学内外での研究や発表の機会を設けている。学外からは客員研究員、非常勤研究員も受入れ、研究体制の充実を図っている。また、本機構には複数のコーディネーターを配置し、研究員の研究活動の支援も行っている。

更に、医学・工学・薬学に精通した他大学・企業・研究機関の研究者との共同研究を通じて、健康増進、疾病予防及び診断・治療に貢献する「医工薬連携研究センター」、地域再生に関する、情報の収集・発信・支援に関する研究、社会基盤施設の持続的な維持管理、再生に関する研究、地域コミュニティ文化に関する研究を行う「地域再生センター」においても、活発な研究活動を推進している。

社会連携強化の一環として、毎年「先端科学技術シンポジウム」を開催し、国・独立行政法人等の研究プロジェクト、研究センター及び研究会・研究グループの成果を公表し、学外の企業・研究機関から多数の参加者を集めている。会場では研究成果のポスターパネル等を展示し、若手研究者、大学院生によるパネル説明会の時間も設定している。また、2010年度から早稲田大学との研究交流セミナーを開催し、他大学との交流にも積極的に取り組んでいる。その他印刷物として、機関誌である『技苑』を「プロジェクト研究報告概要集」並びに『研究者総覧（日本語版・英語版）』として発行し、研究員データと最新の研究成果を広く公開しているほか、研究プロジェクト及び研究グループの成果に関連した論文等を集めた『研究成果報告書』も刊行している。また、年４回発行の『先端機構ニュース』は最新の研究成果等を掲載する等、積極的に、機構研究員の研究活動を紹介している。更に『先端機構ニュース』では、理工系３学部を中心とした教員（研究員）が公表した研究成果を網羅したものを、別冊として取りまとめている。これは、著書、原著論文、国際・国内の学会発表・特許等を網羅した詳細な研究成果情報であり、研究員の成果を効果的に公表するツールとしてデータベース化している。

研究環境充実の一環として、安全な研究環境確立のため、安全委員会を設置し、毎年「安全週間」を実施し、研究員への啓蒙活動も行っている。

⑸ ソシオネットワーク戦略研究機構

本機構は、2008年度に文部科学省「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業（平成20年～24年度）」に採択され、同時に「共同利用・共同研究拠点」の認定（期間５年）を受け、事業を実施した。この間の研究実績が評価され、2013年４月に、６年間の「共同利用・共同研究拠点」の再認定を受け、事業を実施している。

拠点の事業目的は、(1) 国公私立大学や研究機関を通じ、拠点施設を利用し、共同研究を促進させる。(2) 学術資料の共同利用を促進するため、情報通信技術を活用し、ネットワーク戦略の総合的政策研究を行う。(3) 政策実施のためのソフトウェア、それを構成するツールを開発し、当該ツールを用いて、マルチ・エージェント・シュミュレーションを実行する。(4) 拠点がこれまで収集・蓄積した経済政策に関する約101,000個の個票データについての実証分析を進める。

具体的には、2013年度拠点事業を「個別研究事業」と「共同研究事業」に分け、「個別研究事業」では、拠点が推進する「研究テーマ」に即し、研究活動を行う「指定研究ユニット」① 経済心理データ分析ユニット：研究課題「少子高齢化社会における家族構成員の経済的認知とその経済活動についての研究」、② 情報通信技術分析ユニット：研究課題「情報通信社会におけるクラウドコンピューティングの経済的影響の分析」を設置した。①のユニットは、研究課題に取り組む公募研究員１名を採用し、拠点研究員との共同研究を行い、また、アンケート調査「意思決定に関する調査」を実施、現在、その結果を分析しており、2014年度に論文発表を行う。また、②のユニットは、研究課題に即した論文「日本企業におけるクラウドコンピューティングの導入状況と財務データの統計分析」、「Macroeconomic Contribution of the Cloud Computing System」２編を発表した。

「共同研究事業」では、(1) 拠点の研究成果の実証研究として、論文「Webアンケート調査でみた将来の物価変動率予想Ⅱ」を発表した。(2) 拠点研究員が発表した研究論文は、22篇（査読付14篇）であり、３篇が拠点ユニットの研究論文、５篇が英査読誌の掲載論文、14篇が拠点研究員が個々の研究において拠点事業（共同利用・共同研究）を活用し、執筆した論文である。(3) 拠点広報活動として、①個票データ（101,000個）の利活用のため、大学院生や学部生(4年)が利用する際の「手引書」を作成している。② 国内外の研究者からの要望が強い「アンケート調査票英語化」は、2012年度調査分まで英語化を終えた。③ 英文査読誌（RSS：Springer社（独）刊）は、英語論文を募集、査読、編集委員会を経て、英語論文10篇をWeb形式で刊行した。(4)拠点主催で研究セミナー６回、研究講演会１回、国際会議１回を開催、拠点研究員と学内外研究員との間で、研究情報の交換、研究内容を討議、研究推進を図った。

一方、本機構を母体として組織されている「データマイニング応用研究センター」は、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」（平成21年～25年度）の採択を受け、大規模データから有用な知識を発見する計算機科学と社会科学を統合する文理融合型研究を実施した。具体的には、センサーネットワークを用いた顧客動線データ(店舗実験)により、新しい理論モデルを構築、実践によってモデルの有用性を明らかにした。それら研究内容をまとめた研究叢書２冊(英文)を刊行し、また、研究会、講演会、国際ワークショップを開催、研究者、研究機関への情報発信、人的交流を推進した。これらの多様な研究成果を「戦略基盤事業成果報告書」として、文部科学省に提出、同省から事業事後評価「AA」の評価を得た。

⑹ 人権問題研究室

１　研究室の目的・目標

1974年に当研究室の前身に当たる「部落問題研究室」が設置され、障害者等問題委員会を含め1985年に「人権問題研究室」へと発展的に改組された。その目的は、国内外の多様な人権問題について研究調査し、基本的人権の確立に寄与することである。この目的に従い、研究・調査・啓発活動を行っている。

2　研究体制

前述の研究課題に従い、研究室では、部落問題研究班、人種・民族問題研究班、障害者問題研究班、ジェンダー研究班の４研究班体制をとり、調査研究と啓発活動を行っている。

前述の４研究班が各々年２回報告を行う研究学習会（年８回）を開催しており、この研究会は、学内に向けて公開されている。また、大学の人権問題委員会との共同研究会と、研究員が参加する合宿研究会をそれぞれ開催している。

本研究室に付属する施設として図書室がある。前述の研究目的に関係する図書・雑誌を収集し、研究員のみならず本学に在籍する学生に貸し出し、その便宜に応えている。

3　研究活動

研究室の社会的な活動としては、学内で年４回の研究員による公開講座を開催している。また、地方自治体との共催というかたちで公開講座を毎年１回開催し、これまで吹田市、茨木市、池田市、桑名市、堺市、川西市、高槻市、京都市等と実施している。そして、不定期であるが国内外から研究者を招へいして国際シンポジウム又は国際ワークショップを開催している。

本研究室に1992年度に森杉夫氏から寄託された資料として「森杉夫氏収集史料」がある。部落問題研究班が既に同資料については目録も作成してきた。同資料には部落問題に関する近世と近代の歴史史料が多数含まれており、公開や研究目的等を審査して、これを公開している。2011年度から2012年度まで膨大な量に及ぶ同資料の恒久的な保存を図るため、再整理を行い、特に部落問題に関する史料をPDFファイルに置き換える作業を行った。

部落問題研究班は部落問題の歴史、部落問題に関する教育、部落の産業的活動に関する研究を行ってきた。歴史研究としては、江戸幕府の『祀部職掌雑纂』という新発見史料の研究を行っている。また、教育分野では、義務教育における部落問題学習の現状についての研究及び、地域教育の現状について実践的な研究を行っている。

人種・民族問題研究班は、「アジア地域及びヨーロッパ地域における歴史教科書問題に関する比較研究」をテーマとして研究に取り組んでいる。そして、各研究員は「教育と国際理解」という共通の枠組みの下でそれぞれが研究論文を執筆し、2015年中に『人権問題研究室紀要』において特集号を編纂して一括掲載する予定である。

障害者問題研究班では、2011-12年度で総括された「障害をもつ学生のニーズに関する調査と学生生活環境の整備について」の課題を継承発展させ、2013年度から「大学におけるインクルーシブ教育の可能性に関する検討」に取り組んでいる。また2012年度に創設された「障がいのある学生に対する修学支援窓口」と密接な連携の下に、事例検討・調査研究に着手している。

ジェンダー研究班では、大学生の「戦争の記憶と認識」に関する調査研究を2010年度より進めてきた。2012年度から日本の大学生に対するインタビューを行い、学校や家庭、地域で戦争をどのように学んできたのか、ナショナリズムや戦争の可能性をどう捉えるのか等について、ジェンダーの視点から調査を行った。また2012年度には、ドイツの高校生の戦争観についても聞き取りを行った。2013年秋には、これまでの研究成果を基に、日独の歴史教育に関する国際ワークショップを開催した。

4　研究業績

研究室から発行される年２回の『人権問題研究室紀要』が各研究班による調査研究の成果報告書となっており、既に67号まで刊行している。研究室の日常的活動については年２回の『室報』で公開している。

(7) 博物館

2010年４月に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択されて設立された「大阪都市遺産研究センター」は、豊臣秀吉の大坂築城から近現代に至るなかで都市遺産が辿った軌跡を検証する文理総合型の研究拠点の形成をめざし、近現代大阪の社会文化景観の変貌の解明を基幹テーマとし、「水

都大阪の伝統文化と暮らし」・「商都大阪の経済と学問」という二つのサブテーマが支え、可視化チームが成果のビジュアル化を支援するという研究体制で活動を展開した。

当該期において、基幹テーマでは、医療と看護に着目して日赤大阪病院、2013年に生誕100年を迎えた織田作之助、人々の娯楽の中心であった映画文化等の調査・研究が進められ、その成果は国際シンポジウムや大阪都市遺産フォーラムで公開されたほか、本学図書館・オダサク倶楽部・大阪文学振興会等の協力を得て開催された展覧会、本学と大阪府立大学・大阪市立大学との３大学連携協定に基づいて大阪府との共催で開催される「新なにわ塾」で公開された。2013年７月には、大阪都市遺産叢書３『大阪の近代　大都市の息づかい』が刊行され、初年度から３年目までの基幹テーマの成果がまとめられた。「水都大阪の伝統文化と暮らし」では、大阪歴史博物館と連携して同館所蔵の「三村幸一写真資料」、本センター所蔵の「牧村史陽氏旧蔵写真」の整理とデジタル化が進められた。いずれも昭和30年代の高度経済成長期の変わりゆく大阪の風景や民俗行事等が撮影されたもので、その成果は、大阪歴史博物館とセンターの主催、本学社会的信頼システム創生センターとの共催による写真展等で公開されるとともに、牧村史陽氏旧蔵写真は、大阪都市遺産研究叢書別集６として刊行された。また、オーストリア・エッゲンベルク城博物館、大阪城天守閣と連携して調査・研究を進める「豊臣期大坂図屏風」については、国際シンポジウムや住吉大社と連携して開催された地域連携シンポジウムで成果が公開されたほか、三菱財団の助成で屏風に描かれた大坂城極楽橋の遺構である滋賀県宝厳寺唐門の調査が行われ、その成果はDVD化された。併せて、可視化チームと共同で制作された「豊臣期大坂図屏風デジタルコンテンツ」は、日本語版・英語版が本センターとエッゲンベルク城博物館のHPで公開されている。「商都大阪の経済と学問」では、大阪府立中央図書館所蔵の住友文庫医学学位論文の調査が同館の協力の下進められ、その目録が大阪都市遺産研究叢書別集の４分冊のうち２冊が刊行された。目録刊行に先立つ2012年には、住友文庫ゆかりの中之島図書館で地域連携事業として特別展とフォーラムを開催した。また、初年度から進められている明治から大正期の大阪の人口調査はデータ収集が完了し、ルーヴァン・カトリック大学（UCL）人口社会研究所教授を研究例会に招じてヨーロッパとの国際比較が論じられた。

2010年に本学校友から大阪松竹座ゆかりの山田伸吉の絵画「道頓堀今昔」の寄贈を受けたことを契機として調査・研究を進めている「芝居町道頓堀の景観復元」では、コンピュータグラフィックスによって明治末期から大正初年の街並みを復元し、「道頓堀五座の風景」と題してHPやフォーラム等で公開した。

2012年には、明治中期から大正初年にかけて大阪の劇場を数多く手がけていた大工棟梁中村儀右衛門の日記や劇場図面・仕様書、舞台背景画の下絵である大道具帳等455点に及ぶ新出の資料群を入手し、これを契機として、本学と商店会とが連携協力協定を締結することで、本センターと商店会との連携が強化され、情報や資料の提供等で連携して調査・研究が進められている。同時に、道頓堀の調査・研究の発端となった山田伸吉に関係する資料の収集と調査・研究も進められ、その成果はフォーラムや本学博物館で開催された企画展で公開された。芝居町道頓堀に関する調査・研究の成果は、道頓堀連続フォーラム（４回）の開催を通じて、随時地元に還元するだけでなく、本学が参画するグランフロント大阪のナレッジキャピタルで公開されたほか、2014年には大阪市立住まいのミュージアム（大阪くらしの今昔館）との共催、商店会の協力で、同館において「再現！道頓堀の芝居小屋～道頓堀開削399年～」展が開催され、これまでの成果が一堂に公開された。

その他、本センターの活動としては、コンソーシアム大阪（2011年度～2013年度）・本学と早稲田大学との連携講座（2013年度）での提供授業や、兵庫県川西市（2011年度・2012年度）・同猪名川町（2014年度）の生涯学習コースで大阪の都市遺産をテーマとした講座を開講している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

・大学全体

2008年に研究推進部が、全学的な視野から研究分野全般を取り扱う協議・意思決定機関として設置された。総合的な研究推進戦略と迅速な意思決定により、外部の競争的資金の導入促進をはじめ、本学の研究水準を向上させるための様々な施策や取組を、積極的に行っている。これにより、研究支援と研究活動がうまく噛み合って大学全体の組織的研究が行われ、一定の成果が上がっている。それぞれの学部・研究科における研究成果の発表状況は非常に活発である。研究に関する成果は、「学術情報システム」を通して社会に広く開示されている。

また、研究専念型スタッフ制度として、高度化推進の各事業に選定を受けたプロジェクトをはじめ、各研究所等における大型の受託研究や学外との共同研究組織においては、PD、RA、研究支援者等の雇用を認めており、先端研究分野における若手研究者や高度専門職業人の育成を支援している。更に、大学としての重点課題の達成等、ミッション性の高い研究組織においては、2004年度から導入した任期付の特別任用教育職員を任用することを認め、特定の分野における高度な研究に専念させている。こうした制度の充実によって、研究組織の強化、共同研究の効率的推進が可能となっている。

研究推進部の発足により、大学の研究活動に関する方針が、それぞれの研究者が所属している組織に、より直接的に伝わるようになった。具体的には、文部科学省による「教育研究高度化のための支援体制整備事業」の採択を受けた活動を進めるなかで、教員も研究推進部の支援を活かして研究活動を進めるようになっている。

研究助成に関して、研究拠点形成支援経費と若手研究者育成経費は、萌芽的研究の発展を図り、外部資金獲得をめざそうとする点で、特筆されるべきものである。研究課題の募集から採択までの過程は、研究推進部を中心に厳格に進められており、本学研究活動の柱の一つである。これらの助成制度は、助成終了後、科学研究費助成事業(科研費）等の外部資金を獲得することが求められている。この２つの経費支援制度は2011年度より始まったものであるが、その前身である重点領域研究助成では、助成終了後（2005～2011年度）までに基盤研究（A)、基盤研究（B)、特定領域研究等に23件が採択され、学術研究助成においても、その助成期間終了後に基盤研究（C)、若手研究（B）等に40件の採択がなされている。このように本学の研究活動に対する目的と位置づけ（本学がめざす政策的な研究、若手への対応、助成規模等）を明確に区分した制度によって、研究推進の原動力となっている。

本学の個人研究費は、研究者個々の研究領域・方法の独自性に応じた執行が可能となるよう整備されている。この個人研究費は、執行に際して、出張申請をはじめとする全ての請求・支出手続きが学内の統一基準・方法により行われており、予算執行の適切性やその管理も十分に行われている。その結果、高い予算執行率の下研究が推進され、本学教員は様々な学会において、理事等の役職にあたるとともに、学会大会の開催や、日本全体の学術活動への支援等に活発に取り組んでいる。外国出張者に対する補助も毎年活発な申請と、それに応じた補助が行われており、制度として十分機能している。

更に本学では、大型研究プロジェクトを育成する仕組みが確立されている。これにより、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の採択件数において全国１位の実績を有している。

・ソシオネットワーク戦略研究機構

2008年度に文部科学省から共同利用・共同研究拠点に認定され、収集してきたアンケート調査（経済政策）個票データは、101,000個に達し、この個票データを基に機構研究ユニット（2013年度は、経済心理データ分析ユニット、情報通信技術分析ユニット）が、それぞれ実証分析研究、シュミュレーション研究

を実施し、論文、ディスカッションペーパーを執筆、査読誌、研究者コミュニティ(学会)に発表した。

機構が編纂している英文査読誌「RSS」は、国内外から経済政策に係る英語論文を公募し、査読、編集委員会の審査を経て、年間10編の英語論文をSpringer社（独）から発表している。

「データマイニング」は、①平成21年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択され、大規模データから有用な知識を発見するデータマイニング技術の実践として、店舗実験を実施、顧客の移動を文字列に変換、経路分析のためのアルゴリズム、システムを開発し、学会、学術誌に発表、高い評価（人工知能学会賞）を得た。②クラウド（インターネットをベースとしたコンピュータシステム）技術を活用し、低コスト、高速処理を可能にしたMUSASHI－CLOUDシステムを開発した。MUSASHI－CLOUDシステムは、顧客データの分析機能を提供するマーケティング支援システムで、複数の企業に採用され、既に運用が開始されている。2013年度（最終事業年度）に「研究成果報告書」を提出し、事後評価「AA」を得た。

・博物館

本センターの活動は、センターの会議体において学内研究員による自己点検のほか、４名の有識者による外部評価委員によって点検・評価されて進められている。また、2012年には文部科学省に「研究進捗状況報告書」を提出し、ABの評価を受けた。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

・大学全体

研究推進部設置のあと、研究支援を行うスタッフと研究活動に取り組む教員との信頼関係が醸成され、組織的な研究体制が根付いてきている。研究助成制度を支える事務局体制が充実し、学内研究費に留まらず、科学研究費助成事業(科研費）等の学外研究費についても十分な対応を取ることが可能となった。公的研究費の適正な執行のための取組も充実させている。今後も継続した対応を行い、研究プロジェクト等の運営に対応できる、専門性を有する研究支援職群の確立を一層促進する。

2012年度より、大型の拠点形成を可能とすると同時に若手研究者支援を充実すること等を目的に、従来の重点領域研究助成、学術研究助成等を再編し、次の四つの支援制度：①研究拠点形成支援経費、②若手研究者育成経費、③教育研究高度化促進費、④教育研究緊急支援経費に移行した。2014年度からは、若手研究者等を対象とした非常勤研究員制度を設け、これらの新制度を効果的に運用し、外部資金の獲得を更にバックアップするとともに、「競争に強い」「特徴的な成果を持続的に発揮できる」更に強固な仕組みを再構築していく。各種研究費の支出手続、ルールの統一、明確化、弾力化を引き続き進める。

・ソシオネットワーク戦略研究機構

機構が収集・保管しているアンケート調査（経済政策）個票データ（101,000個）の有効活用を図る。大学院生の論文作成や学部４回生の卒論作成への利用促進を図るため「データ利用の手引書」を作成し、教員、大学院生、学生へのデモンストレーション（広報）を実施する。

英文査読誌「RSS」は、Springer社（独）のWebサイトにアップされており、全世界への情報発信に繋がることから、公募論文の多様化を図り、査読誌の内容を充実させる。

・博物館

前身の「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」(2005年度～2009年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業）以来の約10年間にわたる大阪の文化遺産に対する研究の蓄積は、本センターが本学における大阪研究の拠点として内外の知名度を高めることとなった。そうしたセンターの研究活動を基盤とし、

2016年の本学創立130周年記念事業の一環として、「関西大学なにわ・大阪研究センター」の設立が計画されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

・大学全体

科学研究費獲得の基礎となる申請状況では、新規の申請率（全専任教員数に占める申請者数）が３割に満たない学部等がいくつかみられる。外部資金の獲得を促進する諸制度の改革に呼応した形で、より強力できめの細かい申請支援・促進を働きかける必要がある。

理工系３学部では、個室率が約85％に留まっている。近年、段階的に増設されているが、実験スペースは恒常的に不足した状態にある。限られた財源と限られた空間の下であればこそ、プロジェクト研究の組織化等、機能性と効率性の高い研究環境の実現に取り組むことが緊要の課題である。

また、教育職員の研究時間の不足を如何に緩和するかを検討しなければならない。

学術情報システムは、旧来のシステムにおける使いにくさの改善やレスポンスの向上等を図ることで入力しやすくなり、研究活動の情報発信という点では格段に扱いやすくなった。それにも拘わらずシステムへの研究業績等の情報登録に必ずしも積極的でない研究者もおり、全ての業績をリストアップしている研究者は多くない。使い勝手の良さを周知して、情報の更新を更に積極的に働きかける必要がある。

また、本学の研究活動に対する支援は研究費の充実を中心に行われて来たが、今後は経費支援のみならず、この経費の使途の拡大や手続きの簡素化、そして研究時間の確保等、人的資源にも配慮しなければならない。

・ソシオネットワーク戦略研究機構

2013年度文部科学省から「共同利用・共同研究拠点」の再認定を受けた際、当該事業の対象となる補助金が変更（科学技術試験研究事業委託費から経常費補助金特別補助「大学院等の機能の高度化への支援（研究施設運営支援）」に変更）となり、事業（人件費、研究費）規模が縮小された（約40%の事業規模となった）。 特に人件費が縮小されたことにより、これまで機構直属の研究者として雇用していた助教2名の雇用が困難となった。現在、機構研究員16名、公募研究員2名、非常勤研究員2名が所属しているが、いずれも本業（教授、准教授、専任講師、特任教授）との兼務であり、研究に専念できないことから、機構の研究推進力の低下が懸念される。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

・大学全体

科学研究費助成事業(科研費）の申請数増加と採択率の上昇に向けて、科学研究費を初めて申請する教員に対しては、制度の説明、申請書類の書き方等、個別にきめ細かい申請支援を行うとともに、専門スタッフによる研究内容に踏み込んだアドバイスを行う。

今後、更に十分な研究スペースを確保するためには、学外の大型プロジェクトや既存の大型共同研究施設の利用のあり方を再検討する。理工系３学部では、研究テーマ毎に合同で実験研究を行う自然科学分野

特有の研究体制をとり、個人研究室並びに合同研究室や実験・実習室等を含めて研究活動の場が提供・利用されている。また、実験研究の空間と個室とが隣接するように研究室を配置するような整備に取り組んでいる。個室率の向上にも継続して取り組む。

外部資金を獲得した教員に対しては、研究スペースの確保や研究支援者の雇用等インセンティブを付与し、効果的な支援ができるようにする等、教育職員の研究スペースや研究時間の不足への対応に努めるように継続的に取り組む。

学術情報システムにおける公開については、新たな学内研究費制度に採択された場合の成果は、公開を義務付けている。現在全ての教員が基本情報（所属学部・学科、職名・資格、取得学位等）を登録しており、学部長・研究科長会議や教授会等において研究活動・業績情報について更に積極的に公開を促していく。

・ソシオネットワーク戦略研究機構

共同利用・共同研究拠点の主たる目的である「公募研究課題」「公募研究員」を募るため、学内外への積極的な広報活動を行う。学内では、各学部教員、研究所・社会連携・先端機構の研究員への周知、学外では、これまでの競争的資金獲得プロジェクト（RCSS、PGLab、DMLab）に所属した研究員、また、総合研究会や国際シンポジウムに参加、招へいした研究者への働きかけを行う。

学外の研究機関との「共同研究」では、その対象を、他の共同利用・共同研究拠点（文理系）、他大学の研究所、研究機関、財団法人、NPO法人、民間シンクタンク等に広げ、研究情報の交換、研究員の交流を進め、「共同研究」実施に向け、手立てを図る。

共同研究に関し、本年(2014年) 6 月に本機構を母体として申請していた 2 つの研究プロジェクト「データサイエンス研究センター」（ビジネスビッグデータ解析と産学連携のよる実証体制の構築）と「経済実験センター」（高齢者の意思決定支援制度を構築する経済実験拠点）が文部科学省「平成26年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択された。機構が目的とする有効な経済政策の立案のため、当該研究プロジェクトと共通、関連する事項を検証し、新たな学問的領域を創出する研究を進める。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学では、2008年10月に、「国際教育、国際研究、国際協力、国際戦略等に関する諸施策を協議・意思決定し、もって国際活動の推進に資すること」を目的として（「国際部規程」第１条）、国際部を設置し、これを支える事務組織として2011年４月には国際プラザグループを新設、国際企画グループを国際研究・協力グループと名称変更をして活発な活動を展開している。このことに鑑み、本学では、大学基準協会が設定していない独自の評価基準として「国際交流」を設けることとした。

ここでは、「国際交流（国際的な教育研究交流）」という評価項目を設定し、「国際交流の推進に関する基本方針の設定・明示状況」、「国際社会への協力方針の設定・明示状況」、「国際化への対応状況」、「海外の大学・大学院との組織的な教育研究交流等の状況」、「国際的な共同研究への参画状況」「国際交流事業への積極的参加」という視点に基づいて自己点検・評価を行うこととする。

2004年12月に策定された国際化ビジョン「国際交流の新たな展開―Globalizing Kandaiをめざして―」（GK構想）を受け継ぐ新たな国際化構想として、学長から国際部長宛の諮問を受け、2010年３月末及び７月末に「Kansai University Global Initiatives；GI構想」として取りまとめ、答申を行った。その基本理念として、①教育・研究の質の向上、②国際的な通用性を持つ教育と研究の実践と人材育成、③本学の人材並びに学術資産を活用した国際化の推進、④優秀な学生のグローバル・リクルーティングとキャンパスの活性化、⑤組織と環境の国際化の推進、を掲げている。

本学の国際化への取組の現状は次のとおりである。

1　外国大学との協定について

国際部では、GK構想の数値目標であった協定大学50校への拡大後も引き続き協定校数を拡大し、2014年５月１日現在で72校と協定を結んでいる。その内訳は、アジア31校、ヨーロッパ・アフリカ25校、アメリカ・オセアニア16校となっている。

2　本学の留学制度について

海外への留学は、次の５種類の留学制度を設けている。更に、国際協力・国際貢献・国際ボランティアの活動を体験するため、国際協力ボランティアプログラムを実施している。

⑴　留学制度

ア　交換派遣留学

本学と学生交換協定を結んでいる外国の協定大学に１学期または１年間留学し、専門分野を学ぶ制度である。昨今の経済不況、就職活動の情勢や内向き志向の学生が増加してきたこと等により、派遣者数は全体的に停滞傾向にある。2013年度の派遣留学生は35名であった。

こうした現状を改善するべく、新入生に対するオリエンテーションや各種説明会等学生への周知やTOEFLやIELTSの受験料補助事業等、出願学生数の増加をめざした諸施策を実施し、派遣者数増加に努めている。

イ　認定留学制度

本制度では、外国の大学で所属学部に関係する専門分野の学習をする留学（専門留学）と大学附属の語学学校において外国語研修をする留学（中期外国語研修）のほか、2014年度からは英語研修とインターンシップを行うプログラム（グローバルキャリアアッププログラム：GCUP）を新たに開始した。また、認定留学生（2013年度165名）は、中期外国語研修のニーズが高く、今後は「推奨校プログラム」による英語圏提携校の拡充のみならず、非英語圏の推奨校の設置等、多様な学生の留学動向に対

応すべく制度を充実させていく。

ウ　デュアル・ディグリー（共同学位）プログラム

このプログラムは、本学とウェブスター大学（アメリカ）の両大学で学修することにより、両大学の学位取得をめざすプログラムである。デュアルディグリープログラム派遣留学生は、本学と同様に、ウェブスター大学においても正規学生として学位取得のための専門教育を受けることができる。

なお、現在、本プログラムは再編中につき、派遣学生の募集を一時休止している。

エ　特別留学プログラム

協定大学である台湾の静宜大学に１学期間留学するプログラムである。中国語を学びながら日本語による台湾文化事情関係科目を受講するカリキュラムを持ち、中国語レベルに関係なく出願できる。

オ　海外語学セミナー

このプログラムは、学部学生及び大学院学生を対象として、夏季・春季休業期間の約４週間にわたって、異文化理解を深め、国際的感覚を身に付けるとともに、文化と不可分の関係にある各国の言語を短期間で集中的に学習することを目的としている。語学セミナー参加をきっかけに、認定留学や交換派遣留学等の中長期留学へ誘引するよう、今後も様々なプログラムの導入を進めていく。

⑵　国際協力ボランティアプログラム

本プログラムは、理論学習だけでは得られない体験と人材の育成を目的とした実践教育型の実地活動プログラムである。これまでゼミ単位で実施されていたプロジェクトを全学的に展開し、2014年度より理論（講義）と実践（実習）を連関させた国際貢献型体験学習である「国際協力サービスラーニング科目」を共通教育科目の実践科目群に設置、従来からの目標であった単位認定化を実現した。海外ボランティア実習では、夏季休業期間中の10日間前後、主として途上国の児童養護施設等子どもたちと関わる施設・機関において、子どもたちとの交流・日本文化の紹介・奉仕活動・リハビリテーション補助等を行っている。現地あるいは日本のボランティア団体と折衝の上、本学独自のプログラムとしてこのような海外での国際協力活動を実施している点は特筆に値する。

3　海外からの受入れについて

⑴　正規課程への留学生について

本学正規課程への受入れは、日本留学試験や本学が独自に実施する外国人学部留学生入試を通じて行っている。正規課程の留学生は、2013年５月１日現在、576名（学部282名、大学院294名）、2014年５月１日現在、577名（学部281名、大学院296名）となっている。

⑵　交換留学制度について

2014年５月現在、64名の交換留学生を受入れているが、協定校の拡大に伴い、その人数は増える傾向にあり、秋学期から新たに60名を受入れ、通年で合計124名の交換留学生が本学で学ぶことになる。受入学生の増加に伴い、カリキュラムや受入れ体制も整ってきており、2014年度より「次世代グローバルリーダー育成」に向けた取組の一つとして、KUGF（Kansai University Global Frontier）プログラムを開設し、共通教養科目群に英語による42科目を設置した。

また、留学生と一般学生との交流は益々盛んである。国際部が主催するアクティビティや、一般学生によるピア・コミュニティの一つであるKUブリッジや留学生会の主催行事、外国人留学生が進行役となって行う外国語会話交流会等を通じ、年間5,000人規模の参加者があり年々活発な国際交流が行われつつある。

4　国際研究（派遣）について

⑴　在外研究制度について

学術交流の重要な領域として海外の研究者との交流がある。本学ではこれを支援するものとして、「在外研究員等規程」による在外研究員制度、外国留学制度がある。

本学専任教員が海外の大学、研究機関で研究活動を展開できる制度として在外学術研究員（１年間）と在外調査研究員（１ヶ月以上６ヵ月以内）がある。

教員は、学術的な研究、調査、学会出席、視察、講演若しくは教育等のため海外に出張しているが、2013年度は延べ659名であった。また、本学では外国出張を国内出張と同様の手続きとするよう改正し、出張に係る諸手続きを迅速化することにより、教員へのサービス向上を図っている。

⑵　交換研究者制度について

交換研究者制度では、現在72協定大学のうち、10大学との間で研究者交換協定を締結している。

近年、交換派遣実績がない協定大学や交換派遣研究者の受入条件が厳しくなる協定大学があるため、これらを解決するための方策を検討している。

5　国際研究（受入れ）について

⑴　交換受入研究者制度について

本学は、現在、７カ国・地域の10大学との間で研究者交換協定を締結している。研究者交換協定を締結している大学から交換受入研究者として研究者を迎えて本学受入担当教員等との共同研究が行われている。

⑵　外国人招へい研究者制度について

「外国人招へい研究者規程」における招へい研究者は、招へい教授・招へい研究員・招へい講演者・特別講演者の４種類に分けて受入れを定め、学部・大学院及び研究所から推挙された当該分野における優れた業績を有する研究者を招き、各種の共同研究や学部・大学院等における講義、講演等を行っている。

6　国際交流助成基金による助成について

国際シンポジウム・国際学会及び、協定大学との共同研究に対する助成を行っている。

国際シンポジウムについては、全学的規模で実施するものは、１件につき1000万円を限度として助成。各学部、研究科等で実施するものは、年間の助成予算総額を1000万円までとし、１件につき総費用の２分の１を限度に300万円以内で助成される。国際学会については、原則として各年度５件以内で、１件につき20万円を限度として助成される。

協定大学との共同研究に対する助成は、原則として各年度５件以内で、助成金額の２倍以上の学外資金の準備調達を条件に、全協定大学を対象として１件につき100万円を限度に助成される。研究期間は原則として２年間である。

7　ICTを活用した国際化教育の取組について

本学が提案した、「ICTを活用した教育の国際化プログラム～留学前、留学後を結ぶ三つの活動を通した総合的留学教育の実践～」が、2008年度文部科学省の質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）に選定された。このプログラムでは、三つの活動、即ち、e-Learningによる「学び」、インターネット・フォーラムによる「語り」、そして現地でのフィールドワークを通した「実践」を通じて、学生が留学に際して必要な知識と資質の向上を図るものである。海外語学研修や交換派遣留学生に対して実施された、留学前、留学中、留学後の学習活動を一つの線として結びつける試みは、留学を個人の体験として終わらせるのではなく、大学が提供する貴重な教育の機会と位置付け、学生の学問的・人間的成長に貢献した。なお、このプログラムは、文部科学省による３年間の補助期間後も継続しており、交換派遣留学、認定留学、海外語学研修等、国際部が主導する教育の中で、対面で行われているレディネスセミナーを補完する形で活かされている。

8　日本語・日本文化教育プログラムの開設について

⑴ 進学コース（留学生別科）について

2012年４月に開設された留学生別科では、本学をはじめ日本国内の大学・大学院への進学を希望する外国人に対し、日本語・日本事情・日本文化等を教授している。開設から３年間で20カ国・地域から計256名が入学した。また、進学先としては本学をはじめ国公立大学・大学院にも多数合格しており、進学率は100％を達成している。

⑵ 語学留学コースについて

海外の大学・大学院に在籍する学生を対象に、日本語科目・日本研究科目（英語で開講）を教授するコースで、受講期間は１学期（半年間）または２学期（１年間）である。

⑶ 短期語学研修コースについて

海外の大学生・大学院生等に対し、日本語科目の授業、日本文化体験、校外学習、本学学生との交流等を行う２～３週間のプログラムである。2013年度は25名の参加があり、2014年度からは夏期と冬期の２回にプログラム化をし、夏期は４カ国・地域から26名が、冬期は5カ国地域から30名が参加した。

⑷ 学習支援コースについて

2012年度秋学期より商学研究科外国人研究生による留学生別科開講科目の受講を認めている。2013年度秋学期からは全学部3.4年次生、大学院生、外国人研究生対象の「アカデミック・リテラシー養成講座」を開講しており、2014年秋学期までに39名が受講し、希望者には動画配信も行っている。

9　関西大学南千里国際プラザ及び関西大学南千里国際学生寮の開設について

本学は南千里地区に「共に学ぶ異文化交流」をコンセプトに２つの国際寮を有している。

2012年２月に大阪府留学生会館跡地に留学生別科と165室の国際寮をあわせ持つ「南千里国際プラザ」を開設した。南千里国際プラザ留学生寮の各寮室は、バス・トイレ付の個室で、寮室６～７室で１つのユニットを形成しており、キッチンやラウンジを共有するとともに、留学生の日常生活をサポートする本学学生がレジデント・アシスタントとして配置されている。

「南千里国際学生寮」は、2012年４月に独立行政法人日本学生支援機構より本学が取得した。寮室は個室（一部ツインルーム）で144室を有し、各階にレジデント・アシスタントを３名ずつ配置している。

いずれの寮も留学生と日本人学生が共生することにより、寮内で自然と異文化理解・国際感覚を身につけることができる仕組みとなっている。また、地域住民との活発な交流イベントにより留学生が日本文化に触れる機会が多数用意されている。

10　その他の国際展開事業

本学では海外に拠点をおいて国際交流を推進している。

2006年にはベルギーのルーヴェン大学に関西大学日本・EU研究センターを開設し、毎年国際シンポジウムを開催している。また、隔年で、センター事業の一環として、Japan Weekと称する日本文化の紹介イベントを開催し、学生や市民との文化交流や日本研究及びEU研究をテーマとした共同シンポジウムを実施している。

2011年には復旦大学に上海オフィス、チュラロンコン大学にバンコクオフィスを設置、また、2012年には正修科技大学に台湾オフィス、北京外語大学に北京オフィスを設置して、学長のリーダーシップの下、アジア・太平洋地域との連携を強めることを企図した活動に全学的に取り組んでいる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国際研究は、本来、各研究者が国際会議や個人的な研究交流を通して進められるものであるが、これらの交流を助成する制度を大学独自で制度化している。その中で国際研究に関して効果が上がっているものは、滞在先や受入機関に自由度が認められている制度であり、それらは、研究者の長期派遣を行う在外研究員制度と短期の招へい研究員の受入れである。在外研究員制度では、毎年25名以上の研究者が１年あるいは６カ月以内の期間、関連する研究機関に在籍して研究活動を行っている。また、短期の招へい研究員の受入れでは、毎年、予算枠（24人・月）を超える応募があり、その調整に苦労するほど活発である。また、海外拠点を通した国際研究では、ルーヴェン大学に設置されている関西大学日本・EU研究センターにおいて、毎年、日本とEUに共通するテーマを取り上げたシンポジウムを開催するとともに、隔年でJapan Weekと称する日本文化の紹介イベントを開催し、関連する学生・研究者及び日本文化に興味のある市民との交流の輪を広げている。このように、大学が支援する制度での国際交流が継続して行われていることは評価できる。

国際貢献・協力においては、これまで関連する分野の研究室を単位としてのみ行われていた取組が「国際協力サービスラーニング科目」の設置により、全学的な取組として展開し始めている。学内における国際協力・貢献活動に対する啓発セミナー等の効果もあり、学生の海外ボランティア活動に対する関心は高まりを見せており、またタイ王国の司法研究生受入れ等を通じた国際貢献にも毎年継続して取り組む等、一定の成果を上げている。

一方、国際教育を目的とした学生の海外派遣に関しては、語学セミナー及び認定留学等、新たな留学先を開発するとともに、「留学エキスポ」をはじめとする各種説明会を多数実施する等、学生の留学意欲の啓発に取り組んだ結果、派遣総数が毎年増加していることは評価できる。また、学生の海外留学に伴う支援体制についても更に強化を進めており、目標設定やカウンセリング面談等、（ICTの活用も含めて）留学前の教育及び指導を通じて、心構えと自覚を兼ね備えた留学活動を各自が実践することにより、高い成果を得ている。

また、留学生の受入れに関しては、NAFSA、EAIE、APAIE、JAPAN・OSAKA留学＆就職フェア、サウジアラビア大使館主催進学説明会、６カ国・地域12都市で開催されるJASSO主催日本留学フェア、その他独自説明会に参加し、日本留学に関心のある学生等に対して、本学での学び、経済的支援、入試制度、留学生別科等に関する説明を行うとともに、学内においても、各種冊子の作成、HP・FaceBookの更新、国際部主催講演会やイベントの実施等により広報を強化し、本学のプレゼンスを高めている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国際研究交流を助成する制度、海外拠点を通した国際研究、国際貢献・協力のほか国際教育推進のための取組等、本学が国際化をめざす中で多様な取組を継続的に行う。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学生の派遣及び受入れについては、アメリカのウェブスター大学とのデュアル・ディグリー（共同学位）プログラムを設置しているものの、2010年度以降派遣者がいないことから制度運用の見直しを課題とされてきたが、抜本的な再設計の着手に至っていない。また、協定大学への交換派遣留学については、協定大学数が拡充する一方、派遣学生数が増加しないため、抜本的な改善策の検討が求められている。

在外研究員制度については、研究者個人としての機会均等の原則を確立することが求められる。72協定大学の内10大学と研究者交換協定を締結している交換研究者制度では、派遣・受入れを行う交換研究者の人数にインバランスが生じている協定大学もあり、今後、研究者交換を行う協定大学を拡大することと併せた制度の見直しを行う必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学の国際化構想（GI構想）については、全学的な理解を得て周知に取り組んできたが、2014年７月、学長の強いリーダーシップの下「関西大学国際化戦略2014-2023」として、“TRIPLE I構想”を新たに策定した。今後、本学の国際化は、本構想に基づき加速度的に推進されることとなる。

海外の大学との協定については、本構想の目標値となる400校との協定締結を実現するため、国・地域や交流目的に応じた柔軟かつ重点的な協定締結ポリシーを早急に策定することが必要である。

また、本構想では、これまでの海外拠点を教育機能も有する海外サテライトに発展的に更新し、各種プログラムの提供をめざしている。まずは既存の海外拠点の機能を強化するために、各拠点で求められている内容を精査し、新たな取組を進める必要がある。

学生の派遣及び受入れについて、デュアル・ディグリー（共同学位）プログラムに関しては、2014年度から派遣学生の学内募集を休止しており、パートナーの変更も含めた再編に取り組む。交換留学制度による本学学生の派遣については、協定大学への受入要件緩和や受入留学生とのインバランス解消のための各種交渉を行うことにより、多様な派遣のスキームを確立させ、派遣留学生数の増加をめざす。

また、KUGFプログラムの充実により、外国語で行われる科目数の増加を図ることで、受入留学生の更なる獲得をめざすとともに、日本の学生にとっても外国語や異なった文化に触れ、これを理解する機会を積極的に提供していく。

ICTを活用した国際化教育の取組について、ICTを用いて、海外の教育機関のクラスと交流学習を行うCOIL(Collaborative Online International Learning)の導入を進めている。異文化交流として、共修学習の一環として、英語を用いた学習活動をより活性化する手段として、COILを活用していく。

研究者の派遣及び受入れについて、在外研究員制度は、個人を対象としたサバティカル制度を視野に入れた見直しが望まれる。交換研究者制度については、現状を踏まえた改善が必要である。

検索

第２編　学部・大学院

法学部	法学研究科
文学部	文学研究科
経済学部	経済学研究科
商学部	商学研究科
社会学部	社会学研究科
政策創造学部	総合情報学研究科
外国語学部	理工学研究科
人間健康学部	外国語教育学研究科
総合情報学部	心理学研究科
社会安全学部	社会安全研究科
システム理工学部	東アジア文化研究科
環境都市工学部	ガバナンス研究科
化学生命工学部	人間健康研究科

検索

法　学　部

検索

第２編　法学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 123

Ⅲ　教員・教員組織 …… 124

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 127

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈127〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈128〉

Ⅳ－３　教育方法〈131〉

Ⅳ－４　成果〈133〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 135

Ⅺ　研究活動 …… 139

Ⅻ　国際交流 …… 141

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学の前身である関西法律学校は、我が国の近代国家の形成期に、司法省の法学校でG. ボワソナードの薫陶を受けた司法官と自由民権運動の活動家によって創設された。司法官たちは、法学の普及によって「権利の観念」を鼓舞し、市民が法で自らを守ることができるようにしなければならないという師の教えを忘れず、それを実践した。当時、近代国家の基盤を築くために、法の知識を有する市民の育成が急務であった。また、司法官たちの後楯であった児島惟謙が大津事件に際し毅然として司法の独立を守る姿勢を貫いたことも、大きな精神的支柱となった。こうした経緯から、「人権を確立し、擁護する」こと、「正義を権力から護る」ことが、本学の建学の精神となっている。その後、商都大阪に立地するということもあり、「学の実化」（学理と実際との調和）が学是として定立された。これらの建学の精神や学是は、関西法律学校の嫡流である本学部に脈々として受け継がれてきた。

もちろん、建学の精神も学是も、時代の変化に応じて新たな生命を吹き込まれなければならない。また、それらを具現する教育目標を定める必要もある。従来、本学部では、国家や社会における法と政治の機能について認識を深め、いわゆるリーガルマインドを練成することを教育の基本的な目標としてきた。承認されたルールに基づき、多様な価値や利害を調整しつつ、妥当な解決を見出すことのできる能力を培うことが重視されていたのである。本学は近年、グローバル化や情報化の進展を踏まえて、「国際化の促進」や「情報化社会への対応」、「開かれた大学」を全学的な戦略目標として定めた。これに呼応し、本学部でも、外国法科目の拡充を図る等、時代の要請に応える教育の充実に努めてきた。

更に、この間、世界も日本も構造的な変化を遂げ、戦後体制の終焉を迎えることになった。歴史的な転換の中で、これからの国際秩序や国家体制のあり方が模索されている。こうした状況の下では、これまで経験したことのない問題に直面することも避け難い。そのような時にあっては、新たな国家や社会の形成を担う人材の育成こそが大学の責務となる。そのためには、法学及び政治学の専門知識に基づく問題解決能力の養成が、従来にも増して重視されなければならない。「学則」に「法と政治に関わる幅広い知識と判断力を培うことによって、自律的かつ創造的に思考、行動し、複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応できる人材を育成すること」を本学部における教育研究上の目的として明示しているのも、そうした考慮に基づくものである。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

新入生に対しては、本学部教育の目的や内容を示した『法学部学習案内ACCESS』を入学前に送付している。そして入学時のオリエンテーションにおいて、『COMMUNE　PRUDENSへの招待』と題されたリーフレットを使用しながら、教育目標やカリキュラム、履修方法等の説明を行っている。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

教育理念や教育目標が社会の要請に対応しているかどうか、それらに即した所期の成果を挙げているかどうかを、常設機関である本学部自己点検・評価委員会や教学体制委員会において、定期的に検証している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

学科統合に伴い、法学と政治学の両分野の問題が渾然となった「法化社会」の現実に対処するために、いずれか一方の知識に偏らない総合的な判断能力を備えた人材、既存のマニュアルでは対処できない事態にも耐えられる柔軟かつ臨機応変な問題解決能力を持つ人材を、養成すべき人材像として、明確化した。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

『法学部学習案内ACCESS』、『COMMUNE　PRUDENSへの招待』、『学部案内2015』等の冊子やリーフレット及び法学部HPにおいて、本学部の教育目標やカリキュラム、法学・政治学の学習方法について周知を図っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

国際的に活躍するための十分な知識や能力を持つ人材の養成をめざす教育プログラムの導入を検討する等、グローバル化の進展に対応した、本学部独自の戦略を具体化したい。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

受験生や高校生に対して、本学部の教育目標やカリキュラム、法学・政治学の学習方法について今以上に周知を図るために、学部案内の内容を改善したい。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部では、人権の尊重と社会正義の実現に貢献する学生の育成に適し、また専門分野の研究成果を通して社会に寄与できる人材を教育職員として任用している。年度毎の人事方針は各専門領域（パート）の代表者からなる人事委員会が策定し、教授会に提示される。本学部の教員組織の編制方針は、九つの本学部の専門領域（パート）のバランスを考え、研究者としての専門的力量を発揮し、適切な学習指導のできる人材を専門演習等を担当する専任教員として任用することである。

本学部は設置基準上29名（内15名以上が教授）の専任教員を要するが、2014年５月１日現在で55名（内47名が教授で、その内６名が特別契約教授）の専任教員を中心に教育が行われている。多様な専門領域や実社会と接合する科目は兼任教員で補完するが、主要な専門科目の専任・兼任の比率は平均すると76.7％と高く、教育の責任の所在を明らかにしている。

専任教員の構成は、年齢、ジェンダー、国籍、経歴等において、多様性に富むべく配慮されているが、明示的な方針はない。専任教員は関西大学11名、京都大学11名をはじめとし、多様な大学院の出身者から構成され、採用方針の適切性を示している。本学部では任期付教員は任用していない。

新入生が全員履修する少人数の導入ゼミでは、共通教材（Civis Academics）を用い、執行部が担当者間の連携を取っている。新入生全員が３分割で履修する５種類の講義科目では、各担当者間で調整が行われている。また複数担当のリレー講義では、専任教員がコーディネータとして連携を取っている。各科目の最終的な責任は担当教員が負うものの、専門分野毎のパートが専門的内容について、パート選出委員からなる教学体制委員会が学部カリキュラム全体についての責任を組織的に負っている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学部では、法学政治学科の一学科制であり、教育課程の編成と教員の配置は整合している。55名の専任教員一人当たりの学生数は56.0人で、60人以下という、本学において『教員配置の進め方（2008年５月１日付文書）』で示された基準を満たしている。専任教員の年齢構成は、40代前半と50代前半を除いてほぼ均衡しており、定年延長、特別契約教授制度も適切に運用されている。外国籍の教員は２名となり、大学以外の経歴を持つ教員も５名と増加したものの、女性教員の割合は、前回報告時（2011年度）と比較し、14.5％と僅かではあるが減少した。

2014年度平均授業担当数は、教授が10.4時間、准教授が８時間で、教授が2.4時間、准教授が２時間ほど増担している。

各授業科目の担当教員は、専任・兼任ともに専門領域のパートでその適合性が判断され、教育体制委員会及び教授会で組織的に確認がなされている。法律政治学科で開設されている専門科目は、2014年度春学期135科目、秋学期130科目で、専任・兼任の平均比率は64.4％であるが、自由科目を除くと春学期で73.5％、秋学期で79.9％となる。主要専門科目においては専任教員が主として責任を担っている。

本学部のカリキュラムの構成は概念図として受験生や新入生に提示されているほか、学部HPでも閲覧できる。また、履修モデルを利用しながら在学生への相談会や説明会も実施している。授業評価アンケートも77～78％の割合で実施され、授業の効果が確認されている。卒業生アンケートでは、成績評価が基準通り・ほぼ基準通り行われたとの回答が92.1％で、90.5％が自己の成績評価に納得していた。したがって、授業担当者の適合性は満たされていると考えられる。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の募集は、人事委員会による年度毎の採用計画に基づいて行われる。多くの採用人事では一般的な公募の形式を取らず、専門領域の近い専任教員が推薦する複数候補者の間で競争的な審査が行われる。パートでの審査で絞られた最終候補が人事委員会での業績審査・経歴審査（適宜、面接を行う）を経て、人事教授会での審議に諮られ、採用予定者が決定される。教授、准教授、助教それぞれの職位における任用基準は明確化されている。また、最終審査に先だって全教授会構成員が業績を確認することができる期間が設けられている。

昇任人事も明確化された基準に基づいて、人事委員会による年度毎の計画に沿って行われる。経歴によって短縮される場合があるが、助教は５年目に、准教授は７年目に昇任の候補となる。本学部で昇任人事が概ね適切に行われていることは、近年任用された専任講師及び助教が既に准教授に昇任し、准教授の在籍年数も平均６年であること等から示すことができる。

本学部では、任用・昇任の審査は研究業績の基準を中心として行っている。教員が活発な研究活動を行うことは、学生を適切に指導していくための能力の基礎をなすものである。また学会で質の高い報告や討議を行える能力は、講義の質の高さにも繋がるものである。よって、本学部では任用・昇任の審査過程に

おいて、研究業績以外の独立した基準の導入は検討していない。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

教員の教育に関する評価としては、学生による授業評価アンケートが全学的なスケジュールにあわせて実施されている。また、卒業生へのアンケート調査からも、学部教育への評価を読み取ることができる。教育の効果を伸ばしていくために、学部としては恒常的なFD活動は行っていないが、新任教員に全学的なFD活動への参加を促したり、全教員を対象にFDフォーラム参加を呼び掛けたりして、教育推進部と連携を取りながら全学的に展開されるFD活動を活用している。

学部独自の取組としては、導入演習教材作成委員会を立ち上げて共通教材（Civis Academics）を作成・更新している。また、複数担当者によるリレー講義では、打ち合わせや反省会等が行われることもある。

研究は研究者が自発的に行うものであり、評価を念頭に行われるべきものではない。しかし、数字を一つの目安にするならば、専任教員の研究活動は、研究業績数、国内外の学会参加、科研費等外部資金の獲得状況や学内での研究補助の取得状況等から、活発に進められていることがわかる。

社会貢献も他者から評価されるには馴染まない、本来は自発的な活動である。専任教員が専門性を活かして吹田市や高槻市をはじめ、広く社会に貢献している実績については、学外職務従事の手続き等から集積することができる。また、学術情報データベースに掲載される社会活動の情報からも集積することができる。

学生に対して責任を持つべき教育における評価制度を除き、研究・社会貢献・管理業務等の評価制度は、学問の自由の上に成り立つ大学が本来取り入れるべき制度ではない。本学部では、定年延長・特別契約教授制度の審査様式において、社会貢献、管理業務が個別の項目として挙げられることを是とせず、これらは包括的な項目として運用されている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

外国籍の専任教員が２名となり、大学以外の経歴をもつ教員が５名となり、教員の多様性を高めることに繋がっている。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員退職後の任用や昇任が適宜適切に行われることにより、研究活動のための時間が十分に確保されている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

候補者の能力を重視しながらも、多様性が更に高まることにも配慮していく。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員が研究活動に時間を確保できるように配慮し、適切な昇任人事を継続していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

2013年度から回復傾向にあるものの、女性教員の割合が前回報告時より僅かであるが減少した。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

ジェンダー・バランス等、教員の多様性確保に配慮しているという姿勢を候補者募集の際に対外的にも明示していく。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部は、人権の確立と尊重、及びそれを目的とする法と正義の実現という教育理念の下、教育目標として、リーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）を備え、社会の中での政治の意味を理解し、グローバルな視野と幅広い知識をもって社会に貢献できる人材を育成することを掲げている。また、このような教育目標は、「学則」によって定められた本学部の教育研究上の目的（「学則」第２条の２第１項）にも適合的である。

この教育目標に基づく教育内容をより明確にするために学位授与方針を2010年９月に整理設定し、その中に修得すべき学習成果を明示している。学位授与方針で示された修得すべき学習の成果が認められた場合に、学士（法学）の学位が授与される。

学位授与の方針で示された修得すべき学習の成果とは、①社会人として必要な人間性、社会性、国際性等の広い視野の基盤の獲得、②グローバル化する社会で活躍するための外国語運用能力の習得、③法の歴史的・思想的背景の理解、現行法の体系的理解、法的な概念や理論の理解、判例の研究能力、法情報の検索能力等を通じた法的思考力（リーガルマインド）の習得、④政治の歴史、思想、概念や価値についての理解、政治・行政の仕組みや運用についての理解及び科学的説明、政治情報の分析能力、集団の中での民主的な合意形成能力の習得、⑤演習科目履修と研究論文作成を通じて、法や政治に関する事象を論理的に論ずる能力の習得等である。

これらの学位授与の方針で示された修得すべき学習の成果をみると、前述の教育目標と学位授与の方針とは、整合性がとれていると考えられる。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

教育目標に基づき、2010年９月に本学のHPに本学部の教育課程編成・実施の方針を次のとおり明確に掲げた。

本学部では、法学・政治学に関する素養を十分に備え、社会の様々な分野において、それを能動的かつ有効に活用できる市民の育成をめざしている。そのため、本学部教育は大きく二つの柱によって構成されている。一つは、全ての本学部生が、基幹講義科目（憲法、民法、刑法各論、現代政治論及び基礎法学）を中心として法学・政治学の基本的な知識を取得し、その上に法学・政治学の多彩な専門科目の中から関心のある科目を自ら選択し、目的に合わせて学習する学び方である。更に、これらの科目選択を、各自の進路・目的に合わせ、より効果的に行うことを可能とするため、六つの科目群を設定した（2015年度新入生から適用）。もう一つは、充実した少人数演習科目を中心とした学び方である。演習科目として、1年次に導入演習と基礎演習、2年次にトピック演習と発展演習、3年次に外国書研究演習、3・4年次に専門演習が用意されている。これらの演習科目の複数履修を通じて、社会の個別具体的な問題に即して、法学・政治学の知識を用いながら、問題解決に必要な情報を分析・理解し、論理的に議論し、自ら行動できる姿勢と能力を伸ばすことができる。更に、こうした知識や能力の育成が、キャンパス内での勉学に留まらず、学生生活の一部としての社会との接触によって増進され、積極的なインターンシップ、ボランティア活動、課外活動等を通じても実践されるよう、本学部は奨励している。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

新入生には、本学部教育の特徴を記載した『法学部学習案内（ACCESS）』を入学前に送付しているが、この冊子にも、本学部の教育目標や学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の内容が記載されている。入学時のガイダンスにおいては、『COMMUNE　PRUDENSへの招待』という冊子を配付し、本学部の教育目標やカリキュラム等の説明を詳しく行っている。また、在校生に対しては、日常の履修指導に加え、各年次の科目選択のためのガイダンスや、教職ガイダンス等の特定の進路を意識したガイダンス等を年数回、実施し、本学部の教育目標に基づく勉学が行われるように、徹底した指導をしている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部の教学体制委員会では、具体的な科目の新設・廃止やカリキュラムの改正等との関係で、教育目標、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針の見直しが必要かどうか、随時検討を加えている。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部においては、前述の理念・目的・目標を達成するために、大学に対する学生や社会のニーズ、教育環境をとりまく社会経済状況等を考慮し、「教育課程の編成・実施方針」に基づき、授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。本学部は、近年の社会の多様化・複雑化に対応していくため、2008年度より従来の2学科制を法学政治学科へと有機的に統合した。

新カリキュラムでは、学問関心別及び進路別に17の履修モデル（学問的関心に従った学習モデルとして、「国際法中心型」、「一般理論中心型」、「政治学中心型」等の5モデルがあり、進路・職業志望に合わせた

学習モデルとして、「法曹（ロースクール）モデル１・２」、「国家公務員総合職（政治・国際）モデル」、「国家公務員総合職（法律）モデル」、「国税専門官モデル」、「地方公務員モデル」、「司法書士モデル」、「国際ビジネスモデル」、「企業法務モデル」等の12モデルがある）が用意され、履修モデルを参考に各年次に履修する科目を自由に選択することができる。更に、これらの履修モデルを分類・整理し、六つの科目群を設定（「法職科目群」、「ビジネス法科目群」、「公共政策科目群」、「国際関係科目群」、「法政史・法政理論科目群」、「政治学科目群」）、科目選択を、各自の進路・目的に合わせ、より効果的に行うことを可能とした（2015年度新入生から適用）。

本学部の卒業に必要な修得単位は、130単位以上である。本学部の開設授業科目は、共通教養（全学共通）科目（2013年度以降新入生の場合、自己形成科目群、実践科目群、関西大学科目群）、外国語科目（同年度以降新入生の場合、第１選択外国語、第２選択外国語）、及び専門科目等に分類される。更に専門科目は、基幹科目・演習科目・講義科目に分かれる。

「共通教養（全学共通）科目」は、教養科目として多くが１年次から履修できるように配置されている。そして、本学部では、法学・政治学の基本的な知識を習得させるため、１年次の学生全員に「基幹科目」（現代政治論１・２、基礎法学１・２、憲法１・２、民法１・２、刑法各論）の履修を義務づけ、それを核として、順次、体系的に高度な内容の科目を積み上げる形で、あるいは関連する多様な分野の科目を横に広げる形で、他の専門科目を配置している。また、少人数教育で、共通テキスト（Civis Academicus）を用いた「導入演習」も１年次の学生全員に課し、法学・政治学を学ぶための基本的な能力を育成している。その後に、少人数教育として「基礎演習」（１年次秋配当）、「発展演習」（２年次配当）、「トピック演習」（２年次配当）、そして「専門演習１・２」（３・４年次配当）を、年次的・体系的に配置している。専門演習２を履修した者は、研究論文を執筆・提出することができる。

本学部の専門分野を学ぶ上での基礎教育は、共通教養（全学共通）科目と並行して、前述した基幹科目及び導入演習を中心として、全ての１年次生に対して行っている。また、倫理性を培う教育として特に法学部学生にとって重要なものとして、法や政治の公共的性格の理解と、基本的な人権感覚の育成が挙げられる。この点に関しては、およそ全ての専門科目が何らかの形で関連性を有すると言えるが、個別の講義としては、共通教養（全学共通）科目として「部落解放の歴史を知ろう」（１年次からの配当）が開設され、法学部専任教員が責任を持って担当しているほか、専門教育においても「展開講義（法女性学）」や「展開講義（平等問題の最先端）」（２年次からの配当）等を開講している。

本学部の専門教育に関係する専門科目は、当該科目の内容・性質、及び他の科目との関連性、体系性・専門性・高度性等を考慮し、１年次から配当されている科目から４年次配当の科目まで存在する。例えば、専門科目等を学習していく上で情報の処理能力は不可欠であるため、「情報処理演習１」は１年次から、そして「情報処理演習２」は２年次から履修することができるよう配置している。順次的・体系的教育のため、先修条件が付されている科目もある。更に、国際化する社会を考慮し、「外国語科目」ではないが、外国書の解読を通して専門的な内容を習得する専門科目として「外国書研究」を置いている。２年次から履修することができ、少人数のクラスで行っている。英語以外のドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語のクラスも設置しており、一歩進んだ研究を行っていくための足がかりを提供するだけではなく、更に高度なレベルの専門教育の訓練をも行っている。

本学部のカリキュラムに「必修科目」は置かれていないが、専門科目として履修を義務化しているものとして、１年次の基幹科目（前述の９科目・18単位）及び導入演習（１科目・２単位）がある。それ以外の専門科目は年次配当のみを指定した「選択科目」であり、自らの関心や将来の方向性に応じて、個々の学生が履修計画を立てる形となっている。そして、前述の履修モデルまたは科目群を用意することで、学生の興味関心や進路に沿った科目履修をも可能にしている。教育目標を担保しながら自由度を高めている。その他、他学部の専門科目の聴講等の充実を図り、また履修ガイダンス等を定期的に実施し、教育目的の実現に努力している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

詳細な講義・演習の内容については、シラバスにより確認することができる。

初年次教育として、高校教育と密接な関連等を有する「共通教養（全学共通）科目」によって学部教育の教養・基礎教育内容を提供し、それとともに、専門科目のなかに、履修を義務化している「基幹科目」を設け、法学・政治学の入門的・基礎的内容の習得をめざした講義を行うことにより、その後のより高度な学部専門教育に繋げている。また、本学部では、共通教材を用いた「導入演習」の履修も１年次生全員に義務的に課し、この少人数教育により、文献の収集、解読をはじめとし、討論の行い方、レポート作成、口頭発表の行い方まで、法律学・政治学を学ぶための基本的な能力を育成できる演習内容を提供している。更に、1 年次から履修することができる「情報処理演習１」も、データ処理能力の基礎的能力を身に付ける上で重要な役割を担っている。総じて１年次から配当されている科目は、特に人間性の涵養にも配慮している。

その他の「外国語科目」、及び学部教育の中心的な役割を果たす演習科目をコアとした「専門科目」は、本学部の教育目的・方針等に基づき、各年次に適切に配置し、その配当年次に相応した内容の講義・演習科目を提供している。更に、2 年次からの「発展演習」、3・4 年次の「専門演習１・２」と「研究論文」は、将来の進路への架け橋として、文章作成能力、プレゼンテーション能力等を涵養する内容となっている。可能な限り多くの学生が希望する演習科目を履修できるような工夫もしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

「導入演習」や「基幹科目」を設置し履修を必修化することにより、法学・政治学の導入教育の充実が図られており、法学と政治学を多角的・複眼的に学べるものとなっている。少人数教育も重要視されており、1 年次から 4 年次の全ての学年にわたって演習科目が配置されている。また、演習科目の開講クラス数及び履修者数も年々増加の傾向にある。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本学部では、法学・政治学に精通し、現代の法化社会に生きる力量を身につけた人材の育成をめざして、全て学生が法学・政治学の両分野においてその基礎を修得し、それぞれの志向や進路に向けた段階的学習ができる教育内容を導入している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

法学と政治学を多角的・複眼的に学べるよう、講義科目・演習科目を更に充実させ、開設していく。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

法学・政治学の両分野においてその基礎を修得し、それぞれの志向や進路に向けた段階的学習ができる教育内容を更に充実させ、提供していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部の専門科目には、実務家教員の担当する実務系の科目が講義科目としても演習科目としても少ない。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

「導入演習」や「基幹科目」等、同一の講義・演習科目を複数の教員が担当する科目については、担当教員間の事前の協議や執行部によるガイダンス等を通して教育内容にばらつきが生じないよう工夫しているものの、なお一定のばらつきが生じやすい。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

法科大学院への進学の促進・支援や予備試験対策を含めて、実務家教員の担当する実務系の科目（講義科目、演習科目）の新・増設を検討する。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

特に履修を必修化している「導入演習」や「基幹科目」において、教育内容等にばらつきが生じにくいような仕組み（ガイダンス等を含めて）を更に充実していく必要がある。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学部の専門科目の構成は演習科目と講義科目とに大分できる。前者については、1年次の「導入演習」と「基礎演習」、2年次以降の「発展演習」、「トピック演習」及び「外国書研究」、そして3年次の「専門演習１」及び4年次の「専門演習２」において少人数のゼミナール形式の授業を行っている。そこでは、単なる知識の習得に留まらず、法学・政治学上の課題発見、問題解決等のプロセス重視の教育を実施し、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練している。なお、「専門演習２」と組み合わされた「研究論文」（卒業論文に相当）では、論文作成に関わる指導を通じて、学部での最終的な教育効果を検証できる。

本学部においては、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を48単位（各学期25単位）と定めている（ただし、編・転入学生については、教学上の配慮から年間56単位までの履修を許可することがある）。

履修指導に関しては、入学式後の履修ガイダンス時に単位制や授業科目の選択等についての説明を行う。

新入生に配付される本学部独自作成のガイダンス用冊子や学習案内冊子には、履修に関する詳しい説明の他、教員や学舎の紹介を掲載している。ガイダンスでは、卒業までの流れの説明に加え、１年次の履修で特に注意すべき点を、『大学要覧』等を用いながら説明する。１年次冬に、関心や進路別の履修モデル等を含めた２年次以降の履修計画のガイダンスを行うほか、履修登録時にも個別面談を行っている。専門演習（ゼミ）の履修に当たっては、２年次10月の志望ゼミ決定までに、執行部主催のゼミガイダンス及びゼミ担当教員によるゼミ見学会・説明会を行うほか、各ゼミの詳細な演習内容が記載された履修要項の冊子を配付している。学生の履修状況や単位修得状況については保護者に対して通知したり、教育懇談会において個人面談により説明する等して、履修指導のプロセスに保護者が参画する機会を設けている。また、本学部の中期行動計画「現行カリキュラムの修正と補完」に基づき、学生の学問的関心、能力を十分に引き出し、進路へと繋げることを目標とした、よりきめ細かな学習支援体制を整えるために必要なカリキュラムの修正と補完を行い、六つの科目群を設定した（2015年度新入生から適用）。

オフィスアワーは制度化されていないものの、教員は本学部のHPや講義を通じて学生には研究室の電話番号や電子メール・アドレス等連絡方法を明らかにする等して、学生が適宜相談を受けられる状態にしている。また学内のインフォメーションシステムやe-Learningのシステムを使用して、学生と教員とが相互にコミュニケーションを取ることができる制度が整っており、実際、多くの教員はそのような方法で学生と面談を行ったり、助言を行ったりしている。現在のところ、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度は導入していないが、学生相談主事が、学生生活全般の中で学習に関するアドバイスも行っている。

また、e-Learningシステムの整備が進んだことにより、インターネット上での課題の提出、予習・復習のための資料配付や小テスト、担当教員への質問を行うことができる。講義科目においては、単にレジュメの配付や板書だけに留まらず、パワーポイントを用いて図表や映像等の視覚的情報を学生に提示することで学習効果が高まるように工夫する教員が増加している。演習科目ではVTRやDVDで映像情報を提供する場合も少なくない。このようなマルチメディアの活用は、情報環境の充実と教員側の積極的な教材作成の双方の結果として生じている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学的に統一したシラバスの構成を採用していることで、教員の側では、シラバス記載内容の履行義務に対する自覚が高められ、受講生の側では、各回の講義内容を全15回の講義の流れの全体の中で把握し、自らの理解度を確認することが可能となっている。

本学部では、シラバスのコピーを第１回目の講義の際に配付して、その内容を説明する教員も少なからずいるが、本学部の開講科目全てのシラバスは、本学HPにおいて学内外に向けて公開されている。このことは、本学部学生にとっては、履修を決定する際に参考になるだけでなく、授業の進行状況の確認や予習すべき学習内容の確認に役立っており、受験生にとっては、本学部の教育内容をより具体的に把握する上で参考となっている。

2013年度に実施した学生アンケートによれば、「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との質問に対し、本学部では92.1％の卒業生が「（ほぼ）基準どおりであった」と回答していることからも、シラバス記載内容の履行が適切に行われていることが分かる。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

「外部試験等の活用」、「単位互換」等については、大学全体の記述に委ねる。

本学部では、演習科目の多くは「平常時の報告ないしレポート＋期末レポート」によって成績評価を行

っており、演習の特徴である学習の積み重ねや「授業への参加度」を重視している。講義科目においては「到達度の確認」（15週目の授業時間内に行う筆記による学力確認）、「定期試験」若しくは「定期試験に代わる論文（レポート）」によって成績評価を行っているが、「到達度の確認」と「定期試験」が多数を占めている。しかしながら、講義科目のうちの多くが、期末試験や論文（レポート）に加えて、平常時に課される小試験やレポートの内容の確認を行い、大教室での講義においても「授業への参加度」を可能な限り評価に加えるよう配慮している。また講義やHP等を通じて、学生に対して採点基準や講評を行う教員もおり、評価基準の妥当性や透明性を確保しようとする動きが広がっている。

GPAに関しては、2013年度新入生から導入し、本人宛成績表に記載することで、各学生が学部内での自らの成績の位置を確認し、具体的な学習目標を設定するのに役立っている。

2013年度に卒業生に対して実施した学生アンケートによれば、「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」との質問に対して、本学部では90.5%の卒業生が「（ほぼ）納得できている」と回答していることからも、成績評価と単位認定が適切に行われていることが分かる。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

授業評価アンケートの結果は、過去の調査結果と併せて情報が授業担当者に提供される。授業担当者は評価結果の差違を分析することによって、次年度以降の「授業内容・方法等」の改善に役立てることができる。このような分析とフィードバックによって「授業内容・方法等」の改善システムが確立されている。なおカリキュラム改正時期には、カリキュラム検討委員会が設置され、「教育課程や教育内容・方法」改善のための討議を同委員会や教授会において活発に行ってきた。このような検討委員会を設置し各評価データを分析する作業も、「授業内容・方法等」の改善に資するものになっている。

学生による授業評価アンケートについては、2013年度春学期は対象429科目の内331科目で実施され（実施率77.2%）、秋学期では対象513科目の内402科目で実施された（実施率78.4%）。実施率は学部内での啓蒙の成果もあり上昇傾向にある。またアンケートの自由記述箇所は直接担当教員が受け取り、学生の意見を授業改善に反映させることができるようになっている。

学部内のFD活動については学部執行部や教学体制委員会が継続的な実施を検討する場となっている。この活動の一環として、本学部教員を対象とする「公開授業」を実施している。具体的には、「公開授業」に設定された授業に他の本学部教員が出席し、授業終了後に講評会を開催し教授法の研究開発の一助としている。また、教育推進部のFD活動にも協力している。

本学部の2013年度の卒業率と就職率は、それぞれ79.8%と94.9%であり、ともにこの３年間で若干の改善が見られた。本学部の卒業生の就職・進路の特徴として、官公庁への就職（16.2%）が他学部に比べると極めて多かった。法科大学院を含む大学院進学が多い（卒業生の5.3%）のも特徴的で、学部教育がめざしている人材育成が成果を上げていることを示している。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部ではその「学位授与方針」の下、科目毎にシラバス上で到達目標を明示し、受講生の合格基準と

している。具体的な評価（教育効果測定）材料として、講義科目では、期末定期試験また最終講義日での到達度の確認試験といったいわゆる筆記試験あるいは期末のレポートを重視しつつも、多くの科目で日常の小テスト・小レポートを課すことでより細やかに教育効果を測る指標としている。また演習科目においては、平常授業での発表、期末レポート、更に議論への参加意欲によって、到達目標の達成度を総合的に測るよう努めている。

教育効果の測定方法の大枠については、各専門分野（パート）の代表から構成される教学体制委員会での議論、それに基づく教授会での審議・決定を通じて教員間で理解を共有する仕組みとなっている。教育効果を測定するシステム全体については、本学部執行部や教学体制委員会で必要に応じて議論し検討している。この結果、全学枠組として設けられているGPA制度に本学部も2013年度から参画し、学生本人宛の成績表に記載している。ただし各種表彰対象（卒業生総代を含む）となる成績優秀者の決定、学修指導の対象となる成績不良者の決定、また奨学金受給者等の決定にあたっては、本学部では素点処理と並行利用することにしている。また学生本人の請求がある場合（留学申請等）を除き学外には公表していない。これはGPA制度がもつ利点と同時にその限界、問題点を法学部教授会が強く意識している結果である。これに関連して、成績評価（教育効果の測定）を「相対評価」にするという制度的拘束は導入せず、現在のところ「絶対評価」として科目担任者の良識に委ねられている。しかしながら、極端な成績分布を示す科目がほぼ見られないのは、教育効果の測定方法についての教員間の率直な意見交換の成果だと考えられる。同一科目で担当者が異なる場合には、担当者間で教育効果の測定方法について調整が行われている。また１年次生が全員履修する導入演習については開講前に全ての担当者に出席を求める会議を開催し、教育効果の測定について学部の指針を詳細に説明することによって、成績評価の公平さを担保している。以上に紹介した教育効果の測定への取組が所期の成果を上げていることの一端は、卒業生へのアンケート（「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」）結果にも表れている（2013年度法学部卒業生調査では「納得できている」と「ほぼ納得できている」の合計が90.5%）。

本学部の卒業生の進路は、就職、進学、その他と分かれる。本学部生の大多数は民間企業に就職しており、年度によって分野に変動はあるものの、2013年度卒業生は金融・保険業（25.5%）がもっとも多く、卸売業・小売業（14.6%）、製造業（13.4%）、と続いた。これらの民間企業への就職では、本学部教育がめざしている、リーガルマインドと問題解決能力及び論理的に議論を行う能力等が高く評価されていると思われる。また、本学部の卒業生の特徴として、官公庁への就職（16.2%）が他学部に比べると極めて多かった（数字は就職決定者506名中の比率）。法科大学院を含む大学院進学が他の社会科学系学部と比べて多いこと（37名）も特徴的で、本学部教育がめざしている人材育成が成果を上げていることを示している。他方で、151名の卒業生の進路が「その他」に分類されているのは、卒業後に公務員試験また資格試験（司法書士等）の受験準備に専念したいとする、本学部生に顕著な指向の強さを反映したものである。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の卒業に必要な要件は「学則」・「学位規程」等に規定し、学生に配付する『大学要覧』で明示して周知徹底を図っている。手続き面では、「法学部教授会規程」に基づいて、同教授会において卒業判定を行い、所要単位また在籍年数等要件を満たした学生を合格としている。在学者に対する卒業生の比率は前回報告書時点と比べて３ポイント上昇しているが（2010年度：76.7%、2013年度：79.8%、いずれも第１部）、これは2008年度新入生から適用されている現行カリキュラムが学生の勉学意欲により適合的なものとなっていることをあらわしていると評価できる。それでも、なお本学部の同比率は他学部に比べてやや低くなっているが（2013年度で全学では82.8%）、これは本学部での成績評価及び卒業判定が「学位授与方針」に基づいて慎重かつ厳格に行われていることの反映である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

本学部の教育目標に沿った成果として、本学部卒業生の就職状況は民間企業及び官公庁ともに良好である。また、官公庁への就職が多く、本学部教育がめざしている人材育成が成果を上げていることを示している。

【3】将来に向けた発展方策

大学院進学者数は前回報告書時点（2010年度）との比較では減少しているが（2010年度：78名、2013年度：37名）、これは法科大学院進学者の急減という全国的趨勢を反映したものであり、それを考慮すれば比較的堅調に推移していると評価できる。現在の教育方針を大前提に、その具体的な運用方法を環境変動に柔軟に適応させることで一層の成果を期したい。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部では、法や政治を学ぶことで社会の諸問題について自らの考えを形づくり、異なる価値を民主的に調整しながら問題解決に向けて行動できる人達を、本学部生としての適性を持つ人材として迎え入れている。同時に、集団の中での協調性やリーダーシップのみならず、多様な価値を受入れる柔軟性も、本学部生として求められる資質である。社会人経験者や、外国人留学生に関しては、これまでの生活経験と法学・政治学の学習を有機的に結合させ、発展させて行く意欲と能力も重視される。法曹や各種公務員等、法学部教育と強く結びついた進路をめざす者のみならず、企業や研究等、社会の多様な分野で活躍することを志望する者を受入れる方針をとっている。

本学部に入学するに当たっては、以下の能力を備えていることが求められる。①今日の社会制度全体（法的・政治的諸制度を含む）の歴史的形成過程を理解する能力、②法と政治に関する諸現象を分析し、自らの意見を発信していくための日本語表現能力、③民主的な政治制度や経済のあり方、国際情勢を主体的に考察し理解できる能力、④外国語を通じて他の国々の法的・政治的諸制度や国際的な政治・経済システムを理解する能力。

本学部への入学志望者の志向と、本学部の学生受入れ方針との間に齟齬の生じないよう、高校の進路指導担当者との連絡を取るように心がけている。2014年度には、本学部について特徴的な出願・入学動向を見せる関西圏の高校を選び、そのうち７校について、教員が訪問し、進路指導担当教諭と意見を交換した。また、受験生が本学部における勉学について具体的なイメージを抱けるように、2012年度から、一部併設校と協力し、法学部教員による高校生向けの講義を行っている。また、そのための委員会として、2013年度、併設校・法学部連携セミナー委員会を立上げた。更に、2014年度からは、新しい試みとして、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の本学部と合同で、「関関同立・法学部合同シンポジウム」（2014年５月31日関西大学千里山キャンパス）を開催し、高校生及びその保護者に向けて、本学部における学びのあり方を伝えている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF※	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
法	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○

※本学部ではSF入試に準拠しつつ、「法学部スポーツ入学試験」として実施している。（以下、「SF入試」という。）

入試の実施にあたっては、法学部教授会で選出された出題委員が出題・採点を行い、面接委員が面接評価を行っている。出題委員は、難易度や分野等の適切性に配慮して問題を作成している。また、小論文や面接が課されるいずれの入試においても、入学者選抜の公平性及び適切性を確保するために、全て複数の教員がチームを組んで評価にあたり、偏りが生じないよう、実施前に試験の重点や評価の基準等についての打ち合わせを行っている。一般入試をはじめ全ての入試に関して、学部執行部で入試査定原案を策定している。学部教授会で行う合否査定では、全ての得点データほか判定資料を明らかにした上で審議・決定している。一般入試と大学入試センター試験を利用する入試においては、受験生の氏名や受験番号等を一切表示せず、匿名性を厳密に確保したうえで、得点を規準として判定資料を作成している。また、一般入試と大学入試センター試験を利用する入試以外の入試においては、受験生の氏名や出身高校を表示せず、受験番号のみによって個々の受験生を特定して判定資料を作成している。

学生受入れ方針に合わせ、入試方法の見直しも行っている。2015年度入試においては、本学部のアドミッション・ポリシーに即応して、AO入試の方法を大幅に修正した。新しいAO入試において重点的に問われるは、英文資料や日本語の著作を読み、その正確な理解と生産的な解釈に基づいて、社会や政治のあり方について有用な見解を構成しうる能力である。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
法	715	若干名	2,795	－	3,080	7	1.10	－	727	748	722	883	186

入学定員に対する在籍学生数の割合は、1年次1.02（在籍学生数727名）、2年次1.05（在籍学生数748名）、3年次1.01（在籍学生数722名）、4年次1.36（在籍学生数883名）となっている（入学定員は、2011年度入学者（4年次）まで650名、2012年度入学者（3～1年次）から715名）。また、収容定員に対する在籍学生数の割合は、1.10（在籍学生数3,080名、収容定員2,795名）となっている。

4年次において定員超過が生じている主要な原因は、二つある。第一に、4年次生には留年者（在籍学生数186）が含まれているため、4年次の在籍学生数は他の年次より大きくなっている。留年をしていない4年次に限った場合、入学定員に対する在籍学生数の割合は、1.07である。第二に、2011年度入学者までは、入学定員が650名と定められていたため、実際の入学者の数が入学定員を上回る傾向があった。第二の点については、2012年度に入学定員が715名に改正された結果、実際の入学者数とのかい離は既に解消されているため、4年次おける定員超過は今後、減少してゆくものと予測される。

なお、本学部における編・転入学者の数は７名（編入学定員は、若干名）という状況にあり、特に問題はない。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本学部においては、2008年度の新カリキュラム導入時に、学生募集及び入学者選抜方法の大幅な変更・修正等を検討し、施行した。このカリキュラムは2011年度に完成年度を迎え、本学部の中期行動計画「現行カリキュラムの修正と補完」に基づき、目下、その問題点の検討と、対策の立案を行っている。学生受入れとの関連では、本学部における勉学の内容や、そこに求められる資質が高校生に正確に伝わるよう、高校生向けのパンフレットの記述や構成を見直している。

また、2014年度には、学生の受入れ方針に即応し、適性を持った学生を選考するという観点から、AO入試の方法が見直された。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生の受入れ方針に従い、多様な入学選抜制度を実施し、それぞれの入試制度について修得しておくべき知識等の内容を科目や出題範囲の指定を通じて明示している。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

学部が中心となって行う入試（指定校推薦入試、併設校卒見者入試、高大接続パイロット校推薦入試、社会人入試、AO入試、SF入試）の実施にあたっては、入学者選抜の公正さや透明性を高めるために法学部教授会で選出された出題委員が出題・採点を行い、面接委員が面接評価を行っている。また、課題小論文や課題エッセイ、面接が課される入試については、公正さや透明性を確保するために、採点基準や実施の方法をあらかじめ教授会で決定したうえで、複数の教員がチームを組んで、綿密な打ち合わせを経て評価し、選考基準に偏りが生じないようにしている。一般入試をはじめ全ての入試に関して、学部執行部で入試査定原案を策定し、最終の合否判定は、学部教授会が行う。合否査定は、全て得点データ等の客観的な判定資料に基づいて行われている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

留年者を減少させることを最終的な目的として、１年次の単位修得状況を基に成績不良者の判定を行い、成績不良者に対して年２回ガイダンスを実施している。ガイダンスでは学部執行部の教員が、該当学生と個別に面談する等、きめ細かな指導を行っている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本学部の中期行動計画「法学部教育に適した学生を受入れて行くための選抜の仕組みの策定と実施」に基づき、学生募集及び入学者選抜が、公正かつ適切に実施されているかについて、毎年定期的に検証して

いる。この検証・検討は、三つの段階を踏んで実施される。第1段階では学部執行部が、教務担当事務職員の意見や提案等を勘案しつつ、カリキュラムや入試制度、編入学制度の改革・改訂若しくは修正の原案を作成する。第2段階として学部執行部とは異なる構成員からなる教学体制委員会で審議する。第3段階では改革・改訂等の提案事項が、教授会で審議され、了承を得た案が実施される。

更に、入学者の成績について、入試種別毎に追跡調査を行っており、上記の検証過程における資料として役立っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

受入れ方針に対応した、本学部での勉学に適性を持った者に入学を促すためには、本学部における勉学の内容と意義を、高校生に対して、分かりやすく伝えていく必要がある。そのために、高校生向けのパンフレットの内容と構成を見直している。本学部における勉学についてのイメージを具体的に伝えることが、高校のうちから、大学における勉学を視野に入れた学習を行うよう誘導し、大学生活への移行を円滑にすることができると考えている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

学生受入れ方針に即応した、適性を持った受験生の選考方法については、今後も柔軟に検討してゆく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

就職や資格試験の都合から、毎年、一定数の留年者が出ることはやむを得ないとしても、成績不良のために留年する学生が出ないように、教育・指導を拡充しつつある。留年者の数は、減少傾向にある（2010年度319名→2014年度186名）。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者の成績に関する入試種別毎の追跡調査結果を用いて、適切な入試のあり方を更に検討したい。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部においてどのような知識と能力を得、それを生かしてどのように社会で活躍できるのかという点について、高校生が具体的なイメージを抱くことができていないように思われる。今後は、適正を持った者の入学を促進するため、本学部における勉学の内容と意義について、社会に対して積極的に発信してゆくことが要請される。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

本学部における勉学に適性を持つ受験生を選考するために適切な試験方法を検討する必要がある。とりわけ、アドミッション・ポリシーに即した入試であるAO入試のありかたの検討を今後も続ける。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

１～３年次生については、入学定員と在籍学生数がほぼ一致しているが、４年次生についてはやや定員の超過がみられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生受入れ方針を規準として、入試・カリキュラム・成績認定・学位授与等が一貫したものとなるように、全体を見渡す検討が必要である。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

今後も、各種入試が、学生受入れ方針に即応した、適性を持った学生を適切に選考しえているかを検討してゆく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

４年次生についての定員の超過をなくすためには、進路模索等の理由以外での留年生の数を減らす必要があり、その方策として、成績不良者に対し、更にきめ細かい指導を行うことが要請される。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

1　論文等研究成果の発表状況

⑴ 法学論集

関西大学本学部の外郭団体である関西大学法学会は、法学部、大学院法務研究科、法学・政治学を専攻する政策創造学部の教員、本学部生、大学院法学研究科学生及び法務研究科学生等を会員とする学術団体であるが、その主要な活動の一つとして、年６回『関西大学法学論集』を発行している。法学会の評議員でもある本学部専任教員は、当然、同論集への投稿資格を有しており、各教員の研究成果の公表媒体として広く活用されている。

『関西大学法学論集』の2012年度及び2013年度の掲載・執筆状況は、以下のとおりである。

年度（巻）	号	掲載論文数	法学部専任教員執筆論文数
2012年度（第62巻）	1	4	2
	2	8	6
	3	6	4
	4/5	20	10
	6	6	4
2013年度（第63巻）	1	4	2
	2	6	4
	3	6	3
	4	6	4
	5	10	8
	6	8	6

⑵　欧文紀要

本学部は独自に、欧文紀要であるKansai University Review of Law and Politics を年１回発行している。編集には、学部専任教員３名を含む５名の法学政治学系の専任教員によって構成される欧文紀要編集委員会があたっており、法学部専任教員及び法学部招へい研究者等の欧文論文が掲載されている。

Kansai University Review of Law and Politicsの2012年度及び2013年度の掲載・執筆状況は、以下のとおりである。

年度（号）	掲載論文数	法学部専任教員執筆論文数
2012年度（第34号）	4	2
2013年度（第35号）	5	3

⑶　その他を含む研究業績数

本学部専任教員による、その他の論文・著書をも含めた2012年及び2013年の研究成果の発表状況（学術情報システムの登録数）を『データブック2014』を元に集約すれば、以下のようになる。

区分	著　書	論　文	学会発表	その他	合　計
2012	7	33	5	35	80
2013	10	31	4	20	65

2　国内外の学会での活動状況

2013年度の国内外の学会への参加状況は、国外の学会参加が17件、国内の学会参加が98件である。

3　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

2013年度の学内外の研究助成を得て行われた研究プログラムについては、本学部の在外研究員（学術）は２名であり、経常研究費（教員当りの積算校費総額）は34,649,939円、学内共同研究費は総額2,570,395円（利用件数１件）である。また、学外からの研究費の獲得状況は、科学研究費補助金が8,710,000円である。

4　附置研究所と大学・大学院との関係

研究活動上、本学部と関連のある附置研究所として、法学研究所がある。1987年に設置された法学研究所は、現在、１期２年間を基本とする四つの研究班を設けて、特色のある研究課題を追求している。具体的には、①経済法研究班、②地域主権研究班、③例外状態と法研究班、④欧州私法研究班が設置され、法学部専任教員が研究員として活動している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

外部資金の獲得を推進する諸制度の改革に呼応して、2011年度を境に科学研究費補助金の申請件数及び採択金額ともに増加傾向にある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

科学研究費補助金以外の外部資金の獲得を推進する取組も必要である。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部においては、異文化理解の促進、国際性の涵養、及び教員の研究・教育内容に対する効果を目的として、国際交流事業を行ってきた。

受験生向けのガイドブックや新入生へのガイダンスで、協定校への交換派遣留学生制度について紹介している。派遣留学は2012年度２名、2013年度４名であった。認定留学は2012年度８名、2013年度11名であった。静宜大学（台湾）特別留学プログラムへは、2012年度に１名、2013年度に２名参加している。

私費留学生については、2014年５月１日現在で、韓国から４名（男子３名、女子１名）、中国から15名（男子８名、女子７名）が在籍している（合計19名）。本学部では、留学生向けに日本語以外での専門科目の講義は開講していないので、海外から受入れている留学生は日本語のできる学生に限られている。2012年度以降、毎年、留学生ガイダンスを開催し、全学年の留学生に対して、本学部における勉強の仕方を説明した。また、2014年度には成績不良の留学生を対象に学習指導を行った。

教員の在外研究の状況については、2012年度の外国出張者は延べ20名であり、2013年度の在学研究員（学術）は２名、外国出張者は延べ23名であった。また、2013年度に、外国人招へい研究者を１名、2014年度に外国人研究員（「外国からの研究員に関する内規」に基づく受入れ研究者）１名を本学部に受入れている。

1997年から行われている漢陽大学校（韓国）法学専門大学院とのシンポジウムは、2013年度に、教育研究緊急支援経費（補助金）を使用し、本学で開催された（全体テーマ：法曹養成教育）。その成果は両大学の研究所の紀要で発表されている。

また、2012年度に、開発途上国の知的財産法制を担当する専門官を招いて、シンポジウム（テーマ：国際知的財産法制の調和をめざして＜開発途上国の声＞）を開催した。2013年度には、メキシコの知的財産専門官を招いて、ワークショップ「メキシコの知財事情と大学における知財教育」を開催した。

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

認定留学生が2010年度の２名から2013年度には11名に急増し、海外からの私費留学生も2011年５月１日現在の５名から、2014年５月１日現在の19名に急増した。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学部生が留学しやすい教学上の体制を整備すると同時に、海外からの留学生の学習上のサポート体制を更に充実させる。

検索

文　学　部

検索

第２編　文学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 145

Ⅲ　教員・教員組織 …… 145

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 148

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈148〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈150〉

Ⅳ－３　教育方法〈152〉

Ⅳ－４　成果〈155〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 157

Ⅺ　研究活動 …… 160

Ⅻ　国際交流 …… 160

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

高度情報化社会の進展によって、各国・地域の時間的、空間的な隔たりが大幅に短縮されるに伴い、地域間の社会的交流、文化間の相互影響に一層の拍車が掛かっている。こうした現代的状況は、人文科学の領域においても、学際的研究の必要性を高めると同時に、総合的観点に基づく専門分野研究の促進をも要請していると考えられる。本学部では、こうした学術的動向を踏まえ、本学全体の学是（教育理念）「学の実化」を、学部教育のあり方と連携させて明確化している。それは、2004年度に実施した大幅な組織改革の下、「自由で多彩な学びを保証するシステム」の構築を通じて「多彩なディシプリンと活発なプロジェクトからなる新しい人文学の拠点」を創造するという取組である。こうした学部教育の設計に基づき、本学部は、幅広い教養と高度な専門知識を兼ね備え、総合的知見と柔軟な思考力に高度な倫理観を合わせ持つ、知識基盤社会を生きるに相応しい21世紀型市民の育成をめざしている。「学則」には教育研究上の目的として「文学部は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成を目的とする」と掲げている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

新入生には、毎年『文学部新入生のためのガイドブック』をオリエンテーション期間中に配付し、ガイダンスにおいて本学部の教育方針を４年間のカリキュラム展開と合わせて周知している。

教職員にあっては、毎年開催しているカリキュラム懇談会や初年次教育（知のナヴィゲーター）担当者連絡会議等を通じて、本学部の教育目標を確認、共有しながら、それを日々の教育研究活動に結びつけている。

また、本学部が独自に設けている高校担当制度（教員が各自の居住地近隣の高校を中心に一つあるいは複数担当し、日常的なコンタクトをとる制度）においては、高校に対して本学部の教育理念や目標の広報を積極的に行っている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部は幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成という理念に基づき、総合的知見と柔軟な思考力、高度な倫理観を合わせ持つ人材の養成を目的とする教育課程を置くとともに、それに相応しい教員組織を構築してきた。そのポリシー及び関係する情報は、HP等で公開し周知を図っている。

現在、組織は総合人文学科の下に19の専修を設置し、教員は全て総合人文学科に所属して各専修の運営にあたっている。各専修の必修科目や専修関連科目を通じて当該専修の学生に専門教育を施すのはもちろんのこと、総合人文学科目、各種選択科目、自由科目によって他専修の学生に対し幅広い教養的知識を涵養することにも努めている。更に、本学部教員は共通教養科目を相当数担当しており、専修代表者会議や教授会において担当の依頼を行う等協力体制を整えている。こうした任務を遂行できる教員の確保のために、新規任用人事についてはⅢ-【1】-［3］に示すとおり、教授会構成員全体の意見が適正に反映されるよう、厳正かつ公平な仕組みをつくっている。

学部内の組織としては教授会、執行部会、総合計画会議、専修代表者会議、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、教室会議があり、学部運営・人事・カリキュラム編成・予算等につき審議、意思決定するとともに、伝達の合理化を図っている。このうち、専修に関わる恒常的な業務は専修代表者会議が、また、学部全体の人事や将来構想等、専修固有の定型的業務を超えた事項については総合計画会議が審議し、学部運営の合理化を図っている。なお、これらの会議の運営方針は「これからの文学部の意思決定システムについて」（2009年９月）で明確に示されている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学部は2004年度、従来の８学科を廃し、総合人文学科の下での一学科多専修制に移行した。このことにより、旧学科の枠を超えた多彩なディシプリンを開設し、2010年度には19の専修の設置をみるに至った。現在、本学部の理念・目的に基づく新たなディシプリンに相応しい教員配置をとっており、学部全体としての視点を軽視することのないよう総合計画会議及び教授会での合意の下、原則として各専修の受入れ学生数に比例した教員数を配置する仕組みをとっている。

本学部所属の専任教員は107名で、「大学設置基準」における必要専任数29名（内、教授15名）を満たしている（現在、外国語学部へポストを移行させているところであり、2016年度にこれが終了した時点で102名となる）。内訳は教授92名（内12名は特別契約教授）、准教授15名で、専任教員１人当たりの在籍学生数は31.3人。女性専任教員は15名で、全体の14%、内訳は教授10名、准教授５名である。また、外国籍の専任教員は８名である。専任教員の年齢構成には著しい偏りはみられないが、女性教員数と男性教員数のあいだの非対称性は否定しがたく、新規任用人事の際には、女性教員の任用に向けて一定の配慮がなされるように努力している。

教員１人当たりの学部担当時間数は8.73時間で、外国語学部と人間健康学部を除く他の文系学部よりも若干多くなっている。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本学部専任教員の新規任用人事は、原則として全て公募によって行っている。補充人事方式はとらず、学部全体の人事として「もっとも必要なところに配置する」という方針によって人事を行っている。即ち、専修から人事要望書を提出→教授会構成員に対して人事要望に関するプレゼンテーションを実施→総合計画会議でポスト配分案を策定→教授会でポスト配分を審議決定、という手続きを踏む。その後、JREC-IN（研究者人材データベース）への公募要領の公開、書類による第１次選考、面接・模擬授業による第２次選考、研究業績審査、総合計画会議における審議をへて、教授会決定へと至る。このうち、第１次選考は当該専修が行い、第２次選考については、当該専修２名、他専修２名、学部執行部及び総合計画会議委員の中から１名の計５名からなる第２次選考委員会を設置している。また、第２次選考委員会は、委員の全てが男女いずれかの性に偏らないよう配慮している。以上のように、本学部では任用人事を厳正かつ公正な形で進めている。

昇任人事、定年延長手続き及び特別契約教授任用に関しても、専修→総合計画会議→教授会というプロ

セスを踏み、研究・教育上の業績を慎重に審査するとともに、その透明性を確保している。このうち定年延長手続き（更新を含む）と特別契約教授の任用・更新については、いずれも教授会における投票によりその可否を決し、可となるためには出席者の３分の２以上の得票がなければならない。

客員教授の採用については全学の「客員教授規程」に基づき、非常勤講師の採用については本学部の「専門教育科目を担当する非常勤講師の任用基準」に基づき、それぞれ任用している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

公募制、優先度に配慮して配置するという方針、総合計画会議での審議、第１次・第２次選考、教授会決定という任用プロセスは透明性・公正性が極めて高い。また総合計画会議は人事委員会としての機能を十分に果たしている。

【3】将来に向けた発展方策

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

現行のシステムを引き続き機能させる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員の男女比における不均衡はいくぶん改善されたとはいえ、７割近くを女子学生が占める学部にあっていまだ十分とはいえない。また、専修の数が増えたのに反し学部教員数が減っているため、専修あたりの教員規模が小さくなり、専修運営が以前よりも難しくなっている部分がある。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

現状からすると、定年等で辞めていく教員数は男性のほうが多く、男女比は今後いくぶん改善される見通しだが、まずはどの専修にも女性教員がいるような環境を作っていくことが重要であるため、学部として当面の目標を設定する等して、女性教員比率を上げることをめざす。また、学部教員減に伴い専修運営が難しくなっている点についても、総合計画会議で教員配置のあり方を再検討し、委員会運営等の合理化を更に図っていく方向で検討を進めている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部の教育目標は、「人間が造りあげた文化遺産ともいえる言語・文化や、哲学・思想・歴史・地理等の学問を通じて、幅広い教養的知識と高度の専門的知識を備えた人材を養成する」ことで、これは、「豊かな学識をもつスペシャリストを養成」することを目標とする大学院文学研究科での学びに有機的に連関している。

また、本学部の学位授与方針には、「文学部では、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民を育成するという理念の下、総合的知見と柔軟な思考力、高度な倫理観を合わせ持つ人材の養成を目的とした教育課程を置いている。学位（学士）が授与されるには、この教育課程に所定の期間在籍し、一定の要件を満たさなければならない。具体的には、共通教養科目、外国語科目、学部の専門科目を「学則」にしたがって必要単位を修得するとともに、卒業論文を提出し、口頭試問に合格する必要がある。この教育課程をとおして学生は、多様化し複雑化する現代社会を生き抜くために必要な学力、すなわち、幅広い教養と専門的な知識、論理的思考と表現力、自ら問題を発見し解決する力、外国語運用能力等の獲得が求められる。これは本学の学是にいう「学の実化（学理と実際との調和)」を実践することでもある。」とある。本学部の教育目標と学位授与方針は整合性をもった設定となっている。更に、文部科学省2010-2011年度大学教育・学生支援推進事業（【テーマA】大学教育推進プログラム）「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」によって、本学部は学位授与方針に基づいて要求される学習成果をより教育目標に実質的に結びつけるシステムを構築したが、同事業終了後もこの取組を継続している。

[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本学部の教育理念は、知識基盤社会を生きるに相応しい21世紀型市民の育成をめざし、多様な領域を複合的に学びつつ自らの専門的課題を探求できる学びの場を提供することにある。具体的には、1学科多専修2年次分属制の下、「初年次教育の徹底」「幅広い学びの保証」「課題探求能力を養う少人数ゼミ」をカリキュラム編成の柱とする。まず初年次教育として、汎用的技能の習得を意図したスタディ・スキル科目（「知のナヴィゲーター」)、各専修の専門領域を幅広く知るための入門科目（「学びの扉」、「知へのパスポート」）が置かれている。2年次からは学生自らが選択した専修に属し、少人数ゼミを核として専門的課題を深く探求する（専修研究、専修ゼミ）と同時に、専修横断的に展開される「総合人文学科目」等によって幅広い学びも保証されている。こうした多様で自由度の高いカリキュラムの到達点として卒業論文がある。自ら調査し、情報を整理して、広い視野から論を組み上げていく卒論作成は、主体性が強く求められる作業であり、学生の研究意欲をかきたてる最終目標として本学部の大きな特色をなしている。

[3] 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

2010年度から毎年、学部構成員全員を対象として「カリキュラム懇談会」を開催し、学部の教育課程を有効に活用するための様々な議論が活発に行われている。学生への周知は、入学時のガイダンスで、全ての学部生に対して『文学部新入生のためのガイドブック』という冊子を配付し、そこで、Q&A形式を中

心に、教育課程の編成・実施方針をわかりやすく示している。更に、入学時と卒業時に実施している学生アンケート調査で、「授業の履修にあたり、卒業（修了）要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルールや取扱い等について教職員から説明を受けた際に、その内容が理解できましたか。」という新入生向けの質問については、新入生の9.3%が「理解できた」、65.2%が「ほぼ理解できた」と回答していることからも、教育課程については７割以上の学生に概ね理解されていると判断できる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

2010年度に現行カリキュラムを導入した後、毎年７月に全構成員を対象とした「カリキュラム懇談会」を開催し、教育課程に特化した議論の場を設けている。

以上の議論の中で、とりわけ学位授与方針の適切性の検証についての議論を建設的に展開した結果が、「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」の構築・運営に繋がっている。更に、2014年度には現行カリキュラムの見直し作業に着手し、学部内で「カリキュラム見直し検討部会」を組織して月二回、カリキュラムの見直し作業を進め、2015年度に実施する新カリキュラム策定の準備を進めている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

教育目標に基づいた学位授与方針に合わせて、教育課程をささえるプログラムとして「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」の取組を継続し、初年度導入科目（「学びの扉」、「知へのパスポート」、「知のナヴィゲーター」）から始まり、２年次の専修分属以降はそれぞれの専修のゼミ・研究等の専門科目、そして４年次の「卒業論文」に至るまでの、人文科学領域の諸科目を、学生が首尾一貫するかたちで有機的に履修し、その教授・学修内容を十全に修得できる環境を整えている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

引き続き「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」の取組を継続し、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の充実を図る。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、19専修の全てが、初年度導入科目、２年次以降の専修固有科目・専修関連科目をそれぞれ開講し、学部全体での開講科目・クラスは膨大な数に上る。その履修選択は学生に委ねられているため、学生は、自らシラバス等で講義内容を確認したうえで履修科目を決定するのではなく、Web履修画面を見てあたかも「ネットショッピング」のように安易に履修選択をする状態になっていると、近年指摘されてきた。

また、外国語科目に関しては、2010年度に現行カリキュラムを導入した際、科目数が減少し、相対的に外国語能力が低下したとの指摘が、本学部の教員内で挙がってもいる。

【3】将来に向けた発展方策

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

2014年度の現行カリキュラムの見直し作業において既に改善策が提言されている。具体的には、1.科目ナンバリング制度の導入によるカリキュラム・マップの作成、2.外国語科目、特に英語教育の刷新等がある。これらは、2015年度の実施が決定しており、今後の教育課程の編成・実施に活かしていく。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

開設授業科目数・履修者数について本学部では、共通教養科目216科目、外国語科目96科目、専門科目837科目、合計1,149科目を開設している。全専修とも卒業所要単位は124単位以上で、内訳は、共通教養科目20単位以上、外国語科目16単位以上、専門科目60単位以上である。外国語科目は英語を含む２言語を必修としている。専門科目の履修者数（ディ・フレックスコースを合わせて）は、１科目あたり20名以下が48.7％、21名～50名が27.5％、51～100名が11.4％、101～200名が8.1％、201名以上が4.3％であり、本学部の特徴となっている専修毎の少人数教育を展開している。

専任・兼任比率については、専門科目をできるだけ専任教員が担当することをめざしている。それを反映して、2014年度については、必修科目である専修固有科目は、専兼比率（該当科目の担当者全体に対する専任の割合）が80％以上の専修が19専修のうち16専修となっている。また、初年次導入科目については、専任教員の担当を原則としている。これに対して、初年次導入科目については、全ての専修で100％専任教員が担当している。以上の数値は2013年度も総じて同様で、専門の基幹科目の専兼比率を高くするという方針は、安定した形で実現できている。

授業科目の体系的配置について、本学部の初年次教育は、「初年次導入科目」として設定した三つの科目（「学びの扉」「知へのパスポート」「知のナヴィゲーター」）が軸となっている。初年次導入科目中、「知のナヴィゲーター」は2011年度よりクラス数を前年度より６クラス増やして28クラスとし、初年次生全ての学生に一定レベルの学びのスキルを習得させる環境を整えている。「学びの扉」は２年次専修分属以降の専修固有科目「専修研究Ⅰ～Ⅳ」に連携し、「知のパスポート」は同様に「専修ゼミⅠ～Ⅵ」に繋がる流れを作り、それぞれ知識の獲得と、主体的な研究という面で学生を教育できるように配置している。そして、それをとりまく形で、専修の垣根をこえて各専修が母体となる専修関連科目、専修の枠自体をはずした総合人文科目で幅広い知識を獲得できるようになっている。

教養教育・専門教育の位置づけについて、学生は、教養教育を１・２年次の時期を中心に履修し、専門教育は、１年次に初年次導入科目（選択必修）を、２年次の専修分属後から上位年次にかけて、専修固有科目（必修）・専修関連科目（選択科目）・総合人文学科目（選択科目）を主に履修することになっている。このように両者の位置づけは明確であるが、初年次導入科目の「知のナヴィゲーター」や、配当年次を１

年次に設定した総合人文学科目「情報処理Ⅰ」「外国語演習」（外国語科目とは別に、本学部独自の外国語学習のための科目で、英語・ドイツ語・フランス語・中国語を開講している）等は、「文学部の学生としての教養教育」として位置づけられる。これらの科目の履修を通して、1年次の学生は自分がすすむ専修を決定する。

専修固有科目とは、上述の専修の必修科目であり、「専修研究Ⅰ・Ⅱ」「専修ゼミⅠ・Ⅱ」（2年次配当）、「専修研究Ⅲ・Ⅳ」「専修ゼミⅢ・Ⅳ」（3年次配当）、「専修ゼミⅤ・Ⅵ」（4年次配当）によって構成されている。専修関連科目は、2年次以降、各専修に関係の深い内容の科目が含まれるが、所属した専修以外の専修関連科目であっても自由に選択できる科目である。総合人文学科目とは、総合人文学全般あるいは複数の専修にわたる幅広い内容の科目、また未開拓で先進的な分野の科目等が含まれ、このカテゴリーのほとんどの科目は、全ての学年に開かれたものとなっている。更に自由科目として資格関連科目を設定しており、教員免許状や図書館司書等各種の免許・資格取得のための科目が含まれる。

冒頭に述べたとおり、卒業所要単位124単位中、共通教養科目の必要単位数は20単位以上となっているが、本学の他の多くの学部とちがい、本学部ではこの科目を卒業単位として48単位まで取得できるという特徴があり、その点で、教養教育の卒業所要単位数に占める割合が比較的高く、「幅広い教養と高度な専門知識を兼ね備える」という学部の教育方針に適合していると言える。他方、標準修業年限の短縮措置として、早期卒業制度（心理学専修）を実施している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本学部の初年次教育は、既に述べたように「初年次導入科目」として設定した三つの科目（「学びの扉」「知へのパスポート」「知のナヴィゲーター」）を軸になりたっている。そして、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）として2010年度に採択を受けた「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」の取組は、この初年次教育を出発点として、卒論ラボ・卒論カード・卒論スケール（現名称：ライティングラボ、まなかんウェブ、学習スケール）に基づき、「学生自身の気づきと主体的な学びを促すことによって、多様な社会の中で生きる力（学士力）をより効果的に培い、約2万字に及ぶ卒業論文の作成をとおして文学士を実質化するために、初年次教育・専修ゼミを学びの中心にした学びの環境作りをめざす」ものとして機能している。この取組は、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）終了後も、学部内に新たに設置された「文学士教育推進プロジェクト」が運営を継続し、初年次導入科目との有機的な連携を推進している。

国際的に通用する教育プログラムとしては、本学部独自の専門性の観点から、外国語の学びを教える総合人文科目「外国語演習」（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）、特別修得外国語（ドイツ語・フランス語）、イングリッシュ・メディアラボ、イングリッシュ・ワークショップ等に加え、ギリシャ語、ラテン語、アラビア語、サンスクリット語、古代エジプト語等古典語を含む多様な外国語文化を学ぶ機会を提供している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」の導入により、初年次導入科目から専門の学びに向けた教育課程を学生が主体的に活用している。このことで学士課程の学習を充実させるための道筋を作ることができた。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）が終了したあとも、開設・整備したシステムをWeb上で運営し継続的に活用している。更に、小冊子『卒論へのステップ』を作成・入学時から配付して、早くから卒業論文作成の補助教材として活用している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

学士課程の学習を充実させるため、ライティングラボ、まなかんウェブ、学習スケールを継続的に活用させていく。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

ライティングラボ、まなかんウェブ、学習スケールを継続的に活用してくとともに、「文学士教育推進プロジェクト」の中でその検証や発展的な方策を引き続き検討する。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学部では、人文学の知を基盤として、幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、総合的知見と柔軟な思考力に高度な倫理観を合わせ持つ、知識基盤社会を生きるに相応しい21世紀型市民の育成をめざしている。授業においては、広く人文諸科学に係る基礎的・基本的な知識や技能を身につけつつ専門的知識を深めること、柔軟な思考力とともに倫理観に基づく確かな判断力、それらを多様な他者と交流し協同するために、必要とされる適切な表現力を学生が身につけることができるような授業を展開している。

本学部学生は、2 年次より専修に分属し専門教育を受けることとなる。837科目からなる専門科目における主たる授業形態は、以下の 3 種類である。

① 講義系科目（概論、概説、研究等）：科目内容の背景・理論・現状・課題等の基礎的・全体的な知識を得ることを目的とし、比較的多人数による授業を行う。

② 講読系科目（講読・作品研究等）：原典の講読により、語学力を高めるとともに、原典に基づいて研究する態度を養うことを目的とする。

③ 演習系科目（演習・実験・実習）：講義系科目の理論・現状・課題等に基づき、実際に演習・実験・実習することにより、科目内容の理解を深めることを目的とする。

①の講義系科目は、最新の研究成果に基づき当該テーマ全体を俯瞰することを通して、重要な知識や論点を理解すること、②の講読系科目は、資料や作品を正確に読み解く能力を修得すること、③の演習系科目は、個別テーマの下に学生自身が主体的に調査研究や発表を行うことを通して、内容についての理解を深め調査、発表の手法を獲得し、探究しようとする態度を涵養すること、をめざしている。とりわけ演習系科目については、いずれも少人数クラスによって運営し、教員がきめ細かく指導することによって各自の専門的知識を深め、卒業論文の作成へとスムーズに移行できるシステムになっている。加えて、2010年

度新入生から適用している新カリキュラムにおいては、講義系必修科目の「専修研究Ⅰ～Ⅳ」（８単位）、演習系必修科目の「専修ゼミⅠ～Ⅵ」（６単位）を設置した。これらの科目においては、専修が専門とする研究の概要や動向、研究方法等を習得し学問的アイデンティティを高めることができる授業展開の工夫を行っている。

また、１学科多専修制、学部一括入学、２年次専修分属方式をとる本学部においては、専門教育を受ける前の１年次において、各専修の専門教育内容に触れるとともに、大学における講義（「学びの扉」）、演習（「知へのパスポート」）といった授業形態を導入する科目、専門教育を受けるための基礎的な知識や技能の獲得に向けた科目（「知のナヴィゲーター」）を設定している。なお、この新カリキュラムが完成年度を迎える2014年度は、当該カリキュラムの成果を確認しつつ、一部の科目取り扱いの変更や科目再編を含む見直し案を、「カリキュラム見直し検討部会」を中心に検討している。

このようなカリキュラムによって構成する教育課程に基づき、教育目標に合致した学部教育を行っている。選択科目が多いことで、明確な学習・研究の方針をもてない学生がでてくることも想定し、各専修では個別に履修指導を行い、一般的な履修モデルをいくつか提示したり、科目間の連携等を説明したりすることで、履修のためのゆるやかなガイドラインを示している。

以上の科目を履修し、卒業するための所要単位数は124単位以上である。年次進行に応じて本学部の教育目標に沿った効果的な学習を促すため、また段階的な専門性の深化を保証するために、各学期26単位以内、年間50単位以内という履修単位の上限を設定しており、2012年度からはこれを更に各学期25単位以内、年間49単位以内とした。

各学年の年度末において修得単位数が一定の基準を満たしていない学生に対しては、１年次生については学部執行部において面談を行い、２年次生以上については各専修担当教員が相談を受けるとともに、修学困難な理由をともに探り、その改善に至る具体的な手だてを助言している。

講義科目においては、授業支援SAの活用により、授業準備や出席確認、提出物整理等の負担から教員が解放され、授業準備や講義に専念できるようになり、授業の質の向上に繋がっている。また、実験や実習を主たる内容とする科目や、IT機器を使用する科目、及び一部の講義系科目においては、大学院生等をTAとして参加させ、学生の知識・技能の獲得を支援している。

更に、2010年度に採択を受けた文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉：卒論ラボ・スケール・カードの有機的な連携による“気づき”を促す仕組み作り」の取組において、アカデミック・ライティングの指導、卒業論文執筆を見通した自己評価やポートフォリオ作成の支援を行い、学習支援の充実を図った。

専任教員は全員がオフィスアワーを設けており、学生からの授業内容や履修等について質問をする日常的な機会を保障している。

本学部の専門科目の内、2013年度で、フレックスを含む全クラスの76.1%が履修者50名以下のクラスとなっており、講義科目であっても担当教員と受講者との間の双方向の関係に基づく授業展開を保障している。授業に関わるメディア環境としては、小講義室を除き、多くの教室にはVTR、DVD等の放映と教材提示装置がセットされるとともに、一部の教室には情報コンセントが付設され、第一学舎内でもWiFi利用が可能な空間が増えている。これらの設備を多角的に組み合わせて、教材やWebサイトをプロジェクターによって大型スクリーンやテレビ画面に提示できるようになっている。

また、全学的な授業評価システムの広がりとともに、学生の意見を反映したよりきめ細やかな指導が可能となっている。前述の学習支援の取組の進展とともに、予習・復習による更なる知識や技能の定着や、ポートフォリオを活用した評価システムの構築等が今後求められる。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学のシラバス・フォーマットに基づいて記載の項目等の書式を一定にしている。また、教員間の記述

の精粗が極端にならないよう、全教員にサンプルを示して、シラバスが均質化するように工夫している。

フォーマットに基づいて各回の講義内容を明示することで、学生は毎回の授業の予習を行うことができるようになっている。到達目標を明確に受講生へ示して、授業展開と授業目標が乖離しないよう教員は努めている。また成績評価基準や方法を明示することで、学生はより計画的に学習を進めることが可能となっている。加えて教員はシラバスに沿いつつも、自らの専門性に基づき、受講生の興味・関心やリアルタイムな時事問題等を取り入れて授業を構成する等、シラバスに基づきながらフレキシブルに授業を展開している。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本学部の成績評価と単位認定は、全学部共通の指標に沿って行われている。本学部の特徴として、2013年度では春学期17科目、秋学期13科目を除く全ての専門科目で定期試験は行わず、出席・レポート・臨時試験等（平常成績）での総合評価を推奨している。学生の毎回の授業への参加度を加味した平常点等による評価方式がとられ、出席だけでなく、提出物、レポート、プレゼンテーション等多面的な評価項目に基づいて単位認定している。評価の基準や各項目の評価配分に関しては、シラバスに明示している。

他大学授業科目等の単位認定については、大学全体の記述にある国内の大学等との単位互換協定校との間で、2013年度においては、11名の認定が行われ、協定校以外との間でも420名の認定者数を数える。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育成果については、各教員においては、担当科目における、学生の授業への出席・参加状況、提出物、レポート、試験等の手段によって学習内容に係る達成状況を随時把握している。教育開発支援センター主導によって各学期３回（その内１回は必須、２回は任意）実施している学生による授業評価アンケートの結果から、自らの授業の進め方、学生とのコミュニケーションのとり方について把握し、その状況を踏まえて授業改善に利用している。とりわけ、2011年度よりシラバスに「到達目標」と全15回分の「授業計画」を記載することになり、到達目標－授業－評価の一体化がより実質化している。

これらの教育成果を踏まえて授業内容・方法等を改善するシステムとしては、初年次導入科目である「知のナヴィゲーター」の科目担当者間の連絡会議がある。この会議では事務連絡に留まらず、授業方法や教育成果に関しても情報共有や議論がなされている。専修によっては、初年次導入科目「学びの扉」をリレー講義で行い、専任教員相互で授業を見学しあう運営をしている。また、学部のカリキュラム全体に関する情報共有や意見交換の場としては、カリキュラム懇談会を開いている。その他、全学的に導入している授業支援SAの活用が多くの授業で進められているとともに、教育開発支援センターが提供するFDフォーラム等の様々な取組への参加を教授会等で呼びかけている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

初年次導入科目「知のナヴィゲーター」、入門的演習科目「知へのパスポート」、入門的講義科目「学びの扉」の取組開始により、教員内にFDへの意識や学生からの学習に対するニーズを踏まえた学習支援への意識が高まった。このことが、Ⅳ-1及びⅣ-2で述べた、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉：卒論ラボ・スケール・カードの有機的な連携による“気づき”を促す仕組み作り」の採択へと結実した。この取組においては、特

別任用教育職員に加え大学院生のTAによるスタッフの下、アカデミック・ライティングの指導を中心とした「卒論ラボ」、卒業論文執筆を見通した自己評価を支援する「卒論スケール」、これらを通した学びの履歴をポートフォリオとして蓄積する「卒論カード」の取組を2010年12月より開始し、演習系科目を中心とした学習支援の充実を図ってきた。2014年、この本学部におけるライティング・スキル支援の取組に関しては、全学のラーニングコモンズ機能の一環を担うべく関西大学総合図書館内に「ライティングラボ」を移設した上で、全学的な展開を図っていくことが決定した。

【3】将来に向けた発展方策

卒論ラボ・スケール・カードの取組を実施期間終了後も継続させ、演習科目全体へと拡大させる。それとともに、2011年度より到達目標や15回の講義計画を明示することとなったシラバスシステムとも連動させることで、学部専門教育における、目標－指導－評価の一体化とそれを実質化する学習支援体制を構築することを検討していく。本学部では、このような学習支援体制の更なる充実を図るために、2013年度に「文学士教育推進プロジェクト」を発足させた。現在、この組織を中心に、『卒論へのステップ』の発行や、初年次導入科目並びに専門科目と「ライティングラボ」との連携強化を図るとともに、将来的な発展のありかたを検討している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

授業評価をWeb上で回答することが可能となった。実施方法が簡便になったことで、実施率に上昇傾向は認められるものの、必ずしも満足のいく数値は得られていない（2011年度：春34.5%、秋32.0%、2012年度：春61.4%、秋58.8%、2013年度：春84.2%、秋57.5%）。また、回答率についても、6割前後に留まっている（2011年度：春66.5%、秋60.8%、2012年度：64.3%、秋56.2%、2013年度：春66.8%、秋54.8%）。評価結果の信頼性、妥当性に対する教員側の懐疑的な態度、学生側の授業への参加主体としての意識の希薄さといった背景があるものと思われる。

【3】将来に向けた発展方策

全学の教育開発支援センターとも連携の上、2011年度から、各学期中に3回設定されている授業評価アンケートの内、第3回目（必須）を紙ベースによる実施に変更し、回答率のアップをめざした。その結果もあってか2012年度以降の回答率は一定の上昇傾向を見せているが、実施率は5割後半から6割弱で推移しその伸びは必ずしも良好ではないため、教員への周知徹底を図ることによって、回答率を上昇させる。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、教育理念に応じた人材育成を目的として体系的な教育課程を編成しており、2010年度に導

入した新カリキュラムが定着し継続して成果を上げている。これにより学生は、専修の専門的な勉強で一つのテーマを追求するとともに、幅広い知識の習得が可能となった。

また、2010年度文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）において採択された「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉卒論ラボ・スケール・カードの有機的な連携による“気づき”を促す仕組み作り」も採択後４年を経て着実に成果を上げている。

「卒論スケール」は、とりわけ卒業論文執筆に向けて文章力に重点を置いて、学生自身が自己評価するためのシステムである。また、「卒論カード」は、卒業論文執筆に向けた文献、草稿、計画書等多様な資料を、学生と指導教員、卒論ラボの間で共有するためにWeb上に構築されるポートフォリオである。これらのプログラムは、2011年度の試験運用期間を経て、2012年度から本格的な運用が開始されたが、「卒論ラボ」は2012年に教育推進部の下「ライティングラボ」として全学部に向けて新体制をスタートさせた。ライティングラボにおけるアカデミック・ライティング指導では、卒業論文の執筆に関する相談だけでなく、演習科目や講義科目でのレポート課題、プレゼンテーション課題等に関しても、テーマ設定・資料調べ等の学習支援アドバイスも行っている。このほか、TAが教員と受講生との橋渡し的役割を担い、きめ細かな授業支援活動を展開している。また、「卒論スケール」や「卒論カード」も、それぞれ「学習スケール」、「まなかんウェブ」と名称を変えて、全学的な展開がされるようになった。これらの取組をとおして、「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」において作り出された様々なシステムが継続的に活用され、本学部の学びの重要な柱として定着しつつある。

2013年度は、卒業対象学年の在籍者1,001名に対して、学士授与者は829名、学位授与率は82.8％（休学を含む）、卒業率は86.4％であった。卒業率については、専修単位で集計・数値化しており、各専修における卒論等の指導・評価方針、学生の興味関心や学習状況、将来展望の傾向等を踏まえた学習指導をすすめることが可能となっている。

本学部の就職活動者に対する就職決定者数の割合は2013年度で95.4％である。卒業生の進路（以下、括弧内は就職決定者に対する割合）は、民間企業（84.5％）、官公庁（6.6％）、公立学校教員（8.9％）等である。また、2013年度においては全学生の5.1％が本学ないし他大学の大学院に進学している。卒業生は、少人数のゼミを重視し、卒業論文を卒業にあたっての必須要件としている本学部のカリキュラムで培った自己表現能力や自発的にプログラムを組織する能力を活かし、様々な分野で活躍している。とりわけ、学校教員の職に就く卒業生が他学部に比べて相対的に高いことから、全ての専修の学生に対して教員免許状取得のための充実したプログラムを提供している。

本学部生の免許・資格取得状況については、2013年度で、教員免許状が小学校50名、中学校132名、高等学校184名であり、以上を合わせた免許状取得者は、のべ366名（全学1032名）、実数194名（全学547名）であった。また、司書資格101名（全学132名）、司書教諭資格29名（全学36名）、学芸員資格41名（全学51名）、社会教育主事資格６名（全学６名）であり、いずれも全学の取得者の大きな割合を本学部生が占めている。本学部ではその他に心理学専修で認定心理士、地理学・地域環境学専修で測量士補の資格取得プログラムを提供している。また、2013年度より日本語教師養成講座を開設している。日本語教師養成講座は本学部の全ての専修の学生が受講することができ、この講座で学生は専修で学んだ知見を活かしながら日本語と他言語、日本と他地域の社会・文化への理解を深めることができる。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の卒業に必要な要件は「学則」、「学位規程」等に規定し、『大学要覧』に明示している。手続きとしては「文学部教授会規程」に基づき、教授会において卒業判定を行い、卒業所要単位を満たした学生を合格としている。

なお、本学部では卒業論文を必修としており、全学生が卒業にあたって卒業論文を執筆して、１月初旬に提出しなければならない。卒業論文は、専修毎に担当教員が審査にあたり、２月中旬に実施する厳正な

口頭試問に基づき合否を判定している。また、原則として各専修１名ずつ、優秀な卒業論文を執筆した学生を表彰している。また、セメスター制による春学期卒業生のために、2012年度から７月に卒業論文を提出し、口頭試問を実施する制度も整備した。卒業論文執筆の指導においては、専修毎に中間発表会を実施する等、個別の取組がある。大学での勉強の集大成である卒業論文を集めた卒業論集の制作を行うゼミも多く、学生の卒業論文執筆への意欲向上に繋がっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

2012年度から本格的な運用が始まった文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】（大学教育推進プログラム）「文学士を実質化する〈学びの環境リンク〉」内で運用されている、文章力を養うライティングラボ、気づきを促すWeb環境である「まなかんウェブ」、達成度を測る「学習スケール」を授業支援の拠点として定着させた。〈学びの環境リンク〉における様々な授業支援制度は本学部の学生に徐々に認知され、主体的に活用されている。これにより初年次導入科目から専門の学びを経て卒業論文制作へと繋がる道筋が明確に示され、学生は自分の専門分野の知見と関連づけながら本学部での学びを実質化することが可能となった。また、「まなかんウェブ」と「学習スケール」により、学生ポートフォリオシステムと学生による自己評価システムを構築することができた。

【3】将来に向けた発展方策

2013年度より教育推進部で全学的に展開されている「ライティングラボ」の文章作成支援制度を更に充実させる。それと同時に〈学びの環境リンク〉を活用した文学士教育の推進と文学士教育の更なる質向上のために、新たな発展的取組を構想し、実施することを目的とし「文学士推進プロジェクト」を設置して検討を行っている。また、現行のカリキュラムを検討し、本学部の特色となっている学問領域の多様性の中で課題探求と問題解決に必要な独創性を培う学びを実現するための改革を行う予定である。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部では、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民を育成するという教育理念の下、19専修がそれぞれの教育目標をもち、互いに連携を図りながら、思想・心理、歴史・地理、文学・言語、更にはそれらを横断する学際的な教育を展開している。こうした学部の特性を踏まえ、学生には、自己の関心に応じた明確な主題・テーマを持ち合わせていること、更に他分野との連関をも踏まえつつ問題を掘り下げていく知的好奇心をもっていること、を求めている。高等学校での全般的な基礎学力を身につけることが重要だが、具体的には以下のような項目を心がけて学んでおくことを推奨する。(1)国語：古典・近代以降の文章を的確に理解することができ、自己の考えを明確に述べるのに充分な語彙力を身につける、(2)外国語：読解力、表現力を中心とした外国語の運用能力のレベルアップを図るとともに、広く国際社会、

文化のあり方に関心をもつ、(3)地理歴史：日本や世界諸国の歴史・地域的特色を学ぶことを通じて、広い視野を身につける、(4)公民：現代社会の政治・経済・国際情勢、西洋・東洋の思想史等に関心をもち、その基礎的事項を理解する、(5)数学・理科：各単元の学習を通じて、基礎的な数学的思考、自然科学的説明様式を身につけるとともに、その特徴を理解する。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2013年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2013年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
文	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○

学生募集及び入学者選抜に関する本学部の特徴としては、専修毎の募集を行わず、学部一括募集を採用している点が挙げられる（初等教育学専修の30名を除く）。そして、学生の受入れ方針に基づいて、次の(1)から(4)に示す募集・選抜方法をバランスよく組み合わせることで、多様な能力の評価を公正かつ適切に行っている。

(1) 基礎学力を重視するという観点から、一般入試では、国語、外国語（英語）、選択科目（地理・歴史、公民、数学・理科）を含む３科目型とし、センター利用入試では３科目型、４科目型、６科目型を設定して幅広い基礎学力の評価を行っている。

(2) 外国語能力を重視するという観点から、一般・センター利用入試のほとんどの科目型及び外国人学部留学生入試において、外国語（英語）を受験必須科目としている。センター利用入試（中期）では外国語（英語）を個別学力検査科目として課し、一般入試では外国語の配点を他科目より多く設定している。そして、社会人入試、編・転入試、及び社会人編入入試では、フランス語、ドイツ語、中国語でも受験できるとともに、センター利用入試では、これらの言語に加えて韓国語も外国語として選択できる。

(3) 特定の学問領域に秀でた学力を評価する観点から、一般入試において本学部独自の２教科型漢英方式（漢文と英語）を設けている。

(4) 筆記試験では測定できない能力や専門分野に対する高い意欲を評価するという観点から、一般・センター利用入試以外の各種入試において、書類選考や面接を実施しているが、全て複数の教員が評価にあたることによって、公正性や適切性を高めるべく努力している。特にAO入試では、学部より選出された８名の委員からなる分科会を構成し、厳正な審査によって合否判定を行っている。

入学者選抜の透明性確保に関しては、いずれの入試種別についても、教授会で得点データや判定資料を示した上で説明を行い、審議を経た上で最終的な合否を判定している。また、入試種別毎の志願者数及び合格者数、競争率、合格最低点等については『進学ガイド』等で公表している。そして、学力考査を行わない科目等履修生及び聴講生の受入れについては、規程に基づいて教授会で審議した上で、決定している。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
文	770	若干名	3,010	－	3,348	19	1.11	－	826	765	793	964	146

2014年度における本学部の入学定員770名に対し、入学者の状況は826名であり、入学定員に対する入学者比率は1.07であった。2013年度は1.00、2012年度は1.03と推移しており、入学者比率が概ね適正な範囲に収まっている。また、2014年度の本学部の収容定員は3,010名であるのに対して、2014年５月１日時点での本学部の在籍学生数は3,348名であり、その在籍学生数比率は1.11と適正に管理されている。

また、学生が２年次に専修分属するに際しては、教員一人当たりの学生数が適正になるように専修教員数に応じた「最大受入れ数」を内部で設定し、学生に明示している。分属希望者が最大受入れ数を越えた場合には、各専修がそれぞれ独自に設定する選考基準に基づいて成績上位の者から分属者を選び、選考に漏れた者は受入れ数に余裕のある専修を再希望してもらい、最終的に年度末の教授会で審議の上決定している。なお、2013年度新入生の２年次における第１希望専修への分属率は95.8％であった。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者選抜方法、受入れ方針、定員の適切性については、入試センター主事会での全学的な検討を踏まえ、学部執行部会、学部入試委員会、学部専修代表者会議、学部教授会で検討している。学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入試方針を学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度より本学部入学定員が770名となり、入学定員に対する入学者及び収容定員に対する在籍者比率については、2011年度の1.28から2014年度は1.11へと改善されている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生募集及び入学者選抜方法については、毎年度見直しと変更を行っている。また、一般入試の入試問題については、毎年、正答率や平均点等を検証して、翌年の入試問題の作成に反映させている。更に、各種入試も含めた入学者選抜方法についても、志願者数や倍率、入試種別毎の在学生の成績データを基に、毎年細かな見直しを行っている。具体的には、指定校推薦入試については、高校別の応募実績、受験実績、指定校推薦入学者の成績データ等に基づいて、指定校に対して必要に応じて警告を行い、問題点が多い場合は指定を取り消しており、指定校推薦入試制度の適切な運用に寄与している。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

社会状況や過去の入試データに基づき、より適切な定員管理に取り組む。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

今後、大学IRデータによる在学生の実態を把握し、入試選抜方法の適切性について検討を行うことを予定している。

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学部の専任教員の研究業績は、2012年度の著書数が23件、2013年度が23件である。また、論文数は2012年度が109件、2013年度が85件である。学会発表は2012年度が39件、2013年度が25件、その他の業績（書評、概説等）は、2012年度が131件、2013年度が124件である。国内外の学会、学術会議への参加件数は、2012年度、国際学会92件、国内学会219件、2013年度は国際学会91件、国内学会207件である。2012年度に本学部が主催した学会・シンポジウムは９回、2013年度は18回である。

また学外の学会の会長・理事等に就任しているほか、評議員・幹事・委員等を担当し、学会運営に従事している教員も多い。その他、国や地方公共団体の審議会・委員会・研究会等の委員等も委嘱される等、広く社会で各教員の専門性・研究成果を活かした活動を活発に行っている。

学内外の研究費補助について、2012年度の学内研究費は、経常研究費として64,317,090円（教員一人当たり584,701円）、学内共同研究費が2,795,000円、学外の研究費は科学研究費補助金が82,420,000円（38件）、その他が6,970,000円である。2013年度の学内研究費は、経常研究費として69,045,132円（教員一人当たり639,307円）、学内共同研究費が8,414,462円、学外の研究費は科学研究費補助金が66,209,000円（37件）、その他が8,780,000円である。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部は全学的方針に基づき、国際的な教育研究交流に積極的に取り組んでいる。

2012年度、交換派遣留学制度にて留学生19名、認定留学制度にて留学生55名を送り出した。2013年度は交換派遣留学生12名、認定留学制度による留学生は57名である。DDプログラムによる留学生は2012年

度・2013年度とも０名であった。また台湾の静宜大学特別留学プログラムにより、2012年度は７名、2013年度は２名の学生が留学した。国際部の主催する海外語学セミナーは2012年度が66名、2013年度が61名の本学部生が参加した。

留学生の受入れについては、2012年度は学生交換交流協定に基づく留学生65名、私費留学生14名が在籍した。2013年度は学生交換交流協定に基づく留学生は61名、私費留学生11名であった。

教員については、在外研究員制度により2012年度は３名、2013年度は５名を海外に派遣した。個人研究費や科学研究費補助金等を利用して国際学会で講演・報告を行う教員も毎年かなりの数に上っており、本学部教員は、2012年度に延べ104回、2013年度に述べ117回、外国出張を行い、講演・学会発表、調査等国際学術研究交流を進めた。

本学部の研究員の受入れは2012年度に５名、2013年度に６名である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

海外への留学、語学セミナーへの参加、留学生の受入れ等、全学における国際交流体制の整備に歩調を合わせるかたちで進展している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

全学的な国際部の活動を踏まえ、学生への働きかけとともに、教員の国際交流もより一層進めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部は、経済学部・商学部・政策創造学部に比べ、学部独自の留学・国際プログラムを持っていないので、今後は何らかのかたちで学部独自の留学・国際プログラムを整備させることを検討する。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学部独自の留学・国際プログラムの整備については、海外への留学、語学セミナーへの参加、留学生の受入れ等、全学における国際交流体制の整備に歩調を合わせながら、その必要性や効果を踏まえ学部内で施策することを検討する。

検索

経 済 学 部

検索

第２編　経済学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 165

Ⅲ　教員・教員組織 …… 165

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 167

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈167〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈168〉

Ⅳ－３　教育方法〈169〉

Ⅳ－４　成果〈170〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 171

Ⅺ　研究活動 …… 173

Ⅻ　国際交流 …… 174

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

1886年、本学の前身である関西法律学校が設立された際、そこで最初に行われた講義が「経済学」である。1904年には経済学科が創設され、総合大学としての本学発展への重要な契機となった。旧制大学令による大学への昇格をめざす本学は関西財界より山岡順太郎を理事として迎え、山岡は「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を提唱し、「学の実化」を説いた。これらの理念は今日に至るまで本学に脈々と受け継がれており、近年では「国際化」「情報化」「開かれた大学」を教学の基本理念としている。本学部も、それらの理念を経済学研究教育分野で追求することをめざしている。

本学部は本学の理念に加え、社会からの要請も考慮して教育研究の目的を設定してきた。例えば、大学基準協会による「経済学教育に関する基準」には「経済学教育は、専門分野としての経済学を教えることにより、それを修得した学生が専門的総合的視野から内外の社会、市民生活、企業での諸問題を理解し、分析し、解決する力量を身につけることをめざす」とある。これらを考慮し、本学部の目的として、「学則」第２条の２第３項に、「経済学部は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献できる人材を育成することを目的とする」と、定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

導入科目である少人数制の「経済学ワークショップⅠ」では、担当教員が大学及び学部の歴史や教育の目的と理念を学ばせるよう取り組んでいる。具体的には、講義の一部を大学や学部の歴史の説明に充て、クラス毎に年史資料室を訪問したりしている。担当教員自身も、この科目の講義準備をすることで、学部の理念や目的等を再認識することになる。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部が求める教員像は「Ⅰ　理念・目的」で示した教育理念の実現に資する人材である。教員組織構成上の留意点もまたこれに同じである。この教育理念の実現のため、本学部は教員組織を編制し、それぞれに専門性を持つ教員を配置している。

本学部は、これを遂行するため、求める教員像及び教員組織の原則を学部申し合わせ事項として策定しており、教員組織構成上の留意点はこの中に明示されている。この申し合わせ事項及び学内諸規程に基づ

いて教員組織の編制を行い、教授会がこれを最終的に決定している。

本学部は、上記の手続きの中で、教員１人あたりの学生数、教員の授業担任時間数、教員の年齢・性別・キャリア等の分布の適切性、任期制等の条件付き任用の適用可能性、専兼比率の実態及びその適切性等を常に考慮し、それらを踏まえた判断を行っている。また、教員の組織的な連携体制並びに教育研究に係る責任の所在についても、この手続きの中で明確化している。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員構成の現況は、教授41名（特別契約教授３名を含む）、准教授10名、助教１名の計52名である。教員１人あたりの学生数は58.8人であり、専任教員の担当授業時間数は教授が平均11.0時間、准教授が平均8.9時間、助教が6.0時間である。教員の平均年齢は50歳（教授52歳、准教授40歳、助教33歳）であり、概ね偏りはないと考えられる。女性比率は11.5％（教授9.8％、准教授20.0％、助教0.0％）である。任期制等の条件付き任用教員は在籍していない。なお2014年度春学期の必修科目の専兼比率は82.9％である。

本学部の教育に関する諸権限と責任は、教員個人ではなく教育組織に帰属している。教育組織の形態は、専修別会議や科目担当者会議あるいは学部充実委員会等多岐にわたるが、最終的には教授会が全てを統括・決定し責任を負う。これにより、学部は各科目についての教員間の密接な連絡調整を図っている。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては担当教員の区分によって異なる。本学部では、教育課程の編成と教員の配置は整合している。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本学部における専任教員の募集・任用・昇任等に関する規程及び手続きは以下のとおりである。

専任教員の募集にあたって、学部長は、「経済学部申し合わせ事項」に基づいて各分野から選出された人事委員会に対して、専門分野、職階、任用方法等に関する諮問を行う。学部長は人事委員会の答申を基に、教授会の議を経て、任用方法を決定する。近年は公募による任用が中心であり、公募に関する情報周知は、紙媒体だけでなくインターネットも利用して行っている。これにより、近年は海外からの応募者を含む多数の応募者の確保に成功している。

選考に際しては、公募人事、推薦人事ともに書類審査と面接を行っている。書類審査の対象として、履歴書、研究業績書、主要研究業績、更に「担当予定科目のシラバス（案）」、「本学部の教育にあたっての抱負」の提出を求めている。面接は学部長及び副学部長が行うが、近年の公募人事では、第２次選考対象者に模擬講義を課している。

任用に関しては、教授会で選出された審査委員会が教授会において審査結果を報告したのち、十分な審議を経て投票により可否を決定するが、最終的には理事会が決定する。

昇任人事の審査対象となる教員は、准教授人事に関しては昇任日時点で専任講師３年または助教５年を経た者、教授人事に関しては同じく准教授７年を経た者とされている。昇任人事の場合も、教授会で選出された審査委員会が教授会において審査結果を報告したのち、十分な審議を経て投票により可否を採決し、理事会において最終的に決定される。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部の教育目標は、「古今東西にわたる広い視野に立ち、経済社会の実際を的確に把握できるよう、「空理空論に陥ることなく、確固たる理論を歴史的実証で裏打ちした政策論を展開できる人材」を育成する」と掲げている。

また、本学部の学位授与方針には、「経済学部は、本学の学是である「学の実化（じつげ）」、更には「学理と実際との調和」、「国際的精神の涵養」や「外国語学習の必要」の下に、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって、国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。具体的には、初年次導入科目を含む専門科目により経済学に関する幅広い知識、溢れる情報の中から真に必要な情報を取得するための能力、グローバルな視野を持って時代を切り拓くための国際性（言語力、異文化理解）を身に付け、更には、必修の経済学演習や卒業論文の作成を通して、いかなる状況の変化に対しても深い洞察力を持って問題を解決できる人材として育成し、これらの要件を満たした場合に、学士（経済学）を授与する」としている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本学部では、個々の学生の希望や目標に応じた学習が実現できるように、七つの専修からなる専修制を核とした教育課程を提供している。１年次には、基礎的・入門的科目を多く配置することにより、４年間の経済学の学習に必要な基礎力の定着を確実なものとする。２年次の春学期には、秋から始まる経済学演習（ゼミ）や所属する専修での学習に向けた科目を中心とした履修を推奨している。２年次秋学期から４年次は、学生の希望に基づいたゼミに所属すると同時に、そのゼミが属する専修に分属する。この期間には、ゼミ活動に加え、所属専修が履修を推奨する科目を中心に学ぶことで、より深く経済学の専門知識が習得できるように体系化されている。また、ゼミでの総まとめとして、「卒業論文」の提出が義務付けられている。更に、各学年には少人数クラスを配置し、学習の効率を高めている。特に、ゼミでの深い学習により、社会で即戦力として役立つ応用力を効率的体系的に体得することを可能としている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

新入生全員を対象とした履修義務のある共通科目「経済学ワークショップⅠ」等で説明し、学部教育の初期段階での周知徹底を図っている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部では、前述の理念・目的を達成するために、学生や社会のニーズを考慮し、「教育課程の編成・実施方針」に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成し、更に定期的にカリキュラムの改編を行っている。

本学部は、近年の学生や社会のニーズの多様化に対応するため、2007年度新入生から、①専修制（４専修）の導入、②他学部科目の履修を容易にする半期２単位型セメスターへの移行、③１年次配当の共通基礎科目の充実、を柱とする抜本的なカリキュラム改革を実施し、一定の成功を収めた。

これを受け、2011年度新入生から、学部の理念・目的・教育目標をより高いレベルで実現するために、大幅なカリキュラム改編を行った。新しいカリキュラムの柱は、①「経済理論」「統計・情報処理」「国際経済」「産業・企業経済」「歴史・社会」「公共経済」「金融・会計」の七つの専修からなる新専修制への移行、②共通基礎科目の一層の充実、③全員がゼミナール（経済学演習）に所属して卒業論文を執筆するシステムへの移行、以上の３点である。

本学部では、専門科目を学ぶうえでの基礎教育に関しては、共通教養科目と並行して、１年次配当の共通基礎科目の重点化（「初級ミクロ経済学・初級マクロ経済学」の必修化と補習授業の充実）を行っている。

卒業所要単位は124単位であるが、その内訳は、共通教養科目20単位以上、外国語科目16単位（第１選択外国語と２選択外国語からなる二つのパターンのいずれかを選択して合計16単位以上修得)、専門科目88単位であり、他に卒業所要単位に含めない自由科目（主に教育職員免許状及び各種資格取得に必要な授業科目）が用意されている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

2011年度新入生から新カリキュラムが導入されている。１年次配当の共通基礎科目のうち「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」については、基幹科目としての位置づけをより明確化するべく、卒業に必要不可欠な必修科目とし、補習授業も拡充している。

旧４専修制の下では３年次春学期に開始される選択科目であったゼミナール（経済学演習）も、基幹科目としての位置づけをより明確化するべく、必修科目とし、開始時期も３年次春学期から２年次秋学期に早めた。専修の分属は所属ゼミナールを含む専修によって決定される。ゼミナールでの学習の集大成として作成される卒業論文も、必修科目となる。４年間の段階的教育の更なる充実化・明確化によって、学生の学力保証をより高いレベルに引き上げることが可能となる。

また、国際的に活躍できる人材の育成のため、国際化する世界の動きに対応する知識と経験をより広く深く提供できるような国際経済関連科目と海外研修関連科目の充実に努めている。具体的には、2011年度から新たに「中国経済論１・２」「グローバルエコノミー論１・２」が設置・開講された。

3　教育方法

【1】現状の説明

[1] 教育方法及び学習指導は適切か

本学部では、基礎科目から専門・応用科目へと段階的に学習する教育方針の下に、その成果を更に高める教育方法として、2007年度から専修制（２年次生より四つの専修のいずれかに所属し、所属する専修の経済学演習、専門科目を履修する）を導入し実施している。

この改編の成果を確かなものにするために、学習の方向性の選択に関する情報をWeb上で提供するとともに、２年次での専修選択指導に先だって新入生全員を対象とした履修義務のある共通科目「経済学ワークショップⅠ」等において専修制を基本とするカリキュラムに関する指導を実施している。

更に2011年度より、専修制を深化させた新カリキュラムを実施している。この新カリキュラムは、経済学の基礎理論科目の必修化と専修の細分化（４専修から７専修に)、経済学演習及び演習の成果である卒業論文の必修化等を取り入れたものであり、このカリキュラム実施の目的・意義及び学習の方向性を選択することの重要性を、新入生履修義務科目の中で周知徹底させている。

また、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために、年間の履修制限単位を、１年次は各学期いずれか23単位を上限に年間44単位まで、２・３年次は各学期いずれか22単位を上限に年間42単位まで、４年次は各学期いずれか23単位を上限に年間44単位までと定めている（編・転入学生の場合は、２年間での卒業を可能とするために、３年次のみ各学期いずれか28単位を上限に年間56単位までの履修を認めている)。

本学部の中期行動計画「学部新入生への入学前教育の強化と充実」では、異なる入試制度によって発生する学生間の学力格差を是正するための一環として、各種入試の新入生の基礎数学（ミクロ経済学及びマクロ経済学の必修化）の入学前教育を徹底化する取組を行っている。また、「学部教育の国際化戦略の実施と完全定着へ向けたセカンド・ステージ」では、「オーストラリア・アデレード大学への５週間の短期留学」、「中国・復旦大学への11日間の短期留学」、「米国・カリフォルニア大学サンディエゴ校への４週間の短期留学」（シンガポール・シンガポール国立大学への４週間の短期留学プランの変更」及び「台湾・台湾大学・政治大学・国立高雄第一科技大学」からなる学部独自の四つの国際化プログラムを展開している。そして「ゼミ（演習）の必修化に伴う少人数教育の更なる充実」では、その評価に関連するデータを収集して検討を行っている。

これと並行して、教員の教育意欲と学生の学習意欲を高めるために、2011年度からシラバスの講義概要の中に授業の到達目標を明記することを義務づけると同時に、設定された授業の到達目標に対する「到達度の確認」（15週目の授業時間に筆記試験や論文試験を行い、学生の理解度を確認するとともに、講評を行う）という方法を、教員の選択肢の一つとして導入し実施している。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

2011年度から、より充実したシラバスの提供の一環として、授業の到達目標を具体的に明示することで学生の学習意欲を高める工夫を行っている。シラバスと授業内容・方法の整合性については、教授会で定期的に注意を喚起することによって担保している。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価の方法は、学部・研究科共通であるが、これと関連して、学生には個別科目毎のGPA成績分布を開示し、他方、教員に対しては、教員間で問題を共有して検討ができるように、希望する教員に開示するという仕組みをとっている。

また、単位互換・単位認定は、いずれもその基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。特に、海外の大学での学習に基づく単位互換制度は有効に活用されている。

成績評価に繋がる履修指導としては、新入生に対する履修ガイダンスが入学直後に開催する「新入生指導行事」の一環として実施されている。特に、2年次以降の履修対象となる専門科目、経済学演習、そして専修の選択等については、1年次のクラス別の半期履修義務科目である「経済学ワークショップⅠ」においても履修指導を行っており、それを通じて学生の授業への参加意欲・学習意欲を高めるという工夫をしている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

これまで本学部の教育目標に沿ったカリキュラム（学部充実委員会で定期的に検討が実施されている）を整備・実施しており、それと関連する授業評価が学生のみならず教員に対しても実施されている。

学部・研究科共通の授業評価アンケートとは別に、本学部独自の授業評価を行っている。2011年度から1年次生の「経済学ワークショップⅠ」では、授業担当教員によるアンケート（次年度の授業計画に利用するための情報収集）を実施しており、その調査結果を「成績評価」と「単位認定」の検討にも利用している。

また、本学部では、学部独自の教育に関わる諸問題を検討するために、学生と教職員とが直接に対面して意見交換を行うFDフォーラムを開催している。FDフォーラムは、教育の理念・目的への学生の理解を深める機会になるだけではなく、教育内容やカリキュラム等の改善に対する教職員のモチベーションを高めており、教員の資質の向上にも効果を挙げている。

なお、2013年度に実施した「学生による授業評価」の詳細については、『データブック2014』に示したとおりである。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

2011年度1年次生から適用されるカリキュラム及び同年度より試みている個別科目への具体的到達目標（設定・到達までの授業のシナリオ等）の導入は、学部教育目標の達成に寄与するものとして講じられたものであるが、まだその成果を検証するには至っていない。

なお、教育目標を達成する上で不可欠となる学生の学習意欲の向上に向けて、成績優秀者に対して表彰制度や奨学金の給付制度を設けている。その取組として、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える「学部給付奨学生」制度が2001年度より、また卒業時の成績優秀者を表彰する制度（校友会による後援）が2002年度より、更に2010年度からは本学部独自の成績優秀者を表彰する制度（経済学部経済学会による後援）が実施されている。

本学部の卒業生の進路は、就職、進学、その他と分かれる。2013年度の本学部卒業生の就職率は男子95.8%、女子97.9%で、堅調な結果となっている。卒業生の大部分は民間企業に就職しており、2013年度は、金融・保険業（31.8%）がもっとも多く、卸売業・小売業（16.2%）、製造業（15.2%）、教育・広告・その他サービス業（11.5%）と続いている。これは、国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合

的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献できる人材を育成することをめざしている本学部の教育が高く評価されている結果だと思われる。また、本学部出身の人材が特に民間企業において活躍していることも、その理由の一つとして挙げられる。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部では、「学則」、「学位規程」等に基づき、４年（８学期）以上（８年〈16学期〉以内）在学し、124単位以上修得した者に卒業を認め、卒業者には学士（経済学）の学位を授与しており、厳格な学位授与（卒業）審査の下で適切に行われている。

また、2011年度新入生より「経済学演習」とともに必修化された「卒業論文」について、これまでは演習指導教員による成績評価であったが、厳格な成績評価を行うためにもう１名他の演習指導教員を加えた２名で審査を行うことになっている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

「経済学」は社会で行われる「モノの取引」や「お金の流れ」を研究し、その望ましいあり方を探求することによって、「貧困の解消」「格差の是正」「環境と調和する持続可能な発展」等の問題を解決し、人類を幸福にするための方法を模索する学問である。本学部は、「経済学」を通して、社会の幅広い分野で活躍できる基礎・応用能力を持った卒業生の輩出を目的とする。そのため、新入生には、国内外の経済活動への幅広い興味関心を有することはもちろん、その興味関心を自分自身の問題として捉えなおし、論理的な思考に基づいて自分なりの解答を導出できること、が期待されている。したがって、入学前に、(1)日本史、世界史、政治・経済、地理の基本的な知識に通じていること、(2)論理的な思考を根底から支える基本的な日本語・英語の読解能力、数的処理能力を備えていること、(3)自分の興味関心を他者に説得的に伝えることができる文章表現力と口頭発表能力を涵養していること、以上が強く推奨される。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度　入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
経済	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○

多様な入試に関する情報及び募集定員はKan-Dai web「入試情報」に明示されている。また、学部紹介のため、毎年『学部案内』を作成し全国の高校と予備校に送付しており、更に、オープンキャンパスや高大連携プログラム等を通じて学部の紹介や受験生の相談・ニーズに対応している。

一般入試についてみると、2014年度の志願者／合格者比は4.6となっており、適切な入学者選抜を行う

ための十分な志願者が確保されている。試験問題は、入試終了後、直ちに公開されており、透明性が確保されている。推薦入試については推薦校及び推薦人数の見直しを適宜行い、外部試験成績を考慮し、複数の試験官による面接を実施することにより、学生の受入れ方針に適う受験生を受入れている。社会人入試は小論文・英語に加えて口頭試問を含む面接をすることにより入学者を選抜している。また、留学生入試については独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の成績及び英語検定試験のスコアに加えて面接を実施することにより入学者を選抜している。

いずれの入試種別についても、学部執行部が入試査定原案を策定し、教授会で得点データや判定資料を示した上で説明がなされ、審議を経て最終的な合否が判定されており、入学者選抜の透明性が確保されている。また、学生募集方法及び入学者選抜方法の適切性については学部常設の入学制度検討委員会で検討されている。

なお、入学後の学業成績に関する追跡調査を行い、教務担当者が入学後の学修の向上を図り、入学制度検討委員会が入試方法の適切性についての検証を適宜行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
経済	726	若干名	2,838	－	3,058	8	1.08	－	741	718	735	864	190

学生定員、各種入試の募集人員については学部常設の入学制度委員会で検討され、適切に設定されている。学生定員については、施設規模・教員数に比して適切に設定されている。各種入試に設定されている募集人員についても概ね過不足なく充足されている。

『データブック2014』に示されているとおり、2014年度の収容定員（2,838名）に対する在籍学生総数（3,058名）の比は1.08であり、入学定員（726名）に対する入学者数（741名）の比は1.02である。

2012年度より入学定員は660名から726名に増員されるとともに、入学定員と入学者数との比は2011年の1.04から、2014年は1.02へと改善している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

適正な学生の受入れは、教育理念・カリキュラムとともに学部教育の根幹に関わる重要課題であり、進学率の上昇、少子化、小中高教育の推移に伴い適時検討する必要があり、学部では入学制度検討委員会（教員６名）を常設している。多様な入試による入学者選抜方法の検討、入試別の募集人員の検討等が委員会の主たる検討課題で、入学後の学業成績に関する追跡調査結果等を参考にして学生の受入れが公正かつ適切に実施されているかについても検討されている。

入学制度検討委員会の開催は定期的ではないが、随時、学部長の諮問に応じる形で検討結果が答申されている（2014年４月30日付答申）。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学専任教員や学生等の任意加入の外郭団体である経済学会は、学術雑誌『関西大学経済論集』を年４号発行している。掲載に当たっては、学会編集担当委員が中心になって調整している。更にワーキングペーパーを随時発行している。実績を見ると、年度によって増減はあるが、『関西大学経済論集』の掲載論稿数は2011年度17件（内、論文14件）、2012年度18件（14件）、2013年度19件（15件）、執筆者延人数は2011年度20人（内、専任教員７人）、2012年度18人（８人）、2013年度21人（13人）である。ワーキングペーパーの発行数は2011年度10件（内、欧文９件）、2012年度７件（３件）、2013年度９件（７件）である。

また経済学会は、学内外の研究者を囲んでの不定期研究会の他に、毎年度春学期授業期間終了直後に研究大会を開催し、研究報告、討論を行っている。

それとは別に、学部単独で欧文の*Kansai University Review of Economics*を年１回発行しており、英文掲載論文数は、2011年度１件、2012年度１件、2013年度３件である。更に本学では、「研究成果出版補助金規程」に基づく学術書（2013年度１件）も出版されている。

これら以外の研究業績を含めた「研究業績数」合計は、『データブック2014』が示すように、2011年度54件、2012年度67件、2013年度29件である。

また、2013年度の学会活動等への参加状況は、国外が43人、国内が127人であり活発である。関係する学会・シンポジウムの本学での開催状況は、2011年度４回、2012年度９回、2013年度６回である。

学内の共同研究に関しては、2013年度に継続中の「経済・政治研究所」の五つの研究班のうち、本学部教員が中心となっているものが１班、他に本学部教員が参加しているものが２班ある。また本学部教員の2013年度科学研究費補助金の申請・採択状況は、申請24件に対して採択16件であり、採択率は67％と高いものになっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

前回の報告書で指摘されている『関西大学経済論集』の掲載論文数の減少傾向は、近年、増加傾向に転じており、編集担当委員による投稿のよびかけの効果と考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

編集担当委員からのアプローチを継続して行う。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

学部教員の研究活動の更なる活性化のためには、研究時間の確保、研究費の充当、研究組織の強化、研究支援体制の構築が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

大学全体の研究推進の中でサバティカルの制度化、大型研究費獲得のための支援、研究組織の拡大、大学の研究支援体制の利用等が今後の課題として考えられる。

ⅩⅡ　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

2008年度に設置した本学部国際化プログラム検討委員会が開発した以下の四つの学生向けのプログラムを、2009年度に発足した国際化プログラム委員会が引き継ぎ、実施している。2014年度は語学の授業と経済学の授業を組み合わせた経済学部独自のプログラムで、4週間から5週間の長期プログラム（カリフォルニア大学サンディエゴ校〈米〉、アデレード大学〈豪〉）と、現地学生とのディスカッションを中心とした1週間の研修旅行プログラム（復旦大学〈中国・上海〉、国立台湾大学・国立政治大学・国立高雄第一科技大学〈いずれも台湾、隔年開講で2014年は非開講〉）からなる。なお、プログラム開始時にはシンガポール大学への留学プログラムが開講されていたが、同プログラムは2013年度に廃止、2014年度からはカリフォルニア大学サンディエゴ校への留学プログラムを開講した。

この国際化プログラムは、語学を学ぶのみではなく、外国語を使っての実践的な授業内容を含んでいる。アデレード大学及びカリフォルニア大学サンディエゴ校のプログラムでは、経済学やそれぞれの国の経済について英語で学び、英語でプレゼンテーションを行うことがプログラムに組み込まれている。また、復旦大学及び台湾でのプログラムでは、各国の経済や社会、文化について日本語・英語・中国語を駆使して学ぶことになっている。プログラム修了学生には、語学力だけでなく、総合的な学習能力の向上が期待される。国際化プログラムは更に長期的に持続的なものとなるように、各年度の実績を精査し、改善策を講じていくことにしている。

2011年度から2013年度の各プログラムの実績は次のとおりである。2011年度には全てのプログラムが実施され、参加人数はアデレード大学29名（定員約30名）、シンガポール国立大学９名（定員10～15名）、復旦大学15名（定員約30名）、台湾研修プログラム10名（定員10～15名）であった。2012年度も全てのプログラムが実施され、参加人数はアデレード大学37名、シンガポール国立大学16名（内、政策創造学部生３名）、復旦大学17名であった。なお、台湾研修プログラムは隔年開講であったため、募集されなかった。2013年度の参加者数はアデレード大学25名、台湾研修プログラム11名であったが、シンガポール国立大学は先方の留学プログラム廃止により急遽取りやめとなった。

なお2011年度からは、国際化プログラムに参加した学生に留学の成果を発表してもらう発表会を開催し、経済学会報に掲載することにしている。なお、留学成果を発表した参加学生には、グループ単位で留学費用の補助金を支給することにしている。

また2011年度には「グローバルエコノミー論１・２」が新設された。この授業では、移民等グローバル経済下での諸問題について、英語を交えて（講義の25%程度）講義を行っている。

一方、教員に関しては、本学部からは2011年度、在外研究員（学術）（１年）２名、2012年及び2013年度には在外研究員（学術）（１年）２名、在外研究員（調査）（６ヶ月）１名を海外に派遣している。また、2011年度は、延べ11回にわたって海外で学会報告及び講演会での発表を、2012年度は16回、2013年度は14回行っている。このほか、科学研究費補助金等で招へいした海外の研究者によるセミナー等も積極的に開催しており、2011年度は34回のセミナーを開催した。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学部のグローバル化を進める中で、2011年度から「グローバルエコノミー論１・２」を新設して、移民等グローバル経済下での諸問題についての講義が開講されている。

国際化プログラムは参加人数の少ないプログラムもあるが、特にアデレード大学は毎年多くの参加者があり、プログラムとしてしっかり根付いている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

2011年度に開講した「グローバルエコノミー論１・２」は、国際化プログラムへの導入科目あるいはプログラム修了学生向けの科目となることで、国際化プログラムとの相乗効果が期待される。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

現状では、アデレード大学のプログラムを除いて、全体的にプログラムの参加希望者数が定員を下回っている。この原因として、①国際化プログラムに対する需要が予想したほど大きくないこと、②既存の国際部主催の全学的プログラムや他学部主催のプログラムとの重複の問題があること、③シンガポール大学プログラムは当初希望者数が少なかったが徐々に人数が増えてくる中で、2013年度に同大学の留学プログラムが廃止されたことによって急遽中止となったことがあげられる。なお、その代替のプログラムとして2014年度からカリフォルニア大学サンディエゴ校プログラムを開講している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

①については、「グローバルエコノミー論１・２」等の講義系科目との連携だけでなく、「経済学特別演習」等の演習系科目との連携も視野に含めて、国際化プログラムとの相乗効果を高めることを、国際化プログラム委員会で検討し始めている。②については、プログラムの参加者数の増加のため政策創造学部と協力して実施する等、改善のための対応策を講じている。③の新たに開設したカリフォルニア大学サンディエゴ校プログラムでは、長期的な視点から基幹プログラムになるよう育てていくことを考えている。

また、本学部では2011年度中期行動計画を策定しており、現在隔年に実施している台湾研修プログラムを毎年実施することや、同タイプで別の国や地域へ向かう新プログラムの開発等も検討中である。

検索

商　学　部

検索

第２編　商学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 179

Ⅲ　教員・教員組織 …… 181

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 185

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈185〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈187〉

Ⅳ－３　教育方法〈189〉

Ⅳ－４　成果〈192〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 193

ⅩⅠ　研究活動 …… 197

ⅩⅡ　国際交流 …… 198

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

学理と実際との調和を図るという趣旨の本学の教育理念としての「学の実化」の精神は、本学部の教育理念としても重視されている。本学部における「学の実化」とは、経済や産業、企業に関して得られた学識を、現実と照らし合わせて常にその妥当性を検証するとともに、知識を現実問題の解決に活かすための方策や道筋を明らかにしていこうとすることである。

本学部は、激動する経済環境の中にあって経済・経営に対する柔軟な思考力や広い視野、鋭い洞察力に加えて、企業倫理と社会的責任に対する深い認識をも併せ持つ人材を育てることを目標としている。そこで、本学部は、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」を学部の教育理念として掲げ、それを実現すべく、次の三つの目的を提示している。

第一に、社会に開かれた大学、社会に接点をもつ大学、地域に開かれた大学という「開かれた大学」に対応していくこと、第二に、グローバル化と情報化社会への対応、即ち情報通信技術を駆使した教育を行い、多くの情報を選別し分析・解読する能力を高め、グローバル企業でリーダーシップを発揮しうるビジネス英語能力の養成を図ること、第三は、本学部における伝統的教育の中核である会計プロフェッショナルの育成強化を図ること、である。

「学則」においても、本学部の教育研究上の目的を「商学部は、経営に対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、単なる利益の追求に留まらず、企業倫理と社会的責任を深く認識した品格ある柔軟なビジネスリーダーを育てることを目的とする」と定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

新入生に対し、入学式当日の新入生歓迎行事で、本学部の教育理念や教育目標を伝えるように取り組んでいる。

頻繁に更新される学部のHPで、学部の学習の内容や成果を伝えるようにしている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

教授会での審議を通じて、本学部としてHP上で発信する内容の妥当性を毎年、検討している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部の理念・目的は本学の教育理念に合致したものであり、変化の激しい今日の状況においても適切なものである。なぜならば、商学の分野における「学の実化」をめざすという理念を重視することにより、変化の激しい時代における理論や手法の現実妥当性を常に高めておこうとする取組がもたらされるからである。変化の激しい時代においては、本学部の構成員として解明しようとする社会現象についての既存の理論や手法の妥当性が急速に失われがちなので、「学の実化」という理念により、そうした問題への対応が可能となる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部の自己点検・評価委員会は、スタッフ組織として学部の中でも大きな位置づけが与えられており、学部の直面する問題をテーマとしたプロジェクト別に、理念・目的・教育目標、演習のあり方、教員任用方法、人事制度等について具体的提案を行うなかで、理念・目的等についての検証を図っている。

また、本学部には学部ないし大学の卒業生や父母等学外の関係者との定期的な会合や面談の機会があり、そうした機会を通じて、教育に関する学外の意見なり要望を把握しつつ、学部の理念・目的・教育目標の適切性について定期的に検証を行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

競争が激化している産業界にあって、社会人として活躍できる判断力と識見と企業倫理に対する深い理解を兼備した人材の育成を行うために、BLSP（ビジネスリーダー特別プログラム）、DSI（サービスイノベーション特別プログラム）、ALSP（会計連携特別プログラム）のような新たなプログラムを提供している。

また、西日本最大の都市である大阪には、製造業や商業・サービス業等を中心とする様々な企業、行政、教育その他多数の事業体が様々な経済活動を展開しているが、このような立地条件によって本学部は、他の地域に比べて専門的知識だけではなく、学際領域の知識も得やすい。工場見学、インターンシップ、市場調査の実施、実務家非常勤講師の依頼が容易で、知識と実践の統一が図られ、それらが高い就職率として結実している。

更に、本学部で学ぶ留学生の学部学生に占める比率は、全学の中でも高く、国際化対応に向けて多くの学部学生に対し異文化に触れる機会が提供されている。

以上の取組をより効果的なものにするように努める。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

引き続き、本学部の自己点検・評価委員会及び卒業生や父母等学外関係者との定期的な会合等を通して、学部の理念・目的・教育目標の適切性について定期的に検証を行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本学部の「学の実化」をめざすという理念が大学構成員に対して、HP上で周知され、公表されているとは必ずしも言えない。2014年３月卒業生に対して実施されたアンケート結果によれば、「学の実化」という言葉を知っている商学部卒業生の比率は10.0％であり、他学部卒業生の比率よりもかなり低い。法学部卒業生では14.6％、文学部卒業生では16.7％、経済学部卒業生では12.2％、政策創造学部卒業生では15.7％であった。大学の理念や本学部の教育理念を周知し、公表する取組が十分ではないと考えられる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部の自己点検・評価委員会を通じて、理念・目的の適切性について定期的に検証を行うことになっ

ているが、実際は、自己点検・評価報告書を提出するときに考察し直すだけという状況も見られる。実際に生じる諸問題への対処にあたって、理念・目的と照らし合わせながら解決を図るという取組を通じて、理念・目的の適切性を検証することも可能であるので、より意識的にそうした取組を行うように改善する必要がある。

本学部では、学生の父母等学外の関係者との定期的な会合の機会を設けているが、そうした機会を通じて、本学部の理念・目的についてどのような意見や要望があるのかを把握するための取組を行っているものの、そこで得られた情報をより体系的なものとしたうえで本学部の理念や目的に反映させる取組は十分ではない。

【3】将来に向けた発展方策

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本学部の「学の実化」をめざすという理念が学生に十分に周知されていないことがアンケート等を通じて明らかとなっているので、講義のシラバスにも何らかの形で、本学部の理念を反映させ、講義の中でも「学の実化」への言及がなされるように工夫することによって、学生への本学部の理念の周知の程度を高めるという取組が考えられる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

学部の理念・目的、教育目標を検証するための組織である自己点検・評価委員会等は学部執行部と連携を取りながら各種問題について随時議論することが想定されているが、その取組頻度は十分ではないのが現状である。自己点検・評価報告書をまとめた後、教授会で十分、その意義、妥当性、活かし方について議論する必要がある。

学部の理念・目的、教育目標についての検証活動が委員会や学部執行部で実施されているが、今後、教員全体の意識改革に繋がる学部をあげた取組に拡大していく必要がある。また、授業評価アンケート以外にも学生の意見が反映されるシステムを検討していく必要がある。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部では、「開かれた大学」「グローバル化・情報化社会への対応」「会計プロフェッショナルの育成強化」という三つのテーマを重視しながら、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」という理念・目的を実現させることをめざしている。そのために、幅広い基礎知識を有しつつ、個別専門分野で応用力に優れた知的で創造的な研究を行う人材を本学部として求める教員像と考えている。

このような教員像を設定しつつ、本学部における長期的かつ持続的な教育体制の維持のため、専任教員については教授、准教授、助教のいずれかの職位、あるいは年齢層についてもいずれかの層へ偏ることがないように配慮している。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

2014年度現在、本学部には52名の専任教員が在籍しており、教授会を構成している。専任教員は教授、准教授、助教のいずれかの職位に該当し、助手は配置していない。また現在、専任教員１人当たりの学生数は60.0名である。これは、2011年度における教員補充の成果であり、2011年から教員数は６名増加し、専任教員１人当たりの学生数は、7.3名減少している。

本学の専任教員の定年は65歳と定められているが、本学部では、60歳以下の教員の比率が全体の86.6％を占めており、他学部と比較すると、60歳以下の教員の比率は高い方に位置づけられる。本学部教員の年齢構成を、５歳刻みでみたときに構成比がもっとも高いのは41歳～45歳の28.8％である。年齢構成の中で、若干突出している構成比部分がみられるが、全体的にみれば、研究・教育組織における年齢構成のバランスは保たれている。

本学部では、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」という学部理念を実現するために、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力に優れた専門教育の体得を可能とするように、教員の科目配置が行われている。高度に優れた専門教育を可能とするためには、その基礎科目が重要となる。それゆえ、必修科目やそれに準ずる選択必修科目には、専任教員を配置している。大学で学習する上での基礎的な素養やリテラシーの体得と位置づけられる必修科目の「基礎演習」は、全てのクラスで専任教員が担当している。

更には、専門教育を学ぶ上で、基礎科目と位置づけられる必修科目「経済入門」、「経営入門」「流通入門」に関しても専任教員で担当している。また「簿記入門演習」に関して会計分野の専任教員が主導しながらカリキュラムと一斉テストを担当し、「ビジネス英語入門」に関しても専任教員が主導したカリキュラムで授業を行っている。本学部の専任教員の年齢構成は幅広い年齢層にわたっており、全体的にバランスのとれた構成となっている。それゆえに、多岐にわたる研究領域のスタッフがそろい、幅広く奥行きのある科目が均整をもって設置されており、本学部の理念・目的を実現することができる。

また、寄付講座や、実務家が担当することができる科目の設置等は、本学部の理念を適切に実践している。

なお、本学部の科目では、専任教員以外に、非常勤講師が担当することがある。2014年度春学期の必修科目の専兼比率は73.3％である。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本学部では、2005年度より推薦制度から、公募を基とする新たな任用人事制度を設けている。その新たな人事制度では、本学部における教員の募集は、欠員が生じると予想されるか、あるいは実際に欠員が生じた段階で以下のプロセスを経て行われる。

① 任用人事の必要が生じた場合に教授会によって人事委員会が設置される。構成メンバーは、各専修から１名及び副学部長・教学主任の７名である。
② 人事委員会は、公募方式あるいは推薦方式（特別な理由の明記）、任用条件、選抜方法を決定する。
③ 候補者についての業績審査や面接を行う審査委員会が設置される。
④ その後、審査委員会での審査を基に、教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会で審議が行われる。了承となった後、最終的に理事会において任用が決定される。

また、昇任人事制度に関しては、「商学部専任教員人事取扱いに関する内規」を定め、次のようなプロセスを経る。

① 本学部教授会において審査委員３名を選出する。
② 審査委員は教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会において審査結果を報告し、教授会の審議を経て、最終的に理事会において決定される。

任用人事及び昇任人事の基準については、研究業績書における学術書並びに学術論文をポイント評価し、そのポイントを評価基準としている。

また65歳から67歳までの定年延長は、当該延長希望の教員が履歴書、社会貢献、組織運営に関する実績報告書の書類の提出を行うことが必須となっており、これを基に人事委員会で審査し、その結果に基づき学部長が定年延長提案書を作成の上、教授会に推薦して教授会の承認を得るというように極めて厳格に行われている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本学部教員の教育活動等の評価は、各教員から提出された教育業績に基づいて行うことが可能であるが、具体的な評価方法については現在検討中である。ただし、教育面では、「英語に強いプロアクティブ・リーダー養成プログラム」（BLSP＝Business Leader Special Program）が2008年度文部科学省の現代GPに採択され、また「平成20年度プロセス・イノベーター育成プログラム（DSIプログラム＝Data Mining and Service Science for Innovation)」が2008年度文部科学省の「産学連携による実践型人材育成事業」に採択された。このように、外部競争的資金の獲得による教育プログラムの開発・実施を通じて、専門知識を活用した教員のプロジェクト実践力の向上を図っている。

本学部教員は、各専門分野での論文執筆、学会発表、その他学会活動等を積極的に行ってきている。また、本学部教員は、商学会という研究組織を自主的に運営し、定期的に研究紀要である『商学論集』を発行し、研究会や講演会を企画・運営している。更に、大学の支援の下に、英文雑誌の『*KANSAI UNIVERSITY REVIEW of BUSINESS and COMMERCE*』を発行している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部の任用人事では公募制の導入で年齢の若返りを促進しているが、これにより研究・教育組織における年齢構成のバランスが保たれてきている。2014年５月１日現在における教員の平均年齢は48歳である。

社会人（民間企業）からの受入れは、カリキュラムの面で対応している。例えば、2004年度より、物流に関わる実務家を非常勤講師に迎えて寄付講座を開設している。2010年度には、寄付講座（SMBCグループ)、寄付講座（株式会社エースジャパン)、及び寄付講座（日本通信販売協会）が開設されている。寄付講座以外の通常のカリキュラムでも、ビジネス研究で実務家教員が講義を担当している。また、2002年度からゲスト・スピーカー制度を採用することで、通常の授業に実務家をゲスト・スピーカーとして迎えることが可能となっている。

更に、外国人教員に関して、本学部では2009年度に１名任用し、グローバル化に対応した授業を展開している。また「国際交流関連規程」に基づいて、海外の協定校及び研究期間から交換研究者・招へい研究者を受入れ、学生向けの講演を開催している。

「基礎演習」に関しては、学部の基幹的な科目と位置づけられているために、連絡を密にとるべく副学部長（学部担当）を長とする「基礎演習連絡会議」が開催されている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員の配置が教員組織の編制方針に沿った形で進められている。具体的には、2008年度現代GPに採択された「英語に強いプロアクティブ・リーダー養成プログラム」や2008年度の文部科学省「産学連携によ

る実践型人材育成事業」に採択された「平成20年度プロセス・イノベーター―育成プログラム」といった取組を実現する組織が編制されている。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

専任教員の募集については、公募と推薦の２種の方式があるが、2011年～2013年の９名の教員の補充に当たって、公募による募集を行ったうえで、人事委員会で研究業績に基づく候補者の絞り込みを行った後、３名からなる審査委員会を設け、厳密な審査選考を経て任用者を決定する等、オープンな募集を行い、かつ厳密な審査を経て任用を行っている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本学部では、研究水準の向上、研究活動の活性化に努力している。その結果、科学研究費補助金の申請件数は、2013年度から2014年度に、19件から23件に増加している。また採択件数も12件から16件と増加しており、外部からの研究評価が高まりつつある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

専任教員における女性教員の占める割合についていえば、全52名のうち10名が女性教員であり全体の19.2%に該当する。このうち、６名が教授、４名が准教授である。この数値は決して高いと言えるものではないが、本学部における女子学生の割合の上昇や商学分野における女性教員数の増加を受けて、本学部も積極的に女性教員の任用を進めていくかどうかを検討したうえで取り組む必要がある。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

GP等の経験を生かして、教員組織の整備を今後も充実させていく。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

近年の教員任用の多くは、公募によるものであり、優秀な人材の任用が行われている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

これまでの活動が実を結んでおり、研究活動の活性化を更に進めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部では、教授、准教授、助教等の職位、あるいは年齢層についてもいずれかの層に偏ることがないように配慮しているが、男性と女性の教員の比率についてはどう考えるかについての方針を検討し始める必要がある。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

公募によって任用した教員が数名、他校へ移籍する事態が生じている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

新人を任用した場合、商学会主催の研究発表会を開催しているが、参加者が極めて少ないのが実情である。また、在外研究を終えた教員にも研究発表会を設定しているが、同様に参加者が少ない。教員の資質の向上を図る良い機会なので、こうした研究会活動を活発化させる必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

教員の年齢構成やグローバル化への対応について留意した教員組織を構築していく必要がある。
実務家教員による講義については、カリキュラムの工夫等を促す必要がある科目が見られる。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

この事態をどう捉えるのかを見直す必要がある。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

商学会主催の研究発表会の開催回数を増やすように、商学会に要請したり、大学で開催される外部者による講演会等への参加を促すことによって、教員の資質の向上を図る方策とすることが考えられる。この目的のため、教授会の場で、各種講演会の開催要項を示した資料が配付されている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部は、教育研究上の目的を「経営に対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、単なる利益の追求にとどまらず、企業倫理と社会的責任を深く認識した品格ある柔軟なビジネスリーダーを育てること」（「学則」第２条の２第４項）と定めている。この目的を達成するために、本学部は学位授与方針を次のように設定している。

本学部は「品格ある柔軟なビジネスリーダー」の育成を目標として、特に「英語と会計に強い」ビジネスリーダーを育成することに力を注いでいる。また本学部は、ビジネス英語や会計の基礎の他に、それぞれの興味・関心に応じて「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「マネジメント」「会計」の五つのなかから選択した一つの専修について、一定程度の専門科目や特別プログラム等を学ぶことによって専門知識を深め、問題解決能力を身につけることを求めている。定められた単位数の専門科目を履修・修得し、ビジネスに対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、企業倫理と社会的責任を深く認識するとともに、教員１

名あたり定員15名で実施される少人数教育のゼミナールにおける卒業研究論文の作成等を通じて、各専門分野で学習した知識を明確に表現できるようになった者に対して、学士（商学）を授与することとし、この方針を本学HP上で明示している。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は次のとおりである。

本学部は、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」をめざし、ビジネスの基礎から実践までを系統立てて学べるカリキュラムを整備している。１・２年次で特に重視するのは、ビジネスの世界の共通言語ともいえる「会計」と、国際社会の共通言語である「ビジネス英語」を自在に使える能力を身につけることであり、更に五つの専門分野を横断した商学の基礎を満遍なく学ぶことである。そのために低年次のカリキュラムでは、必修科目を含む入門・基礎科目を多数配置している。そして３年次になると、「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「マネジメント」「会計」の五つの専修に分かれて、より専門的な学習が始まる。その中心は、教員１名あたり定員15名で実施される少人数教育のゼミナールや特別プログラムである。更に資格取得や大学院進学をめざす学生をバックアップする実践科目群の設置等、ビジネスのあらゆる領域で活躍しようという学生の期待に応えることを、本学部はめざしている。

以上の教育課程の編成・実施方針を、本学HP上で明示している。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

副学部長を中心としたインフォメーション委員会を本学部内に設け、HPの内容を適時に更新した情報発信に注力している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

HP上で、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を公開しているが、定期的にその表現が適切性を有するものであるかどうかを教授会等での議論を通じて検証している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

2013年度の教授会での議論を経て、学位授与方針についての表現を改めた。従来は、学位授与の方針を明確に示さず、教育課程の説明に留まっていたが、それをより明確な表現に改めた。

【3】将来に向けた発展方策

学位授与の方針で示された学位授与の要件を学生がより確実に満たすことのできる教育内容や教育方法の改善に努める。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部においては、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」を行うことをめざして、教育課程の編成・実施方針を定めているが、その方針に基づき、授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。商学部学生は、共通教養科目20単位以上、外国語科目16単位以上、専門科目92単位以上、合計128単位以上を修得することをもって卒業が認められ、学士（商学）の学位が与えられる。

具体的には、2008年に教育課程の改正を行っており、現在では専門科目を、学部共通入門科目としての第１類入門科目（必修科目６科目）、主に１、２学年で履修する基礎的科目で構成される第２類共通科目（選択科目48科目）、上位学年で履修する第３類応用科目（選択科目108科目）、演習形式の許可制科目である第４類演習科目（許可制４科目）、社会における実践性を養う第５類実践科目（許可制56科目）、実務家が授業を行う第６類産学連携科目（選択科目２科目）、英語での授業も交えることによってより高度な授業を行う第７類ビジネスリーダー特別プログラム（BLSP）科目（許可制14科目）、大学院との連携を強め、公認会計士の資格取得をより強力にサポートする会計連携特別プログラム（ALSP）科目（許可制８科目）、そして卒業所要単位には含まれない自由科目（57科目）と区分している。

本学部専門科目のうち必修科目については、基礎演習は33クラスを開講し、受講生各25名、経済入門は５クラスを開講し、受講生各210名、経営入門・流通入門はそれぞれ４クラスを開講し、受講生各270名、ビジネス英語入門は16クラスを開講し、受講生各70名、簿記入門演習は11クラスを開講し、受講生各70名となっている。

本学部専門科目のその他の科目は、演習科目については１クラス15名、講義科目については１クラス300名とすることを原則として、前年度の受講生数を参考にクラスと時間割の策定を行っている。

開設授業科目の各種比率を上述の開設授業科目数に基づいて算出すると、共通教養科目の比率は31.1％、外国語科目の比率は16.6％、専門科目の比率は52.3％となる。また、必修・選択の区分の量的配分に関して、本学部は６科目を必修科目としており、これらは社会人としての必要不可欠な知識を育成するためのものであり、本学部の理念である品格ある柔軟なビジネスリーダーを養成するためにも、これらを必修科目として配置することが適切かつ妥当であると考える。

このような数値からも分かるように、本学部では、必要とされる授業科目が十分に開設されており、順次性のある授業科目が体系的に配置されていると言える。また、教養科目も約30.8％という十分な量が設置されている一方、専門科目への52.5％という高い配分からも分かるとおり、専門教育に対して高い優先度を与える位置付けを行っている。こうしたバランスのとれた各種の比率は、本学部において、学士課程における教養教育と専門教育の性格の明確化が図られていることを示すものであると言える。

また、本学大学院会計研究科への進学をめざす、極めて優秀な学生を対象に早期卒業（在学３年間で卒業）を認める制度を設けている。本制度への応募には、３年次終了時に、一定の成績並びに修得単位数を満たし、かつ本学大学院会計研究科の入試に合格することを条件としている。

なお、授業期間（半期15週）の授業計画はシラバスにおいて明示されており、厳格に遵守されている。

教養教育にあたる共通教養科目の卒業要件単位数に占める割合は、15.6％である。これは卒業要件とされる共通教養科目の単位数20を、トータルの卒業所要単位128で除した値である。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本学部における初年次教育は基礎教育を重視しており、その表れとして、1年次で、基礎演習、流通入門、経済入門、ビジネス英語入門、経営入門、簿記入門演習を必修科目（各2単位）として配置している。また、1年次の必修科目である基礎演習は、25名程度の少人数クラスであり、全クラス共通した内容で行われている。具体的には、文献収集、レポートの書き方、電子メールの書き方、討論の方法、並びにプレゼンテーションの方法を商学に関連した内容を用いて学習している。これは2年次の演習、3年次の専門演習、4年次の卒業研究へと繋がるものであり、少人数教育をより効果的に行うための導入科目としての役割を果たしている。

高大連携活動状況に関して、本学部は2010年度秋学期より併設高等学校を対象とした「関西大学商学部連携校特別プログラム（KUSP-C）」を開始し、受講を希望する生徒を「特別聴講生」として受入れ、単位履修を認めている。

国際的な教育プログラムとしては、アメリカの企業・大学と連携したビジネスリーダー特別プログラム（BLSP）及びイギリスの大学と連携した海外ビジネス英語プログラム、そして初級留学プログラム、中級留学プログラムが編成・実施されている。またプロセス・イノベーター育成プログラム（DSI）においても国際的な視野をもった教育を展開している。

また、現在、デュアル・ディグリー（DD）制度を利用して、ミズーリ州ウェブスター大学に学生を派遣している。

本学部では、2008年度から2010年度にかけて「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成プログラム」が現代GPに、「プロセス・イノベーター育成プログラム」が「産学連携による実践型人材育成事業」に、文部科学省によってそれぞれ採択されている。前者については、専門科目第7類、後者は同第5類に科目を配置している。

また、ITに関する基礎教育として、大学において学ぶために必要となるコンピュータリテラシーを修得するための演習科目である「情報処理基礎演習」を設置し、それに引き続いて、高度な情報技術を学ぶための演習科目として「情報処理応用演習」を設置している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部における教育課程の特色は、ゼミ形式の少人数教育を重視していることであり、1年次春学期に基礎演習（各クラス25名程度）、2年次秋学期に演習（1ゼミ15名以下）、3年次通年で専門演習（各ゼミ15名以下、4年次通年で卒業研究（各ゼミ15名以下）を配置している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

受講生が500名を超える科目について、どういう原因で多数の受講生を集めるに至っているのかを把握するように努める。そして、是正の可能性のある原因によるものかどうかを明らかにする。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

一部の講義科目で受講生が500名を超える科目があり、2012年度は春学期５科目、秋学期３科目、2013年度は春学期６科目、秋学期３科目、2014年度は春学期４科目と推移している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

クラス策定や時間割編成において、より適切なクラス規模の維持を図る。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学部の専門科目は主として演習科目と講義科目で構成されており、これら全てが本学部の教育理念「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」を意識して年次別に配当されている。前者では、１年次春学期の基礎演習（必修科目）、２年次秋学期の演習、３年次の専門演習及び４年次の卒業研究において少人数のゼミナール形式の授業を行っている。後者では、１年次向けに商学の基本的知識を習得するための五つの入門科目（必修科目）、１～３年次向けに学部共通の専門知識を得るための四つの分野の共通科目（選択科目）、２～４年次向けに所属する一つの専修を中心として五つの専修（流通、ファイナンス、国際ビジネス、マネジメント、会計）の本格的な専門知識をより広く、より深く得るための応用科目（選択科目）が用意されている。特に１年次については、入学直後の履修ガイダンス時に新入生向け本学部独自作成のガイダンス用冊子『商学部１年生のための履修ガイド』、本学部の外郭団体である商学会で発行し、本学部教員が自分の担当科目の概要、学習方法、参考文献等を解説する『リサーチガイド商学』により、手厚い導入教育指導を行っている。更には、一般入試以外の本学部入学予定者に対して、英語を中心とした通信教育、ビジネスプラン作成を内容とする入学前教育指導をスクーリング方式で行うことによって、より万全な導入教育指導がなされている。

また、本学部は、実践プログラムとして、会計連携特別プログラム（ALSP）、サービスイノベーション特別プログラム（DSI）、ビジネスリーダー特別プログラム（BLSP）を設置している。ALSPでは、少人数の演習形式で、公認会計士になるために必要な実務知識や理論、高度な専門知識に加えて、公認会計士試験受験にむけての具体的対策を短期間で体系的・効率的に身につけることを目的としている。DSIでは、膨大なデータからビジネスのダイナミクスを科学的に理解し、新しい知見を基礎に新しい社会的価値、ビジネスを創造しうる人材を育成することを目的としている。BLSPでは、「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」をコンセプトとして、少人数クラスによるビジネス英語教育と産学連携によるプロジェクト型の実践学習を軸に、国際的に活躍できるグローバル・ビジネスリーダーを育成することを目的

としている。他には、海外ビジネス英語プログラム（BestA）、関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC）、ビジネス教育プログラム（CORES）を実施している。

近年のe-Learningの飛躍的進展によって、教員・学生は、以上の科目を提供・履修するにあたり、本学インフォメーションシステムの授業支援システム等を利用して、インターネット上での課題の提出、予習・復習のための資料配付や小テスト、担当教員への質問等を迅速・正確にできるようになり、本格的な双方向教育が実現されるようになった。

成績不良者に対する教育上の措置は、各年次の学習指導を丹念に行い、成績不良による卒業判定不合格者を減らすことを主目的とする。履修ガイダンスに加えて、毎年５月に残留者を含む成績不良者を呼び出して指導する体制を採っている。１年次生については、毎年９月に実施している。３、４年次生の成績不良者には、成績不良に対する自己分析書を提出させて、反省を促すとともに指導の資料としている。また、５月に千里山キャンパスで、７～９月には全国各地で行われる商学部教育懇談会では、父母との個人面談を実施し、大学への出席を怠りがちな成績不良者を家庭と連携して解消する試みにもなっている。

こうした措置にも拘わらず、４年次在籍者に占める卒業率は、2011年度は86.3%、2012年度は84.2%、2013年度は86.6%となっている。卒業率は就職活動の動向にも左右されるものであり、一概に残留者＝成績不良者とはいえないが、成績不良者に対するきめ細やかな指導が引き続き必要な状況にある。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは全学共通書式によって作成し、受講者に対して各授業科目の概要、到達目標、授業計画及びその簡単な内容説明、成績評価の方法・基準を明示し、それに基づき、授業を実施している。授業では、学生のニーズや期待の把握とそれを踏まえた対応が必要になるため、シラバス策定時には科目担当者間で調整会議を行っている。

複数の教員が担当する科目については、当該科目の位置づけや授業内容・成績評価等について共通認識を持ったうえでシラバスを作成する必要がある。本学部では学部全体の導入科目（１年次必修）である「基礎演習」において、授業担当者による「基礎演習担当者会議」で意見交換を行い、この取組を進めている。現在では共通シラバスを作成しており、実質的な授業の標準化に向けて作業を実施している。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

前年度に実施された各科目の試験問題、成績の秀・優・良・可・不可の分布状況が、毎年次年度の春学期中に開催される教授会で回覧され、教員同士が相互にチェックすることにより、成績評価の分布を共有するように努めている。また、2012年度新入生より、GPAを用いた成績優秀者の選出を実施している。

本学部では、学外資格単位認定制度が設けられており、学部が定める検定試験（日本商工会議所主催の簿記検定）や資格（税理士試験科目合格・公認会計士試験（短答式）合格）を取得した場合、専門科目の単位として認定している。単位認定の総枠は、在学中20単位までと定められている。入学前の簿記検定合格に関しては、既修得単位の認定として処理される。外国語については、TOEIC等の点数に基づいて、外国語科目の認定を行っている。

単位認定の適切性について、本学部では成績評価の多くは定期試験と平常試験で行われているが、個々の教員の成績評価基準はシラバスに記載されている。また、少人数の演習科目については出席状況及び授業参加への積極性が重視され、学生の授業態度や努力等を見極めた成績評価が行われている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本学部では、学生の学習の活性化と教員の授業内容・方法の改善を促進するための組織的な取組として

FD活動を行っている。同FD活動は、大別して全学的な取組（以下、前者）と本学部独自の取組（以下、後者）とに分けられる。

前者については、FDフォーラムへの参加や学生による授業評価アンケートがある。

後者については、学部全体で行われるものと具体的な任務を持った小組織を必要に応じて立上げ活動するものに分けられる。

学部全体では、シラバスにおいて講義回数全15回のテーマを明記する等一層の詳細化と内容の充実に努めている。教育内容の標準化が容易な導入的科目では、担当教員同士で授業内容の共通化やテキストの統一化を進め、統一試験によって成績評価を行っている。各科目の試験問題、秀・優・良・可・不可の分布状況を教員同士が相互にチェックすることにより、成績評価の平準化や教育内容・方法の改善に努めている。

本学部では、1 年次生必修科目である基礎演習の担当者による基礎演習担当者会議、文部科学省教育改革支援プログラム「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」推進のために発足したKUBIC（関西大学ビジネスプラン・コンペティション）委員会、2 年次演習授業において共通の授業運営を検討するCORES担当者の打ち合わせ、BLSP（ビジネスリーダー特別プログラム）委員会、BestA（海外ビジネス英語プログラム）委員会、更には、DSI(サービスイノベーション特別プログラム)委員会、ALSP(会計連携特別プログラム)委員会等を組織し、各委員会における議論を通じて、授業内容・実践・技法等について、随時協議・検討をしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

大学等の高等教育においては専門的であればあるほど教育内容の標準化が困難であり、成績評価は各教員の判断に委ねられる傾向が強い。しかし、導入的科目や基礎的科目については内容の標準化が求められるし、その実現もさほど困難ではない。そこで、「簿記入門演習」「経営入門」「流通入門」では、担当教員同士のテキストの共通化を進め、統一試験によって成績評価を行っている。また、CORESにおいても共通テキストが導入されている。

また、商学会で発行している『リサーチガイド商学』では、本学教員が自分の担当科目について説明を行っている。インフォメーションシステムのオンライン・シラバスと併用すると、講義選択や大学における勉学を効率的かつ効果的に進めることができる。

教授会等で各科目の試験問題、成績の秀・優・良・可・不可の分布状況が回覧され、教員同士が相互にチェックできるようになっている。

【3】将来に向けた発展方策

導入的科目、基礎的科目に留まらず、成績評価の標準化を図るためのデータを収集している。講義選択や大学における勉学を効率的かつ効果的に進められるよう、シラバスにおける情報提供についても引き続き充実させる。

GPAの運用方法（成績優秀者の選出、奨学金給付の選定、ゼミ選考の際の参考資料等）について、教学委員会等での検討を踏まえ、従来の平均点評価方式からGPA評価方式への変更を進める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

１年次の配当科目である基礎演習において、担当教員毎に、成績の分布が大きく異なることについては改善を要する事項である。

【3】将来に向けた発展方策

特記事項なし

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部の養成する人材像とは、学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネスリーダー」、即ち、経営への広い視野と鋭い洞察力の下、企業倫理と社会的責任を深く認識した上で、ビジネス・経済・社会の諸問題を、英語と会計を柱とする専門知識と実務能力をもって解決できる人材である。

本学部の教育成果を計る指標として、成績評価区分（秀・優・良・可・不可）に基づく専門科目の合格者の内訳（秀・優・良・可）は、直近のデータを見ると2013年度では、2013年度以降の新入生の場合、秀17.6%、優31.8%、良31.6%、可19.0%。2008年度～2012年度の新入生の場合、秀17.0%、優27.3%、良29.7%、可26.0%。2012年度では、2008年度～2012年度の新入生の場合、秀18.5%、優28.0%、良28.1%、可25.4%であった。

本学部の教育成果の集大成的指標である学位授与率（卒業者数／在学者数、第１部生のみ）は、2011年度86.3%、2012年度84.2%、2013年度86.6%であった。

本学部卒業生の進路状況は、学部の性格上民間企業への就職がほとんどである。2012年度は、金融・保険業26.4%、製造業19.0%、商業17.9%、教育・その他サービス業11.9%、運輸・情報通信業11.8%、不動産・建設・設備業7.9%、公務員・教員3.6%、電気・ガス・熱供給・水道業0.3%、その他1.2%であった。2011年度は、金融・保険業26.1%、製造業20.5%、商業20.1%、教育・その他サービス業12.3%、運輸・情報通信業10.6%、不動産・建設・設備業4.1%、公務員・教員3.4%、電気・ガス・熱供給・水道業1.2%、その他1.7%であった。また、大学院進学者は2010年度11名、2011年度８名、2012年度８名、2013年度６名であった。

国家試験等の免許や資格取得も指標の一つである。本学部生の教職課程免許取得者実績は、2013年度が、小学校０名、中学校社会６名、高等学校地歴４名、公民４名、商業２名。2012年度が、小学校０名、中学校社会12名、高等学校地歴12名、公民12名、商業６名。2011年度が、小学校０名、中学校社会10名、高等学校地歴９名、公民13名、商業２名であった。

以上を総合すれば、2011年度から2013年度においても、例年どおり本学部の教育目標に沿った一定以上の成果が着実に上がっているといえよう。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の学位である学士（商学）は、本大学に４年以上在学して所定の教育課程を修了した者に対し、教授会の議を経て卒業を認め、大学から授与される。なお、2011年度より、会計専門職大学院（AS）への進学を前提とした会計連携特別プログラム（ALSP）を履修すれば、３年で卒業できる早期卒業制度が導入された。

本学部では、学位論文の提出を卒業条件とはしていないが、４年次にゼミナール（卒業研究）を履修した学生には研究論文提出を求め、これを単位化している。研究論文は、所定の様式（本文12,000字以上、要約800字以内等）、所定の期限を厳守して提出されている。同論文の具体的な書き方は、研究テーマの設定、文献・資料の探し方、表記・引用方法、参考文献の表記にいたるまで、本学部発行の小冊子、要項に明記されている。同論文は指導教員による定期的な指導の下で卒業研究の履修学生により単独で執筆される。同学生は全て、研究の進捗状況に応じて所属ゼミナール内で数回の中間発表を行う。また、発表成果の一環として所定の期限に中間段階での研究論文論題の提出が義務づけられている。これら学部あげての取組により同論文の質的保証は一定程度において担保されているといえる。

なお、最終的に提出された同論文全ての論題が、本学部の学生と教員で構成される商学会発行の冊子『商学部　研究論文論題集（商学論集　別冊）』に掲載されることとなっている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部は、複雑化・多様化する21世紀のビジネス・経済・社会における諸問題を専門知識と実務能力をもって解決することができる「品格ある柔軟なビジネスリーダー」を育成することをめざしている。そのために本学部では、必要な基本知識を必修科目によって修得した上で、それぞれの興味・関心に応じて「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「マネジメント」「会計」の五つの専修のいずれかを選択するカリキュラムを提供している。またこれに加えて、英語に強いビジネスリーダーの養成や、公認会計士資格の取得や会計専門職大学院への進学をめざす学生のためのプログラム科目も用意している。本学部が求めるのは、大学における学びによって、これらビジネスの諸領域における問題発見能力・問題解決能力・実践力を大いに発展させることができる可能性をもった人材である。そして何よりも、こうした学部の教育方針をよく理解し、ビジネスの学である商学を学ぶことに対して意欲にあふれた人材のチャレンジを本学部は期待している。本学部でより充実した学びを実現するためには、自己の主張を明確に伝える国語能力、また、英語によるコミュニケーション・スキルの修得は不可欠である。また、本学部の特色あるカリキュラムを効果的に学習していくには、国内外の歴史的及び現代的な政治経済・社会・地域事項について入学前に修得することが望まれる。本学部での専門科目の修得と卒業に必須ではないが、データに基づいて分析するために数学の基礎的能力を身につけておくことを推奨する。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ校推薦	全商推薦	併設校	編・転
商	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○

各入試では本学部で受入れたい学生像を明確にし、募集要項でも明示することによって、受入れ方針の共有を図るように努め、入試の多様化にも適切に対応している。

入試は日程や問題作成、監督割り当て等、原則として全学の試験体制に従って行われるが、学部から選出された入試センター主事が学部の意向を入試センター主事会に伝えるとともに、全学の入試方針を学部に伝える役割を果たしている。

本学部が独自に問題作成を行っているのは、SF入試、外国人学部留学生入試(英語のみ)、公募制推薦入学、編・転入試である。また、本学部が独自に面接試験を行っているのは、AO入試、SF入試、外国人学部留学生入試、公募制推薦入学、併設高等学校卒業見込者チャレンジ入試である。また本学部が独自に書類選考を行っているのは、指定校推薦入学、併設高等学校卒業見込者入試、高大接続パイロット校推薦入学、全国商業高等学校長協会特別推薦入学である。面接試験や書類選考は学部教員が必ず複数名で担当し厳正に評価している。

入試種別毎の募集定員については、一般入試及びセンター利用入試で約50%、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学で約30%、残りの約20%を公募制推薦入学、AO入試、SF入試、外国人学部留学生入試等の入学制度で受入れている。

いずれの入試の場合にも合否判定は教授会において行われる。学部執行部で入試査定原案を策定し、合否判定の教授会においては、全ての得点データ及び他の判定資料を明らかにした上で説明がなされ、また本学部独自に問題作成や面接を行っている場合には出題者及び面接者からの出題内容と採点結果について報告・説明を行った後に、審議を経て決定される。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
商	726	若干名	2,838	－	3,120	4	1.10	－	743	808	711	858	136

2014年度における本学部の収容定員は、1学年726名で、合計2,838名である。これと各年度の５月１日現在の在籍者数と比較すると、2013年度では在籍者数3,084名、収容定員(2,772名)に対する比率は1.11であり、2014年度では在籍者数3,120名、収容定員に対する比率は1.10である。特に著しい定員超過も定員割れもなく、適正な定員管理水準にある。

[4] 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試種別毎に入学してきた学生の入学後の成績追跡調査は毎年実施しており、入学者選抜方法や募集定員を検証する材料として活用している。また適正な学生募集及び入学者選抜は、本学部の教育理念・カリ

キュラムと同様に学部の根幹に関わる重要課題であり、適宜検討する必要がある。それに加え、課題によっては学部長から諮問する形で集中的に検討する必要もある。そのため常設の委員会として商学部入試検討委員会を設置し、入試の方法、募集方法、入試種別毎の募集人員等について、常に見直しを行っている。

2013年度商学部入試検討委員会の開催回数は５回である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部の理念・目的に基づく学生の受入れ方針に従い、多様な入学選抜制度を実施しており、学力・知識を問う一般入試と、偏差値で測ることができない学習意欲や帰属意識、外国語や商学関連の能力等多様な実力を問う指定校推薦入学等の制度とのバランスが良くとれている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

各種の入試により本学部が受入れたい学生像を明確にし、募集要項でも明示することによって、受入れ方針の共有を図るように努め、入試を多様化することにより、受入れたい学生像を入試種別毎に適切に区分している。特に指定校推薦入試については、毎年高校別の出願実績、指定校推薦入学者の入学後の成績データに基づき、指定校に対して必要に応じて警告・取消を行い、新たに本学部に対する志向度が高い学生がいる高校に対して指定校推薦の依頼を行う等適切に行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度から入学定員の見直しを行うことを機に、より厳格で精度の高い査定を行い定員管理に取り組んでいる。そのため、著しい定員超過も定員割れもなく、適正に管理できている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

毎年、入試検討委員会において検討を加えているが、入試別にみた新入生の入学後の成績分布から判断する限り、各種の入試制度を通じた学生募集及び入学者選抜のねらいは適切に達成されている。特に、受験生に対する入試情報の発信及び学部広報や入試選抜基準の公平性・透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部が独自に行っている多様な入試に関する情報及び募集定員は、本学HPや「入試情報」に明示している。更に、学部紹介のための『学部案内』を作成し、学生の受入れ方針を明示することによって、本学部に対する志向度の高い学生の確保に効果を上げている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

入試種別毎の募集定員を定期的に見直すことにより、本学部に対する志向度の高い学生の確保に成果を上げている。この成果を維持し、より高めるためにも、指定校推薦入学の対象校の見直しを厳格に行うことにする。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

引き続き、厳格で精度の高い査定を行い、定員管理に取り組んでいく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試制度別の新入生の入学後の成績分布等の資料を精査することにより、十分な検証を行い、学生募集及び入学者選抜に反映させる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

一部入試制度については、本学部に対する志向度が高く、能力の高い学生を受入れるという趣旨と齟齬をきたしているものが見受けられる。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度から入学定員の見直しを行い、より厳格な定員管理に取り組んでいるが、その精度を高めるには何が必要かを見直す。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

本学部に対する志向度が高く、能力の高い学生と各種入試制度との間にミスマッチが生まれないように、広報、募集人員、選抜方法等について、引き続き検討を加えていく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度より定員を改定し、1学年726名とするとともにより厳格な定員管理に取り組む。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

研究業績（著書・分担執筆・学術論文・研究ノート）を平均すると、一人当たりの業績数は、2011年度3.24件、2012年度2.43件、2013年度(12月現在)1.96件である。

2011年度の国際学会への報告数は14件、国内学会報告件数は30件、2012年度は国際学会報告33件、国内学会報告32件、2013年度は国際学会報告26件、国内学会報告47件である。

専任教員のうち学会賞等の受賞経験を有している者が少なからずいる。加えて、学会の理事等の役職の就任、地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員に委嘱される等、大学内部のみならず、広く社会で教員の専門性・研究成果を活かした活動を展開している。また、学外で依頼された講演や調査報告書の作成等を含む産官学連携への取組を通した成果の発信も積極的に取り組んでいる。

学術研究の基盤形成を支援する科学研究費補助金に対する採択状況は、新規と継続を併せて、2011年度は、申請26件、採択17件、交付金額34,840,000円、2012年度申請25件、採択21件、交付金額38,090,000円、2013年度は申請27件、採択23件、交付金額41,860,000円である。

学内共同研究費については、学術研究助成基金研究費（奨励研究、共同研究）に対する採択状況は、2011年度においては、採択１件、交付金額500,000円である。特別研究・教育促進費に対する採択状況は、2011年度においては、採択２件、交付金額5,770,797円、2012年度は、採択１件、交付金額229,00円である。2011年度のみに交付された研究助成として、東日本大震災からの復興に関する研究の採択状況は、1件、交付金額450,000円である。

また、2012年度から新設された教育研究緊急支援経費の採択状況は、2012年度に関しては、採択１件、交付金額2,480,000円である。2013年度は、採択２件、交付金額は3,890,00円である。同様に新設された教育研究高度化促進費の採択状況は、2013年度において、採択２件、交付金額は7,589,000円である。

その他の外部資金としては複数年度の受託研究(2011年-2013年度)は、２件（委託元：国立大学法人東京工業大学、金額：8,190,000円）は、(委託元：国立大学法人神戸大学、30,427,000円）であった。単年度の受託研究(2013年度)、１件（委託元：国立大学法人東北大学、金額：3,000,000円）である。

その他に、2009年度から2013年度まで５カ年のプロジェクト期間となっている、ソシオネットワーク戦略研究機構のデータマイニング応用研究センターによる、「データマイニングのビジネス応用のための実践科学アプローチ」の交付金額は、228,000,000円である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

科学研究費助成補助金に関しては、採択件数、採択率が上昇していることから本学部における研究活動が評価されているといえよう。学内研究費に関しては、自己点検の対象となる期間に新設された研究助成が存在するため評価することが難しいが、新設された研究助成に採択されていることを考えれば、積極的に研究活動を展開しているだけでなく、その内容が評価されているといえよう。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

科学研究費助成補助金、学内研究費の採択率を上げるために申請数を増加させなければならない。申請数を増加させるには、研究費の告知を徹底すると同時に、分野を異にする研究者が研究において連携できる仕組みを考える必要がある。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

研究業績の数は、2011年度の一人当たり3.24件、2012年度の2.43件、2013年度の1.96件と、年々低下している。しかし、学会の報告の数は国内外合わせると年々増加していることを考えると、研究力が低下しているとは一概に断言できない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

前述の点検内容にあるように学会報告の数と研究業績の数を連動するような仕組みを検討しなければならない。そのための方策の一つは、多様な研究雑誌への投稿を促すことが考えられる。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国際交流を教員の派遣からみてみると、在外研究員制度により2011年度１名、2013年度３名を派遣している。個人研究費や科学研究費補助金等を利用して、海外での学会報告や調査研究を行う教員も毎年かなりの数に上る。2011年度は、延べ79回、2012年度、2013年度は、延べ90回にわたって国外出張し学術交流を図っている。受入れの側面でみてみると、本学部の招へい研究員の受入れ実績は、2011年度は３名、2012年度１名、2013年度は３名となっている。

学生についての国際交流は、学生の受入れと学生の送り出しとに分けられる。学生の受入れとして、本学部の私費留学生の数をみると、2012年度73名、2013年度78名、2014年度84名となっている。もっとも多いのは、中国、次いで韓国、そして台湾の順である。それ以外の国としては、2012年度については、ミャンマー、トルコ、アメリカが各１名、2013年度については、トルコとアメリカが各１名、2014年については、トルコとアメリカが各１名である。

学生の送り出しについては、派遣留学、認定留学、静宜大学特別留学プログラム、商学部留学プログラム、BLSP、海外語学セミナーの形態がある。

本学部では、認定留学制度に基づき2011年度16名、2012年度24名、2013年度17名、交換派遣留学制度に

基づき、2011年度～2013年度それぞれ１名の学生を送り出している。2011年度は遼寧大学へ、2012年度は、ヴィクトリア大学ウェリントン校へ、2013年度は漢陽大学へ送り出している。また、静宜大学特別留学プログラムによって、2011年度と2012年度に各１名を送り出している。

また、本学部では、文部科学省教育GP採択事業となった「英語に強いプロアクティブ・リーダーの育成」をめざす海外ビジネス英語プログラムを独自に展開している。１カ月コースに2011年度21名、2012年度13名、2013年度20名、１学期初級コース・中級コースに2011年度12名、2012年度３名、2013年度11名の学生をイギリスに送り出した。また、BLSP（ビジネスリーダー特別養成プログラム）として、2011年度42名、2012年度38名、2013年度33名の学生をアメリカに１週間程度送り出した。

更に海外語学セミナーとして、マンチェスター大学、カルガリー大学、トロント大学、ポートランド州立大学、サンティアゴ・デ・コンポステラ大学、高麗大学、アデレード大学、オークランド大学、サウスカロライナ大学等に各１か月程度、下の表に示した人数の学生を送り出した。

	2011	2012	2013
認定留学	16	24	17
派遣留学	1	1	1
静宜大学特別留学プログラム	1	1	0
商学部留学プログラム（１か月コース）	21	13	20
商学部留学プログラム（１学期コース）	12	3	11
BLSP	42	38	33
海外語学セミナー	27	37	30

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

教員の国際学術交流の回数、学部在籍の留学生の数、独自に展開しているビジネス英語プログラムに参加する学生の数は順調に伸長している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

海外派遣を円滑に進めるために、カリキュラムやクラス編成に工夫をすることで、学生の英語力の伸長に努める。ビジネス英語科目における能力別クラス策定は、その一環となっている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

2011年度から2013年度までの間で、学生の交換留学制度による受入れの該当者はいなかった。

検索

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

交換留学制度による受入れ、招へい研究員の受入れについて、広報活動の拡大により学部内の周知徹底を行う。また、予算の弾力的運用を図る。

検索

社 会 学 部

検索

第２編　社会学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 203

Ⅲ　教員・教員組織 …… 206

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 207

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈207〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈209〉

Ⅳ－３　教育方法〈210〉

Ⅳ－４　成果〈211〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 212

ⅩⅠ　研究活動 …… 215

ⅩⅡ　国際交流 …… 217

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部では、1967年の設立以来、「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。これらの教育理念と教育目標は、本学の教育理念「学の実化」を実践するための理念・目標として位置づけられるものであり、〈伝統と革新〉、〈専門性と学際性〉、〈理論と実証〉という三つのバランスを念頭においた教育・研究を実現していくことが、4専攻に共通する学部の基本的な姿勢となっている。

「学則」における教育研究上の目的には「社会学部は、社会学、心理学、メディア及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備えた有能な人材を育成することを目的とする」と示している。そして、人材養成の目的については、「現代社会の複雑な状況に対応し、問題解決を果たすことのできる創造的で活動的な人材の育成」、「問題に応じて新しい取組方を考え出し、実行できる柔軟な思考と実践力の持ち主を世に送り出すこと」を掲げている。

本学部の教育課程において、これらの理念・目的や教育目標を実現するためのカリキュラムを専攻毎に設置しているだけでなく、履修条件の設定によって他専攻の科目を履修する可能性を開き、学部の在籍学生が総体として学際的な視野をもてるよう設計している。また、4専攻全てが、実習科目を充実させるための努力を継続している。更に、各専攻で既存のカリキュラムから特定領域の実践的学習をプログラムとしてまとめ、2014年度には学部全体で13プログラムを開設している。本学部のこれまでの伝統を受け継ぎつつ、他方で新しい時代の要請に沿った制度へと絶えず改良を積み重ねることで、〈伝統と革新〉、〈専門性と学際性〉、〈理論と実証〉の調和の実現に努めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学部の理念・目的・教育目標は、本学全体の各種案内や刊行物における学部紹介、学部HPに明記されている。また、学部の理念・目的・教育目標を現実化するための学生の受入れ方針や教育課程の編成・実施方針、学位授与方針は大学HPにも掲載されている。学部HPでは、講演会をはじめとする各種イベント情報を掲載するとともに、学生・教員が交代で執筆するコラムによって、本学部の理念・目的の下での学習活動がリアルタイムで広報されている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

各専攻の教室会議は非公式な会議体であるが、自由闊達に意見交換がなされ、カリキュラム等の改善に向けての取組が行われている。このような専攻の取組は学部充実委員会（執行部と各専攻２名）で学部事項となり、学部の理念・目的・教育目標が教育活動を通して一定の成果を上げているかどうかを検証している。

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部の理念・目的は本学の教育理念に合致したものであり、また人材養成の目的は、学部の理念・目的に適合している。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学部の理念・目的は、大学案内や大学要覧、HP、履修ガイドブック等を通じ、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して広く開示しており、学内外に十分周知されている。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

多数のチャンネルを通して学部の理念・目的・教育目標を検証する機会が設けられており、そこから得られた結果については、学部執行部や専攻からの提案に基づき、学部充実委員会や教授会での議を経て改革・改善に結びつける仕組みが作られている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

学部の教育理念・目標達成の基盤となる組織として、教室会議、学部充実委員会、教授会の３組織における連携を、今後も円滑に機能させていく。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学部の教育理念・目標は、学部刊行物、Webコンテンツや履修ガイドブック等を通して、教員・学生へ周知されている。Webコンテンツは、記事の定期的アップ体制の確立等充実に努めているが、広く学部の教育・研究とその魅力を伝えるために、更に内容の完備を図る必要がある。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部では自己点検・評価報告書を発行し、本学部の自己点検活動の中で定期的な検証を行っている。更に検証を継続し、理念・目標の達成により効果的にフィードバックされるように、検証の質を向上していく必要がある。これまで続けてきた学部独自の自己点検は大学における自己点検の内容と対応した総合的な内容のものだが、より明確に改善に結びつく実効的なものとするために、トピックをしぼっての点検、外部からの評価の実施、等の方策の導入が検討されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

初年次教育を中心としたカリキュラム検討小委員会が学部長の下で2013年５月に設置され、基礎教育、外国語教育、情報処理教育、専門教育の体系的履修、履修ガイダンス・ガイドブック等について検討が行われた。これらを実現することが今後の課題である。また、本学部の理念・目的の下で、各専攻の教育改革をどのように進めるかも今後の課題である。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

専攻毎の人材養成の目的や、専攻間の違いや他学部の類似する学科・専修との違いについて受験生から質問を受けることがある。よくある質問に関しては学部HP等で解説しているが、更に充実した案内が必要である。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

その時々の重要課題が優先される場合がある。理念・目的・教育目標の妥当性や達成度について、より体系的に検討し、改善・改革に移していく仕組みづくりが求められる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

社会の変化、学生の変容と学部組織、教育システムのインターフェースをデザインするという、学部充実委員会の機能を更に高め、実効ある学部改革を牽引していくことが強く求められている。「学の実化」に即し学部の理念・目的を具体化するために、学部執行部が中心となり学部教育の目標とチェックリストを作成する作業を開始した。こうした作業を、各専攻を代表する学部充実委員会との協同の下で進めていく。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

抽象的な理念・目的を具体的な教育活動との関連で分かりやすく示すために、学部HP等の更なる充実が望まれる。専攻のコース制や学習内容については入学時のガイダンス資料等で紹介しているが、４専攻からなる学部の教育内容について、学部の理念・目的がどう具体化されているのか、広い読者に向けてHPでより分かりやすく伝えていく必要がある。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

学部充実委員会や自己点検・評価委員会等の既存の仕組みを活用しながら、検証と改革・改善が円滑に実行されるよう努める。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

専任教員の配置については四つの専攻間のバランスを図り、１専攻当りの専任教員定員数は15名（学部全体で60名）とし、年齢構成、性別等のバランスをとることを念頭に置き、公募人事を積極的に行っている。

教育及び人事に関する事項については、まず各専攻の会議において慎重に検討を行う。各専攻から出された意見・問題提起に基づき、教育関連事項については専攻からの代表者２名で構成される学部充実委員会において検討・調整され、人事関連事項については、人事委員会において検討・決定され、教授会での議を経て学部決定される。以上のように、本学部における個々の教員と専攻・学部または専攻と学部の連携体制及び責任の所在は、４専攻制を基礎として明確に定められている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

2014年度の専任教員は59名[教授42名（特別契約教授１名を含む)、准教授14名、助教３名]であり、「大学設置基準」上必要な教員数32名（内、教授16名）を上回っている。専任教員は社会学専攻に15名、心理学専攻に15名、メディア専攻に15名、社会システムデザイン専攻に14名が配置されており、専攻間のバランスは適正に保たれている。専任教員１人当たりの学生数は58.3人である。専任教員の平均年齢は51歳であり、61歳以上が11名（18.6%)、51～60歳が25名（42.3%)、41～50歳が10名（17.0%)、31～40歳が12名（20.4%)、26～30歳が１名（1.7%）である。女性の教員は13名（22.0%）である。外国籍をもつ専任教員は１名である。専任教員の平均担当時間数は教授が8.5時間、准教授が7.4時間、助教が7.7時間とそれぞれ責任時間を超えている。

授業科目と担当教員の適合性を含めて本学部の教育課程編成に関する事項は、各専攻での専攻会議での議論に基づいて学部充実委員会で検討され、教授会の議を経て決定されており、適切に運営されている。専門科目における専任の比率は、必修科目では社会学専攻100%、心理学専攻65.7%、メディア専攻74.0%、社会システムデザイン専攻98.0%であり（2014年度春学期)、心理学専攻とメディア専攻の比率がやや低いものの、中核的な科目のほとんどに専任教員が配置されている。選択科目においては各専攻とも半数以上の科目に専任教員が配置されており、本学部では主要な授業科目に専任教員が適切に配置されている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の任用・昇任の手続きは、本学の「教育職員選考規程」及び「社会学部人事委員会の設置及び運営に関する申し合わせ」に明文化され、これに基づいて適切に行われている。

教育職員の募集は、原則として退職教員の後任者を任用する際に行われている。募集・任用の手続きは、各年度始めに学部長が学部人事委員会において任用人事枠を確認し、当該専攻が専攻会議での検討を経て、学部人事委員会に任用予定者を推薦し、学部人事委員会での審査を経て、教授会で審議決定するという過程を経ている。募集は公募若しくは推薦によっているが、いずれの場合も当該専攻において慎重に検討し、最適な候補者を絞り込んで学部人事委員会に推薦している。学部人事委員会は、学部長・副学部長２名と各専攻から２名ずつ選出された８名の人事委員から構成され学部長が議長を務める。各専攻２名の人事委員は、毎年度第１回教授会において選挙により選出される。任用の際の人事審査については、当該専攻の人事委員、他専攻の人事委員、任用予定者と近い分野の教授会構成員という３名が審査委員を構成し、担

当科目との適合性を重視して履歴書・教育研究業績書及び研究業績そのもの（著書・論文等）に基づいて審査を行っている。また各専攻での候補者の審査にあたっては、模擬授業を課す等教育における適性についても十分な配慮がなされている。

昇任の手続きもほぼ同様である。助教５年で准教授、准教授７年で教授昇任の資格が生じるが、人事委員２名及び専門分野の近い委員の計３名からなる審査委員が厳正な業績審査をしており、自動的に昇任することはない。

非常勤講師の委嘱も、各専攻の推薦に基づき学部人事委員会での履歴書・研究業績書での審査を行い、教授会で決定している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部では、「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念の下で、教育目標である「理論研究と実証分析の調和」の達成を図るべく学位授与方針を明示している。これは、大学HPに学位授与方針として公表されており、その内容は以下のとおりである。

「理論研究と実証分析の調和」のためには、理論の的確な把握、データによる仮説検証、更には、周囲の人間や社会情勢に関する鋭い感受性、社会的現実の的確な観察と理論的知識に基づき行動する実践力も必要となる。本学部の教育課程では、こうした能力の訓練が、「専門性と学際性の調和」「伝統と革新の調和」において重要な、幅広い視点の下での理論の評価、グローバル社会における多様な価値観やものの見方に柔軟に対応しながら考える姿勢、伝統を新たな視点から再評価する柔軟な思考力、伝統への理解と洞察に基づきながら新しい社会問題に挑む行動力等と結びついて展開することが求められている。また、このような訓練を通じて、自らの考えを主張する表現力、立場の違いを超えて人間関係を展開できるコミュニケーション能力の獲得も図られている。学位授与は、以上の目的の下に構成された教育課程の習得と達成を確認したうえでなされる。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

大学HPに教育課程の編成・実施方針として公表されているように、本学部では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

専門科目のカリキュラムは専攻制（社会学専攻、心理学専攻、メディア専攻、及び社会システムデザイン専攻）を基盤に、各専攻とも１年次に基礎研究Ⅰ・Ⅱ、２年次に基礎演習Ⅰ・Ⅱ、３年次に専門演習Ⅰ・Ⅱ、４年次に卒業研究Ⅰ・Ⅱという少人数クラスを配している。これらの科目は、基礎研究Ⅰ・Ⅱにおける研究領域の導入的体験からはじまり、卒業研究Ⅰ・Ⅱにおける卒業研究完成にいたるまでの学部教育の柱となるものである。これらの少人数クラスでの科目では、参加型の授業を通じて、自ら調べ自分の

主張を発表する表現力、主張を事実に照らして批判的に吟味する能力、集団におけるコミュニケーション能力、人間や社会に対する感受性と問題意識等を、それぞれの専門分野に親しんでいき、卒業研究における自らの研究へと進むなかで身につけていく。これらの少人数クラスでの科目を柱に、各専攻の学問内容に応じた講義科目と実習科目を相互に関連させながら体系的に配置されている。

講義科目については、1 年次では各専攻ともに総論科目が置かれ、各専攻の学問分野の最先端の状況の紹介が幅広く行われる。ここでは、各領域の学問が社会問題やグローバル社会とどう関わるか等、それぞれの学問の現代的な意義にも焦点があたる。また、専攻によっては、共通教養科目における入門講義を 1 年次における必修科目として配置し、各専攻で基幹となる学問の入門的学習の機会としている。 2 年次以降の講義科目では、各専攻における学問的伝統と学問の現状を踏まえて、2 年次配当のより基礎となる科目から 3・4 年次のより発展したテーマを扱う科目まで配置され、段階をおい、学生の興味に対応した学習の機会が提供されている。更に、当該専攻の学問内容と関連の深い他専攻の科目の履修も認められており、本学部の 4 専攻が提供する学際的な視野の広がりの下に専門分野を学び、各分野で問題となる理論を幅広い視点の下で評価する能力をはぐくむことが可能になっている。また、企業と連携した講義も開講されており、社会的現実とどう関わるかの実践的視点から学問を学ぶ機会となっている。

実習科目は、専攻の専門の必要に応じて、調査や実験、フィールドワーク、現場での実践等、柱となる少人数クラスでの授業と卒業研究、講義との連携の下に実施されている。ここで学生は実践的な学習を通じて、データによる仮説検証や現場の問題に関わる能力等を身につけていく。講義で得た専門分野に関する知識や理論的理解と実習で身につけていく研究スキルが、柱となる少人数クラスの最終段階における卒業研究において総合され、その成果が確認される。

本学部の教育課程では、1 年次から 4 年次まで全学年を通じて必修科目として配置される少人数科目におけるきめ細かい指導を柱に、これと対応した講義科目と実習科目が両翼となり、卒業研究をゴールとして教育課程が構成されている。これを通じて、幅広い視点の下での理論の的確な把握とデータによる検証、人間や社会の多様性への感受性と実践力、伝統を踏まえつつ新たな試みを行う姿勢等、教育目標である「理論研究と実証分析の調和」と「専門性と学際性の調和」「伝統と革新の調和」の実現が図られている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

１年次の新入生ガイダンスから始め、履修指導を進めるなかで、周知を図っている。専攻毎に履修ガイドブックも作成され、主な内容については学部HPに公開されている。各専攻の履修ガイドブックでは、授業科目間の順序性や関連性、学生の関心や実践領域に応じた履修モデル等が、図表によって分かりやすく示されている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第 1 編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部では前述の理念と目的を実現するために、4 専攻（社会学、心理学、メディア、社会システムデザイン）共通のカリキュラム体系の枠組みが設けられている。ここでは、入門的・基礎的内容を修得した上で、専門性と関心に従って、段階的に、より高度な専門的内容を学習できるように専門科目が配置されている。また、社会的実践との関連での専門的知識とスキル習得を目的とした履修プログラムが各専攻で複数用意されており、学生の関心にあわせた専門科目の系統的な履修を容易にしている。

本学部の卒業所要単位は124単位である。専門教育課程には、社会学専攻では76科目154単位、心理学専攻では75科目154単位、メディア専攻では73科目153単位、社会システムデザイン専攻78科目156単位が配置されている。各専攻の専門科目は、必修科目と選択科目に分けられる。選択科目には、学際的な学習の便宜を図るために、自専攻科目以外にも他専攻科目が一部含まれる。

各専攻の学習・研究テーマ全体を学べる講義科目として総論科目、少人数クラスの演習科目として「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として配置し、それに加えて、社会学専攻では「基礎社会学Ⅰ・Ⅱ」、心理学専攻では「入門心理学Ⅰ・Ⅱ」をそれぞれ必修科目として配置している。また、各専攻とも実習科目を多数配置しており、心理学専攻では「初級心理学実験実習」「中級心理学実験実習」を必修科目として配置している。各科目は、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けており、必要に応じて科目履修の先修条件を設けることによって、専門領域を段階的に学べるような配慮も行っている。

各専攻には、複数の履修プログラムが設置されている。これは、各履修プログラムにおいて条件となる専門知識とスキル習得に必要な専門科目群を指定し、これらを履修した場合に、プログラム終了の認定を行う制度である。2014年度における各専攻の履修プログラムは以下のとおりである。

社会学専攻：社会調査実践学習プログラム、社会福祉実践学習プログラム

心理学専攻：実践臨床心理学プログラム、心理テスト実践学習プログラム、心理学データ解析実践学習プログラム、産業カウンセリングプログラム、キャリア教育実践学習プログラム

メディア専攻：ジャーナリスト養成プログラム、広告専門プログラム、音楽メディア研究プログラム

社会システムデザイン専攻：経済アナリストプログラム、マネジメント基礎プログラム、社会ネットワークデザインプログラム

心理学専攻では、本学臨床心理専門職大学院等への進学をめざす極めて優秀な学生を対象に、早期卒業（在学 3 年で卒業）を認める制度を2006年度新入生から導入している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

講義科目については、学生の幅広い学習意欲に対応すべくそれぞれの専攻において多彩な内容の科目を配置し、学生の学習意欲を高めるとともに様々な社会学的事象・問題に対応できる能力の育成を目的とした内容を提供している。実習科目については、フィールドワーク等の実践的な内容を取り入れ、学生の実証分析能力を高める内容を提供している。演習科目については、少人数クラス制で 1 年次生から 4 年次生までそれぞれに配置しており、1 、2 年次の演習では論文やレポートの読み方及び書き方、コンピュータの基本的な使い方、図書資料の活用法、プレゼンテーションに関する基礎的な能力の獲得等を目的に授業内容を編成している。 3 、4 年次の演習では、2 年間を同一教員のクラスに所属し、教員の指導にも特定

の研究テーマを設定し、教員及び他の学生とのディスカッション等を通じて、1・2年次での講義、実習、演習科目で修得した知識・能力をベースに特定のテーマに基づく研究を行い、4年間の学習の成果として、卒業レポートの作成を義務づけている。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学部の専門教育課程では、教育理念・目標の達成に向け、講義科目、実習科目及び演習科目を開設している。

講義科目では、大教室から小教室までほとんどの教室にプロジェクターが備え付けられており、パワーポイントでの教材提示や、映像の活用、SAによる授業補助等、教育支援の様々な方法を使い、教育効果を高める工夫を行っている。実習科目では、コンピュータ及び各実習の目的に応じた機材・機器を備え付けた教室で、TAによる授業補助も活用し、それぞれの実習の学習目的に応じた方法を用いて、教育効果を高めている。フィールドワークを行うこともある。演習科目では、少人数のクラスで個々の学生に対して細やかな指導を行える体制で授業を行っている。特に3・4年次の演習は、2年間同一の教員の下での学習指導を前提にしており、個々の学生の興味に応じた教育を行っている。

履修に関しては、1年間の履修単位の上限を設定しており、春学期22単位以内、秋学期22単位以内、合計44単位以内となっている。入学時には各専攻においてガイダンスを実施し履修ガイドを配付し、専攻における4年間の学習の道筋を提示し、3・4年では所属する演習の教員が個々の学生の研究テーマに応じた履修・学習指導を行っている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの内容と実際の授業との整合性については、授業評価アンケートにも当該項目が設定されており、適切に授業が展開されているかどうかの確認がなされている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価と単位認定は、実習・演習科目の場合は主に「平常試験（平常成績による評価）」によって総合的に到達度を評価し、講義科目の場合は「論文（レポート）による試験」の場合もあるが、主に「定期試験（筆記試験）」か「到達度の確認（筆記による学力確認）」によっている。2013年度の本学部の専門科目のうち「定期試験（筆記試験）」を実施したのは109科目、「到達度の確認（筆記による学力確認）」を実施したのは47科目であった。卒業研究レポートの評価は、研究に対する態度、知識、資料の収集や分析能力、データ解析能力、文章力、構成力、報告能力等を総合したものであり、在学期間を通しての教育効果評価の総括となっている。2008年度新入生からは、GPAによる評価も導入されている。

以上のように本学部では、科目の性質に対応した評価と単位認定をしている。各クラスの評価段階の割合に関する基準は設定していないが、専攻毎の評価段階の分布を図示化して学部で共有し、評価基準の調整のためのフィードバック情報として利用している。また、学生の成績及び履修科目は年2回保護者にも通知しており、保護者と協力して学生の勉学意欲を高めるとともに、保護者に対しても評価の適切性を公開している。

正規の教育課程以外の学習による単位認定については、当該学生の申請に基づき、学部執行部において、シラバス、提出物及び配付資料等を詳細に検討し、本学部のカリキュラムとの適合性に基づき単位認定案を作成し、教授会の審議・決定をへて、単位認定を適切に行っている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本学部では、全学的に実施している授業評価アンケート結果は、専攻会議を通じて学部充実委員会及び教授会にフィードバックされる。個々の学生または専攻の抱える問題点・課題点等について学部構成員全体で情報の共有化を図るシステムが構築されている。教授会という大人数での議論以前に、少人数で率直な議論を行い、各専攻間の意見を充実委員会で提示する。専攻の中での調整が必要な場合には、専攻の会議に持ち帰りそこでの議論が行われる。その結果を充実委員会に持ち帰ったり、教授会で提示したりすることになる。

2012年度からは、社会学部教育研修会を行っている。これは、原則として社会学部専任教員全員参加で教育内容・方法に関する研修を行うものである。これまでにとりあげられたテーマは、学部基礎教育、特別な配慮が必要な学生の理解と対応、教育の質保証、成績評価等である。学部基礎教育に関しては、1・2年次における少人数クラスである「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」と「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を通じて学生に文献検索、ノートテイキング、データ分析、作文、プレゼンテーション等の学習スキルについて、具体的に何を身につけて、3・4年次におけるゼミ（「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」）に進むことを期待するのか、本学部の専任教員にアンケートを行った。これは、1・2年次での少人数クラスにおける教育の指針とする資料だが、将来的には学習スキルのチェックリストとして入学時に学生に提示することも目的としている。

以上のように、本学部では各レベルにおける密な議論を通じてコミュニケーションが深化され、学部内の教育をはじめとする課題・問題点について、相互理解と学部全体での意思決定が行われている。例えば新設科目の開設等のカリキュラム改正、教育内容の改善等もその手続きに従って行うことによって、学部内での納得の下での意思決定が行われる。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、教育理念に応じた人材育成を目的として体系的な教育課程を編成し、学生の興味に応じて、講義、演習及び実習科目を有機的に学習できる環境を整備している。

特に3・4年次における演習科目を必修科目として配置し、4年次の卒業研究での卒業研究レポート作成を義務付けている。卒業研究の完成には、各研究テーマに応じての文献研究だけではなく、調査、統計処理等の実証分析も必要であり、3・4年次を通じた演習での指導を通じて、専門知識と研究スキル習得の上で成果を上げている。完成させた卒業研究レポートに関しては、その要旨を専攻毎に冊子として印刷し、卒業及びゼミガイダンスの際に配付し、卒業研究における達成の概要を広く閲覧に供している。

学位は、2013年度について見ると、卒業予定者856名中810名に授与されており、不合格者の割合は5.4%だった。また、本学部では、国家資格としての社会科と職業指導の中学校教諭一種普通免許状及び

地理歴史・公民・職業指導の高等学校教諭一種普通免許状、図書館司書資格等の他に、「社会調査士」、「認定心理士」、「心理学検定特１級・１級・２級」等学会の認定した資格を多くの学生が取得している。

就職等については、全学的にキャリアセンターが支援を行っているが、本学部では「卒業研究」が必修であることから、ゼミ担当者がきめ細かく個別の支援を実施している。2013年度（2014年３月卒業者）の就職率は95.6％（男性93.9％、女性96.5％）、進学率は2.7％（男性2.5％、女性2.8％）であった。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部では、教育理念である「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」と教育目標である「理論研究と実証分析の調和」に基づく教育課程の所定の基準及び学位授与方針を満たした者に対して卒業認定を行っている。卒業認定については、学位授与方針が学生にもあらかじめ明示された上で、卒業対象者全員について教授会で審議・決定しており、手続きは適切に行われている。

また、卒業には必修科目である卒業研究を修得していなければならず、そこで課される卒業研究レポートは一定の基準を満たしていなければ単位が認定されず、卒業できないシステムとなっている。卒業研究については、その要旨を公開することにより、学位審査の客観性の確保が図られている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」を教育理念として掲げ、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標とし、人間と社会に関わる幅広いテーマを扱う４専攻を設けて教育・研究を展開している。本学部が求めるのは、人間と社会に対して知的好奇心を持ち、社会現象に対する多様な評価や視点を許容する柔軟性を持って、主体的に学んでいく意欲を持つ学生である。本学部では、教育理念及び教育目標に基づく広範で多彩な講義科目、調査やフィールドワークを中心に実証分析を行う実験・実習科目、独創的・革新的な学問研究を促進する演習科目が開設されている。それらの学習を通じて、人間と社会に関する現象を科学的に分析し、理論的・実践的に学んでいく。そのためにはまず、高等学校の課程で、地理歴史及び公民の学習を通じて、我が国を含む世界各国・各地域の歴史的発展過程や生活・文化の地域的特色、並びに現代の社会における政治・経済の仕組みを理解していることが求められる。また、国語や外国語の学習により、的確な読解力と自らの考えを表現する能力を有することが、大いに期待される。更に、数学や理科等の学習によって、論理的思考に十分親しむとともに、日進月歩する科学技術に関する基本的知識を身につけておくことが望ましい。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の〇印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
社会	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○

本学部の学生募集及び入学者選抜の方法における特徴としては、特に「人間と社会に対して知的好奇心を持ち、社会現象に対する多様な評価や視点を許容する柔軟性を持って、主体的に学んでいく意欲を持つ学生」を受入れるために、次のような多様な募集・選抜方法を実施することで、多様なバックグラウンドを持つ人材をバランスよく受入れ、入学者の多様な能力の切磋琢磨からの相乗効果による教育効果の向上をも期待している。それらの入試種別としては、①基礎学力重視型として、一般入試・センター利用入試のほとんどの種別を、外国語、国語及び社会・数学の選択科目を含む文系３教科型とし、また、センター利用入試では、英語と国語、地歴、公民、数学、理科から２科目（ただし地歴または公民は必須）のセンター試験の成績のみで選抜する前期試験と、本学の英語学力検査にセンター試験の数学、理科から１教科で合否を判定する理系教科重視型入試と、国語、地歴、公民、数学、理科から２教科を選択する文系３科目型の入試を行っている。②一般入試以外のAO、SF、指定校推薦、パイロット校推薦等の各種推薦入試においては、多様な個性と高い学習意欲を重視する観点から、書類選考や面接をとりわけ重視している。③併設校からの入試では、入試成績と内申書成績との総合得点で合否査定を行っている。④編・転入試では、４専攻のうち心理学専攻のみは実習科目等の積み上げ型のカリキュラムのため２年次編・転入試、他の３専攻は３年次編・転入としている。

以上、前述の全ての入試査定においては、入学者選抜の透明性確保に関して、教授会で得点データや判定資料を示した上で説明がなされ、慎重な審議を経た上で最終的な合否が判定されている。また、入試種別毎の志願者数及び合格者数、競争率、合格最低点等については『進学ガイド』等で公表している。

また、⑤入試を行わない科目等履修生及び聴講生の受入れについては、規程に基づいて教授会で慎重審議した上で、妥当と認められる者を許可している。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
社会	792	若干名	3,096	－	3,442	9	1.11	－	854	810	870	908	129

本学部の「学則」に定める入学定員は、2009年度までは社会学専攻、心理学専攻、社会システムデザイン専攻の３専攻が各190名、そしてマス・コミュニケーション学専攻(当時)が200名の合計770名であったが、2010年度に４専攻とも各180名の合計720名に、2012年度に各専攻198人の合計792名となった。2014年度の本学部の収容定員は3,096名、在籍学生数は本学部全体で3,442名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.11である。専攻別では、社会学専攻が収容定員774名に対して在籍831名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.07)、心理学専攻が774名に対して864名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.12)、メディア専攻が774名に対して857名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.11)、社会システムデザイン専攻が774名に対して890名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.15）である。

また、入学定員に対する入学者の比率でみると、2012年度は1.11倍、2013年度は1.02倍とやや減少した

ものの、2014年度は、再び増加に転じ、一般及びセンター利用入試による入学者が514名、指定校制推薦入学（高大接続パイロット校推薦入学制度を含む）による入学者が231名、その他入試による入学者が109名、合計854名が入学し、入学定員792名に対する入学者の比率は1.08倍となっている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

毎年定期的に、学部執行部は、入試種別毎の入試データ及び在学生の成績データを基に、入試の検証と、細かな見直しを行っている。具体的には、指定校推薦入試については、応募実績、受験実績、指定校推薦入学者成績データ等に基づいて、指定校に対して必要に応じて警告を行い、問題点が多い場合は指定を取り消している。また、入試センターとの連携の下、新しい入試種別の採用の検討、学生の受入れ方針、定員の適切性等について、入試センター主事会での全学的な検討を踏まえ、学部執行部会、社会学部充実委員会で詳細に検討し、具体案を作成して、社会学部教授会で審議、議決して、年間を通しての入試業務の実施に当たっている。更に、課題によっては、学部長が諮問する形で、入試小委員会を招集して集中的な検討も行っている。

また、「社会学部自己点検・評価委員会」が常設委員会として設置されており、2 年毎に、全学自己点検・評価委員会と全く同じ点検項目について、点検と評価を行い、その結果を社会学部長に報告している。入試関係の項目はこの中で必須のものとして、報告書を刊行している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入学実績では、一般及びセンター利用入試による入学者が60.2%、推薦入学制度による入学者が27.0%、その他入試による入学者が12.8%となっており、入学者受入れ方針に基づく多様な入試制度の主旨に沿った形でバランスのよい学生募集・選抜が行われている。入試種別の採択は、中期行動計画における「アドミッションポリシーに基づく入試制度の改革」を一歩一歩着実に具現化して行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度の入学定員に対する入学者比率は1.11倍、そして2013年度が1.02倍、2014年度は1.08倍となっており、2012年度入試からの定員増及び、入試種別毎の定員見直しと合否査定の精度を高めた結果入学者比率が適正化している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試結果及び入学者の状況については、次年度案の策定及び合否査定に向けて、学部執行部、学部充実委員会及び教授会で遺漏なく検討を継続してきており、2014年度でも入学定員に対する入学者比率は適正に保たれている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

各種入試におけるより効果的な入学者選抜のための評価方法について、更なる検討を行う。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

各種入試の募集定員の見直し及び合否査定の精度を高めることにより、更に収容定員に対する在籍学生数の比率の改善を図る。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試結果及び入学者状況の調査を通じて、適切な定員管理のための検証を積み重ね、学生募集及び入学者選抜にフィードバックさせていく。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学部では教員の研究発表の場として『社会学部紀要』を編集しており、2013年度は45巻１～２号を刊行（収録論文は12件）した。また、大学の学術情報データベースに登録された研究業績数は、2013年度は、著書５、論文19、学会発表５、その他６、計35件となっている。本学部の専任教員は各分野の専門学会や学際的な学会（日本マスコミュニケーション学会等）に所属し、幅広い研究活動を行い、それらは学部の理念・目的を達成するものとなっている。2013年度の学会発表を含む学会活動等への参加状況は、国外27件及び国内115件であり、国内学会等への参加は教員一人当たり約２件と積極的に行われている。また2013年度に社会学部専任教員が本学で開催した学会・シンポジウムは５件である。学術データベースへの登録によれば、本学部の専任教員の内17名が延べ39の学会で会長、常任理事、常務理事、理事、評議員、編集委員等の役員を歴任し、学会活動への貢献も大きい。

研究条件の整備状況であるが、2013年度における本学部の専任教員に支給された個人研究費総額は28,120,361円であり、教員一人当たりの執行率は95.1％で、個人研究費が積極的に活用されていることがわかる。また、学内の共同研究費として、研究拠点形成支援経費、若手研究者育成経費、教育研究高度化促進費、教育研究緊急支援経費が設けられており、本学部では2013年度において２件の学内共同研究費を利用した研究活動・教育が行われている。2013年度の学外からの研究費獲得の実績は、科学研究費補助金が25,870,000円、その他学外研究費が4,950,000円であり、合計30,820,000円となる。科学研究費補助金には2013年度26件の申請があり、採択件数18件（採択率69.2％）である。2009～10年度の採択率は60％台で推移していたが、2011年度以降は70％前後の高い採択率となっている。

2013年度において、個人研究費に在外研究旅費、研修出張旅費、国内研究員研究費、研修員研修費を加えた経常研究費（基盤的研究資金）は、社会学部研究費総額の54.0％を占め、これに学内共同研究費を合

わせると、学内研究費が57.8%となる。一方、科学研究補助金は35.4%であり、経常研究費（基盤的研究資金）の占める割合は比較的高いものとなっている。研究論文・研究成果の公表を支援するものとして、3 種類の科学研究費申請奨励研究費が設けられている。また、専任教員の研究成果の情報発信については、学術情報データベースを設けて公開する仕組みがとられている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

本学部専任教員の研究活動は、学内外で活発に行われていると言える。国外での学会活動への参加に見られるように、国際的な共同研究も行われている。研究環境については、個人研究費が積極的に活用されている。また、科学研究補助金の採択数及び採択率の増加からも、研究活動が活発化していることを見て取れる。研究成果の発表については、関西大学学術リポジトリや学術情報データベース等が用意されている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

研究活動に関しては、学内外活動の更なる充実はもちろんのこと、国際連携の強化を図る必要がある。研究発表に関しては、学術情報データベース機能の充実化、登録・更新の簡易化が必要である。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

学術情報データベースへの登録・更新が十分でないために、実際の研究成果を反映しておらず、研究成果の発信の弱さに繋がっている。この件では教員の作業負担の重さも指摘される。国際連携においては、教員個人に負うところが多い。学外の競争的研究資金の獲得は、まだ十分とは言えない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

研究成果の発信に関して、現状のシステムが進化し、より効果的に行われる必要がある。教員の国際連携を促進するために、有効な施策を講じる必要がある。学外の競争的研究資金の獲得にむけて、より積極的な参加が必要である。全体として、教員の研究活動以外の負担を低減する必要がある。

XII　国際交流

【1】現状の説明

[1] 国際交流（国際的な教育研究交流）

本学に設けられた留学制度のうち、本学部「交換派遣留学」、「認定留学」、「特別留学プログラム」を利用して、学生を海外に送り出している。本学部学生の派遣留学は、2011年度は１名、2012年度は０名、2013年は３名であった。「認定留学」での留学は、2011年度は春１名、秋１名、通年０名から、2012年度は春２名、秋７名、通年５名の計14名へ大幅に増加し、2013年度は春10名、秋10名、通年２名の計22名が、アメリカやオーストラリア、カナダ等の英語圏に留学した。また2013年度に静宜大学への「特別留学プログラム」に３名が参加している。夏期、春期の語学セミナーには、本学部からは2013年度男子13名、女子33名の計46名が参加しており、年々増加が見られる。更に留学を理由として休学していた者は2012年度に27名、2013年度に23名におり、個人で休暇期間に短期語学研修に出かけたり、休学して留学したりする学生も増えていると考えられる。留学生の受入れは、2011年度は43名、2012年度は37名、2013年度29名おり、2013年度の内訳は、中国21名、韓国７名、台湾１名である。近年では演習クラス等の単位で国外の研修旅行を行うケースも増えており、2013年はのべ３ゼミが国外研修を行った。

教員の国際研究交流については、本学部教員の海外派遣は、2011年度には短期１名、長期（１年間）２名であり、2012年度は短期０名、長期１名、2013年度は短期２名、長期１名であった。一方、招へい研究員制度による国外からの研究者の受入れは、2011年度０名、2012年度０名、2013年度１名となっていた。招へい期間は最長３ヵ月で、招へいされた研究者は、学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行うとともに、本学部の教員とは研究会・セミナー等を開催して研究交流を行っている。

教員の国際研究交流については、本学部教員の国際学術研究交流による海外派遣は、2011年度は、短期27名（内、継続１名）、長期１名、2012年度は短期22名、2013年度は短期34名、長期３名（内、継続２名）、受入れが2011年度２名、2012年度０名、2013年度は１名である。また、協定大学へ2013年度に１名が派遣研究者として研究に従事した。「外国からの研究員に関する内規」に基づき2011年度に１名、国外からの研究者を受入れ、研究内容に関連する講演会を行うとともに、本学部の教員との研究会・セミナー等を開催して研究交流を行っている。

学生が国際的な視野を涵養するための教育プログラムも充実してきている。各専攻が開講する「外国文献購読」に加え、2004年度に「国際経済システム」（社会システムデザイン専攻）、2006年度に「国際コミュニケーション論」（メディア専攻）、2009年度に「国際社会学」（社会学専攻）及び「国際開発システム論」（社会システムデザイン専攻）が新設された。

2013年度、国外の学会活動等への参加は27件あった。国外での学会発表を継続的に行っている教員や国際学会で理事を務める教員、在外研究等を機として国際的な共同研究を行っている教員もいて、教員個人レベルでの国際連携も行われている。

検索

政策創造学部

検索

第２編　政策創造学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 221

Ⅲ　教員・教員組織 …… 222

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 224

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈224〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈226〉

Ⅳ－３　教育方法〈229〉

Ⅳ－４　成果〈232〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 234

ⅩⅠ　研究活動 …… 237

ⅩⅡ　国際交流 …… 238

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

旧制大学令による大学昇格に際して本学総理事に就任した山岡順太郎が提唱した「学の実化」という学是は、建学以来絶えることなく継承され、時代毎の変化を乗り切る際の指針として本学において参照し続けられている。2007年４月に新設された本学部も、この指針に則って設立され運営された。「学の実化」の根幹をなす思想、即ち「学理と実際との調和」こそ、設立にあたって本学部が研究教育上の目標として採用したものであった。

本学部設置にあたって執筆された趣意書の冒頭では、「政策創造学部は、多くの困難に直面し、解決策を模索している多様な「場」において、地球的視野と規模で思考し、そこで何が問題となっており、何が対立しているのかなどを的確に見抜く力、自らの主体的選択として具体的な解決策を提示し、問題処理能力を発揮し、積極的に行動する人材――すなわち、あらゆる分野で既存の枠組みにとらわれない問題発見、分析、処理、そして解決と行動力を備えた人材（政策を創造しうる人材）を育成することを目的とする」として、学部のめざす方向がうたわれている。即ち、日々新たに生起する諸問題を眼前に据えて、それらを解決するための知識と技能を磨き上げ、現実社会において機能しうる政策立案能力を開発していくことが、本学部の目的として設定されている。これは、山岡の唱えた「学の実化」の精神を現代社会において実現していこうという意思の表れとなっている。

上記の設置趣意書にはまた、「地球的視野と規模での思考」や「グローバル社会において活躍できる人材」の育成が、本学部の達成すべき目的として強調されている。それに従って本学部のカリキュラムは、国際的視野を育成するための科目が配置され、英語を中心とする語学教育の重要性が極めて強く意識される形でデザインされている。これもまた、山岡が「学の実化」の中で訴えた「国際的精神の涵養」並びに「外国語学習の必要」を現代社会の中で実現していこうとする本学部の姿勢の表れとなっている。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部の理念・目的は、多分野横断、多領域融合型の教育を可能とし、新システムの導入及び新規取組の展開によって、絶えず組織の改善・改革を図ることに寄与している。

現在は、俊敏な変化対応型組織として機能しているが、今後とも理念・目的の達成については、教育・研究活動を実施するために必要な組織及びシステムの構築要件を整備することが重要である。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部では、数年毎にカリキュラム改革を行う中で、学部の理念・目的を参照しつつ、新しいシステムを構築する作業を行っている。こうした作業を通じて、学部の理念並びに目的の定期的な確認が行われている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

学部独自の潜在的可能性を高めるために、国際教育プログラムや政策公務プログラムをはじめとする種々の人材養成プログラム等を構築し、特色ある専門家の育成及び輩出のための教育・研究システムをカリキュラムの中に組み込むことを検討していく。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

今後もカリキュラム改革を進める中で、目的と理念に従いながら、学部の特色をより明確にし、有効な教育システムの構築に積極的に取り組むよう努める。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部は政策学科、国際アジア法政策学科から構成されている。政策学科には、国際・アジア専修、政治・政策専修、地域・行政専修、組織・経営専修の４専修を置いている。それぞれの学科及び各専修は、法律・政治・経済・経営の各分野と密接に関係しており、これら４分野の教員を中心として学部は運営されている。それぞれの専任教員は専門性を有した学問分野を持っており、当該分野から高い研究成果を出していくことが求められている。

教員の任用については、本学部の教育目的の達成及び研究の充実を図るために、教育研究領域の現在と将来のバランスを考慮して行われている。求める教員像としては、どの分野においても、大学院において講義が担当可能であることや、日本語で講義・演習、論文指導ができることである。また、学部における教員の年齢層のバランスについても、新規任用を考える上で考慮の対象となっている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

専任教員は25名であり、学科別には政策学科17名、国際アジア法政策学科８名で、学部の意思決定機関である教授会の構成員となっている。専任教員は、それぞれ専門科目における主要な選択科目を担当している。選択科目は時代のニーズにこたえる最先端の総合政策学を反映したものであり、国際化や高度情報化、高齢化等、現代的な諸問題を対象としている。現代社会においては、国際関係や政治、経済、法律、地域、環境等、あらゆる分野で解決の困難な問題が山積している。このような問題の解決をめざすことが可能な科目を本学部生に提供しているといえる。加えて、2014年度においては、２名の特任教員が在籍している。専門科目における専任教員の授業担当比率は、2012年度：春学期55.4％・秋学期53.3％、2013年度：春学期59.8％・秋学期46.7％、2014年度：春学期58.7％・秋学期47.8％である。

次に、学生数との対比を見ると、専任教員は１名当たり62.9名（政策学科82.1名、国際アジア法政策学科22.0名）という多数の学生を教育している。しかし、少人数の演習系科目、実習科目において個別指導の場を設けており、個々の学生に対応した教育ができる仕組みが整えられている。

専任教員１人当たりの学部授業の週単位時間数は、教授が最高19.0時間、平均10.8時間、准教授が最高9.0時間、平均7.4時間を担当している。責任時間数が教授８時間、准教授・助教が６時間（助教については４時間に減免することができるものとする）であることを考えると、担当時間が多いことは否めない。

専任教員の年齢構成については、61歳以上が５名、51～60歳が５名、41～50歳が７名、31～40歳が８名であり、教員の年齢に概ね偏りは見られない。

専任教員における女性の占める割合については、全25名のうち４名が女性教員であり、全体の16.0％である。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の募集・任用・昇任についての審査の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」に従って行われている。募集手続きは、学部長による学部人事委員会への諮問及び同委員会の審議を経て、教授会で決定される。教員募集は公募若しくは推薦によっている。専任教員として相応しい人材は、研究能力に優れていることももちろん重視するが、教育者としての資質や適性という面での評価も重要である。審査そのものは、履歴書、研究業績書、研究業績を対象とするが、とりわけ研究業績を重視している。

本学の「教育職員選考規程」の定めにより、助教５年または専任講師３年で准教授、准教授７年で教授昇任の資格が生じるが、研究業績について厳格な条件を付しており、自動的に昇任がなされることはない。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

教員の資質の向上を図るため当学部では、FD研究会を設置して、FD活動を基盤に組織的な取組を行っている。また、非常勤教員をも含めたFD研究会を毎年に複数回開催し、教育方法や評価基準等についての意見交換を行っている。FD研究会は、自発的・自立的FDフォーラムであり、その議論を通して、教育方法及び成績評価等に関する共通のコンセンサスが醸成されることを目的としている。このように、FD研究会等を通じて教員の自主的な教育・研究活動の推進を図るとともに、そこでの議論の成果については、随時学部カリキュラムに反映させるようにしている。なお、FD研究会は、2012年度４回、2013年度４回、2014年度春学期２回開催しており、参加者は合計で、2012年度60人（内、専任教員延べ58人）、2013年度67人（内、専任教員延べ58人）、2014年度春学期35人（内、専任教員26人）であった。

更に、本学部では『政策創造研究』編集委員会を組織し、教員の研究の公表に取り組んでいる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部のカリキュラムの特色に沿った主要教員が配置されている。このことにより、法律学、政治学、経済学、経営学、国際関係論等、社会科学諸分野を教育しうるバランスのとれたファカルティ構成が実現され、現代社会における諸問題について「幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下す能力」をもった学生を育成してゆくという本学部の目的を達成する環境が整えられている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

今後も、本学部のカリキュラムの特色に沿った教員構成を堅持していく。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部では、「国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶことによって、現代社会の諸問題を、発見する力、解決の方法を見い出す力及びそれを実行・実現する力を養うことを目標とする」という教育目標に基づき、学位授与方針を、「新たな時代的変化を見据え、確固たる学術的素養のもとに地球規模の思考力、行動力を持ち、豊かな地球市民社会を創造できる人材の育成を目的としている。卒業時には、現代社会における多様な問題を総合的、学術的に把握、考察し、課題と解決策を見いだす能力、それを実行・実現する力を学生全員が修得していることが本学部のディプロマポリシーである。すなわち幅広くかつ専門分野での学問的修練、そして多面的な社会的実践と謙虚な自省のうえに、変化する社会を担いうる強靭な人材を育成するものである。これによって、卒業生が国際社会のみならず、地域社会における公・民の様々な組織などで活躍することを期待している」と定めている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、前項で示した教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

「国際関係、法律、政治、経済、経営戦略、社会学などの社会科学諸分野を中心とし、それらを横断しつつ段階的に学ぶことができるようなカリキュラムを提供している。それによって、社会における公的な問題を発見し、地球的な視野からその解決策について考え、それを何らかの形で実行できるような能力を持った人材を育成することを目的とする。政策学科では、「国際・アジア」「政治・政策」「地域・行政」「組織・経営」の４つの専修を設けており、国際・アジア専修では国際関係論や外交、国際経済学など、政治・政策専修では政治学や公共政策分析、地域・行政専修では行政法や地方自治、社会学など、組織・経営専修では法律学と組織分析、経営学などに関わる科目を中心に配置して、学際性を保ちつつ専門性をも重視したカリキュラムを策定している。国際アジア法政策学科では、法律学に関係する科目を中心に配置し、特に欧米やアジアの法律を学ぶ外国法科目を重視したカリキュラムを策定している。また、両学科を通じて、導入科目をはじめとした少人数教育の徹底を重視している。」（なお、「国際・アジア専修」については、国際アジア法政策学科の開設に伴って、2015年度より「国際政治経済専修」へと名称変更することを決定している）。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

教育目標については、大学要覧末に掲載されている学則内に明記されている。これについては、毎年新

入生を対象とした学部ガイダンスにおいて学生に向けた周知を図っている。教職員に向けては、毎年改訂される大学要覧の配付をもって、周知を行っている。学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針については、それぞれ学部HP等において広く社会へ公表している。その内容については、毎年度教授会において修正や変更を議論する機会を設けており、そのプロセスを通じて周知を図っている。

毎年入学時に実施している学生アンケート調査の、「授業の履修にあたり、教職員からの卒業要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」という質問項目に対して、「理解できた」あるいは「ほぼ理解できた」と回答した本学部学生の割合は、2012年度57.9%、2013年度66.0%、2014年度60.9%となっており、入学直後の新入生に限定して言えば、6割程度の学生がこれらを理解していると回答している。

なお、学位授与状況についてみれば、2011年度325名、2012年度366名、2013年度335名（いずれも9月卒業を含む）に学位が授与されている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、毎年度教授会において修正や変更を議論する機会を設けてその適切性について検証している。また、カリキュラムの見直しを行う際にはこれらを参照し、学部執行部会並びに教授会において、両者の間の整合性を維持するように留意している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

毎年入学時に実施している学生アンケート調査の、「授業の履修にあたり、教職員からの卒業要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」という質問項目に対して、「理解できた」あるいは「ほぼ理解できた」と回答した本学部学生の割合は、2012年度57.9%、2013年度66.0%、2014年度60.9%となっており、入学直後の新入生に限定して言えば、6割程度の学生がこれらを理解していると回答しているが、この数値は全学平均に比べて低い。年度によっては10ポイント以上低い回答結果が出ているため、学生の理解度の向上が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

説明に際して、教育目標ならび学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を印刷した資料を配付し、口頭で説明するとともに、カリキュラムや履修方法については、図を使ったわかりやすい資料を準備することで学生の理解度の向上を計りたい。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

専門科目は、国際関係、法律学、政治学、経済学、経営学等の社会科学の諸分野について、導入科目・基幹科目・展開科目の３段階に分けて開設している。また、政策学科においては、「国際・アジア」「政治・政策」「地域・行政」「組織・経営」の四つの専修を設けることにより、社会諸科学を系統的に学びうることにも配慮している（なお、「国際・アジア専修」については、国際アジア法政策学科の開設に伴って、2015年度より「国際政治経済専修」へ名称変更することを決定している）。更に、「政策公務ユニット」「グローバル・スタディーズ・ユニット」の履修ユニットを設けることにより、学際的かつ横断的に社会科学を学びうるようになっている。履修ユニットの科目を履修し、所定の単位を修得した場合には、成績証明書にその旨を記載している。

専門科目の開設数は、2012年度122科目（データ分析４、導入13、基幹25、展開80）、2013年度141科目（データ分析４、導入14、基幹27、展開96）、2014年度137科目（データ分析４、導入14、基幹26、展開93）である。学部専門科目のうち多人数形式の講義科目においては、履修者数を200人以下にするものとしている。300人を超える履修者が見込まれる場合には、同一講義科目につき２クラス開講を行っている。専門科目における専任教員の授業担当比率は、2012年度：春学期55.4％・秋学期53.3％、2013年度：春学期59.8％・秋学期46.7％、2014年度：春学期58.7％・秋学期47.8％である。なお、開設授業科目総数は、2012年度：全学共通207・外国語108・専門教育122、2013年度：共通教養189・外国語104・専門教育141、2014年度：共通教養252・外国語104・専門教育137となっている。なお、本学部では必修科目は設けていない。

１年次には「導入ゼミⅠ・Ⅱ」が、２年次には「専門導入ゼミⅠ・Ⅱ」が配置され、社会科学における基礎的素養・作法を修得させる教育が少人数で行われており、専門教育へのスムースな移行を図っている。更に、「導入ゼミⅡ」「専門導入ゼミⅠ・Ⅱ」においては、それぞれ、「国際教育」「政策・公務」「複合領域」の三つのテーマでクラスを編成しており、講義科目における導入科目・基幹科目・展開科目と関連させながら履修を選択できるように配慮している。

履修に際しては、カリキュラム体系表を整備し、学生が系統的に配当科目を履修することができるように配慮している。

各学科・専修共通で卒業所要単位は124単位であり、共通教養科目10単位以上（自己形成科目群から８単位以上）、外国語科目16単位以上、専門科目74単位以上及び専修関連科目24単位以上が必要である。共通教養科目は、全学の方針に則り、広い視野から学ぶことにより総合知の獲得をめざすものである。外国語科目には、幅広い国際化に対応するために、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つがある。外国語科目については、16単位全てを英語で履修するAパターン、英語と第２選択外国語を８単位ずつ履修するBパターン、そして英語４単位とドイツ語あるいはフランス語を12単位履修するCパターンの三つの履修パターンを用意している。

専門科目は、データ分析科目２単位以上、導入科目16単位以上、基幹科目32単位以上、展開科目24単位以上、専修関連科目（専門関連科目）24単位以上となっている。情報処理技能の習得と演習を重視するとともに、法律学、政治学、経済学、経営学等に関する科目を基幹科目と展開科目にバランスよく配置することで、学則に定められた学部の目的である「国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶこと」を達成し、政策研究に必要となる知識を習得できるよう工夫されている。更に、実務家による科目も開講されている。なお、卒業論文の作成は、可視的な到達目標として課している。

また、全ての学部専門科目において、シラバス上で15週にわたる授業計画、到達目標及び成績評価の方法・基準を明らかにするとともに、きめ細かな評価及びフィードバックを可能とするために、複数回の確認テストないしレポート提出に基づく平常評価を標準的評価方法として採用している。もっとも、十分なスペースのある教室数の不足という物理的制約から、平常時評価をとりえない専門科目が若干数発生し、それらの科目については16週目に定期試験を行っている。

カリキュラムの編成については、毎年度、副学部長と教学主任からなる教務打ち合わせ会議において改革改善を検討しており、その内容はさらに執行部会並びに教授会において議論され具体化される。更に随時必要に応じて学部内に検討委員会を設けることにしており、2013年度には初年次教育についての検討委員会が設けられている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

初年次教育については、春学期に「導入ゼミⅠ」、秋学期に「導入ゼミⅡ」が配置され、研究方法や社会科学分野の基礎を身につけさせる教育が少人数で行われている。「導入ゼミⅡ」においては、「国際教育」「政策・公務」「複合領域」の三つのテーマでクラスを編成しており、これにより、上位年次における専門教育へのスムースな移行が可能となるようにカリキュラムを設定している。また、少人数形式をとることにより、担当者が人間性の発達と倫理観の涵養をも考慮した教育が行えるようになっている。また、初年時に導入科目群を設け、政策研究の基礎となる法律学、国際関係論、政治学、経済学・経営学についての基本を学びうるようにしている。導入科目には各分野がバランスよく配置され、特定分野についての専門的な学習を進めるとともに、必要な隣接分野についても学ぶことができるようになっている。更に、学際性を重視しつつ専門性を高める教育を行うという、学部目標の達成を図るべく、本学部の中期行動計画「政策公務セミナーの実施による学生支援体制の一層の充実」に基づき、政策公務セミナーを実施する等している。なお、導入科目は、全科目において複数クラス開講を実施しており、１クラスの規模を小さくすることで初年次生の学習環境の向上を計っている。

高大連携の取組については、推薦入学を含めたいわゆるアラカルト入試の合格者に対する入学前教育を実施している。法律、政治、経済の各分野から選定した基本的なテキストを学習させ、入学前に実施するスクーリングにおいてその理解度をチェックしている。

また、一部の併設校に対しては、平日５限に配当されている科目の履修を認めている。

本学部では在学中に学生が自発的に中長期海外留学を行うことを推奨している。その動機付けのために、学部では毎年初年次生を主たる対象として、夏期と春期の長期休暇中に海外英語研修プログラムを実施している。また、2014年度からは、展開科目として英語での講義科目「国際公共政策」を開講している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

学部専門科目においては、開設授業科目数が合理的必要数の範囲に抑えられているため、導入科目・基幹科目において、各分野の基本的・必須的科目を十二分に修得することが可能となっており、社会科学諸分野の横断的学習という目的が満たされている。続く展開科目においては、導入科目・基幹科目において修得した基礎的知識の上に立って、各人の関心に応じた発展的学習・研究を行うことで専門性を追求することが可能となっている。

学部専門科目のうち多人数形式の講義科目において300人を超える履修者が見込まれる場合には、同一講義科目につき２クラス開講を行っているが、これにより学生の受講環境は大きく改善された。本学部の専門科目においては、私語はほとんど見られなくなっており、学生が講義に集中する環境が提供されている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

初年次教育においては、「導入ゼミⅠ」では１クラス15名、「導入ゼミⅡ」では１クラス18名の少人数クラスを設け、講義科目も同一科目を複数開講する等して１クラスの受講者を少なく抑えている。これにより、入学直後の学生が大学での学習カリキュラム並びに生活へと混乱なく移行しうる環境が提供されるようになった。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

今後とも、数年毎に実施するカリキュラム改革において、現在実現している適正なレベルの科目数の管理並びに良好な受講環境の実現を維持してゆく。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

今後とも、本学部が掲げている少人数教育の実現を維持してゆく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

カリキュラムそのものは体系的に編成されているが、学生の履修の実態が必ずしも体系的に行われているとは言えない側面がある。具体的には、講義系の科目と演習系の科目の履修に際して、両者が有機的に関係するように履修しようとする意識が弱い。その結果、その時々で関心のある科目がランダムに選択される傾向がある。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本学部では、国際的に活躍しうる学生の育成を目的としており、そのための基礎的能力としての語学力の強化を計っている。特に、その中心となっているプロフェッショナル英語プログラムでは、1・2年次のみではなく、それ以降も上級クラスを設けて４年間を通した語学力の育成を計っているが、その意図が必ずしも学生全体に伝わっていない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

学生が科目履修登録を行う際に、4年間のスパンでどういった方向での知見を確立していくかという点について意識できる仕組みを作る必要がある。このため、現行の講義系科目の履修ガイドラインであるユニット制度に合わせて、「導入ゼミⅡ」並びに「専門導入ゼミⅠ・Ⅱ」において現行設置されている「国際教育」「政策・公務」「複合領域」の三つのテーマを、「グローバル・スタディーズ・コース」「政策・公務コース」「地域・政策コース」と改組し、更に現行の「プロフェッショナル・リーディング」を「グローバル・スタディーズ・セミナー」と改称する予定である。更に履修ガイダンスにおいて、科目間の連関についての意識を喚起していく。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

3・4年次におけるプロフェッショナル英語のアドバンスト・コースの内容を学生により明確に把握できる形に改組する。具体的には、卒業後の進路を想定しながら、語学力に裏づけられた国際性を磨いていくコース編成を実現する。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

専門科目は、選択科目群からの選択必修科目となっている。したがって、学生が科目を選択科目群から自由に選択してカリキュラムを自己設計することができる。他方、政策学科では4専修を設けて、専修毎に定められた一定の科目群からの履修を促すことにより、教育における専門性を確保する工夫がなされている。年間の履修単位数は、両学科とも48単位が上限であり、各学期25単位が上限である。

同時に、カリキュラム全体について、教員と学生相互間の対話を通じ、学生に分かりやすい講義を実施するとともに、学部教育に相応しい高度な教育の質を担保すべく、教授会終了後に行われるFD研究会を通じて、意識的な取組がなされている。

これにより、後述の平常時評価を通じた緻密な成績評価とともに、秀の割合や合格率の平均化、1年次～2年次生が受講するゼミ科目について標準となる成績基準を良に設定する等、厳密な成績評価を実施している。これらに加え、社会連携にも力をいれている。具体的には、企業、地方自治体等の様々な団体や機関の外部講師による学生に対する講演の機会が多く設けられている。

各科目に目を移せば、まず演習系科目において1年次から4年次まで一貫して少人数ゼミを提供している。各ゼミとも規模は15人から20人が上限となっており、ここではグループワークを活用した問題発見・解決型を基礎とした教育が実施されている。

また、「国際公共政策」や「英語で議論する社会科学Ⅰ」といった講義系科目では、10名前後の小規模クラスにおいて英語による授業がなされており、密度の高い効果的な英語教育を学生に提供している。

その一方で、大規模授業であってもTAの活用により対話型の教育を実施しようと試みている。例えば「国際アジア比較法政策論」ではTAを5名程度配置し、教員と学生との橋渡し的な役割を与えている。更

に、CEAS等のメディアを用いて、学生との間の双方向のコミュニケーションを確保しようとする講義も行われている。また、本学部においては、成績評価を複数の基準で行うことを定めているため、全ての講義において複数回のテストやレポートないしミニッツペーパーの提出、あるいはグループ発表が行われている。これらへの評価・解説あるいは回答等を通じても授業の双方向性が確保されるように配慮されている。ただし、2014年に行われた学生アンケート（学部卒業生対象）においては、16%の学生が「一方的な授業なので気楽に出席できた」項目を選択している。

授業の改善に向けて学生の意見を聴取する機会は、制度としては、全学で行われている授業評価アンケートのみであるが、科目によっては、上記のレポートやミニッツペーパーの提出に際して、授業への要望も聴取している。また、学部としては、執行部と成績優秀者との懇談会を設け、学生の意見を聴取するように配慮している。

教育効果の評価方法については、平常時評価を標準的な成績評価方法として採用している。これは、定期試験時の一回限りの評価ではなく、講義中に実施する中間テストや小テスト、課題によるレポートによって、成績評価するものである。もっとも、教室の物理的制約により16週目に定期試験を実施しているものが若干数ある。各科目の教育目標及び成績評価基準については、シラバスに記載され、学生には周知されている。

教育方法とその効果については、年に５回程度、教員によるFD研究会を開催し（非常勤教員も参加）、ゼミ等において各教員が試みた教育方法とその効果についての議論を行っている。また、授業毎の秀・優・良・可・不可の割合を示した一覧表を作成した上で、FD研究会においてこれを回覧し、議論の素材とするとともに、成績評価の厳正化、平準化を図っている。

新入生に対する履修指導、個別の相談、ガイダンス、演習科目等を通じて、学生は随時・適宜相談を受けられる状態にある。専任のゼミ担当教員及び学生相談主事が学生に修学上の助言を行い、在学中のきめ細かい指導がなされている。また、学部において７名の専任教員で構成される学生相談委員会が組織されており、学生の個別的相談に対応するとともに、オフィスアワーを実施している。

成績不良者に対しては、学部担当副学部長及び学生相談主事が中心となり、年に２回、各学期の成績発表後に指導を行っている。対象学生に対して学修計画の立て直しを促す文書を送付する一方で、特に指導が必要な学生については呼び出して個別に面談することで、学修計画の立て直しを確実に実施させる体制をとっている。

本学部は、効率的な知識の習得を確実にするために、成績評価の割合が平準化されたGPA制度を導入している。これにより、学生は自己の習熟度及び達成度を測ることができ、公開されているGPAの平均値から自己の学部内でのおおよその成績序列を知ることができる。

なお、本学部の卒業率は、2011年度86.4%、2012年度84.3%、2013年度83.1%である。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスに基づき授業を運営するにあたっては、教員の専門性に基づき時事問題や学生のニーズにも配慮してフレキシブルに対応する必要がある。このことを踏まえて、全教員の参加するFD研究会において、シラバスの記載方法及びその確実な実行について議論し、共通理解を深めている。シラバス作成にあたっては、授業の到達目標、15回の授業計画、成績評価基準の明示を徹底するように要請した上で、提出後に学部執行部において内容を確認している。その際、授業の目標と成績評価基準との間に整合性がとられるように調整を行っている。

また、受講人数を200人以下に抑えるために同一科目が複数コマ開講される場合には、担当教員間で共通シラバスを作成し、互いにそのシラバスの内容を等しく実現するように調整するとともに、成績評価についても平準化を図っている。

なお、学生アンケート調査（学部卒業生対象）における設問「履修した授業科目の成績評価は、シラバ

ス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」において、「基準どおりであった」及び「ほぼ基準どおりであった」と回答した本学部学生の割合は、2011年度86.0%、2012年度85.7%、2013年度93.7%となっている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

授業科目毎の成績評価状況及びGPAの平均値については、学部執行部が把握するとともに、全教員参加のFD研究会において公開されている。学部においては、秀の割合は5%程度という基準が定められている。FD研究会を通じて、成績評価の方法と基準を明確化することを徹底しており、それをシラバスに反映させている。

演習科目についても、教員によるFD研究会の場で評価の統一基準を定めている。学部としての評価の指針を作成することにより、厳正な評価が可能になっている。また、秀の評価を取り入れ、厳正なGPA制度を採用していることにより、学生の学習に対するモチベーションが上がっている。

なお、GPAは、成績優秀者の選出、給付奨学金対象者の選出、抽選科目の優先履修、卒業生総代の選出等に活用している。

本学部における2013年度の専門科目における履修者数・受験者数・合格者数は、2011-2012年度新入生で順に13,671人、13,387人、10,420人、2008-2010年度新入生で順に2,899人、2,708人、1,891人となっている。

学生の授業への参加度の評価については、講義科目では、申し合わせにより当学部では成績評価を複数の基準で行うことを定めているため、全ての講義において複数回のテストやレポートないしミニッツペーパーの提出、あるいはグループ発表が行われている。これは、学生の出席と積極的な授業への参加を前提とした上で策定された評価基準となっている。

留学を行った学生の留学先での単位認定については、留学先での授業時間数と成績評価に応じて単位認定を行っている。2013年度の単位互換協定に基づく単位認定は、6名に対して専門科目24単位、専門外科目33単位が認定されている（一人当たりの認定単位数9.5単位）。単位互換協定以外での単位認定は、22名に対して専門科目22単位、専門外科目315単位が認定されている（一人当たりの認定単位数15.32単位）。

学生アンケート調査（学部卒業生対象）における設問「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」において、「納得できている」及び「ほぼ納得できている」と回答した本学部学生の割合は、2011年度84.0%、2012年度85.8%、2013年度92.7%となっている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育の改善及び活性化を図るため、FD研究会を設置して、FD活動を基盤に組織的な取組を行っている。また、非常勤教員をも含めたFD研究会を毎年に複数回開催し、教育方法や評価基準等についての意見交換を行っている。FD研究会は、自発的・自立的FDフォーラムであり、その議論を通して、教育方法及び成績評価等に関する共通のコンセンサスが醸成されることを目的としている。このように、FD研究会等を通じて教員の自主的な教育・研究活動の推進を図るとともに、そこでの議論の成果については、随時学部カリキュラムに反映させるようにしている。なお、FD研究会は、2012年度4回、2013年度4回、2014年度春学期2回開催しており、参加者は合計で、2012年度60人（内、専任教員延べ58人）、2013年度67人（内、専任教員延べ58人）、2014年度春学期35人（内、専任教員26人）であった。

学生からの講義についての意見は、主として統一化された授業評価アンケートを通じて教員にフィードバックされている。学生からの意見に対しては、教員がコメントを行い、結果が公表されている。

学生アンケート調査（学部卒業生対象）における設問「授業評価アンケートは、当該科目の具体的な改

善に役立っていますか」において、「役立っていると思う」及び「ほぼ役立っていると思う」と回答した本学部学生の割合は、2011年度30.0%、2012年度45.9%、2013年度51.7%となっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

成績評価の平準化されたGPA制度を採用することにより、学生が自身の学修状況を把握することが可能となっており、学習意欲を向上させる上での動機づけとなっている。

2013年度の学生アンケート調査（学部卒業生対象）における設問「少人数教育を前提とするゼミ形式の授業は、大学での学びを充実させたと思いますか」において、「充実させたと思う」及び「ほぼ充実させたと思う」と回答した本学部学生の割合は合計89.8%となっている。

また同様に設問「本学が実施しているSA、LA、TAによる授業支援は、授業運営の効率を高め、快適に学修できる環境を作っていると思いますか」において、「作っていると思う」及び「ほぼ作っていると思う」と回答した本学部学生の割合は合計88.1%となっている。

【3】将来に向けた発展方策

成績不良者に対する学習支援や学習指導を通じて、GPA制度の厳格な運用を学生自身に意識させることで、学習に対する意欲を刺激している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

GPA制度をより厳格に運用するため、各科目における成績評価の平準化をより一層進展させる。

教育効果の高いTAを、更に講義や演習で活用できるよう申請手続きの簡素化を働き掛けていく。

【3】将来に向けた発展方策

教員が参加するFD研究会でそれぞれが担当する科目において出題した試験問題を共有する等して、科目間の難易度のバラつきを解消する取組を強化する。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、教育目標に沿ったカリキュラムを整備して、シラバスに示した到達目標に基づく厳正な成績評価を行っている。そのうえで本学部では学位授与率及び就職状況を一定の評価指標として位置付けている。

本学部の学位授与率（卒業率）は、2011年度86.4%、2012年度84.3%、2013年度83.1%となっている。また、就職率（就職決定者数／就職活動者数）は、2011年度94.3%、2012年度95.8%、2013年度95.7%となっている。進路状況は、以下の表のようになっている。

	2011年	2012年	2013年
教育・広告・その他サービス業	15.4%	18.4%	21.3%
卸売・小売業	14.6%	23.0%	17.9%
金融・保険業	21.8%	19.5%	17.5%
製造業	19.0%	10.9%	14.2%
情報通信業	5.3%	5.5%	7.8%
公務員・教員	8.1%	5.8%	5.2%
大学院進学者	6名	4名	7名

この結果は、国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等の社会科学諸分野を中心とした学部の教育研究上の目的に合致した幅広い業種に就職しているといえる。更に、公務員・教員への採用については、公務員試験にも対応しうる科目の配置、専修横断的な履修ユニット（政策公務ユニット）の設定、専門演習における重点指導や社会的活動、政策公務セミナーの実施等による成果があったといえる。

また、本学部における学生の学習成果を測定する評価指標としては、GPA制度があり、その基盤をなす成績評価の基準は、毎年複数回開催されるFD研究会において議論され、周知徹底されるように配慮されている。FD研究会は、2012年度４回、2013年度４回、2014年度春学期２回開催しており、参加者は合計で、2012年度60人（内、専任教員延べ58人）、2013年度67人（内、専任教員延べ58人）、2014年度春学期延べ35人（内、専任教員延べ26人）であった。

なお、学生による自己評価システム並びに卒業後の学生の実態を把握するシステムは、現在のところ本学部には存在しない。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の卒業に必要な要件は、「学則」、「学位規程」等に規定し、『大学要覧』に明示している。手続きとしては本学部教授会規程に基づき、教授会において卒業査定を行い、卒業所要単位を満たした者に卒業を認め、卒業者には学士（政策学）の学位を授与している。

なお、卒業論文の提出にあたっては、卒業論文の場合、12,000字以上（図表を含む）Ａ４、横書きの要件で作成すること、インデペンデントスタディとして調査報告書の場合には、担任教員の指示に従い、Ａ４、横書きで作成することとされている。提出後、報告発表等を実施している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

本学部における進路状況のうち公務員の割合は全学部と比較して決して高くはない。資格試験に対する支援体制の整備とともに、公務員志望へのモチベーションを高める取組について、引き続き検討していきたい。

【3】将来に向けた発展方策

本学部における公務員志望者及び公務員試験合格者を増加させることが、進路状況のうち公務員の割合を高めることに繋がる。そのために必要となる支援体制や取組について学部全体で検討を継続していきたい。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。「政策創造学部では、時代の変化に積極的に対応し、地球的な視野でものごとを考えた上で自分の将来の課題を探し求め、その課題に対して幅広い視野から柔軟で総合的な判断を下す能力、すなわち「真の実践的能力」を育むことを目標としている。このような実践的能力を身につけた上で、社会のしくみをより良く変えていきたい、自分が生まれ育った地域に活力を取り戻したい、あるいは国際協力のあり方やアジアの将来について考えていきたいというように、積極的に社会貢献を望む人たちを受入れていくことが本学部のアドミッションポリシーである。高等学校では全般的な基礎学力を身につけることが重要だが、具体的には次の能力を身につけておくことを推奨する。(1)国語：国語を適切に表現し、古典・近代以降の文章を的確に理解することができる能力。(2)地理歴史：我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色について理解できる能力。(3)公民：現代の社会について主体的に考察し、民主主義のもとでの政治・経済・国際関連事項を理解できる能力。(4)数学：方程式・関数・図形・微積分・集合・確率・数列・ベクトルなどの数学的見方及び考え方を認識し、事象を数学的に考察し処理する能力。(5)外国語：外国語を通じて言語・文化に対する理解を深め、読み書きはもとより積極的にコミュニケーションを図ることのできる能力。」

３校の併設校からの受入れに関しては、その定員を学部定員の12%程度を上限としている。受入れに際しては、内申書の評価点（各教科の合計点を300点満点に換算）と３回の外部テストの合計点（300点満点に換算）を同じ比率に換算することで、学生の総合的な学力を評価している。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

入学者選抜については、学部執行部会議及び各学科会議における議論を経て、最終的に学部教授会における審議を重ねることで、それが学生の受入れ方針に基づいて公正かつ適切に行われるよう努めている。

2015年度の入試実施状況を次の表中の○印により示す。

〔2015年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
政策創造	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	○	○

過去３年間の入試関連のデータは、次のようになっている。

志願者数：2012年度3,811名、2013年度5,553名、2014年度3,748名

合格者数：2012年度1,029名、2013年度1,034名、2014年度1,034名

入学定員充足率：2012年度1.11、2013年度1.12、2014年度1.09

教員による高校訪問件数は、2012年度19校、2013年度13校、2014年度春学期２校となっている。

障がい学生受入れについては、学部として現在のところ特別な方針を立ててはいないが、その都度事情を考慮し、可能な限り最大限の配慮を払うこととしている。また、本学部においては、ジョイント・ディグリー並びにデュアル・ディグリー・プログラムは実施していない。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2015年度の本学部募集人員は、政策学科が270名、国際アジア法政策学科が80名である。その内訳は、以下のとおりである。まず、一般入試については、学部個別３教科型と全学部３教科型で約160名、後期日程３教科型で約20名である。次に、大学入試センター試験を利用する入試については、センター前期が30名、センター中期が15名、センター後期が10名という方針である。更に各種入試であるが、AO入試については約５名、外国人学部留学生入試については若干名という人員となっている。また、推薦入学においては、指定校が約58名、高大接続パイロット校推薦が約10名という受入れを見込んでいる。最後に、一高卒見者、北陽卒見者並びに高等部入試であるが、約42名を募集している。更に、多様なバックグラウンドを持つ留学生を確保するために、2013年度から外国人留学生推薦入試を導入している。

また、収容定員に対する在籍学生数の割合は、2012年度1.10、2013年度1.10、2014年度1.12となっている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

各入試の選抜方法で入学した学生の学業成績について、FD研究会を定期的に実施することで、追跡調査を行い、学生募集方法及び募集定員構成が妥当であるかどうかについて検討を行っている。また、入学者実績を基に、定員管理について大幅に超過しないようなシステム作りをめざしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部の理念・目的に基づき、政策学科では、国際・アジア専修、政治・政策専修、地域・行政専修、組織・経営専修の４専修が置かれている。2015年度からは各専修における教育内容の更なる明確化を図るために「国際・アジア専修」を「国際政治経済専修」に再編成する。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2013年度の国際アジア法政策学科の新設により、国際社会における課題に実践的に取り組む能力を有する学生を確保するために、多様な入試を組み込むことによって、多彩な学生の受入れ体制を築いている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

学部創設年度に入学者数が多かったため、2008年度以降は入試査定において、定着数予測を更に厳密に精査し、査定を行い、適切な数値になるよう努めている。入試査定について全学関連部門と情報交換と協力体制を強め、適切な管理に積極的に取り組んでいる。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者の選抜のみならず、入試制度の方針及び運営については、各学科会議、教授会、学部執行部会議、FD研究会における定期的な検討を通して、入試形態別に適切な対応ができるように努めている。その具体的な取組として、今年度は、AO入試について詳細な検討と議論が重ねられ、学部の「求める学生像」に見合った学生の受験を促進するために、具体的な出願基準の見直しが行われた。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

２学科４専修の下で、課題の発見・解決を志向する実践的な政策科学を学際的に学び、「真の実践的政策立案力」を身につけた学生の育成をめざしていく。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

当面は新たに構築された２学科４専修の下で、多様な学生を選抜してゆく体制を整えてゆく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

引き続き入試査定において厳密な定員の管理を行っていく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

引き続き学部内の各種会議において、入試形態についての評価と検討を定期的に行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生の受入れ方針については、明示的な情報開示のために努めている。学部広報企画委員会を中心にHPによる情報の明示化が推進されているが、その実質的な意味合いと内容を高校生や新入生に十分に周知し、理解を高めることが必要である。国際アジア法政策学科の新設に伴い、より積極的な情報周知の取組が必要である。その具体的な方策として、高大連携を強化する。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

国際アジア法政策学科が新設され２学科体制になったことに伴って、学科間の入試における整合性を図っていく必要が生じている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

プレ・ステューデント・プログラムは専修のHP等での情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行う等、効率的に運用する努力がなされるべきである。こうした方法により、遠隔地の新入生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができる。このように、高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Daiセミナー」による出張授業等、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。業務負担の増加を防ぎ、効率的かつ合理的運営を実現するためには、事務的な連絡等サポート体制を更に強化するとともに、高校側のニーズを適宜把握することで、実質的な連携を模索することが必要となる。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生募集及び入学者選抜については、学部執行部会議及び各学科会議における議論を経て、最終的に教授会が審議を行うことで、各種入試の目的及び趣旨に合わせて、公正かつ厳格な入学者選抜が行われるよう努めている。学部全体の入試の公正性を担保するためには、政策学科と国際アジア法政策学科の両学科における整合性のとれた入試の実施とその検証が必要となる。また、学部執行部と各学科会議による中長期的な入試傾向の分析が求められるが、とりわけ2013年度新設の国際アジア法政策学科については、入試の実績を重ねながら総合的に検証を行う必要がある。

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学部では、「平成23年度中期行動計画」を踏まえて、教員の研究発表の場として『政策創造研究』を刊行している。『政策創造研究』は創刊時から年１巻発行してきたが、2013年度から年間刊行回数を２回に増やした。刊行回数の増加は、専任教員による研究成果の発表を促進するとともに、大学院生の紀要への投稿を促すことで、大学院教育の充実化も期待できる。

編集に当たっては、本学専任教員４名程度で構成される編集委員会が、執筆者を選定して、査読した上で掲載を決定している。査読については、原則として外部委員への委託は行っていない。なお、本学部専任教員以外の執筆者についても、本学部専任教員の推薦と編集委員会の了承を経た上で、論文を掲載することが可能である。本学部専任教員による外部論文及び学会発表による研究業績の公表状況については、『データブック2014』を参照のこと。以下は、過去３年間の掲載内訳である。

『政策創造研究』掲載・執筆状況

年　度	巻	論文	本学部専任教員執筆論文
2011年度	第５号	4	3
2012年度	第６号	8	8
2013年度	第７号	5	4
	第８号	4	4

大学附置研究所との関係については、法学研究所において、研究所長（2012～2014年度：延べ２名）、研究主幹（2013～2014年度：延べ２名）、研究員（2013～2014年度：延べ４名）、研究所幹事（2013～2014年度：延べ２名）として専任教員が関わっている。また、ソシオネットワーク戦略研究機構には、2011年度に専任教員１名が研究員として、経済・政治研究所には研究員（2012及び2013年度：延べ４名）、研究所幹事（2013～2015年度：延べ２名）として、研究活動に参加している。

なお、学内研究費については、2013年度教育研究緊急支援経費として１件が採択されている。科学研究費補助金については、本学専任教員で2011年度７件、2012年度６件、2013年度３件の採択を受けている。専任教員の学術交流として国外における学会活動参加件数は2013年度17件、国内における学会活動件数は42件である。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部では、語学教育の徹底と国際社会で活躍していく上で不可欠と考えられる知識を獲得させることを重視した教育カリキュラムを編成している。このような学部の方針に基づき、国際化教育の中核として「プロフェッショナル英語」を開設するとともにこれを補完するプログラムとして海外英語研修プログラムを実施している。海外英語研修プログラムは、夏季実施のアデレード大学プログラム（８～９月、オーストラリア）と、春季実施のワイカト大学プログラム（２～３月、ニュージーランド）がある。両プログラムとも、中期行動計画にある「語学研修プログラム等の実施による学部カリキュラムの国際化・充実」に向けた取組の一環として行われている。国際化教育の更なる展開として、2012年度からはプロフェッショナルドイツ語・フランス語等を開講している。外国語科目16単位のうち12単位までを各言語で修得できる仕組みであり、英語圏に留まらない多様な異文化への理解を促している。

本学部における外国人留学生の在籍者数は、2012年度７名から大きく増加し、2013年度14名、2014年度17名であり、増加傾向にある。

研究交流については、在外研究員制度による研究者派遣（年度別１名）並びに、招へい研究者及び外国人研究員制度による研究者の受入れを積極的に活用している。政策創造学部及びガバナンス研究科への外国からの招へい研究者及び外国人研究員は、2011年度１名、2012年度２名、2013年度３名である。また、ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）との研究者交換派遣協定に基づき、2011年度に１名の教員が派遣されている。

これらの積極的な国際研究交流の成果については、研究者交流のみならず、招へい研究者による講演会の開催等、学生が国外研究者と交流する機会を積極的に設け、中期行動計画にある新たな「語学研修プログラム等の実施による学部カリキュラムの国際化・充実」に向け取り組んでいる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

教育カリキュラムにおける外国語教育の充実化、学部独自の海外英語研修プログラムの実施により、学生の海外派遣においても、その成果は上がっている。学部の海外英語研修プログラムの参加者は、2011年度34名、2012年年度59名、2013年度31名である。このような成果は本学部の学生による全学的な学生派遣プログラムの参加者数からも確認することができる。本学に設けられている交換派遣留学制度に応募し採用された本学部の学生は、2011年度２名、2012年度３名、2013年度２名であり、認定留学制度を利用した本学部の学生は、2011年度９名、2012年度23名、2013年度15名である。その他にも、本学と静宜大学（台湾）の特別留学プログラムには、2012年度４名の学生が参加している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部に入学してくる学生には海外に対して強い関心を持っている者が多いが、彼らの意識を実行に移させるため、引き続き在学中の海外留学の重要性を学生に周知させていく。とりわけ、学部の研修プログラムに参加した学生がそれだけに終わらせずに、その後より長期の留学に挑戦していくよう、学部独自の語学プログラムや新設されるグローバル・スタディーズ関連科目等において学生の意識を高めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学生の海外派遣は毎年増加傾向にあるため、渡航前に十分な安全教育を行う必要性が高まっており、効果的な取組を図ることが課題である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

緊急時対応については、事務体制との連携の下、学部執行部を中心に体制が組まれており、随時、関連情報を収集し、対応を行っている。学生の派遣のみならず、研究者交流においても、様々な環境変化に対応し、迅速かつ適切な対応のために、より良い危機管理体制への模索、危機管理シミュレーション等について、更なる議論の積み重ねと検討を行っていく。同時に、国際社会で活躍する人材育成という観点から、現在実施しているプログラムの危機管理対策のみならず、将来的に学生が様々な地域や国で活動していく際に適切な自己管理ができるように教育・指導をする仕組みを検討していく。

検索

外国語学部

検索

第２編　外国語学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 243

Ⅲ　教員・教員組織 …… 244

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 247

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈247〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈249〉

Ⅳ－３　教育方法〈251〉

Ⅳ－４　成果〈253〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 254

ⅩⅠ　研究活動 …… 257

ⅩⅡ　国際交流 …… 258

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

2009年に開設された本学部は、本学の学是である「学の実化」、及びその具体的目標である「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」をより一層明確化するために、「外国語」を切り口に時代と社会に向き合い、国際社会のフロントランナーとなりうる人材の育成をその教育目的としている。「学則」では教育研究上の目的として「卓越した外国語能力とコミュニケーションスキルを基に、教育界を含む国際社会で活躍できる『外国語のプロフェッショナル』の育成を目的とする」と明記している。この目的の具現化に向けて、主専攻言語として英語・中国語を置くとともに、更に専攻以外の一言語（プラスワン言語）の卓越した運用能力の涵養に努めている。本学部では、開設時に設置した英語教育専修、外国語コミュニケーション専修、中国言語文化専修を、2013年度からは、「言語コミュニケーション教育」「言語分析」「地域言語文化」「異文化コミュニケーション」「通訳翻訳」という五つの履修プログラムに編成し直し、「国際的精神の涵養」と、それぞれの分野での専門知識の深化をめざしている。

また、2年次に1年間のスタディ・アブロードを必修とし、多文化共生・異文化理解の直接体験を大いに活用できる「外国語のプロフェッショナル」を養成することが理念に盛り込まれている。更に理念の一角を成すものとして、批判的能力、創造的能力の開発と、複眼的な視点から日本の立場を世界に向けて発信する有為な人材を世に送り出すということが含まれる。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本学部の理念は大学Webページで公開されている。また教育理念・目的は、学部Webページの「学部概要」の中に「目的」というセクションを設けて学部のミッションを明確にしている。更に「学部長からのメッセージ」や学部パンフレットにおいても、理念の一部を分かりやすいことばで記述している。

教育の一環を成すスタディ・アブロード・プログラムの学部理念における位置づけについても、学部Webページのスタディ・アブロードのセクションにおいて明確に記載している。また学生及び保護者に配付するハンドブックにおいて、その理念と目標を「スタディ・アブロード・プログラムの心得」という形式で記述し、認識を深め周知徹底するように努めている。

また、教育目標と卒業後の進路との関連について学生に意識させるための行事や説明会を定期的に実施している。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部においては、中期行動計画にも盛り込んだように、学部内に将来構想委員会を設置し新カリキュラムの骨子を作成した。また将来構想委員会の下にワーキンググループを作り、その詳細な実行案を作り、2013年度より実施している。引き続き新カリキュラムの下での学部理念・目標の検証、「学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」やスタディ・アブロード・プログラムとカリキュラムとの整合性、時代の要求に的確に対応できているか、等について、継続的に点検作業を進めている。特に、新しい授業科目の設置や新規採用人事のおりには、そのつど将来構想委員会の答申に立ち返り、学部の理念・目的が社会の要請に合致しているか、学部全体で検証を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

前回の点検・評価結果を受けてWebページに学部の目的をミッションステートメントとして公開した。また、Webページ上のスタディ・アブロードセクションにおいて、スタディ・アブロードと学部の教育目的の関係また、専門教育内容との関係を明確に記述した。

【3】将来に向けた発展方策

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

Webページ上だけでなく、オープンキャンパス等の機会も利用し、本学部の理念・目的（特にスタディ・アブロードとの関連において）の広報活動に努める。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部では、大学全体の説明にもあるように、専門分野を十分に考慮した、研究者と実務経験者を含む多様な教員構成とすることを編制方針としている。具体的には、外国語を切り口として、国際社会において活躍できる人材を育てるために、言語・教育・文化研究という専門性を追求しつつ、つねに時代に即応した教育のあり方を探り、それを実践していく経験と実行力のある教員によって構成することを明確にしている。また本学部の特殊性として、スタディ・アブロード・プログラムがカリキュラム上の重要な位置を占めるため、これに関連した教学上の業務を遂行できる構成員の任用を編制方針に組み込んでいる。更に学部の専門教育に加え、大学院の専門教育、全学共通の外国語科目を担える教員を任用する方針をとっている。

学部科目及び外国語科目の担当体制は、学務委員会・共通教養外国語委員会において編制し、「科目担当者一覧」により教授会で確認する体制を取っている。外国語科目においては、外国語科目担当者連絡会を開き、専任教員が、教育内容の検討、到達目標の設定、共通教材の確認、兼任講師の支援を行う体制をとっている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

学部の教育目標である外国語のプロフェッショナルを養成するための専門科目を担当でき、2 年次に必修となっているスタディ・アブロード・プログラムに関係する教育指導を担える人材、更に全学共通の外国語科目を担当できる人材の確保に努めている。

専任教員の任用に際しては、必要となる構成員の資格や専門性等について、人事委員会で慎重に議論した上で、公募する仕組みを作っている。通常、学部と共通教養科目における教育上の責任が遂行できる人

材を任用できるように募集要項にも明記している。本学部の専任教員は43名（内、教授36名）で、また、年齢構成は61歳以上が13名、51～60歳が15名、41歳～50歳が９名、31～40歳が５名、30歳以下が１名となっており、過半数に近い21名が56歳以上であることから、構成員の若年化を図ることを人事計画に盛り込んでいる。女性教員は、専任教員43名中、約35％に相当する15名を数えるが今後も可能な限り多様な人材構成をめざす予定である。

また本学部では、学部教育に加え全学共通の外国語科目（留学生を対象とした第二言語としての日本語を含む）を、兼任教員385名とともに担っている。兼任教員の資格審査は、関連語種の会議、学務委員長、最終的には教授会で、履歴書・研究業績書に基づき科目への適合性を判断する制度を有している。

学部（定員165名）だけを見ると専任教員一人当たりの学生数は少なく見えるが、学部科目以外に、全学共通の外国語科目（各学部の卒業所要単位124単位中12～16単位相当分）の運営を行っていること、教職課程の外国語教科教育法科目、大学院の外国語教育学研究科科目やその他の全学関連業務（例えば入試）を担当していることを考えると決して十分ではない。

2014年度の外国語の語種別の専任教員配置状況は、英語25名、ドイツ語２名、フランス語２名、スペイン語２名、ロシア語２名、中国語７名、朝鮮語２名、日本語１名である。各専任教員あたりの担当時間数は、2014年度で教授が平均14.4時間、准教授が14.7時間となっている。共通教養外国語科目において、それぞれ語種別に、授業担当者を選定し担当曜日時限を調整するため、兼任講師と密接な連絡をとっている。これは、授業時間数には表れない専任教員の重要な責務である。

学部の必修となっているスタディ・アブロード・プログラムにおいては、想定内の教学や事務処理業務に加え、予想外の緊急連絡や問題解決のための業務が膨大である。そうした専任教員の補助をするために、2012年５月以来、政外オフィスのそばに、スタディ・アブロード支援センターが開設された。現在、業務委託というかたちで、外部から派遣されたスタッフ数名が常駐し、スタディ・アブロード全般の相談窓口になっている。主な仕事は、出発前の学生に対する説明会を開いたり、学生からの様々な相談に応じたり、出発後は学生からの緊急連絡先の役目を果たしている。支援センターができた分、専任教員の負担が軽減されることになった。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

専任教員の任用（新任人事）については、人事委員会での審議を経て、原則として公募によって行い、教授会で承認された選考委員会が候補者の履歴と業績審査、面接に基づく選考を行っている。最終的には「教員人事に関する教授会内規」に従い、教授会における投票によって採否を決定する。採用方針の決定については前節で述べたとおり、担当科目への適合性、全体的な年齢構成のバランス、専門分野の適合性等を考慮しながら、「募集要項」を定めて、HP及び研究者人材データベース（JREC-IN）に登録して公募を実施している。インターネット上の掲示による募集は、国内外からの優秀な人材を求めるのに効果的である。

昇任・定年延長に関しても、それぞれ「昇任人事選考基準内規」「定年延長人事内規」並びに「定年延長人事に関する申し合わせ事項」によって、手続きが明文化されている。

昇任人事については、対象者の履歴、研究業績、教育業績と担当科目への適合性、大学及び学内行政への貢献度、社会への貢献度が審査されている。

昇任・定年延長の場合の具体的な手続きも、人事委員会を経て、最終的には教授会において審議が行われる。

以上のように、学部における教員の募集・昇任・定年延長に関する手続きは、明文化され、透明性が確保されている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

2009年度に設置されたFD委員会において、学部目標の「高度な外国語コミュニケーション能力を備えた教員の育成及び国際人として活躍できる‘外国語のプロフェッショナル’の育成」をめざすことが確認され、それを念頭においた活動を行っている。2011年度は、オークランド大学Lichtenberk教授によるセミナー「Diversity and unity in language」、青山学院大学Robinson教授によるセミナー「Task Demands, Task Sequencing, Speech Production, and Second Language Learning」、2012年度は、Swainトロント大教授によるセミナー「第２言語修得をめぐるラウンドテーブル」、高瀬敦子本学非常勤講師によるセミナー「第２言語習得に必要不可欠な多読・多聴」、2014年度は、堀江未来立命館大学准教授による講演「英語で教えるために：教室でのコミュニケーションティップスと導入プロセスの事例紹介」、及び外国語学部八島智子教授による事例紹介「英語イマージョン科目英語教育論（異文化間コミュニケーション）の場合」がそれぞれ行われた。

これらの催し物には、専任教員、非常勤講師等常時20～40名の参加者があり、内容も本学部の教員に求められる資質と密接に関連しているため、本学部でのFDは概ね成功しているといえる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

学部全学生の必修科目であるスタディ・アブロード・プログラムとの関連では、支援センターが開設されたことによって、専門教職員や職員の負担が軽減され、組織の改善が進んでいる。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

スタディ・アブロード支援センターの整備と適切な運用を図ることにより、引き続き組織の改善を進めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

担当時間数において、また授業時間数に表れない業務（兼任講師との連絡調整、スタディ・アブロード・プログラム関連業務、入試業務等）の更なる効率化が求められる。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

業務の合理化、担当時間の削減等により、負担の軽減を図る。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部では、学位授与方針を次のように定め、大学の公式Webページで公開している。

本学は、本学の学是である「学の実化（学理と実際との調和）」に盛り込まれている「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」という理念をより一層明確化するために、「外国語」を切り口に時代と社会に向き合い、国際社会のフロントランナーとなりうる人材を育成するために、本学部を設置した。この目的の具現化に向けて、本学部では、履修プログラムとして（1）言語コミュニケーション教育、(2）言語分析、(3）地域言語文化、(4）異文化コミュニケーション、(5）通訳翻訳を置き、それぞれの専修分野での専門知識を深めさせるとともに、主専攻言語である英語・中国語、更にはプラスワン・副専攻言語の卓越した運用能力を育成する。更に、「スタディ・アブロード」という貴重な体験を通して、多文化共生・異文化理解の姿勢と問題解決能力、多面的思考力、批判的能力の涵養をめざす。４年間の教育を通して修得した各専修の専門知識と異文化での直接体験を大いに活用できるような「外国語のプロフェッショナル」として、世界の状況を適切に把握し日本の立場を世界に向けて発信できる能力をもった人材を育成する。

以上の方針に従い、必修であるスタディ・アブロード・プログラムを修了し、上記の履修プログラム科目群から所定の単位を修得し、専攻言語ともう１種類の言語の一定水準以上の能力を備えていると認められる者に、学士号を授与する。

また、2014年度より北京外国語大学中文学院と提携し、ダブル・ディグリー・プログラムを実施している。これは、関西大学外国語学部のスタディ・アブロード・プログラム（SAプログラム）に参加した学生が、留学期間を半年間延長し、定められた両大学の単位を取得することにより、卒業時に関西大学学士（外国語学）及び北京外国語大学学士（文学）の学位が授与されるという制度である。

[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育課程の編成・実施方針を次のように定め、大学の公式Webページで公開している。

本学部においては、共通教養科目、教養外国語科目、教職科目に加え、学部専門科目として１．導入科目、２．専攻言語科目、３．プラスワン言語科目、４．演習科目、５．プログラム科目、６．資格科目・専門関連科目の六つの科目群を置いている。この科目構成により、外国語の高度な運用能力をめざす科目群（主に２．３.）と、専門領域の知識を高める科目群（主に１．４．５．６.）が縦軸と横軸として学部の教育を支えている。まず１．導入科目として、「情報リテラシー」と「基礎演習」を必修とし、3・4年次の専門履修プログラムの基礎を築くための入門科目群を１年次の選択必修としている。２．専攻言語科目として、主専攻言語である英語及び中国語の科目を集中的に配置し、少人数クラス編成で言語運用能力の徹底的な伸長を図る。また、３．のプラスワン言語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語及び英語を開講する。５．では学部の専門履修プログラムである（1）言語コミュニケーション教育、(2）言語分析、(3）地域言語文化、(4）異文化コミュニケーション、(5）通訳翻訳の各領域の専門知識を深め、それぞれの学問的アプローチの方法を学ぶ。４．3・4年次に履修する「専門演習」「卒業演習」によって、各プログラム領域の研究を深める。本学部カリキュラムの特徴として、2年次に「スタディ・アブロード」を必修として置き、主専攻言語能力の飛躍的な習熟をめざすと同時に、履修プログラムに繋がる専門科目を学習する。また自文化と異文化理解を通した多面的思考力と問題解決能力の

育成を図る。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

「教育目標」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」は、「学生の受入れ方針」とともに、大学Webページで公開されている。これらを反映した、カリキュラムの構成や、履修モデルについては、学部Webページでも説明され公開されている。

更に、それぞれの科目群毎の卒業所要単位、必修・選択必修・選択等の区分、スタディ・アブロード・プログラムで修得した単位の扱い方、履修年次の指定等については、全て学則、『大学要覧』に明示し、外部にも公開されている。また学生や保護者からの質問が集中しがちなスタディ・アブロード・プログラムの提携校の情報については、学部パンフレットとWebページに載せている。

前述の内容の学生への周知については、入学時のオリエンテーション、スタディ・アブロード説明会に加え、履修ガイダンス、基礎演習や留学関連科目等授業内でも周知する等、教員が連携して方針を学生に対して明確にするべく努力を続けている。

また、2014年度より北京外国語大学中文学院と提携して行っているダブル・ディグリープログラムについても、入学時のオリエンテーションやスタディ・アブロードの説明会で制度の周知を行っている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

学部内将来構想委員会において、執行部とも連絡を密にしながら、「教育目標」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」「学生の受入れ方針」の適切性を検証し、必要に応じて改訂してきた。

学部の諸委員会において、具体的な実施方針や、実施する上での問題点を議論し、これを踏まえた執行部での議論を経て改善策を検討する等、議論の道筋は明確になっている。更にこの仕組みを洗練させ、時代のニーズにも即応できるように、持続的に点検、改訂していく。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

前回の点検を受けて学位授与方針の記述内容が明確になるように変更した。加えて中期行動計画に沿って、新カリキュラムを導入した。これにより学部の教育目的、スタディ・アブロードの教育内容、学部の専門教育の内容の有機的関連が明確になった。

【3】将来に向けた発展方策

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

引き続き、学部Webサイト、学部紹介パンフレット等のメディアや、進学説明会等の行事を利用し、周知に努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

ダブル・ディグリー・プログラムは2014年度に実施された新しい制度であることもあり、入学時のオリエンテーションやスタディ・アブロード説明会での周知活動は行っているが、まだこの制度の趣旨や教育目標との関連が十分に周知されていない。

【3】将来に向けた発展方策

ダブル・ディグリー・プログラムのための紹介冊子や、学部Webサイトを利用し、この制度の周知に努める。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

[1] 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

＜2011年５月～2013年４月＞（旧カリキュラム）

専門教育課程として、三つの専修英語教育専修、外国語コミュニケーション専修、中国言語文化専修を置き、それぞれの専修において卒業要件を定めていた。

＜2013年５月～2014年４月＞（新カリキュラム）

必要な授業科目の開設状況については、『2014大学要覧』のなかに「授業科目一覧表」として示している。本学部の授業科目は、大きく共通教養科目、教養外国語科目、専門科目に大別され、そのうち専門科目は、導入科目、専攻言語科目、プラスワン外国語科目、演習科目、プログラム科目、資格科目・専門関連科目に区分されている。それぞれの具体的科目名、配当年次、単位数、必修・選択の区別とともに、体系的に明示されている。これらの科目群のカリキュラムマップを、大学要覧及び学部HPにおいて示している。

教養教育・専門教育の位置づけについては、共通教養科目、教養外国語科目を概ね教養科目と位置づけ、専門科目を専門教育と位置づけている。

旧カリキュラムの３専修は全て廃止し、その代わりに五つの履修プログラム（言語分析、言語コミュニケーション教育、異文化コミュニケーション、地域文化、通訳翻訳）を設置し、授業科目と、専門教育の個々の領域との関連をより明確にした。

卒業所要単位は124単位である。その内訳は、共通教養科目12単位以上20単位まで、教養外国語科目任意で６単位まで、専門科目のうち、導入科目12単位以上（必修４単位）、専攻言語科目18単位以上（必修10単位）、プラスワン外国語科目４単位以上、演習科目６単位（必修）、プログラム科目10単位以上、資格科目・専門関連科目６単位まで、となっており、必修・選択必修・選択・自由等の区分、スタディ・アブロード・プログラムで修得した単位の扱い方、履修年次の指定等については、全て学則と大学要覧に明示している。

また、本学部では、全ての授業科目をその性質によってグルーピングし（BA：基礎科目、SP：専門科

目、Ｌ：外国語科目、ED：教職科目）、更に、それらの科目全てに、科目内容のレベルに応じて100番台から400番台までの４段階のナンバリングを施し、効果的な学習を進める手助けとしている。

本学部では、本学の大学院外国語教育学研究科への進学を前提とした大学院先取り科目の履修を可能にしている。修得単位は、大学院に進学した場合、10単位まで修了単位に含めることができる。先取りが可能な科目についてはインフォメーション・システムで周知している。また、学部と大学院博士課程前期課程を合わせて５年で修了することが可能となるような飛び級の制度を導入し、成果を上げている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

＜2011年５月～2013年４月＞（旧カリキュラム）

本学部の学士課程教育に相応しい教育内容であり、同時に国際的に通用性のある教育プログラムとして、「スタディ・アブロード・プログラム」を設置した。このプログラムは、主として２年次に、原則全ての学部生が海外の提携大学（英語圏６大学、中国１大学）に約10カ月留学することを必修としている。言語運用能力の向上を図るとともに、外国語による正規授業の履修を行い、帰国後、本学部において審査を経たうえで、一定の範囲内で卒業所要単位に含むことができる。

＜2013年５月～2014年４月＞（新カリキュラム）

前述「スタディ・アブロード・プログラム」の基本設計は変えず、海外の提携大学を、英語圏９大学、中国１大学、韓国１大学（※クロス留学対象のみ）、台湾１大学（※クロス留学対象のみ）に拡充した。クロス留学とは、英語と英語以外のクロス留学先の言語及び専門科目を履修するプログラムである。

初年次教育として、１年次に必修の導入科目「基礎演習」「情報リテラシー」が配置され、小規模クラス編成で、専任教員が学習スキル、コミュニケーション能力、情報機器操作能力、情報倫理やメディアリテラシ等の向上を目的として大学教育への導入を行っている。また、学部専門科目への選択必修の導入科目として、10科目が１年次に配置されている。

また、新カリキュラムでは、これらの授業科目の全てにナンバリングを施し、科目の性格とレベルを明示し、授業科目と各課程の関連を明確にしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

＜2013年５月～2014年４月＞（新カリキュラム）

全員必修のスタディ・アブロード・プログラムは、2010年度に学部１期生が提携大学５校に留学し成果を上げて以来、2014年度には提携大学を12校（英：４、米：２、豪、ニュージーランド：２、フィリピン、中国、台湾、韓国各１校）に増設し、クロス留学という新たなプログラムも導入した（対象校は台湾と韓国の１校ずつ）。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

旧カリキュラムの英語教育専修、外国語コミュニケーション専修、中国言語文化専修の区分において、外国語コミュニケーション専修が包含する専門分野が幅広いため、教育内容が分散する傾向があったが、新カリキュラムにおいて専門教育の内容をより具体的に示す五つの履修プログラムを設置したことにより、この傾向は解消された。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

既存の提携関係の廃止や新規の提携等も視野に入れ、提携先の大学が提供する教育プログラムを常に点検し、本学部の学生に最適なプログラムが編成されるよう努める。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

授業科目の内容が、それの属する履修プログラムの趣旨と合致しているかどうかの点検を随時行う。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本学部は専門性の特徴とその教育目的に合致した教育方法を取り入れるため、活発な相互作用を生み出す少人数教育を実施している。専門外国語科目（新カリキュラムにおいては専攻言語科目、プラスワン言語科目）、基礎演習においては上限20人程度のクラスで教育を実施している。スタディ・アブロードにおいても、外国語科目においては、各派遣先の大学において習熟度別少人数教育が実施されている。

２年次のスタディ・アブロードを除く国内での授業において、専門外国語（英語・中国語）科目（新カリキュラムにおいては専攻言語科目）は原則として英語・中国語で授業を行っている。専門科目についても、3・4年次配当専門科目群（旧カリキュラムでは英語教育・外国語コミュニケーション専修、新カリキュラムではプログラム科目群）の一部を主専攻言語（英語あるいは中国語）で行っており、この数を増加させるように努めている。

これらの成果としての各種資格試験の合格状況については、4-4「成果」に詳述した。

多様なメディアを利用した授業の実施については、外国語科目におけるコンピュータ利用、専門科目の中では、コンピュータ教室、通訳ブースを利用した授業も展開されている。また専門科目のライティング指導等にもコンピュータ教室が利用されている。特に「Grammar and Vocabulary Development」という授業では、ブレンド型学習（教室授業とe-Learningの最適化された組み合わせによる授業）を実施し、効果を挙げている。

また、中国語の授業でも、スタディ・アブロード派遣先の北京外国語大学と連携して、インターネットのテレビ会議システムを利用し、毎週１回、同大学の教員が本学部の１年次の学生に対して北京からの遠隔授業を実施している。これにより、２年次からのスタディ・アブロードへのスムーズな移行が可能になっている。

本学部の年間の履修単位数の上限は49単位としている。履修上の技術的な相談については、学部担当の事務職員が、学部執行部と連絡を取りながら指導を行っている。教学的な相談については、全専任教員がオフィスアワーを設定して行っているほか、１年次は基礎演習、３年次４年次は、演習の担当教員が、主として対応している。成績不審者への対応については、執行部が中心となり、演習教員と連絡を取りながら行っている。スタディ・アブロードについては、スタディ・アブロード委員会委員が執行部と連絡を取りつつ教学的な問題について対応している。学部内に設置されたスタディ・アブロード支援センターには、

多くの資料が蓄積されており、専門スタッフ常駐し、スタディ・アブロードに関わる教学以外の多様な質問に応じる等きめ細かい対応を行っている。

スタディ・アブロード支援センターの活動の一環として、上位年次生の経験を下位年次生に伝達し必要に応じて指導するというピア・サポートの場を提供している。これに多くの学生が参加し、交流を行っている。その他スタディ・アブロード関連の説明会においても異年次の学生の交流や情報交換を奨励している。

授業に対する学生の反応や要望については、語種別の部会や学務委員会、教授会で共有している。また事務局に届けられた要望等も学部執行部に報告され、即座に対応する仕組みは整っている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成・内容の充実及び授業内容・方法とシラバスの整合性については、教育推進部を通じて全学的な取組を進めている。

全学外国語科目は本学部所管であるため、毎年、外国語科目担当者連絡会を開催して、全学及び本学部の外国語担当者の間で、語種別にシラバス作成上の留意点について打ち合わせを行っている。この結果、本学の外国語教育の趣旨が十分理解された授業方法と内容がシラバス上に記載され、シラバスに基づく授業が行われている。

本学部の専門外国語科目については、専任教員のコーディネータを設け、統一シラバス、統一教科書、定期的な情報交換を行っている。

３年次に開講される専門演習、４年次に開講される卒業演習は、同一教員の授業を履修するので、学生にとって重要な選択となる。このため、これらの授業では選択に先立ち、詳細なシラバス、具体的な評価基準、成果物に関する規定等を事前に資料として提示し、それを遵守することを教員に義務づけている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本学部が所管する多くの科目では平常評価を行っている。平常評価では授業への参加度を含む多角的な評価が行われている。

試験による成績評価、GPA、単位互換、単位認定の制度については、教育推進部を通じて全学的な取組を進めているため、大学全体の記述に委ねるが、本学部科目においては「秀」評価を出す割合を制限する等評価の適性化を図っている。

また外国語科目においては、学外の検定試験で取得した成績を本学の単位として認める制度も設けている。

本学部では入学時と、２年次の必修であるスタディ・アブロードの派遣先決定時に、外部試験（TOEFL-ITP）を実施して、学生の外国語能力の把握に努めている。また、英語を専攻言語とする学生はスタディ・アブロードから帰国した後にも受験をさせ、同プログラムの成果を測ると同時に、英語力の質の保証を行っている。

またスタディ・アブロード・プログラムの単位認定に関しては、留学先の教育内容を踏まえ、大学設置基準に基づいた時間数を適用して単位認定を行う仕組みについて審議を重ね、「スタディ・アブロード・プログラムの単位認定に関する申し合わせ」を作成した。この申し合わせに基づき、留学先大学が発行する成績表（transcript）を基礎に厳正な単位認定を行っている。

授業外学習としては、一部の専門外国語科目においてe-Learningシステムを活用する課題、夏期休暇中の外国語（英語）学習等を、平常評価の一部として認定し、成績評価の一部にしている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

「学生による授業評価」を全学的に実施しているが、「学生アンケート結果」（2014年３月卒業生）によると、「Q17授業評価アンケートは、当該科目の具体的な改善に役立っていると思いますか。」との問いについて、役立っている（18.0%）」及び「ほぼ役立っている（24.0%）」を合わせて42.0%となっており、授業評価アンケートが当該科目の改善に役立っていると肯定的に評価している割合が全学部平均の46.9%を下回っていることから、学生に対し、授業評価の結果を教育内容・方法の改善に繋げる姿勢を明確に示す必要があるといえる。

特任外国語講師については、その教育成果については、本学部より毎年出版されている『外国語教育フォーラム』への投稿をすすめており、本学の外国語教育に関する成果の発表の場として専任教員によるチェックを経た論文が継続的に掲載されている。同様に、ワークショップが年に複数回開催され、その教育成果を披露している。2012年度は、特任外国語講師４名による習熟度の低い学生への対策ワークショップが、スピーキングと語彙について２回実施された。2013年度は、特任外国語講師４名による「学習者の外国語学習態度とクラスルーム活用、並びにコミュニカティブなクラスにおける表現力評価」に関するワークショップが年間２回実施された。2014年度は、特任外国語講師２名による「コミュニカティブなクラスにおける表現力評価への学習者の態度」に関するワークショップが開催された。

これらの出版物及びワークショップは、特任外国語講師の教育成果についての定期的な検証の場であり、読者でありオーディエンスである専任教員、特任外国語講師及び非常勤講師の教育課程や教育内容・方法の改善に結びついているといえよう。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

学習の到達度評価や達成度評価については、教育推進部を通じて全学的な取組を進めているため、大学全体の記述に委ねる。本学部では、外国語資格取得を積極的に推進し、入学時、スタディ・アブロード修了後には受験を必須として、学習成果を図る一助としている。2013年度４年次生を対象とした外国語資格試験状況調査（回答率51.6%、回答者111名、重複回答有）は次のとおりで、自己申告のため必ずしも全体像を表しているとは言い難いが、一定の成果を上げていることは確認されている。

TOEFL-ITP　～600/１名、599～550/14名、549～500/30名、499～430/５名
TOEFL-iBT　～80/１名、79～70/１名、69～60/２名
TOEIC　900以上/20名、899～850/26名、849～800/30名、799～700/22名
IELTS　7.5/１名、7.0/１名、6.5/５名、6.0/４名、5.5/３名、5.0/３名
英語検定　１級４名、準１級23名
中国語検定　準１級２名、２級９名、３級１名
新HSK　６級７名
フランス語　３級１名、４級２名
韓国語　２級１名、５級１名

免許・資格取得状況については、2013年度で、教員免許状が中学校24名、高等学校37名であり、以上を

合わせた免許状取得者は、のべ61名、実数35名、司書教諭資格の取得者は２名であった。

本学部では、2013年度の卒業率（在学者の中で卒業者の占める割合）は93％（全学平均83.8％）、修業年限卒業率（４年間での卒業率）88.9％（全学平均82.8％）となっている。2013年度における就職率（就職活動者中の就職決定者の割合）は97.7％であり、高い就職率を達成できている。その内訳は、民間企業79.4％、公立学校教員5.0％、官公庁2.5％、進学3.0％等となっている。キャリア委員会を学部内にも設置し、在学生の就職観・労働観を高める方策を検討し、学内外から関係者を招へいし、講演や指導を実施していることにより成果が上がっていると思われる。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部では、学是である「学の実化」の理念である「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」の下、世界の状況を適切に把握し、日本の立場を世界に向けて発信できる能力を持つ人材の育成をめざしている。２年次にはスタディー・アブロード（最大40単位）を全学生に課し、主専攻言語（英語か中国語）の習熟並びに専門科目を学ぶことにより、３年次、４年次の専門科目に備えている。2013年度にはグローバル化に対応すべく新カリキュラムを開始し、３年次・４年次で「言語コミュニケーション教育」、「言語分析」、「地域言語文化」、「異文化コミュニケーション」、「通訳翻訳」という五つの履修プログラムを設け、専門知識と２年次の異文化での直接体験を活用できるような「外国語のプロフェッショナル」をめざしている。３・４年次に履修する「専門演習」、「卒業演習」では、各プログラム領域の学習を深め、創造的な学問活動を行うことが求められている。卒業演習ではプロダクトの完成を求め、最終的には全学生のプロダクトをDVD「関西大学外国語学部 卒業演習プロダクト集」に収録し、本学部の全専任教員と事務室に配付している。以上の課程を通じ、124単位以上を修得したものに卒業を認め、学士（外国語学）の学位を授与している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

卒業率、就職率ともに高い数字となっており、本学部の教育内容、方法ともに適切であると評価できる。

【3】将来に向けた発展方策

外国語学部卒業生のもつ経験と能力を生かすべく、更に多様な進路の可能性を探る。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

「外国語」を切り口に時代と社会に向き合い、国際社会のフロントランナーとなりうる人材を育成するという本学部の理念に賛同し、本学部での勉学を強く希望する者を選抜する。本学部が新入生として求めている人物像は、高等学校において、教科内容の十分な理解を基盤に、思考力及び日本語を書く力を身に

つけた者、そのうえに外国語の高度な運用能力を身につけ、外国語を通して新たな知識を吸収し、国際的な諸問題についての理解を深めようとする者である。加えて、多文化の理解を深めるうえで基礎となる地歴・公民についても潤沢な知識ベースを持つことが期待される。更に本学部ではスタディ・アブロードを必修としていることから、様々な文化的背景をもった人々と直接接触する体験に意欲のある者を求める。また環境の変化に対応できる柔軟性と、コミュニケーションに対する積極性も強く望まれる。入学者選抜の具体的方法として、(1) 一般入試（センター試験利用入試を含む)、(2) 推薦入試（推薦指定校、高大接続パイロット校)、(3) SF入試、(4) AO入試、(5) 併設高校からの接続入試、で選抜する。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入学実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
外国語	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—

学部のアドミッション・ポリシーと整合性のある学生の受入れを行うべく、一般入試（センター利用入試を含む)、推薦入試（推薦指定校、高大接続パイロット校)、SF入試、AO入試（外国語運用能力評価型・将来目標評価型)、併設校卒業見込者特別推薦入試、併設校卒業見込者入試での多様な入学選抜制度を実施し、受験生に対して公平な機会を保障している。学生募集広報は、本学HP、各年度発行の刊行物、進学相談会、学部説明会、オープンキャンパスで実施している。また、指定校制推薦入試において中国語枠として指定している高校を中心に高校訪問を実施し、学生募集を行っている。2014年度に関しては、中国語枠を持つ指定校を中心に26校を訪問した。

一般入試では、学部個別日程として、3 教科型入試（英語・国語・地歴、公民または数学の 3 科目）を 2 回、全学部日程として、2 教科型（英語・国語の 2 科目）を 2 回、後期日程として、1 教科型（英語 1 科目）を 1 回実施している。更に、大学入試センター利用入試を2010年度より実施し、出願期間に応じて、毎年前期、中期、後期の三つの日程で行っている。また、一般入試、センター利用入試以外の多様な選抜制度においても、出願資格に全体の評定平均値かつ外国語の評定平均値の数値的条件、若しくはこれらに相当する出願資格を示し、更にエッセイ試験、外国語運用能力が必要となる面接等を実施することにより、受験生が大学教育を受けるための能力・適性等を備えているかどうかを判定している。

一般入試並びに多様な入学者選抜の合否判定に関しては、透明性の確保に最善を務めている。全入学者選抜制度において、学部執行部全員が合否判定の場に立ち会い、総合的な判断を下した後、査定教授会を開催、得点データや査定資料の説明を行った上で審議、決定している。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

本学部における2012～2014の年度志願者数、合格者数、入学者数並びに入学定員に対する入学者の割合

	2012	2013	2014
志願者	4,113	4,047	4,260
合格者	571	598	653
入学者	184	175	173
入学定員	150	150	165
入学定員に対する入学者の割合	1.23	1.17	1.05

下記は、2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
外国語	165	―	615	―	722	―	1.17	―	173	171	182	196	23

本学部は2009年に設置され、2011年までの３年間の収容定員は450名、在籍学生数は532名、収容定員に対する在籍学生数比率は1.18であった。完成年度の2012年度の定員は600名、在籍学生数は708名、在籍学生数比率は1.18、2013年度の定員は600名、在籍学生数は755名、在籍学生数比率は1.26、2014年度の定員は615名、在籍学生数は722名、在籍学生数比率は1.17であった。合否判定に際しては、近隣大学での外国語学部、国際学部等の動向等の情報を収集し、更に受験者動向に詳しい講師を招き説明を受ける等、関西大学外国語学部をめざす受験者像の把握に努めた。また、合否判定に関しては、2009年度開設時より蓄積されたデータに基づき、全体的に入学者比率が適切な範囲に収まるような定着予想率について執行部で慎重な審議を重ね、判定を行った。

本学部の主なクラスは少人数制を導入しているため、定員に対する在籍学生数の過剰に関しては、クラス数を増加することにより対応した。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについては、学部入試・広報委員会が以下を実施し、結果を学部執行部に報告する。また、データ分析は新たにより公正かつ適切な学生の受入れ方法を審議する際の検討資料の一部として活用している。

- 入学時に実施する英語能力テスト結果の入試形態別分析
- スタディ・アブロードプログラム決定時に実施する英語能力テスト結果の入試形態別分析
- 春学期終了時のGPA結果の入試形態別分析
- １年次終了時のGPA結果の入試形態別分析
- １年次終了時の修得単位数の入試形態別分析
- GPAの経年的変化の入試形態別分析

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2012、2013年入学定員150名、2014年入学定員165名に対して志願者数が開設時の2009年から平均して約500名増加しており、学生募集は適切に行われていると判断できる。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

一般入試・大学入試センター試験を利用する入試の合否査定段階では、合格者のうちの定着率を予測す

る必要があるが、2009年に新設された本学部では過去のデータの蓄積がなかったため、これまで定着率予測は極めて困難であった。2014年は設置から５年目となり、データの蓄積の効果が出始めた。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

検証の成果である入試形態別の成績分析の結果は、一般入試における前期日程と後期日程の定員の配分の検討、各種入試の存続・廃止の検討及び募集人員の検討、併設校へのフィードバック等に効果的に使用されている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

今後も様々なメディアを通じて受入れ方針の周知に努め、それに沿った学生募集と入学者選抜を継続していく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

今後、定着率予測の精度向上に役立てるべく更なるデータの蓄積を継続し、定員管理を行っていく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

2015年度入試からの変更点について、引き続き検証を行い、結果を諸方面にフィードバックしていく。

ＸＩ　研究活動《学部・研究科共通記述》

【1】現状の説明

［1］研究活動

1　研究成果の発表状況

本学部の教員の研究業績は、2011年度は著書（学術書単著）２件、著書（学術書共同執筆）17件、論文（査読付）20件、論文（査読なし）29件となっている。なお、査読付論文のうち９件は国際誌に掲載されたものである。2012年度については著書（学術書単著）５件、著書（学術書共同執筆）16件、論文（査読付）33件、論文（査読なし）26件である。また、査読付論文のうち14件は国際誌に掲載されたものである。2013年度については著書（学術書単著）６件、著書（学術書共同執筆）10件、論文（査読付）23件、論文（査読なし）22件である。また、査読付論文のうち14件は国際誌に掲載されたものである。研究成果の公開の方向性は多様で、年間に10篇近い論文を公刊する教員もいれば、年間数十回の講演を行う教員もいる。

2　学会等での活動状況

本学部の教員の学会への参加状況は、2011年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者23名、国

内学会が発表者20名となっており、このほか学術関係の招へい講演が77件ある。2012年度は、国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者19名、国内学会が発表者19名、学術関係の招へい講演は75件となっている。2013年度は、国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者29名、国内学会が発表者24名、学術関係の招へい講演は64件となっている。これは、本学部の教員が着実に研究成果を上げ、国内外の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、教員の研究成果は、既に高い評価を得ているものがあり、そのことは、教員の相当数が市民講座や教育委員会等の講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員、更には国際研究誌や国内主要学会紀要等の編集委員・査読委員を委嘱され、あるいは学会の理事等の役職を務めていることにもあらわれている。

3　研究助成の状況

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。このうち科学研究費補助金については、2011年度は19件（内、新規受入れが８件、継続が１件)、その他外部資金は１件、2012年度は24件（内、新規受入れが11件、継続が13件)、2013年度は28件（内、新規受入れが11件、継続が17件)、その他外部資金は１件が本学部の教員が関わる研究プロジェクトに対して支給されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

年間に10編近い論文を公刊する教員もいる一方、2011～2013年の間、論文の公刊が十分でない教員もおり、その研究活動を量と質の両面からどのように評価するか検討が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

学部・研究科構成員に、研究活動の成果物の公表を促す。

XII　国際交流《学部・研究科共通記述》

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

例年、海外から著名な研究者２名を客員教授として招へいし、集中講義や講演を行う等、海外からの招へい研究者や客員教授による学術講演会を積極的に開催し、教員及び大学院生に対して最新の研究動向を伝える機会を提供している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

海外の著名な研究者を客員教授として招き、講演や講義を通して教育・研究の幅を拡げている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

今後もこの施策を継続する。

検索

人間健康学部

検索

第２編　人間健康学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 263

Ⅲ　教員・教員組織 …… 264

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 266

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈266〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈267〉

Ⅳ－３　教育方法〈269〉

Ⅳ－４　成果〈271〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 272

ⅩⅠ　研究活動 …… 274

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部は、高齢化の進行に伴い人々の関心が高まっている健康について、新たな観点から教育研究の諸相を総合的に推進する学問領域としての「人間健康学」を掲げて、2010年に設置された。本学部では、この「人間健康学」において、学是「学の実化」に基づき、理論研究と実践研究の融合によって学理と実際とを調和させ、人間らしく健康で豊かな生活をするための諸条件や諸問題を幅広く探究している。

本学部の教育研究上の目的は、「学則」に「人間生活における健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育を行い、人間と健康に関する総合的な専門性をもつ人材を育成することを目的とする」と示されているように、これら諸科学の総合的な理論研究と実習・フィールドワーク等の実践を重視した教育の推進にある。また、キャンパスが立地する堺市との地域連携事業を積極的に進めることも学部の教育目的の一つであり、堺市と連携した教育プログラムを展開して、様々な事業に学生が参加することで、地域での「支え合い」や「かかわりあい」の文化を学ぶ実践教育を重視している。

以上のような学理と実際との調和、学技一体の理念や教育目的に則って、本学部では大きく二つの方向で人材育成をめざす。第一は、単なる理論的知識の蓄積に偏重することなく、実際の社会との繋がりを密にした実習やボランティア活動等を導入した教育を推進し、将来を「構想する力」、自らの課題を「探究する力」、実践において他者と「協調する力」、専門的知識を「応用する力」等の総合的な人間力を有し、社会の幅広い分野で活躍できる人材を育成することである。第二に、地域社会において人間の健康に関する総合的な専門性をもって、健康支援や生活支援の実践に携わることのできるスポーツ指導者や社会福祉専門職を養成することである。

その基盤となる教育において、本学部は人間が幸福で豊かな生活を営むための前提となる健康の維持や増進を図るために、ストレスへの対処やスポーツ活動を含む健康なからだづくりや介護予防、ユーモアの実践といった「こころ」と「からだ」の問題、また生活不安や社会福祉といった「くらし」の問題等の原因と解決手法を考え、人間生活に必要な健康のあり方を探究することを通して、健康に関わる様々な基礎理論や実践的なアプローチを修得できる学びを提供している。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

堺キャンパスでは年に２回のオープンキャンパスを学部独自に行う等、学部紹介の場を多く設定し、受験生やその保護者に対して学部の理念・目的を周知させている。

学生に対しては、入学前教育のスクーリングで入学予定者に学部の理念や目的について講義し、入学後のオリエンテーションで全新入生を対象に人間健康学を学ぶ意義や学部の理念について概説する。更に、１年次で「人間健康論」を必修とし、全学生に対して人間健康学の意義や社会的役割等について講義している。

また対社会的には、「すこやか教養講座」をはじめとする「堺市と関西大学との地域連携事業を年間37種類・計139回展開し（2013年度実績）、社会教育というかたちで人間健康学の意義の浸透を図っている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部では、学部・研究科の理念・目的の適切性について学部内に設置している教務委員会において検

討している。教務委員会では、定期的なカリキュラムの見直しやそれに伴う教育目的の変更について、それらを教育課程の編成・実施方針、学位授与方針に反映されるための自己点検を定期的に行っており、学部・研究科の理念・目的の適切性を検討する体制を整えている。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部は、学是である「学の実化」に基づき、理論研究と実践研究の融合によって学理と実際を調和させ、人間らしく健康で豊かに生活するための諸条件や諸問題を幅広く探究することを目的としている。また、人間の健康に関わる基礎理論と実践的なアプローチを学び、地域コミュニティにおいて健康支援や生活支援を実践できる、健康に関する総合的な専門性を持つスポーツ指導者や社会福祉専門職者を育成することを人材養成の目的として位置づけている。

この人材養成の目的を実現するため、専門分野、年齢、実務経験等を考慮しつつ、学部における教育研究を十全に担える教員組織を構築することを教員組織の編制方針とし、本学部が対象とする次の３領域を専門とする専任教員を擁している。

一つは、スポーツ、健康科学等からのアプローチである「人間の健康とからだの問題」を究明する領域である。二つ目は、社会学、心理学、教育学、ユーモア学等からのアプローチである「人間の健康とこころの問題」に関する領域である。三つ目は、社会福祉学等からのアプローチである「人間の健康とくらしの問題」を究明する領域である。

任用人事等、具体的な人事案件を進めるにあたっては、この方針に基づき学部内に置く人事委員会が各領域のバランス等を踏まえ具体的な募集案を策定し、教授会の議を経てWeb上で広く一般公募を行うこととしている。

複数の教員で担当する科目については、専任教員１名がコーディネーターとなり、講義内容等の調整を行い、担当者間の連携を取って最終的なシラバスを取りまとめている。

授業科目担任者における専任・兼任比率については、教育上主要と認める専門科目は原則として専任教員が担当することとしており、約半数の科目において専任教員が科目担任を担っている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学部では、既述した人材養成の目的を実現するため、次の３点に重点を置いて教育課程を編成している。

①　人間の健康に関する体系的な知識の習得
②　健康に関する基礎知識を応用し、実践する能力の習得
③　地域における健康支援と福祉に関わる人材養成のための実践教育の重視

学生は、以上の①から③までについて、それぞれ「基礎科目」「応用科目」及び「演習科目」の三つの科目群から構成される教育課程を通じて、1年次から卒業までの間に段階的に学習を深めていくことになる。

以上の教育課程の編成の特色や考え方を実現するため、先に述べた教員組織の編制方針に基づき、これを整備している。本学部の専任教員は現在25名（内、教授14名）で大学設置基準上の必要数19名（内、教授

10名）を上回っている。また、1人当たりの在籍学生数は、57.0人であるが、2015年度に向けて新規任用計画を進めており教員数は26名となり、1人当たりの学生数も減少する見込みである。

年齢構成については、現在の25名の専任教員のうち、61歳以上が5名、51歳～60歳が8名、41歳～50歳が5名、40歳以下が7名となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、主要授業科目については専任教員が担当するものとしているが、大半の教員は2010年4月の学部認可申請時に文部科学省の専門委員会の審査を経て「可」の判定を受けており適正な人員配置を行っている。また、学部完成年度後に着任した教員についても、学部内で教務委員会、人事委員会及び教授会にて専門性を踏まえた科目との適合性について慎重な判断を行っている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本学部の専任教員の任用及び昇任の手続きについては、本学の「教育職員選考規程」のほか、学部で定めた「人事委員会に関する申し合せ」、「任用及び昇任に係る手続き並びに審査委員会及び人事教授会に関する申し合せ」、「人間健康学部における専任教員の昇任基準に関する内規」に基づき適切に行っている。このうち学部で定めた申し合せ及び内規については、2013年度に本学部が完成年度を迎えるにあたり、学部執行部及び教授会にて議論を重ねながら整備したものであり、以下のとおり公正かつ厳正な審査プロセスを重視した。

専任教員の任用については、人事委員会及び教授会の議を経て原則として公募により募集を行い、人事委員会が指名した5名の審査委員による審査委員会が、応募者の履歴、業績審査並びに面接により選考を行い、最終候補者について教授会に報告を行っている。この最終候補者の承認にあたっては、業績等の関連書類を教授会構成員に対して一週間の閲覧期間を設定した後、教授会において投票を行い3分の2以上の得票により決することとしている。

また昇任についても同様のプロセスを経て審査を行うが、審査対象となる教員は「教育職員選考規程」に定められている基準年数（准教授については助教5年以上、教授については准教授7年以上）を満たした上で、本学部の「人間健康学部における専任教員の昇任基準に関する内規」に定める業績基準を満たす必要がある。その上で教授会の承認を得た後、5名の審査委員による審査委員会が厳正な業績等の審査を行うこととしている。

[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本学部では、各教員が専門分野を生かした社会貢献活動に取り組むことにより、教員の資質向上を図っている。具体的には、2010年から堺市との地域連携協定を基に実施している「堺市と関西大学との地域連携事業」において「熊野本宮こどもエコツアー」や「子育てワークショップ」等の教育・子育て支援活動、「関大笑い講」や「堺市精神保健福祉セミナー」等の各種講演・セミナーの実施、「堺市教育委員会体力推進事業」への委員参画等本学部教員の知的資産を地域に提供する活動を継続的に行っている。また、「大阪マラソン」における参加者調査や、堺市民の健康づくり支援を目的とした「インターバル速歩」の講習会開催、ソーシャルビジネス研究会等、スポーツと福祉に関わる多様な分野において本学部の理念にも示す理論研究と実践研究の融合を実質的な形として実現し、各教員が専門分野を生かして地域社会の発展と充実に貢献することで、研究能力の向上をめざしている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部では、学理と実際との調和、学技一体を理念とした本学の学是である「学の実化」に基づき、単なる理論知識の蓄積に偏重することなく、実際の社会との繋がりを密にした人材養成教育を推進している。具体的には、将来を「構想する力」、自ら課題を「探求する力」、実践において他者と「協調する力」、専門知識を「応用する力」等を兼ね備えた人材を育成することを教育の目標としている。

教育目標に基づき学位授与方針を次のとおり明示している。

本学部は、学理と実際との調和、学技一体を理念とした本学の学是である「学の実化」に基づき、単なる理論知識の蓄積に偏重することなく、実際の社会との繋がりを密にした人材養成教育を推進する。つまり、人間が幸福かつ豊かに生活できるよう、健康の維持や増進を図るために人間の健康に関わる基礎理論と実践的なアプローチを学び、それを基盤として地域コミュニティにおいて健康支援や生活支援の実践に携わることができる人材、即ち人間の健康に関する総合的な専門性を持つ人材を育成することを目的としている。

本学部では、将来を「構想する力」、自ら課題を「探究する力」、実践において他者と共感し「協調する力」、専門知識を「応用する力」等の能力を身につけさせることを教育のねらいとしている。そのために設置している共通教養科目、外国語科目及び専門科目を履修し、所定の期間在籍し、一定の単位修得要件を満たした学生に対して学士（健康学）を授与する。

[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示している。

本学部のカリキュラム編成は、総合的な人間力を養うための「共通教養科目」、外国語文献の読解等を身につけるための「外国語科目」、人間の健康に関する体系的な知識を身につけ、それらを応用し、実践する能力を養うための「専門科目」に大別される。専門科目は、人間健康学の体系的な知識を幅広く学ぶ「基礎科目」(各コース共通)、更に専門性を深め、総合的なアプローチの視点を身につけるための「応用科目」(各コース共通、各コース別)、また２コースの教育研究内容を横断する科目として「連携科目」を置いている。更に、それらの科目で学び得たものを実際的な研究テーマとして設定し、少人数指導によりきめ細かい指導の下に課題を探求する「演習科目」、専門資格取得のための「選択科目」及び「自由科目」に分けられ、基礎から応用への学びが連続する段階的な教育体系となっている。本学部の教育の要であり、必修となっている「演習科目」では、導入演習（１年次）、基礎演習（２年次）、専門演習（３年次）、卒業演習（４年次）を設置し、一貫した少人数指導を行っている。４年次の卒業演習においては、卒業論文若しくは卒業研究のどちらかを課題として選択させ、学生の個別の研究テーマに基づく論文指導や卒業制作、研究発表のための指導を行う。また各自が所属するコースの学びに加え、更なる学問的関心を伸ばすための登録履修制度「ユーモア学プログラム」を設置している。こうした人間健康学の学びによって、本学部の教育のねらいである「基本構想力」「課題探究力」「協調力」「専門応用力」を身につけることが可能となっている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

本学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、構成員（教職員及び学生）へはHPや印刷物等で周知・徹底するとともに、学生には、新入生オリエンテーションや新入生対象のオリエンテーションキャンプで周知を行い、また保護者に対しても教育懇談会等で重ねて周知を図っている。また、社会へもHP のほか学部パンフレット等の印刷物を通じて広く公表している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

2014年３月に学部の完成年を迎えるに当たって、2013年度に教育課程の全面的な見直しを行った。その折に、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行い、それに基づいて新カリキュラムを作成した。主な変更点は、履修年度の適切化、資格関連授業の整備、導入授業の内容の整合性を図る等である。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部では、①人間の健康に関する体系的な知識の習得、②健康に関する基礎知識を応用し、実践する能力の習得、③地域における健康支援と福祉に関わる人材養成のための実践教育の重視の三つの学部の教育課程の編成・実施方針を実現するために、人間健康学の体系的なカリキュラムの下、二つのコース（スポーツと健康コース、福祉と健康コース）と二つのコースを横断するプログラム(ユーモア学プログラム)がそれぞれの特色に合わせたカリキュラムを提供している。本学部のカリキュラム編成は、本学の人材養成のねらいである「基本構想力」「課題探求力」「協調力」「専門応用力」の調和する総合的な人間力を養うための基盤となる教養を身につけるための「共通教養科目」、人間と健康に関する研究領域の外国語文献の読解やコミュニケーションスキルを身につけるための「外国語科目」、人間の健康に関する体系的な知識やそれらを応用し、実践する能力を養うための「専門科目」に大別される。

本学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎から応用への学びが連続するように段階的に次のような教育を行っている。まず、１年次に、「演習科目」として「導入演習」を設定している。これは、少人数のクラスに分かれ、専任教員が担任者となって、ゼミ形式で授業を行うものである。ここでは、文章力等基本的スタディスキルを向上させ、ディベート等を通して大学生活の土台を築くことをねらいとしている。

２年次生は、この科目履修を踏まえ、各コースに分かれていく。各コースでは「演習科目」として基礎演習（２年次)、専門演習（３年次)、卒業演習（４年次）を設置し、一貫した少人数指導を行う。４年次の卒業演習においては、卒業論文若しくは卒業研究のどちらかを課題として選択させ、学生の個別の研究テーマに基づく論文や卒業制作、研究発表のための指導を行う。

また、１年次より幅広い実践力のベースとなる専門知識を身につけさせるために、学部に共通する専門科目群からなる「基礎科目」を設置している。「基礎科目」には、必修科目である「人間健康論」、選択必

修科目である「スポーツと健康」「社会福祉概論」をはじめ、「健康の文化史」「こころと健康」「健康支援の社会システム」「医学一般」といった人間の健康に関する基本的な知識を学ぶことができるような科目配置を行っている。

２年次より「応用科目（各コース共通)」と「応用科目（各コース別)」を設定し、体系的に人間健康学を学べるように、健康に関する応用科目を配置している。「応用科目（各コース共通)」では、人間の健康をこころから捉えた「こころと健康を考える」、身体からのアプローチの「からだと健康を考える」、コミュニティ・社会制度からみる「くらしと健康を考える」の三つのカテゴリーからなっており、次に示すコース別の応用科目の学びへと連動するようになっている。

「スポーツと健康コース」では、基礎科目で習得した科目を応用できる能力を身につけるために、より専門性の高い科目を配置している。必修科目である「スポーツ運動学」「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」のほか、「スポーツ経営学」「スポーツ医学」「スポーツと感性」「スポーツ文化論」「地域スポーツデザイン論」等の実践性のある科目を設定している。本コースでは、中学校・高等学校の保健体育科教員免許取得のためのカリキュラムを用意し、スポーツ領域における専門職養成のための人材育成を行っている。

「福祉と健康コース」では、人間の健康のあり方や社会福祉に関する基礎知識と実践的なアプローチを学ぶために、必修科目である「社会福祉政策Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワークⅠ」をはじめ、「子ども家庭福祉論」「高齢者福祉論」等の社会福祉に関する科目の配置を行っている。その他「相談援助演習」「相談援助実習」「福祉実習指導」といった演習・実習系科目を配置し、理論と実践の調和を図ることをねらいとしている。これらの科目の履修にあわせ、「基礎科目」や「応用科目（各コース共通)」に配置された関連するスポーツや健康科学に関する科目、保健医療科目を履修することにより、福祉専門能力の向上に資する教育を行う。

３年次には、各コースに所属しながら更に興味を深めるための登録履修できるカリキュラムとして「ユーモア学プログラム」を設定している。プログラムでは、「ユーモア学入門」をはじめ、「笑いと健康」「笑いの文学」「ユーモアコミュニケーション」等の二つのコースの応用性の高い科目を設定している。

本学部の専門科目における必修科目は、講義科目である「人間健康論」の１科目と「スポーツと健康」「社会福祉概論」のどちらか一つを履修する選択必修科目、また所属するコースが指定する必修科目（３科目)、並びに演習科目である。本学部の学びの構成は、多様で学際的な科目群より構成されており、幅広い知識の修得を可能とするために、共通科目、応用科目（コース共通、各コース）を選択必修科目として設置している。自由科目には教職や司書教諭資格取得に関する科目を配置しているが、各コースに所属する学生が自らの関心のあるテーマに応じて自由に選択することも可能となっている。

本学部が設置する「共通教養科目」は、専門科目の学びへの架け橋となる基礎的な教養科目として「哲学を学ぶ」「日本の文化と人間を考える」「スタディスキルを身につける」「基礎からのミクロ経済学」「ビジネスを学ぶ」「数学を学ぶ」等を設定し、教養と専門知識の双方の能力を兼ね備えた人材育成のための教育を展開している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

初年次教育実施状況について、本学部では導入教育の充実に取り組んでいる。少人数クラスの「スタディスキルを身につける」を専任教員が担当し、プロジェクト・アドベンチャー施設を利用する等、スタディスキルだけでなく、学生同士の人間関係の構築、コミュニケーション能力の育成、大学生としての学びの「構え」づくりといった、スチューデントスキルの習得もめざしている。そして「人間健康論」、「導入演習」を開設して、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行い、高校教育から大学教育への移行を円滑にするための役割を果たしている。基礎的な体験が不足していると言われる現代の学生に対し、初年次においてプロジェクト・アドベンチャー等体験型の学習形態を多く取り入れることで、専門教育における理論・知識の学習を単なる知識の蓄積にとどめず、実践へと繋がるものとしている。

また「21世紀教養プロジェクト」として、授業や課題としての図書の読書以外でも、学生が読書に慣れ親しみ、自己形成のために自然と本を手に取る習慣を育み、21世紀型の新たな教養を身につけることを目的として、読書会、ブックレビューコンテスト、写真と本から選ぶフレーズコンクール、講演会等の企画を実施する等、課外教育の充実を図っている。

更に、プレ・スチューデント・プログラムとして、指定校制推薦入学、AO入試、SF入試、一高・北陽高校・高等部卒見者入試といった各種入試で早期に入学が内定した高校生を対象に、学部での学びの基礎を身につけるための取組を実施している。具体的には、e-Learningによる指導のほか、課題図書に基づくレポートの提出と添削指導、スクーリングによる直接指導を行っている。

他に、入学直後の４月にオリエンテーション・キャンプを実施し、合宿形式で新入生、上級生、教職員が寝食を共にし、プロジェクト・アドベンチャー等の体験型学習やディスカッションを行い、新入生が新しい環境で充実した学生生活を送るための基盤づくりを行っている。

3　教育方法

【1】現状の説明

[1] 教育方法及び学習指導は適切か

本学部では、人間の健康を社会的な広がりまで考えて促進できるスポーツ指導者や社会福祉専門職者を育成するため実践的なカリキュラムを編成している。

具体的には、1 年次に「人間健康論」を設定し、健康をテーマに専門的視点を紹介することで学生に本学部における学びの方向性を理解させる。また、1 年次より学部教育の「基礎科目」を設置し、カリキュラムと実社会の関連を示すことで、人間の健康に関する基礎知識を学びつつ、その知識をいかに実践に反映させるか学生が主体的に考えるような教育を展開している。これに加えて、少人数（約20名）のゼミ形式授業の「スタディスキル」及び2014年度から「導入演習」を開講し、初年次から学生が自ら考え、ディスカッションし、プレゼンテーションを行う発信型の授業を実践している。

２年次でも少人数のゼミ形式の「基礎演習」を必修とし、レポート作成やプレゼンテーション、専門能力向上のための教育を行うとともに、履修指導やキャリア支援をも含めたきめの細かい教育を行っている。低学年次から少人数の授業を経験することで、3 年次以降の本格的なゼミ（「専門演習」・「卒業演習」）でも学生は自ら積極的に発言して活発に議論を行う等、学生主体型の授業が 4 年間を通じて継続的に実現している。

更に、きめの細かい個別対応として、学生が成績不良に陥った場合には、1・2 年次生には教学主任、学生相談主事の教員を中心に、必要に応じて事務職員も交えて本人から事情を聴取し、3・4 年次生にはゼミの担当教員が指導にあたるようにしている。各教員はオフィスアワーも設定しており、学生が気楽に教員に相談できるように配慮している。

本学部では、2 年次に、「スポーツと健康コース」「福祉と健康コース」のどちらかを学生が自ら選択し、専門的な講義科目を履修し、本学部が目標とする教育と人材育成を体験する。

スポーツと健康コースでは、競技スポーツのみを対象とするのではなく、レクリエーションやジョギング等生活スポーツにも着目し、市民の健康増進と生活設計に寄与する教育研究を行う。そのために、市民を対象とした公開授業や中高教員等の専門家を対象とする公開研修会を開催する拠点機関を学内に設置し、コミュニティスポーツの拠点として大学を広く市民に開放し、地域社会に開かれた実践プログラムを推進している。これは、我が国の大学では極めてユニークな試みであり、教科カリキュラムにおいても、積極

的に地域社会と連携し、多様な人々と交流する実践型教育研究を展開している。

福祉と健康コースでは、福祉専門職養成のための社会福祉士国家試験の受験資格取得カリキュラムを軸とした教育プログラムを実施している。「福祉実習指導Ⅰａ・Ⅰｂ」は、社会福祉の援助方法、対人援助の基礎、福祉専門職の倫理と価値、社会福祉施設の種別と運営に関する理解といった講義科目、また施設見学とそれに基づくグループディスカッションを行っている。その他、学内での車いす体験、高齢者体験やゲストスピーカーによる講義や福祉施設の実際を知るために第一線の福祉専門職者による講義等を実施している。実習やフィールドワークを重視することにより、実際的な支援プログラムの作成能力の開発とその能力の向上に重点を置いた教育をめざしている。

なお、履修制限単位数は「学則」で定められており、春学期・秋学期それぞれ22単位ずつとしている。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

新入生のシラバスについては、4年間の振り返りを基に、スポーツと健康コース、福祉と健康コースともに、それぞれのコースの特性を更に充実する方向で、一部修正を行っている。

修正した提供科目等を含め、それぞれのシラバスは、各教員が『シラバス作成の手引き』に基づき作成する。この手引きには、必要箇所に記入例が示してあり、「到達目標」「授業計画」「準備学習の内容」「成績評価基準及び成績評価方法」「参考文献等」について明示するよう、明確な指示がなされている。また「受講要件の明確化」については『大学要覧（堺キャンパス）』において、履修条件が制限されている科目に関する説明が明記されている。その他、教員が個別に制限を課す場合はシラバスの「講義計画」と「その他」の項目で指示している。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、『シラバス作成の手引き』で、学生に対する事前の説明責任を果たすよう教員に指示があり、シラバスの遵守は契約的要素であるとして教員の義務が強調されている。

実際に遵守されているかどうかについては、各学期終了時の授業評価アンケートにおいて、学生から5段階で評価を受けている。その結果は、ほとんどの項目において、「3.5～4.5」の評点を得ており、全学的にみても、平均的な評価結果となっている。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

適切な成績評価については、GPAの実施により確保している。学生には各学期終了後の成績発表の際に当該学期の値と１年次から通算の値が知らされ、学習努力の目安として機能させている。更に、留学希望時にも受入れ先の大学の求めに応じて合否の判定や履修科目のレベル設定に活用されている。外部試験等の活用については、2014年度新入生からは、外国語科目において検定認定制度が導入され、外部試験による単位認定制度も実施されている。

成績評価に対する不服への対応については、「成績発表に関する質問」が用意されており、学生は疑問があれば自由に確認できる体制が整っている。

授業外学習の確認方法については、全学的な「授業支援システム」を活用し、課題レポートの提出や小テストの実施が簡便にできるようになっている。更に、履修者のプライバシーを守りながら教員の指示をいつでも的確に伝えられるよう、大学のインフォメーションシステムを通じて科目履修者全員や個人への伝言ができるようになっている。

留学時の受入れ先大学の単位認定については、「認定留学（中期外国語研修）の単位認定に関する申し合わせ」の規定に基づいて適性に行っている。ただし、本学部は完成年度を迎えたところであり、適用例は少ない。今後は、これを一つの判断基準として、「適切性を判断する基準の明確化」や「単位互換・交流協定の実質化」について更に高いレベルで達成できるよう努力する。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本学部では、教員３名・職員２名で構成されるFD委員会を設置し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。同委員会が実施した主な活動には、以下のものがある。

(1) 学部FD委員会　FD活動の一環として、学部が初年次教育に配置している「スタディスキルを身につける」の担当者で会議を設定し、各担任者のクラスの状況や書評の課題設定について意見交換を行った。また、2014年度に実施予定のカリキュラム改定に係る初年次教育のあり方について議論した。

(2) 授業評価アンケートを教授会等で教員に周知し、全員参加を原則として実施した。

(3) 学部FD委員会　FD活動の一環として、学部のFD活動に学生を参画させ、教員・職員・学生が三位一体となって学部の教育の質の向上とキャンパスの活性化をめざすために学生FD委員会を設置した。

(4) 2012年度に本学社会学部・キャリアデザイン担当主事の川﨑友嗣教授を招いて「専門教育におけるキャリア意識の形成について考えていただくヒント」に関して、学部教員・職員を対象に講演会を開催した。2013年度には本学文学部・教育開発支援センター長の田中俊也先生を招き、「関西大学における学生の教育力活用の理念と実態」について学部教員・職員を対象に講演会を開催した。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、教育目標に対して、理論研究の部分では、入学初年次に配当している「導入演習」「人間健康論」等の科目を通して「人間健康学」という新しいアプローチの基盤となる知識や理論を修得し、2年次以降に設定されている「スポーツコース」「社会福祉コース」及び「ユーモア学プログラム」に分かれての専門科目への準備を備えている。また、実習・実践教育については、教育実習や相談援助実習等の各種実習科目、演習科目に加えて、仲間との繋がりや関わりに注意を向ける習慣づけを目的とした１泊２日の「初年次キャンプ」や、課外活動として地域活動への参加や各種ボランティア等への参加を推奨し、事前トレーニング、事後の検証等を実施してきた。このような実習・実践教育の成果としては、上位年次学生が１・２年次生の支援のために、初年次キャンプや学部の各種行事、実習教育における支援に積極的に参加していること等が挙げられる。

現時点における教育効果の評価方法については、講義科目、外国語科目、演習科目等、担当教員がそれぞれ効果的であると判断した多様な測定方法が採用されている。講義科目については、学期末の定期試験のみで成績判定する他に、講義中に実施する中間テストや小テスト、課題によるレポート、プレゼンテーション、出席回数等の平常点を加味して最終判定することができる。また課外活動については、報告書の提出、参加者へのアンケート等の方法によってその効果を検証してきた。

2013年度は、一期生が卒業する年度となり、初めての学位授与が実施された。卒業対象学年の在学者347名に対して、学士（健康学）授与者は324名、卒業率は93.1％であった。

本学部の就職活動者に対する就職決定者数の割合は2013年度で98.1％（男子学生97.0％、女子学生99.2％）であった。卒業生の進路（以下、括弧内は就職決定者に対する割合）は、民間企業（85.3％）、官公庁（9.1％）、公立学校教員（5.6％）等である。また本学ないし他大学の大学院に進学した学生は5.9％であった。このように本学部一期生は厳しい雇用情勢の中で非常に好調な結果を残しており、本学

部生が社会から高く評価されていることが伺える。卒業生は、人間の健康に関わる多面的な知識や地域連携による実践的な学びをとおして培った社会人基礎力や自発的にプログラムを組織する能力を活かし、様々な分野で活躍している。

本学部生の教員採用試験合格状況については、2013年度で、小学校３名、公立中学・高等学校保健体育科が11名であり、合格者は、延べ14名（全学104名）、実数13名（合格率25％）であった。また、各種資格については、社会福祉士国家試験が17名（合格率48.6％）、健康運動指導士の合格率が66.7％、健康運動実践指導者の合格率が100％であり、いずれも高い合格率を示している。

学生の自己評価については、2010年度新入生を対象にして卒業時（2014年３月）に行ったアンケート調査（『2014年人間健康学部卒業生対象アンケート調査結果』）では、2013年度の卒業生の90％以上が「基礎構想力」「課題探究力」「強調力」が、80％以上が「専門応用力」が学生生活を通じて身についたと評価している。更に、80％以上の学生が大学での学びが職業選択に役立った、卒業後の進路に満足していると回答した。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の卒業に必要な要件は「学則」、「学位規程」等に規定し、『大学要覧』に明示している。手続きとしては「人間健康学部教授会規程」に基づき、教授会において卒業判定を行い、卒業所要単位を満たした学生を合格としている。

本学部では卒業論文または卒業研究を必修としており、コース毎に基準を定めている。スポーツと健康コースでは、学生は卒業にあたって卒業論文の執筆または卒業研究を行わなければならず、卒業論文は１月初旬に提出しなければならない。福祉と健康コースでは、学生は卒業にあたって卒業論文の執筆を行わなければならず、卒業論文は12月下旬に提出しなければならない。卒業論文は、担当教員が審査にあたり、２月下旬に実施する卒業論文発表会における厳正な審査を行う。この審査では複数指導者により合否を判定しており、学位審査の客観性と厳格性を担保している。

卒業論文は、スポーツと健康コースで134本、福祉と健康コースで66本提出された。卒業時にスポーツと健康コースから２名、福祉と健康コースから１名、優秀な卒業論文を執筆した学生を表彰している。なお、卒業論文は本学部生が特定のパソコンから閲覧できるように現在教務委員会で検討中である。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

１　求める学生像の明示

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部は、人間の健康を「スポーツ」と「福祉」の視点から総合的に探求し、地域と連携した様々な活動への参加・参画を通して、学際的で実践的なアプローチによって社会と人間の「健康」に関わる諸問題を解決できる人材を育成することを目的としている。この目的に照らし、本学部では、高等学校等における全般的な基礎学力を有するとともに、社会に関心をもち、幅広い教養と実践能力を兼ね備え、個性豊かで人間の健康のあり方を創造する意欲をもった人材を広く求めている。「スポーツと健康コース」では、スポーツや健康に興味関心をもち、スポーツ活動を通しての人間形成やコミュニティの再生、あるいは新

たな人間の健康のあり方を探り、地域において活躍したいと考える学生を求めている。また、「福祉と健康コース」では、福祉と健康に興味関心をもち、これまでの社会福祉のあり方や実践を、人間の生活環境と健康の関係から捉えることができるとともに、地域コミュニティにおける福祉文化の構築及び醸成に、積極的に貢献したいと考える学生を求めている。

2　障がいのある学生の受入れ方針

入学前、入学後に障がいのある学生（入学予定者を含む）またはその保護者から、修学支援に関する相談を受けた場合は、学生相談・支援センターと連携を図り、障がいのある学生が、他の学生と同等の条件で修学できるよう、障がいの程度に応じた支援を行っている。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

1　入学者選抜方法の適切性と透明性確保の取組について

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
人間健康	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－

本学部の入学者選抜には、一般入試及び大学入試センター試験を利用する入試（一般・センター入試）の他に、社会人も対象にしたAO入試、SF入試、外国人学部留学生入試（留学生入試）、指定校制推薦入試、高大接続パイロット校推薦入試（パイロット入試）、本学併設高校からの接続入試（接続入試）があり、いずれの入試においても前述した学生の受入れ方針に沿った選考基準を明示している。

一般・センター入試では、総合的な基礎学力を持つ受験生を選抜し受入れることを目的とし、3教科ないしは2教科の試験を基本に選抜を行っている。またこれらの学科試験だけでは見出しにくい広い視野、柔軟な思考力、個性的な想像力等を総合評価する自己推薦型の公募入試としてAO入試を行っている。その選考基準は大学HPや冊子等で明示しており、透明性を確保している。更に、スポーツと健康コースがある本学部では、優れたスポーツ実績をもち、学業に意欲のある学生を対象にした自己推薦型の公募入試としてSF入試を行っている。本入試の選考においては、全学のSF入試専門委員会及びSF入試選考委員会でスポーツ実績を厳正に審査した上で、面接試験により学業への意欲等を考慮した選抜を行っており、選考基準は進学ガイドや大学HPで明示している。留学生入試では、「日本留学試験」のうち、「日本語（記述問題を含む）」及び「総合科目」を受験必須科目とし、英語検定試験のグレードまたはスコア（TOEFL iBTまたはTOEIC）の提出を求め（通常の課程による直近6年間の学校教育を英語で受けた者については、それを証明する書類をもって免除）、面接で日本語運用能力を確認して厳正に選抜している。

これらの入試に加え、指定校制推薦入試、パイロット入試、接続入試制度によって、本学部において修学することに強い意欲を持つ個性豊かで優秀な生徒を、本学部の指定する高等学校長の推薦により募集している。これらの推薦入試においては、評定平均値や外部試験の結果（接続入試）、高大接続プログラム（パイロット入試）及び入学前教育を設定し、厳正な審査の下、適切な学生募集を行っている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
人間健康	330	－	1,230	－	1,426	－	1.16	－	337	343	382	364	24

本学部の入学定員は、2014年度新入生より300名から330名と30名の定員増となった。在籍者数は、2014年度新入生337名、2013年度新入生343名、2012年度新入生382名、2011年度新入生364名で在籍学生数は1,426名（留年者数24名を含む）であり、その在籍学生比率は収容定員の1.16倍となっている。

開設５年目の本学部の志願者数は、2010年度入試3,169名、2011年度入試5,158名、2012年度入試3,786名、2013年度入試4,218名、2014年度入試4,309名と、2012年度入試において減少したもののその後増加し、ここ２年は4,000名を超える志願者を得ている。このことは、学生の受入れ方針に基づく学生募集の成果と考えるが、在籍学生比率が収容定員の1.16倍となっていることから、今後は適切な定員管理を行う必要がある。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本学部では、毎年入試終了後、学部執行部で結果を分析し、教授会において入試の総括と今後に向けての課題を報告している。また、本学部入試委員会で学生の受入れ方針や定員の適切性の検証、一般入試及び大学入試センター試験における募集人員の見直し等を行い、学部執行部会の議を経て教授会において審議し、公正かつ適切な入学者選抜の確立に向けて組織的に取り組んでいる。

またこれらの検討結果に基づく改善点を実行するために、入試センター主事会及びSF入試選考委員会等で継続的に議論を行い、学生募集及び入学者選抜を適切に実施するよう努めている。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

1　研究成果の発表状況等

本学部では、本学部の教員及び非常勤講師、本学部の学部生、その他趣旨に賛同した者、内外の研究者を構成員として学術団体である「関西大学人間健康学会」を学内に設置している。学会の主要な活動の一つとして、学会誌の発行、講演会の開催がある。2014年度に学術講演会の開催を予定している。

本学部では、教員の研究発表の場として『人間健康学研究』を年２号発行している。執筆を希望する学会員は、編集委員会に執筆予定論題と枚数を記載した申込書を提出し、論文を投稿することになっている。編集に当たっては、本学専任教員が執筆者を選定し、査読した上で掲載を決定する。なお、本学専任教員の推薦と編集委員会の了承を経た上で、論文を掲載することも可能である。

2　その他、研究成果発表状況

大学の学術情報システムに登録された本学部専任教員による、著書、論文、その他及び学会発表による

研究業績の公表状況については、2013年においては、著書１件、論文８件、学会発表７件、その他23件の計39件となっている。

2013年度における学会発表を含む学会活動等への参加状況は、国外９件及び国内61件であり、国内学会等への参加は教員一人当たり約2.5件となっている。

研究条件の整備状況として、個人研究費が研究活動に積極的に活用されている。2013年度の本学部専任教員への個人研究費総額（実績）は、11,929,873円に上り、教員一人当たりの執行率は97.5％となっている。

学内の共同研究費として、2013年度には、教育高度化促進費１件が採択された。また2012年度からの継続として、教育研究緊急支援経費の利用があり、研究・教育活動に活用された。

2013年度の学外からの研究費獲得の実績は、科学研究費補助金が9,620,000円、その他の学外４研究費が2,225,000円であり、合計11,845,000円。科学研究費補助金については、申請16件、採択５件で採択率は31.3％であった。

本学部の研究費総額28,601,770円のうち、もっとも大きな割合を占めるのが、個人研究費に在外研究旅費等を加えた経常研究費で、42.5％、ついで科研費33.6％、学内共同研究費16.1％、その他学外研究費が続いた。

大学附置研究所との関係については、現在のところ共同研究は計画されていないが、学部内に堺市との地域連携拠点として人間健康学ラボラトリを設置している。ラボラトリ内には、スポーツ・身体文化ユニット、健康福祉開発研究ユニット、ユーモア科学ユニットの三つのユニットを設置しており、堺市との地域連携において要請されている調査研究を実施している。人間健康学ラボラトリの成果について、毎年度発刊の「堺市と関西大学との地域連携事業実績報告書」で公表を行っている。

検索

総合情報学部

検索

第２編　総合情報学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 279

Ⅲ　教員・教員組織 …… 279

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 281

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈281〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈283〉

Ⅳ－３　教育方法〈284〉

Ⅳ－４　成果〈287〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 287

ⅩⅠ　研究活動 …… 290

ⅩⅡ　国際交流 …… 291

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学部は、本学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎながら、情報化社会に対応すべく、本学の第７番目の学部として、1994年４月１日に、本学の新校地である高槻キャンパスに新たに設置された。

本学部の理念・目的は、「学則」に教育研究上の目的として「総合情報学部は、情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的とする」と明記してある。

即ち、本学部の理念・目的は、従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化等の様々な領域を「情報」という視点から統合的に探求するとともに、情報の生成・加工・蓄積・伝達の能力である情報リテラシーを育成する実践的教育を行い、人間と社会に対する広い視野と知見更には創造性をもって情報の操作と発信ができる人材や、情報の論理とその意義や機能と人間・社会との関係について幅広い知識を有し、社会の実践的な諸問題を認識し、情報技術を活用して問題解決を図ることができる人材を育成することにある。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本学部においては、教職員及び学生が本学部の理念や目的を十分に理解できるように、カリキュラムをメディア情報系・社会情報システム系、コンピューティング系という三つの系によって整理している。そして、新入生に対しては、毎年、新入生指導行事において、本学部の教育目的及びカリキュラム体系についての説明を行っている。

本学部の卒業生が、IT関連企業はもちろんのこと、製造業、金融、保険業、教育、マスコミ関連企業、公務員等、多彩な社会の第一線で活躍しているという事実は、本学部の掲げる「情報ジェネラリストの育成」という使命が果たされているということであり、ひいては本学部の理念・目的が、大学構成員に周知され、社会からも一定の認知を受けているということを示している。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部は文・理にわたる様々な領域を「情報」という視点から探求する学部である。情報リテラシーの実践的な教育とともに時代の変化に即応可能な教育の実践と、社会が求める考動力に富んだ有能な人材育成が実現できる教員組織を構築してきた。求める教員像としては、高度な研究業績と学部・大学院の両方

を担当できる教育能力を有する人材である。このため任用に際しては、規程等に明文化されてはいないが、人事委員会の合意事項として慣例的に、原則として博士の学位を有すること、及び大学院の授業担当が可能又は数年以内に可能となる研究を行っていることを応募資格として公募要領に明示している。また、公募によらない場合は大学院研究指導担当資格（D㊟）者に限定している。

本学部の専任教員の定数は旧来51名であったが、2009年度以降の任用において教育力の向上を目的として、本学部は理系学部同様に「教員１名当たり学生40人」（文系は同60人）の実現に向けて６名の増員配置となり、2013年度には増員６名枠を満たした。なお、教員定数57名のうち１名枠を使い、現場の第一線で活躍する、優れた知識、経験を有する現職の実務家２名を任期付き（１年毎の更新）である特任教授として迎えている。

増員人事はもとより退職等に伴う補充人事においても、安易に既存科目の担当者を募集することなく、時代の変化、学生のニーズに応じて教育カリキュラムのスクラップ＆ビルドを行い、それに即した専門分野、担当授業科目並びに年齢構成を考慮した職位（教授、准教授または助教）等の応募条件を設定し、募集の際に明示している。

所属学生の全員が履修する基本ソフトウェア実習や導入ゼミについては、複数の専任教員が担当しており、教務委員会や実習担当者会議を設け、教育効果を上げるために密接な連絡調整を図っている。カリキュラムの運営や成績管理等の教育に関する権限と責任については、「教授会規程」に定められているとおり教授会の審議事項としている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本学部は、広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる人材の育成をめざしており、この目標を支障なく達成するために、「大学設置基準」で必要とされる専任教員数35名（内、教授18名）を上回る55名（内、教授46名）の専任教員（内１名は実務家である２名の特任教授）が学部の教育研究に従事している。また、情報をキーワードとした文理総合型の学部という特性から、学問領域が多岐にわたる授業科目が必要であるため、専任教員の専門分野も多種多様な学問領域・分野となっている。更に、大学だけで教育研究生活を過ごしてきた学究的な専任教員だけではなく、民間企業等の出身の専任教員も多い。これらのことにより、「様々な領域を情報という視点から探求する教育」及び「情報リテラシーを育成する実践的教育」という理念の下に編成された教育カリキュラムに沿った教員組織が整備されていると言える。

本学部の専任教員は、他学部専任教員（兼担教員）５名、非常勤講師（兼任教員）134名とともに、学部教育を担い、平均授業担当時間数は教授12.2時間、准教授11.2時間であり、専任教員間で担当時間数に大きな差が生じないよう、教務委員会において次年度の授業担当者の決定と関連させて授業担当時間数の調整を実施している。

専任教員の年齢構成を定年年齢から逆算して10歳刻みで見ると、65歳～56歳が18名、55歳～46歳が17名、45歳～36歳が15名と概ねバランスが取れている。35歳以下が１名と少ないのは、任用が公募による場合、研究業績及び教育実績を有する者が有利になるためである。

男女比は、男性教員49名、女性教員６名である。大学以外の民間企業等の出身の専任教員も15名で、情報リテラシーの実践的教育に寄与している。外国籍の専任教員は２名で、外国籍の15名の兼担・兼任教員が外国語教育にあたり、国際化の一翼を担っている。

専任教員の現行（2014年５月現在）実人員55名（現在１名の任用人事が進行中）では、専任教員１人当たりの在籍学生数は40.4人となり、目標の「教員１名当たり学生40人」が実現できた。

任用、昇任、定年延長並びに大学院授業担任資格認定の際に、その都度、人事委員会または審査部会において申し合わせ等に基づき、研究業績、教育実績を審査し、科目適合性を判断している。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の募集については、「教育職員選考規程」に基づき、博士の学位を有しているか、またはそれに準ずる研究業績があると認められることを基準としている。教授の募集については、大学教育に関する経験または高い職見を有し教育研究業績が顕著であること、また准教授については将来教授となることができ、授業科目に関連する業務に一定期間以上従事した経歴があり研究上の業績が顕著であること等を基準としている。学部内の手続きは、学部長を委員長とする人事委員会を中心にして、教授会において担当科目、年齢、研究領域等の応募条件を確認している。３名以上の選考委員を選任し教授会に諮っている。選考委員は、応募条件の担当科目・研究領域に近い複数名の教員とそれ以外の領域の教員から構成され、多面的なチェック体制を担保している。原則として公募を行うが、公募または推薦を行うことについては教授会で決定する。選考委員は、教員募集の条件への適合性の観点から、候補者の学歴、研究業績、教育経歴等に関して詳細に検討し候補者を絞り込み、人事委員会に諮る。教授会では、審査委員から審査報告書に基づいた詳細な報告を受け、議論の後、投票により任用の可否を決定（出席者の３分の２以上の賛成をもって可）する。

教員の昇任に関しては、教員募集の場合と同様に「教育職員選考規程」に基づいて行われている。更に、教員の昇任に関して学部独自に定めた「昇任人事に関する申し合わせ」によって、詳細を補充している。この申し合わせでは、専任教員の昇任に関する審査において、研究業績、教育業績、大学行政及び学部行政への貢献、社会への貢献という五つの面から総合的に検討される。上記の教員募集での基準の他に、例えば研究業績では、選考時点から遡ってそれぞれ一定期間に専門領域に関する著書や論文が一定数以上あることが求められている。昇任が可能な教員がいる場合には、人事委員会で３名以上の委員を選定して審査委員会を結成する。教授会では、人事委員長及び審査委員会から報告を受け、議論の後投票によって昇任の可否を決定する。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部の教育目標及び学位授与方針は次のとおりである。

本学部では、「情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成」を教育の目的として「学則」に掲げている。つまり、変貌するIT社会の要請に対応できる確かな情報フルエンシー（利活用能力）を備え、文理の枠組みを超えた幅広い視点から「情報」を捉えることのできること、更に、情報ネットワークの利活用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力及びその解決能力をもつ人材の育成を最終目標としている。この目標を達成するために必要な教育課程の中で、それぞれの授業科目における厳格な成績評価の下、卒業研究を含め、所定の単位を修得した学生に対して卒業を

認定し、学位を授与している。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育目標として設定された能力の修得を可能とするため、学部において提供される教育課程について教育課程編成・実施方針を次のとおり定めている。

本学部は、最大の特色である文理総合型というコンセプトを活かしつつ、学生に自らの専門性をより強く意識させた学修ができるカリキュラムを展開し、更に、理論的知識だけでなく、実践的な情報フルエンシー（利活用能力）を身につけるべく、最新の情報機器を用いた多様な実習科目を段階的に配置している。まず初年次教育として、演習型と実習型の導入科目を置き、学びへの関心を高めるとともに自ら学ぶための技術と思考法を養う。講義の大半を占める展開科目では、自分の未来ビジョンに合わせて系統的に学修できるように、「メディア情報系」「社会情報システム系」「コンピューティング系」の三つの履修体系を提示している。少人数で専門教育を行う演習科目（３年次の「専門演習」と４年次の「卒業研究」）は必修で、担当教員による２年間の指導の成果を最終的に卒業論文（若しくは作品等）としてまとめることにより、学部教育の集大成として結実させるようにしている。

このような教育課程編成・実施方針に関しては、視覚的に把握できるように、履修年次毎に開講科目を配置し、わかりやすく整理した一覧図と、三つの系に関して各系を一つの円に見立て、それぞれの一部が重なるよう配置し、重なり合った（あるいは重ならない）各領域に該当する科目名を挿入し、科目と各系との関係が鳥瞰できる図を描いた体系図という二種類の図表を作成し、HPや学部パンフレット等に掲出している。これを参考にしつつ、学生は、自らの関心や適性、志望進路に合わせて体系的学習を行うことが可能となる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

本学部では、大学要覧等の印刷物における紹介とあわせ、学部公式HP及びリーフレットにおいて、前述で紹介したカリキュラムの一覧図と体系図の二点を提示することにより、構成員（教職員及び学生）はもとより、外部に対する説明においても各種行事で活用され、広く社会一般への周知も図られている。

2014年度の新入生に対する学生アンケート結果によれば、「授業の履修にあたり、教職員からの卒業要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」という設問に対し、本学部については、「理解できた」及び「ほぼ理解できた」を合わせると79.9%、「授業の履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の方法等を確認しましたか」という設問に対しては、「確認した」及び「だいたい確認した」を合わせて77.1%（2013年度79.5%、2012年度82.9%）となっており、学生に対する周知はある程度図られているといえる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部は、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、「情報」をキーワードとした文理総合型の教育課程を編成している。これまでの情報リテラシーと問題解決能力をもつ人材育成から、更に一歩進んで、情報ネットワーク利用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力及びその解決能力をもつ人材育成が求められている。

2007年度には、学生が自分の関心や進路に合わせて系統的な学習を進められるように、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」という三つの系を基軸とする履修体系を整えた。

授業科目は、導入科目、基礎科目、全学共通科目、外国語科目、専門科目、教職・その他科目から構成されている。専門科目には、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目が含まれる。

基礎科目は、専門科目の基礎となる科目である。基幹科目は、本学部の教育課程のコアとなる科目であり、高度情報社会の基礎となる知識を習得する。展開科目は、専門性の高い科目で、それぞれの進路に合わせて系毎の専門的な知識を習得する。これらは主として講義科目である。

卒業所要単位は130単位である。科目分類別配分は、基礎科目24単位、外国語科目16単位（主選択12単位、副選択４単位）、専門科目90単位（基幹科目14単位、展開科目58単位、実習科目８単位、演習科目10単位）である。卒業所要単位に占める専門科目の割合が約70％＝(14+58+８+10)/130と大きいが、学際性を有する本学部の特性上、幅広い分野にわたる多様な専門科目が教養教育を補っている。

導入科目、基礎科目、専門科目ではいずれも専任教員の授業担当の比率が非常に高い。特に、専門科目のうち基幹科目は95.8％を、演習科目は全てを専任教員が担当している。専門科目における専任教員の担当比率は72.2％であり、設置基準上の必要専任教員数（35名）に対して1.5倍の専任教員を確保している。

兼任教員の担当科目は導入科目で１科目、基礎科目で10科目、展開科目で24.5科目、実習科目で26.5科目である。これら兼任教員は他学部の専任教員（兼担教員）及び実務家を含めた非常勤講師で構成されている。外国語科目の担当者の推薦については、他学部と同様、外国語学部に依頼している。

演習科目は、３年次に「専門演習」、４年次に「卒業研究」が必修科目として配当されている。授業は担任教員の指導の下に少人数制のゼミナール形式で行われ、講義や実習とは異なる調査研究やプロジェクト運営が展開される。「卒業研究」では論文または作品（ソフトウエア開発や映像制作等）の提出が課せられる。これらの授業科目においては、専門教育はもちろんのこと、担任教員によるきめ細かい指導が学生の人格形成に重要な役割を果たしている。

なお、本学部では創設当初から１年を春学期と秋学期の２期に区分したセメスター制を採用しており、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く全科目の単位認定をセメスター毎に行っている。したがって、秋学期入学が可能であり、休学や復学もセメスター単位で行える。

2001年度から高校教諭一種免許「情報」、2005年度から同じく「公民」及び「数学」の課程認定を受け、関係科目を整備した。「教職に関する科目」として「教職概説」等１年次配当の２科目、２年次配当の12科目、３年次配当の２科目、４年次配当の「教育実習」を開講している。「教科に関する科目」として基礎科目「情報と職業」を、「文部科学省令に定める科目」として基礎科目「日本国憲法」を設置している。

また、2009年度から一般社団法人社会調査協会の社会調査士の資格認定を受け、関係科目を整備した。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本学部は、情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な教育を実践している。本学部では、1994年度の学部創設から十数年の間、情報化の更なる進展と社会状況の変化等に応じて教育課程の見直しを行っている。

例えば、初年次教育の整備に関して、学校教育における教科「情報」の新設（2003年度）を受けて、高等学校を卒業するまでに学ぶ「情報」と本学部入学後に学ぶ専門分野としての「情報」を橋渡しする科目として「Enjoy Computing」を2006年度に新設した。更に、2008年度に１年次生を対象とする「導入ゼミ」を新設した。

また、2010年度には、プログラミング・データ分析・グラフィックス・映像等の分野のスキルから、自分の関心や進路を探すことができるように、初年度の実習科目を中心に履修方法を改善した。引き続き、２年次以降の実習科目で、それぞれの進路に合わせて高度なスキル技術を習得することができる。

本学部の教育方針の特色として、豊富な実習科目が少人数クラス編成で提供されている。これらの授業では上位年次生のSA（Student Assistant）と大学院生のTA（Teaching Assistant）が補助している。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

実践的な情報利活用能力を高める上で重要な役割を担う実習科目は、教育効果を高めるために１クラス50名以内で実施され、各クラスには原則として大学院生によるTA１名と上位年次の学部生によるSA２名を配置している。特に、担当TAは授業前の準備と授業後の質問対応のために当該授業時間の前後の時限も含めて授業支援にあたっている。

実習科目はコンピュータ730台ほか様々なメディア機器が設置された本学部スタジオ棟（C棟）の教室で行われる。これらの実習機材は３年毎に更新され、常に最先端の設備の下で授業が実施されている。2014年の学生アンケートでは、「大学内のコンピュータ関連の設備や機器について、どう思いますか」に対して本学部卒業生の97.4％が「大いに（やや）充実している」と回答しており（全学平均86.8％）、授業形態に適した環境が整備されている。

また2013年には演習（ゼミナール）を行うことを主な用途とするK棟（情報演習棟）が完成し、より主体的に学習・研究を行えるようになった。更にK棟内のギャラリーでは、演習において最新鋭のスタジオ設備やメディア機器を駆使して制作した映像作品やデジタルコンテンツを大型スクリーンに投影することができる。

学習指導については、入学時の履修ガイダンスで十分な説明を行うとともに、１年次の導入ゼミで各クラスを担当する専任教員及び学部事務職員によって学習・履修上の疑問点に随時回答・助言できる体制を整えている。更に、三つの系による学部カリキュラム体系及び2010年度に改訂された実習科目履修体系を、アニメーションを交えたWeb・コンテンツとして制作し学部HPより公開している。2014年の新入生を対象とした学生アンケートでは、「授業の履修や学修の疑問な点や不明な点は、教職員からのアドバイスによってその問題は解決しましたか」に対して、本学部生の65.9％が「（だいたい）解決した」と回答（全学平均68.3％）し、「教職員からの卒業（修了）要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法、その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」には本学部生の79.9％が「（ほぼ）理解できた」と回答（全学平均74.2％）していることから、的確な学習指導が行われていると言える。

履修科目登録は各学期24単位（年間48単位）を上限としている。ただし、教職関係の科目については履修制限単位に関わらず１学期に15単位まで履修可能とし、教職資格取得のための便宜を図っている。

教職課程については高校教諭一種免許「情報」、「公民」、「数学」の認定を受けている。2013年度の免許取得者数は、情報16名、公民14名、数学10名となっており、情報科への関心の高さに本学部の特色が表れている。なお、教職課程の希望者には、入学時の履修ガイダンスの他に、教育実習前指導、教員免許申請手続きについての説明等各学年に応じてサポートしている。また、キャリアセンター高槻分室において、専門教員による教職相談も行っている。

学生の主体的な参加を前提として、少人数クラスで実施される演習科目を１～４年次の各学年で配置している。この内、１年次の導入ゼミ（クラス平均履修者数19.3名）は必修科目、３年次の専門演習（クラス平均履修者数10.5名）及び４年次の卒業研究（クラス平均履修者数10.4名）は必修科目となっている。

専門演習と卒業研究は、３～４年次にかけて同一担当教員の下で履修する科目で、学生の主体的な参加意欲を高め、興味と希望に適う演習クラスでの履修が可能となるよう、特に入念な履修指導を行っている。２年次秋学期に次年度開講の全演習クラス（ゼミ）の『演習要項』冊子を配付し、３週間のオフィスアワー期間を設けて各担当教員が演習内容を説明するとともに、学生からの履修相談を随時受け付けるようにしている。このような履修指導体制によって、担当教員毎に演習テーマの異なる少人数編成の必修科目でありながら、履修者の８割以上が第一希望のゼミに配属されている。2014年のアンケートでは、「少人数教育を前提とするゼミ形式による授業は、大学での学びを充実させたと思いますか」に対して、本学部卒業生の94.9％が「(ほぼ）充実させたと思う」と回答している。この結果は、有意義な少人数教育が実効的に展開されていると言える。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成、内容の充実及び授業内容・方法とシラバスの整合性の確保は、全学的な取組に基づいて実施されている。複数担任者で開講される授業については、担当者相互でシラバスの内容確認を行っている。特に、基本ソフトウエア実習（担任者数12名）や導入ゼミ（担任者数28名）といった多数の担任者による科目では、科目担当者会議を開催してシラバス記載内容の確認と徹底を図っている。

2014年の学生アンケートでは、「授業の履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の方法等を確認しましたか」に対して、本学部新入生の77.1％が「(だいたい）確認した」と回答している。これらの結果から、シラバス内容が適切に周知された上で、成績評価もシラバスで公表された基準どおり適切に実施されていると言える。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

各授業科目では、その目的や授業形態に応じて、担当教員がそれぞれ効果的と判断した多様な教育効果測定方法が採用されている。導入科目は、新入生にとって今後の学習で必要とされる基礎的なスタディスキル習得を目的としており、その効果測定は定期試験でなく課題レポート、プレゼンテーション、出席状況等の平常点に基づいて総合的に行われている。また、各回の授業で習得したスキルの積み重ねが不可欠となる実習科目では、履修者の理解度をより確実なものとするために、ほぼ毎回、課題やレポート提出を課し、これらの結果とともに出席状況を勘案し総合的に判定している。

講義科目については、学期末の定期試験のみで成績判定する科目もあるが、定期試験に加えて講義中に実施される中間テストや複数回の小テスト・レポート課題、また出席回数等の平常点を加味して判定する科目が多い。2014年のシラバスによると、基礎科目16科目、基幹科目８科目、展開科目111科目の計135科目の内、98科目で平常点を様々に組み合わせて多様な観点から総合的に判定を行っている。更に、これら個別の科目とともに３年次の専門演習、４年次の卒業研究を必修とし、在学期間を通して教育効果を総合

的に判断している。

各科目における教育効果の測定方法・基準については、全て「シラバス」に明記し、学生に周知されている。教育効果の測定方法の大枠については、教務委員会並びに教授会で議論され、専任教員間で共通理解が得られている。複数クラスを開講している実習科目（基本ソフトウェア実習等）では、担当教員が共同で制作した共通テキストを用いるとともに科目担当者会議を２カ月に１回程度開催することにより、実習内容並びに評価方法について担当教員間で共通の理解を有している。

2014年のアンケートでは、「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」に対して本学部卒業生の94.9%が「(ほぼ) 基準どおりであった」と回答している。更に「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」に対して本学部卒業生の92.3%が「(ほぼ) 納得できている」と回答した。これらの結果から、シラバスで公表された基準に基づいて適切な成績評価が行われており、学生の成績評価に対する納得度は極めて高いことが分かる。

単位互換制度及び単位認定制度については、大学全体の取組に準じた基準が定められている。本学部では編・転入学生の単位認定として、修得科目に関わらず基礎科目として24単位を認め、44単位を一括認定している。ただし、出身学校における修得状況及び編入後選択する外国語科目によって、展開科目、外国語科目の認定単位の内訳が変わるため、編・転入学時に実施する履修ガイダンスにおいて認定単位について各学生に十分な説明を行っている。

また、留学希望者には留学前に個別で単位認定制度について説明している。帰国後の単位認定についても留学中の履修科目成績だけでなく、授業時に配付されたプリント資料や学生が提出したレポート等の現物を持参させ、学部教学主任が学生と直接面談した上で単位認定を行っている。

[4] 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育成果に関して直接的な責任を有する各教員は、当然にその担任科目の教育成果に関し定期的に、また随時検証を行っている。その形式は、平常試験、定期試験、レポート、授業評価アンケート等の定型的なもののみならず、発表内容、受講態度、個別質問の内容といった非定型的なものを含めた総合的な評価を行い、学生の理解度、関心度、学問的な欲求、社会的な要請等を加えて綿密な授業にフィードバックしている。教員、学生双方向で教育成果を常に検証している。

組織単位としては、学部教授会等における卒業率、就職率、進学率、その他学内外の状況を総合的に勘案しつつ、教育課程の改善に取り組んでいる。

教育内容・方法の改善に関する学部としての組織的な取組は、教授会の下部組織である学部教務委員会が主として担当するところである。教育内容の改善には、学問としての成熟度、学会等や社会における動向、研究者の存在等担任者に関すること、開講コマ数や受講者数等、施設設備や教材の有無、前提となる科目や関連する科目のこと等を総合的に評価し、授業カリキュラムとして適切かを判断して、最終的にはカリキュラムとして体系付けられる。教務委員会はこれらを総合的に企画調整する機能を有する。

教育改善に関する全学的なアプローチとしては、教育推進部の下に設置された教育開発支援センターにおいて、いわゆるFD活動にシステム的かつ継続的に取り組んでいる。実際に、教育方法に関する基礎データは授業評価アンケートから得るところが大きい。学部としての組織的な取組を行うためにも、受講者の直接的な反応を知る意味でこのアンケート結果を有効に活用している。

教育では、ITテクノロジーやWebを利用することによって成果が上がるような、学生の継続的で不断の努力を要する側面と、学生の持つ長所を素早く発見してそれを伸ばしていくような、人間的な精緻な観察を必要とする側面の両方がある。教育推進部及び教育開発支援センターと学部とが連携して、大学教育に対する専門的見地からの研究、計画、実施、見直しのサイクル的な検討に取り組んでいる。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、教育目標、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を、学部HPや『大学要覧』において明示している。更に各科目でもシラバスにおいて、講義概要、講義計画、成績評価の方法等を明示して厳格な成績評価を行っている。

本学は、情報系学部として設備の充実に力を入れているが、それは2013年度の卒業時に実施した学生アンケート調査（学部回収率61.3%）にも数字として現れている。「学修効率を高め、快適な学修に役立っていると考えられる」施設として「PC教室」をあげる学生が、全学が21.4%であるのに対して、本学部では41.3%と多く、また「大学内のコンピュータ関連の設備や機器について、どう思いますか」の項目に対して、大学全体では「大いに充実している」が40.4%であったのに対して、本学部は64.1%であり、情報教育環境に対する学生の満足度も高い。

本学部では、2013年度の卒業率（在学者の中で卒業者の占める割合）は84.1%であり、本学の全学部（83.8%）よりも若干高い。卒業生の就職に関しては、2013年度においては就職率（就職活動者中の就職決定者の割合）が95.6%と、就職氷河期といわれる社会状況においても一定の成果を上げている。業種別就職状況の比率トップ３を見ると、全学が①金融・保険業19.4%、②製造業17.2%、③教育・広告・その他のサービス業16.8%であるのに対し、本学部は①情報通信業31.3%、②卸売・小売業14.3%、③金融・保険業14.0%であり、情報通信業の比率の高さから、本学部の教育内容が進路に直結するケースが多いことが伺える。大学院進学者については卒業者の7.3%であり、文理総合型の学部であるので文系学部より高い傾向にある。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本学部の卒業に必要な単位数は130単位であり、本学では法学部とともに最大である。その他卒業に必要な要件は全て「学則」に規定するが、これらは『大学要覧』等の配付物に明記されている。

４年次必修の演習科目「卒業研究」（ゼミナール）で課し、４年間の学習の集大成といえる卒業論文について、理系のゼミを中心に合同で発表会を行い、審査的な役割も果たしている。また、卒業生全員の卒業論文の概要をCDに収め配付して、卒論の内容をオープンにしており、評価の透明性を高めている。

卒業判定については、学部教授会で厳正に審議され、厳格な卒業判定が行われている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部は、文系・理系という枠にとらわれることなく、様々な領域を「情報」という視点から総合的に探究する学部である。入学者選抜においても、文系・理系の両方からアプローチできるように、一般入試（センター利用入試を含む）では試験教科・科目に配慮している。更に、幅広い層から個性豊かで優秀な

学生を積極的に受入れるべく、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、社会人入試、AO入試（活動実績評価型、情報リテラシー評価型）、SF入試、推薦入学（指定校、高大接続パイロット校）、併設校入試、編・転入試、推薦編入学等の様々な入試制度を設け、外国人学部留学生、帰国生徒については、秋学期入学も実施している。このため、本学部では、特定の科目に留まらず、高等学校までの各教科・科目をしっかりと修得し、基礎的な学力を十分身につけている人、また、入学後に獲得する知識やスキルを最大限に活用しながら、自分の専門を深く追求し、社会に貢献しようとする高い目的意識を持った人を求めている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
総合情報	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○

本学部では、学部理念に基づいた入試科目を設定している。一般入試では、英語・国語・数学の３教科の中から２教科を選択する「２教科選択型」、文系受験生を対象にした「文系３教科型」、理系受験生を対象にした「理系２教科型」の３方式を実施し、文系・理系にとらわれず、多角的な入学者の確保に努めている。編・転入試においても、小論文及び面接に加えて、英語または数学から１科目を選択する方式を採用している。帰国生徒入試・社会人入試は「小論文」及び面接、外国人学部留学生入試は、「小論文」及び面接と「日本留学試験」で選考するが、どの「小論文」も文系・理系のそれぞれに対応した問題を複数出題し、受験者は選択できる方式を採用している。

AO入試「情報リテラシー評価型」は、上記の入試科目とは異なる観点から、学部理念に基づいて採用された方式である。中等教育段階での「情報科」導入に伴い、コンピュータ・リテラシーを有する高校生が増えてきた。そこで、本学部が養成する「情報ジェネラリスト」に直接的に結びつく入試方式を導入した。

入試の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても十分な配慮がなされている。入試は、スケジュールや問題作成、監督割り当て等、原則として全学的な試験体制に従って行われている。学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に入試センター主事を兼ねているため、全学的な入試方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学的な場で反映させることができている。

選抜基準に関しては、その透明性が確保されている。一般入試の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないように、統計処理を行った上で判定に用いている。これは、併設高校卒見者入試における外部テストの得点と内申書得点にも施され、総得点を序列化して合否を判定している。いずれの入試の場合も最終合否判定は教授会で行われ、全ての筆記試験の得点や面接評価ほかの判定資料を明らかにした上での説明があり、審議を経たのち決定する。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
総合情報	500	30	2,020	90	2,220	55	1.10	0.61	539	539	527	615	108

2014年度の本学部の収容定員（2,020名）に対する在籍学生数（2,220名）の割合（収容定員超過率）は学部全体で1.10倍となった。これは2011年度における1.21倍、2009年度の1.24倍と比して、大きく改善されている。また、授業運営や学生相談等に著しく支障をきたすほどの超過率ではない。超過の発生は、海外留学等の事由による修業年限の超過や卒業時の学生の質を確保するための厳格な成績評価によるものと考えられるが、教員によるきめ細かい指導体制、コンピュータ環境の充実、ネットワーク環境の充実（無線LANの導入等）により十分な教育を行っていると考えられる。

次に入学定員超過率は、2012年度（入学定員510名、入学者数514名）、2013年度（入学定員510名、入学者数527名）、2014年度（入学定員500名、入学者数535名＊春学期入学者のみ）において、それぞれ単年度で1.01倍、1.03倍、1.07倍となり、3ヵ年の平均超過率は1.04倍となり、1.1倍未満になるように改善された。2012年度に、志望者の絶対数が少ない編入学者定員を見直して、30名に半減した。この結果、全体的な入学定員超過率が適正に改善された。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本学部において独自に入試問題を作成しているのは、AO入試（情報リテラシー評価型）、SF入試、編・転入試、帰国生徒入試、留学生入試、社会人入試である。いずれも教授会において試験問題の内容・出題趣旨・評価基準が説明されている。教授会での報告により、出題者の説明責任を果たすとともに、学部としての検証が行われているといえよう。

前述の入試問題は、複数の教員により、過去の問題を踏まえつつ作成される。AO入試やSF入試においては、合議によって問題が作成されている。採点・評価も合議によって行われている。また、帰国生徒、編・転、留学生、社会人入試においては問題作成・採点とも複数の教員が担当し、相互チェック体制が整えられている。入試問題の検証は、教授会での報告及び各年の入試問題作成段階において、十分図られている。

また、異なる入試で入学してきた学生の入学後の成績の追跡調査も、毎年実施しており、入試の検討材料となっている。

入試制度の改廃・変更については学部入試委員会で検討されてのち、教授会で審議・決定している。またAO入試についてはAO入試委員会を別途設置し、問題や評価基準の作成等について毎年度細かく検討している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

入試制度の理解について効果が認められる。2011年度新入生のうち入試制度を理解していた者は、2011年の新入生を対象とした学生アンケートによると82.6％であったが、2014年の新入生を対象とした学生アンケートでは90.2％であり、概ね入試制度の概要を理解していた。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

収容定員超過率及び入学定員超過率の改善に取り組んだ結果、2014年度までの３ヵ年の平均超過率は1.04倍となり、1.1倍未満になるように改善されている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

引き続き、入試制度の理解向上のための取組を進め、その成果も確認していく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

今後も定員充足率の適正化に向け取り組んでいく。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学部の専任教員の研究成果は、著書・学術論文・国内外学会発表・Web（学術情報システム、学部HP、教員個人のHP）・その他の形態で社会に広く開示している。これらの研究成果をこの分類に従い集計すると、2011年ではそれぞれが９件・101件・140件・40件・計290件、2012年では８件・86件・137件・40件・計271件、2013年では８件・50件・116件・13件・計187件となっている。

また、学部の研究成果発表の場である『情報研究』が学部紀要として年２回発行されている。その発行状況は、2011年度では論文・資料が計９本、延べ執筆者数が17名、2012年度では同６本、同15名、2013年度では、同６本、同14名となっている。学会・シンポジウムの開催や学会報告等を通じて、専任教員は様々な形で国内外の学会活動等に関わっている。本学における学会・シンポジウム開催件数は、2011年度で１件、2012・2013年度で０件である。また、国内外別の学会活動等への参加状況（研究費によるもの）は、2011年度では国外学会参加者が66人、国内学会参加者が152人、2012年度では同69人、同217人、2013年度では同70人、同188人となっている。また、学部生・大学院生との共著論文や発表等により、学協会から受賞する教員も少なからずいる。

学会賞やフェロー称号等の受賞・受贈経験を有しているほか、専任教員のうち学会の理事等に就任している者、政府や地方自治体、公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者も相当数おり、2011年度の教授会で了承された学外兼職者数は延べ58名、2012年度には延べ56名、2013年度には延べ67名となっている。これらの活動を介して、教員は学内の活動のみならず自らの専門性・研究成果を活用して社会での活動も行っている。

各種研究員については、2011年度では在外研究員（学術）が１名、研修員が２名、2012年度では、在外研究員（学術）が２名、研修員が２名、2013年度では、在外研究員（調査）が１名、研修員が１名である。

研究活動においては、逐次整備されてきている学内の研究助成体制や各種の研究員制度に加えて、外部からの研究費（文部科学省の科学研究費補助金及びその他の外部機関からの研究費等）を獲得している。

学術研究助成基金研究費、重点領域研究助成費、特別研究・教育促進費、東日本大震災からの復興に関する研究費からなる学内の研究費補助は、2011年度が３件、5,287,980円で、2012年度が４件、7,427,591円、2013年度が４件、13,654,000円となっている。

2011年度において科学研究費補助金の申請・採択状況は、申請18件、採択12件、採択金額22,570,000円、採択率66.7%、2012年度は、申請23件、採択15件、採択金額31,980,000円、同65.2%、2013年度は、申請23件、採択16件、採択金額40,560,000円、同69.6%となっている。

科学研究費補助費のほかに、本学部では、政府若しくは政府関連法人からの研究助成金、民間の研究助成団体等からの研究助成金、更に企業からの指定奨学寄付金、受託研究費等諸種の外部資金の獲得活動も展開している。2011年度には合計28,700,000円、2012年には合計30,818,000円、2013年には合計28,279,000円となっている。

これらの外部研究費は、学部研究費全体の59.1%（2011年度）、60.8%（2012年度）、59.9%（2013年度）を占めている。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

全学的方針に基づき国際的な教育研究交流に積極的に取り組んでいる。2013年度における教員・研究者の新規の短期の派遣は71名、長期の派遣は２名、受入れは短期で２名であった。

学生の教育交流の面では、留学生の派遣は１名（台湾）。受入れは23名（内、中国21名・韓国１名・ノルウェー１名）であった。海外語学セミナーへは13名が参加した。

なお、帰国生徒入試及び留学生の秋学期入学を実施しているのは本学部のみである。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

2011年度から2013年度までの海外語学セミナーへの参加者の推移は９、８、13名であり、参加者が増加傾向にある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

受験生向けのパンフレットに派遣留学制度を紹介する等の広報活動に努め、学生に対しては入学後のできるだけ早い時期に留学のガイダンスを行う。また、希望する学生には具体的な準備を始めるよう指導する。

検索

社会安全学部

検索

第２編　社会安全学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 295

Ⅲ　教員・教員組織 …… 297

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 298

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈298〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈299〉

Ⅳ－３　教育方法〈301〉

Ⅳ－４　成果〈303〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 304

ⅩⅠ　研究活動 …… 308

ⅩⅡ　国際交流 …… 309

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

防災・減災問題や安全・安心な社会の実現を考えるには、従来の工学・理学的な枠組みのみならず、社会、人間そのものにも関連した広範囲の学問領域の融合と「安全の知」の集積・体系化が必要である。欧米等の先進諸国では、安全・安心問題を研究教育の中心に置いた学部や大学院が数多く設置されているが、我が国においては、安全問題を中心に置いた体系的な教育研究が行われている教育機関は数えるほどしか存在しない。

このような社会的背景のなか、2010年４月に、「文理融合の学びを通じて、安全・安心な社会の創造に寄与する」という教育理念に基づいて本学部が設置された。

本学部は、全学の教育理念の下、「学則」においても「現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成」と明確にその教育研究上の目的を明示し、設置後４年余りの間、グローバルな視野から地域的・社会的な安全問題を総合的に理解し、問題解決に向けた企画・立案・マネジメントを通じて、安全・安心の実現ができる人材の育成に努めてきた。

本学部設置後の2011年に発生した東日本大震災やそれに伴う福島原発事故、並びにこれら災害・事故からの復旧・復興の状況を見ても、本学部の理念・目的は社会の要請に非常によく合致したものであり、適切に設定されたものであると判断できる。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本学部の理念・目的は、文部科学省への認可申請に際して同省に提出された「関西大学社会安全学部の設置の趣旨」の中に明記されており、その要点は本学部のHPに公開され、広く社会へ公表されている。

また、2010年４月に発刊された関西大学社会安全学部編『安全・安心を科学する』（産経新聞出版）の巻末資料に上記の「設置の趣旨」を収録し、本学構成員がいつでも学部の理念・目的や設置の趣旨を確認・参照できるようにしている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

教授会やFD等の日常的な活動、父母対象の懇談会、企業対象の懇談会のほか全学的な自己点検・評価活動等を定期的に実施しており、理念・目的の適切性について検証を行い、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

2013年度末に、本学部は初の卒業生を社会に送り出した。一期生の就職率は97.1%となっている。これは、本学部の理念・目的が適切に設定されており、概ね社会にも受入れられたものであると判断される。卒業生の就職・進路情報については、本学データブックのほか、学部パンフレットに掲載し、学部生のキ

ャリアデザインの参考となるように配慮している。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学部設置の理念及び３ポリシーについて学部HPにおいて掲載するとともに、関西大学社会安全学部編『検証　東日本大震災』(2012年度新入生)、『事故防止のための社会安全学　防災と被害軽減に繋げる分析と提言』(2013年度新入生)、『防災・減災のための社会安全学　安全・安心な社会の構築への提言』(2014年度新入生）を入学時に配付し、学部の理念・目的や設置の趣旨を踏まえた教育・研究活動について、より身近なものとして把握できるように配慮している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

理念・目的について、定期的に検証を行い、常に適切な内容であるかどうかの確認を行う。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

2017年春に、社会安全学部編『社会安全学入門』（仮題）の公刊が予定されている。社会安全学を体系的に論じるテキストとなることから、その中においても学部の理念・目的について言及し、社会への周知の一助とするとともに、本学部生が本学部の理念・目的をより理解できるように配慮する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

即時性・具体性の観点から、学部HPを通じた情報発信は、社会への周知という点で効果が大きいと考えられる。HPによる情報発信を更に充実させていく必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学部HPについて、効果的な情報発信のための即時性・具体性の向上について検討する。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本学部の求める教員像は、「Ｉ理念・目的」で示した教育理念や目的を実現するに資する人材であり、新たな学問分野を確立するために、広い見識とそれぞれの分野において豊かな実績が求められる。

本学部の教員構成は、専任教員28名中文系16名・理系12名となっており、文系・理系別だけでなく社会安全に関わる各分野にバランスよく教員を配置し、学際融合分野における社会安全教育が実現できるよう配慮している。

また、教員組織の編制方針については、学部内に人事委員会（委員３名）を常設しており、そこで検討している。人事委員会は人事に関する事項を扱う委員会であり、具体的には、将来構想や採用計画の策定、昇任手続き等を行っており、一例をあげれば、任用については専門分野、実務経験、年齢等を考慮しつつ、大学院教育も視野に入れた上で、慎重に審議されることとなる。ただし、教員人事に関する事項は教授会審議事項と規定されているため、最終的には、教授会において審議・決定される。また、これらについては、申し合わせ及び内規にて明文化している。

なお、「教授会規程」に定められているとおり、カリキュラム運営、成績管理等の教育に関する諸権限と責任については、教授会の審議事項としている。助教を含む全教員による教授会において、学際的カリキュラムの運営をはじめ、構成員の合意形成、意思決定・伝達の機能が実現している。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

2014年度の専任教員数は28名（内、教授14名）であり、大学設置基準上の必要数17名（内、教授９名）を上回っている。

本学部は、2010年設置認可申請時に科目適合について教員審査を受けており、専任教員28人中23名が審査において可能と判定された教員が当該科目を担当しているため、編成方針に沿った適切な教員配置ができている。また、以後に任用した５名についても、人事委員会を通じて学部のカリキュラムに沿った授業担当が可能な教員の任用を行っている。本学部にはそれぞれの専門性を生かした授業科目を担当するとともに、主要な専門科目は専任教員が責任をもって教授する体制を整えている。

社会安全という新しい学際的学問領域を担うため、専任教員の分野は非常に多岐にわたっており、その内訳は、法学関係(5名)、経済学関係(4名)、文学(心理)関係(4名)、情報・教育学関係(2名)、社会学・社会福祉学関係(1名)、理学関係(1名)、工学関係(9名)、社会医学関係(2名)で構成されている。これらの多様な領域を学際的融合する教育・研究を実施するため、全ての教員による緊密な協議・連携を行っている。

また、本学部教員の年齢分布は、61-70歳５名、51-60歳７名、41-50歳13名、31-40歳３名となっており、大きな偏りがない状況となっている。なお、本学部の専任教員１人当たりの在籍学生数は40.9人であり、適正な人員配置となっている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本学部の教員の募集・任用・昇任については、「教育職員選考規程」、「社会安全学部教員の任用に関する申し合わせ」、「社会安全学部教員の昇任取扱い内規」、「社会安全学部教員昇任基準に関する申し合わせ」「社会安全学部教員の助教の昇任・移行に関する申し合わせ」に基づき、透明性を確保しつつ適切に行われている。これらの諸規程に基づき、教員の募集・採用及び教授の任用、准教授から教授への昇任人事、助教の昇任・移行の審査を実施している。

これらの手続きにあたっては、教授会で選ばれた３名の教員からなる審査委員会が、履歴書・研究業績書等に基づき審査報告書を作成し、教授会で報告した後に、審議し投票によって可否を決定している。特に、昇任人事については、本研究科博士課程後期課程（現在設置認可期間）を見据えて行い、手続きに遺漏がないよう適切に行った。

本学部の教員人事は、学部内に設置している人事委員会において、教員人事の将来構想、採用計画、「人事に関する内規・申し合わせ」等を審議・立案し、最終的に教授会にて審議・決定しており、透明性を担保している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

教員の活動実績を明示することを目的として、紀要『社会安全学研究』を毎年発刊し、そこに教員の研究業績一覧や教員・大学院生の学術論文を掲載している。これは研究活動の促進とともに一般社会に向けた研究成果の公表を行うことにより、学術面での社会貢献活動の場となっている。

また教員の研究発表と討論を行う「社会安全学セミナー」を継続的に実施しており、積極的に教員間の研究情報に関する情報交換の場を設定している。

更に教員の研究内容を社会に発信する試みとして書籍発行を行っており、『検証　東日本大震災』(2011年)、『事故防止のための社会防災学』(2013年)、『防災・減災のための社会安全学』(2014年)を出版し、全教員が執筆に協力している。

授業・教育内容に関しては、本学部ではFD委員会（教員４名）を設置し、そこが主体となり、月に１回程度、授業・教育開発検討会を教授会後に実施することで、教員間における講義・教育活動の資質向上に努めている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本学部では、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成を教育目標としている。この教育目標に基づき学位授与方針を次のとおり明示している。

本学部では４年間の教育課程を修め、所定の単位を修得した者に対して「学士（学術）」（Bachelor of Arts and Sciences）の学位を授与する。本学部が養成する人材像は、安全・安心な社会の創造に寄与するための学びを通じて、防災・減災対策や事故防止、危機管理のための政策立案とその実践ができる、優れた情報処理能力を有した社会貢献型人材である。これは、より具体的には、専門的知見をベースに、①地域生活と社会活動上の安全問題を読み解く能力を身につけ、その問題解決に向けた方策を立案し実践できる能力、②安全の維持・継承の仕組み、安全確保の方策を理解でき、異分野の専門家や技術者をコーディネートできる能力（異分野の専門家とコミュニケーションできるテクノリテラシー）、③安全問題の解決のために英語で他国の人々とコミュニケーションが図れる能力、の三つの力を備えた人材ということができる。換言すれば、地域的・国家的・国際的な安全問題を総合的に企画・立案し、マネジメントを通して

安全・安心の実現ができる人材であることを示すものが、本学部の学士（学術）号である。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本学部では、教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本学部では、現代社会が直面している安全上の諸問題を読み解き、その解決策を提案する等、社会とのインターフェイスを必要とする学問分野を取り扱う。また、育成するのは、文理融合型の実践能力に優れた人材である。このため、本学部では、基礎から応用へとバランスのとれた実践的な教育課程を編成している。即ち、理論やツールの体系のみを学ぶだけでなく、修得した理論やツールを用いて、防災・減災、事故防止、危機管理のための政策立案とその実践ができる人材を育成するために、社会安全の分野における最新の専門知識を教授するとともに、シミュレーションや体験実習を取り入れたカリキュラム体系を編成している。そして、4年間の一貫教育によって、学生に(1)防災・減災、事故防止、危機管理に関する最新の体系的な専門知識の学修(2)破壊実験等の体験学習・実習の実施による実践力の養成(3)社会調査、ディベート、プレゼンテーション、高度な情報処理、専門英語等の技能(4)自然災害、事故の現状を総合的に理解して、政策を立案できる能力、の四つを修得させる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

関西大学社会安全学部編『安全・安心を科学する』(産経新聞出版)を通じて、構成員（教職員及び学生）や社会に公表している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本学部では、2014年３月に完成年度を迎えるにあたり、カリキュラム検討委員会を設置し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方法の適切性について検証を行い、2014年４月からの新カリキュラムを編成した。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎から応用へとバランスのとれた実践的な教育課程を体系的に編成している。

本学部における開設授業科目は、大きく「基礎科目群」（86科目）「専門科目群」（76科目）「統合科目群」（18科目）「自由科目群」（36科目）「外国人留学生科目」（14科目）に分かれている。基礎科目群から48単位以上、専門科目群から52単位以上、統合科目群から24単位以上、合計124単位以上を修得した者に卒業を認め、卒業者には学士(学術)の学位が与えられる。

基礎科目群は、いわゆる一般教養科目に類するものであり、必修科目と選択科目の設定がなされている。本学部に関係する一般教養的な要素を持つ科目だけでなく、本学部専門教育のベースとなる入門的な科目

も多く配置しており共通基礎科目、情報処理実習科目、外国語科目に細分化され、低年次（１または２年次）に配当している。外国語科目は、英語を１～３年次まで必修科目としており、英語で他国の人々とコミュニケーションが図れる能力が身につくように配慮を行っている。

専門科目群は、共通専門科目、社会災害マネジメントコース、自然災害マネジメントコースに細分化している。共通専門科目は１・２年次に、履修モデルとして二つのコースは２・３年次に配当しており、社会災害または自然災害どちらかに特化した専門科目群での学びができるようになっている。これによって、安全に関わる幅広い領域について学び、防災・減災、事故防止、危機管理に関する最新の体系的な専門知識が身につくように配慮を行っている。

統合科目群は、個別的専門科目を包括的に統合する能力を養成する科目群であることから、配当は１～４年次生に分散しており、実習科目・共通科目・演習科目に細分化している。必修の実習科目として、「社会安全体験実習Ⅰ」（１年時配当）と「社会安全体験実習Ⅱ」（２年時配当）を配置し、社会安全に関わる施設見学や体験学習を通して、現代社会が直面している安全上の問題について学ぶことができるようになっている。また、少人数教育で行う必修の演習科目として、「入門演習」（１年時配当）、「基礎演習」（２年時配当）を配置して、安全問題を読み解く能力、ディベート、プレゼンテーション能力の訓練を行っている。その上で、少人数のゼミナール形式の「専門演習」（３年時配当）、「卒業研究」（４年時配当）を配置して、自然災害、事故の現状を総合的に理解して、政策を立案できる能力を体系的に身につけさせた上で、学生の個別の研究テーマに基づく卒業論文を執筆し、提出させている。

なお、前述の科目群以外で「自由科目群」として配置している科目は、主として資格取得等に必要な科目やインターンシップ科目を開講しており、かつ卒業所要単位に算入しない科目群となっている。

本学部は、専門教育に関わる科目は、主として専任教員が担当している。

[2] 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

初年次教育として、「入門演習」を開設しており、1クラス25～30名程度で演習形式にて実施している。この科目は、単なる導入教育に留まらず、大学での学習・生活等に関わる相談窓口としても機能するクラス担任の役割も担っている。内容は、大学における学び方を理解させ、四つのスキル（情報収集力・読解力・文章力・発表力）を育成し、次いで、２年次に配当される「基礎演習」でディベート能力・プレゼンテーション能力を強化し、３年次の専門演習、４年次の卒業研究へと続く４年間の継続的なカリキュラムとなっており、初年次教育が単独で終わらないよう配慮している。

また、本学部において、社会調査やシミュレーション等を行う上で必要な数学的要素のある科目を必修科目として１年次から配当しているが、カリキュラムにおける高大接続の問題点は、これらの科目の授業レベルと高校での数学の履修の多様化並びに入試の多様化との関連であり、この問題点を解消するため、「数理学入門」や「統計の基礎」においては、習熟度別クラスを編成することで対応している。共通基礎科目群の一部の必修科目では、不合格者を対象とする再履修クラスを設定している。

実習科目として、合宿形式の「社会安全体験実習Ⅰ」では、１年次生を対象に兵庫県にある防災関連４施設の体験実習を実施し、本学部の教育目標に則って現場を熟知させる教育を行っている。２年次生を対象とした「社会安全体験実習Ⅱ」では、滋賀県にある安全運転技能研修施設での実習を行っている。

なお、卒業所要単位には算入されないが、学部独自で中期行動計画（2010～2013）に基づき導入した「国際インターンシップ」を３年次配当として開講しており、国際協力機関の日本支部に就業体験をする内容となっている。

このように本学部では教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。

3　教育方法

【1】現状の説明

[1] 教育方法及び学習指導は適切か

本学部の１年間の履修制限単位は春学期・秋学期ともに22単位以内で、１年間では44単位以内と設定している。科目登録の上限は50単位未満に収まっており、卒業所要単位が124単位であることから、自宅学習の時間を確保した履修体系となっている。

本学部では、リスクの評価やコンピュータ・シミュレーションといった数学的な素養が必要となる科目が多く、高校時代まで文系コースで学んだ学生にも一定レベルの数的能力が要求される。そのため必修である数学系科目を習熟度別のクラス編成により実施し、能力に合わせた授業を運営している。

またIT実習では、TA及びSAを配置し、履修者一人ひとりの質問に適時対応できるよう工夫している。更にIT実習科目を再履修になった学生については、再履修クラスを設けて、個人の能力にあわせて指導できる体制を整備している。

実習科目として１・２年次に配当している「社会安全体験実習Ⅰ・Ⅱ」については、机上の知識だけではなく、学外の施設等を利用し模擬体験させることにより、実践的な能力を養成している。

実践能力の高い人材を育成するため、１年次に専任教員が担当する少人数演習である「入門演習」を導入し、２年次では発展的内容として「基礎演習」を導入している。１・２・３・４年次全ての学年に必修科目として演習が配置されており、特に３・４年次では２年間継続して同じ演習担当者のクラスを受講し、学習の集大成として卒業論文を完成させる、という一人ひとりの学生の能力と興味に即した、きめの細かい教育指導を行っている。

また文理融合学部であるという特徴を生かし、一つの専門分野に閉じこもらずに、広く社会へ発信する能力を高めるための取組を進めている。即ち卒業研究の内容等を、自分の所属するゼミの教員や学生以外にも広く理解してもらうための場を設けている。

卒業研究の前段階となる３年次生対象の専門演習では、各ゼミの代表者による中間発表会を原則として学部の全教員が出席した場で半日を使って実施している。

４年次の卒業研究については、全学生が発表会で発表することを義務付けている。発表会は各年の２月に丸１日を使って実施しており、七つの会場にわけ各会場に理系及び文系の教員を３－４名配置して審査を行っている。審査の基準は事前に教学委員会で定められており、全ての教員は統一した基準で学生の発表を審査している。

学生は卒業論文のダイジェスト版を統一フォーマットで作成し、パワーポイントを使った発表と質疑応答の準備を行い発表会に臨んでいる。一定のレベルに達していない発表者については再審査の機会を設け、最後まで徹底的に指導する体制を構築している。

なお、成績不振者については、毎学期該当者に対して通知を行い、１、２年次生については教学主任、３、４年次生については専門演習及び卒業研究を担当する教員が中心になって、個人毎に面談を行っている。特に３年次の専門演習を履修する条件をクリアできなければ、自動的に残留決定となってしまうため、大学の自律的学習環境に不慣れな１、２次生の面談では、それらの注意喚起を含めて丁寧に行っている。

このように本学部の教育方法及び学習指導は適切に行われている。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成・内容の充実及び授業内容・方法とシラバスの整合性に関しては、全学の教育推進部を通じて全学的な取組をすすめている。

本学部では全ての開講科目についてシラバスが作成され、全学のインフォメーションシステムを通じて公開されている。学生は履修科目を決める際に、シラバスを基に十分な時間的余裕をもって履修科目を検討することができる。

また、教育効果を高めるために少人数クラスで実施する「入門演習」及び「基礎演習」を開講し全学生が必修で学んでいる。これらの演習科目の目的は大学で学んでいくのに必要な基本的な学習方法と能力を１、２年次という早期のうちに身に着けることである。情報収集力、読解力、文章力、発表力という四つの能力を特に重視しており、１学年270名程度を10クラス程度にわけて実施している。１年次に開講される入門演習と２年次に開講される基礎演習は内容が連動しているが、１年次と２年次ではクラス替えがあり、担当教員も変更になる。そのため、配置されたクラスによらずに統一した内容で実施する必要がある。そのため本演習では全てのクラスが統一したシラバスに従って実施されている。そして、統一したシラバスでの実施を定着させるため、新年度のシラバス作成時期に担当者会議を実施して、前年度の反省を踏まえて全クラスのシラバスを統一的に修正する取組を行っている。

なお、本学部では上位年次配当の未開講科目のシラバスも、１年春学期に学生に配付し、４年間にわたる学習計画（履修デザイン）を立てる一助としている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価の方法・基準はシラバスに記載され、学生には事前に説明がなされている。また、全ての科目においてシラバスの記載に従った厳正な成績評価と単位認定が行われている。成績評価の方法は科目によって異なり、定期試験によるもの、平常試験（小テスト・レポート等）によるもの、それらを組み合わせたものがある。

2014年３月に卒業した本学部１期生は235人で、これは在籍者270人（就学者264人、休学者６人）中87.0％であった。卒業した学生の単位修得科目の平均点は78.99であり、60点から69点がC（可：GPA=１）、70点から79点がB（良：GPA=２）、80点から89点がA（優：GPA＝３）、90点以上がS(秀：GPA＝4)という評価基準を考えると、AやSが不当に多いことはなく、厳正に成績評価が行われていると評価できる。

また平均点、GPAという二つの指標で上位１／４、１／２、下位１／４に相当する順位の学生の成績を見ると、上位１／４（59位）の学生は平均点81.89、GPA2.70、１／２（118位）の学生は平均点78.51、GPA 2.31、下位１／４（176位）の学生は平均点75.61、GPA1.92、となっている。この数字からわかるように、学生の成績は上位学生と下位学生に二層化しているのではなく、GPAで2.7から1.9の範囲に入る学生が半数を占めるバランスのよい成績評価がなされていることがわかる。（根拠資料：平成25年度卒業査定資料）

教育推進部を通じて全学的に取組を進めている試験による成績評価、GPA、単位互換・単位認定の制度については、大学全体の記述に委ねる。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

全ての授業においてマークシート方式の授業評価アンケートが教育推進部によって実施されており、アンケート実施後１ヵ月後程度で担当教員に結果が公表されている。これにより個々の科目の教育成果について定期的な検証が行われている。また一部の科目では、日々の講義の中で課されるミニッツペーパーを用いて、学生の理解度等を測り、講義内容の改善に努めている。

学部全体の取組として、授業・教育開発検討会を月に１回、原則全ての教員の出席の下に開催している。検討会の出席率は高く、常に９割以上の教員が出席している。検討会では１回あたり１名の教員が担当し、

担当する講義で実施している工夫や改善等を紹介しており、学部全体の教育内容・方法の改善を進めている。

学部が発足した2010年からの教育課程や教育内容・方法については、2012年にカリキュラム検討委員会を立上げて検証・見直しを行った。その結果を受けて2014年度新入生から新しいカリキュラムを適用した教育が始まっている。新しいカリキュラムでは、学部の設置理念に今まで以上に適合するように改善が図られ、学生が選択できる科目の幅が広がり、自然災害・社会災害の両方を学びやすい体制になった。また、数学系科目の充実（数理学入門、統計学入門の２科目体制から、社会安全のための数学１、社会安全のための数学２、社会安全のための統計学、数学実習という４科目体制へ）や、英語科目の充実のためのプラクティカル英語科目の導入が行われた。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本学部では、地震、津波等の自然災害やボイラー事故、鉄道事故等の大規模な事故そのものの研究もさることながら、これらリスクに対応して社会をどう維持していくか、また、人間の生活をどう守るか、という点により重点を置いた教育研究を行ってきた。これは自然災害や大規模事故（社会災害）等における理工学的なリスク研究の到達点を前提に、その成果の一部分を用い、しかもそれらを錯誤や誤りの無いように理解した上で、社会的対応のできる人材を育成しようというのが、本学部の基本的考え方である。換言すれば、外力としてのリスクを分析することよりも、内部のシステムをどのように維持するかを考え、そのことで多くの人々が安心して生活できる社会の構築に寄与していく人材の育成が本学部の教育目標である。

2014年３月に第一期生が卒業し、卒業した学生は全員が必修の卒業論文を仕上げている。卒業論文のタイトルは学部HPにおいて全員分が掲載されているが、教育目標に沿った安全・安心に関係する幅広いテーマで執筆されていることがわかる。卒業論文については全ての学生が発表会において３－４名の教員を前にしたプレゼンテーションと質疑応答を経験している。直接の指導教員ではない、専門分野の異なる教員からの質問にも的確に応えられる実力を多くの学生が獲得した。

また卒業論文本体とは別に、Ａ４、２枚からなる統一フォーマットの論文概要を全ての学生が作成しており、この概要集は全学生分をまとめた冊子が印刷・製本されている。卒業論文本文については、卒業認定前の一定期間に全学生分を一箇所に集中して配置し、多くの教員が内容の確認を行って質を担保する取組を行っている。プレゼンテーションという「話す能力」のみならず、全員必修の卒業研究を通じて「書く能力」の向上にも努めてきた。

前述のような厳しい教育課程で学んだ学生の就職状況は良好である。一期生のうち、就職を希望した学生の就職率は97.1%であり、これは本学全体の平均就職率よりも0.8ポイント高い。就職先企業の業種別でもっとも割合が高いのが製造業（25.2%）であり、金融業・保険業（20.3%）、教育・広告・その他サービス業（18.8%）、卸売業・小売業（15.3%）と続いている。現在では文系学部において製造業に就職する学生は少なく、本学の場合でも法学部（13.4%）、文学部（13.9%）、経済学部（15.2%）、商学部（17.9%）、社会学部（13.4%）、政策創造学部（14.2%）、外国語学部（13.3%）、人間健康学部（10.7%）、総合情報学部（12.4%）という状況であり、本学部の25.2%は突出して高い数値である。これは本学部で学んだ学生が日本の基幹産業である「ものづくり」の世界で一定の評価をいただくことができたためであ

る。また防災や危機管理を担う仕事が多い公務員を志望する学生は多く、一期生からも13名（6.4%）が市役所を中心とした公務員になっている。

このように、本学部では目標に沿って学生の教育がなされ、また、学部で学んだことを活かせる業界へ多くの学生を送りだすことができている。教育目標に沿った成果が十分にあがっていると評価できる。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

2010年度に一期生として入学した280人のうち、4 年間で課程を修了して卒業した学生は235人であった。一定のレベルに達しない学生を無条件に卒業させることはなく、約 1 割の学生は必要な単位がとれずに 4 年間での卒業には至っていない。中途退学した学生は10人であり、これは全国的にみて低い水準にある。

本学部では必修となっている卒業論文については、前述したとおりに本文の執筆、概要の作成、複数教員を前にしたプレゼンテーションという審査過程を経ており、一定レベル以上の質を保証する体制が整っている。それ以外の科目についても、基礎科目群、専門科目群、統合科目群からなるカリキュラムに従って、学生は自然災害マネジメントコースまたは社会災害マネジメントコースのいずれかのコースにおいて必要単位を修得することが必要である。これら全ての卒業要件を学生が満たしているかを教授会において精査したうえで卒業を認定しており、学位授与は適切に行われている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

21世紀の今日、安全・安心な社会の創造は、国民一人ひとりの切実な願いであるばかりでなく、政治や行政の重点的な政策課題ともなっている。本学部の教育目標は、安全・安心な社会の創造に寄与するための学びを通じて、防災・減災対策や事故防止、危機管理のための政策立案とその実践ができる、高度な情報処理能力を有した社会貢献型人材の育成にある。本学部では、安全・安心に関わる学問分野に関心があり、主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力（課題探求能力）を備えようと志す者を受入れる。入学者の選抜は、総合的な学力を確認する学力重視型の筆記試験形態で実施される一般入試、及び教科・科目や配点を多様化することにより、総合的な基礎学力に加え、一般入試とは異なる多様な資質を持つ受験生を選抜するための、指定校推薦入学やAO入試等の各種入試によって行われる。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	併設校	編・転
社会安全	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－

本学部では、災害の発生過程を科学的に解明するとともに、災害が多発する社会のなかで生きる人間について考え、災害に強い社会システムを構築に向かって意欲的に取り組むことのできる広い視野をもった学生を受入れるために、つぎのような学生募集・選抜方法を実施している。まず一般入試では、主として文系学生の受験を想定した３教科型入試と、理系学生を対象とした２教科英数方式の入試を実施している。また、センター利用入試においても、国語の個別学力検査を併用する文系学生向けの方式、数学の個別学力検査を併用する理系学生向けの方式、そして、外国語、国語、理科、地理歴史・公民から各１科目と数学２科目の受験を要求する総合型の方式等を設定している。更に、被害の調査やリスクの算定には一定の数学的技能が必要となることから、外国人学部留学生入試では日本留学試験の数学（コース２）の受験を必須とし、指定校及び高大接続パイロット校推薦入学では、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学Bの４科目を修得または履修することを出願の要件としている。また、併設校卒業見込者入試では、理系クラス所属者に対する特別推薦入試を実施している。更に、SF入試においても２次選考に小論文を導入し、基礎学力をもった学生を選抜するようにしている。一方、AO入試では、災害復興、環境保全、福祉、地域安全に関するボランティア活動等、本学部での学びに直結する活動実績をもつ学生の募集を行っている。

いずれの入試においても、出題、選考、面接、評価の各段階において複数の教員が関わり、入学者選抜における公平性、透明性の確保に努めている。また、合否判定については、教授会で選出された入試委員が作成した得点データや各種判定資料を基に学部執行部が査定原案を作成し、教授会において最終の合否判定を審議決定している。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部	入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
			総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
									学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
社会安全	275	－	1,025	－	1,145	－	1.12	－	307	265	260	313	34

本学部の入学定員は、2013年度までは文部科学省に設置認可申請した250名であったが、2014年度に定員の改定を行い、現在は275名になっている。入学定員に対する在籍学生数の割合を年次別に計算すると、１年次1.12、２年次1.06、３年次1.04、４年次1.25（留年をしていない４年次に限った場合は1.12）である。本学部は実習授業を行う教室の座席数に関する制約が厳しいという事情もあり、入試成績と定着率の関係に係る統計データを基に一般入試、センター利用入試の合否査定を慎重に行っているため、過度の定員超過や定員割れは発生していない。しかし、現在の１年次と４年次の入学年度においては、一般入試、センター利用入試において大半を占める他学部との併願者の動向を読み切ることができず、入学者数が予想を若干上回る結果となっている。

なお、2014年度の本学部入学者は、一般入試が172名（55.8%）で募集定員の110名を大幅に上回っている。一方、センター利用入試は29名（9.4%）で募集定員の38名をやや下回っている。また、指定校推薦入学及び高大接続パイロット校推薦入学は84名（27.3%）で募集定員の82名とほぼ同数、SF入試も４名（1.3%）で募集定員の５名とほぼ同数となっているが、AO入試は２名（0.6%）で募集定員の10名を大幅に下回り、併設校卒業見込者入試も17名（5.5%）で募集定員の30名をかなり下回っており、入試区分毎の募集定員の設定が妥当であるかどうか、慎重に検討する必要がある。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本学部では、毎年入試区分毎に入学後の学業成績（修得単位数）の追跡調査を行い、入試方法及び合否判定基準の適切性について随時検証を行っている。具体的には、併設校卒業見込者入試では、入学者の成績データに基づいて、当該併設校に対して必要に応じて申し入れを行っている。また、指定校推薦入学については、出願実績及び入学者の成績データに基づいて、当該指定校に対して必要に応じて文書による警告及び訪問を行い、場合によっては指定の取り消しを行っている。一方、成績優秀な学生を継続的に推薦している指定校に対しては、指定枠の増員を行い、学生の受入れ方針に沿った学生募集が円滑に実施できるよう努めている。

また。一般入試やセンター利用入試の方式や募集定員についても、入試センターとの連携の下で、出願者数や入試成績を基に、学部入試委員会で詳細に検討を重ねている。特に、出願者数が伸び悩んでいる理系学生を対象とした２教科英数方式の一般入試については、予備校の進路指導担当者からのヒアリングも実施し、その結果に基づいて学部入試委員会、執行部会において詳細に検討を重ね、出題科目の変更、募集定員の変更と新しい入試方式の採用について実行案を作成し、学部教授会で審議、議決して2015年度からの実施を予定している。

更に、出願者数が低調なAO入試や、入学者の基礎学力の確保が課題であるSF入試についても、入試主事を中心に学部入試委員会において問題点の議論、改善策の検討を継続的に行い、学生募集及び入学者選抜が適切に実施できるように努めている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

本学部では、指定校及び高大接続パイロット校推薦入学において、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学Bの４科目を修得または履修することを出願の要件としている。入学後の学業成績（修得単位数）の追跡調査結果をみると、指定校及び高大接続パイロット校推薦入学による入学者の成績不良率は他の入試区分に比べて低い水準に留まっており、数学に係る出願要件の指定は、推薦入試による入学者の基礎学力の確保に一定の効果を上げていると考えられる。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度は、一般入試のうち２月入試による入学者が募集定員の100人を大幅に下回る88人に留まった。そのため、３月入試においては定員割れを防ぐべく募集定員の15人を大幅に上回る41人を入学させることになった。2013年度以降は、一般入試の２月入試の合否査定を定着率予測に基づいてより厳密に行うことによって、３月入試による入学者数が募集定員を大幅に上回ることのないように努めている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

指定校推薦入学について、出願実績、入学者の成績データ等を基に高校別に指定の継続、取消、募集人数の増減について検討を重ねている。また、入試センターから提供される高校別の推薦入学者の成績デー

タや出願率を基に、新規指定校の開拓を進めている。その結果、学部開設当初は48名であった指定校からの入学者が、2012年度から2014年度にかけては当初目標としていた80名前後の水準を達成しつつある。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

高等学校における数学系科目の修得・履修を出願要件としていない入試区分による入学者のなかには、数学に関する十分な基礎学力を持ち合わせていない学生も少なくない。2014年度から実施された新しいカリキュラム体系をうまく利用しながら、基礎学力を高めるための取組を進めていく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

学部開設後４年余りが経過し、一般入試やセンター利用入試における合格者の入試成績と定着状況の関係等について十分なデータが集まりつつある。２月入試の合否査定の段階で、ほぼ定員通りの入学者を確保できるような定着予測の仕組みを確立していきたい。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

指定校推薦入学について、出願状況が思わしくない指定校や入学者の基礎学力が十分でない指定校については、学部入試委員が訪問して事情を聴取し、推薦依頼を継続するかどうかについて慎重に検討を行う。一方、各種データから十分な基礎学力をもった学生を確実に推薦してくれる高等学校を見出し、積極的に推薦指定校とすることによって、十分な基礎学力をもった新入生を確保する活動を進めていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生の受入れ方針を通じて、本学部における学びの対象が、警察や消防が取り扱う生活安全に留まらず、自然災害や事故の発生メカニズムの解析から防災・減災対策の策定、危機管理のための政策立案までの広い範囲に及んでおり、自治体や企業にとって避けて通れない課題に答えるものであることを明示している。しかしながら、本学部において具体的にどのような内容を学ぶことになるのか、あるいは、高等学校におけるどのような教科・科目が本学部での学びに活かせるのかを、よりわかりやすく高校生や入学制に伝える方策を検討する必要がある。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

大学、他学部から大学院社会安全研究科へ進学する学生が少なからずいる現状を鑑み、編・転入試を実施するかどうかについて検討を行う必要がある。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

AO入試において、企業等で安全の問題に関心をもった社会人の受験が発生する一方で、災害復興ボランティア等に継続的に取り組んだ高校生の出願は伸び悩んでいることから、入試方式の設定や出願の要件が妥当であるかについて慎重に検討する必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

完成年度（2013年度）を迎えるまでは、学生の受入れ方針等について変更することはできなかった。2014年３月に卒業した第１期生の進路も踏まえて、現在提示している学生の受入れ方針が妥当なものであるかどうかを検証し、必要に応じて見直しを進めていく。また、高校生や新入生に対して、学生の受入れ方針や学部での教育内容が正しく伝わるよう、学部パンフレットやHP等の媒体を通じた広報活動の取組を進めていく。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

学部入試委員会及び執行部会において、編・転入試の導入に向けた検討を進めていく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

AO入試や一部の併設校卒業見込者入試等、募集定員に比べて入学者数が著しく少ない入試区分について、募集定員の設定が妥当かどうかも含めて慎重に検討を進める。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

2011年（１～12月）の研究活動業績は、著書８件、学術論文64件、学会発表13件を含め合計130件であった。

同じく2012年の研究活動実績は、著書10件、学術論文96件、学会発表６件を含め合計138件であった。

同じく2013年の研究活動実績は、著書12件、学術論文34件、学会発表３件を含め合計65件であった。

本学部・研究科では教員が一丸となって、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な研究活動の充実に努め、その成果をもって社会に貢献している。その手段の一つとして、研究費を各方面から獲得することに力を入れており、学内外の研究費に積極的に応募・申請するよう教授会等において周知徹底を行っている。それにより、2013年度は専任教員23名のうち、学外研究費である科学研究費補助金採択者が12名となっている。2013年５月現在、科学研究費補助金は専任教員一人当たり2,707,391円、科学研究費補助金を除くその他の学外研究費については、一人当たり3,187,434円となっており、学外研究費の獲得状況は極めて高い。

また、同じく2013年度は、政府系特殊法人からの受託研究４件、民間企業等からの受託研究５件、国及び地方公共団体との学外共同研究１件、政府系特殊法人との学外共同研究１件を実施している。

更に、専任教員の多くが、国・地方公共団体等公的機関の審議会・委員会・研究会等の委員等を委嘱される等、大学内部の活動のみならず、広く社会的に専門性・研究成果を活かした活動を行っており、その実績を教育活動において授業等を通じて還元している。

なお、学会活動においても、学会賞等の受賞経験を有しており、学会の理事等に就任している者が多い。

研究成果の発信については、シンポジウムの他、学部主催の公開講座や高槻市との地域連携協定に基づく講演会、防災分野の展示会への出展等を通じて、研究成果の発信を行っている。

その他、年度毎の研究成果・研究活動報告を掲載した『社会安全学研究』を創刊している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

本学部では、科学研究費補助金について学部を挙げた取組により、100％に近い申請率となっている。また、採択率は、2011年度70.6％、2012年度45.8％、2013年度66.7％となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

科学研究費補助金等については、学部を挙げた取組により100％に近い申請率となっているが、今後とも同様の取組を維持し、研究活動の継続的発展を図る。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学部では、2014年度５月現在、４名の留学生を受入れている。また、2013年度において、派遣留学で２名、認定留学で３名（春学期１名、秋学期１名、通年１名）を送り出している。

2013年度の教員・研究者の国際学術研究交流は、派遣・短期26件（新規）、受入れ（短期）１件となっている。

専任教員の在外研究員制度による派遣実績は、2014年度に１名となっているほか、今後も継続的・計画的に派遣を行うため、学部生・大学院生への指導体制の調整、担当授業の調整等を含め、適宜教授会で検討を行っている。

個人研究費や科学研究費補助金等を利用した海外での調査研究活動（学会含む）は、2012年度に25回、2013年度に26回行われており、国際的な教育研究交流は活発に行われている。

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

招へい研究者による講演等については、2011年７月及び10月、2012年７月、2014年４月にそれぞれ開催する等、活発に行っている。また、教育活動及び研究活動において、アメリカ・ハーバード大学との連携を図っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

招へい研究者による講演をはじめ、教育研究に関する国際的な連携等については、今後も積極的に取り組んでいく。

検索

システム理工学部

環境都市工学部

化学生命工学部

検索

第２編　システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 313

Ⅲ　教員・教員組織 …… 316

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 318

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈318〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈321〉

Ⅳ－３　教育方法〈323〉

Ⅳ－４　成果〈326〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 327

ⅩⅠ　研究活動 …… 333

ⅩⅡ　国際交流 …… 335

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪システム理工学部≫

1958年に創立された工学部は、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、人間性の育成を基盤にして、誠実で協調性があり、深い思考力と広い視野に立ち、状況に応じた的確な判断のできる活力と創造性のある技術者を養成するよう努めてきた。この間、一貫して本学の学是（教育理念）である「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和をめざす方針を堅持してきたことは、学部独自で行った外部評価（2001～2003年の研究面と2004～2005年の教育面）で高い評価を受けたことからも明らかである。そして、この評価結果の更なる向上をめざし、「高等教育での質的な変化と社会のニーズ」及び「専門分野毎の人材育成に関する要求と需要」に的確に応えるべく、「工学研究科の改組（2006年度）」と「システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の３学部への再編（2007年度）」が行われた。そして現在、工学部創立以来の理念を踏襲する理工系３学部では「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を共通の教育目標とし、理工学研究科とも連携して効率的に運営されている。この取組は2012年の全学的な学部評価において評価を受けた。

本学部の教育・研究上の目的は、「安全で質の高い（豊かな）生活をめざして持続的に発展を続けるための高度で信頼できる新たな『しくみ』と『しかけ』を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、産業技術や社会に資する有為な人材の育成」であり、これを「学則」に明記している。卒業生のほとんどは「ものづくり」に関わる企業に就職しており、昨今の自由応募の拡大時期にあってもなお非常に多くの企業から推薦依頼がきている。これは営々として前述の教育理念に基づく教育を実践してきたことが社会に認められてきた証であり、ひいては理念・目的が適切であるという証である。

≪環境都市工学部≫

工学部は1958年に創設され、社会に優秀な研究者、技術者を輩出してきたが、産業社会のニーズに的確に応えるため、2007年４月にシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の３学部に再編された。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。このような、新３学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標の下に、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りをめざしている。

本学部の教育研究上の目的は、「都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した『まち』空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成」であり、本学部には建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の３学科を設け、更に柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての６コース（建築学科に１コース、都市システム工学科に３コース、エネルギー・環境工学科に２コース）を設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにし、各領域の新しい教育理念と人材育成目標の下に、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める創造性のある有能な人材養成を実現することができる組織作りをめざしている。

なお、理工系３学部はそれぞれ独自の目標の下で教育を実践しているが、理工系における基礎教育の共通性や大学院が一専攻であることから、現状では、一体で運営を行っている。

≪化学生命工学部≫

本学工学部は2007年４月にシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の３学部に再編された。学部再編に際し、本学部には、学是である「学の実化」を化学・材料学・生物学に関わる科学と技術の分野で実現し、またその実現を推進する能力をもつ人材を育成することが使命として課せられ、その使命を実現すべく、「学則」第２条の２第13項に学部の理念・目的が次のように明記された。「化学生命工学部は、『もの』と『いのち』の共生を図る科学技術の開発と創成をめざし、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力をもつ人材の育成を目的とする」。本学部が負う使命、そして「学則」に記載されるに至った理念・目的の原案は、学部改組のために組織された改革推進委員会並びに学部改組作業部会が策定し、当時の工学部の全教員からなる学部教授会並びに各学科教室会議での議論を経て定められたものである。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

教育理念・目的は、学部HPと学部紹介パンフレットで広く公開されている。また、新入生に対する導入教育の一環として理工学会編の『理工学入門』を配付し、技術に関わる広範な問題から具体的な科目についての説明を行っている。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

学部固有の案件（改組、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生受入れ方針）や父母懇談会及び企業懇談会に関する自己点検・評価活動等を定期的に実施し、理念・目的の適切性について教授会と教学の最高意思決定機関である学部長・研究科長会議で検証し、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。なお、2007年の工学部改組とともに開始したカリキュラムは、更なる教育の向上と充実を図るための検証が実施され、各学科でそれぞれの改善点を反映させた変更が行われた（2011－2012年度）。また、理工系３学部では「安全な教育・研究活動」のために、毎年６月と12月に安全衛生週間を定めて定期的な検証を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

学生及び社会のニーズと本学及び学部の伝統・設立趣旨に立脚した理念・目的を適切に設定している。

近年は国際化に注力しており、中期行動計画に挙げられている「理工系学部・研究科の教育・研究のグローバリゼーション（国際化）」に関する取組の第一歩として、英語で講義を行うKUGF科目を共通教養科目に設置した。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

大学及び学部HP等で大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されている。学生の「学

の実化」という言葉の認知度は高いとはいえないが、全学アンケートの本学のありかたに関する問いに対して、2013年には学部卒業生の68.7%が、2014年には60.1%が「関西大学は、学問の成果を世のため人のために役立てていくべきだ。」という答えを選択した。過半数の卒業生が本学の理念を理解していると考えられる。更に2013年度大学院修了生の77.4%が、2014年度修了生の72.3%が「関西大学は、学問の成果を世のため人のために役立てていくべきだ。」という答えを選択しており、理工系教育をとおして本学の理念は学生に周知されていると考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

中期行動計画に挙げられている「理工系学部・研究科の教育・研究のグローバリゼーション（国際化）」を進めるために、まずKUGF科目（共通教養科目）への科目提供を更に広げていく。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

学部HP等を通じて、より一層学部の理念・目的の周知を図っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

学生に対して理念が周知されているかを検証するためのアンケートが、入学時と卒業時しか行われていない。

【3】将来に向けた発展方策

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

入学時のガイダンスにおいて教育の理念を説明するとともに、各年度での理念の周知に関するアンケートを実施する。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

理工系３学部については、それぞれ独立して教員組織を編制しているが、理工学研究科が１研究科となっていることから、理工学研究科における教員担当審査基準にしたがった任用がそれぞれの学部で行われている。

日進月歩する科学技術の進歩に柔軟に対応するために、学科単位で成長させるべき学問・研究分野及び、それを実現するための教員組織編制を決定している。この方針にしたがい、時流にあった教員を任用・昇任している。求める教員像としては、教育上の実績があり学生への必要充分かつ適切な指導を行う能力があること、研究活動の実績があること、そして社会貢献を行っていることも重要である。このような教員像は、各学科がその特徴を考慮して定めた資格審査基準として明示されている。また公募時の文面でも、専門分野での実績に加え、私立大学の学部並びに大学院教育への理解と情熱がある教員を求めていることを明示している。また、教員編制は毎年教授会で確認が行われており、学科単位のみならず、学部単位及び理工学府全体で教員編制を精査している。

助教の任用時はテニュアトラック制度を適用することで、大学を取り巻く人事流動性を適切に考慮しつつ、より適切な人材が確保できるように努めている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

≪システム理工学部≫

本学部では、「大学設置基準」上必要な39名（内教授職21名）の倍以上となる、教授41名、准教授33名、講師４名、助教９名の計87名の専任教員を擁している。このため、専任教員一人当たりの在籍学生数は26.6人である。

年齢構成は平均で、教授55歳、准教授43歳、講師53歳、助教32歳である。全体平均で48歳と、前回自己評価時と比べてもむしろ准教授の平均が多少下がっており、職位から判断しても適正な分布となっている。また、担当授業時間平均は、教授18.5時間、准教授19.2時間、講師13.8時間、助教14.4時間であり、授業の一環として学部学生の卒業研究指導、大学院学生の研究指導に割く時間を考慮すると、理工系学部としては適切な時間である。男女構成については、専任教員87名中女性が４名であり、前回自己評価時と比べ女性が１名増えているものの、依然女性比率は少ない。

本学部の教員を出身大学別で見た場合、87名中19名（21.8%）が本学、出身大学院別では87名中16名（18.4%）が本学大学院出身者で、自校の教育を受けた教員が２割程度と適切な数であると考える。また、学是でもある学の実化においても重要と考えられる、実社会との繋がりという意味では本学部の専任教員の内25名（28.7%）が企業等経験者であり、この比率も適当なものであると考える。

2014年度春学期の専兼比率は、必修科目、選択必修科目では、数学科が95.8%、物理・応用物理学科が77.8%、機械工学科が100%、電気電子情報工学科が84.8%、と非常に高く維持されている。このように科目数では専任教員の担当数が非常に多く、兼任教員を必要に応じて適切に配置することで、教育効果を上げている。

教員の任用に際しては、学部全体で教育並びに研究面で必要な分野を俯瞰したうえで、任用する学科並びに分野を決定し、学部教育の長期的視野での必要性を鑑みた人材配置を行っている。更に、教員を任用する際には、公募時に担当する具体的科目名を提示し、専門分野やこれまでの担当科目、本人の教育に対

する抱負を考慮に入れて、学部教育の方針に沿った人材であるかを審査した上で任用している。

また、半期に二度授業評価アンケートを実施することで講義内容の最適化が図れる仕組みを整備している。

≪環境都市工学部≫

本学部には教授28名、准教授18名、講師２名、助教５名の計53名の専任教員が在籍しており、「大学設置基準」上必要な28名（内教授職15名）以上の教員を擁している。専任教員一人当たりの在籍学生数は28.4人であり、十分な指導体制を確保している。年齢構成は平均で、教授58歳、准教授46歳、講師54歳、助教36歳、全体平均で52歳となっており、概ね偏りはないと考えられる。

2014年度春学期の専兼比率は、必修科目、選択必修科目では、建築学科が88.6%、都市システム工学科が88.3%、エネルギー・環境工学科が93.3%、と非常に高く維持されている。このように科目数では専任教員の担当数が非常に多く、兼任教員を必要に応じて適切に配置することで、教育効果を上げている。

また担当授業数については、教授、准教授で学部、大学院を合わせて平均18時間の担任時間数となっており、また、専任講師、助教については、学部担当時間数が14時間となっている。授業の一環として学部学生の卒業研究指導、大学院学生の研究指導に割く時間を考慮すると、適切な時間である。男女構成については、専任教員53名中女性が３名であり、前回自己評価時と比べ女性が１名減っており、女性比率は少ない。

本学部の教員を出身大学別で見た場合、53名中18名（34.0%）が本学、出身大学院別では48名中15名(31.3%）が本学大学院出身者で、自校の教育を受けた教員が３割程度と適切な数であると考える。

学是でもある「学の実化」においても重要と考えられる、実社会との繋がりという意味では本学部の専任教員の内18人(33.9%)が企業等経験者であり、専門分野、教育研究上の目的に沿った教員の配置がなされていることから、適切な教員組織を編制している。

2014年度春学期の専兼比率は、必修科目、選択必修科目では、建築学科が91.5%、都市システム工学科が94.8%、エネルギー・環境工学科が97.9%と非常に高く維持されている。このように科目数では専任教員の担当数が非常に多く、兼任教員を必要に応じて適切に配置することで、教育効果を上げている。

また、半期に二度授業評価アンケートを実施することで講義内容の最適化が図れる仕組みを整備している。

≪化学生命工学部≫

本学部には教授33名、准教授16名、講師２名、助教５名の計56名の専任教員が在籍しており、「大学設置基準」上必要な22名（内教授職12名）の倍以上の教員を擁している。専任教員一人当たりの在籍学生数は27.0人であり、私立大学としては少ない水準にある。年齢構成は平均で、教授53歳、准教授40歳、講師52歳、助教32歳、全体平均で47歳となっており、バランスのとれた年齢構成となっている。

担当授業時間平均は、教授17.6時間、准教授17.7時間、講師14.5時間、助教8.8時間である。授業の一環として学部学生の卒業研究指導、大学院学生の研究指導に割く時間を考慮すると、適切な時間である。男女構成については、専任教員56名中女性が３名であり、前回自己評価時と比べ女性が１名増えているものの、依然女性の比率が少ない。

本学部の教員を出身大学別で見た場合、56名中13名（23%）が本学、出身大学院別では56名中10名(18%）が本学大学院出身者で、自校の教育を受けた教員が２割程度と適切な数であると考える。

本学部では、専門分野、教育研究上の目的に沿った教員の配置がなされており、適切な教員組織を編制している。

2014年度春学期の専兼比率は、必修科目、選択必修科目では、化学・物質工学科が86%、生命・生物工学科が96%、と非常に高く維持されている。このように科目数では専任教員の担当数が非常に多く、兼任教員を必要に応じて適切に配置することで、教育効果を上げている。

また、半期に二度授業評価アンケートを実施することで講義内容の最適化が図れる仕組みを整備している。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

教員の任用にあたっては、理工系３学部それぞれが定める「学部人事専門委員会規則」に基づき人事専門委員会が設けられ、学科の枠にとらわれない形で任用プロセスの管理が行われている。具体的には、任用する専門分野選定の段階から人事専門委員会で審査が行われ、学科の枠組みを越えた学部という広い枠組みで必要な人材を任用するという観点での審査が行われる。その後、学科において公募等の手続きで審査を進めるが、面接を行う場合には人事専門委員会も出席し、審査プロセスに参画する。また、昇任についても、人事専門委員会が審査プロセスを管理している。昇任については、学科教授のみならず人事専門委員会委員が出席し、対象教員の面接を行い、研究業績や社会貢献、教育実績、並びに大学運営への貢献、更に今後の研究並びに教育への抱負等の総合的な視点から審査を行っている。

審査に当たっては、研究業績のみならず教育面での実績、熱意、そして社会貢献等も含めた総合的な視点で審査を行っており、研究業績に偏重した教員人事とならないよう配慮している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

研究活動については、半年に１回著書、論文、国際会議、学会発表等具体的業績を提出し、これを教員全員に『先端機構ニュース』の記事として配付しており、相互に活動を認識できるようにしている。更に、大学全体の取組として学術情報システムを立ち上げており、ここに各教員の研究成果、学会・協会の役職（社会貢献）等を入力させ、これを公開する取組を実施している。これにより、教員の成果を広く公開することを行っている。また、５年に一度全教員に対し研究業績を中心に、教育活動や社会貢献も含めた大学院指導資格審査を行っている。この審査においては、研究業績、社会貢献を具体的に全て提出させるとともに、指導実績についても評価対象としている。各学科とも専門領域に応じた資格審査基準を設定し、この基準を教授会において審議することで社会情勢の変化、各研究領域の特徴等の実情に合わせた基準となるよう運用している。この基準に基づいた評価を各教員について５年毎に実施している。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

≪システム理工学部≫

本学部では、諸現象の数学的あるいは物理的な考察と表現、機械･電気･電子･情報に関する知識や技術等を駆使し、「仕組み（例えば、工業製品等の機能、社会と繋がるコンピューター・ネットワーク等のシステム等）」を形にして現実社会へ還元する創造力のある技術者・研究者の養成を教育目標としている。

学位授与方針は「システム理工学部は、学問と実践との融合の精神に基づき、社会に役立つ「しくみづくり」に貢献する人材を育成する目的とした教育課程を置いている。学位はこの教育課程に所定の期間在籍し、一定の要件を満たされた学生に授与される。具体的には共通教養科目、外国語科目、学部専門科目等の必要単位を修得するとともに、特別研究を行い合格しなければならない。この教育課程を通して学生

は、機械工学、電気電子工学、情報工学等の基盤工学体系のみならず、数学・物理学・応用物理学の理学体系を通し、専門的な知識、柔軟性のある思考能力が求められる。これは、先端技術とそれに関わる問題解決能力と発見能力、幅広い視野とバランス感覚を身につけることを実践している。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

≪環境都市工学部≫

本学部は、環境、都市デザイン、建築、社会基盤、情報、資源、エネルギー、環境化学プロセスをキーワードに、人々の基本的な都市活動を豊かなものにしていくための「まちづくり」に取り組み、技術者・研究者として快適な都市環境を創造・再生する人材の養成を目標としている。

学位授与方針は「環境都市工学部は、環境、都市デザイン、建築、社会基盤、情報、資源、エネルギー、化学生産プロセスをキーワードとして、総合的で融合的な新しい科学技術を駆使し、より快適で調和のある環境都市を創造・再生するための「まちづくり」を担う専門技術者が、今の環境都市問題を解決するために必要であると考える。より快適に、より安全に、そしてエネルギーをより有効かつ効率的に使いながら自然と共生した活動を営む都市こそが、21世紀に求められる理想の都市像だといえる。そこで、地球環境と調和のとれた産業・社会システムを備えた21世紀の「まちづくり」を進めることが必要である。本学部では、『都市産業社会における市民と生産活動が融合する「まち」空間の創生と再生』を学部の基本理念とし、都市が抱える環境問題をはじめ様々な課題の解決に向けて、グローバルな視点を持ちながら、最先端な科学技術の力を発揮でき、かつ国際的に活躍できる人材を養成する。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

≪化学生命工学部≫

本学部は、化学、生命、マテリアルをキーワードに、21世紀の「ものづくり」と「先端技術」の発展に貢献できる能力を養い、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、エネルギー、環境、医療をはじめとした幅広い分野に対応できる研究者・技術者の育成を目標とする。

学位授与方針は「化学生命工学部は、「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成をめざして、化学、生命、マテリアルをキーワードに、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築に堅実かつ独創的なものづくり能力をもつ人材を育成するための教育課程が設定されている。学位はこの教育課程に所定の期間在籍し、一定の要件を満たされた学生に授与される。具体的には共通教養科目、外国語科目、学部専門科目等の必要単位を修得するとともに、特別研究を行い合格しなければならない。この教育課程を通して学生は、共通教養科目として、多様な一般教養科目に加え、数学、物理、化学、生物に関連した専門基礎科目、更に学科・コースの専門科目を体系的に学習・修得することで、教養及び専門的知識、更に柔軟な思考能力が育成され、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、環境、医療等の幅広い分野に対応できる堅実かつ独創的なものづくり能力をもつ人材となる。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

≪システム理工学部≫

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、「システム理工学部においては、関西大学の学是である「学の実化」、つまり学問と実践との融合の精神に基づき、社会に役立つ「しくみづくり」を基幹コンセプトとしている。「変化」する社会に適応できることが重要で、幅広い視野とバランス感覚を兼ね備えた人材の育成をめざしている。カリキュラムは基盤工学体系をその根幹にもちながらも、理学系学問体系を置き、基礎と応用にまたがる幅広い素養を涵養することを目標にしている。入学した学生は共通基礎教育、専門基礎教育を受けた後、より細分化した専門分野を学ぶ。授業は実験と講義との有機的な連携に重点が置かれ、知識と実践技術のバランスのとれた内容を学生が習得できるようなシステムを実現している。また３～４年次には能動的な学習が中心となる「特別研究」があり、学んだことを実際の問題

に適用することを、研究を通して習得するとともに、コミュニケーション力や創造力・論理的思考能力等を培う体系を構築している。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

≪環境都市工学部≫

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、「環境都市工学部は、「まちづくり」について学生各自が多角的に考えられるように、「建築学科」「都市システム工学科」「エネルギー・環境工学科」の３学科から構成されている。学生はいずれかの学科枠で入学して基礎共通教育を受講したのち、学科内のカリキュラムに従って専門教育を受ける。「建築学科」では、全ての学生が建築学全般を学び、「都市システム工学科」では「都市デザインコース」「都市環境計画コース」「都市情報システムコース」の３コースに、「エネルギー・環境工学科」では「エネルギー工学コース」「環境化学コース」の２コースに分かれて、それぞれの専門内容を学ぶ。学生各自が興味・関心のある分野から「まちづくり」にアプローチできる。本学部では、更に、専門知識と技術をバランスよく学べるカリキュラムを整備している。精緻な理論に基づいた、高い技術力と応用力で、環境・エネルギー問題に配慮した未来都市を創造できる技術者・研究者が育つようにカリキュラムが組まれている。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

≪化学生命工学部≫

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、「化学生命工学部は、物質を原子と分子の集合体として見る目を養い、生命現象を物質の視点で把握する能力や様々な先端技術で活躍する物質を創り出す、堅実かつ独創的なものづくり能力をもつ人材を育成することをめざしている。カリキュラムは、教養科目と専門基礎科目に加えて、多様な専門科目を体系的に配置している。即ち、化学・物質工学科と生命・生物工学科に入学した学生には、１年次において、共通教養科目として、多様な一般教養科目に加え、数学、物理、化学、生物に関連した専門基礎科目を履修させる。特に化学に関しては、多様な科目を履修させ、より高度な理解を求めている。２年次以降、化学・物質工学科の学生は、「マテリアル科学コース」「応用化学コース」「バイオ分子化学コース」に、生命・生物工学科の学生は「生物工学コース」「生命科学コース」に分かれ、設定された体系的で多様な専門科目を履修することによって、物質を原子と分子の集合体として見る目を養い、生命現象を物質の視点で把握する能力や様々な先端技術で活躍する物質を創り出す能力を修得することを求めている。」と大学HP（データで見る関西大学（教育情報の公開））に明示されている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

新入生に対する導入教育の一環としては「関西大学理工学会」編の『理工学入門』が配付され、周知が図られている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部は「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という共通の教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を教育目標とし、これらの実現のために、全学及び理工系学部相互に連携し、質の高い、体系的な教育課程を編成している。具体的には、「学則」第13条に基づき、共通教養科目、外国語科目、専門科目を設けている。専門科目の一部及び大学教育の基礎となる共通教養科目、外国語科目については、３学部が連携しつつ、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき編成している。専門科目については、学科の専門分野に基づき教育課程の編成がなされている。

以下、３学部の共通の枠組み及び学部独自の枠組みについて記述する。

卒業所要単位は全ての学科において、共通教養科目20単位、外国語科目12単位、専門科目96単位の計128単位である。

共通教養科目は、基盤科目群、自己形成科目群、実践科目群、大学・学部連携科目群、関西大学科目群に分かれる。自己形成科目群は、「人間を知る」、「社会を知る」、「自然と向き合う」、「世界と向き合う」の領域のうち三つ以上の領域からそれぞれ２単位以上（機械工学科は自己形成科目群から６単位以上）、かつ、各学科が設定する指定科目を12単位以上修得しなければならない。基盤科目群、実践科目群、大学・学部連携科目群及び関西大学科目群の科目は合計２単位を限度に共通教養科目の卒業所要単位に算入可能である。外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語が配当されており、英語を含む二つの外国語について、第１選択外国語を８単位、及び第２選択外国語４単位を修得する必要がある。

各学科の専門分野の科目は、１年次から４年次に展開するが無理なくかつ適切な順に学習できるように、配当年次及び必修・選択必修・選択科目の設定がなされている。具体的には、入門的、概論的科目、理工学を学ぶ上で基礎となる数学、物理学、化学や生物学に関連した科目を下位年次に配置し、上位年次ほど専門性の高い科目、加えて、実験・実習・演習科目を多数配置している。大学教育の最終段階として４年次の必修科目「特別研究」では、全員が研究室に配属され、行政や企業との共同研究や受託研究も含む様々な形態の研究活動に従事し、社会全体の発展に寄与する視点を養う。更に特別研究を通じ、計画性、実行力、まとめる能力を培い、研究・開発に対する正しく深い理解と創造の精神の涵養をめざしている。他学科配当科目や大学院理工学研究科の授業科目の履修を認める等、所属学科の専門科目を深く学ぶことも、学科の枠を越えた幅広い視野を身につけることも可能となるように配慮している。

必修科目と選択必修科目、選択科目の量的配分は、学科の専門科目の構成や教育カリキュラムの構成の方針に合わせて異なり、各学科の専門性と独自性の特徴が表れている。

システム理工学部では、知識と技術をバランスよく身につけられるよう、演習や実験と講義が密接に関連した形で学べる講義体系を整備している。更に、多様化する学生のニーズに応えるため、専門分野をじっくり探究できるコース制を導入し、それに応じた専門科目を必修科目と選択必修科目、選択科目に分類して置いている。

システム理工学部から大学院への進学率は、2010年度は43.4％、2011年度は38.0％、2012年度は31.7％、2013年度は31.3％である。大学の研究・教育課程と大学院博士課程前期課程の研究・教育とを一貫したプログラムで実施する「６年一貫教育」を求める声もある。それに応じて、2006年度から大学院の開講科目

の一部を「先取り科目」として学部４年次生が履修可能とした。また、2008年度から機械工学科では、一貫性のあるプログラムによる継続的な研究・教育が可能となる本学大学院理工学研究科システムデザイン専攻（現、システム理工学専攻）機械工学分野へと進学する優秀な学生を対象とする、早期卒業制度を導入した。

環境都市工学部では、「まちづくり」を多角的に考えられるよう、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の３学科に、都市デザインコース、都市環境計画コース、都市情報システムコース、エネルギー工学コース、環境化学コースの５コースを設置しており、学生各自が興味・関心のある分野から「まちづくり」にアプローチできるよう配慮している。更に、専門知識と技術をバランスよく学べるカリキュラムとしている。精緻な理論に基づいた、高い技術力と応用力で、環境・エネルギー問題に配慮した技術者・研究者を育成するために専門科目として建築学科は必修科目と選択科目、都市システム工学科とエネルギー・環境工学科は、必修科目と選択必修科目、選択科目に分類して置いている。

環境都市工学部から大学院への進学率は、2010年度は27.7%、2011年度は31.0%、2012年度は30.0%、2013年度は25.8%である。大学の研究・教育課程と大学院博士課程前期課程の研究・教育とを一貫したプログラムで実施する「６年一貫教育」という考え方があり、それに応じて、2006年度から大学院の開講科目の一部を「先取り科目」として学部４年次生が履修可能とした。また、2008年度から都市システム工学科では、一貫性のあるプログラムによる継続的な研究・教育が可能となる本学研究科ソーシャルデザイン専攻（現、環境都市工学専攻）都市システム工学分野へと進学する優秀な学生を対象とする、早期卒業制度を導入した。

化学生命工学部では、新物質・新素材を原子・分子レベルで創出する能力を養う化学・物質工学科と、生命・環境・食糧・医療等の多方面で活躍する人材を育てる生命・生物工学科の２学科を設置しており、更に社会からの多様なニーズに対応するために五つのコースを置いている。カリキュラムでは、実験と講義を通して「もの」を原子や分子の集合体として捉えられるよう配慮し、様々な先端技術分野に応用できる物質をつくり出すことができる科目配列として専門科目では、必修科目と選択必修科目、選択科目を置いている。

化学生命工学部から大学院への進学率は、2010年度は49.0%、2011年度は42.6%、2012年度は45.6%、2013年度は43.8%である。大学の研究・教育課程と大学院博士課程前期課程の研究・教育とを一貫したプログラムで実施する「６年一貫教育」を求める声もある。それに応じて、2006年度から大学院の開講科目の一部を「先取り科目」として学部４年次生が履修可能とした。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

高校教育と大学教育とをスムースに接続するために、2010年度は高大連携としてシステム理工学部で10回、環境都市工学部で10回、化学生命工学部で18回の模擬講義を実施し、新入生に対しては苦手科目の補講や演習講義の充実等初年次教育の工夫を行っている。これらの新入生に対する科目は、特別任用教育職員３名を置いて対応している。

大学教育は必ずしも専門教育に留まらず、卒業後に見識ある社会人になるために、広く高い視野を持つ人間教育でなければならない。本学部は共通教養科目・自己形成科目群のうち専門教育に直結する自然科学系の科目を、各学科のカリキュラムの中で適切に位置づけて指定科目としている。各学科の専門における基礎的な科目（例えば、「数学を学ぶ（確率統計）」「数学を学ぶ（関数と微分積分の基礎）」「化学を学ぶ（基礎化学）」「化学を学ぶ（基礎有機化学Ⅰ）」「物理を学ぶ（基礎物理学Ⅰ）」「物理を学ぶ（電磁気学Ⅰ）」「基礎からの情報処理」等）は、各学科のカリキュラムに応じて配置している。

専門分野の科目は、各学科の幹となる精選した必修科目を各年次に配し、各学科独自の育成方針や理念に基づいて、適宜、選択必修科目、選択科目を開設している。特に理工系３学部では実験・実習・演習等

の実技科目を重視することを方針としており、全体の30%以上の時間を割いている。

情報処理教育は、全学共通科目に続いて各学科独自の専門科目を開設している。科学技術に関する外国語教育は、各学科の専門科目の中に、該当する科目を開設している。技術者倫理に関する教育は、技術者としての人間性や倫理観の涵養に寄与する科目を共通教養科目、専門科目の自由科目に開設している。また、各種工業関係の諸法規、ビジネス・知的財産関係の諸法規、環境保全、安全に関する講義科目を開設している。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

システム理工学部４学科、環境都市工学部３学科及び化学生命工学部２学科では、「学の実化」の実現をめざし、「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」に取り組んでいる。それぞれの学科は、専門性を特徴づけるカリキュラムの下に、実学を重んじた演習及び実験・実習等の実技科目を配置しており、カリキュラムの30%以上をこれらの教育に割いている。その円滑な実施のため、多くの実技科目でTAを活用している。講義・演習・実験・実習の担当教員を可能なかぎり同一化し、関連科目間で担当教員の連絡を密にする等の方策を採っている。これらの方策によって、教育の一貫性を高めてきた。このような有機的なカリキュラム編制の実現は、理工系３学部によって組織・運営される理工系教育開発センターによるところが大きい。

旧来、履修制限単位数を60単位と定めていた。2011年度にカリキュラムの改正を検討し、３学部合同で運営されているカリキュラム委員会において、2012年度から履修できる登録科目数の上限を50単位未満にすることが検討され、３学部合同で開催される教授会で了承されている。

教務センターには学部の教務を担当する事務職員が配置されており、それぞれの学部・学科の特色を踏まえながら、学生に対し、きめ細かい学習指導を行ったり、様々な相談に応じている。

新入生に対する履修指導は、新入生指導行事期間中に、まず事務職員によって単位制や配当年次、資格等について説明がなされ、その後、学科別に分かれて、各学科の教員が学科の特色や科目の特徴について説明している。履修については、入学時に配付される『大学要覧』に履修時の注意事項が詳細に説明されている。更に、充実したシラバスで科目毎に講義の学習目標が明示されている。2009年度から各教員のオフィスアワーをシラバスに記載している。学生から直接教員へ電子メールが配送されるシステムを構築し、様々な相談に応じている。また、学部学生相談主事が学生からの相談に応対している。

理工系３学部のカリキュラムには、演習・実験・実習等の実技科目が多く配置されており、学生が自ら専門領域の学問分野を実践することで学修が進むように構成されている。特に、「特別研究」においては、日々の成果が少人数ゼミにおいて報告され、主体性のある学修を実践している。また、2004年度の現代GPに採択された「進化するe-Learning」において開発された授業支援型e-LearningシステムCEASは予習・復習を念頭においた学習支援プログラムで、現在、多くの教員がこれを用いて、予習・講義・復習からなる学習サイクルを組み立て、学習支援のために積極的に活用している。

更に、環境都市工学部では2007年度の現代GPに採択された「農山村集落との交流型定住による故郷づくり-持続的に“関わり続けるという定住のカタチ”による21世紀のふるさとづくり-」では、丹波市と住民の方々の協力の下、長期滞在型、合宿型授業科目を設けており、既に十数回の現地交流ワークショップ

や交流ゼミを開催している。2014年にも「丹波で学び、丹波に学ぶ」ワークキャンプ2014を開催し、地域の生業体験や地域行事への参加を通して、地域再生について学習する機会を設けた。

e-ポートフォリオの整備が、全学のIT政策の下に現在進められている。一方、2007年に開設された理工学教育開発センターでは、理工系３学部の内でJABEE教育プログラムを実践している学科の学習カルテの活用を検討し、その有効性を検証している。

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報をVTRあるいはDVDで提示したり、インターネット上のデーターベースを利用して調査したり、といったマルチメデアの活用が必要に応じてごく普通に行われている。また、そのための設備も理工系３学部では1987年度から順次整備され、2011年には12教室、現在は31教室に設置されている。

情報処理室（第４ステーション）では、パソコン50台とプリンター７台を設置し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力の育成の教育活動を支援している。オープンデザイン教室（OD１教室・OD２教室、パソコン270台とプリンター20台を設置）では、インターネットを利用した双方向教育が実施されている。

また、Web上にHPを開設し、授業に関連する情報を掲載したり、また、質問と返答の内容を公開したりする等を行っている教員が多く存在している。更に、授業支援型e-LearningシステムCEASを利用した授業を展開している教員もいる。

本学では、全学で授業評価アンケートを実施している。これらの結果は、個々の教員にフィードバックされるとともに、教育開発支援センターで組織的な授業改善に繋がる取組が進められている。

化学生命工学部は、実験を基本に据えた学修を柱としていることから、安全衛生管理に特に注意している。具体的には、「安全管理チェックシート」を導入し、各研究室に自主的な点検を促すとともに、安全衛生委員会主導の下に検証し、安全衛生管理の改善に努めている。また、IT技術を駆使した薬品等の管理システムの導入や、教員を主とした講習会、並びに、学部生と大学院生に対する定期的な「安全管理」教育の実施等を行っている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

シラバスの整備・充実については、教育推進部を通じて全学的に取り組まれている。

全学で実施された学生アンケートによれば、「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との問いに対して、システム理工学部では2013年度は87.9％の、2014年度は91.3％の卒業生が「（ほぼ）基準どおりであった」とそれぞれ回答している。同様に、環境都市工学部では89.2％、90.4％、化学生命工学部では89.0％、90.4％と回答している。このことから、成績評価は適切に行われていると判断できる。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

試験による成績評価、GPA、単位互換・単位認定の制度については、教育推進部を通じて全学的に取り組まれている。成績評価と単位認定は厳格に行われている。

成績評価は、開示後、成績に疑問のある学生は定められた期間内に教務センターを通して問い合わせることができる。問い合わせを受けた教員には、出席簿や答案・レポートを基に成績の根拠を説明することが求められている。更に、成績評価基準はシラバスで公表されており、本学HPから閲覧できる。学科によっては、年次進行に従い、先修科目の要件を設け、各科目の教育目標にしたがった学習・教育が実現できるように配慮されている。

なお、全学で実施した学生アンケートによれば、「履修した授業科目の成績評価の結果について納得できていますか」との問いに対して、システム理工学部では2013年度は86.5%、2014年度は87.6%の卒業生が「(ほぼ)納得できている」とそれぞれ回答している。同様に、環境都市工学部では88.8%、88.9%、化学生命工学部では89.0%、88.1%の卒業生が「(ほぼ)納得できている」と回答している。このことから、成績評価は適切に行われていると判断できる。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

理工系３学部では、授業評価アンケート(共通教育科目と専門科目をともに対象とする)を年２回実施している。このアンケートは授業担当者にWeb上で行うか、授業時に直接アンケートをとるかの選択の自由がある。その結果は、各授業担当者がインフォメーションシステムを使って検証することが可能であり、授業内容の自己点検及び改善、教材研究の一助となっている。

理工学教育開発センターでは、理工学教育においてより効果的な成果を得るために、理工系３学部が一体的に独自の取組も行っている。同センターは、学部執行部並びに各学科から選出された20名の委員によって、FD活動及び授業評価に関する事項についての検討や立案を行っており、現在、JABEE(日本技術者教育認定機構)教育プログラムを運用する学科の実績を活かして、理工系３学部に適した授業評価システムを構築し、FDをはじめとした教育活動によって教育の改善に努めている。ちなみに、FD活動の具体的な内容として、今後HP等において公開することを検討している。また、全構成員及び全学生にFD活動への参加を促すとともに、FD活動に関する情報が掲載された冊子作成の準備を進めている。

理工系３学部は、2004年に教育に関する外部評価を受けた。その際、FD活動についても評価を受けている。このような外部評価の経験を念頭に、理工学教育開発センターでは、学部評価システムの構築に向けて検討されている。

なお、その他の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、教育推進部を通じて全学的な取組として進められているため、大学全体の自己点検・評価に委ねる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

GPA制度を導入したために、履修科目数を減らすことでGPA評価を上げようとする学生も現れた。これは幅広い知識を習得させるという教育目標に反する。

近年、卒業後の進路は急激に多様化した。今後、ますますこの傾向は強くなると思われる。これに合わせた教育課程・教育内容等の確立が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

GPA制度の実質的運用のためにも、普遍性の高い評価指標の設定やその利用の可能性、有効性の検討について検討を進める。

また、卒業生評価については、キャリアセンターが、就職した卒業生へのアンケート（卒業後２年目と４年目）を実施しており、今後、教育推進部との連携を視野に入れ、本学の教育課程、教育内容・方法等について検討を進めたい。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

学生の学習成果を測定するための評価指標について、理工系３学部では合同で、入学者の基礎学力調査を実施し、その成績を基に一部到達度別のクラス編成も行っている。また、到達度の確認試験の難度に対するレベルの統一、採点基準が教員間で合意されている。このような評価・議論は、主に理工学教育開発センター委員会等で行われている。

化学生命工学部化学・物質工学科マテリアル科学コースが、環境都市工学部では都市システム工学科の都市デザインコースと都市環境計画コースがそれぞれJABEE認定を受けている。例えば、JABEE認定プログラムを運営しているマテリアル科学コースでは、コース内に設置された「技術者教育検討委員会」や「実験実習検討委員会」において専門科目をJABEEの基準に従い、学習・教育目標に沿ってカリキュラムが構成されており、その教育効果の測定方法についても上記委員会において十分に議論がなされている。しかしながら、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みはいまだ十分な導入状況にあるとはいえない。

学生の教育成果を向上させるために、理工系３学部に授業支援ステーションが設置されており、教育・授業の質の向上が図られている。学生の自己評価については、現段階ではJABEE認定プログラムを運営している学科のようなシステマティックな制度は運用されていないが、学生ポートフォリオシステム等を構築することによって、学生自らが自己成長評価をできるよう計画されている。化学生命工学部においてJABEE認定プログラムを運営している学科では、個々の学生に対して、学生自らが総合評価ランクシステムに基づく「学習・教育目標達成度評価カルテ」等を作成し、JABEE認定プログラムが用意した学習・教育目標に対する自らの個人達成度を測定することのできるシステムを運営している。このシステムはJABEEにおいても高い評価を受けてきた。理工系３学部ともJABEE認定プログラムを運営していない学科では、具体的な学生による自己評価システムの導入を視野に入れて計画を進めている。

システム理工学部の学位授与数は数学科31人、物理・応用物理学科61人、機械工学科207人、電気電子情報工学科165人となっている。システム理工学部卒業生の進路は、民間企業、公務員、教員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職活動者数に対する就職決定者数の割合は2013年度で97.6％となり、就職希望者のほぼ全てが就職できている。就職決定者の規模別の割合では、62.1％の学生が巨大企業、大企業に就職している。業種別就職状況では、製造業が４割弱を占め、ついで、情報通信業、教育・広告・その他サービス業、建設業となっているが、幅広い教育内容を裏付けるように、様々な業種に就職している。全体の31.3％が本学あるいは他大学の大学院に進学している。この進学率は理工系３学部のなかでは化学生命工学部に次いで高い。

環境都市工学部の学位授与数は建築学科110人、都市システム工学科134人、エネルギー・環境工学科82人となっている。環境都市工学部卒業生の進路は、民間企業、公務員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職活動者数に対する就職決定者数の割合は2013年度で99.1％となり、就職希望者の大半は就職しているが、更に就職率を向上させる必要がある。就職決定者の規模別の割合では、66.8％の学生が巨大企業、大企業に就職している。業種別就職状況では、建設業と製造業で５割強を占め、ついで、教育・広告・その他サービス業、公務員・教員、情報通信業となっている。本学部の特徴は、他の理工系学部と比較して公務員の割合が高いことである。全体の25.8％が本学あるいは他大学の大学院に進学している。

化学生命工学部の学位授与数は化学・物質工学科260人、生命・生物工学科87人となっている。化学生

命工学部卒業生の進路は、民間企業、公務員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職希望者に対する就職決定者数の割合は2013年度で97.8％となり、就職希望者の大半は就職できている。就職決定者の規模別の割合では、49.4％の学生が巨大企業、大企業に就職している。業種別就職状況では、製造業が半数を占め、ついで、卸売業・小売業、教育・広告・その他サービス業、金融業・保険業となっている。進学率は43.8％となっている。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

システム理工学部には４学科が、環境都市工学部には３学科が、化学生命工学部には２学科が設置されており、卒業に際して学科の専門性により、学士（理学または工学）の学位が与えられる。「学則」に定めるとおり、卒業所要単位は全ての学科において128単位であり、その内訳は、教養科目20単位、外国語科目12単位、専門科目96単位である。全員に特別研究Ⅰ・Ⅱ（都市システム工学科は特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）として卒業論文を課しており、卒業論文発表会等において、所属学科の教員がそれぞれの成果を評価し、教授会において卒業判定を行っている。このような一連のプロセスによって、客観性・厳格性が確保されている。学生はこれらの卒業要件を『大学要覧』で確認することができる。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

≪システム理工学部≫

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部は次世代の人類の幸福に大きく貢献するため、社会に役立つ「しくみづくり」を支える幅広い視野とバランス感覚を兼ね備えた研究者・技術者を育成する学部である。そのため、知識と実践技術のバランス、コミュニケーション能力や創造力・論理的思考能力は重要な要素である。本学部は、21世紀の社会を支える、高度で安全性の高いハードウェア・ソフトウェア等、革新的な「しくみ」「しかけ」に強い興味と、これを創造する意欲を持つとともに、人文・社会学系の素養の上に、科学技術の根幹となる数学・理科をはじめとする理工系の素養を身につけた人材を求める。また一方、世界のグローバル化が大きく進展している。外国語能力に卓越するとともに地球規模でものを考え、行動し、新しい時代を切り拓く人材を育成する教育や研究が大学には求められている。それ故、高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で新しい分野を創造的に切り拓く勉学意欲の高い学生を、日本をはじめ世界から多数迎え入れたい。本学部で学ぶためには、理工学の基盤となる高校課程での数学及び理科の修得が必要である。数学に関しては、各学科とも数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び数学A・Bの全て、理科に関しては、物理基礎と物理が重要である。更に大学において専門的なことを自分から能動的に学び、その学んだことを現代の社会に役立たせるためには、得られた革新的な成果を社会にわかりやすく情報発信していくことが要求される。したがって、自分の主張や考えを論理的にかつ簡潔に表現する能力もまた必要で、理工系といえども、高校課程で学ぶ英語や国語の能力及び社会に関する幅広い知識と理解が重要であることは言うまでもない。

≪環境都市工学部≫

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学部の基本コンセプトは、地球環境にやさしい「まちづくり」である。私たちが心豊かに安心して暮らすためには、安全で機能的な都市空間を持続的に発展させる必要がある。その一方、近代都市においては、過度の都市集中によって人口や交通上の問題が引き起こされ、資源が大量に消費される一方で産業廃棄物が増大してきており、また工場における生産活動は大気や水等の環境汚染をもたらしている。これらの問題の解決はやはり科学技術に頼らざるを得ない。本学部では、環境、都市デザイン、建築、社会基盤、情報、資源、エネルギー、環境化学プロセスをキーワードにしながら、環境問題をはじめ、様々な課題の解決に向けて科学技術の力を発揮し、国際的に活躍できる人材を養成する。

そこで、それぞれの都市における人々の活動とふれあいながら、人々の基本的な都市活動を豊かなものにしていくための「まちづくり」に取り組み、技術者・研究者として快適な都市環境を創造・再生したい人材を求める。本学部で学ぼうとする人は、現象をモデル化して記述する数学的な能力（数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A・B）や理科（物理、化学）の基礎力が必要とされ、英語等の基礎科目については、教科書レベルの基本をしっかりと身につけておくことが望ましい。建築学科では、特に、建築の計画・設計に必要な微分、積分、空間図形といった数学的知識や、日本史・世界史といった歴史的知識、地震・音・光等の現象を説明できる力学や波動等に関する基礎力が望まれる。都市システム工学科では、都市のシステムの変化や問題、あるべき姿等に関して常に問題意識を持って考える能力が求められる。また、エネルギー・環境工学科では、入学後、化学・物理・数学の融合領域の学習が必要で、これらを理解する上でバランスのとれた基礎力を充実させるとともに、エネルギー問題や環境問題の現状について知識を深めておくことが望まれる。

≪化学生命工学部≫

本学部では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本学の学是である「学の実化（学理と実際との調和）」を実践するには、科学技術の進歩を追い求めながら、それが社会に及ぼす影響を十分に理解しなければならない。したがって、専門分野だけではなく、人文・社会科学を含む多様な学問・文化・言語・価値観と交流し、これを理解できる柔軟性も求められる。一方、先端科学技術の発展には、既存の学問に縛られない柔軟かつ独創的な発想とともに、基本的な知識と技術の獲得が強く求められる。言い換えると、科学技術に関する夢を多様な人々と自由に語り合うとともに、それを実現するための地道な努力が必要といえる。本学部は堅実かつ独創的なものづくり能力をもつ人材の育成を目標としている。独創的な発想は、柔軟な精神と継続した学習が支える。したがって、新たな分野に取り組みたいという意欲とともに、他者の価値観に配慮し、学習からも逃避しない精神力をもつ人材を求める。本学部での学習は、工学の基礎となる高校課程の数学と理科を基盤とすることは言うまでもない。特に数学については、数学Ⅰに加え、化学・物質工学科を希望する者は、数学Ⅱ・Ⅲの微分法・積分法、並びに数学Bのベクトルを、また、生命・生物工学科を希望する者は数学Ⅱ・Ⅲを高校課程で修得しておくことが強く望まれる。また理科については、化学基礎・化学に加えて物理基礎・生物基礎、更に、化学・物質工学科では物理を、生命・生物工学科では生物または物理を修得しておくことが強く望まれる。更に、大学での専門的な学習は、講義を聴き、書物や文献を読み、自らの考えを整理し、その考えを他者に伝えるという行為を通じてのみなしうるものであるから、高校課程の「国語」と「英語」に関わる能力の修得も必須となる。また、科学技術の進歩が社会に及ぼす影響を把握するうえで、多様な学問・文化・言語・価値観を理解する必要があることから、高校課程の「社会」に関する幅広い知識・理解も大いに役立つ。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕

学部	一般	ｾﾝﾀｰ	AO	SF	留学生	帰国生徒	社会人	公募制推薦	指定校推薦	ﾊﾟｲﾛｯﾄ推薦	工科推薦	併設校	編・転
システム理工・環境都市工・化学生命工	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○(2015より廃止)	○	○

学生の募集方法はアラカルト入試（多様な入試）といわれる、SF入試、AO入試、外国人学部留学生入試、指定校制推薦入学（高大連携パイロット校推薦、大阪府立工科高等学校校長会特別推薦含む）、公募制推薦入試、併設校入試と一般入試・センター利用入試に分けられる。各試験の定員に関しては『進学ガイド』及び本学入試情報総合サイトのキャンパスマガジンに公表している。また、志願者数、合格者数、合格最低点に関しても『進学ガイド』と大学HP内の同サイトに掲載し、透明性を確保している。学生の募集方法、時期は、本学HPのとおりであり、全ての入試形態（試験科目設定）が異なり、幅の広い選抜ができていると考えられる。また、大阪府立工科高等学校校長会の特別推薦入試（工科推薦）については、2015年度入試より発展的に解消し、指定校制推薦入学に吸収することとした。

2014年度の入試における志願者、合格者及び各入試別での入学者数は、「大学基礎データ」（表３　学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移）のとおりであり、センター利用入試による入学数は合格者数に比べてかなり少ないが、これは国公立大学との併願者が多いためであり、それ以外の試験の一般入試はほぼ狙いどおりの入学者を確保できている。また、アラカルト入試による入学者の人数は全入学者数のおよそ１/３となっており、適正な数である。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

≪システム理工学部≫

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
				総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
										学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
システム理工	数学科	33		129		152	1	1.18	－	46	26	36	44	12
	物理・応用物理学科	66		258		319	0	1.24	－	77	72	69	101	23
	機械工学科	220		860		972	2	1.13	－	224	233	231	284	58
	電気電子情報工学科	182		711		867	4	1.22	－	200	184	222	261	61
	学部計	501	若干名	1,958	－	2,310	7	1.18	－	547	515	558	690	154

本学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、2011年度は1.22と認証評価で改善勧告を受けていたが、2014年度は1.18と改善した。学科毎では、物理・応用物理学科並びに電気電子情報工学科にて定着率の見込み違いによる増加がみられる。また、定員の少ない数学科、物理・応用物理学科での揺らぎがあるが、在籍学生総数の充足比率を考えると定員管理は適正に行っている。

≪環境都市工学部≫

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
				総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
										学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
環境都市工	建築学科	105		410		474	5	1.16	－	109	108	124	133	23
	都市システム工学科	132		516		590	1	1.14	－	157	121	148	164	41
	エネルギー・環境工学科	88		344		439	0	1.28	－	132	85	98	124	29
	学部計	325	若干名	1,270	－	1,503	6	1.18	－	398	314	370	421	93

本学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、学部として1.18となっており、学部全体としては入学定員の設定に基づき、定員管理を適正に行っている。

学科毎では、エネルギー・環境工学科が1.28となっており、定着率の読み違いによる定員超過が発生している。

≪化学生命工学部≫

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員		在籍学生数		B/A	D/C	在籍学生数				
				総数(A)	うち編入学生数(C)	総数(B)	うち編入学生数(D)			1年次	2年次	3年次	4年次	
										学生数	学生数	学生数	学生数	留年者数(内数)
化学生命工	化学・物質工学科	242		946		1,062	0	1.12	－	240	249	274	299	42
	生命・生物工学科	105		410		451	0	1.10	－	118	107	96	130	25
	学部計	347	若干名	1,356	－	1,513	0	1.12	－	358	356	370	429	67

本学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、学部として1.12であり、また、学科毎では、2014年度は化学・物質工学科は1.12、生命・生物工学科は1.10であり、入学定員の設定に基づき、定員管理を適正に行っている。2011年度の認証評価で努力課題となっていたが（学部1.20(化学・物質工学科1.20、生命・生物工学科1.21))、合否判定での定着予想の精度が高くなったことにより改善した。

[4] 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

学生の募集方法や入学者選抜方法に関しては理工系３学部合同で、理工学教育開発センター「入学試験」「入学前教育」に関するWG委員会にて議論されている。この委員会を通して様々な提案を検討、実行に移している。例えば指定校制推薦入学等のアラカルト入試ではこれまでは理科の履修条件を物理Ⅰと化学Ⅰは必須で、物理Ⅱと化学Ⅱはいずれかのみで良いとしていたが、入学後大学の授業についていけない学生が増加してきたため、2012年度入試からは基本的に物理Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ・Ⅱ必須（生命・生物工学科除く）に変更を行った。また、2014年度一般入試からは学部個別日程入試において、３教科型【理科１科目選択方式】と３教科型【理科設問選択方式（２科目型)】を設け、出願の際にいずれかの方式を選択して受験できるように変更し、多様な入試制度を設けた学生選抜を行っている。

また、WG委員会では入試別の成績解析も実施しており、入試のあり方を根本から議論している。成績

解析結果、入試種別によっては、成績不良者が目立つものもあり、現在、指定校制推薦並びに高大接続パイロット校推薦に関して、対象学生の成績状況を報告するとともに、高校時代の基礎学力の向上を強く要望している。指定校制推薦入学においては、2015年度入試より、評定平均値の弾力化を試験実施し、出願時の評点平均値を3.6ないし3.8に引き下げすることとした。更に、公募制推薦入試においては、2015年度入試より出願時の評定平均値を3.5に引き下げることとした。

以上のように、入試全般に関して学部入試主任を中心に理工学教育開発センター入試・入学前教育に関するWG委員会で各種問題の検証を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

多様な入試制度を設けそれぞれの枠に適切に志願者がいる。また、2014年度入試からは学部個別日程入試において、3 教科型【理科 1 科目選択方式】と 3 教科型【理科設問選択方式（2 科目型)】を設け、出願の際にいずれかの方式を選択して受験できるように変更し、入学者選抜における多彩な学生の受入れを行っている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

≪システム理工学部≫

2012年度の大学基準協会による認証評価の結果、努力課題として挙げられた、収容定員に対する在籍学生比率について、2014年において本学部として1.22から1.18と改善した。また、学科毎では、数学科が1.31から1.18と改善した。

≪化学生命工学部≫

2012年度の大学基準協会による認証評価において改善勧告として挙げられた、収容定員に対する在籍学生比率について、入試査定において、合否判定での定着予想の精度を高くすることによって、2014年において本学部として1.12、また、学科毎では、化学・物質工学科は、1.12、生命・生物工学科は1.10と改善した。

[4] 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

入試査定において、定着数予測を更に厳密に精査して査定を行い、適切な数値になるよう努めている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

今後も公正かつ適切に多彩な入学者選抜を行っていく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

≪システム理工学部≫・≪化学生命工学部≫

今後もより厳格な定員管理に取り組んでいく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

入試査定において、今後も定着数予測を厳密に精査して査定を行い、適切な数値になるよう努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

≪システム理工学部≫

収容定員に対する在籍学生比率が物理・応用物理学科では1.24、電気電子情報工学科では1.22であり、是正に努める。

≪環境都市工学部≫

収容定員に対する在籍学生比率がエネルギー・環境工学科が1.28となっており、是正に努める。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫

2012年度からの募集定員見直しを機会として、より厳格な定員管理に取り組んでいく。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

理工系３学部では、旧工学部の当初から本学の学是として長く継承されてきた「学の実化（学理と実際との調和）」に基づき教育研究活動を行ってきている。よって、研究活動においても共通した事項が多数あるため、ここでは理工系３学部を取りまとめた研究活動について報告する。

⑴ 研究成果の発表状況

教員の研究業績を「学術論文、著書、解説･その他、国際会議及び国内学会発表」とし、2011～2013年度での各学科の業績数を教員１人当たりに換算した値を下記の表に示す。なお、表中の(　)内の数値は学術論文と著書に絞った際の結果である。

	2011年［件/人］	2012年［件/人］	2013年［件/人］
システム理工学部	10.8（2.4）	12.4（2.7）	10.2（1.8）
環境都市工学部	9.0（2.9）	10.5（3.0）	9.5（2.3）
化学生命工学部	16.6（3.4）	20.5（3.8）	21.0（3.6）

⑵ 国内外での学会での活動状況

国内外での学術交流の活動状況を表す国外と国内の学会への発表件数を、2011～2013年度での各学科の業績数を教員１人当たりに換算した値を下記の表に示す。なお、国際会議への出席は、科学研究費補助金等の外部からの補助金に加えて、在外研究員等規程による外国出張の補助（2011～2013年度の平均：16万円/名）、個人研究費による外国出張等の補助が用意されている。なお、表中の(　)内の数値は発表件数である。

	2011年度［件/人］		2012年度［件/人］		2013年度［件/人］	
	国外	国内	国外	国内	国外	国内
システム理工学部	1.2（103）	7.9（691）	1.4（124）	9.0（774）	1.2（104）	7.7（661）
環境都市工学部	1.3　(71)	8.7（459）	1.3　(67)	10.1（513）	1.0　(52)	9.6（509）
化学生命工学部	1.4　(78)	8.5（478）	1.4　(80)	8.0（449）	1.2　(65)	7.0（386）

2012年８月から理工系事務チームが独自に集計して３学部のHPに記載しているデータによれば、専任教員の学会賞等の受賞数は、システム理工学部：22件、環境都市工学部：12件及び化学生命工学部：13件となっている（2014年７月末日現在）。また、専任教員の多くは、学会の理事等、国･地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱され、大学内部の活動のみならず、広く社会で活動し、活発な研究活動を行っている。

⑶ 外部資金の獲得状況

理工系３学部では文部科学省科学研究費補助金、私学事業団学術研究振興資金、私立大学施設整備補助金、私立大学研究設備整備費等補助金、各種財団･社団法人からの指定寄付・受託研究、科学技術基本計画、ハイテク･リサーチ･センター整備計画、学術フロンティア･センター、企業からの指定寄付・受託研究・依頼試験等様々な外部資金獲得活動を行い、外部資金をベースとした研究活動をめざしている。特に、文部科学省科学研究補助金への積極的な申請を促しており、理工系３学部での採択率は、2011年度で51.9%、2012年度で55.6%、2013年度で49.6%であり、約50%を維持し続けている。そして、この科学研究費補助金と学外からの研究費の受給状況は、システム理工学部で「2011年度：159,942千円、2012年度：202,803千円、2013年度：235,129千円」、環境都市工学部で「2011年度：157,652千円、

2012年度：224,871千円、2013年度：143,446千円」、化学生命工学部で「2011年度：328,351千円、2012年度：320,252千円、2013年度：413,136千円」の導入を得ている。なお、このように、学外からの補助金は各年度で多少の増減があるものの、全体的には増加傾向にあり、各学科の各年度での研究費総額における学外資金の割合は常に52～77％を上回る成果を収めている。一方、学内には学術研究助成基金研究費や重点領域研究助成費等の研究費の受給もある。

〔外部資金獲得状況（2014.7.15現在）〕　（千円）

年度	2011(H23)年度			2012(H24)年度			2013(H25)年度		
学部	システム理工学部	環境都市工学部	化学生命工学部	システム理工学部	環境都市工学部	化学生命工学部	システム理工学部	環境都市工学部	化学生命工学部
科学研究費助成事業	71,318	30,420	90,220	101,920	43,810	98,670	100,880	31,070	77,350
私立大学戦略的研究基盤形成支援事業・私立大学学術研究高度化推進事業（研究費、施設・装置・設備費）	14,406	38,227	29,272	6,110	86,021	21,201	52,832	15,682	100,471
政府若しくは政府関連法人からの研究助成費	28,180	34,408	129,482	52,928	36,926	78,037	32,809	32,328	108,078
民間の研究助成団体等からの研究助成金	2,800	2,920	7,769	150	9,332	8,907	4,050	16,287	35,147
奨学寄附金（企業からの指定寄附）	3,900	10,590	26,410	11,290	12,480	23,520	9,600	9,200	19,072
受託研究費	13,017	15,305	10,864	9,737	12,214	14,186	11,218	14,694	23,805
学外共同研究費	26,111	25,132	32,811	19,668	23,538	73,822	23,640	22,885	47,420
その他（試験・分析）	210	650	1,523	1,000	550	1,909	100	1,300	1,793

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

三つの点検･評価項目である「研究業績」、「国内外での研究活動」及び「外部資金獲得状況」は、各年度で多少の上下変動があるものの、高い水準で推移しているといえる。そして、これらの情報が「学の実化」や大学のHPから閲覧でき（外部への情報提供となり）、共同研究等の外部資金獲得にも繋がっていると評価できる。

≪化学生命工学部≫

本学部の文部科学省科学研究費補助金の申請率（件/人）は、平均1.25と１人当たり１件以上申請していることになり、研究のアクティビティの高さを示している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

今後も研究活動の活性化及び外部資金獲得に向けて取り組んでいく。

≪化学生命工学部≫

今後も文部科学省科学研究費補助金の高い申請率（件/人）を維持し、採択率の向上に努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫

文部科学省科学研究費補助金の申請率（件/人）は、システム理工学部と環境都市工学部で微増の傾向が観られるものの（システム理工学部：0.71→0.76→0.77，環境都市工学部：0.57→0.65→0.60）、化学生命工学部（1.23→1.20→1.29）に比べれば見劣りする。システム理工学部及び環境都市工学部の申請率及び採択率の増加に繋がるよう周知を徹底する。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫

学問領域間の性格によって論文件数は異なり、論文件数のみで研究活動のアクティビティの高さを評価することは一面的である。研究活動の評価指標について今後検討する必要がある。今後も、研究成果の発信を促進し、研究成果の社会化と公表を積極的に進めていく。

文部科学省科学研究費補助金の申請に関する情報提供の機会を増やす等により、システム理工学部と環境都市工学部の申請率の向上を図る。

研究成果の発信を促進するにあたり、学術情報システムは効果を挙げているといえる。しかしながら、各教員で情報を入力する本システムにおいて、教員間の入力基準の統一化が図られていないように思えるので、入力基準の明確化とその周知を徹底する。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

理工系３学部では、2013年度に認定留学制度に基づき派遣された学生が２名である。学生の受入れについては、交換留学等の制度により、理工系３学部で18名となっている。そのほとんどが中国からの学生の受入れである。海外語学セミナーについては、３学部で０名となっている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

日本人学生の海外への留学者は少ない。また、学部での国際交流の軸の一つであり積極的に行われてい

る留学生の受入れは、日本語の語学力の習得が必須であるが、基本となる「日本語検定試験２級」では、生活に支障がない程度の語学力レベルであり、理工系３学部の授業内容を十分理解させることは困難であり、更なる対応が検討されている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

≪化学生命工学部≫

本学部化学・物質工学科では海外留学推奨制度の導入を構想しており、数年以内にクォーター制を部分的に導入し、将来的には当学科から海外への留学数の増加が期待される。

≪システム理工学部≫・≪環境都市工学部≫・≪化学生命工学部≫

今後は新設された「留学生別科」による、一層の留学生の確保と本学での教育へのスムースな移行が求められよう。一方の派遣については、理工系では派遣留学制度を利用し海外の大学に留学することは難しく、同制度を適応することがないという問題があり、大学院で取組が開始されている、短期派遣を中心とした制度化を検討する必要もあろう。更に現在十分取り組まれている教員による国際交流も、その一層の活性化のため、より計画的・組織的な視点を有するプログラムの一層の検討も必要であろう。

検索

法学研究科

検索

第２編　法学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 339

Ⅲ　教員・教員組織 …… 339

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 341

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈341〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈342〉

Ⅳ－３　教育方法〈345〉

Ⅳ－４　成果〈347〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 348

ⅩⅠ　研究活動 …… 350

ⅩⅡ　国際交流 …… 350

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科は本学の学是である学理と実際との調和をめざす「学の実化」を、大学院教育において現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院の一翼を担うことを教育研究の理念としている。そして、本研究科は「学校教育法」の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」（第99条）との規定を踏まえ、法学・政治学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した教育研究の推進と優秀な人材を育成することも理念・目標としている。

これらを踏まえ、「大学院学則」には、教育研究上の目的として「法学研究科は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、「大学院学則」第３条の２第１項に定めた教育研究上の目的を達成するための適切な教員組織をめざし、それを構築してきた。本研究科の授業・研究指導担当者の資格については、「大学院設置基準」に依拠し、担当者決定についても本研究科委員会における所定の手続きを経て適切に行っている。

本研究科は法学部を基礎とする研究科であり、学部で法律学あるいは政治学を学んだ者に、更に高度な学術研究の機会を提供することによりその社会的使命を果たしてきた。そのため法学部に所属し、研究科で定める期間の教育指導を行った教員は、その専攻領域に関わらず原則として大学院担当資格を有する。また、政策創造学部所属教員で本研究科の教員組織に含まれている教員もいる。

本研究科には50名の専任教員が所属し、「大学院設置基準」で定める必要専任教員数を満たしている。全教員はそれぞれの専門分野毎に講義と演習を受けもち、演習では論文指導を行っている。

本研究科に関する事項については、全て本研究科委員会において意思決定を行っており、通常は全構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって可決される。学位認定等の重要事項については全構成員の３分の２の出席による成立と、出席者の過半数の賛成をもって可決とする。

本研究科委員会の議事進行は、法学研究科長及び法学部副学部長（研究科担当）が行う。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科の教育研究上の目的を達成するための適切な教員組織を構築しており、教育課程の編成・実施方針と教育職員の配置状況は整合している。専任教員の2014年度平均担当授業時間数は、教授が10.4時間、准教授が8.0時間となっている。本研究科は主に法学部の教員により構成されていることから専任教員の年齢構成は、法学部と同様に50代前半を除いてほぼ偏りなく編制できている。

授業科目と担当教員の適合性については各専門パート内での調整を経て、研究科委員会で判断しており、担任者の決定時期である10月から２月にかけて審議を行っている。

また、授業評価アンケートの結果を踏まえ、翌年度以降の教育体制改善を進めている。

教員の任用においては、本研究科が法学部を基礎とするため、審査プロセスは「教員任用人事における申合せ事項」に則って行っている。

大学院研究指導教員担当資格については、本研究科の内規・申合せ等に定めている。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の教員組織は、法学部を基礎としており、教員募集・任用・昇任についても研究科独自の募集・任用・昇任は行っていない。

法学部での任用・昇任については、人事委員会、人事教授会を経て決定されている。

法学部（及び一部政策創造学部）の教員のうち大学院を担当する資格については、「大学院設置基準」の第９条第１項第２号に依拠している。即ち次の一に該当し、かつその専門分野に関して極めて高い教育研究の能力を備えていると認められる者が本研究科教員を兼ねることができる。

イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、博士の学位を有する専任教員は、2014年５月現在で14名（28%）である。

業績数等の要件は特に定められていないが、法学部での教授昇進が認められた者は、大学院での授業を担当する能力を有するとされている。また、所定の年限、手続きを経た准教授も大学院の授業を担当する。

新規担当者は初年度に博士課程前期課程１年に配当する授業科目を担当し、それ以降年次を追って上位学年配当の授業科目の担当者となりうるため、博士課程後期課程の担当となるのは３年目からである。

法学部教員が本研究科兼務教員となるための審査は、研究業績目録と履歴書の一週間の閲覧と、それに続く本研究科委員会での承認という手続きを経て行われる。これは准教授が本研究科科目を初めて担当する場合も同様である。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

積極的な若手教員の任用により、法務研究科設置以降続いた教員年齢構成のアンバランスを修正しつつ

あり、偏りのない教員組織になりつつある。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

今後も教員の年齢について偏りのない組織構成になるよう配慮する。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、理念・目標として「法学・政治学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した教育研究の推進と優秀な人材を育成する」ことを掲げている。また、2010年９月に学位授与方針を以下のように定め、本研究科のサイトにおいて公表し、現在も継続してそれに従って運営されている。

博士課程前期課程各コース及び博士課程後期課程とも、所定年限即ち２年及び３年在学し、研究指導を受け、本研究科が設定した科目を履修して所定の単位を修得し、かつ修士論文あるいは博士論文を提出して合格することが、各課程修了の要件となる。博士課程前期課程各コースでは、法学・政治学に関する研究者や高度職業人としての活動の基礎となる各専攻分野での高度の専門知識と、広く深い学識を身に付けたか否か、及び研究者や高度専門職業人として複雑な現代社会に生じる多様な社会問題を法学・政治学的観点から分析し、直面する問題に総合的かつ柔軟に対応できる能力を習得したか否かによって、修了認定の可否が判断される。博士課程後期課程については、法学・政治学の各分野で、独立した研究者として活動し得る専門的で高度な知識を獲得し、法学・政治学的諸問題について、独創的かつ有意義な理論を構築する能力を身に付けたか否かが、修了認定の基準となる。

本研究科では、学位授与方針として定められた上記の要件を満たした者に対して、学位授与を行うこととしている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科の理念・目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり定めており、本研究科のサイトにおいて公表している。

法政研究コースの政治学部門及び基礎法学部門については、従来どおり本研究科の博士課程前期課程を経て後期課程に進むことを想定している。これらの博士課程前期課程の法政研究コース及び博士課程後期課程は、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養わせることを目的とする。学生はそれぞれ、個別の指導教員の下で毎学年演習を履修し、原則として同一教員の指導による一貫した少人数教育を受けることとなっている。また、専修科目を中心とする講義科目や外国文献研究等の授業を通じて、研究者に必要な外国文献読解能力の習得も図られている。

また、法学研究者の育成に関して、実定法分野については、法科大学院の開設により、法務研究科を修

了後に本研究科の後期課程に進む新たなルートと、本研究科の前期課程から後期課程に進む従来のルートという、複線型の研究者養成を行うことをめざしている。

博士課程前期課程の企業法務コース及び公共政策コースは、高度の専門性を求められる高度専門職業人養成を目的とする専修コースである。この２コースでは、基本科目、関連科目及び展開科目の講義科目を中心に、より実務に即した専門教育がなされている。修士論文を作成するための演習指導は、２年次（または３年次）において、各学生が希望を提出して選択した指導教員によって行われる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

2004年度の法科大学院設置に伴い、2005年度から法学・政治学の１専攻に統合し、博士課程前期課程を法政研究・企業法務・公共政策の３コースに分割した。現在はその制度に基づいて、各コース毎に、研究環境・指導体制の整備をすすめている。

法政研究コースは「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（「大学院設置基準」第４条第１項）を主たる目的とし、いわゆる研究者養成コースというべきものである。入学者は原則として博士課程後期課程への進学を予定する。企業法務コースは、司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士等の資格取得をめざす者、企業の法務担当を志望する者等を、公共政策コースは、国家公務員、地方公務員、行政書士、国際機関の職員等をめざす者のほか、ジャーナリスト志望者等をそれぞれ対象とする。後二者のコースはいずれも、「大学院設置基準」第３条第１項の「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とし、より実務に即した専門教育を行い、原則として博士課程前期課程で修了する。なお、博士課程後期課程については、専攻は統合したがコース分けは行わず、全体を従来どおり研究者養成コースと位置づけている。

大学院教育は、学部教育担当の教員が行うことが原則とされており、大学院教育は学部教育を基礎として、それを発展させ高度化するものである。各担当者は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提に、大学院の授業を組み立てることができる。法政研究コースは５年間一貫教育であるが、博士課程後期課程への進学のためには進学試験を経ることが必要である。学生は、指導教員の下、毎学年演習を受講することが必要であり、かつ、この演習は原則として当該教員を指導者とする学生のみが受講できるシステムになっており、同一教員の下での一貫した少人数教育が行われている。企業法務コースと公

共政策コースの学生は、2 年間の教育課程を終えると修了していくのが原則であるが、博士課程後期課程に進学することを望む学生もいる。後者については、語学試験にも合格すれば博士課程後期課程への進学が認められている。博士課程前期課程に入学した学生の全員が自動的に博士課程後期課程に進学できるわけではない。進学の際の重要な評価資料は修士論文であり、その完成のために 2 年を超える期間を要する者もいる。そのため、博士課程前期課程入学から博士の学位の授与まで 5 年を超える年数がかかる場合がある。

2007年度より従来の修士論文を修士論文Aとし、リサーチペーパーという名称を修士論文Bとする名称変更を行った。何れを提出するかについては所属コースを問わないが、博士課程後期課程進学予定者については、後期課程入試時の論文審査において、修士論文Aの提出を要件としており、研究者としての基礎能力養成という観点をより重視した指導を行っている。

2005年度から、一定の要件の下で学部 4 年生（本学に 3 年以上在学した者）が大学院の授業を履修することを許可し、博士課程前期課程への進学後履修科目について単位認定（10単位が限度）を行うことができる学部と大学院との一貫教育システムが導入された（「大学院学則」第73条の 3 ）。これは、優秀な学部生に本研究科の設置科目の履修を許可して、早期からより高度の学問的経験を積ませ、博士課程前期課程を 1 年で修了できる（学部と合わせて 5 年間で修士の学位が取得できる）ようにするための制度である。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

各教員には原則、半期 2 単位講義が 2 科目、1 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目、2 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目割り当てられている。博士課程後期課程及び博士課程前期課程法政研究コースについては専修科目制がとられ、入学願書提出時に指導教員を選ぶ。企業法務、公共政策の 2 コースについては専修科目が設置されず、2 年次の修士論文執筆に際して指導教員を選ぶことで、学生は多様な科目群から個別のニーズに応じて履修することができる。各講義科目は、基本科目、関連科目、展開科目の 3 科目群に区分される。法政研究コースにおいては全担当教員に対応した基本科目が設置され、企業法務コースでは、主として民事法系の諸科目が基本科目に、公共政策コースでは主に政治・行政系、公法系の科目が基本科目に設置されている。関連科目は、他コースで基本科目として外国法、外国文献等の科目を加えたものから構成される。更に展開科目として、現代的諸問題に対応する特論科目群が設置されている。法政研究コースにおいては全ての基本科目に演習が設置され、企業法務、公共政策の 2 コースにおいては企業法務演習、公共政策演習が選択に応じて設置されている。

博士課程前期課程は、法政研究、企業法務及び公共政策の 3 コースに分かれる。法政研究コースでは、専修科目12単位（講義 4 単位、演習 8 単位）、専修科目以外の基本科目 4 単位以上、関連科目 4 単位以上及び展開科目 4 単位以上を含めて32単位以上を、企業法務及び公共政策の 2 コースでは、当該コースの基本科目12単位以上、関連科目 8 単位以上、展開科目 4 単位以上及び演習科目 4 単位を含めて36単位以上を修得しなければならない。他コース配当の講義科目を履修することも認められる。その場合、8 単位を限度として所定の単位数に含めることができる。博士課程後期課程においては、専修科目（講義 4 単位、演習12単位）を含めて16単位以上を修得しなければならない。そのなかで各専門科目の高度に対応した教育内容の提供を行っている。

検索

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

法科大学院の設置に伴い、2005年度から従来の公法学・私法学の２専攻を１専攻に統合し、博士課程前期課程を法政研究・企業法務・公共政策の３コースに分割した。それぞれのコースには、その目的に応じ、また学生の進路を見据えた基本科目、関連科目、展開科目からなる特色あるカリキュラムを設置した。設置科目は、分野のひろがり等選択肢としては十分なものになっている。コース及び科目群の細分化によって各科目がそれぞれのコースにおいて有する重要性の違いがより詳細に示されることになった。現在はこのコース及び科目群の細分化に基づいて適切な運営が行われており、カリキュラム上の問題は特に生じていない。コース制の効果を高めるため、その意義について学生に十分理解させ、研究活動に精励させるための取組、例えば研究科において従来行ってきた履修ガイダンス、日常的な学習相談体制を更に充実させており、現在のところ特に問題は生じておらず、カリキュラムとしては効果的に機能している。

また、こうしたコースの再編には、社会人リカレント教育の推進も含まれており、社会人の修学を容易にすることを主たる目的として、長期（３年）在学制度を導入して、より多様な学生が入学できるよう、便宜を図っている。

更に、法科大学院開設後の動向を受け、実定法分野の研究者育成の観点から、法科大学院修了者の受入れによる研究者育成を視野にいれ、入試科目の見直し等を行って体制を整えている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

新制度導入の効果を高めるため、コース制の意義について学生に十分理解させ、研究活動に精励させるための取組、例えば研究科において従来行ってきた履修ガイダンス、日常的な学習相談体制を更に充実させており、現在のところ特に問題は生じておらず、カリキュラムとしては効果的に機能している

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

学部教育との連携については、法学部出身者の場合、特に問題はないが、法学部以外の出身者も若干はおり、同一授業に混在する場合には教育上の配慮が必要となる。法学部出身者でも、科目によっては学部時代の基礎力が不十分な場合が見受けられる。また、他大学出身者の場合、修得した単位科目の内容・範囲が本学での同一名称の科目と必ずしも一致するとは限らないため、授業において調整をしていくことが必要となる。更に、実定法の研究者については、法科大学院を修了し新司法試験に合格後、博士課程後期課程に進むという経路もあるため、これらの法科大学院出身者について、博士課程後期課程での教育との一貫性をどのように確保するかが現在の課題となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

研究者志望者と高度職業人志望者の共通授業の弊害については、新コース制の設置により、講義科目は共通であるが、演習は別に行われる形式とすることで解消するようにした。また、講義と演習の授業内容は、従来以上に差別化され、前者で共通の教育を行い、後者で、それぞれの進路に応じた教育を行うことが個々の担任者に求められている。非法学部出身者、そして基礎力が不十分な法学部出身者への教育上の配慮については、参考書等を指示して、自習を推奨・促進する等の個別対応が今後とも必要である。法科大学院修了者について法科大学院との連携のあり方についても、常に相互に検討が行われている。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科では、教育目標の達成に向けて、講義科目及び演習科目を開講している。講義及び演習の内容は、基本的に担当教員の裁量に委ねられている。授業は、少人数で行われるため、講義科目と演習科目の質的な差異は大きくないが、講義科目が、研究論文の執筆を念頭に置きながらも、学生の研究関心をいわばタテ・ヨコに深め、研究能力及び教養の向上を目標とするのに対して、演習科目については、研究論文の執筆のための研究指導を主な目的として運営されている。

また、研究指導計画を策定し、学生に対して明示するといった所作は、制度としては実施されていないものの、研究科の専任教員の内、1名を指導教員とし、当該指導教員の下、履修科目の指導や論文作成に関する指導をはじめとする研究全般の指導を受けることができる体制を整えている。2013年度修了生を対象とした「学生アンケート結果」によれば、「研究指導の方法及び内容・計画について、疑問や不明な点が出てきて指導教員に相談した際に、適切なアドバイスにより、その問題は解決した」とする学生が76.2%、ほぼ解決したとする学生まで含めると90.5%となることから、十分な体制となっていると評価してよい。博士課程前期課程における公共政策コース、企業法務コース所属の学生については、研究者育成コースである法政研究コース所属の学生とは異なり、研究分野・テーマが入学時において未確定である場合があるので、1年次の指導教員については、学生の希望を聴取しつつ、当座の研究関心に応じて指導教員が決定されるが、修士論文のテーマいかんによっては、2年次に指導教員の変更もあり得る。

研究論文の提出に当たっては、計画的な執筆準備を進めさせるために、修士論文については、原則として提出年次の10月中旬に「計画書」を、博士論文については、原則として提出年次の4月末に「年次研究計画書」を、指導教員の承認を経て提出する。なお、研究指導の一環として、不定期ではあるが、研究領域毎に、本研究科の教員及び大学院生の参加する研究会が開催されている。一部の研究領域においては、法務研究科の教員や政策創造学部の教員もメンバーとなっている。

履修科目の登録に当たっては、毎年度、指導教員の指導の下、その承認を経て、行うこととされている。1年次春学期のオリエンテーションに際しては、指導教員による履修指導の場が研究科の行事として設けられ、また、それに引き続き、院生協議会の役員（大学院生）による履修相談等も行われている。履修科目については、予習・復習を含め十分に消化できるように、1学年度に履修できる単位数は、28単位までとされている。ただし、3年コースを選択した者については、原則として、1年次20単位、2年次20単位、

3 年次16単位とされている。

授業に際しては、学生の主体的参加を促すために、演習科目は当然のこととして、ほとんどの講義科目においても、双方向授業が行われている。

授業改善に向けた学生の意見反映の制度として、2004年度秋学期以降、学生による授業評価アンケートが行われている。匿名性を確保するために授業支援グループ尚文館ステーション設置のアンケートボックスでの回収もできるようにしてあるが、回収率は必ずしも高くない。アンケート結果は原則として担当教員にフィードバックされ、授業改善にどう役立てるかは、担当教員の裁量に委ねられている。学生の中にはアンケートの有効性に対して懐疑的な意見もあり、検討課題である。また、副学部長（研究科担当）並びに学生相談主事によるオフィスアワーが設定されており、学生からの要望は、第一次的に、ここで受け止められるようになっている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

原則として、授業概要、到達目標、授業計画、使用する教科書・参考書等をシラバスに明示した上で、シラバスに従い授業を行っている。ただし、本研究科では、少人数の授業科目がほとんどであること、また、学生の多様な研究関心及び能力（修得段階）に応じて弾力的に教育内容を決定・変更することが要請されることから、シラバスの記載内容がある程度抽象的なものとならざるを得ないことにも配慮し、授業科目の特性及び授業形態に応じた柔軟な取り扱いの余地をあえて残している。

シラバスの記載内容については、なお改善の余地があるものの、2013年度修了生を対象とした「学生アンケート結果」によれば、90.5％の学生が、シラバスで講義内容・計画等を確認した、又はだいたい確認したと回答している。また、約95％の学生が、成績評価については、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われた、又はほぼ基準どおりであったと回答している。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価については、事前にシラバスに成績評価の方法と基準を明示し、それにしたがって各教員が成績評価を行っている。少人数の授業科目がほとんどであることから、相対評価を前提とするGPA制度は導入されておらず、多くの授業科目では、絶対評価が行われている。講義科目においても、試験による成績評価を行うものはなく、ほとんどが、出席を前提として、主体的に授業に参加し、学習成果に繋げているかを総合的に評価する仕方で行っている。授業への参加度を評価する指標としては、授業における質疑・応答等の発言の積極性及びその質、研究報告やレポート等の課題に対する評価等を通して行われる。

授業への成績評価に対するクレームについては、各担当教員が対応することを前提に、事務局を窓口として、随時受け付けている。2013年度修了生を対象とした「学生アンケート結果」によれば、95.3％の学生が成績評価に（ほぼ）納得できているとしている。

留学生や編・転入学生等の既修得単位の認定については、その適切性を確保するために、当該大学の大学要覧やシラバス等を入手し、該当授業科目の内容、開講時間数、成績評価基準等を、副学部長（大学院担当）の下で検討した上で、認定原案を作成し、研究科委員会に提出、その審議・了承を経て認定している。単位認定のプロセスが学生に公開されることはないが、認定結果については、その理由を付して、指導教員から説明されている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育成果の定期的な検証としては、学生に対する授業評価アンケート調査を2004年度秋学期から実施している。また、修士論文の執筆状況及び就職状況についても、定期的に調査・検証し、研究科委員会に報

告し、教育成果を測定し、カリキュラムや入試方法等の改革の際の資料として用いている。

授業評価アンケート以外については、教育成果の検証を授業の改善へ繋げるためのFD活動として、一部教員による公開授業の実施やオフィスアワーを行っている。本研究科のほとんどの授業科目は少人数教育であり、学生は、教員との密度の濃い対話を通して、学部で身に付けた能力を高度化することができる。ただし、授業の方法や進め方につき、組織的検討を更に強化することも必要である。入試方法が多様化したこともあり、一つのクラスに異なるニーズをもち、また、学力レベルの大きく異なる学生が混在する傾向が強まるなか、教育成果の検証を授業改善に結びつけるための組織的な取組については、全学的に教育推進部が進める取組を尊重しつつ進めていきたい。

改善すべき事項

【2】点検・評価

教育成果の定期的な検証を更に進める必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

教育成果の定期的な検証を研究科委員会において行う。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科では大学院生の志望動機等に応じた３コース制を導入しており、各コースに所属する大学院生に対する教育効果の測定方法として、学生に対する授業評価アンケート調査、修士論文の執筆状況、並びに就職状況等の進路調査によって測定することが可能なように思われる。それに加えて、大学院生による自治組織である法学研究科院生協議会を通じての要望等によっても授業内容・指導方法・教材その他についての改善が適宜なされており、大学院生と教員間の意思疎通に基づく教育内容についての改革はかなり迅速かつ適切な対応がなされているといってよいものと思われる。修士論文は、特に資格試験等のために意図的に１年遅らせる者を除き、大半の者が提出期限内に完成させている。博士課程後期課程修了後、あるいは在学中に他大学に採用された者はこの十数年で10名程度おり、また、他大学への勤務を経た者も含めると本学に採用された例はこれまでにかなりの数に上り、本来の定員数及び在籍者数からみれば、研究者養成については十分な成果を収めているといえよう。

博士課程前期課程修了者の進路状況については、『データブック2014』によれば、2013年度修了者数24名の内、就職活動者数16名、企業・公務員等への決定者数15名（就職率93.8%）、更に大学院進学者が４名、就職しない者で修了後の進路が決まっている者が３名であった。特に就職活動を行っている者は大半が企業法務コースまたは公共政策コースに所属しており、コース制における教育が一定の成果を上げている。

博士課程後期課程については、2014年度14名の在学者がいるが、全員が学位論文提出のために在籍している。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

修士の学位の授与要件は、①修士課程又は博士課程前期課程に２年以上在学すること（ただし、優れた業績を上げた者については、１年以上在学すれば足りる。）、②研究科所定の単位を修得すること、③かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（「大学院学則」第24条、第26条）である。

博士の学位の授与要件は、①博士課程に５年以上在学すること（ただし、優れた研究業績を上げた者に限り、大学院に３年以上在学すれば足りる。この場合、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）、②研究科所定の単位を修得すること、③必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格することである（「大学院学則」第25条、第28条）。

2013年に、修士論文及び博士論文のそれぞれにつき学位論文審査基準を定め、学位審査の客観化を図っている。当該審査基準は、「大学院要覧」に掲載している。

学位授与の実績は、例えば2013年度は、修士が24名であるのに対して、博士は０名であった。課程博士号を授与する環境は整っているといえるものの、課程博士号取得者は未だ少ないのが現状である。これは博士課程後期課程在学中に他大学等への採用が決定するといったことも要因の一つであると考えられる。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定めており、本研究科のサイトにおいて公表している。

本研究科は、本学の学是である学理と実際との調和をめざす「学の実化」を、法学と政治学に関して現代的に深化させることを追い求め、情報化・国際化の流れにも即して「社会に開かれた知の拠点」としての大学院の一翼を担うことをめざしている。このような理念・目的に対応して、本研究科で勉学しようとする学生には、法学・政治学に関する学部卒業水準の専門学力と大学院での更なる勉学意欲のほか、社会の実生活に関する日常的な関心のみならず、社会の変化に対する鋭敏な感受性や法的・政治的諸制度を包摂する社会制度全体を概観する広い視野を有することも要求される。また、法的・政治的諸問題の背景的本質を見極めようとする洞察姿勢や、地域社会から国際社会にまで及ぶ多様な場面での自らの貢献能力の追求姿勢、更には社会に生起する法的・政治的諸問題に対する説得力ある解決方法の提示意欲等を、相応に有することも要求されることとなる。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 ４月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学		一般		留学生		社会人		全国社労士連合会特別推薦
	募集月	9月	2月	9月	2月	9月	2月	9月	2月	2月
法　学	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	－	○	○	○	－	－	－

学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜を公正かつ適切に実施している。

全ての入試について、外国語（公法、私法、政治学の３分野）と、専門科目（必修及び選択）の出題者を法学研究科委員会において決定し、各入試においてそれぞれの志願者に求められる知識と科目を出題範囲とし、入試種別により筆記試験（専修科目、選択科目、外国語科目）、口頭試問を行っている。

試験問題については、入試日までに複数の教員による点検を行っている。

試験後の合否査定については、研究科執行部による原案を作成の後、法学研究科委員会において最終の合否判定を行っており、その際の研究科委員会では全構成員の過半数の出席を定足数としている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
法　学	50	10	100	30	6	22	4	13	45	13	0	1	0	14	0.45	0.47

入学定員は、博士課程前期課程が法政研究、企業法務、公共政策の３コースを合わせて50名、博士課程後期課程が10名である。

入学定員については、2010年度から博士課程前期課程において従来までの60名から50名に変更しており、定員充足率は５年連続して５割程度を維持しているが、博士課程後期課程入学者の確保について経年的に困難な状況が続いている。

収容定員から見ても、博士課程前期課程に計45名、博士課程後期課程に計14名の大学院生が在籍し、定員内での適正な管理ができている。しかしながら、博士課程前期課程・博士課程後期課程とも定員を十分に満たしているとは言い難く、今後、学生の受入れ促進方法について研究科としての対応が求められる。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本研究科では、学生募集及び入学者選抜、入試問題の作成について研究科執行部及び法学研究科委員会における審議を経て、公正かつ適性に実施されるよう努めている。

また、９月と２月に実施する入試終了後、合格査定を行う研究科委員会において、本研究科の学生受入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜が行われているかを検証している。研究科自己点検・評価委員会での検証も行っている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

博士課程前期課程・博士課程後期課程ともに、定員を十分に満たしていない。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

大学院教育に相応しい学生の質を確保しつつ、定員を充足するために、引き続き、学生定員の充足のためにアドミッション・ポリシーや入試方法の検討を行う。

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科に属する専任教員は、法学部及び政策創造学部の一部教員が兼ねている。したがって、この項目に関しては、基本的に学部と共通するので、学部の記述に委ねる。法学研究科独自の研究成果発表媒体としては、大学院生の研究成果を発表する『法学ジャーナル』が挙げられるが、研究支援職員の充実等更なる研究支援体制の整備は今後の重要課題でもある。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

外国人研究者の招へい、大学院担当教員の海外派遣については、法学部、法学研究所、大学院法務研究科、政策創造学部及びマイノリティ研究センター（2013年３月31日終了）等と合わせると件数も増大傾向にある。韓国の漢陽大学、中国のスワトウ大学等との研究協力体制も強化しつつある。教育面での外国人学生の受入れ数自体は現状では限られているが、ミッドキャリア・プログラムとしてJICA（国際協力機関）や途上国の司法機関と連携し、海外法律実務家の再教育事業を展開している。「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）修士課程及びインターンシップ」プログラムに応募し、本研究科博士課程前期課程の企業法務コース（外国人留学生特別枠〔仮称〕）が、2015年度からの推奨コースとして認定された。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

教育上の国際交流については、ABEイニシアティブ推奨コース認定により、国際交流が今後更に促進されることが期待される。研究上の国際交流は、学内関係部局が一体となって推進されている。これに基

づき、多様な国、地域、そして研究分野における幅広い人材の交流・研究協力が可能となり、本学全体の国際交流に寄与している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本学法学・政治学関係の国際交流における長所を生かすためには、関係部局との間で受入れ留学生の情報の交換、派遣留学生の情報共有等連絡・調整、協力関係を更に密にする必要がある。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

外国人学生の受入れは、ABEイニシアティブ推奨コース認定により増加が見込まれるが、ひきつづき、経済面、施設面での支援等、全学の動向をみつつ検討する必要がある。国際レベルでの研究成果の公表、広く社会的な還元については本学全体で取り組む必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

外国人学生の受入れの増加については、国際部と連携して情報収集と検討を行う。また、国際レベルでの研究成果の公表については、学内の法学・政治学部門の研究者で編集・発刊している英文紀要の更なる活用を図る。

検索

文学研究科

検索

第２編　文学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 355

Ⅲ　教員・教員組織 …… 356

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 357

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈357〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈358〉

Ⅳ－３　教育方法〈359〉

Ⅳ－４　成果〈361〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 362

ⅩⅠ　研究活動 …… 365

ⅩⅡ　国際交流 …… 365

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科は、1950年度に修士課程３専攻（英文学、国文学、哲学）、次いで1953年度に博士課程２専攻（国文学、哲学）の設置をもって発足して以来、教育研究目的である人文学研究の理論及び応用の教授と研究に力を注ぎ、人文科学分野の研究者と高度専門職業人の養成に努めてきた。発足後に順次６専攻（史学、ドイツ文学、フランス文学、中国文学、地理学、教育学）に修士課程と博士課程を増設したのは、多様な研究分野の展開を図ることによって、広く社会のニーズに応え、本学の教育理念「学の実化」を具体化し、広い視野と深い知識を身につけた人間性豊かな人材を実社会に送り出すことを目的としたものであった。

現在は、博士課程前期課程と博士課程後期課程のいずれも総合人文学専攻１専攻の下に、前期課程には15専修（英文学、英米文化、国文学、哲学、芸術学美術史、日本史学、西洋史学・アジア史学、ドイツ文学、フランス文学、中国文学、地理学、教育学、文化共生学、身体文化、映像文化）、後期課程には９専修（英文学、国文学、哲学、史学、ドイツ文学、フランス文学、中国文学、地理学、教育学）を設けている。多専攻の教育組織から１専攻多専修への移行は、2005年度からの改革によって実現したものであり、この過程で多彩な学問分野を取り入れた新専修を増設し、これと並行して研究の独創性と指導力、国際性と社会性に留意した教育及び研究の充実を図ってきた。

2007年度には、文部科学省の大学院教育改革支援プログラム「EU-日本学教育研究プログラム」が採択され、2008年度から前期課程・後期課程に英語教育の充実と日本研究の世界発信を目的としたカリキュラムを副専攻として導入し、各専修専門教育の広がりと深まりに効果を上げてきた。2008年度には、グローバルCOE「文化交渉学教育研究拠点」の設立に伴い、前期課程・後期課程に文化交渉学専攻（東アジア文化交渉学専修）を設置し、２専攻体制をとってきたが、2011年度に文化交渉学専攻は東アジア文化研究科として独立した。文化交渉学専攻の設置から東アジア文化研究科の独立へと、本研究科が主体となって取り組んだ内容は、大学院教育の充実の上で大きな成果となっている。

入試制度では、一方で飛び級入試を導入して、学部から５年間で修士の学位を取得できる制度を設け、他方で現職教員の再教育や留学生の受入れにも力を入れている。

教育研究の国際化と社会変化に応える取組を進めた本研究科において、前期課程では中等学校教員、行政職公務員、各種企業の専門職等、有為な人材を着実に社会に送り出してきた。後期課程では、課程博士の学位授与数が年々増加するとともに、高等教育機関の教員、博物館の学芸員、官公庁や企業の研究開発リーダー等、高度専門職業人の養成を担っている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、開設以来数十年にわたり、人文科学分野における高度な研究を基盤にして、質の高い研究者と専門職業人養成のための充実した教員組織の整備に努めてきた。特に近年においては、急速な社会変化に対応して多専修制度を導入し、大学院生一人ひとりが多彩で深い研究領域において、それぞれの能力を開発し十分に伸張できるような教員配置を指針としている。

更には、専修相互における教育・研究の連携を積極的に進め、学際的研究を国際的に展開し、優秀な人材育成に資するよう研究と教育の組織づくりに取り組んでいる。2008年度以降における「EU-日本学教育研究プログラム」、グローバルCOE「文化交渉学教育研究拠点」、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「文化財保存修復研究拠点」並びに「大阪都市遺産研究センター」の設置とそれらの事業推進は、いずれも本研究科の教員組織を中核とし、その連携の下に行っており、研究科の教員組織の一層の充実に大きな役割を果たしている。

教員の編制や演習及び講義科目担当に関する事項は、明確に定められた本研究科の規定に基づき、運営委員会で審議の上、研究科委員会において審議決定し適切に実施している。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科における科目の担当は、明確に定められた規定に基づく資格審査、即ち博士課程前期課程講義担当（以下「M合」という）、前期課程演習担当（以下「M㊒」という）、博士課程後期課程講義担当（以下「D合」という）、後期課程演習担当（以下「D㊒」という）の審査を運営委員会において厳格に行った上、研究科委員会において慎重に審議し決定している。各専修の講義科目は、専門性を重視しつつも、全専修の大学院生が履修できるように工夫し、広い視野をもって各自の研究を深めることができるように編成しており、それを担う教員組織は適切に整備されている。教員組織・科目の編成については、運営委員会と研究科委員会で常に検討し、見直すべきところがあれば、十分に審議した上で改編手続きを行っている。専任教員の年齢構成には、著しい偏りはみられない。

各専修の演習科目と講義科目への教員配置の適切性については、運営委員会と研究科委員会において常にチェックできる体制を整えている。例えば、2008年度からの「EU-日本学教育研究プログラム」によって設けられた副専攻の科目は、本研究科大学院生の国際的な研究活動に資するよう適切に配置し、定期的に担当者会議を開いて一層の改善に努めている。

2014年度における専任教員数は、前期課程94人、後期課程63人であり、専任教員１人当たりの学生数は、前期課程1.64人、後期課程1.26人である。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の中核をなす専任教員は、文学部に所属する教員によって構成されている。文学部専任教員の募集と任用は、文学部総合計画会議、専修代表者会議の議を経て、文学部教授会において決定し実施している。運営委員会と研究科委員会において、M合、M㊒、D合、D㊒の資格審査を厳格に行い、本研究科の専任教員を任用している。

したがって、文学部専任教員の募集と任用は、任用後における大学院担当の可否も視野に入れて適切に実施されている。文学研究科委員会の構成員は、ほとんどが文学部教授会の構成員でもあるので、研究科の適切な教員人事を考慮した審議を行うことのできる仕組みとなっている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本研究科の専任教員は、広く社会人向けに開放された講義・講演に携わる頻度も多く、本学全体で推進する社会貢献に積極的に取り組むことによって資質を向上させている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科では、「専門分野の研究を深化させるとともに、既成の学問分野にとらわれない総合的・創造的な学問研究を行う」という教育目標を示し、人文科学分野の研究者及び高度専門職業人の養成を目的とし、学位授与を行っている。

本研究科の教育目標に基づく学位授与方針は次のとおりである。

本研究科では、人文学領域の専門研究を通して、豊かで深い能力を身につけた人材の育成をめざしている。そのために多彩な講義科目を「専門科目」「共通科目」の形で適切に配置し、幅広く学べるように工夫している。博士課程前期課程においては、必要とする科目を32単位以上修得し、修士論文を作成し、審査及び試験に合格しなければならない。これによって、幅広い学識と専門研究に裏付けられた構想力、調査能力、分析力が養われ、高度な専門性を必要とする職業につくための能力が培われる。博士課程後期課程においては、所定の年限以上在籍し、本研究科が設定した授業科目を、必修科目をはじめとして16単位以上を修得する必要がある。かつ必要な研究指導を受けた後、博士論文を作成し、審査及び試験に合格しなければならない。このことにより、研究者として自立して研究活動を行い、高度な専門性を要する職業につく能力がそなわることになる。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は次のとおりである。

文学研究科・総合人文学専攻のもつ総合性・独創性を生かし、専門科目を体系的に配するとともに、専修の枠を越えて広く人文学諸分野の共通科目を学ぶことのできるカリキュラム編成をとっている。専門分野の研究を深化させるとともに、既成の学問分野にとらわれない総合的・創造的な学問研究を行う場となっていることが本研究科の特色である。博士課程前期課程においては15専修を設置、博士課程後期課程においては９専修を設置している。学生は各専修の演習・講義、更には共通科目を受講することにより、各分野における高度な研究能力を身につけ、指導教授のサポートの下に修士論文及び博士論文を作成していく。こうして高度専門職業人あるいは研究者として自立できる広い視野と高い能力とを養成するようにしている。また、前期課程・後期課程ともに副専攻として「EU－日本学教育研究プログラム」を開設しており、語学能力の向上を図るとともに、日本研究を海外に発信する高度な能力を培うことができる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程前期課程においては、学部教育の成果を踏まえつつ、専攻分野における研究能力と高度専門職業人としての能力を身につけるための教育課程を配置している。講義科目開講数は210、履修者数799人、演習(1)は開講数86、履修者数144人、演習(2)は開講数86、履修者数144人である。

博士課程後期課程では、専修分野において研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材の育成のための教育課程を配置している。講義科目の開講数47、履修者数55人、演習(1)は開講数21、履修者数24人、演習(2)は開講数23、履修者数30人、演習(3)は開講数13、履修者数22人となっている。

前期課程・後期課程ともに各専修では複数の専門領域に分かれ、大学院生の専門性に応じたカリキュラムを設置し、講義及び演習科目を配置している。例示すると、英米文学専修においては英文学研究・米文学研究・英語学研究、国文学専修では上代・中古・中世・近世・近現代に分かれ、韻文・散文・芸能といった分野の科目も配置している。国語学では古典語・近現代語分野を置いている。哲学専修では哲学・哲学史研究、哲学・倫理学研究、比較宗教学研究に分かれ、芸術学美術史専修では芸術学・西洋美術史研究と日本及東洋美術史研究の２分野を設けている。日本史学専修では日本古代中世史研究・日本近世近代史研究・考古学研究・民俗学研究・伝統文化学研究の分野を設けている。教育学専修は、教育理論・政策学コースと、学校教育開発学コースに分かれている。文化共生学専修は前期課程のみの設置で、学際的な研究手法の下、ヨーロッパと日本をフィールドにして、異文化理解、比較文化論、ジェンダー論、サブカルチャー論等に分かれている。映像文化専修は同じく前期課程のみの設置で、特に中国語圏の映画史・フランス映画を中心に科目を開設している。講義科目は専修の枠を越えて、大学院生個々人が自らの研究課題に必要な科目を自由に履修することができるとともに、学際的に知識を得ることができるよう配慮している。

2007年度には、グローバルCOE「東アジア文化交渉学教育研究拠点」が採択され、翌年度に本研究科に文化交渉学専攻東アジア文化交渉学専修を開設した。文化交渉学専攻は、2011年度に東アジア文化研究科として独立した。東アジア文化研究科の開設経緯からもわかるように、本研究科と東アジア文化研究科とは密接な関係にあり、講義科目を相互に履修できるようにしている。文化交渉学専攻の開設・独立の過程において、多彩で深い専門講義を他専修の学生が積極的に履修できる方向で充実を図ったことは、本研究科各専修学生の学術的視野を広げ、研究能力を高める効果を上げている。

副専攻のEU－日本学教育研究プログラムは、2007年度に文部科学省大学院教育改革支援プログラムで採択され2008年度に開設した。日本研究を学際化するための日本学フィールドワーク、言語修得のための日本学学術コミュニケーション・トレーニング、EUにおける人文学研究を学ぶEU－日本学講義を開講し、学生による共同研究発表会や資料調査を実施している。関西大学日本・EU研究センター（ベルギ

ー：ルーヴェン大学）との連携の下に、EU諸国における日本研究の動向を踏まえた科目群を展開することによって、日本研究を海外に発信できる人材育成をめざし、学習効果を検証しながら充実した指導を進めている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本研究科では研究の独創性と指導力を兼ね備えた研究者及び高度専門職業人の育成に努力している。博士課程前期課程２年間では、広い視野をもつ研究能力または高度の専門性を要求される職業等につくための能力養成に力を入れている。１年次の「演習(1)」、２年次の「演習(2)」の必修科目を軸に多様な講義科目が配置され、２年次には修士論文計画書を提出して論文の作成をめざす。

後期課程では「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」の必修科目を軸に先端的な講義科目が配置され、これらの修得とともに、課程博士論文の提出を求めている。年度初めに博士論文計画書、年度末には報告書の提出を義務づけ、研究の進展を確認して計画的な博士論文の作成行程を示している。

東アジア文化研究科との連携により、文化交渉学講義等を履修することもでき、広くアジア各地の研究者・学生との交流や学際的な研究方法を学ぶことができる。また、副専攻EU-日本学教育研究プログラムによって、EUの若手研究者との交流や国際的な学会等における発表の機会を設けている。

大学院生の研究状況について2013年度の学位授与者（16名）を例にとると、国際的な学会における研究発表23本、国内における学会発表83本、論文101本、著書17本となっている。

この内、査読付学術雑誌61本、査読なし学術雑誌40本となっている。その他翻訳、報告書、書評等は30本である。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科では、全ての専修において入学時に履修ガイダンスを行っている。開設科目を講義科目・演習科目に分けて、少人数教育を行っている。博士課程前期課程の大学院生は、指導教員担当の演習科目を必修として２年間で８単位、講義科目を選択として２年間で24単位以上、計32単位以上修得し、修士論文を提出し審査に合格することが修了の条件となっている。１学年度での修得単位数の上限は28単位である。追加科目の上限は20単位となっている。また、学部科目の履修は１学年度に32単位までとしている。

博士課程後期課程の大学院生は、指導教員担当の演習科目を必修として３年間で12単位、講義科目を選択として４単位以上、計16単位以上修得し、博士論文を提出し学位審査に合格することで博士（文学）が授与される。本研究科の学位審査は公聴会となっている。

大学院生の学習指導については、演習科目の担当教員が担当しており、大学院生の時間割や履修科目等について助言をしている。

授業支援活動は、尚文館の授業支援グループが担当し、授業支援ステーションの職員と授業支援SA23～26名がパワーポイントを使った授業において、パソコンとプロジェクターの設置等の支援を行っている。

なお、後期課程の大学院生には、毎年４月にその年度の「年次研究計画書」を執筆させ、指導教員による内容のチェックを受けることを義務づけている。研究計画には、学会での口頭発表、学会誌への論文掲載、フィールドワークの実施等々、博士論文作成に向けての基本事項を踏まえることが求められる。これ

によって、指導教員は、大学院生への年間の指導計画の見通しを立てることができる。年度末には、１年間の研究成果を記した「年次研究成果報告書」を提出させている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学のシラバス・フォーマットに基づいて記載の項目等を一定にしている。これによって、大学院のシラバスの記載内容が具体的になり、授業内容の詳細が履修学生にわかりやすいものとなっている。

授業はシラバスの記載に沿って展開されるとともに、それぞれの専門性を踏まえた内容での充実が図られ、到達評価も大学院の授業に相応しい質と深さを求めるかたちで、指導が行われている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価に関しては、シラバスに明記した方法・基準に則して行われている。単位認定も、シラバスに基づいて適切に行われている。

大学院入学前の既修単位の認定は、10単位を限度に単位認定しており、2013年度の入学前既修単位認定者は０人である。なお、本研究科ではGPA制度を採用していない。

「関西四大学大学院生の単位互換に関する協定」による2013年度の実績は、同志社大学大学院文学研究科に１人派遣し、修得単位４単位である。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

授業改善については、毎学期、大学院生に所定の用紙を配付して、授業に出席している履修者全てが授業評価を行えるようにしている。これによって、科目を担当している教員は、従来よりも、定期的に授業を改善する機会を得ることができるようになっている。

なお、大学院の授業評価アンケートは、学部の授業とは異なり自由記述式であることから、客観的な数値による観点別評価はできない。科目あたりの履修者数が少ないため、数値化することにあまり意味がないことが自由記述方式をとっている理由である。受講人数が少ないために、回答者を特定しやすいので、この点を十分配慮し、受講者の授業評価を活かせるような工夫を踏まえながら、自由記述式の授業評価アンケートを実施している。

FDについては、全学的なFD活動に参加している。

毎月２回開催している本研究科運営委員会及び本研究科委員会においては、折に触れて教育成果の検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善に努めている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

シラバスの記述について、原稿提出段階で、研究科執行部が内容をチェックして担当教員に改善を求めている等の取組により、記述の明確化を図っている。

修士論文作成にあたっては計画書の提出を義務づけており、指導教員の懇切な指導と意欲的な大学院生の取組により、優れた論文を作成する大学院生が増えている。

【3】将来に向けた発展方策

シラバスの記述の明確化にむけて、今後更なる改善に努める。

研究計画書は、学会での口頭発表、学会誌への論文掲載、フィールドワークの実施等論文作成に向けての基本事項を踏まえて作成するよう指導を強化する。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の研究科運営委員会では、教育研究指導全般について、常に協議し改善を図るための検討を行っている。将来を見据えた人材育成の検討の場としては、本研究科の構成員を委員とする「大学院将来構想協議会」を開催し、その成果を計画立案に反映できるよう努めている。

本研究科では、教授する側と受講する側の双方にとって、より充実した授業の実現をめざして、講義科目を対象とする授業評価アンケートを実施しており、教育活動の成果として把握している。副専攻のEU-日本学教育研究プログラム科目を履修している大学院生には、2009年秋からポートフォリオを導入している。2011年度からは、シラバスに授業の達成目標を明記し、大学院生の到達度を確認できる体制を整えている。

修士論文作成にあたっては、計画書の提出を義務づけている。指導教員の懇切な指導と意欲的な大学院生の取組により、優れた論文を作成する大学院生が増えている。各専修の学会は特に充実しており、歴史あるそれらの学会誌は、大学院生の優れた論文の発表の場となっている。学内の学会から学外の学会における発表に進み、国際学会で発表する大学院生も存在する。地道な積み重ねによる教育と研究の成果は、課程博士論文の作成に繋がっていく。

大学院生一人ひとりの研究業績（掲載論文、学会発表等）は、本学の学術情報システムに登録し公開している。本研究科の大学院生は、修了後に大学教員（非常勤講師を含む）、高等学校や中学校の教員、博物館の学芸員、国家公務員、地方公務員、一般企業等の幅広い領域の職に就き、高度な専門的職業人として活躍している。

	前期課程		後期課程	
	入学者数	修了者数	入学者数	修了者数
2013年度	57 （秋３名含む）	59	11 （秋１名含む）	16 （秋４名含む）
2012年度	69 （秋７名含む）	74	20 （秋３名含む）	20 （秋６名含む）

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位取得の要件は、博士課程前期課程・後期課程ともに単位修得条件、論文提出条件等を明示して大学院生に周知し、指導教員を中心に丁寧な指導を行っている。修士と博士の学位授与は、３月と９月の年２回行っている。本研究科における修士の学位授与数は、2011年度から2013年度までの３年間の合計が227人、2009年度から2011年度の３年間の入学者数110＋98＋75人に対する学位授与率は80.2％である。博士の学位授与数は、2009年度から2013年度の５年間では、課程博士96人、論文博士24人、合計120人である。

後期課程の大学院生には、各学年初めに博士論文作成のための年次研究計画書の提出を義務づけ、各学年の終わりには年次研究成果報告書の提出を義務づけている。いずれも、指導教授が確認した上での提出である。課程博士論文の申請基準は、レフェリー付き学会誌への論文掲載、外部学会での口頭発表、12万字程度の論文の分量等を要件として定めている。2013年度からは、教員用の『論文手引書』と学生用の『博士論文の提出要領について［課程博士］』『博士論文の提出について［論文博士］』の２種類を作成し、論文作成から提出までの流れを周知するように徹底している。

修士の学位審査は、指導教授を主査とし、関連分野の教員２人を副査として口頭試問を行っている。各専修による審査結果は、研究科委員会での審査を経て学位の授与が決定される。課程博士の学位審査は、指導教授を主査、関連分野の教員２人を副査とし、計３名が審査を行う（研究内容によっては、他大学から当該専門分野の教員１人を審査員に加える）。論文博士の学位審査は、学位審査会の厳正な受理審査を経て受理された論文について行われる。論文博士の審査員は、主査１人、副査２人とし、副査２人のうち１人は、審査論文の内容を考慮しながら主査とは別の専修から選ばれる。研究内容によっては、他大学から当該専門分野の教員１人を審査員に加えることがある。博士論文の口頭試問は、公聴会によって公開し、透明性を持たせている。博士の学位審査結果は、学位審査会における厳正な審査の上で、学位授与の可否が決定される。

学位審査の基準は2013年度に制定し、『大学院要覧』と『論文手引書』に掲載して、大学院学生に周知徹底している。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり明示している。

本研究科は、本学の教育理念である「学の実化（学理と実際との調和）」に基づき、人文学分野の研究者及び高度専門職業人を養成することを目的としている。思想・言語・文学・歴史・教育等人文学のもつ広がりに沿って、博士課程前期課程に15専修を、博士課程後期課程に９専修を設置して高度な専門教育を実施するとともに、互いに連携を図りながら学問研究を進めている。入学生選抜においては、こうした多様性を考慮しつつ、一般入試のほか、学内進学試験、社会人入試、外国人留学生入試、飛び級入試、外国人留学生特別推薦入試といった多彩な選抜方法を取り入れている。選抜の基本方針は、専門的知識及び外国語能力の重視、志望動機と研究計画の明確さ、問題点を見出してこれを自ら進んで解決していくモチベーションの有無を見ることにあり、これらの能力をそなえているかどうかを筆記試験、口頭試問等において判定している。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

⑴　学生募集方法について

募集要項は、文学研究科運営委員会の議を経て、文学研究科委員会において審議・決定している。また、入試説明会を各入試種別毎に年３回行い、大学院の概要説明と個別相談会を設けて、募集内容を受験生に周知している。

⑵ 入学者選抜方法の適切性と透明性確保の取組について

入試に関する事項は、各教授会、各研究科委員会（臨床心理専門職大学院は専攻会議）において審議・決定している。専門職大学院を含む大学院全研究科の入試業務全般を入試センター大学院入試グループが担当しているが、現状においては研究科毎に学生募集方法、入学者選抜方法が異なることから、研究科個別の内容については以下のとおりである。

学生の募集方法については、本学のHPにおいて広く社会に公開している。入試の種別及び入試科目は、『学生募集要項』に明記し、大学院入試グループにおいて公開している。入学定員は、博士課程前期課程が総合人文学専攻96名、博士課程後期課程は総合人文学専攻19名である。入試の種類は、前期課程は「学内進学」「一般」「飛び級」「外国人留学生」「社会人」「現職教員１年制」「留学生特別推薦」「関西大学別科特別入学試験」の８種類で、後期課程は「一般」「外国人留学生」「社会人」「留学生特別推薦」の４種類である。2013年度における入試実施状況は、次の表のとおりであり、本研究科の理念に対応した種別を設けている。

〔2013年度 入試実施状況〕 ４月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学	一般		留学生		社会人		現職教員１年制	飛び級	留学生特別推薦		関西大学留学生別科
	募集月	5月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	2月
文　学	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	○	○	○	○	○	―	―	○	○	―

〔2013年度 入試実施状況〕 ９月入学者対象

研究科	入試種別	一般	留学生	社会人	留学生特別推薦
	募集月	5月			
文　学	M	○	○	○	○
	D	○	○	○	○

なお、2012年度～2013年度の２年間の入学者数は、前期課程・後期課程ともに定員を充足していないため、今後の方策が必要である。

試験後の合否査定は、各専修の案を文学研究科運営委員会で審議、検討を行ったのち、文学研究科委員会において審議、決定している。二段階に審議することによって、入学者選抜の透明性確保に努めている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

収容定員は、本研究科全体で、博士課程前期課程192名、博士課程後期課程57名と定めている。

前期課程の在籍者数は、設定している収容定員からみてやや減少の傾向がある。後期課程については、収容定員に対する在籍者の割合が1.40となっており、改善が必要となっている。

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
文　学	96	19	192	57	40	9	40	65	154	46	24	10	0	80	0.80	1.40

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生の受入れ方針に基づき、毎年定期的に入試センター主事会、研究科長会議と連携して、学生募集及び入学者選抜を公正かつ適切に実施されているかを検証し、更に本学研究科自己点検・評価委員会で検証している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

教育の質保証の観点や社会的要請等を踏まえ、学内における定員管理の厳格化への認識は高まっており、追加合格等の手続き的な内容も含めて全学的に対応している。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

引き続き教育の質保証の観点や社会的要請等を踏まえ、学内における定員管理の厳格化への認識は高まっており、追加合格等の手続き的な内容も含めて全学的に対応していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

博士課程後期課程の収容定員超過率が高くなっている要因として、学生が滞留していることがあげられる。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

今後も博士課程後期課程の収容定員超過率の改善のため、所定単位取得後、学位論文作成までの指導と学位取得後の進路指導を徹底していく。

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科が関わることで文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択されて設立された研究施設としては、2010年度の「大阪都市遺産研究センター」と、2013年度の「国際文化財・文化研究センター」がある。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国際部の国際交流の推進に関する基本方針の下に、2011年４月～2014年５月までの期間に、本研究科の教員、及び大学院生の携わった特記すべき国際的研究教育活動は、「関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター」、「関西大学　国際文化財・文化研究センター」、「アジア文化研究センター（CSAC）」、において展開されている。これら全ては、文部科学省によって採択され、海外の大学・研究機関との連携を前提とした研究・教育プロジェクトであり、これらの遂行・展開に伴って国際連携が活発に行われている。また、2006年度に文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択された「関西大学EU－日本学教育研究プログラム」は、2009年度に終了したのちも、本研究科の副専攻「EU－日本学教育研究プログラム」として継続し、引き続き国際的研究教育活動を展開している。

これらのプロジェクトは国際連携を前提として構想されており、実際に既に海外の研究機関に研究交流拠点を置き、人的交流・共同研究会・国際学会の開催等を通じて国際的な水準の研究教育活動が可能となっている。多くの本研究科担当教員がこれに関わっており、併せて大学院生も参加している。特に大学院生には貴重な研究の場を提供し、多くの研究業績を上げている。

検索

経済学研究科

検索

第２編　経済学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 369

Ⅲ　教員・教員組織 …… 370

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 372

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈372〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈373〉

Ⅳ－３　教育方法〈375〉

Ⅳ－４　成果〈377〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 379

ⅩⅠ　研究活動 …… 381

ⅩⅡ　国際交流 …… 382

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

1950年度に開設された本研究科は、「学の実化」なる本学の学是に則って、変化する現代社会を踏まえた教育研究の実現を理念としている。こうした理念の下に、様々な改革を行ってきた。例えば、1953年度には博士課程（金融経済・経済史専攻）を設置したが、これは、過去の反省の上に創設されたIMF及びIBRDへの加盟という我が国の実際の動きを背景としていた。また、日本が自由主義的世界経済全体の中で確かな地歩を占めつつあった1963年度には、同課程の専攻名を「経済学専攻」に変更した。比較的最近では、1997年度に博士課程前期課程にコース制を導入し、2005年度には従前の本科コースと専修コースを、それぞれ、アカデミックコースとプロジェクトコースに再編し充実させた。これらの改革は、グローバル化とポスト工業化の流れが勢いを増してきたことや、それに伴って国の内外に新たな問題が発生してきたことに、対応するものである。

以上の改革の過程で少しずつ浮き彫りにされてきた本研究科独自の理念は、したがって、本学の学是と軌を一にしている。それは、今では次のごとく提示されうる。即ち、経済学の専門分野を体系的に学習あるいは研究しながら、産業構造や経済秩序の変化に伴う内外の諸問題に積極的に取り組むことで当の社会の安寧及び福祉の増進に、ないしは学術・文化の進展に貢献するものである。

こうした理念を貫くために、本研究科は、国際的視野をもちつつ地域に立脚して日本並びに世界の平和と人々の幸福に寄与する人材を輩出させることを、自らの使命と心得ている。「大学院学則」には「経済学研究科は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的視野をもちつつ地域に立脚し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と規定している。なお、ここに言う「人材」の意味を更に明確化して、プロジェクトコースの場合は高度専門職業人の、またアカデミックコースの場合は研究者の養成を目的とする旨、広報してもいる。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科の理念・目的は、本学の学是はもとより、「学校教育法」第99条や「大学院設置基準」第３条及び第４条に照らしても、適切に設定されていると言うことができる。それらは、経世済民の学としての経済学の本旨に沿ったものである。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の理念・目的の周知への取組の有効性は、例えば『学生アンケート結果（2013年３月卒業生・修了生2013年４月入学生)』〔p. 63、p. 141〕によっても、確認されている。それによれば、「関西大学は、学問の成果を世のため人のために役立てていくべきだ」との意見に、「どちらかといえば」をも含めて賛同する者が、回答者の過半数を占めている。

とりわけ目的については、これをコース毎にHPや『大学院Information』等の冊子に明記している。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

学生アンケートを実施することで、理念・目的が適切かどうか定期的に検証を行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

理念・目的は現状のまま、維持に努める。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

今後も、現状通り、コース毎にHPや『大学院Information』等の冊子に明記していく。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

今後も、現状通り、学生アンケートを実施することで適切かどうか定期的に検証を行っていく。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を使命とし、その達成に必要かつ十分な業績と指導力のある人材を適切に配置することを教員組織の編制方針とし、これを構築してきた。

本研究科の専任教員は経済学部との兼担であり、その教員の募集・任免・昇任は経済学部教授会の決定を経て行われる。したがって、教員に求める能力・資質等に関する研究科固有の事項は、授業科目担当者の資格基準の設定とそれに基づく担当者の決定に限られる。これらの事項等について審議し、議決するための組織として、学部の教授会に相当する経済学研究科委員会を設置している。

本研究科では、専任教員による科目担当の資格について、「大学院設置基準」に従いながら、博士課程前期課程と博士課程後期課程に分けて研究上の業績等の基準を内規に定めている。非常勤講師による科目担当の資格基準としては、上記の研究業績の基準を満たし、かつ70歳を超えないこととされている。大学院担当教員と学部担当教員の組織的一体化をめざし、教授は原則として全員大学院の演習・論文指導の担当者とした上で、2005年度より若手教員を積極的に起用することとし、准教授の大学院担当を促している。

なお、試験等々、教育に関する諸権限と責任が上記の研究科委員会に帰属することについては「大学院学則」第40条に定めるとおりである。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科は、教育・研究の目標達成に必要かつ十分な業績と指導力のある教員を、プロジェクトコースの五つの系（エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系）とアカデミックコースに適切に配置している。専任教員は経済学部との兼担であり、本研究科委員会が内規等に照らして担当者の資格確認と決定を行う。

2014年度の同委員会の構成メンバーは教授41名（特別契約教授３名を含む)、准教授３名である。この44名のうち44名全てが経済学部との兼担となっている。したがって、2014年度の本研究科の専任教員数は44名（内34名は博士課程後期課程も担当）である。在学者数は博士課程前期課程で27名、博士課程後期課程で５名であるから、専任教員１人当たりの学生数は、博士課程前期課程0.6名、博士課程後期課程0.1名ということになる。

その44名の専任教員のうち、研究指導を担当することができるのは38名である。全員が教授である。この中の34名は博士課程後期課程在学者向けの、演習・論文指導を担当することも可能である。

専任教員の年齢構成は、39歳以下が１名、40歳代が22名、50歳代が11名、60歳代が10名（平均年齢51.6歳）となっており、中核となる年齢層に厚く配置されている。

男女構成については、男性39名、女性５名となっている。外国人及び民間企業出身の専任教員は少ないが、研究科の理念及び人材育成目標から外国人や実務経験者の起用も必要である。この点については非常勤講師や客員教授のポストの活用による対応が可能である。2014年度は博士課程前期課程で３名の非常勤講師が科目を担当している。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科における人事の手続きは、内規等に基づき、本研究科委員会で行っている。ただし、専任教員が学部との兼担となっており、研究科では専任教員の任用・昇任の人事権を有していないため、専任教員の募集・任用・昇任は経済学部教授会の決定を経て行われる。これらの選考基準・手続きについては、「教育職員選考規程」のほか経済学部の内規等に則り、透明性を確保している。詳しくは、経済学部Ⅲ-[3]の記載事項を参照されたい。本研究科の委員会では、前述のように科目担当者の資格基準を独自に設定し、それに基づいて各科目の担当者を決定している。

[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科の理念及び人材育成目標から、外国人教員や民間企業出身等の実務経験者の起用が必要とされている。にも拘わらずその起用の件数は、在籍学生数の減少ないし外国人留学生比率の増大のせいか、減少している。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

在籍学生の関心の所在もさることながら教育課程の編成・実施方針との整合性を考慮して、実務経験者の起用による教員組織の一層の充実を図っていく。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科の教育目標は、経済学の研究・教育の水準を絶えず向上させることにより、国際的視野を持ちつつ地域に立脚して、日本並びに世界の平和と人々の幸福に寄与する人材を多数、社会に送り出すことである。

この教育目標に沿って、学位授与方針を次のとおり掲げている。

本研究科においては、国際的な視野を持ち地域に立脚した人材の育成を教育目標として掲げている。したがって、学位（修士号・博士号）の授与においては、その目標の達成が重視されることはいうまでもない。そのためには、基礎的な経済学の基盤を踏まえた上で、広く国際的な視野をもったサーベイがなされることが、まず必要になる。更に実証研究等の分野においては、国内・海外を問わず一定の地域をフィールドワークの場として設定し、単に数字上のデータを処理するだけではなく、地域の抱える諸問題といったことへも目配りをすることが強く望まれる。上記の要件を満たしつつ、一定の条件を満たした者に学位を授与することとしている。なお、学位授与にあたっては、必ず一定の公示期間を設けるとともに、公開による口頭試問を課すことによって、学位取得の透明性確保にも努めている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科は、以上の教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

大学院教育においてもっとも重要なことは、専門的な研究領域を見つけて、その領域を深く探求することなのはいうまでもない。しかし、一方では逆に、基礎的な知識と研究方法を着実に身につけ、十分なトレーニングを積むといった作業も欠かせないだろう。経済学の基礎的な学習は、本来学部教育の果たすべき役割である。だが、社会人、留学生については、これらの基礎的な能力について不足している場合が多い。そこで本研究科では、社会人、留学生についてきめ細かい指導を行うために、基礎科目を必修としている。そこでは、経済学の再入門に加えて、資料収集、実証分析、論文執筆といった研究方法についても指導を行っている。このような基盤の上に、主として２年間の博士課程前期課程において高度な専門職業人をめざす「プロジェクトコース」、博士課程後期課程を含め５年間で研究者をめざす「アカデミックコース」の二つのコースに分けた研究指導を行っている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本研究科では、定期的に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について確認し、必要に応じて見直しを行っているが、2012年には教育内容の変更に伴い、教育課程の編成・実施方針の改定を行った。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

『学生アンケート結果（2013年３月卒業生・修了生2013年４月入学生)』〔p.63、p.141〕によれば、「関西大学は、学問の成果を世のため人のために役立てていくべきだ」という設問に対してこれを支持する、あるいはどちらかといえば支持するとの回答は、本研究科の入学生及び修了生の50%以上を占めている。また、過去の同項目の設問についてもほぼ同様の回答となっている。これらのことから、本研究科の学生は教育目標を概ね理解しているものと解釈できる。加えて、同じ調査結果〔p.143、Q12〕によるなら、「授業の履修にあたり、教職員からの卒業（修了）要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」という設問に対しては、理解できたが60.0%、ほぼ理解できたが40.0%と、高い理解度となっている。また、過去の同項目の設問に対する回答も同様の傾向となっている。これらのことから、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針も、ほぼ完全に浸透していると考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、引き続き全構成員への周知・徹底を図る。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科は、前述した教育課程の編成・実施方針に基づき、次のとおり授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

2013年度の博士課程前期課程での開設授業科目数は、講義科目が66、演習が18、論文指導が17となっている。履修者数は、講義科目が252、演習が38、論文指導が31となっている。博士課程後期課程の開設授

業科目数は、講義科目が４、演習が４、論文指導Ⅰが２、論文指導Ⅱが２となっている。履修者数は、講義科目が４、演習が４、論文指導Ⅰが２、論文指導Ⅱが２となっている。

授業科目の体系は以下のとおりである。博士課程前期課程の学生は入試の時点でアカデミックコースとプロジェクトコースのいずれか一つのコースを選択する。いずれのコースにおいても、修了所要単位32単位以上の修得のほか修士論文、または特定の課題についての研究成果の審査に合格することが修了の要件である。授業期間については、2011年度より一学期15週の基準が守られている。

博士課程前期課程で開設されている講義科目は、系科目群、基礎科目、共通科目に大別される。系科目群の科目は次の五つの系の中の一つに分類される。即ち、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、及び企業・ファイナンス系である。基礎科目の講義は、社会人や留学生に履修を義務づけている基礎的な科目である。共通科目の講義は、主にプロジェクトコースの学生を対象としたものである。なお、講義以外の演習及び論文指導の科目も共通科目に分類されている。

いずれのコースの学生も、指導教員（演習担当者）の担当する講義、演習及び論文指導の計12単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。しかも、指導教員の担当する演習２科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。また、基礎科目は４単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。なお、特にアカデミックコースの学生の場合は、インターンシップを修了所要単位に算入することはできない。

博士課程後期課程の入学者は、主に博士課程前期課程のアカデミックコースの修了者であり、ほかには他大学院の博士課程前期課程修了者及び留学生である。本課程修了のためには、指導教員の担当する「講義」「演習」「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」各単位を含めて20単位以上を修得しなければならない。

以上に示すとおり、コースワークとリサーチワークのバランスは課程の順次性に応じて適切に図られている。それの改善を含めて、カリキュラム編成については本研究科委員会において定期的に検証している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

バランスのとれた開設科目や、次に紹介するような措置を講じていることからもわかるとおり、本研究科では教育課程の編成・実施方針に基づき、専門分野の高度化に対応した教育体制を構築している。

まず、著しく高度な専門性が求められたり急激に事情が変わったりする分野に関しては、その方面の第一線で活躍している研究者や実務家に客員教授又は非常勤講師を依頼し、科目を担当してもらっている。

その他の分野に関しても、教育・研究内容の高度化への学生の対応を促すために、学生の研究発表の場として学術雑誌『千里山経済学』の発行等の方策を講じている。また、主として本研究科及び経済学部の教員と学生からなる任意加入の外郭団体として経済学会がある。本研究科博士課程後期課程の学生は学生会員となることにより同学会の定期刊行物『関西大学経済論集』（年４回発行）に論文を掲載することもできる。同学会主催の研究会（年に数回）に参加することもできる。

更に、学内の研究所等において教員による共同研究が組織された場合には、本研究科の学生がRAとして参加する制度も用意されている。加えて、指導教員の多くは積極的に学生に専門分野の学会への加入を勧め、そこでの研究発表を奨励している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

教育課程の編成・実施方針に従って、基礎科目、演習及び論文指導等を充実させている。特に2012年度からは、社会人向けの基礎科目「経済学基礎研究ｂ」を開設している。

【3】将来に向けた発展方策

2015年度には科目の見直しに伴い、講義・演習科目の新設・廃止を行う予定である。また、博士課程後期課程についても科目群をこれまでの「分野」から「領域」に再編し、博士課程前期課程の系科目群の分類との整合性を明示する予定である。2012年度から開設している社会人向けの基礎科目「経済学基礎研究ｂ」については、2015年度からはその履修を社会保険労務士にも義務づける予定である。

今後とも教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証の結果を踏まえて、その課程の体系的展開及び教育内容の充実を、入試制度の再構築と有機的に関連づけながら、図っていく。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

授業形態は、講義と演習の二つに大別される。講義では、シラバスにしたがって、教員が体系的な講述を行うのが一般的である。一方、演習では、学生が主体となって、学生一人ひとりの研究テーマ・研究計画に基づいた研究報告を行い、それに対して、教員が質問・コメントをすることにより研究指導が行われている。

講義も演習も少人数クラスで行うため、適度な緊張感の中、集中して講義・演習に取り組むことができる。更に、教員と学生との間でコミュニケーションが取りやすいのも少人数ならではの長所である。これらの利点から講義・演習の密度は非常に高くなっている。

履修登録については、「大学院規則」第10条に規定されているように、「当該年度に履修しようとする科目については、指導教員の承認を得たうえ」で行うことになっている。これに基づき、学生は、指導教員の担当科目以外の科目についても、指導教員のアドバイスを受けて履修登録を行う。そのため、学生は在学期間中、同一教員により一貫した指導を受けることができる。なお、履修科目登録の上限は、1学年度28単位（長期在学制度の下では1、2年次が各20単位、3年次は16単位）に設定している。

本研究科における指導教員とは、「大学院学則」第17条第3項に規定されている「学生の選択する演習及び論文指導を担当する教員」である。学生は、「指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない」（「大学院学則」第16条第3項）と定められている。

このように、博士課程前期課程・博士課程後期課程いずれにおいても、指導教員の役割は大きい。指導教員は、各学生の研究テーマ・研究計画を把握した上で、適宜学生の研究の進捗状況を確認しながら、学位論文の作成に至るまでを指導している。なお、学位論文作成の指導において、当該教員は、実際には、担当時間数を超えて日常的に学生の指導に当たっている。とりわけ、高度専門職（税理士等）をめざしている学生を指導する教員は、正規の時間帯以外にも、研究指導を行うのが普通である。

このような論文作成に向けた研究指導体制について、『学生アンケート結果（2014年3月卒業生・修了生2014年4月入学生)』〔p.77〕によると、「学位論文の作成の過程で、学位論文としての精度を高めるための研究指導を受けることができたか」という質問に対し、本研究科では、100％の修了生が「受けることができた」と回答している。

博士課程前期課程の履修については、修了所要単位（32単位）の内、指導教員による担当科目の単位数は12単位であり、残りは他の教員の担当科目を履修することになる。経済学の分野においては、分析手法・分析対象の両面で研究分野が細分化しているため、他の教員の科目も含めて、各自の研究分野以外の

科目を履修することは研究成果を高める上で有用である。とりわけ、高度専門職をめざす学生にとっては、幅広く関連科目を履修できるようになっていることは重要である。

博士課程後期課程の履修については、学生は４単位を除いて他（16単位）は指導教員による担当科目を履修することになっている。したがって博士課程後期課程では、指導教員による個別の研究指導に、より比重を置いた形態となっている。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

『学生アンケート結果（2014年３月卒業生・修了生2014年４月入学生)』〔p.78〕によれば、「成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との質問に対し、「基準どおりであった」と「ほぼ基準どおりであった」という回答が、それぞれ、80.0％と20.0％であった。つまり、シラバスに成績評価基準が明示され、そのとおりの成績評価が行われていたことが確認されたわけである。ここからは更に、授業内容・方法とシラバスとの整合性が保たれていたことも類推できるであろう。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

成績評価に関しては、シラバスに明記した方法・基準に則って行っている。学生の出席状況や質疑応答等の受講態度の積極性、予習・復習等の授業外学習の真剣さは、受講者数が少ないだけに容易に確認しうる。

成績評価に対するクレームは、各担当教員が対応することを前提として、事務局で受け付けている。しかし、前述した学生アンケートの結果に鑑みるなら、成績評価は学生の目から見ても適切に行われていると判断してよいであろう。

単位については、授業科目の内容や形態等を考慮し、「大学院学則」第14条に基づいて設定している。

その単位の互換に関しては、学部・研究科共通の取組のほかは、特に実施していない。

更に、入学前の既修得単位の認定も行っており、本研究科に入学する前に大学院で履修した授業科目については、10単位を限度に単位認定している。その認定の適切性を確保するために、当該科目の内容や授業時間数、成績評価基準等を調査した上で研究科執行部が原案を作成し、これに基づいて研究科委員会で審議・了承するといった手続きを踏むことにしている。GPA制度は導入していない。

[4] 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

成績評価についての検証は、学位取得の最終試験である口頭試問や、その後の研究科委員会での課程修了審査の際に行っている。

また、全ての講義科目について、春学期、秋学期ともに学生による全学統一の授業評価アンケートを実施している。これらの詳細な記述は、実施主体である教育推進部に委ねる。

更に、2011年度からは学生だけでなく、教員にも授業への取組についてのアンケートを行っている。このように学生・教員双方向からの授業評価を行うことによって、教育内容・方法のより一層の充実を図っている。ただし、そのための組織的な研修・研究については、教育推進部が進める取組と連携して進めていきたい。

ちなみに、『学生アンケート結果（2014年３月卒業生・修了生2014年４月入学生)』〔p.80〕によると「授業評価アンケートは、当該科目についての具体的な改善に役立っていると思いますか」との項目に対し、53.3％が「役に立っていると思う」と回答し、33.3％が「ほぼ役に立っていると思う」と回答しており、授業評価アンケートは有効に活用されていることがわかる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

講義・演習を通じた研究指導体制は非常に密度の高い充実したものとなっている。この点については、学生の満足度も非常に高い。2012年度からは「経済学基礎研究ｂ」を社会人向けの必修科目として新設する等、経済学の基礎知識が不足している社会人にもきめ細かい指導を行っている。

成績評価についても、修了生が認めるとおり、基準に則ってこれを適切に行っている。

【3】将来に向けた発展方策

今後も、准教授にも本研究科の講義科目を担当するよう促して、研究指導体制を充実させるとともに、研究指導の密度が低下することのないように配慮する。

成績評価については、引き続き適切に行われるよう配慮する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

教育方法については、少人数教育の特性を活かして適切な仕方で教育を行っている。ただし、社会人以外でも一部に、経済学の基礎知識が不足しているケースもある。

【3】将来に向けた発展方策

2015年度から社会保険労務士にも、基礎教育を充実させるために「経済学基礎研究b」の履修を義務づける予定である。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

大学院における学習成果を測定するためにもっとも重要な評価指標の一つとして、本研究科の博士課程前期課程・博士課程後期課程の修了状況や修士・博士の学位取得状況（2013年度）を『データブック2014』〔p.116研究科・専攻別学位授与状況〕でみてみると、博士課程前期課程に関しては、2年次以上の在学者17名のうち修了者は16名で、修了率は94.1％となっている。16名の修了者についてはその全員に学位が授与されていることから、学位授与率（在学者に占める学位授与者の割合）は94.1％である。一方、博士課程後期課程に関しては、3年次以上の在学者2名のうち修了者（課程博士論文合格者）は0名、したがって修了率は0％であった。

修了生の就職先は多岐にわたっているが、基本的には、大学院で学んだ専門知識を生かせるところに進む学生が多い。『学生アンケート結果（2014年3月卒業生・修了生2014年4月入学生)』〔p.102〕によると、本研究科では、民間企業に就職した者が40％、団体職員として就職した者が6.7％、本学大学院への進学

者が13.3%、他大学大学院への進学者が6.7%、その他が13.3%、未定が6.7%となっている。

更に、『学生アンケート結果（2014年３月卒業生・修了生2014年４月入学生)』〔p.103〕において、「卒業後の進路について満足していますか」と尋ねたところ、「大変満足している」「まあ満足している」が80.0と、本研究科では８割近い学生が修了後の進路に概ね満足していることが明らかとなっている。

以上のことから、今後も教育内容・方法等の改善の努力を続けることを前提とした上で、まずは教育目標に沿った成果が上がっているといえる。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位授与については、学位授与方針と「学位規程」に基づき、博士課程前期課程・後期課程を修了した者に対してこれを行っている。その修了の要件は、「大学院設置基準」第16条及び第17条に示されている。当該要件のうちもっとも重要なのは、「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること」（博士課程前期課程)、「博士論文の審査及び試験に合格すること」（博士課程後期課程）である。なお、博士課程前期課程については、2006年度より特定の課題研究をもって修士論文に代えることを制度化している。これは、近年、生涯学習を目的とした社会人学生が増えている傾向を踏まえた制度である。

博士課程前期課程・後期課程それぞれの学位の授与に至る手続きは、具体的には次のとおりである。

博士課程前期課程については、まず、修士論文計画書の提出を求める。これは、学生が指導教員の指導に基づき作成し、定められた期日までに提出しなければならない。その上で、修士論文を提出する。これを受けて、研究科では指導教員を主査、その他２名の教員を副査として審査委員を決定する。この３名の審査委員は修士論文の審査にあたるとともに、最終試験である口頭試問に臨む。審査及び口頭試問の結果は、研究科委員会の審議を経て、研究科長会議の了承を得る。以上のプロセスを踏まえて合格が認められた者に、学位を授与するのである。

博士課程後期課程、とりわけ課程博士の学位授与に至る手続きは、博士課程前期課程の場合と同じである。これと異なるのは、学位授与後に、学位論文を印刷公表しなければならないという点である。

論文博士の学位授与の場合は、学位申請時に、当該申請書、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績、及び審査手数料を受け取ることになっている。これらを受理した後の手続き（審査委員の決定、審査、口頭試問、研究科委員会の審議、研究科長会議の承認）については、修士論文の場合と同様である。ただし、論文博士の学位審査は、受理委員会による厳正な審査とその結果に基づく研究科委員会での審議を経た論文について行うことにしている。また、その論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めたときには本研究科専任教員以外の研究者に「専門員」としての審査を依頼し、審査結果を文書で提出してもらう制度も設けている。

学位に関する最終試験としての口頭試問の際には、学生にプレゼンテーションを課している。このときには、審査委員以外の教員が出席して質問することができるだけでなく、学生の聴講も可能となっている。これについては、課程博士の場合も同様である。このように、審査の透明性、客観性は十分に保たれている。なお、学位論文等の審査規準は、HPに掲載しており、周知徹底が図られている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

学位審査及び修了認定（学位授与）の手続きの適切性、並びに客観性・厳格性が保たれている。

【3】将来に向けた発展方策

今後も本研究科委員会で、学位審査及び修了認定の手続きの適切性等を確保していく。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要領等で明示している。

21世紀に入り経済のグローバル化はますますその勢いを強め、世界の国々は新たな問題への対応に迫られている。また、政府のみならず多くの企業においても一国経済を超えた活動が増加し、国際的な視野をもった人材の育成は緊急の課題となってきた。本研究科は、こうした時代の要請にこたえるため、日本国内だけではなく世界から広く人材を求め、多様性のある環境の下での学習・研究活動が可能となるような入試制度を構築している。具体的には、一般入試の他、外国人留学生入試、社会人入試、学内進学試験等様々な入試制度を用意し、異なるタイプの学生を積極的に受入れることを重視している。また、入試においては、「志望動機」及び「研究計画」の内容を重視し、十分に時間をかけた面接試験を実施することで、学生の希望と本研究科の学習内容の間にミスマッチが生じないための配慮を行っている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4月入学者対象

研究科	入試種別	5年一貫教育プログラム	学内進学		一般		留学生		社会人		社会保険労務士特別推薦
	募集月	3月	7月	2月	7月	2月	7月	2月	7月	2月	2月
経済学	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－

前述した受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜を公正かつ適切に行っている。

特に学生募集について言えば、その要項の内容を毎年、研究科委員会で審議し、これが本研究科の理念・目的・受入れ方針や時代の推移、社会の要請に照らして適切なものであるかどうか、チェックしている。そうして議決された要項が、本学の入試センターを通じて一般に公表されている。

また、入学者選抜の方法については次に記載するとおりである。

① 学内進学試験：本学経済学部卒業予定者で、一定の学業成績基準を満たしている者に受験資格を与え、口頭試問（複数教員による、以下同じ）によって選抜する。

② 一般入試：博士課程前期課程においては、選抜は筆記試験と口頭試問による。筆記試験の科目は、プロジェクトコースの場合は専門科目、またアカデミックコースの場合は専門科目に加えて外国語１科目（英語）である。博士課程後期課程においては、博士課程前期課程を修了した者を対象としている。本研究科博士課程前期課程アカデミックコースに所属した者には、筆記試験を免除し、口頭試問が課せられる。それ以外の者については、口頭試問のほかに専門科目１科目、及び外国語（英語）の筆記試験によって選抜する。

③　外国人留学生入試：外国人留学生を対象とし、選抜は筆記試験と口頭試問による。筆記試験の科目は、専門科目と外国語（博士課程前期課程はアカデミックコースのみ）である。

④　社会人入試：選抜は書類選考及び口頭試問による。

⑤　社会保険労務士特別推薦入試：本研究科において特定の分野を勉学・研究することに強い意欲を有する社会保険労務士を対象とし、選抜は全国社会保険労務士連合会の推薦及び本研究科での口頭試問による。

以上の入試のいずれに関しても、事前に「志望理由書」と「研究計画書」を提出してもらう。口頭試問の際には、これらの書類の内容をチェックしながら丁寧に質疑応答をする。前述のように、ミスマッチを回避するためである。

事後の合否判定は、本研究科委員会で公正に行っている。その場合には、全ての得点データほかの資料に基づいて審議し、決定している。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等は以下のとおりである。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
経済学	45	5	90	15	3	3	20	1	27	3	0	2	0	5	0.30	0.33

昨年2013年５月時点での在籍者数はCが36、Dが７であったので、博士課程前期課程と博士課程後期課程ともに在籍者数及び収容定数に占めるその割合は2014年度において減少している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生募集及び入学者選抜については、前述のとおり、毎年研究科委員会で審議し、これらが本研究科の学生の受入れ方針等々に基づいて公正かつ適切に実施されているかどうかを検証している。その結果、例えば2013年度入試の際には、「世界から」一層「広く人材を求め」るために９月募集を７月募集に変更することになった。だが、留学生の日本語検定試験の日程と重なってしまったというような事情もあり、必ずしも所期の目標を達成しえなかった。そこで、受験者の利便性の更なる向上を図って2015年度入試からは、７月募集を10月募集に改めることにした。

また、学生の受入れ方針それ自体や定員等についても同様に、研究科委員会で定期的に審議ないしは懇談している。

以上の事項に関しては、中・長期的かつ総合的な観点から本研究科の自己点検・評価委員会や研究科執行部でも検証や検討を重ねている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

十分に時間をかけて口頭試問を実施する等、学生の希望と本研究科の諸方針及び教育内容とのミスマッチが生じないよう配慮している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

今後も引き続き、十分に時間をかけて口頭試問を実施する等、ミスマッチ防止のための対策を講じる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

全体としてはなお定員充足率が所期の値に達していない。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度から社会人向けの新しい基礎科目を設置した。こうしたカリキュラム改革を進めることにより、社会人受入れの増加に繋げる努力を継続していく。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本学専任教員や学生等の任意加入に基づく学術団体である経済学会は、学術雑誌『関西大学経済論集』を年４号発行している。掲載に当たっては、学会委員会、わけても編集担当委員が中心になって調整している。更にワーキングペーパーを随時発行している。実績を見ると、年度によって増減はあるが、『関西大学経済論集』の掲載論稿数は2011年度17件（内、論文14件）、2012年度18件（14件）、2013年度19件（15件）、執筆者延人数は2011年度20人（内、専任教員７人）、2012年度18人（８人）、2013年度21人（13人）である。ワーキングペーパーは2011年度10件（内、欧文９件）、2012年度７件（３件）、2013年度９件（７件）である。

また経済学会は、学内外の研究者を囲んでの不定期研究会のほかに、毎年度春学期授業期間終了直後に

研究大会を開催し、研究報告、討論を行っている。

それとは別に、単独で欧文のKansai University Review of Economicsを年１回発行している。更に本学では、「研究成果出版補助金規程」に基づく出版が可能である。

これら以外の研究業績を含めた「研究業績数」合計は、『データブック2014』〔p.155　5-(1)研究業績数一覧〕が示すように、2011年54件、2012年67件、2013年29件である。

また、2013年度の学会活動等への参加状況は、国外が43人、国内が127人であり、非常に活発である。関係する学会・シンポジウムの本学での開催状況は10回（2009年度）、４回（2010年度）、４回（2011年度）、９回（2012年度）、６回（2013年度）である。

学内の共同研究に関しては、2013年度に継続中の「経済・政治研究所」の五つの研究班のうち、本学部教員が中心となっているものが１班、ほかに本学部教員が参加しているものが２班ある。また本学部教員の2013年度科学研究費補助金の申請・採択状況は、申請24件に対して採択16件であり、採択率は66.7％と高いものになっている。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科の国際化への対応状況や学生の国際交流は、主に留学生の受入れをめぐるものである。外国人留学生の割合は着実に増えている。具体的には、在籍者数に占める留学生の割合は2012年が61.4％、2013年が68.2％、2014年が68.8％である。この３年間における外国人留学生の絶対数を国籍別に示すなら、それぞれ、中国人26名とフィンランド人１名、中国人29名とフィンランド人１名、中国人22名ということになる。

受入れ留学生に対しては、その後の学習・研究をスムーズかつ着実に進めることができるようにするために、2009年度より特別な措置を講じている。具体的には、博士課程前期課程に、日本語能力・論文作成能力の養成を主たる目的とする留学生向けの必修科目「経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱ　講義」を開設している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科の理念・目的を達成するための取組の一環として、受入れ留学生向けの講義科目を設置する等、研究指導体制を充実させている。その成果の一つとして、留学生の割合の増大が上げられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

留学生の論文指導に向けて、サポート体制を一段と強化する。

検索

商学研究科

検索

第２編　商学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 385

Ⅲ　教員・教員組織 …… 387

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 390

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈390〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈392〉

Ⅳ－３　教育方法〈394〉

Ⅳ－４　成果〈397〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 399

Ⅻ　国際交流 …… 403

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科は、1962年に本学商学部に基礎を置く研究科として開設された。本学では「学の実化」を教育理念としているが、本研究科においては、商学研究領域における「学の実化」を教育理念としてきた。ところで、本研究科が究明をめざす研究領域とは商学に関わる理論と応用であるが、商学に関わる活動自体は、流通とファイナンスという基本側面を伴う。また、この一連の活動は、企業によって担われ、その企業活動は経営と会計という働きによって導かれている。また国際的に企業活動が展開されるようになると国際ビジネスが本格化してくる。以上の観点から本研究科においては、流通、ファイナンス、国際ビジネスの諸領域における理論と応用の深奥を究めるとともに、経営と会計における理論と応用の深奥を究めることをめざし、得られた知見が「学理と実際との調和」を伴ったものとなるように教育を行うことをその教育目的としてきた。

ただし、経済社会の複雑化・高度化に伴い、高い資質を有する多様な人材育成についての社会的期待が高まる中で、その教育目的を次第に拡大してきた。例えば、社会人に対する高度な商学の知識を授けるという目的を設定し、これについては、1995年度からは社会人向けの新たな入学制度を設け、2010年度からは、特別枠で社会保険労務士を積極的に受入れている。また本研究科として国際化対応へ貢献するという目的も設定し、その目的を実現するため、外国人留学生を積極的に受入れることをめざすための制度整備も行ってきた。例えば、将来本研究科入学を希望する外国人を研究生として受入れる外国人研究生制度を1995年度に導入している。また、2014年度からは、2012年に設置された本学留学生別科からの入学者の受入れを積極的に進めるための留学生別科特別入試を導入している。更に、現代の経済社会のニーズに対応できる高度専門職業人の養成をめざすという目的も設定し、この目的を達成するため、2000年度からは、博士課程前期課程に、従来の研究者の養成をめざした研究者コースに加えて、専門職コースを設け、社会人や外国人を含む多くの大学院生を迎え入れている。博士課程前期課程への有能な人材の受入れを促進するため、定められた資格をもつ場合は、一部試験科目の免除を行うことにした入試体制により、有能な人材の積極的な受入れを図っている。また、税理士等の高度な資格の取得をめざす人材の養成も本研究科の教育目的の一つとして設定し、この目的を達成するため、特別カリキュラムを組む等の対応を行っている。「大学院学則」でも、教育研究上の目的として「商学研究科は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする」と定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の理念についての記述が本学HP等において、明示的に周知され、公表されているとは必ずしも言えないが、教育目的については、大学院要覧、本学HP等を通じ、大学構成員（教職員及び学生）に周知されており、今後、本研究科への入学を希望する受験生を含む社会一般に対して広く開示されている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているかという問いに対しては、本研究科としての新しい取組を開始するときに、その議論の中で、本研究科が従来めざしてきた研究・教育への取組との関連の中で妥当性を議論することがある。本研究科が従来めざしてきた研究・教育において何らか

の理念が想定されていたはずなので、従来めざしてきた研究・教育への取組との関連を、新たな取組に対する妥当性を議論する中で、明示的ではないにせよ、研究科で従来から抱いてきた理念・目的の適切性について検証を行っていると考えられる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

商学分野における「学の実化」をめざすという理念については、商学研究科委員会での公式的な確認等のプロセスを経て明示的に設定されたものとは必ずしも言えないが、本学における「学の実化」という理念を反映したものであり、商学分野での研究・教育をめざすという理念は適切なものとして異論なく受入れられているので、その理念は適切に設定されていると考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

商学分野における「学の実化」という本研究科の理念が研究科委員会等を通じて明示的に確認・設定されるように努める。各講義のシラバスにも何らかの形で、本研究科の理念を反映させるように取り組むことが考えられる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

商学分野における「学の実化」という理念をより明示的に設定した上で、その理念を具体化するためには、いかなる教育目的を新たに設定するのが良いのかを問い直すという取組を心がけるように改善すべきである。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

商学分野における「学の実化」をめざすという理念が大学構成員に対して、HP上で周知され、公表されているとは必ずしも言えない。2014年３月修了生に対して実施されたアンケート結果によれば、「学の実化」という言葉を知っている商学研究科修了生の比率は7.7％であり、他研究科修了生の比率よりもかなり低い。法学研究科では15.4％、文学研究科では21.0％、経済学研究科では15.4％、社会学研究科では20.0％、総合情報学研究科では18.6％であった。大学の理念や本研究科の理念が十分には浸透していないと考えられる。

児島惟謙や山岡順太郎等の本学を発展させる上での歴史的人物についての知識も商学研究科修了者については不足している。本学を設立し、発展させてきた歴史的人物についての知識を伝えることを単なる史実を知らしめるという目的からだけではなく、本研究科の教育理念を浸透させるという取組の一つとして位置付ける等本研究科の理念浸透への取組を見直す必要がある。本研究科においては留学生の比率が高い

という事情も関係している可能性もあるが、そうした事情も踏まえつつ、理念を周知させるための取組を行っていく必要がある。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

商学部においては、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」という、わかりやすいメッセージを学部の理念として掲げており、学部の内外にこれが浸透しているが、本研究科にはこのようなものがなく、学部に比べて研究科の理念が浸透しているとは言い難い。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

商学分野における「学の実化」という理念について、21世紀のグローバル化した経済社会の下での研究・教育がめざすべきものは何かという観点から問い直したうえで、現在の「学の実化」という理念を継承していく必要がある。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の商学分野における「学の実化」をめざすという理念が大学構成員、とりわけ大学院生に周知されるためには、講義のシラバス等においても、本研究科の理念を何らかの形で反映させるようにするという取組が考えられる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

2011年度自己点検・評価時には、早々に商学部・商学研究科将来構想委員会を発足させ、その中で本研究科の今後のあり方について議論することを予定していたが、まだ着手していない。

まず、研究科委員会において今回作成した自己点検・評価報告書を配付し、今後、いかなる取組が必要なのかを考察し始めることにより、研究科の理念・目的についての議論を開始させることが考えられる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科として求める教員像は、商学分野での専門職の育成、研究者の育成を行うことができる人材であり、当該分野の高度の知識を有し、高度の研究を遂行する人材であることが必要であると考え、そのような人材を求める基準として、商学部教授職にある者が該当するとしている。そこで、商学部専任教員が、教授への昇任審査に合格し、教授職に就任すると同時に、本研究科の教育組織の構成員となるという方針を定めている。ただし、当面は、本研究科博士課程前期課程の授業を担当することとしている。

また博士課程後期課程の担当者については、博士課程前期課程担当教員のうち、教授就任後２年を経過し、かつその間の研究業績に関する資格審査に合格した者を担当者とする方針を定め、より専門性の高い教育組織の編制方針を定めている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科では、専攻・系に分かれた諸科目を研究科スタッフがそれぞれ担当し、大学院生はそのうちの１科目を専修科目として、その科目担当者を自分の指導教員とするという専修科目制を採用している。

2014年度において、本研究科委員会を構成するスタッフは総計26名であり、学生は博士課程前期課程在籍者が35名、博士課程後期課程在籍者が８名であるから、専任教員１人当たりの学生数は形式上それぞれ1.35名、0.31名となる。研究・教育組織における年齢構成のバランスは全体的にみれば保たれている。

また専修科目・指導教員制度を取り入れている本研究科においては、当然ながら教員間で、自らが指導教員として指導する大学院生数は大きく異なっており、2014年度は、博士課程前期課程で最大６名、最小０名、博士課程後期課程で最大２名、最小０名となっている。

前述のように、博士課程前期課程の授業科目担当資格は、商学部における教授昇任と同時に得られることとなっており、商学部における教授昇任の審査が、本研究科の博士課程前期課程担当資格の審査を兼ねている。また博士課程後期課程については、次項で述べるように、研究科において独自の資格審査を行っている。これらの審査によって、各教員の担当の可否が決定され、更に商学部・商学研究科教学委員会での議論を基に、本研究科委員会において各教員の担任科目が毎年度確認・決定されており教育課程に相応しい適切な教員組織を整備している。

なお、これら専任教員の他、実務家経験者を中心とした非常勤講師を採用し、ビジネスにおける実務・実践の経験を基にした内容を含む講義科目を提供している。こうした非常勤講師は、2014年度29名を採用し、延べ27科目を担当している。非常勤講師の任用は、商学部・商学研究科教学委員会での議論を基に、本研究科委員会において決定される。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科では、前述のように、本学部専任教員のうち教授職にある者によって研究科のスタッフを構成している。したがって、本研究科の教員の募集・任用・昇任については、商学部Ⅲ-[3]における記載事項を参照されたい。

博士課程後期課程の科目担当者については、博士課程前期課程担当後２年以上を経て、一定の研究業績を上げている者の中から、審査によって、博士課程後期課程担当の可否を決定している。本研究科委員会は、該当候補者が出た場合、専門領域のもっとも近接する担当者１名を主査とし、その他２名を副査とする計３名による審査委員会を立ち上げ、その研究業績等を厳密に審査することとなっている。審査結果は商学研究科委員会に報告され、審議によって、翌年度からの博士課程後期課程担当の可否が決定される。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

外国人留学生が博士課程前期課程修了要件である課題研究論文または修士論文を日本語及び引用等に関して適切に執筆できるように、博士課程前期課程１年次生を対象にして、春学期に日本語アカデミック・ライティングⅠを、秋学期に日本語アカデミック・ライティングⅡを開講し、国際部の協力の下、その内容に相応しい非常勤講師を採用している。その結果、外国人留学生の作成する論文の形式及び内容に関し

て一定の質の向上がみられる。

以上のように、大学の他の教育課程等を活用し、新たな教育課程に相応した教員組織の整備と強化に努めている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

引き続き、新たな教育課程に相応しい教員組織の整備と強化に努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科のスタッフが教授職にある者に限られており、大学院における科目担当資格について検討する必要がある。例えば、若手教員の大学院教育への関与等に配慮する必要がある。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員間で担当する大学院生数に差があり、一部教員の負担が増加している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

大学院における科目担当資格について、商学部･商学研究科将来構想委員会、商学研究科委員会、商学部教授会その他において議論を始める。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

2015年度からデータサイエンティスト（DS）育成プログラムが開講され、これに関連する科目群として、新たに３科目が開講される。この３科目に関しては科目に適切な非常勤講師を他大学との教育連携を活用することによって採用する予定である。このように、大学間連携等を活用し、新たな教育課程に相応した教員組織の整備と強化に努めている。

【2】〈2〉[2]で述べたように、一部教員の負担が増加していて、大学院生が受講を希望する研究領域が限定されたものとなっているという現状があるが、そうした事態を、新たに有望で魅力ある研究領域を提示することを通じて、大学院生が受講を希望する研究領域の幅を広げようとする取組の一つが、本DS育成プログラムであると位置づけられる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、「大学院学則」で示しているように、教育目的を「商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成する」と定めている。この教育目的を果たすべく、本研究科で取り組んでいるのは、研究者、専門職業人、会計士、税理士等の養成である。研究者の育成という目的を達成するため、博士課程前期課程研究者コースを設けているが、研究者コースの学生については、商学分野における豊かな学識と高度な研究能力を有することの判定基準を、所定の単位数の修得を終えること、及び定められた字数と一定水準の内容をもった修士論文を書き、公開審査会における発表と質疑を経て研究内容が十分な水準に達していると判定されることに求め、それらの条件を満たした場合に修士の学位を授与すると定めている。また、専門職業人、会計士、税理士等の養成という目的を達成するため、博士課程前期課程専門職コースを設けているが、専門職コースの学生については、現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人たるに相応しい能力を備えていることの判定基準を、所定の単位数の修得を終えること及び定められた字数と一定水準の内容をもった課題研究論文を書き、公開審査会における発表と質疑を経て研究内容が十分な水準に達していると判定されることに求め、それらの条件を満たした場合に修士の学位を授与すると定めている。

更に、博士課程後期課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としているが、博士課程後期課程の学生については、博士課程に所定の期間在学し、商学研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了したものとし、博士の学位を授与すると定めている。

以上のように定めた学位授与方針を本学HP上で明示している。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

前述の教育目標を達成するために、教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科では、研究者育成のための研究者コースと、21世紀の経済社会で活躍する高度専門的職業人を育成する専門職コースを設置している。研究者コースには、研究者として自立して研究活動を行うために必要な知識、方法論、分析力を身につけることが可能となる科目が設置されている。専攻分野の専任教員の演習並びに隣接分野の演習を履修することを通じて、修士論文の作成に繋がるようにカリキュラムを整備している。精深な学識に基づき新しい知見や独自の観点をもつことが期待されている。

専門職コースには、履修者の研究テーマに適合する個別研究指導とともに、初年次にベーシック科目とメソッド科目が設置されており、実践的な知識とビジネス感覚を育成するために、実務家講師による講義科目を多数設置している。これらの履修を通じて、経営・流通・国際ビジネス・ファイナンス・会計の諸分野で活躍しうる高度な専門的職業人にとって必要な基礎的能力と問題解決能力を獲得できるようにカリキュラムが配置されている。

カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ並びにナンバリングの整備については今後の課題として取り組んでいく。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

副学部長を中心としたインフォメーション委員会を商学部内に設け、HPの内容を適時に更新した情報発信に注力している。また、本研究科では、入学時の履修指導や修士論文・課題研究論文執筆の説明会を進めるなかで、周知を図っている。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本研究科についての自己点検・評価報告書の執筆完了の後、研究科委員会において報告書資料を配付し、報告書の中で表現されている教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、全学的に表現を統一するという試みと歩調を合わせて、本研究科でも明確に表現されるようになっている。

専門職コースについては、定員充足には至らないまでも、本研究科の教育目標に関心をもつ比較的多数の大学院生を受入れている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

専門職コースを更に充実させていくとともに、研究者コースについても充実をめざす。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

研究者コースについて定員充足率が低いのは、教育目標、学位授与方針、紀要行く過程の編成・実施方針について問題があるのか、それとも入試の実施方法等に問題があるのかを検討して改善することが必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

従来、本研究科の改革を考えるときに、コース毎の取組を明示的に考察することは多くはなかったが、研究者コースでの定員充足率が低いことを考えると、研究者コースにおける教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に焦点を合わせた検討を行うことも必要である。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科は、専門職大学院会計研究科の創設に対応して、従来、商学専攻・会計学専攻の２専攻制であった博士課程前期課程を商学専攻に統合し、2007年度より現行制度のとおりカリキュラムを大幅に改革した。

まず、専門職コースは「戦略マネジメント」、「流通・国際ビジネス」、「ファイナンス・会計」の３系に分類され、それぞれの系における体系的な科目履修を可能にするとともに、他の系の広範な授業科目や実務家講師による授業科目の履修を通じて総合的知識の涵養や実践的な能力の育成を図ることを可能にしている。また、初年次にはベーシック科目とメソッド科目を配置し、高度専門的職業人となるために必要な基礎的な考察力、分析力、表現力を習得できるよう工夫している。更に、高度の専門知識に基づく対応能力を育成するため、指導教員が担当する専修科目の履修と併せ、２年次に同じ指導教員の課題研究指導を通年で履修することとなっている。

他方、研究者コースでは、指導教員の指導の下で体系的な科目履修を弾力的に行い得るように設計されている。本コースの目標は高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことにあり、専攻分野に係る専任教員の演習に留まらず隣接分野の演習の履修を通して、研究者としての基礎的な能力を身につけるよう教育課程を編成している。博士課程前期課程の初年次には複数の演習の履修により幅広いコースワークを行うとともに、２年次には修士論文の作成に専念することにより、専攻分野での研究能力の基礎固めを行う。本コースは博士課程前期課程に続き博士課程後期課程への進学を希望する者を対象とする。

研究者及び専門職の両コースにおける修士論文、課題研究論文の作成については、いずれも２年次１年間の指導科目（４単位）の履修を通じて行われる。課題研究論文の質及び量（４万字以上）が研究者コースの修士論文に匹敵すると評価された場合、博士課程後期課程への進学要件、あるいは税理士試験の免除申請の要件の一つが満たされることになっている。

博士課程後期課程には従来どおり商学・会計学の２専攻が置かれ、商学専攻には流通・国際ビジネス・ファイナンスに関する「特殊研究」諸科目が、会計学専攻には会計・経営に関する「特殊研究」諸科目が配置されている。本課程は専門分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としており、博士論文の作成が最大の目標となる。学生は博士課程後期課程進学の出願時に専修科目・指導教授を選択し、その専修科目16単位（「特殊研究」講義４単位、「特殊研究」演習12単位）を修得することを通じて、課程修了までの３年間、一貫した研究指導を受け、博士論文の完成をめざす教育システムになっている。学生は、自らの専門分野に係る専修科目以外の「特殊研究」講義４単位以上の修得が必要とされ、専門分野だけでなく関連分野ないし関心のある分野についても学識を広めることを求められる。

2013年度における開設授業科目数は、博士課程前期課程科目数が221、博士課程後期課程科目数が96となっている。このうち、開講科目数は、博士課程前期課程科目数が107、博士課程後期課程科目数が５となっている。専任教員の担当科目数は、博士課程前期課程においては77、博士課程後期課程では５である。また、非常勤講師担当科目数は、博士課程前期課程においては30、博士課程後期課程では０である。

このような数値からも分かるように、本研究科では、必要とされる授業科目が十分に開設されており、各系ともに授業科目が体系的に配置されていると言える。

なお、授業期間（春学期15週、秋学期15週）の授業計画はシラバスにおいて明示されており、厳格に遵守されている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程では、2007年度より、カリキュラムを専門職コース配当科目（「ベーシック」「メソッド」「戦略マネジメント系」「流通・国際ビジネス系」「ファイナンス・会計系」、実務家講師による講義）及び研究者コース配当科目（講義・演習・論文指導）の２類に大別している。

博士課程前期課程の専門職コースでは、ベーシック科目、メソッド科目の履修を通じて基礎的学力や分析能力、表現能力、論理的思考能力等を培うとともに、専門的研究能力をも身につけることを目標としている。併せて、多数の実務家講師による多彩な「現代研究」科目を中心とする講義と企業等での実習を伴うワークショップ形式での学習を通じて21世紀の経済社会で活躍する高い見識を備えた専門職業人の育成をめざしている。

博士課程前期課程の研究者コースでは、流通・国際ビジネス・ファイナンス・経営・会計の５分野にわたる商学専攻に属する科目群の中から、自らが専攻する専門領域に係る専修科目を中心に履修するとともに、専攻以外の幅広い専門領域の演習の履修を通じて学識を広げ、研究能力の基礎固めを行う。博士課程前期課程の２年次には自らの専攻に係る教員の指導の下で修士論文を作成し、博士課程後期課程における自立的な研究能力の育成に繋げることが、本課程の主たる目標である。

なお、近年、留学生の比率が高まってくるとともに、論文作成上の日本語能力が十分ではない問題が顕在化してきた。この問題に対処するため、留学生に対して日本語科目(2科目、各２単位)を設置して、留学生に対しては２単位を必修とさせ、日本語能力の補強に努めている。

博士課程後期課程では、博士課程前期課程の研究者コースにおいて基礎固めを行った研究能力を更に磨き上げ、自らの専攻分野において自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。そのために、学生は、商学・会計学の２専攻の中から博士課程前期課程に引き続いて専修科目・指導教授を選び、自らの専門分野に関する深奥な学識と高度の応用能力を修得するための一貫した研究指導の下で博士論文の作成と課程博士の取得をめざすこととしている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

専門職コースを設置して研究者コースと分離したことにより、それぞれの目的に沿った教育課程編成・実施の方針を明確化することが可能になった。これによって、大学院入学者の受入れの段階から、社会的要請やニーズの違いに対応した職業能力や研究能力の育成と学位認定の段階に至るまで、一貫した教育方針の下で対応することが可能になっている。

ベーシック科目・メソッド科目の配置により基礎学力、分析力等の育成が可能になるとともに、高度の実務経験と高い識見を備えた実務家教員が担当する講義科目の履修により、ケーススタディ、フィールドワーク、ワークショップ等実践的な能力の育成が可能となっている。

研究者コースでは、博士課程前期課程・博士課程後期課程を通じて一貫した専門分野での研究能力の育成を図るとともに、他の専門分野の講義だけでなく演習の履修を通じて幅広い総合的な学識を涵養することも可能となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

コース制を更に充実させていく。また、2015年度からデータサイエンティスト（DS）育成プログラムを立ち上げ、高度な情報通信技術を用い、企業内外に蓄積されている膨大なデータを活用して新しい価値を創り出すことができる人材、データサイエンティストを育成することをめざしている。そのため、従来の教育課程の大枠は維持しつつ、モデリングの基礎、データハンドリング演習Ⅰ・Ⅱ、産業連携ワークショップⅠ・Ⅱ等の科目を新設することにより、教育課程の充実を図っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

2007年からの専門職コースのカリキュラム改革が、志願者・合格者のいずれについてもとりわけ留学生の増加をもたらしたことは疑いないが、一般入試等ではむしろ志願者数、合格者数ともに大きく減少している。その原因の一つとして、教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な解説がなされていないからではないかという観点から改善の方策を探ることが必要であると考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

一般入試における志願者数・合格者数の減少を招かないような授業科目の開設、教育課程の体系的な編成への取組を行うべきである。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科の博士課程前期課程は、専門職コースと研究科コースに分かれ、外国人留学生の在籍者も2013年度については、在籍者総数35名のうち、留学生総数は21名に上っている。それゆえ、本研究科の教育方法及び学習方法は、こうした現状に対応したものである必要がある。

将来の研究者を養成する研究者コースにおいては、研究者としての最初の跳躍台となるべき修士論文の作成のために、1 年次においては、専修科目のみならず、専修科目以外の演習を履修することによって関連分野の専門的知識の習得に努め、2 年次においては、指導教員の指導の下、論文作成に専念するようにしている。

高度専門的職業人になるための専門職コースにおいては、1年次にベーシック科目及びメソッド科目のうちそれぞれ4単位を履修し、研究活動の基礎を習得する。また、実務家による講義科目を多数配置して、実務的知識に基づいた研究活動を実践するように指導している。このような土台の上に、2年次おいては、指導教員の指導の下、課題研究論文の作成に専念している。

外国人留学生に対しては、1年次のメソッド科目に「日本語アカデミック・ライティングⅠ、Ⅱ」を配置し、そのいずれかの単位取得を義務づけている。

学習方法の指導としては、各指導教員によるものと研究科全体で行っているものがある。指導教員による指導は、入学直後の履修相談のほか必要に応じて日常的になされる。研究科全体としては、執行部によるオリエンテーションによって、履修法、勉学態度、大学院生生活全般等について指導を行っている。特に、論文作成にあたっては、1年次より複数回にわたってガイダンスを行い、論文の書き方、文献資料の収集・引用・参照方法等につき具体的に指導し、いやしくも研究不正等の起こらないように厳に戒めているところである。また、修士論文・課題研究論文の審査に当たって、公開審査会を実施している。

自立した研究者を育成する博士課程後期課程においては、研究者として必要な高度な研究能力の形成をめざしており、大学院生による博士論文の作成を最大の教育目標としている。このため、指導教授の指導の下、専修科目16単位（講義科目4単位、演習科目12単位）の履修によって課程修了までの3年間にわたり、一貫した教授・指導を行い、博士論文作成に集中させるようにしている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは、全学共通の形式によって作成し、当該科目の到達目標、授業内容と計画、成績評価の方法・基準等を明示している。授業は、シラバスに沿って、受講生のニーズや要望を踏まえて展開している。また、授業評価アンケート等を通じて、受講生の評価・要望等を把握し、シラバス作成に反映するようにしている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本研究科の最終目標の一つは、いずれも研究論文（修士論文、課題研究論文、博士論文）の作成にあるので、作成された論文の成績評価とそれに至る科目履修上の成績評価・単位認定とが存在することになる。

博士論文の成績評価は、伝統的な口頭試問による形式を採用している。博士課程前期課程の論文の成績評価については、修士論文と課題研究論文の公開審査によって行っている。審査会では、1、2年次の大学院生及び研究科構成教員の参加の下、論文作成者のプレゼンテーションと質疑応答というかたちで進行し、口頭試問以上の緊張感と集中力を伴った審査が展開されている。

講義科目や演習科目は、少人数の履修によってなされているため、出席状況や発表・議論の内容等の平常点によって成績評価がなされるのを基本とし、レポート作成等によって補完している場合もある。こうした少人数履修の場合、各履修生の受講状況が明白なので、教員・履修生双方が納得できる成績評価・単位認定となっているということができる。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育成果の定期的な検証としては、全学的な授業評価アンケートやFDフォーラム等によるFD活動に研究科として参加している。特に、授業評価アンケートの結果は、各教員の授業内容、教授方法等の参考材料となっている。

本研究科の最終目標の一つである作成された論文の検証は、教育成果の検証の重要な手段である。その意味で、博士課程前期課程の修士論文・課題研究論文の毎年度末の公開審査会は、単に成績を評価する役

割を持っているだけではなく、教育内容、教授方法、学習態度等を反省する有益な機会となっている。また、通常の講義、演習科目において、履修生の出席状況、発表議論の内容等からの成績評価を通じて、日常的に教育成果を検証していることはいうまでもない。これらのことから、必要に応じて研究科委員会で情報の交換や教育成果の状況の把握に努めている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育方法及び学習指導は適切か

博士課程前期課程専門職コースで１年次に選択必修のメソッド科目・ベーシック科目を配置していることは、研究論文作成のための基礎的な知識の習得に大きく役立っており、更に外国人留学生に対して日本語アカデミック・ライティングⅠ、Ⅱのいずれかの修得を義務づけていることは、日本語による研究活動の重要な一階梯をなしているものと考えられる。加えて、専門職コース開設以来、多くの実務家講師による多方面にわたる講義科目の開設は、本コースの教育目標達成にとって多大な貢献をしてきたと認識している。

更に、博士課程前期課程修了の総仕上げともいうべき公開審査会は、単に論文を作成するだけでなく、その成果を広く客観化してプレゼンテーションし、短い時間ながら集中的に討論することにより、新たな研究課題を発見する上で強力な触媒となりうる意義を有するものと評価している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育方法及び学習指導は適切か

外国人留学生に対する日本語教育への取組、公開審査会のあり方に関して、更に検証を行い、必要な改善策を検討する必要がある。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育方法及び学習指導は適切か

外国人留学生の指導体制については、絶えずその成果や問題点について点検・評価していく必要がある。留学生別科との関係についても特別入試が導入されたばかりの状況であり、一層の関係強化の方策の検討が求められる。今日、社会的な関心を集めている研究不正問題については、より強力なガイダンス・指導を通じてその防止に努めるとともに、そのような事態の発生を許さない環境を整える必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育方法及び学習指導は適切か

外国人留学生の指導体制、留学生別科との関係については、問題点を洗い出し、具体的な制度設計を行う必要がある。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者を研究者コースにおいて、現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を専門職コースにおいて、それぞれ養成し、輩出することを目的としている。こうした教育目的を達成するため、各専門分野についての講義科目を設置し、各専門分野での知識を習得させ、演習、課題研究指導等を通じて、研究の成果を修士論文、課題研究論文にまとめさせている。教育目標に沿った成果については、講義科目の開講科目数及びその履修者数、演習や課題研究指導科目数及びその履修者によって、本研究科の教育成果が測定できると思われる。

〔博士課程前期課程についての履修者数〕

年　度	講　義		演習(1)		演習(2)、課題研究指導	
	開講科目	履修者	開講科目	履修者	開講科目	履修者
2011年度	66	424	12	18	22	57
2012年度	71	423	10	12	24	42
2013年度	81	401	2	6	24	42

〔出所〕『関西大学「学の実化」データブック2012』p. 165、『関西大学「学の実化」データブック2013』p. 131、『関西大学「学の実化」データブック2014』p. 113参照。

2011年度、本研究科の博士課程前期課程２年次在籍者数は29名、うち休学者が１名で、在学者は28名であった。このうち修了者は26名であるから、修了率は92.9％であった。2012年度の修了率は76.0％、2013年度の修了率は88.0％と、博士課程前期課程については、修了率がやや低下する傾向が見られるものの、概ね教育目標を達成しているといえる。

年　度	在籍者 (2年次以上)	休学者	在学者	修　了　者			
				当該前年 9月期修了者	当該年度 3月期修了者	修了者合計	修了率
2011年度	29	1	28	0	26	26	92.9％
2012年度	24	0	25	1	18	19	76.0％
2013年度	25	0	25	2	20	22	88.0％

〔出所〕『関西大学「学の実化」データブック2012』p. 168、『関西大学「学の実化」データブック2013』p. 134、『関西大学「学の実化」データブック2014』p. 115参照。

また、本研究科の博士課程後期課程の単位修得者は、2011年度１名であったが、2012年度０名、2013年度０名であった。更に博士の学位取得者については、2011年度２名（論文博士１名、課程博士１名）、2012年度は１名（論文博士０名、課程博士１名）であったが、2013年度は０名（論文博士０名、課程博士０名）であった。

	在籍者 (3年次以上)	休学者	在学者	修了者 (博士論文合格)		所定の単位修得による退学者		残留者	学位論文提出のための在籍者
				修了者	修了率	退学者	退学率		
2011年度	3	0	3	1	33.3％	0	0.0％	0	2
2012年度	1	0	1	0	0.0％	0	0.0％	0	1
2013年度	4	1	3	0	0.0％	0	0.0％	2	2

〔出所〕『関西大学「学の実化」データブック2012』p. 168、『関西大学「学の実化」データブック2013』p. 134、『関西大学「学の実化」データブック2014』p. 115参照。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本研究科は、研究者コースと専門職コースとに分けられているが、研究者コースの大学院生は、指導教員から個別に細緻に至る指導を受けた後、修士論文を作成の上で、公開審査会で発表を行い、そこで指導教授を含む３名の審査委員により、口頭試問を含めて審査される。修士論文は学術論文としての質・水準を担保する必要性から４万字以上と定められている。また専門職コースの大学院学生も指導教授から十分な指導を受けた後、課題研究論文を作成するが、修士論文の場合と同様の審査体制で審査される。課題研究論文の字数は、博士課程後期課程への進学を前提しないことから３万字と定められている。ただし、専門職コースであっても、税理士試験科目免除を希望する者や博士課程後期課程への進学を希望する者は、研究者コースと同じ４万字以上の字数の課題研究論文を作成することが求められている。また、外国語学力の認定は、研究者コースの大学院生にあっては、入試時の外国語試験成績をもって、合格としている。専門職コースの大学院生にあっては、研究科委員会が設定する三つの選択的認定方法に基づき合格することが必要とされる。

以上の審査過程を経て、最終的には研究科委員会において修士号の学位の授与の審議を行い、そこでの承認を得て、研究科長会議の了承を得る。以上のプロセスを踏まえて合格が認められた者に、修士の学位を授与するという方針を定めている。

なお、口頭試問の在り方は2008年度３月期修了者から、修士・課題研究論文の質的向上とその審査の一層の透明化・公平化を担保するために変更され、口頭試問が全ての研究科教員と大学院生に公開され、口頭試問での論文提出者と審査委員以外の研究科教員及び大学院生との質疑応答がなされるようになった。

博士論文の審査については、論文博士の場合には、学位取得希望者からの申し出に基づき、教授が研究科長に対し、提出予定論文の博士論文としての要件の具備を確認するよう申請することから開始される。要件の具備が確認されれば、研究科委員会で３名の博士課程後期課程担当教授から構成される受理委員会が立ち上げられ、そこでの審査と研究科委員会での審議により博士論文の受理が確定する。受理が決まれば、審査委員会が立上げられ、１年以内を期限に審査を行う。審査委員会の主査１名は論文を専門的見地からもっとも的確に評価できる教授から、そして副査２名は審査の適格性のみならず、厳正性をも考慮して研究科委員会で選出される。なお、論文の専門領域次第では、商学研究科以外の本学他研究科や他大学の、その専門分野に精通した教授から、論文評価の参考意見を求めることも制度的に可能としている。また、審査開始と同時に、学位授与の投票の可否の際に、博士論文の現物閲覧の機会を提供することによって透明性を担保しようとしている。審査委員会は口頭試問・外国語学力認定を経た上で、研究科委員会開催２週間前に開催通知と一緒に審査結果報告書を送付し、事前に十分に読む機会を提供する。研究科委員会（定足数は全構成員の３分の２以上）に博士号授与に関する評価報告を行い、研究科委員会は審議の上で投票に付し、出席者の３分の２以上の同意を得て、博士号授与を承認し、研究科長会議の了承を得た上で決定される。

課程博士の場合では、受理委員会は設置されず、それに代えて、博士論文の提出の少なくとも１年前に（研究科委員会が認めたときには、これを３ヵ月前とすることができる）、提出された論文計画が研究科委員会により承認されることとする等、若干の点において手続きは博士論文の場合とは異なるが、論文審査の方法は同じである。ただし、課程博士の場合には、入試時での外国語試験成績をもって、外国語学力認定に合格としている。また、研究科委員会での課程博士の積極的授与の方針の下で、2013年度に至るまで、博士の学位被授与者（課程博士）を各年度コンスタントに輩出し、着実に成果を積み上げてきた。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の博士課程前期課程専門職コースについては、在籍者をかなり数多く確保できている。グローバル化の下で数多くの留学生を入学させている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の博士課程前期課程専門職コースについては、より特色ある教育を打ち出す試みを開始している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の博士課程前期課程専門職コースについては、在籍者をかなり数多く確保できているが、留学生の比率が高まりすぎているきらいがある。そのため、論文指導においても、日本語の指導に追われる事態になっている。また、博士課程後期課程の在籍者が不足している。入学希望者があっても、英語で不合格となる場合がしばしばみられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科をより発展させていくには、教員の増強が必要であり、現在の商学部教授のみが大学院を担当するという制度の見直しが求められる。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のごとく定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科は、複雑・多様化する21世紀のビジネスの諸問題を専門知識と実務能力をもって解決することができる専門職業人、並びに高度な知識を備え独創的な研究を行うことのできる研究者を育成することをめざしている。そのため本研究科では、専門職コースと、研究者コースの二つのコースを設置し、それぞれに相応しい科目を配置している。本研究科が求める学生は、専門職コースでは実務に対応した高度な専門教育を通じて、ビジネスの諸領域における問題解決能力、柔軟な思考力、そして鋭い現実感覚を発展さ

せることができる可能性をもった人材である。また研究者コースでは、商学、会計学の専門教育を通じて、既存の研究を積極的に吸収し、更にはそれを発展させていこうとする強い意欲をもった人材である。なお、留学生選抜のための独自の入試を行う等の試みを行いつつ、諸外国からの大学院生の受入れ促進を図り、研究科の国際化の進展をめざしている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の種別毎の入試実施状況は、次表に示すとおりである。なお、入試は基本的には前年秋の10月と入学する年の２月に実施されている。また、５年一貫教育プログラムの入試は入学する年の３月に実施され、留学生特別推薦は10月のみ、社会保険労務士特別推薦は２月のみの募集となっている。また、2014年度から留学生別科特別入試を導入した。

〔2014年度 入試実施状況〕 ４月入学者対象

研究科	入試種別	5年一貫教育プログラム	学内進学		一般		留学生		社会人		留学生特別推薦	留学生別科特別	全国社労士連合会特別推薦
	入試月	3月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	2月
商　学	M	2	0	0	6	4	21	31	1	1	0	0	1
	D	－	－	－	1	1	1	0	－	－	－		－

本研究科における主要な入試方法は上記のように実施されることとなっており、種別毎に特徴のあるものとなっている。①一般入試は、社会に広く門戸を開くことを旨とし、大学を卒業した者及び大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者を受入れの対象としている。専門科目の筆記試験及び複数教員による口頭試問がなされる（なお、研究者コースでは外国語試験も必要）。②学内進学試験は、商学部卒業見込みの者で学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に口頭試問を実施するものである。③留学生入試は、基本的には外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は見込みの者を受入れの対象とした入試制度である。専門科目の筆記試験及び複数教員による口頭試問が課されている（研究者コースでは外国語試験も必要）。④社会人入試は、社会人として職務に従事しながら、専門職業人としての能力を更に高めたいと希望する者を対象とした試験であることを周知しつつ、専門職コースのみで募集を行っている。専門科目の筆記試験と口頭試問を課している。

以上の他に、⑤５年一貫教育プログラム入試、⑥外国の特定大学との協定に基づく留学生特別推薦入試、⑦全国社会保険労務士会連合会との協定に基づく特別推薦入試を実施している。これらの入試についても全て、入試要項を作成・印刷・配付し、同内容をHPでも公開している。そうした手段を活用しつつ、本研究科の学生受入れ方針を明示し、広く社会に周知する努力をしており、学究意欲の強い人々に積極的な働きかけを行っている。

試験後の合否査定は、教授職を構成メンバーとする本研究科委員会で行われる。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員、収容定員、及び在籍学生数と、それらの間の比率等を以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
商　学	35	10	70	30	10	3	21	1	35	7	0	1	0	8	0.5	0.27

本研究科の博士課程前期課程の入学定員は商学専攻のみ35名、博士課程後期課程の定員は商学専攻５名と会計学専攻５名の計10名である。

2010年５月１日現在の在籍学生数は、博士課程前期課程で58名（専門職コース53名、研究者コース５名）、収容定員数の82.9％（専門職コース88％、研究者コース50％）であった。博士課程後期課程の在籍者は４名で、収容定員数の13.3％であった。ところで、2014年５月１日現在の在籍者数は、上記の表のとおり、博士課程前期課程35名で、収容定員比50％、博士課程後期課程在籍者数は８名で収容定員に対する割合26.7％となっている。

博士課程後期課程在籍者数は数字の上で若干、改善されてはいるものの、引き続き低位に留まる点について、入試方法、特に外国語試験のあり方及び博士課程後期課程を修了した後のキャリア指導の充実等によって改善できないかを検討する必要がある。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本研究科では、学生募集及び入学者選抜が学生の受入れ方針に基づき公正かつ適切に実施されているかについて、研究科委員会で毎年度の各種別入試の査定時に検証しており、当該論点を一層改善する努力を続けてきている。

各種入試で実施される口頭試問については、そのより一層の公正さと透明性を図る観点から、口頭試問担当者によるそれまでの質的評価に代え、その評価を数値化する方式に既に変更している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

学生の受入れ方針のみならず、専門職コースと研究者コースの趣旨や課程内容、科目担当者についても明示し、受験希望者並びに社会全体に広く理解されるような記述を行っている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

募集並びに選抜は、受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されており、入試査定のための研究科委員会でその都度、その点も確認する努力が行われている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

引き続き、受験希望者並びに社会全体に広く理解されるような記述を行っていく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試査定時の研究科委員会で引き続き、選抜結果並びに入学状況を観察、検証する。

検索

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

今後とも専門職コースの魅力を一層高めることにより、大学院進学希望者を増やす努力が必要とされる。その点では、学部学生に対する大学院の広報活動を強めるとともに、社会人や外国人留学生に対する広報や働きかけを強化することが求められる。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

本研究科の授業・教育指導のあり方及び入学選抜の方式や詳細を改革改善することにより、これまでも様々な前進はみられている。しかし、それにも拘わらず、更に改善するべき余地があるとも言える。本研究科の今後の発展を展望する上でとりわけ重要な論点は、次のようなことである。

(1) 博士課程前期課程研究者コース及び博士課程後期課程への入学者が少ないこと。これらのための定員が満たされず、商学研究科全体でみた定員充足率も低くなっている。とりわけ博士課程後期課程への入学者が少ないことを指摘せざるを得ない。

(2) 学生の中で比重の高い留学生の入試合格率は、多少の変動はあるものの、傾向的に低下している（2010年度40%、11年度34%、12年度26%、13年度27%、14年度19%）。日本語能力や基礎的学力の高い留学志望者を引きつけるカリキュラム内容のより一層の改革改善が必要ともされよう。なお、2015年度以降は日本語能力が少なくともＮ２の資格を上回ることを必要条件とすることを決めている。

(3) これまでの間、専門職コースにおける５年一貫教育プログラムの導入等をはじめ、様々な改革が実行に移されてきたものの、それらの改革が実績を上げてきたとは言い難い。その原因や対策の検討が望まれる。学内進学者数もここ５年間で大きく低下し、2014年度は昨年度に続いてゼロとなっている。学部時代から研究のおもしろさ、意義深さを知らしめる策も必要であろう。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

今後とも引き続き、全体の定員充足率及び個々の入試種類毎の入学実態の推移について観察と検証を行っていくとともに、充足率向上に向けた努力が更に求められる。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2008年度から外国人留学生特別入試制度を、また2010年度からは全国社会保険労務士連合会特別推薦入試制度を、それぞれ開始したが、提携する外国大学や国内の業界・個別企業等との連携を強化することについて検討を行う。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

入試査定時の研究科委員会で引き続き、選抜結果並びに入学状況を観察、検証するとともに、定員充足

率向上に向けては特別委員会の設置による特別の検証も検討されてよい。

また、本学に新たに設置された「留学生別科」との連携を一層強め、留学生の日本語能力、基礎学力の大幅な向上を実現する手だてを提供することで、本研究科への進学を魅力あるものとしていく。

更に、研究の魅力や重要性を訴えつつ本学学部生の大学院進学を促すとともに、他大学院ではなく本研究科への進学を誘導するために、奨学金制度その他の充実を図ることも不可欠である。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試や選抜の方法については研究科委員会で検証されてきているが、より多くの受験者並びに入学者を誘導するための策を具体的に検討するための特別の委員会を設けることも必要である。

Ⅻ　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

学生の国際交流には、学生の受入れと学生の送り出しとがある。ただし、本研究科の博士課程前期課程及び博士課程後期課程の学生を外国大学に送り出している事例はない。

学生の受入れについては、比較的多数の留学生を入学者として受入れている。一番人数の多いのは中国であり、その次が台湾である。国費留学生としての受入れはなく、全て私費留学生である。留学生の数は、2012年度28名、2013年度30名、2014年度21名であった。また博士課程後期課程については、2012年度１名、2013年度０名、2014年度１名であった。また、2012年度から留学生を対象とし日本語における論文作成能力の強化を目的とした日本語アカデミックライティングプログラムも設置している。受講者は、2012年度13名、2013年度23名である。2014年度11名である。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

日本語アカデミック・ライティングの受講者数は増加しているため、１年１学期の開講から２学期の開講に増設している。受講者の増加は、設置の目的どおり有効に機能していることを示している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

日本語アカデミック・ライティングを引き続き拡充することで、留学生の日本語における論文作成能力の向上をめざしていく。

検索

社会学研究科

検索

第２編　社会学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 407

Ⅲ　教員・教員組織 …… 408

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 410

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈410〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈412〉

Ⅳ－３　教育方法〈412〉

Ⅳ－４　成果〈414〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 415

ⅩⅠ　研究活動 …… 417

ⅩⅡ　国際交流 …… 418

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科設置の理念・目的は明確である。即ち、学士教育で培ってきた問題意識と知的探究心を基盤に、「社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門知識と自立した研究能力を備えた人材を育成すること」を、教育研究上の目的として「大学院学則」第３条の２第５項に掲げている。またこれを受ける形で、博士課程前期課程・博士課程後期課程毎に学生の受入れ方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の三位一体的な提示を行っている。

こうした研究科設置の理念と目的を具体化するための研究・教育の方針について明示すると同時に、めざすべき人材養成のビジョンについても明確に提示している。前期課程では、広い視野に立った学識を得て、専門分野の研究能力の基礎を身につけ、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練を行うことを掲げている。専攻の全教員が参加する合同ゼミナールの実施、専門社会調査士の資格取得や税理士試験対応等にも意を払い、その目的の実現を多面的に推進するよう工夫をしている。後期課程では、更に進んで、高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者及び高度専門家養成のための教育を目的としている。博士号取得へのインセンティブを高め、学会発表、論文執筆を推奨するための援助や制度を設けて、本研究科に期待されている社会的役割・使命について大学院生自らが身をもって自覚するよう促している。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

教授会・研究科委員会やFD等の日常的な活動、父母対象の懇談会、企業対象の懇談会のほか全学的な自己点検・評価活動等を定期的に実施しており、理念・目的の適切性について検証を行い、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの内容を再確認したうえで、本学大学院としてHPその他で公表し、大学院教育の内容について可視性を高めている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

理論・目的の「見える化」に、一層の努力を傾注する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

社会における大学院教育の位置づけは変化をとげており、当研究科も社会の期待の動向に的確に応える努力が必要である。その意味で研究科の理念・目的をよりショートタームで確認すべきである。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

従前、出版媒体を中心に、周知・公表を行ってきたが、メディアの革新に則した活動には、十分に至ってはいない。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

社会学研究科独自の自己点検・評価報告書を定期的に作成しているが、改善・更新にむけたスピードが不足している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

社会学研究科長及び研究科の教務委員会が教員からの意見収集の機会を設け、理念・目的の確認及び刷新に努めるべきである。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

大学広報が多様化し、更に双方向化するなかで、研究科もそのニーズに応えるべき新たなツールやメディア利活用を行うことで、周知・公表の徹底を図る。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

理念・目的の適切性の検証にかなうよう、本研究科の自己点検・評価報告書をPDCAサイクルにのせて活用することが必要である。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科の専任教員が、基本的には、「大学院規則」第33条、「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第９条の規定に該当する者であることは論を俟たない。これを大前提とした上で、本研究科は、社会科学と人間科学の学際的領域における理論的、

実証的研究と、これに基づく高度な専門知識と自立した研究能力を備えた人材の育成を目的に掲げ、それを達成するに適切な教員組織を、社会学、社会システムデザイン、マス・コミュニケーション学の３専攻において備えている。したがって、本研究科の専任教員は、まずもってこのような研究科の目的を達成するに相応しい資質を有した人材であることが求められている。

教員１人当たりの学生数に関しては後述するが、教育の質を確保するためには少人数教育が望ましい。ただ、専攻毎に事情が異なるものの、大学院生が相互に刺激し合える人数は必要であるし、外国人留学生の比率等この数字では判断できない事情についても視野にいれるべきであろう。一方、年齢構成、男女構成等、教員組織のあるべき姿については、具体的な目標を掲げることは多くの要因が絡むため、なかなか難しい。しかし、任用人事の際等には全構成員はこれらのバランスについて常に強く意識するのも事実であり、後述する試行錯誤を重ねつつ、あるべきシステムを構築していっている、というのが現状である。

また研究科の組織運営は、基本的に研究科委員会で審議・決定されたことに基づいて行われる。実際には研究科長（学部長兼任）を補佐する大学院担当副学部長、教務委員会が重要事項を慎重に検討しつつ、研究科としての意思決定へと円滑に導く機能を果たしているのであるが、その間、各専攻における議論も活発になされ、論点を深化させ提案内容を精査するための相互作用も十分確保できている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科では、「大学院学則」に定める教育研究上の目的を達成するに適切な教員組織を３専攻において整備している。それぞれの専攻における授業科目とその担当教員の整合性は、常に人事審査において最重要視される事項である。研究業績審査もこのことが踏まえられていないと、基本的に意味をなさないからである。担当科目の安易な変更、教員都合のスタッフ配置等を厳しくチェックすることで、教育組織の「緩み」を防止する機能を果たしている。と同時に、こうした議論をプラスに受け止めていくことで、カリキュラム改革を提案することにもなることを、メンバーが学習する機会ともなる。

本研究科における専任教員は31名であり、全て社会学部の兼担者である。各専攻とも「大学院設置基準」の教員数を超えるスタッフを有し、博士課程前期課程では在学者39名に対して教員は31名（教員１人当たりの学生数は1.3人）、博士課程後期課程で教員20名に対して学生数が18名（同0.9人）という状況にある。更に兼任教員を５人（研究科全体の延数）補充しており、質量ともに充実した組織たりえているといえよう。

研究科教員の年齢構成は、どうしても高い方にシフトしがちであるが、近年、学位取得を積極的に評価する等によって年齢構成のバランスを図る方向での改善を行い、現在では２人の准教授が任用されている。また現時点では、女性教員は３名だけだが、新任人事ではこのところ女性の任用に力を入れており、学部教員における比率は20.3％にまで上昇した。時間的なラグは伴うが、いずれ大きく改善されることが見込まれる状況にある。また、平均担任時間数は3.85である。

客員教授の任用は、「客員教授規程」第４条に従って行っている。非常勤教員の審査基準は、専任教員の審査基準に準ずる。なお、本大学院担当専任教員の中で、博士号取得者は12名である。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の専任教員は全員が社会学部の教員であり、その募集・任免・昇任は全て社会学部で行われているが、本研究科委員会では更に「社会学研究科　授業担当資格審査基準及び審査手続に関する申し合わせ」に従い、基準に達した者の中から、審査手続きを経て、大学院担当教員を公平かつ厳格に選定している。審査は、研究科委員会において選定された主査１名、副査１名による研究業績審査報告と、それに基づく委員会での審議により慎重に決定される。なお、博士課程前期課程授業担当者の審査は、２年後のM㊎への昇任を含んで行われる。博士課程後期課程授業担当者の審査は、D合とD㊎とを併せて行うことができる。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

外国人や社会人等を始めとして学生のニーズが多様化しており、より幅広い教育課程が必要であり、それに見あった教員組織へと更新すべきである。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の募集・任用にあたっては、本学の規程が任用基準として教歴と研究業績を求めていることから、専門知識と優れた実務経験を有する社会人を受入れることが困難となっており、これを改善すべきである。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

各専攻の特質や大学院教育に対する社会的ニーズの多様化に応える教員組織の拡充のため、今後、実習科目等を中心に実務経験を有する人材確保をめざす必要がある。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

実務界での実績・キャリアを研究歴・教育歴に換算することで、優秀・有能な社会人や外国人を受入れやすくする制度の検討を具体的に進めていくべきである。また、学部の専任教員で博士の学位をもち、一定の教育歴・研究業績をもつ者については、大学院の担当者としての資格審査を迅速に行い、大学院教育の担当者を充実させる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科の教育目標は、博士課程前期課程においては、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ専門家を養成し、博士課程後期課程においては、実証的研究によって培われた、高度専門知識と自立した研究能力を備えた人材を育成することにある。本学部が教育目標として「理論研究と実証分析の調和」をあげ、専門性と総合力をバランスよく身につけた、人材を育てることを示しているのに対し、本研究科では学際性、自立性、専門性を重視し、学部教育と大学院教育の分化を図っている。

教育目標に基づき学位授与方針を次のとおり明示している。博士課程前期課程においては、広い視野に立った学識を得て、専門分野の研究能力の基礎、あるいは高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有し、かつ、所定の年限以上在籍し、所定の単位を修得し、修士論文又は特定課題についての研究成果に対する審査及び試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。博士課程後期課程においては、高度な学識を備え自立して研究活動を行える研究者あるいは高度専門家としての能力を有し、かつ、所定の年限以上在籍し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科は、教育目標、学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針を明確に示している。

博士課程前期課程においては、専門の基礎と関連知識を学ぶための講義科目、専門的研究の方法を学ぶための実習科目、少人数での研究指導を行う演習科目を配置し、専門分野についての高度な学識と研究能力の養成を図る。研究指導体制として、指導教員による論文作成指導及び複数の教員による研究指導体制を導入することにより、幅広く、自立した研究能力の育成を図る。また、他専攻科目や他研究科科目の履修を認定することにより、更に多様に、あるいはより深く、研究できるよう対応している。

修士論文に代えて特定課題についての研究成果を提出することによって、前期課程を修了するコースは、研究者養成のみならず高度専門知識をもつ職業人の養成にも対応するものである。

博士課程後期課程においては、論文指導に関する科目を配置し、自立した研究能力を養成する。研究指導体制として、指導教員による論文指導を中心に複数の教員による研究指導体制を導入し、幅広い視点を備えた独創的な研究者の育成を図る。各学期に一回、公開研究会での発表が義務づけられている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

社会学専攻では、課題研究コースを設けることによって、留学生等、多様な学生を受入れることが可能になった。

【3】将来に向けた発展方策

課題研究コースによって、社会人の志願者の増が期待される。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科の博士課程前期課程においては、専門の基礎と関連知識を学ぶための講義科目、専門的研究の方法を学ぶための実習科目、少人数での研究指導を行う演習科目を配置し、専門分野についての高度な学識と研究能力の養成を図るという教育課程編成・実施方針に基づき、リサーチワークである「演習・研究指導科目」とコースワークである「基幹科目」「応用科目」の区分を設け、授業科目を順次性条件を満たすという制約に従って、体系的に配置している。2014年度開設授業科目数は、社会学専攻では、「演習・研究指導科目」10、「基幹科目」４、「応用科目」13、「実習科目」１、社会システムデザイン専攻では、「演習・研究指導科目」８、「基幹科目」５、「応用科目」15、「実習科目」２、マス・コミュニケーション学専攻では、「演習・研究指導科目」10、「基幹科目」５、「応用科目」15、「実習科目」４である。「演習・研究指導科目」から定められた８単位を必修科目として、それらを含む30単位修得することを修了のための要件としている。

博士課程後期課程においては、論文指導に関する科目を配置し、自立した研究能力の養成を図るという教育課程編成・実施方針に基づき、指導教員を含む複数の教員による研究指導を行っている。更に、各学期に一回、公開研究会での発表が義務づけられている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程においては、リサーチワークである「演習・研究指導科目」には、個々の教員による指導の他に、専攻の教員が合同で指導する「合同演習」を開設している。更に、研究課題毎に複数の教員が指導する「プロジェクト演習」も開設できるようになっており、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供し、課題に応じて、円滑に指導できるよう工夫されている。

マス・コミュニケーション学専攻の学生には、学部時代に大学院の専攻と異なる専門を履修した者が少なからずいる上、留学生も多いので、専門分野の高度化に対応できるように、１年次春学期に「マス・コミュニケーション学基礎研究」「マス・コミュニケーション学研究法」といった基礎的な講義を提供している。

本研究科の学内外への研究発表状況は、2013年度においては、前期課程学生が11件、後期課程学生が５件だった。また、大学院生の研究成果発表の媒体として「人間科学」が年に２回発行されており、2013年度は８本の論文を発表した。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科では、教育目標の達成に向けて効果的な授業形態（講義、演習、実習）を採用している。履修登録科目の上限を１学年度28単位に設定し、学生の集中的な学習を促している。英語については、文献講

読が中心で、英語による授業は開講されていない。中国語圏から、日本語を主たる外国語として学習してきた留学生が多い現状では、英語の授業を課すことは難しい。

大学院の授業における一クラス当たりの学生数は少数であるので、学生が報告・発言する形態の授業も多い。学期毎に学生による「授業評価アンケート」を実施するとともに、修了時に「学生アンケート」を実施し（2010年度より）、学生からの意見を反映させるシステムが確立している。2013年度の修了生アンケート（以下修了生アンケートの結果は2014年３月修了生を対象とするものである）では、「授業評価アンケートは、当該科目についての具体的な改善に役立っていると思いますか。」という質問に対し、「役立っていると思う」50.0%、「ほぼ役立っていると思う」44.4%と肯定的な回答が多かった。

学生は入学時に、指導教員から履修指導を受け、２年間の研究方針を決定する。授業時の研究指導は、指導教員が個別に、及び合同演習において専攻の教員が合同で行っている。修了生アンケートでは、「授業の履修や学修にあたり、疑問な点や不明な点が出てきて教職員に相談した際に、教職員からのアドバイスによってその問題は解決してきましたか。」という質問に対し「解決してきた」61.1%、「ほぼ解決してきた」27.8%（なお、残りのうち5.6%は「疑問な点や不明な点はなかったので相談したことがない」に回答している）、「学位論文作成の過程で、学位論文としての精度を高めるための研究指導を受けることができましたか。」という質問に対しては「受けることができた」が94.4%と肯定的な回答結果を得られた。また、授業時以外（例えば、夏期休暇中等）の指導も少なからず行われている。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

修了生アンケートでは、「授業の履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の方法等を確認しましたか。」という質問に対し、「確認した」61.1%、「だいたい確認した」27.8%と、履修にあたってシラバスが活用されていることが確認された。本研究科では、一クラス当たりの学生数は少人数であるので、シラバスに示された計画に基づきながらも出席学生のニーズに合わせた形で弾力的に運用されている。また、全学のシラバス・フォーマットに基づいて記載の項目等を一定にしている。シラバスは、インフォメーション・システムから閲覧できる。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本研究科では、シラバスに明記した方法・基準に則り成績評価を行っている。一クラスあたりの受講生は少数であるので、教員が学生の予習・復習への取組を促し、授業外学習の成果を確認することは容易である。多くの科目において以上のような平常点を加味した評価が行われている。GPA制度は導入されていない。

修了生対象の学生アンケートでは、「履修した授業科目の成績評価の結果について納得できていますか。」という質問に対し「納得できている」72.2%、「ほぼ納得できている」27.8%と、肯定的な回答が得られた。

他大学との単位互換と単位認定状況については、2013年度は、延べ２名の本研究科の学生が２大学２研究科の授業を履修し単位を修得した。他大学から本研究科の授業への履修はなかった。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

授業評価アンケートを学部と同様に実施している。それなりの効果を上げてはいるが、少人数であるが故の「困難さ」「問題点」も含んでいる。

専攻毎の教室会議で、次年度授業担当者検討の際に、カリキュラムの構成や指導のあり方等の意見交換を実施している。教室会議での議論を踏まえて、研究科の教務委員会で教育・研究指導の改善に向けた取組が議論されている。専攻の教員全員が参加する合同演習の実施により、教育成果の検証を行っている。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の教育目標は、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ専門家を養成すること、社会科学と人間科学の学際的領域における実証的研究と、これに基づく高度な専門知識と自立した研究能力を備えた人材の育成である。これらの目標を達成した者に学位を授与しているので、学生の学習成果を測定するための評価指標としては、学位授与率が有効である。博士課程前期課程については、2012年度は18名、2013年度は20名に修士の学位を授与した。博士課程後期課程については、2012年度は４名、2013年度は３名に博士の学位を授与した。修了後は専門を活かした職業に就く者が多く、概ね研究科の目標に沿った学生を送り出している。

修了時の評価については2013年度修了生を対象に実施された。「あなたは現在、総合的にみて本学に対してどの程度満足していますか。」という質問に対して、本研究科では「大変満足している」「まあ満足している」合わせて94.5％という結果が出ている。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本研究科においては、博士課程前期課程では、20単位以上修得した後、学位取得計画を提出できることになっている。博士課程後期課程では、学位を申請できる要件を定めている。前期課程においては合同演習で中間発表が実施されている。後期課程においては、各学期に一回の公開研究会での発表を課している。修士論文又は特定の課題についての研究の成果については、指導教員を主査とし、当該修士論文又は特定の課題についての研究成果に関連ある授業科目担任の教員２名以上を副査として加えて、審査を実施している。博士の学位論文についても同様であるが、副査のうち１名まで学外審査委員が適宜登用されている。2010年度１名、2011年度に１名が登用された。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

合同演習は2010年度から三専攻全てで制度化され、多様な視点からの研究指導が行われるようになり、学位審査における客観性を更に確保できるようになった。

【3】将来に向けた発展方策

合同演習の機能を充実させ、学問の進展に対応した研究指導法を更に開発する。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科は社会科学と人間科学の学際的領域における実証的、実践的研究と、これに基づく高度な専門知識と自立した研究能力を備えた人材の育成を目的としている。その実現のために、以下のような人材を、社会人・留学生を含めた幅広い層から求める。博士課程前期課程においては、社会と人間に関する強い問題意識と、広い視野から研究に取り組む関心の広さ並びに意欲を十分に備えていることが求められる。更に加えて、将来研究者として自立するための基礎となる知識と学力、あるいは高度な専門知識を備えた職業人となるために必要な知識と学力を十分に備えている人材を求める。博士課程後期課程においては、専門領域における高度の知識と学力を備え、なおかつ、社会科学と人間科学の学際的領域における研究の遂行に相応しい広い研究関心と独創的な問題意識、並びに柔軟な知性を兼ね備えている人材を求める。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学		一般		留学生		社会人	
	募集月	7月	10月	10月	2月	10月	2月	10月	2月
社会学	M	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	－	○	－	○	－	○

本研究科が定める「学生の受入れ方針」に基づき、博士課程前期課程及び博士課程後期課程について、次のとおり、学生の募集及び入学者選抜試験を実施している。

前期課程の入学定員は、「社会学専攻」、「社会システムデザイン専攻」、「マス・コミュニケーション学専攻」の 3 専攻とも 1 学年10名（合計30名）となっている。ただし、社会学専攻については、専攻独自の専門性に基づき、募集を、専門研究コース（ 3 名）と課題研究コース（ 7 名）に分けて募集している。また、このコースの詳細及び募集については、『学生募集要項』内の「社会学専攻におけるコース制について（博士課程前期課程)」で説明している。

また、「学生受入れ方針」で明示した人材像に見合った幅広い人材の受入れを図るために、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試、学内進学試験に分けて実施している。更に、これらに加えて、前期課程大学院学生の前段階として、単位認定を行わない外国人研究生を受入れている。

入学者選抜は、学習意欲に満ちた学生を幅広く受入れるために、入試毎に、専門科目（筆記試験)、英語（筆記試験)、口頭試問を適宜組み合わせる形で行っている。

後期課程の入学定員は、各専攻とも 1 学年 3 名（合計 9 ）名となっている。また、前期課程と同様に、幅広い人材の受入れを図るために、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試の三つの入試を実施している。

入学者選抜は、志望専修科目の筆記試験及び口頭試問で行っている。

試験後の合否査定は、社会学研究科委員会において行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	前期課程					後期課程						
					一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
社会学	30	9	60	27	5	0	31	3	39	12	1	5	0	18	0.65	0.67

2014年度の収容定員充足率は、研究科全体でみた場合、博士課程前期課程が0.65、後期課程が0.67となっている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本研究科においては、学生の受入れ方針と募集・選抜の整合性、適格性について、毎年度、適宜検討を行っている。特に、研究科各専攻の専門性を生かし、学生受入れ方針にある「実践的、実証的研究」と、これに基づく自立した研究能力を備えた人材育成に繋がるよう、専攻毎の特色が生かせるような設計を企図して、研究科委員会において検討している。

研究科自己点検・評価委員会における点検作業は、公正さ、適切さの両者に関する重要な定期的な検証機会となっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

入学志願者に応じた選抜方法が設定されており、また、入試センター大学院入試グループと協力して、大学院説明会を実施しており、学生募集は円滑に行われている。外国人留学生の受験機会も確保できている。また、学部と大学院とがHPを共有することで、より迅速に細やかな情報発信が可能となっている。

外国人留学生入試については、2013年度入試から、「日本語試験」を廃止し、受験資格に一定の「日本語の能力」を有することを条件とする方式に変更した。多様な志願者のニーズ、日本語能力の評価方法の充実等も視野に入れた対応を行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

博士課程前期課程を専攻別にみると、社会システムデザイン専攻の収容定員充足率に上昇の兆しがみられる。収容定員充足率が相対的に低い社会学専攻では、「専門研究コース」と「課題研究コース」を新たに導入し、効果的な募集が可能となっている。収容定員の充足率上昇への契機となることが期待されている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

現行の学生募集を円滑に行うための方策を引き続き推進していく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

より積極的な広報活動を通じて、更に志願者を確保し、入学者を増やしていく必要がある。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

学内進学者の数は増大せず、また、社会人志願者数も低い数字となっている。このため、全体の博士課程前期課程の定員充足率も低くなってきている。更に、専攻間の志望者数にも偏りがみられる。収容定員充足率を改善していく必要がある。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

外国人留学生の増加に関しては、更に優秀な大学院生を確保するため、博士課程前期課程及び博士課程後期課程の入試科目のあり方等について、見直しを行う必要がある。その場合、日本語能力、専攻分野の学修の有無・程度に関連して、どのような受入れ方針や態勢を採るか、研究科全体として検討しなくてはならない。また、外国人留学生の受入れについては、海外の協定校としての提携の可能性についても更に議論を進めていく必要がある。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科所属教員は、学術誌への執筆、著書の刊行、学会発表において、全体に活発な活動を展開している。それに加え、2011年度には、日本社会学会大会（第84回）及び観光学術学会（設立発起人会・設立総会）を、2013年度には、クィア学会（第６回）を、本研究科所属教員を中心として本学で開催する等、個別教員の研究活動を超えて、研究科及び学部として日本における諸学会の研究活動に積極的に寄与している。

また、2010年度に、本研究科を申請母体とする「社会的信頼システム創生センター」が、私立大学戦略的研究基盤形成事業として採択され、2010年～2014年までの５年間にわたる研究活動を展開している。

研究活動を行う上での、個人研究費・旅費、個人研究室、各種研究員制度、研究成果公表のための助成等は、基本的に充実・充足していると考えられるが、これらを基礎として、学内の学術助成、科学研究費補助金を受けた共同研究も活発に展開されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

研究環境が年々厳しさを増すなかで、十分な研究費と研究時間が確保できていないという問題がある。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

今後も継続して高度な研究成果を上げていくためには、必要とされる研究費と研究時間が確保できるように、教員の日常業務の負担を軽減する必要がある。研究資金については、引き続き、文部科学省科学研究費補助や外部資金のより一層の導入を図ることが求められる。研究時間を確保するためには、大学院の講義、演習等の開講形態等、大学院での教育・研究指導体制の検討を更に行っていくべきである。また、教育におけるスチューデント・アシスタント(SA)、ティーチング・アシスタント(TA)の活用をより一層進めるとともに、研究支援体制をより充実させるために、大学院学生をリサーチ・アシスタント(RA)とする方策やポストドクトラル・フェロー(PD)の雇用を図る必要がある。本研究科には、社会学のみならず、社会福祉学、経済学、経営学、政治学、開発学、法学、哲学等、様々なディシプリンをもった研究スタッフがいる。３専攻が共存することのメリットが生かせるような新たな研究体制を構築し、共同研究プロジェクトを推進していくことも、重要な取組として検討していく。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

現在、本研究科として、国外の組織との研究の連携はない。目下のところ、教員個別の共同研究に留まっている。国外からの招へい研究員や客員研究員を迎えての、大学院生を含めた講演会・研究会が適宜開かれている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国外の研究者との交流は、本研究科の個別の研究者によるものが中心となっているが、教育研究交流の成果は着実にあがっている。招へい研究員や客員研究員を迎えての講演会、研究会は、当該研究員及び本学教員・大学院生の研究の深化に貢献している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

特記事項なし

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国外との教育研究交流は、個別の研究者の共同研究等に依拠するところが大きく、本研究科として組織的に教育研究交流を行う体制となっていない点は、改善すべきである。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

国外の協定大学の研究組織と、本研究科もしくは専攻の間で、積極的に教育研究交流を図っていくことが今後の更なる検討課題である。

検索

総合情報学研究科

検索

第２編　総合情報学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 423

Ⅲ　教員・教員組織 …… 423

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 425

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈425〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈427〉

Ⅳ－３　教育方法〈428〉

Ⅳ－４　成果〈430〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 432

ⅩⅠ　研究活動 …… 434

ⅩⅡ　国際交流 …… 434

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科は、本学の学是である「学の実化」に基づいて、情報学の理論及び応用を研究・教育し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として設置された。

総合情報学部は、情報に関する知識と技術を身につけ現代社会に貢献できる文理総合の「情報ジェネラリスト」の養成をめざして、1994年度に高槻キャンパスに開設された。その完成年度1998年度に、本研究科修士課程が高度な専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成をめざして開設された。

そして、修士課程の完成年度2000年度に、博士課程後期課程が設置された。それに伴い、修士課程は博士課程前期課程と改称され、博士課程後期課程とともに博士課程の中に位置づけられた。博士課程後期課程の目標は、研究者として自立して研究活動を行う、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもち、21世紀の社会環境を切り拓く「情報パイオニア」の育成である。

さて、現代社会における情報技術（IT）・情報通信技術（ICT）の革新と進歩、そして普及は極めて急速である。このような情報技術とそれに伴う社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体等の組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や各種の業務システムの改革と実施等から成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「ITベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。それらに伴ってこれら事業体の創造や戦略的適応を構想し、デザインし、リードし、実施していくための高度な専門的知識と技術を有する人材の育成が、社会的に緊急の課題となっている。本研究科の理念・目的は、この社会的要請に応えるべく設定されている。したがって、「情報スペシャリスト」並びに「情報パイオニア」の育成をめざす、本研究科の理念・目的は、社会の要求に応えたものであると位置づけることができる。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、学部での教育上の成果を深化させ、博士課程前期課程では「研究者となるための基礎的能

力」または「高度専門職業人となるための専門能力」を持つ「情報スペシャリスト」の養成を、博士課程後期課程では「急激に発展拡大しつつある情報分野における未踏の領域に挑戦できる能力」を持つ「情報パイオニア」の養成を目的とする。この目的を達成するために、本研究科教員には高度な研究業績と多様な教育能力が求められる。ただし、教員の任用は学部で行われるため、その詳細は総合情報学部Ⅲ-[1]に記載のとおりであるが、教員募集の際に、原則として、博士の学位があることや大学院の教育が担当可能な能力を有することを求める旨、応募要項に明記している。

また、教育効果を高めるため、教員構成は多様性とバランスを考慮するとともに、責任ある体制の確立をめざしている。まず、充実した教育を行うため、「大学院設置基準」を大幅に上回る人員を配置している。また、年齢構成等や雇用形態等については、総合情報学部Ⅲ-[1]で記述したような配慮をしている。更に、きめ細やかな教育をするため、可能な限り専任教員による教育をめざしている。

次に、教員の連携や教育研究に係る責任については、組織的な対応を行うよう配慮している。本研究科の意思決定機関である研究科委員会は、「大学院学則」第40条及び「研究科委員会の運営に関する申し合わせ」に基づき、全ての構成員によって組織され、教学上の運営管理に関する全ての事項について審議決定をしている。なお、本研究科は、複数の教員によって構成される「課題研究科目」（前期課程）及び「研究領域」（後期課程）を組織の基礎単位としていることから、研究科長の下にこれらの領域を代表する委員による運営委員会を設置し、運営の円滑化と責任の連携を図っている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科の担当教員採用人事は学部で行われるが、総合情報学部Ⅲ-[1]に記載のように研究科の担当を前提とした採用となっている。これにより博士課程前期課程ではM㊒48名・M合７名、博士課程後期課程ではD㊒23名・D合16名となっている。これは「大学院設置基準」第９条１項で定める必要専任教員数（M㊒7名、M合４名、D㊒5名、D合５名）を大幅に上回っている。この結果、2014年度の専任教員１人当たりの学生数は、前期課程で1.5名、後期課程で1.9名である。また、科目を担当する教員のほとんどが専任教員で、非常勤への依存は前期課程で84科目のうち７科目だけであり、後期課程ではゼロである。

これらの科目に対する教員の適合性は、四度にわたる担任資格審査において厳格に行われている。これらの資格に必要な論文数や教育経験年数等の要件については「授業科目担任資格に関する申し合わせ」がM合、M㊒、D合、D㊒に関してそれぞれ明確に定められている。

M合、M㊒の資格審査については、研究科運営委員会で審査委員会を設置し、対象者の業績を審査して研究科委員会に報告し、そこで承認を得る必要がある。D合、D㊒については、D㊒資格教員全員を構成員とする研究科委員会審査部会を組織し、ここで審査委員会を設置して審査し、審査部会において決定したものを研究科委員会に報告し、了承を得ることになっている。このような担任資格審査により、求める教員像を踏まえた教員組織が適切に整備されているといえる。

また、学生による授業評価については、全学共通に行われているアンケートに加えて、研究科長と副学部長（研究科担当）が、それぞれ週一度オフィスアワーを開設し、授業全般や個別の科目に関する相談を受けている。これらは毎年度カリキュラム編成時に行われる運営委員会でのカリキュラムや授業担当者等の審議に反映され、科目に対する教員の適性を担保する仕組みの一つとなっている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

前述のとおり、本研究科の担当教員採用人事は学部で行われている。

専任教員の募集・任用・昇任についての一般的規程は「教育職員選考規程」、「職員就業規則」に定められ、本研究科のM合、M㊒、D合、D㊒の資格に必要な具体的な論文数や教育経験年数等の要件や審査手続きについては「授業科目担任資格に関する申し合わせ」に明示されている。

博士課程前期課程の資格審査については、経験年数と学術情報システムに掲載された研究業績を参考にして、形式的な要件が整った者について研究科長が審査を受ける意思を確認した上で、研究科運営委員会で審査委員会を設置する。審査委員会は主査１名、副査２名以上で構成され、同一専攻の主査・副査に加え、他専攻の副査を置くことで審査の公平性を担保している。また、審査を受けるものの専門領域に近い専門家がいない場合は、適切な外部者に審査を依頼することもできる。審査委員会は審査結果を本研究科委員会に報告し、審議の上、3 分の２以上の賛成によって資格が認定される。

博士課程後期課程の資格審査は、審査部会で行われる。審査部会では、経験年数と学術情報システムに掲載された研究業績を参考にして、業績が「申し合わせ」に形式的に適合しているかを審議した上で 3 分の２以上の賛成がある場合、本人の同意を得て実質審査に入る。実質審査は主査１名、副査２名以上で構成される審査委員会が実施する。D合の場合は、審査委員会が審査するが、専門分野によっては外部の評価を受けることもできる。D㊎の場合は同様の審査委員会は設置されるが、構成員の専門性による不公平を避けるため、全てのケースにおいて複数の外部評価を受けることとしている。D合、D㊎ともに審査委員会は審査の結果を審査部会に報告し、審議の上、3 分の２以上の賛成で認定される。この結果は本研究科委員会に報告されて、了承を得ることになっている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度職業専門人を養成することを目的としている。これと高い整合性を持つように、博士課程前期課程の教育目標は、情報に関する高度な専門知識を有する職業人としての「情報スペシャリスト」を養成すること、博士課程後期課程の教育目標は、社会に貢献可能な見識を涵養し、専門性の高い研究能力を持ち、21世紀の社会環境を切り開く「情報パイオニア」を育成することとしている。またこの教育目標は、本学部が、情報に関する知識と技術を身につけ現代社会に貢献できる文理総合の「情報ジェネラリスト」を養成する教育目標を大学院教育において体現させている。

本研究科の学位授与方針は次のとおりである。

本研究科では、所定の期間在学し、所定の単位を修め、学位論文の審査に合格した者に修了を認定し、学位を授与する。博士課程前期課程においては、高度専門職業人に求められる広い視野に立った情報に関する理論を身につけ、各専攻分野に必要とされる調査能力、分析能力、及び情報技術を駆使する技能を備えることをもって合格とする。博士課程後期課程においては、独立した研究者や高度専門家に相応しい高い専門性とともに、各分野における独創的かつ有用性のある成果を求め、レフェリー付の学術論文等で承認されうる能力を有することをもって修了の基準とする。なお、博士の学位授与にあたっては、口頭試問及び公聴会を通じて、他分野の研究者からの批評を受けることにより、公開性と透明性を確保している。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科では、研究指導担当教員の下で専門分野に関する研究を深く追求するとともに、博士課程前期課程の「課題研究科目」及び博士課程後期課程の「研究領域」を通して複数教員の指導を受けることにより幅広い見識を培う体制を整えている。博士課程前期課程は、課題研究（プロジェクト）科目を中心として編成され、各課題研究科目では、情報化の進展に伴って重要性を増している社会的な課題や先端技術の課題等が取り上げられる。学生は、指導教員の下各自明確な問題意識・役割分担をもって参加し、その成果を修士論文にまとめる。課題研究科目の内容は、研究の発展や社会的変化に対応して３～４年を目処に見直される。博士課程後期課程においては、学生は指導教員の下で更に専門的に研究を進め、その成果を博士論文にまとめる。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

2014年に修了生を対象として実施された学生アンケートによると、「授業の履修に当たり、シラバスで講義概要・成績評価の方法等を確認しましたか」という問いに対して、本研究科では「確認した」「だいたい確認した」の回答の合計が92.1％であり、周知の方法が有効に機能していると考えられる。

本研究科では、大学院修了生の進路状況調査を行い、博士課程前期課程・後期課程を問わず、大学院生の進路・就職状況等を把握している。

【3】将来に向けた発展方策

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について、大学構成員（教職員及び学生等）に浸透するよう、引き続き周知・徹底して取り組む。

大学院修了生の進路状況については今後も継続して調査を行い、博士課程前期課程・後期課程を問わず、大学院生の進路・就職状況等の把握に努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

本研究科では、1998年開設以降、大学院科目増設によって、カリキュラムの充実を図ってきた。国・文科省の方針である「国際的な人材育成」に向けて、海外共同研究をはじめ、他大学大学院や学内他研究科

との研究プロジェクト等、柔軟に運用可能な制度設計が今後の検討課題としてあげられる。

【3】将来に向けた発展方策

「国際的な人材育成」に向けて、柔軟に運用可能な制度設計を行えるよう今後検討していく必要がある。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程前期課程は、社会情報学専攻と知識情報学専攻の２専攻を配置している。前者は社会科学系カリキュラムを、後者は自然科学系カリキュラムをもち、同時に両方の領域にまたがって総合的に学ぶこともできるように設計されている。総合情報学部との関連でいえば、社会情報学専攻は、学部の履修指針である三つの「系」のうち、メディア情報系と社会情報システム系に、知識情報学専攻はコンピューティング系に対応している。いずれの専攻においても、学生は論文指導教員による研究指導だけでなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を得ながら研究を進める。

前期課程の課題研究科目では、複数教員による指導体制を採ることにより「大学院設置基準」第３条第１項にある「広い視野に立って精深な学識を授ける」ことを中心に行われている。特に、情報化の進展と社会状況の変化に迅速に対応するため、課題研究科目の内容は３～５年を目処に見直されている。前期課程における2014年度の開設科目は84科目となっている。

博士課程後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を活かしつつ、既存の研究領域にとらわれず新分野の開拓を推進するために総合情報学専攻の一専攻として配置されており、「大学院設置基準」第４条第１項にある「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に適合している。後期課程においても、学生は論文指導教員の研究指導の下で研究を進めることになるが、同時に、選択した研究領域を担当する複数教員から研究上の助言を受けることができる。後期課程における2014年度の開設科目は143科目となっている。

前期課程の１年次においては、授業科目の選択履修による基礎的知識の修得と課題研究科目担当者による研究指導が行われる。前期課程の２年次においては、研究テーマ毎に、担当の指導教員が中心となって、研究指導が行われる。このような教育プロセスにより、修士に相応しい能力を身につけるよう指導される。前期課程では、専門領域科目、共通科目と並行して、「課題研究科目」と「論文指導」を配置している。課題研究では、前期課程の１年次は、講義と演習の複合方式により、それぞれの課題研究の目標設定、その枠組みについての認識、基礎知識や研究方法、文献資料収集や実験研究の基礎技能についての指導を行う。前期課程の２年次には、各自の研究課題のために必要な理論や情報を模索し、実験や調査を行うとともに、研究会形式により各自の研究テーマに沿った研究報告等を通じて研究の促進と研究成果の質の向上を図る。また、論文指導は、論文指導担当教員が行い、学生の研究の進展に応じて助言を与えながら、関連文献収集を行い、各研究の進捗状況を確認し、研究会等での発表を通じて、学生の修士論文作成の指導にあたる。

後期課程においては、博士論文の提出要件として、査読付論文掲載（または採録決定）２編が義務づけ

られており、査読付論文２編の執筆を計画的に行う必要がある。そこで、大学院入試の際に課される研究計画書に基づき、後期課程１年次には修士論文を基にした研究発表並びに論文執筆を行い、学位論文の基礎を据える。更に、後期課程２年次には後期課程１年次に執筆した論文を深化・拡張した研究の発表及び論文執筆を行う。最終学年においては、更なる研究の発展とともに、博士論文計画書の提出が義務づけられ、１年を通して、博士論文の執筆が行われる。後期課程では、学生は文献収集・学術雑誌輪読会や、各種の実験実習手法についての助言・指導を指導教員及び他の研究指導教員から受け、研究を遂行する。

［2］教育課程の編成・実施方法に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

講義科目は、時代の変化や社会のニーズを勘案しながら、常にその見直しを行っている。講義科目は、各専攻の目的に照らし課題研究の遂行のために設定された専門領域科目と、大学院生の学問的視野を広げるために設置された共通科目からなっている。社会の要請や教員の入れ替わりに応じて、2013年度をもって「品質情報論」「実践コンサルタント企業論」「ベンチャーファイナンス論」「英語論文執筆実習」の４科目が廃止され、2014年度には、博士課程前期課程の「特別講義（身体情報学）」「特殊講義(都市空間マネジメントにおける情報通信技術)」の２科目が新設された。

大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された「参加型の大学院教育による社会創造」は2011年度に終了したが、その際に導入された諸科目、「協調的交渉論」「質的研究（エスノグラフィー）」「ICT for Learning」「共同プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ」「国際・地域インターンシップ実習Ⅰ・Ⅱ」は、2012年以降もGP取組継続事業として当該プログラムの成果を発展させている。これらは、他大学や海外の大学・機関と連携したインターンシップやフィールドワーク等の実地での問題解決活動と、そこでの成果を国際学会等での発表・投稿するための論文指導の二つの内容を組み合わせた科目である。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

博士課程前期課程の大学院生は専攻別に設けられている課題研究科目のいずれかを選択する。2014年５月１日時点で知識情報学専攻には七つ、社会情報学専攻には九つの課題研究科目が各々設けられている。課題研究科目の多く（16課題研究科目中14）は複数の教員によるプロジェクト形式の研究指導体制をとっている。大学院生は課題研究科目担当の教員の中から指導教員を選び、指導教員はその大学院生に対して履修指導及び研究指導の責任を持ち、最終的に論文指導を担当する。博士課程後期課程の大学院生は五つの研究領域から一つを選択し、当該研究領域の研究指導担当教員の中から指導教員を選ぶ。後期課程においても、指導教員からの履修指導及び研究指導に加えて、当該研究領域の他の研究指導担当教員からも研究内容について広く深く指導を受けることができる。このように、前期課程及び後期課程ともに、個別の指導教員によるきめ細かな研究指導と複数の教員による多彩な研究指導という両者のメリットが享受できる研究指導体制をとっている。

前期課程の１年次においては、講義科目の選択履修による幅広い基礎的知識の習得と課題研究科目における専門的知識の習得が図られる。講義科目の選択履修は専攻別に設けられている専門領域科目と横断的な共通科目の中から修了時までに10科目20単位以上を修得することが求められている（年間履修制限単位は28単位）。課題研究科目では、複数教員による演習指導を通して、研究遂行に必要な専門的知識や調

査・実験・技術開発等に関する専門スキルの習得が図られる。２年次においては、課題研究科目における演習指導により引き続き専門性の向上が図られるとともに、指導教員による個別の研究指導及び論文指導により修士論文の完成が図られる。

前期課程を通しての履修指導については、必修科目である課題研究科目及び論文指導を除き、講義科目の選択履修について指導教員がその妥当性を判断して指導している。

また、大学院生が学習を含む幅広い問題について個別に相談できる機会として、研究科長及び副学部長（研究科担当）によるオフィスアワーが設定されている。

本研究科の演習は、前期課程・後期課程のいずれにおいても個別指導を重視しつつ、複数の教員によるプロジェクト形式の指導体制を採用している。そこでは、チームティーチングの状況が生まれ、学生と教員の多対一の関係における一方向の指導ではなく、多対多のディスカッションを通して研究課題をより多様な専門的視点から考察できる環境が提供されている。また、学生授業評価アンケートの実施が全研究科の取組として2005年度から開始されており、受講生の評価や意見が授業改善の資料として利用されている。

前期課程における研究指導は、1・2年次を通して、課題研究科目における演習及び指導教員による個別の指導の形で行われる。更に、2年次では、指導教員による論文指導が加わり、研究成果を修士論文として完成させる。修士論文提出の３～４ヶ月前に修士論文計画書の提出が求められており、それまでに研究の概略を確定するよう促している。修士論文については、口頭試問（社会情報学専攻）あるいは公聴会（知識情報学専攻）形式による最終試験が行われ、複数教員による評価が行われる。これらの研究成果は国内外の学会や研究会で積極的に発表され、そのいくつかは受賞や表彰に至っている。こうしたことからも、本研究科の指導方法が効果を挙げていることが窺える。

後期課程においては、博士論文の提出要件として、査読付論文誌への掲載（若しくは採録決定）2編が求められている。論文誌の査読期間等も考慮した上で、査読付論文2編について執筆・投稿を2年次末までに終えるよう研究計画を指導している。このように、査読付き論文誌への掲載ないし採録決定が博士論文提出の要件とされていることで、博士号を授与される学生の質が担保されるようになっている。提出された博士論文については、前述論文提出要件を満たしているかについて受理審査が行われ、受理された博士論文は、主査及び2名の副査により審査され、最終試験（公聴会及び口頭試問）を経て、合否が判断される。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業科目の概要では、講義や演習の目的及び内容について簡潔にわかりやすく紹介するとともに、受講生の到達目標についても言及している。プロジェクト形式の課題研究科目では、更に、各担当教員の指導領域を概要に明示して、どの教員からどのような指導が受けられるかを受講生に示している。

シラバスには、各回の授業計画や参考図書等の情報及び成績評価の方法・基準が示されており、受講生は授業の進行に応じて準備できるようになっている。修了時の学生アンケート（2014年実施）において「授業の履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の方法等を確認しましたか」との問に対して本研究科の博士課程前期課程修了者のうち52.6%が「確認した」、39.5%が「だいたい確認した」と回答しているように、シラバスが授業科目を選択するうえで重要な情報源として機能し活用されていることがわかる。

各授業では、その年度の受講生のバックグラウンドや興味に応じてより適切な授業が行えるよう、講義・演習の具体的な内容や参考図書等の指定については開講時に柔軟に対応するように措置を講じている。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

講義科目においては、各授業科目担当者の判断により、定期試験の代わりに、授業時の討論、講読、資

料収集、レポート作成等が評価の対象とされる場合もある。博士課程前期課程の課題研究科目における研究指導は、多くの場合、複数の教員によるプロジェクト形式が採用されていて、関係する複数教員の合意による成績評価が行われている。修了時の学生アンケート（2014年実施）によれば、「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われたと認識していますか」との問に対して、前期課程修了者の73.7%が「基準どおり」、26.3%が「ほぼ基準どおり」と回答している。また、「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」との問いに対して、86.8%が「納得できている」、10.5%が「ほぼ納得できている」と回答しており、成績評価が適切に行われていることが窺える。なお、現在のところ、GPA制度の導入はなされていない。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

2005年度から本学の全研究科の取組として、講義科目に関する学生の授業評価アンケートが実施され、そのアンケート結果は本研究科でも授業内容・授業方法の改善の資料として利用されている。また、本研究科の少人数の授業科目では、担当教員は大学院生への聞き取りにより教育内容・教育方法の検討を大学院生と共同で行っているケースもある。

本学全体としては、教育開発支援センターを中核に教育内容・方法の改善等の支援が行われてきており、それをうまく活かすことが求められている。

本研究科では、教育・研究指導の中心となっている博士課程前期課程の「課題研究科目」及び後期課程の「研究領域」において、複数の教員を擁してチームティーチングとプロジェクト形式の共同研究が行われている。大学院生に対する教育・研究指導の直接の責任は指導教員にあるが、大学院生は自分が属する「課題研究科目」及び「研究領域」で指導教員以外の所属教員からも研究支援・研究指導を受けることが可能である。「課題研究科目」については適宜見直しが行われ、必要に応じて再編される。昨年度は、社会情報学専攻で「価値創出と協創ネットワークの形成」の新設、知識情報学専攻で「ヒューマンコンピュータインタラクションにおける認知と感性の情報処理」の「インタラクションの認知・メディア・文化」と「インタラクションデザインの理論と実践」への再編、及び「環境認識と行動に関する生体情報処理モデル」の「感性情報処理と可視化」への内容改訂が各々行われた。

こうした取組を通じて、受講生の満足度の向上並びに能力の向上を図っている。修了時の学生アンケート（2014年実施）によれば、総合的な満足度ついては84.2%の学生が「大変満足」「まあ満足」と回答し、修了後の進路に関する満足度についても92.1%が「満足」「ほぼ満足」と回答しており、一定の効果が確認されている。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科は、学是である「学の実化」に基づいて、博士課程前期課程では情報社会の進展に寄与する広い視野と高度な専門知識を有する職業人の養成を、博士課程後期課程では情報分野における未踏の領域に挑戦する人材の養成を目的に、教育・研究指導を行っている。このような目的達成のために、研究指導の中心として編成されている前期課程の「課題研究科目」及び後期課程の「研究領域」では、複数教員によ

る指導体制がとられている。大学院生は、論文の作成指導を直接行う指導教員のみならず、同じ「課題研究科目」及び「研究領域」に属している教員からも研究指導を受け、幅広い見識を培うことができる。

大学院生への教育・研究指導の効果の測定に関しては、その客観性を担保するために、第三者からの評価を受ける好機である学会発表や査読付学術雑誌への投稿を大学院生に積極的に促している。大学院学生の国内外の学会等における研究発表に対する補助制度があり、2011年～2013年度の利用件数は、博士課程前期課程で130件、博士課程後期課程で26件であった。このような研究業績の外部公表を通して、教育・研究指導の質的・量的な効果測定を行っている。最終的には、公聴会や口頭試問を伴う修士論文や博士論文の審査によって、教育・研究指導の効果が質的に測定されている。

外部組織との連携にも力を入れている。国土交通省国土技術政策総合研究所との教育研究協力について協定を結び、本研究科から2013年度に２名、2014年度には１名の大学院生を研究所に派遣した。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

学位の認定は「学位規程」及び「学位規程に係る総合情報学研究科申し合わせ」に基づき適切に行われている。学位授与は３月期と９月期の年２回行われる。

博士課程前期課程・後期課程の学位論文審査基準は、それぞれ明確に定められており、いずれも「平成26年度（2014）大学院要覧」に記載し大学院生に周知している。

博士課程前期課程の学位審査は、主査である指導教員と２名の副査からなる審査委員（指導教員と同じ「課題研究科目」に属する教員、ないしは隣接専門分野の教員が副査を担当）が審査を行い、社会情報学専攻では口頭試問を、知識情報学専攻では公聴会を行う。審査の結果は研究科委員会に報告され、研究科委員会はその報告を基に審議・決定している。

後期課程については、論文計画の提出に際して、研究者として相応の研究業績を有していること、具体的には査読付学術雑誌への２件以上の研究業績を有していることが求められ、後期課程演習指導担当者（D㊟）によって構成される審査部会にて受理審査を行う。論文の審査を行う審査委員は、指導教員である主査１名と副査２名をもってあて、必要に応じて研究科内部及び研究科外部から専門委員を選出することができる。博士の学位に関する最終試験は、公聴会を行った上で審査委員による口頭試問によって行う。審査部会において、審査委員からの報告を受け、学位の授与について審議し、出席者の投票により３分の２以上の同意をもって決定し、その結果を研究科委員会に報告し、了承を得る。なお、博士の学位審査の結果については、審査委員会は「博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨」を作成し公表することになっている。

2011年～2013年度の学位授与数を以下に示す。

年　度	前期課程			後期課程
	社会情報学専攻	知識情報学専攻	計	総合情報学専攻
2011年度	15	21	36	6
2012年度	9	28	37	4
2013年度	7	32	39	3

ちなみに、2011年度～2013年度の学位授与数の平均は、「修士」37.3、「博士（課程）」4.3であった。

2011年度の前期課程の２年次以上の修了率は、在学者（在籍者マイナス休学者）45名に対して修了者（学位取得者）が36名なので、80.0％である。また、前期課程の修了率は、2012年度が88.0％、2013年度は84.8％である。後期課程については、2011年度の修了者（学位取得者）が６名であり、修了率は50％である。また、2012年度は33.3％、2013年度は27.3％であり、３年間の平均修了率は37.1％である。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を、入学者の受入れの方針（アドミッション・ポリシー）として、HPにて、次のとおり明示している。

本研究科では、本学の学是である「学の実化（学理と実際との調和）」に基づいて、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成する。博士課程前期課程では、研究者養成だけではなく、高度な専門知識を有する職業人「情報スペシャリスト」の養成を目的としている。そのため、学部から直接進学する学生だけではなく、既に各分野で活躍している社会人が働きながら学べるように「昼夜開講制」を採用し、大学卒業程度の基礎学力と研究意欲を有する人材も求めている。博士課程後期課程では、急激に発展拡大しつつある情報分野における未踏の領域に挑戦する人材「情報パイオニア」の養成を目的とし、文系や理系という枠組みにとらわれることなく、両分野にまたがる新しい領域を切り拓き、パイオニア的な研究成果を創生させる、研究者としての潜在能力を有する人材を求めている。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学	一般		留学生	社会人	
	募集月	6月	10月	2月	10月	10月	2月
総合情報学	M	○	○	○	○	○	○
	D	－	○	○	○	－	－

学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜を公正かつ適切に行っている。

通常の大学卒業者から受入れる一般入試の他、外国人留学生入試を行い、博士課程前期課程では更に社会人入試、学内進学の制度もある。

受験資格及び試験科目等の詳細は『学生募集要項』に示しており、HPでも公開している。

一般入試をはじめ全ての入試に関して、最終の合否判定は研究科委員会で行っている。合否査定では、全ての得点データほか判定資料を明らかにした上で、口頭試問担当者の意見を確認し、審議・決定している。志望動機や適性が受入れ方針に対して不適当と判断される場合には、たとえ定員に満たなくとも、不合格としている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	前期課程					後期課程						
					一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
総合情報学	80	8	160	24	18	3	4	47	72	19	0	2	0	21	0.45	0.88

博士課程前期課程入学定員は、社会情報学専攻40名、知識情報学専攻40名の合計80名である。2014年度の収容定員充足率は、研究科全体でみた場合、前期課程が0.45、後期課程が0.88となっている。なお、前期課程の入学定員は2014年度80名で、入学者数は31名である。

一方、後期課程の定員は８名で、2014年度の入学者数は７名である。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

募集や査定に際し、その都度研究科委員会において、「学生募集要項」の内容や査定方法、結果が明示され、確認されている。それにより、方針の公正さ及び適切さが検証されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

これまで英語版の学生募集要項を作成していなかった。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の充足率は、博士課程前期課程が45%、博士課程後期課程が88%であり、前期課程については定員の半数も充たしていない結果となった。これに対して、大学院に関する積極的な広報活動の進め方、並びに留学生・社会人などへの入学機会の拡充方法等について検討が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

現在、英語版の学生募集要項を作成中であり、学生の受入れ方針と合わせて、HPに掲載する予定で進めている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

定員管理に関する改善策として、「大学院入試説明会を積極的に進めていく。」、「HPや学部パンフレット等に大学院の魅力（研究内容・就職状況等）を積極的に盛り込み、学部生への周知を図る。」、「ニーズにあったプロジェクトへの組み換えを検討する。」、「留学生・社会人への入学機会の拡充を検討する。」等に取り組む。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科の総合情報学研究センターにおいては、「セキュアライフ創出のための安全知循環ネットワークに関する研究（文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業）（2008年度―2012年度）」を遂行した。地元高槻市のリージョナルセキュリティ研究会等での議論を踏まえ、地域住民や行政担当者への情報伝達を伴う実証的検証を実施した。

ＸⅡ　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科における2014年度の留学生の在籍者数は６名であり、全てが中国及び台湾からの受入れである。

研究科と高麗大学大学院心理学科は、学術交換及び学習の発展と普及に向けて、教育と研究に関する相互協力を行うことを目的に、協力協定を締結することで合意に達し、2013年６月５日に協定書の調印式を行った。

本研究科においては「組織的な大学院教育改革推進プログラム（文部科学省採択事業2008～2010）」「参加連携型の大学院教育による社会創造～共同プロジェクトによる『考動力』の育成～」プログラムを実施した。その後、本学からGP取組継続事業の支援を受け2011年度より2014年度まで４年間、本研究科のカリキュラムの改善に取り組んできた。国際交流関連の科目として「ICT（Information and Communication Technologies）for learning」があり、この授業は、全て英語を使って行われており、授業課題としてハワイ大学との遠隔協働ビデオ制作の活動を行ってきた。ハワイ大学の教育工学研究科の大学院生と本学の学生がチームを作り、SNSやビデオ会議システムを活用した話し合いを行い、ビデオ作品の企画を立て、双方でビデオ撮影したものを編集し、一つの作品に完成させた。

GP継続の取組の一つである共同プロジェクトでは、大学院生をリーダーとし大学院と学部が連携した社会貢献活動を実施している。2011年度には、日本学生支援機構（JASSO）による短期留学の留学支援制度（短期派遣）の奨学金を受け、SS（ショートステイ）プログラムとして、カンボジアから８名、フィリピンから８名の学生を招へいし、フィールド体験を通して日本の社会問題について本学の学生と共同学習を実施した。また、SV（ショートビジット）プログラムでは、フィリピン、カンボジアに27名（学部生を含む）が参加した。

2012年度は、前年度同様にカンボジアから10名、フィリピンから８名を招へいし、同様のプログラムを実施した。加えて、中国・北京師範大学、華南師範大学及び韓国・漢陽大学から計19名の大学院生を招へいし、本学飛鳥文化研究所（セミナーハウス）において研究発表会を行った。SVプログラムでは、本研究科から16名の大学院生が北京師範大学で行われた国際会議及び中国の大学院生との研究交流会を実施した。また、カンボジア、フィリピンに派遣するSVプログラムでは、28名（学部生含む）が参加し、現地で社会貢献活動を行った。

2013年度は、SSプログラムにおいて中国、韓国から10名の大学院生を招へいし、本学で研究交流会を

開催するとともに、日本福祉大学で開催された国際会議に参加した。SVプログラムでは、７名（学部生含む）がフィリピンに出かけ、小学校において情報技術の研修を教員に対して行った。

2014年度は、カンボジア、フィリピンに短期留学プログラム参加者として５名の学生（学部生を含む）を派遣し、フィールドワークを行う予定である。

このように共同プロジェクトでは、GP事業実施時と比べ、数と規模が縮小したものの国際的な取組をする活動は引き続き継続している。大学院生は、これらのプロジェクトをフィールドとして、研究論文を執筆している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

課題研究の中で国際的な教育研究交流も行われている。2006年からASSERT(Asian Students’ Seminar & Round Table)という国際交流活動を行っており、2011年度は韓国・ハンヤン大学、2012年度は本学の飛鳥文化研究所、2013年度はハンヤン大学で実施した。2012年度から新たに北京師範大学、華南師範大学の大学院生が参加し、日中韓の三カ国の交流が始まった。2013年度は、韓国・ハンヤン大学において、本学、北京師範大学、華南師範大学の４校による研究発表会を実施した。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

更に国際的な教育研究交流活動を活発化するための方策を推進していく。

検索

理工学研究科

検索

第２編　理工学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 439

Ⅲ　教員・教員組織 …… 440

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 444

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈444〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈446〉

Ⅳ－３　教育方法〈448〉

Ⅳ－４　成果〈451〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 453

ⅩⅠ　研究活動 …… 456

ⅩⅡ　国際交流 …… 458

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本研究科においては博士課程前期課程では 3 専攻 9 分野とし、「大学院設置基準」第 3 条に従い、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備え、かつ時代の要請にこたえるべく、国際的な広い視野に基づく現実問題解決能力を持った高度専門技術者・研究者の育成、更には科学技術の急速な進展に伴う先端技術の再教育や生涯教育を担うことを目的として、理工学全般の学問分野を網羅する研究、教育の実現を図っている。本研究科の教育理念は、次のとおりである。

1）21世紀知識基盤社会への高度科学技術の果たすべき役割の認識
2）基盤技術の伝承と先進技術の創造、及びそれらの産業への応用を図ることによって社会に貢献する姿勢の確立
3）十分な国際的感覚と社会や組織における意思疎通能力の育成

この点に関しては、2014年度からは、海外留学生の受入れを促進することを目的として、英語による講義と研究指導のみで修士の学位を授与できる「英語基準コース」という教育プログラムを導入した。このプログラムの留学生と英語でコミュニケーションをとることは、日本人学生のグローバル化にも繋がるものと期待している。

4）未来の科学技術社会をリードする使命感をもった自立した人材の養成

これらは、科学技術創造立国の国策と、本学の学是「学の実化」の精神を念頭に、文部科学省が提示した「新時代の大学院教育」の基本概念に立脚するものである。

博士課程後期課程は、総合理工学専攻の一専攻とし、異分野学問間の共同研究を助長することで学際領域の研究の発展を図るとともに、「大学院設置基準」第 4 条に従い、大学や各種研究機関において、基礎的研究分野で自立的に研究・開発を推進できる研究者及び官庁や民間企業において研究・開発のリーダーとして活躍が期待されるような人材の育成を目的としている。

教育目標としては、以下の 6 項目を掲げている。

1）豊かな科学的感性の練磨
2）専門知識基盤とその応用展開能力の強化
3）問題発見及び解決能力、論理構成力・企画力の向上
4）コミュニケーション力の付与
5）科学的表現力の修得
6）技術に関する倫理感の醸成

本研究科の教育理念と教育体制は、国策「科学技術創造立国」、学是「学の実化」、文部科学省方針「新時代の大学院教育」及び「大学院設置基準」第 3 条（前期課程）、第 4 条（後期課程）に則ったものである。「大学院学則」第 3 条の 2 第 7 項には前述を集約して掲げている。この教育理念の下に社会と時代の要請に沿った形で教育・研究が実践されており、十分な効果を上げているものと考えられる。また、本研究科修了者が、官公庁・企業・教員等、社会の様々な分野で活躍し、社会から期待される声が多いところを見ると、理念・目的、教育目標及びそれによる人材養成は、ある程度達成されていると判断しうる。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第 1 編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

自己点検・評価活動等を定期的に実施し、理念・目的の適切性について検証し、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

理念・目的に沿って、学外共同研究、社会連携活動が活性化されている。

修了生は社会の様々な分野で活躍していることから、理念・目的、教育目標は、適切に設定されているものと判断しうる。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

理工学研究科固有の案件（改組、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生受入れ方針）に関する自己点検・評価活動等を定期的に実施し、理念・目的の適切性について研究科委員会で検証し、その結果を自己点検・評価報告書に取りまとめている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

学外共同研究、社会連携活動を更に発展させ、国際的なプロジェクトへの展開を図る。また、海外（東南アジア、及びヨーロッパ）の複数の大学との間で、大学院生を１年間交換留学させてそれぞれの教育プログラムに受入れ、双方から修士の学位を授与するいわゆるdouble degree（DD）制度の構築を数年以内に達成する。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

引き続き理工学研究科固有の自己点検・評価活動を行い、理念・目的の適切性について検証していく。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は博士課程前期課程に対応するシステムテ理工学専攻(数学、物理・応用物理、機械工学、電気電子情報工学分野)、環境都市工学専攻(建築学、都市システム工学、エネルギー・環境工学分野)、化学生命工学専攻(化学・物質工学、生命生物工学分野)の３専攻９分野と、博士課程後期課程に対応する総合理工学専攻からなっている。その教育組織は、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の理工系３学部の共通した教育運用基盤である理工学府の下に活動しており、大学院教育研究における主たる指導教員は各学部の教員が担っている。このことから学部教育と大学院教育の連動性が高い組織が形成

されている。教員人事に関する方針等の詳細については、理工系３学部Ⅲ-[1]の記載に委ねる。

本研究科内の指導体制は、研究科長、理工系３学部の副学部長(研究科担当)、３専攻の専攻長、副専攻長、学生主任、入試主任により構成される本研究科執行部を運営指針に係る提案の母体とし、九つの分野に配置された分野長及び担当教員が構成する本研究科委員会にて各種教育研究事項を審議・決定している。運営に係る資格審査部会等の各種委員会の選出についても本研究科委員会にて確認をとり、責任の所在を明らかにしている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科では博士課程前期課程が３専攻、後期課程が１専攻の形態で教育研究を進めている。D㊎資格者102名(女性２名)が後期課程に相当する総合理工学専攻での研究指導を受け持っており、D合資格者61名(女性４名)がその研究指導補助を担当している。前期課程に相当するシステム理工学専攻、環境都市工学専攻、化学生命工学専攻では、M㊎資格者162名(女性４名)が研究指導を受け持っており、M合資格者４名(女性１名)が研究指導補助を担当している。前期課程各専攻に対する指導教員配置数は、システム理工学専攻69名、環境都市工学専攻44名、化学生命工学専攻49名であり、各専攻とも設置基準上必要な専任教員数を大幅に越えた教員を配置している。本研究科は、広い学識と国際的視野をもつ人材育成を目標に、分野を越えた複数教員の指導を受けることができる教育研究指導体制をとっており、教員人事に関する方針に沿った教員組織を編制している。文部科学省の通達に基づき一指導教員が指導することのできる学生数を、１学年７人と上限を定め、きめ細かな指導が可能な体制作りに努めている。

授業科目についてはA群、B群、C群と区別し、A群は全学共通的な要素を持つ科目、B群は専攻共通的な要素を持つ科目、C群は専攻・分野毎の専門科目としてカリキュラムを作っている。授業科目と担当教員の適合性を高めるため、A群科目は本研究科執行部により、B群科目、C群科目は各専攻・分野のカリキュラム担当委員を中心に、カリキュラム案・担当講師案を策定し、それを研究科委員会で議論、承認する体制をとっている。前期課程担当教員の担当授業は年間概ね５～６科目の範囲となっており、研究指導に支障をきたさないよう留意している。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科担当教員は、前述のとおりその基盤を理工系３学部に置いている。本研究科が扱う人事業務の主体は、研究科における教育研究指導に対する資格審査である。資格審査基準は「教育職員選考規程」に基づくものであり、D㊎、M㊎、D合及びM合については、「理工学研究科大学院担当資格審査基準」をもって、教員に求める能力と資質を明確にしている。また大学院担当資格は５年毎再審査される。多岐にわたる本研究科での教育研究分野に対応すべく、研究科各分野が定める更新審査基準を設けている。大学院での教育研究に係る客員教授、非常勤講師、RA(リサーチ・アシスタント)、PD(ポスト・ドクトラル・フェロー)等の人事は、本研究科が行っている。客員教授については「客員教授規程」を、非常勤講師については、「非常勤講師雇用規程」をもって審査基準としている。RA及びPDについては「理工学研究科高度化推進研究費に関する取扱内規」にて審査基準を示している。

教育研究の主体である教授及び准教授の任用・昇任に係る審査手続は、日程も含め、本研究科委員会にて審議・了承された後、進められている。大学院担当資格は、理工学府人事委員会から提出された人事案件を研究科長が提案し、理工学研究科D㊎資格教授により構成される本研究科資格審査部会にて審議され、投票をもって承認を受ける。５年毎の資格再審査は分野単位で審査され、研究科委員会にて承認される。

審査基準は教育能力及び研究能力を主軸にしており、その他の研究成果や教育姿勢、将来性及び大学・大学院運営業務に関する貢献は、人事資料(大学院担任資格推薦理由書、教育・研究への抱負)として審議にかけられ、重層的に審査を行っている。

また、本研究科の人事における資格審査は、理工学研究科委員会において審議されており、教授の任用及び昇任においては博士課程後期課程の研究指導教員（D㊞）資格を前提に、准教授の任用及び昇任においては博士課程前期課程の研究指導教員（M㊞）資格を前提に審査を行っている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本学の附置研究所である先端科学技術推進機構では、本研究科のすべての教員が先端的共同研究、プロジェクト研究、産学共同研究及び産学官連携・協力を推進することを目的に、4 研究部門を構成している。この研究部門では、大学院生と協力して、社会ニーズの変化に柔軟に対応する研究体制を築いている。具体的には革新的な研究や技術を芽吹かせ、育成するために研究会（現在14の研究会）及び研究グループ（現在の10研究グループ）を組織しており、各研究部門では、年 3 回程度の研究部門別発表会の開催を通じて、「見える研究成果」の発信を行っている。この研究会を基盤に現在 9 研究グループがそれぞれ活発な研究活動を展開し、新たな大型研究プロジェクトの萌芽となるとともに教員の質向上に寄与している。これらの活動を基盤として特許申請等も行われている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科では、教員の所属学部の教員担当審査基準にしたがった人事任用が行われている。公募時の文面では、専門分野での実績に加え、私立大学の学部並びに大学院教育への理解と情熱を応募資格として明示している。特に助教の任用時はテニュアトラック制度を適用することで、大学を取り巻く人事流動性を適切に考慮しつつ、より適切な人材が確保できるように努めている。本研究科に所属する全教員は、専門領域において優れた研究実績を有することはもちろん、大学院生に対し国際社会が求める専門教育ができることを基本とする。また、研究指導のみならず、大学院生が課程修了後に社会人として活躍するために、問題提起、解決、プレゼンテーション等の能力を必要十分に獲得できるように指導できること、更に今後一層進行する国際化にも対応した外国語（英語）による教育指導が可能であることが本学本研究科の教員に求められる教員像である。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

入学定員を超える学生に対する教育の充実及び専攻間の学生数不均衡に対応すべく、指導資格を有する教員数は若干ではあるが増加した。

理工学府（システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部）と理工学研究科（旧、システムデザイン専攻，ソーシャルデザイン専攻，ライフ・マテリアルデザイン専攻）の教育の連動性を高めるため、2014年度から本研究科をシステム理工学専攻、環境都市工学専攻、化学生命工学専攻の 3 専攻に改変し、教員組織の編成方針をより明確にした。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の任用にあたっては、理工系 3 学部それぞれが定める「学部人事専門委員会規則」に基づき人事専門委員会が設けられ、学部の枠にとらわれない形で任用プロセスの管理が行われている。具体的には、任用する専門分野選定の段階から人事専門委員会で審査が行われ、学部の枠組みを越えた研究科という広い枠組みで必要な人材を任用するという観点での審査が行われる。その後、学科において公募等の手続きで

審査を進めるが、面接を行う場合には人事専門委員会も出席し、審査プロセスに参画する。また、昇任についても、人事専門委員会が審査プロセスを管理している。昇任については、学科教授のみならず人事専門委員会委員が出席し、対象教員の面接を行い、研究業績や社会貢献、教育実績、並びに大学運営への貢献、更に今後の研究並びに教育への抱負等の総合的な視点から審査を行っている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本研究科においては、従来通り教授会の下で5年を期間とする大学院担当の更新審査を行い、定期的に評価をしている。

本研究科内において、教育研究用機器備品予算の競争的配分を行っている。これは研究評価の取組の一つであり、より計画的な予算執行が可能になるとともに、教育研究活動の活性化にも繋がっており、教員の資質の向上に貢献している。また若手教員への優先的な配分も試みており、その成果は指導資格を有する教員数の増加としてあらわれるものと期待している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

研究分野の新規性、社会のニーズ等を加味した総合的な判断基準を検討する。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

社会背景により教員配置をよりフレキシブルにできる総合的な体制作りが必要である。学生の志望に柔軟に対応できる教員配置方法及び前期課程教員組織の改革を検討する。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

審査に当たっては、今後も研究業績のみならず教育面での実績、熱意、そして社会貢献等も含めた総合的な視点で審査を行っており、研究業績に偏重した教員人事とならないよう配慮していく。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

研究活動については、半年に１回著書、論文、国際会議、学会発表等具体的業績を提出し、これを教員全員に『先端機構ニュース』の記事として配付しており、相互に活動を認識できるようにしている。更に、大学全体の取組として学術情報システムを立ち上げており、ここに各教員の研究成果、学会・協会の役職（社会貢献）等を入力させ、これを公開する取組を実施している。これにより、教員の成果を広く公開することを行っている。また、５年に一度全教員に対し研究業績を中心に、教育活動や社会貢献も含めた大学院指導資格審査を行っている。この審査においては、研究業績、社会貢献を具体的に全て提出させるとともに、指導実績についても評価対象としている。各学科とも専門領域に応じた資格審査基準を設定し、この基準を教授会において審議することで社会情勢の変化、各研究領域の特徴等の実情に合わせた基準となるよう運用している。今後も引き続き、この基準に基づいた評価を各教員について５年毎に行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員一人当たり１学年７名担当の原則は守られているが、よりきめ細かな指導のためには、前期課程で問題となっている学生数の不均衡の改善に対応する教員配置の検討が引き続き必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

社会背景により教員配置をよりフレキシブルにできる総合的な体制作りのため、これまでにも増して特別任用教員の活用、企業や大学等他教育研究期間に所属する研究者を講師として必須科目担当者として招へいする等して、学生の志望、更なるグローバル化に柔軟に対応できるようにする。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

理工系の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応える等創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成する。博士課程前期課程では、「大学院設置基準」第３条に従い、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備え、かつ時代の要請にこたえるべく、国際的な広い視野に基づく現実問題解決能力を持った高度専門技術者・研究者の育成、更には科学技術の急速な進展に伴う先端技術の再教育や生涯教育を担うことを目的としている。博士課程後期課程では、大学院設置基準第４条に従い、大学や各種研究機関において、基礎的研究分野で自立的に研究・開発を推進できる研究者及び官庁や民間企業において研究・開発のリーダーとして活躍が期待されるような人材の育成を目的としている。

前述の教育目標に基づき、学位授与方針を次のとおり明示している。

現代の産業において活躍できる技術者には、高度の専門知識と技術に加えて幅広い素養と創造力をもつことが求められている。本研究科は、このような社会からの要請に対処すべく、博士課程前期課程を「システム理工学」「環境都市工学」「化学生命工学」の３専攻に分けている。各専攻ではそれぞれのコンセプトである「仕組みづくり」「まちづくり」「ものづくり」を背景に、先端知識や新技術の背後にある現象の本質を理解できる能力、技術的課題に対してハード面だけではなくソフト面からもアプローチできる能力、物質の機能を様々なシステムやデバイスの中で発揮させる能力を涵養し、国際的舞台で次代の産業界をリードできる有能な人材や技術社会システムの先端的研究課題を工学的に解明できる能力を有することをもって基準としたい。一方、博士課程後期課程では、先端科学技術の発展に寄与しうる広い学識と国際的視野をもつ独創性をもった高度な能力を有することをもって基準としたい。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科の博士課程前期課程では、「システム理工学」「環境都市工学」「化学生命工学」の３専攻の下に、「数学」「物理・応用物理学」「機械工学」「電気電子情報工学」「都市システム工学」「建築学」「エネルギー・環境工学」「化学・物質工学」「生命・生物工学」の９分野を置いている。各分野では、先端的課題を工学的に解明できる能力を養成するためのゼミナールと研究指導を行っている。一方、幅広い知識を修得させるため、講義科目として分野内専門科目に加え、専攻共通科目と研究科共通科目を設置している。更に、海外を含む学外研究機関での研修を修了所要単位に含めることを可能としている。博士課程後期課程では、広い学識と国際的視野をもつ研究者・専門技術者を養成するため、国内外の研究機関との連携・交流を強化している。また、分野を越えた複数教員の指導を受けて幅広い知識と技術を習得させるため、分野を置かず総合的な研究指導体制をとっている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

幅広い知識を修得させるため、講義科目として分野内専門科目に加え、専攻共通科目と研究科共通科目を設置した結果、2012年度は総受講科目数4569のうち研究科内共通科目が533科目、専攻内共通科目が834科目を、2013年度は3895科目中研究科内共通科目が533科目、専攻内共通科目が733科目を占め、専門分野のみならず広い知識の修得に貢献できたと考える。また、学内においては、大学院生の先端科学技術推進機構主宰のシンポジウム等への積極的参加を推進している。更に海外の大学との連携・交流を強化・拡大を図り、多面的な教育研究を継続的に実施している。具体的には、毎年定期的に海外の協定大学との共同国際シンポジウムを輪番制で開催している。

【3】将来に向けた発展方策

今後も幅広い知識を修得させるために、専攻共通科目と研究科共通科目を実施していく。学問の基礎となるテーマと時代に即したテーマをバランス良く選ぶ必要がある。また大学院生がシンポジウム等に積極的に参加できる機会を作るとともに環境を整備していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

本研究科の大学院生が、海外を含む学外研究機関での研究、研修を修了所要単位に含めることを可能としたが、この制度の利用者は2012年度は19名、2013年は15名に留まった。更に制度の周知に努めるとともに、教員の共同研究先等を中心に学外研究機関を増やす、学外研究機関で研修終了した学生の体験談や研究成果を大学院生の他、学部学生も含め聴講できるようにする等して、制度がより魅力的であることを周知する等の促進策が必要と考える。

【3】将来に向けた発展方策

本研究科の大学院生が、海外を含む学外研究機関での研究、研修に障壁なく参加できるように、修得単位としての必須化も検討する。

特に、国内の研究機関での研究、研修については、夏期休業中、春期休業中等を利用した参加を押し進める。また、海外の研究期間での研究、研修は博士課程後期課程については、これに係る費用の補助等の充実を図る必要があると考える。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科の教育は、「大学院学則」で定められているとおり、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行われている。博士課程前期課程は３専攻９分野、後期課程は単一専攻から構成されており、専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設している。学生は、大学院要覧に明記されているとおり、所定の授業科目の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、論文の審査及び試験に合格することで学位が与えられる。開設授業科目数並びに履修者数は、『データブック2014』に記載されているとおりである。なお、授業科目の講義については、原則として15時間の講義をもって１単位とすることが「学則」によって定められており、現状ではそれが遵守されている。

前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。前期課程で修得できる授業科目は、研究科内共通科目としてのA群科目、専攻内共通科目としてのB群科目、更にゼミナールを含む各分野の定める専門科目としてのC群科目に大別される。学生は、A～C群科目の中からそれぞれ所定の単位を修得しなければならない。カリキュラムは、学部専門教育の基礎の上に、高い専門性と同時に専門を越えた学際的教養を修得できるように設定している。具体的には、日進月歩の高度科学技術の発展に役立つ広範な基礎専門科目を中心に、人文・社会的な領域にもわたる幅広い知識を習得するための講義科目のほか、科学技術開発の実践現場や異文化環境での体験・経験の重要性が近年高くなってきていることから、アドバンストインターンシップに早くから力点を置くとともに海外実習も強化している。また、実社会で要請される科学技術英語力の向上のための理工系英語教育、修士論文研究に関連した課題の研究討論を定期的に行うゼミナール、学位論文の研究指導等を設けている。開設されている科目は、順次性のある体系的な配置にな

っており、更なる科学技術の発展のために、グローバルな視野と充実した基礎力を有する高度専門科学技術者の育成をめざしている。

後期課程は、専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うに必要な、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。後期課程では、ゼミナール及び派遣型実習教育科目を設定している。四つの半年科目ゼミナールⅤ～Ⅷにおいて、博士論文の研究に関する指導を行う体制となっている。後期課程の学生は、指導教授の研究室で、同じ学問分野の学部生・前期課程学生と研究グループを構成し、同じあるいは近隣のテーマについて日常的に討論する中で、研究能力や指導力が錬磨されることになる。学内の先端科学技術推進機構との連携はもちろん、国内の他研究機関や海外の大学との連携・交流を強化拡大し、多面的な研究教育を実施している。より実践的な教育を体系的に行うような環境が整えられている。

本研究科の特徴として、学生は多くの時間をリサーチワークにあて、得られた研究成果を国内外での学会発表を中心に発信する実践的な教育体制をとっている。これは、社会が要求する人材を育成するのにもっとも適切な教育方法であると考える。なお、本研究科では独自に、将来構想委員会を2010年10月に設置し、これまで教育課程・内容に関しても継続的に検討している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

学部教育を受け継ぎ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供し、少人数での教育・研究指導を日常的に行っている。学是「学の実化」の実現をめざして、博士課程前期課程では、専門分野の学問領域の体系的な修得のみならず、指導教員の下で研究活動を行い、研究・開発に対する能力の研鑽を積み、研究成果を国内外の学会・研究会等に発信するという、より実践的な教育・研究活動を行っている。前期課程の最終段階で修士論文を作成し、修士論文発表会を行う。博士課程後期課程では、前期課程の延長線という位置づけだけに留まらず、更に斬新なものの見方、独創的な展開により、新しい知識分野を自身で開拓していくことになる。研究成果は国内外の学会・研究会等に口頭発表や論文発表を通じて発信するが、学生は前期課程より主体的に行動することが求められており、本教育課程を通じて将来独立した研究者・技術者として、組織を統率できる優れた人材を輩出すること目標としている。また大半の学生は、博士論文を英語で執筆している。特に優れた学生には、在学期間の短縮修了も可能としている。

また、近隣大学・研究機関との連携を強化しており、「2009年度大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に採択され、「医工薬連環科学教育研究機構」を設置している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

実践的な教育を行うことを目的に、海外の大学との連携・交流を強化・拡大し、多面的な教育研究を継続的に実施している。具体的には、毎年定期的に海外の協定大学との共同国際シンポジウムを輪番制で開催している。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

海外の大学との連携・交流をより一層強化拡大し、多面的な教育研究を継続的に実施していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

現在、博士課程前期課程はシステム理工学専攻（旧システムデザイン専攻)、環境都市工学専攻（旧ソーシャルデザイン専攻)、化学生命工学専攻（旧ライフ・マテリアルデザイン専攻）の 3 専攻から構成される。異なる専門分野にまたがる教育プログラム、特に秀でた学生に対応する教育プログラム、前期課程と後期課程を一体化したコースの設置が検討されている。また、外国人留学生入試を実施するとともに、留学生別科特別入試を導入し、留学生の更なる確保に努めている。更に、2014年秋学期より海外からの留学生受入れを一層促進するため、英語によって行われる講義科目のみの履修と、英語による修士論文によって、修士の学位を取得できる教育プログラムとして「英語基準コース」を設置している。これらに加えて2015年実施の入試から海外協定大学在籍者を対象として、事前打ち合わせと協定校のしかるべき推薦状に基づく書類審査のみの海外協定校特別入試を行うこととした。博士課程後期課程の入試においても、同様に、一般入試、外国人留学生入試、海外協定校特別入試(2015年度より実施)、社会人入試を行っている。試験後の合否査定については、本研究科委員会において行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程前期課程 1 専攻を柱とした教育プログラム開設の実現に向けて検討を進める。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科は、博士課程の大学院として、高度専門技術者・研究者の養成を行っており、博士課程前期課程 2 年と後期課程 3 年の区分制をとっている。

前期課程は、システム理工学専攻、環境都市工学専攻、化学生命工学専攻の 3 専攻からなり、システム理工学専攻は、数学分野、物理・応用物理学分野、機械工学分野、電気電子情報工学分野の 4 分野、環境都市工学専攻は、建築分野、都市システム工学分野、エネルギー・環境工学分野の 3 分野、化学生命工学

専攻は、化学・物質工学分野、生命・生物工学分野の２分野の計９分野によって構成され、理工学のほぼ全分野を網羅している。これに対して、後期課程は前述の分野を包含する形で総合理工学専攻の単一専攻からなる。このように幅広い組織で、高度な専門性、幅広い学識を涵養できる教育課程を実現するために、次のような形を取っている。

前期課程では、授業科目を研究科内共通科目のA群、専攻内共通科目のB群、ゼミナールを含む各分野の定める専門科目からなるC群に大別した上で、修了に必要な単位数を設定している。また、指導教員が認めた場合は、他の専攻・研究科・大学院の科目を履修（在学期間を通じて20単位まで履修可能で、10単位まで修了所要単位に算入可能）できる制度を設けている。更に、実体験を促すために、アドバンストインターンシップや海外実習等も準備されている。各種資格の取得や研究上必要な場合は、指導教員の承認の下、学部の授業科目の履修も可能である。

これらの科目の履修に際しては、年間履修単位数を28単位と制限するとともに、履修登録時に指導教員の承認を求めることで、学習指導の充実を図っている。更に講義内容については、授業評価アンケートを定期的に実施することで、授業改善に学生の意見が反映できる体制を採っている。

本学大学院に進学を予定している学部生は、先取りの形で学部在学中に大学院科目の履修を行うことができる。本制度で修得した単位は大学院進学後10単位を限度に単位認定することも可能であり、進学後の単位修得をスムーズに行えるようにするとともに、学生のモチベーション向上をめざしている。

後期課程は、研究者として自立した研究活動を行うのに必要な、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に、分野の違いを越えた真に自由な環境を用意するべく総合理工学専攻の単一専攻としている。カリキュラムにおいても、講義・演習・実験をあえて置かず、ゼミナールを中心に博士論文の研究に関する指導を行う体制とし、これらの科目を２年次までに配置することで在学年数の短縮に対応できる構成としている。

早期修了に関しては、システム理工学専攻機械工学分野、環境都市工学専攻都市システム工学分野において、学部を3.5年で早期修了し大学院を優秀な成績で修めた学生であれば、前期課程を1.5年で早期修了することが可能であり、社会の要請に応える質の高い人材（高度専門技術者）の輩出をめざすとともに、後期課程への進学を促す制度を準備している。

なお、本研究科の教育では、前期課程・後期課程いずれの場合も、学位論文作成を通した教育が極めて大きな位置を占める。これについては各指導教員の下、研究指導計画に基づいて、研究・開発に対する能力の研鑽を進め、進捗状況に応じて研究結果を国内外の学会・研究会等で発表、国内外の専門家との交流、更には学術雑誌へ投稿を行っている。

英語による講義に関しては、教材として英語を使用している例は多数あるが、英語のみで講義を行っている科目は、日本人のみを対象とするものは無い。その一方で、科学技術英語のように、技術者に真に必要となる英語力を意識した講義を配しているほか、前期課程の学生から国際会議に積極的に参加させることで、英語力の強化を図っている。また、本年度、英語による講義科目と英語による研究指導によって学位を取得できる「英語基準コース」を設置した。当面は、協定校からの留学生を対象とするが、順次範囲を拡大し、日本人も希望する学生は履修できるようにする予定である。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科では、学部と同様にシラバスを毎年更新の上、Web公開しており、学外からも広く閲覧できる。

なお2014年度大学院新入生に対して実施したアンケート結果によると、修了要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法、その他履修上のルールや取り扱いについての理解度を問う設問に対しては、本研究科では95.4%の学生（54.1%が理解できた、41.3%がほぼ理解できた）が理解できたと回答している。更に、授業の履修にあたり、シラバスで講義概要、講義計画、成績評価の方法を確認したかを問う設問に対

しては、本研究科では85.3%の学生（47.1%が確認した、38.2%が大体確認した）が確認をしたと回答しており、シラバスが学生に十分に利用されていることが確認されている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本研究科での成績評価は、筆記試験、レポート作成、授業時の発表・討論等、各講義担当者の判断で種々の形態が採られるが、評価方法については事前にシラバスに明記されている。2013年度大学院修了生に対するアンケート結果によると、成績評価がシラバスにしたがって行われたかの問に対して97.5%が（基準どおり60.8%、ほぼ基準どおり36.7%）肯定的な回答をしている。また、成績評価そのものに関しては、96.3%の学生（59.3%が納得できた、37.0%がほぼ納得できた）が納得できると回答している。

大学院の講義は少人数であることが多いことから、GPAは採用していない。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育力評価については、教育開発支援センターが中心となって実施している学生による授業評価アンケートを主体として行っている。教員の資質の向上のために、各教員が担当した講義に対する評価を他の講義に対する評価と比較することができるシステムを構築している。また小中高生を対象としたサイエンスセミナー等を通して、各教員がそれぞれの専門分野や個性を生かした活動を実施できる仕組みを設けており、教員の資質の向上に努めている。

個々の講義の検証については、各学期に実施する学生による授業評価アンケートの結果から、学生の理解度と講義の内容の整合性、講義手法の適切性も判断することが可能であり、各担当者が順次改善する所作をとることとなる。

また、理工系３学部及び本研究科全体としての教育改善に取り組む組織としては理工学教育開発センターが設置されており、FD活動及び授業評価に関する事項について、全学的な取組を担う教育推進部との連携の下、立案・検討が行われている。

更に、本学では自己点検・評価報告書を大学として３年に一度作成しているが、これに合わせて、理工系３学部では15名の「自己点検・評価委員」が、研究科としての評価検討を行い、その結果を自己点検・評価報告書並びに『データブック』として公開している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

研究科内に大学院改革委員会を設置し、各分野から選出された委員を中心にワーキンググループを組織する等して、入試制度、学位認定、早期修了制度等の諸問題を議論するとともに、各分野からの意見を吸い上げて組織の改善に役立てている。英語基準コースはこの委員会で承認されたものであり、また早期修了制度についても、これまでの検証を行いながら、改善・普及に取り組んでいる。

【3】将来に向けた発展方策

引き続き、大学院改革員会で諸問題の検証を行い、改善・普及に取り組んでいく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

研究科としてのFDや、担当者個別の努力による評価・改善は行われているが、科目個別ではなくプログラム全体での評価・改善を行う仕組み作りが十分ではない。

【3】将来に向けた発展方策

科目個別におけるプログラム全体での評価・改善を行う仕組みを検討する。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

各研究分野において研究成果の学会への発表を奨励することで、自己の研究成果に対する外部からの評価、更にはそれによる自己評価を行い、新たな問題設定を行う資質の向上をめざしている。その結果、研究成果がマスメディアに取り上げられるケースも出るようになっている。一方、TA（ティーチングアシスタント）制度を充実して、大学院生が教員とともに教育の現場を経験することで責任感と指導力の育成に対して成果を生んでいる。大学院における教育効果の客観的な指標の一例として、「データブック」から見る大学院生による研究成果の発表件数と関西大学キャリアセンターがまとめた2013年度修了者の各課程修了後の進路状況を以下に示す。

１）大学院生による対外的な研究発表数は、2013年度のデータで、博士課程前期課程で291件、後期課程で23件となっている。この数字から、最高学年の学生が修士論文・博士論文の完成に合わせて対外的に成果発表するだけでなく、少なからぬ学生が初年度から優れた研究を行い、その成果を発表しているものと推察される。

２）前期課程の進路状況は、2013年度修了生367名（修了率97.1％）のうち、民間企業へ332名、公務員８名、教員１名、後期課程への進学５名、家業継続や起業を含むその他の進路18名であった。就職希望者351名中、決定報告者348名で、就職決定率は99.1％であった。民間企業への決定者のうち、従業員3,000人以上の企業へは120名（35.4％）、2,999～500人の企業へは113名（33.3％）が決定している。

３）後期課程の進路状況は、修了者及び単位取得後退学者８名のうち、民間企業７名、ポスドク１名である。

学生の自己評価については、長期行動計画にあるように、学生ポートフォリオシステム等を構築することによって、学生自らが自己成長評価をできるよう計画されている。

以上のように、本研究科の教育目標に沿った成果が上がっているといえる。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

博士課程前期課程を修了したものには、修士（工学または理学）の学位が授与される。前期課程修了の条件は、必修科目（ゼミナール）８単位を含む30単位以上の単位を修得し、英語学力確認の上、修士論文の論文審査に合格することである。論文審査に当たっては、主たる指導教員が主査を務め、２名の副査とともに論文本体を審査する。更に論文提出後に公聴会が開催され、当該分野の教員、大学院生や学部生等

一般の人々が出席し、各分野単位で審査され、それらの合否の結果は研究科委員会に報告される。研究科委員会（定足数は過半数）では、その報告を受けて審議を行い、学位の認定を行っている。また、一部の分野では、中間発表として前期課程１年終了時点で研究成果を発表している。

博士の学位は、課程博士と論文博士２種類がある。どちらの場合も、博士（工学または理学）の学位が授与される。博士の学位授与は毎年３月と９月に行われている。

課程博士の授与条件は、必修科目８単位を修得した上で、査読のある学術論文誌に掲載された論文（掲載決定を含む）が２編以上あり、博士論文の審査に合格することである。提出された博士論文の審査は、指導教員である主査と、研究科委員会が指名する副査２名より成る審査委員会に付託される。審査委員会は英語学力確認の上で口頭試問を行い、公聴会を開催する。公聴会では、主査・副査を含む当該分野の教員及び大学院生、学部生等一般の人々の面前で論文を発表し、質疑応答をすることになる。「学位規程」第５条及び第25条では、審査委員会からの審査報告書に基づき審議の上、可否投票によって採決が行われ、３分の２以上の同意をもって議決される。その後、研究科長会議の承認を経て、学長に報告される。

論文博士の授与条件は、査読のある学術論文誌に掲載された論文が３編以上あり、英語及び当該分野の専門科目について後期課程修了者と同等以上の学力を有するとの学力確認を受け、博士論文の審査に合格することである。主査１名、副査２名は、ともに本研究科委員会が指名することになるが、論文審査の方法は、課程博士の場合と同じ「学位規程」第30条に基づいている。

以上のように博士の学位審査の手続きの客観性・透明性は確保されている。また必要に応じて、学外専門家に副査として参加いただく場合もある。更に審査内容は、冊子「博士学位論文―内容の要旨及び審査の結果の要旨」として公表されている。

これらの学位取得要件は「大学院学則」及び「学位規程」に明示されており、学生は『大学院要覧』で確認できる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

学生アンケートの結果から、授業や研究指導、及び修了後の進路に係わる2013年度の本研究科前期課程修了者の評価を見てみることにする。履修した授業科目の成績評価については、「納得できている」が59.3%、「ほぼ納得できている」が37.0%、合わせて96.3%となっている。学位論文審査に合格できるよう学位論文としての精度を高めるための研究指導を受けることができたかという質問では、「受けることができた」が87.3%と高い評価を示している。修了後の進路についての満足度評価では、「大変満足している」が52.1%、「まあ満足している」が35.2%、合わせて87.3%となっており、学生から見た満足度は高くなっている。

【3】将来に向けた発展方策

引き続き満足のいく進路を獲得できる人材を育てるために、到達目標が明確な授業及びきめ細かい研究指導を行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

近年、修了後の進路は急激に多様化した。今後、ますますこの傾向は強くなると思われる。これに合わせた教育課程・教育内容等の確立が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

今後、教育推進部との連携を視野に入れ、本学の教育課程、教育内容・方法等について検討を進めたい。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本学の学是である「学の実化（学理と実際との調和）」を科学・技術の面から実践する研究者、高度専門職業人の養成を目的としている。入学者には、一定の基礎学力はもとより、高い知的好奇心、現実を直視する精神力、地道な努力を怠らない忍耐力が要求される。一方、科学技術の飛躍的な広がりは、分野を横断した幅広い視野とともに基礎・応用領域縦断型の問題発見・問題解決能力を併せもつ人材を必要としており、他分野の概念や価値観を受入れる寛容性と柔軟性が要求される。また、実践的に「しくみづくり」「まちづくり」「ものづくり」に取り組む姿勢を明確にすることが要求されている。本研究科では、一般入試の他、外国人留学生入試、社会人入試、学内進学試験等様々な入試制度を用意し、異なるタイプの学生を積極的に受入れている。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学	一般			留学生		社会人		特別選抜	
	募集月	6月	8月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月
理工学	M	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	○	○	○	○	○	○	－	－

〔2014年度 入試実施状況〕 9 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学(早期卒業)	社会人
	募集月	6月	8月
理工学	M	○	－
	D	－	○

大学院の入試は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。このような入試の情報は、『大学院　Information』、『学生募集要項』やHP等において広く社会に開示している。

また、試験科目の内容については、大学院入試グループにおいて過去の事例開示、過去３年間の入試問題集を作成し配付することで透明性を確保している。

本学の理工系学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象にした学内進学試験、及び機械工学科と都市システム工学科が実施する早期卒業制度適用資格者試験を実施し、学部成績が特に優秀な学生を対象に行っている。

一般入試として、本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、筆記試験と口頭試問を行っている。更に、社会人入試や特別選抜入試により、独創性豊かな人材を広く学内外に求める趣旨で、書類審査と口頭試問によって特に優れた経験・資質を有する学生を選抜している。受験資格は一般入試と同じではあるが、本学理工系学部卒業見込み者については、出願を認めない分野もある。また、外国人留学生入試も実施するとともに、留学生別科特別入試を導入し、留学生の更なる確保に努めている。また、本研究科では、2014年秋学期より、海外からの留学生受入れを更に促進するため、英語によって行われる講義科目のみの履修と、英語による修士論文によって、修士の学位を取得できる教育プログラムとして「英語基準コース」を設置した。また、理工学研究科システム理工学専攻電気電子情報工学分野（博士課程前期課程）の2015年度入試からは、出願に当たり「TOEIC」又は「TOEFL」のスコアの提出を求め、外国語試験を実施しないこととした。これらに加えて2015年実施の入試から海外協定大学在籍者を対象として、事前打ち合わせと協定校のしかるべき推薦状に基づく書類審査のみの「外国人留学生特別推薦入試を行うこととした。博士課程後期課程の入試においても、同様に、一般入試、外国人留学生入試、外国人留学生特別推薦入試(2015年度より実施)、社会人入試を行っている。試験後の合否査定については、本研究科委員会において行っている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
理工学	275	57	550	171	262	1	27	404	694	21	14	4	0	39	1.26	0.23

博士課程前期課程入学定員は、275名、博士課程後期課程は57名である。2014年度の収容定員充足率は、研究科全体では、前期課程は1.26倍で定員超過、後期課程は0.23と低い状況にある。後期課程においては、前期課程からの進学者が少ないことを補うため、社会人の入学者を積極的に増やした結果、後期課程収容定員に対する在籍学生数比率は、2011年度の0.14から0.23へ増加し、このうち社会人の割合は2011年度の５名から14名へと増加している。また、国際化に対応して前期課程の留学生の在籍学生数は2011年度の８名から27名へと増加した。

本研究科では、特に後期課程の収容定員充足率を高めるため、学内学生、学外学生、社会人、留学生を対象に他研究科との合同進学説明会を東京、大阪で開催するほか、更に研究科単独の進学説明会も開催している。進学説明会では、研究科各専攻の概要説明のほか、個別相談、奨学制度相談、教職・資格相談、現役大学院生・留学生への相談、入試相談、施設見学会を実施し、進学希望者あるいは進学に興味を持っている学生に対応している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

理工系３学部執行部会や将来構想委員会の大学院部会で随時検討を行っている。外国人留学生入試を実施するとともに、留学生別科特別入試、並びに外国人留学生特別推薦入試を導入することによって、留学生の更なる確保に努めている。また、本研究科では、2014年秋学期より、英語によって行われる講義科目のみの履修と、英語による修士論文によって、修士の学位を取得できる教育プログラムとして「英語基準コース」を設置し海外からの留学生受入れを更に促進する。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

留学生別科特別入試及び外国人留学生特別推薦入試を実施することにより、留学生の確保に努めている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2012年度の大学基準協会による認証評価において努力課題として挙げられた、博士課程後期課程の収容定員に対する在籍学生比率について、2014年において0.16から0.23と改善に向かっている。

多様な入試制度を設けることにより、社会人並びに留学生の人数が増加している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

理工系３学部執行部会や将来構想委員会の大学院部会において検証が行われている。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

引き続き、留学生別科特別入試及び外国人留学生特別推薦入試を実施することにより、留学生の確保に努めていく。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

引き続き入試制度や受入れ基準の見直し・刷新を行い、博士課程後期課程の収容定員に対する在学学生比率を高めていく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

理工系３学部執行部会や将来構想委員会の大学院部会において、継続的に検証を行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

博士課程前期課程に関しては、進学希望者が多く社会的要請に応える必要がある。
一方、博士課程後期課程への進学数は非常に少ない。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

博士課程後期課程に関しては定員充足率の改善を定員減で達成するというのは極めて消極的な措置である。本研究科の発展を考えた場合、後期課程への入学者を増加させ、研究科全体を更に活性化することが重要である。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科は、産業界等の社会の必要性にできるだけ迅速かつ適正に対応し、かつ将来的に必要となる技術の先取りや、そのための人材育成を実現するために、幅広い技術領域を網羅している。

本研究科における研究活動は、各専門技術分野のエキスパートである教授と准教授を中心とし、博士課程後期課程や前期課程に所属する大学院生が階層的な研究グループを構成し、新しい考えを導入した研究の方向性や方法等を教員が指導し、大学院生が実務担当として実験･解析･シミュレーション等を実行するという、共同で研究を実施する形態となっている。これにより、2011～2013年度の各年度の在籍者（後期課程と前期課程）が学内外で行った研究発表の情報を以下に示す。なお、表中の(　)内の数値は在籍者１名当たりの発表件数であり、在籍者数に対する比率であること考慮すると、0.5[件/人]は高い値(活発な研究活動の実施)であるといえる。なお、大学院生の研究業績集（理工学論集）も、修了学生数程度の執筆数が毎年コンスタントに維持されている。そして、2012年８月から理工系３学部のオフィスが独自に集計してHPに記載している学生の学会賞等での受賞数は62件であり（2014年７月末日現在)、質の高い研究が活発に行われているといえる。

	2011年度［在籍者数：888名］	2012年度［在籍者数：846名］	2013年度［在籍者数：754名］
発表件数	476［件］(0.5[件/人])	418［件］(0.5[件/人])	314［件］(0.4[件/人])

発表率：研究科全発表件数に対する理工学研究科の発表件数割合

本研究科の全ての教員はD㊐、D合、M㊐、M合の資格を有し、組織としてはシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部のいずれかに在籍し、原則として研究者個人単位で活動している。しかし、複数の教員が一つの研究室を構成して研究を進める場合、あるいは研究テーマ単位に適宜グループを構成して研究を遂行する場合等、それぞれの状況と必要性に適した形態で活発な研究を推進していることは、

以下の情報からも明らかである。

本研究科の教員の研究成果は、主に各教員が所属する学会や研究会の公的な雑誌や資料に発表され、6カ月単位に集計して先端科学技術推進機構の発行する機関誌に掲載され、一般に公開されている。

研究成果としての論文(2011年：497件、2012年：560件、2013年：435件)、特許(発明届の提出 2011年：44件、2012年：64件、2013年：67件)に連名のものが多いことからも明らかなように、教員は先端科学技術推進機構の各種プロジェクトに所属し、研究科･専攻を越えた研究を積極的に進め、他大学･公共機関･企業との共同研究も積極的に行っている。また、この３年間で本研究科が主催した本学開催のシンポジウムは75件であり、大学全体(176件)の42.6%を占めていることは高く評価できる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[1] 研究活動

教員･大学院生の研究成果や受賞状況及び特許等の各年度の結果から、多少の上下変動はあるものの、研究活動が年々活発になっているといえる。

【3】将来に向けた発展方策

[1] 研究活動

理工学３学部のHPで公表している教員･大学院生の「受賞歴」をもっと外部の人の目に触れるようにすれば、研究活動に対する更なる活性化や大学院生の確保にも繋がると思われる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

[1] 研究活動

大学院生の在籍者数が各年度で差があることや減少傾向が見られる。安定した在籍者の確保と増加が望まれる。

【3】将来に向けた発展方策

[1] 研究活動

３回生の秋学期頃から就職ガイダンスが行われているが、同時に大学院のガイダンスも行う。そして、大学院の重要性を認識させるとともに、奨学金制度等の周知を行うことにより、大学院進学者の確保に努める。

XII　国際交流

【1】現状の説明

[1] 国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科では、2013年度の語学セミナー参加者は０名である。学生の受入れについては、交換留学等の制度により、本研究科で２名となっている。そのほとんどが中国からの学生の受入れである。2014年度には博士課程前期課程に英語基準コースが設置された。本コースでは英語による講義が行われるので、諸外国からの留学生受入れの促進が期待される。また、大学院生の国外での学会等の発表派遣については、本研究科大学院高度化推進研究費による補助制度を2011年度から設け、運用している。

教員については、2013年度は国際学術研究交流として短期派遣が３学部で237名、長期派遣が２名、短期受入れが８名、更に協定大学への派遣研究者が０名であった。個人研究費や科学研究費補助金等を利用しての海外での学会発表は、2013年度は112名の教員により延べ201回に上り、学会発表以外の調査等は16名の教員が延べ24回外国出張を行っている。

2007年４月より、「大学院派遣型実習教育プログラム」を設置しており、学内の先端科学技術推進機構との連携及び学外の企業・海外大学・近隣研究機関との連携を強化した。このプログラムは、大学院における理工学研究科C群科目として設置された「アドバンスドインターンシップ」と「海外実習」として実施されている。「海外実習」は教員の共同研究にリンクさせた大学院学生の海外実習制度として、７月～９月の期間、大学院生の海外派遣が行われる。2014年５月にドイツのギーセン大学と学部生・大学院生交流に関する協定を締結した。

2007年には本研究科と理工系３学部が国際共同研究を進めてきた中で、協定校であるタマサート大学（タイ）、マレーシア科学大学及びチュラロンコン大学（タイ）との間で研究協力を主眼とした国際交流協定を締結した。また、2009年３月には新たに正修科技大学（台湾）が本研究科の協定大学となっている（2011年には本学と大学間基本協定を締結している）。

また、本研究科の再編を契機に、協定大学と共同で「第１回関西大学理工学国際シンポジウム2007」を開催した。この国際シンポジウムは、「ライフサイエンス」、「情報技術」、「土木工学」、「化学・物質」及び「建築学」の５分野をそれぞれ主軸としたセッションを企画したもので、それ以来、毎年定期的に海外の協定大学との共同国際シンポジウムを輪番制で開催し、2010年は正修科技大学（参加者56名、内、本学の教員及び大学院生32名）、2011年は本学（参加者327名、内、本学の教員及び大学院生253名）、2012年はマレーシア科学大学（参加者155名、内、本学の教員及び大学院生75名）において開催した。2013年は、チュラロンコン大学、マレーシア科学大学、正修科技大学、タマサート大学、釜慶国立大学校、建国大学校等を招き「第８回関西大学理工学国際シンポジウム2013」を開催し、参加者は244名（内、本学の教員及び大学院生183名）であった。2014年は８月に正修科技大学において第９回の理工学シンポジウムが開催される。

改善すべき事項

【2】点検・評価

[1] 国際交流（国際的な教育研究交流）

日本人大学院生の海外への留学者は少ない。また海外から本学への外国人留学生の数も少ない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

大学院においては、より専門性が高くなることから、例えば英語での授業等による対応等で、留学生のより一層の受入れが可能となろう。2014年度には本研究科に英語基準コースが設置され、講義が全て英語による行われるので、諸外国からの留学生受入れの促進が期待される。また、今後は新設された「留学生別科」による、一層の留学生の確保と本学での教育へのスムースな移行が求められよう。現在、先端科学技術推進機構の「協力研究員」や「外国人研究生」等、大学院レベルの学生の受入れを積極的に展開しようとしているが、そのための情報提供や窓口の一元化、更に滞在施設等も必要となろう。また、派遣に関しても大学院生の場合には研究者間での調整による「アドバンスドインターンシップ」や「海外実習」の科目を充てることもできるようになり、その積極的な活用が望まれるが、特にこうした場合の海外留学への経済的支援並びに会話力の醸成は重要である。更に現在十分取り組まれている教員による国際交流も、様々な大学との国際交流協定の締結を継続しているが、その一層の活性化のため、より計画的・組織的な視点を有するプログラムの検討もなされているが、その実現へ向けての尽力が必要であろう。

検索

外国語教育学研究科

検索

第２編　外国語教育学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 463

Ⅲ　教員・教員組織 …… 465

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 467

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈467〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈468〉

Ⅳ－３　教育方法〈470〉

Ⅳ－４　成果〈472〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 474

ⅩⅠ　研究活動 …… 477

ⅩⅡ　国際交流 …… 478

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

従来、外国語研究は、文献学や言語学、文学が中心となっており、外国語教育の研究と実践には、必ずしも十分な関心が払われてこなかった。しかし、21世紀を迎え、外国語の運用能力がより高度な水準で求められ、ICT革命により情報のグローバル化が進んだ今日、時代の要請に応えるためには、科学としての言語教育研究に基礎を置き、その成果を実践的な教材開発と教授法改革に生かせる新しい型の教育者・研究者の養成が急務である。本研究科は、まさにこの点を理念として、その趣旨に沿って「大学院学則」に「外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。」

2002年度博士課程前期課程に開設された本研究科は、前述の現状分析と、本学の学是である「学の実化」、及びその具体的目標である「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」を念頭に、新しい時代に対応できる外国語教育研究の確立を指向し、その実現に向けて一意専心する高度職業人（博士課程前期課程）、及び外国語教育研究の研究者・指導者（博士課程後期課程）の育成を目標としている。加えて、現職教員のリカレント教育を更に推進するため、特定の条件を満たしたものに対して、１年間で博士課程前期課程を修めることのできる１年制修士の制度も取り入れ、研究と実践の融合にも努めている。なお、博士課程前期課程では、外国語教育研究のスコープを広く捉え、外国語教育学、異文化コミュニケーション学、通訳翻訳学の三つの領域を設定しているが、全て上述した理念と目的に合致したものとなっている。

前述の理念・目標を達成するために、本研究科では、教育研究資源を当該分野に鋭意集約しており、外国語教育研究（外国語教育学、異文化コミュニケーション学、通訳翻訳学）に関わる国内有数の教育スタッフを抱える状況となっている。また、このスタッフの指導の下、近隣地域の教育委員会や諸学校とも連携を強め、研究教育を展開している。この結果、入学者数に関しては、博士課程前期課程・後期課程ともに、設立以来毎年定員を充足しており、２倍を越える競争率（前期約２倍、後期約３倍）も連続して維持している。これは、前述した研究科の理念・目的が高く評価されている証と考えられる。

また、修了生の多くは、前述した理念・目標を体現する職種に就職しており、博士課程前期課程修了者は、大学・高等学校・中学校・小学校・専門学校等の外国語担当教員や、これらと同等の使命をもった教育産業社員や公務員、更には通訳者・翻訳者等として、博士課程後期課程修了者は、国内外の大学・専門学校等の外国語教育あるいは国際理解教育に携わる教員・研究者として、それぞれ活躍している。加えて、博士課程後期課程学生の中には、国際研究誌に論文を複数載せるものや、国際学会で複数回発表するもの、更には外部研究資金を獲得するもの等も多数出ている。この国際性に加え、地域社会に貢献する人材も多数輩出しており、地域の教育委員会等で講師を務める修了生や、アドバイザーを務める修了生、各種講演会・ワークショップの講師を務める修了生もいる。このような現状は、本研究科の理念に基づく教育研究が十分に機能し、社会に受入れられつつある証拠の一つであると理解できよう。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

研究科Webページでは、理念・目的、その他の詳細な情報の提供のほか、最新情報を随時更新している。これに加えて、大学院Information、研究科独自のパンフレット、創立10周年記念冊子（『外国語教育学研究科10年の歩み』）、年６回行われる研究科独自の進学相談会等を通して、理念・目的、活動等の情報を社会へ周知している。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

学生アンケート、進学相談会参加者の分析、修了生への意見聴取等を経て、定期的に理念・目的の適切性について検証を行い、自己点検・評価報告書にまとめている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

入学者が本研究科の理念・目的に共感した上で本研究科を志願しており、また、本研究科の理念・目的に沿った進路を選択している。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

進学相談会及びWebページの充実、並びに創立10周年を記念して発行した冊子等を通して、理念、目的が大学構成員並びに社会に十分に浸透している。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

理念、目的の適切性について定期的に検証をすることを通して、カリキュラム改訂等に有用な情報がもたらされている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

その時代その時代の社会的要請を常に察知する方策を講じ、これに応えるべく理念・目的を見直していく。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

毎回の進学説明会、入学生へのオリエンテーションのおり、また、節目となる年度の記念行事や新専門領域設置の記念行事のおりに、常に理念・目的の周知と広報を図る。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

これまでもカリキュラム改革、新領域の設置のつど、理念・目的の見直しを行ってきたので、今後の制度の変更のつど、理念・目的が社会的要請に応えるものであるか、検証を行う。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、外国語教育学を専門的に教授・研究し、博士課程前期課程では、理論と実践のバランスがとれた高度職業人を養成することを目的とし、リカレント教育にも力を入れている。博士課程後期課程では、外国語教育学の研究者・指導者を養成することを目的としており、これらを達成するため、複数の言語における当該専門分野を専攻する教員編制を行うことを方針としている。

本研究科に所属する専任教員は国際部に所属する１名を除き、全て外国語学部に所属する教員である。教員組織がほぼ同一であるので、人事計画は外国語学部の教育目標をも考慮に入れて立案される。そのため、新規任用に当たっての要件は、全学共通教育を担当する能力・資格、外国語学部の専門教育を担当する能力・資格、本研究科の授業や研究指導を担当する能力・資格等を問わねばならない。これらの多岐にわたる具体的で詳細な要件は、募集要項として文書化されて公募のときに明示される。募集要項は、大学の公式Webサイトで公開されるほか、JREC-INにも登録される。

これらの要件に関しては、新規任用のつど、外国語学部人事委員会で検討が加えられ、本研究科委員会で審議される。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

本研究科は、外国語教育学を専門的に教授・研究するため、複数の言語における当該専門分野を専攻する教員編制を行うことを方針としている。これを構成する科目群に適した教員が配置されており、「大学院学則」に定める教育研究上の目的を達成するに適切な教員組織を整備している。

例えば、大学院の演習や講義科目の担当者の補充や増員が必要になったときは、外国語教育学研究科委員会のみならず、外国語学部教授会でも周知を徹底し、研究科と学部の構成員から公募するという手続きが確立されている。新規科目の設置にあたっては、まず名称と内容が決定され、その後、担当希望者を募集するという形を採る。このため、科目内容と教員の適合性については常に最善の選択がなされる。

更に、審査の結果（満たすべき要件のどこが認められ、どこが不足であったか等）は、必ず本人に通知されるべきことが規程として明文化されているので、これにより審査の公平性が確保されるとともに、この審査が教員の資質向上の手段として活用することが可能になっている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の任用・昇任・定年延長に関しては、外国語学部Ⅲ-[3]の記載を参照されたい。
本研究科の専任教員は、国際部所属の１名を除き、全て外国語学部に所属しているので、教員の募集・任用・昇任については、外国語学部との密接な協力と協議の下に行われる。

まず、募集に関しては、研究科長と副学部長（研究科担当）が外国語学部人事委員会に正式な委員として参加しており、研究科の運営に必要な教員の要件の共有を容易にしている。

なお、演習や講義科目の担当者の補充や増員については、研究科の理念や目的に照らしながら、学生数やその専攻分野、専攻言語、過去の履修者数等を考慮しつつ、研究科執行部会とも協議の上、研究科学務委員会から発議する。

この募集に対し応募があった場合は、主査１名・副査２名からなる資格審査委員会が組織され、資格審査を行い、その結果は、研究科学務委員会を経て研究科委員会に諮られる。内規に定める基準によれば、研究業績は「著書、博士号、学術論文、学会招へい講演、学会発表、学会賞受賞歴、学術書翻訳」等の12

項目、教育業績（社会的貢献を含む）については「一般からの依頼講演、大学院での授業担当、学術委員、学会役員」等の11項目が挙げられる。

そして、博士課程前期課程の講義担当者の場合は、研究業績で４項目以上、教育業績と社会的貢献で３項目以上、同演習担当者の場合は、研究業績で５項目以上、教育業績と社会的貢献で、４項目以上、博士課程後期課程の演習担当者の場合は、研究業績で７項目以上、教育業績と社会的業績で６項目以上の条件がそろえば、可とすると定められている。

学部のカリキュラム改編に伴い、2014年度から、博士課程前期課程の新カリキュラムによる３領域が、以下のとおり設定された。1. 外国語教育学領域（従来の３領域を統合）。2. 異文化コミュニケーション領域（新設）。3. 通訳翻訳学領域（新設）。これに伴い、これらの３領域に相応しい教員の募集・任用が、実施されている。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

2009年度に設置されたFD委員会において、学部目標の「高度な外国語コミュニケーション能力を備えた教員の育成及び国際人として活躍できる‘外国語のプロフェッショナル’の育成」をめざすことが確認され、それを念頭においた活動を行っている。

このことで、より効果的な外国語の教授法を実践、追求し、その成果を広く教育界・社会に発信するように努めている。

2011年度は、オークランド大学Lichtenberk教授によるセミナー「Diversity and unity in language」、青山学院大学Robinson教授によるセミナー「Task Demands, Task Sequencing, Speech Production, and Second Language Learning」の他、特任外国語講師４名による習熟度の低い学生への対策ワークショップがスピーキングと語彙について２回実施された。2012年度は、Swainトロント大教授によるセミナー「第２言語修得をめぐるラウンドテーブル」、高瀬敦子本学非常勤講師によるセミナー「第２言語習得に必要不可欠な多読・多聴」の他、特任外国語講師による「ブルームの評価段階分類によるクラスの活性化」ワークショップが開催された。2013年度は、特任外国語講師４名による「学習者の外国語学習態度とクラスルーム活用、並びにコミュニカティブなクラスにおける表現力評価」に関するワークショップが年間２回実施された。2014年度は、堀江未来立命館大学准教授による講演「英語で教えるために：教室でのコミュニケーションティップスと導入プロセスの事例紹介」、及び外国語学部八島智子教授による事例紹介「英語イマージョン科目英語教育論（異文化間コミュニケーション）の場合」がそれぞれ行われた。また、特任外国語講師２名による「コミュニカティブなクラスにおける表現力評価への学習者の態度」が開催された。

これらのセミナー及びワークショップには、専任教員、非常勤講師等常時20～40名の参加者があり、セミナーによる学問的裏付けと、ワークショップによる速戦力の育成により、本学部でのFDは概ね成功しているといえる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

研究科の授業担当・演習担当の資格審査においては、備えるべき条件を細分化したうえで、数値化して明示している。

【3】将来に向けた発展方策

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

教員の専門領域の多様化に合わせ、個々の審査項目の適切性を検証する。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、理念・目標として「本研究科では、外国語教育学を専門的に教授・研究する。博士課程前期課程は、研究者の基礎を築くこと及び理論と実践のバランスがとれた高度職業人を養成することを目的とし、リカレント教育にも力を入れる。博士課程後期課程では、外国語教育学の研究者・指導者を養成することを目的とする」と掲げており、その理念・目標を実現すべく、2014年度より施行した新カリキュラムでは、外国語教育学とその関連領域を含む三つの学問領域を設置し、その学位授与の方針を次のように定めた。

グローバル化する21世紀の社会は、その社会の成員に対し、言語や文化の壁を越えた自在な交流を要求する。このような交流を支障なく行える実務者の育成、また、このような人材を養成することができる教育者の育成は、大学に課せられた今日的な課題でもある。本研究科博士課程前期課程では、このような要請に応えるため、三つの領域、即ち、(I)外国語教育学領域、(II)異文化コミュニケーション学領域、(III)通訳翻訳学領域を設置する。(I)では、言語の構造や運用のシステム、言語習得過程、学習者側の要因、言語処理の認知メカニズム等を実証的に解明し、学際領域としての外国語教育学の確立をめざし、同時に、研究の成果を、教授法や学習方法の改善、ICTをはじめとする種々のメディアを利用した教材開発等に生かす方途を探求する。(II)では、コミュニケーション学、言語学、心理学、教育学、社会学、文化人類学等の知見を結集した学際的アプローチによってもたらされた、人間の文化とコミュニケーションに関する深い洞察を基礎に、文化背景の異なる人のあいだの交流、交渉、相互作用の実態を解明する。また異文化間の理解を妨げる要因や理解を促進する方法を追究する。(III)では、高度な見識と確かな理論的基盤を持った通訳翻訳実務者の育成に向けて、そのための教育理念や方法論の確立をめざす。また、その研究成果を一般の外国語教育に応用する方途を探る。近年、社会活動のあらゆる分野において、異言語・異文化間のコミュニケーションを支障なく媒介できる通訳翻訳者のニーズが高まっているが、そのような人材を育成できる良質の指導者は不足している。当領域では、このような社会的要請に応える方途を探る。本研究科は、本学の理念である「学の実化（学理と実際との調和）」を体現すべく、博士課程前期課程においては、外国語教育学・異文化コミュニケーション学・通訳翻訳学の３分野における、理論と実践のバランスのとれた高度職業人を育成し、修士号を授与する。博士課程後期課程においては、外国語教育学の実践の場、異文化間の調整が必要になる諸業務の現場、通訳翻訳の実務の場にもおいて、高度な実務を行う能力を備えつつ、各々の領域において理論面でも斯界をリードする研究者・指導者を育成し、博士号を授与する。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、「教育課程編成・実施の方針」を次のように定め、Webページで公開している。

本研究科では、教授方法論・学習者論・学習過程論等を扱う「外国語教育実践学」、教材開発やメディア利用について学ぶ「外国語教育教材・メディア学」、対象外国語を掘り下げる「外国語分析学」の３領域を、博士課程前期課程・博士課程後期課程に共通して設定している。これに加えて、博士課程前期課程では支援・運用系の科目も配置して、基礎的な方法論の理解、言語運用能力の維持・発展、対象言語圏の文化理解を促進し、自ら考え、判断し、表現する能力を持った人材の育成を図る。修了時のオプションは、修士論文・課題研究・コンプリヘンシブ試験（１年制のみ）から選択可能で、演習指導教員の指導の下、それぞれの成果をまとめていくほか、必要に応じて、副指導教員も配置して、きめ細かく指導できるよう配慮する。博士課程後期課程においては、オリジナルな理論的・実証的な研究を遂行し、国内はもとより国際的にもその成果を問い、外国語教育学の発展を促すような能力を身に付けた人材を養成できるよう、個別型のチュートリアル・カリキュラムを提供し、入学時に明示した要件を一つ一つクリアさせながら、博士論文の作成まで指導する。随時、海外から最先端の研究者を招き集中講義も開講する。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

カリキュラム改革のつど、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。直近では、2014年度より実施した新カリキュラムの策定と同時に見直しを行った。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科では、設置する授業科目の全てにその性格・レベルに合わせたナンバリングを施し、教育課程の編成方針を明示している。

博士課程前期課程では、基礎的な方法論の理解を深める科目及び言語運用能力の維持・発展を図る科目である「支援科目」（M100～）、客員教員等による特別講義（M200～）、前期課程に設置された三つの学問領域の専門科目には、外国語教育学（M300～）、異文化コミュニケーション学（M360～）・通訳翻訳学（M380～）、少人数で研究方法の指導や論文作成指導を行う演習科目（M400～）等がある。博士課程後期課程においては、より高度な研究方法を伝授する「応用研究法」（D100～）、指導教員による専門分野の講義（D300～）、博士論文の指導を行う演習科目（D400～）がある。

博士課程前期課程においては、１年次（３年制コースでは、１・２年次）は、コースワーク主体のカリキュラムである。学生は、まず、入学と同時に、大学院における初年次教育を行う「前期課程基礎演習」

（授業担当者は指導教員）を履修し、2014年度より実施された新カリキュラムにおいて設置された三つの領域（外国語教育学／異文化コミュニケーション学／通訳翻訳学）のそれぞれに配置された科目から修了までに12単位以上を修得することが要求される。また、この12単位には、演習指導教員の担当する授業２単位を含むことが義務化されている。よって、コースワーク主体のカリキュラムといえど、指導教員とのコンタクトは不断に行われる。学生アンケート(2013年度)によると、88.0%の学生が、「研究指導の方法及び内容・計画についての疑問な点や不明な点は、指導教授からのアドバイスによって解決してきましたか」という質問に対し、「解決してきた」あるいは「ほぼ解決してきた」と答えていることから、学業に対する指導教員のアドバイスは十分に行き届いていると考えられる。

前期課程２年次（３年制コースでは、３年次）は、指導教員の演習４単位の履修が必須である。この授業で指導教員の指導を受けつつ、学生は、修士号取得に向けて修士論文／課題研究レポートを作成していくため、全体としては、コースワーク・リサーチワーク複合型のカリキュラム編成になっているといえよう。

前期課程の演習指導教員は24名（2014年度）おり、学生定員（25名）に対し十分な演習が開講されている。当研究科の三つの専門領域の専門科目（M300番台）の開講授業数は、外国語教育学領域：48、異文化コミュニケーション学：18、通訳翻訳学：15であり、また、支援科目は11開かれており、いずれも十分な数であるといえる。

なお、現職教員１年制コースの学生については、１年間という在籍期間、現職の教員であるための時間的制約及び研究者を指向する学生ではないことを考慮し、コースワーク主体のカリキュラムが編成されている。このコースの在籍者は、修士論文／課題研究レポートを作成せず、コンプリヘンシブ・イグザミネーション（特定課題研究における筆記試験及び口頭試問）に合格することが修了の要件となっている。このコースの学生のためには、一般の前期課程の授業に加え、個別的なチュートリアルを主にしたインディペンデント・スタディという授業科目が７科目開講されている。

後期課程は、その性格上、博士論文執筆のためのリサーチワークが大きな比重を占めるが、指導教員の担当する演習８単位及び選択科目群の中から指導教員の担当する科目２単位を履修することが義務づけられている等、コースワークをも含んだカリキュラムとなっている。演習指導教員は10名おり、選択必修科目は10科目開講されている。定員（３名）に対して十分な数である。また、授業科目として設置されてはいないが、後期課程学生には、博士論文執筆の資格として、研究基礎力試験及びそれに付随した口頭試問に合格することが求められ、その試験の準備のためのリーディングリストが初年次に配付される。全体に、コースワークにも十分配慮したカリキュラムになっていると言える。

また、授業の科目の新設に当たっては、「スクラップ＆ビルド」が原則であるため、常に社会の要請に応えうる科目の新設と、既に需要の少なくなった科目の廃止が行われ、教育課程の新陳代謝を活発なものにしている。これらの教育課程の編成の問題点は、研究科担当副学部長を委員長とする研究科学務委員会で随時審議される。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程・後期課程とも、演習担当教員及び授業科目数は、定員に対して十分な数が確保されている。この他にも、本研究科は、日本全国の第一線の研究者を非常勤講師として招へいし、主に集中講義等の形態でその授業を提供している。また、国際的に著名な研究者を客員教授として招へいし、その講義／講演を提供している（2013年度は２名）。

国内外に研究成果を発信できる研究者を育成するため、当研究科においては、修士論文を研究対象言語で執筆することが推奨されている（研究対象言語が英語である場合は、英語の使用は義務である）。この目的を達成するために、前期課程の「支援・実習科目」の中には、「外国語運用実習」として、「アカデミックライティング」「アカデミックプレゼンテーション」等の授業科目が、研究対象言語それぞれに対して準備されている。

後期課程においては、博士論文を提出する要件として、査読付国際・国内学術誌への論文の掲載、国際学会での研究発表が要求されている。そのため、大学院在学生の研究成果発表活動は非常に盛んで、2013年度において、後期課程在籍／修了者21名（調査回答者13名）の研究成果は、著書３冊、学術論文は、国際雑誌（査読付）２編、国内全国学会紀要（査読付）１編、国内学会支部紀要（査読付）１編、その他（査読なし）２編、研究発表は、国際学会４回、全国大会８回、支部大会６回、という成果になっている。

後期課程はリサーチワークが主であるが、高度な研究法を教授する科目も複数設置する等して、コースワークも重視した課程設定となっている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

教育課程の編成・実施方針を示すために、全授業科目に施されたナンバリングにより、授業に科目編成の意図をより学生に伝えやすくなった。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程は支援系科目（M100番台）を充実させており、「研究者としての基礎を築く」「高度職業人の養成」という目的・理念に相応しい科目編成になっている。博士課程後期課程は、研究基礎力試験を博士号取得の資格に組み込み、その準備を入学時からさせることにより、長期的視野に立って、段階的に学業を修められる課程編成になっている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

ナンバリングをより一層の精緻化した改訂版とそれに合わせたカリキュラムマップを作成し、大学院便覧等に記載し、より一層の周知を図る。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程後期課程におけるコースワーク充実の具現化のため、方策を検討する。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

理念・目的を実現するために、ゼミ形式と講義形式という二つの授業形態を設けている。ゼミ形式の授業は、学生中心の授業形態で、指導教員がゼミ生と行う授業である。この形式を取ることによって、学生

一人一人のニーズに合わせた授業内容が展開できる。講義形式をとっている授業は、ゼミ生に限らず、研究科の全ての学生に公開される授業である。講義形式を取ることによって、教員が持っている専門知識を学生に効果的に伝授することができる。なお、現職教員１年制入試による入学者に対しては、現職教員である時間の制約に配慮し、教室外でも、電子的コミュニケーション手段を利用した指導を随時行っている。

年間に履修可能な単位数は、入学者がどのコースを選択したかにより、上限を変えて、その就学形態に最適な履修ができるようにしている。通常の２年コースの場合は、年間の上限単位は28単位までだが、現職教員１年制入試により入学した者については、この限りではない。また、３年コース選択者の履修制限単位は１年次20単位、２年次20単位、３年次16単位であり、余裕をもって学業を修められるよう配慮している。

後述（Ⅳ-3-3）のように、成績評価の対象には、通常の試験やレポートの他、授業中のディスカッションへの貢献や、授業での各種発表・模擬授業等のパフォーマンスも取り入れられている。これらの事項はシラバスに明記され、事前に学生に周知されるので、結果として学生の主体的参加を促すことになっている。

2013年度入学までの旧カリキュラムの学生は、博士課程前期課程・後期課程を問わず、学生は三つの領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学）のいずれかにテーマを設定し、その領域の演習担当教員から指導を受ける。これに対して、2014年度から始まった新カリキュラムでは、前期課程の学生は新たな三つの領域（外国語教育学領域、異文化間コミュニケーション学領域、通訳翻訳学領域）のいずれかにテーマを設定し、その領域の演習担当教員から指導を受ける。また、１年次の春学期には前期課程基礎演習が必修となっており、大学院生として必要なアカデミックスキルと研究倫理の基礎を入学直後に身につける。後期課程については、特に領域を設けず、学生の研究テーマに合致した演習担当教員から指導を受ける。加えて、入学時に二つのリーディングリスト（外国語教育学全般・学生の研究テーマ関連）を与えられ、博士課程研究基礎力試験をめざして学生の自主的な学習を促している。

その他、前期課程では１年次（ただし、３年コースでは１年次または２年次）に、また後期課程では１・２年次に、担当教員が開講する講義科目の履修が推奨されており、そこでは個別の研究指導に入る前の、いわば「予備教育」が行われる。その後、演習授業を通じて、各テーマにしたがった指導を受けることになるが、教室外・授業時間外でも電子的なコミュニケーション手段を使った指導、オフィスアワーによる面談、ゼミ研究発表会、ゼミ合宿（担当教員による個別の合宿、並びに領域を超えた合同合宿）を通じて、きめ細かな指導が行われている。また、現職教員１年制で入学した大学院生は、指導教員の他にインディペンデント・スタディ科目の担当教員からも教育・研究上の助言を得られる制度になっている。なお、大学院担当の副学部長と教学主任はオフィスアワーを設け、定期的に学生との面談に応じているほか、演習担当教員を中心に、研究科運営委員会や研究科委員会等を通じて情報交換を密に行い、学生指導に活かしている。

本研究科では、在籍生の多様性（中・高の現職教員に代表される社会人が多い）に対応するため、５時限～７時限を中心に授業を展開する昼夜開講制を導入し、夏季・冬季休業期間中の集中講義も多く実施している。更に、電子的なコミュニケーション手段（LMSやメーリングリスト）を利用した指導も積極的に活用し、面談による演習指導も社会人が参加できる時間帯に柔軟に行う等、本研究科の教育理念・目標を実現するために適した指導方法を実施している。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは全学統一基準のフォーマットを採用し、必要な項目の記述の遺漏をチェックしている。また、教育課程を再編成するつど、その次年度のシラバスを点検し、科目編成方針に沿った授業内容かどうか確認を行っている。記入されたシラバスのうち「講義概要」に該当する内容は、研究科のパンフレットでもその概略が公開されている。

また、授業評価アンケートにシラバスに関する評価項目が設定されていることが、学生のシラバスへの注視度を高める効果を生んでいる。

本学独自のLMS（Learning Management System）であるCEASは、授業回毎に連絡事項や教材の掲載を行うことができるので、シラバスに記述された計画から変更があった場合は、CEASを有効に活用することにより受講生の自立的・計画的な学習を支援することが可能である。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

本研究科の学生は、現職教員である等、教育の現場での実地経験が豊富であることが多いという特徴がある。また、本研究科では教育目的として、外国語教育学研究の成果を実践に活かすことのできる研究者・教育者を育成することとしており、成績評価にあたっては、幅広い評価方法を用いている。例えば、①これまでの教育活動における実績を基礎に、指導教員の指導の下でインディペンデント・スタディを行いレポートとしてまとめたものを評価する（現職教育１年制修士制度対象の授業）、②模擬授業を評価する等である。また、筆記試験や期末レポート等による評価も実施されている。

これらのどの評価方法をどのように重視するかは、シラバスに明記し、事前に学生に提示することが必要であるので、これを徹底するように努めている。

「学生アンケート結果」（2014年３月修了生）では、Q13「履修した授業科目の成績評価については、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われたと認識していますか」という質問に対して、回答者25人のうち96％が「基準どおりであった」あるいは「ほぼ基準通りであった」と回答している。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

「学生による授業評価」を全学的に実施しているが、「学生アンケート結果」における2012年３月修了生によると「Q18　授業評価アンケートは、当該科目についての具体的な改善に役立っていると思いますか」では、「役立っていると思う（36.4％）」「ほぼ役立っていると思う（36.4％）」を合わせると、７割以上の修了生が、2014年３月修了生によると、「Q15授業評価アンケートは、当該科目の具体的な改善に役立っていると思いますか」では、「役立っていると思う（44.0％）」「ほぼ役立っていると思う（36.0％）」を合わせると、全体の８割の修了生が肯定しており、これらのデータから定期的な検証が教育内容・方法の改善に繋がっている傾向が強いといえよう。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科では、専攻言語として、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮語、日本語の７言語を擁し、言語横断的に履修可能な体制で研究指導を行っている。2014年４月より新カリキュラムを開始した。外国語教育学を体系的・包括的に学ぶ「外国語教育学領域」、異文化コミュニケーションを学際的アプローチで考究する「異文化コミュニケーション学領域」、理論的基盤を備えた実務者・教育者を養成する「通訳翻訳学領域」の三つの領域に授業科目を配置し、実社会の各分野で活躍できる理論と実践のバランスのとれた高度職業人の育成をめざしている。新カリキュラムでは、博士課程前期課程でまず

最初に身につけるべきアカデミックスキルと研究倫理を指導するための「前期課程基礎演習」を新たに設置して、研究能力の育成に努めている。

教育成果を検討するに当たっては、2013年度の修了生を対象に行われたアンケート調査結果によると、「研究の方法及び内容・計画について、疑問な点や不明な点は指導教授からのアドバイスによって解決できましたか」には88%が解決できたと回答し、「学位論文の精度を高めるための研究指導を受けることができましたか」にも88%が受けることができたと回答している。こうした肯定的な評価は、研究指導のプロセスを明確に示しながら、各教員が弛まぬ努力を行った成果であろう。

2011年度からの修士号、博士号取得者数の変化は次のとおりである。

	2011年度	2012年度	2013年度
修士	28	24	29
博士（課程）	0	1	2
博士（論文）	0	0	0

教育効果を、学生の論文発表や研究発表、実践報告等を中心に点検・評価すると以下のようになる。まず学内においては、本研究科の大学院生の紀要である『千里への道』で、多くの論考が掲載されている。第12号（2014年６月刊行、365ページ）には研究論文10編、教材制作１編、実践報告１編、研究ノート１編が掲載されている。学生が学内外で行う研究発表に対しては、大学から補助が出ている。

前期課程の修了生は、私立・国公立を問わず全国の高等学校・中学校の教員に多く採用されている。教員以外にも、公務員や金融業等一般企業への就職者もいる。博士課程後期課程の修了者では、博士号取得者は全て大学の教育・研究職に就いている。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

本研究科では、博士課程前期課程においては、所定の単位（32単位）を修得し、修士論文（含む課題研究レポート）を提出し、口頭試問で合格した者に対して課程の修了を認定している。現職教員１年制修士制度入試の入学者に対しては、所定の単位（30単位）を取得し、特定課題研究における筆記試験及び口頭試問に合格したものに対して課程の修了を認定している。博士課程後期課程においては、所定の単位（10単位）を取得し、３年間在籍したもので、修了の意思があるものに対して修了を認定している。言語横断的なテーマによっては複数教員による指導体制も確立されており、審査に際しては必要に応じて学外委員が入ることも明文化されている。

また、後期課程を修了する場合は、提出の１ヶ月前までに開催される聴聞会を経て、博士論文提出資格要件（①修了に必要な単位が既に取得されているか、取得見込であること、②論文計画書提出時までに当該分野における学術論文（査読付き論文１編を含む）を３編以上出版していること、③論文計画書提出時までに、当該分野における学会発表（国際学会を含むことが望ましい）を３回以上していること）の審査を受けた後、博士論文（研究対象言語で執筆）を提出し、３名以上の審査委員（外部審査委員の参加も含んで通例４名）から構成された審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格しなければならない。なお、口頭試問結果並びに論文概要は、授与プロセスの透明性・客観性を向上させるために、冊子にして関係各方面へ配付される。また、審査期間中の一定期間（通例３週間以上）、提出された博士論文が研究科構成教員全員に対して閲覧に供せられる。

また博士学位論文は、刊行予定がある・電子化が技術的に不可能である等の理由があるものを除き、全てが本学の機関リポジトリで公開される予定である。また、博士号取得者氏名、論文題目及び審査委員については、既にWebページにて公開している。

学位授与までのプロセス・基準に関しては明文化されており、入学時のオリエンテーション、事務局からの配付物並びに指導教員による指導等で、周知徹底を図っている。

修士学位論文・博士学位論文とも具体的な点検項目を記載した審査基準が定められ、公開されている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

学位取得までの条件とロードマップの明文化及びそれに基づいた学生指導が教育目標に基づき適切に行われている。

【3】将来に向けた発展方策

2014年４月より新カリキュラムを開始し、理論的研究の指導だけではなく、高度職業人の養成にも力を入れている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

2013年度の修了生を対象に行われたアンケート調査結果によると、修了後の進路に満足している（大変満足している、まあ満足している）学生は60％であった。

【3】将来に向けた発展方策

更に進路指導を充実させていけるか、今後検討していく。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、Webページ、学生募集要項等で明示している。

博士課程前期課程においては、理論と実践のバランスがとれた高度職業人を育成することを目的としている。したがって、この目的を十分に理解し、学際領域としての外国語教育学の確立を指向し、国際化に対応できる外国語教育を展開できる人材を、出身大学、学部、学科を問わず、国内外に広く求めていく。また、外国語教員のリカレント教育もその使命として、意欲ある現職教員の参加を強く求める。博士課程後期課程においては、外国語教育学の研究者・指導者を養成することを目的としており、高度な授業実践能力や外国語運用能力を前提として、研究の面で国際的に活躍のできる競争能力を持った人材を、国内外に広く求める。外国語教育の指導的立場になれる者という観点から、また専門分野の文献を外国語で多量に読むことから、研究対象とする外国語の高い運用能力を身につけている人材を求める。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学			一般			留学生			社会人			現職教員1年制		飛び級	留学生別科特別入試
	募集月	9月	10月	2月	9月	10月	2月	9月	10月	2月	9月	10月	2月	9月	10月	2月	2月
外国語教育学	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－

博士課程前期課程においては、多様な背景の志願者を受入れるため、一般入試、学内進学入試、飛び級入試、留学生入試、社会人入試、現職教員一年制入試等、多様な入試を実施している。これらの入試では、外国語の能力試験で基準以上の成績を収めた者等については、外国語の筆記試験を免除し、その多様な背景を生かす工夫をしている。

2012～2014年度では、前期課程の入学者は計83人であるが、そのうち、留学生入試による入学者は34人（41.0%）、社会人入試による入学者は19人（22.9%）に及ぶ。現職教員一年制入試による入学者は１人（1.2%）である。これらのことから、多様な入試制度が十分に機能していることが伺える。

2012～2014年度では、前期課程の志願者数の合計は175人であり（入学定員は年間25人）、入試の平均倍率は約2.1倍である。この数値は、入学者の水準を一定以上に保つのに相応しい数値であるといえる。

博士課程後期課程においても、一般入試、留学生入試、社会人入試等多様な入試を実施している。2012～2014年度では、入学者は17人であるが、うち５人が社会人入試による合格者である。本研究科の「社会人に開かれた大学院」という理念は入試制度においても具現化されているといえる。2012～2014年度では、後期課程の志願者の数の合計は25人である（入学定員は年間３人）。

入試は前期・後期課程とも、免除がない場合は、筆記試験と口頭試問からなる。筆記試験は、研究対象言語の能力を測り、口頭試問は専門分野の知識と研究対象言語の運用能力を問う。これらの試験の得点は個別に採点され、双方が一定水準に達しない場合は不合格となる。素点及び合否の判定は全て研究科の構成員全員からなる委員会で情報共有され審議される。入試における公平性と透明性の確保という観点から、口頭試問の成績が特に良い受験者と特に悪い受験者については、審査に当たった者がその理由を説明する慣習になっている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数		C/A	D/B
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	前期課程在籍者(C)	後期課程在籍者(D)		
外国語教育学	25	3	50	9	69	26	1.38	2.89

2014年度の収容定員充足率は、博士課程前期課程が1.38、後期課程が2.89であり、特に後期課程で定員超過となっている。この件は、認証評価においても努力課題と指摘されたが、この定員超過の原因は、学位論文執筆への明確な見通しを持たないまま、休学・復学、退学・再入学を繰り返す一部の学生にあると判断し（毎年の入学者は定員とほぼ同じであるので）、学籍移動のつど、詳細な研究計画書と研究状況報告書の提出を義務づけ、明確な修業計画を持たないまま修業年限を越えて安易に在籍することが不可能な体制を採った。特に、復学・再入学時においては上記の書類を精査し、必要に応じて面談を行っている。

なお、前期課程における教員１人あたりの指導学生数は、研究科学務委員会が管理している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入試問題の作成に当たっては、研究対象言語を超えて多くの取り決めが存在する。筆記試験はタイプの異なるAとBの問題（例：記述式と選択式）の２種類を作成すること、その難易度は、筆記試験の免除条項にある各種検定試験の難易度を参考にすること、口頭試問では、あらかじめ公開した専門用語のリストの中から適切な用語を選んで、それに関した質問をすること、専門用語のリストは定期的に見直すこと、等である。

過去の筆記試験の問題及び口頭試問に使用される専門用語リストは全て公開され、学内外の検証を得られる環境にある。専門用語リストの適切性は、各言語の部会で定期的に検討され、改訂されている。

受験者の得点は、研究科学務委員会で検討され、合格者の原案が作成され、根拠資料とともに研究科の構成員全員から成る研究科委員会に提出され、合否が決定される（合格判定の研究科委員会は、構成員の２／３以上の出席をもって成立する）。この時、口頭試問が特に良い点数あるいは悪い点数の受験者については、口頭試問の担当者がその点数の根拠を説明する慣習である。よって、入試の成果については、研究科委員会が常にそのチェックを行っているといえる。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

現在のところ選抜は適切に行われていると認識しているが、年５回におよぶ入試問題作成が教員にとって過重な負担となっている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

前回の自己点検・評価で、博士課程後期課程の学生の収容定員に対する在籍者数の多さが指摘されたが、これに対する教育課程上の改善策として、入学から学位取得まで一貫した指導プログラムを策定した。この中には、博士論文の執筆資格を審査する複数の関門（研究基礎力試験、合否の判定を伴う聴聞会）が含まれ、入学後の一定期間内にこれらに合格することが求められている。これにより修了できないまま長期在学をすることは不可能になった。同時に、後期課程の学生は、この指導プログラムを順に修めていくことにより、より計画的に博士論文を執筆することが可能になった。

【3】将来に向けた発展方策

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

公平性と信頼性と担保しつつ入試問題作成のコストを逓減する方法を検討する必要が生じている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

引き続き、指導プログラムを厳正に運用していくことにより、更にきめ細かな指導を行う。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

1　研究成果の発表状況

本学部・研究科の教員の研究業績は、2011年度は著書（学術書単著）２件、著書（学術書共同執筆）17件、論文（査読付）20件、論文（査読なし）29件となっている。なお、査読付論文のうち９件は国際誌に掲載されたものである。2012年度については著書（学術書単著）５件、著書（学術書共同執筆）16件、論文（査読付）33件、論文（査読なし）26件である。また、査読付論文のうち14件は国際誌に掲載されたものである。2013年度については著書（学術書単著）６件、著書（学術書共同執筆）10件、論文（査読付）23件、論文（査読なし）22件である。また、査読付論文のうち14件は国際誌に掲載されたものである。研究成果の公開の方向性は多様で、年間に10篇近い論文を公刊する教員もいれば、年間数十回の講演を行う教員もいる。

2　学会等での活動状況

本学部・研究科の教員の学会への参加状況は、2011年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者23名、国内学会が発表者20名となっており、このほか学術関係の招へい講演が77件ある。2012年度は、国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者19名、国内学会が発表者19名、学術関係の招へい講演は75件となっている。2013年度は、国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者29名、国内学会が発表者24名、学術関係の招へい講演は64件となっている。これは、本学部・研究科の教員が着実に研究成果を上げ、国内外の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、教員の研究成果は、既に高い評価を得ているものがあり、そのことは、教員の相当数が市民講座や教育委員会等の講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員、更には国際研究誌や国内主要学会紀要等の編集委員・査読委員を委嘱され、あるいは学会の理事等の役職を務めていることにもあらわれている。

3　研究助成の状況

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。このうち科学研究費補助金については、2011年度は19件（内、新規受入れが８件、継続が１件）、その他外部資金は１件、2012年度は24件（内、新規受入れが11件、継続が13件）、2013年度は28件（内、新規受入れが11件、継続が17件）、その他外部資金は１件が本学部の教員が関わる研究プロジェクトに対して支給されている。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

年間に10篇近い論文を公刊する教員もいる一方、2011～2013年の間、論文の公刊が十分でない教員もおり、その研究活動を量と質の両面からどのように評価するか検討が必要である。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

学部・研究科構成員に、研究活動の成果物の公表を促す。

ＸＩＩ　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

例年、海外から著名な研究者２名を客員教授として招へいし、集中講義や講演を行う等、海外からの招へい研究者や客員教授による学術講演会を積極的に開催し、教員及び大学院生に対して最新の研究動向を伝える機会を提供している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

海外の著名な研究者を客員教授として招き、講演や講義を通して教育・研究の幅を拡げている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

今後もこの施策を継続する。

検索

心理学研究科

検索

第２編　心理学研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 481

Ⅲ　教員・教員組織 …… 481

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 483

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈483〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈484〉

Ⅳ－３　教育方法〈485〉

Ⅳ－４　成果〈487〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 489

ⅩⅠ　研究活動 …… 490

ⅩⅡ　国際交流 …… 491

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

1967年度、本学に文学部教育学科及び社会学部が新設され、それぞれに心理学の専修や専攻が設置され学部教育・大学院教育を行ってきた。大学院教育については、社会的要請を受けた臨床心理士養成を文学研究科と社会学研究科で協力して行ってきた実績を持ち、それを基に2008年度、認知・発達心理学専攻、社会心理学専攻の２専攻からなる博士課程前期課程、心理学専攻の１専攻からなる博士課程後期課程で構成される本研究科が設置された。現代社会においては心の問題がますます重視され、そのケアにおいても心の働きそのものの研究においても、これまで以上に総合的かつ分析的な対応が期待されている。このような社会的要請に対応すべく、本研究科では「認知」「発達」「社会」「臨床」の心理学主要領域のみならず多岐にわたる基礎・応用領域を研究テーマとする教員が大学院教育を行っている。博士課程前期課程では、心理学研究の方法論・問題解決方法を様々に応用できる高度で知的な心理学的素養のある人材育成をめざした教育が行われ、博士課程後期課程では、心理学関係分野で高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者及び高度専門家の養成をめざした教育が行われるが、博士号取得者が研究職のみならず、広く企業・行政・教育等での中核的な人材として活躍することを期して、心理学的な科学的分析法に基づいた問題解決能力を持ち、現実の人間・社会問題に有効に対処できる人材の養成を企図している。これらのことを踏まえて、「大学院学則」に教育研究上の目的（あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担いうる、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする）を定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科は、博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻では文学部所属の教員を基盤に、また、社会心理学専攻では社会学部の教員を基盤に「認知」「発達」「社会」「臨床」の諸領域の高度な専門的指導力を持つ教員を配置し、また「学の実化」のために多様な研究領域の非常勤講師を任用し、少人数教育体制で適切かつ包括的な指導・教育を行って、研究者及び高度専門職業人の養成をめざしている。博士課程後期課程では、認知・発達心理学専攻、社会心理学専攻及び心理臨床学専攻の教員が、心理学の諸領域につい

て高度な学識を備えた研究者や高度専門家の養成をめざした教育を行っている。カリキュラム構築と運営、成績管理、学位審査等教育に関する諸権限と責任は、専任教員で構成される心理学研究科委員会の審議事項として、専任教員が責任を持って教育する体制としている。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻では、文学部所属の専任教授４名、同准教授２名及び兼任教員が教育研究を行い、演習科目担当は「大学院設置基準」第９条第１項第１号及び第２号に規定のD㊟資格またはM㊟資格を持つ文学部所属の教員であり、2014年度は６名である。社会心理学専攻では、社会学部所属の専任教授９名、同准教授２名及び兼任教員が教育研究を行い、演習科目担当はD㊟資格またはM㊟資格を持つ社会学部所属の教員であり、2014年度は11名である。博士課程後期課程の心理学専攻では、D㊟資格を持つ専任教授・准教授18名が教育研究を行っている。いずれも「大学院設置基準」に定められた基準を満たしている。本研究科では、2008年６月16日（2012年１月18日改正）に教員の科目担当についての内規「心理学研究科教員資格判定基準」を設けて、教員の科目担当の決定を研究科の教育方針に沿って適切かつ公正に行っている。この内規においては、科目を担当することが適切であるか、科目担当の可否についての判定基準等が定められている。これらの取組により教員組織は適切に整備されている。教職員の年齢構成は、前期課程は、31～40歳４名、41～50歳５名、51～60歳４名、61～70歳４名、うち男性12名、女性５名、後期課程は、31～40歳３名、41～50歳４名、51～60歳７名、61～70歳４名、うち男性14名、女性４名である。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の専任教員は全て文学部、社会学部または専門職大学院である心理臨床学専攻の所属のため、教員の募集・任用・昇任については、当該の所属において行われている。教員の科目担当の決定については、「心理学研究科教員資格判定基準」により資格審査を行い、博士課程前期課程の講義・演習指導及び後期課程の演習指導担当者を決定している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

第１編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

引き続き「心理学研究科教員資格判定基準」を遵守し、研究業績等に関する要件、担当資格基準をより適切に運用していく。

【3】将来に向けた発展方策

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

2012年１月18日に教員の科目担当についての内規「心理学研究科教員資格判定基準」を改正したことにより、研究業績等に関する要件、担当資格基準をより適切に運用できるようになった。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、認知・発達・社会・臨床といった心理学における重要な領域に焦点をあてた包括的な大学院教育を行うことを教育目標に掲げ、博士課程前期課程では心理学研究の方法論・問題解決方法を応用できる高度で知的な心理学的素養のある人材を、博士課程後期課程では、認知・発達・社会・臨床の心理学を核とした研究に加え、新たな研究領域を開拓して自立した研究活動を行える人材や、心理学的な科学的分析法に基づいた問題解決能力を持ち、現実に有益に対応できる研究を行う人材を育成することを目標に教育を行っている。

前述の教育目標に基づき学位授与方針を次のとおり明示している。

博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻と社会心理学専攻では、心理学研究の方法論や問題解決法に基づいた問題解決能力を持ち、その能力を様々な分野で応用できる高度で知的な素養を持った人材育成を目的としている。本課程が設定した授業科目を履修し、基準となる単位を合計30単位以上修得し、修士論文の審査（「心理学研究科学位論文審査基準」に従って審査される）及び試験に合格した者をもって課程を修了したものとし、「修士（心理学)」の学位が授与される。博士課程後期課程の心理学専攻では、認知・発達・社会・臨床の心理学を核とした研究に加え、新たな研究領域を開拓して、現実に有益に対応できる研究を行う人材育成を行う。本課程に所定の年限以上在籍し、専修科目12単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた後に博士論文の審査（「心理学研究科学位論文審査基準」に従って審査される）に合格した者に「博士（心理学)」の学位を授与し、それをもって課程を修了したものとする。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科における教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は次のとおりである。

博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻と社会心理学専攻では、2 専攻の独自性と共通性のメリットを活用し、各専攻独自の基本科目群及び発展科目群、並びに 2 専攻の共通科目群の三つの科目群で構成されている。特に共通科目群に置かれたプロジェクト研究では、学生自身に一定のプロジェクト遂行の責任及び権限を与え、新たな問題の発見・探求をし、学際的・総合的にそれを解決していくプロジェクト運営・管理能力の育成を図る。博士課程後期課程の心理学専攻では、認知・発達・社会・応用・臨床の心理学分野全ての研究領域の「特殊研究」の演習科目を置くことによって、細分化された専門領域の徹底した深い研究を行うと同時に、本学の学是「学の実化（学理と実際との調和)」をめざして、現実の場での人間の諸行動を研究のフィールドとしている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

第 1 編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

第 1 編＜学部・研究科共通事項＞での記述に委ねる。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻は、基本科目群から必修科目４科目計８単位を、基本科目群の選択科目・発展科目群及び共通科目群から11科目22単位以上計30単位以上の修得を修了要件とする。必修科目は演習科目４科目（認知・発達心理学研究（1）ＡＢ・(2）ＡＢ）のみとし、残りは専攻内で指定した科目群（基本・発展・共通科目）の履修を選択させる。なお、演習科目については、教員のなかから１名選択しそれをもって指導教員とする。

前期課程の社会心理学専攻では、基本科目群から必修（演習）科目４科目計８単位を、基本科目群の選択科目から２科目 ２単位以上を、基本科目群の選択科目・発展科目群４単位以上及び共通科目群から12単位以上計30単位以上の修得を修了要件とする。必修科目は演習科目（社会心理学研究演習（1）ＡＢ・(2）ＡＢ）である。実習は複数教員による担当で、発展科目群は集中講義の積極的実施による指導を行う。なお、演習科目については、教員のなかから１名選択しそれをもって指導教員とする。

前期課程では、初年次には、各専攻の実習科目群を履修することにより心理学における方法論の習得、また、共通科目群やプロジェクト研究科目を履修することにより高度な心理学的知識の習得と学際的・総合的に問題を解決していく能力の育成が図られている。２年次には、修士論文の作成に専念することにより専攻分野での研究を深める。博士課程後期課程は、選択必修科目群の各指導教員の特殊研究（演習１・２・３）による個別指導を基本とし、認知・発達・社会・臨床の心理学を核とした研究に加え、新たな研究領域を開拓して自立した研究活動を行える人材の育成をめざしている。また、講義の履修に関しては、各大学院生の希望に応じて前期課程に設置されている集中講義等の講義科目の履修が可能となっており、専攻分野の研究に専念するだけでなく関心のある研究分野で学識を高めることができる。

前期課程の認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻では、2014年度の開講科目数と履修者は、講義科目が20科目で履修者は計延べ179名、演習科目は、演習１は７クラスで履修者は計11名、演習２は10クラスで履修者は計13名、実習科目は７科目で履修者は計36名であった。後期課程では、2014年度の開講科目数と履修者は、演習１は６クラスで履修者は計10名、演習２は４クラスで履修者は計４名、演習３は３クラスで履修者は計４名であった。

本研究科は、2008年度に設置され、前期課程は2009年度に完成年度を迎えるに当たって、研究科委員会で審議を行い、心理学における包括的な大学院教育を効果的に行うため、カリキュラムの整備と演習指導担当教員の審査を行っている。この結果、学生にとって専攻を超えて履修しやすいカリキュラム構成とするために、２専攻間でのカリキュラム区分の統一を図っている。また、演習指導担当の専任教員の審査を行い、前期課程で２専攻合わせて15名（2011年度）から17名（2014年度）に増員し、より多岐にわたる心理学領域で研究を行う教員が学生指導できる体制となっている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程では、修士論文作成のための専門的知識の習得と、専門的研究のためのスキルの徹底的な訓練を行っている。基礎科目群の演習では、個別指導により専門家・研究者としての能力の育成を図り、修士論文作成への指導が行われている。基本科目群の実験・実習科目においては、心理学の専門性の高い研究を可能にするための研究法（実験法・調査法・統計法・プログラミング法）を中心にプレゼンテーション能力も身につけられるような教育内容を提供している。発展科目群や共通科目群の講義科目では、

高度の専門的知識の習得をめざし、専任教員や兼任教員の研究領域で最新の知見を学べるようなカリキュラムを用意している。１年次の秋学期に共通科目群に設置されているプロジェクト研究では、学生自身にプロジェクト遂行の責任及び権限を与え、問題を探求し、学際的・総合的にそれを解決していく能力の育成が図られている。過去２カ年では、プロジェクト研究を中心に学際的研究領域テーマ（不安、共感）を取り上げ、大学院生と教員のインタラクティブな授業を行った。2013年度からは、「協力型研究体制の構築」という４カ年の中期行動計画を立て、インターディシプリナリーな創造的研究を年次毎に実施し、同時に、研究交流能力のある高度な専門職業人・研究者の育成をめざしている。2014年度には、外国人招へい研究者による講演会（ゴードン・永山・ホール「アジア系アメリカ人の心理学」「認知行動療法のインパクトを広げる」）を開催し、研究交流を図った。後期課程の特殊研究においては、博士論文の完成と研究者としての自立にむけて、学会発表や学会誌投稿等を積極的に促し、継続して研究が行えるよう個別指導を行っている。

2013年度の学内外への研究発表状況は、前期課程では７件、後期課程では13件であった。大学院生の研究発表を支援する一環として、本研究科院生協議会による心理学の研究誌『心理学叢誌』（年２回発行）が2008年度後期から刊行され、大学院生に研究発表の場を提供している。2013年度は、第10号と第11号が発行され、論文数は、第10号が９本（執筆者９名）、第11号は12本（執筆者は12名）であった。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

より効果的な教育課程になるように見直しを行う。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

2014年度中に新教育課程を研究科委員会で策定する。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

博士課程前期課程の入学者については、詳細な履修指導を徹底し、本研究科の趣旨、各専攻の特色・履修モデルを提示し、修了までの学習・研究設計ができるように援助している。

１年次生については、できる限り実験・実習科目の履修を薦め、修士論文作成に向けての基礎的な学力・知識の向上を徹底的にトレーニングしている。修士論文の作成とは別に、専攻の枠を超えた、テーマを設定したプロジェクト研究への参加を積極的に呼びかけ、研究を通して問題を解決していくことの重要

さを再認識させている。前期課程における具体的な指導プロセスとしては、１年次春学期の各演習で修士論文への取組を視野に入れた各論の深化を徹底し、同時に各々の大学院修了後の進路選択を考慮した研究方法について、各履修モデル別に指導している。１年次秋学期にはプロジェクト研究への取組を推奨し、発展科目群での科目の履修と相まって、幅広い問題意識を持ち様々な解決方法があることを実践的に学ばせている。

２年次春学期には、それぞれの演習２の履修を、その他の履修科目と有機的に関連付け、より幅広い視点での修士論文となるよう指導している。前期課程の２年間の中で、修士論文の完成に向けて、関連する学会発表、学会誌投稿等の指導を継続的に続けている。前期課程では、演習科目は少人数制による双方向の授業形態で行い、実習科目群は学生が専攻する研究領域でのテーマに基づいて実証的な研究を行うことにより研究法を習得しその成果を発表するという授業形態を原則とっている。また、共通科目群のプロジェクト研究科目群では、学生自身に一定のプロジェクト遂行の責任及び権限を与え、プロジェクト運営・管理能力の育成を図っている。

以上のような科目群は、学生の主体的参加を促すような授業形態となっている。前期課程の履修科目登録制限は、２年コースの場合は各年次28単位、３年コースの場合は１・２年次が20単位、３年次が16単位であり、各コースとも学生の加重負担にならずに余裕を持って履修できるよう配慮している。博士課程後期課程の新入生については、研究テーマが大きすぎないか、将来性があるのか、３年間で完成可能か等、まず研究の方向性と戦略の確認と検討を行う。研究の方向性が確認でき、戦略が固まったら、博士論文の完成と研究者としての自立に向けて、学会発表や学会誌投稿等が継続して行えるよう個別の指導を行っている。実験や調査の方法や結果の分析法へのアドバイス、論文への助言と修正が指導の中心である。まずは、博士論文の提出基準を満たす量と質の論文を公表することをめざす。次に、博士論文執筆に向けた準備を行う。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

年度始めの新入生オリエンテーション及び指導教員による履修指導において、授業はシラバスに基づいて展開するので、シラバスを必ず参照するように周知している。2014年度に実施した学生アンケートの結果、本研究科の博士課程前期課程入学者は、「授業の履修にあたり、シラバスで講義概要・講義計画・成績評価の方法等を確認しましたか」という問いには、「確認した」又は「だいたい確認した」と回答した者が100％であり、シラバスを活用していることが示されている。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

2014年度に実施した学生アンケートの結果、博士課程前期課程の修了生では、成績評価については、「履修した授業科目の成績評価については、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われたと認識していますか」という問いに対して、「基準どおりであった」又は「ほぼ基準どおりであった」と回答した者が100％（それぞれ80％、20％）、また、「履修した授業科目の成績評価の結果について納得できていますか」という問いに対して「納得できている」又は「ほぼ納得できている」と回答した者が100％（それぞれ90％、10％）であり、成績評価と単位認定は適切に行われていることを示している。なお、成績評価の疑義申し立て期間を設定している。また、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との４大学間での大学院学生の単位互換に関する協定により、本研究科でも単位互換履修生の相互受入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修及び単位の取得を認めているが、2013年度の利用はなかった。単位互換履修生の単位認定に関しては、本研究科委員会において審議・了承される。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本研究科の教育効果は、成績評価、授業評価アンケート、学位授与、課程修了生の進路等を通じて評価・測定される。本研究科は2009年度に完成年度を迎えたのを機に、本研究科執行部において博士課程前期課程においては教育成果を検証し、それを基に心理学の諸領域をより包括的に学習できるようなカリキュラム編成を検討しており、教育改善に努めている。なお、教育開発支援センターが中心となって実施する学生による授業評価アンケートやFDフォーラム等によるFD活動に研究科として参画し、教育成果の定期的な検証を進めている。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の博士課程前期課程の2014年度在籍者は（全学年合わせて）30名である（内２年次以上19名）。2013年度の２年次以上在籍者は14名、修了者は９名であった（修了率64.3％）。修了者９名の就職・進路状況は、就職決定者５名（企業５名）、博士課程後期課程への進学者２名等であった。以上から、心理学研究の方法論・問題解決方法を習得し、現実社会において様々に応用するできる人材、また、専門性の高い知識習得をめざし研究者をめざして進学する人材を育成できたと考えられる。後期課程の2014年度在籍者は（全学年あわせて）31名である（内３年次以上17名）。2013年度の３年次以上在学者は19名、うち休学者は７名、博士論文に合格した修了者は（９月期修了１名を含む）３名であった（修了率25.0％）。また、単位修得による退学１名、学位論文提出のための在籍者13名であった。３年間で博士論文の完成をめざすためには、各指導教員の教育指導を充実させるとともに、全体での博士号獲得へ向けてのオリエンテーション等も必要である。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

博士課程前期課程では、学位審査にあたり、修士論文について指導教員を主査、他に２名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、審査結果について研究科委員会が厳正な判定を行い、３月と９月の年２回に修士の学位授与を行うことになっている。審査の対象となる修士論文に関しては、指導教授が主に演習を通じて懇切かつ適切な指導を行い、学生は他の実習、講義科目での参考情報や助言も得ながら、学術的な基準を満たす学位論文の作成に向けて作業を続けている。

博士課程後期課程における課程博士の博士論文では、著者に自立して独創的な学術研究を行う能力があることを示すことが求められる。このため、博士論文提出の基準として、以下の提出基準の内どれか一つを満たすこと求められる。2012年度以降の入学生の提出基準は、①研究書（単著）１冊以上、②査読のある「学術雑誌」に掲載された論文２篇以上、③査読のある「学術雑誌」に掲載された論文１及び研究論文３篇以上の三つのうち、いずれか一つを満たすことである。学位審査申請に当たって、所定の研究計画書を指導教員からの指導の下、博士論文提出の１年前に作成し、研究科委員会が定めた審査委員による事前審査を経た後に、研究科委員会へ提出し、その承認を得て、学位審査を受けることになる。博士論文の提出が認められれば、学位審査は、後期課程演習担当教員が主査を務め、副査には他専攻の教員を含む２名

以上があたる。規定により副査には外部の専門審査委員を委嘱することもできるようになっている。審査は厳正かつ公明に行う事が期され、公聴会及び主査１名と副査２名による厳正な口頭試問が行われ、研究科委員会に報告されて学位授与の可否について厳正な判断が行われる。学位授与は３月と９月の２回行う。

学位論文の審査基準については、修士学位・博士学位それぞれ定めている。修士学位論文審査基準は「１．問題意識が明確で、課題設定が適切であること。２．先行研究を適切に検討、吟味していること。３．研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること。４．論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性があること。５．全体を通して社会的・学術的な意義が認められること」であり、博士学位論文審査基準は「１．問題意識が明確で、課題設定が適切であること。２．国内外の先行研究を適切に検討、吟味していること。３．研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること。４．論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性、説得性があること。５．全体を通して学術的な独創性が認められること。６．国内外の学会や社会に対して貢献が認められること」である。2014年度からWebサイトに公開して、学生に周知している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

学生の授業評価アンケートにおいて、「論文作成の過程で、学位論文の精度を高めるための研究指導を受けることができましたか」との設問に対して、「受けることができた」との評価が2013年度では90.0％となっており高い評価となっている。

【3】将来に向けた発展方策

引き続き、学生からの高い評価を得るように、懇切かつ適切な指導を行うように努める。

改善すべき事項

【2】点検・評価

博士課程後期課程の修了率が低い理由として、社会人の割合が高く（25.0％）、あるいは一般入試で入学した学生も途中で心理職等に勤務しながら研究することが多いため、各学生のライフプランに合った研究計画にならざるを得ないことが挙げられる。これを踏まえて修了率を改善するためには、各指導教員の教育指導を一層充実させるとともに、博士号獲得へ向けて研究科全体でのオリエンテーション、中間報告会等も必要である。

【3】将来に向けた発展方策

修了率を改善するためには、各指導教員の教育指導を一層充実させるとともに、博士号獲得へ向けて研究科全体でのオリエンテーション、中間報告会等も必要である。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科には博士課程前期・後期課程及び専門職学位課程の二つの課程があり、入学、カリキュラム、学位については両課程で完全な独立性を保っている。博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻と社会心理学専攻では、本学文学部と社会学部において心理学を学んだ者を中心に、学外からの入学者、異領域からの入学者、社会人、留学生等多様な入学者を積極的に受入れる。博士課程後期課程の心理学専攻では、前期課程修了者及び専門職学位課程の心理臨床学専攻修了者だけではなく、他大学大学院修士課程（博士課程前期課程）修了者、様々な企業や機関において研究業務に携わった経験のある社会人、海外からの留学生特にアジアの各地域や国からの留学生を積極的に受入れる。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況を次の表中の〇印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学	一般		留学生		社会人		留学生 特別推薦	
	募集月	5月	9月	2月	9月	2月	9月	2月	10月	2月
心理学	M	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	D	－	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

博士課程前期課程の認知・発達専攻と社会心理学専攻の入試選抜は、次のとおりである。一般入試は、本学他大学を問わず学部卒業者、卒業見込みの者、それと同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、専門科目と英語の筆記試験及び口頭試問を、学内進学試験（５月実施）は、本学学部卒業見込み学生を対象に、口頭試問のみを行う。外国人留学生入試（諸外国からの受験生対象は、大学卒業、卒業見込みの者又はそれと同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、心理学専門科目の筆記試験及び口頭試問を行う。社会人入試は、学部卒業後３年以上の社会人経験を持ち、通算２年以上企業、官公庁、教育・研究機関等に在職経験がある者（在職中も含む）を対象に、口頭試問のみを行う。外国人留学生特別推薦入試は、本大学院が指定し本研究科が認めた海外の特定の大学からの留学生で所定の要件を満たした者を対象に、書類審査を行う。他に、単位認定を行わない外国人研究生の受入れ制度があり、前期課程外国人留学生入試の場合と同資格者を対象に、各学期前に書類審査及び口頭試問を行い選抜する。在学期間は１年だが延長もあり得る。

博士課程後期課程の心理学専攻の入試選抜は、次のとおりである。一般入試は、本学他大学を問わず修士課程（博士課程前期課程）修了者、修了見込みの者、それと同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、論文審査と英語の筆記試験及び口頭試問を、社会人入試は、学部卒業後５年以上の社会人経験を持ち研究業務の経験がある社会人を対象に、論文審査と口頭試問のみを、外国人留学生入試は、所定の要件を満たした者を対象に、論文審査と心理学の専門試験及び口頭試問を行っている。試験後の合否査定については、本研究科委員会において行っている。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	前期課程					後期課程						
					一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
心理学	12	6	24	18	6	6	8	10	30	17	8	6	0	31	1.25	1.72

本研究科の2014年度入学者数は、博士課程前期課程の認知・発達心理学専攻は２名、社会心理学専攻は９名であった。博士課程後期課程の心理学専攻では、10名であった。収容定員充足率は、前期課程では1.25、後期課程では1.72であった。後期課程の収容定員充足率が高い。

[4] 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生の受入れ方針と学生募集・入試方法との適切性を検証し、恒常的な定員の確保の方策については、本研究科委員会及び研究科執行部の専任教員で随時議論しながら検討している。その結果、2012年度入試からは年２回の入試時期については９月と２月から10月と２月に変更し、他大学院の心理学関連の研究科とできるだけ競合しないように広く門戸を開いた。また、社会心理学専攻の演習指導担当者として専任教員を審査し、担当者数を増加させること（2011年度９名から2014年度11名）により、様々な領域の心理学の研究をめざす受験生に対応している。

XI　研究活動

【1】現状の説明

[1] 研究活動

本研究科の専任教員（臨床心理専門職大学院の専任教員を除く）は、全て文学部又は社会学部に所属するため、各種業績報告についてそれぞれの学部において行われている。各種研究員制度についても、社会学部又は文学部において施行されており、本研究科では行っていない。また、学内外の研究費補助、教員研究費、研究所等における共同研究も、両学部の専任教員として行うため、本研究科独自には行っていない。

本研究科の専任教員の中には、心理学関連学会賞の受賞経験を有している者、学会誌の編集委員、委員会・研究会の委員を委嘱される者、学会の理事等がおり、研究成果と専門性を活かした活動を行っている。本研究科独自の研究成果の発信としては、2009年度より教員のための紀要『関西大学心理学研究』を発行し、2014年３月には第５号を刊行した。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

2013年度にLucy Spence助教授（サウスカロライナ大学）を外国人招へい研究者として受入れた。2013年５月15日には、心理学研究科主催で招へい研究者講演会「21世紀型の子どもたちのリテラシー」を開催した。ESL（第二言語としての英語教育）クラスに長年携わってきた経験から、ライティング、異文化教育、ルーブリック等を踏まえた子どもたちのリテラシーについて講演と活発な議論が行われた。

検索

社会安全研究科

検索

第２編　社会安全研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 495

Ⅲ　教員・教員組織 …… 497

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 499

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈499〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈501〉

Ⅳ－３　教育方法〈504〉

Ⅳ－４　成果〈506〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 507

ⅩⅠ　研究活動 …… 508

ⅩⅡ　国際交流 …… 509

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

大学院社会安全研究科は、まず2010年４月に修士課程（防災・減災専攻）が新設され、続いて2012年４月に博士課程後期課程（防災・減災専攻）が開設された。後期課程の開設に伴い、社会安全研究科修士課程は社会安全研究科前期課程へ名称変更された。

本研究科の理念・目的は、学際融合研究を推進することにより「安全の学知」の集積・体系化に取り組むとともに、防災・減災・事故防止のための理論研究並びに政策立案、及びその実践を担いうる人材の育成にある。安全・安心な社会の創造は、21世紀の我が国が実現すべきもっとも重要な課題の一つである。我が国ではこれまで、専ら安全・安心問題を研究教育する大学院は存在していなかった。本研究科は、安全・安心に関わる我が国では初めての研究科であり、その理念・目的は社会の要請に適切に応えたものである。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の理念・目的は、文部科学省への認可申請に際して同省に提出された「関西大学大学院社会安全研究科の設置の趣旨」の中に明記されており、その要点は本研究科のHPに公開され、広く社会へ公表されている。

また、2010年４月に発刊された関西大学社会安全学部編『安全・安心を科学する』（産経新聞出版）の巻末資料に上記「設置の趣旨」を収録し、本学構成員がいつでも研究科の理念・目的や設置の趣旨を確認・参照できるようにしている。

この他、毎年発行している大学院案内パンフレットにおいても、研究科の理念・目的を記載し、社会への周知の取組を行っている。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

前期課程は開設後４年が経ったが、後期課程は開設後２年余しか経ておらず、2014年度末に完成時期を迎える。後期課程が完成していない段階で「理念・目的の適切性」について論議することは妥当ではないので、これまでのところこの点についての定期的な検証は行っていないが、一方で、研究科委員会やFD等の日常的な活動のほか、全学的な自己点検・評価活動等を定期的に実施しており、理念・目的の適切性について検証を行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

文部科学省への認可申請の際、本研究科における人材育成の柱として、研究者の養成と高度専門職業人の育成の二つを掲げた。そして、特に後者を促進するために、社会の第一線で活躍している実務者の研究科への受入れを重視した。これまで、前期課程では複数の社会人大学院生を受入れ、課程修了するに至っている。現在も、前期課程・後期課程には複数の社会人大学院生が在籍している。その出身母体は、近隣

の地方自治体や在阪の大手企業等多彩であり、本研究科の理念・目的が適切であったことの一つの証左である。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

前述[1]でも触れたが、前期課程、後期課程ともに複数の社会人の入学希望を受入れていることは、本研究科の理念・目的が一定程度社会に浸透しているということを示している。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

前述のとおり、社会安全研究科後期課程は、2014年３月に完成時期を迎える。したがって、これまでのところ、「理念・目的の適切性」について検証は行っていない。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

後期課程は未だ完成年度を迎えていないことから、理念・目的について将来に向けた発展方向を議論することは、時期尚早である。設置認可の段階で明示した理念・目的に沿って研究科の運営を図っていくことが当面の責務である。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

特に記載すべき事項はない

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

特に記載すべき事項はない

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

開設以来、研究科の収容定員（前期課程30名、後期課程15名）はほぼ充足しており、出身者も本学の卒業・修了者のみならず、他大学出身者や社会人、留学生等多様である。このことは、開設時に掲げた本研究科の理念・目的が適切であったことを示すものであり、現時点で理念・目的の見直し・改善の必要性は薄いと考えられる。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科は、国際的にもユニークな研究科であることから、海外からの大学院生を積極的に受入れていくためにも、英語での情報発信を強化していく必要がある。

また、東京連続セミナー等本学主催の取組の際、大学院パンフレット等の配付を行うことで、更に理

念・目的を社会へ周知していく必要がある。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

後期課程が完成する2015年度以降、理念・目的の適切性について、定期的な検証が必要になってくると考えられる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

研究科が開設されてから未だ４年しか経過しておらず、現在のところ、設定されている研究科の理念・目的に大きな問題はなく、改善すべき事項も見当たらない。ただし、2015年度以降は、後述〔３〕の仕組みをつくり、理念・目的の適切性について検証に着手する必要がある。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

HPによる情報の発信は、社会への周知という点で効果が大きいと考えられる。HPによる情報発信を更に充実させていく必要がある。

2017年春に、社会安全学部編『社会安全学入門』（仮題）の公刊が予定されている。社会安全学を体系的に論じるテキストとなることから、その中においても研究科の理念・目的について言及がなされ、社会への周知の一助とされる必要がある。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

2014年度末に後期課程を含め研究科全体が完成時期を迎える。したがって、2015年度以降、研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証する仕組みをつくるべきである。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科の求める教員像は、「Ⅰ理念・目的」で示した教育理念や目的を実現するに資する人材であり、新たな学問分野を確立するために、広い見識とそれぞれの分野において豊かな実績が求められる。

本研究科の教員構成は、専任教員28名中文系16名・理系12名となっており、文系・理系別だけでなく各分野にバランスよく教員を配置し、学際融合分野における社会安全教育が実現できるよう配慮している。

また、教員組織の編制方針については、学部・研究科に人事委員会（委員３名）を常設しており、そこで検討している。人事委員会は人事に関する事項を扱う委員会であり、具体的には、将来構想や採用計画の策定、昇任手続き等を行っており、一例をあげれば、任用については専門分野、実務経験、年齢等を考慮しつつ、大学院教育も視野に入れた上で、慎重に審議されることとなる。ただし、教員人事に関する事項は教授会・研究科委員会審議事項と規定されているため、最終的には、教授会・研究科委員会において審議・決定される。また、これらについては、申し合わせ及び内規にて明文化している。

なお、「教授会規程」に定められているとおり、カリキュラム運営、成績管理等の教育に関する諸権限と責任については、教授会の審議事項としている。助教を含む全教員による教授会において、学際的カリキュラムの運営をはじめ、構成員の合意形成、意思決定・伝達の機能が実現している。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

大学院社会安全研究科は、2010年４月に修士課程（防災・減災専攻）が新設され、続いて2012年４月に博士課程後期課程（防災・減災専攻）が開設された。後期課程の開設に伴い、社会安全研究科修士課程は社会安全研究科前期課程へ名称変更された。2010年の修士課程設置認可申請時、並びに2012年博士課程後期課程設置認可申請時には、科目適合について教員審査を受けている。その結果、専任教員28人中23名が審査において可能と判定された教員が当該科目を担当しているため、編制方針に沿った適切な教員配置ができている。また、2014年４月に任用した教員５名についても、人事委員会を通じて研究科のカリキュラムに沿った授業担当の可否を判断しており、本研究科ではそれぞれの専門性を生かした授業科目を担当するとともに、主要な専門科目は専任教員が責任をもって教授する体制を整えている。

社会安全という新しい学際的学問領域を担うため、専任教員の分野は非常に多岐にわたっており、その内訳は、法学関係(5名)、経済学関係(4名)、文学(心理)関係(4名)、情報・教育学関係(2名)、社会学・社会福祉学関係(1名)、理学関係(1名)、工学関係(9名)、社会医学関係(2名)で構成されている。これらの多様な領域を学際的融合する教育・研究を実施するため、全ての教員による緊密な協議・連携を行っている。

また、本研究科教員の年齢分布は、61-70歳５名、51-60歳７名、41-50歳13名、31-40歳３名となっており、大きな偏りがない状況となっている。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の教員の募集・任用・昇任については、「教育職員選考規程」、「社会安全学部教員の任用に関する申し合わせ」、「社会安全学部教員の昇任取扱い内規」、「社会安全学部教員昇任基準に関する申し合わせ」「社会安全学部教員の助教の昇任・移行に関する申し合わせ」に基づき、透明性を確保しつつ適切に行われている。これらの諸規程に基づき、教員の募集・採用及び教授の任用、准教授から教授への昇任人事、助教の昇任・移行の審査を実施している。

これらの手続きにあたっては、教授会で選ばれた３名の教員からなる審査委員会が、履歴書・研究業績書等に基づき審査報告書を作成し、教授会で報告した後に、審議し投票によって可否を決定している。特に、昇任人事については、本研究科博士課程後期課程設置を見据えて行い、手続きに遺漏がないよう適切に行った。

本研究科の教員人事は、学部内に設置している人事委員会において、教員人事の将来構想、採用計画、「人事に関する内規・申し合わせ」等を審議・立案し、最終的に教授会にて審議・決定しており、透明性を担保している。

[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

教員の活動実績を明示することを目的として、紀要『社会安全学研究』を毎年発刊し、そこに教員の研究業績一覧や教員・大学院生の学術論文を掲載している。これは研究活動の促進とともに一般社会に向けた研究成果の公表を行うことにより、学術面での社会貢献活動の場となっている。

また教員の研究発表と討論を行う「社会安全学セミナー」を継続的に実施しており、積極的に教員間の研究情報に関する情報交換の場を設定している。

更に教員の研究内容を社会に発信する試みとして書籍発行を行っており、『検証　東日本大震災』(2011年)、『事故防止のための社会安全学』(2013年)、『防災・減災のための社会安全学』(2014年)を出版し、

全教員が執筆に協力している。

授業・教育内容に関しては、本学部・研究科ではFD委員会（教員４名）を設置し、そこが主体となり、月に１回程度、授業・教育開発検討会を教授会後に実施することで、教員間における講義・教育活動の資質向上に努めている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科では、教育目標に基づき、学位授与方針を次のとおり明示している。

本研究科の学位は、安全・安心な社会の創造のために、現状を複眼的に分析し、それを基に既存の理論を継承・発展させて新しい理論を創造し、理論的な裏づけの下、政策や制度設計に関する提案を行うことができる能力を修得した者に授与される。即ち、前期課程の教育課程を修め、所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者に対して「修士（学術）」（Master of Arts and Sciences）の学位を、後期課程の教育課程を修め、所定の単位を修得し、博士論文の審査に合格した者に対して「博士（学術）」（Doctor of Philosophy）を授与する。前期課程では、災害や事故のリスクを理工学的に定量評価するだけでなく、社会科学的な定性的評価を加えることによって、リスクをより総合的に判断できるシステムの設計や安全・安心な社会を実現するための政策を提言・立案できる実践的かつ専門的能力を有した人材を育成する。また、後期課程では、社会安全分野において自立した研究遂行能力を備えた、理論創造と政策提言のできる研究者並びに高度専門職業人を育成する。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科は、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立を重視し、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修できるよう留意したカリキュラム編成を行っている。即ち、本研究科前期課程では、教育の基礎となる「必修科目群」と応用・展開科目に当たる「選択科目群」とに大別し、「選択科目群」は「防災・減災」領域をカバーする「コア科目」と、社会災害及びその他の周辺科目を纏めた「関連科目」とに分類している。更に、修士論文の作成指導においては、人文・社会科学及び自然科学分野の融合推進の観点から、１名の主担当教員と異分野の２名の副担当教員による複合的な研究指導を行っている。また、後期課程では、教育の基礎となる「必修科目群」と、応用・展開科目に当たる「選択科目群」とに大別し、「選択科目群」を更に、理工システム系、社会システム系、人間システム系の三つに体系化し、社会安全分野の専門研究者の育成という視点を強く意識したカリキュラム編成としている。こうしたカリキュラムを通して、大学院生に対して、必要な異分野の知識を組み合わせて、複眼的・総合的な分析と理論・政策創造が可能となる能力を養成する教育を行う。

修士論文の作成指導においては、自然科学並びに人文・社会科学分野の融合推進の観点から、主担当教員と異分野の２名の副担当教員による複合的な研究指導を行う。また、提出された修士論文については、主査と２名の副査が多角的に審査を行う。博士論文の作成指導においては、高度に専門的な学問的探求を

進めるため、主担当教員が総合的に研究指導を行う。また、提出された博士論文については、主査と多角的に指導できる２名の副査が審査を行う。更に、修士論文中間発表会及び博士論文中間発表会を毎年開催するとともに、最終年度末には修士論文発表会及び博士論文発表会（2015年２月に第１回を予定）を開催して、一般公開で研究発表を行っている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

前述[1]及び[2]で述べた教育目標に基づく学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学院要覧や入学時の全体ガイダンス及び指導教員による個別ガイダンスで学生に説明している。また、本研究科のHPにおいて、カリキュラム、演習テーマと内容、学生の受入れ方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針、社会安全学部及び他学部・他研究科との関係等を構成員（教育職員・学生）や社会に対し公表している。更に、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関連する本研究科が実施している研究・教育内容は関西大学社会安全学部編『安全・安心を科学する』（産経新聞出版）、関西大学社会安全学部編『検証　東日本大震災』（ミネルヴァ書房）、関西大学社会安全学部編『事故防止のための社会安全学』（ミネルヴァ書房）、関西大学社会安全学部編『防災・減災のための社会安全学』（ミネルヴァ書房）等を通じて、構成員（教育職員・学生）や社会に対し公表している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本研究科における教育目標に基づく学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、研究科委員会、運営委員会、拡大運営委員会及びカリキュラム検討委員会において随時見直しを行っている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

提出された修士論文の審査は主査と異分野の２名の副査により行われている。そのため、本研究科の大きな特徴である多様性が反映された修士論文に仕上がっている。また、毎年開催される修士論文中間発表会及び博士論文中間発表会、最終年度末に開催される修士論文発表会（博士論文発表会については2015年２月に第１回を予定）において研究発表を行わせている。そのため、研究内容の充実化が図られていると同時に、専門分野が異なる聴衆へ説明する技術が向上している。

【3】将来に向けた発展方策

現在の主査と副査による修士論文の審査制度は効果が出ているため引き続き継続するとともに、博士論文においても同様の審査制度を実施する。また、主査・副査以外への研究発表として有効に活用できている修士論文中間発表会、博士論文中間発表会及び修士論文発表会を継続するとともに、2015年２月には博士論文発表会を実施する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

修士論文の作成指導においては、主担当教員と異分野の２名の副担当教員による複合的な研究指導を行っている。しかし、本研究科では極めて多様な研究が実施されていることや専門性の高い研究テーマ多いこと等から、副担当教員が十分に研究指導に参加できていない事例が見られる。

HPを用いて本研究科に関する情報を公表しているが、日本語版のみであり、国外に対する情報公開が不十分である。

【3】将来に向けた発展方策

修士論文の作成指導において、副担当教員の参加が十分ではない事例が見られる。よって、副担当教員がより積極的に研究指導に参加するため、副担当教員と副査を同一にする等の検討を行う。

また、英語版のHPや募集案内を作成して、国外に対する情報公開の推進を図る。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

[1] 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科では継続的にカリキュラムの見直しを行っており、博士課程前期課程は2014年度に新たなカリキュラムに移行した。よって、以下においては、2010年度から2013年度までの入学者用のカリキュラムを2010年度カリキュラム、2014年度以降の入学者用のカリキュラムを2014年度カリキュラムと表記する。

博士課程前期課程では教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークとリサーチワークのバランスを取りつつ教育課程を体系的に編成している。開設授業科目は、大きく「必修科目群」（2010年度カリキュラムでは８科目、2014年度カリキュラムでは６科目）と「選択科目群」（2010年度カリキュラムでは27科目、2014年度カリキュラムでは33科目）に分かれている。必修科目群には研究教育の基礎となる科目を配置しており、社会安全に関する基礎的素養を修得するための講義科目や実践力を付けるための演習が含まれている。選択科目群には応用・展開を図るための科目を配置しており、「コア科目」（2010年度カリキュラムでは12科目、2014年度カリキュラムでは15科目）と「関連科目」（2010年度カリキュラムでは15科目、2014年度カリキュラムでは18科目）に細分化されている。コア科目は災害対策マネジメント・サイクルにおける四つのフェーズ（①被害抑止、②被害軽減、③応急対応、④復旧・復興）を意識しており、自然災害に係る防災・減災領域問題を解決するための科目を配置している。また、関連科目には社会災害及びその他の周辺科目を配置している。

2010年度カリキュラムにおいては、必修科目群中の専攻演習４科目と災害シミュレーション演習の計５科目はリサーチワークを直接的にサポートするものであり、残りの必修科目、コア科目及び関連科目は社会安全問題を体系的に修得するものでコースワークに対応する。修了要件としての必修科目単位数16単位のうち、リサーチワークに関係する科目は10単位となっており、全体の単位数からしても適切であるといえる。また、2014年度カリキュラムにおいては、必修科目群中の専攻演習４科目はリサーチワークを直接的にサポートするものであり、残りの必修科目、コア科目及び関連科目は社会安全問題を体系的に修得す

るものでコースワークに対応する。修了要件としての必修科目単位数12単位のうち、リサーチワークに関係する科目は８単位となっており、全体の単位数からしても適切であるといえる。したがって、コースワークとリサーチワークのバランスが適正に取れていると判断している。

博士課程後期課程においても教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークとリサーチワークのバランスをとりつつ教育課程を体系的に編成している。開設授業科目は、大きく「必修科目群」（４科目）と「選択科目群」（20科目）に分かれている。必修科目群には研究教育の基礎となる科目を配置しており、社会安全に関する高度な研究指導を行うための演習が含まれている。選択科目群には社会安全に関する深い知識を修得するための科目や応用・展開を図るための科目を配置しており、「理工システム系」（７科目）、「社会システム系」（７科目）及び「人間システム系」（６科目）に細分化されている。そして、学生は各システム系から１科目以上修得する必要がある。

必修科目群中の専攻演習４科目はリサーチワークを直接的にサポートするものであり、選択科目群は社会安全を体系的かつ高度に修得するものでコースワークに対応する。修了要件としての必修科目単位数14単位のうち、リサーチワークに関係する科目は８単位となっており、全体の単位数からしても適切であるといえる。したがって、博士課程後期課程においても、コースワークとリサーチワークのバランスが適正に取れていると判断している。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、学際的な研究教育を行うべく、必要な異分野の知識を組み合わせて、複眼的・総合的な思考と実践が可能となる教育内容を提供している。

博士課程前期課程では、必修科目群において社会安全研究のための基礎的素養を習得するために「社会安全学特別講義Ⅰ・Ⅱ」、実践力を養うために「専攻演習Ⅰ・Ⅱ」を提供している。そして、専攻演習Ⅰ・Ⅱにおいては、主担当教員及び副担当教員２名の複数担当制による手厚い研究指導を行っている。また、選択科目群においては、コア科目として災害対策マネジメント・サイクルに沿って、「水災害特論」、「防災と行政法」（2014年度カリキュラムにおいては「行政法特論」）、「災害心理学特論」、「社会減災政策論」等といった自然災害に係る防災・減災課題についての教育内容を提供し、更に関連科目として「公益事業特論」、「ヒューマンエラー特論」、「工学的安全システム特論」、「安全と法システム特論」等といった社会災害の領域を幅広く取り扱う教育内容を提供している。

このように、防災・減災を中心として社会安全問題を取り扱うために、本研究科では、災害・被害のメカニズムを解明し、防災・減災に寄与する理学・工学の諸分野からなる「理工システム」、災害・被害に関する行政施策、その根拠となる法・経済やボランティア活動を含む社会制度設計からなる「社会システム」、災害・被害に備えて様々な対処を行う人間の心理や倫理、コミュニケーション論からなる「人間システム」の３領域を教育の柱に置き、それぞれの専門領域を組み合わせた教育内容を提供している。

そして、博士課程後期課程では、この３領域を踏まえた研究教育を充実させるため、選択科目群を理工システム系、社会システム系、人間システム系に分けて高度な専門科目を提供している。学生は全てのシステム系から１科目以上を修得する必要があるため、３領域についてバランスのとれた知識が修得できている。また、それらの知識を活用して、複眼的・総合的な研究を実施するために、必修科目群として「専攻演習Ⅲ・Ⅳ」を提供している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程前期課程では、2014年度カリキュラムへの移行に伴い、選択科目群からの修得単位数を増やした。そのため、学生はより幅広い科目を受講するようになっており、本研究科の大きな特徴である多様性が履修状況にも反映されるようになってきている。

博士課程後期課程では、選択科目群に配置されている社会安全に関する深い知識とそれらを応用・展開するための科目を修得した上で、必修科目群に配置されている演習科目で博士論文のための高度な研究を実施するように体系化できている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程では、必修科目群に配置されている社会安全学特別講義Ⅰ・Ⅱにより社会安全に関する基礎的素養を修得し、選択科目群に配置されているコア科目及び関連科目により応用・展開力を身に付け、これらを基にして必修科目群に配置されている専攻演習Ⅰ・Ⅱにより実践力が養われている。

博士課程後期課程では、学生が「理工システム系」、「社会システム系」及び「人間システム系」からそれぞれ１科目以上を修得しており、学際的な研究教育が実現できている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

前述のように、博士課程前期課程では、2014年度カリキュラムへの移行に伴い、学生がより多様性のある履修をするようになってきているため、今後もこのカリキュラムを継続する。

前述のように、博士課程後期課程では、選択科目群による深い知識とそれらの応用・展開力の修得、必修科目群の演習科目による高度な研究が体系的に実施されているため、今後もこの科目構成を継続する。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

前述のように、博士課程前期課程では、現在の必修科目群と選択科目群（コア科目及び関連科目）による科目構成により、社会安全に関する基礎的素養、応用・展開力、実践力が培われてきているため、今後もこの科目構成を継続していく。

前述のように、博士課程後期課程では、学生が各理工システム系からバランス良く履修しているため、今後もこの科目構成を継続していく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

博士課程後期課程には、日本語を話すことができない外国人からの問合せが増えており、2014年度には

入学生を受入れた。しかし、英語による専門科目に関する検討は十分に行われておらず、個別に対応しているのが現状である。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

博士課程前期課程の専攻演習Ⅰ・Ⅱにおいては、主担当教員及び副担当教員２名の複数担当制を導入している。しかし、本研究科では極めて多様な研究が実施されていることや専門性の高い研究テーマ多いこと等から、副担当教員が十分に研究指導に参加できていない事例が見られる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

前述のように、博士課程後期課程には、日本語を話すことができない外国人への対応が求められている。よって、英語による専門科目に関する制度設計を行う必要がある。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

前述のように、博士課程前期課程の専攻演習Ⅰ・Ⅱにおいて、副担当教員の研究指導への参加が十分ではない事例が見られる。よって、副担当教員がより積極的に研究指導に参加するため、副担当教員と副査を同一にする等の検討を行う必要がある。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

学際融合的な研究教育を行う本研究科では、大学院生に対して必要な異分野の知識を組み合わせて、複眼的･総合的な思考とそれに基づく研究が可能となるような教育を行っている。

博士課程前期課程の課程修了所要単位は30単位であり、その内訳は必修科目16単位、選択科目14単位となっており、特に無理のある上限設定とはなっていない。また、１年次配当の必修科目８単位以上を含む20単位以上を修得できなかった場合は、２年次配当科目の履修を認めず、研究の基礎を確立しないうちは、次段階に進めないように整備している。本研究科では「防災・減災」を中心的テーマにしているが、社会災害を幅広く取り扱う選択科目も履修できるようにしている。

博士課程後期課程の修了所要単位は14単位であり、その内訳は博士論文作成に関わる必修科目である演習８単位、学際的な内容の講義である選択科目６単位である。選択科目では、社会安全学の博士として必要な学際融合的な知識を深めることをめざしている。

本研究科では、社会人大学院生の便宜を考慮して、講義時間として６限及び土日にも開講している。

教育の形態は、演習及び講義を基本としているが、一方向的な講義に留まることなく、大学院生による発表やディベートも取り入れ、より教育効果の上がる授業を展開している。

学際融合的な研究教育の指導を充実させるため、前期課程では、１名の主担当教員と異分野の２名の副担当教員の３名で大学院生の研究指導にあたる。後期課程では、各自の専門分野についての指導教員の指

導だけでなく、防災・減災の理工システム系、社会システム系、人間システム系の講義を受講することによって、社会安全学分野の広範な学識を深めるよう指導している。

前期課程及び後期課程の学際融合的研究を着実に進めるために、修士論文や博士論文の作成に向けての段階的指導の機会として、年度末に大学院生が自身の研究成果を発表する修士論文中間発表会、博士論文中間発表会を実施している。それに専任教員全員が参加し、広範囲からの討論議論を行うことにより、研究、発表、討論等研究者として必須の能力の涵養に努めている。

特に後期課程の大学院生には、研究成果を学外の学会で発表することを義務づけ、特に学位論文審査基準にも関連することから、査読つき論文集への投稿を義務付けている。

また、大学院生の研究上の問題意識の醸成の一助とするために、学外から様々な領域の第一線の専門家を招へいしてセミナーや研究会を開催している。大学院生はそれに主体的に参加して講演者との討論を行う機会を設けている。

このように本研究科の教育方法及び学習指導は適切に行われている。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成・内容の充実及び授業内容・方法とシラバスの整合性については、全学の教育推進部を通じて全学的な取組を進めている。

本研究科では、シラバスを毎年更新しており、それをWebに公開しているので、学外からも広く閲覧できる。

大学院生に実施したアンケート結果によると、修了要件、カリキュラム体系についての理解度を問う設問に対して、ほとんどの学生が理解できたと回答している。更に、授業の履修に当たって、シラバスで講義概要、成績評価の方法を確認することを問う設問に対して、全員が確認したと答えており、シラバスは学生に十分に利用されていることが確認された。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか

試験による成績評価・単位認定については、全学の教育推進部を通じて全学的な取組を進めている。

本研究科での成績評価は、筆記試験、授業時の発表・討論、レポート作成等が評価の対象とされている。

なお、大学院の講義は少人数であることが多く、現在のところGPA制度は導入されていない。

[4] 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

大学全体の記述に加えて、研究科委員会等において教育成果について議論を行い、改善にむけた具体的な検証を行っている。全学的取組である学生による授業評価アンケートも実施している。

本研究科では、学際融合型の大学院教育の教育課程や授業内容・方法等の改善に向けて、個々の講義科目においても安全・安心に関する複合的な視野に立った教育内容の提供が必要とされることから、全教員が参加する授業・教育開発検討会を毎月実施している。教員は交代で自身の講義の内容や方法について発表し、相互に批評することによって、大学院での教育内容・方法の改善を図っている。

更に教員参加型の社会安全学セミナーを定期的に開催し、他の専門領域の理解と幅広い知識の習得によって教育内容・方法を改善できるよう取り組んでいる。

本研究科では、年度末に前期・後期課程の大学院生は学位取得に向けての研究活動の途中経過について発表する修士論文中間発表会と博士論文中間発表会を実施している。その場において、複数教員による研究指導が効果的に進捗しているかどうかを確認している。また、講義・演習の内容や評価、研究指導については、研究科委員会終了後に懇談等を行っており、随時調整することも行っている。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に寄与できる人材を育成することを教育目標としている。博士課程前期課程では、安全安心な社会創造のために、安全安心に関わる現状を分析し、その分析に基づく政策や制度設計を提案できる能力を習得したものに修士の学位が授与される。博士課程後期課程では、安全安心を実現するための理論を創造できる専門的研究能力と、理論に基づく政策・事業を立案できる能力を習得したものに博士の学位が授与される。

教育目標に沿った成果の達成を評価するために、研究成果の発表件数、大学院生の学位授与率及び課程終了後の進路状況を以下に示す。

大学院生による対外的な研究発表のうち、学会発表数については、2013年度には博士課程後期課程で７件となっている。また、研究論文の発表数については、2013年度には博士課程後期課程で12件となっている。本研究科の博士課程後期課程は発足して１年目にあたるが、博士学位の取得のためには複数の査読つき論文の発表が義務づけられているため、ほとんどの博士課程の大学院生は１年目に研究論文を発表している。

本研究科は博士課程前期課程が完成から３年を経過し、後期課程は発足後２年目であるが、以上のように本研究科の教育目標に沿った成果を着実に上げつつある。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切におこなわれているか

博士課程前期課程を修了したものには修士（学術）が授与される。前期課程修了の条件は、必修科目16単位を含む30単位以上の単位を修得し、修士論文の論文審査に合格することである。修士論文の審査は、専攻演習の指導教員を主査とし、当該修士論文に関連ある授業科目担任の教員２名以上の副査による審査委員が行う。修士論文の成果は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。修士の学位に関する最終試験は、修士論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前述の審査委員が修士論文の成果を中心とし、口頭試問の方法によって行う。

博士課程後期課程を修了したものには博士（学術）が授与される。後期課程修了の条件は、必修科目８単位を含む14単位以上の単位を修得し、博士論文の論文審査に合格することである。学位（博士）論文の審査では、「専攻演習」の指導教員を主査とし、当該学位論文に関連ある者２名以上の副査により実施する。学位論文の審査に当たっては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力を示すに足るものをもって合格とする。具体的には、既発表論文が、査読付論文集あるいはそれに相当する論文集に少なくとも２編以上掲載若しくは採択されることが必要である。博士の学位に関する最終試験は、学位論文提出者の研究成果を確認する目的で開催する公聴会において行う。

修士論文審査基準については、(1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が意識されているか (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか (3) 研究目的に相応しい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見等独創的な観点が加えられているか、と定めている。同じく博士論文審査基準については、(1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか (3) 研究目的に

相応しい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か（4）先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか（5）研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な成果があるか、と定めている。いずれも大学院要覧に明記され、本研究科に在学する大学院生に周知が図られている。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、研究科HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科は、国民生活を脅かす自然災害や社会災害に対処して安全・安心な社会を実現するために、人文科学、社会科学、自然科学を総合した学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災の実現のための理論創造と政策提言に寄与できる人材を養成することを目的としている。このために、社会安全学の専門家をめざす有為な人材を受入れる。入学者の選抜にあたっては、社会安全学部の卒業生や本研究科前期課程の修了生はもとより、本学並びに他大学・大学院において法学・政治学、経済・経営学、社会学、心理学、理学、情報学、工学、社会医学等の専門分野を修め、将来、社会安全分野において専門家として活躍を希望する者や、民間研究機関、企業や公務部門等の実務者で社会安全分野に関心を持つ社会人を受入れる。更には企業・公務部門から求められているリスクマネジメントや危機管理のスペシャリストの育成要請に応えるために、社会人のリカレント教育にも積極的に対応する。また、我が国の防災・減災研究は世界の最先端にあることから、海外からの志望者（留学生）にも門戸を開く。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2012～2014年度の博士課程前期課程における入試実施状況は、以下のとおりである。

- ６月募集：学内進学試験、留学生別科特別試験
- 10月及び２月募集：学内進学試験、一般入試、留学生入試、社会人入試、留学生特別推薦入試、留学生別科特別推薦入試

2012～2014年度の博士課程後期課程における入試実施状況は、以下のとおりである。

- 10月及び２月募集：一般入試、留学生入試

学生募集については「学生募集要項」「学生募集要項（学内進学試験）」で公表しており、入学者選抜は同じく「学生募集要項」「学生募集要項（学内進学試験）」に記載した方法に基づいて公正かつ適正に実施している。

入学者選抜における透明性の確保については、一般入試をはじめ全ての入試に関して、全ての得点データほか判定資料を明らかにした上で、最終の合否判定を研究科委員会で審議し決定している。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
						前期課程					後期課程						
		前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
社会安全	防災・減災	15	5	30	15	1	9	8	9	27	13	0	1	0	14	0.90	0.93

前期課程の入学定員は15名、収容定員は30名であり、在籍学生数は合計27名、収容定員に対する在籍学生数の充足比率は0.9となっている。

後期課程の入学定員は５名、収容定員は15名であり、在籍学生数は合計14名、収容定員に対する在籍学生数の充足比率は0.93となっている。

以上から、定員の設定及び受入れ、管理については、適性に行われている。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

修士課程は2011年度に完成年度を迎え2012年度より博士課程前期課程となり、併せて博士課程後期課程を設置するに至った。この過程において学生募集及び入学者選抜について検討を行っている。また、定期的に実施される研究科委員会において適宜検討を行っている。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

＜学部・研究科共通＞

2011年（１～12月）の研究活動業績は、著書８件、学術論文64件、学会発表13件を含め合計130件であった。

同じく2012年の研究活動実績は、著書10件、学術論文96件、学会発表６件を含め合計138件であった。

同じく2013年の研究活動実績は、著書12件、学術論文34件、学会発表３件を含め合計65件であった。

本学部・研究科では教員が一丸となって、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な研究活動の充実に努め、その成果をもって社会に貢献している。その手段の一つとして、研究費を各方面から獲得することに力を入れており、学内外の研究費に積極的に応募・申請するよう教授会等において周知徹底を行っている。それにより、2013年度は専任教員23名の内、学外研究費である科学研究費補助金採択者が12名となっている。2013年５月現在、科学研究費補助金は専任教員一人当たり2,707,391円、科学研究費補助金を除くその他の学外研究費については、一人当たり3,187,434円となっており、学外研究費の獲得状況は極めて高い。

また、同じく2013年度は、政府系特殊法人からの受託研究４件、民間企業等からの受託研究５件、国及び地方公共団体との学外共同研究１件、政府系特殊法人との学外共同研究１件を実施している。

更に、専任教員の多くが、国・地方公共団体等公的機関の審議会・委員会・研究会等の委員等を委嘱される等、大学内部の活動のみならず、広く社会的に専門性・研究成果を活かした活動を行っており、その実績を教育活動において授業等を通じて還元している。

なお、学会活動においても、学会賞等の受賞経験を有しており、学会の理事等に就任している者が多い。

研究成果の発信については、シンポジウムの他、学部主催の公開講座や高槻市との地域連携協定に基づく講演会、防災分野の展示会への出展等を通じて、研究成果の発信を行っている。

その他、年度毎の研究成果・研究活動報告を掲載した『社会安全学研究』を創刊している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］研究活動

社会安全学部・研究科では、科学研究費補助金について学部・研究科を挙げた取組により、100％に近い申請率となっている。また、採択率は、2011年度70.6％、2012年度45.8％、2013年度66.7％％となっている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］研究活動

科学研究費補助金等については、学部・研究科を挙げた取組により100％に近い申請率となっているが、今後とも同様の取組を維持し、研究活動の継続的発展を図る。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科では、2014年５月１日時点で、博士課程前期課程において７名、博士課程後期課程において１名の留学生を受入れている。

専任教員の在外研究員制度による派遣実績は、2014年度に１名となっているほか、今後も継続的・計画的に派遣を行うため、学部生・大学院生への指導体制の調整、担当授業の調整等を含め、適宜、研究科委員会で検討を行っている。

個人研究費や科学研究費補助金等を利用した海外での調査研究活動（学会含む）は、2012年度に25回、2013年度に26回行われており、国際的な教育研究交流は活発に行われている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

招へい研究者による講演等については、2011年７月、10月、2012年７月及び2014年４月にそれぞれ開催する等、活発に行っている。また、教育活動及び研究活動において、アメリカ・ハーバード大学との連携

を図っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

　招へい研究者による講演をはじめ、教育研究に関する国際的な連携等については、今後も積極的に取り組んでいく。

検索

東アジア文化研究科

検索

第２編　東アジア文化研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 513

Ⅲ　教員・教員組織 …… 514

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 515

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈515〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈516〉

Ⅳ－３　教育方法〈517〉

Ⅳ－４　成果〈518〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 519

ⅩⅠ　研究活動 …… 521

ⅩⅡ　国際交流 …… 521

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

［1］大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学は、アジア文化研究の領域で多数の優れた研究者を擁し、国際的な教育・研究活動を培ってきた。その実績が認められ、2007年度から開始された文部科学省「グローバルCOEプログラム」において、本学が申請した「東アジア文化交渉学の教育研究拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が人文科学分野で採択された。これを承けて、2008年４月に文学研究科を改組し、同研究科内に文化交渉学専攻東アジア文化交渉学専修を新たに設置した。

この専攻が2010年度に完成年度を迎えることを踏まえ、2011年度よりこの専攻を文学研究科から独立させ、新たに東アジア文化研究科文化交渉学専攻を開設した。これによって、本学の特色ある東アジア文化の教育研究を一層発展させるとともに、「グローバルCOEプログラム」で培われた世界的教育研究ハブとしての充実を図るものである。

東アジア文化研究科文化交渉学専攻は、グローバルCOE「文化交渉学教育研究拠点」における独創性と成果を活かし、東アジアの文化研究を開拓しうる国際的研究者及び高度専門職業人を養成することに目的を置いている。

本研究科の教育研究上の目的は、「大学院学則」第３条の２第11項に「東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的教育研究を行い、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成すること」として明確に規定されている。

21世紀に入って、東アジア諸国は相互依存の度合いを一層強めつつある。それにも関わらず、諸国間で感情的摩擦が表面化するのは、他国文化に対するスタンスの未成熟があると考えられる。これを解決するには、自他の文化を優劣や強弱の尺度から評価するのではなく、一国文化をグローバルな視点から把握する視座と手法の確立が求められる。本研究科は、一国文化主義的発想を脱却し、東アジア文化を絶えざる他者との交渉の連鎖によって形成された複合体として捉える文化交渉学の視点に立ち、東アジアにおける文化交渉の諸相を人文学諸分野から動態的・複合的に分析して、東アジアの文化研究を大きく転換するとともに、それを共有する国際的人材を育成することをめざす。

本研究科の教育研究の柱となる文化交渉学とは、東アジアという一定のまとまりの内部での文化生成、伝播、接触、変容に注目しつつ、トータルな文化交渉のあり方を複眼的で総合的な見地から解明しようとする学問である。そこでは、従来の人文学の学問分野毎の研究枠組の越境と、ナショナルな研究枠組の越境が求められる。東アジアの文化交渉の全体像を把握する方法を身につけ、国境を越えて東アジア全体を多様な文化接触の連鎖として認識する視座を養うことを目的としている。

「グローバルCOEプログラム」を受けて、優れた大学院教育を施すための理念と目的は、前述のように明確に示されている。

［2］大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

〈学部・研究科共通〉での記述にもあるが、本研究科の理念・目的は研究科HPや『関西大学総合案内』、『大学院Information』等の印刷物で周知するとともに、学生に対しては進学説明会や新入生ガイダンス等で教員から直接説明を行っている。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

〈学部・研究科共通〉での記述にもあるが、本研究科においても中期行動計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、全学的な自己点検・評価活動の中で、本研究科自己点検・評価委員会が理念・目的の適切性について定期的な検証を行っている。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科はその開設にあたり、東アジアの言語、思想、宗教、文学、歴史等の学問分野において大きな実績を持ち、東アジアを舞台とする文化交渉の全体像を把握しようとする従来の研究枠組を越境した新たな学問領域を開拓し発展させうる教員を配置することを特色とした。開設後の新たな教員配置においても、この方針に適う教員であることを前提に研究科委員会において候補者を選定し、「教員の資格審査に関する東アジア文化研究科内規」により資格審査を行い決定している。また、東アジア文化を研究するための基本的視角として「東アジアの言語と表象」、「東アジアの思想と構造」、「東アジアの歴史と動態」の三つの研究領域を設定し、各研究領域に研究指導教員２名以上を含む３名の専任教員（特別契約教授を含む。）を、博士の学位を有する教員に限定して配置している。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

現在、本研究科に所属する専任教員（特別契約教授を含む。以下同じ。）は９名であり、「東アジアの言語と表象」に３名、「東アジアの思想と構造」に３名、「東アジアの歴史と動態」に３名を配置している。東アジアを舞台とする文化交渉の全体像を把握しようとする新たな学問領域を開拓し、発展させうる教員配置が行われている。学部の所属は文学部７名と外国語学部２名である。このうち中国人のネイティブ教員が１名である。本研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、「大学院学則」第33条により、「大学院設置基準」に規定する資格に該当する本学の教授である。資格審査は、授業及び研究指導を担当する教員を対象に「大学院設置審査基準要項」に規定されているD㊎、D合、M㊎、M合の資格を2011年度より施行した「教員の資格審査に関する東アジア文化研究科内規」に従って公正に行っている。

また、2013年度には教員組織整備のため「定年延長中の専任教員及び特別契約教授の研究指導及び演習科目担当に関する申し合わせ」及び「研究科委員会の構成員に関する申し合わせ」を定めた。

2014年度の入学者は、『データブック2014』〔p. 185（イ）大学院〕のとおり、博士課程前期課程で27名、後期課程で10名であり、教員９名に対して、前期課程ではほぼ大学院生３名につき教員１名、後期課程については、大学院生１名に教員１名となっており、適正な配置であると考える。

必修科目における専任教員の比率は100％であり、領域選択科目においても14科目（クラス）のうち12科目（クラス）を専任教員が担当しており（86％）、専任の比率が高い。なお、任期付き教員は現在のところ予定していない。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

専任教員の募集・任用・昇任に関しては、教員が所属する学部において「教育職員選考規程」に従って行われる。本研究科では「教員の資格審査に関する東アジア文化研究科内規」により専任教員及び非常勤

講師の資格審査を行い、本研究科の授業及び研究指導を担当する教員を決定している。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

本研究科においては、研究科委員会、研究科FD委員会等を通じて不断に改善の方策を講じている。また各種の研修制度が設けられている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、理念・目標として「グローバルCOE『文化交渉学教育研究拠点』を継承し、東アジアを中心とする文化交渉の諸相を動態的・複合的に研究する。『言語と表象』『思想と構造』『歴史と動態』という３領域の有機的連動を通して、国際的に活躍しうる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と掲げており、学位授与方針を次のとおり定めている。

本研究科では下記のとおり、修了時点において学生が身につけるべき能力を定めている。

［博士課程前期課程］

1　東アジア文化に関する高度で専門的な知識を有している。
2　東アジア文化に関する総合的・学際的視野から、自ら設定した課題を考察し解決することができる。
3　東アジア文化に関する深い理解を身につけ、知識基盤社会を支えることに寄与できる。
4　東アジア文化に関する高度で専門的な知を的確に伝え、発信することができる。

［博士課程後期課程］

1　東アジア文化に関する高度で専門的な知識を創造する能力を有している。
2　東アジア文化に関する総合的・学際的視野から、自ら設定した課題を展開し、高い学術的価値を有する成果に結実させることができる。
3　東アジア文化に関する深い理解と洞察力を応用し、知識基盤社会を支えることに寄与できる。
4　東アジア文化に関する高い水準と独創性を備えた知的発信を行い、国際的な水準で発信することができる。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、理念・目標に基づき教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科では、東アジア文化研究に関する 三つの領域「東アジアの言語と表象」「東アジアの思想と構造」「東アジアの歴史と動態」を研究領域として設定し、それぞれの領域における高度で専門的な知識と能力を習得する。加えて、領域横断的な学際的視野と社会的実践に資する課題解決能力を有し、国際的発信力を兼ね備えた人材を養成する。

［博士課程前期課程］
上記３領域いずれかの「必修科目群」を通じて東アジア文化研究の理論と方法を身につけ、「領域選択科目群」によって学際的視野を広め、「共通科目群」によって東アジアに関する諸課題への理解を形成するとともに、学術的発信力を鍛錬する。もって、専門的研究者、高度専門職業人としての必須の素養を身につける。

［博士課程後期課程］
上記３領域いずれかの「必修科目群」を通じて東アジア文化研究の専門家としての能力を研き、「領域選択科目群」によって自ら設定した課題の学際的展開を図り、「共通科目群」によって東アジアに関する諸課題への理解を深めるとともに、学術的発信力を完成させる。もって、自立した研究者として、あるいは東アジア文化に関わる高度専門職業人としての十分な能力を身につける。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

本研究科では、学位授与に係る論文審査について、開設時に「論文審査にあたっての評価観点」を定めていたが、2013年度にこれを「論文審査基準」として整備し、2014年度から『大学院要覧』で学生に周知するとともに研究科HPで公開している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

〈学部・研究科共通〉での記述にもあるが、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、本研究科委員会において毎年度見直しを行うとともに、自己点検・評価活動の中で定期的に適切性を検証している。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科の授業科目数は、必修科目が博士課程前期課程12科目、後期課程18科目、領域選択科目が12科目、共通科目は、A群が５科目、B群（アカデミック外国語）が４科目、C群が前期課程89科目、後期課程55科目である。

前期課程の大学院生は、指導教員の担当する必修科目８単位（演習８単位）、領域選択科目A群２単位、領域選択科目B群２単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。後期課程の大学院生は、指導教員の担当する必修科目（演習12単位）を含めて16単位以上を修得しなければならない。また、全ての授業は半期15週で行っている。

前期課程は修士論文、後期課程は博士論文の執筆を重視してカリキュラムが設定されている。修士論文・博士論文の内容については、一つの地域・一つの国家の中だけに限られた文化現象を扱うのではなく、広く東アジア諸地域の文化交渉を扱ったものでなければならない。

また、2012年度からは、北京外国語大学との間でインターネット（広帯域網）を利用したテレビ会議シ

ステムによる「サイバーレクチャー（遠隔授業)」を実施している。日本に居ながらにして、外国の優れた研究者から直接講義を受けることが可能となり、学生の学術的視野を広げ、研究能力を高める効果を上げている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

関西大学文化交渉学教育研究拠点（Institute for Cultural Interaction Studies、略称ICIS）は、文部科学省の選定による2007年度グローバルCOEプログラムの一つとして同年10月に発足した。

本拠点は、その名のとおり、人文学分野における大学院レベルの教育・研究の水準を高度化させる役割を持つ。この拠点を基盤として、特に博士課程後期課程の大学院生は、研究業績を発表していくことが義務づけられている。

また、本研究科では東アジア地域の文化に関する高度な専門的能力と広範な学際的知見を養うためのカリキュラム編成を行っており、博士課程前期課程・後期課程いずれにおいても、必修科目（演習）を軸に多彩な講義科目を配置している。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科では、東アジア文化を研究するための基本的視角として、「東アジアの言語と表象」、「東アジアの思想と構造」、「東アジアの歴史と動態」の三つの研究領域を設定している。本研究科の大学院生は、これら３領域のいずれかに自らの研究の基盤となる研究課題を設定し、そこから分野・地域の越境による展開を試みる。履修に当たっては、指導教員を含めた集団指導体制の下で、個々の大学院生の研究課題とその後の展開を考慮し、事前に入念な履修指導を行う。これらは本研究科の平成23年度中期行動計画「複数指導体制の構築と検証」において策定された計画に沿ったものとなっている。

大学院生は各自修士論文・博士論文作成に向けて、自らの研究計画を記載したポートフォリオを作成し、教員側はこれをオンラインのシステムにおいて全て参照し、かつアドバイスを行うことが可能となっている。ほぼ全ての授業において双方向的な形式が展開されている。また学生による授業評価も行われている。

博士課程前期課程においては、２年コースの学生については１年度に取得できる単位数は28単位、３年コースの学生については、１年次・２年次の各年度が20単位、３年次が16単位までとなっている。

指導方法としては前期課程・後期課程ともに、研究指導教員１名に加え、それとは専門領域を異にする副指導教員（前期課程で１名、後期課程で２名）を置くという集団指導体制をとることで、より優れた修士論文・博士論文の作成に繋げている。更に、博士課程前期課程及び後期課程いずれにおいても、学位論文の提出にあたって研究科主催の論文構想発表会において論文構想を発表し、研究科委員会において可とされなければ、論文計画書を提出することができない体制をとっている。

このようなカリキュラムと指導体制により、高度かつ学際的な研究能力と外国語運用能力を身につけ、国際的に活躍できる人材を養成するという本研究科の教育方針に沿った教育方法及び研究指導を実施している。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスでは、半期15回の授業において各回の授業日にどのような内容の授業を行うのか、到達目標をどこに置くのか、評価方法をどのように行うのか等の記入を求めている。これにより、記載内容が具体的になり、授業内容の詳細を学生に分かりやすいものとなっている。担当教員はシラバスの計画に基づきフレキシブルに授業を展開している。

なお、シラバスは全科目とも毎年度更新の上、本学HPにおいて学内外に公開し周知している。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

評価方法はシラバスで周知され、筆記試験やレポート作成、平常点による評価等がある。また、フィールドワークや資料講読については、適宜熟達度についてこれを評価している。

成績の認定が適切であるかについては、本研究科FD委員会において、継続して調査を行っている。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

教育成果については、研究科FD委員会において継続して調査を行っている。なお、本研究科においても全学的な様式による授業評価アンケートを毎学期実施している。本学大学院における授業評価アンケートは、設問に対して全て記述により回答する形式となっており、各授業担任者が授業内容や教授方法等を見直し、授業を一層改善するための資料として利用されている。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

大学院生は修士論文・博士論文作成に向けて、自らの研究計画を記載したポートフォリオを作成し、教員はこれをオンラインのシステムにおいて全て参照し、かつアドバイスを適宜行っている。ほぼ全ての授業において双方向的な形式が展開されている。学生により授業評価も行われている。

なお、2011年４月の本研究科開設以降の学位授与状況は、次のとおりである。

	2011年度	2012年度	2013年度
修士	－	12	19
博士（課程）	－	－	6
博士（論文）	4	4	4

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

研究計画書等を提出させ、修士論文・博士論文に関して、演習及び講義の授業において指導教員から詳細適切な指導を行い、独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習の授業を行っている。

学位審査に当たっては、「博士論文審査に関する東アジア文化研究科内規」及び「論文審査基準」に基づき、指導教授を主査、他に２名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問及び審査を経て、

３月と９月の年２回学位授与を行っている。また、博士論文については口頭試問を公聴会方式で行い、透明性を持たせた公平な審査に努めている。博士論文申請資格については、レフリー付き外部学会での口頭発表１回及びレフリー付き外部学会誌への投稿論文掲載１本を基準としている。

なお、「論文審査基準」は、2014年度から『大学院要覧』で学生に周知するとともに研究科HPで公開している。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

[1] 学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科では、東アジアにおける文化交渉の多彩な姿を人文学諸領域から分析する専門教育を行い、豊かな学識の修得、複眼的・総合的な視点の導入・把握、それらに基づく新しい研究領域の開拓をめざしている。その目的は人文科学分野の研究者、高度専門職業人の養成にあり、そのため以下のような人材を求めている。

[博士課程前期課程]

1　東アジア文化の専門的な学習内容及び方法について、学士課程修了相当の基礎的な知識を有している。
2　東アジア文化研究のいずれかの専門領域（「言語と表象」「思想と構造」「歴史と動態」）の研究方法に立脚して、自らの研究課題を設定することができる。
3　東アジア文化に対する高度な研究に関心を持ち、自らの専門的知識によって知識基盤社会の発展に寄与する意欲を持っている。
4　自らの研究成果を、口頭発表や論文執筆によって発信するための基本的能力を有している。

[博士課程後期課程]

1　東アジア文化の専門的な研究内容及び方法について、博士課程前期課程（修士課程）修了相当の知識を有している。
2　東アジア文化研究のいずれかの専門領域（「言語と表象」「思想と構造」「歴史と動態」）の研究方法に立脚して、自らの研究課題を設定し展開することができる。
3　東アジア文化に対する高度な研究に関心を持ち、自らの専門的知識によって知識基盤社会の発展に寄与する意欲を持っている。
4　自らの研究成果を、口頭発表や論文執筆によって的確に、かつ国際的に発信するための専門的能力を有している。

[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2013年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2013年度 入試実施状況〕 4 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学			一般		留学生		社会人		飛び級	留学生特別推薦		留学生別科特別試験
	募集月	7月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	2月	10月	2月	2月
東アジア文化	M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	－	－	－	－	○	○	○	○	○	－	○	○	－

〔2013年度 入試実施状況〕 9 月入学者対象

研究科	入試種別	一般	留学生	社会人	留学生特別推薦	留学生別科特別試験
	募集月	7月				
東アジア文化	M	○	○	○	○	○
	D	○	○	○	○	－

本研究科では、学生の受入れ方針に基づき、一般入試・外国人留学生入試・社会人入試等を実施しており、一般の大学を卒業した学生はもとより、外国人留学生、社会人にも門戸を広げている。また春学期入学の試験が10月と２月に、秋学期入学の試験が７月に行われ、留学生の入学に便を図っている。

試験後の合否査定については、本研究科委員会において行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
					前期課程					後期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
東アジア文化	12	6	24	18	1	2	36	3	42	9	0	15	0	24	1.75	1.33

入学定員は、文化交渉学専攻博士課程前期課程が１学年12名、文化交渉学専攻博士課程後期課程が１学年６名である。2014年度の入試において、前期課程の入学者は23名である。後期課程の入学者は８名である。

2012年度～2013年度の２年間の入学者数は、前期課程・後期課程ともに定員を充足しており、本研究科に占める外国人留学生の比率は高い。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本研究科においては、研究科委員会において、毎年の実績を調査しつつ改善を検討している。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

本研究科においては、博士課程前期課程・後期課程ともに毎年定員以上の在学生がいる。特に、前期課

程においては定員の超過度合いが毎年高い。

【3】将来に向けた発展方策

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

将来の収容定員について、本研究会委員会において検討を重ねている。

XI　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科の専任教員は、文学部・外国語学部に属し、研究科を兼担しているため、本基準については文学部・外国語学部の記述に委ねる。

なお、本研究科では『東アジア文化交渉研究』を年１回発行し、専任教員のみならず、大学院生を含んだ業績を関西大学学術リポリトジーを通じて広く公開している。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科では、中国・北京外国語大学、韓国・嶺南大学校と協力の上、2011年度から「日中韓院生フォーラム」を毎年数次にわたって開催している。各大学の大学院生同士が自分の研究内容について発表し、討論するものである。2014年２月には、イタリア・ローマ大学東洋学院も加わり、「日中韓伊院生フォーラム2014」を北京外国語大学において開催した。これらの大学院生フォーラムにおける論文は、全て公刊する予定である。

検索

ガバナンス研究科

検索

第２編　ガバナンス研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 525

Ⅲ　教員・教員組織 …… 526

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 527

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈527〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈528〉

Ⅳ－３　教育方法〈530〉

Ⅳ－４　成果〈533〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 534

ⅩⅠ　研究活動 …… 537

ⅩⅡ　国際交流 …… 538

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

社会に関わる諸問題を考えるとき、これまでその解決策及び政策の実施主体は政府であると考えられてきた。しかし、近年は、社会の複雑化や社会問題の多様化に伴って、企業や民間団体の積極的な役割が大きく期待されるようになってきたことは、例えば、民間委託の推進やNPO法の制定等に表れている。

つまり、行政及び政治を含めた政府セクター、民間企業を含む市場セクター、そしてNPOや市民セクターが協働して問題解決に取り組み、社会にとって望ましい状態を実現することへの認識の高まりが、「ガバメントからガバナンスへ」というフレーズに代表されるように、ガバナンスに対する注目に繋がっている。そのガバナンスの担い手となることが期待される「高度公共人材」を育成することが本研究科の理念である。

ここで育成しようとする「高度公共人材」とは、公的な問題を発見して、その解決策としての政策をデザインし、更にそれを様々な方法で実現していくことができる能力を持つ人材を指している。つまり、高度専門職業人としての高い倫理性を持ち、国際水準でも通用するような課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが造りだした施策を実行に移していくことができる人材を指している。

以上の認識を踏まえ、「大学院学則」に教育研究上の目的として、「ガバナンス研究科は、国際社会において総合的・学際的な教育研究を行い、高い倫理性を持ち、国際水準でも通用するような課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが造りだした政策を実行に移していくことができる高度専門職業人及び研究者を養成すること」を定めている。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の理念・目的は、「ガバナンス」を掲げる研究科の名称自体が、大学構成員（教職員及び学生）へ周知方法であり、社会への公表方法の一つとなっている。

なお、本研究科の理念・目的については、大学構成員（教職員及び学生）へは研究科のHPや印刷物等で周知・公表するとともに、入試説明会、式典、新入生を対象とした履修ガイダンス、教育懇談会（父母懇談会）等で周知を図り、その理解向上に努めている。また、社会に対しても、研究科のHPやパンフレット等の印刷物等を通じて公表している。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、毎年度研究科委員会において修正や変更を議論する機会を設けてこれを検証している。また、カリキュラムの見直しを行う際にはこれらを参照し、学部執行部会並びに研究科委員会において、両者の間の整合性を維持するように留意している。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科の理念・目的に掲げる高度公共人材として、高い倫理性を持ち、国際水準でも通用するような課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らが造りだした政策を実行に移していくことができる人材を育成するためには、国際社会に通用する総合的・学際的な教育研究を行う必要がある。

そのために、本研究科の教員は、自らの専門とする分野において上記目的を達成するために十分な研究・指導能力を有することが求められる。また、教員組織の編成においては、法学、政治学・行政学、経済学・経営学等の教員を中心にして、多様な専門分野を持つ教員をバランスよく配置する。

なお、求める教員像及び教員組織の編成方針は、時代の変化及び社会の要請に合わせて、必要に応じて随時、研究科委員会において見直しを行っている。

[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

政策創造学部の専任教員のうちの17名が兼担している。その内訳を職階別で見ると、教授11名、准教授6名となっている。性別で見れば、男性15名、女性２名となる。

専門性をもつ教育・研究指導を実施するために、各教員の新規の資格審査については後述の「大学院ガバナンス研究科委員会」において行う。「大学院設置基準」第９条第１項第１号に沿った公平な審査を行うことで、教育水準の維持を図っている。

専任教員の構成を専門分野別に見れば、法学系４名、政治・行政学系３名、経済・経営学系８名、人文社会系２名であり、本研究科が求める学際的融合を基礎とする教育実践が可能な教員組織が編制されている。年齢別では60歳代５名、50歳代２名、40歳代７名、30歳代３名となっており、バランスよく構成されている。17名の専任教員は、いずれもそれぞれの専門分野で優れた研究業績を上げている。その大半はこれまで、修士論文指導や博士論文指導を含む大学院教育において教育上の実績上げている。

また、専任教員以外にも、当該分野で活躍する研究者や実務家を、本学の客員教授制度等を利用して招へいする予定である。

[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の教員の募集・任用・昇任については学部教授会の審議事項であるので、本項目は、政策創造学部Ⅲ-[3]の記載事項を参照されたい。

なお、本研究科は2011年度に設置されたばかりで、講義担当・演習担当資格の見直しは発生していないが、今後必要に応じて、内規等の整備を行う予定である。

[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

ガバナンス研究科専任教員は、全員が政策創造学部に所属している。政策創造学部では、教員の資質の向上を図るため、FD研究会を設置して、FD活動を基盤に組織的な取組を行っている。詳しくは、政策創造学部Ⅲ-[4]の記載事項を参照されたい。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、その理念・目的に基づき、教育目標として、高度専門職業人として、ローカルあるいはグローバルなレベルにおいて、自らがつくりだした政策を実行に移していくための十分な能力を備え、かつ、修了時に、国内の地域における公的な問題の解決、あるいは国際レベルにおける公的な問題の解決のいずれかに沿った研究・学習を行って、上記のことを証明することを求めている。

その上で、国家公務員及び地方公務員、国際公務員、NPO・NGO職員、議員秘書、コンサルタント、シンクタンク職員、ジャーナリスト、民間企業（とりわけ社会貢献部門等）、起業による経営者、そして国会議員及び地方議員といった多様な進路へと修了者が進んでいくことが期待される。

学位授与の要件は、形式的には、本研究科に２年＜4学期＞以上４年＜8学期＞以内在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文若しくは特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することであり、内容的には、国内の地域における公的な問題の解決、あるいは国際レベルにおける公的な問題の解決のいずれかに沿った研究・学習を行い、高度専門職業人としての高い倫理性、国際水準でも通用する課題発見能力、政策立案能力、政策評価能力、そして政策実行能力を身につけていることが証明された者に、学位を授与することとしている。

なお、本研究科では、標準修業年限の短縮を、社会人１年制コース若しくは政策創造学部ガバナンス研究科５年一貫制コースにおいて認めている。社会人１年制コースとは、十分な社会経験と一定以上の研究能力を有する社会人を対象として、修業年限を１年に短縮したコースである。このコースでの受講にあたっては、入学時に、一定の水準の能力と経験、更に研究の方向の具体性を保持していることの審査が行われる。政策創造学部ガバナンス研究科５年一貫制コースとは、所定の基準を満たした政策創造学部４年次生に、ガバナンス研究科授業科目の履修を認め、修了単位として認定された者については、修士課程２年次配当科目の１年次での履修を認め、修士課程の１年での修了を可能にしたものである。また、標準修業年限の延長については、大学院入学者の多様なニーズに対応し、教育研究の機会を拡充するため、修業年限を３年とし、授業科目を計画的に履修する３年コースを実施している。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科の教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を次のとおり明示している。

本研究科が育成しようとする高度公共人材には、政策分析の知識、研究の遂行に必要な基本的能力、国際的な視野を獲得することが必要とされる。これらの獲得を目的として、本研究科では、法学、政治学・行政学、経済学・経営学を中心として、それらの専門分野が有機的な連関を保つ形で教育を行う。

社会科学各分野を網羅しつつ厳選されたかたちで配置されている講義科目群は、政策分析の基礎と手法を身につけながら、学生の関心に応じて、地域における公的な問題の解決、あるいは国際レベルにおける公的な問題の解決に対して必要とされる学際的なアプローチをとるにあたって必要となる知識を獲得できるようにデザインされている。演習科目においても、専門分野を異にする複数の教員が担当することによって、問題を多角的に考察する能力を身につけてもらうことを目標に掲げている。

本研究科のカリキュラムは、講義科目、演習科目、インターンシップに３区分されている。講義科目23科目、演習科目４科目、インターンシップ１科目の全てが２単位とされている。このうち、必修となって

いる科目は、２年次に配当されている「ガバナンス演習Ⅲ」と「ガバナンス演習Ⅳ」の２科目のみである（なお、この２科目を履修するためには、１年次に配当されている「ガバナンス演習Ⅰ」及び「ガバナンス演習Ⅱ」を修得していることを原則的な受講条件として定めているが、研究科委員会の議を経てこの条件を適用しない場合がある）。１学年度に履修できるのは28単位までであり（ただし、社会人１年制コースはこの限りではない）、その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教授の指導を受け承認を得なければならない。

修了所要単位は、30単位以上であり、かつ修了には、必要な研究指導を受けた上で、提出された修士論文若しくは特定の課題の研究の成果の審査及び試験に合格することが条件となっている。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

入学時に実施している学生アンケート調査の「授業の履修にあたり、教職員からの修了要件、カリキュラム体系、シラバスの活用方法その他履修上のルール等の説明は理解できましたか」という質問項目に対して、「理解できた」あるいは「ほぼ理解できた」と回答した本研究科学生の割合は、2013年度並びに2014年度とも100％となっており、入学直後の新入生に限定して言えば、カリキュラム内容について十分に理解している（2012年度については回収率が低かったため、データが存在しない）。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、毎年度研究科委員会において修正や変更を議論する機会を設けてこれを検証している。また、カリキュラムの見直しを行う際にはこれらを参照し、学部執行部会並びに研究科委員会において、両者の間の整合性を維持するように留意している。

２　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科では、コースワークとリサーチワークの充実及びバランスを取るという観点から、研究科内にカリキュラム検討委員会を立上げ、その改革案に基づき、完成年度を経た2013年度にカリキュラム改革を実施している。実際の学生のニーズを考慮する形で、開講科目を従来の「基幹科目群」「展開科目群」「応用科目群」「演習科目群」から「講義科目群」と「演習科目群」に簡素化した。新カリキュラムは、講義科目をより厳選して配置し直すとともに、科目選択に際して学生の自由度をより大きく確保することを目的として設置された。これにより、講義科目群の科目数そのものは減少しているが、学生が社会科学各分野を網羅的に学習するという目的は維持されている。

開設授業科目数は、旧カリキュラムであった2012年度が「基幹科目群」３科目、「展開科目群」４科目、「応用科目群」24科目、「演習科目群」４科目であったのに対し、新カリキュラム実施後は、「講義科目」が2013年度22科目、2014年度23科目、「演習科目」が両年度とも４科目である。専任教員による担当比率はカリキュラム改革の結果極めて高い水準に落ち着いている（2012年度春学期78.9％ 秋学期87.5％、

2013年度春学期100％ 秋学期90.9％、2014年度春学期100％ 秋学期92.9％)。新カリキュラムの導入によって、従来あった講義科目群における必修科目はなくなり、学生は指導教授と相談の上、自由に科目を選択できるようになっている。必修科目は、演習科目群の「ガバナンス演習Ⅲ」と「ガバナンス演習Ⅳ」の２科目のみとなっている（ただし、入学時点で既に具体的な研究計画を有しており一定水準以上の研究能力の基礎を備えている等の理由で研究科委員会が許可しない限り、この２科目を受講する条件として「ガバナンス演習Ⅰ」「ガバナンス演習Ⅱ」の修得が義務づけられている)。

コースワークについては、スリム化された講義科目群の中から学生がそれぞれの研究課題との関連で、経済政策領域、国際政策領域、地域政策領域、政治政策領域、法政策領域の五つの領域のいずれかを中心に専門的な知見を積み上げつつ、その他の分野についても広く学ばなければならないようにデザインされている。そうすることで、学際的なアプローチから国内外の様々な問題の解決を図る能力を開発しようという目的を達成しようとしている。

リサーチワークについては、「ガバナンス演習Ⅰ～Ⅳ」の「演習科目群」を中心に行われている。四つの演習科目では、研究テーマの選定、それに応じた文献・資料調査やフィールドワーク等の方法、論文作成のための方法、研究発表の方法等についての指導を行う。特に「ガバナンス演習Ⅲ」では修士論文あるいは課題研究のテーマ確定に向けての指導を行い、「ガバナンス演習Ⅳ」では修士論文あるいは課題研究の完成を目標とする指導を行う。

本研究科のリサーチワークの特徴は、複数教員による研究指導体制が導入されている点である。学生は初年度に受講することになる「ガバナンス演習Ⅰ，Ⅱ」の２科目（２セメスター）にわたって、複数の教員の指導を受ける体制が整えられている。これにより１人の学生が１セメスターに最高４人までの教員による指導を受けることができ、研究テーマに応じた柔軟な指導が可能になるとともに、開放的な教育環境が創出されている。これは、研究テーマを固めていく段階にある初年度の学生にとって、それぞれの問題を多角的に考察していく上で極めて有効な指導となっている。このリサーチワークにおける多角性は、コースワークにおける学際性と相まって、重層的複眼的に現実社会の問題を考察する能力をもった人材の育成を目的とする本研究科の特色となっている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本研究科は現在までのところ修士課程のみからとなっており、研究者の育成よりもむしろ２年間で社会へ出る（あるいは戻る）学生たちに対して短期間で多岐にわたる社会科学の知見を広く修得させる方向へ導くことに力を注いでいる。しかしながら、意欲のある学生に対しては、研究に対する補助や誘因となるように、学会参加補助制度を利用して、政策研究関連学会へ入会することを奨励し、研究大会への参加やそこでの発表等に積極的に取り組ませるようにしている。そのようにして行われた研究発表としては、2013年度５件の実績がある。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科の目的は、実社会で活躍できる高度公共人材の育成である。現行のカリキュラムにおいては、そのような大学外の実社会において活躍している人材を活用できているとはいえない。そうした人材を招へいし、学生により多角的な視点を与える取組が必要である。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本研究科は、博士課程後期課程の設置を申請中である。設置が求められれば、研究科の目標である「高度公共人材の育成」の中における研究者養成の比重が一定程度高くなる。それに合わせて、学会等を含めた学生の研究発表をより強く奨励する取組が必要になる。

【3】将来に向けた発展方策

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

現行のカリキュラムに含まれている「ガバナンス研究特殊講義」を利用して、現職・元職の中央官庁幹部職員、民間企業の幹部職員、社会的に影響力の大きい研究を行っている他大学研究者等を招へいして、社会的ニーズの高い「産官学連携講義」を開設し、「高度公共人材の育成」を学生に「目に見える形」で表す取組を進める。具体的には、既に政策創造学部において実施している「産官学連携講義」の一部を研究科のカリキュラムも導入することを検討する。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

必要に応じて、ガバナンス研究科委員会において、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容の点検を行い、各課程に相応しい教育内容の提供に努めていく。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科では入学式後にオリエンテーションを実施し、研究関心やこれまでの経験、今後のキャリア形成等に応じて、2年間（社会人1年制コースの場合は1年間）の詳しい履修指導を行う。そこにおいて、主たる指導にあたる教員が決定されて、研究指導の計画が示される。なお、1年間に履修できる単位数は28単位となっている。

一般的な研究指導に関わるスケジュールは、以下のとおりである。

1年次には、4月（入学時）に履修指導、9月に、1年次春学期における研究進捗状況についての個人指導、翌3月上旬に1年次秋学期における研究進捗状況についての個人指導、3月下旬に履修指導を行う。

2年次には、9月に2年次春学期における研究進捗状況についての個人指導を行い、10月に「修士論文計画書」を提出、翌1月に「修士論文」を提出させる。論文受理（研究科委員会）して審査委員決定（2名以上）の後、2月下旬に口頭試問を行い、審査を経て、「審査報告書」を作成する。3月上旬に授与決定（研究科委員会）を行い、3月下旬に学位（修士）記授与式を挙行する。

学位論文の審査基準については、以下のように定め、大学院要覧に明示している。

1．研究テーマが明確であり、社会的意義あるいは学術的意義が意識されているか
2．論文構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか
3．研究目的に相応しい分析方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か
4．先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか

５．研究テーマの分析内容において、独自の知見等独創的な観点が加えられているか

特定の課題についての研究成果の審査基準については、以下のように定め、大学院要覧に明示している。

１．特定の課題が明確であり、問題関心が認められるか

２．特定の課題についての研究成果の構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか

３．研究目的に相応しい分析方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か

４．先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか

５．特定の課題の分析内容において、独自の知見等独創的な観点が加えられているか

授業の大半の科目は、月曜日から金曜日までの１時限～５時限に配置される。６時限（18:00～19:30）、7時限（19:40～21:10）及び土曜日における開講については、社会人大学院生の便宜等を考慮して弾力的に運用されており、実際にも複数の講義及び演習が６時限に開講されている。

本研究科における特徴の一つは、複数教員による研究指導体制である。これにより、１人の学生が１セメスターに最高４人までの教員による指導を受けることができるようになり、研究テーマに応じた柔軟な指導が可能になるとともに、開放的な教育環境が創出されている。また、１学年定員が15名と比較的少数であることを活用して、教員側が一方向的に話を行うというスタイルに留まることなく、学生による発表やディスカッションも積極的に取り入れて、より教育効果の上がる授業が展開されている。更に、本学のインターネットを利用した授業支援システム（インフォメーションシステム及びCEAS）を利用して、授業時間外での双方向的な課題の提示やそれについての議論や課題の提出が可能となっている。これによって、時間的に制約がある社会人大学院生の学習を特に支援している。

研究指導に対する学生側からのフィードバックを受け止めるために、本学が全学的に実施している授業評価アンケートを利用している。研究指導に関する教員間の意見交換の場として、FD研究会を開催している。

以下、2013年度の学生アンケート調査（大学院修了生対象）における関連する設問への回答の傾向を付記しておく。

「学位論文審査の審査要件や審査基準について、指導教授から説明を受けましたか」において「説明を受けた」と回答した学生の割合は、85.7％であった（「説明を受けていない」は０％）。

「研究指導の方法及び内容・計画についての疑問な点や不明な点は、指導教授からのアドバイスによって解決してきたか」において「解決してきた」と「ほぼ解決してきた」と回答した学生の割合は、100％であった。

「学位論文作成の過程で、学位論文としての精度を高めるための研究指導を受けることができましたか」において「受けることができた」と回答した学生の割合は、85.7％であった（「受けることができなかった」は0％）。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

各科目の担任者がシラバスを作成するに当たっては、授業科目の到達目標、受講要件、１セメスター当たり15回分の授業計画、成績評価基準及び成績評価方法、参考文献について、これら各項目を全て記載することを研究科として求めている。

授業計画については、１回毎の内容を明記するようにしており、学生が予習しやすいようにしている。シラバスはWeb上で公開されており、学生が内容を参照する際の便宜が図られている。

本研究科では、担当者からの一方向的な指導だけではなく、担当者と学生との間及び学生間での議論を通した教育が中心になっている。それゆえ、シラバスに記載された授業計画の遵守をこころがけつつ、教育効果を配慮しながら、弾力的な講義を行うことも認めている。

シラバス記載内容、及び記載項目の徹底化については、研究科長の下に組織されたFD研究会において

議論を行って改善を図っている。更に、春学期及び秋学期にそれぞれ１回ずつ実施される授業評価アンケート結果に基づき、授業内容・方法とシラバスとの整合性を保つようにしている。

2013年度学生アンケート（大学院修了生対象）における「履修した科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」という設問に対して「基準どおりであった」「ほぼ基準どおりであった」と回答した学生の割合は、100％であった。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

複数の担当者による講義及び演習については、担当者間であらかじめ評価基準と評価方法についての確認を行った上で、責任者にあたる１名の教員が最終評価を行う。その場合でも、適正な成績評価を行うために、担当者間で成績案について協議を行った上で確定している。

履修に当たっては、本研究科が開設する授業科目以外に、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めた時には、本学大学院の他研究科または他大学院の科目を追加科目として履修することができる。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとなっている。この制度によって、2011年度３名、2012年度４名、2013年度１名の学生が他研究科の科目を履修している。

本研究科に入学する前に、他研究科あるいは他大学の大学院で履修した科目については、10単位を限度に単位認定がなされる。この場合には、研究科委員会によって審議・承認が行われる。これによって、法律学・政治学・経済学・経営学等の隣接分野から、新たに政策研究を志す大学院生への配慮がなされている。

2013年度学生アンケート（大学院修了生対象）における「履修した授業科目の成績評価の結果に納得できていますか」という設問に対して、「納得できている」「ほぼ納得できている」と回答した学生の割合は、100％であった。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本研究科では、次のような方策によって、教員の資質の維持向上を図っている。つまり、全学的なFD推進のための制度を利用しており、教育開発支援センターの下で様々なFDプログラムが推進されている。その一つとして、春学期及び秋学期にそれぞれ１回ずつ実施される授業評価アンケート（質問項目は授業内容や教育方法、施設・設備等）を全ての講義及び演習科目を対象として行って、その結果を基にして授業の質の向上をめざしている。

当研究科では複数教員による指導を特色としているが、複数の担任者が担当する科目については、担任者毎の役割及び教育内容の調整を行っている。また、評価方法と評価基準についての調整を行って、教員間に共通理解がもたらされるように努めている。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

複数教員による研究指導体制により、大学院生が専門性を追求しつつも、より多角的かつ包括的に研究できる環境が創出されている。

【3】将来に向けた発展方策

複数教員による研究指導体制について、教員同士の連携を更に高め、また、大学院生からの意見を反映させるため、意見交換する場を定期的に設定することを検討する。

改善すべき事項

【2】点検・評価

政策研究関連学会への加入者が少ない。

【3】将来に向けた発展方策

博士課程後期課程への進学を想定している学生に対しては、現在行っている政策研究関連学会への入会をより積極的に奨励し、早期から研究大会への参加やそこでの発表等を行うように指導していく。更に、優れた修士論文あるいは特定の課題については、本研究科と密接な関係を有する政策創造学部において刊行されている『政策創造研究』に掲載されるようにすることで、学生の研究に対するモティベーションを高める。

4　成　果

【1】現状の説明

[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科修了後の進路としては、国家公務員、地方公務員、国際公務員、NPO/NGO職員、議員秘書、コンサルタント、シンクタンク職員、ジャーナリスト、民間企業の研究・開発・企画・教育部門、起業による経営者、国会議員、地方議会議員といった多様な進路へ修了者が進んでいくことが可能である。この他には、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校専修免許状（公民）を取得して、社会における問題の解決に教育の面から貢献することも可能とされる。

社会人学生の場合には、高度な専門能力を養うことにより、従来の職場における一層の活躍が可能となる。更に、課程を修了した人材が政策分野に関する研究を引き続き継続することによって、高度な研究及び教育に従事する研究者となることも考えられる。

過去２年間の修了生は、ジャーナリスト、シンクタンク職員、まちづくりコンサルタント、第三セクター職員、教員、地方公務員等として社会に出ており、当研究科のめざす人材を着実に養成している。

[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

ガバナンス専攻修士課程に２年（４学期）以上４年（８学期）以内在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者には、修士（政策学）の学位が与えられる。

修士論文または特定課題についての研究成果は、学位規程に基づき、修士課程に１年以上在学し、所定

の授業科目の内、20単位以上を修得後に学位取得計画書を提出した後でなければ提出することができない。

修士論文は、原則として20,000字以上、特定の課題についての研究成果報告書は、原則として20,000字以上で、論文要旨として、論文概要を1,000字から2,000字程度に纏めることとなっている。

学位に求める水準を満たす論文（または特定の課題についての研究の成果）であるか否かを審査する基準は、あらかじめ学生に明示している。

研究科として統一的に中間発表を行わせる機会は現在のところ設けていないが、学生に対しては、政策研究関連学会への入会を奨励し、研究大会への参加やそこでの発表に積極的に取り組ませるようにしている。

現在のところ本研究科は、修士課程のみであり、修士論文のリポジトリでの公開並びに学外審査委員の登用については行っていない。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

様々な場で活躍できる高度公共人材を育成するために、多様なバックグラウンドを持つ人材を迎え入れることが本研究科のアドミッション・ポリシーである。政策研究は学際的であり、研究対象・方法の多様性という特徴を持つため、法学、政治学、経済学、経営学等の社会諸科学あるいは都市工学、環境学、統計学等の自然諸科学のうちのいずれかの分野について、学部レベルでの基礎知識を修得しているとともに、論理的思考及び表現の基本を身につけている人材を受入れる。また、社会経験を有する人材の入学を可能とするように、多様な入試、即ち、学内進学試験、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試、社会人１年制コース入試を実施する。このうち、外国人留学生入試については、筆記試験における英語による解答も認めることによって、多様な地域からの外国人留学生受入れに配慮する。また、１年制コースの入試において合格の基準に達しない学生については、修業年限を２年以上とする通常の課程としての合否を判断し、就学機会を広げるように努める。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況（４月入学者対象）〕

研究科	入試種別	学内進学			一般		外国人留学生		社会人		社会人１年制		全国社労士連合会特別推薦	留学生別科特別		留学生特別推薦	
	募集月	7月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	10月	2月	2月	10月	2月	10月	2月
ガバナンス	修士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本研究科では、高度公共人材の育成のために、多様なバックグラウンドを持つ人材を迎え入れるという学生の受入れ方針に基づいて多様な形態の入試を実施している。

2014年度の募集定員は、修士課程15名である。学内進学試験は、本学の学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行う。試験内容は筆記試験（専門科目）と口頭試問を実施する。一般入試は、本学、他大学を問わず、学部を卒業した者又は卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以

上の学力を有すると認められた者を対象に行う。試験内容は筆記試験（専門科目、英語）と口頭試問である。なお、一定の条件を満たす場合は筆記試験（英語）を免除する。外国人留学生入試の試験内容は筆記試験（専門科目）と口頭試問である。社会人入試は、社会人応募者に対して、経験・実績を踏まえた研究計画書及び業績報告書の提出を求め、試験内容は筆記試験（専門科目）と口頭試問である。社会人１年制コース入試は、更に充分な社会経験と一定以上の研究能力を有する社会人を対象とするものである。全国社会保険労務士連合会特別推薦入試は、特定の分野を勉学・研究することに強い意欲を有する社会保険労務士を対象に行う。選抜は全国社会保険労務士連合会の推薦及び本研究科での口頭試問により実施している。留学生別科特別入試は、本学の留学生別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）修了者を対象としており、試験内容は小論文と口頭試問である。留学生を対象とする入試については、2015年度から留学生特別推薦入試を実施する。留学生特別推薦入試は、特定の分野を勉学・研究することに強い意欲を有する優秀な留学生を対象に、海外の指定大学による推薦及び選考によって入学を許可するものであり、選考方法は書類選考である。

入試後の合否査定については、本研究科委員会において行っている。なお、本研究科では、修士課程における「高度公共人材の育成」という目標を継承した上で、３年間の教育課程の博士課程後期課程（収容定員９名）の開設を申請中である。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

本研究科の入学者数は、2011年度14名（学内進学９名、一般２名、社会人２名、留学生１名：定員充足率0.93）、2012年度７名（一般４名、社会人２名、留学生１名：定員充足率0.47）、2013年度５名（学内進学１名、社会人１名、留学生３名：定員充足率0.33）、2014年度５名（留学生４名、社会人１名：定員充足率は0.33）である。

なお、2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等については以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在）〕

研究科	入学定員		収容定員		在籍学生数					C/A	D/B
					前期課程						
	前期課程	後期課程	前期課程(A)	後期課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)		
ガバナンス	15	－	30	－	2	2	7	1	12	0.40	－

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者選抜の方法や有効性については、定期的に実施される本研究科委員会で議論することで、検証作業を実施し、今後の対応策等を議論している。

効果が上がっている事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科は2011年４月修士課程を設置して以来、全学の入試関連の各種媒体のみならず、研究科HP等において学生の受入れ方針を広く公表している。また、研究科の受入れ方針を示す機会として、学内外を対象とする研究科進学説明会（2014年度、６回開催）を開催している。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

学生の受入れ方針に基づき、多様な入試形態の適切な実施のために、社会人１年制コースの入試においては、応募者が合格の基準に達しない場合、修業年限を２年以上とする通常の課程としての合否を判断し、就学機会を広げるように努めている。また、外国人留学生入試については、筆記試験における英語による解答も認めることによって、多様な地域からの外国人留学生受入れに配慮している。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

学生募集及び入学者選抜は、毎年度本研究科委員会において厳格な査定を行っている。また、基本方針に対する議論と検証も定期的に行っている。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

引き続き、研究科HP等において学生の受入れ方針を広く公表するとともに、研究科の受入れ方針を示す機会として、学内外を対象とする研究科進学説明会を開催していく。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

引き続き、学生の受入れ方針に基づき、多様な入試形態における学生募集を適正に行っていく。また、留学生については、入試方法等の配慮により多様な地域からの受入れを推進していく。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

本研究科委員会において、継続的に学生募集及び入学者選抜について厳格な査定を行うとともに、基本方針に対する議論と検証を定期的に行っていく。

改善すべき事項

【2】点検・評価

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科の受入れ方針については、大学院進学を望む個人へは明示されているが、更に、民間企業、中央政府及び地方自治体、NGO/NPO、民間シンクタンク等に理解を促すために、より積極的な働きかけが必要である。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

現状では入学定員、収容定員に達していないために、カリキュラム等の一層の充実を図って、訂正な定員管理に努めたい。

【3】将来に向けた発展方策

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

特に、学部生に対して大学院進学を意識付けするきっかけを与えることが必要である。その具体策として、政策創造学部における教育との連携を図り、「ガバナンス研究科連携ユニット」の設置による新たな履修モデルの提案を本研究科委員会で検討する。また、学部における産官学連携講義の一部を研究科に移行することを検討し、産官学連携を強化する。これにより、本研究科の学生受入れ方針の具体的なイメージを示し、研究科の教育方針をより明確に伝える。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

本研究科は、現在、3 年間の教育課程の博士課程後期課程の設置を申請中である。これが実現すれば、博士課程前期課程の定員15名（収容定員30名）、博士課程後期課程定員 3 名（収容定員 9 名）となる。博士課程前期課程における定員の設定及び管理については、収容定員充足率(2014年現在、0.40)の観点からは課題もあるが、博士課程後期課程の設置による定員の変動はない。博士課程後期課程の設置に伴う影響については中長期的に綿密な検討と分析を行う必要がある。

また、学生の受入れ方針に基づき、国際化する教育・研究の実質化を図り、国際的な視野をもつとともに学際的な研究能力を身につけた大学院生を育成することは、本研究科において重要な課題である。その対策の一つとして、本研究科では、留学生別科特別入試を導入し、積極的な留学生の受入れ態勢を整えており、毎年、安定した人数の留学生が入学している（2011年度 1 名、2012年度 1 名、2013年度 3 名、2014年度 4 名）。2015年度からは、本大学院が指定する海外指定校による推薦に基づく留学生特別推薦入試が新たに導入される。募集先の推薦依頼指定校を厳選しつつ、指定大学を拡大することで、一層多様なバックグラウンドを持つ留学生の募集に努める必要がある。社会人に対する受入れについては、学校法人が連携協定を結ぶ地方自治体、近隣自治体等へ積極的に働きかける。

ＸＩ　研究活動

【1】現状の説明

［1］研究活動

本研究科では、平成23年度中期行動計画を踏まえて、教員の研究発表の場として『政策創造研究』を刊行している。『政策創造研究』は創刊時から年 1 巻発行してきたが、2013年度から年間刊行回数を 2 回に増やした。刊行回数の増加は、専任教員による研究成果の発表を促進するとともに、大学院生の紀要への投稿を促すことで大学院教育の充実化も期待できる。

編集に当たっては、専任教員 4 名程度で構成される編集委員会が、執筆者を選定して、査読した上で掲載を決定している。査読については、原則として外部委員への委託は行っていない。なお、専任教員以外の執筆者についても、専任教員の推薦と編集委員会の了承を経た上で、論文を掲載することが可能である専任教員による外部論文及び学会発表による研究業績の公表状況については、『データブック2014』を参照のこと。以下は、過去 3 年間の掲載内訳である。

〔『政策創造研究』掲載・執筆状況〕

年　度	巻	論文	本学部専任教員執筆論文
2011年度	第５号	4	3
2012年度	第６号	8	8
2013年度	第７号	5	4
	第８号	4	6

大学附置研究所との関係については、法学研究所において、研究所長（2012～2014年度、延べ２名）、研究主幹（2013～2014年度、延べ２名）、研究員（2013～2014年度、延べ４名）、研究所幹事（2013～2014年度、延べ２名）として専任教員が関わっている。また、ソシオネットワーク戦略研究機構には、2011年度に専任教員１名が研究員として、経済・政治研究所には研究員（2012～2013年度、延べ４名）、研究所幹事（2013～2015年度、延べ２名）として、研究活動に参加している。

なお、学内研究費については、2013年度教育研究緊急支援経費として１件が採択されている。科学研究費補助金については、専任教員で2011年度７件、2012年度６件、2013年度３件の採択を受けている。専任教員の学術交流として国外における学会活動参加件数は2013年度17件、国内における学会活動件数は42件である。

XII　国際交流

【1】現状の説明

［1］国際交流（国際的な教育研究交流）

本研究科の入学者数は、2011年度14名（学内進学９名、一般２名、社会人２名、留学生１名：定員充足率0.93)、2012年度７名（一般４名、社会人２名、留学生１名：定員充足率0.47)、2013年度５名（学内進学１名、社会人１名、留学生３名：定員充足率0.33)、2014年度５名（留学生４名、社会人１名：定員充足率は0.33）であり、本研究科における外国人留学生の在籍者数は、毎年度一定数を確保している。

研究交流については、在外研究員制度による研究者派遣（年度別１名）並びに、招へい研究者及び外国人研究員制度による研究者の受入れを積極的に活用している。政策創造学部及びガバナンス研究科への外国からの招へい研究者及び外国人研究員は、2011年度１名、2012年度２名、2013年度３名である。また、ルーヴェン大学（ベルギー）との研究者交換派遣協定に基づき、2011年度に１名の教員が派遣されている。

これらの積極的な国際研究交流の成果については、研究者交流のみならず、招へい研究者による講演会の開催等、学生が国外研究者と交流する機会を積極的に設けている。

検索

人間健康研究科

検索

第２編　人間健康研究科　目次

Ⅰ　理念・目的 …… 541

Ⅲ　教員・教員組織 …… 542

Ⅳ　教育内容・方法・成果 …… 543

Ⅳ－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針〈543〉

Ⅳ－２　教育課程・教育内容〈545〉

Ⅳ－３　教育方法〈546〉

Ⅳ－４　成果〈548〉

Ⅴ　学生の受入れ …… 549

Ⅰ　理念・目的

【1】現状の説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

本学が旧制大学令による大学への昇格を果たした1922（大正11）年、総理事山岡順太郎は、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を提唱し、「学の実化（じつげ）」を説いた。その後、「学の実化」は本学の学是（教育理念）として定着し、その後も時代の要請に従い読み解かれ、現在に至るまで本学の教育を推進する上で根幹理念となっている。

本研究科のキーワードとなる“健康”という日本語は一般に英語“health”の訳語として用いられるが、元来は中国の古典「易経」にある「健体康心」という四字熟語が縮まった言葉である。本来それは心の安寧への希求を含めた概念であって、人間の生活と世界観を合一させ、バランスさせる意思を示す語彙であった。これを踏まえて、本研究科の名称「人間健康研究科」を英語で“Graduate School of Health and Well-being”と訳したのは、英語“health”の含意だけでは充足できない広い視野を確保するためである。近年、“well-being”の日本語訳として“健幸”という語句が用いられることがあるが、身体的な“健康”と社会・文化的な“健幸”は、互いに支え合うものであり、両者には密接な関係がある。そこで本研究科では、“health”と“well-being”、あるいは“健康”と“健幸”を、一体として捉えた教育と研究を行う。

今後求められる人間の幸福を実現し豊かな生き方を実現するためには、人間生活の一面のみに視点を置いた対症療法的なアプローチではなく、人間生活に関わる「こころ」「からだ」「くらし」の問題が連続したものであるという認識に立った総合的な視点が必要である。これまでの健康に対する考え方、人びとが抱える生活上の諸問題へのアプローチを大きく変えることが求められている。

これは、本学の学是である「学の実化(学理と実際の調和)」に基づいた教育指針に基づいており、理論研究と実践研究の融合によって学理と実際を調和させ、人間らしく健康で豊かに生活するための諸条件や諸問題を幅広く探究することを教育研究上の目的としている。「人間にとって真に必要な健康のあり方」を、より広範かつ透徹した視野から研究できる人材の養成が本研究科の設立目的として位置づけることができる。

今日、我が国が直面する少子高齢社会の進展と不安定な経済動向において、医療・介護の経費に代表される社会負担の増大は深刻であり、生活習慣病の増加や、社会福祉・社会生活サービスを利用しながら生活する必要のある国民の増加等、大きな問題が山積みされている。このような問題を解決するには、これまでの「行政にしてもらう」受動的な意識から「自己で健康を管理する」能動的な姿勢に転換し、更には「地域社会で健康づくりに取り組む」創造的な生活の営みへと根本的な概念の転換を図る必要がある。健康と健幸の根本となるものは個々人のからだであるが、予防的対応として運動・健康スポーツが生活文化の一部として享受される状況が形成されなければならない。それを実現できる科学的根拠に基づく健康増進事業、幸福を共有できる地域コミュニティの構築、それに個々人の生活を支える社会福祉・社会保障施策も合わせて不可欠なものといえる。このような意味での“健康”及び“健幸”が、現代日本の諸問題に対処するための基礎概念であると同時に、本研究科の目標である。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか

研究科の理念・目的は、教職員及び学生に対して、本研究科のHPや印刷物等で周知・公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、新入生ガイダンス等で重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に取り組んでいる。社会に対しても本研究科のHPやパンフレット等の冊子を通じて広く公表している。

［3］大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

研究科委員会や研究科FD委員会等の日常的な活動で定期的に検証を行っている。今後は、企業対象の懇談会のほか全学的な自己点検・評価活動等を定期的に実施し、理念・目的の適切性について検証を行っていく予定である。

Ⅲ　教員・教員組織

【1】現状の説明

［1］大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

本研究科では、人間生活における健康に関わる諸問題について、健康科学、健康福祉学、教育学、社会学、文化人類学、体育学等による高度な理論研究と実習・実践の両面を重視した研究を行っている。こうした研究を通して、高度専門職としての健康運動指導者、体育スポーツの指導者や、学際的かつ実践的な視野を持った研究者をめざす人材を育成することを目標としている。

本研究科の専任教員は全員、人間健康学部の専任教員が兼務しているが、上述の人材養成を行う教育研究を十全に担える教員構成とすることを教員組織の編制方針とし、上記の学問分野を専門領域に持つ教員を適正に配置している。また、同時に教員それぞれの専門領域を越えた視点を重視し、多様なアプローチによって人間の健康と健幸に関わる諸問題の解決手法を探究することを研究科全体の研究の方向性としている。

また組織運営については、研究科の教育研究に関する意思決定機関として研究科委員会を置き、「大学院学則」の定めに基づき行っている。人間健康研究科長は、人間健康学部長が兼務し、研究科委員会の議長となり、本研究科の運営を統括している。

［2］学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

高度専門職としての健康運動指導者や体育スポーツの指導者の育成と、学際的かつ実践的な視野を持った研究者育成のための基礎教育をめざす本研究科の教育課程の特長は、以下の３点にまとめることができる。

①　人間の健康と健幸に関する専門的な知識の習得
②　人間の健康と健幸に関する専門的な知識をヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの観点から展開することができる研究能力または実践能力の習得
③　地域における身体活動や運動と各種スポーツに関わる人材養成のための実習教育

こうした特長を持つ教育課程を実施するため、健康科学分野３名、健康スポーツ科学分野に２名、人文・社会科学分野に４名の専任教員を配置している。これらの専任教員は、全員、文部科学省への設置認可申請時の教員審査において、担当講義科目及び研究指導について適合判定を受けており、適切な教員配置を行っている。

［3］教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

本研究科の専任教員の募集・任用・昇任に関しては人間健康学部教授会の審議事項であり、本項目については人間健康学部Ⅲ-［3］の記載を参照されたい。

なお、本研究科は2014年度に設置されたばかりであり、講義担当・演習担当資格の見直しは発生していないが、今後必要に応じて、内規等の整備を行う予定である。

［4］教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

人間健康学部では、堺市との地域連携協定に基づき、各教員が専門分野を生かした社会貢献活動に取り組むことで、資質の向上を図ってきた。そこで本研究科では、学部での取組を発展的に継承し、「地域連携課題実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として大学院のカリキュラムに組み込むことによって、教員が継続的に地域社会に関わり、大学院生とともに社会貢献を行える仕組みを制度化した。

具体的には、本研究科の所在地である堺市の総合型地域スポーツクラブ「堺ブレイザーズ」（大阪府堺市築港八幡町１番地、新日鐵住金堺体育館）、同じく堺市の社会福祉協議会（大阪府堺市堺区南瓦町2-1）、2013年３月に設立された奈良県明日香村の総合型地域スポーツクラブ「楽スポあすか」（奈良県高市郡明日香村内の学校や公民館で活動）といった諸団体施設での社会貢献活動を通じた実践型授業をはじめ、学内でも堺市との連携事業による健康運動教室や、一流指導者が指導するバドミントン、ゴルフ、ソフトボール等の各種スポーツ教室の本研究科教員との共催等を通じて、地域の発展と充実に寄与するとともに、教員の資質向上をめざしている。

むろん、学部同様、本研究科の教員も、地域連携事業の一環として、堺市の文化、産業、教育等の様々な分野における研究調査に従事することで、研究能力の向上を図っている。

Ⅳ　教育内容・方法・成果

1　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【1】現状の説明

［1］教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

本研究科は、次のような課題に取り組む人材を育成することを教育目標としている。

少子高齢化が進む我が国において、医療・介護や社会福祉には深刻な課題が山積しており、国や行政に委ねているだけでは解決が難しくなっている。我々が健康で幸福な生活を送るためには、これまでの国や行政にしてもらう受動的な意識から、自己で健康を管理する能動的な姿勢に転換し、更には地域社会で健康づくりに取り組む方向へパラダイムシフトをする必要がある。具体的には、予防対応としての運動・健康スポーツを取り込んだ生活文化の振興や、科学的根拠に基づく健康増進事業の発展、更には幸福を共有できる地域コミュニティの構築等が現代日本において取り組まれるべき課題となっている。

本研究科は、このような現状認識から、高度専門職としての健康運動指導者、体育スポーツの指導者の育成や、地域福祉の実践者の育成、あるいは学際的かつ実践的視野を持った研究者の基礎教育を通じて、現代社会が直面する諸課題を解決へ導くことをめざしている。

以上を前提として、学位授与方針としては、大学HP等で公開している「ディプロマ・ポリシー」に示すように、人間の健康・福祉に関する幅広い知識と実践力を有する高度専門職の育成、及び学際的視野と実践的視野を兼ね備えた人間の健康・福祉に関わる研究者としての基礎教育と各専門分野に必要とされる研究能力を備えることを目標とし、これらの目標に到達したことをもって修士（健康学）の学位を授与することにしている。具体的には、上記のような高度専門職あるいは研究者をめざす人材となるのに必要な実践的かつ社会的な視野を基礎科目の履修で身につけ、修士論文を構想するために必要な方法論や調査スキルを選択必修科目から学んだ上で、それぞれの進路に合わせて用意された専門科目を修得し、その成果を修士論文で示すことを修了要件としている。

［2］教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

本研究科では、その理念と目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を次のように定め、大学HP等で公表している。

本研究科が育成しようとする人材には、人間の健康（health）と健幸（well-being）に関する専門知識の取得を前提として、ヘルスプロモーションやスポーツプロモーションを実際に展開できる研究能力や実践能力の習得を求めている。

その実現のために、まずは人文・社会科学と自然科学を総合した見地からHealth and Well-beingの意味を深く考究し、高度な健康観と総合的な人間力を養う「人間健康研究」と、実践的な研究力を養うための基盤となる調査スキルを身につける「健康調査研究法Ⅰ・Ⅱ」からなる「基礎科目」がある。次に、人間の健康と健幸に関して学術的に裏付けられた知識と、それらを応用し、実践する能力を養う「専門科目」がある。それと並んで、時事的な問題やテーマを取り扱う「テーマ科目」を設け、それを実際のスポーツ施設・機関等における〈正統的周辺参加〉型の学習やスポーツマネジメントスキルを身につけるための「実習科目」と組み合わせて、研究と実践の両立を体験的に教育する。その他、修士論文等の指導を行う「演習科目」に大別される。

基礎科目では、「人間健康研究」と「健康調査研究法Ⅰ・Ⅱ」を通して人間の本質に関わる基礎的な知見と社会的な視野を習得することをめざしている。また、基礎科目で習得した知見を実践的な課題に応用できる能力を身につけるために、より専門性の高い専門科目を配置している。健康科学分野では「健康運動生理学研究」「健康行動学研究」「健康福祉研究」、スポーツ科学分野では「運動環境生理学研究」「身体運動学研究」、健康とスポーツに関する人文・社会科学分野では「身体文化研究」「スポーツ社会学研究」「スポーツ教育学研究」といった科目を設置している。また、専門科目には高度専門職の育成をねらいとする「健康マネジメント研究」もあり、専任教員と実務家の兼任教員との協同により、学理と実際の調和という本研究科の根幹方針を学ぶ機会を提供する。更に、実践性のある科目として「地域連携課題実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、地域において高度な専門職業人として活動するために必要なスキルを実習の中から学ぶための科目を設置している。この「地域連携課題実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」はテーマ科目と連動しており、座学と実学をセットで学ぶことで、研究成果を社会に還元できる視野の広さと、理念・理論から現実を変える力を育成することをねらいとしている。

以上の各科目における所定の単位を修得することで修士論文を提出することができる。その審査については、上記の目標に到達しているかを総合的に審査するために複数人で審査を行うこととし、口頭試問によって目標に対する到達度を判定する。最終的には、修士論文の審査及び人間健康研究科委員会の審議を経て合格した者に対して修士（健康学）の学位を授与する。

［3］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか

本研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、構成員（教職員及び学生）へは大学HPや印刷物等で周知・徹底するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、新入生ガイダンス等で重ねて周知を図っている。また、社会へも大学HPのほか印刷物（関西大学総合案内、データブック等）を通じて広く公表している。

［4］教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

本研究科は、開設されてからまだ数ヶ月しか経っていないため、教育目標や学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性に関して検証する機会をまだ多く得ていない。それでも既に一度、全学生を集

めて本研究科の意図するところを再度周知するイベントを開催している。その際には、本研究科の意見を一方的に伝達するのではなく、学生からの不満や不安を聴取し、FD的に授業方法を改善するとともにカリキュラムを補完する行事等を考える上で参考にしている。

2　教育課程・教育内容

【1】現状の説明

［1］教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

本研究科では、コースワークとリサーチワークの充実及びバランスを取るという観点から、開講科目を「基礎科目」「専門科目」「テーマ科目」「実習科目」及び「演習科目」の五つの科目群に大別し、体系化している。中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2005年９月）に沿う形で、「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」のために学修課題を複数の科目等を通して大学院修了まで段階的に履修するようなコースワークを充実させている。具体的には、まずコースワークの核となる「基礎科目」を設置している。「基礎科目」においては人間の本質に関わる基礎的な知見と社会的な視野を習得することをめざし「人間健康研究」（必修）と、「健康調査研究法Ⅰ・Ⅱ」（いずれか１科目必修）を必修科目としている。「人間健康研究」では人文・社会科学と自然科学を総合した見地からHealth and Well-beingの意味を深く考究し、高度な健康観と総合的な人間力を養うことを、そして「健康調査研究法Ⅰ・Ⅱ」では実践的な研究力を養うための基盤となる調査スキルを身につけることを目標としている。更に「基礎科目」で習得した知見を実践的な課題に応用できる能力を身につけるために、より専門性の高い「専門科目」を設置している。「専門科目」においては、総合的なアプローチによって人間の健康と健幸に関する専門的な知識を習得することをめざし、健康科学分野では「健康運動生理学研究」「健康行動学研究」「健康福祉研究」、スポーツ科学分野では「運動環境生理学研究」「身体運動学研究」、健康とスポーツに関する人文・社会科学分野では「身体文化研究」「スポーツ社会学研究」「スポーツ教育学研究」の科目を配置している。その他、ロールモデルとなる実務家の兼任教員と専任教員との協同による「健康マネジメント研究」では学理と実際の調和を学ぶ実践的な機会も提供している。このように、「基礎科目」から「専門科目」へと段階的かつ総合的なカリキュラムによってコースワークの充実を図っている。

リサーチワークは、「テーマ科目」「実習科目」及び「演習科目」を中心に行われる。「テーマ科目」では時事的な問題やテーマを取り扱い実践能力の習得と学識の充実を図ることをめざし「人間健康テーマ研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置している。「実習科目」では、地域において高度な専門職として活動するために必要なスキルを実習の中から学修する「地域連携課題実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置している。「地域連携課題実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は「テーマ科目」と連動しており、座学と実学をセットで学ぶことで、研究成果を社会に還元できる視野の広さと、理念・理論から現実を変える力を育成することをめざしている。「演習科目」では修士論文等の指導を指導教員が行う。本研究科のリサーチワークの特徴として、「人間健康テーマ研究」と「地域連携課題実習」を通じて指導教員以外の教員も学生の研究の進捗状況を把握しており、指導に適切な意見交換をスムーズに行うことができる開放的な教育環境を創出している。

このように、本研究科は、健康科学、健康福祉学、教育学、社会学、文化人類学、体育学といった各教員の専門分野の枠を超えた多様なアプローチによって人間の健康と健幸に関わる諸問題の解決手法を探究することを研究の方向性としコースワークとリサーチワーク相互の充実を図っている。

［2］教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

本研究科は修士課程のみからなっており、2014年度に開設されたばかりである。

本研究科では、学会参加補助制度を利用して、研究に対する補助と誘因を大学院生に与えている。これを活用して、健康科学、健康福祉学研究等関連学会への入会を大学院生に奨励し、研究大会への参加やそこでの発表、学会誌への論文投稿等に積極的に取り組ませるようにしている。

また、大学院生の研究成果を広く公開することによって、研究活動への動機を高めるような工夫をしている。本研究科と密接に関係を有する人間健康学部では、年１回『人間健康学研究』を刊行し、主として専任教員の研究論文を広く社会に公表している。優れた修士論文あるいは特定の課題については、査読付学会誌等への投稿を奨励するとともに、『人間健康学研究』での掲載を勧めるようにして大学院生の研究に対するモチベーションを高めている。

3　教育方法

【1】現状の説明

［1］教育方法及び学習指導は適切か

本研究科の修士課程に２年以上在学し、基礎科目４単位（「健康調査研究法」ⅠとⅡは選択必修）、演習科目８単位を含めて、計31単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び修士の学位に関する最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。なお、年間履修制限単位数は28単位としている。

現在の授業科目は、原則月曜日から金曜日までの１時限～５時限並びに集中授業に配置されている。６時限（18:00～19:30）及び土曜日における開講については、今後社会人大学院生の便宜等を考慮する場合に弾力的な運用も想定している。

本研究科では、①高度専門職としての健康運動指導者や体育スポーツの指導者をめざす者と、②学際的かつ実践的な視野を持った研究者をめざす者という、二種類の志望をもつ学生の育成を想定し指導を行う。入学者に対しては、それぞれの志望にあわせたカリキュラムを用意した上で、まずは個々の研究課題に適した指導教員を選定し、２年間の履修計画の概要を決定する。次に、本研究科の特色である〈学社融合〉の導入的科目となる「人間健康テーマ研究」を複数の選択肢のなかから選ばせる。この科目は、研究関心の近い２名の教員が担当し、１年次の秋学期に開講する「地域連携課題実習」も同じ教員チームが同じ学生を指導する体制になっているので、学生は指導教員以外にも研究方針を相談できる教員を得ることができる体制を整備している。

１年次の７月には、指導教員が集まって研究指導状況に関する報告会を開催する。ここで万一履修計画に変更が必要となれば、夏季休暇期間を利用した慎重なカウンセリングを経た上で、９月以降に指導教員の交代を含めて柔軟に対応する。その後、10月には研究計画書を提出させて、修士論文作成までの道筋を確定する。その際、調査内容によっては研究倫理に関する会議を開催して審査を行うが、既設の人間健康学部にも既に研究倫理審査に関する内規が存在しているので、それをベースに適切な調査計画の策定を支援する。

また、開設初年度ということで、修士１年次生しかいない現状を鑑み、大学院とは何か、研究とはいかなる活動か、大学院生として相応しい生活態度とは何か等を等身大の立場から教えてもらえる「先輩」を得るために、他の大学院との交流を教員が補助する形で積極的に図っていくことにした。その一例として、スポーツ社会学会の若手研究者の合同研究会に教員が本研究科の大学院生を引率し、同じ大学院生の研究報告を学び、大学院生としての将来を相談できる機会を提供している。

２年次に入ると、まず４月に研究指導状況に関する指導教員による報告会を開催する。１年次に履修する「人間健康テーマ研究」と「地域連携課題実習」を通じて指導教員以外の教員も学生の研究の進捗状況を把握しているので、適切な意見交換をスムーズに行うことができる。６月には学位取得計画書を提出させるが、この際に修士論文作成に必要な資料や調査活動のリストアップを済ませ、遺漏のない論文執筆をサポートする。

修士論文の提出期限は１月に設定している。修士論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員によって行う。審査委員は指導教員を主査とし、修士論文の研究に関連ある授業科目担任の教員２名以上を副査として加える。

審査委員は修士論文の審査の結果を踏まえて、修士の学位に関する最終試験を、口頭試問の方法によって行う。修士論文の研究の成果は、本研究科の教育研究理念に照らし合わせて、人間の健康と健幸に関する学際的で総合的な学識と専攻分野における基礎的な研究能力及び高度専門職等に必要な実践力を示すに足る者をもって合格とする。

修士論文の審査及び最終試験の結果は、本研究科委員会の承認を得なければならない。なお、本研究科委員会は、通常の議事に関しては委員の過半数の出席により成立するが、本議事に関してはより厳格な判定を行うため委員の３分の２以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。

［2］シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科の各科目のシラバスには、授業科目の到達目標、受講要件、学期毎15回分の授業計画、成績評価基準及び成績評価方法、教科書及び参考文献が、全て明示されている。授業計画については、１回毎の内容を明記するようにしており、学生が予習しやすいようにしている。シラバスはWeb上で公開されており、学生が内容を参照する際の便宜が図られている。

本研究科では、担当教員からの一方向的な指導だけではなく、担当教員と学生との間及び学生間での議論を通した教育が中心になっている。それゆえ、シラバスに記載された授業計画の遵守をこころがけつつ、教育効果を配慮しながら、弾力的な講義の運用を行うことも認めている。

また、実施を予定している授業評価アンケート結果に基づき、授業内容・方法とシラバスとの整合性を保つ仕組みづくりを検討している。

［3］成績評価と単位認定は適切に行われているか

複数の担当者による講義及び演習については、担当教員間であらかじめ評価基準と評価方法についての確認を行った上で、責任者にあたる１名の教員が最終評価を行う。その場合でも、適正な成績評価を行うために、担当教員間で成績案について協議を行った上で確定している。

本研究科に入学する前に、他研究科あるいは他大学の大学院で履修した科目についての既修得単位の認定については、今年度が開設１年目ということもあり、それに該当する学生はいなかったが、今後は、認定基準を定め、研究科委員会の審議・承認を経て単位認定を行う。

［4］教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

本研究科では、FD委員会を設置し、教育内容・方法の改善及び教員の資質の維持向上を図っている。同委員会が実施した主な活動には、以下のものがある。

全学的なFD推進のための制度を利用して、授業評価アンケート（質問項目は授業内容や教育方法、施設・設備等）を行うことを予定し、その結果を基にして授業の質の向上をめざす。

4　成　果

【1】現状の説明

［1］教育目標に沿った成果が上がっているか

本研究科の基礎となっている人間健康学部の教育では、人間健康学を、「人間の誕生から高齢までのライフステージを対象として、『こころ』『からだ』『くらし』を総合的に捉える視点から健康概念を捉え、人間の幸福を実現するための健康に関わる諸問題の解決手法を探究する応用科学」であると定義し、人間生活に関わる総合的な視点を重要視している。学部教育においてはこの考え方を踏まえ、「スポーツと健康」「福祉と健康」の二つのコース、及び「ユーモア科学」のプログラムを配置している。

本研究科では、学部４年間の教育成果の上に、人間の健康に対する多角的な理解と分析的思考を更に深めて、専門的な研究アプローチを身につけることをめざしている。理論研究と実践研究の融合によって学理と実際を調和させ、人間らしく健康で豊かに生活するための諸条件や諸問題を幅広く探究する高度専門職者の養成、研究基礎力の養成を教育研究上の目標としている。

こうした観点から、本研究科では教育課程として「基礎科目」「専門科目」「テーマ科目」「実習科目」及び「演習科目」の５科目群から構成されるカリキュラムを配置し、大学院修了までに段階的に学習と研究を深めていくこととしている。

［2］学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

現在、研究科設立１年目で、１年次生しか在籍しておらず、入学時に配付した『大学院要覧』に従い計画的に修了所要単位の修得を進めている段階であり、学位授与の評価について報告できる段階ではない。学位授与については、本研究科の設置申請のため文部科学省に提出した文書に以下の内容を記載しており、これに則って修了認定を行う予定である。

本研究科の修了要件は、本課程に２年以上在学し、基礎科目４単位（「健康調査研究法」ⅠとⅡは選択必修）、演習科目８単位を含めて、あわせて31単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び修士の学位に関する最終試験に合格することである。

修士論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員によって行う。審査委員は指導教員を主査とし、修士論文の研究に関連ある授業科目担任の教員２名以上を副査として加える。審査委員は修士論文の審査の結果を踏まえて、修士の学位に関する最終試験を、口頭試問の方法によって行う。修士論文の研究の成果は、本研究科の教育研究理念に照らし合わせて、人間の健康と健幸に関する学際的で総合的な学識と専攻分野における基礎的な研究能力及び高度専門職等に必要な実践力を示すに足る者をもって合格とする。

修士論文の審査及び最終試験の結果は、本研究科委員会の承認を得なければならない。本研究科委員会では、通常の議事に関しては委員の過半数の出席により成立するが、本議事に関してはより厳格な判定を行うため委員の３分の２以上が出席し、その過半数の同意をもって決することとしている。

なお、本研究科の大学院生に対する周知方法は、現在、本研究科委員会で検討している。

Ⅴ　学生の受入れ

【1】現状の説明

［1］学生の受入れ方針を明示しているか

本研究科では、学生の受入れ方針を次のとおり定め、HP、学生募集要項等で明示している。

本研究科は、ヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの実践に寄与できる高度専門職者の養成と、「人間にとって真に必要な健康のあり方」という観点から研究を遂行できる研究者の基礎教育を目的としている。そのため、健康科学、スポーツ科学、人文・社会科学等、関連する学問領域について基礎的な知識を有し、現代における健康・福祉関連の諸問題を総合的に捉えることができる資質を有する者を選抜の対象とする。当該研究分野において優れた能力を有する人間健康学部生、当該研究分野と関連する本学他学部生の入学者選抜を実施する。また、大学院教育に対する社会からの多様な期待に応じるため、様々な学習歴を持つ学生を他大学からも広く選抜し、併せて、研究または実務経験を有し、更に高度な学術の習得を希望する社会人を対象に入試を実施する。

［2］学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか

⑴　学生募集方法について

大学院入試の情報は、主に各研究科HPに掲載しており、募集要項、過去問題集、大学院広報用冊子を請求者に無料で送付している。また、2013年度から全研究科の募集要項をHPに掲載するとともにWebエントリーシステム（出願支援システム）を導入し、出願者の負担軽減に努めている。

本研究科では以下の入試を実施している。

一般入試、学内進学試験、社会人入試

⑵　入学者選抜方法の適切性と透明性確保の取組について

入試に関する事項は、本研究科委員会において審議し、決定している。

2014年度の入試実施状況は、認可申請日程の都合上、次の日程で入試を実施した。

2014年度の入試実施状況は次の表中の○印により示す。

〔2014年度 入試実施状況〕 4 月入学者対象

研究科	入試種別	学内進学		一　般		社会人	
	募集月	12月	2月	12月	2月	12月	2月
人間健康	M	○	○	※	○	※	○

※志願者なし

本研究科では、3 種の入試（学内進学試験・一般入試・社会人入試）を実施している。入学定員は10名である。試験方法は、①学内進学試験は、本学の学部卒業見込みの者を対象に行う。試験内容は、筆記試験（専門科目、英語）及び口頭試問である。②一般入試は、本学、他大学を問わず、大学を卒業した者又は卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に行う。試験内容は筆記試験（専門科目、英語または日本語）及び口頭試問である。③社会人入試は、大学を卒業後、入学時に 3 年以上経過する者に対して実施する。本入試では、これまでの社会経験や研究業績等を踏まえた研究計画書及び業績報告書等の提出を求め、試験内容は、筆記試験（専門科目）及び口頭試問である。なお、学内進学試験においては、人間健康学部生は、筆記試験（専門科目）を免除し、筆記試験（英語）は、一定の条件を満たしている場合に免除する。一般入試においては、筆記試験（英語または日本語）は、一定の条件を満たす場合に筆記試験（英語または日本語）を免除する。試験後の合否

査定については、本研究科委員会において行っている。

［3］適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

2014年度の入学定員及び収容定員、在籍学生数との割合等について以下に示している。

〔収容定員に対する在籍学生数の割合（2014.5.1現在)〕

収容定員　10名

在籍者数　13名　（13/10＝1.3）

2014年度の入試状況は、入学定員10名、入学者数13名、収容定員充足率は1.3倍であった。

［4］学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

入学者選抜の方法や有効性については、定期的に実施される本研究科委員会で議論することで、検証作業を実施し、今後の対応策等を議論している。

検索

第３編　専門職大学院

法務研究科（法科大学院）

会計研究科（会計専門職大学院）

心理学研究科　心理臨床学専攻
（臨床心理専門職大学院）

検索

法務研究科

検索

第３編　法務研究科　目次

1　理念・目的及び教育目標 …… 555

2　教育の内容・方法・成果等 …… 556

2-(1)　教育課程等〈556〉

2-(2)　教育方法等〈562〉

2-(3)　成果等〈569〉

3　教員組織 …… 570

4　学生の受け入れ …… 574

5　学生生活への支援 …… 578

6　施設・設備、図書館 …… 581

7　事務組織 …… 585

8　管理運営 …… 586

9　点検・評価等 …… 588

10　情報公開・説明責任 …… 592

1　理念・目的及び教育目標

【現状の説明】

1-1　理念・目的及び教育目標の明確な設定について、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」（以下、「学則」という）第２条は、本学の法曹養成の伝統と学是（教育理念）である「学の実化」を踏まえ、その設置目的を、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養成すること」と定めており、この理念に基づき、教育目標を「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の三つの特性を兼ね備えた法曹を養成することであると設定している。

三つの特性について敷衍すれば、①プロフェッショナル・ロイヤーとして、理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成することであり、②ヒューマニタリアン・ロイヤーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現をめざす法律家を養成することであり、③クリエイティブ・ロイヤーとして、複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること、である（根拠・参考資料：「学則」第２条、「関西大学法科大学院パンフレット　2015年度版」p. 2）。

1-2　理念・目的及び教育目標の、法科大学院制度の目的との合致については、前述の理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律（以下、「連携法」という）第１条の定める法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点からも、法科大学院として相応しいものといえる。

1-3　理念・目的及び教育目標の学内周知については、本法科大学院の教育理念・目的及び教育目標は、法科大学院全体として、教授会における教員間での懇談や春学期と秋学期に行われる公開授業参観等のFD活動等を通じて周知徹底を図っている。また、分野・科目別の担当教員による教材の作成・改訂、授業内容やシラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討を通じて、相互的に、教育理念・目的及び教育目標と教育内容について確認している。

学生に対しては、新入学生に対するオリエンテーションや各学年のはじめに行われるオリエンテーションにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院のめざす法曹像とそのためのカリキュラムについて理解を深めるよう努めている。また、2012年度より開講された「法と社会（法実務と社会）」では、本学出身の著名な法曹がオムニバス方式で講義を行い、市民のための法曹を養成してきた本学の伝統を、それぞれの実践の紹介を通して、学生たちに伝えている。更に、元最高裁判事や日弁連元会長に「特別顧問教授」を委嘱し、行事にあたっての講演等を通じて、学生や法科大学院進学希望者に対して、法科大学院設立の理念やあるべき法曹像について語っていただいている。

1-4　理念・目的及び教育目標の社会一般への発信については、対外的には、本学の教育理念・目的及び教育目標を「関西大学法科大学院パンフレット」や本法科大学院のWebサイト（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/）に掲載するとともに、各種の進学説明会における説明等を通じて、公開・発信を行っている。また、本学で開催される国際シンポジウムや海外からの司法関係者の訪問を受けた際には、本学の法曹養成の伝統と法科大学院設立の理念について解説している。

1-5　教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、「教育推進委員会」において行われている。同委員会がこれまで行った検討結果は教授会に報告され、必要に応じて教授会の議を経たうえで

様々な教育上の改善が行われてきている。同委員会の委員は、公法科目、民事法科目、刑事法科目、実務科目、展開・先端科目（以下、これらの科目をパートという）から選ばれ、各パートの教育の内容・方法等に関する現状が同委員会における検討に適切に反映されることを確保するとともに、副研究科長がオブザーバーとして出席することで、委員会での検討結果、問題点、改善すべき内容等につき、執行部との意思疎通・連携が図られることを確保している。

更に、「特別顧問教授」、大阪弁護士会会長経験者、関大法曹会幹事長等からなる「法科大学院有識者懇談会」が設置されており、教育目標の達成状況も含めた本法学科大学院の状況を報告し、大所高所からの助言をいただいている。

本学としての取組としては、学長の下に設置された「法科大学院改革推進会議」において、法科大学院と法学部、関大法曹会との連携を強化する方策が検討されている。更に、常任理事会の下に設置された「法科大学院再生会議」において、法学部における法学教育と法科大学院における法曹養成との関連性を強化し、本学全体として法曹養成に取り組むことのできる教員組織のあり方、及び、法科大学院の学生が現実の法実務に関与する場の提供について具体的施策が検討されている。

【点検・評価（長所と問題点）】

1-5　教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、教育推進委員会、教授会後の教員間の懇談会、アカデミックアドバイザーとの懇談会等において検証を行い、そこでの検討結果を踏まえて様々な改革を行ってきたが、そこでの検証と改革が司法試験の合格者数の増加・合格率の改善に結びついていないことが最大の問題である。

【将来への取組み・まとめ】

1-5　教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施について、法曹養成機関としての実を挙げるため、司法試験の合格者数の増加・合格率の改善に結びつくような検証のあり方を引き続き模索していく必要がある。

2　教育の内容・方法・成果等

2-(1) 教育課程等

【現状の説明　2-(1) 教育課程等】

2-1　教育課程の編成については、告示第53号に規定されている法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目として、それぞれ以下の科目を開設している（科目横の括弧内の数字は単位数）。

○法律基本科目については、公法系７科目、民事法系18科目、刑事法系７科目を開設している。本法科大学院は、学生の段階的かつ系統的な学習を図るため法律基本科目を１年次配当の必修科目である法律基本科目Aと２・３年次配当の必修科目である法律基本科目B、及び、選択必修科目で構成される法律基本科目Cに細分している。法律基本科目Aでは、公法、民事法、刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための講義科目を配置している。法律基本科目Bでは、実体法について、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習によって、法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目的とした演習科目を配置し、手続法については、春学期で基礎学識を修得させるための講義科目を、秋学期でその具体的問題の解決への適用を目的とした演習科目をそれぞれ配置している。更に法

律基本科目Cでは、これらの法分野についてより進んだ学習をするための科目が提供されている（１年次配当科目の「商法」を除く。これは学部で商法を学習しなかった未修者のための補完科目である）。

具体的には、公法系科目については、法律基本科目Aとして「憲法Ⅰ・Ⅱ」(各2)、「行政法総論」(2)の３科目６単位を、法律基本科目Bとして「憲法演習」(2)、「行政救済法」(2)、「行政法演習」(2)の３科目６単位を、法律基本科目Cとして「公法総合演習」(2)の１科目２単位を開設している。

民事法系科目については、法律基本科目Aとして「民法Ⅰ～Ⅵ」(各2)、「会社法」(4)の７科目16単位を、法律基本科目Bとして「民法演習Ⅰ～Ⅲ」(各2)、「会社法演習」(2)、「商法演習」(2)、「民事訴訟法」(4)「民事訴訟法演習」(2)の７科目16単位を、法律基本科目Cとして「商法」(2)、「民事法総合演習」(2)、「会社法発展講義」(2)、「民事訴訟法発展講義」(2)、「民法発展講義」(2)の５科目10単位を開設している。

刑事法科目については、法律基本科目Aとして「刑法Ⅰ・Ⅱ」(各2)の２科目４単位を、法律基本科目Bとして「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2)、「刑事訴訟法」(2)、「刑事訴訟法演習」(2)の４科目８単位を、法律基本科目Cとして「刑事法総合演習」(2)の１科目２単位を開設している。

○法律実務基礎科目については、10科目20単位を開設している。具体的には、必修科目として「法曹倫理」(2)「民事訴訟実務の基礎」(2)、「刑事訴訟実務の基礎」(2)の３科目６単位、及び選択科目として「公法・刑事法LW＆D演習」(2)、「民事法LW＆D演習」(2)、「刑事模擬裁判」(2)、「民事訴訟実務演習」(2)、「リーガルクリニック」(2)、「エクスターンシップ」(2)、「公法実務演習」(2)の７科目14単位で構成される。

○基礎法学・隣接科目については、「法哲学・法理論」(2)、「法哲学・法理論演習」(2)、「比較法」(2)のほか、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく「法と社会（各テーマ)」(各2)、(2014年度の開講テーマは、「法実務と社会」「法とメディア」「法と倫理」「法と環境」「少年法」「検察実務」である）を開設している。

○展開・先端科目については、「知的財産法１・２」(各2)、「知的財産法演習」(2)、「経済法１・２」(各2)、「経済法演習」(2)、「労働法１～３」(各2)、「労働法演習」(2)、「中国ビジネス法講義１～３」(各2)、「中国ビジネス法演習」(2)、「金融法」(2)、「倒産法１・２」(各2)、「国際契約実務論」(2)、「民事執行・民事保全法」(2)、「国際人権・人道法」(2)、「国際公法」(2)、「国際法演習」(2)、「国際私法１・２」(各2)、「国際経済法」(2)、「国際取引法」(2)、「渉外法律実務演習」(2)、「行政統制システム論」(2)、「租税法１・２」(各2)、「租税法演習」(2)、「環境法１・２」(各2)及び「現代法特殊講義（各テーマ)」(各2)（2014年度の開講テーマは「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「知的財産法発展研究」「消費者法」「金融商品取引法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」「憲法訴訟」「経済刑法」である）を開設している（以上について、「平成26年度（2014）法科大学院講義要項」冒頭の平成26年度法科大学院授業科目一覧を参照)。

以上のとおり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目をバランスよく開設している。即ち、法律基本科目群と実務基礎科目群とによって将来の法曹としての実務に必要な学識及び応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が行われており、また、基礎法学・隣接科目群によって幅広い教養及び豊かな人間性の素養を、展開・先端科目群によって、高度の専門的な法律知識及び国際的な素養を修得させる教育を行っている。

更に、講義要項（シラバス）において、全ての科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて相互に関連する科目を明記することによって、本法学科大学院の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。

授業科目の内容は、それぞれの科目群に相応しい適切なものとなっている。そのことは各授業科目のシラバスによって容易に確認することができる。

2-2　法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設について、本法科大学院は、次のような対応を行っている。

まず、①理論と実務とのバランスをとる専門性については、民事法と刑事法に関して、実体法と手続法とを総合し、研究者教員と実務家教員が連携して演習を行う「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」を法律基本科目の選択必修科目として設置している。

次に、②優れた人権感覚を持つ人間性については、実際の市民生活において生起する法律問題を、相談者と面談し、相談者の抱える問題を親身になって解決するためのいわば臨床実習が必要であり、そのための科目として、「リーガルクリニック」を法律実務基礎科目の選択科目として配置している。「リーガルクリニック」については大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（Webサイト<http://www.kansai-u.ac.jp/nakanoshima/>及び同センターのリーフレット参照）で実施している無料法律相談に学生が同席し、実習の形態で教育を行い、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルの試行の場ともなるようにした。また、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

最後に、③日々生起する新たな問題に適切に対処できる創造性については、展開・先端科目として、WTO協定とそれに関連する通商法を対話形式によって授業を行う「国際経済法」、国際契約の実務を扱う「国際契約実務論」と「渉外法律実務演習」、現代的な法的問題について専門家が講義する「現代法特殊講義（各テーマ）」（2014年度は、「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「消費者法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」「憲法訴訟」「経済刑法」等が開講されている）を開設し、更に、基礎法学・隣接科目として、ネット社会における法的問題を対話形式によって授業を行う「法と社会（法とメディア）」を開設している。

更に、大阪にある本法科大学院としての特長を生かして、アジアとの関係を重視した科目を設置していることも、特筆に値すると考える。具体的には、展開・先端科目に「中国ビジネス法講義１～３」を設置して中国ビジネスの全般にわたる法的問題ついて講義し、更に、「中国ビジネス法演習」において、実際の法的紛争例を用いて実務処理能力を養うようにしている。また、法律実務基礎科目の「エクスターンシップ」において、JICA（国際協力機構）のベトナム法整備支援活動を海外エクスターンシップとして行っている。

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関しては、以下のとおりである（「学則」別表、関西大学法科大学院パンフレット2015年度版p. 10）。

修了要件単位数は100単位で、その内訳は次のとおりである。

法律基本科目については、１年次配当の法律基本科目Aが26単位、２・３年次配当の法律基本科目Bが30単位で合計56単位であり、これらは全て必修である。法律基本科目Cは選択必修で、７科目14単位の中から４単位以上を修得することが修了要件である。したがって、修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数は100単位中60単位以上（最大で66単位）である。

法律実務基礎科目は、必修科目６単位と選択科目７科目14単位の中から６単位以上の合計12単位以上の修得が修了要件である。

展開・先端科目については16単位以上の修得が、基礎法学・隣接科目については６単位以上の修得が修了要件である。なお、単位数を合計すると94単位以上となるが、100単位に不足する６単位は、法律基本科目C、法律実務基礎科目の選択科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から履修することになる。

2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、以下のとおりである。

公法、民事法、刑事法の実体法について、法学未修者１年次生に対して、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Aを設けている。民事訴訟法と刑事訴訟法については、実体法の基礎知識が十分でない１年次に配置することは段階的学習という観点から問題のあること、及び、これらの科目については既修者の学力が必ずしも十分ではないことから、配当年次を２年次としている（法律基本科目Bに配置する）。

２年次生及び法学既修者に対しては、公法、民事法、刑事法の実体法について、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基本科目Bを設置している。なお、民法については、学習範囲が広く段階的学習がより強く求められることから、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」を２年次の春学期と秋学期に、「民法演習Ⅲ」を３年次にそれぞれ配置している。両訴訟法については、講義科目を２年次の春学期に、演習科目を秋学期に配置して、段階的学習に配慮している。

３年次配当の法律基本科目は、前述した「民法演習Ⅲ」のほか、選択必修科目の法律基本科目Cとして開設している総合演習科目と発展講義科目がある。「公法総合演習」は、行政訴訟の運用について、実務と理論とを総合して実践的に学ぶ科目であり、「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」は、実体法と手続法を総合した演習科目である。実務との架橋を強く意識して、全ての総合演習において実務家教員が参加・担当している。「民事訴訟法発展講義」、「会社法発展講義」及び「民法発展講義」は、実務を意識した複合的な論点からなる複雑な事案を解決する能力を養うことを目的として対話形式で行われる授業科目であり、段階的学習の観点から３年次配当科目としている。

法律実務基礎科目については、民事訴訟における争点整理と事実認定についての基礎的な知識の習得を目的とする講義科目の「民事訴訟実務の基礎」を２年次の必修科目として配置し、「民事訴訟実務演習」を３年次の選択科目として配置して、段階的学習に配慮している。

展開・先端科目については、先端的法分野の専門的知見を段階的・系統的に学習してより深い専門的知見を修得することができるよう、多くの科目で入門科目としての「講義１」を配置して２年次での履修を可能とし、「講義２」及び「演習」を３年次に配当している。

2-5　授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないかについては、本法科大学院の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されている。具体的には、教授会の教員懇談会や「教育推進委員会」において、司法試験受験対策に偏した授業が認められないことが、折に触れて確認されていること、FD活動の公開授業によって授業内容が定期的に他の教員によってチェックされること、授業内容の詳細はシラバスの授業計画で記述することとなっており、かつ、学生の授業評価アンケートで、授業内容がシラバスの授業計画に即しているかが質問項目となっていること、等をあげることができる。授業において司法試験問題を扱う科目もあるが、短答式問題を知識確認のための小テストとして使用したり、授業で扱う法的問題を議論するために、当該問題に関する論点を含んだ論文式問題をあくまでも学習の素材として使用するのであって、いわゆる答案練習や試験問題の解説を目的としたものではない。

なお、シラバスの内容が法科大学院制度の理念に反するようなものとなっているような懸念の生じないよう、執行部がシラバスの内容を点検し、必要に応じて、担当者に改善を求めることもある。

2-6、2-7、2-8　単位及び授業期間の設定に関して、まず、本法科大学院の授業科目の単位数については、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学習等を考慮して設定されている。具体的には、大学設置基準第21条、第22条及び第23条の規定に則り、週１回15週90分を２単位としている。実習科目である「リーガルクリニック」については１回の事前説明を行った後、実際に法律相談の実習を行い、その後カルテの作成と講評を行う。この実習とカルテ作成・講評の組み合わせを７回（計14回）実施することによ

り、また「エクスターンシップ」はまず１回の研修配属前の説明と書類作成を行った後、指導担当弁護士事務所での研修を行い（２回～13回）、14回で実務研修の結果をまとめ報告書を仕上げ提出し、15回は報告及び意見交換会としている。休講があった場合には、土曜日（授業振替日を除く）または補講期間に必ず補講を行うようしており、このことは厳格に遵守されている。

春学期・秋学期の授業期間は、それぞれ15週にわたり、試験期間はそれとは別に２週間の期間を設けている。補講期間を合わせると、１年間の授業期間は概ね35週にわたるものとして設定されている。

2-9　法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律基本科目（「民法演習Ⅱ・Ⅲ」「民事訴訟法演習」「刑事訴訟法演習」、「公法総合演習」「刑事法総合演習」「民事法総合演習」）の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務的論点も加えて法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法律実務基礎科目については、前述したように、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を２年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させ、早い段階で教育の実を挙げられるよう配慮した。「刑事訴訟実務の基礎」については、２年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいため３年次春学期に配当している。

2-10　法律実務基礎科目については、法律実務基礎科目の必修科目として、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」（２年次配当）及び「刑事訴訟実務の基礎」（３年次配当）の各２単位３科目を設置している。

2-11　法情報調査及び法文書作成については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする「公法・刑事法LW＆D演習」及び報告メモ、鑑定書、内容証明郵便、訴状、答弁書、準備書面、契約書、和解条項等の法理関係文書の作成を実習して修得することを目的とする「民事法LW＆D演習」を各２単位科目として開設している。

なお、コンピュータによる法情報検索について、入学後のオリエンテーション期間中に初歩を教えたうえで、授業において判例や判例解説、論文等の検索をさせており、法律文書の作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」等においても、実習と指導が行われている。

2-12　実習科目については、法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目である、「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」（各２単位）を選択科目として配置している。

また**2-13　臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**については、「リーガルクリニック」においては、１クラス３名以内の学生に対し、１名の専任または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。「エクスターンシップ」においては、１法律事務所毎に１名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所で、規模や担当弁護士の実績、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案等をつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。「リーガルクリニック」の成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。「エクスターンシップ」の成績評価は専任教員が担当し、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価に関わるデータの提供を受けたうえ、独自に行う。いずれも臨床実務教育に相応しい内容を有しており、法科大学院の教員のなかに

「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」のとりまとめを担当する教員が配置されており、その運営において明確な責任体制がとられている。

2-14　「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」の実施に関する守秘義務への対応と適切な指導については、「リーガルクリニック」と「エクスターンシップ」の受講にあたっては、まず、「法曹倫理」の授業を受けていることを条件として守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させている。更に、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知徹底を図る。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨、及び万一これに違反した場合には「学則」等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印のうえ提出させている。「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務に違反する行為は、「学則」第51条に違反する行為で、懲戒処分の対象となる旨を明記している。なお法科大学院生教育研究賠償責任保険へは受講生全員が加入している。

2-15　特色ある取組みについては、本学の教育理念である「学の実化」に基づく理論と実務の調和を重視したカリキュラムをあげることができる。2012年度から開講した「法と社会（法実務と社会)」は、最高裁判事、札幌高裁長官、日弁連会長の経歴をもつ本法科大学院の特別顧問教授と、消費者保護や民事介入暴力等の各分野で顕著な業績を挙げた本学出身の弁護士によるリレー講義であり、法実務と現実社会との結びつきを具体的経験に基づいて語っていただくというユニークな試みである。また、前述したように、法律基本科目の一部科目については、実務家教員が授業を担当して教材作成に関与し、法実務と法学教育への架橋を図っている。また、実務家教員が担当する法律実務基礎科目（ただし、「法曹倫理」は研究者教員と実務家教員の分担）について、12単位以上の修得を修了要件として、必修３科目６単位に加えて、選択科目の７科目14単位から６単位以上を修得することを要求していることは、実務教育を重視する本法科大学院の特色といえる。

また、展開・先端科目については概ね、入門科目の「講義１」を２年次に、「講義２」及び「演習」を３年次に配置して、段階的学習に配慮していること、中国ビジネス法に関する科目が充実していること、海外エクスターンシップを行っていることも、本法科大学院の特色ある取組としてあげることができる。

なお、課外活動ではあるが、本法科大学院設置以来、島根県大田市、高知県安芸市、兵庫県宍粟市において、実務家教員と法科大学院学生による出張法律相談会を実施してきていることも、市民のための法曹養成をめざす本法科大学院の特色を示すものとして、ここに記しておく。

【点検・評価（長所と問題点）　2-(1) 教育課程等】

2-1　教育課程の編成について、本法科大学院は、2008年度の認証評価において不適合との評価を受けたことを厳粛に受け止め、カリキュラム検討委員会による検討と教授会での審議を経て、カリキュラムの改正を行った。2013年度の認証評価において、2008年度の認証評価で指摘された問題点は改善されたことが確認された。

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関しては、カリキュラムを改正して2008年度の認証評価で指摘された問題を改善したところであり、2013年度の認証評価においても、概ね適切であるとの評価を得た。ただし、選択必修科目の履修如何によっては、修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合が65%以上となることから、履修制度上65%を超えないように改善する必要のあることが指摘されている。

2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置についても、2013年度の認証評価において、2008年度の認証評価で指摘された問題はカリキュラムの改正により改善されたことが確認され、各種の配慮がなされているとの肯定的な評価も得ている。しかし、2013年度の認証評価で

検索

は、２年次に必修科目を集中させることに一定の合理性があることを認めつつも、①履修上の負担が過重となり、段階的学習に支障を生じさせているのではないかという懸念があること、②２年次で法律基本科目の知識を修得できなかった３年次の学生のフォローが手薄であること、③選択科目Ｃにつき、１年次に「商法」を履修すれば、「総合演習」又は「発展講義」をいずれか一つ履修しさえすれば、修了することができるというのは問題であること、が問題点として指摘され、系統的かつ段階的な履修が可能となるよう、２年次及び３年次における必修科目・選択必修科目・選択科目の開設バランスについて、「総合演習」及び「発展講義」の位置づけやカリキュラムの全体的な編成方針をも含め、再検討することが求められている。

2-10　法律実務基礎科目については、2008年度の認証評価において指摘された問題点の改善を含めて、カリキュラム検討委員会で検討し、教授会の審議を経て、授業内容の見直しと科目の再編を行った結果、2013年度の認証評価では、適切であると評価されている。

2-15　特色ある取組みについては、「法と社会（法実務と社会）」の開講や、中国法関係の科目、そして海外エクスターンシップ等の法実務科目も充実しており、本学の伝統と特性を踏まえた教育課程となっていると自負しているところであり、2013年度の認証評価でも、特色ある取組として評価されている。

【将来への取組み・まとめ　2-⑴　教育課程等】

2-1　教育課程の編成については、2012年度から新しいカリキュラムを実施したところであり、その教育効果等について、検証を行っていく予定である。なお、2013年の認証評価で指摘された１年次配当科目の「民法Ⅲ」の問題点については、今年度のシラバスにおいて解消ずみである。

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関して、2013年度の認証評価で指摘された問題点については、法務研究科カリキュラム検討委員会を設置して改善を図ることとした。カリキュラム検討委員会では、これに加えて、司法試験法の改正に伴うカリキュラムの改正も検討を予定している。

2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置について、今回の認証評価で指摘された２年次に必修科目を集中させることの問題点についても、カリキュラム検討委員会で検討することを予定している。また、中期的視野に立ったカリキュラムの変更についても、同委員会で検討することを予定している。

2-⑵　教育方法等

【現状の説明　2-⑵　教育方法等】

2-16　課程修了の要件については、課程修了の要件として、標準修業年限を３年とし、修了所要単位を100単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を１年短縮し、修了所要単位を74単位以上としている（「学則」別表）。いずれも法令上の基準に従っている。

2-17　履修科目登録の上限については、１、２年次は36単位、３年次は44単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としており（「学則」別表）、いずれも法令上の基準に従っている。

2-18　他の大学院において修得した単位等の認定については、他の大学院において修得した単位は、本学本研究科が教育上有益と認めるときは、26単位を上限として本学本研究科において修得したものとみなすことができるものとしており（「学則」第12条・13条）、法令上の基準に従っている。

2-19　入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本学本研究科が教育上有益と認めるときは、本学本研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学本研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、26単位を上限として本学本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている（「学則」第10条・13条）。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で修得した単位で本学本研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて26単位を超えることはできない（「学則」第13条）。

2-20　在学期間の短縮については、2-19に記載した入学前に修得した単位のみなし認定により、法律基本科目Aの26単位全てが認定される場合、修業年限を１年短縮することができる、と定められており（「学則」３条２項・10条）、法令上の基準に従うものである。ただし、本学本研究科において前例はない。

2-21　法学既修者の課程修了の要件については、入試時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第１年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定められている（「学則」第11条）。法学既修者について、短縮される修業年限は１年であり、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目Aの26単位を上限としており、法令上の基準に従っている。

2-22　履修指導の体制については、入学前指導と入学後のガイダンスを通じて行われてきた。入学前指導としては、S日程入試及びA日程入試の合格者に対して実施しているが、2012年度から、事前指導としての実があがるように内容を見直すとともに、実施回数を減らした。

具体的には、S日程合格者については８月末に、A日程合格者については９月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、個別面談を行い、各人の勉学状況・学習到達度を確認して、入学までの勉学計画等の学習指導と相談を行っている。更に、10月中旬から４回（各60分程度）、毎週土曜日にゼミ形式の学習指導を行っている。内容は、法学未修者については、法体系の説明や基本的事項の解説を行う「法律入門」と憲法、民法、刑法の入門講座であり、法学既修者については、憲法、民法、刑法、行政法の入門講座である。各回終了後、実務家教員によるミニ講義やアカデミック・アドバイザーとの懇談会等を実施した。入学直前の３月頃には、B日程の合格者も含めて、実務家教員の引率による裁判所見学を実施している（いずれも参加は任意である）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。これらのガイダンスにおいて、法律実務基礎科目である「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」についても、当該科目の責任担当者が説明を行い、履修を推奨する指導を行っている。

2-23　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、各教員が授業１コマ分の時間（90分）を２回に分け、授業時間帯のいずれかにオフィスアワーとして設定し、かつ１回は必ず18時以降に設定する等、学生の利便性を高め、質問や学習相談に対応している。更に、多くの教員が電子メールによる質問を受け付けている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、2008年度から、学生をクラスに分けて（１年次生は１クラス、２・３年次生は授業のクラス単位）担任教員を配置するクラス担任制をとっている。成績不良者については、クラス担任が個別に該当者を呼び出して学習指導と相談を行っている。なお、クラスに属さない残留者については、執行部が対応している。更に、2013年度より、定期試験後、すみやかに添削した答案を学生に返却することとし、試験結果を学習改善に繋げられるように制度改革を行った。

2-24　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーが必修の法律基本科目について、法的文書作成能力の養成（３年次生・修了生）あるいは正規授業を補完する補習授業（１年次生・２年次生）を目的として行う「特別演習」による学習支援を行い、クラス担任制と連動させた「メンター制」を導入して相談体制の充実を図っている。また、大学院博士課程後期課程在籍の大学院生と本学法科大学院の修了者で人物・成績ともに優秀な者（司法試験の合格発表後は、司法試験に合格した者）からティーチング・アシスタントを採用し、学生からの質問・相談等に応じる学習支援を行っている。

2-25　正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、１・２年次生を対象とする「特別演習」については、補習授業として、教員が作成した教材（過去の定期試験問題やレポート課題等）を使用し、授業内容についても授業担当教員とアカデミック・アドバイザーとが密に連絡を取って行われており、その危険はない。３年次生・修了生対象の特別演習は、法的文書作成能力の養成が目的となり、2008年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを受け、法科大学院の教員とアカデミック・アドバイザーとが定期的に（当面、２か月に１度）懇談して意見交換を行い、特別演習が過度に司法試験の受験対策に偏することのないよう、厳に留意している。

2-26　授業計画等の明示については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講される全ての講義・演習等について、授業概要・到達目標、授業計画（４単位科目は30回分、２単位科目は15回分）、成績評価の方法・基準、全科目共通の欠席基準、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目で明示し、同様の内容をWebサイト（関西大学シラバスシステム<http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html>）及びインフォメーションシステム上でも公開している。

2-27　シラバスに従った適切な授業の実施については、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認している。なお、アンケート結果は、教員による改善策を含めたコメントを付して、学期毎に冊子体にまとめられ、ロー・ライブラリーにて公表されている。

2-28　法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、演習科目では当然のことながら質疑応答を中心とした双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が行われているが（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）、講義科目についても、できるだけ質疑応答形式による授業を行うよう心がけている。また、定期的に教員同士による授業参観を行うことで、授業方法の更なる改善が行われるよう配慮している。なかでも、2013年度からは、各学期に１度、原則として全教員参加の参観授業を行い、終了後は２度にわたって意見交換を行い、授業方法の改善策を全教員で共有するようにしている。

2-29　授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、受験対策を目的とした授業が法科大学院の制度趣旨に反して許されないことは、これまで、教授会後の教員懇談会の場でも度々確認されてきたところであり、全教員が十分に認識している。前述したように、各回の授業内容はシラバスの授業計画に記載しなければならないこと、授業内容がシラバスに即しているかは授業評価アンケートの質問項目であること、FD活動における他の教員による定期的な授業参観が行われていることから、受験対策への偏重は防がれていると考える。

2-30　少人数教育の実施状況については、必修の法律基本科目のうち、講義科目である法律基本科目A及び法律基本科目Bの「民事訴訟法」「刑事訴訟法」は原則として２クラス編成とし、受講生は最大19名

（再履修者も含む）であり、演習科目である法律基本科目Bは１学年４クラスとし、いずれのクラスも最大限20名（再履修者も含む）として、適正な学生数で編成されている。法律実務基礎科目の必修科目は、３～４クラス編成とし、履修者数は１クラス最大で11名である。その他の科目については、2008年度の認証評価において、「履修登録者数が適正学生数（50名）を相当程度大きく上回る」と指摘されたことを受けて、履修登録者数が適正な学生数を越える場合はクラス分割を行うことにより、履修登録者数が50名を超える問題を解消した。

2-31　各法律基本科目における学生数の適切な設定については、学生数の設定状況は次のとおりである。2014年度春学期における１クラスの学生数は、１年次配当の法律基本科目Aに属する講義科目は、旧カリキュラムの「民法Ⅰ（財産取引法総論）」の１名を除いて、６名から10名の範囲内に、法律基本科目B及び法律基本科目Cに属する各演習科目は、最大限20名の範囲におさまっている。したがって、法律基本科目の１クラスの学生数は、法令上の標準である50名の範囲内となっている。

2-32　個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定のうち、「リーガルクリニック」においては、１クラス３名以内の学生に対して、１名の教員（弁護士資格を有する非常勤講師）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。「エクスターンシップ」については、１法律事務所に１名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様な弁護士の実際の処理を見ることができる。

2-33　成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については、「学則」（「平成26年度（2014）法科大学院要覧」p. 41～50）において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、Ｓ：90点以上、Ａ＋：89～85点、Ａ：84点～80点、Ｂ＋：79点～75点、Ｂ：74点～70点、Ｃ＋：69点～65点、Ｃ：64点～60点、Ｆ：59点以下で、C以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法については、講義要項において明示されている。

2008年度の認証評価の指摘を受け、シラバスに期末試験と平常点とのウェイト付けを可能な限り詳細に明示するよう改善した。

なお、2013年度の認証評価において、出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にあること、また、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員に全面的に委ねられていることの不適切性が指摘された。これを受け、シラバスにおいて、全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、５回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」ことを教授会において申し合わせ、2014年度シラバスから実行に移した。また、平常点の採点基準についても、全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することを申し合わせた。また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、教育推進委員会で検討されることになっている。

2-34　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、各科目の成績評価は、明示された基準及び方法に基づき平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われて

検索

いる科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の客観性を担保するため、採点は学生の氏名を伏して行い、それを事後に名簿と照らし合わせ、平常点を加味して最終的な成績判定を行っており、また、学生からの成績疑義制度も採用している。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70％とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上：79点～70点：69点～60点をおよそ２：４：４の比率、Ｆ（不合格者）は履修者の２割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意した。現在では、２割を超えて不合格者を出すことも認められているが、各科目の不合格率は学期毎に教授会において共有され、かつ学生にも開示して、科目間で極端な偏りが生じないよう努めている。

2-35　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、本法科大学院は再試験の制度は設けていない。

2-36　追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。ただし、「レポートの提出をもって学期試験に代える科目」及び「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

2-37　進級制限及び**2-38　進級制限に代わる措置**については、法学未修者１年次生についてのみ進級制限を設け、１年次配当の必修科目（法律基本科目Ａ）26単位中、20単位以上の単位を修得できていない者には進級を認めていない。法律基本科目の２科目以上について基礎学力が不足している者は、２年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えるからである。

２年次から３年次への進級制限は設けていない。２年次配当科目と３年次配当科目との間には、法律基本科目Ａと同Ｂとの間のような、前者を履修して初めて後者の履修が可能となるという密接な関係が存在しないからである。ただし、各科目において厳格な成績評価を実施しているため、一定数の単位を修得できなければ、３年に進級できても修了することは相当に困難である。本法科大学院は厳格な成績評価を行っており、３年次への進級制限を設けなくても安易な修了認定となる危険はなく、むしろ、厳格な成績評価に加えて厳しい進級制限を設けると、学生を単位の取得だけを目的とした学習に追い込む危険があると考える。

2-39　教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施及び**2-40　FD活動の有効性**については、法科大学院の開設後、直ちに、全学のFD委員会とは別に法科大学院独自の「FD委員会」（専任教員５名によって構成。１名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学のFD委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成等のFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、「FD委員会」によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等の教員間で行われている教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に２回（春学期と秋学期各１回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の４分野からそれぞれ６～７名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、２年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について２名から５、６名程度の参加実績となってい

る。公開授業に寄せられた意見及びそれに対する授業担当者のコメントは、授業評価アンケートとともに、冊子体にまとめられ、教員に配付されるとともに、学生にもロー・ライブラリーにおいて公表されている。なお、公開授業か否かに関わらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

これらの個別の公開授業に加えて、2013年度からは、各学期に１度、原則として全教員参加の公開授業を行い、終了後は２度にわたって意見交換を行い、教育内容及び教育方法の改善策を全教員で共有することができるようになった。

「FD委員会」の活動は、上記公開授業の参観のほか、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

以上の取組に加えて、「教育推進委員会」が、教育改善に関する検討事項及び修了生ティーチング・アシスタント（3-17参照）に対して行った授業方法及び教材に関するアンケートの結果を全教員に配付し、それに対する各パート別の検討を要請した。検討結果は、同委員会において集約のうえ、教授会で報告され、全教員間で共有された。加えて、同委員会は教員に対して、教材のあり方に関するアンケートを実施し、その結果を集約した。2013年度に全科目の教材・資料を集中的に検討させるため「教材検討委員会」を設置し、同委員会は、検討結果を教授会に報告して、標準的な教材仕様を「教材ガイドライン」として提示するとともに、改善が必要と考えられる科目については、個別に改善を要請した。また、修了生ティーチング・アシスタントからの意見を踏まえて、最初の授業においてガイダンス的説明を行うことが決定された。

2-41　学生による授業評価の組織的な実施については、履修者５人以上の全科目を対象に（必修の法律基本科目については、履修者の数を問わない）、授業内容（２項目）、教授方法（５項目）、授業による成果（３項目）、受講態度（４項目）、課題・学習支援・設備等（２項目）の計16項目についての５段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想等を自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に２回（春学期と秋学期各１回）実施している。回収方法は、５段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、提出後、事務室にて電子データに変換している。

2-42　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生アンケートの結果に対して、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」を叙述したうえ、「今後の対応および改善策等」をまとめた文書を提出することとされており、教育の改善に繋げる体制を整えている。公開授業参観者の意見に対しても、担当教員は必ずコメントを提出することとされている。また、執行部とFD委員会委員は、非常勤及び兼担教員との懇談会を各学期に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

授業評価アンケートの結果及び授業参観の意見とコメントは、学生用ロー・ライブラリーに備え置き、学生の閲覧に供してきたが、2010年度より冊子体で発行されるようになり、「FD委員会」や「教育推進委員会」における教育方法の改善のための議論の資料としても活用されている。

また、アンケート項目の適切性を随時検討し、質問形式や文言の見直しを図り、より、回答しやすくかつ質問意図が適切に伝わるように改善に努めている。

2-43　教育方法に関する特色ある取組みについては、これまでも公開授業を通じて、お互いの教育方法の工夫を学び合ってきた。また、実務家と研究者教員が共同で授業に関わることを通じて、模擬裁判や模擬和解等のユニークな教育方法も編み出されてきた。これらは本法学科大学院の特色ある取組ということができる。

検索

【点検・評価（長所と問題点）　2-⑵　教育方法等】

2-23　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、クラス担任制が必ずしも効果的な学修相談・学習支援とはなっていなかったため、メンター制を導入して担任制を補完して、その実質化を図ろうとしていることは評価できる。午後６時からのオフィスアワーを開設したことも、学生の利便性の向上という観点から評価できる。成績不良者との面談については、その後に単位を取得して修了または、成績をもちなおす例があり、一応の効果がみられる。

2-24　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、修了生ティーチング・アシスタントの努力もあり、学習相談や学習会等が活発に展開されている。ただ、修了生・司法試験合格者がティーチング・アシスタントを務める期間は限られており、その他の期間は、本学や近隣国立大学の法学研究科博士課程後期課程に所属する学生がティーチング・アシスタントを務めている。法学研究科を修了したティーチング・アシスタントのなかにも司法試験合格者はいるが、学生の認知度が低いため学生の活用度が相対的に低く、専門分野に関しても、民事法系専攻のティーチング・アシスタントが常時勤務しているわけではないという問題が未だ解決されていない。アカデミック・アドバイザーによる「特別演習」については、下位年次の学生のほとんどが利用しているが、上位年次になるほど参加者が減少しており、その原因と対策について「教育推進委員会」が検討を進めている。

2-34　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、適正かつ厳格な成績評価が行われていることは、合格率や修了率の数字から明らかである。ただ、成績評価の分布比率に関する当初の合意が実態に合わなくなった結果、成績評価の運用が担当者に委ねられることとなり、結果として合格率や成績分布につき科目間でのバラツキが生じてきている問題がある。

2-39　教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施、2-40　FD活動の有効性及び2-42　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、従来、教育内容・方法の改善が、もっぱら各教員の個人的実践に委ねられていたという問題を抱えていたが、現状の説明で説明した通り、教育推進委員会とFD委員会、更には教材検討委員会における精力的な活動と、教授会での検討を通じて、教育の改善に関する組織的な取組が行われるようになったことは、大いに評価できる。

【将来への取組み・まとめ　2-⑵　教育方法等】

教育内容に関する問題点については教育推進委員会において、教育方法及び教員の資質向上に関しては、「FD委員会」において、具体的な対応策が検討されている。これら委員会での検討結果を踏まえ、教授会での議論も積み重ねて、具体的な改善策を確定して、実施していく予定である。また、個々の教員の先進的な取組や教育実践について、相互の情報共有をより意識的に進めていくことが教授会において確認されている。

2-23　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援及び2-24　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、オフィスアワーについて学生の利便性を高め、クラス担任制と連動させたアカデミック・アドバイザーによる「メンター制」を導入して相談体制の充実を図る改革が行われたが、今後も、より効果的な学習支援体制を整えるために努力していく必要がある。ティーチング・アシスタントを配置するうえでの専門分野の充実については、予算の効果的な運用方法も含めて引き続き執行部で検討する。

2-34　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、成績評価をどのよ

うに行うかは困難な問題であり、教授会でもかなり時間をとって議論したが、いまだに明確な合意には至っておらず、今後さらに執行部及び「教育推進委員会」において検討をすすめていく必要がある。

2-39　教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施、2-40　FD活動の有効性及び2-42　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、教育内容・方法の改善について法学科大学院全体で組織的に検討するため、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携を更に強化する必要がある。更に、「法学科大学院再生会議」の下におかれたプロジェクトにおいても、「法曹養成教育推進会議」の設置が決まった。これを受けて、本年度の司法試験終了後、法科大学院及び法学部教員、アカデミック・アドバイザー合同で「司法試験検討会」が開催されたが、このような取組を今後も進めていく必要があろう。

2-(3) 成果等

【現状の説明　2-(3) 成果等】

2-44　教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、シラバスには授業の到達目標を記載することになっており、この目標の達成度の測定・評価は、小テスト、レポート、定期試験を通じて、各授業担当教員が個々に行っているが、その測定・評価方法について本法科大学院としての統一した取り決めを設定するには至っていない。

なお、法律基本科目については、授業内容が「共通的な到達目標モデル(第２次案修正案)」と同等か、それ以上の水準となることを確保するべきであることにつき、教授会や「教育推進委員会」において確認している。これを受けて、2014年度より、「共通的な到達目標モデル(第２次案修正案)」と授業各回の対照表を配付することになった。

2-45　司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況について、司法試験の合格状況について、本法科大学院は、毎年、司法試験の合格発表があってから、当該年度の受験者数及び合格者数についてのデータをまとめ、教授会において報告している。また、合格者からの詳細なアンケートを実施し、法科大学院における教育のあり方を省察する手段としている。標準修業年限修了者数及び修了率についても、修了査定教授会において示されている。

司法試験の合格者数・合格率が低迷し、本学の教育目標が達成されているとは言い難いことから、2012年度において、「教育推進委員会」が分析を行って、2-39で述べたとおり、授業内容や教材・レポート課題の在り方等について改善策を提案するとともに、全教員参加型の公開授業の実施や、教材検討委員会による教材作成スタンダードの策定・提案、及び既存の教材検討の実施等、理念・教育目標の達成に向けた努力を行っている。

2-46　修了生の法曹以外も含めた進路の把握については、主に「就職支援委員会」が、公務員試験や民間企業も含めた就職支援を行うとともに、各人の進路に関する情報の把握に努めている。修了生の動向を把握することには困難が伴い、常に情報を共有できる体制が必要であると認識している。2013年度より、各教員が修了生に私信のかたちで現況を尋ね、また、法科大学院の施設及び行事を利用する意思を問う内容のメールを年２回程度発信するようになり、これまでより、各修了生の動向を把握しやすくなっている。

2-47　修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、本法科大学院のWebサイトに「進路・就職支援」のページ（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/career/support.html）を設け、司法試験の合格者数や法律事務所等への就職者数を公表するとともに、「法曹以外の志望者に向けた就職支援」の項を設けて裁判所書記官や企業の法務部に就職した修了生の声を掲載している。これらはパンフレット

にも記載し、入学志願者等に配布している。

2-48　教育成果に関する特色ある取組み については、まずは本法科大学院が掲げる理念・目的を体現した法曹を要請することに注力しており、特色ある取組として特筆すべきことはない。

【点検・評価（長所と問題点）　2-(3) 成果等】

2-44　教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性 については、「教育効果を測定する制度的仕組みが存在しない」という問題が改善されずに残っていたが、共通到達度確認試験(平成26年度試行試験)に参加することを決定した。

2-45　司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況 については、「教育推進委員会」による授業内容や教材・レポート課題に関する改善策や、「教材検討委員会」による教材の適切性や教材仕様の検討等、改善に向けた動きが見られる。

2-46　修了生の進路の把握 については、「就職支援委員会」が在学生のみならず修了生も対象にした進路説明会を行う等、活発な就職支援活動を行っており、また、前述のように、３～４ヶ月に１回程度の割合でメールにより専任教員による修了生の動向把握調査が行われており、修了生の進路を把握するための取組が行われている。

【将来への取組み・まとめ　2-(3) 成果等】

2-44　教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性 については、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携を強め、学生アンケートの質問項目の見直しや教育方法の改善への結びつき等を含め、法学科大学院全体の組織的な教育効果を測定する仕組みの構築について検討することが望まれる。

2-45　司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況 については、これらの把握・分析をいかにして達成状況の改善に結びつけるかが、今後の課題である。

2-46　修了生の進路の把握 については、全学共通組織のキャリアセンターの協力の下、オムロンパーソネル株式会社との連携による就業支援が始まったところであり、今後の展開を注視しているところである。

3　教員組織

【現状の説明】

3-1　専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15名につき専任教員１名）の遵守 については、本法科大学院において授業を担当することができる教員は、「学則」第20条により、専門職大学院設置基準第４条及び第５条、告示第53号に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の２種類で構成される。本法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（「特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科)」第２条)。

告示第53号第１条第１項により算出され、専攻毎に置くものとされる専任教員の数は20名であるところ、2014年５月１日現在、専任教員数は25名（研究者教員16名;実務家教員７名;みなし専任教員２名）であり、

法令上の基準は遵守されている。

3-2　１専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、告示第53号第１条第２項にしたがい、全ての専任教員は、法務研究科１専攻に限り専任教員として取り扱われている。

3-3　法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）については、現在の専任教員25名のうち23名（内、２名はみなし専任教員）が教授であり、基準を満たしている。

3-4　教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専任教員は、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」によって任用されており、

基礎データが示すとおり、専任教員については、専攻分野について研究上の優れた業績をもつ研究者教員と、豊かな実務経験をもつ実務家教員を配置している。

3-5　法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数については、告示第53号第２条第１項、第３項及び第４項により、専任教員の概ね２割以上は、概ね５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないが、専任教員25名のうち９名が、５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置及び**3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置**については、次のようになっている。

まず、本法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法１名;行政法１名;民法１名;商法１名;民事訴訟法１名;刑法１名;刑事訴訟法１名

これに対して、2014年５月１日現在の専任教員の配置は、憲法２名、行政法２名、民法５名、商法２名、民事訴訟法１名、刑法２名、刑事訴訟法２名であり、法律基本科目については、「刑法Ⅰ」及び「民法Ⅰ」を除き、専任教員が担当している。展開・先端科目については、労働法・倒産法・租税法・国際関係法（私法系）について各１名の専任教員を配置し、配当科目の20%以上を専任教員が担当しており、適切である。

3-8　主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、法律実務基礎科目については、全ての科目について実務経験がある教員が配置されている。特に主要な科目である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」民事訴訟実務演習」については、専任教員４名（元裁判官２名、弁護士２名）及び派遣検察官１名、派遣裁判官１名が担当している。

3-9　専任教員の年齢構成については、専任教員の年齢分布（2012年５月１日現在）は次のとおりである。

31歳から40歳	３名	41歳から45歳	０名
46歳から50歳	２名	51歳から55歳	５名
56歳から60歳	６名	61歳から65歳	５名
66歳から70歳	４名		

平均年齢は、56.7歳である（2014年５月１日現在）。

3-10　専任教員の男女構成比率の配慮については、専任教員25名のうち女性の教員は３名（12.0%）であり、男女構成比率については特に配慮を行っていない。

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。

研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び、**3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**について、従来は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていたが、審査委員会等の手続規定を欠いていたため、2011年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制定し、手続の整備及び明確化を行い、それ以降は新たな手続に基づいて実施されている。

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性については、本学における専任教員の責任授業時間数は、教授が8.0授業時間、准教授が6.0授業時間（特任教員は４単位）とされている。2014年度における専任教員の平均授業担当時間は6.4授業時間となっている（１授業時間は45分）。もっとも時間数が多い専任教員は8.0授業時間、もっとも少ない専任教員は4.4授業時間（春学期国内研修者）を担当している。

なお、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、規定により１時間を１時間30分として取り扱うこととなっている。

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障については、「関西大学在外研究員等規程」、「関西大学在外研究員等規程施行細則」、「関西大学国内研究員規程」、「国内研究員研究費支給内規」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

3-16　専任教員への個人研究費の適切な配分については、専任教員に対しては平等に年額510,000円、特任教員に対しては平等に年額250,000円の個人研究費が配分されている。その取扱いは「関西大学個人研究費取扱規程」にしたがうものとされている。

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、研究に関しては、全学組織として研究推進部が設置されている。教育活動を支援する体制として、ティーチング・アシスタント制度が採用されている。

常時数名のティーチング・アシスタントがTA執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導等を行っている。執務時間はTA執務室の入口に掲示して事前に公表している。

ティーチング・アシスタントは、大学院博士課程後期課程在籍学生に加え、本法科大学院の修了者で、司法試験の合格発表までの間は特に成績優秀な者を、司法試験合格発表後は司法試験合格者を採用している。ティーチング・アシスタントの任用に際しては、履歴書を執行部会で確認している。

更に、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）33名（2014年度現在）が、2-18で述べた「特別演習」の担当者として任用されている。

3-18　専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、全学共通の制度として、教育業績及び研究業績に関しては、「学術情報システム」で公開している。（http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp）このシステムが本学における教育・研究活動と社会との窓口としての役割をもち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における教育・研究の質の維持・向上に寄与している。

更に、本法科大学院のFD活動として授業評価アンケートと公開授業が行われている。授業評価アンケートについては、学生も「インフォメーションシステム」で結果を知ることができ、2010年度秋学期より「関西大学法科大学院FD活動報告書」を学期毎に発行し、教員・学生がより閲覧しやすい状態にしている。アンケート結果については、担当教員の側から「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」と「今後の対応および改善策等」についてのコメントを付すこととされており、フィードバック体制を整えている。公開授業については、専任教員については２年に１度のローテーションで実施し、必修科目を担当する兼担教員・非常勤講師については、学期毎に数名ずつ公開授業を実施することとしている。

また、参加者は、授業担当者に意見を提出し、授業担当者のそれに対するコメントが「FD活動報告書」に記載されている。なお、2013年度からは、全員参加型公開授業も併せて実施している。

3-19　教員組織についての特色ある取組みについては、パート毎に、教材の作成・改訂、授業の内容・方法・シラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討等を行うために定期的にパート会議を開いている。例えば、2-39及び2-40で述べたとおり、「教育推進委員会」が各パートに教育内容・方法等について検討を要請した際には、パート会議において検討・改善が進められている。

【点検・評価（長所と問題点）】

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、設立当初は、法科大学院を修了した司法試験合格者のうち優秀な者を助手（助教）として任用し、既存の法学研究科博士課程後期課程に入学させて後継教員の養成を図る構想も非公式には存在したが、これまで実現できていない。

実務家教員の補充についてはその出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立しているが、研究者教員の補充については、今後とも他大学との間で優秀な人材の確保を巡って競争が行われ、困難が予想される。

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院内では代替教員の手当てが困難な場合もあり、法学部教員による支援を受けることもある。

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、次の問題を指摘できる。基本六法科目のうち、一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないし、それぞれの執務時間にも多寡がある。また、全教員が積極的にティーチング・アシスタントを利用できる状態にはなっていない。

3-19　教員組織についての特色ある取組みについては、3-11にも関連して、教員の後継養成及び補充を安定的に実現していくためには、特に法学部及び法学研究科との連携が求められるところであり、「法学部との定例協議会」でも検討事項とされたところでもあるが、現時点においては、そのための仕組み・制度が整備されていないという問題を抱えている。

【将来への取組み・まとめ】

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、後継者養成は、本法科大学院を修了し、司法試験に合格した者の中から、既存の法学研究科博士課程後期課程に入学し、研究者を志望する者もわずかながら現れてきており、研究者養成について既存の法学研究科との連携をいかにして図るのか、「法学部との定例協議会」において、法学部執行部と共同で検討する時期がきている。

専任教員の補充については、教授会で検討した中・長期的な教員配置のあり方を踏まえて、対策を講ずる必要がある。

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性及び**3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障**については、法学部の教員構成や兼担教員の手配とも関係することから、法学部との調整を密にする必要があり、「法学部との定例協議会」において引き続き協議していく必要がある。

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、基本六法科目のうち一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないことが問題であるが、既存の法学研究科

から人材を求めることも困難になっており、従来は公募による採用は行ってこなかったが、執行部において早急に対応すべく、広く公募も含めて採用方法を模索しなければならない。

3-19　教員組織についての特色ある取組みについては、現在、「法科大学院再生会議」の下に設置されたプロジェクトにおいて、「法曹養成教育推進会議」を設置して、法学部教員と共同で法曹養成について検討している。

4　学生の受け入れ

【現状の説明】

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨並びに本法科大学院の理念、目的及び教育目標を踏まえて、本法科大学院は、次の３項目を学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。①豊かな市民感覚と適格な人権感覚を備えた市民派の草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験や実務経験を考慮する。②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、既に持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士等の資格を考慮する。選抜方法及び選抜手続は、4-2に示すとおり、適性試験成績を含む事前の書類審査及び試験当日の筆記考査・面接を対象者毎に適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定している。

以上については、学生募集要項はもちろんWebサイト（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/index.html）で事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。

4-2　学生の適確かつ客観的な受け入れについては、次のとおりである。

本研究科においては、入試をS日程、A日程、B日程の３回実施している。

○S日程は、学部卒業見込で成績優秀者を対象として、法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び面接試験を行って選考している。法学既修者コースについては、書類審査に加え法律科目試験及び面接試験を行って選考している。

○A日程は、一般入試と実務経験者特別入試を実施している。一般入試の法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び筆記試験により選考している。筆記試験では、読解能力及び文書作成能力を評価する問題として長文読解・小論文を課し、法律知識を問う問題は課していない。また、法学既修者コースについては、書類審査及び法律科目試験によって選考している。一方、実務経験者特別入試においては、書類審査で上記項目に加えて実務経験も評価している。

○B日程では、一般入試を実施しており、法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）によって、法学既修者コースについては、書類審査及び法律科目試験によって、それぞれ選考している。

なお、未修者コース合格者を対象に、B日程において実施していた「法学既修者認定試験」については、2013年度の認証評価により「入学手続が未了の者に対して、各種のプログラムを提供したうえで、「法学既修者認定試験」を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべき入試に対する信頼を損なう可能性」もあるとの指摘を受け、2015(平成27)年度入試から、「法学既修者認定試験」を廃止することを決定した。

入試の採点方法は、次のとおりである。

書類審査は、１通の書類を２名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志願者が申告した評価項目は、各種資格や語学能力等を取得の難易度を基にあらかじめ点数化された区分表に基づき、これを評価している。

面接試験は、２名の試験委員によって行っている。既修者コースにおいては学部での勉学状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を、未修者コースにおいては設問に対する事案解決能力や論理的な思考力、表現力、理解力を総合的に評価することとしている。

筆記試験について、長文読解・小論文試験では、内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を問う。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、１通を２名１組の試験委員で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。更に採点者の組毎に不公平が生じないよう、得点分布を調整することにしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。法律科目試験は、法学未修者コース１年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、１通を２名で採点し、協議の結果、相当な点数を決定することとし、客観性・公平性の確保の徹底を図っている。更に、科目間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行うことにしている。その際にも科目間の採点者間で討議を行っている。

なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、筆記試験については、基準点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

4-3　志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

4-4　入学者選抜における競争性の確保については、入試の平均競争倍率（受験者数/合格者数）が、2013年度は、2.04倍、2014年度は、2.00倍であり、２倍を維持し、入学者の質の確保に努めている。

4-5　入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施については、入学者選抜試験に関する業務を行う委員会は設けていないが、入試主任及び大学院入試グループが実施体制案を作成し、執行部会での検証を踏まえて教授会に諮り承認を得て、各教員と事務組織の協力体制を築いている。

4-6　各々の選抜方法の適切な位置づけと関係について、S日程は、主として学部卒業見込者を対象としていることから、法曹へのモチベーションを早期に高めさせることを意図して８月上旬に選抜試験を実施している。A日程は、社会人等も含めたあらゆる階層を対象として８月下旬～９月上旬に選抜試験を実施している。B日程は、２月下旬に選抜試験を行うことにより、A日程以降に学力向上を果たした受験生に対し広く門戸を開いている。

法学未修者コースについては、本法科大学院の１年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の２年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を試す試験を行い、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、両コースの併願を認めているが、審査はコース毎に行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。したがって、各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切である。

4-7　公平な入学者選抜については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設ける等の公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

4-8　適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等については、2013年度入試から、適性試験の成績が同試験総受験者の下位15%未満に該当する者は出願を認めない旨を学生募集要項に明記している。

4-9　法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、法学既修者コースの入試は、憲法、行政法、民法、商法、刑法の筆記試験を課しており、これは１年次配当の法律基本科目群の必修科目に該当するものであるが、各科目とも問題は全て論述式であり、法的な文書作成能力を評価している。合格者は、５科目の合計点と書類審査との総合判定により決定している。また、それぞれの試験科目について配点の20％の得点を基準点として設定し、得点が基準点未満となる科目が１科目でもある場合には、合計得点に関係なく不合格としている。

「学則」第11条（法学既修者の入学時における単位認定）は、「入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第１年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす」旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは１年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目26単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が１年間短縮されることになる。ただし、係るみなし修得単位数は、「学則」第13条（単位認定の上限）において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて26単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

4-10　学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については、執行部の構成員である入試主任が、大学院入試グループと協力して、入学者選抜制度及び入試広報について随時協議・検討を行い、執行部会に提議し、教授会において決定している。

4-11　多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮及び**4-12　法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が２割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表**については、法学未修者を対象に、「実務経験者特別入試」を導入している。更に、A日程・B日程入試においては、特別評価項目として、学業成績、語学能力、資格能力等を掲げて、これらを一定程度評価し、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫している。その結果、2014年度では、３名の社会人が入学している。

認証評価において、「社会人」「実務等の経験を有する者」の定義は、その範囲が広すぎるとの指摘を受け、これを改善するため、2015年度からは、下記を社会人の定義として、入学者選抜を実施することを決定した。

「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社等における勤務経験（パート・アルバイト等も含む)、自営業者としての経験、その他の社会活動（家事専従も含む）等、通算して２年以上これに携わった経験を有する者とする。」

なお、入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合に拘わらず、Webサイト（法科大学院入試結果概要<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/result/index.html>）において公表している。

4-13　入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習環境に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意があるため、出願に先立って大学院入試グループと相談するように明記している。設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、受験の際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための施設改修を行い配慮している。

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、過去３カ年度の入学者数及び2014年５月１日現在の在籍学生数は次のとおりである。

入学者数

入学定員	2013年度
100名	28名

入学定員	2014年度
40名	27名

在籍者数（2014年５月１日現在）

	区　分	人　数	合　計
１　年	未修者	4名	4名
２　年	未修者	5名	28名
	既修者	23名	
３　年	未修者	24名（含残留者15名）	55名
	既修者	31名（含残留者10名）	
全学年合計			87名

4-15　学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、競争倍率の低下を受けて、2014年度入試から、入学定員を100名から40名に削減した。一方で、学生募集活動を強化するため、進学説明会の充実を図る等入学生の確保に努めている。

4-16　休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等については、クラス担任制を導入し、学生の学習・生活上の不安等に対応し、助言や情報の提供を行い、成績不良者については、個別に面談し指導している。そのための基礎資料として、教授会において全学生の成績状況の資料を全教員に配付している。

休学または退学の相談には執行部教員または学事局専門職大学院事務グループが分担して対応し、その理由を書面により提出させ、教授会において、その理由を説明のうえ審議している。

なお、休学希望者で、将来復学し就学を希望する者については、休学期間中においても自習室等の利用を認め、復学に備えた学習の準備を支援している。

更に、休学者に対しては、休学期間が終了するまでの間に、書面により復学の意思確認を行っている。

4-17　学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、法曹養成制度の理念の一つである多様な人材が法科大学院を志願するための環境整備の一環として、働きながら学ぶことができることを目的として、法学未修者コース合格者を対象に「長期履修学生制度」を設けている。この制度では、１年次配当科目を２年間かけて履修することを認め、学費については３年間の授業料と同額を４年間で納入する仕組みとしている。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-13　入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、本学入試を受験して合格した身体障がい者が在籍していたが、授業や試験、施設の利用に関しては日頃から本人の要望をヒアリングし、適宜、対応をしているため、何らの苦情も相談も受けていない現状は高く評価できると思われる。

また、大学全体の組織として設置された「学生相談・支援センター」との連携を図っていることについても高く評価できると思われる。

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理及び**4-15　学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応**については、結果として、入学者数は４年連続で入学定員を割り込んでおり、本法科大学院はもとより、本学全体の問題として深刻に捉えている。現在、常任理事会の下に設置された「法科大学院再生会議」にて、改善策に関する検討が進められている。

検索

【将来への取組み・まとめ】

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 及び 4-15　学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 については、「法科大学院再生会議」の議論を踏まえて、2014年から学則定員を見直し、現行の100名から40名に削減することを教授会で決定したが、なお、2013年度の認証評価において、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、学生数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・向上させていくかという取組をも含め、今後も継続的な検討が望まれる」（評価の視点4-14、4-15）との指摘を受けた。この点に関しては、2014年４月以降、法務研究科教育推進委員会にて継続して鋭意検討中である。

5　学生生活への支援

【現状の説明】

5-1　学生の心身の健康の保持 については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断並びに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、カウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院のクラス担任や執行部の教員をはじめ教職員のいずれにも相談できるが、学生相談・支援センター及び学生相談室の利用も可能である。

5-2　各種ハラスメントへの対応 については、ハラスメントに関する全学的な相談体制として、教職員の相談員約20名と学外の専門家２名からなる相談窓口を設けており、電子メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているハラスメント相談室並びに学生相談室の利用も可能である。大学全体として各種ハラスメントに対応すべく、2009年度に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を、2010年度に「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、各種ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。学生には、掲示や大学のWebサイトを通じて相談窓口・方法とともにハラスメント防止の重要性を周知しており（http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/conference/window/harassment/index.html）、法科大学院では、毎年、新入生に対するオリエンテーションの機会にこれらの事項に関する説明会を開催している。
（根拠・参考資料：法科大学院におけるハラスメントの防止について、関西大学ハラスメント防止に関する規程、関西大学ハラスメント防止ガイドライン、2014年度新入生のオリエンテーション日程表）

5-3　学生への経済的支援 については、給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、2014年度入学者の実績は、全額相当額20名であった。また、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学習奨励金」は、在学する学生(在学年数が学則に規定する修業年限を超えていない者)で、関西大学法科大学院給付奨学金の対象とならなかった者全員に対し、学費の実質負担額を国立大学の授業料と同額にすることを目的に、その差額を「学習奨励金」として給付するものであり、2014年度の入学者の実績は、7名であった。なお、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額６万円を給付し、2014年度は２名に給付された。

各種奨学金の2012年度から2014年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別　（実績額単位：千円）

学内学外制度区分	給付・貸与区分	奨学金名称	2012年度		2013年度		2014年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	0	0	0	0	0	0
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	33	37,865	41	49,060	33	20,600
	給付	関西大学法科大学院学習奨励金	－	－	－	－	33	8,649
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	63	－	36	－	25	－
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	27	－	12	－	8	－
	給付	関西大学校友会 法科大学院給付奨学金	4	4,000	4	4,000	2	2,000
	給付	小野奨学会	8	5,760	6	4,320	2	1,440
	給付	瑞恵基金	2	400	2	400	2	400
	給付・貸与	千賀法曹育英会	1	給　付 360 貸　与 840	1	給　付 360 貸　与 840	1	給　付 360 貸　与 840

（注）　日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。また、2014年度の実績については、2014年９月30日現在のものである。

5-4　身体障がい者等への配慮については、身体の機能に障がいがある者には、受験時や入学後の学習に際して特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項及び大学のWebサイトにもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体の取組としては、身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目（6-5参照）の中で記したように、そのための設備も既に整えられ、本法科大学院が使用する建物も全てバリア・フリーになっている。また、「学生相談・支援センター」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同チームには、専属のコーディネーターを配置し、学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた支援を行っている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生センターの窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集並びに個別対応を行っている。

（根拠・参考資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2015年度版」p. 34、関西大学Webサイト<http://www. kansai-u. ac. jp/ls/admission/pamphlet.html>）

5-5　進路についての相談体制について、本法科大学院は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供等支援活動を行っている。同委員会は、短答式試験合格者に対して裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会等を行うほか、主に本学出身の法曹を会員とする「関大法曹会」との連携により、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようにしている。司法修習修了者の就職先についても、「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者に対する合同祝賀会は、同法曹会の会員と司法試験合格者との交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。本法科大学院では、就職支援における連携強化を図るために、2010年に同法曹会との間で覚書を締結した。

また、全学共通の組織であるキャリアセンターの協力の下、オムロンパーソネル株式会社と提携して、

在学生及び修了生を対象としたキャリア支援・就職支援を行っていくことになり、これに伴い、キャリア総合ガイダンスをはじめとする各種行事が実施され、また、主に法科大学院在学生（修了生）を対象とした相談員も配置され、ランチタイム相談会も実施している。このように、本法科大学院で培った高度な専門知識を活用できる就業をめざしたキャリア相談や職業紹介等の手厚いサポートが行われている。

これによって、懸案となっている最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者も含めた全修了生の進路を把握するための情報収集への取組も進むことが見込まれる。

（根拠・参考資料：就職支援委員会内規、関西大学法科大学院Webサイト<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/career/support.html>）

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、学生が24時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、セキュリティ強化を図り学習に専念できる環境整備の一環として、自習室を含めて法科大学院関連施設の入館・入室については、ICカードリーダーによる入館管理システムを導入しており、必要な個所には防犯カメラを設置している。また、全学生に個人ロッカーが貸与されている。以文館には学生談話室があり、学生同士や教員と学生との議論や交流の場として使用されている。また、新規修了生に対しては、司法試験受験まで環境を変えることなく学習に取り組めるように、修了年の受験が終了するまでは、在学中に使用してきた自習室とキャレルを継続的に使用できるようにしている。

【点検・評価（長所と問題点）】

5-1　学生の心身の健康の保持については、保健管理センターや心理相談室等の専門家による相談・診療体制に加え、クラス担任制による相談体制も整備されている。これに加え、2013年度からアカデミック・アドバイザーによるメンター制度を導入しており、これにより、司法試験合格に向けた主体的・計画的な学習に対するきめ細かい指導が可能となる。アカデミック・アドバイザーが指導を行う際には、専任教員と個別の学生の学習計画に関する情報を共有し、専任教員がアカデミック・アドバイザーに対して助言を与えることができる。

問題を抱える学生は自ら相談に来る学生ばかりではなく、むしろ進んで相談に来ることができない学生への配慮を考えると、今後も、より相談しやすい体制の構築を検討していく必要がある。

なお、全学的な取組として、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

5-3　学生への経済的支援については、経済的負担を軽減するために、2014年度入学生については、従来からの入試成績優秀者に対する給付奨学金に加え、給付奨学金の非対象者全員に対して、本法科大学院の授業料と国立大学の授業料との差額相当分を給付する「学習奨励金」を導入している。

5-5　進路についての相談体制については、「就職支援委員会」による、学生及び修了生への就職支援体制が整備されており、法曹としての就職のみならず、法曹以外の進路にも一定の効果が現れている。今後も進路に関する相談体制を拡充していくためには、「就職支援委員会」だけではなく、外部組織を含め、より充実した支援体制の構築が必要である。

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組みに関しては、学生の学習環境に関して設備等のハード面は十分整備されており、ソフト面についても、担任教員やティーチング・アシスタント等による支援体制も整備されているが、司法試験合格に向けて、主体的・計画的に勉学に取り組むための支援体制の充実を図る必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

5-1　学生の心身の健康の保持に関しては、今後も、学生がより相談しやすい制度の構築を常に心懸け、積極的に取り組んでいく必要がある。そのための方策として、教員による更なる学生の状況把握と学生・教員間のより深い信頼関係の構築のために、クラス担任制度の強化等が検討されている。また、全学的な取組として、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

6　施設・設備、図書館

【現状の説明】

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、本学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学･自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟4,299㎡）、尚文館（大学院棟11,900㎡）等がある。更にその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル･クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室３室、演習室２室を設置している。また、2010年度から、以文館の増築棟部分に設置されている講義室１室、演習室４室を主に法科大学院の講義・演習等に利用することができるようになったことにより、教員と学生の利便性が高まった。ここには教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館には更に、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法学部と共用の法廷教室（119㎡）は、35名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。なお、以文館の増築により、従来、他研究科と共用していた尚文館の教室利用の必要がなくなった。

また、リーガルクリニックの授業では、以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。

6-2　学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、学生の自習スペースは、以文館、尚文館及び児島惟謙館に自習室328席を設置し、現在全ての在学生が24時間利用可能な自習スペースを確保している。また、以文館にはロー・ライブラリー及び学生談話室が、児島惟謙館にはグループで共同利用できる討論室が設けられ、学生同士で議論を行う場が確保されている。

更に、2012年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、千里山キャンパスにおいても、自習室利用を認めることとした。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。

6-3　各専任教員に対する個別研究室の用意については、専任教員の個人研究室には、以文館、児島惟謙館及び総合研究室棟に研究用LANが配備された研究室30室（19.8～27.0㎡）を設置し、専任教員１人あたり１室が供与されている。更に、研究用ロー・ライブラリー（184㎡）、共同研究室（64㎡）、教材開発室（35㎡）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いて全て24時間利用可能である。

6-4　情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、以文館では、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室、ロー・ライブラリーにおいて、学生が持参するパソコンをLANに接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置する等、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付け、教員と学生のコンピュータを接続して、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。

尚文館では、自習室及びパソコン教室１、２にネットワークに接続したパソコン及びプリンター等が設置されている。

児島惟謙館では、OAルームにネットワークに接続したパソコンが設置されている。

学生は、これらのパソコンを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムによる事務連絡や授業に関する連絡の確認、教員への質問、レポート作成・提出等ができる。

以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ファイルサーバアクセスによる法科大学院専用ドライブの使用が可能であり、利用者毎に最大１GB利用することができるうえ、法科大学院生と教員によるデータの共有も可能である。

また、VPN接続により学外からアクセス可能なファイルサーバについて利用者毎に最大１GBを利用することができる。

法科大学院のネットワークの管理については、業者委託により行われている。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムの利用が可能であり、学生毎に配布されたIDとパスワードにより学内のみならず学外からも判例検索、法律関係雑誌の記事等の法律情報へのアクセスをすることができる。また、以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索が可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が21時20分まで開室しており、土曜日についても17時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる法律情報の収集が可能である。

6-5　身体障がい者等のための施設･設備の整備について、身体障がい者のための施設･設備の整備としては、以文館・尚文館等はユニバーサルデザイン化が進んでおり、身体障がい者用エレベーターやスロープが設置され、固定式の机・椅子を備えた教室には車椅子用の机が設置されている。また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

6-6　施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、以文館の教室設備に関して、2013年度以降にOHPの設置教室を増やした。また、以文館・尚文館・児島惟謙館にICカードリーダーによる入館管理システムを導入することで、24時間利用可能な自習室等のセキュリティの強化を図っている。同時に、これら各館の各出入口及び各自習室の扉付近に防犯カメラを設置している。

また、法科大学院進学希望者が減少傾向にあり、在学生に必要な自習室のキャレル数に余裕が出来てきたため、2012年度から司法試験受験資格を有する全ての修了生に対して引き続き自習室及びロー・ライブラリーの利用を認め、修了後の学習環境の充実を図った。

6-7　図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、法科大学院の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館では、本学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約210万冊の図書を所蔵している。総合図書館の基本的な図書の収書については、図書委員の意見を参考に各分野における必要図書を選定している。法科大学院からも図書委員が選出され、図書館における図書の収集に携わっている。総合図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるようNACSIS-CAT仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、学内関係諸機関所蔵雑誌の書誌・所蔵目録情報も検索できるようになっている。また、同図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化、ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献･情報データベースの有効利用を行っている。

法学部資料室においては、特に雑誌の収集に力を入れており、判例集や法学関係の雑誌（新書及びバックナンバー）を取り揃えることで研究に供している。また、CD-ROMやDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書は、2ヶ月に1度、法律系図書の新刊の中から、各法分野を専門とする13名の選定担当教員による選定が行われ、各意見がロー・ライブラリー図書選定委員の下に集約されて購入が決定される。また、専任教員による定期的な選定とは別に、学生からの配架の要望に対しても、ロー・ライブラリー図書購入希望届用紙をロー・ライブラリー内カウンターに常備しており、購入希望があれば、該当分野の選定担当教員の意見を得た上で、学生からの要望に柔軟に対応している。2012年度には、『法律学全集DVD』を購入し、電子資料化を進め利用に供している。

法科大学院における学習に必要な基本法律書、判例集、法律雑誌等は全て、基本的にロー・ライブラリーに配架するよう選定が行われている。

6-8　図書館の開館時間の確保について、総合図書館は、学部の授業期間中の開館時間は9時から22時、休業期間中においては10時から20時である。また、年間の開館日数についても2013年度は310日にのぼる。加えて、法学部資料室についても、授業期間中の9時から17時まで利用することができる。このように自学自習の環境は整えられている。

更に、ロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8時30分から23時までの利用が可能である。

6-9　国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、本学の図書館と他大学の図書館との相互利用に関して、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図ることを目的として、「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」を締結し、利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣等主要な役割を果たしている。

6-10　施設・設備の整備に関する特色ある取組みについて、施設･設備の整備に関する特色ある取組としては、一つには、リーガルクリニック実施のための関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室は、相談者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、担当の弁護士の出講にも利便性が良く、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、法学未修者用科目をはじめとする一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習したい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

検索

【点検・評価（長所と問題点）】

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、2010年度から、以文館の増築棟部分を主に法科大学院の講義・演習等に使用することができるようになったため、教員・学生の利便性が高まり、学習環境としても充実が図られた。キャパシティの問題は解決できたといえるので、AV機器等の整備が不十分な教室につき設備・機器の拡充を行う必要がある。

6-4　情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、インフラ面に関しては、整備としては十分に整備されていると言えるが、人的な支援体制も含め、全学的なITセンターによる管理が一部されていないという問題がある。

また、TKC等の法律情報データベースのコンテンツ拡充が図られているが、必ずしも全ての学生が自学自習のために有効利用できているという現状ではない。学生が自主学習のためにコンテンツを十分に活用するような取組が求められる。

6-7　図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備についても、現状のところ十分に整備できていると思われるが、新刊図書の迅速な選定、購入は必ずしも実行されていない。

他方で、年６回の蔵書の増加に伴い、書架数や自習・閲覧スペースの確保との関係でロー・ライブラリーのキャパシティの問題が浮上してきており、これに対して今後継続的に対処していく必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、教室に設置されているパソコン等の機器について整備・充実を図る必要があり、本法科大学院で策定した「中期行動計画」に基づき、環境整備に向けて2015年度予算の確保に努める。また、FD委員会を中心として、各教員のニーズの把握に努め、教育設備の整備の方向性についても検討していく。

6-4　情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備に関しては、現在、既に取り組みつつあるが、以文館ネットワークシステムを全学のシステムに統合し、ITセンターによる一元的管理による利便性の向上を更に進めていく。

学生によるTKC等の法律情報データベースの活用促進については、各教員が授業において授業理解度確認テスト等の法律情報データベースを有効活用することを目的として、教員を対象に利用説明会を開催した。また、学生の履修ガイダンスにおいても、同データベースの具体的な利用方法について説明を行った。これにより、今後、同データベースが更に活用されることで、学生の学習到達度をより正確に測定することが期待できる。

6-7　図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、新刊図書の迅速な選定、購入に必要な情報を提供するために、各教員に定期的に新刊情報を配付している。今後は、各教員からのニーズを反映して、選定・購入に結び付ける仕組みを整備する必要があり、「ロー・ライブラリー図書選定委員会」において、具体的な方策を検討する。

ロー・ライブラリーのキャパシティの問題に関しては、閲覧・自習スペースを維持しつつ、配架書棚の増設や、既に、旧版図書や電子媒体により閲覧可能な雑誌のうち古い年度のものを除却することにより配架スペースの確保を行った。今後も学生の意見を取り入れながら、必要に応じて電子媒体への置き換え等により、ロー・ライブラリーの充実に取り組んでいく方針である。

7　事務組織

【現状の説明】

7-1　適切な事務組織の整備と職員配置について、法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務組織として、学事局専門職大学院事務グループを設置している。同グループは、専門職大学院の事務に特化した組織であり、法科大学院のほか会計専門職大学院及び臨床心理専門職大学院の業務を分掌していることから、担当を決めて業務を進めている。具体的には、グループ全体を管理・監督する事務職員としてグループ長１名、グループ長補佐２名を配置するとともに、法科大学院を担当する事務職員として、専任事務職員３名、派遣職員４名、定時事務職員４名を配置している。

業務としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、教授会その他諸会議に関する業務、授業時間割編成、授業実施に係る支援、定期試験の実施、成績管理、学籍管理、FD、特別演習等課外活動の支援、学生募集、総合戦略・広報、就職支援業務、自習室及びロー・ライブラリーを含む学舎管理等法科大学院の運営に必要な業務について、学内各部署と協力しながら業務を執り行っている。

なお、事務スペースは２か所に分けて設置しており、主たる事務スペース（尚文館事務室）にグループ長１名、グループ長補佐１名、専任事務職員２名、派遣職員１名を配置している。もう一方の事務スペース（以文館ステーション）は尚文館事務室のサテライト的な位置づけで設置しており、専任事務職員１名、派遣職員３名、定時事務職員４名を配置して、日常的な授業準備、教材印刷・配付、教室・自習室・ロー・ライブラリーの管理、学生応対、各種掲示の業務にあたっている。

これらにより、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立している。

7-2　事務組織と教学組織との有機的な連携については、法科大学院の事務組織は、7-1で記載した体制・事務分掌に基づき、教学組織と有機的に連携して管理運営及び教育研究活動の支援にあたっている。

例えば、教授会、執行部（研究科長、副研究科長、教学主任２名、学生相談主事、入試主任）のほか「教育推進委員会」や「自己点検･評価委員会」等の各種委員会の運営にあたっては、事務組織と教学組織が十分に連携して事前準備を行うとともに、事務職員が当該会議に常時出席しており、緊密な連携を図っている。

7-3　事務組織の適切な企画・立案機能について、本学では学園として掲げる長期ビジョン、長期行動計画の下に、各部局で４年スパンの「中期行動計画」を策定することとしており、2014年度における法科大学院の内容としては「アカデミック・アドバイザー制度（若手弁護士による指導体制）の充実」、「学生及び修了生への学習環境支援」や「学生及び修了生への就職支援」、「受験者・入学者増加施策の実施」、「文科省による公的支援の加算条件対応」の強化等をめざしている。これらの計画の推進にあたって、教員組織はもとより、事務組織の企画・立案機能も活かしつつ、種々のデータ収集や学生・修了生へのアンケート実施・集計等をはじめとする取組を進めている。

7-4　職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについて、本学では、全学的な事務職員に対する研修として①全職員共通基礎研修：「総合研修」「階層別研修」、②自己啓発促進・支援研修：「大学職員意識啓発研修」「特定業務能力向上研修」「共通能力向上研修」等の多様な研修が行われており、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取組んでいる。

加えて、人事考課制度、目標管理制度や職場内研修（いわゆるOJT）等を通じて、職場内においても事務組織の機能強化のための取組を進めている。

7-5　法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組みについて、法科大学院では、修了生への就職支援策の充実を図るべく、「就職支援委員会」の下、キャリアセンター事務局キャリアセンター事務グループと専門職大学院事務グループが共同し、在学生及び修了生への各種情報提

検索

供及び就職活動に関する啓発行事を行っている。また、法科大学院独自の就職支援事業として、「関大法曹会」との連携を図り、同会会員からの求人情報等を司法試験合格者に対し情報提供を行う等の業務を専門職大学院事務グループが担っている。

これに加えて、「関大法曹会」会員の専門知識向上に貢献すべく、覚書（5-5参照）に基づき、同会会員を対象とする、法科大学院授業の聴講制度を設けており、これに関する業務についても、専門職大学院事務グループが担っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

7-1　適切な事務組織の整備と職員配置について、専門職大学院事務グループでは、法科大学院以外に、会計職専門大学院及び臨床心理専門職大学院の事務を担っていることから、適切な業務分担のローテーションにより、専門職大学院に関する多様な知識等を習得する機会が得られる環境にある。これにより、法科大学院の運営をサポートするうえで、より幅広い知識と経験に基づき業務を担うことが可能となっている。

以文館ステーションは尚文館事務室のサテライト的位置づけであるが、学生の日常の勉学及び教員に対する授業支援に大きく貢献している。

【将来への取組み・まとめ】

7-1　適切な事務組織の整備と職員配置については、専門職大学院事務グループに所属する事務職員の知識と経験が幅広いものになるにしたがって、専門職大学院事務グループ内や、学内関係部署（教務センター、キャリアセンター等）の連携が密接になり、学生サービスの質的向上が図られていることから、今後一層、これを推し進めて更にスピード感のある対応をめざしたい。一例として、本学法科大学院修了者の就職活動支援の更なる強化を目的として、2014年度から始まる一般企業への法科大学院生インターンシップについて、派遣学生の受入れ枠が１社２名であるところを、複数社で５～10名程度と拡大させ、在学生及び修了生のキャリアデザインを支援する業務の拡大をめざしている。

8　管理運営

【現状の説明】

8-1　管理運営に関する規程等の整備について、法科大学院には教授会を置くものとし、「学則」第21条に基づき、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定めている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」が定められている。（根拠・参照資料：「学則」、法務研究科（法科大学院）教授会規程、法務研究科長選挙規程）

8-2　管理運営に関する決定の尊重については、本学法科大学院は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び任用等の人事に関する教授会の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、この決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、本研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科長は、教授会によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授、准教授、専

任講師及び助教並びに特別任用教員（教授、准教授、専任講師、助教）をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、「学則」、教育課程、入試に関する事項、学生の試験、学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行う。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び「学則」に関する事項等、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名に基づき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（２名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら６名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される機関である。

8-3　専任教員組織の長の任免等については、「法務研究科長選挙規程」に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則の下に選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免については、解釈上、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第６条第５号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決する。（根拠・参照資料：法務研究科長選挙規程、法務研究科（法科大学院）教授会規程）

8-4　関係する学部・研究科等との連携・役割分担について、本学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の１学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務及び公共政策の３コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者等を対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士等の資格取得をめざす者、企業の法務担当者を志望する者等を対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員等をめざす者のほか、マスコミ志望者等も対象とする。

以上のように、法科大学院と法学部・大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行われている。

他方、法学部・大学院法学研究科との連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当し、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められており（「学則」第14条）、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（「関西大学大学院学則」第18条）。

なお、法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられている（「法学部との定例協議会」）。

また、弁護士法人あしのは法律事務所と連携することにより、教育の充実を図る。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表７、法務研究科（法科大学院）学則、大学院学則）

8-5　財政基盤の確保については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている（根拠・参照資料：学校法人関西大学計算資料）。予算配分に含まれていない事業を実施する必要が生じた場合は、学長を通じて法人に要望し、法人と折衝のうえ必要な予算を確保するよう努めてい

る。

8-6　管理運営に関する特色ある取組み については、本法科大学院に、法務研究科長、副研究科長、教学主任（２名）、入試主任、学生相談主事の６名からなる執行部を設置し、教育、学生、入試等の広く管理運営に関する企画・立案及び執行を担っている。教学主任は、研究者教員及び実務家教員の各１名で構成し、研究者教員及び実務家教員のそれぞれの意思疎通を図りつつ、全体的な教育枠組みの調整にあたっている。また、執行部は、「教育推進委員会」「FD委員会」「就職支援委員会」「自己点検・評価委員会」の各委員となり、執行部とのパイプ役を担うことで、各委員会との有機的な連携を図っている。

【点検・評価（長所と問題点）】

8-6　管理運営に関する特色ある取組み について、執行部と各種委員会との有機的な連携は相当程度図られてきたが、一方、委員会相互の活動について、必ずしも効果的な連携が図られてきたとは言い難いことが、今回の自己点検・評価によって改めて明らかになった。一例として、教育体制の充実は「教育推進委員会」の任務であるが、学生の質の変化に対応した教育体制の充実を図るためには、学生による授業評価アンケートの分析を行ったうえでの問題点の洗い出し、それに対応した教授法の見直し等、「FD委員会」の任務と重なるところがあり、両委員会による共同作業を進める必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

8-6　管理運営に関する特色ある取組み について、「教育推進委員会」と「FD委員会」との共同作業については、現在、教材のあり方についての検討を行っているが、学生の質の変化に対応するため、これを更に進めていく予定である。今回の取組を一つの実績として、今後も、法科大学院を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、従来の委員会の枠組みにとらわれず、その時々に必要とされる施策を検討・実施するため、複数の委員会による共同作業を更に進めていく予定である。

9　点検・評価等

【現状の説明】

9-1　自己点検・評価のための組織体制の整備、適切な自己点検・評価の実施 については、本法科大学院は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という）」を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員３名、法務研究科教授会によって承認された専門職大学院事務グループ所属事務職員１名によって組織されている。（「委員会規程」第４条）

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②第三者評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく法務研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言、④改善の達成度の検証結果に基づく法務研究科長及び学長への改善勧告、及び⑤その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関して審議する。（「委員会規程」第３条）

自己点検・評価のための評価項目は、基本的に大学基準協会による法科大学院認証評価と整合性をとるため、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。ただし、2012年３月に作成・発行した自己点

検・評価報告書については、全学的な取組として大学基準協会による機関別認証評価を受審することを前提としていたため、点検・評価項目は例外的にこれを踏まえて設定した。

評価方法については、「自己点検・評価委員会」を開催し、各委員の役割分担を定めたうえ、作成スケジュールを決定し、各担当委員が原案を作成する。その原案を「自己点検・評価委員会」において点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に提出する。法務研究科長は執行部に役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示する。その後、この検討を受けて執行部と「自己点検・評価委員会」は、合同会議を開催し、報告書を完成させる。報告書は、教授会に報告される。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び専門職大学院事務グループにおいて収集される情報を活用している。

なお、これまで本学では全学的な自己点検・評価報告書を隔年で作成しており、本法科大学院においても同様に、2005年３月、2007年３月、2009年３月、2012年３月に作成・発行している。

9-2　自己点検・評価の結果の公表については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、ロー・ライブラリーにも配架し、学生の閲覧に供している。このほか、Webサイト（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/report/index.html）で一般に公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。

9-3　自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、9-1に記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく改善方策及び改善計画案を法務研究科長及び学長に提言することを任務としている。この提言を受けて、研究科長は執行部で協議のうえ、内容に応じて、「FD委員会」「教育推進委員会」で改善策等を検討させ、それを教授会で審議・決定している。特に重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

また、副研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、自己点検・評価における問題点を執行部が詳細かつ正確に把握できるように配慮している。一方で、自己点検・評価の客観性を確保するために、執行部以外の委員が委員長に就任することにしている。このように、自己点検・評価による改善・向上の機動性と客観性を踏まえた取組になるように留意している。

9-4　自己点検・評価の結果の改善・向上への反映については、本研究科は、2008年度の大学基準協会による法科大学院認証評価では、不適合との評価結果を受け、その際の勧告４項目と問題点（助言）17項目の指摘に対応するため、種々改善策を講じてきたところであり（前回自己点検・評価報告書参照）、これらに対しては、2013年度認証評価において、幸いにも一定の評価を得ることができた。

ただし同時に、積み残し課題として、社会人の定義の明確化が図られていない等の点に一層の改善が望まれる旨の指摘を受けたため、引き続きその改善を検討し、一定の結果を得ることができたものと考える。

そこで、ここでは、その後の勧告・問題点（助言）についての対応と合わせ、本法科大学院としての対応方法について述べることとする。

○勧告

１）教育課程・方法・成果等に関し、「各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには貴法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にある。また、貴法科大学院が一つの組織として成績評価の厳格性を確保していくという観点からするならば、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員にいわば丸投げの状態となっている現状は、およそ適切であるとはいいがたい。したがって、今後は、各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述を共通のガイドラインに則したものに統一したうえで、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等を構築し、かつ、その結果を認証評価等の際に客観的かつ明確に示すことが

できるよう対応することが求められる（評価の視点2-33、2-34)。」と勧告されたことについて。

対応方法としては、2014年１月22日（水）に開催された法務研究科教授会において、以下２項目について審議・了承された。

・シラバス記載事項について　　全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70％、平常点＝30％）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、５回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」こととし、2014年度シラバスから適用を開始している。

・平常点の採点基準について　　全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することとし、また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、法務研究科教育推進委員会に諮ることが確認され、継続して検討中である。

２）教員組織に関し、「『会社法』を担当する専任教員（研究者）に関しては、会社法分野に関する最近５年間の研究業績が存在しておらず、当該分野に関する高度の指導能力を有する者とは認められないことから、可及的速やかな対応が求められる（評価の視点3-4)。」と勧告されたことについて。

対応方法としては、当該教員が2014年４月１日付で法学部へ移籍し、法科大学院授業科目「会社法」の授業科目担当者から外れるものとした。

○　問題点（助言）

１）教育課程・方法・成果等に関し、「修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合については、選択必修科目を法律基本科目群から最低限の４単位のみ履修する場合には、60％（60単位）であるが、仮にも選択枠を最大限利用し、10単位履修したならば、66％（66単位）となり、同割合が65％を超過する。このような措置は、学生の自由な選択の結果であったとしても、法律基本科目群に傾斜した教育課程となっているという評価を免れないことから、改善が望まれる（評価の視点2-3)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2014年度秋学期に法務研究科カリキュラム検討委員会を設置し、指摘事項の改善について検討した。引き続き、指摘事項の改善について検討し、加えて、司法試験法の改正に伴う中期的視野に立ったカリキュラム改編を検討することとした。

２）同じく教育課程・方法・成果等に関し、「法学未修者に対する『プレゼミ』及び模擬授業、並びに法学既修者に対する模擬演習ゼミについては、実施時期及び回数からして、授業の前倒しの可能性が指摘されることから、法学の入門程度の内容に留める等の配慮が望まれる（評価の視点2-22)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2014年度春学期に、本研究科執行部会にて入学前指導体制の在り方について見直しを図り、改善した。

３）同じく教育課程・方法・成果等に関し、「2008（平成20）年度の認証評価結果の指摘を受けて、シラバスにおいて、成績評価に関する評価要素のウェイト付けを可能な限り詳細に示すよう改善されたとされ、『平成24年度（2012）法科大学院講義要項』を確認すると、確かに法律基本科目に関しては、全体的に定期試験を70％、平常点を30％とすることが明示されていることが認められるが、他の科目群の科目や旧カリキュラムの科目に関しては、成績評価の基準がいまだ明確とは言えない部分もみられることから、より一層の明確化が望まれる（評価の視点2-33)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2013年度シラバスから、旧カリキュラムの科目も含め、全ての授業科目において、評価割合を明示することとした。

４）学生の受入れに関し、「S日程又はA日程の『法学未修者コース』の試験に合格しながら『法学既修者コース』の試験には合格していない者については、入学前指導により、S日程又はA日程の入試の受験時には不足していた法学の学識を補完させたうえで、B日程における『法学既修者試験』(『法学既修者

コース』の入試とは異なる位置づけの法学既修者としての認定試験である。）を受験することが可能とされているが、入学手続が未了の「法学未修者コース」に合格した者に対して、各種のプログラムを提供したうえで、『法学既修者試験』を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべき入試に対する信頼を損なう可能性も指摘されることから、改善が必要である（評価の視点4-9)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2015(平成27)年度入試から、「法学既修者認定試験」を廃止することとした。

5）同じく学生の受入れに関し、「社会人の定義が、『大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満２年以上を経過している者』とする点については、2008（平成20年度）の認証評価において、広範に過ぎるきらいがあり、再検討が望まれると指摘したところであるが、依然として改善されていないことから、引き続き検討することが望まれる（評価の視点4-12)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2014年４月23日開催の教授会にて、社会人の定義につき、「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社等における勤務経験（パート・アルバイト等も含む)、自営業者としての経験、その他の社会活動（家事専従も含む）等、通算して２年以上これに携わった経験を有する者とする。」との文言への修正が審議・了承された。

6）同じく学生の受入れに関し、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、この点については、2014（平成26）年度入試より、入学定員が100名から40名に削除される決定がなされているが、学生数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・向上させていくかという取組をも含め、今後も継続的な検討が望まれる（評価の視点4-14、4-15)。」と助言されたことについて。

対応方法としては、法務研究科教育推進委員会にて、継続して検討中である。

以上のように、本研究科では、大学基準協会による認証評価の指摘を真摯に受け止め、自己点検・評価活動を進める中で、課題解決に繋がるように取り組んでいる。

なお、本研究科においては、大学基準協会以外の認証評価機関からの指摘は受けていない。

9-5　特色ある取組みについては、2012年８月から「法科大学院再生会議」が常任理事会の下に全学的取組として設置されており、本法科大学院からは研究科長のほか２名の教員が参画している。また、「法科大学院再生会議」の下に、①「改革推進プロジェクト」、②「事務所設置・就業支援プロジェクト」が設置されており、本法科大学院からそれぞれ２、３名の教員が参画している。

【点検･評価(長所と問題点)】

9-5　特色ある取組みについては、本法科大学院の現況を大学全体として深刻に受け止め、かつ、本法科大学院のみによる取組ではこれに対応できないとの判断から、「法科大学院再生会議」及びその傘下にプロジェクトチームが設置された。そこにおいては、本法科大学院構成員以外の委員から、より客観的かつ厳しい評価が行われ、今後の改善策に生かしていくべき提案も多くあったと評価している。

【将来への取組み・まとめ】

9-5　特色ある取組みについては、「法科大学院再生会議」傘下のプロジェクトチームにより、法曹養成に係る総合的な施策の企画・立案機能を担う組織として、本法科大学院の全構成員と法学部・法学研究科執行部から成る「法曹養成教育推進会議（仮称。以下、「推進会議」という。)」の設置が提案されている。推進会議が企画・立案する事項については、本法科大学院の「教育推進委員会」等が、具体策を検討して実践に移すことが予定されるほか、推進会議の本格的始動に向けて、法科大学院教員・法学部教員及びアカデミック・アドバイザー（弁護士諸氏）らが当年度の司法試験各科目の出題に対して共同検討を行

い、その成果を本科教育及び特別演習等に還元する教育プロセスを既に開始した。これらは、本学法科大学院の再生に向けて全学的な支持支援を獲得するために有効かつ重要な取組となるものと考えており、その具体的成果を実証的検証の下に公示して更なる改善に導くため、点検・評価を行う方針である。

10　情報公開・説明責任

【現状の説明】

10-1　組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、パンフレット「関西大学法科大学院－法曹の新世紀へ」を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、進学説明会等において提供してきた。その内容は、①設置主体、②教育理念、③授業科目と教育方法・内容、④教員スタッフ、⑤施設・設備、⑥司法試験合格者数実績、⑦入学者選抜の各項目、⑧在学生、OB・OGの声、⑨時間割モデルの他、施設・設備や授業風景等の写真も多数掲載し、本法科大学院の概要を的確に把握できるように記述している。

また、Webサイト（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/）を開設し、教育内容・スタッフ、施設・設備、入試、授業料・奨学金、収容定員・在籍者数、司法試験の合格実績及びQ&A等の情報提供を行い、講演会や公開講座、入試問題やその解説等のタイムリーな情報は、トピックス欄で随時更新している。

シラバス、到達目標は、関西大学シラバスシステムにおいて公開している。
（http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html）

入学者選抜、修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての詳細は「関西大学法科大学院学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、Webサイトにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できる。

更に、学生募集要項・パンフレットをPDFファイルでアップロードして、Web上で内容を把握できるようにしている。「大学院紹介Movie」もアップロードすることによりビジュアルに内容を理解できるように、コンテンツの充実を図っている。（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/info.html#ANCHOR3）

10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をWebサイトに公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取組として検討が進められている。

また、**10-3　情報公開の説明責任としての適切性**についても、本法科大学院の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

10-4　特色ある取組みについては、情報提供として本法科大学院Webサイトに、「数字で見る法科大学院」（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/keyword.html）として、志願者・合格者・入学者数、学生１人に対する教員数比率、司法試験の合格実績等の情報を公開し、受験生が他大学の法科大学院と比較するうえでも、本法科大学院が社会的説明責任を果たすうえでも、必要な情報の公開に努めている。

検索

会計研究科

検索

第３編　会計研究科　目次

第１章　教育目的 …… 595

第２章　教育内容 …… 603

第３章　教育方法 …… 614

第４章　成績評価及び修了認定 …… 622

第５章　教育内容等の改善措置 …… 628

第６章　入学者選抜等 …… 638

第７章　学生の支援体制 …… 657

第８章　教員組織 …… 670

第９章　管理運営等 …… 684

第10章　施設、設備及び図書館等 …… 699

第１章　教育目的

1-1　教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）においては、その創意をもって、将来の会計職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状の説明】

本会計大学院の教育目的は、基準1-1-1が求める内容と国際会計士連盟が作成する国際会計教育基準を満たすという観点から、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した会計人の養成を目的とする。」と明文化されている。

この文章中の「世界水準で通用する」とは、①いわゆる試験対策的な学習水準に留まらないこと、②世界規模で標準化する会計・監査制度に精通できる基礎的能力と将来に会計専門職として備えるべき高い倫理観を十分に体得していること、③会計大学院で学習すべきコア・カリキュラムの水準に達していることを意味する。即ち、国内で設立された主要な会計大学院が理想として求めている大学院らしい専門職教育の水準に到達することをミニマムの目標とした。したがって、「世界に通用する」という修飾語を英語即戦力という意味では使っていない。

一方、「理論と実務に習熟した」という言葉は多義的であるが、本会計大学院はこの言葉に独自の教育目的を付与している。本会計大学院は、その固有の目的を「○○界のリーダーたりうる会計専門職」の養成と明文化している。具体的には、監査界、産業界、官公庁のリーダーの養成を目的としている。そして、各界でリーダーになるための素養を「××に強い会計専門職」と表現している。具体的には、財務に強い、ITに強い、法律に強い、経営に強い、行政に強い、という五つのキーワードが入る。本会計大学院のこうした独自の教育目的を「知のペンタゴン」（基準1-2-1で詳説する）と表現している。

以上要するに、本会計大学院は、学生に対して、会計・監査というメインの領域で卓越した水準に達することを求める一方で、五つのサブ領域のいずれかについても卓越した水準に達することを求め、もって、監査界、産業界、官公庁のリーダーたれと求めているのである。こうした教育目的は、本会計大学院のカリキュラム編成やFD活動の指針となり、専任教員の教育上の指導理念となっている。また、非常勤講師に対する要望ともなっている。

なお、会計・監査をめぐる国際環境の変化の速さへの、教育目的の対応であるが、カリキュラム編成において、随時係る変化に対応できるような体制を構築している。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的は明文化され、学生及び教職員に周知徹底されている。非常勤講師に対してもFD活動を通じて周知徹底している。基準1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４頁
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）２～３頁
４．関西大学大学院会計研究科学則　第２条（研究科の目的及び専攻）

検索

1-2　教育目的の達成

1-2-1

1-1-1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計職業人像に適った教育を行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準1-1-1の教育目的を会計職業人像に具体化し、これをカリキュラムに反映させている。まず、「世界に通用する会計人」の養成のため、「高度な職業会計士となるために国際教育基準で求められる水準の確保」、「公益を意識した職業倫理観の醸成」を目標としている。これらの目標に、「理論と実務に習熟した会計人」の養成の観点として「会計・監査（保証）・税務業務の高度化・拡大への対応」と「将来の幅広い進路選択を可能とするキャリア支援」を加味して、教育内容を決定している。具体的には、「導入科目群」、「基本科目群」、「発展科目群」、「応用科目群」という４段階の科目群編成としている。本会計大学院の学生の多くは当面の目的として公認会計士試験の合格を掲げ、そうした期待は承知しているが、我々はカリキュラム設計において試験対策的科目に偏向することなく、会計大学院としてあるべき科目の設置を貫くこととした。

次に、「資格取得後に競争優位を発揮できるための得意領域を持った会計人」の養成のために、専門性の高い科目群を多く設置した。具体的には、「Basic Skills（財務会計系、管理会計系、税務会計系、監査系の会計系科目４系列）」と「Advanced Skills（法律系、経営系、ファイナンス系、行政系、経済・IT系の非会計系科目５系列）」である。会計・監査というコアの領域以外に得意領域を持った公認会計士であって欲しいとの願いを実現させるために、学生に対して五つの戦略的分野を「Advanced Skills」として提示し、学生は履修の際の参考としている。こうして提示された関心領域を「知のペンタゴン」と称している。引用図における「会計人」と「超会計人」の差異は、形式的には習得知識の差であるが、実質的には卓越した能力を有するか否かに求められる。

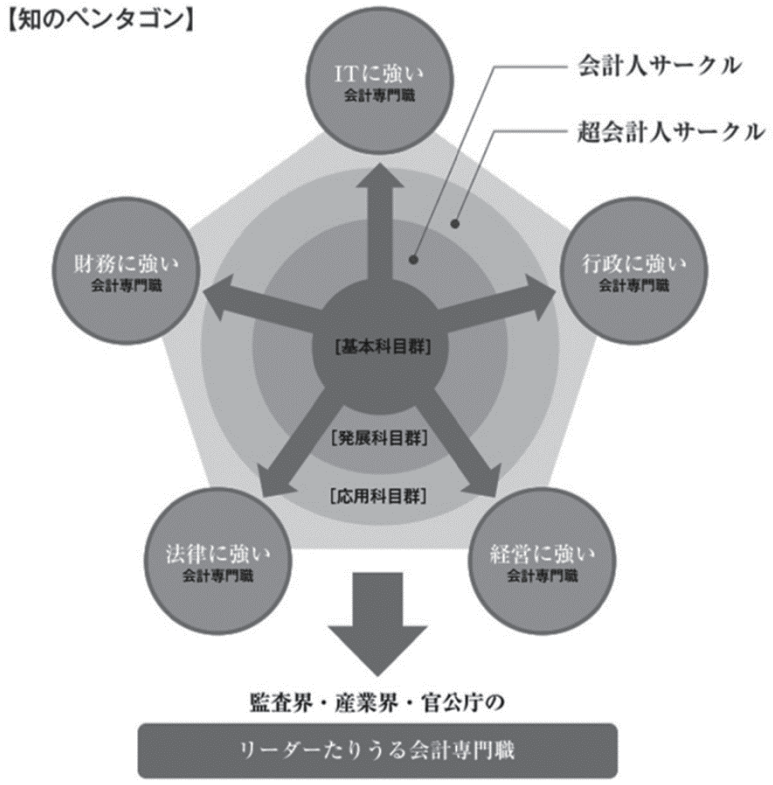

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html より

そして、より適合性の高い教育のため、前述の五つの戦略的分野の提示に加え、コース制を導入している。具体的には、公認会計士をめざす学生を主な対象とする「Professional Accountant（PA）コース」、企業人・公務員等をめざす学生を主な対象とする「Professional Accountant in Business（PAIB）コース」、論文作成能力及び研究能力の高い会計専門職をめざす学生を主な対象とする「Research Paper（RP）コース」を設けている。これらは、前述（基準1-1-1）で示した、「監査界のリーダー」を養成するためのPAコース、「産業界、官公庁のリーダー」を養成するためのPAIBコース、研究能力の高い会計人を養成するためのRPコースである。

また、IFRS（国際財務報告基準）への対応等を踏まえた、本会計大学院の中期行動計画として準備してきたものであり、監査だけでなく、企業で会計専門職として活躍することを志望した学生のニーズにも対応するものである。

以上述べた人材育成の目的を実現するために、専任教員による具体的アドバイス等を可能とする個別演習科目（１年次秋学期開講の「ソリューション・イン・アカデミック」、２年次春学期開講の「ソリューション・イン・プロフェッショナル」、２年次秋学期開講の「ソリューション・イン・エキスパータイズ」）を用意し、学生一人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるようにしている。

【点検・自己評価】

本会計大学院はその教育目的を達成するために、目的適合的なカリキュラムや学習環境を整備し、全教員が目的達成のための教育を行っている。基準1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４～６頁
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）２～３、８、52～53頁
４．関西大学大学院会計研究科学則

1-2-2

1-1-1の目的を達成し、1-2-1の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準1-2-1で明らかにしたように、教育目的を具体化した養成すべき会計職業人像を想定して人材育成の目的を実現するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、次のようにカリキュラムを編成している。

つまり、①基準1-2-1で述べた４段階（導入・基本・発展・応用）の科目群の設定とこれら科目群における理論科目と実践科目の最適な配置、②主たる専門分野である「Basic Skills」（会計系科目４系列）と戦略的に得意分野を作るために第二の専門分野に対応する「Advanced Skills」（非会計系科目５系列）の設定、③これら９系列に属さない横断科目、④教員から学生へのきめ細かい指導とアドバイスを可能とする個別演習科目と⑤修士論文科目から構成されている。

＜教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）＞

本研究科においては、①高度な職業会計人となるために国際教育基準で求められる水準の確保、②公益を意識した職業倫理感の醸成、③会計・監査（保証）・税務業務の高度化・拡大への対応、④将来の幅広い進路選択を可能とするキャリア支援、を基本方針としてカリキュラム体系を編成している。これらの教

育目標を達成させるべく、タテ糸として、本研究科での専門職教育を受けるための前提となる導入科目群、その上で会計専門職のために必須となる基本科目群、会計専門職としての実務適応教育を行う発展科目群、そして会計専門職として突出した専門分野を養う応用科目群を置き、ヨコ糸として、会計専門職としてのベーシック・スキルとしての会計系科目４系列（財務会計、管理会計、監査、税務）と、アドバンスト・スキルとしての非会計系科目５系列（法律、経営、ファイナンス、行政、経済・IT）を配置している。これらの系統別科目に加えて、各系列に属さない専門職業共通の科目として横断科目、個々の学生に応じた学習指導及びキャリア・プランニングを可能とする個別演習指導、更に研究指向の論文作成の指導も行える体制としている。学生は、これらのタテ糸系列の応用可能性とヨコ糸系列の広範・多様性を、自らが指向するキャリアに最適の組合せで習得することが可能となり、職業的監査人をめざす職業会計人（Professional Accountant（ＰＡ）コース）だけでなく、企業等の組織内での活躍を志望する会計人（Professional Accountant in Business（PAIB）コース）、更には研究者等の道（Research Paper（RP）コース）をとることができる。

＜科目群＞

(1) 導入科目群（選択科目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計未修者のための導入教育
(2) 基本科目群（必修科目又は選択必修科目）・・・会計専門職のための基礎教育
(3) 発展科目群（選択必修科目）・・・・・・・・・・・・・・・会計専門職としての基礎的実務対応教育
(4) 応用科目群（選択必修科目）・・・・・・・・・・・・・・・会計専門職としての実践的実務適応教育

※導入科目群（中級商業簿記、中級工業簿記）は、会計未修者のための基本的な会計知識の習得を目的として、設置している。

※PAコース及びRPコースは、基本科目群８科目とも必修科目。PAIBコースのみ、企業法、会計専門職業倫理が必修科目、上級簿記、上級財務会計論、上級原価計算論、上級管理会計論、監査制度論、監査基準が選択必修科目となる。

＜科目系列＞

(1) 会計系科目系列（Basic Skills）・・・・・・・・・・・・財務会計系、管理会計系、税務会計系、監査系
(2) 非会計系科目系列（Advanced Skills）・・・・・・法律系、経営系、ファイナンス系、行政系、経済・IT系
(3) 横断科目・・・・・・・・・「会計専門職業倫理」、「会計専門職業数学」、「特殊講義（各テーマ）」
(4) 個別演習科目・・・・・「ソリューション・イン・アカデミック」、「ソリューション・イン・プロフェッショナル」、「ソリューション・イン・エキスパータイズ」
(5) 修士論文科目・・・・・「論文指導・修士論文（基礎）」「論文指導・修士論文（実践）」「修士論文」

※「論文指導・修士論文（実践）」及び「修士論文」は、RPコースに所属した者に対し実践科目として開講される。

＜カリキュラムの概要＞

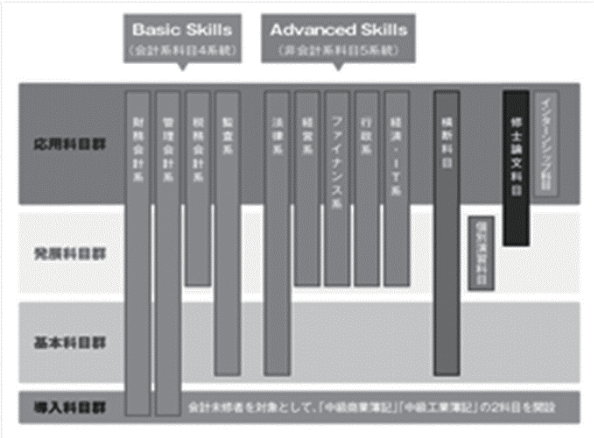

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/feature/index.html　より

＜成績評価について＞

本会計大学院では、科目群毎に評価方法（試験・レポート等）や成績評価（相対評価、絶対評価）に関する基準を設け、成績評価を厳密に行っている。成績評価の基準はシラバスで明確に示し、受講生にも明示している。

成績評価に関連して試験方法と評価方法を原則として下表のとおり行っている。

科目群	試　験　方　法	評　価　方　法
導入科目群	筆記試験とする。	絶対評価（合格又は不合格）とする。
基本科目群	筆記試験とする。	－春学期－ 相対評価とし、1クラスにおける各評価段階（秀～可及び不合格）の割合を定める。 －秋学期－ 受講生が相当人数（20名程度を目安とする）を超えない場合、評価の方法は発展科目（理論科目）と同様の扱いとする。
発展科目群	－理論科目・横断科目－ 筆記試験とする。	－理論科目・横断科目－ 受講生が相当人数（20名程度を目安とする）の場合、可能な限り相対評価（秀～可及び不合格）で評価を行う。
	－実践科目－ 特に指定はない。	－実践科目－ 原則として絶対評価とする。
	－個別演習科目－ 特に指定はない。	－個別演習科目－ 原則として絶対評価とする。
応用科目群	－理論科目・横断科目－ 筆記試験 －実践科目－ 特に指定はない。	原則として絶対評価とする。

※『出講の手引き』(2014年度）に基づいて作成している。

本会計大学院の教育の中心に位置づけられる基本科目群全科目の成績分布を示すと次表のとおりとなる。本会計大学院では基本科目群の全科目が必修科目又は選択必修科目（PAIBコースのみ選択必修科目を含む）であることから、全担当教員に厳格な相対評価を求めている。

＜基本科目群科目成績評価分布（2013～2009年度）＞

	秀	優	良	可	不合格
2013年度	14.0%	24.8%	21.1%	18.2%	21.9%
2012年度	13.3%	19.8%	26.2%	18.8%	21.9%
2011年度	15.4%	16.9%	22.9%	19.9%	24.9%
2010年度	12.8%	19.7%	26.3%	22.1%	19.1%
2009年度	12.8%	18.3%	26.4%	18.2%	24.3%
5年平均	13.6%	19.3%	25.0%	19.5%	22.6%

※本報告書「データ・資料編」掲載の「基本科目の成績評価分布状況」に基づき平均値を算出。
※成績評価は、秀（90点以上)、優（80～89点)、良（79～70点)、可（60～69点)、不合格（60点未満)。

＜修了認定について＞

本会計大学院における修了要件は次のとおりであり、関西大学大学院会計研究科教授会規程第6条の(11)に基づき、教授会の審議事項として修了査定を行い、厳格な成績評価の結果として修了認定を行っている。

修了要件（2014年度入学生）

本課程を、Professional Accountant(PA)コース、Professional Accountant in Business(PAIB)コース及びResearch Paper(RP)コースに分け、コース毎に以下の科目を含め54単位以上を修得しなければならない。ただし、中級商業簿記及び中級工業簿記を修了所要単位に算入することはできない。

検索

(1) PAコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記、上級財務会計論、上級原価計算論、上級管理会計論、監査制度論、監査基準、企業法　８単位

イ　発展科目群　実践科目６単位以上を含めて24単位

ウ　応用科目群　実践科目２単位以上を含めて12単位）（ただし、プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネスは含まない。）

(2) PAIBコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記又は上級財務会計論、上級原価計算論又は上級管理会計論、監査制度論又は監査基準、企業法　５単位

イ　発展科目群　実践科目８単位以上を含めて24単位

ウ　応用科目群　実践科目４単位以上を含めて12単位（ただし、プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファームは含まない。）

(3) RPコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記、上級財務会計論、上級原価計算論、上級管理会計論、監査制度論、監査基準、企業法　８単位

イ　発展科目群　論文指導・修士論文（基礎）２単位を含めて24単位

ウ　応用科目群　論文指導・修士論文（実践）及び修士論文 計８単位を含めて12単位（プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム及びプロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネスは含まない。）

修了要件（2013年度入学生）※コース制の導入に伴い、2013年度から修了要件を改正した。

本課程を、Professional Accountant(PA)コース、Professional Accountant in Business(PAIB)コース及びResearch Paper(RP)コースに分け、コース毎に以下の科目を含め54単位以上を修得しなければならない。ただし、中級商業簿記及び中級工業簿記を修了所要単位に算入することはできない。

(1) PAコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記、上級財務会計論、上級原価計算論、上級管理会計論、監査制度論、監査基準、企業法　８単位

イ　発展科目群　実践科目６単位以上を含めて24単位

ウ　応用科目群　実践科目２単位以上を含めて12単位

(2) PAIBコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記又は上級財務会計論、上級原価計算論又は上級管理会計論、監査制度論又は監査基準、企業法　５単位

イ　発展科目群　実践科目８単位以上を含めて24単位

ウ　応用科目群　実践科目４単位以上を含めて12単位

(3) RPコース

ア　基本科目群　会計専門職業倫理、上級簿記、上級財務会計論、上級原価計算論、上級管理会計論、監査制度論、監査基準、企業法　８単位

イ　発展科目群　論文指導・修士論文（基礎）２単位を含めて24単位

ウ　応用科目群　論文指導・修士論文（実践）及び修士論文 計８単位を含めて12単位

修了要件（2012年度以前入学生適用）

以下の科目を含め54単位以上修得しなければならないものとする。

(1) 基本科目群から必修科目16単位

(2) 発展科目群から実践科目群６単位以上を含めて24単位

(3) 応用科目群から実践科目群２単位以上を含めて12単位

【点検・自己評価】

基準1-2-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４～６、12～19頁
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）２～３頁
４．関西大学大学院会計研究科学則　第２章（教育課程）、第３章（試験、修了及び学位）
５．関西大学大学院会計研究科教授会規程
６．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（成績評価の方法・基準）
７．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）

1-2-3

各会計大学院は1-2-2が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

本学では1994年４月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を継続的に実施し、『自己点検・評価報告書』の発行を２年に１度（2011年以降は３年に１回）の周期で行ってきた。本会計大学院においても、2006年度の開設と同時に自己点検・評価委員会を設置し、この関西大学自己点検・評価委員会と協力しつつ、継続的に自己点検・評価活動を行っている。

本会計大学院では、研究科執行部、自己点検・評価委員会及び教務・FD委員会の三者が協力して、自己点検・評価活動を充実させるとともに、第三者評価に備えるための準備を行ってきた。具体的には、本会計大学院開設２年目となる2007年度から学生による授業評価アンケートの結果及び分析等をまとめた『FD活動報告書』を発行し、同じく2007年度から、本会計大学院の自己点検・評価活動を公表・記録するため、『自己点検・評価報告書』を発行している。これらの『自己点検・評価報告書』は、当初より、会計大学院評価機構の評価基準や自己評価の手引きに準拠して作成している。

本会計大学院は、「関西大学大学院会計研究科教育顧問規程」に基づき、本会計大学院の充実・発展のための助言を得るため、各界を代表する有識者（若干名）を招へいし、毎年教育顧問会議を開催している。これら教育顧問からの助言・提言等に対し、研究科執行部、自己点検・評価委員会及び教務・FD委員会が直ちに検討し対応することとしている。

また、開設以来、毎学期、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて、科目担当者が評価への対応や当該対応策の有効性を評価し、また科目系列毎にアンケート結果を総括している。更に、厳格な成績評価と修了認定を行う観点から、全ての専任教員が、学生の入学前から現在までの全ての成績データを共有し、教員のFD活動のために設置された能力開発室を拠点として、日常から意見交換が行われ、教員間の相互評価も機能している。

また、本会計大学院の特徴となっている個別演習科目及びオフィスアワーにおいて、専任教員は学生から出される要望を直ちに吸収できるようになっている。また、公認会計士試験に合格した修了生や在学生と研究科執行部による公認会計士意見交換会では、修了生や在学生からの忌憚のない教育上の要望や意見を聞くことができるようになっている。学生の希望等の全てを自動的に取り入れるわけではないが、このような取組は専任教員の教育改善に繋げるきっかけとなっている。

検索

【点検・自己評価】

本会計大学院では、自己点検・評価活動、学生による授業評価アンケート、教育顧問会議、個別演習科目やオフィスアワー等での学生の意見吸収及び多角的に実施しているFD活動を通じて明確になった課題に順次取組、カリキュラムの改訂、成績評価の見直し（厳格化）、『出講の手引き』の改訂に結び付けてきた。基準1-2-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（自己点検・評価）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）28～29頁
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）２～３頁
４．学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程
５．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
６．関西大学大学院会計研究科教務・FD委員会に関する申し合わせ
７．関西大学大学院会計研究科教育顧問規程
８．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
９．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
10．公認会計士試験合格者意見交換会議事録
11．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

第２章　教育内容

2-1　教育内容

2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

【現状の説明】

解釈指針2-1-1-1に対応する【現状の説明】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであることを重視している。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-1-1に対応する【点検・自己評価】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程について、基準2-1-1は満たされている。

解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。教育課程は、各会計大学院が養成するべき会計職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに編成する。

【現状の説明】

本会計大学院では本学の教育理念である「学の実化」を会計教育において実現し、企業内外で活躍できる高度の会計専門職業人の養成を志向している。高度の会計専門職業人は公認会計士に代表されるものの、それは多様な会計専門職の象徴と位置付けられる。一般に資格取得のみに特化した学習を経て公認会計士となることに対する批判があるため、本会計大学院もこの批判を十分に意識した上で大学院教育として期待される教育を行っている。

学生に対しては、会計・監査の領域における比較優位は当然のこととして、卓越した第二の専門領域を持つように指導している。その戦略的領域が「財務」、「IT」、「法律」、「経営」そして「行政」の５領域（「知のペンタゴン」）である。これらの得意領域を作るために、学生に対しては学習設計とキャリア設計の判断材料として、入学時に５領域の履修モデルを示し、非常勤講師を含む全ての授業担任者に対しても、当該年度の会計専門職大学院『出講の手引き』を配付し、その中で本会計大学院の理念・目的や養成したい人材像、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、履修モデル等を示している。

近年、会計士業界以外からも会計大学院修了生に対する広範な期待が寄せられている。しかし、その場合でも、修了生が公認会計士試験に合格していれば申し分ないし、仮に合格していなくても同程度の水準まで勉強していることが望ましいという、産業界や官公庁からの現実的な要請があることを、我々は承知している。そういう意味で、養成すべき人材像として公認会計士を掲げることは、大多数の社会的期待に応えていると考えられる。

「第１章 教育目標」での説明と重複する内容もあるが、教育目的から誘導される教育内容を説明する。象徴としての公認会計士は高度会計専門職の一つであるのであって、現実にはそれ以外にも多様な会計専門職（企業や官公庁における経理や財務の会計専門職、更には研究者等）がある。最近は学生の側にも、公認会計士志願の者もいれば、企業、官公庁、博士課程進学を志望する者もいる状況に鑑み、公認会計士

を志望するコースをPAコース、また企業等を志望するコースをPAIBコース、更に博士課程への進学等を考えるコースとしてRPコースという３コースを設置し、１年次秋学期にそれぞれが希望するコースを選択するコース制を導入した。

これら全ての種類の会計専門職のいずれにとっても必要と思われる専門知識を習得するために、必修科目（PAIBコースのみ系毎の選択必修科目）として基本科目群８科目を設定し、２年次配当の「会計専門職業倫理」を除き、１年次に配当している。三つの会計専門職コースのうちPAコース生とRPコース生には、１年次配当の基本科目７科目の単位修得をその後の積み上げ教育の前提として義務付け、PAIBコース生には、選択必修として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律系の基本科目群からそれぞれ１科目、計４科目の単位修得を義務付けている。これはPAIBコースに所属する学生にとっても、少なくとも会計や法律に関するエッセンスの獲得が後の発展科目・応用科目の履修にとって必要なためである。また、２年次配当の「会計専門職業倫理」は、高度会計専門職には須く必要となるものであり、所属コースに関わらず必修としている。これら基本科目群については、勉学の中心に据えるように、原則として全科目を第２時限か第３時限に配置するとともに、全ての回の講義を録画し、講義収録・配信システムを通じてWeb配信し、学生の復習に役立てられるように措置している。

なお、本会計大学院入学までに、この基本科目群を履修するための基本的な会計知識を有していないと判定された学生（会計未修者）のために、１年次春学期に導入科目群２科目（中級商業簿記、中級工業簿記）の履修を義務付け、その単位修得まで、１年次配当の基本科目群科目（企業法を除く）の履修を認めていない。

基本科目群の次に高度会計専門職として必要となる科目を発展科目群としている。この科目群は、公認会計士及び他の高度会計専門職として必須となる専門知識や専門能力を身に付けさせるべく、また、より上位の応用科目群を履修するための土台作りとなるものであり選択必修としている。

応用科目群は学生が修了後に戦略的競争優位を勝ち取るための科目群であり、より一層高度な専門的内容を備えた科目を選択科目として配置している。学生に対し、オリエンテーション等で導入科目・基本科目・発展科目・応用科目という積み上げ式の教育の重要性を訴えてきたため、履修モデル等を参照し、学生は自らの学習目的・進路に基づき、バランス良く履修登録を行っている。この結果、設立以来、履修者０名による不開講の授業科目（個別演習科目を除く）は４科目のみであった。

更に１年次秋学期より、個別演習科目として専任教員毎に多段階でクラスを分け、１年次に「ソリューション・イン・アカデミック」４クラス、２年次春学期に「ソリューション・イン・プロフェッショナル」４クラス、更に２年次秋学期に「ソリューション・イン・エキスパータイズ」３クラスを置いている。「ソリューション・イン・アカデミック」では、他の授業科目では十分に対応できない能力の養成として、思考力、討論力、表現力等を実地訓練させている。また、個々の学生の学習上の悩みを解決すべく様々な試みが行われている。また、「ソリューション・イン・プロフェッショナル」では、専任教員が、学習支援と同時に将来のキャリアデザインの設計を支援し、「ソリューション・イン・エキスパータイズ」では、学生が戦略的競争優位を獲得するための道筋等を指導している。これらの個別演習のクラスは、学期毎のクラス変更も可能にしており、授業時間外における自主的な演習やソリューション間の交流も行われている。

最後に、本会計大学院のRPコースにおいては、１年次秋学期に「論文指導・修士論文（基礎）」を配置することで論文作成のための基礎的な作法を習得させ、当該科目履修を前提に２年次配当の「論文指導・修士論文（実践）」、「修士論文」を置き、連続的な科目配置による修士論文作成を指導している。

【点検・自己評価】

本会計大学院においては、学生に対してどの分野で比較優位を確立するつもりか、を常に意識させる指導を心懸けており、個別演習科目を通じて体系的学習やキャリア設計の指導と支援を行っている。またこ

れまでの学生の選好を考慮し、公認会計士をめざすPAコース、企業内での高度専門職を志向するPAIBコース、修士論文を作成し博士課程等をめざすRPコースという３コースに分割し、それぞれの学生に適った教育サービスを提供し学習に対するモラールを向上させることで、教育効果を高めている。解釈指針2-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html（教育内容）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４～６、12～19頁
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）２～３、８、52～53頁
４．関西大学大学院会計研究科学則　第２章（教育課程）、第３章（試験、修了及び学位）
５．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
６．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）１～16頁

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。
（1）基本科目
（2）発展科目
（3）応用・実践科目

【現状の説明】

本会計大学院の授業科目は、導入科目群、基本科目群、発展科目群、応用科目群の四つの科目群から構成されている。なお、導入科目群については、本会計大学院入学までに、この基本科目群を履修するための基本的な会計知識を有していないと判定された学生（会計未修者）のために開設しており、その科目特性から、履修制限単位及び修了所要単位には算入しない取り扱いとしている。

本会計大学院のカリキュラムは、タテ糸として、導入科目群、基本科目群、発展科目群、応用科目群の四つの科目群を置き、ヨコ糸として、Basic Skills（会計分野４系列）、Advanced Skills（非会計分野５系列）の９系列と学生の幅広いニーズに応えるための横断科目、個別演習科目、修士論文科目、インターンシップ科目を設けている。

学生が段階的に授業科目を履修し、充分な学習効果を得られるよう、本会計大学院では進級要件を定めており、１年次終了時において、１年次配当の基本科目群科目５単位（PAIBコースは３単位）以上を含む18単位以上修得できていなければ、２年次配当科目の履修を認めないこととしている。

授業形態については、基本科目群の開講パターンは、原則として、春学期に２クラス（Ａ１組・Ａ２組）、秋学期に１クラス（B組）を開講し、通常の座学による講義形態となっている。2014年度においては、１年次配当の基本科目については、時間割編成方針に基づき、新入生が35名を下回ったため、春学期のＡ２組を不開講とし、春学期１クラス（Ａ１組）、秋学期１クラス（B組）の２クラス開講としている。

発展科目群及び応用科目群の実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

以上を踏まえて、学生は４段階科目群・13系列科目群のマトリックス構造の中から、自らの学習目標や進路により適切に履修することが求められるが、その際、「知のペンタゴン」として示した戦略的５分野に対応する履修モデルを参考にし、個別演習科目の教員等からの助言を得て履修している。

基本科目群、発展科目群、応用科目群の３科目群については、それぞれの解釈指針毎に説明する。

＜カリキュラム表（2014年度入学生適用カリキュラム）＞

系統		導入科目群	基本科目群	発展科目群	応用科目群
Basic Skills	財務会計系	中級商業簿記	上級簿記 上級財務会計論	会計基準論　会計事例研究 会計制度論　IFRS実務 財表作成簿記　会社経理実務 国際会計基準論　ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務 国際会計制度論	英文会計論　負債･資本会計論 会計戦略論　企業結合会計 資産会計論　国際会計事例研究
	管理会計系	中級工業簿記	上級原価計算論 上級管理会計論	戦略管理会計論　ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 企業分析論　管理会計事例研究	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 ﾏﾈｼﾞﾄﾒﾝﾄ･ｺﾝﾄﾛｰﾙ･ｼｽﾃﾑ論 国際管理会計事例研究
	税務会計系			上級税務会計論　上級税務戦略論 租税法会計論　税務会計事例研究	国際税務戦略論 国際税務会計事例研究
	監査系		監査制度論 監査基準	監査実施論　国際監査制度論 監査報告論　監査事例研究	会計検査制度論 保証業務論　不正摘発監査論 内部監査論　国際監査事例研究
Advanced Skills	法律系		企業法	商法　上級会社法 会社法　租税法理論 民法(総則･物権)　民法(債権) 金融商品取引法　企業法判例演習	法人税法
	経営系			経営学理論　経営組織論 経営戦略論　起業･株式公開事例研究	プロダクト･マネジメント論 国際経営論　企業再生事例研究
	ﾌｧｲﾅﾝｽ系			ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論　資本市場論 ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ･ﾌｧｲﾅﾝｽ論	中小企業金融論 リスク分析論　国際財務戦略論
	行政系			公会計理論　政府･自治体会計論 公監査論	行政法　非営利会計論 公会計･公監査事例研究 国際公会計制度論
	経済･IT系			ﾐｸﾛ経済学　統計学 ﾏｸﾛ経済学　BATIC演習 基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	実践ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ 公共経済学 XBRL論 ﾘｻｰﾁ･ﾒｿﾄﾞﾛｼﾞｰ 国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論
横断科目			会計専門職業倫理	会計専門職業数学	特殊講義(各テーマ)
個別演習科目				ｿﾘｭｰｼｮﾝ･ｲﾝ･ｱｶﾃﾞﾐｯｸ ｿﾘｭｰｼｮﾝ･ｲﾝ･ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ ｿﾘｭｰｼｮﾝ･ｲﾝ･ｴｷｽﾊﾟｰﾀｲｽﾞ	
修士論文科目				論文指導･修士論文(基礎)	論文指導･修士論文(実践) 修士論文
ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ科目					ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ･ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ･ｲﾝ･ｱｶｳﾝﾃｨﾝｸﾞ･ﾌｧｰﾑ ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ･ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ･ｲﾝ･ﾋﾞｼﾞﾈｽ

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-2-1から解釈指針2-1-2-4で詳細に述べているように、それら解釈指針は満たされているとともに、本会計大学院の教育課程について、全体としても基準2-1-2は満たされている。

解釈指針2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT分野、法律分野等の各分野について、基本的な授業科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における基本科目群は、会計専門職教育における積み上げ教育のための基礎的土台作りの役割を担っており、PAコース生とRPコース生にとっては、全て必修科目である。また企業等への就職を指向するPAIBコース生にとっては会計・法律の積み上げ教育に最低限必要となるエッセンスを履修させるために各系１科目を選択必修としている。内訳は、１年次配当科目として、上級簿記（財務会計系）、上級財務会計論（財務会計系）、上級原価計算論（管理会計系）、上級管理会計論（管理会計系）、監査基

準（監査系）、監査制度論（監査系）、企業法（法律系）の７科目、２年次配当科目として、会計専門職業倫理（横断科目）の１科目、合計８科目である。

なお、会計未修者に相当する学生に対しては、未修者とはいえ、その会計センスを重視して入学を許可した以上、本会計大学院として責任を持って基本科目履修可能なレベルにまで引き上げるために、導入科目２科目（「中級商業簿記」、「中級工業簿記」）を設置している。

＜基本科目群（８科目）の系統別設置科目数（2014年度入学生適用カリキュラム）＞

系　統	科目数	設置科目
Basic Skills（会計分野）		
財務会計系	２科目	上級簿記、上級財務会計論
管理会計系	２科目	上級原価計算論、上級管理会計論
税務会計系	０科目	
監査系	２科目	監査基準、監査制度論
Advanced Skills（非会計分野）		
法律系	１科目	企業法
経営系	０科目	
ファイナンス系	０科目	
行政系	０科目	
経済・IT系	０科目	
横断科目	１科目	会計専門職業倫理
個別演習科目	０科目	
修士論文科目	０科目	
インターンシップ科目	０科目	
計	８科目	

これら諸科目に「上級」が付されている理由は学部上位学年レベルの知識を中級と位置づけ、それらの知識の確認を行うとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的としていることを明確に示している。このため、会計未修者に必要な学部上位学年レベルの会計知識は、導入科目２科目によって提供される。

本解釈指針では、経済経営分野、IT分野の科目についても複数科目を「基本的な授業科目」とし、選択必修科目とすることが望ましいと述べているが、本会計大学院は本解釈指針を逸脱しておらず、「基本科目」を必修科目（PAIBコースのみ系毎の選択必修科目）に限定する方針を採用している（「基本的な授業科目」のうち必修科目とすべき科目を「基本科目」と称している）ため、経済経営分野やIT分野の「基本的な授業科目」については、１年次から履修可能な発展科目とし、かつ選択必修とするという科目配置の差異に過ぎず、これら分野においても段階的学習を求めていることに変わりはない。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

解釈指針2-1-2-2

発展科目は、基本科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。基本

科目の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における発展科目群は、会計専門職として基礎的な実務対応能力を習得するための科目群であり、全て選択必修科目である。これらは基本科目の内容を前提としてより高度な科目として位置づけられており、以下で示すように１年次及び２年次にバランスよく配置されている。なお、国際的に通用する知識を身につける必要性に鑑み、発展科目に国際会計基準論、国際会計制度論、及び国際監査制度論を置いている。これらの科目のみならず、全ての個々の科目の中で、少人数教育によるケース・スタディやディベート等、常に国際的に通用する知識・能力の習得が可能なように心懸けられている。

発展科目群の配当科目数は52科目で、内訳は、理論科目33科目（１年次配当16科目、２年次配当17科目）、実践科目14科目（１年次配当８科目、２年次配当６科目）、横断科目１科目（１年次配当）、個別演習科目３科目（１年次配当１科目、２年次配当２科目）、修士論文科目１科目（１年次配当１科目）である。また、基準2-1-2に掲載した九つの系統別／三つの群別の科目配置表で確認できるように、系統別にも、群別にも科目をバランスよく配置している。

＜発展科目群（52科目）の系統別設置科目数（2014年度入学生適用カリキュラム）＞

系　統	科目数（内数で実践科目数）
Basic Skills（会計分野）	
財務会計系	９科目（４科目）
管理会計系	４科目（１科目）
税務会計系	４科目（１科目）
監査系	４科目（１科目）
Advanced Skills（非会計分野）	
法律系	８科目（１科目）
経営系	４科目（１科目）
ファイナンス系	３科目（０科目）
行政系	３科目（０科目）
経済・IT系	８科目（５科目）
横断科目	１科目（０科目）
個別演習科目	３科目（０科目）
修士論文科目	１科目（０科目）
インターンシップ科目	０科目（０科目）
計	52科目（14科目）

基本科目のある系は当然のこととし、基本科目を置かない諸分野においても、発展科目群も１年次と２年次に履修可能な科目を適切に区別し、また発展科目群と応用科目群との間でも積み上げ式の段階的学習が確保できるよう考慮している。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-2-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

解釈指針2-1-2-3

応用・実践科目は、会計職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れることが望ましい。これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

【現状の説明】

本会計大学院における応用科目群は、会計専門職として実践的な実務適応能力を習得するための科目群であり、全て選択必修科目である。科目数は37科目からなり、特殊講義（各テーマ）、中小企業金融論、会計検査制度論、実践コミュニケーション、インターンシップ科目２科目の６科目を除き全て２年次配当科目である。内訳は、横断科目１科目、理論科目24科目、実践科目12科目である。

＜応用科目群（37科目）の系統別設置科目数（2014年度入学生適用カリキュラム）＞

系　統	科目数（内数で実践科目数）
Basic Skills（会計分野）	
財務会計系	６科目（１科目）
管理会計系	３科目（１科目）
税務会計系	２科目（１科目）
監査系	５科目（１科目）
Advanced Skills（非会計分野）	
法律系	１科目（０科目）
経営系	３科目（１科目）
ファイナンス系	３科目（０科目）
行政系	４科目（１科目）
経済・IT系	５科目（２科目）
横断科目	１科目（０科目）
個別演習科目	０科目（０科目）
修士論文科目	２科目（２科目）
インターンシップ科目	２科目（２科目）
計	37科目（12科目）

応用科目群では、導入科目群、基本科目群及び発展科目群で得た知識の基盤の上に、実践性の高い事例研究等を配置し、事例研究と称しない科目においても、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的としている。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-2-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

解釈指針2-1-2-4

特定の科目群に授業科目が偏ることのないように、各科目が各科目群に適切に配置されていること。

検索

【現状の説明】

財務会計系18科目（導入科目１科目を含む）は、この系列で基礎となる「上級簿記」と「上級財務会計論」を基本科目群に、第２段階として「会計基準論」、「会計制度論」、「財表作成簿記」、「国際会計基準論」、「国際会計制度論」、そして「会計事例研究」、「IFRS実務」、「会社経理実務」、「ディスクロージャー実務」を配置している。即ち、簿記については、基本科目群と発展科目群で高度会計専門職業資格にとって一通りの知識が身に付くようにしている。財務会計については、基本科目群として「上級財務会計論」を学習した後、発展科目群として我が国の会計基準と会計制度、国際的な会計基準と会計制度、そして我が国会計を前提にした実践科目として４科目を配置している。ついで第３段階としては、最先端研究・実践領域から、「資産会計論」、「負債・資本会計論」、「国際会計事例研究」等の科目を配置している。

このような３段階積み上げ方式を採用している系列は、管理会計系10科目（導入科目１科目を含む）、監査系11科目、法律系10科目である。管理会計系では、基本科目群に「上級原価計算論」と「上級管理会計論」を配置している。第２段階の発展科目群としては、「戦略管理会計論」、「企業分析論」、「コストマネジメント論」、「管理会計事例研究」を配置しており、この段階までで高度会計専門職業資格にとって一通りの管理会計に関する知識が身に付くようにしている。その後、第３段階として、より高度な「企業価値マネジメント論」、「マネジメント・コントロール・システム論」、「国際管理会計事例研究」を配置している。監査系では、基本科目群に、「監査制度論」と「監査基準」を配置し、第２段階の発展科目群としては、「監査実施論」、「監査報告論」、「国際監査制度論」、「監査事例研究」を配置しており、この第２段階までで高度会計専門職業資格にとって、監査に関する一通りの知識が身に付くことになる。そして、第３段階としての応用科目群には、「会計検査制度論」、「保証業務論」、「内部監査論」、「不正摘発監査論」、「国際監査事例研究」等の先端的な科目が配置されている。法律系では、基本科目群に「企業法」が配置され、第２段階の発展科目群としては、企業法を細分化・専門化した「金融商品取引法」や「会社法」が、また「租税法理論」、「企業法判例演習」等が配置されている。第３段階では「法人税法」が配置されている。

これらとは異なり、税務会計系６科目、経営系７科目、ファイナンス系６科目、行政系７科目、経済・IT系13科目は、教育効果が高まるように発展科目と応用科目の２段階に配置されている。更に２年間の在学年数は４学期に区分されるため、４学期で段階的に履修できるように科目の開講学期を工夫するようにしている。

以上から分かるように、本会計大学院では実践科目（実務・事例研究、実践演習、判例演習等）を応用科目に集中させているわけではない。多くの場合、発展科目として国内の事例等を学び、応用科目として国際的な事例等を学ぶことができるように配慮している。また、国際関係・英語関係を集中的に学習したい学生に対してはその機会を提供している。上記の９系列（会計系４系列、非会計系５系列）については、このように周到に配置を決定しているので、積み上げ式の学習要望に対しても、特定テーマの戦略的な学習要望に対しても対応できるように、科目内容の実質を考慮している。

【点検・自己評価】

各授業科目はその実質的内容にしたがって、学生の志望するコースに応じて全科目の必修か各系１科目必修の基本科目群、実務対応能力を習得するための発展科目群、実践的な実務的適応能力を養う応用科目群のいずれかに配置している。解釈指針2-1-2-4は満たされていると判断している。

【参考資料】

１．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、その設立の趣旨に則り、会計分野を中心に授業科目をBasic Skills構成科目として配置はしているが、同時に教育理念や育成すべき人材像に照らして、会計分野以外の幅広い授業科目もAdvanced Skills構成科目として段階的履修が可能なように配置している。詳細は解釈指針2-1-3-1と2-1-3-2に対する回答に示しているとおりである。

本会計大学院では、設立当初より、学生に対して会計分野と非会計分野の適度なミックスでの履修を薦めてきており、公認会計士試験に直結すると看做し得る科目に履修が集中し、非関連の科目に履修者がいないといった現象は見られず、個別演習科目及び修士論文科目を除く講義科目については、履修者０名による不開講は開設以来４科目（2012年度１科目「国際監査制度論」、2011年度１科目「資本市場論」、2009年度１科目「統計学」、2007年度１科目「ニュー・パブリック・マネジメント論」）しか存在しない。その意味でも、所期の目論見どおりに本会計大学院の教育理念が徹底され、学生も当該理念に従って履修しているものと考えられる。

また前回受審時の要望事項に基づき、『講義要項』（シラバス）の様式を統一した上で、各回毎の講義内容と成績評価方法・評価基準をより個別具体的に記載するよう教員に教授会において教務・FD委員会から周知徹底を図った。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-3-1と2-1-3-2に対して回答したように、基準2-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ（カリキュラム一覧）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/curriculum/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
３．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
４．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

解釈指針2-1-3-1

会計分野（財務会計，管理会計，監査）の科目については、資格試験の要件等に配慮して配置すること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業科目数は、導入科目群が２科目（いずれも１年次配当）、基本科目群が８科目（１年次配当７科目、２年次配当１科目）、発展科目群が52科目（１年次配当27科目、２年次配当25科目）、応用科目群が37科目（１年次配当６科目、２年次配当31科目）で、合計99科目である。

これらについては、解釈指針の規定通り会計分野の授業科目がBasic Skills構成科目として、重点的に配置されている。

＜会計分野４系列と非会計分野５系列の科目割合＞

系統	基本科目群	発展科目群	応用科目群	計（比率）
会計分野４系列（Basic Skills）	6科目	21科目	16科目	43科目（48.3%）
非会計分野５系列（Advanced Skills）	1科目	26科目	16科目	43科目（48.3%）
横断科目	1科目	1科目	1科目	3科目（ 3.4%）
計	8科目	48科目	33科目	89科目（ 100%）

本表の作成に当たって、便宜的に、公会計は財務会計から除き、非会計分野に含めて表示している。

前述の科目群とは別に、会計未習者向けの導入科目群２科目（「中級商業簿記」「中級工業簿記」）を開講している。また、発展科目群に属する個別演習科目（「ソリューション・イン・アカデミック」、「ソリューション・イン・プロフェッショナル」、「ソリューション・イン・エキスパータイズ」）の３科目は、開講クラス数を多段階に４、４、３クラス開講としている。また、修士論文科目（「論文指導・修士論文（基礎）」、「論文指導・修士論文（実践）」、「修士論文」）の３科目は、それぞれ研究者教員の担当教員の数だけのクラスが開講されるが、それが故に、会計分野と非会計分野の両方にまたがっている。これらの導入科目群２科目、個別演習科目３科目、修士論文科目３科目、インターンシップ科目２科目を除いた89科目で会計科目と非会計科目の比率を出している。

【点検・自己評価】

現状の説明に書いたとおり、相対的に会計科目を重点的に配置していることが確認できるので、解釈指針2-1-3-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ（カリキュラム一覧）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/curriculum/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
３．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
４．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

解釈指針2-1-3-2

会計職業人が備えるべき資質・能力の観点から、会計分野の科目以外にも、各会計大学院の設置理念に応じて幅広い科目を設置すること。

【現状の説明】

解釈指針2-1-3-1で示した表にあるとおり、非会計分野についても科目数で43科目（48.3%）を占めており、それに幅広い横断科目３科目、個別演習科目３科目、修士論文科目３科目、インターンシップ科目２科目を合わせると、高度会計専門職の広範かつ多様な実践性を支えるだけの幅広い科目を配置していることが確認できる。

【点検・自己評価】

解釈指針2-1-3-2のとおり会計分野以外の幅広い多様な授業科目を配置している。具体的には、解釈指針2-1-3-1に応えて示したように、非会計科目は非会計分野43科目と横断科目３科目で51.7%を占めている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ（カリキュラム一覧）

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/curriculum/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
３．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
４．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）

2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計専門職業人にとってもっとも肝要となる基本科目群を１年次春学期に配置し、当該基本的知識を習得した上で、原則として、１年次秋学期より選択必修科目である発展科目群と応用科目群に進むように積上げ式の段階的な設計がなされている。なお、入学時点で基本的な会計知識を有していない会計未修者については、導入科目群２科目（「中級商業簿記」と「中級工業簿記」）の履修と単位修得を義務付けている。また、基本科目群科目は、導入科目群履修者や春学期の基本科目群不合格者に対応するため、秋学期にも原則、全科目を開講している。

本会計大学院の修了所要単位数は54単位である。また、１年間の履修制限を36単位としている（導入科目を除く）。

導入科目群及び基本科目群に属する科目は、全て半期（15週）１単位とし、応用科目群の実践科目で「論文指導・修士論文（実践）」と「修士論文」は通年（30週）４単位としている。

上記以外の授業科目は全て、半期（15週）で２単位としている。

【点検・自己評価】

授業時間の設定と単位数については、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切である。基準2-1-4は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ（カリキュラム一覧）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/curriculum/index.html
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）
３．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
４．会計専門職大学院要覧（2014年度）52～53頁（授業科目、単位数）
５．会計専門職大学院時間割（2014年度）
６．春学期休講・補講一覧（2014年度）

検索

第３章　教育方法

3-1　授業を行う学生数

3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状の説明】

解釈指針3-1-1-1から3-1-1-3に照らして説明したように、圧倒的多数のクラスが少人数であり、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われる環境が確保されている。

また、履修登録者数が50人を超えることのないように配慮したが、在学生の減少から当該制限に抵触するような事態は生じなかった。

【点検・自己評価】

解釈指針3-1-1-1から3-1-1-3に照らして点検・自己評価したように、基準3-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．授業科目担任者一覧（2014年度）

２．専任教員授業科目担任・時間数一覧（2014年度）

解釈指針3-1-1-1

会計大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じて、受講する学生数は一定規模以内であること。

【現状の説明】

2014年度における開講科目94科目（110クラス）の総履修者数は968名であり、１クラス当たり平均履修者数は8.8名である。この人数は双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために適切な規模である。なお、春学期終了時点において、秋学期履修登録の変更が認められているため、秋学期履修者数は５月１日時点で未確定である。

これら94科目のうち、特に学生数管理が求められる基本科目群については、８科目15クラス（春学期と秋学期に各１クラス開講）の総履修者数は176名であり、１クラス平均履修者数は11.7名である。また、この15クラスについて、履修者実数で確認すると、最小人数のクラスが２名、最大人数のクラスが27人と、人数管理が徹底されている。即ち、基本科目群については基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われている。

次に、本会計大学院の特色である個別演習科目については、以下のとおりである。個別演習の色彩のもっとも強い１年次生秋学期開講の「ソリューション・イン・アカデミック」については、2013年度実績で４クラス（内、１クラスは履修者０名による不開講）の総履修者数が11名であり１クラス平均履修者は2.8名であった。

なお、２年次配当の「ソリューション・イン・プロフェッショナル」（春学期）と「ソリューション・イン・エキスパータイズ」（秋学期）の２科目は、2014年度春学期実績の「ソリューション・イン・プロフェッショナル」で開講４クラス中２クラスが不開講となり履修者は計５名であった（１クラス平均2.5名）。新カリキュラム移行前の2013年度の２年次配当の個別演習科目「プロフェッショナル・ソリューシ

ョンA・B」の履修者状況は、開講した17クラス（春学期８クラス、秋学期９クラス）の総履修者数が42名であり１クラスの平均履修者が2.5名であった。

また、「論文指導・修士論文」は2013年度に開講した２クラスの総履修者数が５名であり１クラス平均は2.5名であった。この結果、個別演習科目と修士論文科目についても文字通り、少人数教育が徹底されている。

【点検・自己評価】

全ての比較可能な2013年度実績では、2013年度に開講した全クラスの平均履修者数が8.8名、基本科目群の１クラスあたりの平均履修者数は15.1名、個別演習科目及び修士論文科目は、更に平均履修者数が少なく３名以内となっている。

解釈指針3-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．授業科目担任者一覧（2014年度）
２．専任教員授業科目担任・時間数一覧（2014年度）
３．授業科目履修者数統計表（2014年度）

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該科目を履修する者全員の数を指し、会計大学院において当該科目を初めて履修する学生に加えて、次に掲げる者を含む。

（1）当該科目を再履修している者。

（2）当該科目の履修を認められている他専攻の学生，他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

【現状の説明】

解釈指針3-1-1-1で示した学生数には、解釈指針3-1-1-2で掲げる者を含んでいる。

本会計大学院の場合、再履修の学生が基本科目群１科目あたりの実績値で平均2.3名（春学期不合格科目における秋学期当該科目の再履修学生を除く）であること、他専攻等の学生及び科目等履修生も限られている（2014年度春学期は科目等履修生が１名）ことから、いずれのクラスにおいても該当事例がないか、あっても１名程度である。

それゆえ、解釈指針3-1-1-1の分析はここでも異なることはなく、それゆえ、再履修及び他専攻等の学生の影響はないといえる。

【点検・自己評価】

この解釈指針を考慮しても、基準3-1-1の判断に影響はない。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生及び科目等履修生による会計大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

【現状の説明】

本会計大学院生（正規学生）以外の受入れについては、制度上、①本学大学院他研究科に所属する学生による追加科目としての受講、②本会計大学院が募集する科目等履修生・聴講生としての受講、③単位互換制度による他大学所属の大学院生による受講の三つである。受講の申し出があった場合、本会計大学院

検索

の教授会において、申請者の学力や適性を審査するとともに、正規学生の学習環境に影響が生じないよう、当該受講科目の受講者数等を勘案のうえ、審査を行っている。また、科目等履修生・聴講生の募集要項には、正規学生を優先するため、教室収容人数等、授業運営上支障が出る場合は、履修許可ができないことがある旨を明示している。なお、2014年度春学期の本会計大学院生（正規学生）以外の受講は、科目等履修生１名（１科目受講）のみである。

【点検・自己評価】

広く社会に或いは学内の他専攻に科目を開放する仕組みを整えている。また、その際に、本会計大学院の正規学生の学習環境に影響が生じないよう、対象となる授業科目を定め、正規生以外の受講者数の管理を行う等の措置を行っている。その意味で、解釈指針3-1-1-3は満たされていると判断している。

【参考資料】

１．会計専門職大学院科目等履修生出願要項（2014年度）
２．会計専門職大学院聴講生出願要項（2014年度）
３．留学生別科生の科目等履修出願要項（2014年度）
４．会計専門職大学院要覧（2014年度）73～75頁
５．授業科目別履修者数統計表（2014年度）
６．科目等履修生・聴講生等受講者一覧

3-2　授業の方法

3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

(1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) １年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

【現状の説明】

解釈指針3-2-1-1から3-2-1-5に対応して説明しているように、(1)については、少人数のクラス編成とそれぞれの系列及び科目群に対応した教育内容と方法の採用、(2)については、授業計画・講義概要・成績評価の方法等に関する詳細なシラバスを作成し、新入生の指導行事の際に配付のうえ、専任教員が履修・学習相談に対応、併せてWebページ上で公表、(3)については、シラバス等で講義予定範囲と復習課題の明示及び専任教員によるオフィスアワーの実施、といった形で、本基準3-2-1が示す考慮事項が全て具体的に行われている。

【点検・自己評価】

基準3-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/global/education/search.html（シラバス検索システム）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）
３．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院は、「専門的な会計知識」を解釈指針3-2-1-1に示されたとおりに理解したうえで、応用科目群においてより高度な水準及び範囲の専門的な会計知識を提供するように志向している。基本的には、授業科目担当者が科目の水準と範囲を定めている。しかし相互にチェック可能な科目については日常の意見交換やFDを通じて科目の水準や範囲が改訂される。もちろんその水準と範囲を教える方法については多様であり、担当者が重点の置き所を変えている。これらについては『講義要項』で確認できる。

【点検・自己評価】

解釈指針3-2-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

【現状の説明】

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、解釈指針3-2-1-2に示されたとおりに理解している。その能力を身に着けるため、本会計大学院では、個別演習科目として、１年次配当の「ソリューション・イン・アカデミック」、２年次配当の「ソリューション・イン・プロフェッショナル」「ソリューション・イン・エキスパータイズ」を特に設置している。

この「ソリューション・イン・アカデミック」は１年次の秋学期に開講し、一般的な学習能力が鍛えられ、２年次の春学期開講の「ソリューション・イン・プロフェッショナル」では、担当教員の専門分野に基づいた個別指導によって具体的な問題解決能力や分析・討議能力が鍛えられるよう、また、２年次秋学期開講の「ソリューション・イン・エキスパータイズ」では各自の将来進路を見据えた戦略的指導を前提に演習活動が提供される。

このような個別演習科目や修士論文科目以外では、一般的に、発展科目群と応用科目群において、より具体的な事例に即した問題解決の訓練が行われている。

【点検・自己評価】

解釈指針3-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。） 実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、全ての授業科目において、基本的に双方向的又は多方向的な討論が行われている。個別演習科目の３科目（「ソリューション・イン・アカデミック」、「ソリューション・イン・プロフェッショナル」、「ソリューション・イン・エキスパータイズ」）と修士論文科目の３科目（「論文指導・修士論文（基礎）」、「論文指導・修士論文（実践）」、「修士論文」）については、原則として、双方向的又は多方向的な授業が確実に行われている。これらの個別演習科目及び修士論文科目以外の授業科目でも、事例研究、判例演習、及び実践演習等の科目では、双方向的又は多方向的な討論が行われている。特に、経済・IT系の諸科目は会計実務や監査実務のために開発された専門ソフトウェアを使用し、実際にデータを処理させる等、実践を想定した訓練が行われている。

本会計大学院の教員は、本解釈指針にいう「授業科目の性質に応じた適切な方法」を、本解釈指針に示されたとおりに理解している。即ち、個別演習科目では、担当教員の個性が出るものの、いずれの担当クラスにおいても活発な討論と工夫された報告等の機会が十分に確保されている。

【点検・自己評価】

解釈指針3-2-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。

(2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。

(3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。

(4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

【現状の説明】

解釈指針3-2-1-4の(1)については、年間の履修制限単位を36単位（各学期18単位を目安）としているので、上限まで履修したとして、１単位の基本科目群を集中的に履修する１年次春学期でも週に最大12コマ（例えば、基本科目７科目と発展科目５コマ）（１日平均２コマ）の講義を受けることになる。更に、本会計大学院は昼間開講のため、授業時間は１～５時限（９時～17時50分）としており、毎年度策定する時間割編成方針に基づき、原則として、１年次配当の基本科目群は２・３時限、理論・実践科目は２～４時限、個別演習科目と論文指導科目は５時限に配置している。このように教育効果及び学生の自習時間確保に配

慮した時間割編成方針により、学生は予習・復習等の自習時間を確保しやすくしている。

(2)については、当該年度に開講の全ての授業科目において、授業担任者がシラバス（授業概要・到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準、教科書、参考書、備考）を作成し、それに基づいて講義を行っており、各回の講義内容は事前に周知されている。加えて、教員からは次回講義につき予告等（必要に応じて、直接ないしはインフォメーション・システム等を通じて資料配布）が行われており、この点でも予習事項等は周知されている。

また、(3)については、教員毎に差はあるものの、基本的にどの教員も予習・復習の指示を出している。

その(2)と(3)に関連して、学内ネットを通じた学生との双方向的学習支援システムが、2013年度現在で2種類稼動しており、これらにより情報等の周知徹底が行われている。そのシステムの一つはインフォメーション・システムと呼ばれ、教員及び事務から情報発信する場合の公式手段として活用されている。他に講義集録・配信システムも存在しており、こちらでは基本科目等の主たる授業科目を録画し、その映像をWebベースで配信している。その目的は講義の出席者に対しては復習の機会を、欠席者には講義の補完の機会を提供することにある。それゆえ、学生も教員も撮影されている授業については閲覧可能である。

また、(4)については、本会計大学院専用の自習室内に収容定員（140名）を超える204席の自習机を整備している。加えて、本会計大学院専用の図書閲覧室、図書資料室及びパソコン教室に自習に必要となる図書（約2,000冊）及びパソコン（40台）、プリンター（３台）、コピー機（３台）を設置し、データベース・アクセスの確保等、学生の学習成果が得られるよう十分に配慮した設備を整えている。これら自習のためのエリア（図書資料室を除く）は、原則365日24時間利用可としているので、学生の多様な学習パターンに十分かつ効果的に対応できる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の学生が事前・事後の学習を効果的に行うための環境整備は整えられており、解釈指針3-2-1-4は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院時間割（2014年度）
２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業概要・到達目標、授業計画）
３．関西大学ITセンタースタートガイドブックIT Navi 2014教員用44～51頁、56～58頁
４．会計研究科講義収録・配信システム科目一覧（2014年度）
５．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～37頁（自習室利用案内）

解釈指針3-2-1-5

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保できるように配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、一部の例外を除き集中講義は配置されていない。2014年度に開講予定の集中講義は、「実践監査プログラム」（8月25～29日実施）、「プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム」（1月下旬～３月上旬実施）、「プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネス」（７月下旬～９月中旬実施）の計３科目である。

「実践監査プログラム」の開講に際しては、授業時間外の学習に必要な時間が確保できるよう、あらかじめ授業担任者に対し、授業計画作成時に十分な配慮を要請している。その結果、授業時間については、３～５時限目の１日３コマとし、１～２時限及び夜間（授業終了後）に学習の時間を確保している。またインターンシップ２科目については、インターンシップに参加するに当たっての心構えやその意義につい

検索

て教授する「事前授業」を実施するとともに、13回分相当の実習中に作成した業務日誌や実習報告書に基づき「事後授業」として実習内容を報告することとしている。

【点検・自己評価】

学習時間の確保が行われていると考えられるため、解釈指針3-2-1-5は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院時間割（2014年度）

２．会計専門職大学院講義要項（2014年度）57頁（「実践監査プログラム演習」授業計画）110頁（「プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム」授業計画)、111頁（「プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネス」授業計画）

3-3　履修科目登録単位数の上限

3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

解釈指針3-3-1-1に対して説明しているように、戦略的な学習が可能であることを具体的に示す履修モデルを提示する等、専門職大学院に相応しい学習が可能となるように配慮した上で、学則上で履修制限単位（１年次36単位、２年次36単位）を設けている。

【点検・自己評価】

解釈指針3-3-1-1に対して説明しているように、基準3-3-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/model.html（履修モデル）

２．会計専門職大学院要覧（2014年度）45～53頁（第７条、別表）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）

解釈指針3-3-1-1

会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

本大学院修了所要単位数は54単位であり、その内訳をPAコース、PAIBコース、RPコース、それぞれについて、次のように修了所要単位を設けている。PAコースは、基本科目８単位、発展科目から24単位（実践科目６単位以上を含む)、応用科目から12単位（実践科目２単位以上を含む)、PAIBコースは、基本科目５単位（会計系それぞれから１科目と企業法と会計専門職業倫理)、発展科目24単位（実践科目８単位以上を含む)、応用科目12単位（実践科目４単位以上を含む)、RPコースは、基本科目８単位、発展科目24単位（「論文指導・修士論文（基礎)」２単位を含む)、応用科目12単位（「論文指導・修士論文（実践)」と「修士論文」の８単位を含む）とし、いずれのコースでも１年間の履修制限単位を36単位としている。この結果、授業時間外での事前及び事後の十分な学習時間を確保できるように措置されている。

しかし、以上の枠組みの中で何の方針もなく履修することはかえって学習時間の不足に繋がることも考えられる。そこで、本会計大学院では、将来の競争優位となる分野を学生が持てるように五つの戦略分野のそれぞれにつき履修モデルを提示している。この履修モデルとソリューションでの指導に従って、学習計画を立てることができる。

【点検・自己評価】

単位数、事前事後の学習時間の確保といった点から見て授業が過重負担にならないと判断している。解釈指針3-3-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html（教育内容、知のペンタゴン）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/model.html（履修モデル）
２．会計専門職大学院要覧（2014年度）45～53頁（第７条、別表）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）６頁（カリキュラム）

第４章　成績評価及び修了認定

4-1　成績評価

4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

（2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

（3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

（4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、以下に示すように、成績評価において、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績の評価については、学生の能力及び資質を正確に反映すべく、科目毎に適切に評価方法が定められている。特にいわゆるコア科目といわれる「基本科目群」については、筆記試験を中心に相対評価により成績評価が行われる。また、その他の科目（「導入科目群」、「発展科目群」、「応用科目群」）についても、原則として筆記試験を中心に成績評価がなされるが、「実践科目」、「個別演習科目」、「修士論文科目」等の授業科目については、その特性からレポートやディベート等を配慮した成績評価がなされている。これらの成績評価の詳細な基準は各担当教員により授業時間内及び『講義要項』において明確に示されている。解釈指針4-1-1-1で記載のとおり、シラバスにおいて具体的な成績評価の方法と評価の個別具体的な基準を統一的に明記するようにした。

学生の履修登録前（事前）においては、成績評価の基準を客観的に明らかにするために、学生に対する周知は次のように徹底されている。まず、全学生に対して、履修登録の際に、科目毎に成績の評価方法及びその基準を示した『講義要項』を配付している。更に、学生は、インフォメーション・システムを通じて、その内容をWebページ上で閲覧することができることとなっている。

学生の成績評価後（事後）においては、オフィスアワー等を利用して、各教員によって個々の学生に対して成績評価の基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。それのみならず、成績発表後に成績疑義申し出期間を設け、成績評価の結果に対して疑義のある学生は、疑義申立ての機会が与えられている。

成績評価のための試験（実施）については、学生の不利益とならないよう、試験実施の時期及び試験実施の方法については、『講義要項』に授業計画及び成績評価の方法・基準を掲載し、かつ全ての学生に対して配布される。なお、学生は『講義要項』を、インフォメーション・システムを通じて閲覧することができる。また、試験の監督は、必ず担当教員が行い、かつ必要に応じてSAの協力を依頼することができることとなっており、試験当日の欠席・急病等の不測の事態に対して対応できるようになっている。なお、これまでに試験において、不正行為を行った者はいない。

【点検・自己評価】

成績評価に関しては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものであるとして、基準4-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業計画、成績評価の方法・基準）
２．科目別成績評価分布状況（2013年度）
３．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）９～13頁

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確にシラバスにおいて示されていること。

【現状の説明】

成績評価に関する成績のランク分け及び各ランクの分布のあり方は、科目の特性に応じて、導入科目群、基本科目群、発展科目群、及び応用科目群において以下のように詳細に定めている。

(1) 導入科目群については、筆記試験を行い、成績評価は絶対評価（合格又は不合格）としている。

(2) 基本科目群については、筆記試験を行い、成績評価は相対評価とし、各評価段階（秀・優・良・可・不可）の割合を定めている。不合格の学生は、同一年度内に開講の当該科目を再履修することが認められる。

相対評価の計算式は以下のとおりである。

①「平均点＋１σ」以上を「秀」
②「平均点＋０．５σ」以上、「平均点＋１σ」未満を「優」
③「平均点－０．５σ」以上、「平均点＋０．５σ」未満を「良」
④「平均点－１．５σ」以上、「平均点－０．５σ」未満を「可」
⑤「平均点－１．５σ」未満を「不合格」

(3) 発展科目群については、講義形態に合わせて定めている。横断科目・理論科目で講義を中心とした形態の場合は、原則として筆記試験を実施し、実践科目・個別演習科目等のケース・スタディ及び演習を中心とした形態の場合は、筆記試験を原則とはしていない。成績評価は、理論科目の場合、履修者が数名の場合は絶対評価を認め、原則として筆記試験のうえで先に合否を定めた後、合格者を相対評価（秀～可）によって評価している。

(4) 応用科目群については、その科目の性質上及び履修者数の関係上、レポートやディベート等を配慮した評価を行うことを前提として、原則として絶対評価としている。

成績評価における考慮要素は、科目毎に『講義要項』とシラバスに成績評価の方法と基準として明記されている。学生に対しては、『講義要項』を履修登録時に配布すると同時にシラバスで掲示し、成績評価の方法と基準を周知するとともに、各科目の初回の授業において、教員により成績評価の方法と基準が示されている。

【点検・自己評価】

以上のように、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定及び成績評価の考慮要素は、あらかじめ客観的に明確にされている。解釈指針4-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（授業計画、成績評価の方法・基準）
２．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）９～13頁

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、厳格に定められた成績評価の方法と基準に従って成績評価が行われていることを確保するために、以下のような措置を各種講じている。

(1) 成績評価に関する学生に対する説明については、オフィスアワー等を利用し、各教員によって個々の学生に対して、成績評価の方法・基準及び成績の分布を示して、評価結果の説明がなされる。これは成績評価の正確さを担保するためのみならず、学生の学習に対するアドバイスの意味も含んでいる。

また、成績発表後に成績疑義申し出期間を設け、成績評価の結果に対して疑義のある学生は、疑義申立ての機会が与えられている。この異議申立てを受けた教員は当該学生に対して成績評価の根拠を説明し、場合によってはこれにより評価された成績の変更がなされることもあり得る。

(2) 筆記試験採点の際の匿名性に関しては、教員各自の自主性に委ねられており、個別的な対応がなされている。故に、制度的には必ずしも匿名性に関する措置は特に設けられていないが、成績評価に悪影響を及ぼすものではない。

(3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータは、各教員間で共有されている。即ち、全科目における成績評価の状況は全教員に配付されており、教員間で共有されているデータは教員におけるFD勉強会における資料として用いられている。

【点検・自己評価】

以上のように、厳格に定められた成績評価の方法と基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置を各種講じており、解釈指針4-1-1-2は満たされている。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

【現状の説明】

学生の成績評価後においては、各教員によって、個々の学生に対して、成績評価の方法・基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。

【点検・自己評価】

学生に対して評価結果の説明を行うにあたっては、成績評価の方法・基準及び成績の分布は示されており、よって解釈指針4-1-1-3は満たされていると判断する。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることを指す。

【現状の説明】

本会計大学院においては、再試験の制度は設けていない。進級要件にも大きく影響する基本科目群については、春学期と秋学期に同一科目を開講し、春学期で不合格となった場合、秋学期での再履修を認めている。また、本会計大学院は定期試験期間を設けず、筆記試験を実施する場合は、授業時間内での平常試験の取り扱いとしている。病気等のやむを得ない事情で筆記試験を受験することができなかった者については、不当に不利益が生じないよう、個別に追試験で対応している。また、不当に利益が生じないように問題の内容は変えるが難易度は変えない等の取り扱いがなされるよう各教員により配慮されている。

【点検・自己評価】

解釈指針4-1-1-4は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）11～13頁

4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、本会計大学院が教育上有益と認めるときは、本研究科で配当する授業科目のほか、学生が追加科目として他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる（学則14条)。単位の認定については、教務・FD委員会における検討を踏まえて、当該科目の成績及び該当するシラバス等を総合的に判断して本会計大学院教授会において決定することとなっている。現状においては未だこれに関して実績はない。

【点検・自己評価】

他大学院で取得した単位の認定については、現状において実績はないが、制度上、学則及び厳正なる手続により運用されることとなっている。基準4-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科学則　第14条（追加科目の履修）

4-2　修了認定及びその要件

4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。
この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。
ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
イ　教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

検索

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位54単位の構成は、全体としての修了所要単位は異ならないものの、三つのコースによって、その構成を異にしている。PAコースでは、基本科目群から８単位、発展科目群から実践科目６単位以上を含めて24単位、応用科目群から実践科目２単位以上を含めて12単位、PAIBコースでは、基本科目群から三つの会計系各１単位と企業法と会計専門職業倫理の計５単位、発展科目群から実践科目８単位以上を含めて24単位、応用科目群から実践科目４単位以上を含めて12単位、RPコースでは、基本科目群から８単位、発展科目群から「論文指導・修士論文（基礎）」２単位を含めて24単位、応用科目群から「論文指導・修士論文（実践）」と「修士論文」の計８単位を含めて12単位となっており、専門職大学院設置基準第15条の求める在学要件（原則２年以上）並びに単位要件（30単位以上その他）を十分に満たしている。

また、（ア）他大学院における履修単位の承認、及び、（イ）入学前の他大学院における履修単位の承認については、本会計大学院学則12条及び14条において、修得したものとみなすことができる。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準の定めを満たすものであって、基準4-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科学則　第12条、第14条

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、設置基準、公認会計士試験免除要件等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位54単位の構成は、PAコース、PAIBコース、RPコースのそれぞれで構成を異にするが、修了に必要な総単位数に区別は設けていない。それぞれのコースに属する学生は、本会計大学院における必要最低限の科目の修得を要求するとともに、学生の将来設計や興味・関心に応じて履修科目を選択できるようになっている。

また、本会計大学院においては、「知のペンタゴン」に基づいて「財務に強い会計専門職」「ITに強い会計専門職」「行政に強い会計専門職」「経営に強い会計専門職」「法律に強い会計専門職」の養成を目的としており、これを反映させるべく、上記五つの目標に応じたモデルカリキュラムを示している。

【点検・自己評価】

本会計大学院においては、修了の認定に必要な修得単位数は適切に設定され、かつモデルカリキュラム等によって示されており、解釈指針4-2-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）７～８頁、52～53頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４頁
３．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/model.html（履修モデル）

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法を活用して、修了生の成績の客観化に努めることとする。

【現状の説明】

修了要件としては、54単位以上を修得しなければならず、かつ三つのコースに応じて最低必要となる基本科目群、発展科目群、応用科目群から、実践科目を含めて必要単位数を取得しなければならない。修了の認定の際には、厳格にこの要件が満たされているか否かのチェックが行われる。更に、修了の認定に当たっては、成績を（秀・優・良・可・不可）の５段階で評価し、その評価の平均から修了生の成績を導くというGPAの方法により修了生の成績の認定を行っている。故に、修了生の成績は客観的に認定されているといえる。

【点検・自己評価】

修了の認定に当たっては、修了生の成績の客観化が図られており、解釈指針4-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院講義要項（2014年度）１～111頁（成績評価の方法・基準）
２．会計専門職大学院出講の手引き（2014年度）11～12頁

第５章　教育内容等の改善措置

5-1　教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に行っている。具体的には次のとおりである。

１．教育の内容及び方法の改善

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を充実させるために、毎学期、学生に対する授業評価アンケートを実施している。その結果は『FD活動報告書』として教員に対して数値化されて報告され、各教員がこれを踏まえて個別的に対応している（『FD活動報告書』にその旨を記載）。また、教務・FD委員会においては、全体的かつ組織的に、この授業評価アンケート等を参考にして、教育内容については、それぞれの科目における教育内容をチェックし、必要に応じて対応を行うこととし、教育方法についても、同様に改善提案を行うこととしている。具体的には以下のとおりである。

①授業評価アンケートに、その項目として「Ⅰ.授業の評価」に11項目、「Ⅱ.授業への取組み」に６項目の計17項目をおいており、いずれも本会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、②その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。即ち、各専任教員は「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。更には、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した『今後の対応』」及び「上記の内容を踏まえた『今後の内容』」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の結果として、教育内容の改善としては、これまでに３度の大幅なカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容及び社会から本会計大学院に求められる教育内容を検討して即座にこれに対応している。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように、個々の教員がそれぞれの改善点において対応している。

アンケートの答案練習会に関する質問事項、実施方法、自由記述については、以下のようにしている。まず、答案練習会は、現在実施しておらず、そのためアンケートの項目から「答案練習会」に関する項目を削除している。また、アンケートの実施については、二種類の方法を採っている。一つは、回収率が下がるが、教員が配付し受講生が事務室へ提出する方法と、講義時間終了後に教員が実施し回収する方法である。どちらを選択するかは各教員の判断に委ねられているが、後者の方法を選択した際には、回答に影響のないように、教務FD委員長より厳しく注意喚起しており、実施する教員も充分に配慮している。最後に、アンケートにおける自由記述については、2010年度に一度実施しているが、学生の意見を充分に拾いあげることができなかったため、現在中止している。なお、学生の意見については、授業時間内外でオフィスアワーや公認会計士試験合格者意見交換会等を利用して、聴取している。

２．FDに関する組織

本会計大学院においては、本会計大学院全体におけるFD活動に関する組織として、教務・FD委員会が組織されている。教務・FD委員会は、FD活動を主導するものであって、教務・FD委員会を主催しFD活動における方針及び実施方法について決定する。FD活動における成果は全て教務・FD委員会に集約され、検討を踏まえて、個別的な対応を行う。なお、教務・FD委員会の下部組織として、系列毎（財務会計系や法律系等）の専攻分野別教務・FD委員会が組織されている。

３．FDに関する研修及び研究

本会計大学院では、FD活動として次の事項を定期的、継続的に行っている。

(1) 教務・FD委員会及び系列毎の専攻分野別教務・FD委員会が、専任教員及び非常勤教員に対して『講義要項』の執筆に対して説明を行い、かつ『講義要項』の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては修正を促す。

(2) 教務・FD委員会の提案により、教授会終了後に懇談会を開催し、授業の状況、授業の実施方法、学生の学習進捗状況等の意見交換を行う。

(3) 基本科目群をはじめ基本的な授業については、録画・ストリーミング配信を行っているが、これは後に当該担当教員が自身の教授能力の向上のために利用するのみならず、他の教員もこれを閲覧し、ピア・レビューを行っている。

(4) 学生による授業評価アンケートの結果に対して、教員は各年度において工夫したこと、次年度の改善点、前年度の改善点の進捗を記載し、毎年度末に『FD活動報告書』を発行する。

(5) 学生による授業評価アンケートの結果で、わかりやすい、熱心である等の高い評価を受けた教員によって、その授業の工夫を教員間で共有する。

(6) 本会計大学院の学生及び教員等に必要とされるセミナーを実施しており（2013年度は４回実施）、セミナー後には、セミナー講師を囲んで、本会計大学院教育に関する意見交換会を積極的に行っている。

(7) 非常勤講師との懇談会を設け、本会計大学院の理念・目的、授業の趣旨や成績評価方法等を周知徹底するとともに、意見交換を行う。

(8) 本会計大学院の教育顧問より定期的に、授業に関するコメントを受け、教授会の場でこれを明らかにし、意見交換を行う。

【点検・自己評価】

教育内容及び教育方法については、その改善を図るための研修及び研究は、組織的かつ継続的に行われており、基準5-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）
３．会計専門職大学院セミナー実施一覧
４．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ
５．関西大学大学院会計研究科　専攻分野別教務・FD委員会に関する申し合わせ
６．会計研究科講義収録・配信システム科目一覧（2014年度）

検索

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等(教育内容)、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等(教育方法)についての改善をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で概略を示したように、教育内容及び教育方法ともにその改善のための措置を十分にとっている。

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を改善するために、毎学期、学生に対する授業評価アンケートを実施している。後述の教務・FD委員会での審議を経て、教育内容及び教育方法の改善のため「Ⅰ.授業の評価」に関する項目として以下の11項目を決定した。

Ⅰ. 授業の評価

1	授業内容は、講義要項、授業計画に示したものに沿った内容でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

2	この授業の進度はどうでしたか。

1. かなり遅い　2. 遅い　3. ちょうどよい　4. 早い　5. かなり早い

3	この授業は教員によってよく準備されていましたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

4	学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

5	この授業での教員の話し方や声の大きさ、説明の仕方は適切でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

6	教科書・配布資料の利用は適切でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

7	ホワイト・ボードやOHP、パソコン等の機材の使い方は適切でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

8	教員は、学生からの質問に的確に対応しましたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

9	宿題および小テストの内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

10	この授業のクラスの規模は適切でしたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

11	全体としてこの授業を受講して満足しましたか。

1. 全くそう思わない　2. そう思わない　3. どちらともいえない　4. そう思う　5. 強くそう思う

詳細は、これまでの『FD活動報告書』を参照されたいが、ここでは、例として基本科目群が含まれていて回答者数の多い会計系３系列と法律系の２カ年対比（2012年度と2013年度の対比）を示しておく。質問項目２は3.0（3.ちょうどよい）が良く、それより大きい数値は授業の進度が早く感じられていることを意味する。それ以外の10項目は5.0（5.強くそう思う）がもっとも評価が高いことを意味している。

系列別の評価点は、系列に含まれる全ての科目の平均なので科目別特性が平均化されてしまうという点に注意する必要がある。また年度により回答者が異なるので数値自体は絶対的なものではない。ただし、専門職大学院の学生の授業評価は厳しいのが一般的だが、本会計大学院も例外ではない。

＜授業評価アンケート系列平均値（2012年度・2013年度対比）＞

質問項目	財務会計系		管理会計系		監査系		法律系	
	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013
1	4.33	4.50	4.42	4.32	4.40	4.53	4.35	4.60
2	3.36	3.26	3.22	3.22	3.46	3.33	3.11	3.07
3	4.25	4.38	4.35	4.27	4.39	4.47	4.37	4.44
4	4.16	4.36	4.37	4.30	4.36	4.47	4.66	4.61
5	4.12	4.39	4.32	4.30	4.29	4.32	4.53	4.65
6	4.15	4.29	4.19	4.20	4.20	4.29	4.30	4.36
7	4.01	4.27	4.26	4.26	4.31	4.40	4.17	4.22
8	4.10	4.42	4.33	4.37	4.29	4.49	4.40	4.49
9	4.05	4.21	4.20	4.23	3.85	4.15	4.32	4.52
10	4.24	4.47	4.18	4.35	4.10	4.35	4.25	4.38
11	4.10	4.35	4.42	4.41	4.37	4.38	4.52	4.59

教員はこの結果に独善的な解釈を行うことなく、改善の拠り所となる客観データとして重視している。個々の授業に関しては担当者が改善を試みることになるが、教員全員が頻繁に学生の反応や授業改善についてお互いに意見を交換し合っている。特に、同一教員が担当する科目間で評価に大きく差が出たときや同一教員が同一科目を担当して過年度と評価が大きく変化したときは、担当者は同じ姿勢で講義に臨んでいることが多いが、そのことが異なる評価をもたらすことが判明し、改善の契機となる。こうして常に授業評価アンケートを利用して改善に心がけている。

我々教員は担当科目に関して寄せられた回答に対して、自ら、「受講生の傾向」を分析し、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記し、「今後の対応」を表明している。ついで、各教員から寄せられた分析や対応につき、系列別の責任者が専攻分野別教務・FD委員会を開催し、系列に属する全科目につき、同様の分析を実施する。最後に、全系列から届いた分析等をみて、研究科長が系列平均でみた全系列の分析を行っている。このように３段階の分析を経て『FD活動報告書』が作成されている。これらは本会計大学院のWebページにて広く公開している。

以上の結果を踏まえて、教育内容の改善として、これまでに３度の大幅なカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容及び社会から会計大学院に求められる教育内容を検討して即座にこれに対応している。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように、個々の教員がそれぞれの改善点において対応している。

【点検・自己評価】

解釈指針5-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）
３．会計研究科学則改正一覧
４．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ
５．関西大学大学院会計研究科　専攻分野別教務・FD委員会に関する申し合わせ
６．会計研究科講義収録・配信システム科目一覧（2014年度）

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織（例えば、FD委員会）が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で示したように、教育内容及び教育方法を組織的かつ継続的に行うための組織が設置されている。具体的には、次のような組織においてFD活動が「組織的かつ継続的に行われている」。

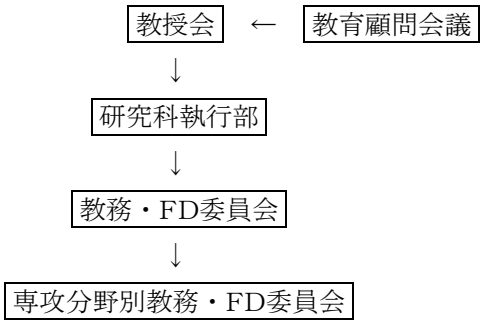

教授会では、教育内容及び教育方法の一切が審議・決定される。研究科執行部は頻繁に執行部会（定例は月に２回）を開催し、教務・FD委員会で審議すべき事項を諮問し、教務・FD委員会は関係の各委員会と連携をとりつつこれに応えている。専攻分野別教務・FD委員会は、系列内の教員で身近な問題を日常的に議論している。また、教育顧問会議では、本学の学長も出席して、学外から就任いただいている有識者から本会計大学院の充実・発展のための助言等を頂いている。これらは関西大学中期行動計画にも反映させている。

【点検・自己評価】

解釈指針5-1-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）
３．関西大学大学院会計研究科教育顧問規程
４．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ
５．関西大学大学院会計研究科　専攻分野別教務・FD委員会に関する申し合わせ
６．中期行動計画

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

（1）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

（2）教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の教育的方法。

（3）外国大学や研究所等における情報･成果の蓄積･利用等の調査的方法。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で示したように、教育内容及び教育方法を行うための研修及び研究は活発に行われている。そこでの説明を本解釈指針に示された３区分毎に整理すると以下のようである。

１．自己評価及び外部評価について

自己評価の機会は、教授会、教務・FD委員会、専攻分野別教務・FD委員会、能力開発室における意見交換がある。また、外部評価の機会は、教育顧問会議における意見聴取・意見交換がある。

自己評価及び外部評価の実証方法は、何よりも授業での学生の反応、日常から学生との交流の機会の多い個別演習科目及び修士論文科目や公認会計士試験合格者との意見交換会（2013年度は平成25年12月20日に実施）における在学生及び修了生からの意見・要望、オフィスアワーでの学生の反応、試験結果の統計分析によって行われている。また、本学全学で取り組んでいる自己点検・評価活動（委員会）へ本会計大学院からも委員を選出しており、全学的な見地からも自己評価を実施している。

以上の評価が専任教員の間で留まっていては効果が限定されるので、毎年度、『出講の手引き』を見直し、研究科執行部と教務・FD委員会が協力し、専任教員のみならず、非常勤教員に対しても、『講義要項』の執筆に対して説明を行い、かつ『講義要項』の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては訂正を促している。

２．講演会や研究会の開催等について

研究者教員にとっては実務の理解が、実務家教員にとっては研究動向の理解が不可欠であるが、これらは様々な方法による機会が提供されている。

①　本会計大学院主催の講演会等（過去３年実績）

＜2014年度＞

４月３日（木）開催

講師　藤沼亜起氏（中央大学大学院戦略経営研究科特任教授）

演題　「会計マインドを持った我が国の国際人材の育成」

＜2013年度＞

４月３日（水）開催

講師　藤沼亜起氏（中央大学大学院戦略経営研究科特任教授、国際会計基準委員会財団評議員）

演題　「会計マインドに基づく経済再生～世界に通用する会計プロフェッションを目指して」

10月30日（水）開催

講師　脇田良一氏（名古屋経済大学大学院教授、金融庁企業会計審議会委員・監査部会長）

演題　「公認会計士監査をめぐる潮流」

１月15日(水)開催

講師　竹中平蔵氏（慶應義塾大学総合政策学部教授、元総務大臣）

演題　「グローバル経済と新しい日本経済」

３月22日（土）開催

講師　吉田享司氏（あずさ監査法人代表社員専務理事大阪事務所長）

演題　「監査を取り巻く環境変化と求められる人材」

＜2012年度＞

４月３日（火）開催

講師　八田進二氏（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

演題　「ますます広がる会計の世界と会計プロフェッションの役割」

４月３日（火）開催

講師　藤沼亜起氏（中央大学大学院戦略経営研究科特任教授、国際会計基準委員会財団評議員）

演題　「会計は世界をかける～世界に通用する会計プロフェッションの育成を目指して～」

７月11日（火）開催

講師　山田辰己氏（あずさ監査法人理事、前IASB理事）

演題　「IFRSをめぐる最近の動き」

７月11日（火）開催
講師　神林比洋雄氏（プロティビティLLC最高経営責任者兼社長）
演題　「IFRSを我が国の企業会計」
７月11日（火）開催
講師　正司素子氏（あずさ監査法人パートナー）
演題　「日本企業がIFRSから学ぶべきこと」
10月24日（水）開催
講師　脇田良一氏（名古屋経済大学大学院教授、金融庁企業会計審議会委員・監査部会長）
演題　「公認会計士の使命」
11月14日（水）開催
講師　猪口邦子氏（参議院議員、日本学術院会員）
演題　「政治の安定と日本経済復興への戦略」
12月５日（水）開催
講師　角　和夫氏（阪急阪神ホールディングス代表取締役社長）
演題　「私鉄経営のビジネスモデル」
１月９日（水）開催
講師　竹中平蔵氏（慶應義塾大学総合政策学部教授、元総務大臣）
演題　「日本のマクロ経済運営と財政・社会保障改革」
３月23日（土）開催
講師　吉田享司氏（あずさ監査法人代表社員専務理事大阪事務所長）
演題　「監査を取り巻く環境変化と求められる人材」

＜2011年度＞
10月６日（木）開催
講師　竹中平蔵氏（慶應義塾大学教授、グローバルセキュリティ研究所長/元総務大臣）
演題　「日本経済～大震災を超えて～」
10月12日（水）開催
講師　Martin Grossman氏（米国ブリッジウォーター州立大学准教授）
演題　“Knowledge management（KM）and social network analysis（SNA)”
10月12日（水）開催
講師　Martin Grossman氏（米国ブリッジウォーター州立大学准教授）
演題　“Trategies for teaching the non-traditional student”
10月19日（水）開催
講師　伊藤達也氏（PHP総合研究所コンサルティング・フェロー、元金融担当大臣）
演題　「野田政権と日本の課題」
11月16日（水）開催
講師　佐伯　剛氏（あずさ監査法人代表社員/日本公認会計士協会常務理事）
演題　「我が国の公認会計士の活用に向けた現状と課題」
11月16日（水）開催
講師　角　和夫氏（阪急阪神ホールディングス代表取締役社長）
演題　「沿線価値向上を目指して」
11月30日（水）開催
講師　脇田良一氏（名古屋経済大学大学院教授、前公認会計士・監査審査会委員）

演題　「改めて監査基準を考える」

12月７日（水）開催

講師　猪口邦子氏（参議院議員、日本学術院会員）

演題　「今なぜ、倫理教育が求められるのか？」

１月８日（水）開催

講師　平松一夫氏（関西学院大学商学部教授）

演題「IFRS導入の行方と会計人のあり方」

３月24日（土）開催

講師　吉田享司氏（あずさ監査法人代表社員専務理事大阪事務所長）

演題「監査を取り巻く環境変化と求められる人材」

②　研究会等の積極的活用

学長直属の研究プロジェクト・ユニットや会計政策・制度研究会等の研究会に専任教員・非常勤講師も自由に参加できるようにし、研究者と実務家の共同によるシナジー効果を追求している。

３．情報・成果の蓄積・利用等について

情報・成果の蓄積・利用等については、以下のような対応を取っている。

①　講義レジュメの保管

②　講義内容の録画とインターネット配信

③　ワーキング・ペーパーの発行

④　紀要の発行

⑤　能力開発室への関連図書の配備

【点検・自己評価】

解釈指針5-1-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ

http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）

http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/extension.html（講演会一覧）

２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）28頁

４．現代社会と会計（第８号）（2013年度）

５．会計研究科講義収録・配信システム科目一覧（2014年度）

６．会計専門職大学院セミナー実施一覧

5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院のセミナー委員会の企画により、研究者や実務家の講師によるセミナーを開催し、全ての教員はこれに参加し、知見の確保に努めている。また、各セミナー終了後、講師との意見交換会を設け、より具体的な実務上・教育上の知見の確保に努めている。2014・2013年度の実施状況は次のとおりである。また、本会計大学院においては、非常勤講師に実務家が多いため、非常勤講師との研究会を開催すること

によって、研究者教員における実務上の知見の確保を図っている。また、本会計大学院では、個別的に実務家による研究会及び研究者による研究会を開催しており、そこでも各教員が自己の研鑽を図ることとしている。

＜2014年度セミナー実施状況＞
４月３日（木）開催
講師　藤沼亜起氏（中央大学大学院戦略経営研究科特任教授）
演題　「会計マインドを持った我が国の国際人材の育成」

＜2013年度セミナー実施状況＞
４月３日（水）開催
講師　藤沼亜起氏（中央大学大学院戦略経営研究科特任教授、国際会計基準委員会財団評議員）
演題　「会計マインドに基づく経済再生～世界に通用する会計プロフェッションを目指して」
10月30日（水）開催
講師　脇田良一氏（名古屋経済大学大学院教授、金融庁企業会計審議会委員・監査部会長）
演題　「公認会計士監査をめぐる潮流」
１月15日（水）開催
講師　竹中平蔵氏（慶應義塾大学総合政策学部教授、元総務大臣）
演題「グローバル経済と新しい日本経済」
３月22日（土）開催
講師　吉田享司氏（あずさ監査法人代表社員専務理事大阪事務所長）
演題　「監査を取り巻く環境変化と求められる人材」

【点検・自己評価】
基準5-1-2は満たされている。

【参考資料】
１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/extension.html（講演会一覧）
２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）28頁
４．現代社会と会計（第８号）（2013年度）
５．会計専門職大学院セミナー実施一覧

解釈指針5-1-2-1
実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

【現状の説明】
本会計大学院では、研究者教員による実務家教員に対する教育研修を行うことを「研究者教員による研究会」、実務家教員による研究者教員に対する実務上の研修を行うことを「実務家教員による研修会」と

位置づけており、これらは高い頻度で行われている。特にセミナーを利用した形態において実施することが効果的であると考えている。そこで、2013年度のセミナー講演者には、研究者教員として、藤沼亜起氏、脇田良一氏、竹中平蔵氏を、実務家教員として、吉田享司氏を招いて、講演会を行うとともに、その後に研究会ないし研修会を実施した。（なお、角和夫氏、猪口邦子氏については、セミナーを実施予定であったが、講演者の都合により中止された。）本会計大学院においては、実務家教員を任用する上でも、教育経験を重視しており、実務家教員といえども十分に教育に関する経験を積んでおり、これに対して、研究者教員は一般と同様に実務経験に乏しい者が多いという特徴がある。これを踏まえて、比較的「実務家教員による研修会」のほうが頻繁に開かれている。これ以外では、本会計大学院では、非常勤講師との交流会を開催しており、ここでは研究者教員及び実務家教員が多く集まり、研究会が実施されている。また、研究領域を共通にする教員によって、積極的に理論と実務を架橋する研究会を実施しており、その結果を学内外において報告している。

【点検・自己評価】

本会計大学院教員は、セミナー活動及び各種の研究会・研修会で、実務家教員における教育上の経験の確保について、本会計大学院の実情に応じた教員相互の研究会が実施され、研究者教員については継続的に新しい会計実務や社会的に重要なトピックに関する情報や知識を得ることができるような措置を講じている。解釈指針5-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/fd/index.html（FD活動）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/extension.html（講演会一覧）
２．会計専門職大学院FD活動報告書 第９号（2013年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）28頁
４．現代社会と会計（第８号）（2013年度）
５．会計専門職大学院セミナー実施一覧

検索

第６章　入学者選抜等

6-1　入学者受入

6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院はアドミッション･ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、会計大学院の教育の理念及び目的に照らし、次のとおり入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、『学生募集要項』及び本会計大学院の『パンフレット』及びWebページにおいて公開している。

＜入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）＞

会計研究科では、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した会計人」を養成することを目的とする。このため、簿記・会計の既修者を主たる対象として受け入れるが、簿記・会計の未修者であっても優れたセンスを有する人材については、積極的に受け入れる。具体的には、入学試験は、学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式により実施する。学力重視方式では、簿記、原価計算、会計学の筆記試験を課す。これにより、公認会計士試験合格等を目指すための基礎的学力を確認する。素養重視方式では、小論文と面接により、会計人に求められる優れたセンスを確認する。資格重視方式では、書類選考及び面接により、一定の資格保有者を対象に、広い視野、柔軟な表現力、個性的な能力、経験を確認する。推薦方式では、指定校推薦入学試験と学内進学試験〔学部長推薦〕を実施している。

また、本会計大学院の設置の理念についても、次のとおり、本会計大学院の『パンフレット』及びWebページにおいて公開している。

＜設置の理念＞　会計研究科では、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した本学の理念としての「学の実化（じつげ）」、及びこれを具体化した柱のひとつ「学理と実際との調和」に受け継がれ、「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の促進」の３本柱として継承されています。会計専門職大学院は、会計領域における「学理と実際との調和」を結実させるものなのです。世界標準の会計や監査へ向けて日本の制度の見直しが進む中、日本の公認会計士にも世界標準での活躍を期待できるよう、その資質とくに会計・監査の実務的かつ理論的な能力が要求されています。関西大学会計専門職大学院では、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した会計人」の養成を第一の目的とし、かかる資質をそなえた超会計人を養成します。そして、それだけにとどまらず、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界」、「産業界」、「官公庁」のリーダーたりうる会計専門職の養成を目指しています。関西大学会計専門職大学院では、社会的要請を受け、会計・監査・財務サービスの高度化・拡大への対応のため、「会計人となるための水準の確保」と「公益を意識した職業倫理観の醸成」する教育を行います。「超会計人」とは、理論と実務に習熟し、自分の特長を生かして得意分野をもった、競争に勝てる会計専門職のことをいいます。そして、「会計心」とは、専門の会計職業人としての職業倫理観及び豊かな会計的センス、高度な判断能力や思考能力を持ち合わせた健全な精神のことをいいます。関西大学会計専門職大学院では、一歩進んだプロフェッションとしての「会計心をもった超会計人」を養成します。

また、養成したい五つの具体的人材像に関して、本会計大学院の『パンフレット』及びWebページにおいて、「知のペンタゴン」として次のとおり公開している。

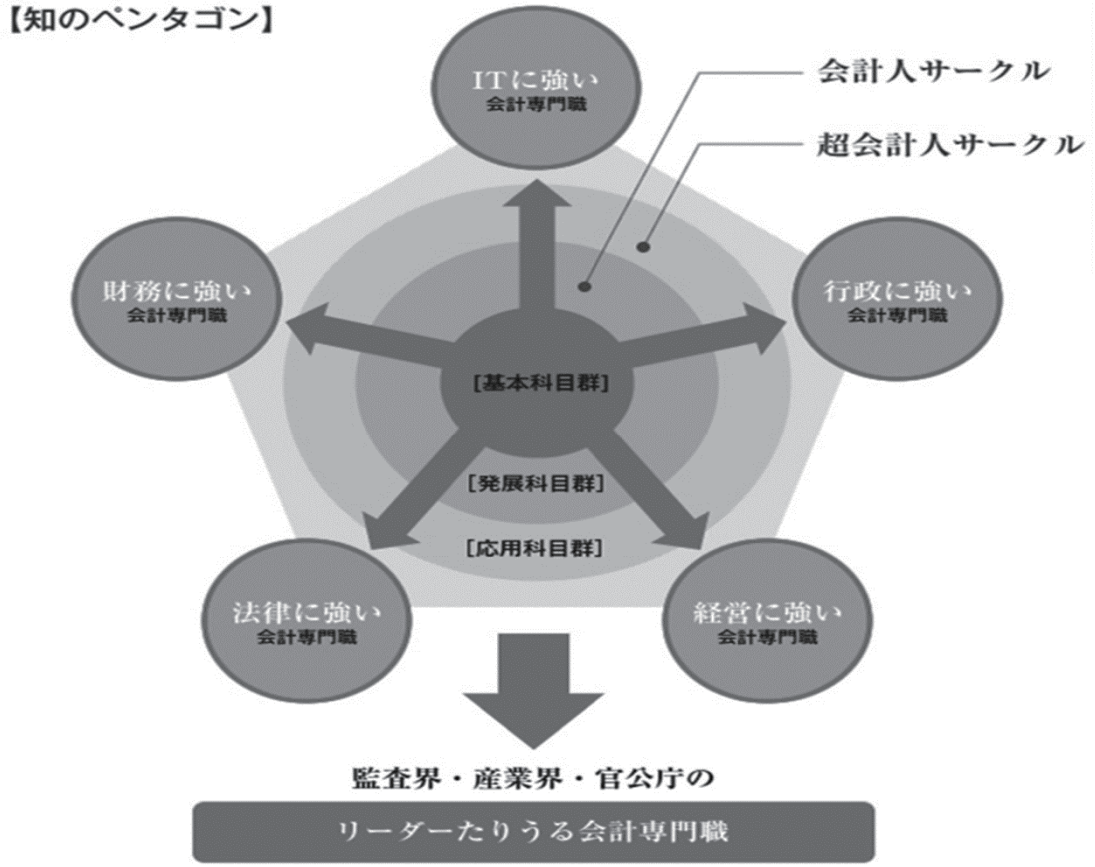

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html より

近年の会計改革の流れである会計教育水準の国際的統一化、及びそれに呼応する我が国の公認会計士制度改革という背景の中で、「テクニシャンよりもプロフェッションを」という社会的要請を受けて、職業的倫理観と高度な判断能力を備えた人材の養成を目的としている。

会計をとりまく社会環境は、グローバル化・多様化・複雑化し、なおかつそれが相互に影響しあいながら拡張している。また同時に、経済活動にあわせて様々な制度が設定されている。そのためには、最先端の問題をカバーできるカリキュラムを用意し、最新の内容を教授しなければならないという使命を認識している。

本会計大学院は、係る使命を果たすのみならず、学生の将来設計に向けて、「財務に強い会計専門職」「ITに強い会計専門職」「法律に強い会計専門職」「経営に強い会計専門職」「行政に強い会計専門職」といった、戦略的に競争優位な条件を作り出せるような『超会計人（Borderless Accountant）』を養成するカリキュラムを用意している。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-1-1、6-1-1-2を満たしており、基準6-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html（教育内容）
　http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度） 1頁
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度） 4、32頁
４．会計専門職大学院要覧（2014年度） 2～3頁

解釈指針6-1-1-1

入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る入試業務を行うための責任ある体制（委員会等）が設置されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、「関西大学大学院会計研究科学則」第27条（入学試験）の第１項において、「本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。」と定め、同条第２項で「入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。」と定めている。更に、「関西大学大学院会計研究科教授会規程」の第６条（議決事項）の(8)に「入学試験に関する事項」が挙げられている。このように、本会計大学院において、入学者の能力等の評価、その他の入学者受入れに係る業務について、教授会が全ての権限と責任を有している。更に、当該入学者選抜に係る実際の運営を行うために入試主任を置き、入試主任を委員長とする入試・広報委員会を組織している。なお、入試主任は本会計大学院の執行部の一員と位置付けられている。

入試主任を委員長とする入試・広報委員会は、関西大学入試センター（大学院入試グループ）と連携し、「関西大学大学院会計研究科入試・広報委員会に関する申し合わせ」に基づき、本会計大学院の入試及び広報に関する業務（『学生募集要項』の作成等の学生募集に関すること、入試実施に関すること、入試問題の作成に関すること、『パンフレット』の発行に関すること、Webサイトの更新に関すること、進学説明会の実施等）を行っている。特に、『学生募集要項』の作成、入試問題の作成に係る出題者の決定、入試の実施要領の決定、入学者の選抜については、教授会の審議事項として取り扱い、その都度、教授会において審議のうえ承認を得る体制となっている。

このように、入学者の能力の評価、その他の入学者受入れに係る業務を行うために、教授会－入試主任－入試・広報委員会－入試センター（大学院入試グループ）という責任ある体制が取られている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科学則 第27条（入学試験）
２．関西大学大学院会計研究科教授会規程　第６条（議決事項）
３．関西大学大学院会計研究科入試・広報委員会に関する申し合わせ
４．関西大学入試センター規程

解釈指針6-1-1-2

入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに重要な教育にかかる事項について、事前に周知するように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学志願者に対して、入学志願票（入学願書）とともに『学生募集要項』及び『パンフレット』を配布している。『学生募集要項』には、研究科の概要、入学者選抜の基本的な方針（アドミッション・ポリシー）、入学者選抜の方法が記載されている。『パンフレット』には、本会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨並びに基準9-3-2に定める事項（教育活動等に関する重要事項）が記載されている。

また、本会計大学院Webページにおいて、解釈指針6-1-1-2に示された事項を公表している。更に、次

のとおり、2014年度では大阪（千里山キャンパス）、東京（東京センター）等で進学説明会を順次開催しており、本会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、入学者選抜の基本的な方針（アドミッション・ポリシー）、入学選抜の方法並びに基準9-3-2に定める事項（教育活動等に関する重要事項）について、志願者に直接説明している。このように、本会計大学院に入学を志願する者に対して解釈指針6-1-1-2に示された事項を事前に周知するべく努めている。

＜2014年度進学説明会実施日程（予定）＞

進学説明会日程（大阪）

実施日		時間	対象	場所	担当
４月	４月３日（木）	16：40～16：50	商学部新入生	第２学舎４号館BIGホール100	中村
	４月４日（金）	10：25～10：45	法学部新入生	第１学舎１号館千里ホール	中村
	４月４日（金）	11：05～11：20	経済学部新入生	第２学舎４号館BIGホール100	中村
５月	５月８日（木）	10：40～12：10	学外一般対象(学内含む) (授業見学会)	第２学舎２号館C棟・ゼミ教室	坂口
	５月18日（日）	14：00～16：30	在学生の父母 (教育後援会総会)	新関西大学会館北棟ホール	中村・坂口
６月	６月４日（水）	12：10～13：00	外国語学部３・４年次	第１学舎１号館	中村
	６月７日（土）	13：00～15：00	学外一般対象(学内含む)	第２学舎２号館C棟ゼミ教室	中村・清水
	６月12日（木）	14：40～16：10	留学生別科生	国際プラザホール	中村
７月	７月11日（金）	18：00～19：30	学外一般対象(学内含む)	新関西大学会館北棟２階会議室	中村・坂口
９月	９月27日（土）	13：00～15：00	社労士会連合会合同説明会	大阪社労士会館	清水
10月	10月10日（金）	16：20～17：50	留学生別科生	国際プラザホール	未定
	10月18日（土）	13：00～15：00	学外一般対象(学内含む)	第２学舎２号館C棟ゼミ教室	未定
	10月20日（月）	10：40～12：10	学外一般対象(学内含む) (授業見学会)	第２学舎２号館C棟・ゼミ教室	三島
11月	未定	未定	留学生別科生	国際プラザホール	未定
12月	12月18日（木）	12：20～13：20	学外一般対象(学内含む)	第２学舎２号館C棟ゼミ教室	未定
２月	２月14日（土）	16：00～17：30	学外一般対象(学内含む)	尚文館	未定

進学説明会日程（東京）

実施日		時間	対象	場所	担当
６月	６月13日（金）	18：30～19：30	学外一般対象	東京センター	清水
12月	12月６日（土）	13：00～14：30	学外一般対象	東京センター	未定

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-1-2に定められた内容は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html（教育内容）

http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）

２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）１頁

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）４、32頁

6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション･ポリシーに基づいて行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、6-1-1に示した通り、入学者選抜の基本的な方針（アドミッション・ポリシー）を

策定し、公表している。そして、当該アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を行っている。

具体的には、入学者選抜の基本的な方針（アドミッション・ポリシー）において、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した会計人を養成することを目的とする。このため、簿記・会計の既修者を主たる対象として受入れるが、簿記・会計の未修者であっても優れたセンスを有する人材については、積極的に受入れる」とし、本会計大学院は、「養成したい人材」として「財務に強い会計専門職」「ITに強い会計専門職」「法律に強い会計専門職」「経営に強い会計専門職」「行政に強い会計専門職」という五つの具体的な人材像を示している。そのため、会計専門職の養成を目的に、有為で多才な人材を受入れ、本会計大学院が「養成したい人材」に適した入学希望者を選定するため、一般入試、学内進学試験、指定校推薦入試、留学生入試、社会人入試を実施している。

以下のとおり、一般入試は、資格重視方式、学力重視方式、素養重視方式の３方式、学内進学試験は、自己推薦方式と商学部早期卒業の２方式、指定校推薦入試、留学生入試は、外国人留学生入試、留学生別科特別入試、外国人留学生特別推薦入試の３方式、社会人入試は、一般の社会人入試と社会保険労務士を対象とする全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試の２方式から構成され、それぞれの方式による入学者選抜が行われている。

＜入試方式・試験科目（2015年度入試）＞

区分	方式	試験科目
一般入試	資格重視方式	書類選考及び面接
	学力重視方式	簿記、原価計算、会計学の３科目から２科目を選択
	素養重視方式	小論文（社会・経済に関するテーマ）及び面接
学内進学試験	自己推薦方式	書類選考及び面接
	商学部早期卒業	書類選考及び面接
指定校推薦入試		書類選考及び面接
留学生入試	外国人留学生入試	小論文（社会・経済に関するテーマ）及び面接
	留学生別科特別入試	書類選考及び面接
	外国人留学生特別推薦入試	書類選考
社会人入試	社会人入試	書類選考及び面接
	全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試	書類選考

各入試方式の概要は次のとおりであり、一般入試、学内進学試験、指定校推薦入試においては、飛び級入学を実施しており、その条件を満たしたものには、飛び級入学以外の志願者と同等の選抜を行っている。

(1) 一般入試（資格重視方式）

資格重視方式では、以下に示す一定の資格保有者を対象に、広い視野、柔軟な表現力、個性的な能力、経験を書類選考と面接により確認する。なお、当該資格については、『学生募集要項』及び本会計大学院Webページで公表し、入学志願者への周知に努めている。

＜資格重視方式の資格による出願要件＞

１．公認会計士の資格を有する者
２．税理士の資格を有する者
３．会計士補又は旧公認会計士試験第２次試験合格者
４．公認会計士試験短答式試験合格者又は旧公認会計士試験第２次試験短答式試験合格者
５．税理士試験１科目以上の合格者（科目免除者を含む）
６．日商簿記検定１級合格者
７．大阪商工会議所ビジネス会計検定１級合格者
８．旧司法試験第２次試験短答式試験の合格者

９．法科大学院を修了し、法務博士の学位を有する者
10．司法書士の資格を有する者
11．行政書士の資格を有する者
12．不動産鑑定士試験短答式試験合格者又は旧不動産鑑定士試験第２次試験合格者
13．中小企業診断士の資格を有する者
14．社会保険労務士の資格を有する者
15．証券アナリスト第２次試験合格者
16．米国公認会計士の資格を有する者

(2) 一般入試（学力重視方式）

学力重視方式では、簿記や原価計算といった基本的な会計に関する筆記試験を課すことにより、公認会計士等の高度職業会計人をめざすための基礎的学力を確認する。具体的には、「簿記」、「原価計算」、「会計学」の３科目から２科目を選択させる。

(3) 一般入試（素養重視方式）

素養重視方式では、会計人に求められる優れたセンスを確認する。具体的には社会・経済問題等に関わる小論文試験を行い、面接試験によって補完する。

(4) 学内進学試験（自己推薦方式、商学部早期卒業）

学内進学試験として、勉学意欲の高い本学在学生向けに自己推薦方式と、商学部の学生を対象とする商学部早期卒業を実施している。自己推薦方式は、本会計大学院が設定する応募資格を満たす本学在学生を対象とした試験である。商学部早期卒業の入学希望者は、商学部が定める早期卒業制度の要件を満たす必要がある。いずれの方式も書類審査と面接によって選考する。

(5) 指定校推薦入試

指定校推薦入試として、勉学意欲の高い学生向けに指定校推薦方式を実施している。指定校推薦入試は、本会計大学院が指定した大学（学部）の在学生を対象とした試験である。入学希望者は、所属する学部の学部長の推薦を受ける必要がある。書類審査と面接によって選考する。

(6) 留学生入試（外国人留学生入試、留学生別科特別入試、外国人留学生特別推薦入試）

留学生入試では、本学所属の留学生別科向けに書類選考及び面接を実施するとともに、留学生に対しては勉学の素養を確認するため、素養重視方式と同様の方式を実施する。外国人留学生特別推薦入試は、本会計大学院が指定した大学（学部）の在学生を対象とした試験であり、書類審査によって選考する。

(7) 社会人入試（社会人入試、全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試）

社会人入試では、書類選考と面接により、広く一般に実務の職にある社会人を受入れ、なかでも社会保険労務士の資格を持つ者に対しては全国社会保険労務士会連合会による特別推薦入試を書類選考により実施する。

【点検・自己評価】

基準6-1-2に定められた内容は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

検索

6-1-3

会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション･ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

【現状の説明】

受験資格を有する全ての志願者は、全ての入試区分及び方式において入試を受ける機会を公平に与えられており、出身校及び寄付等によって受験の機会に差異は設けられていない。

なお、各入試方式の受験資格（2015年度入試）は以下のとおりであり、『学生募集要項』及び本会計大学院のWebページで公表し、入学志願者への周知に努めている。

＜一般入試（学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式）受験資格＞

学力重視方式及び素養重視方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たす者とする(2015年３月までに、(1)～(7)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

資格重視方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たし、かつ、受験資格(10)の条件を満たす者とする（2015年３月までに、(1)～(7)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって、本会計大学院における教育を受けるに相応しい学力があると認めた者

(9) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等であって、本研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（2015年４月１日現在）に達した者

(10)資格重視方式の志願者は、資格重視方式の資格による出願要件で示すいずれかの資格又は経験を有していること

＜資格重視方式の資格による出願要件＞

１．公認会計士の資格を有する者
２．税理士の資格を有する者
３．会計士補又は旧公認会計士試験第２次試験合格者
４．公認会計士試験短答式試験合格者又は旧公認会計士試験第２次試験短答式試験合格者
５．税理士試験１科目以上の合格者（科目免除者を含む）
６．日商簿記検定１級合格者
７．大阪商工会議所ビジネス会計検定１級合格者
８．旧司法試験第２次試験短答式試験の合格者
９．法科大学院を修了し、法務博士の学位を有する者
10．司法書士の資格を有する者

11. 行政書士の資格を有する者
12. 不動産鑑定士試験短答式試験合格者又は旧不動産鑑定士試験第２次試験合格者
13. 中小企業診断士の資格を有する者
14. 社会保険労務士の資格を有する者
15. 証券アナリスト第２次試験合格者
16. 米国公認会計士の資格を有する者

なお、受験資格(8)、(9)に該当する志願者については、「受験資格の審査」を受けることを『学生募集要項』において要請している。受験資格の審査は教授会によって行われる。ただし、日程的に困難な場合には、教授会で了承の下、執行部会によって受験資格の審査が行われ、追認がなされる。

＜学内進学試験（自己推薦方式）受験資格＞

学内進学試験（自己推薦方式）の志願者は、次の受験資格(1)及び(2)の両方に該当する者とする。

(1) 関西大学を2015年３月に卒業見込みであること

(2) 次の①～⑦のいずれかの条件を満たす者

① 公認会計士試験短答式に合格又は論文式に科目合格していること
② 税理士試験１科目以上に合格していること（科目免除者を含む）
③ 日商簿記検定２級以上に合格していること
④ 大阪商工会議所ビジネス会計検定２級以上に合格していること
⑤ 全国経理教育協会簿記能力検定１級以上に合格していること（科目合格を除く）
⑥ 本学商学部で開講しているALSP科目（会計連携特別プログラム科目）「財務会計論演習」、「管理会計論演習」、「監査論演習」及び「簿記と会計」の４科目のうち、２科目以上を修得していること
⑦ 出願時において、全ての修得科目あるいは修得単位の成績において、「優」以上の割合が50パーセントを超えていること

＜学内進学試験（商学部早期卒業）受験資格＞

学内進学試験（商学部早期卒業）の志願者は、本学商学部に所属する者で、早期卒業の要件を満たし、2015年３月に卒業見込みの者とする。ただし、学内進学試験（早期卒業）に合格した者が、2015年３月に早期卒業制度の要件を満たせなかった場合は入学を許可しない。

＜指定校推薦入試受験資格＞

指定校推薦入試の志願者は、次の受験資格(1)～(3)の全てに該当する者とする。

(1) 2015年３月までに本会計大学院が指定する学部を卒業見込みであること

(2) 次の①～⑥のいずれかの条件を満たすこと

① 出願時において、全ての修得科目あるいは修得単位の成績において、「優」以上の割合が50パーセントを超えていること
② 公認会計士試験短答式に合格又は論文式に科目合格していること
③ 税理士試験１科目以上に合格していること（科目免除者を含む）
④ 日商簿記検定２級以上に合格していること
⑤ 大阪商工会議所ビジネス会計検定２級以上に合格していること
⑥ 全国経理教育協会簿記能力検定１級以上に合格していること（科目合格を除く）

(3) 本会計大学院での勉学を強く希望し、所属大学の学部長の推薦を得られること

＜外国人留学生入試受験資格＞

外国人留学生入試の志願者は、次の受験資格(1)～(4)のいずれかの条件を満たす者とする（2015年３月までに、(1)～(4)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む）。

(1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
(2) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者
(3) 本会計大学院において、上記(1)又は(2)と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。
(4) 日本において外国留学生として専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

＜留学生別科特別入試受験資格＞
留学生別科特別入試の志願者は、次の受験資格(1)、(2)の条件を満たしている者とする。
(1) 次のア～イのいずれかの条件を満たした者
ア　外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
イ　本会計大学院において、上記アと同等以上の学力を有すると認めた者
(2) 国際センター長から推薦を得られる者

＜外国人留学生特別推薦入試受験資格＞
外国人留学生特別推薦入試の志願者は、次の受験資格(1)～(3)の全ての条件を満たしている者とする。
(1) 本会計大学院の指定した大学を卒業した者（入学時に、本会計大学院の指定した大学を卒業して１年以内の者）又は2015年３月までに卒業見込みの者
(2) 出身又は所属大学の学長又は学部（研究科）長から推薦を受けられる者で、かつ本会計大学院への入学を強く希望する者
(3) 次のア又はイのいずれかに該当する者
ア　（財）日本国際教育支援協会（又は国際交流基金）が実施する日本語能力試験Ｎ１（旧試験１級）に合格している者
イ　本会計大学院において上記アと同等以上の能力を有すると認めた者

＜社会人入試受験資格＞
社会人入試の志願者は、次の受験資格(1)及び(2)の条件を満たす者とする。
(1) 次のア～ケのいずれかに該当する者（2015年３月までに、ア～キいずれかの条件を満たす見込みの者を含む）
ア　大学を卒業した者
イ　大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
ウ　外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
エ　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
オ　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
カ　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
キ　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
ク　大学院に飛び入学した者であって、本会計大学院における教育を受けるに相応しい学力があると認めた者
ケ　短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等であって、

本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（2015年４月１日現在）に達した者

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア　(1)－ア～キのいずれかの要件を満たした後、入学時に３年以上経過する者

イ　出願時において、企業、官公庁、教育・研究機関等で通算して２年以上勤務している者又は経験を有する者

ウ　本研究科においてイに準ずる職歴を有すると認めた者

＜全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試受験資格＞

全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試の志願者は、本会計大学院への入学を強く希望し、かつ全国社会保険労務士会連合会の推薦を受けた者で、次の受験資格(1)～(9)いずれかの条件を満たす者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、通常の課程による16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって、本会計大学院における教育を受けるに相応しい学力があると認めた者

(9) 本会計大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（2015年４月１日現在）に達した者

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-3-1は満たされている。解釈指針6-1-3-2について該当事項はない。基準6-1-3は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）

２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）が、同一の入学試験を受験する場合に、試験科目の免除、配点の加算等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院において、「自校出身者（主として会計学を履修する学科又は課程等に在学又は卒業した者）」の定義に当てはまるのは、本学商学部の学生となるが、学内進学試験（自己推薦方式）においても、他の全ての学部の学生と平等に取り扱われている。また、学内進学試験（商学部早期卒業）は本学商学部の学生のみが対象となるが、早期卒業制度の要件は商学部側の基準に拠る。したがって、本会計大学院において、配点の加点等の優遇措置を講じてはいない。

本年度（2014年度）の入学者のうち、自校出身者（本学商学部出身者）は２名であり、新入生29名に占める割合は6.9%に過ぎない。なお、過去の自校出身者（本学商学部）の割合（過去５年間）は以下のとおりである。

＜自校出身者（本学商学部）の割合（過去５年間）＞

入学年度 / 内　訳	2010	2011	2012	2013	2014	合計
入学者数	45	45	32	27	29	178
自校出身者数	5	4	5	3	2	19
自校出身者の割合	11.1%	8.8%	15.6%	11.1%	6.9%	10.7%

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-3-1に定められた内容は満たされていると判断する。

解釈指針6-1-3-2（寄附等の募集を行う会計大学院のみ）

入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者への寄附等の募集は行っていない。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-3-2には該当しない。

6-1-4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針6-1-4-1にあるとおり、入学者選抜にあたり、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されており、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-4-1を満たしており、基準6-4-1は満たされていると判断する。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、いわゆる会計知識を問う筆記試験を行う学力重視方式のみならず、資格重視方式、素養重視方式からなる一般入試、及び、学内進学試験、指定校推薦入試、留学生入試、社会人入試を実施し、次に述べるとおり、その結果を200点満点に換算して評価することにより、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等、即ち、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価している。また、下表に示す通り、学力重視方式は筆記試験を行い、素養重視方式及び外国人留学生入試では筆記試験及び面接を行う。資格重視方式、学内進学試験、指定校推薦入試、留学生別科特別入試、社会人入試は、書類選考並びに面接を行っている。全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試及び外国人留学生特別推薦入試は、書類選考のみを行う。

区分	方式	筆記試験	面接	書類選考
一般入試	資格重視方式	－	○	○
	学力重視方式	○	－	－
	素養重視方式	○	○	－
学内進学試験	自己推薦方式	－	○	○
	商学部早期卒業	－	○	○
指定校推薦入試		－	○	○
留学生入試	外国人留学生入試	○	○	－
	留学生別科特別入試	－	○	○
	外国人留学生特別推薦入試	－	－	○
社会人入試	社会人入試	－	○	○
	社会保険労務士会連合会特別推薦入試	－	－	○

一般入試（学力重視方式）における筆記試験は、簿記、原価計算、会計学の３科目が出題され、受験生は２科目を選択して解答する（選択する科目を事前に届け出る必要はない）。これらの問題の出題に当たっては、単に知識を問うばかりではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等を評価するようにしている。これらの科目は本会計大学院で教育を受けるために必要とされる基本的な科目であり、これらの知識を問うことにより、入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価することができる。それぞれ100点満点で出題し、合計200点満点で評価する。

一般入試（素養重視方式）及び外国人留学生入試における筆記試験は、長文の国会議事録等の報告書を読んで問題点や主張を要約させる問題を出題している。これは、本会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の基礎的能力を図るとともに、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価することを企図している。また、面接では、あらかじめ決められた事項（出願の動機、将来の希望、これまでの学習歴、入学後の学習計画）を重点的に質問し、更に面接官がその他必要と判断した事項についての質問を行い、AからDまでの４段階で評価し点数化しており、筆記試験だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。筆記試験が100点満点、面接が100点満点の合計200点満点で評価される。

一般入試（資格重視方式）、学内進学試験（自己推薦方式、商学部早期卒業）、指定校推薦入試、留学生別科特別入試、社会人入試では、所定の資格や要件が満たされていることを書類選考で確かめるとともに、あらかじめ定められた基準に従って100点満点で評価される。資格重視方式において、あらかじめ定められた基準は、当該資格を取得するに当たり、判断力、思考力、分析力、表現力等が必要とされる資格の点数を高くしており、取得した資格によってこれらの資質が客観的に評価できるようにしている。また、社会人入試においては、本会計大学院で必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等について、志望理由書をあらかじめ定められた事項（本会計大学院を志望する理由、入学後の学習計画、将来の進路、文章の構成・論理的展開力）に基づいて客観的に評価できるようにしている。更に、面接によって、資格や要件だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。上記いずれの方式

においても、面接は100点満点で評価され、書類選考の結果と合わせて、200点満点で評価される。

全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試及び外国人留学生特別推薦入試では、書類選考のみ200点満点で評価される。全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試は、本会計大学院で必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等について、職務経歴書をあらかじめ定められた事項（文章の構成・作成能力、職務上の実績）に基づいて客観的に評価できるようにしている。また外国人留学生特別推薦入試は、本会計大学院で必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等について、志望理由書をあらかじめ定められた事項（本会計大学院を志望する理由、入学後の学習計画、将来の進路、文章の構成・論理的展開力）に基づいて客観的に評価できるようにしている。

このように、全ての試験方式の結果は200点満点で評価され、それを基に教授会で合否の判定が行われる。その結果、本会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を有する学生が入学している。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-4-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院ではいわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式からなる一般入試、学内進学試験、指定校推薦入試、留学生入試、社会人入試を採用している。これは、学力のみならず、将来の公認会計士業界等を支えるであろう多様な知識又は経験を有する者を入学させるためである。学力重視方式、社会人入試のうちの全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試、留学生入試のうちの外国人留学生特別推薦入試の３方式を除く各方式において、面接を採用し、志願者の多様な知識又は経験についてヒアリングを行い、評価の一項目としている。特に、素養重視方式、資格重視方式、学内進学試験、指定校推薦入試、社会人入試（全国社会保険労務士会連合会特別推薦入試を除く）において、志願者の素養や保有する資格、学業成績、職歴等を評価することも併せ、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めている。更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受入れを企図している。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-5-1及び6-1-5-2を満たしており、基準6-1-5は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

解釈指針6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、大学等の在学者について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、資格重視方式、素養重視方式、学内進学試験、指定校推薦入試、留学生別科特別入試、外国人留学生特別推薦入試を実施している。資格重視方式では、司法試験や不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められない学識をも多様な学識として適切に評価している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な学識が適切に評価できるようにしている。学内進学試験では、自己推薦方式も採用している。また、学内進学試験（商学部早期卒業)、指定校推薦入試、留学生別科特別入試、外国人留学生特別推薦入試においては、学部長あるいは指定校等の推薦に当たって、推薦する側の基準があり、一般的には、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績が評価される場合が多く、本会計大学院もその推薦基準を尊重している。

また、これらの入試方式においては、外国人留学生特別推薦入試を除き、面接も実施している。面接において、大学における学業成績のみならず、多様な学識及び課外活動等の実績等に質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績が適切に評価されるようにしている。

更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受入れを企図している。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-5-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

解釈指針6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、社会人等について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式からなる一般入試と社会人入試を実施している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な実務経験及び社会経験等が適切に評価できるようにしている。資格重視方式では、司法試験や不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められないものも、多様な実務経験や社会経験として適切に評価している。社会人入試では、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するため、「企業、官公庁、教育・研究機関等で通算して２年以上勤務している者又は経験を有する者」を受験資格要件としている。

また、これらの入試方式においては面接を実施している。面接では、多様な実務経験及び社会経験等に

質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績を適切に評価するようにしている。

更に、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受入れを企図している。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-5-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/index.html（入試情報、アドミッション・ポリシー）

２．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）32頁

6-2　収容定員と在籍者数

6-2-1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

【現状の説明】

入学者数（入学定員70名）は、過去５年間で2010年度が45名、2011年度が45名、2012年度が32名、2013年度が27名、2014年度が29名と推移している。また、在籍者数（５月１日現在）は、過去５年間で2010年度が124名、2011年度が106名、2012年度が82名、2013年度が66名、2014年度が60名と推移している。

解釈指針6-2-1-1のとおり、本会計大学院の収容定員は140名（入学定員は70名）であり、定員充足率は、過去５年間で2010年度が88.6%、2011年度が75.7%、2012年度が58.6%、2013年度が47.1%、2014年度が42.9%となっている。このように、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

＜入学者数（過去５年間実績）＞

入学年度	学期※	募集人員	定員充足率	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2014	－	70名	41.43%	45名	44名	42名	29名
2013	－	70名	38.57%	42名	39名	35名	27名
2012	－	70名	45.71%	59名	56名	53名	32名
2011	－	70名	64.29%	78名	76名	62名	45名
2010	春学期	70名	64.29%	86名	86名	63名	45名
	秋学期			1名	1名	1名	0名

※2008年度～2010年度まで秋学期入試を実施し、９月入学を行った。

＜在籍者数（過去５年間実績）＞

年度	収容定員	在籍者数	定員充足率	1年次	2年次	残留生
2014	140名	60名	42.9%	29名	27名	4名
2013	140名	66名	47.1%	27名	30名	9名
2012	140名	82名	58.6%	32名	43名	7名
2011	140名	106名	75.7%	45名	43名	18名
2010	140名	124名	88.6%	50名	65名	9名

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-1-2を満たしており、基準6-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．入学試験状況一覧（2009～2014年度）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）33頁　（入学試験結果）

解釈指針6-2-1-1

「収容定員」とは、一学年の入学定員の２倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、「関西大学大学院会計研究科学則」第４条により、「本研究科の入学定員は70名とし、収容定員は140名とする。」と定めている。また、在籍者には、休学者を含む取り扱いとしている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科学則　第４条（学生定員）

２．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/index.html（設置の概要）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）２頁（入学定員、収容定員）

解釈指針6-2-1-2（在籍者数が収容定員を上回った場合のみ）

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

【現状の説明】

本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員（140名）を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

【点検・自己評価】

基準6-2-1-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．入学試験状況一覧（2006～2014年度）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）33頁　（入学試験結果）

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

【現状の説明】

基準6-2-1で説明したとおり、本会計大学院の入学者数は2010年度以降、入学定員70名から乖離してきた。そのもっとも大きな原因には、2003年公認会計士法改正による公認会計士数の５万人構想と、それを達成するためになされた2006年の試験制度改革がある。この制度改革により、過去最高の受験者数及び合格者数を記録したものの、その結果、未就職者問題を引き起こすとともに、マスメディアが大きく当該未就職者問題を喧伝した。もともと会計大学院を志望する学生は、公認会計士試験志願者数に含まれており、当該志願者数の激減は会計大学院への志願者数減に結び付くのは当然の帰結といえる。このようなマクロ

検索

的・政治的要因が、現在の会計大学院における入学定員の未充足をもたらしていると考えられる。とはいえ、そのような外部要因を所与として、本会計大学院としての定員充足のための不断の努力は不可欠であり、教育目標・内容・方法の箇所で示したようにカリキュラム改革を継続的に講じてきている。

下表は、2006年度における試験制度改正以降の公認会計士試験に関して、願書提出者数、論文式受験者数、論文式合格者数をまとめたものである。

年	願書提出者数	論文式受験者数	論文式合格者数
平成18（2006）	20,796	9,617	3,108
平成19（2007）	20,926	9,026	4,041
平成20（2008）	21,168	8,463	3,625
平成21（2009）	21,255	6,173	2,229
平成22（2010）	25,648	5,512	2,041
平成23（2011）	23,151	4,632	1,511
平成24（2012）	17,894	3,542	1,347
平成25（2013）	13,224	3,277	1,178

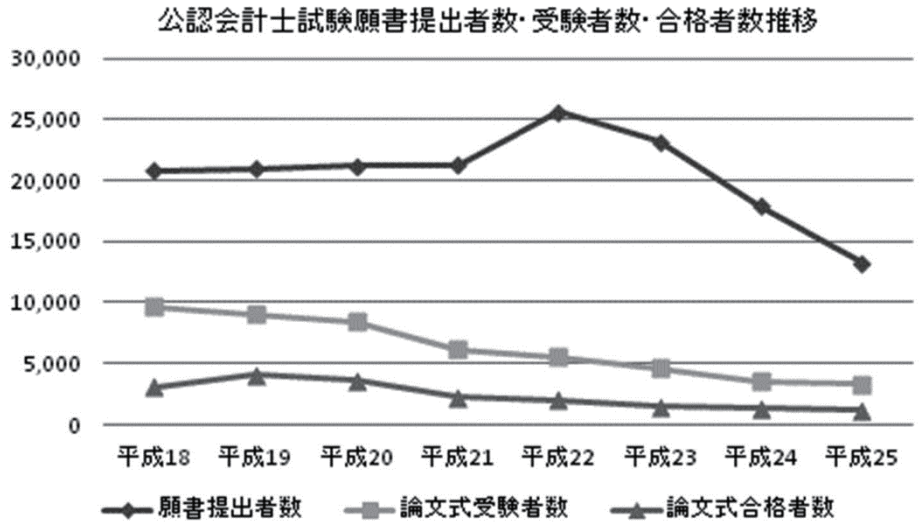

※公認会計士・監査審査会Webページより

関西圏の各会計専門職大学院の入学者数は、以上の公認会計士試験の受験者数減少の影響を受け、下表のとおり、入学定員からの乖離傾向が顕著に見られるようになっている。

関西圏会計専門職大学院入試状況（過去５年）

大学	入学定員	2010		2011		2012		2013		2014	
		志願	入学	志願	入学	志願	入学	志願	入学	志願	入学
関西大学	70	87	45	78	45	59	32	42	27	45	29
関西学院大学	100	114	85	122	93	62	48	56	37	43*1	35*1
立命館大学*2	45	39	29	17	12	14	12	18	13	4	4
甲南大学	30	49	34	38	29	25	19	13	8	12	5
兵庫県立大学	40	80	40	66	40	53	34	52	40	33	21

※兵庫県立大学のデータはWebページより、その他の大学は独自に聞き取り調査を行った。

＊1 関西学院大学の2014年度は春学期入学者数を示す。

＊2 立命館大学のデータは、企業会計コース アカウンティング・プログラムに限る。

関西圏会計専門職大学院定員充足率（過去５年）

大学	定員充足率（年度別）				
	2010	2011	2012	2013	2014
関西大学	64.3%	64.3%	45.7%	38.6%	41.1%
関西学院大学	85.0%	93.0%	48.0%	37.0%	35.0%
立命館大学	64.4%	26.7%	26.7%	28.9%	8.9%
甲南大学	113.3%	96.7%	63.3%	26.7%	16.7%
兵庫県立大学	100.0%	100.0%	85.0%	100.0%	52.5%

以上を踏まえ、本会計大学院は、入学定員からの乖離に対応するため、公認会計士の養成が第一の目的であることに変わりはないが、公認会計士以外の会計専門職の養成をも目的とすることを学内外に明確に示すべく、2013年度にコース制を導入した。コース制は、学生の多様なキャリアパスに対応することを趣旨として、三つのコースが設けられている。

本会計大学院は、コース制の趣旨に沿って多様な人材を受入れるべく、入学者選抜の機会も同時に再構築した。具体的には、基準6-1-2で示した留学生入試と社会人入試の導入である。これらの導入に伴い、会計について基本的な知識を有していない留学生及び社会人の入学者数の増加が予想されたため、カリキュラムに導入科目群を新たに設置した。制度面においては、長期履修学生制度も併せて導入した。

また、留学生や社会人だけに限定されないが、学生の学費負担を考慮し、奨学金制度を見直した。具体的には、従来からの「入試成績優秀者を対象とする給付奨学制度」に加えて、「高度な資格取得者を対象とする給付奨学制度」を2013年度に導入している。

以上の新たな入試方式や諸制度を学内外に広く周知するため、本会計大学院では以下の取組を実施し、現在も継続しているところである。

第一は、入試説明会の回数の増加である。具体的には基準6-1-1-2で示した通りである。入試説明会の中には、2014年度より新たな広報手段として授業見学会が２回追加されている等、入試説明会の内容は従前からの踏襲ではなく、新たな入試方式や諸制度に対応させたものとなっている。また、各説明会では広報用のチラシを作成し、周知の徹底も図っている。

第二は、指定校との関係強化と拡大である。具体的には、指定校訪問の回数を増やし、指定校から本会計大学院への要望をヒアリングすること等を通じて、指定校とのより強固な関係を築くように努めている。また、本会計大学院生の出身大学をリサーチした結果、関西圏、特に大阪、奈良を重点地域と想定して、新しい指定校先の獲得もめざしている。

第三は、2012年度から開始した教員リレーコラムである。教員リレーコラムは、本会計大学院の特長・魅力を教員自らがそれぞれの専門分野をベースに執筆し伝えるものである。2013年度からは、「キャリア（資格取得・就活）アドバイスと教授陣の視点」というタイトルで、本会計大学院Webページに半月に１回の頻度で更新している。

第四は、2013年度から開始した動画の配信である。内容は大きく「研究科紹介」と「客員教授講演会」に区分される。「研究科紹介」では、研究科長及び入試主任から教育内容、修学支援、就職状況等が紹介されているが、公認会計士試験に合格した本会計大学院生からも、自身の体験を踏まえながら本会計大学院の魅力が紹介されている。また、「客員教授講演会」では、慶応義塾大学総合政策学部教授で元総務大臣の竹中平蔵客員教授をはじめ、各界で著名な先生方の講演会の冒頭部分を動画配信している。

以上、本会計大学院は、新たな入試方式の採用、コース制の導入、導入科目群の設置、長期履修学生制度の導入、奨学制度の拡充、及び、それらを学内外に広報するための多様な手法を総合的に用いることによって、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-2-1を満たしており、基準6-2-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．入学試験状況一覧（2009～2014年度）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）33頁　（入学試験結果）
３．入試説明会広報用チラシ
４．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/column/index.html（キャリア）
http://www.kansai-u.ac.jp/as/movie/index.html（動画）

解釈指針6-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学者数と入学定員の乖離が続く場合、入学定員の見直しが検討され、実行されること。

【現状の説明】

基準6-2-1及び基準6-2-2で説明したとおり、本会計大学院は入学者数の増加をめざす取組を継続して行ってきている。その結果、2014年度の入学予定者数は、2010年度～2013年度まで続いた入学者数の減少を食い止められた（2014年度入学者数は29名）。したがって、入学者数と入学定員の乖離は見られるものの、入学定員の見直しが行われたことはない。

【点検・自己評価】

基準6-2-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．入学試験状況一覧（2009～2014年度）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）33頁　（入学試験結果）

第７章　学生の支援体制

7-1　学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、春学期開講分と秋学期開講分の授業科目の登録（履修登録）を春学期授業開始前の履修登録期間に一括して行い、春学期の成績発表後に１週間程度の秋学期授業科目の履修変更期間を設けている。

新入生には、入学式後から授業開始の３日程度の新入生指導行事期間中に履修ガイダンスやオフィスアワーを実施し、履修指導を行っている。また、在学生についても、３月中旬の成績発表時に次年度の履修に関する資料を示し、オフィスアワー等により、進級時にも履修指導を行っている。

また、本会計大学院は「養成したい人材」として、「財務に強い会計専門職」、「ITに強い会計専門職」、「法律に強い会計専門職」、「経営に強い会計専門職」、「行政に強い会計専門職」という五つの具体的人材像の養成を目標として掲げているが、それぞれの具体的人物像になるためのモデル履修プランを作成し、学生に示している。

解釈指針7-1-1-1、解釈指針7-1-1-2のとおり、新入生には入学時の履修ガイダンス、在学生には２年進学時のオフィスアワー等を利用して履修指導を行うとともに、個別演習科目を通じて、随時、学生の将来設計や学習の進捗状況等に関する相談を行っており、その中で履修指導を行っている。

＜五つの履修モデル＞

＜ITに強い会計専門職＞

＜2014年度入学生適用カリキュラム＞

科目群	配当年次	類別	Basic Skills					Advanced Skills				横断・個別演習・修士論文・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	行政系	経済・IT系	
導入科目群	1年次	理論科目	中級商業簿記	中級工業簿記								
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記 上級財務会計論	上級原価計算論 上級管理会計論		監査制度論 監査基準	企業法					
	2年次	理論科目										会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論 会計制度論 財務作成簿記	戦略管理会計論	上級税務会計論 租税法会計論	監査実施論 監査報告論	商法 会社法 民法（総則・物権）	経営学理論	ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論 ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ﾌｧｲﾅﾝｽ論	公会計理論	ﾐｸﾛ経済学	会計専門職業数学 ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ｱｶﾃﾞﾐｯｸ 論文指導・修士論文（基礎）
	1年次	実践科目	会計事例研究 IFRS実務 会社経理実務	管理会計事例研究		監査事例研究					基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 BATIC演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論 国際会計制度論	企業分析論 ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	上級税務戦略論	国際監査制度論	金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権）	経営戦略論 経営組織論	資本市場論	公監査論 政府・自治体会計論	統計学 ﾏｸﾛ経済学	ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ｴｷｽﾊﾟｰﾀｲｽﾞ
	2年次	実践科目	ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務		税務会計事例研究		企業法判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
応用科目群	1年次	理論科目				会計検査制度論			中小企業金融論		実践ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	特殊講義（各テーマ）
		実践科目										ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ・ｲﾝ・ｱｶｳﾝﾃｨﾝｸﾞ・ﾌｧｰﾑ ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ・ｲﾝ・ﾋﾞｼﾞﾈｽ
	2年次	理論科目	英文会計論 会計戦略論 資産会計論 負債・資本会計論 企業結合会計	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ｼｽﾃﾑ論	国際税務戦略論	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論	法人税法	ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 国際経営論	ﾘｽｸ分析論 国際財務戦略論	行政法 非営利会計論 国際公会計制度論	公共経済学 XBRL論	論文指導・修士論文（実践） 修士論文
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究		公会計・公監査事例研究	ﾘｻｰﾁ・ﾒｿﾄﾞﾛｼﾞｰ 国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	

検索

＜財務に強い会計専門職＞

＜2014年度入学生適用カリキュラム＞

科目群	配当年次	類別	Basic Skills					Advanced Skills				横断・個別演習・修士論文・インターンシップ
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	行政系	経済・IT系	
導入科目群	1年次	理論科目	中級商業簿記	中級工業簿記								
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記 上級財務会計論	上級原価計算論 上級管理会計論		監査制度論 監査基準	企業法					
	2年次	理論科目										会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論 会計制度論 財表作成簿記	戦略管理会計論	上級税務会計論 租税法会計論	監査実施論 監査報告論	商法 会社法 民法（総則・物権）	経営学理論	インベストメント論 コーポレート・ファイナンス論	公会計理論	ミクロ経済学	会計専門職業数学 ソリューション・イン・アカデミック 論文指導・修士論文（基礎）
	1年次	実践科目	会計事例研究 IFRS実務 会社経理実務	管理会計事例研究		監査事例研究					基本会計プログラム演習 基本監査プログラム演習 BATIC演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論 国際会計制度論	企業分析論 コストマネジメント論	上級税務戦略論	国際監査制度論	金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権）	経営戦略論 経営組織論	資本市場論	公監査論 政府・自治体会計論	統計学 マクロ経済学	ソリューション・イン・プロフェッショナル ソリューション・イン・エキスパータイズ
	2年次	実践科目	ディスクロージャー実務		税務会計事例研究		企業法判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計プログラム演習 実践監査プログラム演習	
応用科目群	1年次	理論科目				会計検査制度論			中小企業金融論		実践コミュニケーション	特殊講義（各テーマ）
		実践科目										プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネス
	2年次	理論科目	英文会計論 会計戦略論 資産会計論 負債・資本会計論 企業結合会計	企業価値マネジメント論 マネジメント・コントロール・システム論	国際税務戦略論	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論	法人税法	プロダクト・マネジメント論 国際経営論	リスク分析論 国際財務戦略論	行政法 非営利会計論 国際公会計制度論	公共経済学 XBRL論	論文指導・修士論文（実践） 修士論文
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究		公会計・公監査事例研究	リサーチ・メソドロジー 国際コミュニケーション論	

＜法律に強い会計専門職＞

＜2014年度入学生適用カリキュラム＞

科目群	配当年次	類別	Basic Skills					Advanced Skills				横断・個別演習・修士論文・インターンシップ
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	行政系	経済・IT系	
導入科目群	1年次	理論科目	中級商業簿記	中級工業簿記								
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記 上級財務会計論	上級原価計算論 上級管理会計論		監査制度論 監査基準	企業法					
	2年次	理論科目										会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論 会計制度論 財表作成簿記	戦略管理会計論	上級税務会計論 租税法会計論	監査実施論 監査報告論	商法 会社法 民法（総則・物権）	経営学理論	インベストメント論 コーポレート・ファイナンス論	公会計理論	ミクロ経済学	会計専門職業数学 ソリューション・イン・アカデミック 論文指導・修士論文（基礎）
	1年次	実践科目	会計事例研究 IFRS実務 会社経理実務	管理会計事例研究		監査事例研究					基本会計プログラム演習 基本監査プログラム演習 BATIC演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論 国際会計制度論	企業分析論 コストマネジメント論	上級税務戦略論	国際監査制度論	金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権）	経営戦略論 経営組織論	資本市場論	公監査論 政府・自治体会計論	統計学 マクロ経済学	ソリューション・イン・プロフェッショナル ソリューション・イン・エキスパータイズ
	2年次	実践科目	ディスクロージャー実務		税務会計事例研究		企業法判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計プログラム演習 実践監査プログラム演習	
応用科目群	1年次	理論科目				会計検査制度論			中小企業金融論		実践コミュニケーション	特殊講義（各テーマ）
		実践科目										プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネス
	2年次	理論科目	英文会計論 会計戦略論 資産会計論 負債・資本会計論 企業結合会計	企業価値マネジメント論 マネジメント・コントロール・システム論	国際税務戦略論	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論	法人税法	プロダクト・マネジメント論 国際経営論	リスク分析論 国際財務戦略論	行政法 非営利会計論 国際公会計制度論	公共経済学 XBRL論	論文指導・修士論文（実践） 修士論文
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究		公会計・公監査事例研究	リサーチ・メソドロジー 国際コミュニケーション論	

＜経営に強い会計専門職＞

＜2014年度入学生適用カリキュラム＞

科目群	配当年次	類別	Basic Skills					Advanced Skills				横断・個別演習・修士論文・インターンシップ
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	行政系	経済・IT系	
導入科目群	1年次	理論科目	中級商業簿記	中級工業簿記								
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記 上級財務会計論	上級原価計算論 上級管理会計論		監査制度論 監査基準	企業法					
	2年次	理論科目										会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論 会計制度論 財表作成簿記	戦略管理会計論	上級税務会計論 租税法会計論	監査実施論 監査報告論	商法 会社法 民法（総則・物権）	経営学理論	インベストメント論 コーポレート・ファイナンス論	公会計理論	ミクロ経済学	会計専門職業数学 ソリューション・イン・アカデミック 論文指導・修士論文（基礎）
	1年次	実践科目	会計事例研究 IFRS実務 会社経理実務	管理会計事例研究		監査事例研究					基本会計プログラム演習 基本監査プログラム演習 BATIC演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論 国際会計制度論	企業分析論 コストマネジメント論	上級税務戦略論	国際監査制度論	金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権）	経営戦略論 経営組織論	資本市場論	公監査論 政府・自治体会計論	統計学 マクロ経済学	ソリューション・イン・プロフェッショナル ソリューション・イン・エキスパータイズ
	2年次	実践科目	ディスクロージャー実務		税務会計事例研究		企業法判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計プログラム演習 実践監査プログラム演習	
応用科目群	1年次	理論科目				会計検査制度論			中小企業金融論		実践コミュニケーション	特殊講義（各テーマ）
		実践科目										プロフェッショナル・インターンシップ・イン・アカウンティング・ファーム プロフェッショナル・インターンシップ・イン・ビジネス
	2年次	理論科目	英文会計論 会計戦略論 資産会計論 負債・資本会計論 企業結合会計	企業価値マネジメント論 マネジメント・コントロール・システム論	国際税務戦略論	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論	法人税法	プロダクト・マネジメント論 国際経営論	リスク分析論 国際財務戦略論	行政法 非営利会計論 国際公会計制度論	公共経済学 XBRL論	論文指導・修士論文（実践） 修士論文
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究		公会計・公監査事例研究	リサーチ・メソドロジー 国際コミュニケーション論	

＜行政に強い会計専門職＞

＜2014年度入学生適用カリキュラム＞

科目群	配当年次	類別	Basic Skills				Advanced Skills					横断・個別演習・修士論文・インターンシップ
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	行政系	経済・IT系	
導入科目群	1年次	理論科目	中級商業簿記	中級工業簿記								
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記 上級財務会計論	上級原価計算論 上級管理会計論		監査制度論 監査基準	企業法					
	2年次	理論科目										会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論 会計制度論 財表作成簿記	戦略管理会計論	上級税務会計論 租税法会計論	監査実施論 監査報告論	商法 会社法 民法（総則・物権）	経営学理論	ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ論 ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ﾌｧｲﾅﾝｽ論	公会計理論	ﾐｸﾛ経済学	会計専門職業数学 ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ｱｶﾃﾞﾐｯｸ 論文指導・修士論文（基礎）
	1年次	実践科目	会計事例研究 IFRS実務 会社経理実務	管理会計事例研究		監査事例研究					基本会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 基本監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 BATIC演習	
	2年次	理論科目	国際会計基準論 国際会計制度論	企業分析論 ｺｽﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論	上級税務戦略論	国際監査制度論	金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権）	経営戦略論 経営組織論	資本市場論	公監査論 政府・自治体会計論	統計学 マクロ経済学	ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｲﾝ・ｴｷｽﾊﾟｰﾀｲｽﾞ
	2年次	実践科目	ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ実務		税務会計事例研究		企業法判例演習	起業・株式公開事例研究			実践会計ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習 実践監査ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ演習	
応用科目群	1年次	理論科目				会計検査制度論			中小企業金融論		実践ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	特殊講義（各テーマ）
		実践科目										ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ・ｲﾝ・ｱｶｳﾝﾃｨﾝｸﾞ・ﾌｧｰﾑ ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ・ｲﾝ・ﾋﾞｼﾞﾈｽ
	2年次	理論科目	英文会計論 会計戦略論 資産会計論 負債・資本会計論 企業結合会計	企業価値ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ｼｽﾃﾑ論	国際税務戦略論	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論	法人税法	ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論 国際経営論	ﾘｽｸ分析論 国際財務戦略論	行政法 非営利会計論 国際公会計制度論	公共経済学 XBRL論	論文指導・修士論文（実践） 修士論文
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究		公会計・公監査事例研究	ﾘｻｰﾁ・ﾒｿﾄﾞﾛｼﾞｰ 国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1並びに解釈指針7-1-1-2を満たしており、基準7-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/index.html（教育内容）

http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/model.html（履修モデル）

２．新入生行事日程表（2014年度）

３．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

４．履修登録について（2014年度）

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者に対して、入学式後から授業開始の３日程度の新入生指導行事期間中に履修ガイダンスやオフィスアワーを実施している。履修ガイダンスでは、主として教学主任を中心にカリキュラムの概要説明、コース制の概要及び配属方法等の説明を行い、その後、全専任教員による担当科目の紹介やオフィスアワーを実施し、履修指導を行う。また、在学生（上級生）による履修相談会をあわせて実施している。

更に、入学時のみならず、授業開始後も個別演習科目・修士論文科目やオフィスアワー等を通じて、随時、本会計大学院における教育の導入ガイダンスを実施している。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．新入生行事日程表（2014年度）

２．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

３．履修登録について（2014年度）

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、適時・継続的に修了に至るまで適切なガイダンスが実施されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、1年次から2年次への進級時（成績発表時）に、全専任教員が全在学生の成績状況を共有のうえ、個別演習科目・修士論文科目やオフィスアワー等を通じて、学生の将来設計や学習の進捗状況等を勘案した履修指導を個別に行っている。また、全ての専任教員がオフィスアワー用にメールアドレスを公開し、適時かつ継続的に学習相談を受ける体制を整えている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員と学生のコミュニケーションを図り、学習相談並びにその他様々な問題に対する助言を行うべく、オフィスアワーを設定している。更に、個別演習科目や修士論文科目においても、各教員が学生の個性や希望・将来設計に応じた指導や学習の進捗状況等に関する相談を行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-2-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/education/support.html（サポート体制）

２．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

解釈指針7-1-2-1（オフィスアワーが設定されている場合のみ）

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーを設定している。学期期間中に各教員が週1回（90分）設定し、時間、場所、メールアドレスをインフォメーション・システム及び掲示板にて学生に周知徹底している。学生はオフィスアワーの時間に学習上の相談や助言を受けることができる。

学生は各教員のオフィスアワーの時間に学習上の相談のみならず、就職・進路等を含めた相談を行っている。更に、オフィスアワー以外の時間でも教員との訪問日時調整の上で学生は教員の研究室を訪問し、学習上の相談、その他の指導を受けている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーは各教員の研究室で実施されることが多い。これは、学習指導等を行うに当たり、必要な資料等が手元にあるということの効果が大きいためである。また、各教員の研究室は経商研究棟の４階の西側に集中的に配置しているが、そのような配置を行った理由の一つとして、学生の学習相談等に際し、複数の教員からの指導を受けやすくするということがある。更に、各教員は、オフィスアワー以外の時間でもできる限り学生からの相談等を受け付けている。更に、全学的な学生相談窓口として、学生相談・支援センターがあり、専門的知見のある支援コーディネーターが対応し、各専門部局と連携し、学習相談や助言等を行っている。このように、学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-2-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）
２．会計専門職大学院要覧（2014年度） 9～11頁（こんな時どうすれば）
３．学生相談・支援センター案内（2014年度）
４．学生相談窓口利用案内（2014度）

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

関西大学千里山キャンパスでは、各学舎に授業支援ステーションを設置し、教育補助者（授業支援スチューデント・アシスタント）が各種学習支援（授業時配付資料の印刷、プロジェクターやAV機器等の設置及び利用補助、カードリーダーによる出欠調査、ミニッツペーパー（コメント用紙）の配付・回収・整理、レポートの回収・整理、授業のビデオ撮影、授業期間中の試験問題の配付・回収等）を行っている。

【点検・自己評価】

基準7-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．授業支援SAのガイドライン

検索

7-2　生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談･助言、支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、学生が在学期間中に本会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生に対する経済的支援策として、解釈指針7-2-1-1に記載のとおり、各種奨学制度を設けており、学生センター（奨学支援グループ）と連携し、学生への経済的支援制度の整備に努めている。

また、修学や学生生活に関する相談・助言、支援を行うために、解釈指針7-1-2-1に記載のとおり、専任教員による、オフィスアワーを設けている。更に、基準7-1-2に記載のとおり、個別演習科目や修士論文科目においても、修学や学生生活に関する相談・助言等を行っている。

このように、本会計大学院では学生の経済的支援及び学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-2-1-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/tuition.html（奨学制度）
２．会計研究科オフィスアワー時間割（2014年度）
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）９～11頁（こんな時どうすれば）

解釈指針7-2-1-1

授業料減免、奨学金等の多様な措置(各会計大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、在学中の学習に専念できるよう、経済的支援を目的として、次のとおり各種奨学金制度を設けており、パンフレット及びWebページで広く周知している。

＜関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金＞

関西大学大学院会計研究科給付奨学金は、本会計大学院独自の給付奨学金制度であり、2014年度実績でその対象者は合計20名(1年次生11名、2年次生９名)であり、2014年度の在学者数60名のうち約３割を占めている。

（2014年度採用実績）

会計研究科給付奨学金（内訳）	1年次対象者	2年次対象者	計
授業料及び教育充実費の全額給付（２年間）	０名	３名	３名
授業料及び教育充実費の全額給付（１年間）	７名	２名	９名
授業料及び教育充実費の半額給付（１年間）	４名	４名	８名

＜公益財団法人小野奨学会給付奨学生＞

各種民間団体による奨学金についても、学生センター（奨学支援グループ）を通じて、情報提供及び申

請支援を行っており、特に、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により就学が困難である者を対象とする公益財団法人小野奨学会については、本会計大学院の推薦により、毎年度継続して、給付奨学生として採用されている。

（過去３年間採用実績）

小野奨学会給付奨学金	年度	1年次対象者	2年次対象者	計
給付金額60,000円（月額） ２年間給付	2014年度	０名	２名	２名
	2013年度	２名	１名	３名
	2012年度	１名	１名	２名

本学では災害の被害者等の就学支援のため、次の緊急・応急奨学金制度を設けている。

＜関西大学第５種奨学金（家計急変者給付奨学金）＞

地震、台風等の災害により家屋が被災又は学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学生の修学支援を図るため、本学が奨学金を給付する制度である。

・給付金額　学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計額）相当額を上限

・給付期間　１年間

＜関西大学貸与奨学金＞

急病等のやむを得ない事由により一時的あるいは緊急に生活費の支弁が困難になったときに備えて、5万円を上限として短期貸付金制度（即日交付）を設けている。

また、学生の経済支援のため、学生センター（奨学支援グループ）を通じて、各種学外奨学金制度（日本学生支援機構奨学金や教育ローン等）を紹介・応募支援を行っている。

＜日本学生支援機構奨学金＞

本会計大学院の学生が申請可能な日本学生支援機構奨学金には、大学院第一種奨学金（貸与・無利息、月額50,000円、88,000円から選択）と大学院第二種奨学金（貸与・有利子、50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択）がある。いずれも、学業・人物ともに特に優れ、かつ健康であって、学習継続のため奨学金が必要であると認められる者を対象としており、本会計大学院の教員が推薦所見を作成している。本会計大学院生の過去３年間の採用実績は次のとおり。

＜日本学生支援機構奨学金受給者数（過去３年間採用実績）＞

年度 / 内訳		2012年度		2013年度		2014年度	
		1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
予約採用	第１種	1	0	0	1	1	0
	第２種	0	1	1	0	1	0
定期採用	第１種	11	15	7	11	3	2
	第２種	4	10	4	2	5	0
計	第１種	27		19		6	
	第２種	15		7		6	

＜提携教育ローン（オリエントコーポレーション学費サポートプラン）＞

本学とオリエントコーポレーションが提携し、学費の立替払い制度（実質年利3.5%固定）を設け、入学予定者に案内している。

＜留学生支援学費減免制度＞

関西大学国際部が窓口となり、在留資格が「留学」である留学生に対して、授業料の30%を減免している。

＜教育訓練給付制度＞

本会計大学院は、厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されている。現在の指定期間は2014年４月１日から2017年３月31日までである。この制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった者(離職者)が、本会計大学院の所定の教育課程を２年以内で修了し、ハローワーク(公共職業安定所)へ申請した場合、教育訓練給付金(上限10万円)が支給される。

以上のように、本会計大学院の新入生及び在学生に対する経済的支援制度には様々なものがあるが、これらの制度については、『パンフレット』及びWebページにて広く周知するとともに、入学時のガイダンスにおいて積極的に紹介しており、支援を必要とする学生には、学生センター（奨学支援グループ）と連携し、個別相談を受け、情報提供及び応募支援を行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-2-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/tuition.html（奨学制度）
２．会計専門職大学院学生募集要項（2014年度）32頁
３．会計専門職大学院パンフレット（2013年度）31頁
４．関西大学奨学金の手引き（2014年度）
５．会計専門職大学院要覧（2014年度）91～94頁（奨学金関係規程）

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本学では、学生からの多様な相談に対応するため、2013年４月に学生相談・支援センターを開設し、専門的知見のある支援コーディネーターが対応のうえ、相談内容に応じて、学内の専門部局と連携し、必要な対応を行っている。本学の学生相談体制（窓口）は次のとおりである。

窓　口	相談内容等
学生相談・支援センター	学生生活の相談、修学上の相談、障がいのある学生に対する修学支援に関する相談等を行う、総合的な学生相談窓口。
保健管理センター	健康上の相談窓口、専任の医師が診療も行う。
心理相談室	心の悩みについて、専門のカウンセラーが心理相談に対応。
ハラスメント相談室	各種ハラスメントの相談に対応するため、会計専門職大学院の専任教員を含む教職員の相談員22名と外部の専門家２名からなる相談窓口を設置。
大学学生相談室	対人関係、家庭、経済的事情、不安や悩み等、学生生活全般の相談に対応するための相談窓口。
その他相談窓口	正課授業・成績に関する相談（専門職大学院事務グループ）、奨学金に関する相談(学生センター奨学支援グループ)、就職に関する相談（キャリアセンター）、留学に関する相談（国際部）

このように、学生の健康、生活、各種ハラスメントの相談等のために、学生相談・支援センターを設置し、大学全体として、保健管理センター、心理相談室、ハラスメント相談室、大学学生相談室等の各専門部局が連携し、必要な相談助言体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/global/support/consultation.html（学生相談）
２．会計専門職大学院要覧（2014年度） 9～11頁（こんなときどうすれば、各種相談）
３．学生相談・支援センター案内（2014年度）
４．学生相談窓口利用案内（2014年度）

7-3　身体に障がいのある学生に対する支援

7-3-1

身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある者に対して、解釈指針7-3-1-1にあるとおり受験の機会を確保している。また、解釈指針7-3-1-2にあるとおりバリアフリーの施設・設備を完備し、更に解釈指針7-3-1-3にあるとおり修学上の配慮がなされており、生活上の支援活動が行われる。現在、本会計大学院に身体に障がいのある学生は在籍していないが、全学的な取組として、2013年４月に開設の学生相談・支援センターを中心として、関係部局が連携し、受験の機会の確保、施設及び設備の充実、学習や生活上の支援体制の整備が行われており、実際に、学部等に入学した身体に障がいのある学生は、学生相談・支援センター所属の学生支援スタッフ等のサポートを受け、充実した学生生活を送っている。今後、身体に障がいのある学生が本会計大学院に入学したとしても、学生相談・支援センターと連携の上、同様の修学上の支援措置と身の回りの生活上の支援活動が行われることとなる。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-1、7-3-1-2、7-3-1-3を満たしており、基準7-3-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/support/about.html（障がいのある学生に対する修学支援）
２．学生相談・支援センター案内（2014年度）

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、『学生募集要項』において、身体の機能に障がいのある人、不慮の事故による負傷者・疾病者の志願者の取扱いについて、次のとおり記載している。

身体の機能に障がいのある人・負傷者・疾病等の出願に関する取扱いについて
　身体の機能に障がいのある人・負傷者・疾病等については、その程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をする必要がありますので、出願に先立ち、大学院入試グループに申し出て相談をしてください。

該当者から申し出て相談があれば、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行うことにより、等しく受験の機会を確保することとしている。しかし、現在まで、本会計大学院の志願者からの相談の実績はない。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）29頁

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び整備充足に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院が授業を実施し、専用の自習室がある第２学舎２号館（2009年３月竣工）の施設・設備は、バリアフリー対応となっており、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の必要十分な要件を充足している。以下に主な特徴を列挙する。

(1) 車椅子に対応するため、主要な教室の出入口は引き戸とし、机・椅子は可動式移動式としている。一部の小教室は出入り口がドアとなっているが、バリアフリー対応が必要な場合は教室変更で対応することとしている。
(2) 各階に車椅子使用者対応の多目的トイレを設置し、一般のトイレにも手摺等を備えている。
(3) エレベータは身体障がい者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。
(4) 視覚障がい者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示を設けている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/support/about.html（障がいのある学生に対する修学支援）
２．障がいのある学生に対する修学支援　学生のためのガイド
３．第２学舎２号館教室見取図

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験･実習･実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある学生に対して、修学上の支援措置を行うこととしている。現在、本会計大学院には身体に障がいのある学生は在籍していないが、本学の学生全体としては、複数在籍して

おり、障がいのある学生が他の学生と同等の条件で授業を受けることができるよう、学生相談・支援センターが中心となり、次のような修学上の支援を行っている。

(1) 視覚障がいの場合
　講義資料・試験問題等のテキストデータ化、教材の点訳・拡大・テキスト校正、対面朗読、支援機器の利用（ICレコーダー、拡大読書機・音声読み上げソフト、PC等の使用）
(2) 聴覚障がいの場合
　ノートテイカー（筆記通訳者・パソコン通訳者）の派遣、ビデオ教材の文字起こし等、手話通訳者の派遣
(3) 肢体不自由の場合
　休憩室の利用、授業教室に関する調整、ノート作成補助者の派遣、支援機器の利用（ICレコーダー、テープレコーダー)、車両の入構及び駐車許可
(4) 内部障がいの場合
　車両の入構及び駐車許可、受講時の配慮（教室の着席位置、途中退席の許可等）
(5) 発達障がいの場合
　障がいの状況に応じて、心理相談室と連携をとりながら個別に対応。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学Webページ
　http://www.kansai-u.ac.jp/support/about.html（障がいのある学生に対する修学支援）
２．障がいのある学生に対する修学支援　学生のためのガイド

7-4　職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理･提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針7-4-1-1にあるように、学生の就職支援・キャリア支援を目的として、就職支援委員会、資格対策委員会、インターンシップ・プログラム委員会を設置し、学生がその能力及び適性に応じて主体的に進路を選択できるように各種支援を行っている。

就職希望の学生に関しては、本学キャリアセンターと連携して、学生に対するガイダンス、指導、助言を行っている。実際に、資格対策委員会、就職支援委員会では、2010年度～2013年度に本会計大学院学生向けの就職セミナーを開催した。具体的には、企業の就職説明会のみならず、大手監査法人（有限責任監査法人トーマツ、新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人）や税理士法人等の説明会を行った。特に、長期間就職内定を得られていない学生に対しては、就職ガイダンスだけでなく、個別企業への紹介を行う等の就職支援を実施している。

また、本学キャリアセンターは、企業からの求人情報等の収集・管理・提供を行うとともに、就職に向けたガイダンス、指導、助言を行っているので、就職支援委員会は学生に対して、キャリアセンター主催の各種イベントへの参加を誘導している。

公認会計士等の資格取得をめざす学生には、資格対策委員会のみならず、個別演習科目及び修士論文科目を担当する教員が、取得をめざしている資格に留意しつつ、各学生に応じた指導、助言を行っており、必要となる試験情報等の収集・管理・提供を本会計大学院全体で行っている。

また、本会計大学院では、従前より監査法人インターンシップを実施してきているが、2013年度からは民間企業（株式会社カネカ、住友精化株式会社）での企業インターンシップを実施し、学生に適正な職業観を身につけさせる機会を提供している。2014年度からは、更にインターンシップ先を４社(住友電装株式会社、ダイキン工業株式会社、株式会社テクノアソシエ、東海ゴム工業株式会社)追加し、合計６社による企業インターンシップを実施することで、学生にその機会を増やしている。

このように、学生の進路について、自らの能力、適性、志望に応じた主体的な選択を行わせるべく、ガイダンス、本会計大学院全体で指導、助言を行い、必要な情報の収集・管理・提供を行うとともに、就職、資格取得等のそれぞれの進路に応じて、キャリアセンターとの連携も行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-4-1-1を満たしており、基準7-4-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/career/index.html（就職支援）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）21頁
３．関西大学大学院会計研究科 就職支援委員会に関する申し合わせ
４．関西大学大学院会計研究科 資格対策委員会に関する申し合わせ
５．関西大学大学院会計研究科 インターンシップ・プログラム委員会に関する申し合わせ

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、就職支援委員会を組織し、本学キャリアセンターと連携を保ちつつ、学生への支援活動を行っている。具体的には、定期的に進路アンケートを実施し、学生のめざす進路を把握し、個別演習科目や修士論文科目の教員と連携して個別指導を行うことや、本会計大学院からの学生の就職を希望する企業や監査法人等の業界説明会を実施し、特に就職を希望する学生に対しては就職ガイダンスを開催し、更に就職指導や面接指導を実施する等のサポートを行っている。

本学キャリアセンターには相談窓口があり、就職等に係る専門的な相談を受けている。一方、就職支援委員会は上記のような支援活動に加えて、相談も受け付けている。更に、各教員は、オフィスアワーの時間や個別演習科目の時間、その他の時間に、就職のみならず公認会計士等の資格取得に向けた勉強等の相談を学生から受けている。公認会計士等の資格取得への対応については、資格対策委員会も学生への支援活動を行っている。

このように、キャリアセンターと連携を保ちつつ、就職支援委員会、資格対策委員会と各教員が協力して、学生がそれぞれのめざす進路の選択ができるよう、支援に努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-4-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/career/index.html（就職支援）

２．関西大学キャリアセンターWebページ　http://www.kansai-u.ac.jp/Syusyk/home.htm
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）21頁

検索

第８章　教員組織

8-1　教員の資格と評価

8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、2014年度において、専門職大学院設置基準に従い専任教員14名の教員が置かれている。専任教員のうち実務家教員が５名、また実務家教員のうちみなし専任教員が３名である。これら専任教員14名はいずれも教育上又は研究上の業績を有する者である。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準に従い、研究者教員及び実務家教員が適正に配置されているので、基準8-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁
３．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）
４．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

解釈指針8-1-1-1

教員は、その担当する科目の専門分野について、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために、最近５年間における教育上又は研究上の業績を有していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、任用時に研究者教員については５年以上の研究歴につき、実務家教員については５年以上の実務歴につき厳しく審査している。着任後は、本会計大学院発行の紀要『現代社会と会計』（2007年３月創刊、年１回発行）において、第１回目の記載時には過去５年分の、以後は過去１年分の業績（著書、論文、報告、講演、新聞論説等）を記載することとしている。また、全ての教員について、本会計大学院のWebページ及び『パンフレット』においてプロフィール等を公開している。加えて、関西大学学術情報システムにおいても、基本情報（出身大学院・取得学位等）、研究活動、研究業績、教育業績、社会活動、担当授業等の情報を広く公開している。

【点検・自己評価】

本会計大学院発行の『現代社会と会計』等を通じて本会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針8-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁
３．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）
４．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術･技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

【現状の説明】

専任教員は、以下の９系列に適切に配置されている。

専攻分野		教員人数	教員名　（実）は実務家を示す。
Basic Skills	財務会計系	２名	富田知嗣教授、加藤久明教授
	管理会計系	２名	坂口順也教授、大西靖准教授
	税務会計系	１名	中村繁隆准教授
	監査系	２名（実務家１名含む）	松本祥尚教授、高橋和人特任教授（実）
Advanced Skills	法律系	１名	三島徹也教授
	経営系	１名（実務家１名含む）	原昭一特任教授（実）
	ファイナンス系	２名（実務家２名含む）	宗岡徹教授（実）、吉本佳生特任教授（実）
	行政系	２名（実務家１名含む）	柴健次教授、清水涼子教授（実）
	経済・IT系	１名	宮本勝浩教授

研究者教員も実務家教員も任用時に教育上の指導能力の有無を審査しており、全員が指導能力を有している。研究者教員９名はいずれも「教育上又は研究上の業績を有する者」である。実務家教員５名はいずれも「高度の技術・技能を有する者」である。

【点検・自己評価】

全体として適正に教員が配置されている。基準8-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-1-2-1

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、任用時に研究者教員については５年以上の研究歴につき、実務家教員については５年以上の実務歴につき厳しく審査している。着任後は、本会計大学院発行の紀要『現代社会と会計』（2007年３月創刊、年１回発行）において、第１回目の記載時には過去５年分の、以後は過去１年分の業績（著書、論文、報告、講演、新聞論説等）を記載することとしている。また、全ての教員について、本会計大学院のWebページ及び『パンフレット』においてプロフィール等を公開している。加えて、関西大学学術情報システムにおいても、基本情報（出身大学院・取得学位等）、研究活動、研究業績、教育業績、社会活動、担当授業等の情報を広く公開している。

検索

【点検・自己評価】

本会計大学院発行の紀要『現代社会と会計』等を通じて会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針8-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁
３．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）
４．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

解釈指針8-1-2-2

専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院発行の紀要『現代社会と会計』（2007年３月創刊、年１回発行）の業績一覧には公的活動や社会貢献活動も掲載している。また、関西大学学術情報システムにも、社会活動の項目を設けており、Webページにおいても広く公開している。

【点検・自己評価】

解釈指針8-1-2-2は満たされている。

【参考資料】

１．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）
２．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

解釈指針8-1-2-3

専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第９条に規定する教員の数に算入することができない。ただし、平成26年度以降、一専攻に限り、算入できるものとする。

【現状の説明】

解釈指針8-1-2-4により、商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が２名いる。この特例を除き、本会計大学院の専任教員は、学部、他研究科の教員の数に算入されていない。

【点検・自己評価】

解釈指針8-1-2-3は満たされている。

解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

【現状の説明】

解釈指針8-1-2-4により、商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が２名いる。

【点検・自己評価】

解釈指針8-1-2-4は満たされている。

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院における教員の任用及び昇任は、「関西大学大学院会計研究科人事委員会に関する申し合わせ」に基づいて行われている。教員人事に関する重要事項については、教授会の構成員からなる人事委員会を置き、審議に当たらせている。

【点検・自己評価】

教員の任用・昇進・定年延長等、人事に関する重要事項は発生するつど、教授会において３名からなる人事委員会を設置し、教員の教育上の指導を適切に評価していることから、基準8-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ
２．関西大学大学院会計研究科　専任教員の昇任に関する内規
３．関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）
４．定年延長に関する内規
５．定年延長に関する内規施行に際しての申し合わせ

8-2　専任教員の配置と構成

8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

基準8-2-1前半の条件

- 告示第175号別表第一に定める修士課程を担当する教員数：５名
  →　５名×1.5倍＝7.5　よって、７名
- 告示第175号別表第一に定める修士課程を担当する研究指導教員数と研究指導補助教員数の合計：９名
  →　９名－５名＝４名　→必要な研究指導必要教員数：７名＋４名＝11名

基準8-2-1後半の条件

- 研究指導教員１人当たりの学生収容定員：20名
  → 20名×３/４＝15名
- 収容定員の数に対応する専任教員の数：140名
  → 140名÷15名＝9.33　よって10名

基準8-2-1は、前半及び後半の大きい方を最低必要教員数とすることを求めており、本会計大学院の場合、前半の条件に該当し、最低必要数は11名となる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の専任教員は、14名であり、基準8-2-1は満たされている。

解釈指針8-2-1-1

専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について１専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、会計人養成専攻（専門職学位課程）のみで構成されているので、専攻における教員の配置は、8-1-1に示したように、2014年度は、14名の専任教員が置かれている。

【点検・自己評価】

解釈指針8-2-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学職員現員表

解釈指針8-2-1-2

専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

【現状の説明】

専任教員14名中、12名が教授であり、また２名が准教授である。

【点検・自己評価】

解釈指針8-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学職員現員表
２．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-2-1-3

会計科目中の３科目（財務会計、管理会計、監査）については、いずれも専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、基本科目（財務会計、管理会計、監査等）を８科目開講している。基本科目は全て

専任教員が担当している。

財務会計系：上級簿記、上級財務会計論

管理会計系：上級原価計算論、上級管理会計論

監　査　系：監査制度論、監査基準、会計専門職業倫理

法　律　系：企業法

【点検・自己評価】

解釈指針8-2-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる専任教員を適切に配置しており、Basic Skills（会計分野）４系列とAdvanced Skills（非会計分野）５系列について、各１名以上の専任教員を配置している。

専攻分野		教員人数	教員名　（実）は実務家を示す。
Basic Skills	財務会計系	２名	富田知嗣教授、加藤久明教授
	管理会計系	２名	坂口順也教授、大西靖准教授
	税務会計系	１名	中村繁隆准教授
	監査系	２名（実務家１名含む）	松本祥尚教授、高橋和人特任教授（実）
Advanced Skills	法律系	１名	三島徹也教授
	経営系	１名（実務家１名含む）	原昭一特任教授（実）
	ファイナンス系	２名（実務家２名含む）	宗岡徹教授（実）、吉本佳生特任教授（実）
	行政系	２名（実務家１名含む）	柴健次教授、清水涼子教授（実）
	経済・IT系	１名	宮本勝浩教授

【点検・自己評価】

原則として、適切な配置となっているが、余裕があれば法律系を２名としたいという要望がある。係る要望は別として、現状においても、解釈指針8-2-1-4は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【現状の説明】

8-1-2で述べたとおり、専任教員はBasic Skills（会計分野）４系列とAdvanced Skills（非会計分野）５系列の計９系列に適切に配置されている。

検索

【点検・自己評価】

基準8-2-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-2-2-1

コアカリキュラムとして規定されている基本科目（インターンシップを除く）について、専任教員が置かれていることが望ましい。

【現状の説明】

会計職業倫理、国際会計基準(IFRS)、監査論は、専任教員が担当している。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的を実現するための特色に基づき専任教員が配置されている。

解釈指針8-2-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．授業科目担任者一覧（2014年度）

２．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の年齢構成は、2014年５月１日現在で、以下のとおりである。

＜教員年齢構成＞

教員年齢	人数	割合
60歳代	3	21.5%
50歳代	4	28.6%
40歳代	6	42.8%
30歳代	1	7.1%
合計	14	－

【点検・自己評価】

年齢構成表のとおり、40歳代・50歳代の教員が過半数を占めており、研究意欲も盛んであり、かつ教育サービス提供の観点からみても、他の会計大学院に勝る強みとなっている。また、30代の教員が１名ではあるが、40代前半の教員も多く、本会計大学院専任教員の年齢構成に著しい偏りがなく、現在のところ特別の措置を講じる必要はないと考えている。今後とも教員年齢構成を考慮しながら教員の任用を行っていきたい。

以上により、解釈指針8-2-2-2に関して必要な措置を講じており、同解釈指針は満たされている。

8-3　研究者教員

8-3-1

研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員９名は全員３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目に係る高度の研究の能力を有する。

【点検・自己評価】

本会計大学院の紀要『現代社会と会計』の巻末に毎年、各教員のその年の研究業績（ただし、初刊は過去５年分）を掲載している。研究者教員全員が研究論文等の執筆にあたることができたことからも研究能力の高さを証明するものと言える。

基準8-3-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁
３．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）
４．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

解釈指針8-3-1-1

研究者教員の教育歴については、高等教育機関において専任教員として３年以上の経験を有すること。

【現状の説明】

文部科学省への設置申請を行った時点で、研究者教員全てが、研究教育機関において３年以上の経験を有していた。設置後、中村繁隆准教授と大西靖准教授が着任している。大西准教授は着任時に既に３年以上の経験を有していた。また、中村准教授は着任時に３年以上の経験を有していなかったため、その期間は「修士論文・論文指導」等の科目を担当していなかった。中村准教授については、非常勤歴(3年)及び他の業績を勘案し、専任教員としての教育歴の３年に相当していると判断した。

【点検・自己評価】

解釈指針8-3-1-1は満たされている。

解釈指針8-3-1-2

研究者教員は、担当する授業科目の分野において、過去５年間一定の研究業績を有すること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員９名は、全員が担当する授業分野において、過去５年間に一定の研究業績を有する。この業績は8-3-1に示したとおり、その業績を公開しているのでいつでも確認できる。

【点検・自己評価】

解釈指針8-3-1-2は満たされている。

検索

【参考資料】

１．現代社会と会計（第８号）（2013年度）151～161頁（業績一覧）

２．関西大学学術情報システム　http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp

8-4　実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

8-4-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね３割以上は、専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員５名の内訳は、公認会計士３名、企業実務家１名、エコノミスト１名であり、実務家教員最低必要数４名を満たしている。これら教員は、専門分野での実務経験以外にも、過去にも大学・大学院等で教育経験を有しており、また、国や地方自治体等の審議会・委員会を勤める等高度な能力を遺憾なく発揮している。

【点検・自己評価】

基準8-4-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-4-1-1

実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員５名の実務経験と担当科目は下表のとおりである。

＜実務家教員の実務経験と担当科目＞

教員名・実務経験	資格	担当授業科目（2014年度）
清水涼子 公認会計士（約30年）	教授	会計専門職業倫理、政府・自治体会計論、非営利会計論、国際公会計制度論
		強い会社のマネジメントを探る（全学部）、会計監査論演習（経済・商学部）、共通教養ゼミ（ビジネス言語に強くなる）（全学部）
宗岡　徹 公認会計士（約27年）	教授	コーポレート・ファイナンス論、ディスクロージャー実務、国際財務戦略論、、ソリューション・イン・エキスパータイズ
		優良企業の見分け方（全学部）、経済学演習１・２・３・４・５（経済学部）、卒業論文（経済学部）
高橋和人 公認会計士（約25年）	特別任用教授 （みなし専任）	監査基準、会計事例研究、監査事例研究
吉本佳生 エコノミスト（約17年）	特別任用教授 （みなし専任）	インベストメント論、統計学、資本市場論
		優良企業の見分け方（全学部）
原　昭一 企業経理実務（約42年）	特別任用教授 （みなし専任）	会社経理実務、特殊講義（経営と会計）、特殊講義（海外経営事例研究）、特殊講義（ERPと会計）

【点検・自己評価】

実務家教員は、いずれも会計専門職大学院教員として相応しい豊かな実務経験と高度な実務能力を備え、会計関連科目を担当しているので、実務経験と関連する科目を担当しているとみなすことができる。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

解釈指針8-4-1-2（専任教員以外の者を充てる場合のみ）

基準8-4-1に規定するおおむね３割の専任教員の数に３分の２を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

【現状の説明】

本会計大学院には、実務家教員５名が在籍している。本会計大学院の必要専任教員数は11名であり（基準8-2-1）、実務家教員の必要最低数は４名である。また、解釈指針8-4-1-2に従えば、実務家教員　必要最低数４名のうち３名をみなし専任教員を充てることができる。

【点検・自己評価】

解釈指針8-4-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁

8-5　専任教員の担当科目の比率

8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

【現状の説明】

詳しくは、解釈指針8-5-1-1への回答に示すが、本会計大学院においては、基本科目群、個別演習科目、修士論文科目等の教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が配置されている。

また、配当科目総数99科目のうち53科目（53.5%）を専任教員が担当している。

【点検・自己評価】

基準8-5-1は満たされている。

【参考資料】

１．授業科目担任者一覧（2014年度）

解釈指針8-5-1-1

教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目については、おおむね７割以上が、専任教員によって担当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業科目は99科目（導入科目群２科目、基本科目群８科目、発展科目群52科目、応用科目群37科目）であり、基本科目以外は全て選択必修科目としている。

解釈指針8-2-2-1のとおり、本会計大学院が特に重要であると考える基本科目群（必修科目又は選択必修科目、PAIBコースのみ一部選択必修科目）については、８科目（15クラス）全てを専任教員が担当している。

なお、導入科目群（２科目）は２科目（100.0%）、発展科目群（52科目）は31科目（59.6%）、応用科目群は12科目（32.4%）を専任教員が担当している。また、個別演習科目（３科目）と修士論文科目（３科目）についても、全て専任教員が担当している。

【点検・自己評価】

解釈指針8-5-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/teacher/index.html（教員紹介）
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）24～27頁
３．授業科目担任者一覧（2014年度）

8-6　教員の教育研究環境

8-6-1

会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業負担については、「学校法人関西大学職員就業規則」において教授８時間及び准教授６時間、また「関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）」において、年間８単位以上と定められている。

本会計大学院における、授業負担割合は、少ない専任教員で春学期４時間、秋学期０時間[*1]、多い専任教員で春学期12時間、秋学期14時間[*2]となっている[*3]。

本学における授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数は８時間である。春学期４時間該当者２名も、秋学期担当分を加えると16時間となる。また秋学期０時間該当者２名は、秋学期に内地研究(半年間)と在外研修（１年間）に従事する予定の教員である。これらの例外的事情を考慮に入れた上で、本学内規に基づいて換算すると、全ての専任教員は本学内部要件を充足していることとなる。

他方、2014年度の授業負担割合で相対的に多くなっている専任教員として、春学期12時間となっている者は、秋学期に内地研修に出る予定になっており、必修科目を春学期に集中開講させたことによる。また14時間となっている専任教員が２名存在するが、このうち１名は暫定的に博士課程後期課程に学生が在学したためであり、もう１名は在学生の継続的な減少から複数学部との連携に積極的に関与しなければならなかったことによる。前者については、博士課程後期課程在籍者の今年度をもって修了すること、後者については次年度より学部担当者の変更を行うこととなっており、時間数の軽減が図られる予定である。何れにしても、博士課程後期課程及び学部との兼担部分を除いて本会計大学院における講義負担として再計

算した場合には、各教員の講義負担は講義計画段階で12時間以下の範囲に収まっている。

この学部との連携という観点から、特任教授のうちの１名については、敢えて責任時間数のうちの１時間分を学部へ出講する形にしている。これは当該教員の社会的認知レベルと教育能力を、会計未習者の学部教育に活かすよう配慮した結果である。

*1「学校法人関西大学職員就業規則」第９条第２項によれば、学内的には大学院について1.5倍換算されるため、春学期６時間、秋学期９時間（例外的事情で０時間の者を除く）となる。

*2「学校法人関西大学職員就業規則」第９条第２項によれば、学内的には大学院について1.5倍換算されるため、春学期18時間、秋学期21時間となる。

*3 秋学期については、５月１日現在での履修登録の状況に基づいており見込みが含まれる。

＜学校法人関西大学職員就業規則（抜粋）＞

（教育職員の勤務時間）

第８条　教育職員の勤務時間は、授業担任時間によるものとし、概ねこれを１週３日以上に分けて担任するものとする。

２　授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は、次の基準によるものとする。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(1) 大学

ア　教授８時間

イ　准教授、専任講師及び助教６時間（助教については４時間に減免することができるものとする。）

（大学院担当者の授業担任時間）

第９条　大学院兼務の教育職員は、少なくとも４時間以上を学部において担任しなければならない。

２　大学院における授業担任時間は、１時間を１時間30分として取り扱う。

＜関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）（抜粋）＞

第７条　特任教員は、本研究科において原則として年間８単位以上の講義を担当し、カリキュラム構成及び本研究科の運営に責任を有する。

２　前項の「単位」は、関西大学大学院会計研究科学則第23条第２項におけるいずれかの学期において、１週２時間の授業を担当することをもって２単位とする。

【点検・自己評価】

本会計大学院における教員の授業負担は、負担割合の小さいものについては、本学が専任教員に求める授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数（８時間）を満たしており、適正な範囲に留まっている。

基準8-6-1は満たされている。

【参考資料】

１．専任教員授業科目担任・時間数一覧（2014年度）

解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも８単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、基準8-6-1で述べたとおり、授業負担割合は、内地研修と在外研修に従事する専任教員それぞれ１名と特任教授を除き、少ない専任教員で春学期４単位（時間）*1、秋学期６単位（時間）*2、多い専任教員で春学期10単位（時間）、秋学期14単位（時間）*3となっている*4。

特任教授を除く専任教員全体で見ると、年間最小の単位負担が６単位の専任教員から、最大の負担が24単位となっている。基準8-6-1でも記したとおり、年間負担が６単位となる専任教員は、秋学期より１年間の在外研修に従事するためである。この専任教員を除くと、全て専任教員の授業負担は、最大でも年間24単位以下に留められている。

特任教授のうちの１名については、就任年度は本会計大学院の講義科目のみで８単位を満たしていた。しかしその教育能力と社会的認知レベルの高さから、「会計大学院で少なくとも８単位以上」という条件があるものの、学部との連携要請と本会計大学院の全学への周知という観点から、敢えて2012年度より本会計大学院での責任時間数を会計未習者からなる全学共通科目２単位の出講分へ配分している。

したがって、専任教員のうちの１名が在外研修の関係で年間６単位になることを除くと、全ての専任教員の授業負担は年間24単位以内に留まっている。また特任教授のうち１名については、戦略的な配慮からの全学共通科目への出講である。

本学内部要件の点からは、本学における授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数は８時間（単位）であるので、専任教員は本学内部要件を充足している。

*1 本会計研究科学則では、基本科目群は１単位とされているが、本解釈指針の趣旨を勘案し、本項目での記載は全ての半年科目を２単位科目と看做している。

*2「学校法人関西大学職員就業規則」第９条第２項によれば、学内的には大学院について1.5倍換算されるため、春学期６時間、秋学期９時間となる。

*3「学校法人関西大学職員就業規則」第９条第２項によれば、学内的には大学院について1.5倍換算されるため、春学期14時間、秋学期20時間となる。

*4 秋学期については、５月１日現在での履修登録の状況に基づいており見込みが含まれる。

【点検・自己評価】

解釈指針8-6-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．専任教員授業科目担任・時間数一覧（2014年度）

8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院教員の研究専念措置としては、国内研究員、研修員、及び在外研究員が、一定の条件を満たす専任教員に対して制度として認められている。

過去３年間の実績は次のとおりである。

年度	期間	対象教員	内容等
2014年度	半期（春学期） 通年（１年間）	坂口順也教授 中村繁隆准教授	国内（研修員） 外国（学術研究員）
2013年度	半期（春学期）	柴健次教授	国内（研修員）
2012年度	半期（春学期） 半期（秋学期）	清水涼子教授 柴健次教授	国内（研修員） 外国（調査研究員）

【点検・自己評価】

基準8-6-2に示されている措置が講じられており、本基準は満たされている。

【参考資料】

１．会計研究科在外研究員・国内研修員等一覧
２．関西大学国内研究員規程
３．関西大学国内研究員研究費支給内規
４．関西大学在外研究員規程
５．関西大学研修員規程

8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の教育上の職務を補助する制度としては、学事局内に専門職大学院事務グループが置かれ、必要な資質及び能力を有する事務職員の他、授業支援チームにSA（Student Assistant）が大学院全体に対するものとして配置されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院の教員を補助するために、専門職大学院事務グループは多くの業務を行っている。また、学生募集関係・入試に関することについては、大学院入試グループがその業務を担っている。これらの点から、基準8-6-3は満たされている。

【参考資料】

１．学校法人関西大学事務組織規程
２．専門職大学院事務グループ業務分担表（2014年度）

第９章　管理運営等

9-1　管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

【現状の説明】

解釈指針9-1-1-1及び9-1-1-2に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために相応しい独立の運営の仕組みを有している。

【点検・自己評価】

基準9-1-1は満たされている。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより准教授、職員を加えることができる。

【現状の説明】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として、会計研究科教授会を設置している。会計研究科教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によって構成されている。専任の教授のみならず准教授等もその構成メンバーとしているのは、広く専任教員の意見を取り入れ、より慎重かつ正確な意思決定が行われるよう配慮したためである。2014年度における会計研究科教授会は、専任教授９人、専任准教授２人、特別任用教育職員３人による構成である。

会計研究科教授会によって審議される事項は、本会計大学院における教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項である。

＜関西大学大学院会計研究科教授会規程（抜粋）＞

（趣　旨）

第１条　この規程は、関西大学大学院会計研究科学則第21条第２項の規定に基づき、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構　成）

第２条　教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第２条第２項に規定する教員）をもって構成する。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として教授会が置かれ、その構成は専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によるものであり、よって解釈指針9-1-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程

２．学校法人関西大学事務組織規程

解釈指針9-1-1-2

会計大学院には、専任の長が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科長を置く。-2014年５月１日現在、会計研究科長は富田知嗣教授（任期は2012年10月１日～2014年９月30日）である。会計研究科長が本会計大学院の業務を掌理することが、会計研究科教授会規程に定められている。

＜関西大学大学院会計研究科教授会規程（抜粋）＞
（研究科長）
第３条　教授会は、選挙によって研究科長を選出する。
２　研究科長選挙に関する規程は、別にこれを定める。
３　研究科長は、副研究科長を教授会に推薦する。研究科長に支障あるときは、副研究科長がその任務を代行する。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程
２．会計研究科長選挙に関する申し合わせ
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）（３頁）

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科教授会において、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項について審議することとなっている。

＜関西大学大学院会計研究科教授会規程（抜粋）＞
（議決事項）
第６条　教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。
(1) 研究科長の選出
(2) 副研究科長の承認
(3) 学長の承認
(4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
(6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 入学試験に関する事項
(9) 会計研究科学則に関する事項
(10) 教育課程に関する事項
(11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項

（12）学生の試験に関する事項
（13）自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
（14）その他教育・研究に関する事項

【点検・自己評価】

基準9-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程

解釈指針9-1-2-1

解釈指針8-4-1-2に規定するみなし専任教員については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、平成15年文部科学省告示第53号第２条第２項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、特別任用教育職員と定めている。解釈指針9-1-1-1で述べたように、特別任用教育職員は、会計研究科教授会における構成メンバーとして、本会計大学院の教育課程の編成等における審議において参加することとなっており、その責任を担う立場にある。

＜関西大学大学院会計研究科教授会規程（抜粋）＞
（構　成）
第２条　教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第２条第２項に規定する教員）をもって構成する。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員の人事に関する重要事項については、会計研究科教授会により審議される。なお、人事に関する重要事項、即ち、任用、定年延長、昇任等については、より慎重な判断が要求されるため、「関西大学大学院会計研究科人事委員会に関する申し合わせ」を制定し、これに基づき、人事委員会をおいている。人事委員会は、教授会の構成員から３人が選任され、専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申をすることとなっている。

＜関西大学大学院会計研究科教授会規程（抜粋）＞
（議決事項）
第６条　教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。
（1）研究科長の選出

(2) 副研究科長の承認
(3) 学長の承認
(4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
(6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 入学試験に関する事項
(9) 会計研究科学則に関する事項
(10) 教育課程に関する事項
(11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項
(12) 学生の試験に関する事項
(13) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
(14) その他教育・研究に関する事項
（人　事）
第７条　任用人事及び昇任人事に関する教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上の者、助教の人事には助教以上の者をもって構成する。
２　前条第４号及び第５号の人事に関する教授会についての規定は、別に定める。

＜関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ（抜粋）＞
（設　置）
第１条　本研究科に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（目　的）
第２条　委員会は専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申することを目的とする。
（組　織）
第３条　委員会は、研究科長が指名する教員３名をもって組織し、教授会の承認を得る。
２　研究科長が必要と認める場合は、本研究科の専任教員以外の者を前項の委員に指名することができる。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程
２．関西大学大学院会計研究科　人事委員会に関する申し合わせ

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

【現状の説明】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動を適切に実施するために相応しい十分な財政的基礎を有している。

検索

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、基準9-1-4は満たされている。

【参考資料】

１．平成26年度学校法人関西大学予算の概要
２．予算配賦書（専門職大学院グループ）（2014年度）
３．学校法人関西大学予算書（2014年度）
４．学校法人関西大学事業計画書（2014年度）
５．関西大学財務局HP　http://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者である大学が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

【現状の説明】

本学においては、毎年度の予算ヒアリング等を通じて、本会計大学院における教育活動等のための経費として、毎年度十分な予算を計上しており、かつ教育活動等のため必要に応じて執行されている。2014年度については、本会計大学院において、29,418,000円の予算が教育活動に必要な経費であるとして設定された。このことは本会計大学院における教育活動を実施するのに十分であるといえる。よって、本学は、本会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担しているといえる。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-1は満たされている。

【参考資料】

１．平成26年度学校法人関西大学予算の概要
２．予算配賦書（専門職大学院グループ）（2014年度）
３．学校法人関西大学予算書（2014年度）
４．学校法人関西大学事業計画書（2014年度）
５．関西大学財務局HP　http://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者である大学が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

【現状の説明】

本会計大学院における予算は、会計研究科教授会によって設定された事項に従い使用することができることとされている。即ち、教授会が本会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために必要であると判断した項目に利用することができる制度となっている。

2014年度の本会計大学院の予算については、次のとおり計上された。

よって、本会計大学院においては、会計大学院の運営のために提供された資金等については、会計研究科教授会の下、本会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるような仕組みとなっている。

＜会計専門職大学院予算内訳（2014年度）＞

主な費目	予算
各種資格試験受験支援	300,000円
授業運営	23,129,000円
評価活動	189,000円
教員人事に関する業務	68,000円
院生研究	1,094,000円
研究科の運営	277,000円
客員教授規程に伴う講演活動	421,000円
短期外国出張	29,000円
在外研究員規程等に基づく研究活動	3,740,000円
予算計	29,418,000円

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-2は満たされている。

【参考資料】

１．予算配賦書（専門職大学院グループ）（2014年度）

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者である大学が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状の説明】

本会計大学院は独立研究科として大学院組織の中に位置付けられていることから、会計研究科長が、教学の全学組織である学部長・研究科長会議（議長は学長）の構成員となり、全学のあらゆる動きを把握し、研究科の希望を伝える立場を確保できている。更に、本研究科に関わる全ての事項を教授会において決定していることから、学内他組織に影響されない研究科運営ができている。

また、大学全体の予算案編成に関する事業計画の審議を行うために設けられている大学予算委員会（議長は学長）において、会計研究科長はその構成員として、予算案編成において、本会計大学院の意見を述べる機会を設けられている。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-3は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学学部長・研究科長会議規程
２．大学予算委員会規程
３．学校法人関西大学事業計画書（2014年度）

9-2　自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、その教育水準の維持向上を図り、またその目的及び社会的使命を達成するため、本会計大学院における教育活動等の状況について、組織的かつ継続的に、自己点検・評価を実施し、その結果を一般に公表することを行っている。

まず、本会計大学院では、自己点検・評価委員会を組織し、当該委員会主導の下で、自己点検及び評価を行っている。自己点検・評価委員会は、教育理念・目的や教育内容等について、長所、問題点及び将来の改善・改革に向けた方策を踏まえた「現状の説明」及び「点検・自己評価」を行い、『自己点検・評価報告書』を作成している。これに加えて、個別的な教育に対する取組として、春学期及び秋学期に全ての開講科目においてその受講生に対して授業評価アンケートを実施している。このアンケートの結果は集計され教員に対して通知されている。更に、専任教員は自己の担当科目及びその系列におけるアンケート結果につき、その分析及び授業改善の試みについて『FD活動報告書』に記載することを義務づけられている（自己点検・評価の実行)。

この『自己点検・評価報告書』及び『FD活動報告書』は冊子にして公表しており、更にこの内容は本会計大学院Webページにおいても公表されている（自己点検・評価の公表)。

【点検・自己評価】

基準9-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
２．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
３．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
４．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（自己点検・評価）

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

【現状の説明】

１．自己点検及び評価における項目設定

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実行に際しては、本会計大学院における教育理念の達成及び教育水準の維持向上を図るべく、独自の項目を設定して取り組んでいる。即ち、本学全体としても自己点検及び評価は実施されているが、これに依存することなく、会計大学院教育という特徴を重視した項目設定を行っている。

自己点検及び評価については、その項目として「第１章　教育目的」から「第10章　施設、設備及び図書館等」に至るまでの10個の項目（更に細部に項目分けを行っている）を設けて行っている。それぞれの項目毎に、長所、問題点及び将来の改善・改革に向けた方策を踏まえた「現状の説明」及び「点検・自己評価」を行っている。

更に、個別的な教育に対する取組においては、①授業評価アンケートに、その項目として「授業の評価」に11項目、「授業への取組み」に６項目をおいており、いずれも本会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、②その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。

以上の項目は、本会計大学院における自己点検及び評価という趣旨に照らして、適切であると判断して設定したものである。

２．自己点検及び評価の実施体制

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実施は、自己点検・評価委員会及び教務・FD委員会の主導により、かつその連携によって行われている。自己点検及び評価とFD活動は密接に結びつつものであって、両者が有機的に結合して初めてその機能を果たすべきものと考えられるからである。教務・FD委員会は授業評価アンケートの実施及びその分析、その後の『FD活動報告書』の作成を中心に行っているのに対して、自己点検・評価委員会は、このFD委員会の活動を踏まえて、更により広い視野から自己点検及び評価を行い、『自己点検・評価報告書』を作成している。よって、本会計大学院においては、自己点検及び評価を実施するのに適切な体制を構築している。

【点検・自己評価】

基準9-2-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
２．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ
３．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
４．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
５．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（自己点検・評価）

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院において、教育活動等に関する自己点検及び評価を行うため、関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程を制定し、自己点検・評価委員会を設けている。自己点検・評価委員会は、会計研究科教授会によって承認された者２名と専門職大学院事務グループ所属事務職員１名の３名の委員によって組織され、本会計大学院の自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価への対応を行い、自己点検・評価が本会計大学院の運営にフィードバックされることを目的として、継続的に活動している。

＜関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程（抜粋）＞
（設　置）
第１条　関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）に、本研究科の教育研究水準の向上を図るため、関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会を置く。
（目　的）
第２条　委員会は、本研究科の自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価への対応を行い、自己点検・評価が大学・大学院の運営にフィードバックされることを目的とする。
（審議事項）
第３条　委員会は、次の事項を審議する。

(1) 自己点検・評価及び外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること。
(2) 自己点検・評価及び外部評価の企画立案、評価項目の設定及び実施並びにその結果の公表に関すること。
(3) 第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること。
(4) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく、研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言に関すること。
(5) 改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長及び学長への報告に関すること。
(6) その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関すること。

（答　申）

第４条　委員会は、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、必要な改善方策、改善計画又は報告を研究科長及び学長へ提言する。

（公　開）

第５条　委員会は自己点検・評価報告書を作成し研究科長へ提出後、HP、冊子等各種のメディアを通じて積極的に公開する。

（組　織）

第６条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 会計研究科教授会によって承認された者　２名
(2) 専門職大学院事務グループ所属事務職員　１名

【点検・自己評価】

解釈指針9-2-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科教授会規程
２．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
３．会計研究科各種委員会委員一覧

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、自己点検及び評価に関しては、自己点検・評価委員会及び教務・FD委員会の連携により実施されている。自己点検及び評価の結果は、自己点検・評価委員会作成による『自己点検・評価報告書』及び教務・FD委員会作成による『FD活動報告書』により明らかにされる。この結果を踏まえて、両委員会から教育活動等の状況が明らかにされ、特にその改善がなされるよう提案される仕組みとなっている。その実施内容については、解釈指針9-2-3-1【現状の説明】で詳述する。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院における教育内容・方法の改善につき自己点検及び評価の結果を反映させるための体制となっており、基準9-2-3は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
２．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ

３．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
４．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
５．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（自己点検・評価）

解釈指針9-2-3-1
自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法及び取組の状況等を明らかにするために、自己点検・評価委員会が『自己点検・評価報告書』にこれらの事項を記載することが要求されている。加えて、個別的な教育に対する取組においては、各専任教員が『FD活動報告書』においてこれらの事項を記載することが要求されている。

具体的には、『自己点検・評価報告書』において、「現状の説明」の中に、問題点及び将来の改善・改革に向けた方策につき、記載することが要求されている。また、『FD活動報告書』においては、その項目として、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。更には、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した『今後の対応』」及び「上記の内容を踏まえた『今後の対応』」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の状況を踏まえて、教育内容等の改善措置として、現在までに３回の大幅なカリキュラム改正等の手続きを行う等、FD活動を基本とし、授業方法の改善に関する意見交換が活発であり、問題なく行われている。

【点検・自己評価】

解釈指針9-2-3-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程
２．関西大学大学院会計研究科　教務・FD委員会に関する申し合わせ
３．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
４．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
５．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（自己点検・評価）

9-2-4
自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2009年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受け、全ての評

検索

価基準に適合していることが認められた。また、2014年度に同協会による認証評価を受けることとなっており、現時点において受審中である。

【点検・自己評価】

国際会計教育協会による認証評価は、本学以外の教員・専門家によって評価がなされる予定であり、このため、基準9-2-4は満たされていると判断できる。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ
http://www.kansai-u.ac.jp/as/about/accreditation/index.html（認証評価）

２．国際会計教育協会・会計大学院評価機構Webページ　http://www.jiiae.jp/aopas/index.html

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2014年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることとなっており、現在受審中であるが、この機関は、会計大学院評価機構評価委員長友永道子氏をはじめとして、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し高い見識を有する者から構成されており、会計大学院の自己点検及び評価をするのに相応しい第三者機関である。なお、国際会計教育協会は、文部科学大臣から会計専門職大学院の「認証評価機関」としての認証を受けている。

【点検・自己評価】

解釈指針9-2-4-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．国際会計教育協会・会計大学院評価機構Webページ　http://www.jiiae.jp/aopas/index.html

9-3　情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びWEBサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教育活動等の状況を広く社会に周知することを目的に、次のような活動を行っている。

＜Webページでの情報公開＞

関西大学Webページ及び会計専門職大学院Webページにおいて、以下の情報を公開している。

(1) 研究科紹介

設置の趣旨・概要、設置趣意書、履行状況報告書、基本情報（学則、学生数、学年暦、時間割等）、認証評価、自己点検・評価、FD活動、施設紹介、在学生からのメッセージ等

(2) 教育内容

教育上の理念、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー)、カリキュラムの特徴、コース制の概要、カリキュラム一覧、履修モデル等

(3) 教員・教育顧問紹介

専任教員、兼担教員、客員教授、兼任教員、教育顧問、講演会一覧

(4) 入試情報

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー)、入試日程、募集人員、受験資格、進学説明会日程、入試結果概要（志願者数・合格者数・入学者数)、入試過去問題、学費・奨学制度等

(5) 進路・就職情報

就職支援、業界説明会開催一覧、公認会計士試験合格者状況、就職状況等

(6) Q&A（カリキュラムについて、入試について、学費・奨学制度について、教育環境について等）

(7) 研究者情報（学術情報データベース）

(8) 関西大学シラバスシステム（授業科目、授業担任者、授業概要・到達目標、講義計画等）

(9) 保健管理（保健管理センター等)、学生相談（学生相談室、心理相談室、ハラスメント相談室等）

＜冊子での情報公開＞

以下の冊子等を発行し、各種情報を公開している。

大学院要覧、講義要項（シラバス)、パンフレット、学生募集要項、科目等履修生要項、授業時間割、FD活動報告書、自己点検・評価報告書、和文紀要、欧文紀要、学生相談窓口利用案内等

【点検・自己評価】

本会計大学院では、開講している授業科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本会計大学院自体も多様な情報を提供している。

今後ともタイムリーに各種の情報を積極的に公開し、本会計大学院が設置の趣旨を確実に履行していることを社会に対して説明する。

基準9-3-1は満たされている。

【参考資料】

1．関西大学Webページ　https://www.kansai-u.ac.jp/index.html
2．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/
3．会計専門職大学院要覧（2014年度）
4．会計専門職大学院講義要項（2014年度）
5．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）
6．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）
7．会計専門職大学院科目等履修生要項（2014年度）
8．会計専門職大学院時間割（2014年度）
9．会計専門職大学院FD活動報告書　第９号（2013年度）
10．会計専門職大学院自己点検・評価報告書（第４号）
11．現代社会と会計（第８号）（2013年度）
12．Journal of Accountancy, Economics and Law（2013年度）
13．学生相談窓口利用案内（2014年度）

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

検索

【現状の説明】

基準9-3-1で述べたとおり、本会計大学院では、教育活動等に関する重要事項を記載した文書をWebページに記載し、広く公開している。また、Webページは年度毎に掲載内容を更新し、最新の情報を公開するよう努めている。また、『大学院要覧』、『講義要項』、『パンフレット』等の冊子に教育活動に関する情報を記載し、配付している。

【点検・自己評価】

本会計大学院で開講している授業科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本会計大学院自体も多様な情報を提供している。

基準9-3-2は満たされている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/
２．会計専門職大学院要覧（2014年度）
３．会計専門職大学院講義要項（2014年度）
４．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

（1）設置者
（2）教育上の基本組織
（3）教員組織
（4）収容定員及び在籍者数
（5）入学者選抜
（6）標準修了年限
（7）教育課程及び教育方法
（8）成績評価及び課程の修了
（9）学費及び奨学金等の学生支援制度
（10）修了者の進路及び活動状況

【現状の説明】

基準9-3-1及び9-3-2で述べたように、本会計大学院のWebページ及び各種冊子には、上記解釈指針9-3-2-1の項目が掲載されている。

【点検・自己評価】

解釈指針9-3-2-1は満たされている。

【参考資料】

１．関西大学Webページ　https://www.kansai-u.ac.jp/index.html
２．会計専門職大学院Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/as/
３．会計専門職大学院要覧（2014年度）
４．会計専門職大学院講義要項（2014年度）
５．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）
６．会計専門職大学院学生募集要項（2015年度）

9-4　情報の保管

9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、評価の基礎となる情報（設置認可申請書、履行状況報告書、『大学院要覧』、『講義要項』（シラバス）、『学生募集要項』、『科目等履修生要項』、授業時間割、教授会議事録、休講・補講の記録、学生への掲示内容、『パンフレット』、『奨学制度』、『FD活動報告書』、和文紀要、欧文紀要等）について、適宜、調査及び収集を行い、事務局である専門職大学院事務グループにおいて、管理・保管している。なお、成績評価に関する資料は専門職大学院事務グループ又は当該授業科目の担当教員が保管している。

【点検・自己評価】

本会計大学院に関する各種冊子、文書等については、学校法人関西大学文書取扱規程に基づき、定められた保存年限により、専門職大学院事務グループが管理・保管を行っている。また、内部監査室による内部監査も実施されており、関係資料等は適切に保管されている。現時点において特に問題はないが、保管すべき資料や保存すべき年限は社会情勢に応じて変化しているので、常に検討を加えることを予定している。

基準9-4-1は満たされている。

【参考資料】

１．学校法人関西大学文書取扱規程
２．学校法人関西大学内部監査規程

解釈指針9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表にかかる文書を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、該当する文書については、事務局である専門職大学院事務グループで保管している。なお、成績評価に関する資料は専門職大学院事務グループ又は当該授業科目の担当教員が保管している。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。

解釈指針9-4-1-1は満たされている。

【参考資料】

１．学校法人関西大学文書取扱規程
２．学校法人関西大学内部監査規程

解釈指針9-4-1-2

評価の基礎となる情報については、評価を受けた年から５年間保管されていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院が設置された2006年４月以降、現時点までの評価に関する情報は、事務局である専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

現時点までの情報について、解釈指針9-4-1-2は満たされている。

【参考資料】

１．学校法人関西大学文書取扱規程

解釈指針9-4-1-3

評価の基礎となる情報は、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で適切に保管すること。

【現状の説明】

本会計大学院では、評価受審のための資料は、事務局の専門職大学院事務グループが適切に保管しており、すみやかに提出できる状態である。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されており、すみやかに提出できる状態である。

解釈指針9-4-1-3は満たされている。

【参考資料】

１．学校法人関西大学文書取扱規程

２．学校法人関西大学内部監査規程

第10章　施設、設備及び図書館等

10-1　施設の整備

10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

【現状の説明】

解釈指針10-1-1-1～10-1-1-6に詳しく述べているように、本会計大学院は、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられている。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な施設は、当初から収容定員を想定して設計されており、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～37頁、108～111頁
２．第２学舎経商研究棟研究室配置図
３．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
４．関西大学図書館規程
５．関西大学図書委員会規程
６．関西大学図書館図書管理規程
７．図書館利用案内（2014年度）
８．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html
９．会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、数及び設備が備えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院の講義・演習等は、第２学舎２号館（地上７階、2009年３月竣工）を中心に行われている。第２学舎２号館には、講義室12室（156名収容３室、147名収容２室、99名収容２室、90名収容３室、63名収容１室、54名収容１室）、演習室20室（32名収容12室、24名収容２室、20名収容６室）、パソコン教室１室（30名収容）が設置されている。また、一部授業科目を大学院専用棟の尚文館でも実施している。第２学舎２号館は、経済学部及び商学部との共通学舎として利用しているが、教室数は十分に余裕がある。空き教室を学生の研究や自習のために開放していることから、教育目的に照らし十分な効果を上げることができる。

また、第２学舎には、BIGホール100（1,002名収容）、大学院専用棟である尚文館にはマルチメディア

AV大教室（200名収容）があり、本会計大学院の講演会等の行事で利用している。

本会計大学院の演習及び自習用に第２学舎２号館に本会計大学院専用のパソコン教室を備え、30台のパソコンを設置している。これ以外にも、ITセンターや第２学舎及び尚文館のパソコン教室に設置されているパソコンを利用することができる。

以上より、全ての授業を支障なく、効果的に実施することができる。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）108～111頁

２．第２学舎２号館教室設備一覧

解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、専任教員14名が研究及び授業等の準備を行うための教員研究室を第２学舎経商研究棟に13室（19.80㎡）と総合研究棟に１室（19.80㎡）設けている。第２学舎経商研究棟においては、各教員の個人研究室は比較的隣接し、共同で授業準備を行うことができる。

また、非常勤講師控室として、第２学舎１号館に経済学部、商学部、本会計大学院共有の講師控室を設置し、教材作成用にパソコン、プリンター、コピー機を備え付けており、非常勤講師は自由にその設備を利用し、授業等の準備を行うことができる。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）110～111頁

２．第２学舎経商研究棟研究室配置図

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

【現状の説明】

オフィスアワーは主として、各教員の個人研究室を利用して行われている。また、必要に応じて、第２学舎２号館の演習教室や会計研究科会議室を利用することも可能である。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-3は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）107～111頁

２．第２学舎経商研究棟研究室配置図

解釈指針10-1-1-4

事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院の事務業務は、尚文館３階の専門職大学院事務グループ（138.24㎡）で行われており、事務職員（定時事務職員含む）13名が職務を行うための十分なスペースが確保されている。

また、授業支援業務については、第２学舎１号館１階の授業支援ステーション（174.05㎡）が担っているが、同様に適切に職務を行うための十分なスペースが確保されている。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-4は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）107～111頁

解釈指針10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていること。自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、本会計大学院専用の自習室を設置し、原則365日24時間利用可能である。自習室は、総合図書館に近接した場所に設置され、自習室に隣接した図書閲覧室（パソコン10台68㎡）では、頻繁に利用される学習図書の閲覧に供している。総合図書館の利用に際しては、大学院生の貸出冊数（開架・書庫）計20冊以内で、貸出期間は３カ月以内となっている。このように図書館との有機的連携が確保されている。

また、自習室については、大学院生自習室１（54席125㎡）、大学院生自習室２（ロッカー及び60席、262㎡）、大学院生自習室３（90席138㎡）に計204席の座席を設けている。自習室利用に当たっては、原則365日24時間利用可能であり、全員分の個人ロッカー及び学生１人につき１台のキャレルが利用できるよう配置し、本人の学習形態にあった形で自習室を利用することとしている。

以上のように、自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されている。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-5について、必要な措置を講じている。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）107～111頁

解釈指針10-1-1-6

会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計大学院の専用であるか、あるいは共用の図書館等の施設の場合には、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院の専用の施設として、第２学舎２号館７階に図書資料室及び図書閲覧室を備えている。

図書閲覧室には、会計関連の雑誌及び主要新聞を配架し、図書資料室には、会計関連の図書資料を配架している。これらの施設は本会計大学院が内規を制定し、直接管理しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

更に、講義・研究のための図書資料等の設備として、本会計大学院の講義・研究に関係する学内施設における蔵書状況は、2014年５月現在において次のとおりである。

＜関西大学総合図書館（全学共用施設）＞

・全蔵書数　2,120,046冊
・会計図書　和書42,086冊、洋書48,305冊
・会計雑誌　和書162種、洋書173種
・会計電子ジャーナル　和書29種、洋書212種
・会計データベース　14種

＜経商研究棟資料室（経済学部、商学部、本会計大学院共用施設）＞

・会計図書　和書25,723冊、洋書5,611冊
・和雑誌　953種、洋雑誌228種

＜図書閲覧室・図書資料室（本会計大学院専用施設）＞

・会計図書　和書2090冊、洋書２冊
・和雑誌　10種

＜能力開発室（本会計大学院専用施設）＞

・会計図書　和書224冊
・和雑誌　３種

このうち、総合図書館及び図書資料室の蔵書については、学生及び教員が購入希望図書を申請することができる。更に全学共用施設としての総合図書館の図書の管理運営について、本会計大学院から関西大学図書委員会に委員を選出し、その管理運営に参画している。

【点検・自己評価】

解釈指針10-1-1-6は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）29～35頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
３．関西大学図書館規程
４．関西大学図書委員会規程
５．関西大学図書館図書管理規程

10-2　設備及び機器の整備

10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員による教育及び研究並びに学生の学習、その他の業務を効果的に実施するため、以下のとおり、最新の設備及び機器を配置している。

＜能力開発室（27.94㎡）＞

第２学舎経商研究棟４階の各教員個人研究室に隣接して、本会計大学院の専任教員専用の施設として、研究会・会議・教材開発用のスペースとしてパソコン、スキャナー、コピー機、シュレッダー等の機器を備えている。

＜会計専門職大学院生自習室１～３、図書閲覧室、図書資料室＞

図書閲覧室に学生の自習等のため、パソコン10台、高速レーザープリンター２台、コピー機２台を設置し、学生は24時間自由に電子ジャーナルやデータベース（有価証券報告書等）に接続することができる。大学院生自習室の自習席全てに情報コンセントを設置しており、学生自身がノートパソコンを持ち込み、電子ジャーナルやデータベース（有価証券報告書等）を利用することができる。また、学内各所に無線LAN（KU Wi-Fi）の接続ポイントを設置し、ノートパソコンやスマートフォンでのインターネット接続が可能となっている。

＜教室・演習室（第２学舎２号館）＞

本会計大学院が主として授業を行う第２学舎２号館の主要な講義室には、常設のパソコン、プロジェクター、スクリーンを設置している。また、小講義室や演習室で授業を行う場合は、授業担任者からの事前の申し込みにより、授業支援ステーションのSA（Student Assistant）がパソコン、プロジェクター、スクリーンの設置等の必要な支援を行う体制が整っている。

＜その他施設＞

上記の他、総合図書館、ITセンター、尚文館（大学院棟）も学生が自由に学習できる施設であり、それぞれの施設が学生の学習支援のため、パソコン、プリンター、コピー機等の設備を有している。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、本会計大学院の運営に必要な設備及び機器は、現在の在籍者数、講義科目数等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

基準10-2-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～37頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
３．図書館利用案内（2014年度）
４．関西大学ITセンタースタートガイドブックIT Navi 2014教員用
５．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html
６．関西大学ITセンターWebページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/education/it.html

10-3　図書館の整備

10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

検索

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針10-3-1-1～10-3-1-7で詳しく述べているように、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されている。

【点検・自己評価】

基準10-3-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）29～35頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
３．図書館利用案内（2014年度）
４．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html
５．会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

解釈指針10-3-1-1

会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、あるいは共用図書館の場合には、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針10-1-1-6及び基準10-3-1で述べたように、本会計大学院から図書委員を選出し、総合図書館の管理・運営に参画している。このため教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況である。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学図書館規程
２．関西大学図書委員会規程
３．関西大学図書館図書管理規程

解釈指針10-3-1-2

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

【現状の説明】

本会計大学院専用の図書資料室（第２学舎２号館）には、開室時間中、事務職員が１名常駐し、蔵書の貸し出し対応等を行っている。総合図書館（全学共用施設）には、専任事務職員が18名配置され、加えて、定時事務職員10名、業務委託56名が利用者にサービスを提供している。

また、経商研究棟資料室（経済学部、商学部、本会計大学院共用施設）には、３名の事務職員が配属され、サービスを提供している。それぞれ管理運営について本会計大学院の教員がコミットしている。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-2は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学職員現員表
２．図書館利用案内（2014年度）
３．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html

解釈指針10-3-1-3

会計大学院専用の図書館あるいは図書館の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

【現状の説明】

総合図書館（全学共用施設）には、職員が84名（専任事務職員18名、定時事務職員10名、業務委託56名）配置され、そのうち、50名（専任事務職員９名、定時事務職員２名、業務委託39名）が司書の資格を有しており、専門的知識に基づき、サービスを提供してる。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-3は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．関西大学職員現員表
２．図書館利用案内（2014年度）
３．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html

解釈指針10-3-1-4

会計大学院専用の図書館あるいは図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を有すること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員による研究や教育及び学生に対する学習支援のために、総合図書館のほかに、教員の研究室に隣接する能力開発室や、大学院生の自習室に隣接する図書閲覧室及び図書資料室において、必要と想定される会計・経営・法律関連の図書や雑誌を整備している。

本会計大学院の教員及び学生が教育・研究及び学習のために利用できる書籍等としては、総合図書館に約210万冊の蔵書を備え、その内、会計図書に限定した場合、2014年５月現在で以下のとおりとなる。また、総合図書館以外の施設においても、以下のとおり、会計に関する図書を備えている。

＜関西大学総合図書館（全学共用施設）＞

・全蔵書数　2,120,046冊
・会計図書　和書42,186冊、洋書48,305冊
・会計雑誌　和書162種、洋書173種
・会計電子ジャーナル　和書29種、洋書212種
・会計データベース　14種

＜経商研究棟資料室（経済学部、商学部、本会計大学院共用施設）＞

・会計図書　和書25,723冊、洋書5,611冊
・和雑誌　953種、洋雑誌228種

＜図書閲覧室・図書資料室（本会計大学院専用施設）＞

・会計図書　和書2090冊、洋書２冊

・和雑誌　10種

＜能力開発室（本会計大学院専用施設）＞

・会計図書　和書224冊

・和雑誌　３種

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-4は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．図書館HP　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html

２．本会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

解釈指針10-3-1-5

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、関西大学図書館規程に基づき、その管理・運営の方針を決定している。また、会計研究科図書資料室及び図書閲覧室（本会計大学院専用施設）の管理・運営については、会計研究科教授会が方針を決定しその適切な管理及び維持に努めている。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-5は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～35頁

２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）

３．関西大学図書館規程

４．関西大学図書委員会規程

５．関西大学図書館図書管理規程

６．図書館利用案内（2014年度）

７．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html

８．本会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

解釈指針10-3-1-6

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

【現状の説明】

総合図書館（全学共用施設）においては、『図書館利用案内』を作成し、利用者に配付している。また、総合図書館内のレファレンスカウンターにおいて、専門知識を有する職員が利用者をサポートしている。本会計大学院の図書資料室・図書閲覧室（本会計大学院専用施設）においては、本会計大学院の専任教員

が必要な図書・雑誌について選書を行い、配架している。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-6は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～35頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
３．関西大学図書館規程
４．関西大学図書委員会規程
５．関西大学図書館図書管理規程
６．図書館利用案内（2014年度）
７．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html
８．本会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

解釈指針10-3-1-7

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

総合図書館（全学共用施設）には、図書館のHPからアクセスできる蔵書検索システム（KOALA）を備え、コンピュータを使っての蔵書を検索することができ、必要な図書や雑誌を探すことができる。また、本会計大学院専用の図書閲覧室には、パソコン10台が設置され、自習室において本会計大学院のデータベースを検索することができる。

【点検・自己評価】

解釈指針10-3-1-7は満たされていると判断する。

【参考資料】

１．会計専門職大学院要覧（2014年度）28～35頁
２．会計専門職大学院パンフレット（2014年度）34頁（施設紹介）
３．図書館利用案内（2014年度）
４．関西大学図書館Webページ　http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html
５．本会計大学院蔵書検索システム　http://kansai-u-grd.opac.jp/as/

検索

心理学研究科　心理臨床学専攻

検索

第３編　心理学研究科 心理臨床学専攻　目次

Ⅰ　評価対象大学院の現況及び特徴 …… 711

Ⅱ　専門職大学院の目的 …… 713

Ⅲ　章ごとの自己点検評価

第１章　教育目的 …… 714

第２章　教育課程 …… 718

第３章　臨床心理実習 …… 729

第４章　学生の支援体制 …… 740

第５章　成績評価及び修了認定 …… 745

第６章　教育内容及び方法の改善措置 …… 751

第７章　入学者選抜等 …… 757

第８章　教員組織 …… 761

第９章　管理運営等 …… 766

第10章　施設、設備及び図書館等 …… 771

Ⅰ　評価対象大学院の現況及び特徴

1　現　況

(1) 名称　　関西大学大学院　心理学研究科　心理臨床学専攻（専門職学位課程）
(2) 所在地　　〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番35号
(3) 開設年月　2009年４月
(4) 教員数（2014年５月１日現在）
　　教授　８名　　准教授　１名　　専任講師　０名
　　助教　０名　　その他　０名
(5) 学生数（2014年５月１日現在）
　　収容定員　60名
　　在籍者数　66名（１年次30名　２年次36名）

2　特　徴

青少年の殺傷事件や若者の引きこもり、14年連続で年間３万人を超える自殺者、11万人を超える不登校児童・生徒、定職に就こうとしないフリーターやニートの増加、未曾有の大災害による心的外傷後ストレス症候群等は、現代日本を象徴する現象である。このような現状に際して、臨床心理士（公益法人日本臨床心理士資格認定協会）や公務員心理職等の臨床心理専門職業人の社会的役割はますます重要になり、その業務も多岐にわたり、領域毎に特化した専門的援助を行わねばならない場面が増えている。医療現場では高度な実務能力を必要とする難治ケースを担当したり、教育現場ではスクールカウンセラーが包括的な地域支援を担ったりすることもあり、領域に応じた臨床心理の高度な専門性を発揮する必要性が一層高まっている。

本大学院では1998年に指定大学院の認可を受けた社会学研究科博士課程前期課程社会心理学専攻臨床心理学専修において臨床心理士の養成を行ってきた。しかし前期課程の本来の目的は研究者の養成であり、臨床心理士養成のための実務教育の時間を増やすには限界があり、学生の過重負担の問題も懸念された。養成課程のあり方を改善し、臨床心理専門職業人としてより高度な専門性を確立するためには、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと（専門職大学院設置基準第２条第１項)」を目的とする専門職大学院の設置が必要不可欠であった。

このような現状を鑑みて、2008年に文部科学省に対して、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻(専門職学位課程)の設置申請を行い、同年10月末の設置認可を経て、2009年４月に、我が国で第５番目となる関西大学臨床心理専門職大学院を開設した。これにより、臨床心理実務に関する専門知識や技能水準の飛躍的な向上だけでなく、臨床心理専門職業人としての優れた人格の涵養、及び支援領域に特化した技能の習得が可能となった。これは、専門職大学院設置基準第２条で定める目的「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」、並びに学校教育法第83条「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」に合致するものである。

開学の理念は「心理アセスメント、心理療法及び地域援助に関する科学性を重視した技能と、実践から得られる熟練した技能を習得するために、サイエンスとアートの調和を図りながら学理と実践の両面から専門教育を行うこと」である。即ち臨床心理専門職業人は、科学的に有効性の実証された専門的知識・技能を基礎として、経験から培われる実践知を統合することによって臨床心理の専門性を十分に発揮できると考えられる。この理念に基づき、本学では臨床心理の高度な専門知識と技能の習得、並びに高邁な人格

検索

の形成という三つの柱を念頭に教育を展開し、更に学生の将来の進路や職域の急速な拡大に応じて、その領域で特に必要となる知識や技能の強化を図るカリキュラム、即ちコース制を取り入れた教育課程を編成している。これにより臨床心理の高度な専門知識、技能、高邁な人格を兼ね備えるだけでなく、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の領域で、臨床心理の専門性を遺憾なく発揮できる人材の養成に取り組んでいる。

Ⅱ　専門職大学院の目的

深刻化する心の問題に対して、臨床心理学的支援を効果的に行うためには、科学的に有効性の実証された専門技能を基盤としつつ、臨床経験から得られる実践知あるいは熟練した技能が必要となる。換言すると、前者は臨床心理学におけるサイエンスの領域であり、後者はアートの領域である。臨床心理専門職業人は、この両面をバランスよく学習してこそ、専門性を遺憾なく発揮できる。この観点から、本専攻では学理と実務の調和に配慮しつつ、講義、演習、実習をバランスよく配置し、また学生の将来の進路や職域の拡大に対応するために教育課程にコース制を取り入れ、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の領域に強い臨床心理専門職業人の養成を目的としている。コース制を導入した背景には、臨床心理専門職業人の活動領域の急速な拡大と業務の細分化があり、求められる知識や技能も領域毎に異なってきている。例えば、スクールカウンセラーとして採用されている多くの臨床心理専門職業人は、教育実習等の体験に乏しく、教育方法や学校運営・管理に関する教育もあまり受けていないために、学校現場で臨床心理の専門性を十分に発揮していないとの指摘がある。スクールカウンセラーとして、学校現場でより効果的な支援を行うためには、教育技術、学校運営並びに進路指導等に関する周辺領域の知識と技能が必要となろう。同様に、産業領域ではキャリア・ガイダンスや職場のメンタルヘルス等に関する知識が不可欠であり、医療･福祉の領域では、基礎医学、薬理学や衛生行政法規等の知識が必須である。大学院の２年間に教育、医療、産業等全ての領域の知識や技能を網羅的に学習するのが理想であるが、これは時間的にも極めて難しく、学生の過重負担に繋がりかねない。これを回避するために、１年次では全員が臨床心理の基本となる科目を履修しつつも、２年次からは学生の将来の進路に応じて、必要となる領域の科目を重点的に履修できるように、学生をコースに分属して教育を行っている。コースは「学校・教育」「医療・福祉」「産業・キャリア」の三つで、これにより「学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」「産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人」の三つのタイプの人材養成を志向している。

(1) 学校・教育の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　カウンセリングに関する広範な技能に加えて、教育技術、心理的成長、適応指導、自己実現、学校の危機管理等の素養を有する、教育や被害者支援領域に秀逸な臨床心理専門職業人
(2) 医療・福祉の領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　心理アセスメント及び心理療法に関する広範な技能に加えて、医学的知識、医療関連法規等に関する素養を有する、医療・福祉領域に堪能な臨床心理専門職業人
(3) 産業・キャリアの領域で専門的技能を十分に発揮できる臨床心理専門職業人
　産業心理臨床、若年就労支援、キャリア・カウンセリング等の素養を有する、産業・キャリア領域に強い臨床心理専門職業人

なお本学のコース制による教育課程は、前述のとおり、臨床心理専門職業人の職域の急速な拡大や、学生の将来の進路における多様な要望に配慮したものである。活動が特定の領域に制限されるような偏った人材の養成を目的にしたものではない。コース間に重複する科目を配置することによってコース間の垣根をあえて低くし臨床心理業務の汎用性にも配慮している。コース制は学生自身が修了後の進路を視野に入れて、特定の領域の技能を強化するとともに、２年間、目的意識を明確にして学ぶことをも意図した教育システムである。

Ⅲ　章ごとの自己点検評価

第１章　教育目的【項目1-1　教育目的】

基準1-1-1
教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。

＜基準1-1-1に係る状況＞

臨床心理士は、実証的な知識・技能を基盤に、臨床経験から得られる実践知をバランスよく習得してこそ、専門性を遺憾なく発揮できる。この観点から本専攻の理念・目的を、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第２条として「本専攻は、学理と実務の両面からの卓越した専門教育により、心の問題への心理学的支援に必要となる心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的とする。」と定めている（大学院基礎データⅠ－１）。これらは専門職大学院設置基準第２条（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）、並びに学校教育法第83条（学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる）の主旨に沿うものである。

また前述の学則や、後述の「入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）」において、高度専門職業人の養成教育という理念・目的を定め、入学者選抜、教育課程、学生支援等に活かしている。

なお入学者の選抜においては、「心理学関係の学部卒業程度の広範な心理学の知識を有していることを前提に、臨床心理士をめざす目的意識を持ち、同時に心の問題を有する人々への援助を行うことができる適性を有した入学者を受入れます。」を入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）と定め、学生募集要項並びに関西大学臨床心理専門職大学院HP等で掲出している（大学院基礎データⅠ－１）。また教育課程においては、「臨床心理の高度な専門性とともに、心の専門家としての倫理観や優れた人格を備えた人材を育てることを目的とし、基本科目に加えて、教育、医療、産業の領域毎の臨床実習、臨床心理関連法規、精神医学、キャリア・カウンセリング等の関連科目、セルフディベロップメントや臨床心理倫理論等心の専門家としての自己成長や職業倫理を育む科目等を配置しています。また、きめ細かい臨床指導を行うための演習科目を設置しています。」を教育課程編成・実施の指針（カリキュラム・ポリシー）として掲出し、臨床心理の高度な専門性とともに心の専門家としての倫理観や優れた人格を備えた人材の育成を行っている（大学院基礎データⅠ－１）。また学生支援として、授業以外に臨床ボランティア等の機会を学生に提供するようにしている。

第１章　教育目的【項目1-1　教育目的】

基準1-1-2
教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。

＜基準1-1-2に係る状況＞

教育の理念・目的及び、これに基づく教育課程については、下記のとおり関西大学臨床心理専門職大学院HP及びパンフレット等を通じて、広く周知している。

学生に対しては、入学以前には教育の目的や教育課程等を記した学生募集要項、関西大学臨床心理専門職大学院HP及びパンフレット等や、大阪及び東京で年６回開催される入試説明会等でも周知している。また入学後は、入学生全員に臨床心理専門職大学院要覧を配布するとともに、新入生のオリエンテーショ

ンを実施して、教育の理念・目的及び教育課程の説明を行っている（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧）（大学院基礎データⅣ－４）。

専任教員に対しては、全員参加の下で月２回開催される心理臨床学専攻会議、及び月１回開催されるFD委員会を通じて、教育の理念・目的及び教育課程に関する確認を行っている。

更に社会に対しては、関西大学臨床心理専門職大学院HP並びにパンフレットに、教育の理念・目的及び教育課程等の詳細を掲載し、広く周知するようにしている。また入試説明会と併せて、一般人を対象に専任教員が専門分野について講述するセミナーを大阪と東京で開催し、本専攻の養成課程についても紹介している（大学院基礎データⅦ－６）。

第１章　教育目的【項目1-1　教育目的】

基準1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。

＜基準1-1-3に係る状況＞

本専攻の目的である臨床心理専門技能を有する高度専門職業人の養成に関し、後述のとおり、十分な成果を上げていると考えられる。

第一番目に、学生の成績に関しては、2011年度の入学生30名のうち、経済的理由等で退学した２名を除く28名の学生が2013年３月に極めて優秀な成績で修了している。

2012年度の延履修者数は1108名で、このうちの498名がA評価となり、この割合は44.9％となり、ガイドラインの基準である50％以上80％以下という基準を下回っている。これは、2011年度の成績評価分布に基づいて、授業への参加度を含む出席状況の基礎的ポイントから習得した知識・技能水準にウエイトを置いた、より厳密な成績評価を採用した結果として生じていると考えられる。

即ち、2011年度までは出席状況の評価割合が30％（講義科目）、40％（演習科目）、50％(実習科目)の割合で、残りを筆記や実技試験やレポートにより成績評価を行っていた。しかし、本専攻では、授業形態に関わらず学生の授業への参加が極めて良好で、2011年度開講の54科目の中で、A評価が81％を上回る科目が32科目(59.3％)に達したために、出席状況の評価割合を原則として30％（講義科目）、20％（演習科目）、20％(実習科目)に引き下げて、知識・技能水準を中心に成績評価を行うように改善を図った。この結果、2012年度に開講された49科目について、A評価が81％を上回る科目は17科目(34.7％)と半減した。この措置に伴い、全体のA評価の割合も44.9％にまで低下したものと考えられる。なお、2012年度の成績分布に基づき、A評価が基準の50％以上80％以下になるように成績評価の方法を更に検討している。

なお、１科目を除き90％以上の単位修得率を示しているが、この１科目は、履修者が８名と少ない科目で１名が不合格となったことにより87.5％の単位修得率となったものである。

第二番目に、臨床心理士の合格率は、2011年度が30名(93.8％)で、2012年度が29名（93.5％）であり、全国平均に比して、極めて高い値を示している。

臨床心理士資格認定試験合格率（日本臨床心理士資格認定協会の数字による）

	2011年度	2012年度
本学合格率	93.8％	93.5％

第三番目に、授業評価に関しては、履修学生が少ないために、１クラスあたりの受講生が10名未満の科目と、集中講義については授業評価アンケートを行わないことにしている。2012年度、授業評価アンケートを実施した全クラスの平均点が4.34（５点：満足、４点：ほぼ満足）になっており、極めて満足度が高

い。

第四番目に修了延期者をみると、2011年度入学生30名のうち、退学者２名を除く全員が2013年３月に修了している。

第五番目に、就職状況をみても、2013年３月末の調査では、臨床心理関連の就職が修了者28名中28名全員(100.0%)が心理学関係の職場に就職、または進学をしており、極めて良好な就職状況となっている。学外実習先の指導教員等の評価も概ね良好な評価を得ており、学生の中には実習先で引き続き雇用された者が複数みられる。なお、今後は就職先や修了生からも意見聴取を行い、教育の一層の改善と拡充を図りたい。

以上の点からみて、目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

第１章　教育目的　＜優れた点及び改善を要する点等＞

優れた点としては、上記に示した通り、臨床心理士の合格率、受講生の学業成績、授業評価、修了延期者数、就労者数等の各種数値からみて、本専攻が養成しようと意図している人材像に合致した教育の成果が示されており、教育の理念・目的をほぼ達成していると考えられる。特に入学定員30名に対する臨床心理士の合格率と就労率の高さは、本学修了生の学力並びに職業適性の高さを反映するものである。また２年間という短い修学期間における専門教育では、目的意識を明確にし集中的に学ぶことが重要である。上記の学業成績、合格率、就労率等の良好な数値は、早期から将来の進路を見据えて科目を履修していくコース制の教育効果が示されたものとも考えられる。

一方、改善すべき点については、就労後の状況に関する職場や本人への聞き取り調査が不十分であるが、現在、調査用紙を作成し、本人にはメールでの調査を実施した。就職先への調査に関しては、修了生の個人情報の保護の観点から難しい面もあるが、今後、修了時に学生に対し、就職先の情報開示についての同意書を得る等の方策を検討している。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として２点の指摘を受けた。第一点目の指摘事項は、「学内実習施設におけるケース担当数や担当ケースの多様性、担当期間、実践の質を向上させるためのケースカンファレンス等の授業や実習施設の改善が望まれる」とのことであった。この結果を踏まえ、心理臨床カウンセリングルームの稼働性を高めることを喫緊の課題とし、以文館別館に遊戯療法室１室と面接室１室を増設した（2014年６月１日から稼働予定)。加えて、学生が学内実習施設で多様な心理臨床活動を行えるよう、大阪市内に心理臨床センター（仮称）の設置を決定し、本年10月より開設し、2015年４月から学内実習関連授業の本格的運用を予定している。更にケースカンファレンスを行う授業については、選択必修科目の「学内臨床カンファレンス実習１」及び選択科目の「学内臨床カンファレンス実習２」を１年次配当の必修科目とし、カリキュラムのなかで重要な科目として位置づけた。第二点目の指摘事項は、「「事例研究論文」の作成は、臨床心理士の実践を深める教育に必須のものとして、学内実習の担当事例に関する論文を修了時に提出するよう指導されたい」とのことであった。この対応として事例研究論文の作成に係る授業科目について、選択必修科目の「臨床心理事例研究演習１」及び選択科目の「臨床心理事例研究演習２」を２年次配当の必修科目とした。また、学内実習の担当事例について学生全員が事例研究論文を作成し提出することとした。

（認証評価後別添資料①②2014年度「臨床心理事例研究演習１・２」シラバス参照）

以上、認証評価後の２点の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床

心理分野年次報告書参照)。

なお、2013年度の臨床心理士資格認定試験合格率は100％であった。

検索

第2章　教育課程【項目2-1　教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。

＜基準2-1-1に係る状況＞

本専攻では、臨床心理学の専門的・実践的教育はもとより、職業倫理やコミュニケーション能力の育成、及び法規や医学等関連領域の知識の習得にも配慮し、学理と実践の架橋に留意しながらカリキュラムを体系的に編成している。更に、学生の将来の進路に関して目的意識を持って学習できるように２年次からコース別のカリキュラムを導入し、各領域で必要となる知識・技能の強化を図る教育課程をしいている。基本方針は以下のとおりである。

(1) 専門知識・技能の習得を目的にした体系的な科目配置

臨床心理士は心のケアという重要な実務を担う職種であり、サイエンスとアートとの調和という教育理念の下で、学理に基づいた実践的な技能の習得をめざしている。知識教育と実務教育とのバランスを十分に考慮し、理論系科目（講義・演習科目）と、技能実習科目（「心理アセスメント実習」「心理療法実習」等、主として専門技能を養う実習科目）、並びに臨床実習科目（「学内施設臨床基礎実習」「学外施設臨床基礎実習」等、学内外の実習施設における実地訓練のための科目）を最適化しながら体系的に配置している。

(2) 人格形成を目的にした科目の配置

臨床心理学の高度な専門性を発揮し、様々な分野あるいは組織で有益な活動を行うためには、人格的にも陶冶されていなければならない。受容や共感といった臨床心理士の基本となる態度はもとより、高度な職業倫理・道徳観、判断力、情報収集と分析に関する能力、及び異なる職種とのコミュニケーション・スキル等も必要となろう。これらの観点から、「臨床心理倫理論」を必修科目として配置し、また自己を内省し感受性を養いつつ、内面の成長を促す自己研鑽の科目として、「セルフディベロップメント演習１・２」を配置している。

(3) 分析・表現等のコミュニケーション技能の育成を目的にした科目の配置

「臨床心理事例研究演習１・２」や「プラクティカル・ソリューション１～４」等の授業では、論文の講読並びに論文作成を通じて分析・判断力の向上を図っている。また学生のプレゼンテーションを取り入れた演習科目を多数配置し、特に「プラクティカル・ソリューション１～４」や「学内臨床カンファレンス実習１・２」等では、討議形式の授業が展開され、説明力等のコミュニケーション技能の育成を重視している。この他にも、臨床実習系の授業は１～６名程度のクラスを編成し、教員並びに受講生同士のコミュニケーションが活発に行われやすいように配慮している。

(4) 臨床心理関連領域の科目の配置

臨床心理士として、広範な領域で活動するためには関連領域の法規や医学等に関する知識が必要不可欠である。この観点から、「臨床心理関連法規」や「精神医学」「心身医学」を配置している。

(5) キャリア支援を意図したコース制による授業展開

将来の進路を考慮しコース制のカリキュラム編成を行うことでキャリアデザインのための支援を行っている。１年次秋学期には、教育系、医療系、産業系等の学外施設において各領域の実務の概要について体

験的に学習する「学外施設臨床基礎実習」を必修科目として配置している。そのうえで、各自の志望領域に応じた技能を特に強化することを目的とし、２年次には「学校・教育コース」「医療・福祉コース」「産業・キャリアコース」の３コースに分かれて、専門知識や技能の強化を図り、キャリア支援に繋いでいる。

第２章　教育課程【項目2-1　教育内容】

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

＜基準2-1-2に係る状況＞

本専攻の授業科目は、(1)基本科目群20単位13科目（臨床心理専門職のための導入かつ必須教育）、(2)発展科目群39単位20科目（臨床心理専門職の実務適応教育）、(3)応用科目群28単位17科目（領域毎の技能の習得及び臨床心理学に関する最新知識の学習）の３群で構成されている。なお基本科目群は臨床心理学基本科目に該当し、発展科目群は臨床心理展開科目に、応用科目群は臨床心理応用・隣接科目に該当する（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13～15、添付資料１－４：2013年度シラバス）。

(1) 基本科目群（必修科目）　臨床心理専門職のための導入かつ必須教育

１年次に配当される基本科目群は以下に示す五つの系で構成されている。まず(1)基本共通科目系として「臨床心理倫理論」等４科目、(2)臨床実習系科目として「学内施設臨床基礎実習」等３科目、(3)心理アセスメント系として「心理アセスメント演習」「心理アセスメント実習」の２科目、(4)心理療法系として「心理療法演習」「心理療法実習」の２科目、(5)地域臨床系として「地域臨床心理学演習」「地域臨床心理学実習」の２科目を配置している。基本科目群は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理倫理等、臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容である。特に臨床心理専門技能を扱う心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系の各系は、いずれも演習と実習の組み合わせから構成され、演習を主として研究者教員が担当し、実習を実務家教員及び非常勤講師が担当し、両者の相補的な連携を通じて、学理と実務の両面からの授業が展開されている。

(2) 発展科目群　臨床心理専門職の実務適応教育

１年次及び２年次に配当される発展科目群は主として臨床心理専門職の実務適応教育を担い、四つの系、即ち(1)人格・発達系、(2)領域別基礎科目系、(3)体験演習・実習系、(4)個別演習系から構成されている。発展科目群は、各学生が志望する領域で必要となる技能に配慮した各論的科目が設置され、臨床心理学の各々の領域を更に深く学習することを目的にしている。また、事例研究論文の構成や執筆について学ぶ「臨床心理事例研究演習１・２」を配置し、「プラクティカル・ソリューション１～４」では臨床心理研究法や論文執筆を必要に応じて指導している。

検索

(3) 応用科目群　領域毎の技能の習得及び臨床心理学に関する最新の知識の学習を目的にした教育

２年次に配当される応用科目群は、学生の将来の進路に応じて必要となる領域毎の知識や技能の習得並びに最新の知識の習得を目的に、コース制によるカリキュラムが展開されている。これらは(1)心理アセスメント系、(2)心理療法系、(3)地域臨床系、(4)医療・福祉系、(5)産業・キャリア系、(6)学校・教育系、(7)各系共通科目の７系17科目で構成され、種々の心理臨床の領域や、多様な応用技法について深く学ぶ内容となっている。これらの科目を選択履修することで、学生自身のキャリアデザインに応じた技能の効果的な習得が可能になるとともに、様々な職種との連携が良好となり、将来の職域拡大にも対応できる人材の養成に寄与すると考えられる。

(4) 臨床実習の体系

医学教育等と同様に臨床心理士養成においても実習体制は実務教育の要であり、本専攻では次のような臨床実習に関する教育体系を整備している。

臨床実習の教育体系は、学内施設である心理臨床カウンセリングルーム及び心理相談室を使用した学内臨床実習系と、教育、医療、福祉、産業施設等の学外の委託施設で行う学外臨床実習系から構成される。学内臨床実習系では、実践指導を通じて基本的な臨床心理専門技能の習得を図り、学外臨床実習系では、領域毎に必要となる技能の育成を図る。また学外臨床実習はインターンシップの機能も果たし、職域毎の実習は学生の進路決定において重要な機会になろう。

ａ．学内臨床実習系：学内施設を使用した実習

学内臨床実習系は「学内施設臨床基礎実習（１年次春学期)」「学内施設臨床実習１（１年次秋学期)」「学内施設臨床実習２（２年次通年)」の３科目から構成され、主に心理臨床カウンセリングルームと心理相談室で実習が行われている（なお2012年度は、「学内施設臨床実習２（２年次春学期)」「学内施設臨床実習３（２年次秋学期)」を配置していたが、2013年度よりこれらの科目の重要性に鑑み、２科目を統合して必修科目とした)。これら学内２施設で行われている全ての実習について、担当教員が指導する体制をしいている。

心理臨床カウンセリングルームは、一般のクライエントを対象に心理相談業務を行っている。一方、心理相談室は本学学生、教職員、及び卒業生等を対象に、学内の様々な部署と連携しながら相談活動を実践している。本専攻では、心理臨床カウンセリングルームと心理相談室の実習を連動して行うことで、種々の相談場面を体験し、基礎的な実習教育を行えるように配慮しており、大学院社会学研究科社会心理学専攻臨床心理学専修が臨床心理士の養成大学院に指定された1998年から両施設での実習が継続的に行われている。

ｂ．学外臨床実習系：学外委託実習施設を使用した実習

学内実習等により習得した基本的技能の熟達並びに、教育、医療、産業の現場毎で必要とされる独自の技能の習熟を目的に、学外委託実習施設の臨床心理士や医師等を非常勤講師に任用し、現地指導にあたっている。非常勤講師を配置していない施設でも、現地の10年以上の臨床経験を有する臨床心理士や精神科医師等が実習指導にあたり、専任教員が現地へ赴いたり学内において指導を補完する体制をとっている（大学院基礎データⅢ-10、Ⅲ-11)。

学外臨床実習系は、１年次秋学期に開講される必修科目の「学外施設臨床基礎実習」と、２年次に開講される「教育施設専門実習１・２」「医療・福祉施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」の７科目から構成される。いずれの授業も少人数のクラス分割により実習指導が行われている。

１年次秋学期に開講される「学外施設臨床基礎実習」では、３グループ編成の学生が、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の施設を１ヵ月交替で巡回し、現地での指導者からの指導を受けながら、各職域の実務の概要を早期体験する。それぞれの領域の実習を終了するたびに学内の討議を行っ

て体験学習の整理と深化を図っている。

２年次に開講される「教育施設専門実習１・２」「医療・福祉施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」では、委託契約している学外施設を使用して、学生の将来の進路を考慮し、即戦力として各領域で活躍できるように実践的な指導を受ける。

「教育施設専門実習１・２」では、幼稚園、小・中学校や適応指導教室を実習施設として、児童・生徒と直接ふれあうなかで彼らの心の成長・発達や認知的側面の発達について実践的に学ぶことを第一としている。特に、学校への適応に困難をもつ児童・生徒に関しては、教員の許可を得て授業に参加し、机間巡視等の方法で直接関わる機会を得ている。また、修了後スクールカウンセラーになることを希望する学生も少なからずいることから、教員の児童・生徒への関わり方や学級運営についての手法も理解し、教育関係者と連携・協働して活動していく方法も習得できる機会を設けている。

「医療・福祉施設専門実習１・２」では医療施設を中心に、精神疾患患者への各種心理テストの実施と心理学的レポートの作成、支持的心理療法やグループアプローチ等の実践的な学習を行う。また精神科関連施設として、デイケア等の社会復帰施設ではソーシャルスキルズトレーニング等、精神障がい者の社会参加を促すプログラムに関与する。更に各臨床現場での実習を通して、チーム医療や他職種との連携の重要性について理解し、これらを実践するためのコミュニケーション技能の育成を図る。また、2013年度からは福祉領域の施設を拡充し、公立保健医療福祉センターや特別養護老人ホーム等の福祉施設において乳幼児健診や子育て支援に関する実習並びに高齢者への保健・福祉サービスに関する実習を開始した。

「産業施設専門実習１・２」では、産業・キャリア領域に属する種類の異なる施設を半期毎に組み合わせて実習を行っている。若者就労支援機関においては、学齢期を過ぎた青年期利用者の就労支援プログラムに参加すること、EAP企業においては、リワークプログラムに参加すること、産業医関連施設では、うつ病等で休職している労働者に対する精神科治療や産業医の役割への理解を深めるとともに、産業領域の視点に立った臨床心理アセスメント等の実習を行う。企業診療所においては、産業医の役割や労働者の心身健康管理がどのように守られているのかについて理解を深め、併せて臨床心理士のカウンセリングを補助する実習を行っている。

なお、「教育施設専門実習１・２」「医療・福祉施設専門実習１・２」「産業施設専門実習１・２」はいずれも春学期・秋学期に分割して開講される。学生は、将来の進路に応じて、複数の領域の実習を履修することも可能であり、学生指向の実習体制に特に配慮している。

第２章　教育課程【項目2-1　教育内容】

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

＜基準2-1-3に係る状況＞

授業科目は教育上の目的に応じて幅広く開設されており、段階的履修に資するよう各年次にわたって配当している（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13～15）。授業時間の設定については、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして、各学期15回の授業を実施している。このほかにガイダンス、補講及び試験期間を設定している。各授業科目の時間数及び単位数についても、同設置基準に照らし、

講義及び演習科目は、１週２時間（１コマ90分）の授業を15週にわたり実施することで２単位を付与している。実習科目は、１週３時間（２コマ180分）の授業を15週にわたり実施することで１単位を付与しており、実習に関する以下の単位数はこの基準により記載している。なお、ガイドラインでは実習の単位を１コマ１単位としており、本専攻の単位計算とは異なっている。本専攻の単位をガイドラインの基準に照らすと、「学内施設臨床実習２」は通年２コマ４単位に相当し、その他の実習科目は半期２コマで２単位に相当する。

(1) 基本科目群等の単位数

基本科目群の「臨床心理学原論（講義２単位)」「臨床心理倫理論（講義２単位)」は、必修としている。

臨床心理査定としては、「心理アセスメント演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「プロジェクティブ・テクニック演習（演習２単位)」「神経心理学的アセスメント演習（演習２単位)」のいずれか１科目を選択必修としている。また技能実習として、「心理アセスメント実習（技能実習２コマ（本学では１単位))」を必修科目とし、児童の心理アセスメントを扱う「児童臨床心理学実習（技能実習２コマ(本学では１単位))」を配置している。したがって臨床心理査定の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13～15)。

臨床心理面接としては、「心理療法演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「フォーカッシング指向心理療法演習（演習２単位)」「心理援助応用特別演習（演習２単位)」 のいずれか１科目を選択必修としている。また技能実習としては、「心理療法実習（技能実習２コマ（本学では１単位))」を必修科目としている。したがって臨床心理面接の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13～15)。

更に臨床心理地域援助としては、「地域臨床心理学演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「地域臨床心理学特別演習（演習２単位)」「地域支援ファシリテーション特別演習（演習２単位)」のいずれか１科目を選択必修としている。また技能実習としては「地域臨床心理学実習（技能実習２コマ（本学では１単位))」を必修科目としている。したがって臨床心理地域援助の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13～15)。

学内臨床実習系としては、「学内施設臨床基礎実習（臨床実習２コマ（本学では１単位))」、「学内施設臨床実習１（臨床実習２コマ（本学では１単位))」「学内施設臨床実習２（臨床実習通年２コマ（本学では２単位))」を必修とし、２年間で４単位を修める。

本専攻は、各学生の将来の進路に応じた専門技能の段階的な履修をより効率的に行うために、コース制を導入している。コースは「学校・教育コース」「医療・福祉コース」「産業・キャリアコース」の三つで、２年次から分属を開始し、学生は自らのキャリアデザインに応じてコースを選択し、当該コースの修了要件を満たしながら、学習を進める。学外臨床実習系としては、「学外施設臨床基礎実習（臨床実習２コマ(本学では１単位))」を全学生必修科目とし、コース毎の「施設専門実習１（臨床実習２コマ（本学では１単位))」「施設専門実習２（臨床実習２コマ（本学では１単位))」をコースにおける必修科目としており、２年間で３単位を修める。

上記のとおり、ガイドラインに示された単位数の授業が開設されている。

(2) 基本科目群の担当教員比率

2013年度については、基本科目群13科目のうち非常勤講師のみで担当している科目は「臨床心理倫理論」「臨床心理関連法規」「心理療法演習」の３科目であり、その他10科目（基本科目群の76.9%）は専任教員または専任教員と非常勤講師の組み合わせで担当している（大学院基礎データⅡ－１)。なお、「心理療法演習」が非常勤講師のみの担当となっているが、これはこの科目の担当専任教員が2013年度春学期に在外

研究を取得しているためであり、通常は専任教員と非常勤講師の組み合わせにより本科目を運営している。したがって、通常は基本科目群13科目のうち11科目（基本科目群の84.6%）は専任教員または専任教員と非常勤講師の組み合わせで担当している。

(3) 領域別の実務に関する科目の開設状況

各領域の実務に関する主な開設科目の設置状況は以下のとおりである。

医療・保健領域には「精神医学（講義２単位)」「心身医学（講義２単位)」「医療・福祉施設専門実習１(臨床実習１単位)」「医療・福祉施設専門実習２（臨床実習１単位)」の６単位を配当している。

福祉領域には「福祉臨床心理学（講義２単位)」を開設している。

教育領域には「臨床教育学（講義２単位)」「スクールカウンセリング特論（講義２単位)」「教育施設専門実習１（臨床実習１単位)」「教育施設専門実習２（臨床実習１単位)」の６単位を配当している。

司法・矯正領域には「司法臨床心理学（講義２単位)」を開設している。

産業領域には「産業メンタルヘルス論（講義２単位)」「キャリア・カウンセリング特論（講義２単位)」「産業施設専門実習１（臨床実習１単位)」「産業施設専門実習２（臨床実習１単位)」の６単位を配当している。

以上の領域に関して、合計22単位を配当している。

(4) 研究法に関する科目の開設状況

事例研究法に関する科目としては、「臨床心理事例研究演習１（演習２単位)」「臨床心理事例研究演習２(演習２単位)」の合計４単位を開設している。「臨床心理事例研究演習１」では主に事例研究論文の基本的な方法論や構成等を学び、「臨床心理事例研究演習２」では実際に事例研究論文を執筆する技能を習得する。毎年、数名が事例研究論文を関西大学心理臨床カウンセリングルーム紀要に投稿し掲載されており、2012年度は２篇の事例研究論文が掲載されている（別添資料２－１：関西大学心理臨床カウンセリングルーム紀要 創刊号～第４号目次)。なお、臨床心理研究法に関しては、現在は「プラクティカル・ソリューション１～４」の授業の中で研究指導を行っており、この成果を研究論文として毎年、数名が関西大学臨床心理専門職大学院紀要に投稿し掲載されている。2012年度は10篇の論文が掲載されている（別添資料２－２：関西大学臨床心理専門職大学院紀要 創刊号～第３号目次)。なお今後は、より高度な統計的手法等を用いる臨床心理研究法に関する科目を新設する方向で検討している。

(5) 行政または法規に関する科目

基本科目群に必修科目として「臨床心理関連法規（講義２単位)」を開設している。

(6) 臨床心理展開科目（発展科目群）の単位数

本専攻では、臨床心理展開科目に該当する発展科目群20科目（39単位）を開設している。

(7) 臨床心理応用・隣接科目（応用科目群）の単位数

本専攻では、臨床心理応用・隣接科目に該当する応用科目群17科目（28単位）を開設している。

(8) 医療や福祉系科目の開設状況

医療系科目としては、「精神医学（講義２単位)」「心身医学(講義２単位)」を開設し、福祉系では「福祉臨床心理学(講義２単位)」を開設している。これらの科目に加えて、「医療・福祉施設専門実習１(臨床実習１単位)」「医療・福祉施設専門実習２(臨床実習１単位)」を開設し、充実を図っている。

(9) 必修科目及び選択必修科目の構成

ａ．全コース共通必修科目（24単位、15科目）

基本科目群の全科目20単位並びに発展科目群の「学内施設臨床実習２（２単位)」及び「プラクティ

検索

カル・ソリューション１（２単位)」の合計24単位を必修科目としている。

基本科目群には、「臨床心理学原論」「臨床心理倫理論」「臨床心理関連法規」「精神医学」の基本共通科目４科目、「心理アセスメント演習」「心理アセスメント実習」の心理アセスメント系２科目、「心理療法演習」「心理療法実習」の心理療法系２科目、「地域臨床心理学演習」「地域臨床心理学実習」の地域臨床系２科目、及び「学内施設臨床基礎実習」「学内施設臨床実習１」「学外施設臨床基礎実習」の臨床実習系３科目を配置している。心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系の各系では、いずれも演習と実習の組み合わせから構成され、いずれの臨床現場でも必要となる基本的な臨床心理専門技能を学習する。また基本共通科目を通じて、倫理観を養うとともに、医学や関連法規に関する知識を深めることも意図している。

更に、発展科目群では「学内施設臨床実習２」を通年科目として配置し、学内施設での様々な臨床実習について少人数クラスで実践的に指導している。また、専任教員の担当の下にゼミナール形式で展開される「プラクティカル・ソリューション１（１年次春学期)」を必修科目にすることで、就学上の問題解決やキャリアデザインを支援し、学生個人の学習状態を把握しながらきめ細かな指導を行う。

ｂ．コース別選択必修科目

領域毎の技能をより効率的に習得できるように選択必修科目はコース別に設定している（別添資料２－３：コース別選択必修科目一覧表)。

以上の科目配置並びに付与する単位数、授業時間等の状況より、教育上の目的に応じて必要と認められる単位数以上の授業科目が開設され、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないようにしている。また必修科目、選択必修科目等の分類が適切に行われ、学生の段階的履修に資するよう各年次にわたって科目や単位数が適切に配当されている。

第２章　教育課程【項目2-2　授業を行う学生数】

基準2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１)。

＜基準2-2-1に係る状況＞

本専攻ではガイドラインに示された通り、受講者数の上限を講義は30名、演習・実習は20名として双方向教育を原則とし、教育効果を高めるように適切な規模での授業の実施を心がけている。

講義科目に関しては、１年次配当の必修の講義科目以外で、30名を超過する科目はない。１年次配当の必修の講義科目に関しては、当該年度の入学者の決定が４月初旬になり、この段階で入学定員30名を超える入学者があった場合に、30名を若干上回る年度がある。４月当初に急遽、クラス分割等の措置を取ることは難しく、入学査定の段階で定員内の入学者数になるように心がけている。

必修科目の演習や実習科目は２または３クラスに分割しており、概ね10名から15名のクラス編成である。特に臨床実習系の科目は１クラス１名から６名程度の少人数での授業を基本にしている（大学院基礎データⅡ－２)。

なお2012年度においては、演習科目の５科目（「プロジェクティブ・テクニック演習」「神経心理学的アセスメント演習」「フォーカッシング指向心理療法演習」「心理援助応用特別演習」「地域臨床心理学特別演習」）で、受講生が20名を超えたために、2013年度には、これらの演習科目について可能な限りクラス分割を行い、１クラス20名以下になるように改善を図った。ただし、これらの演習科目は極めて専門性の

高い授業が展開されているために、特に「心理援助応用特別演習（受講生25名）」「地域支援ファシリテーション特別演習（受講生28名）」の２科目については非常勤講師の負担増も鑑み、クラス分割が困難であったために、TAを配置してきめ細かな授業を行えるように措置した。

更に本専攻は心理学研究科の下に設置されているが、他専攻の学生による本専攻の科目履修は一切認めていない。また、科目等履修生については、臨床心理士の有資格者や公務員の心理職等に限定して履修を認めているが、これまでに応募者はなかった。

なお、対象科目については講義科目に限定しており、必修科目や講義以外の演習や実習科目の履修は一切認めていない（別添資料２－４：科目等履修生出願要項）。

第２章　教育課程【項目2-3　授業の方法】

基準2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。

(1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) １年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

＜基準2-3-1に係る状況＞

(1) 授業科目の性質に応じた教育方法

授業は１コマ90分とし、月曜日から土曜日まで開講している。臨床心理士として必要な高度な学識と技能を習得するために、学期制による積上げ式の段階的教育を実施している。このほか、授業期間外に集中講義を取り入れることにより、学外からの多様な人材による教育を必要に応じて行えるようにしている。

授業方法に関する基本原則は少人数制のクラス編成である。特に、臨床実習系の授業は個別的指導を基本にしているためにクラスを分割し、クラス数に応じた教員を配置している。また講義や演習等の科目では、シミュレーション学習、ディベートやケースカンファレンス、ロールプレイング等各々の科目に適切な教育方法を随時、採用し、一方向的な講義に留まることなく、教員と学生間、学生相互間での質疑応答や討論が行える規模のクラス編成になるように配慮している。このために、全学生が履修することが想定される１年次配当の基本科目群（必修科目）の演習については、複数クラスを設置している。また、特に臨床実習系科目では、１クラスを約１～６名として個別指導に近い授業形式を実現している。この他にも、守秘義務に配慮しつつ電子メールやWebシステムを通じて、授業時間外でも、双方向的な課題の付与・提出、質疑応答が可能となっている。更に、自学自習及び予習・復習を支援するために、教員のオフィス・アワーを設け（大学院基礎データⅣ－５）、学生指向の教育サービスの提供に努めている。

特に演習・実習等の主要科目に関する授業方法は以下のとおりである。臨床心理学の専門的知識並びに技能の習得を目的にする臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助に関しては、理論と実務の架橋に配慮して、いずれの領域も演習形式の授業と技能実習の組み合わせにより展開されている。臨床心理査定は「心理アセスメント演習」と「心理アセスメント実習」、臨床心理面接は「心理療法演習」と「心理療法実習」、臨床心理地域援助は「地域臨床心理学演習」と「地域臨床心理学実習」を必修科目として開講している。このうち、演習科目は、臨床心理学の各領域の理論や様々な知見を網羅して体系的な理解が深まるよう、学生教員双方向の討議や学生同士のグループ討議等を交えた授業が展開されている。また技

能実習科目は、演習科目で習得されていく心理査定や心理面接の課題に関してロールプレイ等を通じて実技指導が行われている。臨床実習系の授業に関しては、主に実務家教員が主導し、習熟度や課題に応じた指導を行う必要があることから、１～６名の少人数クラスとし、陪席や軽度の事例の担当、記録作成等に関し、臨床現場での個別指導を重視しながら授業を展開している。更に、「プラクティカル・ソリューション１～４」では、ゼミナール形式の授業により、各学生の個別課題や研究に関する指導、及びキャリア支援が行われている。

このように主要科目で、少人数制の授業を徹底し、双方向の討議や質疑応答を繰り返すことで、専門知識の習得をより確実にするとともに、守秘義務、職業倫理、並びに表現力や判断力を養い、課題解決のために自らが積極的に思考する姿勢を培っている。

また、1年次秋学期から開始される学外実習については、学外実習関連のガイダンスを９～３月の期間に５回実施し、学外実習先での基本的な礼節、関連法令の遵守や守秘義務等の倫理について綿密に指導している（別添資料２－５：学外実習関連 ガイダンス年間スケジュール)。なお、学外実習施設は大阪府を中心に、京都府や奈良県等多方面に位置している。そのため学生によっては移動時間や費用面等で負担が生じることが想定される。学生間の公平性の観点から、居住地や学生の希望、適正等を考慮して、実習先を適切に配置するよう配慮している（別添資料２－６：コース志望届け)。また、学外実習における実務指導者は、本学の非常勤講師として学生の指導や成績評価に責任をもっているが、専任教員は、現地指導者と電話やメール等で適宜、連絡・連携をとり、学生の学習状況の把握に努め、必要に応じて学内で指導を補完している。非常勤講師が配置されていない施設には専任教員が現地へ赴いたり、学内で指導を行うことで個々の学習状況を把握している。成績評価については、同一科目の複数の担当教員で合議し決定している。更に、学外指導者連絡会議を年２回（９月、３月）開催し、専任教員と実習先の指導者とが意見交換を継続的に行うことで、学生の指導方法や指導内容の改善に役立てている。

(2) 授業内容・方法及び成績評価の基準と方法に関する学生への周知

関西大学HP上で公開しているシラバスを通じて、授業計画や内容・方法及び成績評価に関して学生に周知している（添付資料１－４：2013年度シラバス)。また、履修ガイダンスや実習ガイダンスを開催し、きめ細やかに指導している（別添資料２－７：ガイダンス年間スケジュール)。「プラクティカル・ソリューション２～４」については、シラバスに加えて１年次の７月に説明会を実施し、学生がクラス選択を自主的にできるよう配慮している。１年次の２月には２年次の履修ガイダンスを実施するとともに、コースの分属や履修科目の相談等個別に履修指導を行っている。

講義系科目では学期毎に定期試験（論文試験も含む）の成績評価基準及び成績分布を公表し、復習を促し知識を定着させる取組を行っている。

臨床実習系科目では学期毎に現地の非常勤講師や専任教員等実習指導に関わった教員全員で評価指針に基づき合議し、実習関連会議で評価の偏り等を確認したうえで、成績評価を決定している。また、成績について担当教員と学生が個別に確認する機会を設けており、今後の課題を学生と教員が共有し効率的な学習が進むよう支援している（別添資料２－８：学生へのフィードバックシステムと担当表)。なお、実習の評価に関しては、出席回数等の量的な評価のほかに、臨床実務能力等の質的な評価も必要となり、評価基準の更なる明確化が今後の課題である。

(3) 授業時間外の学習の充実を図る措置

履修ガイダンスや個別の履修相談、オフィス・アワー等を通じて学生に十分な自習時間を確保できるような時間割を作成するよう支援している。

集中講義については通常の授業期間と重ならない期間に開講し、事前・事後の学習時間を十分確保できるよう実施時期等に配慮している（別添資料２－９：集中講義日程一覧表)。また、学生が自習しやすいように、尚文館４階に年間を通じて24時間利用可能な自習室を２室設け、辞書、専門書を中心にした図書を

備え（大学院基礎データＸ－３）、キャレルで仕切られた机や、数名でディスカッションのできるテーブルを設置している。また、各種心理検査器具や心理検査用紙、映像教材等を貸与し、自己研鑽を繰り返し行える学習環境を整備している（大学院基礎データＸ－３）。また、図書館も通常22時まで利用することができ、データベースの検索は、PCを使用して随時、使用可能である。

第２章　教育課程【項目2-4　履修科目登録単位数の上限】

基準2-4-1
各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル１）。

＜基準2-4-1に係る状況＞

履修登録の制限の設定は、単位制の趣旨から、予習、復習等授業時間外の準備期間の確保を主目的とする。本専攻では学生が履修科目として各年次において登録できる単位数の上限を年間36単位としている（添付資料１－１：臨床心理専門職大学院要覧p13）。

第２章　教育課程　＜優れた点及び改善を要する点等＞

本専攻は臨床心理士養成のための教育機関として、この養成に特化したカリキュラムを開設している。また心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能に関しては、講義・演習と、技能実習・臨床実習の組み合わせにより、理論的教育と実務的教育の架橋に考慮し、１年次には基本技能の習得、２年次にはその実践・応用という段階的な学びを指向し、特にコース制によるカリキュラム編成により、学生のキャリアデザインを支援している。更に、１年次から倫理観や自己成長を促す科目を配置し、臨床心理士としての豊かな人間性の成長にも配慮したカリキュラムのなかで養成が行われている。

発展科目群には、基本科目群において習得した臨床心理基本技能を実践し、実務的に応用するための科目が配置され、応用科目群の領域別実習（教育施設専門実習、医療・福祉施設専門実習、産業施設専門実習）との並行履修により、実戦力の強化を図っている。これらの科目は、臨床心理士または医師（精神医学）の資格を有する非常勤講師等が現場で実習指導にあたるとともに、専任教員が現地へ赴いたり学内において指導を補完する体制をしいている。また事例研究等の研究論文の指導に関しては、「臨床心理事例研究演習１・２」での指導に加え、「プラクティカル・ソリューション１～４」というゼミナール形式の授業を配置し、学生が抱える課題について個別支援を行うとともに、多様な研究についての指導を行っている。今後は統計的手法を用いる臨床心理研究法に関する科目を新設する等して、臨床心理学的研究法の指導をより充実させていきたい。

臨床実習科目については、臨床現場での実習をより適切に実施できるよう先修条件等を整備し、段階毎に学生の技能を見極め、不足している場合は十分な時間をかけて補完できるよう検討していく必要があると考えている。そのためには、実習科目における臨床実務能力等の質的評価基準を更に明確にし、個々の能力を適切に評価できるよう改善に努めたい。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として３点の指摘を受けた。

第一点目の指摘事項は、「カンファレンスに２年間を通して出席できるよう、科目配置等の改善が望まれる」とのことであった。この指摘を踏まえ、本年度から選択必修科目の「学内臨床カンファレンス実習１」及び選択科目の「学内臨床カンファレンス実習２」を１年次配当の必修科目とした。更に、２年次生

もこの両科目に多数出席できるよう、授業の時間帯をこれまで同様６・７限（18:00～21:10）に設定し、併せて、学外における専門実習の時間調整を図った。また、２年次生の参加をこれまでより積極的に促し、「全員参加を原則」として出席をとることにした。現在のところ、ほぼ全員が毎週カンファレンスに出席できている状況である。第二点目の指摘事項は、「「事例研究論文」作成の学修について、シラバスに記載されることが望まれる」とのことであった。この指摘を踏まえ、本年度から事例研究論文の作成に係る授業科目について、選択必修科目の「臨床心理事例研究演習１」及び選択科目の「臨床心理事例研究演習２」を２年次配当の必修科目とし、同科目のシラバスに事例研究論文作成について掲載し周知を図った（認証評価後別添①②参照）。第三点目の指摘事項は、「多様な臨床心理事例に応じることができる理論や技法について、更なる習得が可能になるよう教育内容の改善が望まれる」とのことであった。これに対応して、本年度から、精神分析的アプローチや認知行動療法的アプローチ等、多様な理論や技法を学習できるように、「心理療法演習」の授業内容の改善を図った。将来の人事配置についても、指摘の点を考慮することとした。

なお、これらの措置に伴って、本年度の教育課程の変更は下記のとおりである。

ア　必修科目の追加

臨床心理事例研究演習１・２、学内臨床カンファレンス実習１・２の４科目６単位を必修科目に変更する。

イ　コース選択必修科目の必要単位数の変更

コース別の選択必修科目の修得単位を発展科目群６単位以上、応用科目群４単位以上を含む10単位以上に変更

ウ　履修制限単位

各年次　36単位から38単位に変更

委細は、添付資料（臨床心理専門職大学院要覧）のとおりである。

以上、認証評価後の３点の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照）。

第３章　臨床心理実習【項目3-1　学内実習施設】

基準3-1-1
学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。

＜基準3-1-1に係る状況＞

臨床実習を行うための学内実習施設として、心理臨床カウンセリングルームと心理相談室の２施設が整備され、これらに加え臨床実習の模擬訓練を行うための基礎実習施設も設けられている。各実習施設は入学定員の規模、及びインテークや心理テストへの陪席、軽度事例の心理アセスメント及び心理学的援助等の実習科目の履修内容に対応できるよう、以下のような設備を有している（大学院基礎データⅢ－１）。

(1) 心理臨床カウンセリングルーム（以文館１階、２階）

面接室３室（12㎡が２室、10㎡が１室）、集団療法室１室（19㎡）、遊戯療法室１室（37㎡：観察・モニター室含む中規模サイズ）、相談員室１室（22㎡：院生活動コーナーも兼用）、臨床心理事例研究室（41㎡：院生記録室）１室、器具保管室１室（倉庫）、受付兼事務室１室（７㎡）が設置されている。一般のクライエントを対象にした心理学・教育学的観点から心理臨床業務を行う施設であり、子どもから成人まで幅広い年齢層のクライエントに対して臨床心理査定や臨床心理面接を行っている（別添資料３－５：心理臨床カウンセリングルーム2012年度活動状況）。また、来談者の特性に対応できるよう、多様な心理検査用具や実習生の自学のための図書・視聴覚教材を多数備えている（大学院基礎データⅢ－３）。

(2) 心理相談室（新関西大学会館北棟４階）：所管部署は、保健管理センター（2013年度からは学生相談・支援センター）

面接室４室（10.24㎡が１室、９㎡が３室）、受付・事務室・器具保管庫併用で１室（55.80㎡）が設置されている。本学の学生と教職員並びに卒業生を対象にした施設であり、主に学生からの心理相談を受けており、保健管理センター（2013年度からは学生相談・支援センター）と連携して心理臨床業務を行っている。

(3) 基礎実習施設（以文館別館）

面接室１室（16㎡）、集団療法室２室（24㎡、30㎡：行動観察機能含む）、器具保管庫１室が設置されている。実際の臨床現場と同様の設計がなされているため、学内及び学外施設実習を開始する前の基礎訓練及び模擬訓練を行う施設として適している。

主な学内実習施設である心理臨床カウンセリングルームにおいて、面接室は主として個別面接に用いており、４～６人掛けの応接セットが置ける広さである。集団面接が行える集団療法室は、７～８名程度の集団療法に適している。面接室と集団療法室は全て適度な明るさと落ち着きのある内装を施し、話し声が外に漏れないように設計されており、面接室は学内実習施設に適した構造である。

遊戯療法室は37㎡（心理臨床カウンセリングルーム）の床面積で、個人療法だけでなく集団遊戯療法にも利用できる広さである。心理臨床カウンセリングルームに来所し、遊戯療法の対象となる子どもの年齢や状態に対応できるよう、自己表現に適したもの、感情を発散できるもの等様々な遊具が揃えられている。また、遊具は壊れにくい素材でできたものを選定し、床には滑り防止と衝撃を緩和するためにカーペットを張る等、安全性にも配慮されており、遊戯療法室には実習に適した設備が整備されている。加えて、遊戯療法室には、DVD録画や観察が可能な観察・モニター室も設置されている。心理臨床カウンセリングルームにおいて中規模の遊戯療法室は１室であり、必要に応じて、カーペット張りの集団療法室を一時的に遊戯療法室として利用している。

心理臨床カウンセリングルームには事務職員が常駐している部屋（受付併用）があり、実習に必要な設備、備品、書類等の管理や受け渡しが円滑に行われるように配慮されている。また、心理相談室では常駐の相談員と事務職員等と連携をとり、臨床実習の遂行についてサポートしている。

心理臨床カウンセリングルームと心理相談室には、それぞれ、受付、相談員室、待合スペース、カルテを保管するための鍵付の書類保管庫が設置されている。書類保管庫に保管されているカルテ等は、個人情報が外部に漏れないようカードキーにより入退室を厳重に管理している。独立した「記録保管室」はないが、書類保管庫が事務職員や相談員の身近に置いてあることが重要であると考えている。

心理臨床カウンセリングルームの相談員室には、相談員２名分の椅子・机・パソコン並びに大学院生等が面接記録の記入等を行う椅子・机・パソコンが備わっている。学生が使用するパソコンと文書保存用のハードディスクには、インターネットに常時接続しない、「瞬快（PCを起動時の状態に戻すソフト）」をインストールする、各自の文書にはパスワードをかける、１回毎に使用簿を記録する、ハードディスクは相談員が一元管理する等、厳重なセキュリティ対策を施している。同室には学内LAN、コピー機やシュレッダー等のOA設備も備えられている。

心理相談室では、インターネットに接続されていない実習専用のパソコンを複数台設置し、フロッピーディスクによる記録の管理を行っている。最近のUSBメモリーは容量が大きく多量のデータを扱えるために、かえって記録の管理やセキュリティ対策が難しく、あえて１メガバイトのフロッピーディスクを使用している。また学内LAN、コピー機やシュッレダー等のOA設備も備えられている。

心理臨床カウンセリングルームと心理相談室ともに、予約制で相談業務を実施しており、待合室としての専用の部屋は設置していない。利用者の方々には、面接室が空いていればそのまま面接室へ入っていただくが、空いていない場合には廊下に設置されたソファで多少お待ちいただくことがある。

バリアフリーに関し公的認証は受けていないものの、学内実習施設のほとんどの設備は一つのフロアーにまとめられており、バリアフリーになっている。なお基礎実習施設である以文館別館については、車椅子での利用は難しいが、対応が必要な場合には、他の実習施設での代替が可能である。また、心理臨床カウンセリングルームの臨床心理事例研究室（院生記録室）は以文館２階にあるが、エレベーターで昇降可能であり、車椅子を利用する身体に障がいのある学生の実習やクライエントにも対応できる。現在、本専攻には障がいのある学生は在籍していないが、本学は全学的に身体障がい者の修学を支援してきており、二つの学内実習施設における支援体制は整っている。各実習施設は、関係者以外の立ち入りを厳密に制限しており、インターホン、カード式の施錠ドア、案内板等を設置している。

心理臨床カウンセリングルーム及び心理相談室では、規程や運営内規等のなかで室長以下の管理運営組織としての責任体制を明確にし、両施設ともに当日の責任者や夏季休業時等の責任者（いずれも責任者は本専攻の専任教員）を決めて業務にあたっている。心理臨床カウンセリングルームでは、守衛室に通じる非常ベルや非常口、防犯用具（ブザー）、モニターカメラ等、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応については緊急対応マニュアル（別添資料３－１：危機管理マニュアル：クライエントとのトラブル発生時の対応）や緊急連絡網（別添資料３－２：緊急時の連絡手続）が作成されていて関係者への周知が図られている。同様に心理相談室と基礎実習施設にも守衛室に通じる非常ベルが設置されており、緊急事態への対応について配慮している。

第３章　臨床心理実習【項目3-2　学内臨床心理実習】

基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

＜基準3-2-1に係る状況＞

学内臨床心理実習は、主に心理臨床カウンセリングルームと心理相談室で行われている。心理臨床カウンセリングルームは一般のクライエントを対象に、心理相談室は本大学学生と教職員、卒業生を対象に、臨床心理士や精神科医等が臨床心理学や教育学的観点から心理臨床業務に携わっている。

学内臨床実習系授業は「学内施設臨床基礎実習（１年次春学期)」、「学内施設臨床実習１(1年次秋学期)」、「学内施設臨床実習２(2年次春学期)」、「学内施設臨床実習３(2年次秋学期)」の基幹４科目から構成される。いずれの授業も、実務家教員を中心に研究者教員や非常勤教員も加わって、２～６名程度の少人数のクラス分割により毎週１回（90分×２コマ連続）の授業を15回（半期45時間、２年間で合計180時間）にわたり実施している(大学院基礎データⅢ－９－１－(1)(2))。

(1) 実習の内容・時間

「学内施設臨床基礎実習（１年次春学期)」では、社会人としての礼容、臨床実習を受けるための心構え、態度、倫理遵守（個人情報や組織の機密情報の扱い方も含む)、クライエントや現場スタッフ等への接し方、臨床実務のあり方、陪席の仕方、記録のまとめ方等を模擬体験しながら学習し、授業の後半(春学期の後半)には学内施設(心理臨床カウンセリングルーム及び心理相談室)における受付応対や電話応対、インテーク陪席等を開始している。

「学内施設臨床実習１(1年次秋学期)」では、学内施設で引き続き、受付応対や電話応対、インテーク陪席を行うことに加え、容易な心理テスト等の臨床実習を行う。並行して、実際のクライエントに臨床心理面接を行う前段階として、２年次生（2011年度入学生の対象は学部学生有志）を模擬クライエントと見立ててトライアルアセスメント及びトライアルカウンセリングを行い、授業内でスーパーヴィジョンを行っている。トライアルアセスメント及びトライアルカウンセリングの場面では互いに陪席をし、相互学習を促している。また、トライアルカウンセリング終了後、習熟度の高い学生から、学内施設で軽度のクライエントを担当させている（大学院基礎データⅢ－６、Ⅲ－７)。

「学内施設臨床実習２(2年次春学期)」「学内施設臨床実習３(2年次秋学期)」では、教員の指導の下で軽度から中等度のクライエントを実際に複数のケースを担当し、臨床心理士としての実践力を養う。また学生は毎セッション後に担当教員から指導を受け、小クラス（２～４名）のメンバーもディスカッションに加わるグループスーパーヴィジョンとしての仕組みを作っている（大学院基礎データⅢ－９－１－(1)(2))。

２年間を通した学内実習である基幹４科目は、それぞれ授業として２コマ（３時間）×15回＝45時間と設定しているが、学生は授業時間外に、各施設において受付応対、電話応対、各種陪席、ケース担当、記録や逐語録作成を行っている。また、授業期間外（８～９月、２～３月）にもこれら学内施設における実習（１年次生は主にインテーク陪席とその記録のまとめ、２年次生はケース担当）を行っており、継続して担任教員がスーパーヴィジョンを行っている。2011年度入学生28名の２年間の受付応対、電話応対、陪席、臨床心理査定、臨床心理面接等の回数や、主な学内実習施設である心理臨床カウンセリングルームにおける活動時間の詳細を資料に示し（大学院基礎データⅢ－６)、以下に概観する。

ａ．相談室業務（電話及び受付応対、受付業務等）

相談室業務の合計としては、28名のなかで学生１人あたり０～23件という幅がある。概ね５件以上の業務をしているが、件数の少ない学生もいた。これは、待機時間帯に利用者の来室や架電がなかったという事情によるものである。受付応対や電話当番の機会はできるだけ均等になるよう配慮している。

ｂ．陪席実習（インテーク面接、臨床心理面接、臨床心理査定）

陪席実習の合計としては、学生１人あたり２～11件という幅がある。心理臨床カウンセリングルームにおけるインテーク面接の陪席は、陪席からカンファレンスにおけるプレゼンテーションまでを一連の業務としているが、インテーク面接が行われる日時に授業時間割や実習等の関係で陪席できにくい学生

検索

がおり、２～６件という幅が生じている。今後は、学生１人あたり２～３件のインテーク面接陪席ができるだけ均等に確保できるよう努めたい。

臨床心理査定の陪席に関しては、下記ｃ．で記載するように、学内実習施設で査定が行われることが少なく、陪席の機会そのものがほとんどなかった。臨床心理面接の陪席の機会も少なく、０～５件の幅があった。心理臨床カウンセリングルームでは、学生を臨床心理面接の単なる「陪席者」にとどめず、相談員の「共同治療者（コ・セラピスト）」として同席しケースに深くコミットさせる方針にしているため、このような結果となっている。なお、前述したトライアルアセスメント及びトライアルカウンセリングの相互陪席は、学内実習施設における臨床心理査定陪席と臨床心理面接陪席の機会が少ない状況を補足するための機会としても機能している。

ｃ．臨床心理査定実習

臨床心理査定実習の実施は、学生１人あたりの担当数に２～６件という幅がある。これらのほとんどは質問紙法であり、投影法や知能検査の実施数は少ない。この状況は、学内実習施設の利用者に対して投影法や知能検査を行うことが必要と判断する機会そのものが、極めて少ないためである。利用者の方々に過重な負担をかけることなく、学生の実習のために臨床心理査定をどの程度実施していくかはこれまでも課題と考えており、今後も検討していきたい事項の一つである。なお、心理査定に関しては学外の実習施設で実施している学生も多い。

ｄ．臨床心理面接実習

臨床心理面接実習の実施は、学生１人あたりの担当数に２～４件という若干の幅があり、延べ回数に３～60回という幅がある（大学院基礎データⅢ－６、Ⅲ－７）。学生へのケース割り当てに関してもできるだけ機会均等を心がけてはいるが、学生の習熟度によってケースを継続させる力に差が出てしまったり、クライエント側の事情で短期終結となってしまったりすることがあり、このような結果となっている。学生１人あたりの担当を３ケース以上と総担当時間30時間以上を努力目標とし、習熟度の低い学生をどのように育成していくかの検討、学生へのケース割り当て方法の検討（グループへの参加等）等を今後も課題としたい。

(2) 倫理遵守

臨床実習を行う上で、心理臨床における倫理遵守の立場を学生に徹底させることが必要不可欠である。１年次春学期開講の講義科目「臨床心理倫理論」等において、クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務、個人情報や組織の機密事項の取り扱い等について知識を深めると同時に、学内臨床実習各科目の授業内で各施設において倫理遵守がどのように実践されているかを繰り返し周知し、学生に倫理遵守の履行に関する誓約書も提出させて啓発している。本専攻として独自の「関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻専門職学位課程　心理臨床実践活動・研究倫理綱領」（別添資料３－４）も作成して関係者に公表しており、「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」と併せて指導を行っている。

また陪席やケース担当に関する記録は、各施設に用意されたインターネット非接続の専用パソコンで作成し、一切の情報を施設外に持ち出すことのないように指導を徹底している。スーパーヴィジョンやケースカンファレンスに際してやむを得ず記録資料等を施設外に持ち出す場合は、相談員の厳密な管理の下、教員のみが所定の手続きに沿って持ち出しと返却を行っている。

(3) 学生のケース担当

「学内施設臨床実習１(1年次秋学期)」の終盤から始まる学生へのケースの割り当てについては、インテークを担当した相談員の報告に基づき、室長・副室長はじめ授業担任教員、各臨床施設のケース振り分け担当教員等が複数で協議し、ケースの内容、難易度、年齢・性別、学生の特性・希望等を総合的に考慮して決定している。その際、臨床実習が安全に行えるように、習熟度の低い学生がケースを担当する場合や

難易度が高いケースを学生が担当する場合には相談員や教員が同席する等の配慮をすると同時に、担当するケースの特性に偏りのないように可能な限り考慮し、各学生が２～３ケース程度担当できるように努めている（大学院基礎データⅢ－７）。ケースを担当することになった学生に対しては、インテーク面接担当者（上級生からの引き継ぎケースの場合は上級生）から助言を受け、スーパーヴァイザーである教員から事前指導を受けた後、セッションに向かうことにしている。スーパーヴィジョンの際には、クライエントの承諾の下、録画・録音機材や逐語録等を活用し、ケースカンファレンスの場面では、ケースの経過について複数の教員から指導を受けることができることになっている。また、正式なスーパーヴィジョンの他に、各施設に常駐している相談員から、日常的な臨床の心得や倫理的配慮、親子併行面接時の打ち合わせ等を通して助言を受けられる体制も整えている。

(4) ケースカンファレンス

学内臨床実習系の授業として他に、2011年度より「学内臨床カンファレンス実習１（１年次春学期)」、「学内臨床カンファレンス実習２（１年次秋学期)」（両科目とも、週１回、90分×２コマを15週）を設置している。本授業は、インテークカンファレンスとケースカンファレンスの組み合わせから成り立っており、１年次生には、心理臨床カウンセリングルームでインテーク陪席した記録をまとめ、インテークカンファレンスの場面でプレゼンテーションをさせている。また、本授業は１年次の履修科目であるが、２年次生も適宜参加することが推奨されており、ケースカンファレンスに事例を順次提供することによって事例への理解を深化させるように配慮している（大学院基礎データⅢ－８）。履修上の１クラスの人数は10名程度となっているが、複数の教員（実務家教員２名、研究者教員１名）が参加していることが望ましいため、ほとんどの回は１グループ（40名程度）で行っており、毎回の記録を残している。

本来は、学内実習施設の相談員もカンファレンスに参加することが望ましいが、現時点では人員体制上難しく、今後の検討課題としたい。

(5) スーパーヴィジョン体制

スーパーヴィジョンについては、前述のように、基本的に授業担任教員が行うことにしているが、ケースの特殊性により、授業担任外の教員が行うこともあり、柔軟に対応している（大学院基礎データⅧ－３）。臨床心理面接に関しては、事前指導、ケースについて１回のセッションを行ったあとに原則として１回のスーパーヴィジョン（約１時間）を行うことにしており、中断・終結時には事後指導も行っている。臨床心理査定に関しては、学生が行った心理検査の種類や数に応じて所見や報告書が作成できるまで適切な回数の指導を行っている（大学院基礎データⅢ－９）。

２年次生に関しては、2011年度までは「学内施設臨床実習２」履修（３分の１程度の学生が履修）の有無に関わらずケースを割り当て、実務家教員を中心に個人スーパーヴィジョン担当を振り分けていた。しかし本学ではケース担当が増えるとともに、授業時間外に個人スーパーヴィジョンの時間を確保することが困難になってきたため、2012年度より現在の授業内体制（２年次生全員履修：少人数によるグループスーパーヴィジョン）に切り替えた。個人スーパーヴィジョンにも利点はあろうが、自分が担当しているケース以外の事例展開にコミットすることや、同級生の対応を目の当たりにして自分の応答や態度を見直すきっかけとなること等、初学者にとっては少人数のグループスーパーヴィジョンのメリットは大きいと考えられる。更に、自分がケース担当をしていない時期であっても、１学期につき45時間の指導を受けることが保障されている面も大きなメリットである。なお、個人指導の必要性が生じた場合は、授業時間外に時間を設け、補完的に個人スーパーヴィジョンも適宜行っている。

また、学内教員が授業のなかでスーパーヴィジョンを行うことに関しては、評価者としての教員と多重関係を形成することとなるが、評価者としてよりは「自分を育成・教育してくれている存在である」、「ケース担当をバックアップしてくれている存在である」と学生が認識できるように双方向のコミュニケーションを大切にする等の配慮をしている。可能な限り実習施設内でスーパーヴィジョンを行うことにしてい

るため、ケース関連資料を学外へ持ち出すリスクがなく、相談員との連携やクライエントへのきめ細かな配慮を十分に行うことができる点や心理臨床に関する基本的な事項に関しても学生に対する教育と配慮が行き届くため、現在のところは専任教員を中心として授業のなかでスーパーヴィジョンを行う体制の方がメリットは大きいと考えている。

(6) 評価

学内臨床心理実習系授業の評価基準や到達目標はシラバスに明記され、学生には周知されている。評価基準は、授業への出席時間という量的評価及び達成度を評価する質的評価により構成されており（別添資料４－４：学内施設臨床実習評価シート)、各授業を担当する複数の教員が合議の上で、最終的には実習関連会議で成績の偏りの有無等を確認し評価を行っている。２年間を通した学内実習である基幹４科目に関しては、学生自身による振り返りシート（別添資料３－３：「学内施設臨床基礎実習」ふり返りシート）やレポート（「学内実習に臨んだ自身の問題意識」「学習の成果」「自身の今後の課題」「講読文献リスト」等）も作成・提出させており、教員側からの評価と学生自身によるセルフモニタリングによる自己評価とを照合した上で、１学期毎にフィードバックの機会を設けている。

第３章　臨床心理実習【項目3-3　学外実習施設】

基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。

＜基準3-3-1に係る状況＞

本専攻では、「学校・教育」「医療・福祉」「産業・キャリア」の３コース制をしいており、その方針に従って１年次と２年次の学外実習施設を配置している。学外実習施設を利用する授業としては、１年次秋学期開講の「学外施設臨床基礎実習」、２年次春学期開講の「教育施設専門実習１」、「医療・福祉施設専門実習１」、「産業施設専門実習１」及び２年次秋学期開講の「教育施設専門実習２」、「医療・福祉施設専門実習２」、「産業施設専門実習２」が該当科目となっている。

(1) １年次「学外施設臨床基礎実習」

１年次秋学期に開講されている「学外施設臨床基礎実習」では、３グループ編成の学生が学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの３領域の施設を１ヵ月単位で巡回するものである。この実習では「学校・教育」領域の実習施設として、２市の教育委員会管轄機関を配置している。一方は、幼稚園、小学校、中学校それぞれの学校教育現場に臨む実習であり、もう一方は適応指導教室に臨む実習であり、いずれも10年以上の臨床経験を有する臨床心理士若しくは専任教員が引率して指導にあたっている。「医療・福祉」領域の実習施設として、大学病院精神科１施設、単科精神病院３施設、公立療育センター１施設、公立保健医療福祉センター１施設、特別養護老人ホーム１施設の計７施設を配置している。このうち、単科精神病院２施設と老人ホーム１施設では、精神科医師や施設長を１名ずつ本授業の非常勤講師として任用し現地の臨床心理士とともに指導にあたっている。また、他の施設においても、10年以上の臨床経験を有する臨床心理士若しくは精神科医師等が実習指導にあたるか、本学から専任教員が引率を行って現場での指導を補完している。「産業・キャリア」領域の実習施設として、民間企業の健康管理センター１施設、民間EAP企業２施設、公立職業カウンセリングセンター１施設、民間キャリア・カウンセリング機関１施設の計５施設を配置している。このうち、民間EAP企業１施設と民間キャリア・カウンセリング機関１施設では、責任者（いずれも臨床心理士）を１名ずつ本授業の非常勤講師として任用して指導にあたっている。また、他の施設においても、10年以上の臨床経験を有する臨床心理士が実習指導にあたるか、本専攻

から専任教員が引率を行って現場での指導を補完している。本授業では、これら３領域に関わる実習施設に加え、「司法・矯正」領域の機関である家庭裁判所における実習も行っており、家庭裁判所調査官３名が指導にあたっている。（大学院基礎データⅢ-10-１、Ⅲ-10-２、Ⅲ-11）

(2) ２年次における各専門実習

２年次には、各コースに基づき、「教育施設専門実習１・２」、「医療・福祉施設専門実習１・２」、「産業施設専門実習１・２」が開講されている。「教育施設専門実習１・２」の実習施設として、3市の教育委員会管轄機関を配置している。このうち、1市は非常勤講師（臨床心理士）と専任教員が指導にあたり、もう1市は非常勤講師（臨床心理士）が、残りの1市は専任教員がそれぞれ指導にあたっている。「医療・福祉施設専門実習１・２」の実習施設として、大学病院精神科２施設、総合病院１施設、単科精神病院４施設、個人精神科開業クリニック３施設の計10施設を配置している。このうち、大学病院精神科２施設、総合病院１施設、単科精神病院４施設、個人精神科開業クリニック２施設では、臨床心理士や精神科医師を１～２名ずつ本授業の非常勤講師として任用し、現地の複数の臨床心理士とともに指導にあたっている。個人精神科開業クリニックのうち１施設の指導担当者は、本学の特別任用教授でもある精神科医師となっている。「産業施設専門実習１・２」の実習施設として、産業医関連施設２施設、民間EAP企業１施設、若者就労支援機関２施設、産業保健推進センター１施設、民間企業の診療所１施設等を配置している。このうち、産業医関連施設２施設では、精神科医師を１名ずつ本授業の非常勤講師として任用して指導にあたっている。民間EAP企業１施設では、10年以上の臨床経験を有する複数の臨床心理士が指導にあたり、専任教員が学内補完指導も行っている。若者就労支援機関２施設と産業保健推進センター１施設では現地臨床心理士と併せて、非常勤講師（臨床心理士）が指導にあたっている。民間企業の診療所１施設では、専任教員が指導にあたっている（大学院基礎データⅢ-10-３～５、Ⅲ-11）。

第３章　臨床心理実習【項目3-4　学外臨床心理実習】

基準3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

＜基準3-4-1に係る状況＞

学外臨床心理実習では、学内実習等により習得した基本的技能の熟達並びに、教育、医療、産業の現場毎で必要とされる独自の実践的知識や技能の習熟を目的（各シラバスに明記）に、学外の委託実習施設で授業を行っている。専任教員がマネジメントしながら、委託施設で、主として本学非常勤講師として任用した臨床心理士や医師等と連携・協力して、指導にあたっている（大学院基礎データⅢ-10-２、Ⅲ-10-３、Ⅲ-11）。

学外臨床実習系は、１年次秋学期に開講される必修科目の「学外施設臨床基礎実習」と、２年次に開講される「教育施設専門実習１・２」、「医療・福祉施設専門実習１・２」、「産業施設専門実習１・２」の７科目から構成される。いずれの授業も、専任教員を中心に、各施設で非常勤講師に任用された教員若しくは10年以上の臨床経験を有する臨床心理士等が現地で指導にあたり、少人数のクラス分割により実施している。

(1) １年次「学外施設臨床基礎実習」

１年次秋学期に開講される「学外施設臨床基礎実習」では、３グループ編成の学生が、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各々の施設を１ヵ月交替で巡回し、現地での指導者からの指導を受けながら、各領域の実務の概要を早期体験する。事前のガイダンスを学内で２回行い、学外実習に際しての全般的注

意事項（倫理遵守を含む）と諸施設における注意事項を個々に説明し、心構えと予習・復習の重要性を徹底して指導している。現地での実習は領域毎に３回実施され（３回×３領域＝合計９回)、それぞれの領域の実習を終了するたびに学内の討議（１回×３領域＝合計３回）を行って体験学習の整理と深化を図っている。学期末に全員で、司法領域である家庭裁判所に実習へ赴き、調査官３名から指導を受け、司法領域についても理解を広げている（大学院基礎データⅢ-10-１、Ⅲ-10-２)。

(2) ２年次における各専門実習

２年次に開講される「教育施設専門実習１・２」、「医療・福祉施設専門実習１・２」、「産業施設専門実習１・２」では、委託契約している学外施設を利用して、学生の将来の進路を考慮し、即戦力として各領域で活躍できるように、担任者（専任教員や非常勤講師）や現地スタッフ等から実践的な指導を受ける。現地での実習は半期毎に45時間以上実施され、学内では各実習現場に赴く前の事前ガイダンスを２回行うとともに、実習途中にも専任教員が適宜学内補完指導等を行って、知識や技能、倫理遵守についての定着を図っている（大学院基礎データⅢ-10-３～５)。また、専任教員は守秘に留意しながら、適時、電話やメールを利用して、非常勤講師や現地スタッフと連絡を取り合い、学生の実習進行状況について情報交換を行っている。

「教育施設専門実習１・２」では、幼稚園、小・中学校や適応指導教室を実習施設として、児童・生徒と直接ふれあうなかで彼らの心の成長・発達や認知的側面の発達について実践的に学ぶことを第一としている。特に、学校への適応に困難をもつ児童・生徒に関しては、教員の許可を得て授業に参加し、机間巡視等の方法で直接関わる機会を得ている。また、修了後スクールカウンセラーになることを希望する学生も少なからずいることから、教員の児童・生徒への関わり方や学級運営についての手法も理解し、教育関係者と連携・協働して活動していく方法についても習得できる機会を設けている。

「医療・福祉施設専門実習１・２」では医療施設を中心に、精神疾患患者への各種心理テストの実施と心理学的レポートの作成、支持的心理療法やグループアプローチ等の実践的な学習を行う。また精神科関連施設として、デイケア等の社会復帰施設ではソーシャルスキルズトレーニング等、精神障がい者の社会参加を促すプログラムに関与する。更に各臨床現場での実習を通して、チーム医療や他職種との連携の重要性について理解し、これらを実践するためのコミュニケーション技能の育成を図っている。

「産業施設専門実習１・２」では、産業・キャリア領域に属する種類の異なる施設を半期毎に組み合わせて実習を行っている。若者就労支援機関においては、学齢期を過ぎた青年期利用者の就労支援プログラムに参加すること、EAP企業においては、リワークプログラムに参加すること、産業医関連施設では、うつ病等で休職している労働者に対する精神科治療や産業医の役割への理解を深めるとともに、産業領域の視点に立った臨床心理アセスメント等の実習を行う。企業診療所においては、産業医の役割や労働者の心身健康管理がどのように守られているのかについて理解を深め、併せて臨床心理士のカウンセリングを補助する実習を行っている。

なお「医療・福祉施設専門実習１・２」、「産業施設専門実習１・２」、「教育施設専門実習１・２」はいずれも春学期・秋学期に分割して開講されている。学生は、１年次秋学期開講の「学外施設臨床基礎実習」で様々な臨床現場を経験した後に、自ら２年次のコースを志望して選択している。

(3) 倫理遵守に関して

倫理遵守に関しては、１年次の学内臨床実習や授業科目「臨床心理倫理論」で基本事項を指導しており、更に、１年次「学外施設臨床基礎実習」の事前ガイダンスと授業第１回目の学内全体会では、「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」等を用いて倫理遵守についてのガイダンスを行っている。また、２年次の専門実習の事前ガイダンス（１年次の２・３月）においても、同様に倫理に関する指導を行っている。実習中は適宜、「関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻専門職学位課程　心理臨床実践活動・研究倫理綱領」や実習施設が定める綱領等も利用しながら実践的な倫理遵守のあり方について指導を行ってい

る。

(4) 評価に関して

学外臨床心理実習の評価として、1年次「学外施設臨床基礎実習」では出席状況、実習に臨む基本的姿勢・態度とともに学外実習機関や領域における心理臨床業務への理解と深化の程度をレポートで評価している。複数の施設において実習を行っているため、学外実習施設の指導者と専任教員が複数で合議によって評価採点を行っている（大学院基礎データⅢ-12-１-(1)、Ⅲ-12-１-(2)）。２年次それぞれの「専門実習」においては、学生自身が実習開始前に「実習計画書」を作成し、実習中は毎回「実習日誌」を記入している。「実習計画書」と「実習日誌」に沿って、現地指導者や専任教員が適宜実習中の指導を行っている。授業としての評価は、各専門実習に即して評価項目を定め、出席状況、参加態度、心理臨床技能・態度に関する評価、失態事項(減点制)で行っており、現地指導者と専任教員複数の合議を行った上、最終的には実習関連会議で成績の偏りの有無等を確認し評価を決定している（大学院基礎データⅢ-12-２-(1)～(3)）。また、学生自身がセルフモニタリングとしての「実習報告書」を作成・提出し、成績発表後には、成績と「実習報告書」とを併せてフィードバックセッションを行い、専任教員と学生がともに話し合って今後の課題を明確にするようにしている。

第３章　臨床心理実習　＜優れた点及び改善を要する点等＞

(1) 学内実習施設に関して

優れた点は、入学定員に対応できるよう、学内に二つの施設が整備されていることである。また、クライエントの便宜を図るため、学生の活動時間の拡充並びにケース担当時間の可能性を広げるために2012年度から心理臨床カウンセリングルームの開室時間を９:00～20:00（2011年度までは、９:00～17:00）と延長し土曜日も開室していることである。

改善を要する点としては、心理臨床カウンセリングルーム内に遊戯療法室が１室しかない点と相談員室内の院生活動コーナーが狭いことであろう。遊戯療法室が１室しかない点に関しては、集団療法室を一時的に遊戯療法室として兼用すること、開室時間を延ばしたことで対応を図っている。院生活動コーナーが狭い点に関しては、2012年度に以文館２階に院生記録室としての臨床心理事例研究室を確保したことで対応を図っている。同年度に、これまでスタッフ更衣室であった部屋を面接室にリニューアルする等、現存する施設のなかでは最大限の改善を図ってきている。しかしながら、入学定員（１学年30名）に比して、心理臨床カウンセリングルームが全般的に狭小であるため、拡充可能性について学内関係部署と協議していくことを検討している。拡充の方向性が見えてきた時点で、待合室の設置等も併せて計画していきたい。

(2) 学内臨床実習に関して

学内臨床心理実習として三つの実習施設をもち、実際に臨床実習を行う際にも、学内にある異なる性質を持つ２種の相談機関を体験させることができている点が優れている。また、１年次春から２年次秋まで適切な順序性を考慮した臨床実習を積み上げ式に配置しており、実習施設の相談員やスーパーヴァイザーである非常勤講師と緊密に連携しつつ専任教員が責任をもって学生全員にきめ細やかな目配りをもって指導にあたれている点も優れている。

改善を要する点としては、2011年度入学生全ての学生に修了までに臨床心理面接を３ケース担当させることができなかった。この状況を改善するために、今後の検討課題として以下の４点を考えている。

①　実習施設における広報活動を更に充実させ、インテーク件数を増やす。

②　学生が担当しやすいケース（子ども～青年期等）のインテーク件数を増やせるように、関係諸機関との連携を深める方策を考える。

③　実習施設におけるケース対応の幅を広げる（グループ経験、コ・セラピスト経験等、2012年度、2013年度より試行的に開始している）。
④　習熟度の低い学生や難易度の高いケースに関しては、ケース開始時に教員や相談員が同席しながらサポートを行う方法（2012年度より試行的に開始している）を模索していく。

(3) 学外実習施設に関して

優れた点は、本専攻の方針としての３コース制にのっとり、１年次秋学期から３領域に関わる系統的で順序立った実習施設が充実して配置されている点である。１年次にできるだけ様々な臨床現場を経験することによって、心理臨床家としての活躍可能性の視野を広げることができ、２年次や修了後へのモチベーションを上げることができている。また、２年次の専門実習においても種類の異なる数多くの施設を配置することで、できるだけ学生の希望に即した実習施設を選択することができている。

改善を要する点としては、本専攻開設当初、「医療・福祉コース」に対応する２年次の専門実習は「精神科施設専門実習１・２」であり、2012年度から「医療福祉施設専門実習１・２」と名称変更したが、福祉関連施設が実習施設として配置されていなかった。その状況を鑑み、2013年度からは、特別養護老人ホームと公立保健医療福祉センターを実習施設として配置することとした。福祉関連施設の更なる充実は、今後も検討していきたい。

また、１年次秋学期に開講されている「学外施設臨床基礎実習」の「医療・福祉」領域実習は、2013年度からは、実習内容の均一化を図るため、全て精神科における実習（同施設にて連続３回行う）に変更することとした。学校・教育コースを選択した学生は、医療分野の経験が乏しくなりがちであるため、短期間であっても１年次に精神科における経験を積んでおくことが必要であると考え、改善途上である。

(4) 学外臨床心理実習に関して

優れた点は、１年次秋学期から３領域（一部、司法領域）に関わる学外実習を開始し、２年次には本専攻の方針としての３コース制にのっとった専門実習を行うという独自性があり、なおかつそれが系統的で順序立った学外臨床心理実習として成立している点である。実習時間や内容としても、それぞれの領域に強い臨床心理士を育成するに足るものとなっている。

本専攻では３コース制をしいていることが周知されており、入学時には学生それぞれがめざす方向性をもっている。しかし、１年次秋学期の学外実習で多様な臨床現場に触れることや、現場で生き生きと働く臨床心理士を間近に観ることで大きな刺激を受け、２年次前のコース選択時には入学時の方向性を適正な判断で修正することができている。そうして学生自らが望むコースにおいて実習を行えていることが、モチベーション維持に役立っていると言えるだろう。

改善を要する点としては、学外実習の開始時期の検討（現在は１年次秋学期から開始しているが更に早期開始とすることが適切か否か）や実習内容の微修正と更なる質の向上であろう。そのためにも、学外指導者連絡会議や日常的な連絡交流のなか、専任教員は常に学外指導者とともに実習内容を検討し、また学外指導者同士の情報交換を活発化させることによって、実習内容の質の向上に努めていく必要がある。

(5) 実習関連会議に関して

評価基準にはないが、本専攻の優れた点として特筆すべきは、授業期間中ほぼ毎週２～３時間、実習関連会議を開催していることであろう。学内外実習に関わる主な専任教員（実務家教員２名、研究者教員２～３名）が定期的に参加し、様々な情報を共有し、各実習の進捗状況や各学生の特徴・学習進度等を把握できるようにしている。また、臨床実習系科目の評価を最終決定する場面としても機能している。本会議の開催が、学内外実習の円滑な運営に大いに役立っている。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として４点の指摘を受けた。

第一点目の指摘事項は、「心理臨床カウンセリングルームの遊戯療法室を始めとする面接室、待合室、受付、スタッフ室等の施設、面接記録のためのパソコン台数等、施設設備における全般的な充実を図られたい。新たなカウンセリングルームの拡充が実現するまでの経過期間においても、現施設の充実改善への努力が望まれる」とのことであった。この指摘を踏まえ、心理臨床カウンセリングルームの充実のために、以文館別館に遊戯療法室１室、面接室１室を増設した（2014年６月１日から稼働)。また、学生が面接記録や事例研究論文を作成する以文館２階の心理臨床事例研究室のパソコンを８台設置した。また、座席数を８席から18席に増やし、パソコンを段階的に増やすこととした。更に心理臨床事例研究室と心理臨床カウンセリングルームとを直接LANで結ぶことにより、同ルームの狭隘を緩和し記録及び論文作成環境の改善を図った。第二点目の指摘事項は、「学生の相談担当数の充実を図るための方策を工夫されたい」とのことであった。この対応として、学生のケース担当数や多様性を増やすためには、まず、学内実習施設におけるインテーク数を増やす必要があると考え、心理臨床カウンセリングルームの稼働性を高めることを喫緊の課題とし、以文館別館に遊戯療法室１室と面接室１室を増設した（2014年６月１日から稼働予定)。また同ルームでインテーク数を増やす工夫としては、広報活動をより一層強化し、付近の関係機関との連携をこれまで以上に深めることにより、幼児や児童のケースを含め全体としての相談件数の増加に努めている。更に学生のケース担当数の抜本的な改善を図るために、大阪市内に心理臨床センター（仮称）の設置を決定し、本年10月より開設し、2015年４月から学内実習関連授業の本格的運用を予定している。同センターの開設に関する広報活動を展開するとともに、地方自治体や企業と積極的に連携し、来談件数の確保に努める。第三点目の指摘事項は、「学生対象の心理相談室での実習生による面接の担当は、改善されたい」とのことであった。学内臨床実習施設である心理臨床カウンセリングルームの狭隘のために、本年度春学期の面接を伴わない「学内施設臨床基礎実習」（１年次）のみ心理相談室を使用したが、秋学期以降、臨床実習のための同相談室の使用を全面的に中止した。大阪市内の心理臨床センター（仮称）の開設時期にあわせて、2015年度からは心理相談室を学内実習施設とせず、全ての実習を行わないこととした。第四点目の指摘事項は、スーパーヴィジョン体制の充実を図られたい」とのことであった。この指摘を踏まえ、２年次生全員が同ルームでスーパーヴィジョンを受けている「学内施設臨床実習２」（通年２単位・必修科目）のクラスを、10クラス(1クラス２名から４名)から、本年度は12クラス(1クラス２名から３名)に増設し、クライエントの増加に応じて最終的に15クラスまで増やすこととした。

以上、認証評価後の４点の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照)。

検索

第４章　学生の支援体制【項目4-1　学習支援】

基準4-1-1
学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。

＜基準4-1-1に係る状況＞

本専攻では、専門職課程の履修に専念でき、教育成果を上げるための学習支援の体制を構築している。基本原則として、本専攻の教育に携わる全ての教職員が、学習相談や履修相談に応じる体制をしいている。

１年次には、入学時に履修ガイダンス・実習ガイダンスを実施し、履修に関する注意事項や実習に臨む姿勢等を十分に理解できるよう配慮している（大学院基礎データⅣ－４）。また、各種臨床実習開始前や秋学期開始時等、学生の学習状況や実習の進度にあわせて、２年間を通じて実習や履修、進路等に関するガイダンスを12回開催している。特にコース選択、学外臨床実習施設や２年次の履修科目等については、履修・実習ガイダンスを実施したうえで、更に個別面談を行い決定している（別添資料２－５：ガイダンス年間スケジュール)。

履修ガイダンスは、実習の流れや修得すべき授業科目等について臨床心理専門職大学院要覧を参照しながら丁寧に説明している。１年次は必修科目が多いため、選択できる科目は限られてはいるが、履修相談等も随時、受け付けを行っている。また、履修登録の際にはWeb上で学生の履修できる科目等、履修に必要な情報が提示され、シラバスを閲覧できるようになっている。２年次の履修については、コース選択を行い、それを踏まえて学外実習を行う各施設専門実習の実習先及び履修科目を決定するという手順になっている。まず学生が自分の課題や将来の進路、適正等を検討してコース志望届を提出し（別添資料２－６：コース志望届け)、ガイダンスや教員との面談を通じてコース及び実習先を決定する。更に講義科目等も含めた２年次の履修科目について、学外実習等のスケジュールも勘案したうえで、学生と教員が面談を実施し決定している。

実習ガイダンスについては、まず入学時に、学内実習の主な施設である心理臨床カウンセリングルームについてマニュアルを参照しながら現場見学も含めてガイダンスを実施している。その後は、各種臨床実習開始時等、学生の学習状況や実習の進度にあわせて、年間を通じて実習ガイダンスを実施している。

また、進路オリエンテーションについては１年次・２年次にそれぞれ１回ずつ開催しており、その際には修了生の進路情報に関する資料を提示し、キャリア支援を行っている。

なお、臨床実習の指導や、実習を通じて生じる学生のストレスや諸問題への対応については、学内臨床実習及び学外臨床実習ともに指導・相談体制を構築している。即ち学内臨床実習については、少人数クラスである「学内施設臨床基礎実習」「学内施設臨床実習１」「学内施設臨床実習２」の担当教員がスーパーヴィジョンや指導・助言を行っている。加えて、「プラクティカル・ソリューション１～４」の担当教員にも随時、相談することができるよう配慮している。学外臨床実習については、実習施設に配置されている非常勤講師や臨床心理士等が現地で指導・助言を行っており、各コース担当の専任教員が学内で指導を補完し、様々な相談に応じている。

第４章　学生の支援体制【項目4-1　学習支援】

基準4-1-2
目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。

＜基準4-1-2に係る状況＞

専任教員のオフィス・アワーの曜日と時間帯を学期の始めに決定し、学生へ周知し、面談の予約を事務室で受け付けるシステムを設けている（大学院基礎データⅣ-４）。

また「プラクティカル・ソリューション１～４」の授業において、各自の課題や学生生活上の問題、並びにキャリア・ガイダンスを適宜、行っている（別添資料４-１：プラクティカル・ソリューション１　２　３　４ における相談活動記録簿）。特に１年次春学期に開講される「プラクティカル・ソリューション１」は必修科目としており、この中で全ての新入生が臨床心理専門職大学院での学習や実習に早期に適応できるよう４～５名程度の少人数で、個別指導に近い形でのきめ細かな指導を行っている。

更に学期毎に授業への取組や自学を含めた学習状況を学生が個々に振り返る機会を設け、「プラクティカル・ソリューション１～４」の担当教員と学生が個別に課題を確認し、目標を明確にもって学習に臨めるよう支援している（別添資料４-２：授業全般の振り返りシート）。

学内の臨床実習においては、２～６名程度の少人数クラスであることから、授業時間内に担当教員との実務に関する密なコミュニケーションが図られており、加えて学期毎に実習における学習状況を個別に確認し、不足があれば補完する等課題を明確にするよう配慮している（別添資料４-３：「学内施設臨床基礎実習」成績評価シート、「学内施設臨床実習１」成績評価シート、「学内施設臨床実習２」成績評価シート）。

また、本専攻において相談担当教員を男女１名ずつ配置している。

このように、様々な教員が学生の個別相談に柔軟に応じることができる体制をしいており、学生は個々の目標を明確に意識しながら課題に取り組んでいる。

なお本専攻の９名の専任教員には16.7㎡～20㎡の個人研究室が１人に１室配備されており、学生との面談等ができるように応接セット等が備えられており、施設面でも配慮されている。

第４章　学生の支援体制【項目4-1　学習支援】

基準4-1-3
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

＜基準4-1-3に係る状況＞

臨床心理専門職大学院の性質を鑑みて、教育補助者（TA）は臨床心理士の有資格者あるいは、同等の専門知識・技能を有する者が望ましいと考えており、心理臨床学専攻会議において審議したうえで採用を決定している。2013年度には２科目（「心理援助応用特別演習」「地域支援ファシリテーション特別演習」）に教育補助者（TA）を配置しており、いずれも臨床心理士の有資格者である。また専門職大学院事務職員や授業支援ステューデントアシスタント（SA）による機材や教材の準備、並びに器具の貸与と管理等は常時行われている。

第４章　学生の支援体制【項目4-1　学習支援】

基準4-1-4
多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル１）。

＜基準4-1-4に係る状況＞

本専攻では開学以来５年間に25名の社会人経験者を受入れている。なお、社会人入試は実施しておらず、

いずれも一般入試で入学していることから、基礎学力はその他の入学生と同等に有するものとして社会人経験者への特別な対策は行っていない。ただし入学後、基礎学力に不足がある場合は、それを補うために「プラクティカル・ソリューション１～４」の担当教員がオフィス・アワー等を通じて個別指導を行うことができる。また本学社会学部並びに文学部には、心理学系の科目が多数開設されており、必要に応じて履修することが可能である。

また、実習科目については、積み上げ式のカリキュラムを設定しており、学期中や学期末に、社会人経験者を含めて全ての学生の技能の習熟度を担当教員全員で討議し評価している。評価内容については、学生個別にフィードバックを行い、現在の課題を明確にして学習内容や学習方法等の指導を行っている。

第４章　学生の支援体制【項目4-2　生活支援等】

基準4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

＜基準4-2-1に係る状況＞

専門課程における学習に専念できるように、経済的支援並びに生活面での支援は極めて重要である。特に専門職大学院は授業数が多く、アルバイトをしながら修学することが困難である。そこで本専攻では、奨学制度として心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）給付奨学金を設けて支援している（大学院基礎データⅣ－２）。2012年度は10名が給付奨学金の対象となり、学費の全額相当２名、半額相当８名が給付を受けている。また、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金や、日本学生支援機構の貸与奨学金を利用することができる（大学院基礎データⅣ－１）。この他にも、緊急・応急奨学金制度や教育ローン制度を設けて、経済的な支援を行っている（大学院基礎データⅣ－１）。

更に生活面の支援に関しては、全ての教職員が窓口となり、相談・助言を行うように心がけている。大学内には、各種の専門相談機関が設置されており、保健管理センターは健康相談を、心理相談室が心理相談を、ハラスメント相談室が各種のハラスメントの相談を受け付け、各種の相談に対応している。また、専門職大学院事務グループには専任事務職員及び定時事務職員等が配属され、各種手続きや日常生活の相談等に応じている。なお、心理相談室への本専攻生の来談があった場合には、守秘はもちろん多重関係が発生しないように配慮している。

第４章　学生の支援体制【項目4-3　障害のある学生に対する支援】

基準4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。

＜基準4-3-1に係る状況＞

障がいのある学生に対する支援に関しては、本専攻だけでなく、大学全体として取り組んできたが、2013年４月に学生相談・支援センターが開設され、身体障がい並びに発達障がい等への支援が強化され、障がいに応じた修学支援や生活上の支援体制が一層拡充された（大学院基礎データⅣ－８）。また、建物のバリアフリー化や点字ブロックの設置に関しては、ほぼ全館で進められている。身体障がいのある受験生に対しては、それぞれの障がいに応じた支援を行い、受験の機会を確保している（大学院基礎データⅣ－８）。なお、2012年度の受験生並びに入学生には、身体障がい等を有し特段の配慮を必要とする者は認め

られなかった。今後、このような学生の受験あるいは入学がある場合には、設備面だけでなく、教育支援に関する人的支援等の配慮にも努めたい。

第４章　学生の支援体制【項目4-4　職業支援（キャリア支援)】

基準4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２)。

＜基準4-4-1に係る状況＞

本専攻の特色の一つは、学生の将来の進路に応じた専門教育である。１年次は、全員がほぼ同じ授業を履修し、臨床心理士としての基礎的な専門技能を習得していくが、２年次からは各自の進路に応じて、学校・教育、医療・福祉、産業・キャリアの各コースに分かれて、各領域で即戦力となれるように教育が進められる。このような将来の進路を見据えた教育を行うためには、キャリア・ガイダンスを適切に行う必要がある。またインターンシップ制度と同様に、様々な臨床現場を早期に体験させることも重要であろう。本専攻では、１年次の秋学期に、教育系・医療系・産業系の臨床現場を巡回しながら早期体験を行う「学外施設臨床基礎実習」を必修科目としている（大学院基礎データⅢ-10-１、Ⅲ-10-２)。また、進路オリエンテーションを１年次及び２年次に開催し、様々な進路について時期に応じた情報提供を行っている（大学院基礎データⅣ-９)。学生が利用している自習室には求人情報を綴じたファイルを備え付け、自由に閲覧できるようにしている。更に、公務員心理職の採用試験をめざす学生に対しては、本学エクステンション・リードセンターの心理職対策講座の受講を促している。また、大学全体としてはキャリアセンターが設置されており、キャリア相談の専門相談員が対応している。修了時には、進路及び連絡先を専門職事務室で把握し、臨床心理士試験の結果や進路等の情報収集等において連絡・連携を密にするよう努めている。また、修了生を対象とした臨床心理士試験対策講座（全12回）を開講しており、修了後も継続的な支援を行っている。

また、本学の卒業生及び修了生で構成されている校友会組織の関西大学臨床心理士会（2013年５月現在、会員数313名）に、在学生は準会員として参加し、様々な臨床現場で活躍している諸先輩と研修会を通じて交流し、知識や技能の向上に加えてより実際的な臨床心理業務を知る機会を得ている。修了後には同会に正会員として参加し、継続して研修を受ける機会が得られる。

検索

第４章　学生の支援体制　＜優れた点及び改善を要する点等＞

教員が学生とのコミュニケーションを重視しながら、学生個々の課題や進路等、学生生活で生じるあらゆる困難について対応できる相談体制を構築している。本専攻内には相談担当教員を２名配置し、全ての専任教員がオフィス・アワーを確保し、更に「プラクティカル・ソリューション１～４」の授業内でも相談活動が行われる等、全ての学生に複数の相談窓口が確保されている。ただし、学生の相談に応じるための専用の部屋は設置されておらず、教員が個人研究室等で対応をしている。今後は学生の相談に応じる部屋の設置について検討していきたい。

教育成果を上げるための学習支援体制については、臨床心理士の有資格者をTAとして一層活用することで授業の充実を図りたい。

また、経済的支援の強化を図るために、今後は学内だけでなく各種団体の奨学制度等の適用も考慮し、受給率の向上に努めたい。

キャリア支援に関しては、本学の心理相談室にて、修了生を毎年５名程度ピア・カウンセラー（非常勤）として採用しており、雇用の創出にも努めている。今後は、更に就職先の開拓を行うとともに、学外にカウンセリングセンター等を設立し、更なる雇用の創出に努める必要があると考え、現在、開設に向けて具体的な構想を取りまとめている（別添資料４－４：法科大学院リーガルクリニックプロジェクトに伴った臨床心理専門職大学院附属心理クリニック構想）。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として、「学生支援として心理相談室が設置されているが、それを学内実習施設としていることについては、本専攻の学生の利用に困難が生じる場合もあるので、改善が望ましい」との指摘を受けた。これについての対応として、学内臨床実習施設である心理臨床カウンセリングルームの狭隘のために、本年度春学期の面接を伴わない「学内施設臨床基礎実習」（１年次）のみ心理相談室を使用するが、秋学期以降、臨床実習のための同相談室の使用を全面的に中止し、大阪市内の心理臨床センター（仮称）の開設時期にあわせて、2015年度からは心理相談室を学内実習施設とせず、全ての実習を行わないこととした。以上、認証評価後の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照）。

第５章　成績評価及び修了認定【項目5-1　成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。

(2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

(4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

＜基準5-1-1に係る状況＞

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること

関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第16条に基づいて、成績評価のランクはいずれの科目も「100～90点（秀）、89～80（優）、79～70（良）、69～60点（可）」とし、60点未満を不合格としている（大学院基礎データⅤ－２）。これらの評価は秀及び優がAランク、良がBランク、可がCランク、不可がDランクに相当する。成績評価の方法やその基準については、科目毎にシラバスに明示し、学習ガイダンス（オリエンテーション）や授業内での告知を行って学生に周知するが、ランクの分布については、科目毎に到達目標を設定し、その達成度を評価する絶対評価を行っており、科目の到達目標の達成度合いによって分布のあり方は一定でない。授業形態に応じた成績評価の要素は本専攻で設けているガイドラインに沿って概ね以下のとおりである（大学院基礎データⅤ－１）。

ａ．講義系科目

定期試験あるいはそれに代わる論文（レポート）70%、平常成績30%の評価割合とする。平常成績は出席状況、授業への参加度等を加味して評価する。集中講義の場合は定期試験を行わず、平常試験（小テスト・レポート）を行って総合評価する。小テスト（レポート）の成績70%、平常成績30%の評価割合とする。平常成績は出席状況、授業への参加度等を加味して評価する。上記の評価方法によって、本講義で学習した知識の程度を評価する。

ｂ．演習系科目

「プラクティカル・ソリューション１～４」については、定期試験を行わず、平常試験（小テスト・レポート）を行って総合評価する。出席状況20%、平常レポート・参加度80%の評価割合とする。上記の評価方法によって、本演習で学習した知識と手法の理解度を評価する。また「プラクティカル・ソリューション１～４」を除く科目については、定期試験を行わず、平常試験（小テスト・レポート）を行って総合評価する。その評価割合は、出席状況20%、平常レポート20%、平常試験60%である。上記の評価方法によって、本演習で学習した知識と技術の程度を評価する。

ｃ．技能実習系科目

定期試験を行わず、平常試験（小テスト・レポート）を行って総合評価する。出席状況20%、平常レポート30%、平常試験50%の評価割合とする。平常試験は授業最終回で行う実践技能の見極めテストを指す。上記の評価方法によって本実習で学習した技能の程度を評価する。

ｄ．臨床実習系科目

定期試験を行わず、平常試験（小テスト・レポート）を行って総合評価する。出席状況20%、授業への参加態度（平常レポートを含む）10%、平常試験70%の評価割合とする。平常試験は実習現場で実践

技能を見極めることを指す。上記の評価方法によって、本実習で学習した技能の程度を評価する。なお担当教員が学生を個別に評価した後、最終的に実習担当の複数教員の合議制で決定する。

上記のように授業科目の性質を鑑みて、試験、出席状況、レポート等複数回に渡る多様なデータを用いて成績評価を行っている。

(2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること

評価基準に則って正確に評価がなされるように細心の注意を払っており、全ての授業科目で成績評価シートを作成している（別添資料５－１：成績評価シート見本)。演習、実習系科目等の複数の教員が担当する科目では、成績に関わる複数のデータを共有しながら合議して成績評価を行っている。特に臨床実習系科目については、実務家、研究者に関わらず多数の教員が担当することから、評価基準等を記した成績評価シート（別添資料４－３:「学内施設臨床基礎実習」成績評価シート）を用いて学生の能力及び資質が確実に評価されるようにするとともに、実習関連会議において査定の機会を設けている。実習関連会議は実務家教員２名、研究者教員２名から３名が参加しており、臨床実習におけるケース配置といった授業運用上の日々の課題に対処することに加え、学生の学習状況を相互に確認したり、臨床実習の内容の充実やそれを担保したりするための他の授業科目との連携等授業カリキュラムのあり方についても議論を行っている。この会議において、臨床実習系科目の各担任者の評価について偏りや不整合の有無に関してチェックをし、最終的には合議により成績評価を確定している。

成績評価について説明を希望する学生に対し、担当教員が説明にあたることはもちろんのこと、定期試験を行う場合にはその時間割に疑義を申し出る機会があることを明示し、成績評価の結果について、個別にその評価の根拠を示す制度を設けている（別添資料５－２：平成24年度秋学期 臨床心理専門職大学院試験時間割表)。また定期試験の採点の際に客観性や公平性を損なわないために、解答用紙は当該学生の学籍番号や氏名等を伏せて採点できるように配慮している。更に後述するFD委員会において、科目毎あるいは複数クラスに分割する科目の担当者毎の採点分布に関するデータを明らかにしており（大学院基礎データⅤ－１)、関係教員間で共通の理解の下評価の基準に沿って成績評価がなされているかを確認している。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること

定期試験及びそれに代わる論文（レポート）を行った時には、成績評価の基準並びに成績分布等を学生に開示している。また成績発表後、臨床実習系科目については成績評価シート（別添資料４－４:「学内施設臨床基礎実習」成績評価シート）に基づいて関連情報のフィードバックを個別に行うとともに、その他の授業科目全般についても、「プラクティカル・ソリューション１～４」の担任者が、評価上の数値では表れにくい学習成果や今後の課題について学生との共通認識を持つべく授業全般の振り返りシート（別添資料４－３：2012年度秋学期授業全般の振り返りシート）を使用して個別面談を行っており、成績評価に関する双方向性のフィードバックシステムを構築している（別添資料２－８：学生へのフィードバックシステムと担当表)。

(4) 定期試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること

病気、その他の事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その事由が正当であると認められた者に対しては追試験を行うこととし、その旨をあらかじめ明示している（別添資料５－２：平成24年度秋学期臨床心理専門職大学院試験時間割表)。追試験受験希望者は、証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。追試験受験者の成績評価基準は、通常の定期試験受験者と同様の成績評価基準により採点し、受験者が不当に利益または不利益を受けることのないように配慮している。なお本学では成績評価の厳密性を保つ観点から、定期試験において合格点に達しなかった者に対する再試験は

行っていない。

第５章　成績評価及び修了認定【項目5-1　成績評価】

基準5-1-2
学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。

＜基準5-1-2に係る状況＞

関西大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻学則第11条に基づき、本専攻が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本専攻において修得した単位として認定する制度を設けている（大学院基礎データⅤ－２）。

これを適用する場合は、公益法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種、第二種指定大学院、あるいは他の臨床心理専門職大学院で修得された単位に限定している。可否の手続きと認定方法は、単位の認定を申し出た学生に、単位修得証明書及び単位修得先の大学院が公表している当該科目の詳細なシラバス等の提出を求め、この資料に基づいて本専攻の独立運営にあたる最高の意思決定機関である心理臨床学専攻会議において、教育課程の一体性の観点から、対象科目は基幹科目となっていないか等を鑑みて慎重に審議し、認定の可否を決定する。現在までこの制度の適用はない。

第５章　成績評価及び修了認定【項目5-2　修了認定】

基準5-2-1
専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。
(1) ２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。
ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。
ア　臨床心理学基本科目　　16単位
イ　臨床心理展開科目　　18単位
ウ　臨床心理応用・隣接科目　　10単位
(3) (1)及び(2)を踏まえて、総合的に判定が行われること。

検索

＜基準5-2-1に係る状況＞

(1) 標準修業年限と修了に要する単位数等

本専攻の修了要件は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第７条及び18条に２年以上在学し、所定の単位（48単位）を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与すると規定されている（大学院基礎データⅤ－２）。

また第10条に入学前の既修得単位等の認定、第11条に他の大学院における授業科目の履修及び単位認定があり、第12条に前２条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとするとの規定がある（大学院基礎データⅤ－２）。これらはいずれも教育上有益であるとの観点から行われる措置であり、公益法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種、第二種指定大学院、あるいはその他の臨床心理専門職大学院で修得した単位に限定している。可否の手続きと認定方法は先に述べたとおりであり（基準5-1-2)、現在のところ、この制度を適用したことはない。

(2) 授業科目の修了要件等

授業科目の修了要件については、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則別表（第７条関係）に規定されており、抜粋すると下記のとおりである（大学院基礎データⅤ－２）。

１　以下の科目を含め48単位以上を修得しなければならないものとする。

(1) 基本科目群20単位

(2) 発展科目群の学内施設臨床実習２及びプラクティカル・ソリューション１　各２単位

(3) 応用科目群の心理アセスメント系、心理療法系、地域臨床系からそれぞれ１科目２単位

(4) 発展科目群（学内施設臨床実習２及びプラクティカル・ソリューション１を除く。）及び応用科目群のうち別に定める授業科目から、発展科目群６単位以上、応用科目群４単位以上を含めて16単位以上

なお、この単位には前号により修得した単位を含むことができる。

また、応用科目群には、医療・福祉施設専門実習１・２、産業施設専門実習１・２又は教育施設専門実習１・２のいずれか２科目２単位を含まなければならない。

上記の修了要件については、ガイドラインの定める科目区分とは相違があるものの、必要な授業科目及び単位数は具備している。なお、ガイドラインでは実習の単位を１コマ１単位としており、本専攻の単位計算とは異なっている。本専攻の単位をガイドラインの基準に照らすと、「学内施設臨床実習２」は通年２コマ４単位に相当し、その他の実習科目は半期２コマで２単位に相当する。

基本科目群の「臨床心理学原論（講義２単位)」、「臨床心理倫理論（講義２単位)」は、必修としている。

臨床心理アセスメントとしては、「心理アセスメント演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「プロジェクティブ・テクニック演習（演習２単位)」、「神経心理学的アセスメント演習（演習２単位)」のいずれか１科目を選択必修としている。また技能実習として、「心理アセスメント実習（技能実習２コマ（本学では１単位))」を必修科目としている。したがって、臨床心理アセスメント系の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている。

臨床心理面接としては、「心理療法演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「フォーカッシング指向心理療法演習（演習２単位)」、「心理援助応用特別演習（演習２単位)」 のいずれか１科目を選択必修としている。また技能実習としては「心理療法実習（技能実習２コマ（本学では１単位))」を必修科目としている。したがって臨床心理面接系の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている。

臨床心理地域援助としては、「地域臨床心理学演習（演習２単位)」を必修とし、応用科目群の「地域臨床心理学特別演習（演習２単位)」、「地域支援ファシリテーション特別演習（演習２単位)」のいずれか１

科目を選択必修としている。また技能実習としては「地域臨床心理学実習（技能実習２コマ（本学では１単位））」を必修科目としている。したがって臨床心理地域援助系の単位としては、演習２科目４単位と技能実習１科目１単位（２コマ）が必修となっている。

学内臨床心理実習としては、「学内施設臨床基礎実習（臨床実習２コマ（本学では１単位））」、「学内施設臨床実習１（臨床実習２コマ（本学では１単位））」、「学内施設臨床実習２（臨床実習通年２コマ（本学では２単位））」を必修とし、２年間で４単位を修める。

また本専攻は、各学生の将来の進路に応じた専門技能の段階的な習得をより効率的に行うために、コース制を導入している。コースは「学校・教育コース」「医療・福祉コース」「産業・キャリアコース」の三つで、２年次から分属を開始し、学生は自らのキャリアデザインに応じてコースを選択し、当該コースの修了要件を満たしながら、学習を進める。学外臨床心理実習としては、「学外施設臨床基礎実習（臨床実習２コマ（本学では１単位））」を全学生必修科目とし、コース毎の「施設専門実習１（臨床実習実習２コマ（本学では１単位））」、「施設専門実習２（臨床実習２コマ（本学では１単位））」をコースにおける必修科目としており、２年間で３単位を修める。

上記のとおり、ガイドラインに示された単位数の科目が必修化されている。

上記に加えて本専攻の特徴でもあるコース制に沿った選択必修科目として発展科目群６単位以上、応用科目群４単位以上を含めて16単位以上、合計48単位を修了要件としている（大学院基礎データⅤ－２）。

(3) 修了認定

修了学期の学期末において、心理臨床学専攻会議においてこれらの修了要件に各学生が総合的に該当するか否かを確認し、修了認定を行っている。また2011年度入学生30名のうち、修了は28名であり、２名は退学であった（大学院基礎データⅤ－３）。なお、この２名の退学に関しては、修業上の理由ではなく経済的事由や進路変更によるものである。

第５章　成績評価及び修了認定　＜優れた点及び改善を要する点等＞

成績評価については、可能な限り客観的で、かつ科目の性質に応じた合理的な方法を用いている。また評価基準に則って正確に評価がなされるように細心の注意を払い、特に臨床実習系科目については、実務家、研究者教員に関わらず多くの教員が担当することから、評価基準等を記した成績評価シートを用いて確実に評価がなされるよう実習関連会議において査定を行っている。実習関連会議は実務家教員２名、研究者教員２名から３名が参加しており、各担任者の評価に偏り等がないか等をチェックし、最終的には合議して成績評価を行っている。このように成績評価の行い方は優れていると考えられるが、臨床実習系科目については、成績評価シートに記載する質的評価基準を更に明確にし、個々の能力を一層、的確に評価できるよう改善に努めたい。また絶対評価を採用し成績のランクの分け方も妥当なものであると考えられるが、今後、各ランクの分布のあり方について検討する余地がある。

成績評価のフィードバックについては、学生に対して説明する制度を設けていると同時に、成績評価の基準やこれらに関する情報を学生に積極的に提供するように努めている。定期試験を行う時には成績評価の基準や成績分布等の情報開示を行うことはもとより、臨床実習系科目では成績評価シートを用いて情報のフィードバックを行ったり、その他の授業科目全般についても、「プラクティカル・ソリューション１～４」の担任者が、授業全般の振り返りシートを用いて学習成果や今後の課題について学生との共通認識を持つべく個別面談を行っている。成績評価に関する双方向性のフィードバックシステムを構築し、開示された情報が学習効果の促進をもたらすように工夫している。

また本専攻の修了要件はガイドラインに定められた基準に合致しており、修了認定の手続きについても

心理臨床学専攻会議において、確実に行われている。今後、入学前に他の大学院において修得した単位を本専攻の単位に認定する場合に、その単位修得に要した修学期間を勘案し、本専攻所定の在籍期間に充当するかどうかに関し慎重に検討する必要があると考えている。今まで、この該当例はなく、現在のところ教育課程の一体性を担保する観点から、本専攻の修学期間には加えない方針である。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点としての指摘事項はなかった。ただし、本章以外の指摘事項への対応措置に伴い、本年度より下記のとおり修了認定等に関わる変更を行った。

ア　必修科目の追加

臨床心理事例研究演習１・２、学内臨床カンファレンス実習１・２の４科目６単位を必修科目に変更する。

イ　コース選択必修科目の必要単位数の変更

コース別の選択必修科目の修得単位を発展科目群６単位以上、応用科目群４単位以上を含む10単位以上に変更

ウ　履修制限単位

各年次　36単位から38単位に変更

委細は、添付資料（臨床心理専門職大学院要覧）のとおりである。

以上の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照)。

第６章　教育内容及び方法の改善措置【項目6-1　教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1
教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。

＜基準6-1-1に係る状況＞

(1) 教育内容及び方法の改善を図るための組織

本学ではFD活動を支援する機関として、2008年に教育支援開発センターが発足し、授業評価アンケートを行ったり、学部生・大学院生参加型のFDフォーラム等を実施したりして、教員の資質の維持と向上等に努めている。本専攻でも、大学全体のFD活動等を利用し、新任教員オリエンテーションや教育メディアの活用等、大学院の授業で効果があると判断されるFDプログラムに参加し研修を行っている。

また本専攻独自の取組として、９名の専任教員全員と教務センター所属事務職員（１名）から構成されるFD委員会を組織している。このFD委員会は、本委員会に関する本専攻独自の内規に基づいて（大学院基礎データⅥ-１）、組織的かつ継続的に教育の内容や方法の改善を図るために、概ね月１回開催している。

(2) 教育内容及び方法の改善のための研修会等

教育指導に関する研修会については、他大学や臨床心理業務関連施設の専門家を招聘し、講演会や実務指導（新しい技術）の機会を定期的かつ継続的に実施し、教員の資質の維持・向上に努めている。昨年度は11月と２月に学外の著名な講師を招聘し、講演会を行い、専任教員の参加率は11月実施で33.3%、２月実施で88.9%となっており、講演会への積極的な参加体制をとるべく努めている（大学院基礎データⅥ-１）。またこの研修会では、講演等のテーマを選ぶ際に学生の意見も取り入れ、研修会終了後に学生自身の感想等を記述するようにしている（添付資料５-４：平成24年度FD活動報告書）。この活動を通して、参加教員は学生の受講態度等を観察しながら、講述の展開のあり方等を吟味することができ、教育方法あるいはその内容の改善において多くの示唆を得ている。また昨年度の６月には２名の教員と１名の事務職員が他の専門職大学院を訪問し、教育活動を見聞したことで後述するディベロップメント調査の開発に役立つ機会となった。更に昨年度は１名の専任教員が在外研究を行い、海外の臨床教育の現状をFD委員会で報告し（大学院基礎データⅥ-１）、成果の共有が図られた。引き続き、今年度も１名の専任教員が在外研究を行っており、帰国後その成果をFD委員会で報告し、FDに関する啓発活動を行う予定である。

(3) ピアレビュー

昨年度、学期毎に講義系、演習系、実習系の科目について実施した（大学院基礎データⅥ-１）。実施した科目は各学期３科目ずつであったが、通年での参加（授業担当者での参加も含む）は９名の専任教員のうち、７名の参加となっており、授業時間や会議等との調整がつかない等の事由から、全ての専任教員が参加することはできなかった。本年度は全員が参加できるようにピアレビューの対象科目を増やすことを４月のFD委員会において決定し、春学期は５科目のピアレビューでの公開授業を予定している（大学院基礎データⅥ-１）。

(4) ディベロップメント調査

昨年度からの新たな取組として、学生に対する自己評価式のディベロップメント調査（セルフディベロップメント調査）を開発し（大学院基礎データⅥ-１）、半期に一度、修了時期まで追跡調査を行うこととした。セルフディベロップメント調査は、臨床心理士に必要な知識や技能あるいはキャリアデザイン等の学習がどの程度進んでいるのかについて尋ねるものである。課程修了時の目標値を10として、現状を０～10のポイントスケールで表わすと同時に、学習できている課題や今後取り組むべき課題を記入する自由記述欄も設けている。質問項目を要約すると以下のとおりである。

検索

ａ．コミュニケーション技能について
　①　他者を尊重する振る舞い方
　②　他者の話等を聴き取る技能
　③　他者に話等を伝える技能
　④　文書を作成する技能
　⑤　プレゼンテーションを行う技能

ｂ．心理アセスメントに関する知識と技能について
　⑥　心理アセスメントに関する知識
　⑦　心理アセスメント関する実践的技能
　⑧　心理アセスメントに関する文書作成技能

ｃ．心理面接に関する知識と技能について
　⑨　心理面接に関する知識
　⑩　心理面接に関する実践的技能
　⑪　心理面接に関する臨床記録の作成技能

ｄ．地域援助に関する知識と技能について
　⑫　地域援助に関する知識
　⑬　地域援助に関する実践的技能

ｅ．事例検討や事例研究に関する技能
　⑭　事例検討・事例研究に関する知識
　⑮　事例検討・事例研究に関する実践的技能

ｆ．キャリアデザインに関すること
　⑯　キャリアデザインの作成度

この調査には授業並びに指導の成果がどのような時期にどのように現れるのか、あるいは効果的な教育内容や方法等を学生と教員の協働で探索するねらいがある。現在、回収した調査データは、昨年10月に行った2011年度入学生（２年次）秋学期、2012年度入学生（１年次）秋学期と、本年３月に行った2011年度入学生課程修了時、2012年度入学生１年次終了時である。

昨年10月に行った調査データは、同年11月のFD委員会で報告された（大学院基礎データⅥ－１）。この報告により、2011年度入学生の心理アセスメントに関する文書作成技能の評価が4.44と低いことが認められ、２年次の心理アセスメント系の授業である「プロジェクティブ・テクニック演習」の授業においてシラバスに提示された範囲内で所見作成の技能の強化を図る等の改善策を講じた。また事例検討や事例研究に関する実践的技能の評価の低さも議論され、次年度の「臨床心理事例研究演習２」の授業で自験例を演習対象とすることにより学習効果を高める方針を確認した。また本年３月の集計結果では（大学院基礎データⅥ－１）、先の心理アセスメントに関する文書作成技能の評価が4.44から6.00と大幅に向上し、改善措置が奏功した。また2011年度入学生の地域援助に関する実践的技能の進捗の不十分さ（4.67から4.92）が認められたために、本年度より「地域支援ファシリテーション特別演習」を開設したり、「地域臨床心理学演習」の配当学期を秋から春学期に改める等の改善措置を講じた。今後、アンケート調査の結果を更に蓄積し、同一学生の修了までの自己評価の状況を追跡しながら、質的分析も加えて、その研究の結果をカリキュラムの拡充等に役立てていきたいと考えている。なお、2013年度新入学生については、本年４月末に調査票を配布し、５月の上旬に回収を行った。

(5) FD活動報告書

FD委員会は活動結果、改善結果、改善目標及びその取組状況に関し、FD活動報告書を作成し、冊子等のメディアを通じて積極的に公開するように努めている。昨年度はセルフディベロップメント調査の開発に関する取組と現状報告、授業評価アンケートの結果、ピアレビューの実施報告、FD研修会に関する成果等を報告書として公開した（添付資料５－４：平成24年度FD活動報告書)。

第６章　教育内容及び方法の改善措置【項目6-1　教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２)。

＜基準6-1-2に係る状況＞

本専攻においては、実務家教員では教育上の経験の確保、研究者教員では実務上の知見の確保を鑑みつつ、必修科目等の多くの基幹科目において授業を共同で担当している。例えば、臨床実習系科目の「学内施設臨床基礎実習」では実務家教員２名と研究者教員４名が、演習系科目の「地域臨床心理学演習」でも、実務家教員１名と研究者教員１名が共同で担当している。また実務家教員３名の全ての者が講義あるいは演習系科目を受け持ち、研究者教員６名の全ての者が臨床実習系科目を担当している。このようにカリキュラムの編成や授業担当者を決定する段階から、実務家教員の教育上の経験や研究者教員における実務上の知見を継続的に確保できるように配慮している。また論文研究指導についても、実務家教員と研究者教員が協働できるように、全ての専任教員が「関西大学臨床心理専門職大学院紀要」の編集委員となって、論文作成指導にあたっている（別添資料２－２：関西大学臨床心理専門職大学院紀要 第３号巻末)。更に実務家教員と研究者教員の共同参加型のほぼ毎週開催される実習関連会議において、互いにそれぞれの立場から、教育上、実務上の経験や知見の維持・向上を図れるよう議論しながら情報共有に努めている。またFD委員会において各教員の専門領域に関する実務や研究・教育の成果を公表する機会を適宜設け、知見の補完を図ることに加えて、教員の資質の維持・向上のために、実務・研究の属性に関わらず専任教員は国内外の研修及び研究の制度を利用することができるようになっている。本専攻の３名の実務家教員に関しては、臨床実務経験が豊富であると同時に、大学等での十分な教育歴を有している。また研究者教員に関しては、全員が病院等の常勤あるいは非常勤の前歴を有するものである。今後とも教員の資質の向上を鑑みて、実務家教員に関しては教育研修への参加を促すとともに、研究者教員に関しては実務上の知見を補完するために、臨床実践に携わるように促したい。なお研究者教員の全員が学内外の施設で、兼任の心理相談員や非常勤の臨床心理士として活動している（別添資料６－１：専任教員の心理臨床活動)。

第６章　教育内容及び方法の改善措置【項目6-1　教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル１)。

＜基準6-1-3に係る状況＞

本専攻では原則として、全教員並びに全教科を対象にして、春学期末と秋学期末の年２回、学生による授業評価アンケートを実施している。ただし学生との関係性や統計的処理の精度の問題から、履修者が一定数（10名）以上の科目で実施している。内容については、下記のとおりであり、学生に対する発問や応

答、資料配布、板書、発声の仕方等の教育方法を含めた包括的なものとなっている。

① 授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。
② 授業内容について、分かりやすくなる工夫がなされていましたか。
③ 担任者の解説の声は、はっきりと聞き取れましたか。
④ 学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。
⑤ 教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
⑥ 黒板の使い方やOHP、ビデオ、パソコン等の機器による教材の提示の仕方は適切でしたか。
⑦ 担任者は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
⑧ 全体としてこの授業を受講して満足しましたか。
⑨ この授業を通じて、知識が深まった、能力が高まったと感じますか。
⑩ あなたはこの授業によく出席しましたか。
⑪ あなたは予習・復習する等、この授業に意欲的に取組ましたか。
⑫ この授業の教室の広さ、座席の形態等の教室環境は適切でしたか。
⑬ 学内施設実習では、身だしなみや言葉遣いなどに配慮するようになりましたか。
⑭ 実習を通じて、コミュニケーション技能が向上したと感じますか。
⑮ 実習中に困ったことが生じた場合、教員に相談できますか。
⑯ 実習設備・器具は充実していますか。
⑰ 実習では、対象者と接する機会は充分でしたか。

上記の質問項目に対し、回答の選択肢として「強くそう思う」から「全くそう思わない」までの５段階を設定し、１～５のポイントスケールで答える方式をとっている（⑬から⑰の質問項目は実習系科目のみが対象）（大学院基礎データⅥ－２）。また自由記述が行える用紙を同時に配付し、回答の自由度を上げる工夫を行っている。いずれの方式でも回答者の匿名性を確保し、特に自由記述ではワープロによる回答を求めている。

これらの結果は統計的分析を施して対象教員に即座に結果がフィードバックされるようになっている。またアンケートの結果はFD委員会で報告され問題点が吟味されると同時に、共通する課題に関しては心理臨床学専攻会議や実習関連会議等でも取り上げられ、FD上の改善策やその実践方法について検討し、学習環境の整備や実習施設の充実にも繋いでいる。更にこれらはHPで公開された後、FD活動報告書として公表し、経年の結果を追って検討できるようになっている。2012年度の授業評価アンケートの実施科目は春学期で講義系５科目（「精神医学」、「発達障害臨床特論」、「福祉臨床心理学」、「臨床心理学原論」、「臨床心理倫理論」）、演習系５科目（「心理アセスメント演習」、「心理療法演習」、「臨床心理事例研究演習１」、「神経心理学的アセスメント演習」、「認知行動療法演習」）、実習系３科目（「学内臨床カンファレンス実習１」、「心理アセスメント実習」、「心理療法実習」）であり、秋学期は講義系３科目（「臨床人格心理学」、「臨床教育学」、「女性のライフサイクルとヘルス・プロモーション」）、演習系３科目（「フォーカッシング指向心理療法演習」、「プロジェクティブ・テクニック演習」、「地域臨床心理学演習」）、実習系２科目（「学内カンファレンス実習２」、「地域臨床心理学実習」）であった。項目毎の平均点を2011年度のアンケートの結果と比較すると以下のようになった（大学院基礎データⅥ－２）。

2012年度授業評価アンケートと2011年度授業評価アンケートの結果比較

対象科目数（通年）　2012年度21科目(複数クラス１含む)

2011年度24科目(複数クラス１含む)

項目番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2012平均点	4.33	4.30	4.51	4.46	4.28	4.05	4.50	4.34
標準偏差	0.25	0.35	0.28	0.31	0.27	0.33	0.24	0.34
2011平均点	4.15	4.13	4.45	4.28	4.00	3.88	4.42	4.24
標準偏差	0.38	0.36	0.35	0.53	0.58	0.34	0.29	0.39

⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
4.34	4.81	4.07	4.28	4.36	4.20	4.25	4.12	3.74
0.35	0.13	0.25	0.27	0.23	0.31	0.27	0.21	0.21
4.21	4.83	3.93	4.31	3.92	3.79	4.07	3.96	3.65
0.36	0.13	0.31	0.31	0.14	0.31	0.21	0.40	0.42

上記の結果をみると、2011年度に比して概して平均点は向上している。特に項目⑤（教科書・配付資料の利用は適切でしたか)、⑥（黒板の使い方やOHP、ビデオ、パソコン等の機器による教材の提示の仕方は適切でしたか)、項目⑬（学内施設実習では、身だしなみや言葉遣い等に配慮するようになりましたか)、項目⑭（実習を通じて、コミュニケーション技能が向上したと感じますか）の平均点が高くなっている。これらは、各教員が授業評価アンケートの結果を活用し、専攻全体で問題点を共有しながら、FD活動に努めた成果と言え、教材使用等に配慮して授業運用を図る等した結果、学生のコミュニケーション技能の向上等にも繋がったと考えられる。一方、項目⑰（実習では、対象者と接する機会は十分でしたか）については、2011年度と対比して、2012年度は平均点でやや高くなっているものの、他の項目と比較すると低い水準になっている。今後は、学生のケース担当数を増やす必要があるとの問題意識を持って、心理臨床学専攻会議や実習関連会議等で検討を加えており、今年度はグループアプローチにおける学生のケース担当等を企画している。また学生のケース担当が増えた際の学習環境を整えるため、ケースの記録を作成する場所の確保等の対策も講じている。

第６章　教育内容及び方法の改善措置　＜優れた点及び改善を要する点等＞

大学全体のFD活動等を利用し、新任教員オリエンテーションや教育メディアの活用等、大学院の授業で効果があると判断されるFDプログラムに参加を促している。加えて本専攻独自の体制として、FD委員会を組織し、組織的・継続的に教育内容の改善を目的に多面的な取組を行い、その結果等をFD活動報告書の冊子を作成して公表している。本専攻が９名の専任教員から構成される少人数の組織であることから、専任教員全員がFD委員会委員となり、各委員が日々の教育業務において教育内容並びにその方法の改善に注力している。特に概ね月１回実施される定例のFD委員会だけでは扱いきれない教務上の問題等をほぼ毎週行われる実習関連会議で検討を加え、心理臨床学専攻会議やFD委員会に報告している。この実習関連会議は常に実務家教員が２名、研究者教員２名以上が参加し、専攻長等が加わることもある。ここでは実習に関する事柄はもちろんのこと、複数教員担当科目における授業内容の均質化、技能評価の行い方、オリエンテーションのあり方、あるいは突発的に生じた授業展開における問題（気象警報発令時の臨時的措置や感染症対策等）等について、実務、研究それぞれの角度から議論し、即座に対応策を検討している。また同時に実習関連会議は、それぞれの立場の教員が、実務、教育、研究の点でバランスのとれた資質を維持、向上する機会として機能していると評価できる。

一方で、本専攻の専任教員が少人数であるために、授業や専攻内外の会議のスケジュールが過密で、ピ

検索

アレビューやFD研修会等への参加ができにくい。これらを質的に補うために、学生との共同参加型の研修会を企画し、教員と学生の双方向で教育活動等の課題を扱えるように工夫している。今後、ピアレビューや研修会への参加率の向上を図るために、時間割等の調整を行いたい。加えて学外の専門家の助力を活用し、他の臨床心理専門職大学院の教員を公開授業等に招聘したり、他の臨床心理専門職大学院との意見交換や相互交流を図る機会をより一層持つ等してFDの成果に繋いでいきたいと考えている。

また昨年度の10月より2011年度入学生、2012年度入学生にセルフディベロップメント調査を行っている。本年の３月にも2011年度入学生、2012年度入学生のデータは得られたものの、同一学生において入学時から修了時までの追跡調査のデータが得られていない。このデータは本年度末には得られる予定であり、データが入手でき次第、ポイントスケールの評点を用いて統計的分析を行うとともに、自由記述の内容に質的分析も加えながら、調査で捉えた臨床技能等の発展とその技能に関連する科目等との関係性を明らかにして、カリキュラムの改善等に役立てたいと考えている。一方、授業評価アンケートの結果は各教員や心理臨床学専攻会議等でフィードバックされ、FD上の改善策やその実践方法について検討し、学習環境の整備や実習施設の充実に寄与していると評価できる。更に科目担当者がアンケートの自由記述に関する内容の分析を行い、授業の改善に繋げている。今後は先述したセルフディベロップメント調査の結果と授業評価アンケートの結果との関連をみることで、学生の知識や技能の向上と授業展開との関係性を知る手がかりになると考えられ、カリキュラム編成の改善等を図る際の一助にしたいと考えている。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として、「授業評価アンケートの対象を少人数履修者の科目に広げること、また学内臨床実習において対象者と接する機会が不十分であるとの結果に対して、心理臨床カウンセリングルームの運営体制、実習内容及び方法において一層の改善を含めた対策を講ずることが望まれる」との指摘があった。これまでは履修者・担当教員間の良好な関係性の維持に考慮し、授業評価アンケートの対象科目を10名以上の科目にしていたが、本年度より全科目を対象として実施することとした。ただし、履修者数が５名未満で、履修者と担任者との関係性を損ないかねず教育に支障をきたすと判断される場合には、担任者の申し出により調査対象科目から除外できることとした。また現行のアンケートでは、臨床実習科目を対象とする設問を技能実習科目に対しても実施する等、設問に不備があったために、本年度は調査項目の見直しも行った。更に大阪市内での心理臨床センター（仮称）の設置が決定しており、心理臨床カウンセリングルームでも、広報活動をより一層強化し、幼児や児童のケースを含め全体としての相談件数の増加に努めており、随時アンケート等で学内臨床実習に関する学生の満足度等の推移を確認する。

以上、認証評価後の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照)。

第７章　入学者選抜等【項目7-1　入学者受入】

基準7-1-1
公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。

＜基準7-1-1に係る状況＞

本専攻では、心理臨床学専攻学則第２条に専攻の目的を定めるとともに、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、大学及び臨床心理専門職大学院のHP、パンフレット、入試要項、入試説明会等にて公表し、入学者選抜や入学後の教育等に活かしている。

HP、パンフレット等には、その他に教育理念及び教育方法、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が掲載されている。

アドミッション・ポリシーでは、「心理学関係の学部卒業程度の広範な心理学の知識を有していることを前提に、「臨床心理専門職業人」をめざす目的意識を持ち、同時に心の問題を有する人々への援助を行うことができる適性を有した入学者を受入れます。」との内容で臨床心理士をめざすために必要な素養・理念を示している。

入学者受入れに関わる業務については、事務部門としては大学院入試グループが中心となり、学生募集、入試実施等を行っている。臨床心理専門職大学院の専任教員は、入試問題の作成、面接試験等を担当し、入学者の適性及び能力等の評価についての責任を担っている。

なお、入学者選抜に関しては、本専攻の専任教員により構成する心理臨床学専攻会議において、評価基準に基づき審議を行い決定している。

本専攻と大学院入試グループは、入試に関する年間計画、実施案、広報関連案の策定等について連携して協議・決定している。また、心理臨床学専攻会議において入試に関する議題の審議等を行う場合には、大学院入試グループ職員がオブザーバーとして出席している。

第７章　入学者選抜等【項目7-1　入学者受入】

基準7-1-2
入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。

＜基準7-1-2に係る状況＞

本専攻では、公表しているアドミッション・ポリシーに基づき、筆記試験において心理学関係の学部卒業程度の心理学の知識を有しているかを測り、面接試験において心理学に関する知識及び「臨床心理士」をめざす目的意識や心の問題を有する人々への援助の適性等を判断して総合して評価している。

なお、心理系学部の極めて成績優秀の学生に適用される学内進学（早期卒業）及び指定校推薦入試については、在学中の学習状況により心理学の知識の状況については把握できるために、面接試験のみを実施している。

第７章　入学者選抜等【項目7-1　入学者受入】

基準7-1-3
入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。

＜基準7-1-3に係る状況＞

本専攻では、アドミッション・ポリシーを広く学外に公表し、これに基づき入学者選抜を行っている。

本専攻では、学内進学入試と一般入試でそれぞれ15人の入学定員を設けているが、その理由としては、高度専門職業人を養成することを目的とした専門職大学院として大学院での２年間の教育だけでは不十分であり、学部と大学院の一貫教育が必要であると考えている。このことは文部科学省に提出した臨床心理専門職大学院設置認可申請書にも記載しており、学部・大学院の一貫した教育による優秀な人材の確保の観点から学内入試を実施している。また、一般入試に際してもアドミッション・ポリシーにおいて心理学の知識を要求し、優秀な人材の確保をめざしている。

なお、学内入試として約50％にあたる入学定員を設けているが、これは卒業見込者のみを対象としており、卒業生及び学内試験の不合格者は一般入試を受験することになる。

毎年、複数の学内進学入試の不合格者が一般入試で合格しており、本学出身者の割合がもっとも高かった2010年度では、学内入試の入学者が18人で、更に一般入試で３名が入学したことから、本学出身者の割合が67.7％となった。2011年度は４人、2012年度は３人が一般入試により入学した。

本学出身者の入学者の割合は、2009年度の設置以来、41.2％～67.7％の間で推移しており、2013年度の入学生については、34名中14名が本学出身者で、これは入学者の41.2％にあたる。いずれにしても学内進学者の割合は70％を大幅に下回っている（大学院基礎データⅦ－２）。

第７章　入学者選抜等【項目7-1　入学者受入】

基準7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

＜基準7-1-4に係る状況＞

本専攻では、アドミッション・ポリシーに示している知識、目的意識、適性について、次のような方法で評価している。

提出書類としては、入学志願者の適性、能力等を評価できるものとして、志望理由書、成績証明書及び卒業（見込）証明書を提出させている。

学内進学試験及び一般入試においては一次審査として筆記試験（40点）を実施し、心理学関係の学部卒業程度の心理学の知識を求めている。学外者等を対象とした一般入試のみ一般心理学を試験範囲としているのは、学内進学を受験する本学学生については心理学についての教育内容・水準等を把握できているが、他大学からの受験生については把握できないことによる。なお筆記試験の一部に英語と精神医学の問題を組み入れており、英語の読解力並びに精神医学の知識についても評価している。心理臨床学専攻会議において一次審査の合格者を決定し、そのうえで二次審査として面接試験（60点）により心理学に関する知識及び「臨床心理士」をめざす目的意識や心の問題を有する人々への援助の適性を判断・評価を行い、一次審査と二次審査の合計100点満点により総合的に判断し、合格者を決定している。なお二次試験は、集団面接を採用し、２名～３名の試験官による評価を行っている。

本学文学部及び社会学部で早期卒業の要件を満たす成績優秀学生を対象とする学内進学試験（早期入学）及び一定の成績要件等を求めている指定校推薦入試については、学力についてはその制度の趣旨から出願資格を充たしていると判断し、面接試験（100点）により心理学に関する知識及び「臨床心理士」をめざす目的意識や心の問題を有する人々への援助の適性を判断・評価している。

なお、いずれの入試においても面接の評価方法は別紙「臨床心理専門職大学院入試面接要領」のとおり、複数の教員による集団面接を行い、判断力、思考力、分析力、表現力等について、評価基準に基づきA～

Eの評語による評価を行ったうえで点数換算をしている。

なお、それぞれの入試の試験科目及び内容は次のとおりである。

種　別	第一次審査	第二次審査
学内進学試験	筆記試験（専門）40点 臨床心理学（英語及び精神医学を含む）	面接試験60点
学内進学試験（早期卒業）	面接試験100点	
一般入学試験	筆記試験（専門）40点 一般心理学及び臨床心理学（英語及び精神医学を含む）	面接試験60点
指定校推薦入学試験	面接試験100点	

第７章　入学者選抜等【項目7-1　入学者受入】

基準7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

＜基準7-1-5に係る状況＞

本専攻では、入試の種別としては学内進学及び一般入試のみを実施しており、社会人、留学生等を対象とした入試は実施していない。

これは、高度専門職業人を養成することを目的とした専門職大学院としては、学生に多くのケースを担当させる必要があることから、できるだけ早い時期にクライエントを対象とした臨床実習を行う必要があり、そのためにアドミッション・ポリシーとして心理学関係の学部卒業程度の知識を要求し、そのうえに専門職大学院の講義、演習、実習科目によるカリキュラムを構築している。したがって、社会人等の多様な受験希望者についても特別な選抜制度はとらずに一般入試の受験を課し、入学時の心理学、臨床心理学、英語、精神医学に関する一定水準の知識の確保に努めている。

しかしながら、一般入試において一次試験の筆記試験（40点）の評価として、上記の一定以上の知識を有していると評価された場合、第二次審査（60点）の面接試験において社会人の持つ実務経験や社会経験等は、判断力、思考力、分析力、表現力等として評価されることが考えられる。

なお、社会人であるかどうかについては、入学時に実施する「文部科学省　学校基本調査・大学院活動状況調査票」により把握している。社会人経験者は毎年入学しており、これまでの５年間で25名が入学している。（大学院基礎データⅦ－２）

また、多様な経験を有する者として、心理学関係の学部以外の出身者についても下表のような入学状況であり、外国大学の出身者についても入学実績がある。

	種　別	人数：学科・専攻名等
2013年度	心理学以外の学部	２人：Arts １、国際文化１
	その他の学部	４人：教育２、文芸１、社会福祉１
	外国大学	１人：Univ. of British Columbia（加）
2012年度	心理学以外の学部	０人
	その他の学部	１人：社会１
	外国大学	０人
2011年度	心理学以外の学部	２人：政策１、Arts １
	その他の学部	３人：教育１、人間社会１、社会１
	外国大学	１人：LANGARA Co.（加）
2010年度	心理学以外の学部	０人
	その他の学部	４人：健康福祉科学１、人間福祉１、教育２
	外国大学	０人
2009年度	心理学以外の学部	２人：英文１、フランス文１
	その他の学部	３人：社会福祉・教育・社会
	外国大学	１人：Thiel Co.（米）

第７章　入学者選抜等【項目7-2　収容定員と在籍者数】

基準7-2-1
在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

＜基準7-2-1に係る状況＞

本専攻においては、在籍者数が収容定員を大きく上回ることのないように努めている。入学者の決定にあたっては、入学希望者数を把握し調整しやすくするために、入試を複数回実施するとともに心理臨床学専攻会議において慎重に入試査定を行うことにより、入学定員と入学者数に大きな乖離のないように努めている。

この結果、単年度の入学者においては110％を超える場合があるが、収容定員については、初年度を除き100～110％の間を保っている（大学院基礎データⅦ－４）。

第７章　入学者選抜等【項目7-2　収容定員と在籍者数】

基準7-2-2
入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

＜基準7-2-2に係る状況＞

入学者受入れにおいて、所定の入学定員（30人）と乖離しないように努めている。

入学者募集にあたっては、大学院入試グループと連携・協力して、HPやパンフレットを作成するとともに、大阪及び東京で入試説明会を実施することにより志願者の確保に努めている。

また、入学者の決定にあたっては、入学希望者数を把握し調整しやすくするために、指定校推薦入試を含め、入試を複数回実施するとともに心理臨床学専攻会議において慎重に入試査定を行うことにより、入学定員と入学者数に大きな乖離のないように努めている。その結果、開設以来、100～113.3％の間で推移している（大学院基礎データⅦ－４）。

第７章　入学者選抜等　＜優れた点及び改善を要する点等＞

優秀な人材の確保の観点から、学部と大学院の一貫教育をめざして学内入試を実施している。これについては、専門職大学院の目的とする高度専門職業人の養成のために必要であると考えており、文部科学省に提出した臨床心理専門職大学院設置認可申請書にも記載している。学部・大学院の一貫した教育による優秀な人材の確保が重要であるとの観点から学内入試を実施している。また、一般入試に際してもアドミッション・ポリシーにおいて心理学の知識を要求し、優秀な人材の確保をめざしている。

なお、入試の種別として社会人や留学生等を対象とした入試は、前述の理由により実施していないが、毎年、社会人や外国大学出身者等の多様な経験を有する者が入学している。また臨床心理士として、より適性の高い人材を得るために、二次試験の質問項目の改善に取り組んでいる。2013年度入試からは、新たに検討した質問項目を用いて二次試験を行う予定であり、この方式による成否を慎重に見極めていく必要がある（別添資料７－１：臨床心理専門職大学院入試面接要領）。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点としての指摘事項はなかった。

第８章　教員組織【項目8-1　教員の資格と評価】

基準8-1-1
研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。

＜基準8-1-1に係る状況＞

本専攻の専任教員は９名（実務家のみなし専任教員である特別任用教授１名を含む）で、うち６名は臨床心理学に関する研究業績を十分に有する研究者教員で、残りの３名は医療、教育、産業等の現場で長年にわたる実務経験を有する実務家教員である。なお研究者教員も長年の実務経験を有している。教員の構成は教授８名、准教授１名で、臨床心理士の有資格者は８名で残りの１名は精神科医である。男女の内訳は男性５名、女性４名であり、年齢構成は50代７名、40代２名となっている。これは2009年度の設置認可にあたり、研究業績・実務経験豊富な教員を採用したためであり、今後、年齢分布の偏りを是正するように人事を行う予定である。

なお、専門職大学院設置基準で定める必要教員数は６名、うち実務家教員数２名であり、必要教員数を充たしている。

臨床心理分野の授業科目の担任者については、2012年度に開講した全49科目のうち臨床心理士または医師以外の教員のみが担当する授業科目は２科目（「臨床心理関連法規」（基本科目）及び「キャリア・カウンセリング特論」（応用科目））である。

必修科目である基本科目においては、13科目40クラスのうち11科目34クラスの担任者が臨床心理士の有資格者で、３科目４クラスが医師である。臨床心理士及び医師のいずれの資格も有していない担任者は２科目２クラス（「臨床心理関連法規」及び「学外施設臨床基礎実習」）だけで、このうち「臨床心理関連法規」は法律関連の専門性の高い授業科目であり、「学外施設臨床基礎実習」の１クラスの担任者は、社会福祉主事の資格を有する特別養護老人ホームや介護支援施設等を有する社会福祉法人の実務家（施設長）であり、当該施設において臨床心理士とともに指導にあたっている。

医師が担当する授業科目は、「臨床心理倫理論」、「精神医学」及び「学外施設臨床基礎実習」の２クラスである。「臨床心理倫理論」の担任者は本専門職大学院の元専任教員であり、精神医学は特別任用教授である。

なお、「学外施設臨床基礎実習」では、各施設において臨床心理士とともに指導にあたるとともに本学の専任教員と連携して指導にあたっている。

発展科目においては、20科目73クラスのうち20科目72クラスの担任者が臨床心理士の有資格者である。残りの１クラスについては、本専攻専任教員が在外研究のために心理学研究科の臨床系の専任教員が担任していることによる。

応用科目においては、16科目51クラスのうち15科目50クラスの担任者が臨床心理士または医師の有資格者である。残りの１クラス（「キャリア・カウンセリング特論」）については、心理学研究科の臨床系の専任教員が担任していることによる。

本専攻の専任教員は、専攻分野について、教育上・研究上の優れた業績を有している。また、医療、教育、産業等の現場での実務経験を有している。

３名の実務家教員については、28～32年の臨床経験を有しており、現在も実際の臨床現場での活動を行うとともに、いずれの教員も本学着任以前に大学での教育歴を有している。このように必要に応じた臨床心理の授業科目担任者を配置している。

検索

第８章　教員組織【項目8-1　教員の資格と評価】

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

＜基準8-1-2に係る状況＞

本専攻の教員は、専攻分野について、教育上・研究上の優れた業績を有している。また、医療、教育、産業等の現場での実務経験を有している。

３名の実務家教員については、28～32年の臨床経験を有しており、現在も実際の臨床現場での活動を行うとともに、いずれの教員も本学着任以前に大学での教育歴を有している。

また、３名の教員が心理学研究科博士課程後期課程の演習を担当している。

本専攻の教員は、博士課程後期課程への算入を除き、他の学部や大学院の専任教員数に算入していない。

社会活動等としては、臨床心理学関連、並びに医学系学会の常任理事、理事等の役員職をはじめ、大阪府や奈良県の臨床心理士会会長、内閣府や地方自治体の各種委員会委員や研修会講師や発達相談員等を行っている。

実務家教員及び研究者教員に対するFD講演会の予算を計上しており、毎年実施している。

なお、専任教員の研究業績、研究活動、社会活動等については、大学HPの学術情報システム（http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/scholars_result.jsp）において、公表している（大学院基礎データⅧ－６）。

第８章　教員組織【項目8-2　専任教員の担当授業科目の比率】

基準8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

＜基準8-2-1に係る状況＞

2013年度については、必修科目15科目のうち、非常勤講師のみで担当している科目は基本科目の「臨床心理倫理論」「臨床心理関連法規」「心理療法演習」の３科目であり、その他12科目は専任教員（教授・准教授）、または専任教員と非常勤講師の組み合わせで担当している（大学院基礎データⅡ－１）。これら３科目のうち、「臨床心理倫理論」は、元専任教員が非常勤講師として担当している。「臨床心理関連法規」は、法律という専門分野の問題から、専任教員の担当が難しい。「心理療法演習」は、本来の担当者である専任教員が2013年度春学期に在外研究を取得しているためである。

第８章　教員組織【項目8-3　教員の教育研究環境】

基準8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

＜基準8-3-1に係る状況＞

専任教員の授業単位数は、下表のとおりである（2012年度）。

本専攻のみの単位数では、概ね20単位前後となっているが、学部担当及び博士課程後期課程を担当している教員が概ね26単位を超えている状況にある。

これは、本専攻が学部及び博士課程後期課程との連携を重視していることから、専任教員がそれぞれの授業科目を担当していることに起因している。

なお、教員の負担軽減のため、本専攻は独立した専門職大学院の組織であるが、大学執行部と相談して、全学的な委員会委員のうち本専攻の運営と関連の薄い委員会等について、委員を出さないことの了承を得て、負担軽減を図っている。

臨床心理専門職大学院専任教員担当単位数

氏　名	職　名		単位数			
			学部	専門職M	後期課程	合　計
阿津川　令子	教　授	実務家	0	21	－	21
池見　陽	教　授	研究	4	20	8	32
石田　陽彦	教　授	実務家	2	21	－	23
岡田　弘司	教　授	研究	14	18	－	32
北村　由美	教　授	研究	14	18	－	32
寺嶋　繁典	教　授	研究	6	16	8	30
※中田　行重	教　授	研究	1	11	0	12
香川　香	准教授	研究	2	20	－	22
天羽　薫	特別任用教授	実務家	0	6	－	6

※中田教授については、2012年度前期在外研究員のため、後期のみの単位数である。

第８章　教員組織【項目8-3　教員の教育研究環境】

基準8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

＜基準8-3-2に係る状況＞

本専攻の専任教員は、全員が附属臨床施設である心理臨床カウンセリングルームの室長または運営委員であり、また、保健管理センター（2013年度から学生相談・支援センター）が所管する心理相談室の室長や相談員の教員もいる。

それぞれの施設では、相談員及び本専攻の学生が来談者の相談に応じており、教員はそのスーパーヴァイズ等にあたっている。

心理臨床カウンセリングルームでは心理臨床活動を基に、紀要等に業績としてまとめあげることもある。また、学外での心理臨床活動についても、学外出講として認められている。

第８章　教員組織【項目8-3　教員の教育研究環境】

基準8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

検索

＜基準8-3-3に係る状況＞

本学では教育職員の研究専念制度として、在外研究員制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度を設けている。

本専攻では、在外研究員制度を利用して2012年度春学期に１名、2013年度春学期に１名、外国大学において研究に専念している。

第８章　教員組織【項目8-3　教員の教育研究環境】

基準8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

＜基準8-3-4に係る状況＞

本専攻の附属施設である心理臨床カウンセリングルームには、６名の非常勤相談員（５名は臨床心理士の有資格者で、１名は臨床心理学系博士課程修了者）が配属されており、１日あたり２名が来談者の面接、学生が行う面談や報告書作成等の支援を行っている。

教育上の支援としては、専門職大学院事務グループ及び尚文館授業支援ステーションが行っている。授業支援ステーションでは、資料の印刷をはじめ授業等で使用するAV機器やパソコン等の設置・準備、利用補助等の業務を行っている。

また、入試の関連では、大学院入試グループが入試実施について専門的に携わっている。

なお、臨床実習では１クラスの人数が１～６名程度であり、技能実習についても10～15名程度であるので、実習関連の授業ではTA等の配備はしていない。

第８章　教員組織　＜優れた点及び改善を要する点等＞

本専攻の専任教員は、研究者教員及び実務家教員のいずれも臨床心理学に関する研究業績を十分に有するとともに医療、教育、産業、福祉等の臨床現場における長年にわたる実務経験を有しているため、教育、研究、臨床実務のいずれにおいても知識と経験を有している。また、兼担・兼任教員についても、臨床心理士、医師や領域の専門家を必要性に応じて授業担当者として配置していることが優れた点といえる。

ただし、学部や博士課程後期課程との連携を重視することから、授業負担が大きくなる教員があり、これについては改善していきたい。また、学生のスーパーヴィジョン等の臨床指導の負担が別途あることは否めない。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として２点の指摘を受けた。

第一点目の指摘事項は、「多様な理論と技法の知識を十分に取り上げて学習する機会を保証するために、非常勤講師等を含む教員組織の拡充が望まれる」との指摘を受けた。この点を踏まえ、「心理療法演習」の授業内容の改善により、精神分析的アプローチや認知行動療法的アプローチ等、多様な心理療法の理論や技法を学習できるようにした。そして将来の専任教員の任用及び非常勤講師の委嘱において、指摘の点を考慮して所作を行うこととした（認証評価後別添③2014年度「心理療法演習」シラバス参照）。第二点目の指摘事項は、「心理臨床カウンセリングルームでの相談件数の増加を考慮すると、カウンセリングルームへ助教等を配置することが望ましい。また、学生の担当ケース数の増加を考慮すると、スーパーヴァイザーとしても、非常勤講師等を含む教員の拡充が望まれる」とのことであった。これへの対応として、

２年次生全員が同ルームでスーパーヴィジョンを受けている「学内施設臨床実習２」（通年２単位・必修科目）のクラスを、10クラス（１クラス２名から４名）から、本年度は12クラス（１クラス２名から３名）に増設し、クライエントの増加に応じて最終的に15クラスまで増やすこととした。これに伴い非常勤講師を増員した。更に大阪市内での設置を決定した心理臨床センター（仮称）では、スーパーヴァイズの可能な相談員を複数名配置の予定であり、学生の指導体制の拡充が見込まれる。

また、本年４月に実務家特別任用教員（教授）の変更があった。新任の実務家特別任用教員は、任用にあたって本専攻の基準に基づき厳正な審査を行っており、前任者と同等の実務業績、研究業績等を有し、授業担当等を前任者から移行している。

以上、認証評価後の措置と変更については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照）。

検索

第 9 章　管理運営等【項目9-1　管理運営の独自性】

基準9-1-1
教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。

＜基準9-1-1に係る状況＞

本専攻は、大学院心理学研究科の一専攻として設置されているが、同研究科の他の専攻から独立した組織として、「心理学研究科心理臨床学専攻学則」に規定され、同学則により運営されている。また本専攻の重要事項並びに全学的な審議事項は教授会にあたる心理学研究科心理臨床学専攻会議を設置し、この会議において審議されている。なお本会議の議決事項については、「心理学研究科心理臨床学専攻会議規程」第 6 条に定められており、本専攻の人事に関すること、入試、学則、教育課程、学生の学籍、試験、教育・研究に関する事項等の専攻に関する重要事項について審議、決定している。

また、本専攻は専門職大学院であることから、実践教育に重点を置いており、実務家教員 2 名、研究者教員 2 名から 3 名からなる実習関連会議を設置している。実習関連会議では、実習に関する事項を中心に、臨床実習におけるケース配置といった授業運営に関する事項、カリキュラムのあり方や成績評価、授業評価といった内容について検討を行っている。

第 9 章　管理運営等【項目9-1　管理運営の独自性】

基準9-1-2
管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。

＜基準9-1-2に係る状況＞

本専攻の管理運営を行う事務組織としては、法科大学院、会計専門職大学院の二つの専門職大学院の管理運営とあわせて専門職大学院事務グループが執り行っている。

専門職大学院事務グループには、専任・非専任併せて34名の職員を配置している。うち心理臨床カウンセリングルームについては、相談員 6 名を含めて10名が携わっている。

なお、専門職大学院事務グループの事務分掌については「学校法人関西大学事務組織規程」第48条に規定されており、教育課程の編成や授業時間割の編成、学科試験に関すること、学籍に関すること、履修・成績に関すること、入学、修了に関すること、教授会その他専門職大学院の諸会議に関すること、その他専門職大学院の事務に関すること等を執り行っている。

第 9 章　管理運営等【項目9-1　管理運営の独自性】

基準9-1-3
教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。

＜基準9-1-3に係る状況＞

臨床心理専門職大学院の予算配分については、大学全体の基準に従って行われている。
予算に含まれていない事業を実施する必要が生じた場合は、学長を通じて法人に要望を行い、折衝のうえ必要な予算を確保するように努めている。

本専攻への予算配分としては、2013年度1,833万円、2012年度1,518万円が計上されている。

このうち心理臨床カウンセリングルームに関するものは2013年度208万円、2012年度194万円である。ただし、これには相談員、定時事務職員の人件費は含まれていない。

なお、2012年度における心理臨床カウンセリングルームの相談料収入は、3,069,000円であった。

学生が納入する学費のうち実験実習費（１人あたり90,000円）については、実習で使用するパソコンや検査器具、検査用紙等の消耗品等の補充、実習受入れ先への謝礼等の実験実習に必要な項目に支出されている。

また、教員が海外の学会発表等に出席する場合の予算として、専攻に10万円の予算措置がされており、大学院生が学会参加等をする際の交通費や学会参加費等として年間２万円を上限に補助がある。

なお、上記の専攻の予算以外に専任教員の個人研究費として、１人あたり年額51万円が支給され、学会出張旅費や図書・消耗品購入等の使途にあてられている。

第９章　管理運営等【項目9-2　自己点検評価】

基準9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

＜基準9-2-1に係る状況＞

本学では、２年に１度、全学の自己点検・評価を実施しており、本専攻も心理学研究科の１専攻として直近では2012年度に実施した。

2013年３月に『学の実化』自己点検・評価報告書Vol. 9 No. 3を作成し、HP（http://www.kansai-u.ac.jp/Jikotenken/html/pdf/ninsyo_houkoku_2012.pdf）に掲載している。また、大学基準協会の機関別認証評価を６年に１度受審しており、直近では2012年度に適合評価の認定を受け、結果についてHPで公表している。

本専攻の自己点検・評価の実施主体としては、心理学研究科心理臨床学専攻自己点検・評価委員会を設置しており、委員長には副専攻長があたっている。

大学全体の組織としては、学校法人関西大学自己点検・評価委員会を設置しており、この委員会の下に法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会が設置されている。心理臨床学専攻自己点検・評価委員会委員長にあたる副専攻長は、この委員会の構成員となっている。

また、本専門職大学院独自でも公益法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審するにあたり、自己点検・評価報告書を独自に作成している。

第９章　管理運営等【項目9-2　自己点検評価】

基準9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

＜基準9-2-2に係る状況＞

自己点検・評価にあたっては、大学全体の認証評価に応じた項目による自己点検・評価を実施しており、本専攻も心理学研究科の１専攻として受審している。

本学では、２年に１度、全学の自己点検・評価を実施しており、直近では2012年度に実施した。2013年３月に『学の実化』自己点検・評価報告書Vol. 9 No. 3を作成し、HP（http://www.kansai-u.ac.jp/Jikotenken/html/pdf/ninsyo_houkoku_2012.pdf）に掲載している。また、大学基準協会の機関別認証評価を６年に１度受審しており、直近では2012年度に適合評価の認定を受け、結果をHPで公表している。

本専攻の自己点検・評価の実施主体としては、心理学研究科心理臨床学専攻自己点検・評価委員会を設置しており、委員長には副専攻長があたっている。

大学全体の組織としては、学校法人関西大学自己点検・評価委員会を設置しており、このもとに法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会が設置されている。心理臨床学専攻自己点検・評価委員会委員長にあたる副専攻長は、この委員会の構成員となっている。

また、専門職大学院としては、5 年に 1 度、公益法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審するために、その趣旨に即した点検項目による自己点検・評価報告書を独自に作成することとしている。

第 9 章　管理運営等【項目9-2　自己点検評価】

基準9-2-3
自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル 1）。

＜基準9-2-3に係る状況＞

自己点検・評価結果については、心理臨床学専攻会議において報告されている。

本専攻において改善が必要な検討課題については、毎年心理臨床学専攻会議において確認され、それぞれの担当教員が分担して改善にあたっている。また、FDに関することはFD委員会において、実習に関することは実習関連会議において検討がなされる。

なお、改善状況については翌年度の心理臨床学専攻会議にて確認・報告がなされて次年度以降の改善に繋いだり、重要な事項については全学の中期行動計画に反映させている。

第 9 章　管理運営等【項目9-2　自己点検評価】

基準9-2-4
自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル 2）。

＜基準9-2-4に係る状況＞

本学では、2 年に 1 度、全学の自己点検・評価を実施しており、直近では2012年度に大学基準協会の機関別認証評価を受審しており、適合評価の認定を受けている。

また、本専攻単独では、5 年に 1 度認証評価を受けることとしており、2013年度に公益法人日本臨床心理士資格認定協会の認証評価を受けることになっており、第三者による検証については、この認証評価の結果を受けて実施に向けた検討を行いたい。

第 9 章　管理運営等【項目9-3　情報の公示】

基準9-3-1
教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びWEBサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル 1）。

＜基準9-3-1に係る状況＞

本専攻の教育活動等の状況については、臨床心理専門職大学院要覧、臨床心理専門職大学院HP、関西大学HP、シラバス等により積極的に情報を提供している。

http://www.kansai-u.ac.jp/cp/index.html（臨床心理専門職大学院）
http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/regulations.html（心理臨床学専攻学則）
http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/youran.html（データでみる関西大学）
http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/organization_chart.html（教育・研究組織）
http://www.kansai-u.ac.jp/data/index.html（大学院学則）
http://www.kansai-u.ac.jp/data/admission/specialty.html（入試）
http://www.kansai-u.ac.jp/data/students/index.html（定員）
http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/numberstd.html（学生数）
http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/numberstd.html#teach01（教職員数）
http://jmss3.jm.kansai-u.ac.jp/search/Controller?actionClass=syllabus.search.Init（シラバス）
http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp（学術情報システム）

第９章　管理運営等【項目9-3　情報の公示】

基準9-3-2
教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

＜基準9-3-2に係る状況＞

本専攻における教育活動等に関する重要事項については、臨床心理専門職大学院要覧、HP、パンフレット等において公表している。

【教育活動等に関する重要事項】

事　項	掲載場所
教育目的	HP、パンフレット
教育上の基本組織及び教員組織	HP、パンフレット
入学者選抜、収容定員及び在籍者数	HP、
教育内容及び教育方法	HP、要覧、シラバス
学内及び学外実習施設における実習	HP、パンフレット
学生の支援体制	HP、要覧
成績評価及び修了認定	HP、要覧、シラバス
教育内容及び教育方法の改善措置	HP、シラバス
修了者の臨床心理士資格試験の合格状況	HP
修了者の進路及び活動状況	HP、パンフレット

第９章　管理運営等【項目9-4　情報の保管】

基準9-4-1
認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

＜基準9-4-1に係る状況＞

認証評価に必要な自己点検・評価報告書及び根拠資料等については、心理臨床学専攻自己点検・評価委員会において情報の収集・管理が適宜行われるとともに、「学校法人関西大学文書取扱規程」に基づき所管部署において保管されている（添付資料４-17）。

検索

第９章　管理運営等　＜優れた点及び改善を要する点等＞

本専攻への予算配分について、実験実習費により学生の実験実習に必要な項目への支出が行われている。また、専任教員に個人研究費が配分され、教育経費となっている。

また、大学で受審した認証評価結果や本専門職大学院の教育活動等の状況については、臨床心理専門職大学院HPや関西大学HPにより積極的に情報を提供している。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点としての指摘事項はなかった。

第10章　施設、設備及び図書館等【項目10-1　施設の整備】

基準10-1-1
評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。

＜基準10-1-1に係る状況＞

本専攻では、主に大学院専用施設である尚文館及び関連施設を利用して講義、演習及び学内実習を行っている。尚文館には、講義室13室、演習室35室、実験実習室２室、パソコン教室３室を備えており、講義室のうち３室（203講義室・301講義室・302講義室）については臨床心理専門職大学院が優先的に使用している。

学内実習施設としては、心理臨床カウンセリングルーム（239.10㎡）、心理相談室（93.44㎡）及び以文館別館（124.05㎡）を使用して学内臨床実習を行っている。

教員の個人研究室については、16.7㎡～20㎡の個人研究室が１人に１室配備されており、学生との面談等ができるように応接セット等が備えられている。また、尚文館には非常勤講師のための講師控室（103.68㎡）を設置している。

また、以文館には専用施設として心理臨床調査研究室（109.00㎡）と心理臨床事例研究室（41.00㎡）の２室があり、心理臨床調査研究室は教員の合同研究室として会議等に使用され、心理臨床事例研究室は大学院生が心理臨床カウンセリングルームでの臨床事例の記録・報告書等の作成を行っている。

学生の自習室については２室あり、年間を通じて24時間使用可能である。２室併せて62席の座席があり、60人の定員に対して１人１席の自習スペースを確保している。１室は83.1㎡（39席）で主として静かな環境での自学自習に応じた利用をしており、もう１室は86.4㎡（23席）でキャレルのほかにテーブル（12席）及び書架・DVD等を設置しており、討論等も可能である。各座席には情報コンセントが設置されており、各部屋に１台ネットワークプリンターが設置されている。また、別途ロッカー室を倉庫41（34.56㎡）に設けており、合計204.06㎡となり、収容定員（60人）１人当たりの面積は約3.4㎡となる。

図書館については、千里山キャンパスにある総合図書館（地上３階地下２階21,750㎡）が中央図書館としての機能を果たしている。この総合図書館には210万冊を超える蔵書及び２万３千種類を超える定期刊行物を備えており、年間開館日数は300日を超えている。

総合図書館の開館時間は、授業期間中の月～土曜日は９時～22時、日・祝日は10時～18時、休業期間中の月～金曜日は平日10時～20時、土曜日10時～18時となっている。また、図書の利用についても、オンラインでの検索・予約等が可能であり、電子ジャーナル等の各種電子資料も利用でき、大学院生にとっての利便性が高い。

図書館は全学共用の施設であり、臨床心理関係の蔵書は36,633冊（内、外国書20,787冊）の図書、504種類（内、外国書414種類）の定期刊行物、視聴覚教材24点（内、外国書６点）があり、本専攻の学生も支障なく使用している。

なお、本専攻においても臨床心理に関連した図書やDVDを購入しており、図書は自習室に配架しており、DVDも自習室内で視聴することができる。

また、心理臨床カウンセリングルームで購入した図書やDVD等についても学生に対して貸出をしている。

本専攻の事務については、他の２専門職大学院（法科大学院及び会計専門職大学院）とあわせて専門職大学院事務グループ（138.24㎡）で執り行っている。

検索

また、心理臨床カウンセリングルームにも相談員２名及び定時事務職員１名を置き、心理相談及び受付・管理等を行っている。

第10章　施設、設備及び図書館等【項目10-2　設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。

＜基準10-2-1に係る状況＞

本専攻では、設備・機器等について、臨床心理専門職大学院専用及び大学院又は全学共用のものを利用して、教育・研究、学習その他を効果的に実施している。

情報機器等については、本専攻では、学内臨床実習施設である心理臨床カウンセリングルーム及び心理相談室における臨床実習等の記録・報告書等の作成についてはクライエントのプライバシーの保護のためにカルテ等の持ち出しを制限し、施設内での作成を義務づけている。そのために心理臨床カウンセリングルームに10台、心理相談室に６台のノートパソコン及び各１台のプリンターを学生のカウンセリング記録等の作成のために配備している。また、実習施設として必要なシュレッダーや資料保管庫等も配備している。その他に専門職大学院自習室２室にある62席の座席には、それぞれLANに接続できる情報コンセントがあり、各自が持参するパソコンのほか、尚文館には学生貸出用のノートパソコンが30台あり、これを利用している。また、各部屋にネットワークプリンターを１台設置している。

更に、大学院専用施設の尚文館に大学院専用のパソコン教室２室（23台、20台）、ワークステーション教室１室（18台）を設置しており、それぞれの教室にはプリンターが各１台設置されている。ITセンターにもオープン利用の施設があり、ITセンター内に151台、サテライトステーションに137台の全学共用のパソコンを利用することができる。

本専攻では、学生が実習等で使用するとともに、自習等を行う際にも貸出を行えるよう、各種心理検査器具をはじめICレコーダー、ビデオ、デジタルカメラ、DVD等の様々な機器を備えている（大学院基礎データＸ－３）。

その他に尚文館３階資料室にはパソコン、プリンター、スキャナー、複写機、製本機、裁断機、シュレッダー、紙折機が設置されている。

第10章　施設、設備及び図書館等【項目10-3　図書館の整備】

基準10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。

＜基準10-3-1に係る状況＞

本学では、本専攻の教員、学生が主に利用する図書館として、千里山キャンパスには総合図書館（地上３階地下２階21,750㎡）があり、中央図書館としての機能を果たしている。総合図書館には210万冊を超える蔵書及び２万３千種類を超える定期刊行物を備えており、年間開館日数は300日を超えている。その他のキャンパスにも高槻図書室、ミューズ大学図書館、堺キャンパス図書館があり、いずれも利用可能である。

総合図書館の開館時間は、授業期間中は９時～22時、日・祝日は10時～18時、休業期間中は平日10時～

20時、土曜日10時～18時となっている。また、図書の利用についても、オンラインでの検索・予約等が可能であり、電子ジャーナル等のデータベースも利用できるため、大学院生にとっての利便性が高い。

図書館には専任職員・契約職員・業務委託・定時職員を合わせて113人が配置され、うち専任職員が18人である。カウンター業務等は業務委託を行っている。なお、司書資格をもった職員は専任・非専任含めて70人である。

また、図書館Webサイトのコンテンツであるデータベースポータルや電子リソースポータルからは国内外の学術情報データベースや電子ジャーナルにリンクし、利用者に最新の文献や文献情報を紹介・提供している。また、蔵書検索システム「KOALA」と「オンラインサービス」により、資料の予約・相互利用・購入希望申し込み、利用状況照会といったWeb上の各種サービスを利用することができる。このようにして、図書館では情報化という急速な環境の変化に対応した電子図書館機能の充実に取り組んでいる。

図書館については、全学共用の施設であり、臨床心理関係の蔵書等についても36,633冊の図書、504種類の雑誌、24点の視聴覚資料があり、教員の教育、研究並びに学生の学習に支障なく利用可能である。本専攻は、専任教員が少ないため図書委員会に委員を出していないため図書館の管理には直接参画していないが、図書の購入希望等をすることはできる。

また、本専攻でも必要な臨床心理関係の図書等について、1,237冊の図書、197種類の雑誌、375点の視聴覚資料を所有しており、特に日本心理臨床学会の学術誌事例研究が掲載された学術雑誌等は図書館ではなく本専攻において購入し、自習室に備え付けている。DVD等についても自習室で視聴できるようにしている。

第10章　施設、設備及び図書館等　＜優れた点及び改善を要する点等＞

設備・機器等については、本専攻の専用または共用のものを利用して、教育・研究、学習その他を効果的に実施している。

年間を通じて24時間使用可能な自習室以外に、大学院棟のパソコン教室等を使用することができ、学生の予習や実習の訓練等に利用されている。また、大学共用施設の図書館やITセンター等の開室時間も長く、オンラインの検索等も可能であり大学院生の利便性も高い。

学生が実習等において使用した検査器具をはじめ様々な機器や書籍等についても授業時間外に貸与を行い、学生の予習・復習に役立っている。

本章において、上記の自己点検評価に基づき、2013年度公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審した結果、改善が望ましい点として、「関西大学心理臨床センターの設置計画があるとのことだが、その計画の進行に伴って、心理臨床に関する実習設備の充実が望まれる」との指摘があった。これについては、大阪市内に設置を決定した心理臨床センター（仮称）の開設により、面接室、遊戯療法室を含む学内施設実習設備の大幅な充実が見込まれる。

以上、認証評価後の措置については、本年５月に年次報告書に記している（関西大学大学院臨床心理分野年次報告書参照)。

おわりに

本学では、1994年に「関西大学自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動等の改善改革に努めてきた。そして2009年度からは法人・教学が一体となった活動をめざし「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」に改編するとともに、外部からの意見を取り入れるために「外部評価委員会」を設置する等により体制の整備を図ってきた。

加えて、「自己点検・評価活動」と「中長期行動計画」を連動させることにより、行動計画として策定された「計画」を、各部局において「実行」し、「自己点検・評価活動」・「行動計画における見直し作業」において「点検・評価」を行い、これに基づき新たな活動を「行動計画」において改めて策定する、いわゆる「PDCAサイクル」の構築を実現している。

2012年度に受審した大学基準協会による認証評価では、本学の内部質保証に関する一連の取組について「全学的に自己点検・評価活動が浸透し、PDCAサイクルの実効性を高める体制へと変革させ、恒常的な活動をしていることは、評価できる」と高く評価していただいた。もとより、「自己点検・評価活動」及び「認証評価」は、学校教育法に定められた大学の義務であり、大学が持つ公共性を考えれば、社会への説明責任を果たす機能としても非常に重要なシステムとなっている。全学的に実施するこれらの取組について、今後とも責任をもって進めていかなければならない。

一方で、これらの取組は、本学の教育研究水準の維持・向上に十分な役割を果たしていないのではないかとの指摘もある。大学として内部質保証に積極的に取り組んでいくうえで、どのようなあり方が望ましいのか今後とも検討していく必要がある。

最後になったが、本書の編集にあたり、自己点検・評価委員をはじめ関係教職員に多大なるご尽力をいただいた。ここに改めて深甚なる謝意を表したい。

以　上

2015年 3 月

学校法人関西大学自己点検・評価委員会

大学部門委員会委員長　木谷　晋市

検索

資　　料

1　関西大学自己点検・評価委員会の活動記録

(1) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会〔2012(平成24)～2014(平成26)年度〕

年度	回	日　時	活　動　内　容
2012年度 (平成24年度)	1	2012年9月24日(月) 持ち回り開催	**(外部評価委員会関係)** (1)　「『2011年度関西大学自己点検・評価報告書』に関する外部評価報告書」について
	2	2013年3月29日(金) 16：00～16：55	1　「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」の一部改正について 2　今年度の自己点検・評価活動状況について **(大学部門委員会関係)** (1)　認証評価への対応について (2)　自己点検・評価に係る学生アンケートについて (3)　「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」の一部改正について (4)　学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会実施要領の改正について (5)　2013年度　自己点検・評価活動について (6)　『データブック2013』の編集について (7)　その他 ・外部評価結果について ・専門職大学院における認証評価の受審について **(外部評価委員会関係)** (1)　委員長の交代について (2)　外部評価報告書について (3)　第Ⅲ期外部評価委員の選定について
2013年度 (平成25年度)	1	2013年4月25日(木) 持ち回り開催	初等中等教育部門委員会議事のみのため省略
	2	2013年7月26日(金) 16：10～16：30	1　学校法人関西大学自己点検・評価委員会の運営方法について 2　学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程の一部改正について 3　今年度の自己点検・評価活動状況について **(大学部門委員会関係)** (1)　「2014年度自己点検・評価報告書」の編集に係る基本方針について ・評価基準及び評価項目、評価の視点、執筆分担部局、執筆分担文字数について ・評価指標について ・原稿執筆タイムスケジュールについて (2)　自己点検・評価に係る学生アンケートについて (3)　その他 ・大学基準協会主催　2013（平成25年）年度大学評価実務説明会について **(外部評価委員会関係)** (1)　第3期外部評価委員の選定について
2014年度 (平成26年度)	1	2014年6月23日(月) 持ち回り開催	併設校部門委員会議事のみのため省略
	2	2014年11月13日(木) 持ち回り開催	併設校部門委員会議事のみのため省略
	3	2015年3月24日(火) 14：30～	今年度の各部門委員会における活動状況について

注）併設校部門委員会（初等中等教育部門委員会）関係事項は省略。

(2) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）〔2012(平成24)～2014(平成26)年度〕

年度	回	日　時	活　動　内　容
2012年度 (平成24年度)	1	2012年７月27日(金) 12：00～12：32	1　委員会の運営について 2　認証評価に係る実地調査への対応について 3　自己点検・評価に係る学生アンケートについて 4　その他 ・外部評価結果にについて
	2	2013年３月12日(火) 14：00～14：25	1　「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」の一部改正について 2　学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会実施要領の改正について 3　2013年度　自己点検・評価活動について ・認証評価結果に基づく改善方針の策定について ・2014年度自己点検・評価報告書の編集方針の策定 4　『データブック2013』の編集について 5　その他 ・専門職大学院における認証評価の受審について
2013年度 (平成25年度)	1	2013年５月27日(月) 12：10～12：35	1　委員会の運営について 2　「2014年度自己点検・評価報告書」の編集に係る基本方針について ・評価基準及び評価項目について ・評価の視点について ・執筆分担部局について ・執筆分担文字数について ・評価指標について ・報告書の構成について ・原稿執筆タイムスケジュールについて 3　自己点検・評価に係る学生アンケートについて 4　その他 ・大学基準協会主催　2013（平成25）年度大学評価実務説明会について
2014年度 (平成26年度)	1	2014年５月19日(月) 12：10～12：50	1　2014年度自己点検・評価報告書の編集について ・原稿執筆依頼について ・原稿作成スケジュールについて ・原稿執筆分担について ・執筆にあたっての留意事項について ・原稿執筆後の内容確認作業及びリライト等の進め方について ・報告書を作成する際の参考資料について ・専門職大学院の原稿執筆依頼について 2　学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程の一部改正について 3　その他 ・専門職大学院において認証評価結果について ・学生アンケートについて
	2	2014年12月15日(月) 12：10～12：35	1　「2014年度自己点検・評価報告書」（案）について 2　2015年自己点検・評価に係る学生アンケート項目について 3　その他 ・専門職大学院における認証評価結果について ・『データブック2015』の編集について

検索

2　点検・評価項目

評価基準		評価項目（[　]で示したもの） 評価の視点（○印で示したもの）	関西大学における執筆分担			
			大学全体	学部	研究科	
					修士博士	専門職
Ⅰ	理念・目的	[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか				
		○　理念・目的の明確化	○	○	○	○
		○　実績や資源からみた理念・目的の適切性	○	－	－	－
		○　個性化への対応	○	－	－	－
		[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか				
		○　構成員に対する周知方法と有効性	○	○	○	○
		○　社会への公表方法	○	○	○	○
		[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	○	○	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
Ⅱ	教育研究組織	[1] 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は理念・目的に照らして適切なものであるか				
		○　教育研究組織の編制原理	○	－	－	－
		○　理念・目的との適合性	○	－	－	－
		○　学術の進展や社会の要請との適合性	○	－	－	－
		[2] 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか	○	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	－	－	－
Ⅲ	教員・教員組織	[1] 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか				
		○　教員に求める能力・資質等の明確化	○	○	○	○
		○　教員構成の明確化	○	○	○	○
		○　教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	○	○	○	○
		[2] 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか				
		○　編制方針に沿った教員組織の整備	○	○	○	○
		○　授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	○	○	○	○
		○　研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（院・専院）	○	－	○	○
		[3] 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか				
		○　教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化	○	○	○	○
		○　規程等に従った適切な教員人事	○	○	○	○
		[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか				
		○　教員の教育研究活動等の評価の実施	○	○	○	○
		○　ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性	○	○	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
Ⅳ	教育内容・ 方法・成果	1 「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」				
		[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか				
		○　学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	○	○	○	○
		○　教育目標と学位授与方針との整合性	○	○	○	○
		○　修得すべき学習成果の明示	○	○	○	○
		[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか				
		○　教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	○	○	○	○
		○　科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	○	○	○	○
		[3] 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか				
		○　周知方法と有効性	○	○	○	○
		○　社会への公表方法	○	○	○	○
		[4] 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか	○	○	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
		2 「教育課程・教育内容」				
		[1] 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか				
		○　必要な授業科目の開設状況	○	○	○	○
		○　順次性のある授業科目の体系的配置	○	○	○	○
		○　教養教育・専門教育の位置づけ（学）	○	○	－	－
		○　コースワークとリサーチワークのバランス（院）	○	－	○	△

検索

評価基準		評価項目（[　]で示したもの） 評価の視点（〇印で示したもの）	関西大学における執筆分担			
			大学全体	学部	研究科	
					修士博士	専門職
Ⅳ	教育内容・方法・成果	[2] 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか				
		○　学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学）	○	○	－	－
		○　初年次教育・高大連携に配慮した教育内容（学）	○	○	－	－
		○　専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（院）	○	－	○	－
		○　理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専院）	○	－	－	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
		3 「教育方法」				
		[1] 教育方法及び学習指導は適切か				
		○　教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用	○	○	○	○
		○　履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	○	○	○	○
		○　学生の主体的参加を促す授業方法	○	○	○	○
		○　研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導（院）	○	－	○	－
		○　実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導（専院）	○	－	－	○
		[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか				
		○　シラバスの作成と内容の充実	○	△	△	△
		○　授業内容・方法とシラバスとの整合性	○	○	○	○
		[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか				
		○　厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）	○	○	○	○
		○　単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	○	○	○	○
		○　既修得単位認定の適切性	○	○	○	○
		[4] 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか				
		○　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	○	○	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
		4 「成果」				
		[1] 教育目標に沿った成果が上がっているか				
		○　学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	○	○	○	○
		○　学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）	○	○	○	○
		[2] 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか				
		○　学位授与基準、学位授与手続きの適切性	○	○	○	○
		○　学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（院・専院）	○	－	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
Ⅴ	学生の受入れ	[1] 学生の受入れ方針を明示しているか				
		○　求める学生像の明示	○	○	○	○
		○　当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	○	○	○	○
		○　障がいのある学生の受入れ方針	○	△	△	△
		[2] 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか				
		○　学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	○	○	○	○
		○　入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	○	○	○	○
		[3] 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか				
		○　収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	○	○	○	○
		○　定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	○	○	○	○
		[4] 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	○	○	○	○
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	注2	注2	注2
Ⅵ	学生支援	[1] 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか				
		○　学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	○	－	－	－
		[2] 学生への修学支援は適切に行われているか				
		○　留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性	○	－	－	－
		○　補習・補充教育に関する支援体制とその実施	○	－	－	－
		○　障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性	○	－	－	－
		○　奨学金等の経済的支援措置の適切性	○			
		[3] 学生の生活支援は適切に行われているか				
		○　心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮	○	－	－	－
		○　ハラスメント防止のための措置	○			

検索

評価基準		評価項目（[　]で示したもの） 評価の視点（〇印で示したもの）	関西大学における執筆分担			
			大学全体	学部	研究科	
					修士博士	専門職
Ⅵ	学生支援	［4］学生の進路支援は適切に行われているか				
		○　進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	○	－	－	－
		○　キャリア支援に関する組織体制の整備	○	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	－	－	－
Ⅶ	教育研究等環境	［1］教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか				
		○　学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化	○	－	－	－
		○　校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画	○	－	－	－
		［2］十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか				
		○　校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成	○	－	－	－
		○　校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保	○	－	－	－
		［3］図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか				
		○　図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性	○	－	－	－
		○　図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境	○	－	－	－
		○　国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備	○	－	－	－
		○　博物館の活動及び整備状況とその適切性※	○	－	－	－
		○　インフォメーション・テクノロジーセンターの活動及び整備状況とその適切性※	○	－	－	－
		［4］教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか				
		○　教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備	○	－	－	－
		○　ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備	○	－	－	－
				－	－	－
		○　教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保	○	－	－	－
		［5］研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか				
		○　研究倫理に関する学内規程の整備状況	○	－	－	－
		○　研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	○	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	－	－	－
Ⅷ	社会連携・社会貢献	［1］社会との連携・協力に関する方針を定めているか				
		○　産・学・官等との連携の方針の明示	○	－	－	－
		○　地域社会への協力方針の明示	○	－	－	－
		［2］教育研究の成果を適切に社会に還元しているか				
		○　教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動	○	－	－	－
		○　学外組織との連携協力による教育研究の推進	○	－	－	－
		○　地域交流事業への積極的参加	○	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	－	－	－
Ⅸ	管理運営・財務	1　「管理運営」				
		［1］大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか				
		○　中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知	○	－	－	－
		○　意思決定プロセスの明確化	○	－	－	－
		○　教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化	○	－	－	－
		○　教授会の権限と責任の明確化	○	－	－	－
		［2］明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか				
		○　関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用	○	－	－	－
		○　学長、学部長・研究科長、理事（学務担当）等の権限と責任の明確化	○	－	－	－
		○　学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性	○	－	－	－
		［3］大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか				
		○　事務組織の構成と人員配置の適切性	○	－	－	－
		○　事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策	○	－	－	－
		○　職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	○	－	－	－
		［4］事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか				
		○　人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善	○	－	－	－
		○　スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性	○	－	－	－
		2　「財務」				
		［1］教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか				
		○　中・長期的な財政計画の立案	○	－	－	－
		○　科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入れ状況	○	－	－	－
		○　消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性	○	－	－	－
		［2］予算編成及び予算執行を適切に行っているか				
		○　予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査	○	－	－	－
		○　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	○	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	○	－	－	－

検索

評価基準		評価項目（[　]で示したもの） 評価の視点（〇印で示したもの）	関西大学における執筆分担			
			大学全体	学部	研究科	
					修士博士	専門職
Ⅹ	内部質保証	**[1] 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか**				
		〇　自己点検・評価の実施と結果の公表	〇	－	－	－
		〇　情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	〇	－	－	－
		[2] 内部質保証に関するシステムを整備しているか				
		〇　内部質保証の方針と手続きの明確化	〇	－	－	－
		〇　内部質保証を掌る組織の整備	〇	－	－	－
		〇　自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立	〇	－	－	－
		〇　構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底	〇	－	－	－
		[3] 内部質保証システムを適切に機能させているか				
		〇　組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実	〇	－	－	－
		〇　教育研究活動のデータ・ベース化の推進	〇	－	－	－
		〇　学外者の意見の反映	〇	－	－	－
		〇　文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応	〇	－	－	〇
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	〇	－	－	－
ⅩⅠ	研究活動※	**[1] 研究活動※**				
		〇　論文等研究成果の発表状況※	〇	〇	－	〇
		〇　国内外の学会での活動状況※	〇	〇	－	〇
		〇　当該学部・大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況※	〇	△	△	△
		〇　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況※	〇	△	△	△
		〇　附置研究所と大学・大学院との関係※	〇	－	－	－
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	〇	注2	注2	注2
ⅩⅡ	国際交流※	**[1] 国際交流（国際的な教育研究交流）※**				
		〇　国際交流の推進に関する基本方針の設定・明示状況※	〇	△	△	△
		〇　国際社会への協力方針の設定・明示状況	〇	△	△	△
		〇　国際化への対応状況※	〇	△	△	△
		〇　海外の大学・大学院との組織的な教育研究交流等の状況※	〇	△	△	△
		〇　国際的な共同研究への参画状況	〇	△	△	△
		〇　国際交流事業への積極的参加	〇	△	△	△
		点検・評価（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、 将来に向けた発展方策（効果が上がっている事項、改善すべき事項）、根拠資料	〇	注2	注2	注2

注1)　関西大学における執筆分担欄の〇印は必須項目、△印は必要に応じて執筆する選択項目を示す。

注2)　※印は本学の独自項目を示す。

３　学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程

制定　平成21年１月29日

（設置）

第１条　学校法人関西大学（以下「本学」という。）に、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、これまでの自己点検・評価活動の趣旨を尊重し、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表に際して総括し、自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

２　委員会は、前項の活動に関する客観性・公平性を担保するため、外部評価委員会の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させるものとする。

３　前項の外部評価委員会に関する委員構成、職務等については別に定める。

（構成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　学長

（２）　常任理事会が指名する常勤の役員

（３）　関西大学第一高等学校長

（４）　関西大学北陽高等学校長

（５）　関西大学高等部校長

（６）　関西大学第一中学校長

（７）　関西大学北陽中学校長

（８）　関西大学中等部校長

（９）　関西大学初等部校長

（10）　関西大学幼稚園長

（11）　副学長のうち　１名

（12）　学長補佐のうち　１名

（13）　法人本部長

（14）　大学本部長

（15）　総合企画室長

（16）　初等中等教育事務局長

２　委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

（委員長及び副委員長の選任）

第５条　委員長は、第３条第１項第２号に規定する常勤の役員のうちから委員会において選出する。

２　副委員長は、第３条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

（委員の任期）

第６条　第３条第１項に規定する委員の任期は、役職在任中とする。

２　第３条第２項に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
3　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
4　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
（職掌事項）
第８条　委員会は、第２条に規定する任務を遂行するため、大学部門委員会及び併設校部門委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次の事項について審議決定する。
（１）　自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定
（２）　資料の収集及び分析
（３）　大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
（４）　大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・勧奨
（５）　理事会への総括結果の報告
（６）　総括結果の公表
（７）　大学機関別認証評価を受ける際の認証評価機関の決定及び対応
（８）　自己点検・評価のための調査研究
（９）　その他自己点検・評価に必要な事項
（自己点検・評価結果への対応）
第９条　法人、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園及びその部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について、改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。
（大学部門委員会）
第10条　委員会のもとに、法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会を置く。
2　大学部門委員会は、本大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、管理運営及び財政の状況について、各学部、研究科及び各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告する。
3　前項の報告書は、学長が意見を付し、大学部門委員会の議を経たのち、委員会へ報告する。
（構成）
第11条　大学部門委員会は、次の者をもって構成する。
（１）　第３条第１項第11号に規定する副学長　１名
（２）　第３条第１項第12号に規定する学長補佐　１名
（３）　教育推進部、研究推進部、社会連携部及び国際部から選出された副部長　各１名
（４）　各学部及び研究科に設置された自己点検・評価委員会の委員長
（５）　東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所及び人権問題研究室に設置された自己点検・評価委員会の委員長並びに先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構の副機構長
（６）　入試センター、学生センター、キャリアセンター、図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター及び保健管理センターに設置された自己点検・評価委員会の委員長
（７）　法人本部長、大学本部長
（８）　総合企画室、総務局、財務局、管財局、学長室、学事局、高槻事務局、堺事務局、入試事務局、学生サービス事務局、キャリアセンター事務局、学術情報事務局の局室長
2　大学部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。
（大学部門委員長等）
第12条　大学部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2　大学部門委員会の委員長は、大学部門委員会を代表し、その業務を統括する。
3　大学部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
4　大学部門委員会の委員長は、前条第１項第１号の委員をもって充てる。

5　大学部門委員会の副委員長は、前条第１項第２号の委員をもって充てる。
6　前条第２項の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（大学部門委員会の運営）
第13条　大学部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2　大学部門委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
3　大学部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
4　大学部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
（委任）
第14条　この規程に定めるもののほか大学部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
（併設校部門委員会）
第15条　委員会のもとに、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の自己点検・評価に関する事項を統括する併設校部門委員会を置く。
2　併設校部門委員会は、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園が作成した報告をもとに、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園全体としての自己点検・評価を行い、報告書としてとりまとめ、委員会に報告する。
（構成）
第16条　併設校部門委員会は、次の者をもって構成する。
（１）　関西大学第一高等学校長
（２）　関西大学北陽高等学校長
（３）　関西大学高等部校長
（４）　関西大学第一中学校長
（５）　関西大学北陽中学校長
（６）　関西大学中等部校長
（７）　関西大学初等部校長
（８）　関西大学幼稚園長
（９）　法人本部長
(10)　初等中等教育事務局長
2　併設校部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。
（併設校部門委員長等）
第17条　併設校部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2　併設校部門委員会の委員長は、併設校部門委員会を代表し、その業務を統括する。
3　併設校部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
4　併設校部門委員会の委員長は、前条第１項第１号から第３号の委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
5　併設校部門委員会の副委員長は、前条第１項第１号から第３号の委員のうち、前項の規定により委員長に選出された者を除く委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
6　前条第２項の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（併設校部門委員会の運営）
第18条　併設校部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2　併設校部門委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
3　併設校部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
4　併設校部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任）

第19条　この規程に定めるもののほか併設校部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（事務）

第20条　この規程に関する事務は、企画管理課が行う。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年９月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年９月12日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

検索

4　委員会名簿

(1) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿 (2012年4月1日現在)

所属（選出母体）		氏名	備考
副学長		黒田　勇（教授）	**委員長**
学長補佐		新井　恭彦（教授）	**副委員長**
教育推進部		橋寺　知子（准教授）	
研究推進部		越智　光一（教授）	
社会連携部		西山　豊（教授）	
国際部		石垣　泰輔（教授）	
法学部		藤原　稔弘（教授）	
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		植村　邦彦（教授）	
商学部		中邑　光男（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		小西　秀樹（教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		塩村　尊（教授）	
社会安全学部		越山　健治（准教授）	
システム理工学部		梅川　尚嗣（教授）	
環境都市工学部		池永　直樹（教授）	
化学生命工学部		坂口　聡（准教授）	
大学院	法学研究科	浦東　久男（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	小池　渺（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	小川　博司（教授）	
	総合情報学研究科	桑原　尚史（教授）	
	理工学研究科	西形　達明（教授）	
	外国語教育学研究科	山﨑　直樹（教授）	
	心理学研究科	松村　暢隆（教授）	
	社会安全研究科	永松　伸吾（准教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	河﨑　信樹（准教授）	
	法務研究科	越山　和広（教授）	
	会計研究科	松本　祥尚（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	池見　陽（教授）	
東西学術研究所		小田　淑子（教授）	
経済・政治研究所		樫原　正澄（教授）	
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		横田　直和（教授）	
人権問題研究室		熊谷　明泰（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		松下　敬一郎（教授）	
入試センター		宮本　要太郎（教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		鶴田　廣巳（教授）	
図書館		北川　勝彦（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		小林　孝史（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
大学本部長		岡田　弘行	※
学長室長			※
学事局長		土橋　良一	
高槻事務局長		市原　憲厚	
堺事務局長		小上　廣之	
入試事務局長		道前　博	
学生サービス事務局長		森　茂実	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		水野　浩二	
総合企画室長		藤本　清高	
広報室長		横山　博行	
総務局長		五藤　勝三	
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を2つ兼ねている構成員を示す。

検索

(2) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿（2012年10月1日現在）

所属（選出母体）		氏　名	備　考
副学長		木谷　晋市（教授）	**委員長**
学長補佐		青田　浩幸（教授）	**副委員長**
教育推進部		山本　敏幸（教授）	
研究推進部		杉本　貴志（教授）	
社会連携部		平野　義明（教授）	
国際部		田村　裕（教授）	
法学部		小泉　良幸（教授）	
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		廣江　満郎（教授）	
商学部		中邑　光男（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		三枝　憲太郎（准教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		塩村　尊（教授）	
社会安全学部		中村　隆宏（教授）	
システム理工学部		梅川　尚嗣（教授）	
環境都市工学部		池永　直樹（教授）	
化学生命工学部		坂口　聡（准教授）	
大学院	法学研究科	大津留　智恵子（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	小池　渺（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	松原　一郎（教授）	
	総合情報学研究科	桑原　尚史（教授）	
	理工学研究科	西形　達明（教授）	
	外国語教育学研究科	山﨑　直樹（教授）	
	心理学研究科	串崎　真志（教授）	
	社会安全研究科	土田　昭司（教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	羽原　敬二（教授）	
	法務研究科	早川　徹（教授）	
	会計研究科	三島　徹也（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	岡田　弘司（教授）	
東西学術研究所		小田　淑子（教授）	
経済・政治研究所		樫原　正澄（教授）	
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		横田　直和（教授）	
人権問題研究室		熊谷　明泰（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		松下　敬一郎（教授）	
入試センター		長岡　康夫（教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		鶴田　廣巳（教授）	
図書館		内田　慶市（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		榎原　博之（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
大学本部長		岡田　弘行	※
学長室長			※
大学本部付局長		川畑　一成	
学事局長		土橋　良一	
高槻事務局長		市原　憲厚	
堺事務局長		小上　廣之	
入試事務局長		道前　博	
学生サービス事務局長		森　茂実	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		水野　浩二	
法人本部長		五藤　勝三	※
総務局長			※
総合企画室長		藤本　清高	※
広報室長			※
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を２つ兼ねている構成員を示す。

検索

(3) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿（2013年4月1日現在）

所属（選出母体）		氏名	備考
副学長		木谷　晋市（教授）	**委員長**
学長補佐		青田　浩幸（教授）	**副委員長**
教育推進部		山本　敏幸（教授）	
研究推進部		杉本　貴志（教授）	
社会連携部		平野　義明（教授）	
国際部		田村　裕（教授）	
法学部		小泉　良幸（教授）	
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		廣江　満郎（教授）	
商学部		中邑　光男（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		三枝　憲太郎（准教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		塩村　尊（教授）	
社会安全学部		中村　隆宏（教授）	
システム理工学部		淺川　誠（教授）	
環境都市工学部		村山　憲弘（准教授）	
化学生命工学部		西本　明生（准教授）	
大学院	法学研究科	馬場　圭太（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	小池　渺（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	松原　一郎（教授）	
	総合情報学研究科	桑原　尚史（教授）	
	理工学研究科	福永　健治（教授）	
	外国語教育学研究科	山崎　直樹（教授）	
	心理学研究科	串崎　真志（教授）	
	社会安全研究科	土田　昭司（教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	羽原　敬二（教授）	
	法務研究科	早川　徹（教授）	
	会計研究科	三島　徹也（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	岡田　弘司（教授）	
東西学術研究所		原田　正俊（教授）	
経済・政治研究所		吉岡　至（教授）	
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		竹下　賢（教授）	
人権問題研究室		熊谷　明泰（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		鵜飼　康東（教授）	
入試センター		長岡　康夫（教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		鶴田　廣巳（教授）	
図書館		内田　慶市（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		榎原　博之（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
法人本部長		五藤　勝三	
大学本部長		岡田　弘行	
総合企画室長		藤本　清高	※
広報室長			※
総務局長		土橋　良一	
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	
学長室長		川畑　一成	
学事局長		小上　廣之	
高槻事務局長		水野　浩二	
堺事務局長		森　茂実	
入試事務局長		中田　隆	
学生サービス事務局長		中塚　義史	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		篠塚　義弘	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を2つ兼ねている構成員を示す。

検索

(4) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿 (2013年10月1日現在)

所属（選出母体）		氏名	備考
副学長		木谷　晋市（教授）	**委員長**
学長補佐		青田　浩幸（教授）	**副委員長**
教育推進部		山本　敏幸（教授）	
研究推進部		杉本　貴志（教授）	
社会連携部		平野　義明（教授）	
国際部		田村　裕（教授）	
法学部		小泉　良幸（教授）	
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		廣江　満郎（教授）	
商学部		中邑　光男（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		三枝　憲太郎（准教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		塩村　尊（教授）	
社会安全学部		中村　隆宏（教授）	
システム理工学部		淺川　誠（教授）	
環境都市工学部		村山　憲弘（准教授）	
化学生命工学部		西本　明生（准教授）	
大学院	法学研究科	馬場　圭太（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	小池　渺（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	松原　一郎（教授）	
	総合情報学研究科	桑原　尚史（教授）	
	理工学研究科	福永　健治（教授）	
	外国語教育学研究科	山﨑　直樹（教授）	
	心理学研究科	串崎　真志（教授）	
	社会安全研究科	広瀬　幸雄（教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	橋本　行史（教授）	
	法務研究科	早川　徹（教授）	
	会計研究科	三島　徹也（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	岡田　弘司（教授）	
東西学術研究所		吾妻　重二（教授）	
経済・政治研究所		吉岡　至（教授）	
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		竹下　賢（教授）	
人権問題研究室		熊谷　明泰（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		鵜飼　康東（教授）	
入試センター		長岡　康夫（教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		鶴田　廣巳（教授）	
図書館		内田　慶市（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		榎原　博之（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
法人本部長		五藤　勝三	
大学本部長		岡田　弘行	
総合企画室長		藤本　清高	※
広報室長			※
総務局長		土橋　良一	
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	
学長室長		川畑　一成	
学事局長		小上　廣之	
高槻事務局長		水野　浩二	
堺事務局長		森　茂実	
入試事務局長		中田　隆	
学生サービス事務局長		中塚　義史	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		篠塚　義弘	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を２つ兼ねている構成員を示す。

検索

(5) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿 (2014年4月1日現在)

所属（選出母体）		氏名	備考
副学長		木谷　晋市（教授）	**委員長**
学長補佐		青田　浩幸（教授）	**副委員長**
教育推進部		山本　敏幸（教授）	
研究推進部		杉本　貴志（教授）	
社会連携部		平野　義明（教授）	
国際部		田村　裕（教授）	
法学部		小泉　良幸（教授）	
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		廣江　満郎（教授）	
商学部		中邑　光男（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		三枝　憲太郎（准教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		桑原　尚史（教授）	
社会安全学部		中村　隆宏（教授）	
システム理工学部		淺川　誠（教授）	
環境都市工学部		村山　憲弘（准教授）	
化学生命工学部		西本　明生（教授）	
大学院	法学研究科	馬場　圭太（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	小池　渺（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	松原　一郎（教授）	
	総合情報学研究科	上島　紳一（教授）	
	理工学研究科	福永　健治（教授）	
	人間健康研究科	小田　伸午（教授）	
	外国語教育学研究科	山崎　直樹（教授）	
	心理学研究科	串崎　真志（教授）	
	社会安全研究科	廣瀬　幸雄（教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	橘本　行史（教授）	
	法務研究科	早川　徹（教授）	
	会計研究科	三島　徹也（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	岡田　弘司（教授）	
東西学術研究所		原田　正俊（教授）	
経済・政治研究所		髙作　正博（教授）	
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		山本　慶介（教授）	
人権問題研究室		加納　恵子（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		本西　泰三（教授）	
入試センター		長岡　康夫（教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		笹倉　淳史（教授）	
図書館		内田　慶市（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		榎原　博之（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
法人本部長		五藤　勝三	
大学本部長		岡田　弘行	
総合企画室長		藤本　清高	
総務局長		土橋　良一	
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	
学長室長		川畑　一成	
学事局長		小上　廣之	
高槻事務局長		稲田　一豊	
堺事務局長		森　茂実	
入試事務局長		中田　隆	
学生サービス事務局長		中塚　義史	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		篠塚　義弘	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を2つ兼ねている構成員を示す。

検索

(6) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会　大学部門委員会名簿（2014年10月1日現在）

所属（選出母体）		氏名	備考
副学長		木谷　晋市（教授）	**委員長**
学長補佐		青田　浩幸（教授）	**副委員長**
教育推進部		山本　敏幸（教授）	
研究推進部		遠藤　由美（教授）	
社会連携部		平野　義明（教授）	
国際部		田村　裕（教授）	
法学部		髙作　正博（教授）	※
文学部		森部　豊（教授）	※
経済学部		李　英和（教授）	
商学部		矢田　勝俊（教授）	
社会学部		雨宮　俊彦（教授）	
政策創造学部		河﨑　信樹（准教授）	
外国語学部		八島　智子（教授）	
人間健康学部		杉本　厚夫（教授）	
総合情報学部		辻　光宏（教授）	
社会安全学部		中村　隆宏（教授）	
システム理工学部		淺川　誠（教授）	
環境都市工学部		村山　憲弘（准教授）	
化学生命工学部		西本　明生（教授）	
大学院	法学研究科	山名　美加（教授）	
	文学研究科	森部　豊（教授）	※
	経済学研究科	菅田　一（教授）	
	商学研究科	廣田　俊郎（教授）	
	社会学研究科	松原　一郎（教授）	
	総合情報学研究科	広兼　道幸（教授）	
	理工学研究科	福永　健治（教授）	
	人間健康研究科	涌井　忠昭（教授）	
	外国語教育学研究科	山﨑　直樹（教授）	
	心理学研究科	北村　英哉（教授）	
	社会安全研究科	廣瀬　幸雄（教授）	
	東アジア文化研究科	二階堂　善弘（教授）	
	ガバナンス研究科	橘本　行史（教授）	
	法務研究科	早川　徹（教授）	
	会計研究科	松本　祥尚（教授）	
	心理学研究科　心理臨床学専攻	岡田　弘司（教授）	
東西学術研究所		原田　正俊（教授）	
経済・政治研究所		髙作　正博（教授）	※
先端科学技術推進機構		棟安　実治（教授）	
法学研究所		山本　慶介（教授）	
人権問題研究室		加納　恵子（教授）	
ソシオネットワーク戦略研究機構		本西　泰三（教授）	
入試センター		脇田　貴文（准教授）	
学生センター		田中　成典（教授）	
キャリアセンター		笹倉　淳史（教授）	
図書館		内田　慶市（教授）	
博物館		米田　文孝（教授）	
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		榎原　博之（准教授）	
保健管理センター		石原　正（非常勤嘱託）	
法人本部長		五藤　勝三	
大学本部長		岡田　弘行	
総合企画室長		藤本　清高	
総務局長		土橋　良一	
財務局長		北田　伸治	
管財局長		重田　勝紀	
学長室長		川畑　一成	
学事局長		小上　廣之	
高槻事務局長		稲田　一豊	
堺事務局長		森　茂実	
入試事務局長		中田　隆	
学生サービス事務局長		中塚　義史	
キャリアセンター事務局長		吉原　健二	
学術情報事務局長		篠塚　義弘	

注）備考欄の※印は、規程による選出母体を２つ兼ねている構成員を示す。

検索

関西大学『学の実化』 Vol. 10　No. 4
自己点検・評価報告書

2015年（平成27年）３月31日印刷
2015年（平成27年）３月31日発行
編集発行　学校法人関西大学自己点検・評価委員会(大学部門委員会)
〒564-8680　吹田市山手町３丁目３－35
電話　(06)－6368－1121大代表

千里山キャンパス：〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番35号
高槻キャンパス：〒569-1095　大阪府高槻市霊仙寺町２丁目１番１号
高槻ミューズキャンパス：〒569-1098　大阪府高槻市白梅町７番１号
堺キャンパス：〒590-8515　大阪府堺市堺区香ヶ丘町１丁11番１号
U　R　L：http://www.kansai-u.ac.jp

印刷　株式会社　遊　文　舎
〒532-0012　大阪市淀川区木川東4-17-31